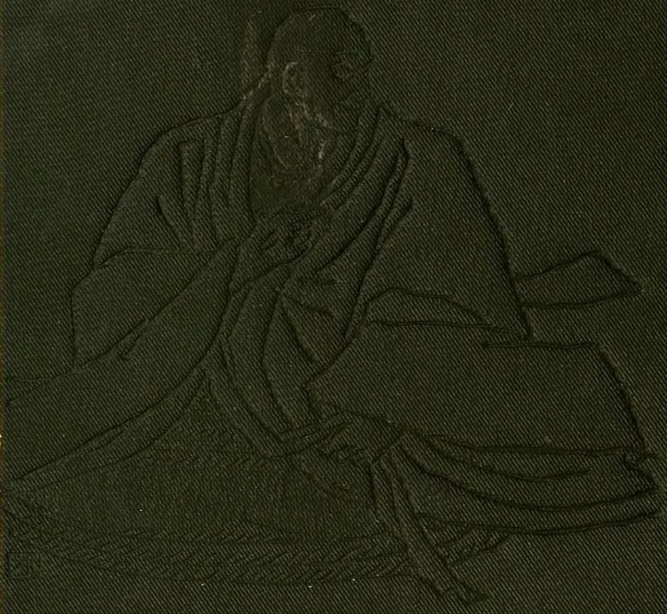
國文註釋全書



PL
753
M8
v.17

Muromatsu, Iwao (ed.)
Kokubun chūshaku zensho

East
Asiatic
Studies

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

東宮侍講　本居豐穎
文學博士　木村正辭
文學博士　井上賴圀　校訂

國文註釋全書

（再版）

東京　國學院大學出版部刊行

PL
753
M8

V. 17

LIBRARY
FEB 21 1967
UNIVERSITY OF TORONTO

目録

國文註釋全書序

凡書はかならず善本に依るべし、もし陋本俗本に就て研究せんか、妄りに駁難を生じ、大方の笑をうくべし、近日印刷業の盛なりしより、年に月に印行せらるゝ書籍多し、これ獨學生の爲のみならず、國家をして益文明におもむかしむる階梯にして、誠に歡ぶべき事なり然れども寫本と印本との得失互にあり、今其善惡及び便不便をいはゞ、印本は得ること甚だ易くして便なり、寫本は得難くして不便なり、然れども是まで寫本にて傳はりしものを、一たび印行して世に出せば、其寫本の方は漸々に廢れて、印本の方のみに定まるを以て、もし其文字に誤脫あらんか、他の本をもて比べ見ること難し、故に誤りを以て誤り

を傳ふることの誹免れがたし、是印本の弊なり、されば其印行する際には、必専門家を撰びて、之に依頼し、よく〳〵訂正を經て刊行すべき事なり、また寫本にて傳はるものは、其寫本もさま〳〵あれば、此と彼とを比較して、誤り有るものは、之を正して用ゐることを得べければ、誤脱ある版本一ッを以て傳ふるよりは、勝ること多し、されど其寫本は常に得難くして、不便なり、且他になき寫本の不幸にして災に罹ることある時は忽ち其傳を失す、是寫本の弊なり、かくの如く互に得失あれども、寫本は傳寫の手數多くして、之を悉く備へ置ん事は能はざる事なれば、總ての書籍は、なるべくよく訂正して、刊行しおかまほしきことなり、此國文註釋全書は、吾國文中の必要なるものを集め、其内より撰擇したるものなれば、國語國文研究者の、座右缺べ

からざるものなり、且その原本は、内閣秘庫の本、帝國圖書館本、其他諸大家の藏本にて、其校讎に從事したるは、室松岩雄ぬしをはじめ、國學專修の人々なれば、校定の確實にして、善本なる事疑を容れず、抑書籍の存亡は、其科學の盛衰によるものにて、其學衰ふれば、其書の滅ぶるは、自然の理也、我元祿享保以降、皇國學の盛に行れしより、本邦の古書にして、中世堙晦に屬したるもの、繼々に出現して、世に行れしは、斯學の盛なりしが故なり、宋鄭樵が通志略に、專門の書あれば、專門の學あり、專門の學あれば、世守の能あり、人其學を守り、學其書を守り、書其類を守る、人に存沒あるも、學は熄まず、世に變故有も、書は亡びず、といへり、此言誠に爾り、しからば國書を校定して、之を後代に傳ふるは、專門家の任務にして、人其學を守り、學

其書を傳ふるものなり、此書國文學と共に賞せられて、永く傳はり行べければ、校者の功亦偉なりといはまし。

文學博士　木村正辭識

明治四十年七月

平家物語に就いて

平家物語の作者、及び著作年代については、古來多くの說ありて、作者は信濃前司行長なりといひ、葉室時長なりといひ、或は右等數人の手になりたりといひ、或は最初一兩人の手になりしを、後人の敷衍增補せしものなりともいへり、又その年代も後鳥羽院の時なりといひ、或は靑侍の夢によりて藤原將軍の時なりといひ、或は一時になりたるにあらずして承久以後に增加せしものなりともいひて、諸說紛紜未だ歸着するところを知らずと雖も、要するにその大要、以上の範圍を出でず、されば作者年代等につきての研究は、更に新しき事實を發見するにあらざれば、徒らに屋下架屋の說をなすも無益のことなれば、予は此物語の內容につきて少しく研究を試みんとす、假令へば八の卷なる山門御幸の條に、紀伊守範光が四の宮後鳥羽翼戴の功あるにも拘はらず、御卽位の後、何等の恩命をも拜せずして、空しく月日をおくれるを物うく思ひ、述懷の歌二首

たよみて禁中に落書したれば、やがて朝恩を蒙りて正三位に叙せられたりとい
ふ物語を載せたり、その歌

一聲はおもひいでてなけ郭公
　　老その森の夜半のむかしを

籠の内も猶うらやまし山がらの
　　身のほどかくす夕顔の宿

前者一聲はの歌は、新古今夏部に、百首の歌奉りし時、夏の歌の中に、民部卿
範光として一郭公なほ一こゑはおもひいでよ、老その森の夜半のむかしを一と
ある歌なり、後者籠の内もの歌は、玉葉雜部に、後京極攝政良經家に、百首歌
よみ侍りけるに、寂蓮法師として載せ、又夫木和歌抄二十七には、山陵鳥と題
し、寂蓮法師として收めたり、されば此歌は、範光のにあらずして寂蓮法師の
歌なり、寂蓮は俊成の養子にして定家の義兄なり、建仁二年七月卒す、當時

和歌の妙手と稱す、紀伊守範光は、南家の儒流にて刑部卿範兼の子なり、高倉帝の承安元年藏人に補せられ、同三年紀伊守に任ぜられ、安元に下野守に遷りたれども、安德帝の壽永二年再び紀伊守に遷り、昇殿を聽さる、後鳥羽帝の元曆元年式部權少輔を兼ね、文治二年紀伊守を解かる、建久六年勘解由次官に遷り、同八年耆宿に加はり官を辭す、土御門帝の御即位あるや、新帝の昇殿を聽され、院司に補せらる、正治二年權中辨に轉じ、大藏卿に遷る、同三年從三位に叙し大宰大貳に任ぜらる、建仁二年參議正三位に叙せられ、同三年權中納言に任じ、帶劍を聽さる、元久二年民部卿に任じ、從二位に叙せられ、承元元年官を辭して出家し靜心と號す、順德帝の建保元年四月五日薨ず、時に年六十、男範朝また正二位權中納言に至り、女憲子も順德帝の乳母となりて從三位に叙せらる、又弟範季は、その女重子が後鳥羽帝の後宮に入りて順德帝を產み奉り、後に國母修明門院と稱したれば、範季は外祖の故を以て薨後從一位左大臣を贈

らる、姉範子は法勝寺執行能圓の妻となり、妹兼子は大納言宗頼の妻となりて、共に後鳥羽帝を養育し奉りたれば、範光の兄弟姉妹子女、共に後鳥羽順徳の朝には、外戚の親を以て殊寵を蒙りたり、されは禁秘抄にも、乳父範光、範朝、範茂範季の子等は、皆臺盤所立入を聽すべき謂ありと記させ給ひ、圓光大師傳には、民部卿範光は、後鳥羽院の寵臣なりといひ、本朝通鑑には、範光、以外戚之親、秉朝權殆二十年といひ、又範季、與兄範光經歷儒官、以其妹範子兼子撫育上皇之故頻昇進列卿位ともいへり、

かくの如く範光の一族は、後鳥羽帝以後は、最も得意の時代なれば、此物語にいへるが如き、不平の述懷をなすべき理由を見ず、されば落書したりといふ一聲はの歌も、東野州常縁の新古今抄に、昔を偲び老を歎くの義に解せるが如く、敢て翼戴の功を陳する意にあらざるなり、平家の作者を、行長時長などゝするときは、範光寂蓮と共に同じく後鳥羽帝に仕へたる人なれは、必ずや相知れる

中なるべし、たとへ相知らざるも、當時名高き寂蓮の歌を以て、權臣範光の述懷の歌として、落書の一段を虚構するが如きことあるべからず、是れこの物語の作者年代等を研究すべき好材料にあらずや、

また此物語には、當時の俗語を多く用ゐられたれば、言語學上より研究するも、また有益のこと多かるべし、假令へば七の卷なる齋藤別當實盛最後の條に、『あつぱれおのれは、日本一の剛の者ど、組でうずよなふれ』といふ詞あり、誠に解すべからず、或古寫本には、『組上手よ』とし、謠曲實盛には、『軍諍ずよ』と改めたれども、皆あたらず、小野高尙の夏山雜談に說あり、此處の意味は、我が如き日本一の兵と、組むといふかとて組だりしことなり、『でうず』といふ詞は、今も越路にていふ詞なり、又『なふれ』とは、實盛が生國越前國の詞なり、今も越前にては、詞のあとに『のふれ』といふことあり、俗歌に『加賀「のか」に越前「のれ」に都「のゑ」東男の「のさ」のおかしさ』といふこともあるなり、作者の心を

つけてかきたるを知らずして、實盛といふ謠に、軍諍ずよといふは誤なりとい
へり、此處の意味が果して雜談にいへるが如きものなりや、又平家の作者が、
果してかゝる注意を以つて、俗語を挿入せしものなりや否や、予は未だ之を究
めざれども、是れまた面白き研究の材料なり、
以上は普通本平家物語によりて述べたるものなれども、之を源平盛衰記、及び
長門本平家物語、延慶本平家物語等に就いて撿するに、範光の話はあれども落
書のことなく、實盛最後の條はあれども其詞を載せず、相互に出入增減ありて
異なる處甚だ多し、若し深くこの物語の內容を比較研究する時は、史實の上に
於ても、言語文法の上に於ても、尚ほ得る處あるべく、作者年代のことの如き
も、亦必らずや大に發明する所あるべし、是れ此物語內容研究の必要を感ずる
所以なり、

明治四十年七月廿五日　　文學博士　松本愛重識

平家物語考證　十二卷

此書松堂閑人四醉生編、洛陽源道格集、羽林中郎將定俊補ト署ス、松堂閑人ハ野宮定基ノ別號、定基實ハ內大臣中院通茂ノ次子、延寶五年野宮氏ノ後ヲ承ケ、元祿元年左中將ニ任ジ、寶永元年參議ニ遷リ、正德元年權中納言ニ進ミ、即日薨ズ、年四十三、定俊實ハ權大納言正親町公通ノ次子、定基薨後其後ヲ承ケ、享保四年左中將ニ任ジ、元文二年參議ニ轉ズ、中將故ノ如シ、寬保三年權中納言、寶曆三年權大納言ニ進ミ、同七年年五十六ニシテ薨ズ、定基典故ニ通ジ、車服制度手記、即位灌頂由來私考等ノ著アリ、定俊其學ヲ繼ギ亦名アリ、其官銜羽林中郎將ト署スレバ、此書ヲ補考スルハ、享保中ニ在リ、考證ハ漢文ナルヲ以テ、補ハ眞片假名交文（マジリ）ニテ、一字ヲ低書シテ之ヲ分テリ、○此書平家中ノ解釋若クハ駁正スベキ語句ヲ摘抄シ、古語、雅言、制度、名物、人名等ハ、令、式、禁秘御抄、職原抄、公事根原、事物紀原、海人藻屑、塞驢嘶餘、拾芥抄、侍中群

要及ビ和漢儒釋ノ書、數百部ヲ引テ之ヲ解釋シ、事實ノ乖違スル者ハ、玉葉、山槐記、水左記、愚管抄、百練抄等ニ據テ之ヲ駁正ス、又上皇ノ山徒ニ命ジテ平氏ヲ討ジ、（清水炎上ノ段）時忠ノ清盛ノ威ヲ假テ黜陟ヲ擅ニシ、重盛ノ金ヲ宋國ニ遣リ頼政ノ和歌ヲ以テ昇殿ヲ聽サレ、及ビ渡邊競ノ暖廷詐取、文覺ノ那智瀧荒行、六代誅斬ノ類ノ如キ、皆實錄諸書ニ載セザルヲ以テ、其有無ヲ疑ヒ、治亂ノ機、是非ノ跡ニ於テ、又往々其得失ヲ評論シ、頗ル要領ヲ得ル者アリ、其『淨海が申所ひが事か云々』（法印問答ノ段）ヲ論ジテ曰ク、『保元平治ノ際、重盛功ナシト云ベカラズ、然レドモ社稷ヲ安ジ、宗廟ヲ奠ルモ、人臣當然ノ務ニシテ、分外ノ事ニアラズ、豈誇張スベケンヤ、又令文云、右大臣以上、若散一位喪、皇帝不視事三日ト、然レバ定限三日ノ外、君上何ノ避諱スル事アランヤ、越前國庄務ノ事、上皇ノ收公セラルルモ、功臣ニ於テ恩禮ヲ闕キ、清盛ガ言語ニ發スルモ、不遜ノ至リナリ、中納言闕ノトキ、清盛、基通ヲ汲引ス、上皇却テ基房ノ子師房ヲ

擧任セシム、師家時ニ八歳、基通ハ二十歳互ニ世家ノ胤ヲ以テ、方幹ヲ擇ハズ、顯官ニ處センコトヲ望ム、失ハ同ジ、基通ハ稍可ナルノミ、八歳乳臭ノ小兒ヲシテ納言ノ任ニ居ラシム、失ノ又失セルモノナリ、清盛權勢ヲ負テ君上ヲ蔑ロニシ、甲兵ヲ輦下ニ動カス、罪譴辭スベカラズ、然レドモ本ト院中ノ政務ハ舊制ニアラズ、名實大ニ戾レリ、加之今上英明ニシテ、傑出ノ主ナリ、○高倉天皇ヲ云フ萬機ヲ親ラセシメンヿヲ仰望ス、清盛忠志ナキニアラズ、上皇サキニ信賴ヲ寵シテ平治ノ亂アリ、尋テ又成親ヲシテ變ヲ釀セシム、禍亂止マルベカラズ、清盛ガ跋扈モ已コトヲ得ザルナリ、天下ノ危難ヲウレヘテ、不臣ノ名ヲ蒙ル、大不幸コレニ過タルハナシ、然レドモ重盛ヲシテ存セシメバ、此ノ如クナラズシテ調護スベシ云々』此餘清盛ノ事ヲ論ズル者猶數條アリ又『埋木の花さく事も云々』宮ノ御最期ノ段ヲ評シテ曰ク、『賴政ハ昇殿ヲ免サレ、雲上ノ交ヲナス、埋木ト云ニハアラズ、又三品ヲ賜テ月卿ニ列ス、英華開カズト云ベカラズ、上ノ句ノ詞甚ダ謂レナシ、○中略賴政ガ

自裁セシ舊蹟ナリトテ、今ニ平等院ノ佛堂下ニ小叢アリ、俗ニ扇ノ芝ト云、然レドモ秘記○玉葉ヲ云フ山槐記トモニ殿上廊ニ自殺ノ者アルコトヲ記セリ、或ハ後來謬傳スル者歟ト、其論辨スル所大率カクノ如シ、凡例ニ云ヘルアリ、『此書雖多異本、至其實否、則國史及諸家曆記足衡斷焉、不俟以他異本讎對、但所載遠鄙之細事、委巷之偶談、其說諸本雖或異、亦各難決眞僞、故專從當時之刻本、而異本盡略焉』又云ク『此書所載錯亂虛妄甚夥矣、或拾掇古今而附會旁纂者、或事蹤可取而年月齟齬者、不可勝計也、今悉從其文而擧舊記之全章、以示其差謬焉、又不遂一贅其辨也、見者察焉』ト、其識見參考源平盛衰記ノ上ニ出ルニ似タリ、平家ヲ讀ム者、併セ考ヘザルベカラズ、

文學博士　星野恒識

例言

一平家物語抄作者詳ナラズ、十二卷各々上下ニ分チテ二十四本トス、抄云ト記セル下ニハ專ラ本文ノ註釋ヲアゲ、傳云ト記セル下ニハ異說ヲノセ、圖經云ト記セル下ニハ其條々ノ評論ヲ記セリ、刊本ナレドモ至ッテスクナシ、本書ハ內閣文庫並ニ黑川家ニ所藏ノ寫本ヲ底本トシ、松井簡治氏所藏ノ刊本ヲ以テ校合セリ、

一平家物語考證寫本十二卷、就中內閣文庫所藏ノモノハ大ニ學者間ニ珍重セラル、然レドモナホ誤寫ノ箇所尠カラズ、本書ハ此ノ善書ヲ底本トシ、更ニ帝國大學所藏本其他異本數種ヲ以テ對校シ、且書中ニ引用セル百練抄、玉葉、山槐記、長秋記、中右記、東鑑、洞院家伊呂波字類抄等一々原書ニ就テ照合訂正シタリ、

一平家物語考証ノ底本ニハ訓點ナシ、本書ハ讀者ノ便ヲ圖リテ之ヲ施セリ、原本イヅレモ誤寫脱字多ク、文字文句ノ頗ル如何シキモノアリ、誤謬アラバ識者ノ是正ヲ俟ツ、

一平義器談及ビ五武器談ノ兩書ハ伊勢貞丈ノ著ナリ、平家物語、義經記、保元平治物語、源平盛衰記、太平記等ニ記シタル兵具ヲ取リ出テ、考証説明シタルモノ、戰記モノ、參考書トシテ良書タレバ附錄トセリ、兩書共ニ内閣文庫本ヲ底本トシ、更ニ異本ヲ以テ對校シタリ、

一國文註釋全書刊行ニツキ、東宮侍講本居豐頴、文學博士井上頼圀、同上田萬年、同木村正辭、同芳賀矢一、同萩野由之、同星野恒、同松本愛重、同三上參次、文學士保科孝一、黒川眞道、松井簡治、和田英松等ノ諸大家及ビ、渡邊克三郎、朝井秀實、三木五百枝、山本信哉、馬瀬長松、江見清風、本居清造、田邊勝哉、山崎弓束、清水敏治、辻陳雄、鈴木重嶺麿、山内千秋等ノ諸

氏ヲ煩ハシタルコト頗ル多シ、茲ニ記載シテ聊カ感謝ノ意ヲ表ス、

主任　室松岩雄識

明治四拾年拾貳月拾五日

平家物語抄

全

國學院大學出版記念

平家物語抄卷第一之上

目録　鈔傳記圖經

平家物語抄卷第一之上

祇園しやうじやの事

○抄云祇園精舍鐘聲諸行無常響有リ　祇園精舍は寺の名也精舍とは寺の總名ぞ中天竺舍衛國に祇陀苑とて方四十里の苑あり須達長者此園に精舍を建と請祇陀太子戯に此苑に金を補たらばあたへんと云長者悦て以ニ大象ノ金をはこびしく綸言なれば力なく與其中に七十二所に講堂を建て千二百二十房有三千六百間の屋宇叉四十九院を建たるなり出家の修行する所なれば也委は十二遊經に有釋尊三十六歳の御時也

諸行無常響とは人間天上共に諸の行は皆無常に歸なりと示事也祇園精舍の鐘の聲多ク法語を出し聞程の者佛果の縁となる總して鐘は無常を表す故に無常鐘と云なり此聲を以如來の法門を敎給ふ事諸經に多し此精舍の鐘は多門持國の鑄給ひ戒律院戒壜院なと云院家にこと／＼くあり鐘のこゑは十方に廣く聞ゆ雖レ然手にもとられず音の來る所もさだかならず種々こゝろ深き色を以て響ありとは云り委は法花珠林に有り　諸行無常是生滅法生滅々已寂滅爲樂是は涅槃經の四句の文也依報は生住異滅正報は生老病死する故に諸行無常と云なり然は生ある者は皆滅する故に是生滅法と云生滅も滅して已後は寂滅にして無ニ蹤跡一所を樂とす此意を寂滅爲樂とは云なり依報は草木國土也正報は生る者なり皆死に歸するなり草木は枯る故に常なしと云なり

○娑羅雙樹の花の色　娑羅は天竺の語なり和國の文字になせは高遠と云事ぞ意は此林の樹大木にして餘の林より高き故に遠方より能みゆるによつて高遠と云なり叉雙林とは此林の中に取分八本大木ありしかと二本つゝ四方にならびたり仍て双林とも双樹とも云なり此花の色春は遠きよりみへて面白かりしに如來此樹の下にして涅槃に入給ふ其時此八本の大木一本つゝ枯て班に成たるに依て鶴の林とは云なり故に生者必滅の理と云り此林を娑羅林とも云也叉八本の双樹を堅固樹とも云なり如來の涅槃は日本地神五代八十三萬五千七百五十四年

にあたる也周の五世穆王五十三年壬申二月十五日
春秋七十九歳
○盛者必衰の理　是は浮世にありとあらゆる物毎に盛なる者は必衰理と云り生者必滅と意はおなじ平家の奢をあやうくみて發端のことばの筆法なり周易占筮之法に少陽少陰は不レ變老陽老陰は必變す此理也
○奢者不レ久　聖人曰不義而富且貴は於レ吾如二浮雲一假は唐の楊國忠吾朝信頼不義にして奢即時に滅此類只今甚多し仍て云り
○風前塵　南岳大師曰身は風前の塵命は水上の泡又東坡云人間の榮耀は風前の塵
○春の夜の夢　後鳥羽院崩御の時順徳院の御歌續古今の哀傷春の夜のみじかき夢と聞しかどながきおもひのさむるともなし只みじかきあだなる事にたとへていへり
○異朝　人の國そ
○秦ノ趙高　秦の始皇帝の臣也始皇の次男胡亥を爲二養君一始皇於二沙丘一崩し給ひしかば吾養君胡亥に天下を讓り給ふと披露し起レ亂長子扶蘇を殺し胡亥を二世皇帝とす其後趙高二世皇帝の閻樂と云ものを遣して君無道にして不治と云胡亥位をさらんといへども不レ免仍レ之二世自害す後扶蘇の長子子嬰を三世皇帝とし趙高立レ之于レ時三世子嬰趙高を於二望夷丘一被レ行二三族刑一三世子嬰は爲二項羽一被レ殺太秦四十年にほろぶ
○漢王莽　漢の十一世成帝后曼子の父也漢の十四世孺子嬰二歳の時王莽立レ之同四年己巳春王莽廢二漢諸侯王一爲レ民改レ國號二新室一于レ時諸侯景帝七世の孫光武の兄聖公を爲レ帝都二長安一地皇四年癸未なり同年九月に長安の諸侯斬二王莽首一傳二聖公一十六年に亡巨郡元城の人なり
○梁周伊　梁武帝の臣也普通六年己巳國を亂し終にほろぶ周氏字伊子
○唐祿山　榮州の羅胡初は名二阿犖山一母後に安氏子の思順か爲レ妻仍て姓を改めて號二安祿山一玄宗皇帝の臣也楊貴妃爲二養子一内外出入す天寶十四年乙未起レ亂子の爲二安慶緒一被レ殺安慶は又子思明に被レ誅
○承平將門　承平は朱雀院の年號ぞ人皇五十代桓

武天皇五代の後胤鎮守府將軍從四位下平朝臣良將二男也伯父國香を討て下總國相馬の郡に都を建自號二平親王一仍て國香の男平貞盛藤原秀鄕蒙レ勅下向同二年に誅レ之其首於二京都一被レ梟二獄門一然に首百日の間色不レ變其時或人の歌に將門は米かみよりもきられけり俵藤太がはかりごとにて此歌にて目ふさぎだれけるといへり

○天慶純友　天慶同朱雀院の年號大職冠九代の孫從五位下大宰大貳良範の男也是も將門一味仍て橘遠保討レ之

○康和義親　康和は堀河院の年號ぞ八幡太郎義家嫡男也康和五年出雲國に配流然に於二配國一猶惡逆仍て平正盛討レ平嘉承二年に討レ之其首被レ渡二京都一被レ梟二獄門一

○平治信頼　平治二條院の年號ぞ鎌足公十八代の孫從三位大藏鄕忠隆鄕四男母は民部鄕顯賴卿女也從三位權中納言平治元年己卯源義朝一味にして企二逆心一待賢門郁芳門或は於二六波羅一十二月廿八日終日合戰平清盛同嫡子重盛源賴政等抽二忠勤一有二一戰功一信頼義朝敗北信頼は搦二捕於六條河原一被首斬義朝は尾州宇津美にして爲二長田忠致一被レ討畢

○平清盛　備前守平刑部鄕忠盛嫡男也雖レ然清盛非二只人一實は白河院の御子なり白河院の妃祇園女御懐胎し三月の時忠盛に下し給はる清盛生れて三歲の秋白河院熊野御幸の時忠盛供奉つかうまつりしに道にて靈餘子を扇にのせて歌の上をかきて御車の中に奉るいもがこははやはうほどに成にけり帝おほしめし合せてただもりたててやしなひにせよ歌の下をあそばし下されけり忠盛卿かたじけなく一跡をつかせけり其後次第に昇進もとゝこほりなく從一位太政大臣に經あかる然ども後には心のまゝにおこなひ奢をきはめ上をないかしろにし奉るに仍て二十餘年にして家ほろひぬ是をいはんとて異國本朝の奢てほろひしもの一兩輩發端の詞にのせ侍る事此物語の筆法感情甚なる事ぞ清盛公は人皇五十代桓武天皇十一代の孫なり仁安三年二月十一日仍レ病出家法名淨海養和元年閏二月四日逝去六十四歲

○桓武天皇　光仁天皇の皇子御母は太皇太后高野

贈從一位乙繼公御女也天平元年己巳九月降誕天應二年四月廿五日即位治廿年諱山部延暦廿五年三月十八日崩歳七十號ニ柏原帝ノ五十代

○一品式部卿葛原親王　桓武の皇子御母は參議長野卿女なり賜ニ輦車ヲ仁壽三年六月四日薨ス六十八歳

○讃岐守正盛　桓武九代の後胤從三位宮內丞正衡卿嫡男也從四位下右京太夫

○刑部卿忠盛　正盛長男也昇殿正四位上仁平三年正月十五日卒五十八歳歌人也

○高視王　葛原の御子無位無官

○高望王　高視王の御子なり從五位下上總介叙爵の後賜ニ平姓ヲ

○平義茂　高望王の男也鎮守府將軍常陸丞或は義望改て國香爲ニ平將門ニ被レ討

殿上のやみうちの事

○抄云鳥羽院　堀河院第一の皇子御母は贈皇太后宮苡子實季公の御女なり治十六年諱宗仁保延七年三月十日御出家法諱空覺保元二年七月二日崩歳五十四

○得長壽院　供養は崇德院の御宇長承元年壬子三月十三日なり一千三百三十三躰千手觀音の像を作る刑部卿忠盛朝臣奉行世俗に三十三間と云本經には天承元年と有記錄には長承とあり一年相違なり本尊も一千一躰とありいつれにても益なき事そ但本經可レ用也

○上皇　鳥羽院なり

○內昇殿　殿上ゆるさるゝ事そ殿上の御札に名を書付らるゝなり內とは禁裏ぞ昇はのぼるとよませたぞ

○五節　禁中の節會なり此始は淸見原の天皇大友皇子襲給ひ芳野山に行幸の時月淸明なる夜天子琵琶を彈し玉ひしかばむかひの山に天乙女五人あらはれて歌謠乙女子かをとめさへするから玉やから玉や空にかしてき君が代の光くもらじ光くもらじとうたふて五度袖を返しにより五節の舞とは云り其例に行て五節の舞人を天乙女とは云なり日本紀にあり僧正遍昭五節のまひ人をみて天津風雲のかよひち吹とぢよ乙女の姿しばしとゝめん久米舞吉志舞なとを奏す

○豐明節會　宴日と書又宴樂ともかけり十一月二の午の日と記錄に有又古語拾遺に云諸の節會を云と有新嘗會の宣命に皆豐明とかけり歌にもよみならはしたり元日の宴を題して陬月たつ今日のまとゐもゝしきの豐の明のはしめなるらむ又內裏儀式に新嘗會の宣命直相豐明と有故に俗に新嘗會計を宴日と心得たりさにてはなし

○我非ニ右筆身一　唐には帝の左右に左史右史とてあり左史は帝の立居を記右史は言を撿す我左史右史の身にあらすと忠盛卑下の詞そ漢書にあり

○杢助貞光　桓武天皇五代孫常陸丞國香三代後胤從四位下越後守正度二男也從五位上駿河守大系圖には貞季とあり

○新の三郎大夫家房　貞光孫なり進の平太範季一男なり新はあやまれり進の三郎大夫季房と大系圖にあり

○左兵衛尉家貞　三郎太夫季房男なり

○うつほ柱　殿上のきざはしのきはなる柱と延喜式にあり

○鈴の綱の邊　殿上に有是は少納言の役なり大臣など參內の時鈴をならする事あり今やかやうの儀稀なる故に不レ詳又鈴の間と云は淸凉殿にありと禁秘抄に云り

○狼籍　狼はおほかみなり籍はしき物也狼の居ところわけならぬ故に狼籍と書り顏氏家訓又書言故事にあり雖レ然奇特あるものなり大なるは豺狼と云小なるは豺奴と云豺奴さきへ行禽を取豺狼を待て不レ噉豺狼來て食て其跡を噉と大寶積經の音義にあり又禮記月令に季秋の月霜降の日豺乃祭レ獸を即其候也と云々

○伊勢瓶子は醯甕　忠盛伊勢守なりしに仍て伊勢平氏と云り醯甕はすのもたひなり目の眇たるに依て聲をかりて云ると本經にも書り醯は聲はけいしゝひしほとよめりすがめと云は目の玉ろくになくしてむかひをみる時はわきをみるごとく也

○柏原天皇　桓武の帝なり

○白薄樣こぜんしの紙　謠物なりこせんじは色々の紙ぞ

○卷あけの筆巴かいたる筆　是も謠物ぞ糸にて卷たる筆の管ぞ總て謠物は國々の風俗色々の詞を神

樂催馬樂にうたふなり梁塵秘抄にあり
○太宰權帥季仲　鎌足公十四代の孫正二位權中納言經季卿次男なり正三位中納言
○花山院前太政大臣忠雅公　大職冠十六代の孫從三位權中納言忠宗卿一男母は參議家保卿女なり從一位
○中納言忠宗　正二位左大臣家忠公一男母は播磨守定綱女なり早世
○孤子　幼而無レ父曰レ孤孟子第二に云老而無レ妻曰レ鰥老無レ夫曰レ寡老而無レ子曰レ獨幼而無レ父曰レ孤此四は天下の窮民なりといへり
○藤中納言家成　鎌足公四代の孫河邊左大臣魚名公十代の後胤正三位參議家保卿一男也正二位中納言號ニ中御門一
○格式の禮を守る　五十二代嵯峨天皇の御時弘仁格弘仁式を撰弘仁は年號ぞ五十六代清和天皇の御宇貞觀格貞觀式六十代醍醐の御時延喜格延喜式是を三代格式と云律と令とに合て明法家に博士をたつ鵰陽が唐書を吾朝に律令を學たり唐の刑書四ツ有律令格式と云は尊卑貴賤之等數國家の制度也格者百官有司之所ニ常行一之事也式は其所ニ常守一之法也郡國之政必從レ事於ニ此三者一其有レ所レ違及人之爲レ惡入ニ干罪戾一者をば一ッに斷以レ律
○圖經曰長承元年十一月廿三日兵部權大輔平時信卿忠盛の亭に來て竊に告て云御身の上の一大事只今風聞て侍る依て祗候申たり明夜の節會に於ニ禁庭一貴方闇討にせんと殿上人一同して議定のよし風聞せり明夜の節會は所勞と披露有て出仕をやめ玉へとぞ被レ申けり忠盛膝行頓首して內證の御沙汰至極せりさて一同の人數は御存知なきやとありければいざとよそれまではいかゝ大方內意は多分とまて承れ張本人は三四人のよしなり能々思惟あるべきなり猶も其內聞出次第に申をくり侍らめとて出られけりさて忠盛は郞等左兵衞尉家貞を召てかゝる不思議をきゝしなり明夜の節會は所勞とも云つべし然れとも是又五日十日すぐすと云とも無爲なる事なしいかゞあらんと侍りければ家貞承是別の義も候まし先所勞と仰られ明夜の出仕を止られ其內に張本人を聞定め一人つゝ闇討に仕るへし若又手にまはらぬとのあらば其亭へ押よせ强盜に事よ

せたとへ何百人候とも家貞まかりむかふ程ならは一人ももらさず夜討に仕候べし此上に何の仔細は候ましと事もなげにぞ申ける其時忠盛の云それも左にては侍れども以の外の荒氣なり若さやうの義世に聞え上聞に達せば惡逆無道の名を取佳名をうしなはん事末代の恥辱たるべし法に及ばざる時は謀を以すと云り急度案し出たり不斷さすなる備前僉光の身をさしかへ木刀に薄を置束帶の上によこたへ時々は影に立まはりぬいてみせん若者ともの行跡心にくからす其上にも若うたんとせは木刀を以五人十人は討ふすべしと申されければ家貞又申けるは若又明夜事なふして其御刀のふるまひに付て評議あらん時證據しがたしそれいゝかせさせ給はんと申ければそれこそ證據のあるやうに主殿司にあづけて出べし若訴あらば叡覽に達すべしさらは用意せよやとて山樫のすね木を木刀にけづらせ筋金をふせはがねを付銀薄を置さやつかはもとのこしらへにてぬけば玉ちるばかりなり其時重て家貞申けるは左候はゞ明夜は某御供仕るべし若殿中さはがしくは何さまに內へ切て入討物のつゞかんほとは切ふせ候はんかなはぬ期に及ばゝ腹かき切死出の山の御供仕らん事は二世までの思出にて御座候はんや其上某殿上の下に祇候の義に依御大事に及候はゝ私切腹仕らん其上公の御供なきやうに仰ひらかせ玉へと申上ければ忠盛誠にたのもしき事におもはれ廿三日の節會に常よりも尋常につくろひ出仕せられたりけるか終に事無爲にして却て叡感にあつかられけるなり此內意の恩賞を忠盛あつく信し思はれ時信卿の女を清盛に嫁せられけり其後時信の一男平大納言時忠天下の執權にてそありけるなり

○書曰力之不レ及則以ニ知謀一行弱則以レ術此三不レ及則可レ知ニ天命一

△古語云知レ命者不レ立ニ巖上之下一桎梏死者非ニ天命一といへり至レ命知レ命者を良將とは云なり物每に短して能事は千に一ッ二ッなり雖レ然其期延ぬれは益なき事あり其品によるべし先則制レ人後則被レ制ゝ人事有なり家貞か申分義にあたれり普代相傳舊功のものには心底に心得あるへき者なりしかりとて新座本座をわかてはかならず其家とゝのほりか

たし制法をかたく守り少の法をもきびしくするは從者のうらみあり義理一遍の奉公ぞ一言にても情ある事高下によらす肝心なり刑罰はゆる／＼をこなひ恩賞はあつくする事人倫の常なり

○又云今度殿中にて忠盛を闇討にせんと議せられし事法にあらず殿中をけがし政のさまたけになる所第一後難を不ㇾ顧所第二不ㇾ殺して不ㇾ叶者其三或は意趣遺恨あるか其四又はかやうの事を思立に流布しては成かたし其五彼是以てわきまへもなき若輩の至す所なり夫人を害するには命と義と理と此三の外は皆無道なり此無道は唯上一人の政の正(タダシ)からざるに依ていたす事也そのかみ崇俊天皇を蘇我馬子奉ㇾ弑しに馬子被ㇾ行二流罪一又聖德太子の子孫を入鹿大臣被ㇾ害しにいくばく有て後入鹿は鎌足公害ㇾ之給是は上古の刑法也當代の刑法にせは可ㇾ行二三族刑一唯其時代をはかり人の風俗を能鑑(ク)刑罰制法行べしとぞ

鱸の事

○抄曰金葉集　藤原顯輔撰ㇾ之人皇七拾五代崇德院の御宇大治二年歌數六百廿七首連歌廿首顯輔は河邊左大臣魚名公九代孫春宮亮正二位顯季卿三男也正三位左京大夫號二六條一

○薩摩守忠度　忠盛卿六男母は內裏女房也正三位建暦元年二月於二攝津國生田一被ㇾ討

○宇治左府　大職冠十六代知足院太政大臣忠實公二男母は土佐守盛實女也保元々年七月十二日於二白河合戰一中二流矢一同十四日於二奈良一薨三十八歲

○義朝　八幡太郎義家四男六條判官爲義長男母は淡路守忠淸女也下野守從四位下昇殿(セウデン)平治二年正月三日於二尾州守津美一長田忠致討ㇾ之贈正二位內大臣

○檢非違使　是は非義をかまへ禮節を違背する者あれば往て追罰する故に非違を檢といふ意を用て此司とするなり三十五代淳和天皇天長七年に此局を置り此別當の下司判官なり

○丞相　大臣を云なり

○牛車　此宣旨を賜人は立石を越兵杖を帶し本府の隨身を示つれ參內す立石今は埋れてなしかやうの義不ㇾ詳然れども今も常の參內には禁中御門の

樹のまへにて輿よりをり給ふ立石南北にあり

華者宣旨　手車とよませたぞ今はなしてしに輪かけたる物也輪ちいさくまへせばくわきへ廣し手にて引御門の內などを乘玉ふ也河海に有今も左右の大臣は此宣旨なくても閾を越こしよりをり給ふ是華車と同し

○熊野權現　三所新宮は伊奘那美之御子速玉之男の神本宮は同御子泉津事解之男の神又一說櫲樟日々の御神那智は飛龍權現本地十一面觀音神名帳に有（櫲樟の文字未詳本の儘に存す）

○周武王　周后稷十五文王の長子名は發姬姓木德都ㇾ鎬元年己卯殷紂を討治七年乙酉崩周の大祖たり

○十戒　殺生　偸盜　邪淫　妄語　飮酒　綺語　惡兩舌　貪欲　瞋恚　邪見

殺生はもの丶命をたつ事偸盜は二字ともにぬすみ邪婬は女類をみだりにをかす事妄語はみだりに證跡もなき事を云義飮酒は酒をのみ意をみだす義綺語は人の上にたづさはりいろふこと惡兩舌は人の中を云さくる義貪欲は人の寶をむさぼり畜瞋恚は二字ともにいかる邪見はよろづよこしまに見慳貪なる章ぞ路ㇾ之

○白魚躍入　史記周の本記云武王孟津を渡る時白魚躍㆓入王船中㆒武王俯取て以祭る注に馬融か云魚者介鱗之物兵象也白者殷家之正色言は殷兵衆與㆓周之家㆒又曰諸侯不ㇾ期而會㆓盟津㆒者八百の諸侯諸候皆云紂を可ㇾ伐矣此時諸國大名八百餘人武王にくだる勢三十萬騎としるす

禿童の事

○抄なし

我身のゑいくはの事

○抄云平大納言時忠　桓武天皇十二代孫正五位下兵部大輔贈正一位左大臣時信公長男母は大膳大夫家範卿女也正二位使別當權大納言文治年中に越後國に配流

○重盛　淸盛公一男母は二位時子時忠姉也正二位內大臣

○宗盛　淸盛公三男母同正二位世人號㆓西國大臣㆒

○知盛　同四男母同從三位權中納言

○維盛　重盛公一男母は中納言家成卿女也正三位左中將壽永三年三月廿八日於＝那智浦＿入水二十七歲

○奈良御門　人皇四十二代文武天皇の皇子聖武天皇御母は天人宮子不比等公御女藤氏皇后の始也大寶元年辛丑降誕養老八年二月四日即位治二十五年諱首天平勝寶七年五月二日崩歲五十八此奈良御門と云は二說有古今の抄に云一說聖武天皇又黃門は文武と云り然とも本經に神龜五年とあれは是は聖武の年號なればなり

○文德天皇　五十四代仁明天皇の皇子御母は太皇太后宮順子也天長四丁未年降誕嘉祥三年四月十七日即位治八年諱道康天安二年八月廿八日崩歲三十二

○右大臣良房　大職冠六世閑院左大臣正二位冬嗣公長男女は尙侍美都子藤原眞作卿女也攝政太政大臣從一位貞觀十四年九月四日薨六十九歲贈正一位諡＝忠仁公＿號＝染殿大臣＿

○大納言良相　同冬嗣公三男母は安陪雄笠卿女也又一本良房公同貞觀九年十月十日薨五十七歲正二位右大臣贈正一位號＝西三條＿

○閑院左大臣冬嗣　鎌足公五世從二位右大臣內麿公次男母は百濟永經卿女也又一本飛鳥部奈正麿卿女とあり正二位右大臣天長三年七月廿四日薨五十二歲贈正一位太政大臣攝家の元祖

○朱雀院　醍醐皇子御母は從二位褒子時平公御女なり延長元年癸未七月廿四日降誕同八年十一月廿二日即位治十六年諱寬明天曆六年三月十四日御出家法諱佛院壽同八月十五日崩三十

○實賴　大織冠九代の孫從一位太政大臣忠平公長男母は右大臣源有能公御女也從一位攝政太政大臣天祿元年五月十六日薨七十二歲諡＝淸愼公＿

○師輔　同忠平公次男母同正二位右大臣天德四年五月四日薨五十二歲贈正一位太政大臣

○貞信公　忠平公也鎌足公八代孫攝政太政大臣從一位基經公男母は人康親王御女也從一位太政大臣天曆二年八月八日薨七十七歲贈正一位號＝小一條＿

○後冷泉院　後朱雀の皇子御母は贈皇后嬉子道長公御女也萬壽二年八月三日降誕寬德二年二月八日即位治二十三年諱親仁

○教通　大織冠十二代孫御堂關白道長公嫡男御母は從一位倫子左大臣雅信公女也從一位攝政關白太政大臣系圖には頼通と有延久六年二月二日薨八十三歳號宇治殿

○頼宗　同道長公次男母は高明公女也從一位右大臣康平六年二月三日薨七十三歳號堀河

○御堂關白　鎌足公十一代孫從一位攝政關白太政大臣兼家公男母は參議安頼卿女或は攝津守仲正女と云り氏の長者從一位攝政關白太政大臣萬壽四年十二月四日薨六十二歳號法成寺

○二條院　後白河の皇子御母は贈皇太后宮懿子經實卿女也康治六年庚午十月七日降誕保元三年十二月廿日即位治七年永萬元年七月廿八日崩歳二十三

○基房　鎌足公十七代孫法性寺攝政關白從一位太政大臣忠通公長男母は中納言國信卿女也氏長者從一位攝政關白太政大臣治承三年十一月十五日坐事於草津出家法名善觀仍太宰帥を止備前國翌年歸京寛喜十年二月廿八日薨八十七歳號松殿亦月輪

○兼實　同忠通公次男母太皇太后宮大進仲光卿女也從一位攝政關白太政大臣建仁二年正月廿七日出家法名圓證承元々年四月五日薨五十九歳號月輪九條二條一條等祖

○金色雜袍　金色は紫又は紅の裝束ぞ御ゆるじなければ着せずうす紫はゆるし色とてくるしからず雜袍は下重ぞ袍はあこめとよむぞ（アコメハ袙ナリ袍ハウハノキヌト云コノ抄誤ナリ）法印なども七條九條の下に綾をかさぬ是袍と云なり但色は大かたは白し

○綾羅錦繡　綾はあや羅はうすもの錦はにしき繡はぬひものとよませたゞ色々結構なる織物を着するとの義なり

○櫻町中納言重教　大織冠十五代孫日向守通憲入道信西男也母は從二位朝子文治三年三月十六日薨櫻町は三十三間の西也大系圖には成範とあり

○花山院左大臣の御臺盤所　盤の字いらぬものなり御臺所也臺盤所は禁中に有殿上人朝夕臺盤行所を云なり

○天照太神　伊弉諾伊弉册尊第一皇女日神也人皇十一代垂仁の御宇神代の神鏡神劍を伊勢國渡會郡宇治の里に鎮座皇女倭姫齋宮に立給是齋宮の始也

外宮は又二十二代雄略の御時有ニ神託一丹波の與佐より豐受太神を山田原に移したまふ豐受は日本最初國常立尊也此時も倭姫在世年紀五百十五年日本紀に有

○建禮門院　清盛公御女母は二位時子也安德天皇の母后

○高倉院　後白河の皇子御母は建春門院贈左大臣時信公女なり永壽二丙戌九月三日降誕治十二年諱憲仁治承五年正月十四日崩歳二十一

○准三后宣旨　太皇太后宮皇太后宮皇后宮此三ツに准するなり(コレハ非ナリ)又三公にひとしと云へる心も有三公は左右の大臣内大臣也昔は太政大臣左右の大臣と云り是三光を表す職原に有三光は月日星ぞ

○冷泉大納言隆房　大織冠十一代孫正三位權大納言隆季卿長男母は從三位忠隆卿女也正二位

○修理大夫信隆　同十一代孫正四位下右京大夫信輔長男母は伯耆守家光女也正三位贈左大臣從二位

○後白河法皇　鳥羽院四の宮御母は中宮璋子公實卿女也大治二年丁未九月十一日降誕久壽二年十月十六日即位治三年諱雅仁嘉應元年六月十七日御出家法諱行眞建久三年三月十三日崩歳六十六

○女御　唐には八十一の女御と云り女御は序ニ王之燕寢ニ領ニ官分務タ有ニ典司ニ云々長恨歌の傳語也

○楊州金　金出る國なり唐書に云り

○刑州珠　名珠ある國ぞ同唐書に云

○呉郡の綾　呉國に織始十六代應神天皇三十七年呉國より四人の工女(アヤオリ)を渡す兄姬(エヒメ)弟姬(オトヒメ)呉織穴織是也呉羽明神とて攝津國に存

○蜀江の錦　蜀國は中に江有四方山なり詩に云蜀山陰移江水綠又翰墨全書癸集七に蜀江と題して六帖に云蜀に有ニ濯(アラフ)ニ錦江ニ益州有ニ錦城一

○七珍萬寶　七珍は黃金　瑠璃　硨磲　碼碯　珊瑚　琥珀　眞珠　大底是を云り萬寶はよろづのたからぞ

○歌堂舞閣基　歌は六義の道堂は室亭なり舞は絃管閣は臺

○魚龍爵馬翫　魚は漁(スナドリ)龍は舟也舟は龍舸と云爵は舞樂手の舞芴柏子也馬は馬なり

妓王事

○抄云妓王妓女　祇の字書たる本もあり祇の字は神とよむなり神は人にうやまはるゝ故につけたるかと云說もあり

○閒姓不レ知

○鳥の千歲和歌の前又若の前　鳥羽院の御時の白拍子といへり

○佛姓不知

○昨日今日とは思ひもよらず　伊勢物語につゐにゆくみちとはかねて聞しかどきのふけふとはおもはざりしを業平臨終の歌也妓王が詞も驚たる義なれは心は同じきのふはけふと思はぬといふ義は不レ用只きのふけふとおもはざりし物をといふこゝろなり

○一樹の影に宿り合　一本の木の影に宿りするもみな緣也との義なり

○同じ流を結　一河の流を寄合て汲むも是前生よりのちぎりとぞ

○白地　又暫　及偸閒　文撰にありひそかにとよむなり八雲の御抄には始ての義又かりそめと云意ありといへり

○五逆罪　殺父　殺母　殺羅漢　出佛身血　破和合僧

○一向專修　一向はひたすらとよむ專修はもつはらをこなふなり無量壽經一向專念無量壽佛とあり

○星合の空　七月七日の夜を云新古今秋上權中納言公經歌に星合のゆふべ凉しきあまの川紅葉のはしをわたす秋風

○戶渡梶の葉　皇太后宮大夫俊成卿歌に七夕のとはたる舟の梶の葉にいく秋かきつ露の玉章

○魔緣　天竺の語には磨羅と云譯して殺者と云也善事を打殺し或は智惠の命を殺す故にしか云也一切經音義に有六の卷に云梵には言ニ磨羅ト此には云ニ殺者ニ斷ニ惠命ヲ故に名て爲レ魔也大菩薩藏經第一卷の音義に云此には翻して名レ障能爲ニ修道ノ作ニ障礙ヲ故亦云ニ殺者ニ常に行ニ放逸ヲ斷ニ惠命ヲ故にいへり

○彌陀の本願　十刧正覺西方極樂淨土の主也稱讚淨土接受經に云彼界の中の諸の有情の類無レ有ニ一切身心憂苦ニ唯有ニ無量淸淨喜樂ニ是故に名て爲ニ極樂世界ト

○泥利に沈む　泥利は地獄の總名無間の深さ八萬由旬と閻魔王經に有
○多生廣刧　是十二因緣の流轉生じては死死しては生じ廣刧すと云り小乘經に有多生廣刧か間とははてしもなくといへる義ぞ
○穢土を厭　穢土はけがれたるつちとよませたぞ此娑婆世界はけがれたる地なれば佛道に入て悟をひらき無量壽國に生ぜよと也
○過去帖　唐には鬼薄と云過去はすぎさるとよむなき名を書付る故に云也此意を小町うたにあるはなくなきは數そふ世中にあはれいづれの日までなけかん
○とぢ　妓王か母の名也とぢは女の總名なり刀自と書又丁年共書く是は老女を云後撰集に今こむといひしばかりを命にてまつにけぬべしさくざめのとしさくざめとは小草女と書然は女の總名ぞ小草女はわかき女ぞ又刀自とて禁中に仕女あり

二代の后の事

○抄云御晏駕　天子崩御の事也齋竟綾文宣王行狀に云武皇晏駕す注に向か云晏駕は謂二天子崩一又應邵か云天子當二晏起早作一如二方崩殞一故に稱二晏駕一韋昭か云凡初て崩して爲二晏駕一者は臣子の心に猶謂二宮車當二駕而晚出一
○永曆　二條院の年號
○應保　同
○深淵に臨て薄氷を蹈　毛詩に有り意はふかきふちのうすこほりをふむはあやうき事也と云り
○主上　七十八代二條院なり
○上皇　七十七代後白河院
○世澆季に及て　澆はうすし季はすゑとよませたぞ公堯のうすきすゑにをよびたるとの義也
○人梟惡を先とす　梟はふくろ也親を噉鳥也柳文第三十九の注に孟康か云梟は鳥の名食母と有り不孝惡鳥なればしかいふ
○近衛院　鳥羽院の皇子御母は皇后宮得子贈左大臣長實公の御女也保延五己未年五月十八日降誕永治元年二月廿七日卽位治十五年諱體仁久壽二年七月廿三日崩歲十七
○大炊御門右大臣公能　大織冠十五代孫德大寺左

大臣實能公の男母は顯隆卿女也正二位
○近衞河原　鷹司の下近衞の東河原也
○大宮の御所　近衞河原に有公能公の御女近衞院の后太皇太后宮欣子
○艶書　けさうぶみとよむなり密なるふみぞ艶書の歌と云は戀を題して也
○公卿　三位以上を言也
○震旦　唐を云也星を表す震は星也天竺は月氏國と云月を表す日本は日域と云日をかたどれり是三國三光を表す
○唐の太宗　大唐二世名世民高祖皇帝の御子なり治二十三年
○高宗皇帝　同三世太宗の第九の皇子也名治治三十四年
○神武天皇　日本人王の最初也地神五代彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四の皇子御母は玉依姬海童子の姬也名神日本磐餘彥尊神代庚午正月一日庚辰降誕治七十六年諱狭野七十六丙子年三月一日於二日向一都二崩歲一百廿七
○十善戒功　十善とは殺生偸盜邪淫の三つは身業の罪也妄語綺語惡口兩說の四つは口業の罪也貪欲瞋恚愚癡は意の上罪也此十惡を翻して再犯さゞるを十善とは云是に上中下の三品有下の一善の報は修羅道の報を得る中品の十善は人間の大國の王となる上品の十善の功德に依ては天上の報を得る也故に天子を十善の君とは云なり
○萬乘の寶位　萬乘は天子の御事ぞ孟子に云萬乘の國注に云萬乘は謂二天子一也寶位は位なり
○久壽近衞院五つめの年號ぞ
○父の大臣　大宮の父公能公なり
○詔命　帝の御詞ぞみことのりとよませたぞ
○外祖　帝の御叔父の事なり女御或は內侍にても皇子を生奉り位に即給へば其御母の父は外祖なり
○川竹　川竹は葉ひろし徒然草に吳竹は葉ほそく川竹は葉ひろし御溝にちかきは河竹仁壽殿の方によりてうゑられたるは吳竹なり
○麗景殿　女御まします殿ぞ七間四面と拾芥にあり
○紫震殿　萬機の政行はるゝ殿なり九間四面と圖にあり俗に號二南殿一

○賢聖の障子　紫宸殿奥北のなげしの上に南向にあり東の一の間に馬周、方玄齡、杜如晦、魏徵二の間に諸葛亮、蘧伯玉、張子房、第伍倫、三の間に管仲、鄧禹、子產、蕭何、四の間に伊尹、傅說、太公望、仲山甫、西の一の間に李勣虞世南、杜預、張華、二の間に羊祜、楊雄、陳寔、班固、三の間に桓榮、鄭玄、蘇武、倪寬、西の間に董仲舒、文翁、賈誼、叔孫通以上三十二人

○伊尹　殷湯王立て師とす

○第伍倫　第伍は姓也名は倫漢の粛宗立て司空の官にをかれたぞ䈒直無レ私とて人の氣をかねず質直なる事のみぞ

○虞世南　字は伯施元來生れつき外には懦弱とて憶病の體をして內には抗烈とて高上の氣を以て勇猛の人そ五絕とて人に勝れたる事か五有德行忠直博學文詞書翰也或時太宗他所へ幸ありしに奉行衆の者今日書典持せてまゐるへきやと申上けれは虞世南か御供なる程に無用と仰られし程の名譽の人體ぞ

○太公望　周の文王の臣なり文王ニ狩に出玉ひて此人に渭水にて値ひ天下を治ル大道のある事を聞玉ひ同車して歸立て師とせり武王成王に至て王道を佐ケ後に齋國の主とす

○角里先生　甪は誤れり角也所の名とす漢の惠帝の時商山の四皓とて四人有史記高祖本紀に云漢の高祖欲レ易ニ太子ヲ呂后恐て問ニ留侯ニ計て云顧上所レ不レ能レ致者有ニ四人ニ四人年老矣爲レ書使ニ辯士固辭ニ宜レ來於レ是呂后奉ニ太子書ニ招ニ此四人ニ四人至高祖置酒太子侍四人從ニ太子ニ年皆八十有餘鬚眉皓白也衣冠甚偉上怪レ之問云彼何爲者四人前對各云ニ名姓東園公、角里先生、倚里季、夏桂公上乃驚云己成難レ動矣此後四人商山に入

○李勣　字は懋功唐太宗臣也貞觀年中に幷州の都督になさる白居易七德舞に云剪レ鬚燒レ藥賜ニ功臣ニ李勣嗚咽思レ殺レ身と云々意は李勣或時暴病ひき醫士の云龍鬚の灰を用ひて治すべしと云太宗即手づから御鬚を剪藥に加へて治せしむ干時李勣淚を流し身を殺しても惜からぬ御情なりと辱思たぞ唐制に政ニ總官ニ云ニ都督ニ

○司馬手長足長

○馬形の障子　清涼殿にあり
○鬼の間　是も清涼殿東南の角にある間と禁秘抄にあり
○李將軍　漢七世昭帝の臣李は氏名は廣仍て李廣といへり
○小野道風　人皇三十一代敏達天皇八代孫筑前守大貳葛絃男正四位下内藏頭能筆號二野跡一篁猶子なり
○清涼殿　紫宸殿の西に有七間四面と拾芥に云り中殿とも云
○金岡　一條院の時の人姓は巨勢氏畫工也從二位賢聖の障子之畫圖道風と金岡と云時代相違せり道風書たる下に後金岡畫圖を書たるなるべし

額うち論の事

○抄云永萬　二條院五つめの年號
○主上　二條院なり
○大藏大輔紀伊の兼盛　重て可記大系圖には善盛
○受禪　受はうくる禪はゆづる也御位を讓給ふ義なり

○有職　有職とは物しる事ありとよめり禁中の事を能辨萬古實を知を云也作文和歌管絃有職とつゝきたそ作文は詩賦書の類和歌は六義風賦比興雅頌是也管絃は管は吹物笙笛篳篥絃は糸也和琴琵琶琴の類そ
○今上　六條院　二條院の皇子御母は中宮育子忠道公養子實は大藏大輔善盛女也本經には兼盛とあり長寛二年甲申十一月十四日降誕仁安元年十一月十五日大嘗會治三年諱順仁安元二年七月十七日崩歳十三
○清和天皇　文德の皇子御母は太皇后宮藤明子忠仁公の御女なり嘉祥三年庚子三月廿九日降誕天安二年十一月七日即位治十八年諱惟仁元慶三年五月八日御落髮法諱素實同四年十二月四日崩歳三十一號二水尾帝一
○文德天皇　右に記レ之
○周公旦　周の文王の三男也名は旦魯國の主也聖人なり成王幼主なるに仍て周公旦萬機の政行給ひ國豐に民堂々たり
○成王　周の二世なり武王の長子治三十七年

○忠仁公　良房公也右に記レ之
○鳥羽院　右記レ之
○近衛院　右に記
○攝政　攝はかぬるとよむ政はまつりごとゝよむなり帝幼ましますにより時の關白萬機の政を行ひ玉ふ是攝政也帝十六の御歲までと云々
○踐祚　踐はふむ祚はさいはひとよむ帝位のさいはひをうけ給ふ義也
○廣隆寺　太秦川勝建立也太秦はうづまさとよむなり或說に秦の始皇の時道士徐福と云者不レ得ニ蓬萊求一爲ニ其難遁一日本に渡る其朝臣川勝也仍て太秦と云なり故に本尊は徐福像と云持僧衆は藥師と云り又一說に阿逸多也あいつたはみろくぞ但し此廣隆寺は太秦の事也舟岡の未申に此寺號の寺あるにや可レ尋
○崩御　崩はくずるとよむ山のくづるゝなり天子の死を云也總して帝の御事は御の字を下に書なり供御出御入御など云なり帝のは崩諸侯は薨或は逝去其下々は卒す出家は遷化是大底なり
○南北二條の大衆　南は南部興福寺東大寺也北は北嶺とて比叡山也
○聖武天皇　右に記レ之號ニ奈良帝一奈良七代は元明元正聖武孝謙廢帝稱德光仁是也又世に平城をも奈良帝と云り
○淡海公　大織冠の御子母は車持國子君の女也正二位右大臣養老四年三月三日薨六十歲同十日贈太政大臣正一位謚ニ文忠公一又追て淡海公當時は近江國を淡海と書也此時近江と書かへたりと風土記にあり
○天武天皇　舒明の皇子也推古廿一年癸酉降誕白鳳二年正月廿六日即位治十五年諱大海人朱鳥元年九月九日崩歲六十五號ニ淸見原天皇一
○敎待和尙　元亨釋書十五卷に有姓不レ知百六十二年居ニ園城寺一淸水寺行叡居士と心友といへり死所不レ知圓珍新羅大明神問新羅明神曰彌勒菩薩の化現と云々
○智證大師　元亨釋書三に云圓珍姓は和氏讚州那阿郡の人父は宅成母は佐氏弘法大師の姪也寬平四年十月廿九日逝す七十八歲延長五年十二月贈ニ謚智證大師一此門徒三井寺移は圓融院の御宇天元四

年也

○觀音房　姓不レ知興福寺衆徒也裹頭(クハトウ)して太刀をさすなり昔は腹卷など着たるとみえたり

○勢至房　姓不レ知同衆徒

○圖經云額(ガク)打破し事　興福寺の衆徒時にのそみ亂惡に侍れとも先例をそむきし事北嶺の誤なり是以政のおろそかなるに依て也かやうの時は公義より奉行を定面々に𠮟を渡し萬無爲なるやうに沙汰あるべき事なり鬪諍に及ばゝ葬送の妨なるへし又延暦寺の大衆の此時堪忍したるは神妙なれども翌日清水寺を焼事謂なし末寺とて思ひよらぬ清水寺炎上する事當座の堪忍は目だれをみ聽病至極と云ふべし總して寺社に過分の領地は勿躰なき事也宮寺は幽閑なることそ殊勝なれ莊嚴の堂々たるは破滅の基也今南都北嶺の領地百萬石餘也此百分一儒者にあたへられば國家の重寶たるべきか何ぞ文にもあらず武にもあらぬ山の大衆寺法師に廣大の領地をあたへ置玉ふ事古の誤は今の禍今の誤は末代の仇也天長地久の御祈禱所やゝもすれは南都北嶺の僧徒物さはがしく天下の騷動となる故は寺領莫大なるに依て身には金襴綾羅をまとひ寺は金銀を鏤(チリバメ)大名高家も頓首し樹下石上の教を忘れたり唯滅法のはし成へし是みな天下の御仕置より出る事也

平家物語抄卷一之上終

平家物語抄卷第一之下

目　錄　鈔傳記圖經

平家物語抄卷第一之下

清水ゑんしやうの事

○抄云清水寺　人皇五十代桓武天皇御宇延暦十七年に將軍坂上田村丸獵レ鹿來レ此聞ニ緣起一嗟嘆して移ニ自宅一爲寺建立は五十一代平城の御宇大同二丙戌年也

○會稽の恥を雪　周二十六代敬王の時越王勾踐起ニ吳國師(イクサ)一下レ時越王敗北して爲ニ吳王扶差一被レ圍ニ會稽山一越王延レ首軍門に降被ニ典獄一其時越王の臣范蠡謀以越に歸す再起ニ大軍一吳王扶差を生捕テ誅レ之吳國を合す是を俗に會稽の恥を雪と云日本人王第五孝照天皇三戊辰年にあたるなり周二十七代元王三年なり

○清水寺觀音　大和國小島寺の沙門延鎭生身の觀世音を拜み奉らんと誓けるに木津川の川上に行叡居士と云仙人居住し光を放延鎭その光について往登行叡にあふ叡曰汝を待事年久し我觀音の名號を唱て此地に居る事二百五十歳と云て東に飛去鎭したひ行てみれば山科のあなたに叡のくつかたく落てあり是即觀音薩埵の再誕なりとて延鎭隨喜感嘆して其時作ニ千手觀音像一是則清水寺の本尊也夫觀音は安樂世界極樂彌陀の右面の脇士の薩埵なるが一切の衆生を度せんかために此娑婆に示現して大慈大悲を垂たまふ也元亨釋書廿八に有新古今釋敎清水寺の觀音の御歌とて

　猶たのめしめぢが原の一切衆生(サシモグサ)我世中にあらん限りは

又

　なにかおもふ何をかなけく世中はたゝあさがほの花の上の露

○火坑變成池　是は法華經八の卷普門品の文なり火坑は火の穴とよませたぞ觀音を信ずる人は火坑も變して池となるぞとの御誓ひ也

○歷劫不思議　是も同品の文なり歷劫は久しく年をふる儀ぞ觀音は一度たのみをかくれば萬劫をへても不思議の利益があるぞとなりされどもこゝには其心を轉して今清水寺一旦に焦土となれりといへとも觀音利生方便の內證おもひはかるべからす

との返札なり
○三寳　佛寳　法寳　僧寳　此三を云
○西光法師　鎌足公十四代の孫中御門中納言家成卿五男なり俗名師光平治元年十二月に少納言入道信西を送二至田原山一出家 安元三年 六月一日依二平相國清盛公命一於二六條河原一被レ誅
○諒闇　諒陰共云 論語諒闇三年不レ言とあり 諒はまこと闇はくらし又もだすとよむなり諒闇とは天子の喪に居給をいへり
○御禊　はらへ又みそぎとよむなり大嘗會のまへに被レ行也是昔陰神(メカミ)伊弉冊尊崩御ありければ陽神(ヲカミ)伊弉諾尊慕玉ひ黄泉まで尋玉ひみ玉へば其貌きたなし我身のけがらはしきをきよめんとて橘の小戸檍原(アヘキカハラ)にしてみそぎはらへし玉ふ是御禊の始なりよろづのきよめ也其作法江次第に委これあり
○大嘗會　大極殿にて行はるゝ大禮なり度々の炎上によつて今は紫震殿にして被レ行天子即位の年十二月卯日以二其新米一献二太神宮一謂有レ之即位の始に被レ行を大嘗會と云新嘗會は年毎に有即位七月以前なれは其年被レ行八月以後なれは明年被レ行となりくはしくは江次第にみえたり
○建春門院　後白河院の妃皇后滋子贈左大臣平時信公女也大納言時忠の卿の妹
○昭穆に不二相叶一　天子の廟を祭に左右に昭穆とて三人つゝ座し玉ふ事ありたとへば廟を西むきにたては北に昭南に穆なり主上も春宮も幼ましませばその座につゝき給ふ事は不レ叶との義也 天子は七廟諸公は五廟大夫は三廟也
○一條院　圓融院の皇子御母は東三條院兼家公女也天元三庚辰年六月一日降誕寛和二年七月廿二日即位治五年諱懐仁寛弘八年六月十九日落髪法諱精進覺圓同廿二日崩歳三十二
○三條院　冷泉院の皇子御母は贈皇后宮超子兼家公御女也天延四年丙子正月三日降誕寛弘八年十月十六日即位治五年寛仁元年四月十九日御出家法諱金剛淨同崩歳五十九
○主上　六條院也御位をすべり玉ひ新院と申是也
○新帝　高倉院なり
○楊貴妃　楊氏也楊玄琰と云人の女也姿質の麗艶の事は無雙なり歌舞音律才智算數人の器量に過た

り帝の御意のうつる事人間の所作に非す天寶十五年祿山國をみだし、時帝同車にて蜀に趣玉ひしに馬嵬と云所に寺ありけるが其寺の庭にしてくびり殺す歳三十八也號ニ大眞院一則童名大眞とも又玉環ともいひしなり

○楊國忠　綱目四十三云楊釗は貴妃の從祖兄也不ㇾ學無行爲ニ宗黨一所ㇾ鄙從ニ軍於蜀一と云々無能無才親族までも賤て衆にいれざるぞ從祖兄とは俗に云またいとこぞ爾雅釋親に曰く兄の子弟の子相謂て爲ニ從父晜弟一云是はいとこといふ事ぞ郭璞が注に從ㇾ父わかるゝと有ぞ然は從祖兄はまたいとこなり世に兄の字はかりをみて貴妃の兄とあやまれり從祖の二字に心を付へし天寶九年十月に釗の字を除て國忠の號を賜同十五年祿山反逆の時帝の供奉す于時祿山が將崔乾祐襲來る供奉の諸將此亂は國忠故なりとて馬蹄にかけて誅ㇾ之

殿下の乘あひの事

○抄云嘉應　高倉院の年號ぞ

○一院　後白河院なり法諱行眞

○北面　白河院の御時はじめてをかるゝ院の侍ぞ下北面といふは五位六位なり上北面といふは四位なり昇殿す上をすみてとなふべし後鳥羽院の御宇には西面とて十人ありしか御一代にしてなし

○どぢ　達と書朋友なり友達萬葉におほきことばなり

○貞盛　桓武天皇五代の孫平國香一男也鎮守府將軍從三位陸奥守

○秀鄕　大織冠七代の孫河內守從五位上村雄一男母は下野掾鹿島女也鎮守府將軍武藏守從四位下號ニ俵藤太一或田原

○賴義　多田滿仲の男陸奥守賴信長男母は修理の命婦なり左馬頭鎮守府將軍從四位上永保二年十一月三日卒八十歳

○貞任　陸奥の住人安大夫安倍賴良か子厨河次郎大夫貞任と云後冷泉院御宇永承五年賴義誅ㇾ之九年合戰

○宗任　貞任舍弟也富海三郎と云是は被ニ生捕一九州松浦に流罪或又天喜五年被ㇾ誅

○義家　伊豫守賴義嫡男母は上總介平直方女なり

鎮守府將軍左馬權頭正四位下號ニ八幡太郎ト長治二年八月十八日卒六十七歳

○淸原武衡　是も陸奥北山のもの號ニ將軍三郎ト

○同家衡　武衡が子なり義家討レ之三年の合戰俗に十二年の合戰と合て云へり

○新三位中將資盛　平重盛公次男なり

○雪ははだれ　はだれとは斑と書なりうす雪ぞ歌にもよみならはしけれとも天德の歌合にも此詞よろしからずといへり和名には薄太禮雪とあり

○松殿　關白基房公也

○郁芳門　內裏東の三門の北にある門なり此時の內裏は一條もどり橋に有堀川の方東表なり

○賴政　淸和天皇八代後胤下野守從五位下仲政嫡男母は藤原友實女也右京權大夫從三位治承三年六月十五日出家法名賴圓又眞蓮同五年五月廿三日於ニ宇治ニ自害七十六歳

○光基　淸和十代の孫出羽守光信男母は藤原佐良女なり從五位上伊賀守左衛門尉

○前駈御隨身　前駈はさきをかるとよむなり御隨身は御ゆるされなければめしつれられず小隨身と云は何れもくるしからずといへり隱聲警蹕とて御隨身行幸に前ト駈す前漢列傳十七に梁孝王得レ賜ニ天子の旌旗ト從ニ千乘萬騎ト出るに稱レ警入に言レ蹕又西宮記に前聲は變化のものをそるゝといへり又延喜帝神泉苑に行幸の時艮に變化のもの有しに隱聲にきえしと延喜式にあり

○御直廬　直廬は禁中にして關白の御座所なり直は宿直の心なり書曰レ直夜曰レ宿廬は居所の名なり字彙曰廬は寄なり舍也按關白殿書被レ直ニ禁中ト之所也故曰ニ直廬ト

○待賢門　禁中東の三門の中の門なり四方に十二門あり東に陽明待賢郁芳南に美福朱雀皇嘉門西に談天藻壁殷富門北に安嘉偉鑒達智門

○陵礫　陵はこえふむ礫はつふてとよむなり人をふみうつ義ぞ

○右府生武基　系圖未レ見

○藤藏人大夫隆敎　系國未レ見

○鳥羽の國久丸　牛飼也

○大織冠　天兒屋根尊二十一代御食子卿の御子母は大德冠大伴の比子卿乙女智仙娘也天智天皇八年

十月十五日内大臣改ニ中臣姓ニ爲ニ藤原ニ同十月十八日に薨五十六歲

○淡海公　不比等公謚也右に記す

○忠仁公　良房公謚也右に記す

○昭宣公　基經公謚也良房公男母は贈左大臣經綱公女なり攝政太政大臣從一位寛平三年正月十日薨五十六歲贈正一位

○栴檀は二葉より香　觀佛三昧經第一曰開ニ牛頭栴檀上妙之香ニ永無ニ伊蘭臭惡之氣ニと云り伊蘭は臭惡の草なり栴檀は花紅にして甚可ニ愛樂ニとの佛說なり此木摩梨山生ず又此山を牛頭山共云故に牛頭栴檀といへり是二葉より香と也二葉は生出時ぞ

○圖經云　資盛殿下に參合恥辱にあへる事從者若輩の所爲なり喧嘩口論は時のわざといひながら老功の者あらばかやうには有まじきか何のわざなき心前に資盛を兎角して六波羅にかへし老者殘居て若丁簡なき次第になり狼籍に及はゞ思ふまゝにふるまひ主の恥辱のなきやうに嗜む事從者の常なり其上古老のものあらば狼籍はあるまじきなり總て若輩の野遊鷹狩漁何れにても古老のもの丶なく若者ともばかりの從者はあしきなり小松殿隨分の智臣なりといへどもかやうの仕置なき事はあやまれり祖父入道の申分尤也雖レ然殿下の出御を待うけかやうにせられし事はあまりなり殿下の家臣或は御隨身一兩輩に恥辱をあたへ堪忍あるべき事なり萬の事過不及なきやうに行べし末代に云傳て貴賤ともに評議ある時理にそむきたる事は無レ益次第なり入道此欝憤をはたさず後に基房公を備前國へ流罪せられけり是又入道のあやまり行跡の過分する所なり總て人の一度仇となりし事をはたさず和して後切腹に行或は流罪亦は其家を果すはあしきなり國にむほんの族不レ絶者也歸伏の品に付て右のあたをかへりみずそのもの丶奉公に依て忠實は行べし是非なく敵となる事もあり又理に伏し味方と成て忠勤を至もあり其品々によるべき事なり但一度敵となりしものには大將の號はゆるさぬものといへり雖レ然管夷吾は桓公に仕へ太宗は魏徵を臣とせり一やうには云がたし

鹿の谷の事

○抄云朝覲行幸　春秋仙洞への行幸をいへり江次第にあり

○初冠（ウヰカウブリ）　元服なり漢書には臣讃と書てうゐかうふりとよませたぞ元服と云は人の出身のはじめ俗躰の定るところなり

○らうたく　勞亮（ラウタケテ）と書ぽげ／＼したる儀ぞ源氏にらう／＼しうといへり良の字もおなじと仙原抄に云りやう／＼しうも同しとあり又助及共書是は又さかんなる義ぞ萬水（バンスイ）にいへり

○主上　高倉院也

○法皇　後白河院也

○女院　建春門院也

○入道　相國の御むすめ女御にまいらせ給ふ建禮門院なり

○妙音院　師長公なり宇治の惡左府頼長公の嫡男也母は源信雅女なり從一位太政大臣兩度坐レ事始は土佐後には尾張國

○德大寺大納言實定　鎌足公十六代孫從一位左大臣公能公の男母は俊忠卿女なり正二位左大臣號ニ後德大寺一

○花山院兼雅　鎌足公十七代孫從一位太政大臣忠雅公長男母は中納言家成卿女也從一位左大臣

○中御門家成　右に記

○新大納言成親　家成卿男母は中納言經忠卿女也安元三年八月に備前國に流罪於ニ配所一薨

○大般若　六百卷有釋尊五十七歲より七十歲まで十四年か間の說法なり

○甲良（カウラ）大明神　玉垂命也と一說天武天皇二年二月八日高良の託宣曰譽田天皇の御宇爲ニ扆昏（ホンマ）武略之健將一と云々又一說に高良は武內の神なりと公卿補任曰武內の神大臣孝元天皇五世の孫なり在レ官二百四十四年春秋二百九十五年但薨時人不レ知と云々又或說に仁德天皇五十五年丁卯薨但歲不詳矣

○八幡大菩薩　人皇三十代欽明天皇三十年庚丑豐前國宇佐郡蓮臺寺に出現人皇十六代譽田天皇の化現なり其後淸和天皇貞觀元年二月二日大和國大安寺の僧行敎宇佐にまうす于時大菩薩行敎に託して曰爲ニ王城守護一行敎の乘レ衣至ニ山崎離宮一於ニ鳩

嶺ニ光を放給ふ此よし行教奏聞す仍被レ立ニ勅使ニ即鳩嶺に鎮座なり神皇正統又公事根源等にあり

○賀茂上社　昔賀茂の武角身の女洗ニ衣鴨川ニ干レ時矢一つ流來る女取て歸り挾レ擔其後母懷胎して產ニ男子ニ父母問ニ其父ニ曰無レ父此兒三歲の時此里人を請兒に曰吾父に杯を置けと即兒杯を持て檐の箭のまへにをき其兒天にのほる別雷神是なりその母玉依姬も神となる下鴨御社大明神是也其箭鴨の羽なり仍て名とす又其箭は松尾に納と神名帳に有

○時の撿校匡淸法師　姓不レ知又撿校とは檢はたゞす校はかんがうるとよませたぞ物をたゞしかんがうと云こゝろぞ

○吒幾爾の法　外法也行レ之諸願成就すといふ本地辨才天なりと或人いへり密宗なれば不レ詳

○俊寬僧都　京極源大納言雅俊の孫木寺法印寬雅か男なり

○法勝寺　六性寺とて性の字付たる寺六寺あり東山鹿の谷に俊寬僧都の山莊ありし也

○少納言入道信西　俗名通憲鎌足公十四代孫文章博士實兼長男なり高階經敏爲ニ養子ニ平治元年十二月十三日信賴卿反逆の時見ニ天變ニ至ニ大和國田原山ニ土中に隱れしをたづねほり出し首を斬大路を渡し被レ梟ニ獄門ニ儒道の達人也

○淨憲法師　信西か子也母は近江守重仲女法性寺の執行說法才人なり

○平判官康賴　北面也

○西光法師　俗名師景右に記

○近江中將入道蓮淨　俗名成正

○山城守基兼　人皇四十代天武天皇十八代孫忠兼男也

○式部大輔雅綱　重而可レ記

○宗判官信房　鎌足公十六代孫正五位下治部大輔家信男也正五位下左馬權頭

○新平判官資行　鎌足公十代孫從五位上主水正資盛男也從五位上

○多田藏人行綱　清和天皇十代孫攝津守賴盛男なり

○さるがくつかまつれ　是さるかくと有散更也此頭散示散更混亂を可知なり

鵜川合戰の事

○抄云京極源大納言雅俊　鎌足公十八代孫正三位中納言雅藤卿男なり

○源大納言定房　大織冠十三代孫正二位權大納言經長卿男也從一位

○大饗　饗はもてなすとよむ大臣などの拜賀の振舞なりおほきにもてなすとの儀也饗應過て諸公庭上にして拜あり其時大臣拜す是を答拜と云俗に馳走答拜と云は是なり

○大炊御門右大臣經宗　鎌足公十五代孫正二位權大納言經實卿男母は公實卿女なり從一位左大臣

○爲俊　鎌足公十三代孫從五位下出雲守章俊男也河內守右衞門尉童名犬丸是北面の始なり白河院の御宇

○盛重　同十二代孫從五位上筑後守國仲男也從五位上肥後守童名千手丸同北面の最初なり白河院の御時也

○季賴　季範か男久安七年正月二日卒四十歲

○季教　季範と系圖に有文德天皇十代孫安季か男なり從五位上鳥羽院の北面

○公卿殿上人　公卿は三位より已上殿上人は四位五位

○少納言信西　俗名通憲

○師光　西光法師なり

○成景　鎌足公十二代孫北面盛重猶子なり從五位下因幡守平治元年十二月十三日信西大和國田原にて土中に入し時出家法名西景

○こんでいわらは　㨖兒童と書㨖兒所とて無位無官のもの居所をいふいやしき者をいふなり

○格勒者　格はいたす勒はつとむるとよむなりその役々をなす也或は格を恪に作る是はつゝしむとよむなり史記周の本記にも朝夕恪勒とあり

○師高　西光か男なり

○追儺　十二月晦日に大舍人鬼をつとむ陰陽寮祭文を以て南殿邊につきて饗なり上卿以下是を追殿上人御殿の方に立桃の弓葦の矢にて射仙花門より入東庭をへて瀧口の戶に出る東庭朝餉臺盤所に燈臺をひまなくともすなり年中の疫氣を拂なり鬼とは方相氏の事也目の四有面をきて手に楯鉾を持又

仮子とて二十人紺の布衣きたるものを卒して大内の四門を廻なり人皇四十二代文武天皇慶雲二年に始る此年天下に疫癘ありて人民をなやます故也禮記周禮等に委〃あり又源氏物語にはなやらふといへり

○除目　　除目とは任官授らるゝ事ぞ田舍よりめしのぼせらるゝは縣召と云京官は司召といふ也節會官奏敍位除目此四つは有職家の秘事とする也任官の時紫宸殿の庭にて拜賀有春秋被レ行然れども時によりさだまりなきとみえたり

○縦召公か跡を隔とも　　是は周の召公と云者棠梨の下にて訴を聞きしに召公死て跡までも民是をしたひ其棠梨の枝をも不レ伐といへり此意を劉商か詩に露晃行レ春向二若耶一野人懷レ惠欲レ移レ家東風二月淮陰郡惟見棠梨一樹花

○近藤判官師經　　師光か次男なり

○白山權現　　妙利權現號二客人一本地十一面觀音

○浦島か子の七世の孫にあへりし　　續日本紀に浦島か傳に曰上古の仙人也齢三百七十歳をふる十二代雄略天皇廿二年至二蓬萊一同三十二代淳和天皇天長二年丹後國餘謝の海濱に皈るそのかたち童子のごとくなりしに神女に得し玉匣を明て見ければ白頭となりしといへり即是淺毛川の明神なり風土記にあり萬葉に美頭の寄能宇良志摩能古我多麻久志義明傳具屋志幾今日仁曾有毛留

○胎内の者の靈山の父を見し　　是は羅睺羅尊者の事也父悉達太子御歳十八の時出家の望ありとの給ふ父淨梵王驚給ひ妻子あらば執着にひかれて其意止給はんと耶輸陀羅女を嫁入内ありて三月と云に悉達十九にして王宮を出阿邏々迦摩羅二人の仙人を師として檀特山に入給其三年過耶輸陀羅女子を生り大臣公卿怪レ之耶輸を刑罰に行はんと云耶輸の云悉達に問給へと曰臣等檀特山に行向悉達の云吾王宮を出し時耶輸の胸に手を置き三年の後に男子誕生せんと約すと云々是即羅睺羅尊者也第十一番の羅漢也妙典科注に有耶輸も尼になり釋尊御弟子とす或悉陀なり名義集に云唐には言二一切義成一舊には悉達と云訛れり

○大藏卿爲房　　重可レ記

○大宰權帥季仲　　鎌足公十四代孫正二位權中納言

經季卿次男也正三位權中納言
○圖經云　法皇平家をほろぼさんと思召たゝせ給ふ事ひとへに天魔の所爲なり又は賤き下﨟どもを近習せさせ給ふによつてなりかやうなる大身の者を討せらるゝ事は能く思惟あるべき事なるに何ぞ公家被官北面の族或は山法師などに仰付られいかんとして此一門をほろぼされんや今平家は伊賀伊勢尾張三河越前但馬安藝周防備前備中備後播磨以上大國十二ヶ國

其外國々に五ヶ所三ヶ所の庄苑を領知す此人數十萬騎餘有べし不斷の在京人一萬八千のつもりなり然るを成親卿などのむほんの張本とてかり武者一二千亦は北面の輩一人して五十騎百騎其外山の大衆或寺法師何百萬人有と云とも大將なきよりぜいは事にたゝざるものなり其上入道父子在世のうちは天下には此一門は果しがたからんか若謀を以てせば人數は入まじきなり父子參内の時節殿中にして害せんは子細に及ばしたとへ一門何人有と云とも入道父子討なば殘け手だてを以て果すべし此時人數少入べしそれとても一命にかへる大將なくてはいかゞなり先晝軍に及なし夜討は猶かなふまじ唯臆病至極の冠者はら義勢ばかりにてみな身のせめを請しなり一萬騎の勢に一二千の勢を以て勝事も戰のならひなれどもそれは天命の第一又は將の謀次第なり何ぞ武にも勇にもあらぬ成親卿などのかゝる大事を思ひたち剩縄手にかゝり漸く命をつぎ流罪などにおこなはれ是をよろこびなどしける心にて謀反など思ひたゝるゝ事血氣とも不覺とも云かたしそれ大事を思ひ立にはそれまでと期をさたむる事肝要也　又云西光が末子師經入部の節鵜川寺にて狼籍に及ぶ事心外奇怪至極せり始たる國へ入國の時は先の制法の內三ヶ條にても五ヶ條にても民の豐になる條數をゆるし在廳等土民商人等に至るまで煩なきやうに諸法度以下をゆるく沙汰すべきにさはなくして却て惡逆をなす吾國の者をせたくるは我身をせむるに不ㇾ異也召公が昔を慕安子か行跡はしらずとぬせめて惡事をなさゞらんはかならむか又師經たとへ叡山より訴なくともかやうの惡事は刑におこなはるべきに剩御裁斷遲々に及ぶ事正道の政にあらず大身は祿をおもんじ小

人は其身をかへりみて閉口すといへり先大身の祿をおもんじて萬事閉口する事只佞に依て嘲哢の種とはなれり其器にあたれる人は國家の治亂を能鑑小大となく我身を不レ顧を良臣とはいふなり

願立の事

○抄云白河院　後三條院の皇子御母は贈皇后宮茂子能信卿女也天喜元癸巳降誕延久四年十二月廿九日即位治世十四年諱貞明大治四年七月七日崩歳七十七

○鳥羽院　右に記

○江帥匡房　五十一代平城天皇十一代孫信濃權守從四位上成衡卿男母は橘孝親女也正三位權中納言天永二年十一月五日薨七十一歳歌人才人世に江帥ものとは是をいへり

○源義綱　頼義次男母は平直方女也號二加茂二郎一從五位下美濃守賜の義忠を害せしに仍て被レ誅

○圓應　姓不レ知

○中務權少輔頼春　滿仲二代孫判官代頼風が男也或は弟號二五十野一

○後二條關白　師通公也大織冠十四代孫攝政太政大臣師實公の長男母は從一位麗子右大臣師房公女なり從二位關白內大臣承德三年六月八日薨三十八歳

○仲胤法印　姓不レ知

○大八王子權現　天照大神の御子男神五神女神三神合てなり本地千手觀音

○山王　本地釋迦藥師彌陀

○大殿北政所　從一位麗子大殿は師實公なり

○芝田樂　袖ひろの白き衣裝に笠に布をたれきて俗に云鷺足と云物に乘諸物をうたひ馬場を飛行なり

○流鏑（ヤブサメ）　ながれかぶらとよむなり三町の馬場に三尺方の的を三所に高く竿に立馬上にて射なり

○競馬　きほひ馬なりつがひてかけさせ勝負有

○相撲　ことりつかひといふなり相撲の節とて七月廿八日紫震殿の前にて叡覽有其まへ廿六日に內採とて仁壽殿にして御覽あるなり

○仁王經　二卷あり

○一採手半の藥師自躰　採の字擇にてあるへしそ

ろゆるとよむなり手半とあれは手半分の御長ぞろへて百躰と云事なるべし

○等身の藥師一躰　等身は身ひとしとよめり然は病人關白の御身の長なるべし

○藥師　東方發心門に配す衆生の病を治する本誓と藥師經に有

○釋迦　天竺摩訶陁國淨梵大王の皇子御母は摩耶夫人周の昭王二十六年甲子四月八日天竺於俱比羅城誕生干時天より白龍黑龍降て湯を灌十九の御年にして檀特山に入十二年難行し三十一の御時十二月八日の曉見明星成道四十八ヶ年の說法天竺狗尸那國跋提河の邊雙林樹下にして春秋七十九歲入滅周の穆王五十三年壬申二月十五日也五燈會元に有但周は正月子の月なり然は二月なり經教に說々あり

○阿彌陁　西方淨土のあるじなり

○大宮　波止土濃　なみとゞまりつちこまやかなりとよむぞ日本最初の御神なり

○子を思道迷　中納言兼輔歌に人のおやの心はやみにあらねとも子をおもふみちにまよひぬるかな

○いふせき　欝の字也むもれたりとよませたぞいぶせきねやのうちなどゝ歌にもよめり

○和光垂跡　和光はやはらげるひかり垂跡はあとをたるゝ儀なり日月世界國土を照し利益し給ふと也神は垂跡佛は本地とは佛家より云儀也神は本地佛は垂跡とは神道よりいへり

○まめやか　眞成と書なり

○究竟　くきやうとは如來の地を云と天台六即に有きはむるさかいとよむなり吉田の兼好か歌に理即より究竟にいたる心こそひとつ心の玉とみるらめ理即は佛果を念する儀ぞ

御輿ぶりの事

○抄云安元　高倉院の年號

○十禪師權現　本地地藏薩埵の垂跡

○客人　妙利白山權現　三所也伊弉諾又大行事又大巳貴也越前國麻生津の安角か二男後に神融禪師告有て白山にのぼり此神々に逢奉り勸請せり元享釋書にあり

○八王子　叡山の東に小山あり其上に金石とて有

それにいます
○小松内大臣重盛　清盛公嫡男なり
○舎弟宗盛　號二八島大臣一
○知盛　清盛公四男
○同重衡　同五男
○頼盛　忠盛卿男號二池大納言一平家亡て後頼朝卿尾張國を給子孫相續
○教盛　同號門脇
○經盛　同
○源三位頼政　古に傳有レ之
○渡邊の省　五十二代嵯峨天皇十三の皇子河原左大臣源融公十代孫渡邊の満が男なり頼政郎等
○授　省長男也號二薩摩守一
○長七唱　融公十一代孫源五郎敎が二男也
○赤銅作の大刀　赤銅は和語なり紫金と云
○滋籐の弓　又重籐　ねりごめの弓也千段卷千反卷とて有千段とは糸卷廣木地せばし千反卷は糸の卷狹木地廣しと小笠原家の弓書にあり
○醫王山王　醫王とは藥師を云と藥師經に有又無量義經には釋迦を醫王大醫王と有山王の本地釋迦藥師
○三塔　東塔西塔横川
○攝津の竪者豪運　姓不レ知
○六孫王　清和天皇第六の皇子仍て云貞純親王御母は神祇伯棟貞女也延喜十六年五月七日薨四十三歳源氏の嫡々也
○梵天　欲界を過ぎ色界帝釋天の上に有天ぞ此上に無色界とて十八天ありと天地開闢經にみえたり
○堅牢地神　號二大現修理菩薩一又釋提桓因とも云又禪家には土神と云り掩レ日成二八萬億光一天竺阿育王此地神に間て八萬四千の石塔を作り世界へ地神になげさしむ日本にも二つ有近江國に一つ越前の海中に一つあり

内裏炎上の事

○抄云藏人左少辨兼光　大織冠十四代孫正二位權中納言資長卿男也正三位權中納言
○保安　鳥羽院五つめの年號
○赤山の社　慈覺大師渡唐の時清涼山の引聲の念佛傳へ玉ひしに此念佛守護のために大師に芳契な

し玉ひ異朝の雲を分て忽に叡山の月に往給ふ大師歸朝に難風吹船あやうかりし時不動多門は艫舳に現し此明神は赤衣に白羽の矢負船の表に現ず山守護のため西坂にいます赤山は震旦の山の名なり本地虚空藏菩薩なり盛衰記にあり

○保延　崇德院五つめの年號

○祇園　石淸水吉田祇園北野此四所は延喜式神名帳に不載後朱雀院長曆三年八月に爲二二十二所一祇園緣起に日天竺の北に有レ國名二九相一其國に有レ園名二吉祥一其園の中に有レ城有レ王名二牛頭天皇一娑竭羅龍王の女と嫁して生二八王子一眷屬八萬四千六百五十四神と云々或武塔天神或金比羅神或摩訶羅神又は比二盤古王一

○權大僧都澄憲　信西か子なり

○秉燭に及て　しよくをとるとよむなり夜陰に及ての義ぞ

○永久　鳥羽院三つめの年號ぞ

○治承　高倉院の四つめの年號

○靈神怒をなせば災害衢に滿　貞觀政要一に云人怨則神怒々則災害必生災害既生則禍亂必作と云々此意をいへり靈神は二字共にたましゐとよませたぞ災はわさはひ害もわざはひとよめり衢は道のちまたなと云ごとくこゝかしこの衢なり

○主上　高倉院なり

○法住寺殿　五條內裏と云法皇の御所

○法皇　後白河院なり

○行啓　親王又は女御などの出御を云なり帝のは行幸院のは御幸と云也

○卿相雲客　卿相は三位より已上雲客は殿上人也

○平大納言時忠　傳右に記

○二宮　本地藥師如來なり

○明王の制止を加るは善逝の加護　明王とは五大尊ぞ東方降三世明王南方軍荼利夜叉明王西方大威德明王北方金剛夜叉明王中央大日大聖不動明王是也其中に明王と計云へば中尊不動也制止はいましめやむる也善逝は佛には十號か有其內のひとつの名ぞ瑜伽論第三十八卷に昇二最極一永不二退還一故名二善逝一と成實論第一には佛有二正道行施等行一故に善逝となせり

○三塔　東塔は傳敎大師西塔は慈覺橫川は慈惠大

僧正の開基なり
○闕官　くはんをかくとよませたぞ位官をはなたるゝ事ぞ
○獄定　獄はひとやとよむ也罷者にさだまる義ぞ
○花山院權中納言忠親　鎌足公十六代孫從三位權中納言忠宗卿男母は參議家保卿女也正二位内大臣號二中山又堀河一
○具平親王の千種殿　失火の所六條坊門西洞院の東と拾芥に有人皇六十二代村上天皇第六の皇子御母は代明親王御女也二品中務親王號二後中書王又千種一
○北野天神の紅梅殿　失火五條坊門北野天神の御廟拾芥に有天神は天照大日孁尊の五神天穗日命の孫字庭四代の後胤菅原是善卿の男母は伴氏承和十二年乙丑誕生昌泰二年に從二位右大臣延喜元年左降同三年二月廿五日於二宰府一薨五十九歲天慶三年七月十六日右近馬場に現二天神一正曆四年十月廿日贈太政大臣正一位紅梅殿は天神の末社也
○橘逸勢蠅松殿　失火姉小路北堀河の東拾芥に有人皇三十一代敏達天皇七世孫從四位左中辨入居男也逸勢は能書也
○鬼殿　失火三條の南西洞院の東有佐宅也惡所なり仍て云二鬼殿一拾芥に有
○高松殿　失火姉小路の北西洞院の東拾芥にあり西宮高明公の家なり醍醐の皇子御母は源唱女なり
○鴨居殿　失火二條の南室町西一町南北二丁堀河院の誕生所昔池有て鴨おほく居仍て云二鴨居殿一拾芥にあり
○冬嗣大臣の閑院殿　二條南西洞院の西一町拾芥に有
○昭宣公の堀河殿　二條の南堀河の東南北二町也相國通長忠義公に傳拾芥に有
○朱雀門　内裏南の中の門也長安の南面皇城門是を謂二朱雀門一又大明宮の南面に五門有正南の門を曰二丹鳳門一丹鳳朱雀其儀一也然則南は朱雀門也拾芥にあり
○應田門　田を天に作へし十二門の外なり洛都宮城の門なり順二人心一以二天應儀一名拾芥に云り
○會昌門　南の内の門也二間に五間戸三間拾芥にあり

○清和天皇　五十六代右に記す
○陽成天皇　清和の皇子御母は太皇太后宮高子長良卿女也貞觀十年三月十六日降誕元慶元年正月三日即位治八年諱貞明天安三年九月廿一日崩歳八十一
○大極殿　即位或は大嘗會此殿にしておこなはるゝ雖レ然度々の炎上故に或は豐樂院或紫震殿にしておこなはるゝ大極殿は八省院又最大殿ともいへり拾芥にあり今は絶てなし
○豐樂院　清暑堂につゝき八省の西にあり馬場殿と是を云正月十八日此殿にして賭弓を觀給ふなり清和天皇貞觀二年に始る貞觀式にあり
○元慶　五十七代陽成院の年號
○後冷泉院　右に記
○治暦　後冷泉院の年號
○後三條院　後朱雀院の皇子御母は陽明門院三條院皇女長元六年癸酉七月十八日降誕治暦四年七月廿五日即位治四年諱尊仁延久四年五月廿一日落髪法諱金剛行同五年五月七日歳四十一崩
○伶人　黄帝の時善ニ音樂一者伶倫と云と文選三十五の注に有用レ之今の樂人の總名とす

平家物語抄卷第一之下終

平家物語抄巻第二之上

目録

平家物語抄卷第二之上

ざすながし付一行あじやりの事

の條

○抄云治承　高倉院四つめの年號なり

○天台座主明雲大僧正　人皇六十二代村上天皇第六の皇子具平親王五代の孫久我大納言顯通卿男也

○公請を停止せらる　院内へめさるゝ事をやめらるる義也

○如意輪の御本尊を召返て　觀音也二間の御本尊ぞ

○國司師高是を停廢の間　師光入道西光男也座主の領知加賀にありしを師高停廢す停廢はとゞめやぶる義也

○逆鱗　龍の喉の下に鱗有怒時は此うろこたつ也帝王を龍に比す仍てうろこさかだつと書り

○印鑰　印はをして鑰はかぎなり除目の時官加階の綸旨を職事書出せば内竪役人印鑰を請取立ながら印をおす也勅勘なれば印鑰を召かへさるゝとの義也

○覺快法親王　鳥羽院の御宮御母は美濃局八幡の別當光清がむすめ

○青蓮院大僧正行玄

○八條中納言長方　大織冠十七代の孫權中納言顯長卿男なり

○法衣の勘狀に任て　殺羅漢とて五逆罪の其一つなれば死罪をなだめられんと也法家とは明法道をいへり四道の中の一つ也

○死罪一等を減して遠流せらる　等の字禮記にてはしなとよむ也伊豆安房常陸佐渡隱岐土佐已上遠流なり信濃伊豫以上中流なり越前安藝已上近流也神龜元年六月三日定レ之云々延喜式の刑部に有り式外に近代に上總下總陸奥越後出雲周防阿波已上拾芥に出たり又流すと云事は堯舜時代より始れり尚書二に流二共工幽州一蔡氏か注に曰流遣而遠去如二水流一也放二置之此一不レ得二他適一云々今も流人を自由にゆかざるやうにするは古來の大法なり

○顯密兼學　眞言天台の教法を學した事ぞ

○大乘妙經を公家に授　法華の密宗を傳受せられ

しとなり

○菩薩淨戒　南都法相宗の護命僧正は戒には金權實大小の不同なし聲聞戒を受たりと云とも弘誓願を發無上佛果を期するは是菩薩の大僧なりと云々又傳敎大師は此事を破し顯戒論を作て圓宗有べき旨を奏聞して遂に戒壇を立給へり是即實大乘の戒也大は佛性常住金剛實戒と名付亦は中道第一義戒とも名付て一度受得すれば盡未來際まで失する事なし故に一得永不失の戒と云なり其戒相所詮一心三觀の妙理也故に一心三觀傳ニ一言ニ菩薩圓戒を授ニ於始心一と云々是にも亦一言不決と云事有止觀第四に云道妙觀は戒の正體上品淸淨究竟持戒と云々聲聞に乘戒と云は常に云所の五戒八戒也但是等の義子細種々有ㇾ畧ㇾ之

○陰陽頭安部泰親　淸明五代の孫なり

○仁安　六條院の年號

○傳敎大師　最澄姓は三津氏江州志賀郡の人なり十二歳出家正暦七年根本中堂を建同廿三年入唐同廿四年に歸朝弘仁十二年に寂す五十六歳貞觀八年に謚ニ傳敎大師一

○金毘羅大將　藥師十二神の第一也本地不動明王也藥師本願經に宮毘羅大將とあり

○打出の濱　近江の名所續後拾遺春上源兼氏歌に
にほの海は氷とくらし白波の打ての濱に春風ぞふく

○澄憲法印　信西子也

○一心三觀の血脉　三觀は貫穿觀觀達觀不觀々是也此一心を附屬するを血脉とは云也又空假中道を云是を觀法の詮とする也天台の血脉は至ニ師子尊者一絕たり天台には金口相承府法相承とて二流有金口相承とは釋尊附法の次第を說置給へるを云是嫡々相承じて二十三祖有附法藏因緣經とて六卷有則此事也禪家にも是を用ゆ二十三祖は迦葉　阿難　商那和修　優婆毱多　提迦多　彌遮迦　佛駄難提　佛駄密多　脇比丘　富那奢　馬鳴毘羅　龍樹　提婆　羅睺　僧佉　難提　僧佉那奢　鳩摩羅駄　闍夜那　槃駄　摩奴羅　鶴勒　夜駄那　師子是二十三祖也禪錄には婆須密多を加へて二十四祖をなして又婆舍斯多　不如密多　槃若多羅　菩提達摩是西天二十八祖と立たり然に師子尊者は檀彌羅王に

殺されて金口相承はのこり附法相承は絕たり佛もかくたえん事を說をかれたり

○粟散邊地　天台觀世音經疏下に曰只非二四輪王一者名二粟散王一文輪王に金輪王銀輪王銅輪王鐵輪王此四つに不同あり是を四輪王と云也又百濟國の日羅と云人日本に渡り聖德太子を拜禮して其の時傳燈東方粟散國といへり是日本をさしていへる證なり

○義眞和尙　傳敎の弟子也相模の國の住人なり最澄に從て入唐して和漢を通し天台の敎法受得して弘仁十四年四月根本中堂にして戒壇を建て大乘戒を行給ふ爲二天台座主一

○延曆　桓武の年號

○皇帝　人王五十代桓武天皇なり

○大師　傳敎なり

○四明の敎法　震旦の四明山を吾朝叡山にかたどり大師佛法を弘め給ふ事ぞ

○五障の女人跡絕て　法華經五の卷提婆品に　一者不得作二梵天王一二者帝釋三者魔王四者轉輪聖王五者佛身云何女身と云々意は此五つには女は成がたしと也傳敎大師此方叡山へ女人禁制なる事をいへり

○七社靈驗　七社は大宮聖眞子二宮八王子客人十禪師三の宮是也靈は玉しゐ驗はしるしと字註によませたぞ此七社のめぐみあらたなりといへり

○一乘讀誦年經て　一乘は法華經也唯有一乘法無二亦無三と說り此妙典を懈怠なくよむとの儀也

○月氏靈山　月氏國とは天竺を云靈鷲山の事なり唐をは震旦と云吾朝は日域と云是三國也月星日三光を表す靈鷲山も王城の丑寅也日本の叡岳も艮にあたれりとの義なり

○十禪師權現　本地地藏薩埵

○數珠　念珠共書瑜伽念珠經に曰つまぐる時一顆にて佛神を貴び故に念珠と云々天竺には鉢塞莫と云數は百八又は五十四或四十二卅七廿一十四とあり

○國分寺　國々に國分寺とてあり粟津の南に國分と云所あり

○三台槐門　三台は三光ぞ三公は太政大臣左大臣右大臣也天の三台星を象なり槐門とは千字文の新注に槐は謂二公卿一位に有二槐棘一言レ槐則其棘可レ知

矣言ㇾ卿其公可ㇾ知三槐九卿といへども通じて可ニ心得ニ明雲久我の家なればいへり

○圓宗の敎法　法華は諸法實相の旨を明し理智ともに圓滿の妙法にして速疾頓成の實敎なればいへり

○顯密兩宗　胎藏界金剛界をいへり

○藁沓　草鞋也

○阿闍梨祐慶　姓不ㇾ知阿闍梨とは善見律第一音義に曰譯して云ニ正行ニ又言ニ阿遮利耶ニ此には云ㇾ軌ニ範ㇾ舊には於善といふ法中敎を授令ㇾ知名ニ阿闍梨ニ

○螢雪の勤　晋の車胤と云人螢を集て其光を以て學問す又孫康と云者是も家貧しして窓の前に雪をつみ書をみしとなり

○圖縲に云國師高座主領を押領せしは惡逆至極せり是を山より訴しは理なり御裁許なきは政のくらきなり又法師等甲冑をたいし神輿を內裏にふりたてしは法義にそむけりとにや國家安全をいのりの山として國のさはぎとなす事はいかゞにや又座主明雲大僧正流罪と仰出されしも仁政にあらずたとひ山の棟梁たりといふとも法師ばらかやうのこと座主の義を用る事にあらず座主は一代山は末代なれば末の代までの山の恥辱とのいひなり堀河の上皇も賽か心にまかせぬはかも川の水と山の法師と仰せられしとにやましてや時の座主をや又粟津に行むかひ座主をとりとゞめし事は王法をかろしめしにはあれども是は又座主に咎なきのゆへ大衆の無道押て理といはんやとなり

一行あじやりの事

○抄云一行阿闍梨果羅國に流罪　佛祖統記三十卷云一行は張公謹の孫也初は從ニ普寂ニ落髮す開元三年に詔入て見ニ咨出世法及安ㇾ國撫ㇾ民之道ニ于ㇾ時號ニ天師ニと云々流罪の事不ㇾ見編年通論十五に開元十五己丑禪師一行寢ニ病于華嚴寺ニ帝親候問す遂に沐浴端坐して而逝す四十有五と有帝哭ㇾ之哀甚慨ㇾ朝三日とあり然共盛衰記五に流罪と云り

○九曜　羅睺星（ラゴシャウ）　土曜星　水曜星　金曜星・日曜星　火曜星　計都星　月曜星　木曜星是なり

二說有七曜に日月を加て九曜とも云天文陰陽家曆家の說に有ことなり

○曼荼羅　曼荼羅とは密宗の意輪圓具足とて闕る事なきを云也大曼荼羅と云は人の五大の當體をさして云なり羯磨曼(ケルママン)とて諸佛菩薩の尊形を書九曜をあらはしたを九曜の曼荼羅とは云なり

○圖經に云本經に流罪といへりいづれの書にありとも不レ詳編年通論に此阿闍梨の一代の事くはしくかけり此書には流刑の事なしと云々

西光がきられの事

○抄云西光法師　俗名師景

○宸襟を惱　宸は廣韻には天子の居といへり賈逵(カキ)は後人指二帝居一曰レ宸と注せり天子の御事を直にさしてはいはぬ程に居所を呼出して天子のうへを申す物也襟は物思ひとよむ也然は帝の御物思ひを宸襟とは云也是を又なやますとはいかゞなれども俗に云ならはせり

○叢蘭茂からんとすれ共秋風是を破り　叢はしげる心蘭はかうばしき草なり叢草しげらんとすれども秋風はげしうしてやぶるとなり帝は明白なれども讒臣闇ふすとの義なり　劉子新論曰蘭蓀欲レ茂秋風害レ之賢哲欲レ正讒人敗レ之

○新大納言成親　中御門中納言家成卿の男也平治の亂の時も越後の中將とて御敵なりしを小松の大臣申ゆるし今は大納言なり

○王地に孕れて詔命を對捍せんも恐なり　詔命二字共にみことのりとよむぞ對捍とはむかひふせぐとよめり王命をそむくは恐ありとの義なり

○多田藏人行綱　頼光六代の孫多田の行盛が男也

○平判官康頼　系圖末レ見

○俊寛　京極源大納言雅俊卿の孫木寺の法印寛雅が男なり

○大野に火を放　春は野山をやくなり連歌に野をとをみ春の草やく夕けふり雨しふらずはたちもとまらし

○甲冑　甲はよろひ冑はかふと也ふたつなから俗にあやまれり

○安部の資成

○大膳大夫信成

○筑後守貞能　桓武天皇十一代の孫筑後守家貞が男也

○飛驒守景家　系圖未ㇾ見
○近江の中將入道蓮性　俗名成正
○法勝寺の執行俊寛　右に記ㇾ之
○山城守基兼　忠兼男初卷に記す
○式部大輔正綱　系圖未ㇾ見
○平判官康頼　系圖未ㇾ見
○宗判官信房　家信男右初卷に記す
○新平判官資行　資盛男右初卷に記す
○執事　ことをとりをこなふとよませたぞ文選三十一の注に翰が曰執事とは昔の左右とあり
○松浦の太郎重俊　系圖未ㇾ見
○小胡麻郡司維季
○圖經に曰西行にかぎらず院の御にしたがひ奉りし事は義也然れどもかやうの大事をおもひたつには始より心得ある事也いつによらず露顯せしかば切腹とさだめん事にやかく又さだめがたきならば世をのがれなまじ繩手にかゝりなどし白狀などせんはむげの事なりとにや又清盛公かやうのとが人に將の身として對面し互に惡口などといひはれしはみぐるしき事なり官人を以ていかやうの事もとぶべきことにや又はやく誅せられしも非也かやうの時は徒黨もよくたづねんためなれば先禁獄せさせ誅を待べし末代の將可ㇾ有ニ心得ニ事也いか成罪人にてもからめおきしうへは誅はをそきをよしとせり

小松けうくん事

○抄云經遠　難波の次郎系圖未ㇾ見
○兼康　瀧尾太郎　系圖未ㇾ見
○淨頗梨の鏡　此鏡世俗に十王讃歎經に有と云り一切經の中の目錄に十王讃歎經と云なし僞經とて佛說のあらゆる事いへる有それにも不ㇾ見但目錄かはれるか又忉利天帝釋宮殿に大寶鏡とて有と釋氏要覽にいへり是人間の善惡を見る鏡なりといへり是を云べきにや然共閻魔王經に有と云傳へたり重て能く可ㇾ記
○阿防羅刹　牛頭馬頭など云類なり
○蕭樊囚　蕭は蕭何が事なり樊は樊噲ぞ是皆高祖の忠臣也然れども高祖崩御の後或は勅勘或は被ㇾ罪

○韓彭葅醢　是も高祖の忠臣韓信彭越也帝崩して明る年爲ニ呂氏ー韓信は夷ニ三族ー刑ー其時韓信が云高鳥盡て良弓藏狡兎死て走狗烹　意は鳥がなくなればば弓もいらずうさぎ取つくせば能犬もころさるゝなり國に敵なく師なければ我々のやうなる者もいらざればかく罪せらるゝとの義也呂氏とは高祖の后呂后也此一門天下の權柄をとる　葅醢とは葅は諸菜を漬物にするをいへり醢は諸肉をきりてつけ物にす則びしほなり言は二人共に皆きりこなげられたるをいへり三族は父母妻子兄弟

○晁錯戮をうけ　晁錯は前漢の潁川の人なり文帝の時中大夫景帝の代に爲ニ御史大夫ー是も讒に仍て被レ罪

○周儀罪せらる　重て可レ記

○平治　二條院の年號ぞ

○菩提　天竺の語也道心と翻釋す

○修理大夫顯季　河邊左大臣魚名公三代の孫也是より成親卿までは四代なり

○白河院　人王七十二代初巻に記す

○北野天神　聖廟の御事也初巻に記す建久の比慈圓北野百首法樂の歌にさめぬれは思ひあはせて音をぞなく心づくしのいにしへの夢

○時平の大臣　大織冠七代の孫攝政太政大臣基經公の長男也號ニ本院ー

○西宮の左大臣　高明公なり六十代醍醐第八皇子

○多田滿仲　五十六代清和天皇の御孫經基親王の嫡男也母は武藏守繁有の女也鎭守府將軍陸奥守正四位上昇殿贈從二位

○延喜聖代　醍醐天皇の御宇菅相丞左降

○安和の御門　冷泉院也此時高明公大宰帥に移し給ふ

○刑の疑は輕くせよ功の疑は重くせよ　尙書に有刑をなすに罰はいかほどすべきと疑しきは輕くせよ功の有者に恩賞は何程あるべきと疑しきは重く賞をあたへよとの義也又說苑第十六に云明君の制は賞は從レ重罰は從レ輕云々

○嵯峨天皇　五十二代也

○右兵衛督藤原仲成　中納言雅繼卿男也平城天皇與ニ嵯峨天皇ー合戰の時此仲成平城の御方の大將なり仍て弘仁元年九月十一日大藏卿伊世に仰て被

レ誅四十七歳仲成妹の内侍のすゝめにて平城の帝
御心替り軍破て御落髪なり
○保元　七十七代後白河院の年號此時は崇德院
與二後白河院一の御國爭院方敗北
○宇治の惡左府　富家殿忠實公の次男也保元元年
七月十一日白河於二法勝殿院一合戰の時中二流矢一同
十三日於二奈良一薨す般若野に埋しを信西堀出し實
檢す
○平治に又世亂れて信西が埋れたりしをほりおこし
　平治元年十二月十三日大和國田原山に自被レ埋
しを信頼堀出し斬レ首洛中を渡し梟二獄門一
○積善の家には餘慶あり積惡の門には餘殃留る
易の坤の卦に有り善惡ともに其家にとゞまると也
○賓客　客人分の者を云なり
○盛者必衰　初卷に記す
○江相公　五十一代平城天皇五代の孫大江玉淵の
男也號二朝綱一此朝綱の祖父の大江を號二前相公一朝
綱は後相公と云なり
○圖經云大納言成親卿は才なく其上勇にあらず武に
あらず仁にあらず智なし謀叛の儀勢して人數をか

ゝへ數日へし事却て上皇の御ためにあたなり我身をほろぼすもとひなり清盛父子をたばかりうたんはやすかるべし仙洞へ父子參內の時殿中にてうたん事はたやすかるべし又俄に夜討などにしたらんは不慮の事もあるべき與北面などに申合武士少々かたらひ人數を以て戰を決して平家をほろぼさんとせられしはたうろふか斧を以てりう車にむかつていかり猿公か水底の月をとらむとするよりもおろかなりとにやたとへは平家の一門ほどにこそあらめすこし下なる武士など三四人もいひあはせて此一門を絶さんとせばいかゞ有らんやそれも勝負は運によるべし又は謀のしなにもよらんか縄手にかゝりをしこめられて內府に逢て命の義をたのみなとし玉ひし心にてこそ家をほろぼし其うへ上皇まで鳥羽の離宮におしこめられさせ給ふ事此卿の所爲にあらずや又後白河の上皇御政皆以非也異國の魯の哀公三家齊の景公の田氏などがことをおぼしめし給はゞ今の清盛公に我朝六十餘州を過半官領させ給ふまじき事也臣下といひても身にあまり大身にしてははじめのほどこそ君をあがめたて

まつらめ後は次第におごり心のまゝに行ゆへにいかにほろぼさんとおぼしてもなりがたし平家をもてあつかひ給ひ頼朝卿に義兵をあげさせ平家の一門をほろぼしゝ忠公により六十餘州の總追補使として是より王法はおとろへ武家の代とはなれり大身小身によらず末代の將可ㇾ有ニ心得ー事にや又小松殿いかにもおししつめ車にて父子西八條にまいり玉ふは勇なり智あり山法師又は北面の輩或は上達部のやから何ほど義勢すとも何條事にたつべきや諸事につけても動轉せざるを良將とはいへり淸盛公俄に仰天し人數をあつめ玉ふ事も時によりあしきにはあらずしかれども性德は長子小松の重盛公には莫太をとれり臆せり平治の合戰の時義朝六波羅へよせられし時も冑をうしろを前へきられしは臆したる氣分とみえたり今以是同じ主たるものはつね〳〵嗜べき事にや成親卿も人數は二三千騎もありしなり成親卿勇に長したらんにをひては上皇仰出されし時人數を手わけして西八條と小松殿へと夜討にをしよせて風上に火をかけ取こめてうたん事はやすかるべししかれば大將とあるものは陣所にかぎらずつね〳〵もかやうの事を心にこめ用心ある事專一たり諸事我威を思ひ人をあなどる事なかれとの古法なり

少將こひうけの事

○抄云丹波の少將成經　成親卿の長子

○法住寺殿　五條內裏後白河法王の御所なり

○白地（アカラサマ）　暫とも書是はじばらくの義偸閒　文選の註に始也と有又八雲の御抄にはかりそめの心とあり

○源大夫判官季貞

○寄（ヨシロメダウ）　北面とも又影雙とも書おぼつかなき義なり又跡に心ひかるゝ義也

○高野　五十二代嵯峨天皇の御宇弘仁七年丙申空海建立空海は讃州多度郡の人姓は佐伯父は田公母は阿刀氏也

嚴島座主眞言たるは弘法佐伯氏よりとり入たるなるべし

○粉河　寶龜元年に建紀州那賀郡に有ニ獵者ー姓は大伴名は孔子古かれ山に居す時に童子來て孔子古

に告て作ニ觀音像ニ即孔子吉か宅を爲レ寺釋書に有
○圖經云天性成經卿は孝のふかき人なりとぞしかれども父成親卿かやうの大事を思ひたゝるゝ上は常に覺悟のあるべき事にや武士の家に生れても思ひさだめがたきのみなればまして公家の家なればなりしかりといへども親に孝をつくすとならば成親大事思ひたち玉ふ時隨分諫言をくはへ其上にも同心なきにおひては謀をめぐらし父にさきだつて平家を亡す事をなどせざる是一つ又は大勢をもよほし何の手だてもなく日數をへしにより其内に多田藏人行綱かへり忠して平家にしらせし物也日數ふるほど人の心は品々なるものなり是二つ謀叛露顯して仰天せられしさやうの心にてかゝる大事を思ひたつ其三つかれこれ以てみなかけたり我身に應せさる事を思ひたつは高人下人にかぎらず思ひいだすへき事にもあらずとにや

教訓の事

編者曰委細諸社一覽ニ有之
○抄云嚴島大明神　天照太神の御孫沙竭羅(シャカツラ)龍(リウ)王第三の姫也大宮の本地大日彌陀普賢彌勒中宮は十一面觀音客人は多門(タモン)天眷屬神は釋迦藥師不動地藏也越前の氣比と金胎(コンタイ)兩界と云々神社考に云り
編者曰　此文を神社考と云は大誤りなり

○平右馬助　號ニ忠正ニ讃岐守正盛が次男忠盛か舍弟也保元の亂の時新院の御方仍て父子六人於ニ六條河原ニ被レ誅
○新院　崇德院也
○一の宮　崇德院の皇子重仁親王也
○故刑部卿　忠盛也清盛が父なり
○故院　七十四代鳥羽院
○信頼　藤原忠隆卿四男初卷に記す
○義朝　六條判官爲義長男也平治元年信頼一味仍て同二年正月三日於ニ尾州守津美ニ長田忠致討レ之
○經宗　大炊御門經實卿長男也平治に阿波國に流罪應保二年に歸京從一位左大臣號ニ中御門ニ
○惟方　葉室中納言顯頼卿次男長門國に配流後に歸京
○鳥羽の北殿　俗に城南の離宮と云都より南にはなれたる御所なればなり
○稀御幸　清盛公亭へ終に御幸なし仍て稀と云り

○鎭西　筑紫を云也
○主馬判官盛國　系圖末ニ見
（盛久と云に作文習ひ有事也）
○流石　文選より出たり
○五戒　殺生生あるものゝ命をたつ事ぞ偸盗二字ともにぬすむとよむ也邪婬俗は人の妻をおかし出家は女犯(ボン)をする事ぞ妄語是はそらごとを云ふ人の中など云さくる事ぞ飲酒さけは人の心をみだす故にいへり此五つ佛の戒なり
○五常　仁義禮智信　是人の常也然るを眼耳鼻舌身意此六根故にやぶる仍て聖人是を戒たまふなり
○天照太神　天神七代伊弉諾伊弉冊の御子地神五代の最初也
○天兒屋根尊　天御中主尊九世の孫興古登魂(コトムスビ)の御子なり春日四所の第三の御神也天御中主は日本最一國常立の尊也
○三世の諸佛　三世は過去現在未來の諸佛なり
○解脫同相の法衣　解脫とはときまぬかるとよませたぞ人間の業にまつはれて不自在なるをときまぬかるゝを法の衣にあらはす也解脫法身般若此三つは佛そ法衣は袈裟也
○破戒無慚　字註にいましめをやぶりはづることなしとよむぞ
穎川の川の水に耳を洗ひ　許由と云ふ人隱ニ箕山ニ文選三十四の註に琴操か云堯大許由志ニ禪レ爲ニ天子ニ許由以ニ其不善ニの臨レ川而洗レ耳と云々
○首陽山に蕨を折　伯夷叔齊兄弟首陽に隱蕨を折居なり意は周の武王殷の紂を討給ひしかは主を滅無道の代なりといきとおり山に入る或人の云首陽も武王の地なりと云ければ水をのみ居て二人ともに飢死す
○蓮府槐門　蓮府槐門は大臣の總名そ
○正八幡宮　應神天皇の應作欽明天皇三十一年豐前國に出現の時白幡四つ赤幡四つみゆ仍て八幡とは申奉る神名帳に有り右に記レ之
○傍若無人　通鑑二十卷云北海の王猛少ときに好ニ倜(テキ)儻ニ有ニ大志ニ不レ屑ニ細務ニ人皆輕レ之猛悠然自得す陰ニ居華陰ニ聞ニ溫入レ關被レ褐詣レ之虱捫而談ニ當世之務ニ旁若レ無レ人溫異レ之問云吾奉ニ天子命ニ將ニ銳兵十萬ニ爲ニ百姓ニ除ニ殘賊ニ而三秦豪傑未レ有ニ至

者二何猛が云公不レ遠二數千里一深入二敵境一今長安迢尺而不レ度二灞水一百姓未レ知二公心所一以不レ至温默然として無二以應一又史記の荊軻か傳にもかやうの事あり

○聖德太子　三十二代用明天皇の皇子號二八耳一又厩戸とも云推古三十九年二月二十二日薨四十九歳

○環のかにして端なし　環はまろき物也故にはしなしといへり亦賤女の亭をうみてへそと云て丸くまくをはをだまきと云なり

○圖經に云重盛公少も仰天の躰ましまさぬは良將といひ勇也智ふかし將たるものは常住に何事出こはかくせんかくあらん時は何とせんと思はんばかりことなくしてはいかゝなり小松殿は常〳〵胸中にかくおさめ置たまふゆへなり一門のおこり父入道殿の行跡小松殿の心にふくせす仍て東夷北狄もいかゝ又はちかきあたりに俄にふしぎ出こんと思ひたまふゆへに今更仰天すへき事にあらずと思ひたまふゆへ也父の入道殿に諫言せられしは誠に孝といひ仁といひ又常住の行跡吾朝の臣にはまれなる仁躰也と世以ていへり

烽火の事

○抄云叙爵　入元服の事ぞ出身の始俗躰のきはまる所なり伊勢物語の注にうゐかうぶりを叙爵也と云り漢書には臣讃と書ﾘ

○千顆萬顆の玉　朗詠に瑩レ日瑩レ風高價千顆万顆之玉染レ枝染レ波表裏一入再入之紅一入再入はひとしほふたしほそめし紅ぞ

○迷廬八万の頂　須彌のいたゝきを云ﾘ蘇迷廬と云又好光山或は妙高山高さ八萬四千由旬一旬が十六里又三十里とも云り此高さよりも父の恩高きとの義也須彌の歌に

北は黄に南は青く東しろ西くれなゐに蘇命色の山

○蕭何　漢の高祖の臣也　第一といはれし人也

○重職　有レ官即有レ職官位の貴重なるを云り

○富貴の家には禄位重疊せり　とみたつとき家には禄も位も重疊せりと也重疊は二字ともにかさなるとよむなり

○再び實なる木は其根必傷　事文類聚にあり意は

年に再び實なる木は枯やすし人間も事しげき者は短命なるものなり然れども此本經の意は富貴祿位重疊したる程に亢龍の悔を思ひたとへて云ぞ

○袈裟打掛て　袈裟の事悲華經に云袈裟に有ニ功德一一に犯重邪見敬心尊重必於ニ三乘一授紀二に天龍人鬼若能敬ニ此袈裟一少分即得ニ三乘不退一云々袈裟の功德邪見重罪の人天龍鬼畜なりとも袈裟を少もうやまへば成佛の緣となるとなり五條七條九條或は二十五條悉謂有り功德莫大なり略レ之

○周の幽王　周十三世宮涅宣王の子也廢ニ申后及太子宜臼一以ニ褒姒一爲レ后犬戎伐レ王殺ニ王驪山下一

○褒姒　幽王の后褒國の人仍て名とす此后故に國を移レ東

○烽火　のろしとよむ也異國に都に事出來の時烽火をあくれば次第に遠國まで片時にしらしめんためなり褒姒此烽火をみて笑しかば朝夕のもてあそびとす故に大事出來の時も常のわざにして遠國不レ知仍て國傾王東に走是をたとへていへり日本にも天智天皇三年に對馬壹岐筑前にをけり是三韓のふせぎ也能因歌枕には肥前の國烽燧とあり又延喜十年に山城大和にをけりとなり上古に烽火を置れし次第令の義解に委く有レ之

○一度笑は百の媚あり　長恨歌に云り

○君雖レ不レ君不レ可ニ臣以不一レ臣父雖レ不レ父不レ可ニ子不一レ子孝經の序に有意は君には臣としては臣たる道をふかくまもれと也子は又親に孝の道をつくせと也君にも父にも其道を行へばよろづたがふ事なき也

○文宣王　孔子也唐の玄宗皇帝の開元二十七年に追ニ諡孔子一

○國に諫臣あれば其國必す安く家に諫むる子あれば其家必たゞし　是も孝經に有り臣政たゞしければ其國をたやかなり家にたゞしき子あれば其家治るとの義也

○圖經に云小松殿西八條より我舘に歸り玉ひ筑後守貞能に仰付られいそぎ軍勢ども小松殿へめされけるはいとかしこきはかりごとなり若此中に徒黨にくみせんことのあらばちくてんすべし是をしらんため一ッ又は馬物具常に嗜あるかなきかをみんため二つ一とせに一度つゝ兩使横目として馬具よろ

ひ以下をみせ給ふといへども鎮負のさたとして依估あるによつて是をことによせてみんための其三つ或は又大將の下知にしたがふかの其四つ人數何萬騎ありといふとも其かしら〳〵の下知にしたがはされば軍に利なきものなるによつてなり又逆心の徒黨への聞え是五つかやうの道を內府わきまへ玉ふによりかく近國の軍勢をあつめ玉ふといへども時日をうつさすかけおちしたるものもなく小松殿へまいりければ對面し給ひ式代してぞかへされけるいとかしこきとにや又是について入道さはがれたまひしは非也聽せられけるにや子も子によるものそかしたとひ又內府心かはりして親をせむるといふとも其時節なりとあきらめば何かくゆることあらんや諸事人たるものは可二心得一事と云々勇者不ㇾ懼とこそいへれ

平家物語抄卷第二之上終

平家物語抄卷第二之下

目錄

平家物語抄卷第二之下

新大納言のながされの事

○抄云大内山　禁中を云也源三位頼政卿の歌に
人しれぬ大内山の山守もこがくれてのみ月をみる哉

○大物（ダイモツ）の浦　攝津國尼ヶ崎也

○大幕ひかせ　總て幕の詞味方のは討と云敵のは引船にてははしらかせ思ははる月花の時は引まはせと云也小笠原家の仕付方の書に有

○つかの間　東間と書少の儀也八雲御抄には草を刈一つかねの義と云り又一說には男鹿の角生出て一束計なるを云夏生出る物なり歌にも
夏野行男鹿の角のつかの間もわすれずぞ思ふいもが心を

○圖經云成親ノ卿内府になげきいのちをこひ給ふだに末代のためしと世人おもはんになんぞ都を出られし時わかれをおしみ淚をながし給ふ事其心にてこそかやうにも家もほろひ其身もはて給ふにやいとくちおしさりながらつねづね勇のほまれありし人も死期にのぞんではうれへのけしきあるは本心とやいはまし又は無念の氣も有へし是人間の幸なりしかれども此卿にをいては萬かけたる人也臆病至極の人と見えたり人たるものは十人の内一人は死生しらずの血氣の勇者もあるものなり又一人はきはめて大臆病なるものなり又其中に智仁勇をかねたるもありたゞ儀と理とをわきたる事第一なり死すべき時をしりて百年の命をすつるは儀なり恩を知り萬にあはれみをたれうやまふべきをうやまひ禮儀をみださゞるは仁也是をしれば必勇あり上人曲りあれば下万民邪ありかたちにしたがふかげのごとしと心得べきにや後白河の法皇御政事仁教にあらざるゆへに諸人おほくの輩死罪流罪にあへるなり誠に大家小家によらず後世のいましめとせん歟

阿古屋の松の事

○抄云攝津左衞門盛澄

○吉備の中山　備前備中備後昔は一國也此三ヶ國

を吉備の國と云り歌枕にも兩國の境にあるに仍て吉備の中山と云也古今の歌に
まかねふく吉備の中山おびにせる細谷川の音のさやけさ
此歌は承和の御時の吉備の國の歌也
○實方中將　藤原定時卿の男也殿上にて行成と口論し笏にて行成卿の冠を打おとされけり圓融院聞しめして歌枕みてまいれとて陸奧へつかはされけり長德四年十一月十二日任國において卒す其靈雀と成て臺盤所のあたりをはなれす實方雀と是を云ならはせり
○腹赤の使　人皇十二代景行天皇筑紫行幸の時肥の國宇土の郡長濱にて海士の釣て奉りしより始る若遲參なれば七日にも献ずる腹赤の御贄の使也此贄は鯖也魚の腹赤きに仍て云り日本紀に有本經に太宰府と有太宰府は筑前也
○圖經に云門脇の宰相成經の許にて世をすつるより外の事はなしといはれしはかしこし此はかりことをもしなるにおいては一門ほろびなん一門の滅亡にをよびなば宰相とても何とて命をまぬかれんかや

うの事の始終を思ひなばみしかき心などにてはいかゞいはれんや人はたゞ心に何事を思ふといふとも色に出ぬをかしこしとはいへりまして是はわかむすめ又は女房どもの中成經が心をなぐさめし所也又成經か心とても思ひつめてはいかやうのふるまひあらん事も有べし若不慮の事出くれば宰相の身の上あしかりなん人はたゞかりそめにもかやうの遠慮あるべき事ぞ又少將父のことのみ思ひしは孝あり人として孝の心なきは人倫にあらず舜の大智は孝を第一とせり君臣父子夫婦兄弟朋友の道かけたるものは狂人よりおとれりといへり又瀨尾の兼康が大納言のまします所をとをくおしへし事は田舍人の野人なる申やうなり童子などをすかすにおなじたゞなんとなうかゝる御身の上にてましませば太政入道のかへりきかれんところもいかゞにて御座候やがて御歸京あるべき御身なればすこしのほどはまたさせ玉へといらへ申に理非をわきまへずあはせてくれよとは成經よもいはれしよろづの事にかやうの事はあるべき事にや又父子五十町ばかりをへだてをかれし事入道もあしゝとおもは

れけるにや後に薩摩かたまではつかはしける人の國をばよく分別してつかはすべきことにやその時節とはいひながら頼朝を東國へ流罪せしは平家あやまれり聖人は巖上のほとりにたゞずまずといへり萬事を分明にしてのうへは天命とまるべき事にや

新大納言の死去の事

○抄云源左衛門尉信俊

○形見こそ今は中々怨なれとて

伊勢物語に形見こそ今は仇なれ是なくはわするゝ時もあらまし物を　あだと濁てよむべし

○山城守敦方

○閼迦の水　閼迦は水の梵語也水といへば重言ぞ

烏樞瑟摩明王上巻の音義に云閼伽上は安葛の反し或は作遏字梵語也

○天人の五衰　五衰とはいつゝをとろふとよむ也一には頭上の花萎也天人は頭上に花鬘色香妙なるに死せん期には其花色香うせてしぼむ也二には腋の下より汗出る也天人は常に清淨にしてけかるゝ事なし三には頭上の光滅す天人は常に身より光を出して日月の光によらず故に晝夜の不同なし然るに其光きえぬ四に兩目數瞬とて其目明にしてまたゝきせず死期に及て目くらくなる五には不樂本座とて常に心身ともにたのしむ故に散亂ならず然るを死せんとては心みだれあなたこなたと往來して本の宮殿も面白からず心くるしみ衰るなり是を五衰と諸經に説り

○傳に云源右衛門尉信俊儀理のさふらひといひつへしかやうに其家ほろぶとみてはいかなる者も其あたりはのがるゝやうにある物なるに大納言の配所まではる〴〵と行とふらひしは神妙なる心ざしといはんや又大納言の謀叛くはたての事を入道淨海の身にしては片時も宥免ありがたき事なり平治にも命を申請其上縁者となり一家といひかれこれ以ていふばかりなし然るを此一門をはたさんとたくみをめぐらされし事法皇の仰といひながら大逆至極せりたとへ勅定ありといふとも身にかへて申なだむべき人にてこそあれ小松の大臣のいさめをきゝ今までうしなはてまち玉ひし事は太政入道の心

には神妙なる仕合かなと世以いひしと也

徳大寺の厳島まうでの事

○抄云徳大寺大納言實定　大炊御門ノ右大臣公能公ノ長男也徳大寺左大將正二位左大臣也
○藤藏人大夫重兼
○徒然　つれ〴〵とよむ也大般若經に高心徒然而取レ輸編ニ一巻一知ニ佛道一云云いづれも靜なる義ぞ
○風俗催馬樂　風俗は其折〳〵に隨義也催馬樂は謠物なり諸國より內裏へ御調物をはこぶ者の其國里の歌也仍て催馬樂と云催馬樂神樂歌梁塵祕抄に有
○傳云徳大寺殿大將の立願として太政入道宗敬せられける厳島へまいり玉ひし事かしこきはかり事なりうらみありとていきどをりをふくめば却て猶家のためあしくなるものなり又世をのがれてせんなし聖人のおしへは世にしたがふをみちといへり實定卿へ諫言せし藤ノ藏人重兼ゑい智ありしもの也かやうの家臣は世にまれなるものなり家に智あり臣あればその家さかふるとはかやうの事といはんか又實定卿重兼が諫言を請玉ひしも又かしこしいかにいさめても我智を專に思ふ人は益なし大人小人によらず上中下の事を人にもとび我むねをきはむる事第一なり又太政入道此實定卿の宿願を聞左大將になさせ給へといひあげられしもたゞ人にはあらずと皆人いへりたゞ天地柔和の儀を大小共に胸中におさめぬれば一生はゆたかなる物と心得べき事にや
是一片の說なり相國能聞届たればこそなれ是は重盛のはからひなるべし必ずしも書を以て一片に極むまじき事書を以て一片に極る故に亂を催し佞奸を世にはびこらす淨土宗の如く若此はかり事を相國計りならんには却て晉そにてもせんなどゝていかりて大なる難却て出來べき也又さなくても其儘に打置なば猶徳大寺のうらみまさるべき事もはからず書と云ものはヶ樣の事をほめかきちらすゆへ後々の敎のたらぬ事になる也はては平家の亂にて是もとより鳥の立如く一度に諸人をむくと滅法する事也それをしらすしては文武の道をしらぬ也禍亂をふせくを武と云なり萬民の伏す樣にする事な

り夫はけいはくやついしやうにてはいかぬ事也すぐなる道を行ふと萬民も其こゝろにうつらて太平の化をなすなりそれをしらずしていせい計りにては人侫奸となるもの也大事といふは是を云なり皆小事にかゝはりて大事をしらぬを小人と云なり

山門めつばうの事

○抄云公顯僧正

○御師範　師はもろ／＼とよむ也範はのつとるとよませたぞ譬ば師匠と云がごとし

○大日經　七卷有

○金剛頂經　三卷有

○蘇悉地經　三卷有

○三井寺　知證の門徒三井寺へ叡山よりひかれしは圓融院の御宇天元四年の事也

○加行　名ニ決釋分ト又四善根位とも云四善根は一に煖善根二に順善根三に忍善根四に世第一法是也百日の間一百八禮つゝ三時つとむる也

○灌項　灌頂は無念無相之本心を極大日一躰の位に至る所也金胎の曼陀羅に一華を抛て現世未來の觀念顯所也

○天王寺　三十二代用明天皇二年丁未聖德太子建立也

○五瓶の智水　五瓶は五つのもたゐ也地水火風空或は青黃赤白黑を表す智水は灑水ぞ

○覺尋權僧正

○湯淺權守宗重

○官軍　通鑑集覽三十二に云官は猶ㇾ稱ニ天子一不ニ敢付ニ言天子一故稱シ曰ㇾ官又有ニ稱ㇾ家者一又兼て有ニ稱ㇾ官ト家者一天子の事を云ニ官軍一

○四教五時の春の花　四教は三藏教　通教　別教圓教也天台には此四つを以て一代說相を分別して相極所は法華圓教を以て最極とする也五時とは春夏土用秋冬也春の花とは佛法の花盛なるに今は香もなくなるとの義ぞ

○三諦即是　三諦は空諦　假諦　中道諦なり此三つは而も一つにして空も空にあらず即是假也假も即是中道なり中道も即是空也といへり一つにして而も三つ三つにして而も一也と談す譬ば明と鏡と像と三つは暫時もはなるゝ事なきがごとく也是を明は喩ニ即空ニ鏡は喩ニ即中ニ釋せり天台家の一大事

と云はこの段に極れり輙知儀にあらす
○堂舍高聳三重の搆靑漢の內に插棟梁遙秀四面の椽白霧の間に懸たり
靑漢はあをきそらと云心也棟はむなぎ梁はうつばりぞ白霧はきり也叡山の中堂大講堂高くそびへたる事を云り
○金容を紅瀝に濡　こがねのかたちもくれなゐのしたゞりとなりてうるほすとの義也堂も擔あれて瓦も落て佛體もあらは也との儀ぞ
○竹林精舍　天竺の五山の其一也天竺の五山は祇園精舍竹林精舍大林精舍誓多林精舍那蘭陁寺是也
○狐狼野干　狐はきつね狼はおほかみ此類の栖と成との儀也
○退梵下乘の卒都婆　外なるは下乘內なるは退梵也西域記九に云如來の御世垂ニ五十年一多く居ニ靈鷲山一說ニ妙法一摩訶陁國の頻婆沙羅王爲ニ聞法一故興ニ發人徒一自ニ山麓一至ニ峯岑一跨レ谷淩レ岩編レ石爲レ階廣さ十餘步長さ五六里中路に有ニ二卒都婆一謂ニ下乘一即王至レ此徒行以て進む一つを謂ニ退梵一即簡ニ凡人一不レ令ニ同往ニ其山頂一下乘は王の馬車よりおるゝ義也そこにある卒都婆を云也退梵は凡人をしりぞくる義也下乘は山下に有故に外也退梵は山中に有仍て內と云り
○震旦の天台山　北齊の惠文梁の南岳惠思大師と次第して天台智顗大師に傳るを今師相承とは云り四明山とも云也
○五大山　岱州の辰巳の方に五つ峯あり仍て號ニ五臺山ニ三百里四方あり文珠常に住給ふと三寶感通錄の下卷にあり
○白馬寺　後漢第二世明帝の御宇永平十年丁卯建立摩騰居す
○玉泉寺　荊州にあり隨の開皇文帝十四年四月より智者大師一夏の間此所に住し摩訶止觀の一念三千の法門を談ず始は一音寺と號す然に此寺淸潔なる水あり仍て名玉泉寺ある歌に
　音にきく玉のいづみの末よりやみ法の水のながれそめけん
○大小乘の法門　大乘と云は一礫一塵の性具の三千と云事を談して草木悉皆成佛の儀を立る是天台

の極談也五性の談は悉く法華已前の方便の談相也法花の諸法實相の實義あらはれてみれば一佛性と立る所也故に一機一物として成佛せざると云事なし是大乘の御法なり又小乘は本來五性有り一佛性と云ば方便也五性とは解深密經楞伽經等に明せり慈恩大師の法華玄賛に云楞伽經の中に佛告ニ大恵一云有ニ五種性一一には聲聞乘性二には支佛乘性三に如來乘性四に不定乘性五に無性謂ニ一闡提一文に聲聞の中に决定性と二つ有り有情の中に有佛性の有性と無佛性の有情と二つありさる程に决定性の聲聞と無佛性の有情とは永く成佛の義なしと立る是法相宗小乘戒也

○南都七大寺
東大寺聖武神龜五年に造レ之
興福寺不比等和銅三年に建る
山階寺同く造る
元興寺推古天皇崇峻天皇元建立
飛鳥寺本は號ニ法興寺一
大安寺は　孝極天皇元年に蘇我の馬子の大臣造レ之本は名ニ百濟寺一
薬師寺は天智天皇天武元年に建立
西大寺は高野天皇天平勝寶元年に創レ之
法隆寺は聖德太子建レ之號ニ伊賀留香寺一

○八宗　天臺　眞言　法相　律宗　成實　倶舍
三論　華嚴

○愛宕　四十九代皇仁の御宇天皇元辛酉年慶俊僧都開て本尊勝軍地藏菩薩

○高雄　同光仁寶龜五年甲寅高雄山神護寺建立也

○天狗　杜子美天狗の賦に云上揚ニ雲旃兮下列ニ猛獸一と云々同賦の中に天狗麟峋たり兮氣觸レ神秀色似ニ俊猊一小如ニ猿狖一書り

○治承　高倉院四つめの年號ぞ

○離山しける僧坊　院主なうしてといへり

○阿耨多羅三藐三菩提　阿耨多羅は成等三藐三菩提は正覺也名義集に發心修行と釋せり傳教大師の歌にあのくたら三みやく三ぼだいの佛たち我立杣に冥加あらせたまへ此意は成等正覺の佛達まぼり玉へとの義也

○卯月は垂跡の月　卯月は神祭月也山王跡を垂始玉ひし月なれば垂跡とは云り佛は本地神は垂跡と

は佛家より云り神は本地佛は垂跡とは神道より云
義也
○幣帛　二字共にへい也幣はみてくらとよむ也
○緋(アケ)の玉垣　緋はあかしとよませたぞ
○しめなは　注連繩と書新撰六帖の歌に千早ふる
卯月のみしめあらためてきねがもろ聲はやうたふ
也
○傳云やゝもすれば北嶺事をうつたへ或は神輿を内
裏へふりたて又は爰かしこを燒失し世のさはぎと
なる非國家護持にあらず是とてもいにしへよりの
まつりことたゞしきにあらざるゆへなり過分の寺
領をあたへをき玉ふゆへをごりをきはめ敎戒をば
次にして武具をたしなみ僧房おほふして人數あま
たあれば武士とても長袖に手をつかね自然の事も
あらば山門を頼まんと下心に思ふゆへなり出家は
乞食と反やくせり釋氏のをしへにそむけり末代お
そろしと世以いひあへり正法千年像法千年末法萬
年の佛說時いたりぬとみえたりとぞ

善光寺ゑんしやうの事

○抄云五種惡病　目口耳鼻頭より膿出なとするを
云り佛經にあり
○閻浮檀金(エンフタコン)　須彌の南の方に有る國を閻浮檀と云
其國の金なるに仍て云り
○目連尊者　釋尊十大御弟子の第一也
○一搩手半の彌陀の三尊　搩(チャク)の字擇に作べしそろ
ゆるとよむ也手半は人の手半分の事也如來の御長
なるへし三尊は彌陀觀音勢至也
○佛法東漸の理　天竺又唐土より日本は東にあた
れば也吾朝に佛法さかんなる理とぞ漸の字はすゝ
むとよむぞ
○百濟國　新羅百濟高麗是を三韓と云今は一ッに
して朝鮮と云也
○欽明天皇　繼體天皇の皇子繼體三年に降誕治三
十二年諱天國挑卅二年四月崩歲六十三
○金光　本經に年號と有此年號日本紀に未レ見
○本田善光
○傳云堂社佛閣の火災或は大地震或は旱魃大風洪水
是皆一人のまつりごとにそむけるか故也聖賢の代
には風えだをならさず雨壤をやぶらずとて五日の

●風十日の雨とて時を定めしといへり然ば天地をまつり民をあはれみ國を撫育ましまさはなどか代の轉變あらんや

やすよりのつとの事

○抄云終にかくぞ行はてける世中をとく捨ざりしことぞくやしき此康賴の歌は惟高親王の歌に

夢かとも何かおもはん浮世をはそむかざりけんことぞくやしき

此歌をとりてよめる此惟高の歌は出家し玉ひて小野にましくける時在原業平小野に行てわすれては夢かとぞ思ふおもひきや雪ふみわけて君をみんとは此歌の返しなり

○三所權現　　新宮本宮那智これなり

○林塘の神なる　　林ははやし塘はをさみてとよばなり塘は石なとを構て人の行通みちなり又はつゝみなどのこと也後漢書に有妙なるは風流あるとの義也

○紅錦繡の粧　　くれないにしきぬひ物のよそほひぞ

○碧羅綾　　碧はみどりあをしとよむ羅はうす物綾はあやなりみどりのうすもゝのあやの色ぞ

○山岳の峨々たる　　岳はだけ峨々はけはしき又たかしとよめり

○飛瀧權現　　那智山は本地十一面觀音

○新宮　　伊弉冊の御子速玉の男の神

○本宮　　同御子泉津事解之男の神

○金剛童子　　本地大日訶利帝母金剛童子は金胎に比す

麻の衣　　いやしき者の着衣也兼好歌に思ひたつ木曾の麻きぬあさくのみそめてやむべき袖の色かは麻は苧なり

○垢離　　垢はあか也にごりをはなるゝとよませた

○無名抄には水沐也と云へり又湯にても垢離と云

○萬葉の歌にみくまのゝゆごりのまろをさす竿のひろいゆくらじかくていとなし

丸とは船也舟に入たる水は湯と云それをくむはあかくむと云なり

○發心門　　是はみ熊野の發心門の意也發心修行菩提涅槃是東南西北也發心は東修行は南菩提は西涅

槃は北是皆天地の道理生死無常に比す也
○治承　高倉院四つめの年號
○宇豆ノ廣前　うづはほめたる詞廣前は神前なり祝にある詞なり
○羽林　少將の唐名也
○三業相應　三業は身意口此三つ相應して信心をいたすとなり
○證誠大菩薩　本地藥師熊野三所の御事也本宮號ニ證誠殿ト
○三身圓滿の覺主　三身は一に非人佛躰二に執金剛神三に觀世音也此三身圓滿して苦界の衆生を惠玉ふ也
○東方淨瑠璃醫王之主　淨瑠璃醫王は藥師如來也藥師は發心に比す是東方也仍ていへり醫王とは無量義經に有り諸病を治する佛と有仍て衆病悉除の如來と云り
○南方補陀落の能化　補陀落山とて觀音の座し給ふ所也觀音は南方修行門に比す仍ていへり
○施無畏者の大士　大日也
○弘誓の深き　弘誓はひろきちかひ也觀音經に弘誓深如海と有り誓のふかき事海の如との義也
○在ニ幽遠之境ー　幽遠はかすかにとをき也信心にて詣れは遠とはおもはれぬとの義也
○早玉の兩所　新宮本宮也右に記す早玉之男の御神なれば也
○捨ニ七寶莊嚴栖ー和ニ八萬四千光ー同ニ六道三有之塵ー　七寶莊嚴とは玉のかざりいつくしき淨土の栖を捨て苦界の人間をすくはんために八萬の光をやはらげ和光同塵の神と顯給ふ義也八萬四千とは八の字は算數の上也かぎりなき光をいへり
○定業亦能轉　是も普門品の釋也觀音の誓はさだまりたるわざはひも又よくてんずと也妙樂大師普門品に釋せし文也
○求長壽　長く命をもとめ永く禮拜せんと也
○忍辱の衣　忍辱とははじをしのぶとよませたぞ萬に堪忍をして恥を思ふ心を塵染の袖にあらはすと也
○十二所權現　王子々々十二所にあり
○再拜　いくたびもおかみ奉るとの心也
○傳云康賴鬼界島に熊野三所を勸請し成經友なひて

日夜祈念せし事佛の道にかなへり夫我朝は神國也神はひれいをうけすとはいへどもいにしへを悔ひ今をあらたむる事は又佛道にかなへり其むかし惡事にくみせざればかやうのなんはなき物なりしかりといへども王命なればちからなしさりながらその王命道にあらず此善惡をわきまふるはまれなり是をわきまへなば身をしりぞくにはしかじ佛道を見やふるは異端也俊寛はひとり物をやぶりしゆへに島にのこり康頼成經二人は歸京せし是前世のむくひといはんか又天命といはんか又佛神を祈りしゆへ也といはんか殆わけかたししかれども聖人の心には佛神常住とせり二千年此かた上一人より下萬民にいたるまで崇敬しきたりし佛法をやふり神國に生れ神道をないがしろにみなすはあしきと必得べき也たゞ諸事につけ中道を專と行へき事にや

卒都婆なかしの事

○抄云廿八部衆　觀音經に各有り又不空翻譯の孔雀經に云復有㆓二十八藥叉大將㆒能於㆓十方世界㆒覆㆓護一切衆生㆒爲㆑除㆓衰惱患厄之事㆒有㆓四藥叉大將㆒住㆓於東方㆒擁㆓護東方㆒乃至南西北幷各住㆓四圍㆒常居㆓於地㆒常在㆑空居蓋毎方及上下共に二十四面四圍各㆒則共成㆓二十八部㆒云々

○千鈒振　素盞嗚尊千の鈒を双大和國に立籠玉ひしを天照大神八百万の神達を遣し治め給ひしより始ると云り又一說に禪振と書是は巫(キネ)が神ふる義也又千早振共書只久しきといはん枕詞日出度始の意に用ゆ也

○卒都婆　天竺の語也唐には方憤又は高顯と名義集に譯せり𑖏𑖮𑖨𑖪𑖀(キャカラバア)是地水火風空の梵字也或は又經文を書方墳のしるしとする也

○阿字　眞言の極意也弘法大師の歌に入はたゞ阿字よりいでゝ阿字にいる又こそいらめ阿字の故鄕

○八重の鹽風　西の海を八重の鹽路と云はてしなき心に云り八重むぐら八重垣八重山など云いくへもかさなりたる義也此薩摩がたの歌千載集覊旅歌に入也

○猶古鄕は戀しき物を　此猶の字に心を入て吟ずへし哀至極せり

○南無歸命頂禮(ナムキミヤウチヤウライ)　南無は天竺の論也唐には歸命と

譯す歸命とはおほせに歸すとよむぞ佛神に從て一心不亂に賴たてまつるとの義也頂禮とは頂を地につけて禮拜する事ぞ總じて禮法に九つの次第がある也頂を地につけてする事第一の敬也

○梵天帝釋　梵天は色界の一の上の天也帝釋は梵天の王也金銀銅鐵の四天叉は日月も此帝釋の臣下也此威勢の上にも羅睺阿修羅とて敵をなす者有て戰をなす此軍の根元は舍脂婦人を吾妻にせんとの爭也と正法念處經にあり

○四大天王　金輪王　銀輪王　銅輪王　鐵輪王

○堅牢地神　初卷に記す堅牢は別號也嘉祥大師の云理體不レ可レ壞也如ニ金剛王ニ云々大現修理菩薩叉釋提桓因叉土神

○和光同塵　神書に云明ニ和光同塵之神ニ故に得一切利物之本基神の光は善惡をえらばず一切所願のもとひをうると云心也

○娑竭羅龍王　八大龍王の第三番めの龍王也八大龍王は一に難陀二に跋難陀三に娑竭羅四に和修吉五に德叉迦六に阿那婆達多七に摩那斯八に優鉢羅是也

○夏の夜なれども御前の白洲に霜をそをく

朗詠白居易が詩　風吹ニ枯木ニ晴天雨月照ニ平砂ニ夏夜霜

○笈　山伏道には緣笈と云傳記に云笈は像ニ悲母禮相ニ故皮肉骨あり謂以レ皮裹レ之皮也中心の穀味は肉也笈板は骨也と云

○柿本人麿　天智天皇の時の人敦光卿人丸讃曰大夫姓は柿本名は人麿蓋上世之歌人也仕ニ持統文武之聖朝ニ遇ニ新田高市之皇子ニと云々嶋がくれ行舟とはほの〲の歌也

山邊赤人　姓は山邊名は赤人聖武の時の人也人麿より少後の人蘆邊の田鶴とは和歌のうらにしほみちくればの歌の心也

○住吉明神　表筒男中筒男底筒男三座是伊奘諾伊奘冊の御子也後に神功皇后を鎭座合て四所と云叉住吉の神主の云第一は天照太神第二は宇佐明神是田霧姬の命なり第四は神功皇后と云々

夜やさむき衣やうすきかたそぎの行あいのまより霜やをくらん此歌新古今神祇の部に住吉の御詠と云りかたそきの思ひをなしとは此心也形祖木と書

俗にかつほ木と云ふ
○三輪明神　素盞烏の御子大巳貴命又一本に素盞烏の子大藏ノ神の御子大國御魂神となり
我庵は三輪の山本戀しくはとふらひきませ杉たてる門御神體は杉也或時社を作り祭けれは烏むらかりきてやぶりけると也又涅槃經に云我滅度之後現ニ大明神一昔於ニ天竺一誠佛弘レ法今於ニ日本一顯ニ三輪一化ニ人間一と云々
○素盞烏尊　伊奘諾伊奘册の第四の御子也出雲の國杵春大明神是也　八雲たついつも八重垣つまこめにやへがきつくるそのやへかきを是三十一文字の始也
○傳云康頼ちいさき卒都婆に二首の歌をかき千本海に入しに此そとば一本嚴島に打よせ都へのほりしといへり海の鹽はみちてはひひれはみち日夜に四度也此嶋よりあきの國までは三百里あり海のうしほなかるゝといふ事さらになしたゞ異恠なりと心得べし怪力亂神をばかたらずといへど若信心のいたす所にやあらんはかりがたしかやうの事は本經にかきしとをりにみる事おもしろしといへり

蘇武が事の條

○抄云李將卿　姓は李名は將卿漢の武帝元符元年に使ニ匈奴一胡國に行降て留る仍て一族を漢にて九族の刑に被レ行
○蘇父　字は子卿漢の武帝天漢元年に以ニ中郎一持レ節使ニ匈奴一嚙レ雪咽レ旃杖レ節牧レ羝居ニ沙漠一十九年と有昭帝の始元六年に鴈帛書の詭により漢に還りけり十九歳にして胡國に行三十八にして還る也
李陵か別し時詩を送る
　雙鳧倶北飛一鳧獨南翔
是五言の詩の始也蘇李卿と名づくる漢與ニ胡國一和して還る也
○田面鴈　伊勢物語に
三吉野のたのむの鴈もひたふるに君がかたにぞよるとなくなる藤原基俊の云〃東にはたのもしの狩とてたがひに狩をして其とりたる鹿を當人につかはす鴈と狩とは同じ聲なるに仍て是を云と童蒙抄に云り
○李廣　隴西成紀の人漢の武帝天漢二年に匈奴と

戰事七十餘匈奴號ッ曰ニ漢ノ飛將軍ニ六十餘歳也

忠臣至極の人と此流人と一日の談にはあるべからす文花風流にあまりて流溺せるの類歟

平家物語抄卷第二之下終

平家物語抄卷第三之上

目　錄

平家物語抄巻第三之上

ゆるし文の事

○抄に曰治承二年　高倉の院四ツ目の年號
○院は拜禮　元日群臣參候して禮す禁中之小朝拜同じ
○朝覲の行幸　仙洞へ春秋の行幸なり
○窖(ウシロメタキ)　おぼつかなき義なり又跡に心ひかるゝ義もあり
○彗星　爾雅に云彗星爲二攙搶一註に亦謂二之孛星(ヘイセイト)一言二其形孛々似(ナリ)二掃彗一或は云掃星已上杜預曰彗所三以除レ舊布二新也音似義反正義に曰彗は徐醉反又先倒反及妖星光芒遍指如彗乃者也春秋釣命決宗均註に曰彗は五彗也色蒼則王候破天子苦(チ)レ兵赤則賊起り彊國恣黄則女害二色權一奪二后妃一白則將軍逆二年に兵大に作る黑則水精賊江河決賊所々に起る已上史記天官書に云正義に云小者は數寸長者は或竟(ワタル)レ天禮而無レ光假二日之光一故に夕に見則東に指晨に見則西に指芒の所レ及爲レ災變見則兵起る

○蚩尤氣(シユウキ)　蚩はわざわいの氣なり昔皇帝の時蚩尤と云逆徒あり應邵が註に蚩尤は古の天子也銅頭鐵額啖(クラヒ)レ沙呑レ石是山海の情と云り即皇帝と蚩尤と戰の時此慧星出つそれより後慧星を蚩尤氣ともいへり
○赤氣　是はたゞ光ます義なり
○官幣使　諸社に勅使を遣し幣帛を奉るゝ事なり
○星宿　年の星なり羅睺星　土曜　水曜　金曜　日曜　火曜　計都　月曜　木曜是也八卦の註に羅計火の三星は命を失ふ土月の二星は在所を去ると云り
○守覺法親皇　後白河院の宮御母は建春門院より號二北院(ト)一二品
○孔雀經の法　大金色孔雀王呪經を云此經に云佛告二阿難一往昔於二雪山王南一有(チ)二一つの金色孔雀王佛一住二其中一彼以二大孔雀王呪經一朝說自護晝則平安也暮に說て自護夜則安穩也と云々此文の如く是を修すれは諸病諸難消除するなり
○加持　瑜祇經に三密加持速疾顯と云り密とは行者の身と口と意と檀那の三密一躰の觀念について云り又慈惠僧正の無言加持と云もあり

○覺快法親皇　鳥羽の院の宮御母は美濃の局八幡の別當光清法師かむすめなり　法勝寺等の座主

○圓慶法親皇　後白河の宮御母は坊門の局兵衞尉信業か女なり天王寺の別當號ニ八條宮ト法性合戰に討れ給ふ

○變成男子の法　觀音の佛力によつて女子の胎を變して男子になすとの義なり

○一度笑は百媚　前漢書に有武帝の妃李夫人の笑を云り昭陽殿に病臥しを准へるなり長恨歌にもあり

○李夫人　漢書九十七外戚傳に李子夫人少而蚤卒す上憐閔焉圖ニ畫其形於甘泉殿ニ云々夫人に別れて後四年を經て武帝崩す

○楊貴妃　玄宗の妃なり楊玄琰といふ者の女なり小名は玉環と云り又大眞とも云貴妃は女官也禮記に天子之妃を曰レ后ト又嬪御貴者は后に次たる者を妃と云仍て貴妃と云兒寧王の方へむかへられしを押取給ふと一說又玄宗の御子三十八有其十八番めの太子を壽王と云其妃と成て十年居たるを玄宗其美なるを見て御取あるなり壽王には其妃と成て別の妻娶てやり給ふと云り天寶十四年安祿山の亂の時玄宗同車して蜀へ落給ふ時馬嵬と云所に寺ありけるに其所にてくびり殺す年三十八歲也

○梨花一枝春の雨を帶　長恨歌に有梨花はなしの花そ其一枝花盛なるに春雨のふりかゝりたるは涙のこほれかゝるかことしとの義なそ

○神子　巫なりよりを立るといふて心なき童に白き帷子を着せしてを切りかけて祈れは神は其童にのりうつりて有無をいふなり

○明王の縛に掛て　縛はしばるとよむなり明王の索は惡魔邪道をいましめんがためなり五大尊あれども明王とばかり云は不動なり

○讃岐院　追ニ號崇德院ト保元元年に讃州に奉レ移長寛二年八月廿六日於ニ讃岐ニ崩ス則白峰に葬る仁安の頃西行法師白峰の廟に參りて

よしや君むかしの玉のゆかとても
かゝらん後は何にかはせん

○宇治の惡左府　賴長公宇治に縣殿とて安座す

○少內紀維基　姓不詳

○早良廢太子　光仁天皇の御子御母は太皇太后宮

贈正一位乙繼公の女なり配ニ淡路ニ於ニ途中ニ入水ス
即追ニ號崇道天皇ト
○井上内親王　聖武天皇の皇女光仁天皇の后なり
然るに他戸親王と密通によつて被ニ與獄ニ於ニ獄中ニ
兩人ともに成レ神ト現レ龍
○冷泉院　六十三代なり六十二代村上の皇子御母
は中宮安子師輔公の御女なり天暦四年五月廿七日
降誕康保四年十月二日即位治三年諱憲平寛弘八年
十月廿四日崩歳六十二
○花山法皇　冷泉院の皇子御母は贈太皇后宮懷子
伊尹公の御女なり安和元年十月六日降誕永觀二年
十月十日即位治二年寛和二年六月廿二日於ニ内裏ニ
向ニ花山ニ寛弘五年二月八日崩歳四十一
○民部卿基方　大職冠八代の孫文章博士菅根ノ朝
臣の男母石見守氏江之女なり正三位大納言系圖に
元方とあり天暦七年三月廿一日薨六十六歳春宮の
怨靈となる
○三條院　第一の卷に記レ之
心にもあらて浮世になからへは
戀しかるへき夜はの月かな

御目をわつらはせ給ふ時の御歌なり
○寛算供奉　姓不知
○非常の赦　赦はゆるすなり天下の祈禱に咎人を
たすけ給ふなり檢非違使判官獄屋に行宣命をふく
めみしかき布にて討免なり
○傳に云院の御所に正月一日拜禮おこなわれす四日
に朝覲の行幸あり
○議していはく拜禮はおこなはれて四日の行幸はい
つにてものどかなる時ありたきものなりいかにと
いへは太政大臣に御いきとほりありて正月一日の
拜禮やめ給ふべき事いかにそや其上今の淸盛はい
にしへの魯の三家にことならず六十餘州を殘りす
くなに平家國主として一門ひろく他家ともに是を
あふぎ世にまた人もなきよふに太政大臣迄に任せ
られ今更何と御後悔におほしても益なし其昔保元
平治の功ありし時御思惟あるへき事なりかくあり
てのうへは其非義を色に出させ給はすして淸盛を
臣の道とし給はゝいかに惡行の入道たりといふと
もなとか大臣の道理にそむかんや其上にても御こ
ゝろにかなわせ給はぬ御事あらは諸事御まつり事

を捨させたまひ花山のいにしへをもおほしめし時のいたらんをもまたせ給ひてこそ御代はめでたくあるへき事なれ法皇の御心明德のいたらせ給はぬ御事より何事もをこりしと知るへし御心を正路にして國をめぐみ民をあはれみ君臣水魚のおもひをなし給はんにいかんとしてかく世のみたれとは成るへけんや此道理は王法にかぎるへからす大家小家にもよらす心得へき事なり

○傳に曰入道相國ゆるし文かきて鬼界か島の流人をゆるさるゝ

○議して云俊寛一人を殘されし事いかゝ大赦と云へはのがれがたき罪人をゆるす物なりいにしへ入道相國父によつて人となしたるとの宣ひしは人政の道にあらす往事をは不尤とこそいへれいこん山のことしといふともわぼくのうへはことばには出さぬ物そ王命或は主命と云へは父をもいはしそむくは人の常なり虞舜のをしへと云へども今の世にあらんや勅命のおもき所をいはゝ俊寛は道に叶へり

あしすりの事

○抄ニ云丹左衛門基康　姓不知

○天魔　天竺の語には磨羅と云釋して殺者といふなり善事を討殺し或知恵の命を殺す故に云なり一切經音義第六卷に云梵には言ニ磨羅一ト此には云ニ殺者一斷ニ惠命一故に名て爲ニ磨羅一又大菩薩藏第經一卷の音義にいふ此には翻して名レ障能爲ニ修道一作ニ障礙一故と云ニ殺者ト常に行ニ放逸一斷ニ惠命一ヲ

○波旬　法花音義に云正には言ニ波卑夜一ト此には云ニ惡者一謂ニ常有レ惡ノ意一故ニ就ニ惡法一なり

○纜解　文選三十一に云解ニ纜候ニ前侶一註に纜は繋ノ船索也と云り後拾遺集別連敏法師が歌に

筑紫舟まだともづなもとかなくに　さし出る物はなみだなりけり

○足摺　蹉跎とも書時をうしなう心なり　韓文に烏乎吾意ニ且蹉跎たりと云り又土佐國に蹉跎寺とて有師匠入水せしかば弟子あしすりせしに依て即寺號とす

○松浦小夜姫　國史に云く欽明天皇三十七年八月

に大伴の狭手彥新羅を攻めに渡りし時其妾夫の別れを悲しみてひれふり死す仍て其所を比禮振山といふ則小夜姫明神とて社あり歌にも

　誰とてもしらぬ別れのかなしさは
　　松浦の沖をいつる舟人

一本には大伴の佐提比古とあり

○壯里息里　盛衰記に此古事いつれとも出る所不レ詳

○傳に曰少將の袂に俊寛すがりこしかたの事どもをいひなげきし事

○議して云俊寛おろかなり其むかし法皇御たのみありし時落着の所を思ひ定むへし是さだめにくき物也何事にても人たるもの大事を思ひ立にとあらは何かせんかくあらばとせんとさだむる事本心とすへし島にゆかぬ以前に腹を切るか又は此ゆるしにもるゝとならばくひりても死するかなんそあしすりなとしてなけきかなしみ歸路の事をたのみ奉るなといひしはむけに口おしきといはんや末代の人にこそはつかしけれ一言は後代の譽となる物ぞ

御さんのまきの事

○抄に云六波羅池殿　大納言賴盛卿の館なり此時は中納言

○卿相雲客　卿は三位より以上大納言相は大臣雲客は四位五位殿上人を云なり

○女御　唐には八十一の女御と云り日本にては雄略天皇に始る吉備の上道女を爲女御

○后　三后あり皇后宮皇大后宮太皇太后宮三后に准すと申す是に准するなり

○大治　崇德院二ツ目の年號なり

○待賢門院　鳥羽院の后崇德後白河の母后公實卿の女なり

○八幡　第一の卷に記

○平野　四座也第一は今木の神第二は久度の神第三は古關の神　第四は相殿比賣の神源平高階大江又は八姓の祖神なりと云り又或說に仁德天皇御廟といへり

○大原野　文德天皇仁壽元年二月春日を勸請し給り

○行啓　春宮女御親王の出御をいふなり

○仙源法師　姓不知

○太神宮　第一之卷に記之
○二十二ヶ所　伊勢　八幡　春日　大和　三輪　加茂　松尾　稻荷　平野　大原野　吉田　日吉　梅宮　廣田　祇園　北野　石上　廣瀨　龍田　丹生　貴布禰　住吉是なり延喜式神名帳に吉田　北野　祇園此三ヶ所は不入後朱雀院長暦三年八月に爲二十二所
○東大寺　聖武天皇神龜五年御建立なり
○興福寺　不比等和銅三年に建立
○寬弘　一條院六ッ目の年號
○上東門院　一條院の后號東北院關白道長公の御女なり
○御堂殿　從一位關白道長公御女なり
○五條大納言國綱　鎌足公十二代の孫從五位上左馬頭盛國男母散位公長女也正二位系圖には邦綱と有
○守覺法親皇孔雀經の法右に記
○覺快法親皇　右に記之
○七佛藥師　善名稱如來　善吉秝如來　消除病患如來　生滅苦惱如來　瑠璃光如來　名勝珠明如來是也東方發心門に配す一切の衆生の病を治する本誓なり
○圓慶法親王　右に記
○金剛童子の法　本地大日訶利帝母金剛童子は金胎兩部也矜迦羅制多伽中一字によるなり或はこうきやうとも云是は忿怒の面として魔を降伏するなり制多伽は善をつかさとるなり上に慈悲を起す
○五大虛空藏　五大は地水火風空を表す虛空藏は北方の本主本地大日五大虛空藏　福滿　智惠滿　能滿とて四佛有
○六觀音　千手觀音　十一面觀音　順胝觀音　正觀音　馬頭觀音　如意輪觀音南方の本主大慈深甚の意を以顯二本誓一ナ
○一字金輪五壇の法　金輪は四輪十五壇の法は四方と中央と五壇なり五大尊を降三世明王、軍荼利夜叉、大威德、金剛夜叉、不動
○六字加輪　訶利帝母　本地大日　十羅殺女也加輪は梵語そ
○八字文珠　一字三字六字八字是等によると云事あり文珠は智惠第一の佛なり世尊入滅二百六十

三年已後於二西天竺雪山一化周ノ十六代莊王十年四月五日なり五百の仙人本國に歸り去る
○普賢　延命の法なり本地大日釋迦の會座にしては普賢と號す大日の會座にして金剛薩埵なり
○御身等身の藥師　等身は身ひとしなり其病人の身の長の藥師そ
○護摩　六波羅密經第三卷音義に云り或は云二呼麼一是梵語なり唐には云二火祭一如二此方の燔柴一已上
禮記郊特性に天子四方に巡行有りて天を祭り給ふ時東の方岱山に至りて柴を燒て其上に牲を加へてやき給ひて此所に到れる事を告る事あり
○六大尊　右に記
○房覺
○性運
○春堯
○豪禪
○實專
○僧伽の句ともあけ面々の所持安持の佛の經々の文句あり
○三寶　佛寶　法寶　僧寶　此三ツを三寶といふ

○千手經　二卷なり
○鬼神退散安樂生　是千手經の文なり
○數珠　天竺には鉢よりといふ數は百八又は五十四四十二二十七二十一十四と云り念數經に云一顆つゝにて佛神を貴故に念珠といふとあり
○とよみ響と書古今集に
杣人は宮木ひくらじ足引の　山の山彦里とよむなり
とよむのとの字清てとのふへじ
○東方朔　漢の武帝の人なり字は曼淸　平原の厭次の人なり得二仙術一
○桑の弓蓬の矢　翰墨全書戊集一に云男子生して以二桑の弧蓬の矢一射二天地四方一示二男子所一事也禮記第八內則篇にあり又左傳には桃の弧蓬の矢を以て除二其災一と有又漢舊儀には葦の矢とあり
○傳に曰中宮後產の時怨靈出て障碍をなすと本經にかげり
○議して曰中宮難產によりて種々の事をの給ふるによりてかやうには云り
○傳に曰皇子御誕生と云り

○議して云右より内意に姫君にても皇子と披露あれとの義なり誠は姫宮にてましましけりはやとものうらにて入水の後追號ありしに安徳天皇と有しは此故なり安の字は女にかふりをきせたる義なりと云り

公卿そろへの事

○抄に云瓶を轉ばす　大原の里より奉るなり
○稲庭竹葉　なへあさ竹あし物のたちこみたる義なりたかんな筍又笋
○反俗　二字共にそむくとよむなり衣冠のたゝしきを本とす
○關白松殿太政大臣　法性寺忠通公の男母中納言國信卿の女なり號ニ基房公一
○妙音院左大臣　惡左府頼長公の男也號ニ師長一
○大炊御門右大臣　太政大臣頼實公男なり號ニ師常一
○月輪殿　基房公の舍弟也號ニ兼實一
○內大臣小松殿　重盛公
○左大將實定　右大臣公能公ノ男也
○源大納言定房　村上天皇五代の孫雅兼卿の長男なり
○三條大納言實房　鎌足公十六代の孫公教公の男ノ母中納言清隆卿女なり
○五條大納言國綱　右に記之
○藤原大納言實國　公教公の男なり
○按察使資方　宇多天皇八代の孫從二位有賢卿の男なり
○中御門中納言宗家　鎌足公十六代の孫内大臣宗能公の男なり
○花山院中納言兼雅　鎌足公十七代の孫太政大臣忠雅公の男母は家成卿女なり
○源中納言雅頼　村上天皇三代の孫政兼卿二男なり
○權中納言實綱　鎌足公十六代內大臣公教公の男なり
○藤中納言資長　大職冠十六代の孫藤中納言實光卿男なり
○池中納言頼盛　清盛公の舍弟
○左衛門督時忠　贈左大臣時信公男
○別當忠親　鎌足十六代の孫中納言忠宗卿の男也

號ニ中山ト

○左宰相中將實家　德大寺右大臣公能公男也

○右宰相中將實宗　鎌足公十六代大納言公通卿男なり

○新宰相中將通親　村上天皇七代の孫內大臣雅通公男也號ニ土御門ト

○平宰相敎盛　淸盛公ノ舍弟

○六角宰相家通　鎌足公十六代大納言重通卿男なり

○堀川宰相賴定　鎌足公十六代權中納言經定卿男なり

○左大辨宰相長方　大職冠十七代の孫中納言顯長卿男なり

○三位俊經　同十三代の孫左大辨顯業之男なり

○左兵衛督重孝

○右兵衛督光能　鎌足公十六代少納言忠成卿男なり

○皇太后宮太夫朝方　鎌足公十五代の孫大納言忠敎卿男

○大宰大貳親宣

○新三位實淸　大職冠十六代の孫大藏卿公信男なり

○太政大臣忠雅　鎌足公十六代の孫權中納言忠宗卿男

○大宮大納言隆季　同十代の孫中納言家成卿男也號ニ四條ト

○傳ニ曰皇子御誕生の時御殿の棟よりこしきを南へおとし皇女生れさせ給ふには北へおとすを此時北へおとし又とりあけて南へおとしなをしけりとあり

○此御產の時重衡卿御帳の內より出て皇子御誕生といへりけれども御そばの上らう衆皆人皇女としりてければ北へこしきをおとししなり太政入道の內意はみな人しらざるものなり

大塔建立の事

○抄に云大元の法　治部省にて七日行る藏人內藏官人を以て御衣を給ふて壇所に送り結願の日もとのごとく返上するなり是は小栗栖の常曉律師承和五年に入唐して花林寺の元照といふ僧に相傳をうけ歸朝して小栗栖の法林寺にて修しけるなり

○圓良法眼　大職冠十六代大納言仲實卿男なり横川寂場坊

○牛車の宣旨　第一の卷に記レ之

○覺誓僧都

○外祖父外祖母　天子の御母方の父母をいふなり

○高野大塔　十六丈の寶塔大日千手二十八部藥師十二神等の佛家顯す

○海邊　遠藤六郎頼方

○越前の氣比の宮　大日本地聖觀音

○大師　弘法なり四十九代光仁の御宇寶龜五年甲寅於二讃州屏風浦一ニ生十五歳入京或は十九初名二教海一又如空延暦十四年登二東大寺ノ壇一ニ受二具足戒一ヲ又名改て空海三十歳延暦廿三年五月入唐大同元年歸朝四十三歳弘仁七年高野開く同十一年賜二大法師位一ヲ同十四年正月賜二東寺于空海一ニ五十四代仁明天皇承和二乙卯年三月廿一日入定六十二歳六十代醍醐延喜廿年謚二弘法大師一ト

○曼陀羅　輪圓具足とて缺たる事なきをいふ

○八葉の中尊　胎金の大日なり

○鳥井　唐には華表といふ二柱ともいふ

○傳に曰く　清盛嚴島に通夜せられたりける夢に大明神の御託宣に小長刀を給はるとみえて夢さめて枕上に長刀ありしといへり

○議して曰く此小長刀は其いにしへある鍛治うちて寶殿におさめしを御修理の時是をみて神主に申請しものなりそれをかく神變奇瑞の樣に云り今有事はむかしもありいにしへになき事は今もなきなり夢は儒家には聖人に夢なしといひ佛經には如夢幻泡影如露亦如電といへり是金剛經の文なり

頼豪の事

○抄に曰白河院　初卷に記

○中宮賢子　白河の后なり太政大臣師實公御女也堀川院郁芳門院等の母后

○頼豪　鎌足公十一代從五位下伊賀守有家三男也叡山鼠の社是なり

○阿闍梨　善見律第一音義に云二正行一ト又云阿遮利耶此には云二軌範一ト舊には云二於善一ト法中之教ヲ授令レ知名二阿闍梨一ト

○江帥匡房　平城天皇十代大學頭成衡男母は橘孝

親女也權中納言正二位天永二年十一月五日薨七十一歳俗に江帥者と云才人也
○綸言汗のことし　易の渙(クワン)の卦に曰九五は渙(クワン)すること汗のごとし其大に號す朱子の附錄に曰號令當ニ敬如ニ汗出(カ)ニ千毛百竅中ヨリ逆出來テ這箇のもの出て不ニ會反セ
○錫杖　六の輪とは六道輪廻を表す此輪廻を今生にて金胎兩部を修行して皆拂捨との義なり
○承曆　白河院二つ目の年號そ
○良信大僧正　大職冠十六代の孫從五位下家俊の男なり
○九條右丞相師輔　攝政從一位忠平公の男なり
○慈惠僧正　良源性は木津氏母は西氏夢に海中に座し日月入レ懷ニ即懷胎す江州淺井郡の人なり横川の開基康保三年任ニ天台座主ニ永觀三年正月三日寂す七十四歳元亨釋書に有り
○堀河院　承曆三年七月九日降誕應德三年十二月九日即位治廿一年諱善仁嘉承二年七月十九日崩歳二十九
○東宮　安德天皇春宮とも書離騷經に曰溘(タチマチ)吾遊ニ此春宮ニ王逸か注に春宮は東方青帝の舍なり貞觀政要にも太宗入ニ春宮ニ注東宮也と云
○傳に曰白河院三井寺の頼豪阿闍梨に賢子中宮の御腹に皇子いできたらせ給はゝ望をかなふべしとなり
○議して云是王法の仁政にあらすのぞみをかなへんとの勅定によつて頼豪利欲のためにあらす殊勝なるのぞみなり然れとも山門またいきどをらんとて此のぞみなりがたしされは綸言は益なし天子にたわむれのこと葉なし綸言汗の如しといへは世以てかろ〴〵しく王法をおもひたてまつるものなり此望かなはさるによつて頼豪またいきとをり我いのり奉りし皇子をとり奉つて死せんにはしかじとて干死(ヒシニ)にせしなり皇子御たんじやうの事をいのらせ給ふも御代安全の御ためなりかやうの事は末代の諸事につけて後のわさわいとならんことをは肝心あるへきものなり

少將みやこかへりの事

○抄ニ云安元三年　高倉院に三ッめの年號

○九品　彌陀に印九ッ有り上品上生上品中生上品下生中品上生中品中生中品下生下品上生下品中生下品下生是九品なり

○欣求淨土の望　淨土をねかいもとむる義なり

○過去聖靈出離生死證大菩薩　過去聖靈とは過去りたる死人ぞ其せれいをは宗鏡錄に知を知二佛性一不レ知云二精魂一死すれは佛性となる佛性は聖靈也出離生死とは二度生れすといふ義なり菩提は天竺の語そ此には名レ道宜レ立二智名一矣菩提を是には道となつく佛になる道を知故に知の名をたつとはいふなり

○三世十方の佛陀の聖衆　三世は過去現在未來ぞ十方は東西南北四方の角天上下界合てなり　此十方にいつれも淨土あり佛有佛陀とは佛の總名ぞ聖衆とは其佛の弟子を云り

○亡魂尊靈　亡魂とは死せる人の玉しゐぞ尊靈は其魂をたつとみて云るなり

○秋の山　山城の名所新拾遺雜上尙長

ふかき夜の鳥羽田のおもの鹿の音を
はるかにおくる秋の山風

○紫鴛白鷗朱檻に逍遙す　源の順か詞なり朱檻といふ事を去りて云り鴛はをし鷗はかもめなり　朱檻はをばしまなり

○揚梅桃李　やなきむめもゝなしそ

○主はなけれとも春を忘れぬ　菅丞相の御歌

東風吹はにほひをこせよむめの花
あるしなしとて春な忘れそ

左遷の時庭の紅梅に結ひつけ給ひ侍る

○桃李不レ言春幾暮煙霞無レ跡昔誰栖　朗詠にあり菅の三品仙家の詩なり意は桃李は時をわすれす咲とも物いはねは幾春かすきしと問へきやうもなしむかしは誰かすみけんその跡もなくあれたりといへる義なり

○鷄籠の山明なんとすれとも　鷄籠山方輿勝覽四十九に有り鷄籠山といふにつけて明なんとつゝけたり

○花の下半日の客月前一夜友　花の下にて日なかば參會する義ぞ月の前の一夜の友とは月の終夜かたるなり

○一業所感　佛教の意は善惡の業によつて報を感

得するをいふなり倶舍論に一業一引生といへるも是なり

○傳に曰成經康賴二人二月十日頃備前の兒島にいたり父大納言のおはしける有木の別所に行書置給ひし文などをも悲しみ墓所にて七日七夜あかし經念佛せられしと云り

○議して云成經孝子なり　三とせあまり遠き島にあり今御ゆるしをかうふり歸路せられけるに父のむなしき跡をたづね都へいそかんと思ふ心を忘れ十日計此所におはして教養せられしは誠に孝ふかくあはれなる事といはんかたれとても片時もいそぎ故鄕にかへり妻子をもみんと思ふへきにや然れとも世の中にあらゆる人ごとに親世に有時孝深きはまれなり死て後に是をくやみ教養に淚をこほしかなしふ是常のならひなり孝といふは金銀衣類を以おこなふ事になしたゝ朝夕親の心にしたがひ心をはごくみかりそめにも親のきづかひなきやうにおこのふを孝といへり尊きいやしき富貴貧賤にかきらず孝行の道さまさまあり略レ之

有王がしまくだりの事

○抄曰法勝寺　東山に六勝寺有其一ッなり尊勝寺　圓勝寺　成勝寺　最勝寺　延勝寺　法勝寺是なり

○俊寬僧都　京極源大納言雅信の孫木寺の法印寛雅か子なり

○白雲跡を埋　朗詠紀齊名詩に山遠雲埋二行客跡(チ)一松寒風破二旅人夢(チ)一

○沙頭に印を刻鷗　淮南子に曰鷗の足跡をみて倉頡と云文字を作と云々

○蜻蛉　ありと見て手にはとられす見れはまた行衞もしらすきみしかげろふ源氏蜻蛉の巻は此歌にて名すと萬水に云り又一說にせいれいはくろくちいさきとんぼうなりと云り朝に生れて暮に死と云り蛺(カゲロウ)と書又蝶又蜨

○諸阿修羅等故在大海邊　報世經の文なりもろもろの修羅等は大海のほとりに有と佛說なり須彌の東過二千由旬一大海の下に鞞摩質多羅(クマシツタラアシユラ)阿修羅王の國有天帝の敵なり

○三惡四種　三惡は地獄　餓鬼　畜生是に修羅を加へて四種と佛の云り

○餓鬼道　六道の其一なり六道は地獄　餓鬼　畜生　修羅　人道　天道是なり惠心の曰明ニ餓鬼道一者住所二有一者有ニ地下一又は有ニ人間一慳貪の業餓鬼となると云々

○よすが　便と書又後たより又したかふと云ふ義なり

○圍繞　二字ともにかこむとよむ或はまほとりまふとよませたそ

○順現順生順後業　順現とは惡業をなせは現在に報順生は生をかえて報須後業とは孫々に報と因果經に云り

○信施無慚の罪　こゝろにほとこしなうしてつみをはづる事なきなり

○資財雜具　資財たすけのたから雜具は諸の道具ぞ

○人の親の心は闇にあらねとも子をおもふ道にまよひぬるかな　中納言兼輔公の歌なり

○暦　昔堯の時蓂莢と云草の情丁林といふ者の作り出と云々仍て暦と書文字丁林ニ曰と書り蓂莢と云草は毎月生ニ一葉一乃至ニ十五日一十五葉生し十六日より又落ニ一葉一月小なる時は則一葉不レ落識ニ晦朔一暦出來てより此草枯ると云々又一説に容成と云者作れりと云り

○麥秋　五月なり詩に曰千峯鳥路含ニ梅雨一五月蟬聲送ル麥秋一

○菩提　天竺の語なり此には發心修行と翻釋す道心なり

○荼毗　或ハ闍維といふ二ツなから天竺の語ぞ此には焚燒と云火葬する事ぞ文武天皇の御時道昭禪師を火葬す是始なり

○硯　唐子西硯の銘に曰不レ能レ鋭因以レ鈍爲レ體不レ能レ動以レ靜爲レ用惟其然是以テ能永年也

○紙　後漢の祭倫と云ふ人作其初は草木の葉又は竹葉或は竹を編て書仍て一册は其あみたる形なり

○他生曠劫を隔　此に死しかしこに生し十二因緣の流轉曠劫をふるとも相逢事はなきとの義なり

○諸國七道　諸國六十餘州也七道は東海道　東山道　北陸道　山陰道　山陽道　南海道　西海道

是なり三十二代用明天皇二年にさたまる四十三代
元明天皇和銅六年に六十餘州と割る
○傳ニ曰僧都のわらは有王とてちいさき時よりめし
つかはれしもの成經康頼二人は都にかへられけれ
とも我主の僧都一人は島に殘されたりと聞より主
の行衞をとふらはんとてかの島に渡り僧都の最後
迄見屆歸りしと云り
○議して云此有王か心後世にも有かたしたとへば人
の主命をおもんするといふは戰場にてまつ先かけ
て打死す是はひとつは名をおしみ二ッには子孫の
ため三ッには義をおもんじ四ッには家のためかく
のごときの事をおもひて百年の命を一時にほろぼ
す是大方は家をたてんとの義なり又其中に血氣の
勇者のみて仁義の勇者はまれなり仁義の勇者とい
ふは常々行跡をたしなみ死すへき時をしり夜の寢
覺にても主命をおもんじ心のおこたりなく大山忽
にくつれかゝるといふとも驚かす主命にはかはら
んものとふかくおもひ入たるを第一とすあらゆる
人ことに大底は我身の分限をふそくにし大身にな
らんならんと計りのねかひなれは奉公諸事のつと
めにけちめあり大身小身によらす一粒にてもうけ
ん主には奉公たらすと計り心得べししかれは隱德
ある者なり是ほどにたゆみなく奉公をつとめ義を
樹といへとも主の目きかすとてうらむる事は愚か
なりまた我奉公のたらざる所なりと我身をうらむ
へきなり
然るに此有王といふものは世になき流人の主なれ
は家をたてん事もなし身をさかへんたのしみもな
し名を殘さん益もなし蘇をうけん方もなきにはる
〳〵と鬼界か島迄主をとむらひに下り最期までも
見屆けし事末代にも有かたからんかされは名を得
し侍の子にもあらす只いやしき下﨟なりせめて此
物語に殘しけるこそ有かたけれ都に歸り出家して
かの後世をとふらひける事古今ためし有べけんや

津ぢ風の事

○抄云顚倒　二字たをるゝなり
○陰陽寮　吉備大臣孝謙天皇天平勝寶四年に入唐
して天文を傳受し安部大輔に傳ふ
○傳に云五月十二日の午の刻に京中つぢ風おひたゞ

しと云へり

○議して云代の政たゞしからざる時は天ざいおこると爾雅にも云り堯舜の代には五日風十日の雨と時を定めて順直也その身すぐなればその影まがらず代の政務に私あれば民是をうれへて大亂し天道是をにくみて大雨大風干魃大地震かやうの天罪あるとしるべし

平家物語抄卷第三之上終

平家物語抄第三卷之下

目錄付圖經

平家物語抄第三卷之下

醫師問答之事

○抄に曰熊野本宮證誠殿　伊弉册の御子速玉男之命又一說天照太神の御子橡樟日(クスヒ)神本地證誠大菩薩藥師如來也

○枝葉連續　えだ葉つらなりつゞくなり

○奉幣　幣はみてくらなり

○宋朝　宋の太祖皇帝建隆元年庚申より衛王祥興二年戊寅に至て十八主凡三百廿年是より至ニ元朝一

○越中前司盛俊

○延喜の御門　人皇六十代醍醐帝なり仁和元年正月十八日降誕寛平九年十三日即位治三十三年諱敦仁延長八年廿九日御出家法諱金剛寶同崩歲四十六

○漢高祖　沛の豐邑中陽里の人也姓は劉氏字は季父太公母は劉媼也起レ自レ沛而伐ニ太秦一滅ニ項羽一爲ニ漢祖一死に臨時曰命は乃在レ天雖ニ扁鵲一何の益かあらんといふて罷レ之

○淮南黥布(ワイナンノケイフ)　姓は英氏始は項羽にしたかひ咸陽に入時も先陣す九江王と云其後隨何と云者異見して漢に降る世治りて又反逆仍て高祖誅レ之淮南王とみづから稱す

○呂太后　高祖の后呂氏なり漢の三世帝なり治八年

○扁鵲　史記列傳四十五に云扁鵲は勃海郡鄭人姓は秦氏名は越人難經の序に秦の越人は軒轅の時の扁鵲と相類す仍號ニ扁鵲一ト

○九卿　九卿は大常卿司農卿大府卿光祿卿鴻臚卿宗正卿衛尉卿大僕卿大理卿是は正卿九也儀禮疏に云漢に置ニ十二卿一ト晉の百官志に曰古者天子諸侯皆名ニ執政大臣一曰ニ正卿一自レ周後始て有ニ三公九卿之號一九卿は本無ニ卿字一至レ梁始て如レ卿晉書には唐初て重撰或は有下加ニ卿字一者上又秦漢より以來君呼レ臣以レ卿凡敵體相呼亦爲レ卿蓋貴レ之也本朝には八卿有中務式部兵部治部刑部大藏宮內民部是なり是を八省の官ともいふなりされとも漢朝に準へて九卿と云ふ成へし

○三台　三公ぞ三公は太政大臣左右の大臣是天の

三台星を象なり
○耆婆　影堅王の子母は善見庶兄奈女也出胎持針筒藥嚢天竺の名醫なり釋尊入滅以前に卒す佛入滅の時耆婆在都卒天目蓮以通力都卒天に登り其藥を請るといへとも不叶と佛說に有名義集に曰耆婆或は云耆域又名時縛迦此には云能活又故活ともいふなり
○大覺世尊　十九出家三十一成道四十八年說法春秋七十九歲跋提河の邊雙林樹下にして入滅
○四部の書を鑑　四部は經史子集是なり經は佛經史は二十一史の類子は莊子老子の類集は家々の集なり
○五經　周易禮記毛詩尙書左傳
○本朝鼎臣　鼎はかなへなり足三つ有三公に准へて吾身内大臣なれは云り魏呉蜀の三國を鼎のことと しと云なり和名には三足兩耳とあり
○傳に曰重盛公熊野にまうて給ひ父入道相國の無道を祈とても行末いかゝと家運をあやしみ我命をちぢめたび給へと祈誓し給ひしと云り
○議して云古今無双の朝臣と世以いはれ給ひし重盛公此誓願はあやまれりと云つへし聖德の道にあらす聖人は常住不變にして祈ると云ことなしある歌に

心たに誠の道にかなひなば
　祈らずとても神やまもらん

と云り此古歌のいのらすとても神やまもらんとよめる言葉さへうたかわしき所ありて聖人の心にかなひかたからんか其身をろかにして佛神をいのるとならば存命をいのり世にあらんかぎり父をいさめ朝廷おだやかならん事を祈り上一人より下萬民を撫育し御代長久安全にして國土ゆたかならん事を叶はぬ迄も心にありたき物なり然るに我命をうしなひてたび給へと祈り給ふ此願ひもし成就せば殘りし父母子孫はいかんがせん是また孝行の道理にあらず果して一門ほろひたり小松殿おはせはかく世はみだるまじきと世以いひし也但大臣の心計りかたし何事も天命とはいひながら後に其品々を議していはゞ重盛公程の朝臣にはいかゞといはんや人の命は生ずるより死するまで常住身を全しての上に定業きはまる有り佛神に祈りて長短有事な

し皆悲心より云へる事ぞ
○傳に曰權亮少將惟盛岩田川のたはぶれ淨衣のぬれにしを筑後守貞能みて何とやらんいまはしく見えさせ給ふ程にめしかへさせ給ふべうもや候らんと云へり
○議して曰水にたはむれ淨衣のぬれにしを色のことくにみえいまはしく候間召かへ給へと貞能いへる事おかしなんぞ淨衣水にぬれたればとて色にみなしいまわしきなど主にむかつて云るはひとつは無禮二ッには女抔の云やう三にはおくしたる言葉なり武士の言葉にあらずたとひ心に思ふとも目出度もてなし只めしかへられ候へといひたきものぞ是より程なく重盛公薨じ給へば公達葬送の時色をき給へば貞能きどくをいひあてたりといはんとて色法にやかくらん熊野もうでの道にて貞能かくいひしと本經に書あらはしける事ひとへに貞能末代の耻辱の一言を殘したるものなり
○傳に曰貞能かこと葉を重盛公聞給ひ別してよろこびの奉幣を奉られしといへり
○議して云大臣其言葉いまはしく思はれ猶武運長久家門繁昌との心歟また我命をちゞめ給へと祈りしに此願成就して忝との心歟大臣の心中はかりかたし下向まし〳〵て程なく病つき逝去有し故にかくはいへる成へし權現へ祈請申され神の御ちかひにより重盛程なく薨じ給ふとみるは非なり只定業と心得へし神は非禮を請ずといへれ本性をうしなふを以てまよひ有り天利と云ものは正道なり祈りてならすねかふて叶はす目に見えす手にとられす只我こゝろまがらす直なる所是天道に叶ふとしるへし
○傳に曰大臣の病以の外の折ふし父入道の許より成經を使者として宋朝の名醫來朝せり是を悅とすかれにあひて療治をも加へられよとありしかは大臣のいはく定業のきはまりあらは異國本朝の醫療によらじ我朝の恥辱とて是を用ひ給はすと云り
○議して曰夫醫術と云る事そのかみ神農草木の葉をなめ根をあぢはひ能藥毒藥をかんかへ黃帝岐伯次第して醫術さま〳〵にわかちあきらめ代々ふるにしたかひ名醫出世して我朝に傳來り和氣丹波のいにしへも唐朝よりわたれり今本朝に名醫おほしと

いへとも其もとは是異朝なり然れは異朝は其根本たる程に異國の名醫は我朝の醫にすぐれたる事もあらんかされはとて日本の醫師又異國におとるへしとにはあらす療治によらす諸事に付皆異朝よりの傳來なり只定業を藥にて存命するにはあらずといへども又是非定業といへども療せされは必定業となる事あり或は又十日床にふすを五日にしておこさんためもあり重盛公父相國へのこと葉是皆道にそむけりたとひ定業かぎりありて小松殿薨し給ふ跡にても父母のなげきに付けて醫療をつくしての上は是非をわきもふる所あり且は父の命をそむき給ふに似たりなんぞ異國の醫師に逢給へばとて我朝のほまれをうしなふべけんや小松殿のいひやうなればたとひ何人病をうくといふとも療治といふものは打をき湯水計をのみて定業非業をかんがみんか此段は大臣の心中みなかはれりと見えたりし只人とあるものは一生の内養生を專はらとし身をつかひ心をつかはずして八々の命をたもつべし然れとも大身のうへも身をつかふ事なし其にも心得あるべきなり大論にも麁食正直湯火陀羅尼と云り陀羅尼とは士農工商家々のわざをいふなり

無文の沙汰の事

○抄なし

○傳に曰小松殿の夢に父の惡逆によつて春日大明神相國を召取たまひかうべをはね鉾の先につらぬき給ふと見給へば同しく其夜瀨尾兼康も此夢を見て夜明てはやく小松殿に申上んとて兼康まゐりかたりければ大臣の夢と少しもかはらず其時大臣扨こそ兼康も神佛に通したるものとの給ひしと云り

○議して曰是は大臣常に父入道殿の惡逆無道の事を思ひ給ふによりてかく見給ひしものなり又瀨尾もかやうに常も思ひけるによりみてこそあるらめ右の巻に夢の事を印す如くに夢なとをさのみ用へからす兄弟とても國守とてもかれをはたすへきと夢にみばはたすべけんや我また自害せよと見ば自殺せんや兼康が此夢を小松殿へ申上けんとて夜の明るを待かね御前の人をのけかやうの夢を申上るも卒爾の至りなり自然小松殿此夢物語あるをりならばそれかしもいつの夜かやうの夢を見申候などゝ

誓言して申上んはくるしかるまじきかなんぞ我主の首を鉾につらぬかれしとみたる夢などを小松殿へ行申上る事おこがましくこそ侍れ

○傳云葬送の時帶し給ふ無文の太刀嫡子惟盛卿に遣し給ふと云り

○裏して云是に二ツの評有一は世人の云小松殿は天にかなへる人なれは父入道殿に先だゝん事を兼てしり給へはこそ何のわざもなき時此太刀を嫡子惟盛卿に遣られたりと云り又一ツには常々病者にわたらせ給へは救命せん事かたかるへしと思ひ給ふてかやうになりしと云り此謂是なり然共父入道殿の無事堅固のうちはあまりなりいつとても其期たるへし諸事に付後に成かたき事は片時も急きてよしいつにてもなりやすく大事小事にかまひなき事は大やう成こそよけれ

燈籠の事

○抄ニ云滅罪生善　つみをほろぼしてぜんをしやうぜんとなり

○六八弘誓願　彌陀の四十八願六八は算數なり弘誓願はひろきちかひのねがひなり自力他力あり

○九品の臺　彌陀の印九ツ有に記之此九品の中に

○光耀鸞鏡を琢　光耀とはひかりかゝやくとの義なり鸞鏡はかゝみなり淨土は莊嚴七寶鏡のことくひかりかゝやくとの事なり鸞鏡とは異苑にいふ罽賓國の王得一鸞三年不鳴夫人掛鏡照之鸞覩影悲鳴して死と云々

○來迎引接　彌陀を念すれば臨終の時きたりむかひ給ひてひきまじへて彌陀の光明とひとつに成との心なり

○南無安養世界教主彌陀善逝　南無は天竺之語也此に歸命と云安養界は極樂の總名ぞ善逝とは佛には十號かある其内の一の名なり瑜伽論三十八卷に上昇最極永く退還せすゆゑに名善逝成實論第一卷には佛有正道行施等行故に名善逝云々

○六道　右に記之

○傳に曰　小松殿東山に四十八間の精舍を建四十八之燈籠をかけ毎月十四五日を點して二百八十八人の美女を尼衆として大念佛有しと云り

○議して云大人小人によらず菩提の道に心を入給ふはあしきにはあらずまた深く佛道に國守なとの趣おびたゞしき堂塔伽羅を建立し廳ぜざる寺領をつけ給ふ事も益なし其分限にしたかふへし佛道に入りてよしといふ事は一ッには諸人の功德二ッには先祖亡靈への禮儀三ッに貧者のたすけ四ッには捨欲五ッには心和六ッには政務七ッには慈悲大方是等を得心せんかためなり去なから出家は遊民國におほければ諸人くるしみありと聖人の敎なり然とも釋尊より此かたありふれたる佛道を捨給ふへきにはあらず儒道佛道鳥の兩翅車のもろ輪のごとくたるへきか釋氏をしへの如く樹下石上の僧たらば殊勝にもあらんか今時の僧法師の有樣にては何を以たつとまるへけんや又おほくの美女を尼衆として念佛させ給ふ事は小松殿以の外あやまれり聽衆千人あらは九百九十人は見物たるへし善根のおもひをなす者まれにして惡口のみおほからん何とおもひ寄りてやかくはありしやらんたゞ後代のあざけりのたねならんかせめて年老たる出家をあつめ一心不亂に念佛あらはいかなる邪見放逸の輩も少は菩提の心もおこりなん歟いとおかし

金渡の事

○抄に曰安元　　高倉院三ッ目の年號

○育王山　　震旦の五山の一寺也徑山(キンザン)寺育王寺天童寺靈隱寺淨慈寺是なり

○佛照禪師德光　　天寧佛果圜悟弟子經山大慧妙喜禪師の資也

○宋朝の帝　　宋朝二世孝宗皇帝也

○傳云小松殿いか成善根をしてか後世をとぶらはれんとて異國へ金を三千兩つかはし育王山の僧に引未代のためとて田代を國王にまゐらせて育王山へよせられしといへり

○議して云是又其益さらになし宋國たればとて未代その田育王山へよすべきにあらず時代かはりなば其國王の心たるべし育王山とても明日しれずそのかみ世尊の時とても佛法さまたげし提婆あり又秦の始皇はあらゆる儒經をやきて大唐十六世武宗皇帝は會昌五年に佛法をやぶり一日の内に僧尼廿六萬人還俗せさせ國中の佛像をやきすて天臺山をせ

められし事もあり我朝のいにしへ寺屋のやからもありたゞ時の國王の心によりてさだめがたしせめて後生を祈り給はんならば我國に一寺を建立し田畠わづかよせおきたきものなりなんぞ異國へ莫大のこがねをわたされし事皆是にあらすといひつへし總して此大臣父入道の悪逆をいさめよろつにつき慈悲心ふかく武勇の道もをそらくはことなりといへどもかやうの事佛道（仁義イ）かなはずみな非なりといふへけん歟たゞ後代に名のほまれを殘さんためにや

法印問答の事

○抄ニ曰安部泰親　清明五世の孫なり

○當道三經　押義經　坤道經　星宿經是天文の用る所なり

○基房　法性寺關白忠道公男母は中納言國信卿女なり從一位攝政關白太政大臣寛喜二年十二月廿八日薨八十七歲

○主上　高倉院也

○龍顏　前漢書第一高祖紀に曰く高祖爲レ人隆準而龍顏有りと云々註に隆は高也準は鼻也顏ハ額顙也言は（イフコヽロハ）高祖の人となり鼻高にして龍の顏のごとくなり天子のかんばせを龍顏といふ事高祖より始るなり龍は鱗のかしらなり仍て天子に比すなり

○法皇　後白河院なり

○靜憲法印　少納言入道信西子なり

○啾々なる　あらくさけぶ義なり

○逆鱗　龍の喉の下に大なる鱗ありいかる時は此うろこたつ也仍て云龍を天子に比す故也

○唐の太宗は魏徵にをくれて悲のあまりに昔の殷宗は夢の中に良弼を得今の朕は覺て後賢臣を失と云碑文是は魏徵が廟の碑文ぞ太宗字は世民唐の太祖高祖皇帝の二子也兄の建成無道なるに依て被レ殺たぞ魏徵は建成の臣下也太宗是を諫て吾臣とせられたぞ魏徵字は玄成貞觀の初年諫議大夫の官に擧して天下の事を魏徵がいさめによる也太宗の叡慮かけたる事あれば諫言をなし奏する事凡二百餘奏と載たぞ然るに魏徵薨ず于レ時太宗凌煙閣に形を闕して遺風忘ざる事を示す太宗臨レ朝嘆曰以レ銅爲レ鏡可レ正ニ衣冠一以レ古爲レ鏡可レ知ニ興替一以レ人爲

鏡可レ明ニ得失一朕常保ニ此三鑑一内坊ニ已過一今魏徵逝す一鏡亡と云々殷宗とは殷の武帝の事なり良弼を得ると云夢をみてさへよろこばれたとなり意は殷宗良弼を得ると云夢を見てさへ觀喜せられたに今朕はうつゝに魏徵をうしなふといふておしみなげかれたぞといふ義なり

○顯頼民部卿　鎌足公十四代の孫葉室中納言顯隆卿の男なり正三位權中納言久安五年正月に薨す五十五歳號ニ九條一ト

○故院　鳥羽院也

○中納言闕　中納言拾人之内闕たる事ぞ大納言十人參議八人なり是天之二十八宿を象なり

○二位中將　基通公也太政入道の聟也號ニ普賢寺攝政關白一ト

○龍の鬚を撫　史記本記十二に鼎既成有レ龍垂ニ胡鬚一迎ニ皇帝一皇帝上騎す群臣後宮從て上レ龍七千餘人龍乃上去餘の小臣不レ得レ上ニ乃悉持ニ龍鬚一龍の鬚扱墮ニ黃帝弓一と云々然とも本經の意はたゝおそろしきを云り

○虎の尾を踏　易の離の卦に云り初九は素に履徃无レ咎九二は履道坦々たり幽人貞にして吉也六三は眇能視跛能履履ニ虎尾一咥レ人凶ト武人爲ニ大君一九四は履ニ虎尾一愬々たり終に吉なり九五は夬履貞にして厲上九は視レ履考レ祥其旋元吉也と云々

○天心は蒼々として測難シ蒼は青きなり空は遠蒼々として計りかたきなり天子の御心を空にたとへていへり

○傳に曰治承三年十一月十八日に入道相國一門或は家臣をめしよせ評議しけるは先法皇の御おこなひ攝政の御ふるまひをみるにとかく我家門はありなしのやうすなり先法皇をは鳥羽院に押こめ大臣其外公卿殿上人の官職をとゞめ或は流罪或は死罪に行ふべきと相國云り滿座口を閉てありしに末座に有ける筑後守貞能小松殿の遺書一通差上其上に小松殿の末期迄も仰せ置れし事ともを申あけければ入道相國もいかゝ思はれけん先みな歸られよへとて簾中にぞいられけるとかや然るに其翌日法皇より靜憲法印を西八條へつかはされ御ことはりを仰られけるといへり

○議して云此度入道相國法皇に御うらみを申されし

事はみな以ことはりにもみえたり第一は新大納言成親其外近習の公卿殿上人或は北面の輩又はかたへの刹中武士山法師などに法皇仰付られ平氏をほろぼし給はんと有し其一此時法皇を遠島へも輪幸なし奉らんと相國のいひたまひしを小松殿やうやうになだめ玉ひしにより何となふ過にき是ほどの功臣薨ぜしにも其御いたはりをもおぼしめさずして中陰の其うちにもさま〳〵の御遊有し其二又越前の國をめしあげられける其三二位中將殿を中納言となされざる其四内府やまひの床にふし存命不定といひしにも御とふらいの御幸こそなくともせめてはたま〳〵も御言葉もかけ給はぬ其五彼是を以て入道御うらみをいはれしは尤なり今何おぼしめしたればとて平氏一門をたやし給はん事は及かたからん然るをとかうはからはせ給ふは亂世のもとなり國家安全の御心は露計もなしといはれざる御事を思召立せられ多くの公卿北面のやから死罪流刑にあひし事只法皇の御まつり事に出たり異朝にも周の武王は紂辛を討我朝蘇我の稻目は下として崇峻天皇を殺し奉りし例有かやうの事をおもへば入道相國は事の外朝家をは大事にあかめ給ふ人なりといはんか

○靜憲法印入道殿腹立せられしにおしかへし返答に及ひしはさすがの法印なり誰れとてもかやうの時は臆して其坐をのかるゝをよしとて急ぎ退出するこものなるに此法印天下第一の辯舌其上台教のほまれまた歌人たる其しるし是なり

大臣流罪の事

○抄ニ云關白殿　基房公なり

○左大臣曾我赤兄　曾我滿智六代之孫雄正男也

○右大臣豐成　左大臣武智麿男也號ニ横佩右大臣一

○左大臣魚名　房前之男也號ニ河邊左大臣一ト

○右大臣菅原　聖廟號ニ通眞一ト菅原是善卿男也

○左大臣高明　醍醐天皇之皇子也號ニ西宮ノ左大臣一トモ

○内大臣藤原伊周　關白道隆公男母は高階成忠女なり

○圓融院　村上の皇子御母中宮安子也師輔公の御女天德三年二月二日降誕安和二年九月廿三日即位

諱守平正暦二年二月十二日崩卅二歳
○一條攝政謙徳公　右大臣師輔公一男母武藏守經邦女也名は伊尹謙徳は謚也
○堀河關白仲義公　同師輔公二男也母同號ニ兼通公一ト
○法興院大入道兼家公　同師輔公三男母同號ニ東三條一ト
○内覽之宣旨　天子諸事仰あはさるゝ内覽なり此宣旨ありて書狀を奏せらるゝなり
○太政大臣師長公　宇治の惡左府の男號ル妙音院一ト
○右大將兼長　同左府一男
○左中將隆長　同三男
○範長禪師　同四男
○長寛二年　二條院四ツ目之年號
○仁安元年　六條院始之年號
○後山階大臣躬守　大職冠四代の孫三河守眞作卿男也從二位右大臣贈正一位系圖には三守とあり
○宇佐大納言隆國　醍醐天皇三代の孫大納言俊賢卿男なり
○管絃　管は箏　笛　篳篥　絃は　琴瑟　和琴琵琶なり
○罪なくして配所の月をみん　權大納言俊賢卿の男中納言顯基卿の詞と續世繼にあり又選集抄にもあり後冷泉院崩御の時出家して大原に本意のことく住すせの山の山人の歌に

罪なくてさすらふ身にし月みれは
昔の人はむへもいゝけり

むべとは宜と書てことわりやといふ義なり
○唐の太子之賓客白樂天　守は居易唐の太子は憲宗皇帝大唐十二代なり賓客とは客人分也太子學問之師なり元和十五年之秋左遷ニ九江郡司馬一琵琶行に潯陽江頭夜送レ客楓葉荻花瑟々たりといふ大中元年に卒す七十五歳
○潯陽江の邊　潯陽は江州の郡の名そ
○熱田大明神　十二代景行の皇子日本武尊を勸請すと神名帳に有大碓皇子と二人雙生る俗に云二子なり
○呂律　十二律皆是律と云律は法なり陰陽相分て法をなす律は縲なりほだしとよむそ縲ニ因人心一使レ不レ得ニ放律一如ニ人之不ニ放逸一又律は述なり所レ以

ㇾ述ニ陽氣ㇾ也呂は旅也助ニ陽氣ㇾ也

○胡巴琴を彈せしかは魚鱗躍逆　淮南子曰瓠巴は楚人也皷ㇾ琴而飛鳥下潭魚出ッ又善ニ於琴ㇾ云々淮南子は高祖の子なり

○虞公歌を發せしかは梁塵動搖す　杜祐通典百四十五に云漢に有ニ虞公ㇾ善歌能令ニ梁塵起ㇾ言心は虞公歌うたへはうつはかりのちりもうごきたつとの義なり

○譜香調の內には花芬馥の氣を含　譜は琵琶の譜を調は絃を彈ずる音を芳馥は二字とも匂とよませたそ絃の音妙なる花の匂を含との義なり

○流泉の曲の間にたて月清明の光を爭　盛衰記に曰仰流泉の曲とは都率の內院の秘曲なり昔は提樂と是をいふ漢の武帝仙を求給ふ時此樂あり于時內院の聖衆天降泉底に隱居て曲を聽聞せしかは庭上に泉流て滿々たり仍而流泉と名つけたり吾朝の相坂の蟬丸博雅三位に傳ふ此曲を師長公彈し給へは月の光一きは明なりとの義なり

○願は今生世俗文字業狂言綺語謬以　洛中集記にいふ白居易以ニ所ㇾ作文章ㇾ移ニ置 香山寺 文庫ㇾ時の序なり吾一代の文字の業狂言綺語のあやまりをひるがへし當來世々の讚佛乘之因轉法輪の緣とすとの義なり

狂言とはわけもなき狂したる事ぞ綺語は詞に花をさかせて物每に色へて云事なり朗詠の下卷にあり

○按察使大納言資賢　右に記す

○讚岐守資時　資賢卿の男也

○藤原光能　右に記す

○高階康經　四十代天武天皇十六代孫若狹守泰重之男也系圖には泰とあり

○藤原大言實國　右に記ㇾ之

○中原範貞

○大江山生野之道　小式部內侍歌に

大江山生野の道の遠ければ
　またふみもみずあまのはし立

此歌は正曆の歌合の時小式部も其人數たり小式部歌能よみける事は母の和泉式部よみて姬の歌にせしと皆人云あへり其頃和泉式部は保昌に具して丹後の國にあり仍て中納言定賴卿小式部の局に行て歌はいかゞせさせ給ふ丹後よりたよりはいかゞと

ありければ當座に此歌をよめり是より小式部いよいよ歌人と世人云り
○傳に云太政大臣或は卿相雲客四十三人官職をとゞめて關白基房公遠流せられ給ふと云り
○議して云關白基房公をながし奉り我聟の二位中納言基通卿を關白になされし事は入道殿末代も世間のあざけりも打すて心のまゝなるふるまひなり其上院の御けしきよかりし公卿をばみな追籠或は流罪せられけり是皆法皇へのうらみとみえたり前かたより內々心に思ひし事共一つも遠慮なくかやうに院內官職諸事心のまゝにとりをこなはれければ京中の騷動貴賤のさはぎと成て誰身の上にかならんとて國々の諸侍在京の武士寄合々々たゞ今平氏はほろびなんあはれだれにても逆心あれかしとおもはぬものもなかりけり
○傳に云治承三年十二月に康信と云ふ人の母の許より京中のさはぎよろつ一つ書にして流人前右兵衛督賴朝卿につかはしける
一去八月小松殿身まかり給ふ事
一十一月七日の夜の大地震の事
一おなじく十四日入道福原より上洛して法皇をうらみ奉り關白殿をはじめ四十三人官職をとゞめ遠流せし事此外略之
一同じく廿日法皇を鳥羽の離宮に移し奉りし事
一入道の惡逆又小松殿の逝去君聞しめされ御悅のやうに世人取沙汰いたしさふらひぬ萬事御つゝしみ有べしとぞ書たりける
○此康信が老母は其むかし賴朝卿にみやづかへせし女房なればよりよりのたよりにはかくふみをもをくりけるとなん故に康信も此卿をば念比になす也
○議して云入道殿かく政務を心のまゝにおこなはればか小事の官職大臣の流罪などをば打すて大事の亂世になるべき其もとを能思惟して棟梁にもなるべき賴朝或は其ゆかりなどをも打はたし國々の風俗をも聞諸大名をも殘らず在京させなでちかづけて謀反のやからもなきやうにおこなひてこそ家門もめでたかるべけれ我威の有事をたかく存かやうにしちらし世間もうとき宗盛卿に打まかせ入道殿は福原に下り隱居しておはしける事こそ平氏ほろぶべき瑞相なれ何と思案をめぐらし末代を存といへどもほろぶべき時節いたりては其心亂れてうすき咎をあつくし課役をみだりに死罪流刑におこなふ

により先祖の郎等といへども必敵となるものなり窮鼠却嚙レ猫闘雀不レ辟レ人といへば我身せまりぬれば足下より大事出くる也只徳を以ておこなふ時は限なし普代相傳のものさへ我身せまるにいたりてはいか成野心も出くればまして他家の輩はいかんぞやまとある功をばおもくしてうたがはしき咎はかろくせよと七書にもいへりさりながら法皇保元平治の功をおもくおぼしめされ清盛に大様をあたへ我朝を過半つかはされし故今さら何と御後悔ありても益なし異國にては魯國の三家本朝にては入鹿大臣にことならず其功により國郡或は官職につけてもおほからず少からずうらみなきやうに行ふを仁政とは云り人とあるものは欲に限なしかりそめに當座の様にても言葉一言にてもかたじけなしと思ふやうに行ふ事第一なり國郡不足なりといへども其一言をよろこぶ者なり又は世間への外聞とも思ふべし又國をおほくつかはしても其子器量にあらざれば其國は闕所たりあればとて其國を取返したまへば自餘のもの又我跡もかくや有なんとうたがひうらみ出くるもの也此段を大名小名によらず能々思惟あるべしとかく貴賤に限らず重欲第一のわざわはひと得心すべき事なり一生萬事につきてよく愼み是非をわきまへ其上に出くる事は天命と心得てすてん命をおしむべからず萬代に殘る名をおしむべきものなり

行隆之沙汰の事

○抄に云江大夫判官　遠成

○左衛門尉家成　遠成の男なり

○右兵衛督頼朝　清和天皇九代孫左馬頭義朝三男母は熱田大宮司秀範の女也久安四年四月八日に生建久元年十月二日自二鎌倉一始て上洛正二位右大將中納言征夷大將軍正治元年正月十三日薨五十三歳

○源大夫判官季定

○攝津判官盛澄

○大殿の御子三位中將　基房の男隆忠公也

○二位中將　普賢寺基通公なり

○前右少辨行隆　大職冠十六代孫權中納言顯時卿長男母は右少辨有業卿の女也中宮大進正三位左大辨文治三年三月十七日薨五十八歳

○手の舞足の踏とも不覺　論語の序程子の言也意

は學を好て手の置所足の踏どをも知らずとなり學にかきらす善悪ともに忘却の時は皆かくの如しとなり

○左少辨　七辨あり左大辨左中辨左小辨右大辨右中辨右少辨中少辨の中に權官一人加ふ之を七辨といふ

○傳に云江大夫遠成同子江左衛門家成との父子法皇の御けしきよろしからず平家にもあたまれ今もはや召とりに來るなどゝさたしければ父子都を落行けるが稲荷山にて心を變じ六十餘州過半平家の領知なればかくれて年をへむ事かたしとてそれより取て返し我宿所に立歸り居ければ案の如く六波羅より打手來りしかば舘に火をかけ父子ともに腹切てうせにけりといへり

○議して云稲荷山の邊より父子取て歸し舘に火をかけ腹切てうせにしは尤切成勇士なり是ほどに思ひさだむる事成かたき物なり然れどもかく思ひ切たるうへはいづくとても見あらはれなば今なりと心得いづくに成とも身をかくし世のなりはてを見たき物なり近くすつる事はやすし遠くおもんぱかる事はかたきものなりいかにもして命をつぎ敵のあだとならん事をはかるべしかく云へばとてのがるまじき所を遁れんとすれば却て恥にあへる事なり時の運命といひながら一足過れば死せん事をわするゝならひなり常に此所を得心すべし此父子稲荷の邊まで落行ばそれよりはいづくへ行べきとも心の儘なり東國の方へ成とも落行時は轉變をみたき物なり成がたき死はいたしつれど今少敵に徳を付し事ほいなしといはん歟

○傳に云前右中辨行隆を入道相國呼出し父の中納言顯時卿をいにしへは萬事を申合せしに法皇の御政務なれは力及はすまかり過しとて本官になをされ領知なとも宛行はれしといへり

○議して云入道殿四十三人の官職をとゝめ院内となく心のまゝに取行ひ惡逆無道の鬼法師と世人いひぬれと又かやうにいにしへをわすれす念比に行はるゝ所もありいにしへより今にいたる迄此一門ほと官加階領知にてたくひなき繁昌なれは諸侍は申に不及萬民ともに此入道殿をそねみてうとみいひしなり誰てもかやうにあらんには是にはまさると

もおとりは有まじき物なり人とあるものに聖賢は
まれなる者ぞ末代にもかやうの事を鑑とし身をし
りそきをこらすして上をあふき萬民を撫國土ゆた
かに御代長久ならん事を誠々肝心有るへき事なり

法皇御せんこうの事

○抄云紀伊二位
○十六洛叉の底　億十を洛叉と云然れは百六十億
なり地獄の底をいへり
○堅牢地神　大現修理菩薩　右に記之
○大膳大夫信成　鎌足公十四代孫仲隆男なり本は
崇徳院の藏人
○行水　沐浴
○玉襷　古今俳諧ノ歌に
ことならはおもはすとやはいひはてん
なぞ世の中は玉たすきなる
かけてくるしきといふ意なり袖をかけて帯をむす
ふと仙原抄にいへり
○静憲法印　信西か子なり右に記す
○日吉山王七社一乘守護　七社は大宮、聖眞子(シヤウシンシ)、
二宮、八王子、客人、十禪師、三宮是なり一乘守
護とは山王法華をまほり給ふとなり
○夜のおとゞ　よんのおとゞと唱ふへし四方に妻
戸あり南に大妻戸一間あり御帳の四方に燈樓あり
掻燈(カイトモシ)とて火をけたす是は三種の神器の御ためなり
然れとも崇神(スシン)天皇より内侍所に移し給ふ
○清涼殿の石灰の壇　清涼殿の東の間なり
○繼體の君　文選四十七の注に繼體は謂ニ後主一と
有其皇子ならねとも位に即給ふを云なり
○傳に云十一月廿日法住寺殿を軍兵打圍平宗盛御車
をさしよせとう／＼と申あけられけれは法皇おと
ろかせ給ひ主上さてわたらせ給へば政務の口入す
るばかり也それもさらずは自今以後さらてもあれ
かしと仰られしと云り
○讓して云法皇かやうの御心にこそ王法の道は是よ
りしてこそうしなはせ給けれたとひいかやうの御
身にならせ給ふといふとも臣下にむかひてかやう
の御言葉はいとロをし手をつかね足をさかさまに
し給へはとて其期になりて人ゆるしまいらすへき
にあらす末代の人のあさけりにもなりつへし夫十

善の帝位はかけまくも天照太神より天日繼(アマツヒツギ)を請ましまし天を父とし地を母とし國土のあるじとして神の御代より傳へ給ひし三種の御寶ましますうへは我日の本において何人か是をおろそかに存へけんや然といへとも御政にあやまりおほく國おとろへ民くるしむにおいては臣としてなとか是をはからざるへけんやいにしへも周の幽王我朝には淡路廢帝皆以てかくの如し

城南の離宮の事

○抄に云唐堯　帝嚳の子なり嚳娶ニ陳鋒氏女ニ生ニ放勳ニ是堯也火德都ニ平陽ニ治七十二年舜攝位廿八年に崩す百十六歲

○虞舜　舜は謚也は字都君史記には重華と有孔安國か云華は謂ニ文德ニ言は只其光重合ニ於堯ニと云々堯の文德に重次たる德の故也索隱に虞は國の名也東の大陽縣と云所に有父は瞽叟母は頑嚚也と云治六十一年禹攝位十七年崩す

○寬平の昔　五十九代宇多天皇也昌泰二年十月十四日御出家法諱空理灌頂の時改て金剛覺號ニ亭子(テイジン)院(ヰン)ニ諸國御行脚

○花山の古へ　六十五代花山院なり寛和二年六月廿二日禁裏を出て入ニ花山ニ法諱入覺諸國御修行

○君は船臣水　水能舟を浮へ水又舟を覆す臣能君を保つ臣又君を傾く　貞觀政要に云く君は舟也臣は水也水能載レ船と云り君と臣とは水と舟とのことくに相應したる義ぞ然るに臣として君をうしなひ君又臣を害する類ひ世以甚多し

○安元治承　高倉院四つ五つめの年號ぞ

○親範

○成頼　鎌足公十五代中納言顯頼卿の男也承安四年三月於ニ高野ニ薨す六十七歲

○商山の雪に隠れ　史記高祖本記に云く高祖欲レ易ニ太子ヲ呂后恐問ニ留侯ニ張良也留侯計テ曰顧上不レ能レ致者天下有ニ四人ニ四人は年老矣爲レ書使ニ辨士固辭ニ宜レ來於レ是呂后奉ニ太子書ニ迎ニ此四人ニ即至高祖置酒太子侍四人從ニ太子ニ年皆八十有餘鬚眉皓白也衣冠甚偉上怪レ之問曰彼何爲者四人前對各云ニ名性ニ云園公、角里先生、綺里季、夏桂公、上乃驚て云已成難レ動矣此四人爲レ避ニ秦亂ニ隱て居たぞ又

惠帝の爲に出て安漢出所自由如雲と云々

○潁川の月に心を澄　文選第三十四の注に云琴操云堯大許由之志禪爲天子由以其不善乃臨川而洗耳と云々字は武仲といふ箕山と云所に居

○天台座主覺快法親王　右に記之第一卷

○前座主明雲　第二卷に記之

○城南の離宮　集覺一に云内裏をはなれて皇子出遊の所を云と也城南は都の南なれは也

○大寺鐘聲遺愛寺聞驚西山雪色香爐峰望催　是は白居易山家の詩に遺愛寺鐘欹枕聽香爐峰雪撥簾看此詩の心を云り遺愛寺は寺なり香爐峰は江州に有山ぞ鳥羽の離宮にて法皇鐘聲を聞給ひ西山の雪御覽じけるをなぞらへて云り

○砧のひゞき　式子内親王の歌に

　千たひうつ砧の音に夢さめて
　　物おもふ袖の露そくだくる

○行人征馬　ゆく人ゆく馬也

○宮門を守る蠻夷　御垣守ぞ蠻夷は田舎の武士なり南蠻西戎東夷北狄是皆遠國の士を云也

○傳に云法皇離宮にうつらせまします御事を高倉院のいたはしく思召れ夜毎に清涼殿にして太神宮に御祈り又法皇へ御なけきの御書をつかはされしと云り

○議して云孝行を以て天子とすといへは尤聖主たりあはれふかき御事と云つへし法皇への御なけきに雲井に跡をとゞめて何かせん寛平花山のいにしへも尋ねまほしうおほしめすとの御宸跡尤かんるい袖をひたす御事也此御なけきを中宮を以て入道殿にかく思召すと仰有かたき物歟しからずは中宮の御母二位殿になりともひそかに申入度事なりいかに入道心のまゝに行はるゝともかくあらは其年の内にも還御はあるへき歟

○傳に云法皇鳥羽殿におはしまして行人征馬のいとまなきうき世を渡るわざと聞しめし今更あはれに思召といへり

○議して云聖主は雲の上にまし／＼ても仁德天皇はかぎりある御調物を三とせゆるし給ひ延喜の聖帝は寒夜に民のうへを思召御衣を一重ぬかせ給ふといへり今の法皇は御身のうきめにつけてかくの給ふ事は愚なる御心底にや

平家物語抄卷第三下終

平家物語抄卷第四之上

目　録

平家物語抄卷第四之上

いつくしま御幸の事

○抄に云治承　高倉院四つめの年號
○櫻町の中納言重敎　系圖には成範と有
○左京大夫長敎　系圖に脩範と有
○春宮　安德天皇也女帝仍て安の字つけたりと云り
○御摩那始　天子御學文の始と云り
○踐祚　踐はふむ祚は尚書の注に位なりと云り
○神璽寶劍内侍所　皆覆有蘇芳也御劍の東南の張四つの角に有二燈樓一搔燈とて火をけたずと河海に云り人皇十代崇神天皇改て劍鏡を鑄給ひて別殿に移し給ひ神代よりの劍鏡は倭姬命頂戴して伊勢に鎭座し給ふと日本紀に有神璽は神のをしてとよむ也即八坂瓊曲玉也或又此國に佛法を弘め給はずは天照太神に奉りさはり有まじきと大六天の魔王のしるしと云々仍て太神の御前へ顯れて法師を囚は此謂也と神書に云り寶劍は出雲國簸川上の八岐蛇を素盞烏尊きり給ひしに尾より出たる劍也名二十束劍一又天村雲の劍とも云是を太神に奉り給ひ代々天子の御寶となる也内侍所又賢所とも云り是は神代の鏡也素盞烏尊大蛇を殺し給ひしかば手摩乳脚摩乳よろこびて稻田姬を尊に奉し時此鏡も献しと云一說あり又曰太神鑄給ひ磐戸に入給ひし時此鏡に向ならは吾に向と同しからんと神詫ありし鏡也とも云り然るに此神代の御鏡は崇神の皇女倭姬伊勢に納給ふ也と云々
○儲君　ひつきの君とよむ也徐晃か曰太子は副君なるか故に謂二之儲一也又王文憲集の序の注に曰儲とは謂二太子一也李善が曰漢書に疏廣が曰太子は國の儲副君と云々又貞觀政要の四に云儲は音除副也太子は君の副故に謂二之儲君一
○麻姑射山　仙人の居所を云故に仙洞をも祝し云也莊子逍遙遊の篇に曰く藐姑射の山に有二神人居一焉肌膚若二氷雪一綽約若二處子一不レ食二五穀一吸レ風飮レ露乘二雲氣一御二飛龍一而遊二于四海外一
○鷄人の聲も留　都良香の詩鷄人曉唱聲驚二明王眠一と有殿守鳥冑を著て火あやうしと唱ふる聲に

帝王の眠をさますとの義なり鳥冑を着故に鷄人とは云也閑院殿へ高倉の新院うつりましませばよろづさびしきとの義なり

○瀧口の文籍(センジャク) 問籍とは殿上の口にて瀧口と云者高く名謁(ミャウエツ)する事あり次持(デジ)にはひきく名謁す此心を歌にも「思ふとも何をたよりにいひ出んとふにないのるぞならひなりける」

○新帝 安德

○平大納言時忠 淸盛公の政所二位の兄也

○周の成王 武王の御子也周の二世幼主故に周公旦世務をつかさどり給ふ治三十三年

○晋の穆帝 獻侯の子なり字は弗生晋治廿七年

○近衞院 七十六代也治十五年諱禮仁久壽二年七月廿三日崩歲十七

○六條院 七十九代なり二條院の皇子御母は中宮育子(イクシ)忠通公養子大藏大輔善成の女也長寛二年十一月十四日降誕永萬元年六月廿五日受禪安元二年七月十七日崩す歲十三治三年諱順仁

○襁褓(キャウホウ) 二字共にむつきとよむ也産衣(ウブギヌ)も同じ或人正月に子を生けるに赤染右衞門産衣つかはしける時「めつらしく今日たちかふる鶴の子はちよの諏月をかさぬへきかな」とかくし題によめり

○後漢の孝章皇帝名は烜明帝の太子也後漢の三世治十三年

○有職 物しることありとよむ也禁中の事どもを能しり萬故實をわきまへたる人を云なり

○つぶやく 嚅と書又詢口中にての謂也

○外祖父外祖母 天子御母后の父母を云

○准三后 三后は太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮是也是になぞらへると云宣旨也是を准后と云なり

○法興院大入道兼家公 師輔公三男也

○年官年爵 年々の除目に官位により其被官を官位に進る事なり

○嚴島 第二卷に記レ之

○八幡加茂 第一卷記レ之

○春日 四所也第一は武雷命第二は齋主命第三は天兒屋根命第四は姫大神是は天照太神の分神也人皇四十八代稱德天皇の御宇神護景雲二年戊申六月廿一日武雷命自二常陸國鹿島一出て駕(ノリテ)二白鹿一到二于伊勢一其時中臣の時風秀行二人侍從して十二月

七日和州阿倍山に到る同二年正月九日至ニ三笠山一此時齋主命は自ニ下總國香取一來り天兒屋根命は自ニ河内國平岡一來り姫大神は自ニ伊勢一來給ふ仍て四所と奉レ祟也神社考にあり

○大宮大納言隆季　中御門家成卿長男母は加賀守宗章女也正二位號ニ四條一ト

○朝覲の爲法住寺殿へ行幸有し　春秋仙洞への行幸を云法住寺殿とは法皇の御所五條河原にあり

○院司の公卿　院に仕る公卿ぞ

○掃部寮縁道を布　天子行幸の時門内に筵薦を布也春日祭などの勅使の時も神前に勅使の道に鋪也是掃部寮の役也此儀式一事もなしとは法皇離宮にましませばなり

○寢殿の橋陰の間　寢殿は夜のおとゞ也天子は四方に妻戸あり南に大妻戸一間帷布あり其次を橋陰の間と云也清涼殿に有天子のは東枕に座を鋪也是に准て云り

○はえさせ給ひて　榮と書又光河海に有はえあるとはうつくしき義ぞ

○建春門院　高倉の御母后宮也平納言時忠卿の妹なり

○幽閑寂寞　幽閑はかすかにしづかなり寂寞はじやくまく也韻會に無聲と云りいづれも靜なる義ぞ弘法の歌に「寂寞の苔の岩やの露けきになみたの雨のふらぬ日ぞなき」

○嚴島御幸　盛衰記には入道相國供奉仕明神の御前にて新院に誓紙を請たりと有清盛を御見はなちあるまじきとの誓言なり

○傳に云治承四年二月廿一日に太政入道はからひとして主上を押下し奉り三歳の春宮踐祚あり三種の神器渡御といへり其上太政入道外祖父准三后の宣旨をかうぶり榮花かぎりなしといへり

○議して云夫我國は神國たり其始二儀わかれさる以前は天御中主尊と申き二義わかれて國常立尊と申し奉し第二は國狹槌尊第三は豐斟渟尊此三神は陽神のみにて陰神なし第四陽神は泥土瓊尊第五陽神は大戸之道尊陰神は大戸間邊尊第六は面足尊陰神は惶根尊此三神雄神雌神ありといへども陰陽和合の儀なし第七は陽神は伊弉諾尊陰神は伊弉冊尊此二ばしらの御神天の浮はしの下にしてみとのまく

ばいまし〳〵て一女はかけまくも天照皇太神宮也是地神五代の最一たり第二は正哉吾勝々速日天忍穂耳尊(マサヤアレカツ〳〵ハヤヒアマノオシホミミ)第三は天津彦火々瓊々杵尊第四は彦火々出見尊第五彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊(ヒコナギサタケウガヤフキアハセズ)也此第四の王子天日續を請まします神武皇帝と申奉る是人代の始也然に今八十代にあたらせ給ふ神代より請續まします御位の事を攝簶の家にもあらばこそ時の權柄にまかせ太政大臣にいたればとて王法を下してなしたきまゝに奉る事は天命いかゞあらんと世以いひあへりけり小松のおとゞ薨せられて後入道心のまゝに世務をとりをこなはる其上世を治むへき宗盛公は世事をろかなり平氏の家門すゑになりけりとみえたり　又治承三年の春の比より鎌倉前右兵衛佐頼朝より京都のよしあし萬事のさほうをきかん爲に藤九郎盛長北條三郎といふ二人又闕人(アキヒト)一人在京せさせひそかに上方の風俗を檢見を入てきかしむ鎌倉への狀數に云

一小松殿の逝去を宗盛卿方人の衆中よろこびあへりし事

一賀茂川の水色になりてながるゝとて洛中見物す虛說也安倍泰親占文に大亂の相なりと云々

一六波羅より光物每夜禁中に飛といひし是も實正みたりと云ものなき事

一武士たるもの物具用意何さま事いできぬと上下ひしめきあへる事

一源三位入道謀叛のよしと風聞御座候然どもきはめてたしかならす三條の重綱さゝやきてかたり或は東國北國に一揆をこりたり何様ちかき內に兵亂あるべきと內證にて取沙汰すといはれ侍るなり

一入道相國殿下を遠島に流罪せんなど風聞御座候事

一禁中何となう騷動いたし候事

如レ此書付鎌倉へ下侍けりはたして　殿下は備前國へ流罪せられさせ給ふ也

〇傳に云主上をり居させまし〳〵てひそかに鳥羽殿への使ありけりかくわたらせ給ふ上は御位を續居まいらする時だに御心のうちをしはかりまいらせけふよあすよとばかり打過まいらせしにまして今は春宮に位をゆづり奉りしうへは宇多花山のいに

しへをもつがばやとありければ法皇の御返事にはかならず〳〵其御心ざしとゞまらせおはしまし愚老がならんずるやうをみとゞけ給へ御心のなぐさむたより又は入道相國心信の前なればはるはるながらいつくしまなどへも御幸もあれかしと仰事により上皇もおぼしめしたゝせ給ひけり

○議して云上皇は孝行のふかき御心さし也嚴島への御門出に八條入道の亭へ入御有し事尤可也此心ねは鳥羽殿へ立いらせ給ふて法皇にも御見參なさるべきとの御計略なり上として臣下の氣をかねさせましますは事はいかがといふやからもありといへども世以かやうにありしうへはとてもかくてもよき御はからひなり又源平盛衰記に云入道相國嚴島へ御供奉いたし神前にしてひそかに上皇に誓文あそばして給はれとて御宸筆をとりしとあり其謂所は平氏の家をばいつとても御見はなちあるまじきの誓文なり本經には此事なし

○傳に云嚴島へ御幸あるべきにつきれいの山門又我山の山王へこそ先御幸はあるべけれさなきにおひては神輿を內裏へふりたて申さんとありけるを入道相國やう〳〵になだめられしづまりにけり

○議して云山門やゝもすれば王法をさまたげたてまつる奇怪至極せり是いにしへの聖主御あやまり故也寺社などに過分の領知つけたまふ事勿躰なし出家は遊民たり遊民おほきに仍て國既にうつろへり寺社はかすかなるこそめでたけれ其上出家は乞食と翻やくせり是におびたゝしき寺領をあたへ置たまへは人多くして王法もてあつかひかね給へるもことはりせり一揆とても三千とかたまりては大事に及ふ物なり末代の人能々思慮有べき事にや秦の趙高三國の張角皆是一揆たり多勢になればむつかしき物ぞ

還御の事

○抄に云公顯僧正

○九重の都　一條より九條まで也此外は洛外ぞ

○八重の鹽路　西海を云八の字は算數の上なるに仍てはてしなきを云り八百日八十島八十瀨など云がごし

○大宮　本地彌陀普賢彌勒
○客人(マラウト)　本地多門天王
○瀧ノ宮　如意輪觀音
○神主佐伯景廣　系圖未レ見(タ)へ
○國司藤原ノ有綱　鎌足公十四代の孫正五位下政業男母は通成卿女也文章博士(モンジャウ)
○座主尊永法眼　姓不レ知
○隆房少將　大宮大納言隆季卿長男母は從三位忠隆卿女也正二位大納言號ニ冷泉一
○應保の頃　二條院三つめの年號
○一院　後白河法皇也
○國司藤原爲成　鎌足公十五代の孫也備後の國司なり
○衣更　綿脫共云り一櫻色にそめし袂のおしけれはころもかへうきけふにも有哉一四月一日十月朔日に御帳几帳のきぬを懸替るなり
○左史生中原康定
○鳥羽　山城の名所詞花集の秋曾禰好忠「山城の鳥羽田の面を見渡せばほのかにけさぞ秋風は吹」
○太政官の廳　太政官の官人寄會政事を行所也

○紫宸殿　九間四面と拾芥に有俗に南殿と云
○冷泉院　右に記第三卷にあり
○後三條院(七十一代)　後朱雀の皇子母后は陽明門院三條院の姬宮長元七年七月十八日降誕治曆四年七月廿五日即位治四年諱尊仁(タカヒト)延久四年五月廿一日出家法諱金剛行同五年五月七日崩歲四十一
○弘徽殿(コウキデン)　禁秘抄に云〃上の御局號ニ弘徽殿御局一
○仁壽殿(ジジュデン)　相撲(スマイ)の節會とて七月廿八日に有り廿六日に此殿にて內取と云を一覽ある也廿八日には南殿の前にて被レ行(ルヽ)
○高御藏(タカミクラ)　天子の座也師子双方にあり
是は紫宸殿を云也たかみくらはづ有なり
○傳に云上皇嚴島還御に鳥羽殿へ御立寄なくして西八條入道相國の亭へ還御なりしといへり
○議して云〃上皇鳥羽殿へ御立寄なき事いはれあり宗盛卿草津まで御むかひにまいりけるにぞとうかゞはせ給へば還御にはさしをかせ給ふべうもやさふらふらんと申あげし故に其沙汰なかりし也諸公家諸人共に鳥羽殿へ御立寄給はぬはふしんしあへり都へすぐに還御有べきと仰られけるを是も宗盛

卿のさた也御もてなしひとつ又は世の聞えを思ひて也さだめて入道相國宗盛卿にかやうにはからひまいらせよといひふくめるならし此たびは鳥羽どのへ御立よりなうてはかなはぬ御事と世以いへりけれども上皇御心にはまかせざるなり櫻町中納言も草津まで御むかへにまいられければ此内意を法皇へ申上よと仰下されけるとなり此事世にはしらざる物なり

源氏そろへの事

○抄に云藏人左衛門ノ權佐定長　鎌足公十五代の孫右中辨光房ノ男母は丹後守爲忠女ノ也正二位左大辨號ニ靈山ト

○一院第二の皇子茂仁　後白河法皇第二高倉ノ宮也

○加賀大納言季成

○永萬　二條院五つめの年號

○元服　除爵の事也漢書には臣讃と有り人の出身の始なり伊勢物語の注に初冠と同じと云り

○近衛河原　鷹司の下東の河原なり

○紫毫（シカウ）　筆の異名也

○玉笛（ギヨクテキ）を吹て　笛は漢の武帝の時丘仲と云者作ル之獨皷篠に有り

五調子は

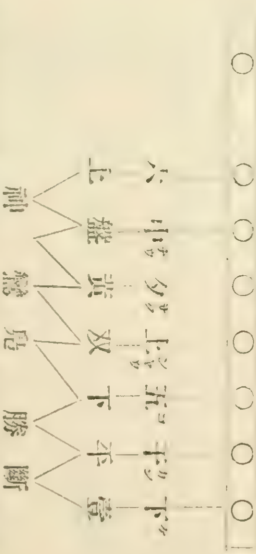
△雙調（サウデウ）は春木色は青し角肝の臓味は酸し

△黄鐘（ワウシキ）は夏火色は赤し徴（チ）心の臓味は苦し

△一越（イチコツ）は土用土色は黄宮脾の臓味は甘し

△平調（ヒヤウデウ）は秋金色は白し商肺の臓味は辛し

△盤渉（バンシキ）は冬水色は黑し羽腎の臓味は鹹し



平下無双黄盤一上無一　此二調上ノ圖ト相違也

干五（カンゴ）　上夕中六下口（ジヤウサクチウロクゲク）

口ト ハ皆フサキタル音也一越ニカヘル心ナリ

笛の調子大方かくのごとくなり

○源三位入道頼政　多田滿仲五代の孫兵庫頭仲政の男母は勘解由ノ次官藤原ノ友實女也治承三年六月十五日出家法名頼圓又眞蓮

○天照太神　第一卷に記ㇾ之

○神武天皇　同卷に記ㇾ之

○令旨　文選三十六の注に秦の法に皇后太子の命を稱ㇾ令令は命也又通鑑綱目第二に曰張晏ガ云ク太子は稱ㇾ家故曰ㇾ令同三十八に云太子の命謂ニ之令ト

○出羽前司光信　源頼光四代の孫出羽守光國男也從五位下

○伊賀守光基　光信一男從五位上

○出羽ノ判官光長　同二男也從五位下伯耆ノ守

○同ク藏人光重　同三男

○同ク冠者光能　同四男系圖には義とあり

○六條ノ判官爲義　八幡太郎義家四男也

○十郎義盛　爲義十男也改て行家

○多田ノ藏人行綱　頼光六代の孫行盛一男正五位下伯耆守

○同次郎朝實　行盛二男なり

○手嶋冠者高頼　同三男

○大田太郎頼基　滿仲二男頼親三男也

○武藏權守入道義基　八幡太郎義家五男陸奥六郎義時男也

○石川判官代義兼　義基入道男也

○宇野七郎親治　頼光七代の孫下野權守親弘男也

○太郎有治　親治長男也

○次郎淸治　同次男

○三郎成治　同三男系圖には業と有

○四郎義治　同四男

○山田次郎重廣　重長男也九條院ノ藏人

○河邊ノ太郎重直　滿政六代の孫重遠男也

○泉ノ太郎重光　重直男系圖に滿と有

○浦野四郎重遠　滿仲の舍弟滿政五代の孫佐渡ノ源太重貫男也

○安食ノ次郎重頼　重遠男葦敷と系圖に有り

○太郎重資　重頼男

○木太ノ三郎重長　重直男也養子實は重宗が子也

○開田判官代重國　重長子也高松院の藏人

○矢嶋先生重高　重頼男也號ニ佐渡守ト

○太郎重行　重高子也號ニ葦敷三郎ト

○逸見冠者義清　常陸守新羅三郎義光ノ男也號ス刑部三郎ト
○太郎清光　刑部三郎義清男也
○武田太郎信義　清光次男
○加々美ノ次郎遠光　同清光三男
○同小二郎長清　遠光男
○一條次郎忠賴　武田太郎信義男賴朝に被レ誅
○板垣三郎兼信　同信義次男
○逸見兵衞有義　同三男
○武田五郎信光　同四男
○安田三郎義定　刑部三郎清光四男
○大內太郎維義　賴義四代孫大內武藏守義信男也
○岡田冠者親義　新羅三郎義光男也
○平賀冠者盛義　同義光男號ス刑部四郎ト
○四郎義信　盛義男也
○帶刀先生義方　爲義次男系圖に賢くと有惡源太義平討レ之
○木曾冠者義仲　義賢次男
○右兵衞佐賴朝　右に記す
○信太三郎義教　爲義三男
○佐竹冠者正義　新羅三郎義光子佐竹判官義業男昌義と有
○太郎忠義　昌義男
○三郎義宗　同
○四郎高義　同系圖に隆とあり
○五郎義季　同
○九郎冠者義經　義朝八男從五位下文治五年四月晦日奥州於ニ衣川ノ舘ニ爲ニ泰衡ニ被レ討三十一歲
○六孫王　貞純親王也清和天皇六の宮仍て云り
○滿仲　貞純の御子經基親王の嫡男母は武藏守橘繁古ノ女鎭守府將軍正四位上陸奥ノ守貞元二年八月十五日出家法名滿慶長德三年八月廿七日卒す七十四歲
○雲泥の交を隔へだつ　雲は官位ある人或は雲ノ上人など云かごとし泥は庶人田舍人也仍てまじはりをへだつとは云り
○阿古丸大納言宗通　大織冠十三代孫右大臣俊家公男母は兼長卿女也正二位號ニ坊門ト
○備後ノ守季通　宗通卿ノ男也郢曲に長ず
○少納言維長　季通男也從五位上系圖に伊とあり

相人也

○熊野の別當湛増　鎌足公十二代孫別當湛快養子也實は源爲義子也別當の始は貞仁公の養子長快實は藤原實方子也其子は湛快也

○閧　韻會に閧は胡貢の反閧聲也と註す軍法に敵の心をおびやかす一つ軍に勝たる時一つかゝる時一つ所々による也其上軍神の祭也勝軍の時勸請の神を送奉るは勝時と云也

○流鏑　文選二十七の註に鏑箭と有

○傳云頼政入道頼圓高倉の宮へまいり御謀叛をすゝめ奉りしといへり

○議して云頼圓法師反逆の心は其以前より時をはかりしと也然れども平民の威たかく其上我朝は過半領知して人數廣大なれば今日〳〵と過されける處に嫡子仲綱平宗盛卿と不和になりしかば此上は是非なき次第也然といへども我威力はかりにては片時もかゝるまじきとおもはれ内々は高倉の宮を取たてまいらせんとおもはれければ俄に思ひたちすゝめられしと也

夫かやうの大事を思ひたつには一に時節二に敵の強弱三に地の利四に味方をはかり五に始終の勝負是孔明が術也然るに今度三位入道俄の思ひ立なれば其計略に及ばす一門はてし物也常々思ひたゝんとならば山門をたのみ宮を山門にあけ奉り大衆一黨して我人數東坂本にたてをきたゝかふ物ならばたとひ多勢を以て攻といふとも一年二年の内にはたやすく成べからす其内に國々へ令旨をつかはされ平氏うとみたる兵共はせのぼるべきになんぞ三井寺は地の利あしく其上無勢なりいかてかかなはせたまふへき只おきてもいねても勝利を思慮すへきものぞしからずば三位入道宮へ内意を申あげ我人數五百騎引卒し西八條へ夜討などし太政入道さへ討なば殘る一門は手にたまらじかやうの手だてひとつもなく石をいだいて淵に入つばさならして雲をしのがんと心ばかりいさみたればとて本意とぐる事はかたし能々遠慮をめぐらすべき事なり

○傳ニ云少納言維長が此宮の相をみまいらせ位にもつかせ玉ふへき相ましますといひしを宮いかめしくおほしめし三位かすゝめにをもむかせ玉ひしといへり

○議して云宮の御心おろかにまします故也先兵書にもおほくのせり時の風を開雲のはたてをみ何の方かの方或は寒暑の時をかへ世の災なん又は客星何の禍などいふ事是皆陰陽師等占方の沙汰なり用ゆるにたらず只兵書の奥意は智謀のひとつなり天の時にあたるといへば敵のためにもあたり雲のきよしといへば敵のためにもよき也味方無勢にして多勢をおほくほろぼし城攻城とりの軍法第一也さいへばとてかた口に捨べきにはあらず卜筮などをたていかにもめでたき吉方也とすゝむれば味方の諸軍勢一致して必勝物としるべし人はおろかなるものなれば也是又兵法一のをしへ也むかし周の武王殷の紂王をほろぼし玉ひし時門出にをよんで散宜生といふもの卜筮をたて吉凶をみんとて筮をたてければ呂望是を用ひずいかんとなれば呂望か云かほどに時節到來し五義を備善を以悪をいましむるに吉凶をみん事たらずといへり又散宜生が云味方はわづか卅萬騎なり敵は三百萬騎なれば十倍せり筮をたてゝ吉也といひて卅萬騎に一致させんとの義なり是も一つの兵法たりかやうに諸事備へてこそ大敵をばとりひしぐ物なれ三位入道かやうの事しらざる人にてはあらねども謀反露顯して俄に思ひたゝれけるに仍て日頃の欝憤むなしくせり

○傳云新宮の十郎義盛を高倉のみやめして令旨をつかはされけると云り

○議して云かやうの大義を思ひたつにはなるほど隱密して一兩輩の黨意の外よりは人にしらせざる物なりたとへば合戰の時人數の備をも其頭より外はしらする事なき物なり敵方に此備手だて聞ぬれば必相違して負わざあり事の漏やすき時は禍ちかきにありといへり行家令旨をつかはすといふとも人の心を能うかゞひたとひ源氏たりといふとも人をみ心をしらざるものにはむやく也新大納言成親反逆の時も多田藏人行綱かへり忠してあらはれ其身をほろぼせり前車のくつがへるをみて後車のいましめとす行家血氣にほこり熊野に歸るとひとしくかれこれにしらせけるによつて湛増聞つけてわたくし合戰に及び露顯せり其國〳〵にてもかさのある心ばせたのもしきものに念比に立より心のおくを能うかがひてさて令旨をつかはす事なるに熊野

にかへりいくほどもなきうちにかやうにせし事行家おろかなる胸中より出たり令旨さへつかはせばはや切てのぼり暫時の間に敵をほろぼさんと心得し事皆短氣思慮なき心より出たり圍碁をうつにかたんと思へばまくる物なりまけまじきと思へば勝ものなりましてかやうの大義を火急に心をもちては中々ふかくある事ぞさりながら時に應じて火急にして能事もあり一やうには心得べからす

又湛增も血氣なりかやうの大事は能實否を聞さだめ胸中におさめ都へ注進してこそ平氏への大忠なれ或は虛說も有ものなり聞とひとしく取かけ合戰し却てまけわざをし世のあざけりに成事結句は不忠至極也たとへば源氏に心をあはせたる輩ありといふとも日頃の朋友又は一門の中湛增と合戰せば見つぐ者も有べし湛增か今度のふるまひは名聞(ミヤウモン)いくさ又は平家をへつらへる仕方なりと世にいへり

いたちのさたの事

○抄云近江守仲兼

○美福門院　鳥羽院の后の御所なり

○三條大納言實房　鎌足公十六代孫公敎(キンノリ)公の男也
正二位左大臣號ニ轉法輪一

○頭辨光雅

○源大夫判官兼綱　三位入道賴政男也

○出羽判官光長　滿仲四代孫備後守土岐光宗男也
從位五下左衛門尉

○傳云五月十二日午の刻に鳥羽殿には鼬おびたゝしく走さはぐ法皇安倍泰親に此事勘がへさせ給へば勘狀に云三日の內に御悅同〃御歎あらんといへり

○議して云夫占方といへることは前天は伏義の時代龜の甲上にみえ後天は禹帝の時龍馬是をあらはし相尅相生の理を聖人あきらめ給ふ夏の代には連山と云般の時は歸藏と云しを周の代に周易と名づく文字は日月を表せり周公孔子程子朱子これを註せり是より占文始陰陽師巫覡(カンナギ)是を事とす然といへども聖人のむねと凡人の心とはかはれり聖人は吉凶ともによろこばずうれへずたゝつゝしみを專として凡人に正路をたゞさせんがためのをしへなりしかるを今時の凡人は吉也といへば何の幸かあらんとよろこび凶なりといへば何事かあらんとあんじ歎

也しかるを法皇猶此道を專とし給ひし事少人とひとし是君子のはづる所なり家をおさめ其身正路をたゞしくせんにいかんぞ凶事あらんや法皇かやうの御行跡によつて世以おだやかならず御身さへくるしみまします皆是少人の所爲といはんやかくいへばとてなげうつ道理にはあらず神事佛事世事に付一生のうちはそのかみよりつたはりし事はつとめきたるを仁義とはいふなり只本性をうしなはず萬事に付中道なるを可也とす

○傳云おなじく十三日右大將宗盛法皇の御事をなげき申されければ入道相國やう〱に思ひなおし都へ出し奉り美福門院の御所へ入奉る是三日の內の御悅と泰親がいひしは是なりといへり

○議して云法皇一天の御あるしとして鳥羽の離宮に押こめられさせ玉ひたとひ今都へ歸御あればとて何のよろこびとかいはんや只是は泰親がうらかたの上手なる事をいはんとて世人のさたしけるとなり

信連合戰の事

○抄云六條亮大夫宗信

○三井寺　智證大師の門弟叡山より三井寺に移る事圓融院の御宇天元四年也井華水の三つを結て名とす

○長谷部信連

長兵衞とは長谷部の兵衞と云事なり

○市女笠　編目のあらき笠と梁塵秘抄に有又市と云は賣買の者多くあつまる所也其市に出る女のきたる笠を云仍て市女笠と云

巫女と市女と別類

○はしたなの女房　强と書はしたなきとはいやしめらるゝ義なりよはき物につよくあたるをはしたなうあたると云心ぞ又庶共書又無半書又いやしからぬ心も有り又はしたになき心もあり事に仍てかはる也伊勢物語にいとはしたなくてありければはと云り

○傳云宮は五月十五日の雲間の月を詠させ玉ひ何心もなうおはせし所に三位入道のもとより君の御むほん既にあらはれさせ給て官人どもが御むかへに

只今まいり候とのふみ持て參候へば宮は此事いかゞせんとおぼしめしわづらはせけるといへり
○議して云かやうの大義をおぼしめしたゝせ給ふ御身の今俄に出來りたるやうにいかゞせんなどありし事御ふかく也天しるといひていか成密々の事も人是をしるならひ也かやうの大事をおぼしめしたつからは其始覺悟をさだむべしとあらばかくせんかくあらばとせんときはめをき其期に至て動轉なきやうにきはめ置べき也最宮などの御身にてはことはりにや又長谷部長兵衞信連が心中勇にすぐれたり宮笛をわすれさせ玉ひしを信連是を見付四五町ほどに追付奉り持參せし事は信連があやまりと云つべしかゝる折から其笛何のやうぞや其内に官人押來りなば右にいひし事皆いたづら事となりぬべし又一人御所にのこり官人共とたゝかひし事人の成がたきわざには侍れと此信連は名殘をおしむばかりにて心實に思ひ奉らずとみえたりいかんといへばちかくおもんばかる事はやすし遠くおもんばかる事はかたしと古語にもいへり宮を眞實に思ひ奉らばいづくまでも御供いたし宮の御はてをみとゞけたきものなりしかれども命をすつる事は人間のならひにておしむものなるに御所にのこり居太刀おれ是非なくからめられし心中は勇者也一方打破て三井寺へまいらんとは思へ共心にまかせぬ事なればまづは思ひ切死せんと心得たれば成がたきわざなり
又入道相國信連を死罪をなだめ流罪せられし事入道の心はかりがたし天下治り長久なる時は國のあだとなり敵にくみしたるやから或は後難とならんとおぼしきものは根葉をたやすべし世中みだれて國々に强敵おほき時は死罪せんものをもゆるしその行跡にしたがひ却て賞をあておこなふもの也さりながら其品々によるべし

高倉の宮園城寺へ入御の事

○抄云淸見原天皇
人皇四十代天武天皇也　第一卷に記す天智の御弟なり大友皇子は天智の御子なれば伯父也
○大友皇子　三十九代天智の御子御母は宅子姬太政大臣の始也

○所せう思しめされて　所せき也狹と書

競か事

○抄云すゞろ　坐の字なり又辛うかるゝ心也伊勢物語にすゞろにみちのくまでと云事はからうじてと云心也

○鹿毛なる馬　總じて馬の毛に木火土金水ありかげかすげは土あしげは木栗毛ひばりげは火つきげかはらげは金黒青は水と馬書に云り是に仍て面々の性々に用ゆ

○權威　權威はかりごとつよしとよませたぞ又權柄も同じ文選五十卷に權柄は威力也と註せり國を治るはかりごとぞ柄は器物の柄なり道具をあつかふも國をおさむるもさしあたりて取所かあるぞ周禮の天管志には八柄と云事を載たり一に爵二に祿三に予四に置五に生六に奪七に廢八に誅是なり理は略レ之又權ははかりのおもり也はかりをするに先おもりよりする物也物をかくる事也

○伊豆守仲綱　頼政嫡男也母は源濟頼(ナリヨリ)ノ女

○弓場殿　號ニ校書殿一清涼殿の南にある殿也

○競　嵯峨天皇十四代の孫瀧口左馬允昇が長男なり

○還城樂　黃鐘調の樂也

○傳云三位入道の嫡子伊豆守仲綱九重に聞えたる名馬木下(コノシタ)鹿毛と付てもたれけるを平宗盛此馬を申請(コヒ)れしにおしみて何かとありしを三位入道此よしを聞たとひいか成重寶にてもあれ人の所望の上はつかはすべしといへり其上一日の内に七八度使をたてゝ所望せしかば仲綱父の命といひもだしがたく歌をよみそへて宗盛の許にをくられしにおしみし事をいかり仲綱といふかなやきをして惡口せしに仍て反逆に及しといへり

○議して云仲綱馬をおしまれし事仁にあらずたとひいかなる重寶にても人の所望にはおしむ事なかれ又人の重寶を所望する事なかれ然れども物によつて所望せむとならば道具にても金銀にても其かはり人の品によりて過分につかはすべし事により人によりて也是は又權威たり武士たるものゝ馬もののぐほど重寶はなきに所望せられし宗盛卿の胸中沙汰に及ばず又是非に所望ありてならば其かはり

にいかやうの名馬にても道具にてもせめてはこと葉の慇懃にても仲綱身にかたじけなきやうにおこなふを道と云ふべし却て悪口し逆亂のたねとなしいくほどなく平家の一門ほろびたり東鑑に宮の令旨により頼朝むほんといへり又競瀧口一人跡にのこり六波羅へめされしに朝敵の三位入道にはしたがふまし向後は平家の御方人(カタウド)せんとたばかり煖廷(ナンレウ)といふ馬を申請三井寺に翌日行しといへり

○議して云競瀧口仲綱とかねていひ合かくしたりといふやからあれどもさやうに心の行まゝに明日の事ははかられぬ物也只競何かとしてをくれたるべし宗盛をろかにして煖廷(ナンレウ)をとらせられけるなりかやうのものには人質をとりかため能々其ものゝ心中をみすましいかさまにても違反(イヘン)なきとみしうへにも心をゆるさぬものぞ降人に賞をあたふることはよく分別の品あり降人たりとて忠功をたび／＼いたし他にことなる時は舊功のものにたとへば十せんと思ふほどを三分一ほどおこなふべしいかに忠節ありとて降人に十分行へば忠節なきとても舊功のものゝうらみあり降人は第一一所懸命の地をゆるす所廣大せり又此競是ほどに馬などを申請平家に忠功せんといひ宗盛念比の上ならば命さへすてんと思ひきりしうへは平家の方人していかやうの手だても有べきか然れども勇なる働はたぐひなき也三位入道相傳の渡邊黨の總領たりかれに心をゆるし給ふ平家の心おろかなりいかにたばかりいふとも是は又自餘にかはり一門皆三位入道と一所たり競ほどの勇士今更日比うらみありとていかて一人のこるべきやとらへきたるこそ幸なれ事まきらはしくは先禁獄せさせ其上の沙汰たるべきに却て馬なとをとらせたばかられし宗盛の心中をろかとも中／＼也

布衣記に骨法共有可考令

平家物語抄卷第四之上終

平家物語抄卷第四之之下

目錄

平家物語抄卷第四之下

山門牒狀の事

○抄云正八幡宮　應神天皇の應作也自餘の神は人間として勸請す八幡はあなたより爾現の神也右に記レ之

○新羅大明神　元亨釋書に云新羅明神は天安二年圓珍師泛レ船自レ唐歸洋中に忽に有ニ老翁一現ニ船舷一曰我は是新羅國の神也誓護ニ持師教法一至ニ慈氏下生ニ語已不レ見と云と仍て三井寺に鎭座

○北嶺は圓宗一味の學地　北嶺は叡山也圓宗とは法花は諸法實相の旨を明し理智ともに圓滿の妙法なるを云也叡山と三井とは一味の學地なればいへり

○夏臘得度の戒場　珠楞嚴經の文也夏臘とは年々夏中の行法不レ怠を云ふ

○圓頓　諸法實相の深理圓融無礙の正體速失頓成の極談なる事を略して云也

○傳云高倉の宮三井寺に入御ましますにより山門を賴まんとて牒狀をおくるに其文中に山門と三井とは圓宗一味の教法鳥の兩翅車の二輪のごとく一方かけてはいかゞと書り此文を山門にせんぎして末寺としてかく云事奇怪なりとて一味なきといへり

○議して云三井寺よりの牒狀に此時に到て園城寺破滅に及ぶ當時の意趣をなけうちすくひたび給へとひたすらたのむにおいては山門いかでか見捨むやしかりといへども末代の恥辱たる事はいかに當座の難をのがれんとてもかぎる物也たとへ此時破滅に及ぶといふとも天運にまかすべき事也其上何ほどすくひ玉へと書たりとも山門同意なき事も有べし其昔山門三井寺確執におよびし事あり又かやうの時みづがん事をかねて思ひ玉ひしやらん小松の大臣在世の時山門を慇懃にし醫王山王を渇仰せられし世のつねならず然れば其餘風も殘るべし今又入道相國より山門へ米二萬石織述絹千匹をくられし事も能はかり事なりと世以いへり三位入道此大義を思ひたゝれん其始より山門をふかくたのみおかれ今高倉の宮山上あらはたとへ小松殿したしみをかれたりといふとも窮鳥ふところに入といはゞ

などかみへがてはあるべきなれば是非なき次第と云つべし

○書に云寺には宮いらせ給て後大關小關堀切て大衆僉議す抑由門は心替りしつ南都は未まいらす此事延てはあしかりなんいざや今夜六波羅に押寄夜討にせんと議す其中に平家の方人に一如坊阿闍梨眞海はいかやうにも長僉議して此夜討をのべんとてあなたこなたいひける間に夏の夜なれは明方ちかく成にければ此僉議いたづらになれりと云り

○議して云三位入道父仲綱おろか也夜討にかぎらすかやうの計略大勢にしらする事なかれ其中の棟梁五人七人より外にはいひあはすへからずことに眞海は平家歸依僧にて常に祈りなどもせられ内通他にことなり此人に僉議などせさせていかでよからんや總して夜討といふ物は多勢にてしがたし人數五百より外はいらざる事なりそれも大將一人にして其中の物がしら五人七人の其下知をまもり一知にしての上ならは千二手にてもくるしからす夏の夜のみじかき時分の夜討は三井寺より六波羅まて道三里の間ならば入相の比三井寺を出てこそ夜半ばかりに敵の舘には付べし又時分もあしゝ五月廿二日なれは月有時也宵月夜に出て敵陣に攻かゝる時は闇なる時がよき也一にあひこと葉相しるし二に松明をともし出る事なし三に晝より見物をつかはし敵の陣取の手よりをみる事四に敵の舘に火をはなつに風上を能みて火をはなつべし五に馬に口籠をはめ四つ沓をうつべしさなくは馬の舌を結べし六に一の目二の目といひて子丑の間一の目丑寅の間二の目といふ此時は天地もゐぬるといへり七に魚帶を腰に付べし是は異國の木魚を表せり八に松明をこしらへやう雨の夜にてもきえずしてふりたつれば火出る也九に先勢に竹掃木數十本もたすべし是に鐵茨といひてくろかねのひしをまきをく事ありはきのけんため也十に引取時まち合て引とる事なし此義を評議の時能さだむべし十一に城よりよせて夜討をし城につぼみし時たちすぐり居すぐりといひて敵一人なりとも味方にまじりて有かなきかをみんため也まして野陣にてもおなじ仍て一夜の野陣にても大將とあるものゝ陣所は心得あるものなりかやうの事夜討の次第かぎりなし略

之然るに今度三井寺より六波羅に夜討せんといひてかやうの計略ひとつもなし先多勢にして其心々一知せず何を以勝利をえんや長僉議に夜あけて却て幸と云つべし故に夜討といふには多勢といふ事なしとは是なり三位入道父子其外渡邊黨にいたるまで天運きはまり亡然として武略うしなへりとみえたり

○かくては成ましとて宮の御供いたし南都へをもむかれし事

○議して云是皆謀をろか也宮をば力者四五人つけまいらせひそかに南都へ落し三位入道一門は三井寺にこもり逆茂木(サカモギ)を引堀をほり六波羅よりよせきたらば切て出てたゝかはれなばたとひ平家に内通ある衆徒有といふとも我寺を大事に思ひふせぐべしうしろは如意山につゞき地の利もさのみあしきにてもなし十日廿日はかゝるへし宮又南都に落つかせ給はゞ南都の衆徒も双方よりみ合いかにもして日數さへゆかば平家をあたむ折なれば又いかなる野心のものも出くる事も有べきに何ぞ多勢をたのみ宮をいざなひ奉り南都へ落られし事一もよきはかりことなきなり

南都へのてう狀の事

○抄云唐の會昌(エシヤウ)太子以軍兵滅佛法　會昌は年號ぞ唐の十六世武宗皇帝會昌五年乙丑毀佛像鐘磬鑄錢凡寺四萬餘歸還俗僧尼二十六萬五百人此時天台山を攻しなり

○八逆　謀反　大逆　不道　不孝　大不孝　不義　惡逆　不信　是佛說に云り

○遂會稽　第一の卷に記す

南部返牒の事

○抄云玉泉　玉泉寺荊州に有天台大師止觀を說給所也初卷に記之

○玉花　御法の花といふ義なり

○金章金句　佛の語ぞ章は書翰の類也句は五言八句四六を云金はほめたる義也

○調達が魔障　調達は達多提婆か事也淨飯王の舍弟斛飯王の子阿難のためには兄釋尊のいとこ也大惡人として象頭山に居して佛を殺さんとし或は父

を害せんと云佛弟子を殺し又はかどはかし釋尊の
仇となる是を破和合僧と云て五逆罪の其一也仍て
大地われて無間地獄に落たり此事六度集經又報恩
經增一阿含等にあり魔障はさまたげさはる也
○平氏の糟糠武家の塵芥　　清盛は平氏のかすぬか
武士のちりあくたと云なり
○祖父正盛　　宮内丞正衡男也讃岐權守從四位下
○大藏卿爲房　　鎌足公十四代の孫左大辨隆方卿男
母は平行親女也正三位參議
○修理大夫顯季　　同十二代の孫正四位下隆經男母
は大舍人親國女也號ニ六條一正三位歌人也
○親父忠盛敍(サル)ニ昇殿一　　昇はのぼるぞ殿上ゆるさる
るなりと云り
○都鄙の老少皆惜ニ蓬戸の瑕瑾一　　都鄙はみやこひ
ななり蓬戸の瑕瑾は蓬戸は家の事也瑕瑾は二字共
に玉のきずとよませたぞ譬は其家に生れその器量
なくして分際過たるは玉のきずと同し事なり人の
恥にたとへて云り
○內外の榮幸各嘲ニ馬臺之讖文一　　內外の榮幸は忠
盛の子孫さいはひありてさかゆるぞ此幸と云事は

其身に不レ應能事の有を云なり馬臺は書也讖文は
占ひのふみぞ野馬臺の文とて今にあり
○雖レ嗣ニ青雲趣一　　青雲とは朝廷也
○世の民猶輕ニ白屋種一　　白屋とはいやしき家を云
其家にあらざれば其種をかろんずるとなり
○惜レ名青侍無レ望ニ其家一　　名を惜青侍はかくのご
ときの家には奉公はのぞまぬぞと也
○男子は厚(カタジケナフス)ニ台階(チ)一　　台は三台とて大臣也階は官位
にのぼる事ぞ清盛の男子大臣になり或は納言にい
たる仍て云り
○羽林　　中將をいふ中將より參議にいたるなり
○女子は或は備(ソナハリ)ニ中宮職一　　建禮門院或は嚴島の內
侍が女法皇へ奉りしを女御まいりのごとしと本經
にあり是を云り
○准后の宣　　じゆと唱べし右に記す
○群弟庶子皆步ニ棘路一　　大臣を槐棘(クワイキヨク)と云群弟庶子
皆步ニ棘路一とは清盛の諸弟或は庶子までも皆高官
にいたるを云り
○其孫彼甥悉割ニ竹府一　　竹府は物のわりふの事な
り官位に任すれば其品々によりて必わりふを給ふ

ことあり今淸盛の孫或は甥までも皆官位のすゝみてわりふを給ふと也

○進二退百司一奴婢皆爲二僕從一　百官を淸盛の下知にしたかへ奴婢のいやしき者を取上て從者靑侍とせるなり

○思レ遁二片時の凌躒一　凌躒とはふみ所をしのぐとよむなり

○萬乘の聖主　天子の御事ぞ孟子に云萬乘の國註に云萬乘は謂二天子一なり車萬輛出る國也

○致二膝行之禮一　ひざにてゆくとよむぞ貴人の前にてはひざにて行ひざにてしりぞく也

○博陸公　關白の異名也

○奉レ捧二仙蹕一　仙洞の御幸を云漢書に云天子は出る時稱レ警入時言レ蹕顏師古が云警は戒肅也蹕は止二行人一也潘安仁籍田の賦に云正設二門呂蹕一注に鄭司農が云謂二止レ行者淸一レ道也といへり

○含識之類　含はふくむなり識は智なり氣也總じて有情の類を云ふ

○靑鳥飛來て投二芳翰一　漢武故事に云七月七日忽二有二靑鳥一飛集二殿前一東方朔が云此西王母欲レ來有レ頃王母至二つの靑鳥夾二侍王母傍一集覽七に有り仍て使の事にも書簡の義にも用ゆ

○彼唐家淸涼一山苾蒭　唐の武宗皇帝會昌五年に四百餘州の寺を破滅す于レ時淸涼山を攻め畢ぬ一山の大衆ふせぎ戰て官軍を追反す同六年に帝崩す仍て無事に飯苾蒭は草かり僧まで出て挑しと云なり

○和國南北兩門の衆徒　南都北は叡山也北嶺反逆の以前とみえたり

○克固二梁園左右陣一　梁園は親王の事也竹園とも云西京雜記に有今爰には高倉の宮をさしていへり

大衆ぞろへの事

○抄云一如坊の阿闍梨眞海

○乘圓坊の阿闍梨慶秀

○天武天皇　右に記す

○大友皇子　右に記す本名伊賀天智の皇子也天智十年正月任二太政大臣一此宮の始なり同十二月三日天智崩ず天武は未春宮也それを闇帝位に即とす天武元年七月に謀反仍て被レ誅

○窮鳥懐に入る　窮の字は穴を上に書て下に躬をかけり鳥のあみにかゝり獣の穴に落入るすがたなり極て苦しき事を顯したる字也苦しさに其害する者の懐に入ぞ文選二十一にいへり是極なりと注したぞ
○圓滿院の大輔源覺
○律成坊の阿闍梨日胤
○法印禪智
○其弟子義實
○同禪永
○伊豆守仲綱　頼政卿一男
○源大夫兼綱　同二男
○藏人仲家　同三男養子也實は帶刀先生義賢男也
○藏人太郎仲光　仲家男
○律成坊の伊賀の公
○法輪坊の鬼佐渡
○成喜院の荒土佐
○平等院は播磨堅者荒大夫
○角の六郎房
○嶋の阿闍梨

○筒井の法印
○鄕の阿闍梨
○惡少納言
○金光院六天狗
○式部
○太輔
○能登
○加賀
○佐渡
○備後
○松井の肥後
○澄南院の筑後
○賀屋の筑前
○大矢の俊長
○五智院の但馬
○加賀
○光乘
○刑部　俊秀名とみえたり
○俊秀　秀鄕十一代山内首藤刑部丞俊通男也
○一來法師

○筒井の淨妙明秀
○小藏尊月
○尊永
○慈慶
○樂住
○鐵拳の玄永
○渡邊の省　人皇五十二代嵯峨天皇第十三の皇子
左大臣融公十三代の孫滿が男也播磨守
○播磨の次郎授　省が子也
○薩摩の兵衛長七唱　融公十四代の孫源五郎敎男
也
○競瀧口　右に記す
○與の右馬允　省が三男
○續の源太　融公十三代の孫左衞門尉親が男也
○清　同十二代久男
○勸　清が男也
○秦の昭王　名は稷姓は嬴水德秦の武王異母の弟
なり
○孟嘗君　氏は田名は文つねに客從ニ三千人ニ郭君
田嬰が男也

○函谷關　關の名也孟嘗君か傳には在ニ陝州桃林
縣西南十三里ニと云り師古が云按に山の形如レ函故
に稱ニ函關ニ又圖志に云西の方去ニ長安ニ四百餘里路
在ニ谷中ニ故に爲レ名
○田甲　孟嘗君が客也庭鳥の鳴まねを能す仍て
號ニ鷄鳴ニ
○大進僧正覺宗
○高松の中納言實平
○龍華の曉　祖庭事苑七に云龍華三會は龍華樹也
其樹に花あり其花の形如レ龍故に名ニ龍花ニ當來導
師彌勒佛出世の時龍花の下にして生し給ひし前後
合て三會の說法ぞ彌勒下生經に云當來彌勒於ニ此
樹下ニ說法渡レ人而有ニ三會ニ初會には先渡ニ釋迦所
レ未レ渡者ニ次には渡ニ其餘ニ凡六十八億の人第二の
會には六十六億第三會には六十四億と有五十六億
七千萬歳の後彌勒出世の曉との謂也此五十六億七
千萬歳の數の事菩薩處胎經第二卷三世等品の中に
擧たり欲の字の函にあり
○鳩の杖　鳩は餌にむせざる物也仍て老たる者の
杖に鳩をつくりて用ゆ也食事にむせさるまじなひ

ぞ
○山内の首藤刑部丞俊通　秀郷十代山内の義通か男也三井寺の俊秀が父なり平治元年十二月廿七日於二五條河原一討死

橋合戰の事の條

○抄云左兵衛督知盛　清盛公四男
○頭中將重衡　同五男
○薩摩守忠度　忠盛卿七男清盛の弟也
○上總守忠清
○太郎判官忠綱　忠清子
○飛驒守景家
○太郎判官景高　景家子
○高橋判官長綱
○河内判官秀國
○武藏三郎左衛門有國
○越中次郎兵衛盛續
○上總五郎兵衛忠光
○惡七兵衛景清
○木幡山　山城の名所拾遺旅戀人丸山城のこはたのさとに馬はあれどかちよりぞ行君をおもへば
○宇治橋　同名所承曆の歌合に清輔年へたる宇治のはしもりことゝはんいく世になりぬ水のみなかみ
○とよみ　響の字也
○足利又太郎忠綱　秀郷九代の後胤足利太郎俊綱が男なり
○利根川　上野の名所新勅撰の神祇橋仲遠歌にさゝわけば袖こそやれてとね川の石はふむともいざ河原より
○佐貫の廣綱
○書に云宮は宇治と寺との間にて六度まで御落馬ありけり是は去ぬる夜御寢ならざりしゆへなりとて宇治橋三間引はなち平等院に入奉り暫く御休息といへり
○議して云かやうの時大軍騒ぎたつて南都へと趣しにいねふり落馬せさせ給ふ事は有まじき事なり只是は宮の御うへなれば作者の筆法にかけるなるべし宮常に御馬にめしならはせ給はぬ御故也又は臆し給ふゆへにや常に馬にならはずして落馬あらん

と思ふ人には馬のはるびを二重こしらへばせんの下よりつちぬき出しよろひの上帶にはさむものなり片時も南都へ御いそきの道を平等院に御休息せさせ奉り大河をたのみし卑心の外のをろかなり橋のゆきげたを三間ひきはなし敵をまちし事も計略なしかやうの大河の橋のゆきげたを切はなすには一つの謀ありうへの板らんかんは其まゝをきて下のゆきげたばかりを所々切をく物なり敵是を心得ずして大軍にて何心ちもなく渡るにをいては過半川に落死するもの也是兵書のてだての一つなりさなくば橋の上にやきくさをつみ火をかけて橋をやきおとし南都へいそぎし物ならば即時につきたまふべししかれば南都の衆徒も七八千はありといへり頼政の人數三井寺合ては一萬騎にをよべりこれを以て平家とたゝかはゞあまりふそくは有まじきか南都の衆徒も我寺を大事と思ひなば一命にかくべし其上に軍に利なきにをいては宮をいざなひまいらせよし野十津川のおくへも引こもり所々の一揆をもよほしつまり〳〵に逆茂木(サカモギ)を引爰かしこの嶺〳〵にようがいをかまへたゝかはんにをいてはいかなる平家にても五年三年には攻ほろぼす事はかたかるべし其内にはおもしろき事國々に出きたらんかかやうのおく意の謀一つもなくし三井寺南都宮を始め奉り三位入道一家皆ほろびしものなり

○書に云六波羅にはすはや宮こそ南都へ落させたまふなれ追懸て打奉れやとて其勢二萬八千餘騎宇治橋のつめにをしよせ敵平等院にとみてければ鬨をあげとやせましかくやせましと川端にのぞむで評議せりといへり

○議して云かやうの大河道にありとならば先用意の道具あり飛籠飛橋車梯雲梯流橋綱筏竹竿綱かくのごときの軍用を常にこしらへ置川によするとひとしく渡すべきものなりしかるに平家の人々廿餘年此かた遊興のみにして軍役を忘れ上總守忠清が云淀いもあらいへやまはりむかはんなどいへり其間は二時もあらんかやうののび〳〵しき僉議(センギ)中〳〵をろかなるありさまなり名大將は先勢に物なれたるものをつかはしかやうの橋などは卒爾にはわたさぬものぞむざとわたりぬればかやうのあやまちある物なり又三井寺法師に渡邊たうましはり橋の

ゆきげたをわたり五人三人出むかひたゝかふ事是又何のやうぞや扳がけしてひとり高名は軍の法にきらふ事なり始終勝負の利にあらずと兵書の制法也

○書に云足利又太郎忠綱十七歳にして此川の先陣して三百餘騎わたしゝといへり

○議して云忠綱大剛の勇士たり渡しやうの下知殘る所なし大川小川によらず一文字にわたさんとする事なしむかひの岸に目しるしをしかしこにつかんと心あてをする物也又水はやくしてもしおとされは又あの岸につかんと二つ三つをさだめて渡すべし只わたさんとばかり心がけて打いれもしをしながされば亡然たる氣つきていさみおとるものなり又川をわたしをそひ來る敵をふせぐに法あり半渡を討といふ事あり是に二儀あり一には川の中半ならん時さしつめ引つめ射たてよといへり然共大河を越來る武者はいかさまにもむかひの岸にあがり手がらをせんと思ひ切てわたす物なれば何ほど川の中ばにて射たてられても事ともせざるものなればこなたの岸に馬のかけ場を半町ばかりのこし三手ほどに人數を備置三百餘騎ばかりにて渡さば二百きほどこなたの岸にあがりたる時三方よりどつとつきかゝる物也岸にあがりぬれば大河を越つと思ひ心少たゆむもの也先勢二百騎ばかり川に追はめられぬれば跡につゞきたる百きばかりも共にをひおとされてすゝみえぬ物なり是を半渡を打とはいへりしかれども此度の宇治川を越しは一番は忠綱それに引つゞいて三萬の人數にてわたすに宮の御かたは寺法師共に千騎にたらざる人數にてはいかやうのはかり事にてもかなふべからず

○傳に云圓滿院の大輔源覺今は宮もはるかに延させ給ふらんとて三井寺に歸りしといへり

○議して云かやうの時宮の御行衛をもみとゞげずして落延させ給はんといひて我寺をさして歸りし事武士たるものゝうへにはなき事也主の行衛をもしらずして宿所に歸りては二たび人におもてはあはされず是は出家の事なりければ一旦は是までと思ひ我寺を大事とし又師匠の事もおぼつかなくや思ひけん是又四恩の其一つ也此段をたくらべていへば三井寺に歸寺せしは理つよしと云つべし

○書に云火おとしのよろひきたる武者三騎あじろに流かゝりしを仲綱詠歌ありといへり
○議して云仲綱名將たりつね〳〵たしなみし道とてもかやうの軍の場になりては物さへいひにくき物ぞ然るにかゝること葉を思ひつらねられし事はたぐひなき勇士なり又三位入道賴圓末期にをいて歌をよみ伏誅せられける事是又若年より此道に心をかけられしゆへなりしかりといへどもかやうの時刻にうつりては成かたき物なるにさすがに名將たり渡邊長七唱にゆひふくめ其首を宇治川に捨られし事もほまれ也良將は死期をみせずと古語にもいへり只のこりおほき事は宇治ばしを燒落し宮の御休息をやめ南都にはやく行つき給はぬゆへなりなまじゐに大河をたのまれしは三位入道の家運つきはてしるしとは云つべし

宮の御さいごの事

○抄に云俵藤太秀鄕　鎌足公四代の孫河邊左大臣魚名公四代の後胤從五位上河內守村雄男母は下野椽鹿島女也鎭守府將軍

○神南備山　大和の名所古今秋の下よみ人しらず
「神無月時雨もいまだふらなくにかねてうつろふかみなびのもり」
○龍田川　同名所古今秋の下人丸
「立田川紅葉ばながる神なびのみむろの山に時雨ふるらし」
○綱代　宇治川又は田上川にありひをと云物を取也後撰秋の下大江興俊歌に「宇治川の波にみなれし君ませば我もあじろによりぬべきかな」
○下河邊の藤三郎清親
○孤　幼而無ㇾ父曰ㇾ孤孟子第二に云老而無ㇾ妻曰ㇾ鰥老而無ㇾ夫曰ㇾ寡老而無ㇾ子曰ㇾ獨幼而無ㇾ父曰ㇾ孤此四は天下の窮民也
○養子　他人を養たる也甥を養たるは猶子といふ
○傳に云宇治川を又太郞忠綱先陣として三百餘騎打いるゝとひとしく三萬の人數川に打入て渡し三位入道父子三人一門のもの三井寺法師川岸におゐて合戰に及し時宮をいそぎ南都の方へ落しまいらせんとて三十騎ばかり前後にしたがひのがせ給ひしに光明山の鳥居の前にて飛彈守景家追付奉り打奉

るといへりしかれば南都の衆徒七千ばかりにて先勢ははや木津のほとりまで來りたりといへり

○議して云三位入道の子ども仲綱兼綱仲光三人共に亡然たりとみえたり平等院にて宮すこし御休息あらば父三位入道は宮をいざなひ奉り一足もはやく南都へいれまいらせたまへ爰をば若武者ども手をくだきふせぎ申さんとすゝめざりし事は第一のふかくなり心のゆくほどははかりごとをめぐらし其上は天命としるべし後にくゆる事のなきやうに諸事に付分別肝要也仍て聖賢は往事不レ尤とはいへり　又宮の御乳母子六條助大夫宗信新野が池に飛入かほに浮草をおほひたすかり居けると云りかやうの臆病なるものも又まれ也夫生ある物毎に命をおしまざるといふことなししかれども此宗信がたぐひは人外也虫蛄のたぐひとおなじ人としては恩をしり名をおしみ義をまもるを以人とせり百年の命を一時にほろぼすも恩と名と義とに仍て也仁義の勇者とは是をいへり又血氣の勇者といふは人に越たる勇もあり又死すべき時をしらずしてにげかくれさまよひ面縛恥辱にあふ事もあり其心さだめがたく死て益なき時死する事もあり仁義の勇者といふは人に慇懃をつくしかりにも我家のわざをわすれず人と口論せず義と名と恩をふかく心にかけ死すべき時にのぞんで期をそむかずもし又其期にあはざれども其義を守る事金石のごとし假借に不慮の事出來といふとも平生の嗜に驚事有まじきと常々心に油斷なく心得べきは侍の道也思ひよらざる事にたちさはぎ後には悔ならひ一代のきずをもとむる物なり此宗信もさすが人倫なれば事過ては後悔せん事もしはありぬべきか其身一代は僧法師に成ても人にゆびをさゝれてもくちぬべし末代子孫にいたるまで家のきずをもとめん事はいと口おしからざらんや

わか宮御出家の事

○抄に云典藥頭定成　十一代垂仁天皇十六代の孫和氣清麿大納言九世左京亮貞相男也正四位下織部正保元年中に宇治の使たり

○八條の女院　鳥羽院の皇女一院の御妹御一腹御母美福門院

○伊豫守盛教　此女の三位局と本經にあり系圖には民部卿忠成女とあり
○讃岐守重秀
○道乘　姓不レ知
○帥の內大臣　西宮高明公也
○聖德太子　第二卷に記レ之
○崇峻天皇　欽明の皇子御母は小姉稻目大臣女也繼體十四年に降誕治五年諱伯瀨部五年十一月十三日稻目大臣殺す一本馬子大臣と有稻目馬子は父子也
○馬子大臣　蘇我の滿智四代の孫稻目の男也聖德太子と力を合佛法を修治す日本紀二十に有り
○兼明親王　醍醐第九の皇子御母は藤原菅根の女也是を前中書王と云賜ニ源氏姓一
○具平親王　村上第六の皇子御母は代明親王の女也是を後中書王と云寬弘六年七月廿八日薨四十六歲
○後三條院　七十一代右に記レ之
○輔仁親王　後三條の皇子御母は女御基平公御女也
○白河院　七十二代也右に記レ之
○嵯峨天皇　桓武の皇子御母は皇太后藤原乙牟漏贈太政大臣良繼公の御女也延曆五年九月七日降誕大同四年十月三日即位治十四年諱賀美能承和九年七月十五日崩歲五十八
○定　嵯峨第十一の皇子正二位大納言號ニ四條一
○源有仁　輔仁親王の男母は師忠卿の女也號ニ花園左大臣一
○一の人　攝政關白を云也職原云執柄は必蒙ニ一坐宣旨一故稱ニ一人一大鏡河海等にも攝政をさしていへり

鵼の事

○抄に云保元合戰　七十七代後白河院保元々年丙子七月十一日讃岐院御謀叛仍て在京の武士親子兄弟相別敵味方と成て白河法聖護院にして合戰新院方敗北依レ之新院奉レ移ニ讃州一左府賴長公は中ニ流矢一十三日奈良坂にして薨其外公家武家死罪或は流罪也
○平治の逆亂　七十八代二條院平治元年十二月廿

七日藤原信頼源義朝反逆待賢門有芳門或は五條河原にして源平合戰源氏敗北す信頼は於六條河原被誅義朝は於尾州宇津美為長田忠致被討畢

○東三條の森　二條の下押小路の東河原也

○將軍義家　伊豫守頼義長男母は上野守直方女也正四位上鎭守府將軍陸奥守

○鳴弦　物の恠或は子生れて百日の內の夜啼又俗に付物など云事其家の戌亥の方へ引目を射に唱文有小笠原家の書に有

○猪早太

○雅頼卿　右に記具平三代雅兼卿之男也

○郭公　舊云郭國王胡國に戰破死して鳥と成て寒國より陽氣に至て出ると云々又詞林抄に云郭公去南亡再不歸戀已歸垂紅涙と云又時鳥は時を定て來る故に時と云り又蜀魂是は蜀王他國にして崩し其魂と云り又杜鵑蜀記に云姓は杜名は宇望帝崩して化杜鵑李商陰が詩に望帝春心託杜鵑と有又苦歸樂同苦飯樂是は冥途の寒氣の苦を請夏に至て南國に出る仍て書り閻摩王經に有又履手源氏の榊にあり注に農夫也と云り又過時不熟は地藏十王經に有又四手田長伊勢物語に名のみたつ四手の田令朝長はぞ鳴戀すと人にうとまれぬれば又凡河內の躬恒歌に「いくばくの田をつくればか郭公四手の田長を朝な〳〵よぶ」此二首の歌不分明然れども田長とは田子也田を植る時分に鳴鳥なれば也又和泉式部歌に「しでの山越てやきつる郭公戀しき人のうへかたらなん」又橘鳥又魂迎鳥黄昏鳥田歌鳥邂逅鳥異名多し

○弓張月　八日九日の月は上弦と云廿二夜三夜の月を下弦と云是を弓張月と云然れとも三ヶ月をよみたる歌も有「弓はりし月みるよひは程もなしいる山の端は佗しかりけり」

○大炊御門右大臣公能　鎌足公十五代左大臣實能公男也正二位

○養由　淮南子に云養由基楚人楚の將也善射去楊葉百步にして射之百發百中と云々

○書云近衛院御悩ありし時武士におほせて是を射させしめんとて僉議ありしかば左少辨雅頼卿頼政をえらひ出されしに仍て頼政是を射られしといへり

○議して云頼政此恠鳥を射られし時矢二筋持一の矢

にて恠鳥を射もし射そんずる物ならば雅賴卿を射ころし我も腹きらんといへりし事いかゝむかしよりかやうの恠に醫療にかなはざる時は武士鳴弦を射其難をすくふ事あり兵書にみえたりおほくの武士の中に雅賴卿賴政をえらひ出されし事は却て褒美にあらざるや然るを雅賴に意趣を思はれし事は相違せり又かやうの變化は聖仁も恠力亂神といへり或は野狐の氣ざし或は心の臟おとろへ又は熱甚しくしておほへす化言をいひ或は喜怒憂思悲恐驚の七情の常に心に有し事を病の時は氣ざしある物そ一天の君にましませども五行五躰を請給ひ眼耳鼻舌身意の六根をそなへましましてはかやうの事は一生のならひなりむかし黃帝の御代に天下に疫病あつて萬民をなやます時は黃帝も御惱あり其帝城の東面に猿山虎山とてあり其東面より黑雲出づれば必天下に禍あり其時岐伯といひし人是をあやしみ撞鐘といふ物をこしらへさるのかしらとらの尾とつかせられければ帝の御惱も萬民のなやみもなくなりにけり猿の頭といへる事は子の時より九つ目申なり又丑の時より八つ目申にあたる也その刻の十二支より時の數の所皆申にあたる也是を申の頭とはいへり又虎の尾といふ事は晝日中は午の刻也是より九つに寅あたる又未より八つは又寅にあたるなりかやうに次第に刻の十二支より時の數うてば皆寅にあたる也是を寅の尾とはいへりこれ運氣の鈔にみへたり又撞鐘の始をいかんといへば岐伯黃帝の御前にさふらひて酒をのみ居て手にもてるさかづきをうつぶしにしてかやうの器物をこしらへて天下の禍をすくいたてまつらんとて鑄させられし也仍て鐘をさかづきとかけるは此謂所也唐土には器物は皆かねにてもちゆる故也我朝は桑の弓蓬の矢にて國を始め給ふ王位もろき事なしかるを賴政卿もし此化鳥を射そんずる物ならばなど思はれける事心よはし鳴弦を射るには戌亥の方へはなつなりと弓の書にみへたり

三井寺炎上の事

○抄に云敎待和尙　第一の卷に記す

○智證大師　第一の卷に記す仁壽三年入唐の時の歌一さしてゆくみ法の船ぞもろ〳〵の神も佛も我を

みそなへ六年過て天安二年に歸朝

○諸天五妙の樂　五妙は、清淨法界、大圓鏡智、平等性智、妙觀察智、成所作智、是なり

○龍神三熱の苦　蛇體に三熱の苦ありと云事阿含經十八閻浮提州品にあり

○天武天皇　右に記レ之人皇四十代也

○覩史多天上摩尼寶殿　都卒の内院菩薩のまします所也此天に摩尼珠と云玉有法苑珠林二十八に引ニ智度論一云り

○須臾　佛經には一日一夜を三十に分て其一つを須臾と云りしばらくとよむぞ中庸に云道也者不レ可ニ須臾離一と有り須臾はしばらくとよむ也

○三密道場　三密は身、意、行體、此三つを行を云ぞ

○一夏　四月八日より七月八日までぞ

○閼伽　梵語に水を閼伽と云也

○圓慶法親王　後白河院の御子也第三巻に記レ之

○傳に云今度高倉の宮入御の所に南都一味して平家に敵たいしかば先三井寺をほろぼすべしとて其勢一萬餘騎三井寺にはせむかひ寺院堂舍佛閣其外大津の在家悉く燒ほろぼせり

○議して云宮三井寺をたのみ給ひて入御ありけるにいかでかいだし奉らんや是又三井寺のは至極せり又さあればとて悉燒ほろぼす事平家の惡行きはまりなし其張本人をたづね出し五人十人流罪せられんはしかるべからんかやうなる所爲により三位入道宮にすゝめ奉り御謀反はありしものなり皆をのが心より出ける事をしらざる平家こそつたなけれ仍ほどなくほろび一家ながく斷絶せり是末世の善學とは云つべしこの事共を關東の頼朝一々にきいてよき時節也とてゑみをふくまれしといへり

平家物語抄巻第四之下終

平家物語抄卷第五之上

目録

平家物語抄卷第五之上

都うつりの事

○抄に云治承四年高倉院四ッめの年號
○太政大臣　天智天皇の御子大友皇子此官の始也
○卿相雲客　卿は三位より已上、相は大臣、雲客は五位六位殿上人也
○池大納言頼盛　平忠盛卿三男、母は池の禪尼
○右大臣良通　大織冠十七代の孫法性寺太政大臣忠道公の男母は從三位季行卿女なり
○原田大夫種直　姓不レ知
○安元　高倉院三ッめの年號
○神武天皇　名神日本磐余彥尊人皇の最初なり地神五代葺不合尊の第四の皇子御母は海人玉依姬神代庚午正月一日降誕。辛酉正月一日於二畝傍橿原宮一即位治七十六年諱狹野七十六年丙午三月一日崩す歲百二十七
○彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊　彥火々出見尊の御子御母は豐玉姬海童の二女也天治八十三萬六千三十二年地神五代也日向國吾平山の陵に葬
○豐葦原　日本の名なり豐はゆたか也仍て豐國とも云葦原とは神書云此國葦原なりしを大日靈神葦を取捨國とし給ふ仍て名とすその葦は山となると云々
○神代十二代　天神七代地神五代合せて云り天神七代の最初國常立尊より伊弉諾尊まで七代是天神七代なりまた天照大神より葺不合尊まで地神五代なり
○十二代景行天皇　垂仁の皇子御母は皇太后業賴卿女なり垂仁七十七代年降誕治六十年諱大足彥忍代別六十年十一月十四日崩歲一百六
○十三代成務天皇　景行の皇子御母は皇太后八坂之入姬命也景行十三年に降誕治六十年六十一年六月十一日崩歲一百九
○十四代仲哀天皇　日本武尊御子母皇太后兩道入姬命成務十九年に降誕治九年諱足中彥於二長國門豐浦一崩
○十五神功皇后　息長宿彌の女御母は葛村高額女なり成務三十年に誕生治六十九年諱息長足姬六十

九年四月崩す歲一百
○十六應神天皇　仲哀の皇子御母神功皇后なり。仲哀九年に降誕。諱譽田。治四十一年同。四十一年二月崩す百十一歲
○十七仁德天皇　應神の皇子。御母は皇后仲姬命應神廿一年に降誕治八十七年諱大鷦鷯。八十七年正月十六日崩歲百十
○十八履仲天皇　應神の皇子。御母は皇后磐姬。應神二十一年に降誕。治六年諱去來穗別。六年七月に崩歲六十七
○十九反正天皇　仁德第四の皇子御母は履仲と同し仁德三十年に降誕。治六年諱瑞齒別。六年正月一日崩歲六十一
○二十允恭天皇　仁德第六の皇子。御母は雅子。仁德六十二年に降誕。治四十二年諱雄朝津間。四十三年正月に崩歲八十一
○二十二雄略天皇　允恭の皇子。御母は皇太后忍坂本中姬二衆王子の女なり仁德七十五年に降誕。治二十三年諱泊瀨。廿三年八月一日。崩歲百四
○二十七繼體天皇　應神五世彥主人王の御子御母は振姬なり允恭卅九年誕生。治廿五年諱男大迹。廿五年二月崩歲八十二
○二十九代宣化天皇　繼體の皇子。御母は妃日國子姬。治四年諱武小廣四年二月崩歲七十三
○卅七孝德天皇　敏達天皇三世茅渟王の御子。御母は日吉備姬王、治年十年諱輕。白雉五年十月崩歲七十七此時左右內大臣百官八省始て任す
○卅八齊明天皇　同茅渟王の御子。御母同し舒明の后なり皇極の重祚。治七年諱寶同七年七月二十四日崩歲六十八
○卅九天智天皇　舒明の皇子。御母は皇極。推古廿一年に降誕。治十年諱葛城亦田原。白雉廿二年三月三日崩歲五十八
○四十天武天皇　同舒明の皇子。御母同推古廿二年降誕治。十五年諱大海人號ニ淸見原ー朱鳥元年九月九日崩六十五
○四十一持統天皇　天智の姬宮。御母は越智石川麿女也。天武の后也。孝德元年に降誕。治十一年諱兎野。大寶二年に崩歲五十八
○四十二文武天皇　天武皇子草壁王子の御子。御

母は元明天皇也。白鳳十二年降誕治十一年諱輕。慶雲四年六月十五日崩歳二十五
○四十三元明天皇　天智の御娘宮。草壁の妃也。齊明七年に降誕治七年諱阿閇。
○四十九光仁天皇　天智の皇子　施基王御子也。御母は贈皇后宮橡姫也。和銅二年に降誕治十年。諱白壁
○五十桓武天皇　光仁の皇子　御母は太皇太后宮高野。贈正一位乙繼公の女。天平元年に降誕。治二十四年諱。山部又柏原。延暦二十五年三月十七日崩。歳七十
○大納言藤原小黒丸　鎌足公の御孫。房前の御子。鳥養の男。母は伴の道足の女なり。正二位延暦十三年七月一日薨。六十一歳贈従一位
○紀古佐美　人皇八世。孝元十七代の孫従三位飯麿卿男也。正三位大納言。延暦十四年四月薨。六十六歳贈従二位
○大僧都玄慶
○四神相應　左青龍。右白虎。前朱雀。後玄武。左青龍は東に川の流るを云。右白虎は西に大道。朱雀は南廣田島。玄武は北に高山寶篋に有畧レ之
○賀茂大明神　第一巻記レ之
○延暦　桓武の年號
○嵯峨天皇　右に記す
○平城天皇　桓武第一の皇子。御母嵯峨と同じ。寶龜五年八月十五日降誕。治四年諱安殿天長元年七月崩。歳五十一
○五畿七道　五畿は山城大和河内攝津和泉也。七道は東海東山北陸山陰山陽南海西海是也。用明天皇の時定。續日本紀に有り
○書云治承四年六月二日福原へ御幸なるへしと聞ゆ
○議して云夫異國は神農より今南宋國二代孝宗淳熙七年まて年記四千三百九十九年今我朝安徳天皇治承四年に至る。然るに大唐は代々うつりかはつて其つたへ〳〵廿四代なり。しかれども是は貴賤によらす我威力を以て先王をほろほし王位に備はり帝都を所々に定めたり。我朝は神代より次第して天の日繼を請まし〳〵人皇最初神武天皇元年より安徳天皇治承四年まで年紀一千八百卅年帝王八十一代。其むかし帝都をかなたこなたへうつされし

事三十餘度に及べり。今此平安城は五十代桓武帝勝地をえらはせ長岡の京より此所へうつし給ふ。帝王世二代延暦元年より治承四年まで年紀三百九十八年。國をだやかに民ゆたかにしてたう〳〵の化にほこる殊に此京は桓武帝執しおぼしめし末代といふとも他所へうつすべからずと守護神をさだめ。東南西北に佛安產まし〳〵て此帝城をまもり給ふ勝地たり。其上太政入道は桓武帝十二代の胤也。然れども地下に下つて年久し父忠盛卿より昇殿をゆるされ。今權威にほこり太政大臣に至り攝籙の家をみくだすといへども都うつりなどいふことを思ひたゝれし事は誠に冥加のほどもいかゝなりと世の人ごとにいひあへり。民のなげき國のついえとなる事はかりにもいとふべき物なり。周の文王の園は三百里四方。齊の宣王の園は方卅里。しかれども周の時の十倍して民たのしび齊の園は民のくるしみといへり。かやうの事をさい末代までいひつたへし。まして帝都などを他所へうつされし事いかんぞや

等ニヨツテ車ノ大サヲ定ムルト云ハ是小車ナルベシ去共階子ヲカケテ乗程ノ大サナルコトハ古今未曾有也異國ハ有レ之哉不レ知本朝楊ヲ以テ足繼トシテ用ユルト聞ケリ

新都の事

○抄に云德大寺左大臣實定　鎌足公十七代右大臣公能公の男也。號ニ後德大寺一

○土御門宰相中將通親　村上天皇七代の孫。內大臣雅通公の男也從二位內大臣

○前左少辨行隆　鎌足公十六代中納言顯時卿男也

○九城の地　一條より九條までなり

○印南野　播磨の名所後撰集戀の歌に。「女郎花我に宿かせいなみ野のいなといふともこゝをすぎめや」

○昆陽野　攝津の名所金葉の冬藤原仲實歌に。「しなかどりいなのふしはら風さえてこやの池水氷しにけり」

○うかれぬ　浮岩と書或は徒表ともかく也萬水に有

○五條大納言國綱　左馬頭盛國男也右に記

○大嘗會　七月已前に天子即位あれば其年の十一月に被レ行大禮也

○古の賢き御代には則内裏に茨を葺軒をだにも調へす　昔堯舜の時は茅茨不レ剪とて以レ茅覆レ屋其茅をそろへすと六韜の辭にあり

○限りある御貢物をも許されき　吾朝仁德の御宇御貢物をゆるし給てひ御製に「高殿にのほりてみれはけふりたつ民のかまどはにぎはひにけり」とあそばされき

○楚章花臺を立て黍民を索　文選三張平子東京賦に云楚は築ニ章花於前一趙は建ニ叢臺於後一注に銑か云楚靈王爲ニ章花臺一趙武靈王起ニ叢臺一綜か云左氏傳に成ニ章華臺於乾谿一

○秦の阿房殿　始皇建レ之東西五百步南北五十丈上は以可レ坐ニ萬人一下以可レ建ニ五丈旗一と有り唐の杜牧之阿房宮の賦に云六王畢四海一也蜀山兀阿房出書り

○茅茨不レ剪釆椽不レ削舟車不レ飾衣服無レ文　茅茨右に注す釆ははしら椽はけた也

○驪山宮　驪山は所の名ぞ是に宮室を作り帝常に御遊ありし所也漢の武帝の時の事也

○書云六月九日新都の事始有べしとて上卿には德大寺左大將實定卿。土御門宰相中將通親卿。奉行には前左少辨行隆とぞ聞えし。然共一條より五條までの地有てそれより下の地はなしといへり。通親卿異國の例を引五條まであらんはくるしかるまじといへり

○議して云。通親のいひやうは太政入道の機嫌をうかがふなるべし。帝都をは九重の雲井などゝむかしよりもいひならはせり。五重の空といはんはいとおかしかるべし。かやうの上卿などにえらはれ一言の下に恥辱あることはつゝしむへきものなり。又かやうの地の廣狹もわきまへす福原に都をうつさんと思ひたゝれし入道相國の心こそをろかなれ

月見の事

○抄に云源氏の大將の昔の跡をしのびつゝ　太上天皇の御子。母は桐壺の更衣。七歲にて源氏の姓をたまふ。十二歲元服帚木に中將紅葉賀に正三位

同宰相奏に大將須磨に彼浦に左遷。須磨の浦にての御歌「こりずまのうらのみるめもゆかのきを鹽やく海士やいかゞ思はん」此歌にて此卷の名とす
○明石　「ひとりねは君もしらずやつれ〳〵と思ひ明石の浦さびしさを」此歌にて明石の卷の名とせり。三年と云に源氏都にかへりまし〳〵。員の外の官に權大納言みをづくしに內大臣薄雲に牛車の宣旨乙女に太政大臣藤裏葉に太上天皇雲隱に崩す
○淡路の灘　金葉の冬に源兼昌「あはぢがたかよふちどりの鳴こゑにいくよねさめぬすまの關守」
○繪嶋　躬恒歌に「あはぢがたあはとはるかになかむれはゑ嶋がいそに月かたふきぬ」
○吹上　紀伊の名所菅原右大臣「秋風の吹上にたてる白菊は花かあらぬか浪のよするか」
○和歌の浦　新古今雜慈圓「わかのうらに月の出しほのさすまゝに夜な〳〵鶴の聲ぞ悲しき」同紀伊の名所
○住吉　風雅の雜從三位平行尹「漕出て武庫の浦よりなかむれは浪間に浮ふ住吉の松」攝津の名所
○難波　新後撰雜伊勢「難波なるなからの橋もつくるなり今は我身を何にたとへん」同攝津の名所
○高砂　新拾遺春の上爲氏「高砂の尾上の雲は色そへて花にかさなる山櫻かな」播磨の名所
○伏見　俊成卿歌に「みやこ出て伏見をこゆる明がたはまつうちわたす櫃川のはし」是山城の名所又大和に一所あり
○廣澤　新續古今の釋敎權僧正道我「ひろさはの世々のなかれをいかにしてせばき袖にもうけはしめける」同山城の名所
○近衞河原の大宮　近衞河原の鷹司の下近衞通の東河原也大宮は近衞院の后右大臣公能公の御女也
○優婆塞の宮　太上天皇八の宮の御子橋姬の卷にすいがいの戶をすこし押あけて見給へば月おかしき程に霧わたれるを詠て簾をみじかくまき上て人々居たり。すのこにいとさむげに身ほそくなえはめるわらはひとり同じさまなるおとななどゐたり。內なる人ひとりは柱にすこし居かくれてびはをまへにをきてばちを手まさぐりにしつゝ居たるに。雲がくれたりつる月の俄にいとあかくさし出たれば。扇ならでも是しても。月はまねきつへか

りけりとて。さしのぞきたるかほいみじくらうたげに。にほひやかなるべし

○待宵の小侍從　人皇八世孝元天皇三十二代の孫大僧都法印光淸女なり紀氏也父も歌人なり

物怪の事

○抄に云天狗　相國寺の橫川和尙。愛宕山勸進帳の序を書し詞に云。昔天竺於靈鷲山。釋尊府屬を請成天狗と云々

○大庭三郎景親　葛原親王十三代大庭の平太景義が男也

○源中納言雅賴　右に記す

○右兵衞佐賴朝天下十六年。久安四年戊辰四月八日の誕生。正治元年正月十三日薨五十二歲

○節刀刑罰の杖也

○嚴島の大明神　右に記す

○八幡大菩薩　同じ

○春日大明神　同じ

○武内の明神　高良明神と一也。孝元天皇五世也。大臣在官二百四十年二百九十五歲。但薨の時人不知之と云々又或は仁德五十五年丁卯薨但不詳公卿補任に有り

○平家都を福原へうつされて後は夢見もあしう變化のものともおほく有しといへり。先一つのふしぎには一間にもはゞかるほどの面出來てのぞきけるといへり又大木のたをるゝ音して二三千人の聲をして笑しとなり。又帳臺の坪のうちにしやれかうべおほくあつて上になり下になりからめきあへり。又入道相國の秘藏せられし馬の尾に一夜のうちに鼠巢をくひ子をうみしと書にかけり

○議していはく。かやうの怪有なき事にあらず。異國にもためしあり。夏の十七代王發十七年に大龍二ッ庭前にわだかまりゐて。我は是褒國の神の靈なりといふ。王發あしたに是を見給ひ官人におほせて二龍をころさしむる處に其二龍泡をおびたゞしく口より出す。泡を器物にいれて藏に納置しに時代一千年餘後周の幽王元年に此器物をあけみれば。其泡庭上にみち〳〵て一ッの大龜となる。その龜のもとにある童女よりければ。忽に懷胎してひとりの女子をうめり人あやしみ此生る所の女子

を捨てたりければ褒國へ行人となり天下第一の美女たり。幽王聞しめし宮中へ入國の名によせて褒姒と名づけ后に備へたまひ。萬機のまつりこと此后よりをこなはれしかは程なく幽王國をほろほせり。又秦の始皇帝六國を合心のまゝに諸事を行ひ惡逆無道なりしかば邯鄲といふ所へ惡星一つ落て方十二丈の石となる。始皇聞しめし是天のなせるわざにあらず人の所爲なりとて。その石より十里四方の貴賤男女によらず皆悉誅せられけり。かやうの惡行つもつて秦の代四十二年にしてほろび漢に歸す是皆天災或は魔障或野干國家の衰微民の愁歎のついえに乘て世のみだれんことをしめすものなり又人の五臟陰虚して腎水かれぬる時は。心火たかぶり種々のものまなこにさへぎるともあり。太政入道老體なれば。眼中正しからざるによつてみえしこともあらんか。いかさまにもかやうの希有なることは國家の瑕瑾と心得べきものなり。太政入道の政務わたくしにして諸人のうれへを知らざれば國ほろびん端相也。王道は天下の政事懈怠なく國土ゆたかに長久安全なる道をおぼしめし給ふ事第一也。又國郡の大守は仁儀禮智を專とし民をあはれみ萬事に付刑をかろく賞をおもく直道をまもり諸法度をゆるく刑罰を能吟味の上にて行べし。罪を罸すればうらみなし人として君臣父子夫婦兄弟朋友此五倫の道をたゝざるものは人外なりと心得べきなり。國に盜賊あるときは我行ひのとがと思ふべし。大守一人直なれば其國皆直なり。かたちにそふかげのごとし又雅賴卿の靑侍ふしぎの夢みたりとて。太政入道其夢物語をきかんとてめしける事はいかゞ。人道のためによろしきゆめをみたらんものには賞をおこなはれんか。かやうのおろかなる胸中にて萬事の行跡をしるべしいかんとして國家おさまらんや。廿余年此かた榮花をきはめしは釋氏の敎法にいはゞいかなる前世の宿緣因善にやよりけん。又ほろぶるも前世の因果かぎりありてといへり。又聖賢のつたへにいはゞ天命つようして武家の大樹となり。其身太政大臣まできはめ給ふ其行直ろならば其家ながく子孫につたへんこと疑あるべからずといへり。釋氏聖賢一也といへども愚智のむねには悟りがたし。只一生

は悪心を止て善道を修せよと天臺の釋にはいへり。思無邪と聖人はの給へり。又嚴嶋大明神の寶殿に有し小長刀いつともなくうせにしといへる事は作者の筆法にかけるとみえたり。又清盛入道馬の尾に一夜のほとに鼠巣をくひしとかける事はいにしへも天智天皇の御馬の尾にくひしと續日本紀に書たりし其たぐひ成へし。しかれども好事もなきにはしかじなればなにさまにも事のいできたらんやうに世人のいひなす事は。世の轉變國守のわざはいをかねてしめすなるべし

大庭がはや馬の事

○抄云婆竭羅龍王　八大龍王の第三也。八大龍王は難陀。跋難陀。娑竭羅。和修吉。德叉迦。阿那婆達多。摩那斯優鉢羅是也

○大織冠　大織冠は官也。天兒屋根尊二十世の孫御食子卿の御子。母は大德冠大伴比子卿乙女智仙娘也。正二位內大臣。天智八年十月十六日薨。五十六歲始姓大中臣改。藤氏天祖也

○執柄家　攝政或は關白を云ふ右に記す

○和光垂跡　ひかりをやはらけてあとをたる也

○三明六通　三明は天の三台也又云宿命通天眼通漏盡通。又六通は天眼天耳他心宿命神鏡漏盡是なり

○北條四郎時政　桓武十三代の孫從五位下北條時方男也。從五位下遠江守關東の執權

○和泉判官兼高　桓武十二代和泉守信兼男なり系圖には兼澄とあり但隆か

○三浦大介　桓武十二代三浦の庄司義繼男なり號義明治承四年八月廿七日討死す八十九歲

○書云く高野にまし／＼ける宰相入道成賴卿夢物語を聞あはや平家の世はやう／＼末に成ぬるといひ給ひしとなり

○議して云。成賴卿をろかなり夢物語を聞平家の世末に成たりとはいかゞ太政入道の行にてはとてもかくても世は末になりたりと人毎にもいひたとへ口に出していはぬとても心ある人は思へりまして成賴卿ほどの人の今更かやうにいひ給ひしことはいとあさし其上世を捨て菩提の道に入てに浮世の善惡を云ふこと釋氏のいましめ也

○書云九月二日の日相摸國大庭三郎景親早馬を以て去ル八月十七日流人前右兵衛佐頼朝舅北條をかたらひ目代和泉判官兼高を夜討にうち。其後土肥土屋岡崎三百餘騎石橋山に楯籠て候を押よせ責候へは頼朝七八きに打なされ土肥の杉山に逃こもり候ぬといへり

○義して云大庭三郎は根本は源氏の郎等にて保元平治にも義朝に付軍功ありしものなり。義朝敗北の時片田にて皆々暇給はり主從別々になりて國に下其後平家に從ひ廿餘年此かた身をやすんじ其上領知も加增を得ありしに仍て其の恩を思ひて今かく注進し頼朝に對し合戰に及ふものなり重代相傳の古主を仇とすることは道にたがふやうなれども此もの根本は平氏たり其上廿餘年の恩賞を思ひ其心を變せす終にほろびしは義士とは是をいふべしとなり

○又目代和泉守兼高を頼朝夜討にうち給ひし事義にあたれりかゝる大義を思ひたつには事の始第一也かやうの小敵を先討ぬれば人の心も變し味方せまじきものも一味となる者おほし其時も頼朝は鎌倉におはして北條時政大將として佐々木兄弟定綱高綱義淸此三人は北條と一所にむかひ盛綱は頼朝一所にありしと東鑑にいへり頼朝高倉の宮の令旨を得義兵を擧げんと思ひたちたまひし密々の相談は小大夫昌長藤九郎盛長佐々木盛綱のこりの兄弟は其時は鎌倉にありあはせざるものなり土肥次郎實平岡崎四郎義貞三浦大介義明高尾の上人文覺北條四郎時政此八人より外は知事なしといへり夫人の家ほろびん時節にをよんでは是非をはかるにあたはずしかれども家の餘殃を子孫につたへん志慮あるにをいては其おもんばかりを能々思惟有べきことなり先今度高倉の宮御謀叛は五月十五日に露顯せしなり頼朝義兵は九月也又藏人行家みやの令旨を國々の源氏にあたへしとかくれなしなんぞ三井寺南都などをほろぼさんよりはやく討手をくだすか。さなくば其國の守護におほせて右兵衛佐頼朝を先誅し其弟土佐冠者希義是は頼朝義兵をあけられて後に誅せらるゝ。遠江國に有し蒲生冠者範頼醍醐禪師全成其弟の禪師圓成是は八條院の坊官にて有し也其弟鞍馬寺にありし遮那王丸此六人を先

誅し。又源三位頼政が孫仲綱が子とも左衛門尉有綱其弟の頼成成綱廣綱頼季此五人又義賢が次男木曾冠者義仲是が兄仲家は頼政と一所に宇治にてうたれぬ其外義朝の弟其志田三郎義憲十郎藏人行家淡路冠者爲家賀茂冠者頼定同正親松井の冠者維義同義俊義成僧部仙覺律師頼憲是等は義朝うたれ給ひて後は爰かしこにたゞずみ有かなきかの躰なればたつね出し皆悉く誅戮すべきものなり いかんといへば其親を殺其子孫いかて積爵を存せさらんや。其上此者共は武門の棟梁にもたつべき器量なり。さいへはとて大身なるものはころすべからす大身なるものをころさんとすれは大亂となるものなり若又大身なるもの敵とならんとうたがはしくは其國のおさへとして隣國に其器量をえらび二心なきものをまもらすべし此外末〱の源氏は逆心を思ふといふとも人數つかされは一身のはたらきにては大義を思ひたつ事は成かたき物也。先以前に流人の身として北條と頼朝卿と縁者になられける時。平家より此事をおさへ同心なきにおいては討はたすべき次第なり。つたへきく呉王夫差句踐をたすけ項羽鴻門の會盟の時項羽をろかにて沛公を誅せすして後却而項王ほろぼされにき前車のくつかへりしをみす太政入道我威をたのみたやすき僧法師寺をたやし大をさしをき小を事として一門此時に至てほろひぬ。一陣を破りても殘黨を討たざれは何を以か全からんやかくのことく智略をめぐらしても亡身とならんは天命と悟てくゆる事あるべからすおろかにして亡國となるは天命にあらずとしるべし義朝舍弟其頼朝兄弟其外武門の棟梁にも成ぬべき國々の流人共皆名ある武士共と緣者となし其子孫人とならんは時のまなり只大龍を深淵に入猛虎を竹苑にはなちやしなひしにことならずや

朝敵そろへの事

○抄ニ云ク畠山庄司重能　桓武十三代秩父太郎大夫重弘か男なり

○小山田の別當有重　同く重弘か次男

○宇都宮左衛門朝綱　鎌足公十六代宇都宮權守宗綱男也鳥羽院の北面號ニ八田一

○池禪尼　鎌足公十六代從四位下少納言宗兼女也

父も歌人也
○三寶　佛法僧是也僧とは天竺の語なり此には和合と云ふ昔は僧とは文珠普賢又羅漢を云今此には八宗九宗の僧也
○日本磐余尊　人皇第一代神武の御事也自二周武王一至二四百七十三年辛酉一於二日向國一即位右に記レ之
○大石の山丸　系圖未レ見號二圓大臣一雄略十三年被レ誅レ之
○大山の王子　第十六代應神の御子御母は高城入姫なり帝崩して三年空位時に此王子爲レ奪二帝位一仍御舍弟兎道太子誅レ之此三年後仁德天皇即位
○山田石川　蘇我の滿智大臣六代の孫雄正子長男也持統天皇の御母遠智姫の父也いとこの入鹿か誅せられし時大兄の王子と心を通じ申けれは遁て終に滅されけり
○守屋大臣　物部氏大連目三代の孫大連尾興の男也聖德太子誅レ之
○蘇我入鹿　蘇我馬子の男蝦夷大臣の子也朝權を專にして皇家をあなどる心ありて其家を宮門と云ひ諸子を王子なんど云り上古よりの重寶は皆私の家に運び置きけり中にも入鹿悖逆の心甚し聖德太子の御子達科もなきに悉亡し奉る爰に皇子の中に山背大兄と申は舒明の御子なりけるが鎌足と意を合入鹿を被レ殺父蝦夷も家に火をかけて燒失す國記重寶此時失山背大兄は聖德太子の御子也
○大友眞鳥　天智天皇の御子也天武は天智の御弟也天智崩時天武は皇太子也大友の王子は太政大臣にして天武を閣位に即きたまふ仍て被レ誅又大友は本名伊賀と系圖に有眞鳥とはなし眞鳥人と云は皇八世孝元天皇七代の孫に平那大臣眞鳥宿禰と云あり然れども此大臣朝敵とはなし其上時代相違せり不審
○文屋の宮田　淡海公の御子四人をは四門と云武智麻呂をは南家と云房前を北家と云今の執柄大臣皆此末なり式部卿宇合を式家と云左京大夫麿を京家と云此宮田丸は宇合の男也御靈八所の其一なり
○橘逸成　淳和の御子恒貞親王の男也承和元年に反逆仍て癈せらる御靈の其一也
○氷上河次　系圖には繼と有延曆元年に謀叛

○伊與親王　桓武の御子母は夫人藤吉女也盛衰記に平城の帝に討るゝと有續日本紀には於二河原寺一御母共に飢死と有

○藤原廣嗣　式部卿宇合の男母は左大臣石川九國盛大相也乘二名馬一筑紫より一日に都にのほりし人也討手向ひし時其馬にてはかたの海に入り惡靈となる豐後の國鏡明神是也

○惠美押勝　孝謙の重祚稱德天皇の御時武智丸の次男に藤原仲麿と云是寵臣として我一人と世を押行て是にかつものなかりければ帝是を押勝と名け給ふ官は中衞の大師に至りしかば藤原に二字加へて惠美の姓を給ひき其後弓削道鏡を寵幸あるに依て押勝忿りて廢帝を勸申上皇后を傾とせしかは天平神護元年に誅せんとす于ゝ時押勝近州高嶋に逃走時大將軍向て竹生嶋の神に誓て云普天の下王土にあらずと云事なし今名山も大川も皆神有て皆國を守り給へり嶋神若靈異あらは此度皇威を助け給へと云々然は俄に東風吹て惠美が軍船皆破損して遂に亡にき

○早良太子　光仁の御子母は桓武と同し配二淡路一於二途中一追二號崇道天皇一

○井上廣公　廣は皇に作べし聖武の姫宮也光仁の御子他戸親王と共に於二獄中一死す兩人神に現す龍となる

○藤原仲成　式部卿宇合三代の孫正二位中納言種繼卿の男母は參議粟田の道麿女也平城の帝此平安城にて御位四年して御弟嵯峨天皇に御位を讓給ひ舊都にまし〳〵けり時に尚侍藥子舍弟の仲成等上皇に勸申て逆心あり仍て田村丸討手に被向合戰ありしに仲成敗北して誅せらる上皇御出家同春宮高岳親王も御出家ありて弘法の御弟子眞如と申は是也貞觀四年入唐の時道にて失給ふ藥子は座事

○平將門　桓武三代の苗裔平良持か男也執政家に事まつり使の宣旨を望申けるに許なし仍て下野國に下り伯父國香を討相馬の郡に都を立自平親王と稱し官爵をなす仍て國香の男平貞盛藤太秀鄕兩將として滅す其首天慶三年二月十四日に登る

○藤原純友　鎌足公九代の孫太宰大貳良範か男なり是も將門と心を合す仍て小野好古を遣して追討あり

○安陪貞任　陸奥の住人安大夫安陪頼良か子厨川二郎大夫貞任といふ源頼義討レ之

○宗任　同弟也富海と云フ

○對馬守義親　八幡太郎義家長男也勅宣を違背せしかは康和二年に出雲の國に流罪配國にして猶依レ在ニ狼籍ニ嘉承二年十二月平の正盛是を追討し天仁元年正月に義親が首並に郎從の首四つ上洛す

○宇治の惡左府　頼長公也富家殿の次男也保元の亂の張本也

○惡右衞門督　信頼也平治の乱の張本人也依て搦捕於ニ六條河原ニ十二月廿九日被レ誅

○延喜の御門　醍醐帝也

○書に云〻公卿殿上人あはれとくして事の出こよかし我先に打手にむかはんなど云り

○議して云是は平家をさみしていへるなるべし又は物の差別もわきまへざる若き血氣にていへる事も有なんかやうの時物に心得たる勇士などはかりにもいはさることゝ葉也やたけに思ひても仕損ずる事もあり又仕すましても物なれたる兵は廣言いださす人毎に御高名比類なしといふとも只其時の運命にこそといひては心のおく深くみゆる物なれ事いでこぬ已前に廣言をいふ人は十人のうち八人は臆病なる者と知べし漢の高祖の臣韓信は淮陰郡のものなるがわかきとき淮陰にて所のばかもの共より合かれが心をみんとて此人〳〵のうちまたをくゞれくゞらずんは物みせんといひければ八〳〵のうちまたを韓信くゞりけると也後に沛公につかへ四百餘州に聞えたる勇士となれり大行の心さし有ものはかくのごとし心得べき事

○書云畠山庄司重能小山田別當有重宇都宮左衞門朝綱大番役にて在京して居たりけるが畠山申けるはしたしうなりて候間北條はしらず候自餘の輩はいかで朝敵の方人は仕候はじといへり

○議して云此三人のもの共皆内意は頼朝に心ひきし也しかりといへとも上方にあれば力なし只當座のこと葉に太政入道の前をはかりていへり其後暇給はり關東にくだるとひとしく頼朝の味方に參しとかや秩父の重忠も父重能在京してあればいかに源氏に心ありといへとも是非なく人數をもよほし都への聞えに軍をばしたりけり此故に一身にもかけ

ざりといへり重能と有重は兄弟也其子共なれは秩父の重忠稲毛重成同小山田五郎行平等衣笠の城へ押よせたゝかひしに三浦大介義明は其時八十九歳也とても我餘命かぎりありわかき子共又弟共はいかにもして頼朝をみづき奉れといひて衣笠の城にて打死しけりとかや頼朝は上總の國へ落給ふと聞えしかは大介が弟三郎義久四郎義春五郎義季又長男荒次郎義澄其弟平九郎胤義十郎友澄又長男義村かれら七人は頼朝の跡をしたひ上總に行きし也又秩父小山田も都への聞えひとつのことばかりなりけれは上總へも攻ゆかず敗軍の士卒をもさのみしたはざりけるものなり

又本緒に頼朝を朝敵といひてむかしよりの朝敵をかきのせたり

○議して云此頼朝は院宣によつて義兵をあげられたり其の上高倉の宮の令旨なり主上は未だ三歳也萬機の政は皆法皇の御行其上攝政是を政務せりされば何を以此頼朝を朝敵とはいはんやとわかき公卿殿上人はたゞ是は平敵といふべきやとてわらひあへりけり

感陽宮の事

○抄に云燕太子丹　周の顯王三十七年に燕の易王立て四十六年に初て王號を立第七代王喜と云まで合せて百十一年也秦より王貢を遣はし遂に虜にして來り滅たぞ始皇廿五年なり

○馬に角生烏の頭白くならんを可待

粲花篇に云馬角生久覊ニ外境ニ得レ歸曰ニ馬角生ニ矣燕太子丹爲レ質ニ於秦ニ求レ歸秦王曰待ニ烏頭白馬生レ角當レ放ニ汝歸ニ太子仰レ天慟哭烏頭白馬角生秦王大驚乃遣歸

○始皇帝　莊襄王の子也母花陽夫人呂不韋云臣后と密通して儲たる子也姓は呂十三歳の時即位治三十七年四十九歳於ニ沙丘ニ崩す呂不韋我密通を遁謀に嫪害と云臣を后のそば近く置是も密通露顯して被レ誅呂不韋は蜀の國へ流罪是も後に以レ毒害す太后は陽宮と云所に囚人のごとくにしてをかれたり

○妙音菩薩　法花經涌出品に有琵琶の役の菩薩也仍琵琶法師尊レ之

○靈山淨土　天竺靈鷲山也釋尊法花を說給ひし所

なれば淨土とは云り
○孔子　名は丘字は仲尼父は叔梁紇母は徴在魯襄公二十二年庚戌十一月四日生魯定公に仕て爲二大司寇一哀公十六年四月八日卒す七十三歳
○顔回　氏は顔字は子淵名は回魯國の人也魯の昭公三十一年辛巳生哀公四年に死す三十一歳
○震旦　大唐を云ぞ天竺は月氏と云日本は日域と云是三國也月星日此三光を表す
○綸言返らざる　綸言如レ汗と云につけて也易の渙の卦有三巻めに記
○官軍　右に記
○荊軻　史記列傳二十六に云荊軻は衞人也其先は即齊人徙二於衞一衞人謂二之慶卿一而之レ燕燕人謂二之荊卿一云々略レ之
○田光先生　史記八十六刺客傳に云田光が云く吾聞レ之長者爲レ行不レ使三人疑二之今太子告レ光曰所レ言者國大事也願先生勿レ泄是太子疑レ光也夫爲レ行而使三人疑二之非二節俠一也欲三自殺以激二荊軻一云願足下急過二太子一言二光已に死して明に不レ言也因遂自刎而死ス

○驥麟　左傳三十巻經十有四年春西狩獲レ麟注に麟者仁獸也聖王の嘉瑞也時に無二明王一出而遇レ獲仲尼傷二周道不レ興嘉瑞之無一レ應故因二魯春秋一而脩二中興之敎一絕二筆於獲麟之一句一所レ感而作一固所二以爲一レ終也魯の大夫に叔孫氏と云者あり其下人車を御する者に子鉏商と云者あり薪を採りに大野の中に行たれは驥麟か出てたるをみてしらされは追まはして左の足を打折て載て以て歸たぞ叔孫も是を知らず不吉の事と思ひて城郭の外へ捨させたぞ孔子聞給ひて彼所に行何とて只今出てかゝるめにあひけるぞとて悲泣し給へり是を聞さやうに仔細ありける物かとて又取て歸りたぞ其の時子貢孔子に問何とて啼泣あるぞと言へは子曰麟の至るは明王の爲也出ること非レ時而見レ害吾是を以て傷と云々家語第四辨物篇にあり
○駑馬　史記二十六田光か云臣聞麒麟盛壯之時一日而馳千里至二其衰老一駑馬先レ之驥麟千里の馬と注したぞ駑馬は字書にも最下馬と注せり文選四十七には御二駑馬一とあるを駑劣馬也と注せり千里はゆかねとも譬て云り

○穴賢　下學集に云く上古は和漢ともに未レ知レ家人居二土窟一恙虫螫レ人故に本朝書札の末に相勸て穴賢言土窟之穴賢閉塞して可レ防二恙虫一

○樊於期　本は秦の將也得レ罪之レ燕

○秦舞陽　秦は姓名は舞陽燕の勇子也

○管絃　管は篳篥笛絃に和琴琴琵琶

○敵の方は水我方は火　五相生五相尅有此水尅火は敵より尅す仍て不吉と云り

○白虹日を貫　勺府に云く荊軻發して後太子丹見二白虹貫一レ日不レ徹曰事不レ成と云々天文道の見所也

○咸陽宮　關中記云く秦の孝王都二咸陽一今の渭城是也始皇都二咸陽一今城南の大城是也山南を云レ陽水北をも亦曰レ陽其城在二渭水北一又在二九嵕諸山南一故名二咸陽一

○田面雁　第二卷に記す

○刑人は君の傍に不レ置君子は刑人不レ近
公羊傳に襄公二十九年に君子は不レ近レ刑一人近二刑人一則輕レ死道也注に云く刑人は不二自賴一也疏云ク猶言レ不二自重一似二若二世人一名二輕賤之物一云レ非レ可レ賴也或禮記曲禮曰刑人は不レ在二君王側一注爲二怨恨一爲レ害

○軍旅　五百人を旅と云也又もろ〳〵也と云たぞ軍衆と云心也軍衆は必他國へ打出る物なれは旅の字を付る也衆出る則は旅寓す故に謂二任レ外爲一レ旅也

○花陽夫人　史記列傳二十六に云色女が琴を鼓二琴聲一云羅單衣は可二裂而絶一八尺屏風は可二超而越一鹿盧之劍は可二負而拔一王於レ是奮レ袖超二屏風一走レ之と云々花陽夫人と云始皇の母后也然るを本經にかくいへり不審

○傳云秦皇六國を合燕の太子丹をいましめ置事十二年或時丹の云ク我古郷に老母あり是を一めみん事をこはれしかは始皇の云馬に角生烏のかしら白く成たらは古郷にかへさんといへり時に丹天にあふき地にふしいのられけれは田舍より角生たる馬を引まいる其時又かしらの白き烏庭前の木にとまり居けりされは綸言かへらざれは是非なくして丹に古郷へ歸るべしとゆるされけりといへり

○議して云馬角烏白はむかしよりなき物なれとも

天性にかやうの癡ありされは綸言汗のごとしといへれはいぶかしながらゆるされけり仍て天子に戯の詞なしといへり天子とある事は常に衣冠たゞしくし左史右史とて帝王の左右に博學の儒道の者常にさぶらひて天子の立居綸言をしるす大事はかくのごとし

○書云太子丹を本國へかへされける事始皇悔あやしみ給ひて燕の道に大河あり此川楚國にあれば楚國の橋と云此橋の中を切太子丹渡られん時おつるごとくにこしらへたりといへり

○議して云かやうのたばかりごとはせざる物也ころさんとならは秦にてなりともさなくば燕へ官軍をさしつかはしほろぼすべき也人をたばかりぬれは何事につけても人疑をなし心の外なる事出くるものなり

○傳に云太子丹燕に歸りて後秦にしたがはずといへり

○議して云く丹道理にそむけり此後はいかやうにも始皇にしたがひ忠節をつくすべししからは國も其身もながく全からんかやうの非道に仍て皆亡身たり今の頼朝とはかはりたり頼朝は勅命とはいへども平治の亂の時清盛はからひにして先我おぢの忠正同子供國正長盛忠綱正綱通正此六人を打て出し義朝一類をたやしゝもの也しかれば其罪は平家にとゞまらんか今書にいへる太子丹は罪は其身にあり楚國のうき橋の積鬱を捨始皇に隨分身命をすてつかへは天利にもかなふべきもの也其上殺害にをよばは天命と心得べし死てのちも道理にたがひぬれば末代の耻辱にあらずや

○傳に云く丹荊軻と云臣をかたらひしに荊軻田光先生といふものをかたらひ此一大事をかたりて後に此事人にもらしたまふなといひければ田光疑をさんぜんとて李の木にて頭をくだき死たりといへり

○議して云かやうの一大事をかたりたのむは其人の心と我心とひとつにしていひいたすものなり然るに語て後に人にもらしたまふべからずなどいふこと史記の八十六には書たれどいはゞまことに童などのいふやう也田光先生義士勇士たぐひなきもの也樊於期（ハンヨキ）か事議するに及ばず

○傳云く荊軻と秦舞陽と二人樊於期が頭燕の指圖を

持咸陽に越しに道にて管絃の調子を聞又白虹日を貫てとをらず然れば本意とせん事有がたしといへり

○議して云只二人咸陽に行此本意とげん事は萬に一ツと心得ざる事はをろか也又舞陽咸陽をのぼるとてわな〳〵とふるひ九門をまもる官人にあやしまれし事兵書に云白息口傳といへり是は何事にても一大事とおもふ時急度心を思ひ返し只常々の常住の心をもていへること也藝能にかぎらず主人高人の前或は一大事の時のおしへ也

○傳に云王に近き奉り燕の指圖樊於期が首を入たる箱の中に劒みえければ始皇帝さらんとしたまひけるを荊軻とりつきをさへしといへり其の時始皇少のいとまをえさせよ婦人の琴を聞冥途の思出にせんといへりければ荊軻少の期をのべたばかられ二人ともにやみ〳〵とうたれけりといへり

○議して云此事史記に史馬遷くはしくのせたりむかしといへ異國といひかやうのおろかなりしことは我朝などにはかたはらいたきことなり然共義經の兵書に云組討の時先を思ひ組伏し時急を思へと云とあり是はたとへば軍の時入みだれたたかふに互に名乗あひ馬上にて引くんで兩馬があひにおつる時地に落つかざるさきに鎧どをしにてわいだてのはづれほうあとの下草摺のあまり猶豫なくつけとの義なり人にせんをこされなとのをしへ也又組伏て心のまゝなる時はやく頭をうてとのおしへ也組ふせられてて智略あるものは最期の十念せん或は又いひをくべき事あり少くつろけ給へなといひて敵の心をとることありもしくつろげられてとつて押かへすことあるによつて是非をきかす首を打ものなり荊軻始皇に取つくとひとしくころすにおいては仔細なしかやうの大事を思立是ほどに天のあたへ給ふ事を急にをこなはざることを末代の人にしらしめんがためのおしへなり夫人たる者は平生天利にそむかざるやうに嗜むべきことなりいかんとなれは時の權柄によつていやしき人にもしたがふならひは世の常なり太子丹道理にちがひし故に荊軻秦舞陽二人ともにうたれ始皇は運をひらき丹ほろびにきとしるべし生を請人として人倫の道にたがはんことはいとくちおしき次第にあらすやか

りにもいたづらに月日をおくるとなかれ其家〱の所作をこたることなかれ其の所作をおろかにして他藝をあながちにすべからす家をおさめずして藝能を專らにすることなかれ何事にても學びてあしき事はあらねども益なきわざはいとまある時の餘慶と心得べきことなり

文覺のあら行の事

○抄曰文學上人　姓は藤氏藤原の持遠か男也俗名盛遠十八歲の時誤て斬ニ婦首一仍て出家す諸國修行して後至ニ高雄山ニ元亨釋書に有り

○慈救の咒　めくみすくう咒なり

○慈救三洛叉を滿と思ふに億十を洛叉と云　すくうめぐみに依て億十三門の底までも此行をみてんとの義なり

○八大の童子　八大天王或は八大龍王法花經に難陁、跋難陁、娑伽羅、和修吉、德叉迦、阿那婆達多、摩那斯、優鉢羅是なり

○天童二人　金迦羅制多伽也或はこうぎやらとも云是は忿怒の面として魔を降伏する也制多伽は善をつかさどり慈悲を起す也

○不動明王　秘密の正躰也普賢並に金剛薩埵大日何も一躰也

○勇猛の行　いさみたけくおこなふと也

○都卒天　都卒の內院とて菩薩衆のまします天ぞ

○那智　飛龍權現本地千手觀音

○大峯　役行者開基峯に閻浮壇金の釋迦在仍て釋迦の嵩とも云也仁和の比大蛇ありて入事不レ成然るを醍醐草創小野の元祖聖寶蛇を殺し入始む仍て當山といふ也聖寶延喜九年七月六日行方不レ知飛行法務僧正東大寺別當也大友王子の男兵部卿葛野王の子也力三十人力と云々歌人也

○葛城　第五十二代嵯峨の御宇弘仁七年丙申空海建立

○粉川　四十九代光仁の御宇寶龜元年に立紀州那賀郡に有ニ獵者一姓は大伴氏名は孔子古居レ山或時童子來て孔子古に託て作ニ觀音像一元亨釋書にあり

○金峯山　義楚六帖第十一の卷に云日本國都城の南五百餘里有ニ金峰山一項上有ニ金剛藏王菩薩一第一靈異山有ニ松檜名花軟草大小寺數百節一行ニ高道一者

居レ之不一肯有レ女人得レ上至レ令男子欲レ上三月斷ニ酒肉欲色一所レ求皆遂云ク菩薩は是彌勒の化身如ニ五臺文珠一と云々二十九代宣化天皇三年戊午權現出現

○白山　伊弉諾尊也妙理權現山王にては號ニ客人一本地十一面觀音也養老元年四月一日泰澄法師安產

○立山　越中國也

○富士　本朝文粹十二に載ニ都良香富士山記一名ニ山富士一取ニ郡名一云り山有レ神名ニ淺間（センゲン）大神一と云々又緣起に云く人王六代孝安天皇九十二年六月一日富士山涌出すと云々山の宮は爲ニ本宮一大宮は號ニ新宮一

○箱根　地神四代彥火々出見尊本社也又有ニ駒形權現白和龍王右龍王左鵠王及客人宮一是は熊野の權現也

○戶隱　爲ニ春日別社一伊勢內宮相殿左の脇に祭ニ此神一思兼の神の子也號ニ手力雄一天照太神磐戶に籠り給ひし時八百萬の神達磐戶の前にて神樂を奏し舞諷給ふ其時磐戶を少あけたまへは其戶を持て信濃の國まで飛去り給ふ仍て號ニ戶隱明神一神書に云り

○羽黒　權現本地大日出羽の國也

○傳に云く賴朝伊豆の國に流罪せられ廿餘年の春秋を送り今謀反をおこされしことは高雄上人文覺坊のすゝめなりといへり

○此文覺上人は書にいへるごとく俗名盛遠とて上西門院の侍たりしか十九歲の時山州鳥羽と云所にしてあやまつて妾を害し悔ても益なき事ならぬは發心をおこしかくたぐひなき驗者とぞなれりけるその女の塚いまにあり世人戀塚と是を云り然るに此文覺坊の強行正覺修行して佛果菩提心にあらす難行苦行をして其行力を達せん爲めなれば大乘圓頓は遠くして小乘外道にちかしといへる族もあり然といへども釋尊も十九歲にて王宮を出給ひ檀特山に入り阿邏々加摩邏二人の仙人を師とたのませ給ひ十二年の間菜摘水くみ薪こり難行苦行ましましてつゐに後成道なり給ふとかや其外六婆羅密を行じ肉身を捨三業をはなれ菩薩にちかひし羅漢もあり或は壁に向て九年の間座禪工夫し得道悟道せし祖師もあり又は釋氏教法を以て佛果をえし祖師も

あり佛敎の方便品々なりといへば其の心に應ぜし敎法をおこなひ願力のいたる所いづれを勝劣ありといはんや又周公孔子のつたへたまふ仁義禮智の道は人間一生のうちをろそかにしては天道のにくむ所歷然たりとのいましめなり儒道より佛敎は眞實の所なりと思ひ方便を信する人間のならひはいかにといへり又佛敎の心は種々說法の方便を以てをろかなる凡夫をまことの道に引いるゝ道理是亦大道にあらすやといへり只つゞめる所は佛法の大乘小乘も聖人の大道も皆悉一也としるべしいづれはすぐれいづれはおとりなど沙汰に及ぶは愚人のいへる所なれば此文覺坊の强行も其の心に發することなれば佛道修行と云つべしいにしへなきにしもあらず役の小角越州の泰澄のたぐひ也善にも惡にも達したる上人とかやいふべきのみ

勸進帳の事

○抄に曰く稱德天皇　四十六代孝謙の重祚也四十八代也聖武の姫宮御母は光明皇后也治五年神護慶雲四年八月四日崩歲五十二

○和氣淸丸　十一代垂仁天皇十七代平の麿卿の男母は贈從三位正有卿女也爲二高雄山神護寺檀祖一仍て崇二護王善神一爲二彼山之鎭守一

○法住寺殿　後白河院の御所也五條に有り

○眞如廣大也　眞如とはまことの佛性の所也眞如の月眞如の玉など云て佛の體をうけて人間と生れては常なれども六根にまよひて眞如の本心を不レ知悟れる人は是を知れり世界國土天地にみちみちてある眞如なれば廣大なりといへり

○雖レ立二生佛假名一法性隨妄の雲厚覆　生佛とは佛の躰をうけたと云ことぞ假名は佛のかり名也法性は萬の法々は即佛也と云事ぞ然るを隨妄の雲あつく覆とは妄はいつはる又みだりとよませたぞみだりなる雲に厚くしたがひいたると也雲はいくへとも限なきものなれば也

○靉靆十二因緣之峯ニ以來　十二因緣とは一に無明也是は前世の智惠なき所を云ぞ二には行是も前生にて惡行をなし又娑婆へ生たる所也此二ッを前生の事とみる也三に識是は無明と行と二ッの惡緣に依て又生を請母の胎内に魂の宿りたる所を識と

は云ぞ四に名色是は胎内に宿りて後心相續して其形肉をまろめたるがごとくなるを云ぞ五に六入是はわつかに六根の形を具する所也是まで以上三つは胎内の相也六に觸是は誕生したる所也心はあれども欲もなく火に觸てはあつき故に啼き水にふれては冷なるに依てなく是を以て云り七に受是は一二歲にして目に見て物をとるといへども愛着もなし唯當座計也是を云第三の識より第七の受までの五つを現在の五果とは云也果と云は前生の無明と行との惡心惡行の因に依て今此身を受たる故に果とは云也八に愛是は三四歲にして心生長して愛見程の物に少愛着の意あるを云也九に取是は八九歲の比貪欲も漸く深く四方に走りて物を求むる位を取と云也十に有是は十四五歲に及てより百歲にもをよべ貪欲嗔恚愚痴又は身口意種々の惡業を作を有とは云然は上の第八の愛と第九の取と第十の有此三つを現在の因と云意は此三つの業が種と成て未來亦生を受る故に因とは云也然は因と云は種と云心也十一に生是は未來の身を請る事也此生の中は今現在の如く胎内誕生成人などの事を含みたり十二に老死是は人々生老死のあるごとく未來にも亦ある事を示なり以上十二を過去現在未來の三世に分て因と緣とに依て果を得るとなり人界に此十二因緣をはなるゝことなし然ば高雄山に人の住始しより以來と云る也

○本有心蓮の月の光幽未ㇾ顯二三毒四曼之大虛一 本有は根本也心蓮とははちすとよませたぞ山谷詩に蓮は生二於泥中一與ㇾ泥不二同條一といへり泥より出て泥にそまずと云り月の光を淸心の蓮にたとへて云る也三毒は貪欲嗔恚愚痴是也四曼は身煩惱業苦是等に依て大虛の淸光もかすかにしてあきらかならずと也又四曼不離と云て四種の曼茶羅を略して云事有曼茶羅とは密宗の意輪圓に具足とてうけたることのなきを云也其四曼と云は一大曼茶羅是は人の五躰の當躰をさして云也二三摩那曼是は輪法の劒のそれ〳〵の持道具か即三摩那也三法曼是は眞言の文字一字一句も皆悟りの躰なるを云四に羯磨曼是は結佛菩薩の尊形を書たるを云也此四は人の身をはなれぬ物ぞ此四曼にとれは三毒に覆心蓮の月の光も四曼の大虛に不ㇾ顯と二義に注がある

也

○佛日早く沒して生死流轉の衢冥々たり

佛日早沒すとは光陰はやくうつり生死流轉の業をもおぼえず徒にくらし死ては生じ生しては死す其衢冥々たり冥はくらき也

○只耽レ色耽レ酒　婬酒の二つにあだに世をまよふとなり佛是を戒て邪婬飲酒との給ふ聖人も過不及といへり

○誰か謝ニ往象重淵迷一　大論に云象は常に靜なる者也然れども氣をたつればいかなる淵川海へも走入也陸にては常は人次第につかはれ淵川に入てをのれひとりあがり得ず是を人間のまよひにたとへていへり

○徒に謗レ人謗レ法是豈免ニ閻羅獄卒責一　人をそしり法をそしり徒に一生をくらせは閻魔の廳に至て修羅畜生の苦を請獄卒は牛頭馬頭の責に逢と云事ぞ閻羅は閻魔王の事ぞ

○再歸ニ三途火坑一　三途は火途刀途血途是地獄餓鬼畜生也火途は焦熱大焦熱地獄也刀途は餓鬼の事也餓鬼は爪刀のごとくに成て互にきり裂する故なり血途は畜生也畜生は血を飲肉を喰故に云也是四解脫の說也火坑は火の穴ぞ

○長廻ニ四生苦輪一　四生は胎生卵生濕生化生此生を請に四つの品か有ぞ或は又地獄餓鬼畜生修羅也人間天上はさてをき此四生を長流轉せんとの義也

○無二顯章千萬軸軸々に明ニ佛種因一　無二の顯章は四十二章經の類ぞ千萬の軸とは數限もなく經論を明し佛種の因をむすび勸るとの義ぞ

○無ニ一不レ到ニ菩提之彼岸一　菩提は天竺の語也此には道と翻釋す彼岸は極樂云

○上品蓮臺に結レ緣　上品とは彌陀の九品の上品ぞ蓮臺ははちすのうてななり

○妙覺王の靈場　等覺妙覺とて等覺は諸菩薩の淨土妙覺は彌陀の御座極樂也王とは彌陀佛を云り

○表ニ鷲峯山一　天竺靈鷲山をまなぶと也摩謁陀國に有り大論に云鷲に似たる山形也仍て云又云鷲多く有故に名とす

○鋪ニ商山洞若一　四皓が隱居せし山ぞ四皓は東園公角里先生綺里季夏桂公是漢の賢也

○聚沙爲佛塔功德忽感ニ佛因一　花嚴經の文也童子

砂をあつめて寳塔を作ル是も佛果の緣となるまして一紙半錢の寳財にをいてをやと云り

○金闕鳳暦　帝邑か云天子の居所又闕中記ニ別鳳闕ニ又三輔胡事に云北に有ニ圓闕一高さ二十丈上に銅の鳳凰あり故鳳暦と云又鳳闕共云と有り

○里民緇素　緇は出家素は俗を云也

○歌ニ堯舜無爲之化ヲ一　堯は天下を子に不レ讓諡法に曰仁聖盛明曰レ舜舜は諡也皇甫謐が云字は都君と云史記には重華と有り孔安國が云華は謂ニ文德ヲ一其光を云也又重て合ニ於堯ニ一と云文德重續たる故に重華と云々此御代には五日の風十日の雨とて風雨も時を定たぞ

○披ニ椿葉再會之笑ヲ一　葉を花に作へし莊子の大椿八千歳の心を以云り稀なる再會と云ふ意也

○翫ニ三身萬德之月ヲ一　三身とは佛身辟支佛聲聞是也又云非人執金剛神觀世音是も三身と云

○傳に云文覺上人高雄の神護寺を造營せんとて勸進帳を作り院の御所法住寺殿へまいりしに折節御遊にて聞しめしも入さりしかば御庭に入勸進帳たからかによまれしかは御遊の管絃も興さめけれは院中の侍ども追出せども出ずして神護寺へ庄を一所よせ給はざらんには出まじきとて高聲に猶勸進帳をよみあげよりつくものをつきたふしゐほし打落しなどしてあまつさへ後にはふところよりつかまきの劍を取出しぬき持てふりまはられければ安藤武者右宗といひし人劍を打おとし其時大勢にて文覺坊をいましめ獄舍せられけりといへり

○議して云堂塔加藍を建立し或は造營する事尤功德といはんまして沙門の身におひてをやしかりといへとも文覺坊法住寺殿にて御坪のうちに入御遊の折から興をさますのみならずふところより劍をぬき出し庄を一所にても給はぬにおひては出まじきなといひよりあふものをはねたをしなとせられし事は沙門の身におひては無道たり釋に云り利劍則是彌陀號といひ或は多門は鉾をよこたへ愛染明王は弓矢をたいし不動は利劍絹索を持たまふ是は人間の惡業まうねん或は魔障をはらはんためのしめし又は彌陀を念すれは其名號劍となつて十惡五逆みな滅すとのをしへ也しかるに今の文覺坊は其利劍とはたがへり又勸進帳を作り十方檀那をすゝめ

そのたすけを以て佛閣の破損を修造する事は世の常也奉納の功德は一紙半錢によらず施衆（セシユ）の心に應ずるにまかせて萬民の他力助成を以てこそ或は建立又は造營もあるべきになんぞこなたより押乞せらるゝ事施衆の奉謝とはいひかたし其上大行を修せし沙門として獄舍せられ解脫の衣忍辱（ニンジク）の袈裟を穢（ケガ）のみにあらず惡僧の名を得し事ひとへに口惜き次第にあらずや

○かくて文覺は美福門院かくれさせ給ひし大赦に獄舍をゆるされて後又勸進帳を持て洛中洛外貴賤に奉加をすゝめまはられしに法皇をさん／＼に惡口し其上平家の一門みるがうちにほろびなむなといひまはりせられけれはとかく惡僧のくせものなり流罪せよとて伊豆の國へぞながされける時に法便の者共文覺にいひけるは知人は持給はぬがしたしきかたもさふらはゞ遠國に趣給ふに土產粮料なとも請給へといひければ聖よき知人こそあれとてふみをかゝせ其あて所は淸水寺の觀音とかけといはれければ下部どもそれは人をあざむくにこそあれとてさしをきけるといへり

○議して云聖（ヒジリ）此こと葉は殊勝也たとひしたしきより土產ありといふ共沙門の身として遠流にをよぶきはになりていかでか請んやましてこなたより粮料などこはんはむげなるへし平生聖の行跡あまりすみやかにして世間のおこなひをにくむゆへにかく思ひの外なる座事にはあはれけり楚の屈原唐の李太白がたぐひ也世にをしうつれとの聖人のをしへをしらざる處也まして沙門の身にをひてをや

○傳に云文覺坊帝都を出て卅一日に配所伊豆の國につかれしに其間斷食して湯水をものまれすしかあれど色かたちも變ぜず遠江の天龍灘にて難風吹て船旣に破損に及ばんとせし時船底より出て加持せられければ忽風やみ事なうして伊豆の國につけりといへり

○議して云難行の功力も有けんかし行法も又たゞならずとみえたりいにしへ千觀法師は雨をいのり淨藏貴所は八坂の塔のかたぶきしをいのりなをしゝためしもあれば今此聖とても其難風の止時分にてこそあらめともいひがたし又卅一日食をたちても死せざりしことも希異（ケイ）なり人は七日食絕ぬれば氣

血の行道もうせはてゝ命をはるもの也と雖經にはいへり然といへどもむかしも柿本紀僧正眞濟入唐せられし時船破損して浮木にとりつき廿六日海上におはして雨にぬれ浪にうたれて命つゝがなく我朝に歸りたまひし又書寫山の性空は日向の國霧島といふ所に居住し給しに朝三暮四のたすけなうして夢中に食物有やうにして三年の春秋を送り給ひし事あれば此聖もさやうのためしにて三十日斷食しても存命にてもや有けんいづれ奇特なる上人と云つべし善惡の二つをそなへたる聖にてぞおはしける

文覺ながされの事

○抄に云妙音院太政大臣師長公也惡左府の嫡男

○琵琶　歌には四つの緒とよむ也

○按察使大納言資方　宇多天皇九代の孫也三の卷に記す系圖には賢と有り

○和琴　六絃有り神代には弓六張ならへて彈す

○風俗催馬樂　風俗とは時に應したる義催馬樂は諸物也御貢物をはこぶ者の其國里の歌也後鳥羽院の御作梁塵秘抄に委く有是に後成恩寺殿注し給ふ愚安抄とて有り

○四位侍從盛定　左大臣高明公六代の孫從四位上盛家男

○さゞめく　耳目と書又文選には諷々とあるをさゞめくとよむ也にぎはしき義と注せり

○狼籍　狼はおほかみ也狼の居所きはめてみだりなる物也仍て狼籍と書狼に二類有り材狼材奴とて有り一の卷に記す

○資行判官　鎌足公十二代の孫從五位上民部少輔資盛男也信濃守從五位下

○安藤武者右宗　三界無安猶如火宅法華の文也三界は一に欲界也此欲界の中に地獄餓鬼畜生修羅人間此上に六天と云一に四王天は日月のみゑ給ふ所也又は四天王のまします天なれば即ち四王天とは云也二に其上に忉利天と云有是須彌の頂にある天也此天は須彌の頂四方に各八天づゝ有合卅二天也其眞中に帝釋のまします城有合て卅三天也是を惣じて忉利天と名付たり第三に夜摩天是は忉利天の上に有第四に兜率天是は夜摩天の上に有第五に樂

變化天是又兜率天の上に有以上此六天を六欲天と名付て欲界の中と佛は定メ給ふ也三界第二の色界と云は色界天と云事六欲天の上に有り此色界に十七天有り次第〳〵に上に重り一切の色形莊嚴（シャウゴン）のきはまる天なれば色界天とは名付たり常に大梵天王などゝ云も此色界天の中の一つ也さて三界の第三に無色界と云は色界天の上に有無色と云意は此天は色形みえずして心計有てしかも生を受るなり仍て無色界とは名付たり佛法の意は此三界のありさまは天人は命も長く樂ふかけれとも貪欲瞋恚妄念有て遂に死す畢竟は安穩なき所を三界とはいへり又火宅とは欲界色界無色界と云所の人間天上の有さまを煩惱の火によつて悟を得ずして身を燒うしなふと云心を以火宅とは云也

○十善の帝位　十善は殺生偸盗邪婬の三つは身業の罪也妄語綺語惡口兩舌の四つは口業の罪貪欲瞋恚愚痴は意の上の罪也此十惡を翻して再犯さゞるを十善と云此十善に上中下の三品有り下の十善の報は修羅道の報を得中品の十善にては人間の大國の王と爲る上品の十善は天上の類を得仍て天子をは十善の君とは云也

○黄泉の旅　冥途を云きなるいつみと源氏に云り是冥途の事と遊仙窟に有り

○牛頭馬頭（ゴヅメヅ）　地獄にて罪人を呵責する者と經說に云り

○美福門院

○大赦　天下の祈禱に咎人を免（シ）給ふ也

○清水寺觀音　元亨釋書第十八にあり大和の國小嶋寺沙門延鎭行叡居士に逢て作ニ觀音像一第一の卷に記す

○龍王　龍王も此神の孫々本地大日の垂迹也

文花ヲ可考如此ナラザル人孔子ナド文覺百倍タルヲ以テシタフベカラズ是作文ヲ可知コト也

平家物語抄卷第五之上終

平家物語抄卷第五之下

目錄

平家物語抄卷第五之下

伊豆院宣の事

○抄に云近藤四郎國高

○天の與るを取されは却て其咎を受く
史記に范蠡が曰會稽之事天以レ越賜レ呉不レ取今天以レ呉賜レ越其可レ逆レ天乎且夫君王蚤朝晏罷非レ爲レ呉邪謀レ之廿二年一旦にして棄レ之可乎天與弗レ取反て受二其咎一伐レ柯者其則不レ遠君忘二會稽之厄一乎と云々

○前右兵衛督光能

○蔑如　ないがしろ也

○朝廷　帝闕の事ぞ

○敗北　資治通鑑第三の注に服虔が曰く人は好レ陽而惡レ陰北方幽陰之地なる故に軍の敗曰レ北死陰生陽なり然れは幽陰の死を敗て生の陽に向義也

○累祖奉公の忠勤　先祖滿仲より以來源家代々の忠勤也累はかさぬる也

○傳に云文覺坊伊豆の國へながされ奈古屋が奥にありければ頼朝卿のおはします北條もちかければ朝夕なれつかうまつり其後より〳〵謀反をすゝめられけれとも頼朝かつて承引なかりしかは父義朝のかうべとてとり出し廿四年の間山々寺々修行の時も我くびにかけ後世をとふらひしとて頼朝卿にみせられけりといへり

○義して云文覺坊ひたすらにむほんの事すゝめられければ頼朝卿承引なきによつて心底かくのごとくにといはんとて父義朝卿の後世菩提までとぶらひしと懇切の色をあらはさんためとみえたり此かうべをとりいださば始て頼朝卿にあひし時かくのごときといふべきにまことしからすと頼頼卿おほしめしけるはことはり也いにしへ范蠡が句踐の本意を達せしは仁義を以也呂不韋が莊襄王をとりたてしは我身榮花にさかへんがため也今此文覺坊頼朝卿に謀反をすゝめられしこと發心修行者の身なれば榮花をねがふ道なし又はわか先祖の仇にあらず又は其方將軍の相ありといへる事尤源家の嫡々なればいふにたらず又は出家沙門の身なればかやうの一大事をすゝめられし事應せすひとつも仁道に

かゝはる事なしたゞむつび哀憐のゆへを以てとみえたり其故は小松の六代御前を頼朝卿に申請頼朝卿甍じ給ひて後又謀反を六代御前にすゝめ我身も隱岐の國へ流罪せられ配所にて八十有餘にてはてられけり天性狂惑の聖とみえたりしかれとも又たゝ人にあらず伊豆の國より攝津の福原まで其道百二十餘里のほとを三日にのほり院宣をうかゝひ請て又三日にくだりたまひしこと人間の所爲にはあらす奇異なる聖とは云つべし

○傳に云七月十八日文覺坊蛭が小島に下着せられ院宣を頼朝卿にあたへられしかは先時政に是を見せをなしくあくる十九日謀反の密談あり北條四郎時政申されけるはかやうのこと遠慮あつてはいかゞなり片時もいそき近邊の諸さふらひの心をもうかゞひ廻文をつかはし可レ然とて藤九郎盛長小忠太光家兩人を使者として甲斐信濃武藏上野下野其外所々へ頼みおほしめすとの頼朝卿自判を以て仰つかはされけるに甲斐源氏逸見武田小笠原信濃に木曾義仲上野に結城七郎朝光左貫大夫廣綱下野に曾我の貴信中村時經武藏の七黨其の外の諸大名都合貳百七十餘人皆同意せり其の中に稻毛の三郎重成榛谷の四郎重朝畠山の重忠此一門は同意せざりけり是いかにといへは父畠山の庄司重能小山田の別當有重在京して有しかば心には味方にまいりたきと矢武におもふといへともかなはざりしと也よりともの卿密談の時有合人〳〵は佐々木三郎盛綱土肥二郎實平等也廻文みるとひとしく一門兄弟引ぐして參着せし人〳〵は田代の冠者信綱三浦の二郎義澄千葉の太郎種頼土屋三郎重行等也馳まいる人數以上三百五十騎八月十七日の事也此時の相談に先當國の守護和泉の判官兼高を討べしと評議ありて其夜牧が館に押よせゆへなく打せ給ふもの也是よりむほんの色をたて給ひしかは石橋山の合戰の時は人數はや七百騎に及べり此合戰に頼朝打負け給ひ箱根山にかくれそれより安房上總の方へひらき給ひしに和田の小太郎義盛梶原平三景時なと御跡をしたひ味方に成しかばほどなく又勢つきて千餘騎になり給ふとかや

ふじ川の事

○抄に云小松三位中將維盛內大臣重盛公長男母は中御門家盛卿女也
○薩摩守忠度　刑部卿忠盛八男
○吾妻　吾嬬とも書　又東　此吾妻と云事第十二代景行の御子日本武尊東夷征罸の時尾張の國松子島の岩戸姬と契給ひ其後歸京ありて薨じ給ひし時吾妻(ワガツマ)はとありしより俗に云りと日本紀に有り又和名には阿津間(アヅマ)又文選を引て邊鄙を吾嬬と云と有り
○關　都の四方に有り非常を禁(イマシムル)ため也又三關と云は相坂木幡葛輪是也
○節刀　是は刑罸の箠(ツエ)也節目去削長三尺五寸也漢の景帝の時多くたゝき被ㇾ殺或は片輪になる仍て三百を二百又は二百を百五十にして箠合を定箠長五尺ふとさ二寸の竹也しりを打也打者をかへず一人して討也漢書に有り
○鈴計を給つて　此奧に注す
○上總守忠清
○鎌倉　相摸の名所續古今の賀鎌倉右大臣實朝宮柱ふとしきたてゝ萬代に今ぞさかへん鎌倉の里
○足柄　同名所續千載旅大江廣房行末も跡もさなから埋れて雲をぞわたる足柄の山
○浮島か原　駿河の名所新勅撰雜四後京極攝政足柄の關路あけゆくしのゝめに一村かすむうきしまかはら
○長井の齋藤別當實盛　吉原則光五代の孫齋藤太實直が男也昔は義朝郞等也
○一條次郞忠頼　滿仲七代の孫武田の太郞信義男
○安田三郞義定　同六代逸見冠者清光四男也號ニ遠江守ㇾ
○書に云兵衞督殿謀反のよし頻に風聞有しかば福原には公卿僉議(センギ)あつて今一日も勢のつかぬさきに急ぎ打手をくださるべしとて大將軍には小松の三位權亮(ゴンノスケ)少將維盛副將軍には薩摩守忠度侍大將には上總守忠清を先として都合其勢三萬餘騎九月十八日に新都を立て明る十九日には舊都につきしといへり
○議して云九月二日に大庭三郞景親早馬を以て賴朝謀反の事を福原へ注進せり其上方々より四日五日に至て急を告る事しきなみ也然るを今一日もせいのつかぬさきに打手を下すべしと評議のみありて

十八日迄の延引はいかゞ是以平家の武運の末とみえたり又小松の權亮維盛を大將とせられし事も尤平家の嫡々とはいひなから軍といふ事は是始也其上此人々は生れてより此かた詩歌管絃を朝夕のもてあそびとして武道といふ事を知給はす平氏の一門にも保元平治兩度の師にあひし人は池大納言賴盛門脇の宰相敎盛なと也又軍になれざるといひても其器量をえらびたきもの也父小松重盛公は維盛卿の年の程にて保元平治兩度の合戰に比類なき働せり萬の事につき其道〳〵の器量ありとみえたりしかりといへども器量あるうへになれぬればなほまさるものなり自餘の藝能には軍はかはりあり一に人數つかひ二に智略三に地形のみはからひ其の外軍法には品々の事あり師になれぬ大將軍はたとへばくらかけにて馬をならひ書をみて見ぬ名所共の物語とおなじしかれとも生れつきに諸事になれたるものはなし大底はかくの如し先今度の大將には池大納言賴盛さなくは宰相敎盛若輩には中納言知盛又は能登守敎經此人々は平氏一門の中に心強ある體に人もいひ常々の行跡も武藝あるやうにみえし也第一は池大納言賴盛卿を大將としたき物也是いかにといへは平治の時此人の母池の禪尼の口入にて兵衛督殿命をつがれし物也しかれば善は賴盛にのこり罪は賴朝にありむかし秦をかたむけんとせし時漢楚義帝を主君とたてしはかやうなる謂所を以也義帝の祖父懷王秦をそむかさるに始皇是をあへなくほろぼせし仍て罪は秦にあり善は懷王にとゞまれりとて懷王の孫に孫心とていやしき民となりてまし〳〵けるをたつね出し義帝と請し項羽高祖もろともに軍をおこしつゐに秦をかたむけし是は范增といひし人かくはかりしものなり又大將をたつるに品あり士卒大將をかろしめては下知に應せす心〳〵にして百萬の人數とても事にたゝす又大將軍のおこなひにさま〳〵あり一飯一酒とても士卒と共にもちひ夏冬の寒暑とても諸軍勢におくれんと諸事つけたゆみなき心底第一也

○傳に云上方へのほりけるをのこをとらへ敵の人數いかほとあるとたつねけれは二十萬騎も御座候と申東國は草も木も源氏にしたがひいくなん十萬騎と云ふかぎりしらずとかのをのこ申けれは忠淸あ

な心うや大將の心ののひさせ給ひ此打手をそきによつて伊豆駿河の勢一騎もまいらすいかゞはすべきなどゝいへり

○議して云かやうのこと葉忠淸愚案によつてなり軍陣にて味方のよはきやうなる事はかりそめにもいはぬこと也敵のよはきようなることはおびたゞしくいひなす物也大將にても士卒にても敵の人數なにほどかあると思ひたまはゞ三分一に答ふるもの也是兵法の一つ也幕のこと葉さへ敵のは引といひ味方のは打といふ也吉凶はあざなへる繩のごとしと古語にもいへりまして軍陣においてをや又大將維盛齋藤別當實盛に汝ほどの强弓精兵八ヶ國にはいかほどかあらんと問給ひし事愚將たり實盛たとひ我にまさりたる强弓八ヶ國にあらじと思ふといへばとて一人もなしとはいはれましき也其上實盛は漸〳〵十三束引なれは小兵たり然共わかき大將なれは何十萬騎ありといふとも賴もしからずと御心やすくおほしめせ今度の一戰にてこと〳〵く奥州まで殘らす打したがへさせ給はんといさめたき物也大將は臆病かみつき侍大將の忠淸はにけまうけのみにていかむとして此軍はか〳〵しからんや

○傳に云先賴朝よりの智略には海道其の外里々の人民に源氏の勢は二三十萬騎と何ものかたづねんといふともかやうに申へしと也其の外鎌倉より五十餘人商人のすがたにして近江の國より宿〳〵にて關東勢は廿萬騎とふれさせ給ふ賴朝より扶持方はなくみなをのれ〳〵の持兵粮にて味方せしものなり木瀨川に着給ひし時味方の勢何ほどかあるとたづねたまへは廿萬餘騎と土肥次郎實平申上しとなりまことは都合一萬七千餘騎也しかれども知謀を以てかくおびたゞしくいひし物也是第一の兵法也しかるを平家の方よりは案内けんみのものもをかれず海士の火をみ山々のかゞりをみてはあなおびたゞしの源氏の勢やとおそれたるはかりにて富士の沼にありける水鳥の羽をとにおとろき甲斐源氏にとりこめられてはかなはじと京都までにげのほりし事は前代未聞の次第也源氏の勢廿萬騎又甲斐信濃の源氏富士のすそのより搦手にまはるといふをまことゝ心得ば富士川を越大河をうしろにして一人も生ては歸るまじきと心を一偏にしてたゝか

ふにをいては人數は多勢也國々のかり武者は其數にいれず平家普代の人數は三萬あり何のやうもあるまじきにをめ〳〵とにげのぼられしことは是大將一人の臆病より出たり又は太政入道の今度の仕方皆相違せり是とても平家の運のすゑとはみえたり

○書に云十一月八日に大將軍權亮維盛福原へ歸り上り給ふ入道相國大にいかり維盛は鬼界が島へ流すべし忠清をば死罪におこなふべしといへり

○傳に云侍共寄合評定す其中に主馬判官盛國が云此忠清日ごろふかくの人とは申されず十八歳の時鳥羽殿の御藏にとりこもりし强盜二人を一人はからめ一人は討取し今度のふかくは只事にあらずといへり

○盛國いひし所は忠清臆病にはなきものといはんとてなり然れどもかやうの强盜なとをしとめからめしは時の仕合又は血氣のなすところなり軍合戰は各別なりすぐれて命しらずはあしきなり大將はなほきらふ也ぬきん出てあしかろの中などにまじりてゐる大將は以の外のきずたり流矢のおそれもあり大將とあるものは本陣を能かため根をつようしてほぞのよはからぬやうににげてもおくれて始終勝所を思惟すべし忠清ごときの靑侍は人數をよくまはしかけひきを見合勝負を決するを第一とす山賊强盜なとをからめ打取しけることさしてのほまれとはいひがたし入道相國の腹立(フクリウ)せられし事はことはりとはいひなから皆我おこなひのつたなきよりいでたり今度の大將のえらひ相違せりと時の人〳〵もいへり源氏方の知略合戰なき以前に先勝(マヅカツ)あり是とてもふる兵の事になれたる人〳〵なればはかり事にもれたる所ひとつもなし

五節の沙汰の事

○抄に云主馬判官盛國

○宇治の民部卿忠文　大織冠七代の孫參議數良卿の男母は息長眞作卿女也征夷將軍天暦元年六月廿六日薨す宇治の離宮の中明神と鎭座

○清原重勝

○淸見が關　玉葉の冬平重時淸見がた關の戸ひらく浦風に明方かけて鳴ちどりかな

○漁舟火影寒燒レ浪驛路鈴聲夜過レ山　白居易詩也上の句は海士の燒火浪にうつれは寒天に浪のもゆるごとくにみゆると也驛路はむまや路也鈴の聲とは夷狄の討手に向時節刀叉鈴をたまはる壹夜にかぎらず行時に其鈴の聲山をこゆるとの義なり

○九條の右相丞師輔公　忠平公男也

○小野宮　號二實賴一貞仁公長男母は贈正一位昭子右大臣源能有公の女也天祿元年五月十八日に薨す七十二歲

○大極殿　昔は此殿にて御卽位あり度々の火災により今は不レ被レ建

○龍尾堂　昌福堂とならびてあり

○淸暑堂　御神樂所なり

○豐樂堂　弓場殿につゞきた殿ぞ

○御神樂　天照太神磐戶に籠り給ひし時始る內侍所の御神樂は一條院に始り隔年に有り後鳥羽院より每年あり

○書に云同十日に除目をこなはれて權亮少將維盛右近中將に任せられ又重衡を左近衞中將にあがらしめ給ふ此官職の次第は重衡頭中將なれは維盛右近中將にのぼらしめければ官職次第して重衡を左近衞中將に任ぜられけるとみえたり然共今度關東への大將として賴朝を追罸のためにくだされけるに一戰にも及ばず鳥の羽音に京都までにげてのぼりし大將に官職せらるゝ事は何の忠功ぞや其上內裏造營出來せりとて新甞會五節などゝて祭事をおこなはるゝ是天下の道理にあらず維盛にげてのぼるゝとひとしく軍勢に二三日の休息せさせ今度は大將をえらびかさねて維盛がことき臆病せんにをひては一々に誅すべきぞと侍どもにもいひふくめ遠江駿河へんに陣をはらせ西國勢をも催し追立〳〵人數を催促し國々へ一門の人々一人二人づゝくだし異議なきやうにはからひなは縱賴朝に心をひく大名ありとても遠國なれは是非なき事もあるべきに其沙汰はなくして內裏のまつりごとのみとて日をふる事たゞ源氏天下をさめん瑞相とみえたり

みやこがへりの事

○抄に云中宮　建禮門院

○一院　後白河法皇
○上皇　新院高倉院
○都うつりなどいふことを臣下としてなす事にあらず
されば天道のなすわざにやほどなく又復都にうつ
りましますとかや入道相國の無道によつて大臣公
卿殿上人其外諸役人萬民のなやみはかりもなき次
第也

奈良ゑんしやうの事

○抄に云蜂起　項籍本紀に云注に如淳曰蜂起猶レ
言ニ蜂午一也衆蜂擁起て交レ横若レ午言ニ其多一也索隱ニ
曰凡物交横爲レ午言ニ蜂起交横而衆一也故劉向傳の
注に云蜂午は雜沓也鄭玄が云一縱一横を爲レ午
○別當忠成　文徳十三代の孫左衛門尉忠遠か男也
從五位上左衛門尉
○右衛門督親雅　鎌倉公十四代の孫正二位參議親
隆卿男也正二位宰相承久三年九月廿三日薨ず六十
六歳
○鞠打の丁　簠簋に云素盞烏尊南海へ通給ひし時
巨旦一宿を不レ奉レ借依て巨旦を亡し給ふ正月に鞠
打の玉を打事巨旦が頸を表せり人死たる時魂窮と
云此古事と云り又魂氣破とも書此時蘇民將來と云
者尊を宿し奉る其故を以てまほりと書て童子の袖
にかくる也と云々
○謀の漏易は殃を招媒三略に云謀泄則軍無レ勢謀欲
レ密と云ていかにも漏ぬが肝要也
○天魔　天竺の語也摩羅と云又殺者とも云ふ善事
を殺す者也大菩薩藏經一の卷音義に云此には翻名
レ障故に作ニ障礙一と云
○瀬尾太郎兼康を被レ補ニ撿非所一　撿非違使に任
すると云事ぞ非をたゞすと云へる事也
○猿澤の池　大和の名所拾遺哀傷人麿
吾妹子がねぐたれがみを猿澤の池の玉もとみるぞ
悲き
○頭中將重衡　清盛公の五男
○中宮亮通盛　門脇宰相長男
○官軍　通鑑集覽三十二に云く官者猶レ稱ニ天子一
也仍云不ニ敢斥ニ言天子一故稱曰レ官又有ニ稱レ家者一
又有ニ兼稱レ官家者一
○東の四郎　永覺

○次郎大夫　友方
○焦熱大焦熱無間阿鼻　八大地獄の中の第六第七の名也此二つを具舍論には炎熱極炎熱とも宣たり罪人の身の內より猛火を出し又外の器物などよりも火を出し互に相燒害する地獄也無間の深さ十六萬由旬と云り浮世なき地獄也との佛說なり
○淡海公　不比等の謚也
○聖武天皇　右に記す第四十五代也
○寂光　極樂淨土の惣名ぞ寂光土と云はしづかなる心ぞ
○盧遮那佛　天竺の語也此には光明遍照と云此照に二義あり內の智光を以て眞如法界の理を照す義一つ又外に光明を放て諸の大小の根機に應同する邊を日月の光に類す又は淨滿とも飜ず諸惡を盡すを淨と云衆德を普備を滿と云也種々の意有
○五重の雲　劫見煩惱衆生命是也
○十惡の風　殺生偸盜邪婬妄語綺語惡口兩舌貪欲瞋恚邪見又愚痴是を云り
○優塡大王の紫磨金を瑩　觀佛三昧經に云優塡王赤旃檀を以て佛像を造とし給ふ此時天より毘首羯摩降り佛の御像を作ると云々
○毘須羯磨が赤旃檀を刻しも纔等身の御佛　毘須羯磨天竺の語也此には云二佛師一工匠の類赤旃檀は天竺摩耶山より出し伽羅也等身とあれは釋尊の御長なるべきに不審無見頂相の如來とて一丈六尺あり只人の等身とみえたり今の嵯峨の釋迦なり作者は朝榮と云工匠也觀佛三昧經に云釋尊誕生有て七日過て御母摩耶夫人死給り其後十九歲出家十二年ありて卅一歲にして成道ましまし本國迦毘羅衛國父の城に行父淨飯王の爲に觀佛三昧經を說給ふ其說法の時母摩耶夫人の爲に忉利天にのぼり說法せんと思召たり時に菩薩通力を以て金剛と云寶の階をかけたり左は白銀の橋右は頗梨と云寶の橋中は黃金の橋一々橋に七重の欄干あり種々の寶を以て飾光を放ち色々の花を飾此花の中より無量の音樂出たり佛は黃金の橋を登給へは供衆は左右をのぼり花ふり色香妙々たりさて忉利天にて御母摩耶に對面有て一夏說法有此一夏之間下界の衆釋尊拜し奉らぬ事はいかゞとて國々の大王如來のかたちを作りとゞめし其一佛也造像功德經又增一阿含

經に明せり令レ作二優塡王之一

○南閻浮提　須彌の南方に有國也閻浮檀と云金出る仍て名とす

○梵釋四王　金輪王銀輪王銅輪王鐵輪王是也

○龍神八部　八部とは一には天是天人の事也二には龍よろづの龍神なり三には夜叉鬼神四に乾闥婆此一類を唐には臭香と云香を以て食とする故也五に阿修羅是は天竺の語也唐には無酒と云故有て酒を斷に仍て也六に迦樓羅天竺の語也唐には金翅と云大なる鳥也七に緊那羅是も天竺の語也唐には疑神といふ其形頭に一つ角有其餘は人也故に疑神と云八に摩睺羅迦天竺の語なり唐には大腹行と云蟒と云て大なる蛇の類なり

○冥官冥衆　此冥官とは十王をさしていへるなるへし異朝の風説に唐の道明和尚と云僧神遊の地に府して十王の死亡の者を分治するをみて來れりそれより世間に十王の名流布せり秦廣王初江王宋帝王五官王閻羅王變成王泰山王平等王都市王轉輪王是也然とも一切經藏の中に取合て六王の名は有レ之閻羅と五官とは提謂經に有平等王は華嚴感應傳にみゆ郭神亮使者として平等王の所に至り華嚴王の四句の偈を誦して放回を得たり泰山王は譯經圖紀に法炬の譯金貢泰山贖罪經の中に有秦廣王と初江王は夷堅志に有佛祖統紀第三十四卷に載り

○春日野　大和の名所古今よみ人しらず春日野はけふはなやきそ若草のつまもこもれり我もこもれり

○三笠山　同く名所春日山とも云也千載の神祇上東門院みかさやまさしてきにけり石の上ふるきみゆきの跡をたづねて

○書に云十二月十一日に重衡卿をつかはし園城寺を破滅せらる

○議して云去五月高倉宮園城寺をたのみおぼしめしいらせ給ふに沙門の身としていかでかなさけなく出し奉るべき其上太政入道の悪逆佛法王法をないがしろにせられ諸國諸人共にうとみければ也たとへ此度衆徒過分のはたらき有といふとも東國みだれて大敵まへにあれば寺法師の事は何のわざはひにかならん先此事はさしをき大事を治め小事は其上の沙汰にをこなはるべきもの也かやうの仕方は

我身をせむるにことならん

○奈良をもせめらるゝといへり

南都の大衆もあまり法に過たり關白殿より再度まて使者をつかはされしづめ給へども一向同心なく剰雜色二人か髻を切などし瀨尾の太郎兼康が郎等六十餘人か頭切などしける先右に關白殿よりの使者をさへ髻きれといひしあふれたる血氣の大衆に瀨尾太郎五百餘騎にてしづまられ候へといひやられし是以入道相國大なるあやまりなり又衆徒の心にも天魔入かはりおほくの伽藍ども此たび皆やけほろびぬおほくの寺領をけがし天のせめたちまちにきたれり惣別寺社などへおほくの領地を行事は無益たり末代の國守能々志慮有べきことにや諸士ども心得有へきなり其氣にあらさる輩に領地過分するは却て毒害なり入道相國もいにしへ若輩の時はかたのごとく君につかへ身を治民をあはれみ仁德を行はれしかども次第に官職領知あつくしておごりをきはめ本心をうしなへり其の本亂而末治者否矣と聖人もいへり達多が五逆は諸人の慈悲也と佛も說給へりたかきいやしきによらす日に三たび我身をかへりみるにはしかじ

關東にはよりとも奈良三井寺を平家より亡せし事共をきゝ悅喜せりとなん終・

平家物語抄卷第五之下終

平家物語抄卷第六之上

目錄

平家物語抄卷第六之上

新院ほうぎよの事

○抄に云朝拜　朝賀とも申也元日辰の時に主上大極殿に行幸有て行せ給ふ也群臣悉く禮服を著し御即位の儀式に同く群臣再拜す奏賀奏瑞とて二人庭に進て祝し申事有此者去年の嘉瑞共あるを國々より申上るそれを記して今日奏する也神武天皇元年正月一日橿原の宮都を立位に即給ひける時宇摩志摩治命天瑞を奏せし事日本紀にあり是を始と云へき一條院正暦以後此事なし

○吉野國栖　清見原天子大友の皇子に襲給ひ吉野山に行幸の時根芹なと献或は赤魚を献す其例にて即御調物に奉る又其奉る者をくず人と云なり是化相人なり

又帝皇記に云應神天皇十九年十月に吉野山に行幸有て國樔献りしとあり赤魚は鮎也と綺語に有鮎は揚氏漢語に銀口魚又は細鱗魚或は年魚又本章には鰷魚と有又腹赤の御贄は肥後國より奉る是は鱒也是は景行天皇に始る

○殿上宴醉　二日群臣に酒を給ふ事有

○四代の帝王　二條院六條院高倉院安德天皇

○僧綱等闕官　僧正或は僧都律師なとの僧官を召はなたるゝぞ闕はかく也

○公請を停止　禁裏仙洞への出仕をやめらるゝなり

○所職を沒收　萬事掌ことをほろぼしをさむるそ

○御齋會　大極殿にて正月八日より十四日まで最勝王經を講ぜしめ天下を祈り給ふ天武天皇九年五月に始て金剛明經を宮中再諸司にて講ぜらるゝ也延暦廿一年正月より常式となるなり

○三論宗　此宗の開山高麗の惠灌なり三十四代推古天皇卅三年に日本に來る三論は東大寺なり

○成法已講　姓不レ詳

○花林院僧正永圓　系圖には緣とあり鎌足公十三代大藏大輔從五位下永相三男なり

○きくたびにの歌　金葉の夏の部に入

○上皇　高倉院なり

○高倉宮　茂仁親王三條高倉に座仍て爾云

○三明六通　三明は宿命通。天眼通。漏盡通。六通は是に又天耳通。他心通。神境通。此三ヲ加て六通とす

○幻術變化の權者　幻術變化とは道士仙人などの物の奇特或は神變なるを云權者とは即幻術變化の人を云へり

○澄憲法師　少納言入道信西が子なり

○十戒　右に記す

○五常　仁義禮智信是人間の常なり

○書に云治承五年正月一日内裏には東國の兵革の火災によつて朝拜留られて主上出御もなし舞樂も奏せず吉野の國栖もまいらず藤氏の公卿一人も參せられず二日の日殿上の宴醉もなく禁中いまいましくぞみえしといへり

○議して云東國の源氏平家をそむけばとて内裏のまつりごとゝどめ給ふ事いかゞ是はみな太政入道の心をうかゞひおそれ給ふてとみえたり公家皆太政入道におそれ神武より此かた代々絶ざる政今八十一代安德の代に至て年始の儀式とゞめられし事は良臣なきと云つべし末代のあやまりなり又南都の火災とても禁中に政とゞめ給ふ御事までいかゞたとへ伽藍おほく燒失したりとても春日の御社はつつがましまさず何の御うれへかあらむや是以皆平家をへつらへるなるへしかやうに上の不德なる事は法王の御あやまりより出たり平氏一門に賞祿を過分にをこなはれ天下の權威太政入道心のまゝにとりおこなはれけるに仍て武家は口々にさかへ公家はとし／＼におとろへぬれは今何と御後悔ありといへども益なし國王或は小身の家にてもかやうの事はならひあり末代の能手本と心得べきものなり又佛法も末法になりしとみえたり如來の金言正像二千年の餘なれは佛のをしへにそむき僧徒の身に冑をいたゞき甲を着兵具をことゝしける故に寺燒ほろび其身闕官せられ山林にかくれさまよふは皆そのおこなひより出たり是以末世の佛衆の鏡なるべし

夫本朝は根本神道を以て王法とせりしかるを三十代欽明の御宇より佛法百濟國より到來してそれよりをちつかた繁昌し神道をろそかになり世に遊民おほく四民のくるしみとなれり然れはとて佛道を

すつべきあらず愚なる凡夫は佛道にてみちびくをしへなればなり
○永圓僧正西寺の燒失を見給ひやまひづきて終に死給ひぬといへり
○議して云佛像經卷の燒亡を見てやまひ付給ふ尤其心根殊勝にはありといへとも本心の處をしり給はず此の世のありさま僧徒の仕方みな世尊のをしへにそむけりしからは何ぞ佛法長久ならんや破滅せん道理は眼前にあり出離得脫の僧正にてましまさは一衣一鉢の身となり山林に身を居し給はゝ今このおそれはあるましきか雪月花のたはふれは我朝の風俗なれは學の窓のいとまには心を慰するたよりともなれはいとやさしくこそ侍るめれ
○去ほどに三井寺奈良悉やきほろぼし僧徒闕官し或は衆徒皆誅せられしよし賴朝聞給ひいよ〳〵平家をそむく輩出來せんとひとりゑみおぼしめしけるおなしく治承五年正月一日早旦に鶴が岡に社參せり是は去十二月廿八日の夜ふしぎの靈夢ありしに仍てなり御供には土肥二郎實平大庭の平太景義三浦の義澄新田四郎忠常宇佐美三郎祐茂等なり天下太平安全の爲とて神馬其外のさゝげ物あり若宮の拜殿にして神酒たてまつられ祝言あつて下向に千葉の介舘にいらせ給へば家胤かたのごとくの饗應善つくし美つくし奉けり其時賴朝諸將に靈夢の物語あり夢をもちふるは皆人をろかにおもはれんづれどもさりながら時によりて事にしたがひまさしき事あればなり去廿八日の夜我朝天神地祇の御使者としてかけまくも八幡大菩薩春日大明神此兩神枕上にたゝせ給ひ天下賴朝にあづけをく處なり一兩年は過ぐべからずと神詫ありて夢さめぬいづれもたのもしくおもはれ候へど仰られければ諸將かうべをかたふけめてたき御靈夢なりといさみよろこび酒えんにそ及びけりこの夢物語をかたりつたへ聞つたへにしたがひ關東八州のさふらひ共皆右兵衞督殿へ思ひつきにけり靈夢の虛實はいさしらず此人はだゝ人にあらず天下の大樹とならん器量はありとみな人いひあへり其時實平すゝみ出て申けるはかゝる目出度御瑞夢こそ候はねしからは伊勢熊野春日富士箱根などへ奉幣を奉らせしかるべきと申上ければ賴朝卿をはじめ奉り滿座尤なりとて

正月二日諸社へ奉幣使をたてまつらせ給ふげる

○又住吉の小大夫昌長とて雲氣よくみるものあり是におほせて天下の雲氣を三日の夜みせたまふ昌長雲氣をはかり勘狀を以てぞ申上ける雲のけしき源氏の吉事たり先三つの御よろこび近日にあるべしとしるしけり六日の日波多野方より鎌倉へ申をくりけるは伊豆の四郎盛道を去五日に討取候とて其首六日に鎌倉に參着す是一つ又八日の日工藤宗光平井紀六を生捕九日にかまくらにめし來る此ものは去年八月に早川合戰に北條の三郎を打しものなり是二つ又十二日の日梶原平三景時父子御味方として始て頼朝卿へ御禮を申上けり是三つのさいはひなりとみな人あはせけり

○おなじく十六日禁中のまつりごと以下やめられし事頼朝卿聞給ひ是皆太政入道にはゞかりおそれての所爲なりあはれなりし公家の御さほうかなとぞのたまひけるとぞ

○夫雲氣には三儀あり雲をみ吉凶をうらなふを雲氣といふ五色の躰をみて時節の相剋によつてさとるなり口傳あり又香を燒てさとるを簾氣といふ精進潔齋して寅の刻に香を燒天神地祇に誓て乾元亨利貞と三百卅篇誦(ジユ)して香をついて眼をふさぎ又右の文を三篇となへて是をみるけふりの立やう二筋三筋になりてのぼるはあしゝ但うへにて一筋になれは吉なりたゝすぐに立のほるを吉とす又うずまきめぐるも惡し又たゝさるも不吉口傳あり又朝夕のけふり家よりのほるをみてさとるを家氣といふ右へうずまくは女のたゝり左へうずまくは夫のたゝりなりたゞ何ともなくたちのほるを吉とす但風の吹時は各別なりいかにも長閑なる時みるなり種々の口傳あり略レ之然共かやうの事は理にあらすさりながら二輪七角の氣なとゝ書にもあれは又用るやからもあれはなりたゞ軍法軍書のつゞまる處は利にあたれる處を根本と心得べきものなり陰陽師の沙汰さのみ用るにたらすたゞ奥意秘事は敵味方陣を張時日の合戰などゝ定たる時はとにも角にも味方の吉事のみをいふ事是兵法の第一とす又軍法の第一は一もみにかたんと思ふ事あしきあれば人數そこね却て負にちかしたゞまけましきと心得人數たて人數つかひ專とすべきなり

紅葉の事

○抄に云延喜　第六十代醍醐
○天暦　六十二代村上
○柔和　二字共にやはらかなり
○殿守の供の宮づこ　殿守は御垣守ぞ供の宮づこは主殿寮の下司なり又云伴の御奴伴氏と云り禁中掃除の役なり
殿守の伴のみ奴心あらば此春ばかり朝ぎよめすな
綺語に云諸司の中に御奴と云下部ありとぞ
○逆鱗　帝を龍に准へて云り龍いかる時は喉の下のうろこたつなり故に云り
○夜殿　よんと唱べし清涼殿の中にあり近來は別殿なり四方に妻戸あり南は大つま戸一間なり東枕に御座鋪なり
○林間煖レ酒燒ニ紅葉ー　白居易詩なり白氏文集に遊ニ山遊寺ーとあり紅葉の落葉を集酒をあたゝめて遊ふとの義ぞ
○御方違　天一神の方簠簋に委あり天官神の方ともと云説もあり是は女神なり申子辰の年は亥の方亥卯未の年は寅の方寅午戌の年は巳の方巳酉丑の年は申の方右向ニ此方ー則有ニ幸事ー若成レ後則人馬共死斃沒亡す矣二義を用又天道神の方を用る説も有正月南行二月西南三月北四月西五月西北六月東八月東北九月南十月東十一月東南十二月西右天道神は牛頭天皇萬事大吉此方に藏ニ袍衣ー一切所レ求成就の方なり又其年の星に依て面々の方と云説もあり
○鷄人曉唱聲明王眠驚都良香の詞なり御垣守鳥甲をきて火あやうしと唱へ夜まはりするなり鳥甲きるに依て鷄人と云り此聲に帝の御眠さますとなり
○龍顏　三の卷に記す
○堯の代　明王なり此時暦なかりしかは蓂莢と云草生し朔日に葉一つ生十五日に十五葉生し十六日より一日に一葉づゝ落小の月は一葉のこり三十日の日をしらせしなり聖代にはかやうの事あり又門外に皷を掛置訴の者此皷を打其音に隨て出御有て訴論を分ち給ふなりかくのごときの明君なれは訴のものもなけれは諫皷苔深鳥不レ驚と白氏文集二十一に書たり諫皷打者なくして苔むしたぞとの義なり

○高倉院御在位の御時常寧殿の西のかたに紅葉山をつかせ常にゑいらんましましけるに神無月の比ほひ落葉を御らん有へきとて御幸有しに殿守の宮づこかきあつめて酒あたゝめのみなとして落葉一葉もなかりしに古詩をおぼしめし出させ給ふて却て興ぜさせ給ひし御事は賢王の御心ばせなり又下女のきぬをとられて泣かなしみけるをかきごしに聞しめしてかれに色よき衣をとらせよとおほせごとありしも御心ざしのあさからぬ故なり其時代は平家權柄をとつて王法をないがしろにかろしめ奉り太政入道心のまゝに萬事とりをこなはれければかやうの惡人盜賊の徘徊する事帝德のいたらざるとはいひかたしたゞ平氏のおこなひより出たりしかれとも御身のうへをかこたせ給ふ御事はありかたき御心と云つべし

葵のまへの事

○抄に云生レ男勿ニ喜歡一生レ女勿ニ悲酸一男は是不レ封レ侯女は爲レ妃　長恨歌に有り如ニ字面一

○國母　天子の母后をいふ

○葵前　姓不レ知

○供御　御の字は多くの義あり食事の時には食の事なり禮記に御ニ食於君一と云り文選第七子虛の賦に勺藥之和具而後に御レ之とあり注に御は食なりと或は乘物の時には乘事なり

○關白松殿　基房公

○いさ　不レ知也古今春の部貫之人はいさ心もしらす古鄉は花そむかしの香ににほひける

○忍ふれと色に出にけり　是は平の兼盛歌なり拾遺戀

○冷泉の少將隆房　河邊左大臣魚名公八代正二位大納言隆季卿男母は忠隆卿女也正二位大納言

○爲ニ君一日恩一誤ニ妾百年身一　白氏文集四に井底に引ニ銀瓶一云所に有此次の句に云寄ニ言癡小人家女ニ愼勿ニ將レ身輕許一レ人何も是は女の身の一日の君恩にひかれて一生空過しぬる事を云たぞ故に少き女なとはかろがろしく人に見させぬ物なり

○昔唐の太宗　名は世民唐の高祖皇帝の子なり初は秦に封ぜられたぞ高祖武德四年に秦王世民を用ひて天策上將となしたぞ世民勳功あまり廣大なる

故に前代の官を名づけ得ずしてかやうに云たぞ
○鄭仁基が女　貞觀政要第二巻直諫の篇に云鄭仁基が女年十六七容色絶ニ殊當時一と云々かくのごときの美人なりしかとも臣魏徴諫て叡慮にまかせず
○魏徴　字は玄成貞觀初年に諫議大夫に擧して天下の事尋給ひけり叡慮かけたる事あれは諫言をなす凡二百餘奏載たり魏徴死して後淩煙閣に形を圖して其遺風忘ざる事を太宗示し給ふぞ
○陸氏　陸は姓なり秦の人なり
○此君あふひのまへにひたすらの御心ありしかど世の聞えをはゞかりおぼしめしてめさゞりしと書にいへり帝王の御うへにて世のそしりをはゞからせ給ひし御事はまことにたぐひまれなる御心なり中宮はまさしき入道の御むすめなればこれらも入道のまへをはゞからせ給ふてといへるやからもありけれ共執着の道には親のいさめをもきかす主君のおそれをもそむく世のならひなりまして天子の御身にをいてをや人としてあやまりなきにしもあらすそのあやまてる處をあらたむるはあやまりにあらずと聖人もいへり殷の妲巳周の褒姒越の西施唐の貴妃我朝にては平城の內侍鳥羽院の美福門院皆是好色により世のみだれとなりしためし異國本朝あけてはかりなし牝鷄晨則其家亡といへり齊の桓公郭の君を討て其美人を愛し給ひしを諸臣いさめけれはその美人共を皆宮中を出されけり又唐の太宗は廬江王をころして其婦人を宮中へ入給ひしを王珪がいさめによつて思捨給へり是は臣のいさめによつてなり今此君は御としも未ゆかせ給はすいさむる臣もあらざるにかゝりしいにしへのためしをおほしめしなそらへけるにやありけん世のおしみ奉るもいとことはりなりかゝる事はたかきいやしきによらす國を治め其家をとゝのふる道理しかなり
○帝御物思ひのゆへやらん御惱のやうにみえさせ給ひしかは關白松殿基房公御床ちかうまいらせ給ふていかなる御事をかおほしめしわつらはせ給ふらんあふひのまへの御事などもしおぼしめしてやありけんさやうの御事にてもわたらせ給はゝなにかくるしうさぶらふへき基房養子につかまつりむかしにかはらずつかうまつらせ給ふべうもやさふ

らふらむといへり
○議して云尤基房公眞實の忠臣のやうに聞え侍れと眞の忠にはあらす是はたゞ女なとの童子の當座のこゝろをなだむるにことならずもし此義を帝承引まし〳〵て關白の養子として御前ちかうつかうまつり侍りしかは世の聞えおかしかりなんか是又世のためにあらずいとゝさへ入道相國心のまゝにおこなはるゝ天下なれは自然又此事をあたみなさせなきふるまひおもひいたされはなを〳〵御惱はおもらせたまひなんしからは基房公の今の忠は後のわざはひをまねく中だちなるへし賢王のほまれある帝王に瑕瑾つけ奉るに似たり人の家臣となる人はかやうの事は思慮あるへきものぞ

小督の事

○抄に云櫻町中納言重教少納言入道信西が男也七條河原の東に住す系圖には成範とあり
○冷泉の隆房　右に記す
○千賀の鹽釜　能因法師歌枕に千賀の浦に鹽竈の明神とてあり此社は田村將軍東夷征罰の時五萬八千人の兵粮をかしきたる竈と云り
○玉章　ふみを云也津守國基歌にもうす墨にかく玉章とみゆるかなかすめる空に歸る雁金
○南殿　九間四面と拾芥の圖に有り
○權威　第四巻に注す
○彈正大弼中國　宇多天皇九代從五位下皇后宮大進細工所の光遠男也從五位下刑部大輔同細工所
○片折戶　かた〳〵へ折たる戶なり
○釋迦堂　本尊は一條院の御宇永延元年に至レ自レ宋奝然將來寳物集にあり
○法輪　本尊は虛空藏菩薩道昌禪師の現ニ衣袖上ニ即此寺に安座也元亨釋書二巻にあり
○嶺の嵐か松風か　齋宮女御歌に琴の音に嶺の松風かよふらしいづれのをよりしらへそめけん
○想夫戀　平調の樂なり韻府の憐の字の所には笛の曲の名とあり昔相府蓮後に改て想夫憐と書たぞ
○仕丁　下部の奴也丁の字をようろとよめり金葉雜の下に御調物はこふようろをかぞふれば二萬の里人數そひにけり然ば仕丁はいやしき者をいへり
○はね馬の障子　淸涼殿に馬形の障子とてあり

南翔北嚮難レ付二寒温於秋雁一東出西流只寄二瞻望於曉月一江相公の詩也如二字面一只主上東西南北に御心をつくさせ給ひ夜をあかさせ給ふと云義を以て此詩をひけり

○坊門の女院　號二六角内親王一齋宮範子母は櫻町重範卿女小督の局也

○比翼の鳥　封禪書に云鳥各一羽相比して而飛を爲二比翼鳥一又文選二十云願爲二比翼鳥一注北方に有二比翼鳥一又古詩に云願爲二双鳴鳥一

○連理枝　樹一枝相向連二接脉理一而生爲二連理枝一比二明皇妃子私相盟誓一と云々

○建春門院　後白河法皇の妃高倉の母后得子

○天の河の星を指て　牽牛織女を云へり牽牛は彥星織女は七夕妻なり事林廣記續齊諧記に云桂陽城の武丁に有二仙道一忽謂二其弟一曰七月七日織女當レ渡レ河吾向已被レ召弟問織女何事にか渡レ河答云暫詣二牽牛一世人至レ于レ今云織女嫁二牽牛一也魏の文帝の燕歌行に云牽牛織女遙に相望注に云牽牛織女は二星の名隔二天河一相望婦人自恨二與レ夫離絶一故問此星何の辜復如レ此矣牽牛星は河鼓星是なり李善の云史記に云牽牛は爲二犧牲一其比二織女一是天女の孫なり曾桓九詠注に云牽牛は爲レ夫織女は爲レ婦牽牛織女の星各處二一旁一七月七日得二一會同一矣

古今秋の上藤原興風ちぎりけん心ぞつらき七夕の年に一たび逢はあふかは

○朝綱　平城の御子阿保親王四代少納言玉淵長男也左大辨參議天德元年十二月廿八日薨號二江相公一

○澄明　相公一男早世從五位下兵部大輔

○一乘妙典　法華經也唯有二一乘法一無二亦無三と云り仍云也

○三密行法　三密とは身口意の秘密の大事有宗々に沙汰ある事なり瑜伽論音議に有

○諒闇　諒闇とも云論語に諒闇三年不レ言とあり諒はまこと闇はもだすとよめり

○君の御物思ひにか御なやみおもかりければせめて御心の御なくさみもありなんと櫻町中納言のむすめ小督のつぼねといひし琴の上手禁中にならびなき女房を中宮よりつかはされしと書にいへり

○まことは中宮よりたてまつらせ給ふにあらず小督のとのきはめて琴の上手にてありければ帝もより

よに擧もならはさせおはします上美人にて侍れは御心をうつし給ふといへども中宮をはゝからせましまし打すぐし給ふげるにあるまつりごとの夜の事なるに牝道にて小督どのに行あひまし〳〵て袖をひかへ給ひてたちのぼるふじのけふりのこがれつつくゆる思ひはみゆらん物をと仰ごとありければをよばずながら御返しとことはにたちもとまらぬふじのねのけふりをいかでこがるとかみん其後忍ひ忍ひに御せうそこまし〳〵けれど中宮又は入道のまへをはゞかり思ひ御いらへをだに申あげざりしかども御玉づさの數々ににしきゞのちいかにもあまりければさのみは又そらおそろしとて御心にはしたがひたまへりとぞ此よし中宮聞しめされ典侍の數にくははへられ姫宮一所いできさせ給へり又冷泉の隆房卿其いにしへより物いひそめし事なりければむかしをこひ忍び〳〵にふみ玉章をかよはされけるされはにや世のならひさがにくきわさなれは此事ひろくもれ聞え太政入道もきかれしと也ゆへに後のわざはひを思ひ小督の局ある夜内裏を忍ひ出嵯峨のへんに忍び給ふとかや比は八月十日あまりの夜の事なるに大井川をふねにてわたられし時常よりも水やまさらん大井川ふちせともなき我なみたかな又明月の夜思ひきや雲井の秋をよそにしてうき世のさがの月をみんとは時に仲國たづね聞出し二たび禁裏にいれ奉りしを入道相國のはからひとして尼になしたりといへり又は大原にてうしなはれたりともいへり惣じて禁中に典侍内侍於下はさだまれるつぼねなるをかやうにいやしきものゝなすあたのやうに太政入道おこなはれける事こそあさましけれ諸事につきかくのごときのしわざなりければ天下の諸人うとみはてたるありさまなり

めぐらし文の事

○抄に云女御　唐には八十一の女御と云り旧本にては雄略に始る吉備上道の女爲二女御一女御は序二于王燕寢一

○木曾次郎義仲　義朝舍弟義賢次男右に記す

○帶刀先生義方　六條の判官爲義二男系圖には賢とあり

○久壽　近衞院五つめの年號
○木曾中三兼遠
○惡源太義平　義朝嫡男伯父義賢を討仍て號二惡源太一
○田村　姓は坂上左京大夫從三位苅田丸の男鎭守府將軍
○利仁　左大臣魚名公五代民部卿時長の男母は越前守秦豐國女也鎭守府將軍武藏守
○於期將軍　桓武六代鎭守府將軍繁盛男也號二維茂一鎭守府將軍出羽守
○知頼　姓不レ知
○保昌　大織冠十代從四位下右京大夫致忠男母は元明親王女也武勇に長す正四位下長元九年九月に卒七十九歳
○頼光　滿仲長男鎭守府將軍攝津守正四位下
○義家　伊豫守頼義男也
○頼朝　右に委記レ之
○滋野行親
○書に云入道相國かやうになさけなくあたり奉られし事さすが空おそろしくや思はれけん法王を慰めまいらせんとていつくしまの内侍か腹の姫君生年十八になり給ふを法王へまいらせけりといへり
○議して云入道相國の事は善惡をしるすもをろかなり然共たとひ入道かやうに申出さるゝとも上皇崩御ましまして二七日の内などにかやうの事法皇の御承引有事前代未聞の次第なり諸事一を以て萬をしるといへるは是也かくのごときの御おこなひゆへに王法は此時に至てすたれはてにけりとしるへし但又かほどまをでろかにまします法王にはあらさめれと何事にても太政入道のいひ出されける事いなひ給はゞ遠き島へもうつしや奉るへきとおぼしめされかやうの事をも御承引ありけるかはかりがたし又かたへの人々いひあへりけるは末代に其名を失はせ給はんより遠き島へもうつり給ひなんは本意たるへしといへるやからもありけり人は一代名は末代と古語にもいづれば也
○傳に云木曾義仲去年の五月に高倉の宮の令旨を請てより隣國の武士をかたらひけるに同國の逸見武田小笠原の人々は頼朝卿に心をかよはし木曾にくみせずねの井の小彌太滋野上野の國に民部丞義清

越後の中太光義彼是馳加はり程なく其勢三千餘騎になりにけり義仲乳人の兼遠にの給ふやうは頼朝は東海道を攻のほり平家をほろほさんとなり我は又北陸道をせめのほり頼朝にさきだつて平家をうたんといへり木曾の中三兼遠も尤是しかなりといへり

○議して云義仲とをきおもんばかりをしらずたとひ此たび運をひらき平家追討せば後は我か敵とならんものは頼朝也と心得べきに平家さへほろほしなは我朝にて二人の將軍とあふかれんと思はれし事ふかく至極せり天下に心ざしある事大切なれとも身をたてゝ家をまつたふせん事をしらす頼朝は源氏一流の嫡々たりいはゞ義仲は庶子なり頼朝卿の下知にしたかひ東山北陸兩道をしたかへ都へ切てのほり平家を追落しなは頼朝卿へ使者をつかはしいそき人數をのほせ給へ義仲さきを仕平家をことごとくせめほろぼさんといかにも手をおろし其後我に日本の諸さふらひ心をあはするかいかゞの時節をみて天下の大樹ともなるべきに及ばゝ其時は運を天にまかせてもしかるへからん歟周の文王は羑里の獄舍よりゆるしをえて本國に歸り剩文王に武をつかさとる官をさづけゝれは天下の諸侯諸民悉文王におもひつきけれは閎夭といふ臣下よりより反逆をすゝめけれども時いまだいたらずとて思ひたち給はす其長子武王の時にいたりて義兵をあけ無道の紂をほろほし給へり又漢の高祖楚の項羽秦をかたふけんとおもひたゝれし時楚の義帝を主君とたてゝ其時の約諾に一日もさきに咸陽にいらんもの天下の王たらんといへりしに高祖の項羽に七十五日さきだつて咸陽にいれり然共項羽の威勢におそれて心におもんばかり其むねをおもてにいたさすしてつゐに項王をほろほし漢の世ながくつたはれり義仲血氣の勇者にて仁の道なきゆへにつゐにほとなく其身をうしなへり

飛脚到來の事

○抄に云城太郎助長同助茂　桓武十一代城の九郎助國長男同次男也

○除目　是は助長を任越後守除目也春秋京官或は縣召の除目と云は其前に面々のぞみの位官を小

折紙に書上るそれを箋と云て木を一尺許にほそくささをときんなりにして札を面々の官位に名を書箋にゆひ付それをみて巻物にうつし天子に奉るなり箋は紙札とよむ也さてそれ〳〵の口宣書出れは内竪印鑰を請取口宣に立なから印をすなり内竪は印ををす役人そ

○尊勝陀羅尼　陀羅尼經に云若有二男女人一書二寫此陀羅尼一安二高幢上一或は安二高山一或は置二樓臺乃至卒堵波中一於二前幢等一或時は遙に見或は與相近其影映レ身或又風を以て吹二陀羅尼等幢上輕塵一落て在レ身者所レ有二罪業一應レ墮二惡道一衆惡の苦皆悉不レ受と云々

○武藏權守入道義基　滿仲五代陸奥六郎義時男

○石川判官代義兼　同義基子なり

○源大夫判官季貞

○攝津判官盛澄

○宇佐の大宮司公通

○緒方三郎維義　本經に傳あり

○河野の四郎通清

○額の入道西寂

○河野の通信　通清男なり

○熊野の別當湛增　湛快養子なり右に記す

○傳に云木曾義仲反逆して信濃飛彈上野下野越後五ヶ國の國人をかりもよほし平家方の領知といへは皆かすめ取代官を追出しみだりに發向す仍て其國の内にも平家の從類おほかりけれは飛脚を以て京都に注進す入道相國此よしを聞き給ひ少も仰天したる氣色もなく何程の事か有へき越後の城の四郎兄弟は當家に別心なきものなり其上多勢の者也かれに仰付て對治せん事たちところにありといへり

○議して云淸盛何ともなくたやすくのたまひしはよきなりかやうの注進を聞大將とあるものは内心にやたけに思ふといふともさはがぬものなり諸臣のみる處あれはなり城の太郎助長を越後守に任せられし事も知謀なり然兵かくのごとく國々の夷狄蜂起する時は日比二心なき忠臣どても其心變するものなりさあらんとてうたがひをなせは猶々違反を存ものなれは敵となりし近國へ人數二千三千相そへ大將をつかはし其國守と和談して二心なきやうにはからふへししかるを京都より大將をはつかは

さずして其國々の大名に其敵をしたがへよといひつかはしゝはかりにて一身にたれかなくへきや

○河內國石川郡武藏權守義基子息義兼賴朝卿と一味して鎌倉へ落下るへきよし平家是を聞三千餘騎にて押寄一日たゝかひ義基法師はうたれ義兼は手負生捕れ誅せられし

○義基父子勇士とはいへとも知謀なし都近き所に居住し其上身不肖たり城郭といひてもあさまなりたとへ奥意は賴朝卿と一味なりといふとも猶々平家に二心なき躰にして何方へなりとも一方の打手に加へられ給へいかに賴朝と一類たりといふとも此廿余年の御なさけ又は朝敵にはよも組せじと日比に越て入魂して世間の時節をまつへきものなり短慮のいたす處なり兵書に云其驚駭以ㇾ一打ㇾ十といへりあしもとより鳥のたつがごとくに兵を起ずものなり將の謀漏則戰に無ㇾ利といへるは是なり義基反逆の事父子より外にもらすまじ事を平家方までしれる樣にいひふれしは知略のたらざる處なりと心得へし

○筑紫二島敵對の色をあらはすと宇佐の大宮司方より告來るに仍て筑後守貞能に三千餘騎あひそへ二月十日に都よりくだされけるにおなしく廿八日に貞能筑前の太宰府に參着したりけるしかれとも此貞能人數道すから國々の狼籍人口をおとろかし人民もてあつかひけれはいつれに心をよせんともなき少貳大友肥後の菊地島津をはしめて源氏に心よせかたき諸さふらひまても平家をうとみはてたりとみえたりかやうの時節は國々の諸法度以下をもゆるくして上下安隱なるやうにさたすへし諸大名にも手をおろし世治りて後其上の高下を沙汰すへし貞能強氣を以て猶々諸さふらひ其外土民まで心のへんぜぬものはなかりしといへり

○伊豫の國河野の四郎通淸謀反によつて備後の額の入道西寂三千餘騎を卒して豫州に越高直の城にをしよせ通淸を打はたし備後に歸り鞆にて遊君をあつめあそひ油斷してありし處へ通淸子息の通信夜討にして西寂を生捕豫州につれ行張付にかけ父のあたを報せしといへり

○議して云合戰などにうち勝おほくの敵人をほろぼしあるひは隣國とあらそひ利を得たる其折ふしな

どはきはめて用心すべき事なり敵たるものゝ親類又は忠臣打のこされ味方にまじり居ていかなる野心かあらん西寂かやうの道をしらばいそぎ歸國して我館に入門戸をとぢ五三日も用心かたくすべき物なり又西寂を通信生捕父の鬱憤なればとて海上はる〳〵と伊豫の國までひき行事是以ふかくの到なり兵書に云捕(トリ)得ては放事なかれといへりいそぎはやく是を誅し誠父の本意を散ぜんとならば死骸をもて行張付になりともかけたきものなり世間は不定たり其くれをしらず末代の人能心得べし

○熊野の別當堪增平家重恩とて去年の夏高倉の宮の御謀反の時は此事を都へ告しらしめ今又心を變し源氏に同心しける事は義にあらずしかれども武士たるものさへ反しやすしまして社職の身なればにや但是は賴朝卿より三所權現への祈念立願として湛增を別(ベツシ)てたのみつかはされしによつてなり平氏は陽つきて陰にいたり源氏は陰つきて陽氣益々さかんにをよふ時節到來せしによつてなりとみえたり

平家物語抄卷六之上終

平家物語抄卷第六之下

目錄

平家物語抄卷第六之下

入道逝去の事

○抄に云法藏僧都　姓不レ知東大寺の僧或時天帝の使來て至二喜見城一其時天帝の命を請母を見母の獄卒の苦みをみて涕泣し法華經を一日寫白二此功德一母生二忉利一と云々元亨釋書第四に有安和二年に卒す

○鐵札　娑婆の惡業を鐵札に留と佛說なり經に云破戒の人は鐵鎖につながるゝと云り鐵鎖はくろがねのくさり也惡業がくさりと成てつながるとなり

○閻魔王宮　一名閻羅王本地地藏薩埵の垂跡なり

○南閻浮提　須彌の南方に有國なり閻浮樹と云木或閻浮檀金と云金有仍て爾云

○盧遮那佛　右に記す

○悶絕躃地　もだえたえちにたふれとよむなり

○萬乘の主　右に注す

○軍旅　右に注す

○四手の山　死出山と書是非二佛說一然ども歌道には云り光明皇后の歌にわくらはにことゝふ物はほとゝぎすしでの山路をひとりこそゆけ

○三途川　まよひのまへには地獄餓鬼畜生此三を川にたとへて彼岸につかぬと云り悟りのまへにはやすく越て涅槃の臺に至り無量壽國に生との經說也

○黄泉中有の旅の空　黄は冥途を云中有の旅とは死有の後次の生有のさだまらざる間を云也仍て四十九日の間中陰とは云なり此間に亡者のために修善をすれは必す善所へ生じ或は成佛すと云り此作法の事灌頂經十一卷又は無常經等に詳に有り

○圓實法眼

○治承五年二月廿三日院の殿上にて前右大將宗盛卿申されけるは去年東國へ討手むかふたりといへともさして仕出したる事なし此度は宗盛東國北國の凶徒等を追討の大將軍をうけたまはつてむかふへしと申されけれは諸卿ゆゝしき申ごとかなと申されける

○其時わかき殿上人五三人殿上の錫のつなのほとりによりあひこのたひ宗盛東國にむかはれ源平の勝

負いかゞと評議ありしに葉室の中將宗賴とて才智優長なる人にておはしけるがすゝみ出て我等が家のわざにて候はねば武士の道を鑑(ミル)事人口もいかゞにて候へ其世の強弱をはかるに平家負べき瑞相ありいかにといへは去年小松少將維盛討手の大將として東國へくだられけるに一合戰にも及はすして京都までにげ上られける是に仍て諸國の武士たとへ平家の味方たるべきと思ふ輩も其氣を失して源氏に心をかよはすべし是一つ去々年小松の內府薨ぜられ諸人たのみを失ひし其二つ又入道相國我意にまかせ王法佛法其上士民百姓等迄うとみはてたる其三つ又入道相國にかはり宗盛卿萬事世の政務とりおこなはるゝに私欲婬亂を事とせらるゝ其四又人相經はまなびず候へども宗盛卿の人相に難おほし先其たけちいさく身細(サイ)にしてかうべをうなたれひたひにて物を見目ほそく言舌あきらかならず惡相たりされは心も邪曲にして正路をうしなへり其五又平家廿餘年以來舞歌音樂をもてあそび武道をうしなへり其六又今平氏の門家に世を治むへき器量なし其中に能登守敎經精兵の強弓心もたけきやうにいへりといへとも庶子(シ)なれば世の人是をあかむべからず其七東國北國鎭西四國蜂起して入道も亡却の躰其八つ法皇も又平家の聞をおぼしめされはやく凶徒をしづめられよとおほせらるゝといへとも下の御心には淸盛をあたみおぼしめざるへけれはいづれにても院宣をつかはされむ其九又つたへ聞兵衛佐賴朝は武將の器量といへり其上太政入道日頃の惡業超過して神明佛陀もみすて給はんと心あるほとのもの誰かおもはざらんや其上かやうの次第をよく〱はからひ御覽候へ何を以か今平氏のたすけとならん事あるべしともみえず候と申されけり後に思ひあはせ給て公卿大臣も此宗賴卿を察し給ふげるとぞ其後世治りて大納言に任せられしなり此宗賴卿は葉室の大納言光賴卿の長男なり父卿も平治のみたれの時伯父右衛門督信賴反(ホン)逆(ギャク)の時も少もおくしたる氣色なかりしかは武士どもほめおそれたりといへり

○同廿七日宗盛卿門出して關東へ打立給はんとしける處に入道相國病づき給へり仍てとゞまり給ふ

○入道殿以の下違例によつて出陣やめ給へり是につ

いて一門の公卿其外さふらひ共より合評議あり一門の中には門脇（カドワキ）の中納言經盛池殿頼盛新中納言知盛侍には惡七兵衛景淸越中の次郎兵衛盛繼源大夫の判官季貞是等をはじめとして皆一同に申されけるは尤相國の御不例によつて御出陣なき御事も御ことはりとは申ながらはや國々へもふれつかはされ廿九日には打立給はんとの御事なるに今かく相國の御所勞とてとゞまりたまふ御事は諸國への聞え其上逆敵のおもはん處もいかゞなれば御出陣しかるべきと申されければ宗盛卿の云尤皆々の申されぶん其いはれありといへども入道の躰をみるに重病とみえたり其上老躰なり是をみすてゝ東國におもむかん事不孝第一せり是一しからば佛神の納受にそむかん是二諸卿のあざけり其三彼是以てなりと申給へば滿座閉口して有ける處に又知盛卿の給はせけるは尤仰はさる御事にてはさふらへどもしりぞいて是を思ふに入道の病付給ふも一つは頼朝謀反に仍てなり頼朝を討ほろぼし給ひなば大孝行とも成ぬへし又朝の怨敵をしたがへ國家安全たらば佛神の御めぐみにもかなひ侍らん歟又事によりて諸卿其外國々の諸さふらひもさみし申事はあるまじく御座候はん大敵の蜂起をさしをき入道の違例とて東國發向をやめたまはんにをいては御運もつきたるとおぼえさふらふと涙をながして再三の給へども臆病至極愚將第一の宗盛卿にてましませば下向はいつとなく評議はをはりみな〳〵退出せられけり其夜能登守敎經新中納言知盛卿の所にいたり知盛卿の子息武藏守知章などゝ今日の評議の次第物語あつて敎經の云世は今に頼朝がために平氏一門うたれ骸（カバネ）をさらさん是非なき事なりとのたまへば知章涙をながしせがれにては候へども其方と某にあはれ大將をゆるし給へかし關東に馳向（ヒ）手をおろし合戰いたし頼朝さへ討ほろぼしさふらひなば自餘の國々の一揆同前のやからはおそるゝにたらず無念の次第かなといはれけるとなり此人まことに其心をたがへず一の谷にて父知盛の身がはりに打死し父の卿をたすけし人なり此時知章十五歳敎經廿四歳とかや栴檀は二葉よりかうばしといへるは是也まして十五歳なればことはりと云つべし

○同じく廿七日の酉の刻より入道心ち例ならずして熱氣甚しくして閏二月四日の戌の刻につゐに薨し給ふける

○入道相國十ヶ年此かた萬事心のまゝにとりおこなひ王法をかろしめ或はおほくの伽藍をやきほろぼし諸人をくるしめ驕をきはめ給ひしによつて聞もあへなきやうに火の病と誠にすさましく云つたへり陰證の大傷寒なりやみ付給ふとひとしく悶絶して正躰はなかりしなり頼朝が首を見ざりし事こそ何よりも本意なけれなどかきたりしは書の筆法と見えたり

○二位殿の夢の事　　惣じて夢といふ物は常々の見聞又は心に思ふことをみる物なり察病指南に云肝の臟盛則怒をみる心の氣盛則は喜をみる脾氣盛則は歌樂をみる肺氣盛則はかなしひをみて泣なり腎氣盛則は物に恐上虛則は高き所よりおつるとみる下虛則は飛陽盛則は火をみる陰盛則は大水をみておそる陰陽ともに虛則は人とあらそひたゝかふ腹重滿する時は食を人にあたふともしき時は食をみる短蟲多時は人おほくあつまる處をみる長蟲多則は人を打たれなどみるかくの如きの事にて醫療の術もあり又聖人に夢なしといへることは夢は實なき物なれはなり聖人とても見給へはこそ我周公を夢にたにみずといへりさいへればとて又一やうには心得がたし呉の丁固といひしものおさなき時の夢に腹に松生たりとみて人に問ければ十八の時三公の位にいたらんといへりけれははたして十八歳にして大臣となれり又我朝の多武峰の定惠入唐して大唐の總章二年は日本の天智八年なり其十月十六日の夜の夢に父大織冠我は是けふ既にとそつの內院に生す汝歸朝の後多武峯に廟を立へしと夢にみ給ひ其十年過歸朝ありけるにとし月日もかはらずかやうのまさしき夢もあれば日頃入道の惡業を天道もにくみおほしめし佛神にもはなたれ諸人の一念もつもりてかゝる夢をも二位殿見給ひけるにやあらんと世人もいひあへり無間地獄といふ所ありと經說にいへりいづれの所を地獄としいかなる所を極樂とせんや此二道をさとり給へ人間一生の內に有や天地の外に又地獄極樂ありやいなや又此夢二位殿見給ひしと書にいへり是はたゞ太政入

道一生のうち惡事かぎりなきゆへにかやうのふしぎなる夢ありしと筆法にかけりと云つべし

經の島の事

○抄に云備前の前司基宗

○例時懺法　懺法は請觀音菩薩消伏毒害陀羅尼經より出たり十卷有其中に一卷は請觀音經也天台宗遵式法師此請觀音經をぬいて語を加て懺法を作れり遵式の母觀音に祈て生たるなり此經に云佛與ニ千二百五十比丘一至ニ比舍離國ニ于レ時一切の人遇ニ大惡病一と云々其時毗舍離國の大城の中月蓋(グワツカイ)長者とて有り其同類五百の長者供に詣ニ佛所一作レ禮て曰レ佛言此國の人民遇ニ大惡病一願は天尊救ニ病苦一給へと也爾時(ソノトキ)世尊告ニ長者一言去レ此不レ遠有ニ菩薩一名ニ觀世音菩薩一恒以ニ大悲一憐ニ愍一切一救ニ濟苦厄一汝等今五躰投レ地作レ禮燒レ香散レ華との給ふ爾時萬民楊枝淨水綬ニ與觀世音一其時觀世音金色の光を放呪を說給ふ惡病悉治す此呪に得ニ安樂處一到ニ大涅槃岸一と云文有仍て祈禱又弔に此懺法をよむなり

○日吉社　大宮權現は天照太神本地法宿菩薩

○聖眞子は八幡大菩薩本地彌陀

○二の宮は藥師

○八王子は天照太神の八人の御子本地千手觀音

○客人は妙理權現本地十一面觀音

○十禪師は本地地藏薩埵

○三の宮は普賢菩薩

○牛の御子は大威德明王

○大行事は毗沙門天王

○早尾は不動明王

○氣比は聖觀音

○下八王子は虛空藏

○王子の宮は文殊

○聖女は如意輪觀音

○小禪師は彌勒

○惡王子は愛染明王

○新行事は吉祥天女

○岩瀧は辨才天

○山末は摩利支天

○劒の宮は不動

○大宮の竈殿(ヘツツイドノ)は胎藏界の大日

○聖眞子の寵殿は金剛界大日
○二の宮の寵殿は日光月光也
○阿波の民部重能
○入道殿葬送の夜西八條の亭悉失火せり
○人間一生の榮花かぎりありて此時にいたつてつきはてしとみえたり物毎にはじめあれば終あるならひなれは平氏の榮耀も是までなりとみえたり又上皇崩御あつていくほどもなき其うちに太政入道薨ぜられけるに六波羅ちかき法住寺殿にて備前の前司基宗大勢より合酒のみなどしてうたひをどりなどしける事も世の政務諸事みたりかはしきゆへと云つへし諒闇三年不ㇾ言といへるにかやうに酒のみ醉くるひしける馬鹿もの共を獄舍をもゆるしかへされけるは宗盛卿奇特の慈悲たり是につき評議して云諒闇の內也其上入道薨せられて今三日なり是は大惡人盜賊にも過たり殺害せられんかいかゞといふやからもあり又のみ醉ての上なれは其罪には禁獄せられて後の沙汰に及ぶべき處しかるべからんといひしかたもありとかやかれこれいかゞといふに其場にて繩をゆるしかへされしは莫太まされらいにしへ楚の莊王群臣に酒を給ひしにひとりのばん客飲醉て日暮て美人の袖をひきけれは美人は客の冠の緒を引切莊王の御前にゆきかくのごときのもの宮中にありかんふりの緒きれてさふらはん群臣共めしいたされ罪過におほせつけられんとの給へは王此よしを聞めし官人を以て宮中の群臣ひとりひとりまかり出へししからは冠の緒をきりて出へしとそ勅定ありける是いかにといへは美人の袖をひかへしものは醉狂のうへなれは吟味あるましきとの事なり又漢の丙吉といひしものは御車の內に醉臥せしかとも是をゆるし給ふといへり諸事に刑伐の成敗に其品おほし愚將たれは是は宗盛卿天性のなす處とみえたり
○太政入道福原に經の嶋筑て性來の船の煩なきやうにせられし事
○時の人の云いはれざる千萬石の米をついやし下々の晝明暮の普請に肩をなやましぬる事是はたゞ我居住福原の爲ばかりといふ族もありけれ共當座のついへはわつか也末代まて人をすくふ道理なれは善根功德と云つべし

國守とある人はかやうの事はわづかのついへいとふまじき事にや人柱を立らるへきなどゝ公卿僉議ありしとかけりいぶかしき事なり

慈心ばうの事

○抄に云慈恵大僧正　名は良源姓木津氏江洲淺井郡の人母は物部氏延喜十二年九月三日生永觀三年正月三日滅す七十四歳于ㇾ時紫雲垂ㇾ邊諡ニ慈恵ー

○慈心房尊恵

○叡山ニ　桓武天皇延暦七年に最澄開基嶺に根本中堂建麓に七社の靈神を安鎮す其時の歌に　阿耨多(アノク)羅三藐(サンミャク)三菩提之佛達我立杣爾冥加あらせ給へ又大比えやをひえの杉の深山居は嵐もさむし問人もなし

○承安二年　高倉院二ッめの年號

○七寶　第一巻に注す

○冥官冥衆　第五巻に注す

○藥王菩薩

○勇施(ユセ)菩薩

○多門持國　四天王の中の二佛也

○十羅刹女

○三世の諸佛出世の本懐　三世は過去現在未來なり此間出給はん諸の佛の種々の説法も悉く偏に法花經を以て本懐し給ふなり懐の字は毛詩の傳には思なりと注せり法花の悟を根本なりと思召給ふを本懐とは云り

○衆生成佛の直道なり　直道とはすぐみちとよむぞ佛果に至る道に嶮難又は平直あり法花より餘經は如來も自譬を取て宣ふ行ニ於嶮徑ー多ニ留難ー故と云り溪嶺けはしき道に諸の難類ある故に行がたきぞ諸經にては佛になりがたしと云文なり法華をぞ直至道場と云てすぐに悟に至るとの義なり道場とはまよひをはなれ悟をひらく場を云なり此直道を不ㇾ知故に佛に成がたしと云事を不ㇾ知ニ菩提大直道ーと決し給へり

○一念信解(シンゲ)の功德　一節に意とけて思ふ功德と云事ぞ

○五波羅密の行　檀波羅密　布施

○尸羅(センダイ)波羅密　持戒

○羼提波羅密　忍辱

○毘梨耶波羅密　精進

○禪波羅密　禪定是也此上に除般若波羅密は智惠也是合六波羅密とは云也

○五重展轉の隨喜の功德　　五重はいつかさねと云心なり展轉とは五重まて傳へまはりて行意なり法花經說を聞て五重まて傳る儀なり其第いつかさねめの人聞て法花に隨喜の意が少あれども人に傳ふまでの心はなし此人の功德さへ餘經々を修行したる功德よりは莫太なり法花經王の力甚强が故に佛の語にも云つくされすと隨喜功德品に說給へり又云五十展轉と說けるもあり是は五十人聞傳へて其五十人目の人さへ功德になるぞとの義なり

○八十ヶ年の布施にも勝れたり　　是は釋尊一世の事ぞ

○都卒の內院　　佛說の意は今此界へみゆる天は四王天と云其上に次第々々に忉利天夜摩天其上が都卒天也此娑婆へ出世し給へる佛先此天へ出て久く住し給へる所を內院とは云なり此內院の餘を外院と云なり

○出離生死の方法　　生死を出はなれ二度娑婆にきたらぬ事ぞ無量壽經に一向專念無量壽佛此意ぞ

○證大菩提の直道　　證はあらはすとよむ菩提は天竺の語なり此には大道心と云心なりすぐなるみちをあらはし給へと也

○妻子王位財眷屬　　死去無一來相親　常隨業鬼繫縛我　受苦叫喚無邊際　此偈の心はさいしも王位も寶もけんぞくも死されば來てあいしたしむ事はなきぞ常に業の鬼我をつなぎしばり苦をうけてさけびさけんでほとりのきはがなきぞとの儀なり如此の娑婆なる程に二度生をうけざるやうに佛道にいれと也

○天台の佛法震旦にては天台大師日域にては傳教大師菩薩大乘の法を流諸す

○敬禮慈惠大僧正　　天台佛法擁護者　示現最初將軍身　惡業衆生同梨益　敬禮はうやまひれいをなすぞ擁護とはいだきまもるぞ示現最初とは其先も將軍にて又今生したぞ今惡業の衆生のごときといへども是も同しく梨益方便なりとの儀也

○持經上人

○弘法大師　　在泉洲槇尾山寺初名教海改て如

空延暦十四登ニ東大寺壇ニ受ニ具足戒ニ又改ニ空海延
空ニ延喜十一年贈ニ諡弘法大師ニ
○白河院　右に記す
○達多　提婆と云は佛の父浄飯王の御舍弟解飯王の子なり阿難の兄なり如來のいとこなり然ども惡人にて或時は佛をころさんとし又は羅漢を殺し或は父を害せよなどゝ人にをしへしむかやうの罪重々す仍て大地さけて生ながら無間地獄に落しなり報恩經に委有
○釋尊の同衆生の利益に不レ異　此意は提婆惡をなせば生を不レ改して地獄に墜落す譜く衆生是をみて菩提心をたすは却て梨益なりと增一阿含に說給へり
○攝津淸澄寺慈心房尊惠夢に閻魔王宮にいたり十萬部の法花經轉讀せしといへり
○慈心坊尊惠貴子凡僧とみえたり抑閻魔王宮といふ所いづくにありやいなや凡人の淨土は十萬億土悟道の淨土は去此不遠又云地獄非レ遠眼前の境界惡鬼無レ外是金剛經の文なり娑婆即寂光淨土娑婆即八萬地獄しかれば天地をはなれいづくを淨土とせんいかなる所か地獄とはいはんかやうの道理をわきまへずして閻魔王宮にて十萬部の經よみ歸りたりなどゝいへるや又入道相國慈惠大僧正の化身也とていぶかしき七言の頌をいひて佛法擁護者たりといへり南都三井寺は他寺なれば燒失せし事も是非なしいにしへ平治の亂の時爲義父子六人叡山にありといひてたづねのぼり狼籍甚かぎりなし何を以佛法をすくひ給ひしや王法佛法の仇といはれしは太政入道たり隔生即亡なとゝ經說にいひいづれの佛の化身いかなる神の變化などゝいへる事心得がたき事なりしかるを入道相國慈心房を西八條に請じ施物せられしはかたはらいたき事なり又淸盛天下第一の惡人たりと閻王いへりとて慈心房かたりなば尊惠を殺害せん歟天下の大樹たる人或はかたへの輩に至まで夢語などを信仰せんはをろかなりと云つへし但是は末代の愚人かやうの事を信仰して迷故のたねとならんを以て評論する處なりかくいへばとて物每にかたをちに捨へきにあらず其品事によるべし前漢の文帝はある夜の夢に天にのぼるとみ給しに今少のぼりかね給ふ處にさもいや

しき下人おしあげしと見給ひそのあしたに南殿に出御あつて庭の景氣をみおはしましゝに通鄧といひしやつこ庭上の木の葉をひろひ居たりけるをえいらんまし〳〵て過し夜の御夢に天にをしあげ奉りしをのこ是なりとて其通鄧といふいやしき奴に大祿をあたへ給ひし事あり又蜀の盧生といひし人は邯鄲の枕に晝いねし一睡の夢に五十歲の榮花をみ覺て悟道發明せりといへり是等は自身にみつから心におこなはれし今の清盛入道は慈心坊かやうの夢見たりしとかたれば歡喜せられし事まことにをろかなりし次第なりさりながら慈心房に殊勝なる處あり閻魔の廳より宣下の狀に日本の年號承安二年十二月廿二日と書たりしと尊惠世間へ披露ありしは閻魔王宮も我朝のうちにやありけんいとおかし遠所にはあらずと見えたり

祇園女御の事

○抄に云永久の比　鳥羽院三つめの年號

○祇園　二十二所の內なり石清水吉田祇園北野此四所は延喜式神名帳に不レ載後朱雀院長曆二年八月に爲二二十二所一緣起に云天竺の北に有レ國名二九相一其國に有レ園其園の中に有レ城有レ王名二牛頭天王一娑竭羅龍王の女と嫁して生二八王子一眷屬八萬四千六百五十四神と云々或は武塔天神或は金比羅神又は摩訶羅神或は又比二盤古王一異說多し貞觀十一年に移二愛宕郡一

○北面　白河院に始て置給ふ上北面下北面とてあり

○忠盛　此時は忠盛下北面なり

○熊野　右に記レ之新宮本宮那智是三所なり

○夜啼　生れて百日の內に夜每に啼事あり此歌を三返唱て寢間の戌亥へ以二蟇目一射。引目いる產屋の內のふるだゝみみつの的ともなりぬへきかな是小笠原家の秘書にあり

○定惠　大織冠の長子此母は車持國子尹子女なり本經に天智天皇の胎妃を賜とあり元亨釋書には孝德天皇の妃とあり俗名は眞人多武の峯の元祖白雉四年に入唐師二惠日寺神泰一二十六年唐に居白鳳七年九月に歸朝其先は談峯定惠改て多武峯父の墳攝州阿威山より此多武峯に移し畢和銅七年に化す

○白河院永久の比ほひ祇園女御とて幸人祇園のほとりにおはしけるに常に御幸ありしといへり

○書には靑侍などのかりそめの宿がよひなどのやうにかけりさにはあらず白河の仙洞東山の風景を御らんあるべきとて雲居寺の北にかすかなる離宮を作らせ花のあした月のゆふべには常々御幸あり是に此祇園女御ををき給ひしかとや祇園のあたりなればにや時の人祇園女御とぞ申ける此女房仙洞御寵愛にて御幸しげゝれは女御とは人口也

○雨の夜御堂へ火をともしにまいりし下僧を仙洞をはじめまいらせ供奉の人々にいたるまて變化のものとおどろかせ給ひ仙洞忠盛をめしてあれを討もころし切もとゞめよと仰せられしと書にいへり

○白河院東山の離宮へ御幸ありしみちにての事なるに雨の夜のくらきに松明もきえはてすさまじきに忍びの御幸なりければ供奉の人々もすくなくしてやう〳〵離宮にたどりつかせ給はん時かくはありしものなり忠盛御さきを拂ひしに是をみてはしりよりみられしなり此事を忠盛高名のやうに書たりしは書の筆法なり世人およびたゞしくいひなしつたへつたへにいひふれしとかや世間のさたにつき人々忠盛に手柄のやうにいひてとひてければしかじかありしとわらはれしと也

○かくのごときの思慮をえいかんあつて祇園女御をくだし給はりたるにてはなし忠盛他に越てつかへ奉り其上歌の道もたへなりければやさしくおぼしめし父正盛祖父正衡は從四位下にてありしを忠盛は上四位の上して內昇殿してちかくつかふまつらせゑいかんのあまりに此女房をくだし給けるとかや其上心も勇々しく諸事につきやさしきをのこなりといへり殿上のやみうちの時も心强なりし故に其なんをのがれ却て叡感ありしものなり太政入道の母の事書にいへるがごとし

すのまた合戰の事

○抄に云五條の大納言國綱　右に記す

○應保　二條院三つめの年號

○新日吉　東山今熊野に後白河院日吉を勸請し、給ふ仍て云り

○新熊野

○破壞(ハエ)　二字共にやぶるなり
○大掖(タイヱキ)の芙蓉未央(ビヤウ)柳　芙蓉は如レ面柳は如レ眉と長恨歌にあり大掖は大液池とて池の名なり此池に芙蓉あるなり芙蓉は蓮の事ぞ未央(ビヤウ)とは未央宮とて殿の名なり此庭に柳あるぞ芙蓉又柳のうつくしきみどりを云り
○彼南内(ナンダイ)西宮の昔の跡　是は長恨歌に西宮南苑秋草多しと云る事を云けり玄宗天寳の亂に揚貴妃にはわかれ給ひ蜀より還幸まし／＼て華清宮の昔をおぼし准へて今法王もなかめたまへりとかけり
○左小辨行隆　右に傳記
○笏(シヤク)　ごつの音なり和國の名目
○左兵衛督知盛　淨海の三男
○左中將清經　小松内府の三男
○同少將有盛　同四男
○丹後の侍従忠房　同六男
○越中次郎兵衛盛續　越中の前司盛俊男
○上總五郎兵衛忠光
○惡七兵衛景清
○十郎藏人行家　爲義十男也本名義盛

○卿公義圓　源義朝七男
○水澤を後にする事なかれ　六韜に云り陣の張様也
○一陣をこそ被レ破たれども殘黨を攻ざれば　一陣破て殘黨不レ全三國史に云然共本經の心は殘黨を攻ざれば又仇となりたりとの義なり又此合戰は頼朝卿非ニ不知一行家義圓をとりたてゝ一身の働なり仍て頼朝卿と行家と不會なり故に行家は木曾と一味す
○宗盛卿院參し給ひて法王を法住寺殿へ御幸なし奉るべきと奏し申されければ法王即法住寺殿へ還御ありけり
○入道相國薨ぜられていくほどなきうちに父の道をあらためられし事は孝行にそむけりと云族もありけれど是は又別儀也父入道殿の惡事を今あらたむる道理あり然共入道相國其上小松の内府朝家を御大事に存奉りつかふまつられしに先年新大納言成親卿平氏をほろぼさんとせられしも院宣なり其後又高倉の宮御謀叛たりといひ是といひ法王への御うらみは太政入道きはまりなしいはゞ遠國にもう

つしまいらせずして鳥羽の離宮にをき奉られしは入道の遠慮たり今諸國の源氏蜂起しけり仍てもし國々へ院宣もやつかはされむと恐れてとみえたり又南都の僧綱等ゆるされし事も國々の末寺畿内の一揆かた〳〵をなだめんがためと見えたり是も一つ政道にはありけれど今更俄におそれをなすやうにありければいよ〳〵平家の威かろくなり諸人の思ふ所あれはかやうのことは遠慮して只諸國の逆亂をしづむるはかりごとこそあらまほしけれ又大佛殿の事始是もしかるべからぬ儀なり公家より何と仰候ともかやうの伽藍など建立は時によりての事なり亂世には孔孟用に不足靜世には干戈を不用といへり宗盛愚將たるによつて時代をしり給はず去々年小松殿薨ぜられ今年又入道逝去せり平氏の滅亡ちかきにありと世以いひあへり

○同じく三月十日美濃の國より飛脚到來して源氏既に尾張の國まで責上り候ひぬと急を告仍て知盛清經同少將有盛大將として三萬よき尾張の國に發向す

○十郎藏人行家は頼朝卿の伯父なり去年富士川にて平家たゝかはずして敗北せしかば小勢にても都へ切てのぼりなば聞にげにも平氏あるべしと慢てあつまり勢をもよほし義圓を取たてゝ頼朝に先たて平家を追おとし天下の將軍とあふがれんと血氣にほこりて前後の思惟なかりしものなり

○傳に云平家三萬餘騎と書にあり知盛卿帝都を出陣の時は三千餘騎也近江伊賀伊勢の諸勢馳ついて十六日の合戰の時は八千餘騎あり源氏の勢は都合一千貳百餘騎也行家いひけるはいかに知略をめぐらすといふとも勢を對すれば味方は小勢敵は大勢なり川を越夜討によせ敵を打べしと宵よりこしらへ寅の刻に川を渡し打てかゝる平家には敵の陣所に宵より忍びを入うかゞひしに此用意をみて忍びのもの立歸しか〳〵のよしと告けれは渡すべき瀬々の前にうけ塲をのこし待ける所に源氏よするとひとしく射手をそろへ散々に射すくめ源氏の軍勢射たてられしどろにみえしかば三方より圍をつくり引つゝみ一人ももらさじと戰ける間源氏過半川に追こまれ剰大將義圓打死せられ敗北して行家はうはう命たすかり信濃ににげ下り木曾義仲をたのみ

しとかや

○議して云先根本行家短慮にして智謀なき人なりいつとても日をさだめ合戰にをよばん時は敵陣に忍びのものを入置敵の風俗をしるものなり小勢を以多勢をあざむくには謀なくしては勝事を得がたし大川を前にして待か又は難所に引入か長途の細道を要害にかまへ敵に退屈せさせ日をへて其內に敵陣の猶豫をうかゞひ夜討などにしては可然か今度の手だて一つも兵法にかなはず故に敗北せしものなり小を以て大と戰時十死一生の合戰にをよばん時は大川をうしろになして戰事もひとつの兵法たり今度の行家の手だてはさにもあらずたゞ人をかろしめ血氣のいたす處と云つべし十郎藏人行家敗北の勢をあつめ五百騎ばかりにて參河の國矢矧川まで引しりぞき橋を引待懸たり平家は大將知盛卿いたはり有とてこれより都へ歸陣せられけり

○かくて行家是に逗留せられけれどもつゞく味方もなし賴朝にはあたまれ十方なきによつて木曾にくみせられけり此時平家つゞいてせめ遠江へんに陣をすへ諸國へ催促あらば人數もつくべきに一戰の功をおもてにして知盛少のいたはりに歸陣せらる事ひとつは東八ヶ國皆一同したる事を恐怖してなり源氏日比の運をひらき平氏ほろぶべき瑞相分明たりとし此恩顧の輩より外は隨附者もなかりけり

嗤酒ごゑの事

○抄に云城の太郎助長　右に記す

○筑後守貞能　桓武十一代筑後守家貞男

○入道松殿　基房公

○妙音院太政大臣　師長公

○按察使大納言資方　右に記す

○長寛　二條院四つめの年號

○還城樂　黃鐘調の樂なり

○養和　安德の年號

○秋風樂　盤涉調の樂なり

○郢曲　郢は楚國の都なり此所の曲をうつしたり仍て云也

○越後の國の住人城の太郎助長木曾追討として六月十五日に打立けるに夕立おびたゞしくし虛空に嗤

洞たる聲して平家の方人するものめしとれと三聲雷の中にさけんでとをりけりといへり
○大將城の助長今度越後守に任せられしかたしけなさにいかさまにも平家の味方として木曾追討せんと思ひけり家中其外の國さぶらひは是非に源氏につき給へとすゝめけれとも助長同心なく打立ける折しもいかつちなり大雨おびたゞしく降て物すさまじき事かぎりなし其中に誰いひ出すともなくかやうの聲空に聞えしといひて京都へも聞えけり
○軍勢一里はかりおしけるに又黑雲一村立來り助長がうへに覆とみえて身すくみ心ほれて落馬して病出して舘に歸り三時はかりして死にけりと云り
○傳云助長とし五十四なり常に大食にして其身腹大きにしてせめふとり馬にも二三人して抱いたきて乘躰なり卒中風して果けり時しもこそあれ其日死ける事たゞ事にあらすと世人も云り
○筑後守貞能肥後守になして鎭西に發向す又非常の赦をこなはれて國々の流人歸京せり
○貞能に人數三千餘騎付て筑紫へ下されし事是又いかゞ大敵の賴朝を專にして追討せられば餘國の揆同前の族はおそるゝに不ㇾ足諸國の凶徒はなげうち鎌倉をほろぼさん事第一也今度洲俣合戰に打勝平家の人々少色をなをすとはいへとも去年權亮惟盛鳥の羽音にさへおとろき帝都までにげてのぼられ其上今は太政入道薨ぜられ宗盛は臆病至極の愚將なり關東の打手に誰むかはんといひ出す人もなくあさましかりし有樣なり
○同八月七日の日官の廳にして仁王會をこなはるゝ又九月一日純友追討の例とて太神宮へ鐵の鎧冑をまいらせらるゝ勅使は祭主大中臣の定高なりしに近江の國甲賀の驛より病付て同三日伊勢の離宮にて死けり又源氏を調伏せられし降三世の阿闍梨大行事の彼岸所にて寢死にせられけるといへり
○むかしの仁王會は將門追討の爲なり又太神宮への鎧冑は純友追討の例なりといへり是は二人共に朝敵なり今の賴朝は朝敵にあらず義兵をおこすは朝家の御爲第一又は父祖の怨讐を散ぜんが爲なり當代の朝敵は平氏なり神は非禮を不ㇾ受其罪は皆悉平氏にあたるゆへに怪異はありけりとみえたり

きたていきほひ猛威をふるひ敵の陣所に物見を入置赤旗七流たてし知略を察してこそ軍には利あるものなれかやうの謀もなく我多勢をたのみたるはかりにてはいかんとして勝へきや越後勢四萬餘騎といへれと實は一萬五千あり敵に五双倍の人數なれは双方の峰に二千つゝわけのこる人數を七手にわけ本陣鶴翼の備にして先手合戰に及ふ時双方の峰より押くたし敵は小勢なれは引つゝんて討へし七流の赤旗を見て味方ありとたのみ備もみたしひらかゝりにかゝり赤旗をすて白旗をさしあけゝれは味方仰天して敗北せしものなりたとへ敵陣の内に味方せんと内通ありといふとも人質とりかためざる間は油斷すへからすまして我方の赤旗ありとて是をたのみし事をろかなる次第なり平塲の合戰山中の戰にかはりあり平塲の戰には幾段に備をたつるといふとも先手のしるしを第一とす人數のたてやうは所の地形によるへし少なりとも高き所にしるしをたてかけひきの約をさだめ是をまもるへし一備に人數千五百より過たるはあしく其人數の多少によるへし大將となる人能々思惟すへし口傳

又山中の合戰は備所自由あらざるゆへにあひじるしを峰にたつへし敵に先をこされさるやうにまへ方より地形の畫圖を見て道の順逆嶮難をしり人數のおろしやすきやうに知略すへし敵の出張所味方の出張所其勘第一なり地の理あしきは利を失ふもの山中にては是おほきものそ合圖のしるし前後左右に置此下知に任せ人數押へし馬上の物見三段或は五段次第にいひをくるへし歩行の物見は少にてもたかき所にのほり其しるし大將又諸勢のみるごとくに置へし諸國に攻いらん時は國の案内を能見させ澤沼野山かくし人數のふせ所諸事に心をつけ工風あるへき事なり兵書に悉ありといへ共大やうに心得ては及かたし大將とある人は骨髓に入て是を學ふへきものなり

〇平家の人々宗盛をはしめ奉り諸國の强敵蜂起にもかまはす官加階せらる權花一日榮にことならす

平家物語抄卷第六之下終

平家物語抄卷第七之上

目録

平家物語抄卷第七之上

北國げかうの事の條

○抄云壽永　安德天皇二ツめの年號
○今井四郎兼平
○淸水冠者義重　木曾義仲嫡子母は兼平女也系圖には義基とあり越前守從五位下
○小松三位中將維盛　重盛公長男
○越前三位通盛　教盛嫡男母家隆卿女
○薩摩守忠度　忠盛卿の七男
○皇后宮亮經正　從三位經盛卿の長男
○淡路守淸房　淸盛公養子大納言國綱卿男
○參河守知敎　同四六男
○越中次郎兵衞盛續　盛俊男
○上總大夫判官忠綱　忠淸子なり
○飛驒判官景高　景家子
○河内判官秀國
○高橋判官長綱
○武藏三郎左衞門有國
○相坂　近江の名所拾遺秋大貳高遠あふさかのせきの岩かとふみならし山たち出るきりはらのこま
○權門勢家の正稅官物をもおそれず　權門勢家は院內或は大名高家也正稅官物とは天子へ奉る年貢御調物なり是をもみたりに此軍勢狼藉をするとの儀なり
○志賀　近江の名所風雅春上伏見院御歌しがのうらやよせくる波も白妙の花ふきおろすひらの山風
○唐崎　近江の名所新古今雜上慈圓みせばやなしがのからさきふもとなるなからの山の春のけしきを
○眞野　同名所續後撰秋下後鳥羽院下野　ふきおろすひらの山風さむからしまのゝうら人衣うつなり
○高島　同名所續拾遺家隆高島やみほの松山あとたえて氷も雪もふかき冬かな
○追捕　をひとらふるなり
○書云壽永二年の春木曾義仲と賴朝不快の事有て木曾追討の爲とて賴朝十萬餘騎を引卒し信濃に發向

せられ善光寺に着給ふ木曾は依田の城を出て越後のさかひなる熊坂山に對陣して今井四郎兼平を使者として降參をこはれしといへり
○傳云同國の武士頼朝に一味の輩おほかりければ義仲の廣言をきゝ頼朝に告しらせしもの也頼朝より一日も先立て平家をほろほし天下の將軍とあふかれんなとゝ諸軍勢共に義仲かたられけるに仍て國にひろく聞え此よし頼朝卿聞給ひ先義仲を追討せんとて出陣ありけりといへり此出陣いぜん二月廿七日に北條の舘におひて諸大名をあつめ義仲追討の儀評議有いづれか勝劣ならんと各何といひ出す人もなかりし處に梶原平三景時すゝみ出て申けるは某に人數七八千あひそへられば御先手を仕たやすく義仲を退治仕らん何ほどの事か候べきと申されければ其時北條時政のいはく尤かれが勢三千には過べからずさすが木曾も名將なれば依田の城にはよも有べからず嶮岨をやうがいにして出張仕らん其上信濃は嶮難の國にて地の利よしたやすくせめ討んとならは人數若干そこね候はんか上方の平家こそ大敵とは申べけれ義仲は又小敵なれば先信濃に御馬を出されかれか出陣かた〴〵の躰を御覽じ是非一戰にをよばゝ其時は打はたさるべしいかに地の利ありといふ共此大軍にむかつてよも合戰はいたさじと存し奉る定て降參仕へし其上に人質なと出し申においてはゆるしをかれん事尤可ㇾ然候さあるにおひては義仲か威勢をおとしいよ〳〵君の威光はまさり候はんか源氏こそ同士軍すれど上方に聞えは平家そのついへにのらん事疑なし然ばいづれへかつかんと思ふ國々の武士平家の味方仕らん族もおほく候べしと申されけれは滿座一同にゆゝしくも申されたる時政かなと此義に一決して頼朝出陣なりけるとかや書には十萬餘騎と大數にのせたり鎌倉にての著到には三萬七千七百餘騎とぞ記しける
○木曾今川四郎兼平を使者として申されけるは御邊は東八ヶ國を打したがへ東海道より攻のほり平家を追落し給はん義仲は東山北陸兩道を隨せめのぼり平家をほろぼさんと仕る也いかなる仔細によつて御邊と義仲と合戰にをよび平家にわらはれん事はいかゞなりよしなかにおいて御邊にいさゝかの

鬱志あらんや但十郎藏人殿は貴邊にうらみありとて是へ御越候へば窮鳥懐に入思ひをなし是迄は具したてまつりたりといひつかはし給へばよりとも卿御返事は今こそさやうに仰候とも忽頼朝に敵對のよし告しらするものあり此上は是非に合戰にをよばんとて熊坂山の近邊へ先手の人數をさしむけ給ふ大軍に難所なしとはこれなるべし其時又義仲よりさら〳〵以て遺趣をぞんぜずとて義仲の嫡子淸水の冠者義重とて生年十一歲になりける小冠者を人質に出されければ此うへは別儀あらじとて和睦してよりとも卿はかまくらに歸陣ありけるとかや

○傳云頼朝義仲對陣の時今井四郎を以て少も意趣なきよしを申をくらるゝ此間四五日もあり其時土肥次郎實平味方の陣所を掛まはり備をみださず油斷すべからず夜討の用心きびしく有べしと五日の間馬を乘まはし其沙汰嚴重なりといへり

○實平軍法の達者たりあつかいをいれ敵に油斷させ思ひかけのなき時とりかくる事あり此事を實平廿心せりとみえたり

○義仲今井四郎を使者として意返なきよしのことはりをつくしける時頼朝卿たやすく承引なくして人數ををしつめ給ふといへり

○萬事につきかやうに降參にをよぶ時かろ〳〵しく一應などにては承引なきもの也心にはゆるすべきと思ひても始終を思惟して敵の仕方をよく〳〵うかゝひみる處根元とす降參を請敵に油斷させ十死一生の合戰をせんと定ても威をとられてはならぬもの也さすか頼朝卿良將たり兼平を以て種々ことはりをつくすうちに人數を押よせ給ふ義勢可也仍て人質を出しゝ物なり是に仍て義仲の威かろくなり木曾に組せんと思ふ輩も過半よりともにつきし也つよきをみてはしたかへと兵書にいへる事あり義仲人質を出し頼朝卿に降參せられしは尤よき也然とも十郎藏人をこれまてめしくしたりといひをくられし事はいかゝよりとも卿より其藏人に切腹とのたまひし時は木曾いかゞせんや義仲と頼朝と不快に成し事藏人故にてもあらばこそ若頼朝よりたづね給ふといふ共全以て是にはなしとちんじたきもの也事によりて吟味すへしさして大事にをよ

ふましき事は諸事につき大やうにするを可也とはいへり

○平家は先木曾を退治せんとて十萬餘騎を四月十七日に北國へつかはす其道すがら權門勢家の官物どもをもおそれず奪とり民屋を追捕してとをりけりといへり

○議して云書に十萬餘騎とあれども五萬八千の着到也敵國に入てこそ亂妨狼藉するもことはりなれ若狹よりこなたは我領内なりしかるを相坂よりはじめて六萬の軍兵狼藉にをよぶほどにそのみちすがら五里三里四方は野となりし也かやうに無道なる治に仍て國々みだれたるものなり假敵國にいたればとて萬民を撫育し制法をさためみたりなきやうにおこなへば民これにしたかひ一揆もをこさず天道にもかなふとしるべし平氏先木曾を退治せんとて北國へ人數指越れし事は尤よき也兵書に云遠近の敵は近を討へしといへり

竹生嶋まうでの事

○抄云藤兵衛尉有教

○安衞門尉守教

○澗谷鶯舌聲老たり　澗谷は二字共にたにになり卯月中半なればうぐひすの聲も老たりと也

○秦皇　始皇帝ぞ

○漢武　漢六代孝武帝ぞ

○遣二童男丱女一或は使下方士求中不死藥上不レ見二蓬萊一竟不レ還　本記に云徐市等上書言海中に有二三神山一名曰二蓬萊方丈瀛洲一仙人居レ之請得下齋戒與二童男女一求ム之於レ是遣下徐市發二童男女數千人一入レ海求ム仙人云々是は秦の始皇の時徐福と云道士蓬萊にある不死の藥をもとめんとて此書上たぞ童男丱女とは十五歲よりうちの男女千人舟にのせ歌謠てもとむる術と云り然ども蓬萊不レ得レ求其罪をのかれんとて日本に去秦氏也又文成と云は漢の孝武の時の道士也資治通鑑第四に云文成は齊人少翁以二鬼神方一見レ上上有レ所レ幸王夫人卒少翁以レ方夜致レ鬼如二王夫人貌一天子自二帷中一望焉於レ是乃拜二少翁一爲二文成將軍一以二客禮一禮レ之文成又勸レ上爲二臺室一而畫二祭具一以致二天神居一歲餘其方益衰乃爲レ帛書以飯レ牛佯不レ知言曰此牛腹中に有レ奇殺して視

得レ書々言甚怪天子識二其手書一於レ是被レ誅レ之

○天水茫々として　是は白氏文集に煙水茫々として無二覓處一海漫々風浩々眼穿不レ見二蓬萊島一不レ見二蓬萊一不二敢歸一是を天水となをして入たり

○閻浮提　右に注す

○金輪際　大寶積經第七十三の卷に云此大地の厚一百六十萬由旬とあり又善見毗婆娑律第四には地の厚四那由他二萬由旬と宣たり此底を金輪際と云ふ

○夫大辨功德天　畧しては大辨天と云也信ずる者は必樂說辨才を得也最勝王經散脂品又大辨品功德品に說たり以二智惠一爲レ正みえたり諸天傳讃に曰大辨才天は智惠の主於二說法人一與二惣持一と云々

○妙音　琵琶菩薩也

○居待の月　十七夜は立待

○十八夜は居待二十三夜はね待月ト云フ

○上玄石上の秘曲　是は唐の廉妾夫　村上帝に授奉し秘曲也と云り

○千葉破　神と云ん枕詞也右に注す千磐破又千葉破又禪襌是は巫が袖ふる儀也巫の着物を襌と云也

○竹生島　天平二年に辨才天出現

○平家の大將軍維盛通盛はすゝみ給へとも副將軍忠度經正淸房知敎なとは近江國鹽津貝津にひかへ給へり中にも經正は竹生島にまうて管絃なとして奉幣せられけりといへり

○議して云經正侍五六人めしつれ小船にて竹生島にまうて給ひし事大敵追討のおりなれはいかなる宿願心中にありけるやらんはかりかたし軍に趣時願書なとをこめ神の威をかるといふ事は諸書にもつたへたり然れども六人の大將心〳〵にしてはや敵國に入大將もあり又經正ごときは神にまうで湖水の眺望を詠じ管絃などして詩歌のたはふれせしは一向時に應ぜぬ事舞歌音樂といふ事は治國太平の代に至ては詩歌を以て順直の道をあらはし管絃は又その音聲を以て民の心を和し猶安全の治德をあらはすなるべし又かやうに遠近となく逆亂の時には武を以ておさむべき也夫百里千里の外に軍を起すに法あり諸將の手合をさだむる事一ッ會合の日限其二ッ地の利によつて師評定其三進退かたく約を定る其四制法をさだむる事其五若又制法を背輩

には過役をかくべし其六大方の罪過はまぬくべし其七拔懸の輩を制す其八まはらにかけ引する事なかれ其九味方のうたるゝをみ捨一身の高名する事なかれ其十女色亂妨其十一陣屋に會合して大酒其十二諠譁口論其十三其外軍法の制法略之何十萬騎ありといふとも其心一同にしてかけひき其かしら〳〵の指圖に應じてこそ勝負は決するものなれ今度の平家の軍法の次第六人の大將の心々にしてずゝむ人もありをくるゝ大將もありいかんとして强敵にたゝかはんや合戰なき以前にまけにちかしと諸軍勢にいたるまでいはぬものこそなかりけれ

火うち合戰の事

○抄云平泉寺の長吏齊明威儀師　利仁將軍四代民部卿伊傳男吉原則光五代孫從五位下瀧口實信六男也平泉寺は叡山末寺

○富樫入道佛誓　俗名家經利仁將軍八代富樫二郎家通男

○林六郎光明　利仁七代の孫從五位下林大夫光家男

○影浸南山青して晃漾たり浪沈西日紅にして隱倫たり　此詩如自面かげ南山にひたせばあをき物ぞ晃漾は晃はかゝやく漾はふかし也浪に夕日しづめばしほ紅にみゆるとなり隱倫とは隱はあきらかなり倫はしたがふ也

○無熱池　倶舍論疏十一に云大雪山北香南有大池水名無熱惱又長阿含經十八に云閻浮提諸龍有三患一には熱風二に惡風三に金翅鳥の怖是也此池に三患なき故に名無熱惱池唐にはかく云天竺には阿耨達と云也周八百里有此龍王は善女龍王と云上位の薩埵願力を以化して龍王となり世を救大智度論に云り

○昆明池　千字文の注に云長安城の西に有昆明池漢の武帝の時南夷に有昆明國地方三百里居水中能水戰武帝毎伐之不得乃設謀擬長安城西一千里穿池四方四千里池水滿中造船於上敎水戰遂破彼國置爲昆州便號其池曰昆明池

○シガラミ　柵と書く水をせき止る義也菅相丞左降の時亭子院へ奉れるなかれゆく我はみくつとな

りぬとも君しがらみとなりてとゞめよ
○白山　加賀の名所古今雑下宗岡大頼君をのみおもひこしぢのしら山はいつかは雪のきゆる時ある
○篠原　同名所近江にもあり續古今旅　僧正行意衣手の夕風さむし篠原やしぐるゝ野邊に宿はなくして
○砥波山　越中郡の名也顯季歌にいもか家にくものふるまひしるからんとなみのせきをけふこえくれば
○十郎藏人行家　右に記
○樋口次郎兼光
○落合五郎兼行
○今井四郎兼平
○木曾義仲我身は信濃に有ながら越前國火うちか城をかまへ加賀能登越前或は平泉寺の衆徒都合六千餘騎こめたりといへり
○傳云此火うちが城をかまへ籠城せし事義仲下知にもあらず北陸道の武士どもを木曾密通してかたらひけるにいづれも平家をそむき味方いたすべきと同意はしけれども我國をすて信濃にこえん事も成かたし又平家多勢にて木曾の討手に忽にむかふへし其時一身にてさゝへん事も成がたければとて富樫稻津林又は平泉寺の衆徒一味に成て義仲出陣まて籠城し敵の色をみんとてこしらへたる物也
○夫城をこしらへ敵をさゝゆるといふ事は我國へ敵切て入時は國の境地のようがいに城々をかまへ本城と持合敵とりまきなば後づめをし或はもみ合て利をえんため也しかれども平泉寺の齊明威儀師二心有しに仍て木曾上洛をもまたす即時に落城せしものなり
○惣して城をかゝゆるといふは妻子のこもらざるは抱がたし其上かやうの國々のあつまり勢頭おほくいづれ惣大將といふものもなくしては互に疑あり又はかやうのかへり忠有て必落城あるもの也城をあづくるには其人の心を能うかゞひ我身にかはらざる大將をえらひ一人か或は二人か籠置ものなり城に大將五人とも有時は一日に二三度の會合をさだめ惣がまへにいたるまで一日一夜に二三度づゝまはりいひ付べし又めん〳〵の持口へ攻口より手かへし或は和談の矢文を射ものなり其矢ふみを會

合の場へ持參し相談のうへにて返狀すへし此矢ふみ一通もなき大將のあらは其持口へ横見を入持やうの次第能々見べし此案内をみるに品あり第一に矢を射出すやうす壁柱やぐら物頭の躰其持口の大將の行迹或は語舌かやうの事を能々心を付べきなりあるによつて大將のおほき城はまへうたがひ有て抱がたきものぞ又城より敵の攻口の油斷をみて切て出る事あり引とる事大事なりやぐらの大皷を能さだめ掛引すべし切て出し人數引とらんと思ふ時壁やぐらよりなるほどきびしく敵を射はらふへし切て出し門戸へは人數うちいれがたき物なれば脇の門戸へつぼむといふとも付入の敵を射はらふ事を能々さだむべし

○城取之事

一弁方といふは人をはかるといふ儀なり其弁方のうちに一はいの人數は何千人とさだめ置たとへは城何町四方なれば一間に一人づゝしては何千何百にてかゝゆべきなどゝはかる也

一城へ入に弁方は右へよるやうにし入人は左へ入やうに搆へし弓を射出すに利方あり

一壁のたかさ七尺五寸或は八尺つくばい射るに弓のほこみえぬほど也

一柱五尺ばしらにたつべし其ひかへ柱の貫に雨のふる時戸をうへにおほふ利也

一壁一間〳〵に高さ三尺五寸にたはらに石を入つむへし第一矢の用心又は押乘時其石をなげかくべし材木などもよしとす

一狹間の戸に替戸尤也敵より射とぢたる時の用なり

一壁より三間四間引のけ逆茂木を結べし此逆茂木のうちに持口のものどもの小屋をたつべし是第一火矢の用心也逆茂木の外自由に馬を乘まはすごとくにすべし仍て是に糞土の番ををき能々制すべしよせ手是非に壁をこし乘入し時此逆茂木のうちより射すくめんが爲なり

一門戸の高さに口傳ありうへの横木はかけはづすやうにすべし馬に乘さし物つかへざるやうに搆べし若又二階門猶以也

一糧は一人に一合半づゝ飽食あれば眠あり上戸ならば一盃惣して大將とあるもの諸事に心をつけ一飯

一滴の酒にても士卒と共におなしうすへし是蜀の孔明かつたへ也しかるを此火打か城は籠城堅固の制法はひとつもなく諸國の集勢大將といふ事もなく只堀の水のふかきはかりをたのみとし剰威儀師かやうなる二心ある輩をうかゞひしる事もなくあさましかりし次第と云つへし

○傳云平家の人〻越前に着陣して火打が城の堀の水蕩〻たるをみて舟ならでは越がたしいかゞせんとあきれたるはかりにてとやせましかくや有ましと評議のみして數萬の人數五日の間いたづらにぞ日を過しけるといへり

○凡百里の外に師する時は其國〻へ案内者をつかはし山川池沼道の次第を能うかゞひ人數を押出すもの也此城廓五日三日に出來する物にあらず其上水上のやうす流の水の末を能〻鑑てこそ知略を以て攻へきものなれその謀計もなく齊明か告しらせしを以て水を切落し攻し事をろかなる有さま也されば衆持の師は動轉する事なしといへり

○傳云齊明威儀師は齋藤別當實盛が從祖兄なりゆへに實盛方より密通し反忠させし物也

○傳云平家多勢にて北陸道に趣よし信濃にて義仲聞給ひ評議していはく定て越前の火うちが城を攻べし味方うたせては後代までの恥辱たり人數をもよほし越前國にいたり彼者共に力をそへひとつに成て大野あたりにて一戰天運をはかるべしと義仲のたまひしかば其時兼平がいはく仰はさる事にては候へども平家は十萬餘騎と承候味方はわづか一萬餘騎なれば懸あひの合戰は然るべからずたとへ火打か城落て味方一旦利をうしなふといふとも始終の勝こそ專一にて候へ味方小勢なれば難所へ引請知略を以て勝負を決せんにはしかじ其上平家道すがらの小敵共を追拂いきほひに乘て深入仕候はん平家定めて大手搦手とむかひ候はん志保の山口は殊に嶮難なれば人數三千ばかりにて藏人殿をむけられ殘る、萬は松長の柳原にて引請謀を以てたゝかふにをいては仔細なく追崩候はん事掌の內にあり平家何十萬騎候とも其いきほい以追打に打てのぼり上京せばさのみ手間は入申まじきと申候へば尤此義可然とみな一同によろこびの色をなしけりといへり書には木曾殿五萬餘騎としるしけれども

礪波山の合戰の時は一萬二千餘騎の着到なり又平家も十萬とはいひけれど道すからのかり武者共に五萬八千の人數とかやしるしけり

木曾の願書の事

○抄云倶利迦羅　越中國礪並郡の山也加賀とのさかいにあり昔越の大徳神融和尚此山にて倶利羅不動明王の法を修せられし所也仍て名とす

○形祖木　社の破風のうへに二本づゝ片そぎにさきをとがしたる木なり住吉の御歌新古今神祇
夜やさむし衣やうすしかたそきのゆきあひのまより霜やをくらん千木形祖木といふ

○大夫房覺明　本經に即傳有

○歸命頂禮　歸命とは仰にきすとよむ也佛神の命に隨て一心不亂に賴み奉るとの儀也頂禮はいたゝきを地に付て禮拜也禮法に九ッの次第かあるなり頂を地に付て禮をなす事至極の敬なり

○八幡大菩薩　人皇十六代應神の應作三十一代欽明の御宇肥後國菱形池と云所に神と現じたまふ惣じての御神は人間として鎮座し奉るなり八幡大菩薩はあなたより現し給ふ也八幡は垂跡の號なり後に豐前國宇佐郡に奉レ移貞觀元年に鳩の峯に移り給ふ

○日域朝廷の本主　日域は日本の惣名ぞ大日を表する也朝廷は內裏の御事ぞ本主とは昔の帝王にて今又帝都の守護神なれは也

○累世明君の曩祖也
累の字はかさぬるとよめり代々と云儀也明君とは天子の御事ぞ天照太神の御末なれは御行日月とひとしけれは明君とは云也曩祖は根本の先祖といふ儀ぞ日本紀にては祖の字をとをつおやとよむ也

○爲レ守ニ寶祚一　寶祚の二字を日本紀にては天津日つぎとよませたぞ天子の御位也易にては位を大寶といふ禮紀には祚の字を位と注せり御即位の前を踐祚と云事は御位に即給ふ定のある事ぞ

○蒼生を利せんかため　是は悉皆生ある物也其中に人間をさして云り

○顯ニ三身之金容一　八幡は本地彌陀也彌陀の化身釋迦如來也仍て大隅國の石體の銘にみえたり然は釋迦如來は法身報身應身の三身即一佛にておはせ

ども末世の衆生利益せむと三身如來の御容を化して大菩薩を現じ給へる事と云也金容はこかねのすかたなり

○三所の權扉と排　　三所は應神天皇神功皇后豐玉姫是也又菱形池宇佐男山是も三所といふ也又權扉とはかりのとぼそとよませたぞ本地は佛なれともかりに八幡とあらはれ給ひとぼそをひらき忽に出給へるとの義なり

○萬民を惱亂　　民をなやましみたるぞ

○纔に繼ニ箕裘之塵一　　箕は物をひる見と云物ぞひるは簸也裘はかは衣なり義仲卑下の詞也簸裘の業とは面々其家業をつとむるを云禮記に云良冶子必學レ爲レ裘良弓之子必學レ爲レ箕裘はかは衣也

○曾祖父前陸奥守義家　　曾祖父はひおほぢなり爾雅の釋親にいへり八幡太郎義家の子六條判官爲義其子義方は義仲父なり

○宗廟の氏族　　惣じて伊勢と八幡とは日本二所の宗廟と定むる也宗領の廟と云心也大菩薩の御子として八幡太郎と名を付たり其末孫なれは氏族とはいへり

○其後胤　　文選五十卷李翰か注に後とは子孫也といへり胤の字は繼也と注す先祖の跡をつぐと也

○譬以ニ嬰兒蠡一測ニ巨海一　　嬰兒はみとり子とよめりおさなき子の貝を以て大海をはからんとするよりも成かたき事なれともといへり

○蟷螂か斧を取て隆車に向か如也　　是も早下の詞ぞ文選四十四卷に云欲下以ニ蟷螂之斧一禦中隆車隧上といへり注に前に有ニ兩足一擧レ之如ニ執レ斧之象一也といへり蟷螂はいぼじりと云虫也又かまきりとも云大なる車のくるをみて此虫怒のつよき物なれはまへの足をあけて怒なり及ばぬ事をする故にたとへて云り隆車は大なる車ぞ隧の字は轍の字と同じ心に用ゆ莊子に曰汝不レ知ニ大蟷螂一乎怒ニ其臂一以當ニ車轍一不レ知ニ其不一レ勝レ任也と云り

○靈神　　二字共にたましゐとよむぞ

○則可下丹祈叶ニ冥慮一玄鑒成中加護上　　丹祈はまことにいのるなり冥慮は神慮玄鑒はふかくかんがみる加護はまほりをくはへ給へと也

○神功皇后　　人皇十五代女帝也息長宿禰女御母は葛城高額の媛也仲哀天皇の后應神の御母后也仲哀

長門國豊浦にして崩御ありしかば神功皇后懐胎の御身にて三韓を攻に渡り給ひしに對馬にて誕生の御氣ありけるに天に祈給ひしかは異國悉退治して筑紫の筥崎にて應神降誕なり愚童訓に委あり

○新羅　新羅百濟高麗是三韓と云今は是を一にして朝鮮といふ也

○先祖頼義　義仲祖父也貞任宗任を攻九年の合戰

○靈鳩　大菩薩の御仕者といへり

○義仲羽丹生の八幡に願書をたてまつられしといへり　神祇を祭る事は異國我朝尤其例甚おもしとする處也義仲爰に至て神を崇敬し願書をこめられしは奇妙たり諸軍勢のたのもしく思ひいさむ心あり是則神靈の威をかり軍以前に勝事決然たり惣して軍といふ物は數萬騎の敵味方甲冑を帶し刄をましへおめきさけんてたゝかふといへども勝負の處は童子の礫打相よりもかろし第一に天運第二に將の謀第三に士卒の一致第四に地の利第五は人數たて第六は惣頭の人數つかひなり末代の將たる人能々得心すへき物なり

倶利からおとしの事の條

○抄云鬨　韻會に胡貢反鬪聲也と注す軍法に敵の心をおびやかす一ツ勝軍の時勸請の神を送り奉るを勝時と云

○瀬尾太郎兼康　系圖未ㇾ見

○倉光次郎成澄　利仁將軍九代孫林加賀介成家が男也

○秀衡　藤太秀郷八代從四位下鎮守府將軍基衡嫡男也從五位下鎮守府將軍文治四年十二月廿二日卒九十二歳

○白山の社　妙利權現客人の宮是也本地十一面觀音

○去程に源平兩方陣のあはひ三町はかりよせ合互に十騎廿き五十き百き射手を出し矢軍のみして日をくらしける義仲知略に搦手へ人數を押まはし鬨をあけさせければ平家これにおとろき敗軍して皆うたれにけりといへり

○惣じてかやうの嶮難の敵國に師おこす時には先物見を入案内を能しり味方の地の利をかんがみ左右

の嶺にかゞりをたき相圖の太鼓をさため備をかたうし前に逆茂木を結明日の合戰を待もの也源氏は一萬二千よき平家は六萬にをよふ多勢也敵は案內者まして小勢也夜軍によせんとおもはぬ平家の愚將をろかとも中〳〵いはんかたぞなき上良將は敵の謀を察し相違あるごとくするをことゝす此度平家は敵のはかりしやうに乘しものなりかくのごとくにありては何十萬の人數にても負へき次第也砺波山にいたるとひとしく六萬の人數を十五段ほとにたて軍に取むすふにをいては義仲七手にわけし人數亡然たるへしなんそ十騎廿きつゝの矢軍に日をくらして勝負の益あらんや勝べき手たてはいかやうにもあらんか先六萬の人數を北國一方と定たる事あしゝ中山道へ三萬北陸道へ三萬指越日限を定め敵國に城々有て日數をへは互に早道の達者を以て日々に告しらせ双方よりもみ合攻入なはたやすかるへし東山道も北陸道も難所はをなしかるへし然れども大軍に嶮難の地なしといへり其上木曾は信濃にても美濃境なり都に大番役に上りし畠山兄弟宇都宮などのものなれたる老武者ありけれども內意は皆賴朝に心をひきともかくも宗盛の御はからひ可レ然とはかりいひし者なり又眞盛といふ武者は一心の功はかりにて人數の千ともまはす大將には成かたき勇士なり今度北國へむかはれし大將たち侍共にいたるまてみな若武者にて常に詩歌管絃のみにて奢ほこるはかりにて軍といふ事是始なればたゞ味方の多勢をたのみたるはかり也都の大將宗盛は臆病至極の愚將なれば知畧をめぐらす手たてもなしいかんとして勝利あらんや武士たる者は常々朝暮軍法を第一とすべきもの也義仲は越後勢とたゝかひその上賴朝卿信濃に入國の時對陣のために我館を五日路出張して越後境にゐたり此時東山道へ人數をつかはし木曾領內へみたれ入悉放火し攻入にをいてはいかに勇士の義仲といふとも前後途を失なはん事みるかごとくにあるべきか

○此時平家の侍瀨尾太郎兼康はいけどられ忠綱景高秀國三人はうたれたりといへり

○凡戰場にして打死し又はいけどらるゝに品あり臆病にして途をうしなひ生捕にせらるゝもあり是はいふに及ばす人倫にあらず又手負行步自由ならで

生捕にせらるゝ是中とす又將とくまんなどゝ心懸深入し敵に見付られ折かさなつていけどらるゝ是を上といへり或は多勢と戰ひ堀みぞなどにまろび是非なく生捕にあふもあり其品により恥辱にあらす或は又敗北に及いかにもして居城に歸らんと山林にかくれ居て訴人せられ縄手(ツナテ)にかゝる族もあり然ども是本意にあらず時節をはかりみて切腹するにはしかじ常々勇士といへども一時過ぬれは死期をわするゝは人間のならひなれは常住の心かけ尤然なり瀨尾も誅せらるべき處を勇士のほまれによつて命をつがれしものなりしかるに重恩の主をわすれす古鄕備中に歸り二たび反逆したる心がけは勇士と云つべしかやうの生捕のものゝ命を續には品あり主君其身二代ともつゝくか或は子孫兄弟同家にあるか又は主君の一門縁類などは即時に誅すべし縁者を誅する事は本國に妻子あれば心ひかるるものなり益あらざるものに祿をあたへ領知をとらせ何ぞ我爲にならんや乍去一國平均に治めし時は其品々によるべしわたり侍は勇士のほまれ或は才智の達者藝能ある輩は大やうは命を續べき也生捕又は反忠或は草のなびきの族は人質を出すか能其心をうかゞひしらずんば心ゆるす事なかれ瀨尾か事も倉光ふかく也兼康は倉光所に置子共一ぞくにいひつけさせ萬指引をうかゞひ見度ものなり心ゆるし弟をうたせし事いかゞ成敗の法をしらざるゆへ也

○齊明威儀師誅せられしは可也かやうのものは生捕事幸なれば也

○義仲志保の山の戰ひおぼつかなしとて自身むかはれしといへり

○今度平家の師は童子の礫うちよりもあさましければいかやうにてもくるしからず大敵と合戰し勝利あればとて大將の備をみだりにする事なし兵書にいはく武王紂を討其備三日不レ亂といへり平家方に重盛ごときの良將あらば五萬の人數を十五段はかりにたて本陣一萬ばかり備をかたくして縦一陣より五陣六陣迄敗北に及び味方の多勢にをされ五里三里しりぞくといふとも能地の利に至て大將の大旗をたて敗軍の士卒をあつめとり返すものなり一陣やぶれても殘黨の全やうに謀をめぐらすべし

しからは義仲しほの山へむかはれし其跡へとつてかけ燒たてせめこむにをいてはきのふの勝利はみないたづらにならんか然どもかやうの事は十に一ッ也一戰に打まけ敗軍に及びてはいかなる勇士も十方を失は常の事也漢の高祖は大敵の項羽を亡し其首實撿しても江南に百萬騎の人數を前後に備へ本陣をまもらしむ是は軍法の術をみださゞる事を記するものなり

○志保の山の合戰十郎藏人打まけ引しりぞき人馬の息をやすめ居たる處へ義仲馳來り給ひ平家又打まけ大將三河守知敎うたれ給ふといへり

○合戰に勝利を得敵引色に成し時は或は十段にたてし備へならば五段六段ほどみたして馬を入敵陣をかけやぶるものなり敵敗北せは追討に打とり足をとめさせぬものぞしかるに十郎藏人引しりぞき人馬の息をやすめさせける事は平家方とておくしたる躰也然ども義仲荒手に入かはり戰ひけるに大將知敎打死のうへは了簡の及ぶ處にあらずかやうの山路嶮難の合戰には一備に人數五百騎より多勢はたてぬ法也されば今度の平家方の陣のたてやう一陣二陣といふ事もなく前後もわきまへず嶺谷岩石の上細道に五萬餘騎をまばらに成次第にたて嶮難よりみつく事もならず味方の多勢はかりをたのみ時のこゑにおどろき敗軍したる躰は前代未聞の事也義仲の方に人數千はかりありとも勝べきものなり

○傳云平家の軍勢篠原にもとゞまりがたうありしを今度大番役にのぼりありあはせける畠山の庄司重能小山田の別當有重宇津宮の左衛門朝綱かれら三人寄合評定しけるは子共はみな頼朝卿の御味方として爰かしこ勳功をはげますといへども此三人は都にとゞめられ其上北國に趣し時も宗盛公殊に親切にたのみ給ひし事也祇波山にて一軍もせで味方に引たてられ是まで引しりぞきし物也此まゝ都に歸りなば平氏の一門の大將たちより我等三人は人におもてをむけんことありがたしいざや爰にてふみとゞめまうさきを申請一合戰して心みんと重能申されければ小山田は弟也宇津宮はまして名をおしむ勇士なれば尤此義可然と一決して此篠原にて一戰あるべしとて諸軍勢此所にとゞまれり其上此

兩三人前手を申請しとかや然共三人の手勢三百騎には過ざりけり此時も打のこされたる士卒敗軍をあつめ平家の勢も四萬五千よきあり義仲砥波山の合戰に勝利ありければ加賀越中其外方々より馳くはゝり五萬よきに成にけりといへり

○此時も平家篠原にとゞまり義仲をさゝへんとおもはれ越後の城四郎が弟城九郎助茂をたのみ木曾を中に引つゝみ十死一生の合戰をとげんとおもはればば勝利を得る事もあらんに大將おほく其心一同せずして畠山兄弟にとゞめられをづ〱の軍なればなり

篠原合戰の事

○抄云氣比　　巖島と一躰本地聖觀音

○長井齋藤別當實盛　　齋藤太實直男利仁將軍十代孫也

○浮巢三郎重親　　系圖未ゝ見

○俣野五郎景久　　桓武十二代大庭平太景義男

○伊藤九郎助氏　　鎌足公十七代伊藤二郎祐近二男也系圖に祐忠と有

○眞下四郎重直　　系圖未ゝ見

○畠山庄司重能　　秩父太郎太夫重弘男也

○小山田別當有重　　同次男

○宇都宮左衛門朝綱　　鎌足公十八代八田權守宗綱男也後鳥羽院の北面

○高橋判官長綱　　系圖未ゝ見

○入善小太郎行重　　系圖未ゝ見

○木曾殿所々の社に神領をよせられしといへり

○神はうやまふに付て威をます人間萬事かくのごとしかやうの時は神の威をかる事第一也人はたけき勇士といへども心はおろかなるもの也諸卒の胸中神にまかせんと思へは一致する物なれはなり

○去八月に石橋山の合戰の時賴朝に敵對しける者共廿一人會合して語けるに實盛かいはくいざや平家をすてゝ義仲につかんといひけるに俣野々景久が云我々は東國にても人にしられたるものなれば今更よはきも捨つよきに味方せん事はいかゞと申ければ皆此義に同しける其時實盛をの〱の心中をみむためにこそいひつれとてつゐに其時の合戰に打死しけり

○かやうのたはふれはかりそめにもいはぬ事なり其上世間無爲なる時も廣言過言は無益の事ぞその座にゐたりしものども多分今度打死しけり實盛若死せざるにをいては右のこと葉まことにならんものなり常々に廣言をいひ其詞少にてもたがふ時にはは人口猶あしきものぞ又大志ある者は小恥をかへりみず漢韓信其むかし淮陰に有し時わかき友から共かれが心をみんとてめん〳〵の股をくゞらせけれはをめ〳〵とひとり〳〵の股をくゞりしかは若輩の友がらはわらひけり韓信は大功の心ざしあるによつて也後高祖につかへて諸侯となれり故に主君を切に思ひ身を全禮儀を厚して口論もなきやうにたしなむ處侍の第一と心得べき事ぞ

○畠山兄弟宇都宮手勢三百餘騎一番合戰を申請戰けるといへり

○此三人の人〳〵は子共一族ともみな東國にて頼朝にしたがひ其粉骨をつくす大番役にのぼり居合今度北國へむけられし事なれはたゞ侍の義理一へん其上從者とても妻子眷屬は敵方なれは何に依てか一命にもかくべきなれば大方にして引しりぞきし也宗盛公かやうのものを北國へむけられし事第一愚將たりいかんとしてこの事を大事と思はんやたゞ少にても人數のおほきを世上の聞はかりにしたる也普代ひさしき家の侍に國々の驅武者にても侍一人に二百騎ほとづゝ相そへ大將一人に十人づゝしたがはせ軍法をかたく相定未練の族にをいては無事に歸京すといふとも切腹させんと制法をいだし路次の狼藉合戰の備の次第諸事に付一つもかけたる處なきやうにはかりてこそ百里千里の外へ師はする物なれ宗盛公を始て平家の大將たちの軍用のありさまいふもおろかなる躰也先軍の制法には敵味方對陣の時民屋に入財寶狼藉婬亂大酒かやうの事第一とす假軍に打勝野陣など張居といふとも亂亡狼藉して人數うちゝりし時其透をうかゞひ敵取て返すにをいては忽敗軍に及ふものなり然るに今度平家の軍勢のみたりなる事いふにたらす

○篠原の合戰に平家の侍大將高橋判官長綱越中の住人入善小太郎行重を組ふせ名乘せけれは年十八歳といひけるを聞て我子の死たりしおなし年とてたすけしに入善透間を晃て高橋を討たりといへり

○平家方負色に成て人數散亂したりしに入善高橋を追かけ組けるに我子の事を思ひ出し入善をたすけし事さらに聞えずとても死せんと一筋に思ひ切しうへは何十人にても手にあたるほと切殺すへし高橋いかやうにもして本國へ歸らんと思ふ胸中にて却て首をとられしもの也侍の陣所に出ん時家をわすれ妻子を不思といふは是也二度歸らんと思ふ故に不覺臆病も出くるなり又入善が高橋に命をつがれやすみ居て高橋が油斷をみて討し事道にあらず又長綱をたすけのがし若後に木曾殿聞たまひなば入善は勘氣か切腹か此二つ扨入口もいかゞせん評議して云其時入善が郎等三騎馳來りたり然は味方は四人なり始矢庭に組し時若組まけなば打死と心得組べし扨くみかちたる時は高橋にこと葉をかけ其方此度は我命たすけ給たり然とも此事後に義仲聞給ひなは我臆病もの丶名どりをし一代の家の疵をまうくる處也今又其方愛をのかれ給ふとも敵多勢なればよも安隱にては候まじねがはくは尋常に御腹めされ候はゞ御首を給はつて此度の勳功に仕べし御菩提にや懇にいたし此報恩はをくるべしといふによも高橋いなとはいはじ此時又長綱いなといふは道にあらずかやうにては高はしも入善も侍の本意といふべけれとにや血氣仁義のわかち是也仁者必勇あり勇者は必不レ仁とはいへり

實盛さいごの事

○抄云手塚太郎金刺光盛　系圖不レ知

○古郷へ錦を着て歸る　漢書に富貴不レ歸ニ古郷一如ニ衣レ錦夜行一と云り項羽の詞なり

○朱買臣は錦の袂を會稽山に飜　史記列傳三十四云朱買臣字は翁子呉人也家貧好讀レ書不レ治ニ家產一常に艾ニ薪樵一賣云々後漢の武帝に仕拜ニ會稽大守一上謂曰富貴不レ歸ニ故郷一如ニ綉衣夜行一今子何如買臣頓首

○會稽山　呉國有

○朽もせぬ空き名のみ　西行法師陸奥に下り實方中將の舊跡にて朽もせぬ其名はかりをとゞめをきて枯野の薄あはれとぞみる新古今哀傷に有り

○齋藤別當實盛鬢鬚をすみにそめ打死しけり

○今度北國に趣し時打死をきはめ宗盛公に錦の直垂

を中請下向しければ生て歸らん事はかたし礪波山にては軍なくして敗北しければ是非なき事也髮をすみにそめ打死しける事さすが老功の武者武勇の達人と云つべし其上東國の武者廿一人太方打死しけりとかや人は死べき所にてしなざれば必恥辱を得る物なり侍たる者は平生心得べきなり

玄昉の事

○抄云上總守忠清　系圖末ニ見

○飛彈守景家　系圖末ニ見

○祭主神祇權大副大中臣親俊　可多能佐大連十五世神祇伯親定男也

○高間が原　本來無一佛の所を云中臣祓の抄にあり

○五十鈴川　第十一代垂仁天皇の皇女倭姫渡會郡御裳濯川の河上に五十鈴をうづみ給ふ第三卷に注す

○下津磐根に大宮柱廣敷立て　下津岩根は此界を云中臣の祓に宮柱太立てとなり

○奈良の帝　第四十五代聖武天皇也奈良七代と云は元明　元正　聖武　孝謙　廢帝　稱德　光仁是也

○不比等　謚ニ淡海公一

○式部卿宇合　不比等の男號ニ式家一

○太宰大貳廣嗣　宇合の男右に記

○大野東人

○觀世音寺　元明天皇御宇和銅二年に建つ太宰府より廿餘町口にあり

○玄昉僧正　靈龜二年二月勅を奉して入唐智周法師に値て法相の深旨を受唐の玄宗帝より紫衣賜天平七年に歸朝

○嵯峨皇帝　五十二代也右に記

○平城先帝倘侍のすゝめによりて世を亂さんとせさせ給ふ　平城と嵯峨とは御連子にて桓武の御子なり然るを平城に內侍督藤原仲成兄弟心を合申すすめ嵯峨の帝と御中あしくなし於ニ和泉川一合戰なり然ども平城方敗北依て平城の先帝落髮藤原仲成等誅罰此泉川を挑川と云ならはせり川を隔ていとみし故也

○祐智內親王　嵯峨第八の皇女賀茂の齋院の始也

系圖には有智と有
○朱雀院　六十一代也右に記す
○純友　右に記平將門と一味仍て被ㇾ誅
○傳云玄昉僧正廣嗣を調伏せられしに仍て觀世音寺供養の導師せられし時雷なり虛空に玄昉をつかみ後に其頭を興福寺へ落したりといへり
○廣嗣反逆して朝敵となりし事其謂あり玄昉第一亂行不淨の僧なり廣嗣の妾と玄昉密通ありしによつて中あしくして互に仇をふくみ聖武皇帝に讒しけるさすが廣嗣も不比等公の男なり玄昉の亂行を上聞に達せぬ事を口惜くおもはれ反逆せし也上一人より下萬民にいたるまで諸事に付實否をたゞさずしては國家のみだれとなる事は是也

平家物語抄卷第七之上終

平家物語抄卷第七之下

目録

平家物語抄卷第七之下

木曾山門牒狀の事

○抄云近江國　昔は淡海と書し也不比等の謚淡海公なり是よりして近江と書
○保元　後白河院の年號
○平治　二條院の年號
○長失₂人臣禮₁　清盛いやしき身にて太政大臣に經あがり王位をないがしろにし其外公家武家ともに禮儀をみだりしに仍ていへり
○緇素　緇は出家素は俗なり
○治承　高倉院四ッめの年號
○城南離宮　右に注す城をはなれ南にある御所也
○奉₂流₁博陸海西絕域₁　博陸とは關白の唐名ぞ松殿基房公左降せし事をいへり
○奉₂閉₁二宮朱閣₁蔫₂九重垢塵₁　垢塵はあくたちりなり是は高倉の宮以仁親王の御事ぞ朱閣は宮の亭ぞ九重の垢塵とは洛中のあくたちりまでおどろきたぞといへり
○令旨　文選卅八の注に云秦法皇后太子の命を稱₂令令は命也仍て令旨といふ右に注す
○怨敵滿₂巷豫參失₂道　平家急に以₂大軍₁攻しに依て近境の源氏さへ參候の餘日なしましで遠國なれはとの儀也
○三位賴政入道父子　傳右に記す
○暴₂形骸於古岸苔₁　形骸はかたちかばね古岸の苔とは宇治川のきしのこけぞ
○運₂策於帷帷中₁　張良が傳の辭ぞ不₂及₁注
○相₂同冬霜薰蕕枯₁　薰は香の能草也蕕は香のわろき草也句のよきもあしきも冬の霜はこと〳〵くからすと也文選に云薰蕕隔₂畔とありひとつにうゑざる物也
○敗北右に注す
○有₂疑貽₁　うたかひをのこすと也叡山より若さまたげんことの義也
○不₂可₂旋₂踵　集覽五に云旋は回轉也二字共にめくる踵は足の根也と云々足を其まゝ指向心也遲々なき心ぞ

○惱ニ宸襟一　宸は廣韻に天子の居といへり　賈逵は後人指ニ帝居一曰レ宸と注せり天子の御事を直にさしてはいはぬほどに居所を呼出して天子の御事をは中物なり襟は物おもひとよませたぞ仍て天子の御物思を宸襟とは云なり

○醫王山王　醫王とは藥師をいふと藥師經にあり又無量義經には釋迦を醫王といへり山王の本地釋迦藥師彌陀なれは何もおなし

○遲ニ留行程一爲ニ朝廷緩怠臣一長遺ニ武畧瑕瑾謗一　遲ニ留行程一とは衆徒と合戰をいたすならば上洛の道おそくとゞまらんと也仍て朝廷は緩怠の臣とならんと也朝廷は天子の御事ぞ緩怠はをこたる也遺ニ武略瑕瑾謗一とは瑕瑾は二字共に玉のきずとよむぞ然は末代まで武士のきず也との儀なり

○浴ニ鴻化一　鴻は大也化は德化也浴は其恩德にあつかる事をいふ

○不レ堪ニ懇丹至一　懇切丹誠の至りにたへずと也

○義仲山門に牒狀を送り衆徒の心をうかゞひ中和して都へ入給ひしといへり

○是尤の計略也我威を高して人を害するばかりにては大功なしがたし士民を撫育して和に過たる事なし地の利は人の和にしかすといへる事是おなじ

山門返牒の事

○抄云金輪聖主天長地久　金輪は天子をさして云り聖主は國王ぞ

○御外戚　天子御母后の父を云也

○異賊　異賊といふは異國の賊なれども爰にては平家をさして云り

○顯密法輪　胎藏界金剛界を云なり

○十二神將　藥師本願經に云爾時衆中有ニ十二藥叉大將一倶在ニ會座一所謂○宮毗羅大將○伐折羅○迷企羅○安底羅○頞儞羅○珊底羅○因達羅○波夷羅○摩虎羅○眞達羅○招杜羅○毗羯羅　此十二藥叉大將一々各有ニ七千藥叉一以爲ニ眷屬一

○醫王善逝　善逝は瑜伽論三十八の上に昇ニ最極一永不ニ退還一仍名ニ善逝一成實論第一には佛有ニ正道行施等行一故に善逝と明せり今義仲上洛に十二神將醫王善逝の御使と成て三千の衆徒凶徒追討の勇士に加はらんとの義なり

○暫止ニ修學讚仰之勤節ー　義仲と一味ししてばらく學文勤行をもやめて合力せんと也
○止觀十乘の梵風　止觀の法門は天台大師の自解發明の事なれは前代未聞の深旨也たやすく云べきにあらず十乘は一に觀不思儀二に起慈悲三に巧安止觀四に破法遍五に識通密六修道品七に對治助開八に知次位九に能安忍十に無法愛是天臺の密也梵は淨と注せり清淨の意ぞ
○拂ニ奸侶於和朝外ー　奸侶はよこしまのともから和朝の外は日本のほかへはらはんと也
○瑜伽三密の法雨は回ニ時俗於堯年昔ー　瑜伽論第一の音義に云此には譯して曰ニ相應ー是に付て境相應行相果相應とて深義あり三密は身意口此三ッに大事有此相應の法雨いにしへの上代にかへさんと也堯年とは上古上代の事ぞ

平家山門へのれんじよの事

○抄云桓武天皇　右に記
○傳教大師入唐　延曆二十三年に入唐同廿四年歸朝
○圓頓の教法　法華は諸法實相の旨をあかし理智共に圓滿の妙法にして速疾頓成の實教なれはなり
○遮那の大戒　天竺の語也天竺國の始梵天下りて住せし時の語也爰には淨滿と云報身の事也報身とは修因にこたへて得る所の果報の身也是を眞言の教主とす比叡山は天臺眞の二宗を弘故に云り其淨滿の初よりこのかた佛法繁昌との義そ
○與ニ奸謀ー　よこしまのことにくみすると也
○土宜土貢押ニ領萬物ー　國家御調物までをしとるとの義也
○魚鱗鶴翼　帝範上に云夕對ニ魚麗之陣ー朝臨ニ鶴翼之圍ー左傳桓公五年に云司馬法に車戰を二十五乘を爲レ備五人を爲レ伍以レ車居レ前以レ伍居レ後也以伍承ニ偏之隙ー而彌縫ニ其闕漏ー也是蓋魚麗陣の法とあり又鶴翼の陣の名は出ニ八陣圖ーと注せり魚鱗の陣の先ほそに中ぶとに魚のうろこをならへたるごとくに馬の鼻を立る也鶴翼の陣は鶴の羽をひろげたるごとくに勢を立ひろげて小勢を中にとり籠支度也
○官軍不レ得レ利　通鑑集覽三十二に云官は猶レ稱ニ

天子一也といへり平氏は帝の御勢なれば官軍と云り

○聖謀天戟威逆類乘レ勝魚鱗鶴翼等の聖人のはかりことをなせども天子の鉾戟威光ならしてさがしまの悪逆のるい勝にのるとの義なり

○臣等が曩祖思ば忝可レ謂二本願餘裔一　曩祖思へばとは桓武天皇の御事也平家の先祖なれば也曩祖は元祖の事ぞ餘裔は二字ともにあまりとよむぞ子孫を云なり叡山は其始桓武帝勅により傳教開基なれは本願とはいへり

○不失墮　うしなひおとすましきとなり

○法相大乘の宗　興福寺を云り

○親値遇圓實頓悟教二　天台は實相をあかし實教の故に圓實頓悟の教とは云り藤氏は春日を氏社とし興福寺を氏寺とす平家は日吉を氏社とし叡山を氏寺とせんとなり

○山王七社　大宮○聖眞子○二宮○八王子○客人○十禪師○三宮是也

○十二乘顯醫王善逝　藥師十二將也醫王善逝右に注す

○日光　日光に三つの御名有一に大日靈貴と申是は冬の空をつかさとりましますに親二に天照太神是は春秋の空をつかさとりましますに三に天照大日靈貴是は夏の空をつかさとりましますに親

○月光　是も三つの御名あり一に月弓尊是は上弦下弦の二夜をつかさどりましますに上弦は七日八日の夜下弦は廿二夜三夜也二に月夜見尊是は十四五六夜の望の御名也日ごとく圓滿し給ひて其光うるはしき故に見字を加へていふ也三に月讀尊是は晦日の月の御名也暗中に日數をかぞへてよみて晦とする故に讀字を以て御名とする也

○十禪師權現　本地藏菩薩

○加持　瑜祇經に三密加持速疾顯と述行者の身と口と意と其まゝ大日の身口意壇那の三密一躰の觀念について三密加持と云也

○平家興福寺園城寺はやきほろぼしぬ山門にをいては別義あらじと一門の人々山門をたのましと云り

○平氏日比王法佛法の怨となり今身の衰氣に及んで人をたのみ神にいのればとていかで納受あらんや萬民にかぎらず我威勢のある時とこしなへに彿神

をも人をもあはれひたつとむものなり我威のおもき時は神をもないかしろにもてなし身の愁傷になりて年比の遠慮はゆるしたまへひたすらたのみ奉といふは人のならひなり仁者といふものはいやしきをもへたてなくまつしきをもあなとらすとめるをもむさほらすたつときには禮を厚し高人高家とてもへつらふ事なくたゞ己正直正路にして富貴にも貧賤にも患難にも夷狄にも自得せすといふ事なしかく身の徳を治ぬれは人をも世をもたのまねばましてうらむる所もなし人は吝意をつゝしむ事第一也平氏廿余年此方其家に生れて武勇を忘れ吝をきはめ佛神を尊敬せす人をみくたし諸人にうとまれ今さら亂世と成て誰をたのめはとて許容あらんや末代の人能々自得あるべきものなり

主上の都おちの事

○抄云筑後守貞能　筑後守家貞男

○佐渡右衛門尉重貞　頼光五代帯刀先生頼重男

○鎮西八郎爲朝　爲義が八男平治二年伊豆の大島へ流罪十二年をへて嘉應二年於彼島被誅

○栖六郎親忠

○大夫坊覺明

○山科　山城の名所古今戀の三よみ人しらず山科の音羽の山のをとにだに人のみるべく我こひめやも

○宇治　同名所後撰秋下大江興俊宇治川の波にみなれし君ませば我もあじろによりぬべきかな

○淀　同名所古今戀二貫之まこもかるよとの澤水雨ふれはつねよりことにまさる我戀

○陸奥新判官義康　八幡太郎義家三男足利式部大輔義國次男也號足利判官

○矢田判官代義淸　義康次男也號民部丞

○大江山　丹波の名所金葉雜小式部大江山いくのゝ道のとをければまだふみもみずあまのはしだて

○鷄鳴て安き事なし

淮南子に云桃都山大樹曰桃都有天鷄日出則鳴天下の鷄皆鳴叉祖庭事苑五に云人間本無金雞之名以應天上金雞星故也天下の金雞鳴則人間亦啼と云々此古事をいへり

○三界無安猶如火宅　第五巻に注す

ふましきとて主上上皇をとり奉つて西國の方へおもむかんとてさはきあへり
○義仲去六月十日に越前の府につき次第〳〵に近江路さして人數をくりよせけるに重貞か參りて先手山門へのぼり只今都へ攻入候と告たりしかは俄のやうに周章方々へ防人數をつかはし又打入西國へと趣かれし事此間卅日の日數也其内にはいかやうの事をも評議をきはめ覺悟あるべき事也義仲に三度の軍に打まけおぢ神たつて何の計畧もなく十方にくれしとみえたり洛中を持かたむる事は中々成かたけれは西國へ院内をとりたてまつりくたらむとならは北國より人數敗軍の砌院内上﨟衆妻子を福原まてくたし其後切てのぼりしやうに須磨の上野一の谷を城郭にかまへみ影を大手として今一戰はけみたきもの也其時も平家重恩の人數一萬餘はかたくあり此一萬は方々の駈武者とはかはりたり木曾は人數五萬あまりなれば大敵とたゝかへば嶮岨をかたどらねば勝利ありがたし須磨よりみかげおもてはよき地の利也北は高山南は海也わづか山より濱までは五十七丁也又播州より搦手のかたはし聞て方々へ手わけをして人數むけられしにかな

○法皇　後白河院
○橘内左衛門季康
○主上　安德天皇也
○神璽寶劒內侍所　三種の神器也右に注す
○印鑰　天子の御印又かぎ等也
○時の札　日給の札也諸官人を書付也勅勘の人は此名をけづるなり日給の御札と云は昔は殿上にある人々盤臺につき朝夕行也是を臺盤行と云故に日給といへり
○玄上　琵琶なり掃部頭貞敏渡唐の時玄上靑山師子丸此三面の琵琶來朝
○鈴鹿　是も名琵琶也
○晝御座の御劒　天子の御劒ぞ
○平大納言時忠　時信男也
○藏頭信基　時忠卿男
○讃岐中將時實　同次男
○甲冑　甲はよろひ冑はかぶと也俗にあやまれり
○進藤左衛門高直
○平家の人々木曾既に東坂本について京都に攻入よ

猶々みちせばくて大軍よせがたし後元暦の時も義經山の手より攻入搦手やぶれしによつて即時に落居也是も平家の油斷よりして也かやうに相究こゝにて天運つきなば臆きらんと一圖に定るにをいては木曾殿いかに强行なりといふとも二年三年の間にはたやすく落しえじいづくをさすともなく筑紫をさして下給ふ事いかゞかやうに落人となりては普代相傳のものとても心かはるならひ也落くたる時の一萬の人數はかり武者十萬にもむかふへしさらは九州とても味方せんと思ふ族一人とてもあらばこそ義仲も都にのほり無道の平家に超過せしによつて國々の人數皆おちうせ無勢なるによつて三河守範頼大夫判官義經攻のぼられしに事ゆへなかりしもの也此時とても義仲に人數三萬もあるにをいては自由には成かたからんかゐからば異國の三國のごとく日本も三つにわかれ二つを合せんと戰止ことあるまじきか然とも〳〵つゐには頼朝の天下とは成べし先木曾はあら男にして治世をしらす宗盛は臆病第一にして武勇の道かけたり其上神明佛陀の明威にそむき天罰のうへは是非なき物なり

○院ひそかに鞍馬のおくへ立のかせ給ふ事

○上皇の御うへにしては尤御道理也是とても平家手のびにせしゆへ也廿日以前に福原まて御幸なし奉に子細あらんや

維盛の都おちの事

○抄云孤　幼而無父曰孤右に注す

○桃顏露綻紅粉眼媚をなし柳髮風亂粧

桃顏はもゝの花の露にほころひ紅粉はべにおしろいのけはひぞ髮は柳の風になひくがごとし女のかたちをほめたる儀そ

○をくれさきだゝじ　僧正遍昭歌に末の露もとのしつくやよの中のをくれさきたつためしなるらん

○齋藤五齋藤六　實盛子共なりと本經にいへり系圖にはなし

○小松の三位中將惟盛北方十歳の若君八歳の女子みなみやこにとゝめをき其なごりをおしみたまへるといへり

○執着をんあひの道は高きもいやしきもあるならひなり是とても俄のやうにさはきかなしみたまふこ

とにあらず卅日以前に胸中を究をきたまふへき事なり十歳の六代子を都にとゞめをき給ふ事いかゞいかなる世中になりても女子はくるしからず男子とある物はゆるす事なし其上武士の家に生れあすの命もしらぬ身となり妻子のわかれなとをおもてにみする事大將とあるものゝ身にては心よはくおくしたり數萬の人々下々までも名殘おしむ事はめい〳〵にあるべしなき跡までも人口にかゝる事いとくちおしき次第にあらずやかやうの心にて大將たらん事いかんぞ堯の子堯に似す舜の子舜たらず重盛の子重盛に似すと云つべし遠き慮なき時は近憂ありといへるは是なるべし

聖主りんかうの事

○抄云鳳闕　三輔黄圖に云北に有圓闕高さ二十丈有銅鳳凰故に曰鳳闕と右に注す

○鸞輿徒跡留　貞觀政要に鸞輿有前屬車在後とといへり鸞輿は鸞と云鳥を表して輿をつくるなり天子の乘物ぞ其鸞輿の跡はかりといへり鸞は鳳凰の雛也

○椒房の嵐の聲悲　椒房は五舍の其一つ也后の殿ぞ

○掖庭の露の色愁　庭の露もかなしふ躰也

○粧鏡翠帳の基　粧鏡とはよそほふかゞみ翠帳はみどりのとばり也かやうの女御后の臺も一片のけふりとなるとの義ぞ

○才林釣渚の館　鳥を射林魚をつるなぎさのたちなり

○槐棘の座燕鸞の栖　槐棘は攝政大臣を云其參內の座もつばめなどのすみかとなるとの義也

○郎從の蓬蓽　蓬蓽はきたなきいやしきとなり莊子に猶有蓬心也といへり是はいやしき者は直達なうしてきたなしとの注なり

○強呉忽に亡て姑蘇臺の露荊棘移　強呉はつよき呉といへり姑蘇臺と云は呉王夫差父闔閭作りし殿也越王勾踐二十四年に呉王夫差を誅し勾踐呉を合す仍て姑蘇臺も荊棘移といへり荊棘は二字共におどろとよむ也越絶書に闔閭就由起臺三年聚材五年乃成高見三百里周の武王元年より呉王夫差に

至て二十君合六百五十年にして亡
○暴秦既衰咸陽宮の烟睥睨を隱しけん
漢の高祖楚の項羽秦を破て咸陽に入降れる秦の三世子嬰を項羽害し咸陽を燒三月の烟といへり睥睨とは見る事也三月の烟にかくれて不レ見と也始皇同二世胡亥三世子嬰三代四十二年にして秦亡歸二于漢一
○函谷二嶠の峻きを固せし關の名也孟嘗君が傳には在二郊州の桃林縣の西南十三里一といへり師古が云挾山形如レ函故曰二函關一又圖志に云西去二長安一四百餘里路有二谷中一故に名とす又二嶠とは元和志に云東嶠より至二西嶠一三十五里在二秦關東漢開西一又左傳には嶠山に二陵ありといへり故に二嶠とす
○洪河徑渭　蜀より流くる大川也七千里流て海に入三國の時此川を隔て吳の孫權と魏の曹操と戰遂に孫權被レ亡
○忽に禮儀の鄕を責出されて無智の境に身を寄仁政の雲井を出て田夫野人に身をよせんとなり李陵が詞文選にあり
○雨を降す神龍たりき　帝王を龍に比すなり

○肆の邊に水を失枯魚のことし　出曜經に云是日已過則命衰減す如二小水魚一斯有二何樂一と云々
○畠山重能小山田有重宇都宮朝綱此三人權中納言知盛卿異見に仍て古鄕に歸されし事
○重能男秩父重忠有重男重朝行平朝綱男成頼此もの共別て今頼朝卿へ忠義を存る族なれば誅せられん事尤といへども宗盛公ゆるし給ひし事神妙也さりながら人質なといふもの我既に家ほろび切腹にをよはん時は忠不忠をゑり出し敵對の人質はみな殺事也人とあるものことに其期に至てころしえぬもの也是末代の恥辱たるべしいかに子ども敵となるといへども此三人は北國にても忠功の人々也宗盛のこと薬義にあらずいかにも色代していとま給はるべき事にあらずや一言ほど尊なるものはなしうらみもよろこびも一言よりおこるもの也仍て君子に戯の語なしといへり

忠度の宮古おちの事

○抄云五條三位俊成
大織冠十六代從三位權中納言俊忠卿二男母は顯隆

御女也法名釋阿元久元年十一月晦日薨九十一歳此宿今の新玉津嶋町也

○前途程遠馳ニ思於鴈山夕雲ニ　是は江の相公鴻臚館の客に送りし詞也鴻臚館は在ニ羅城門傍ニ異朝の人來時舍ニ此所ニ也此相公と云は大江音人也此孫を朝綱といふ是を後相公と云

○さゞ波やの歌　千載集春下に入さゝ波漣と書く

○薩摩守忠度は道より取てかへし三位俊成卿のもとにいたり撰集の御さたも候はゞ一首なりとも御なさけにあつからんとて百首の巻物をたてまつり其後千載集えらはれしに一首よみ人しらすといれらしといへり

○忠度やさしくも和歌の道に心をかけ此さはかしき時に至て道より取てかへし三位俊成卿のもとにいたりし事尤心ざしふかくあはれなる次第也然れ共武士の家に生れては其家の道をたしなみ朝夕軍法を心かけ陣城取を專として其いとまには藝能を心にかくへし又いかに武士の家とても文の道かけぬるはあしゝとす世治にわたくしあるものなり末代までも名をのこしほまれをとらんとならはおなしくは家の武道にて名をのこしたきものとぞ又そのゝちの撰集共には忠度とかきて入りし歌あまたある也

經正の都おちの事

○抄云白地（アカラサマ）　暫とも書かりそめの儀又しばらくの心もあり又始たる意ぞ

○青山　名琵琶なり

○呉竹　呉竹は葉ほそし仁壽殿の方によせて植られたるはくれ竹也

○大納言僧都行慶　光頼卿養子

○葉室大納言光頼　鎌足公十六代中納言顯頼卿男母は中納言俊忠卿女也

○經正仁和寺の御所に御いとまごひのために道より取てかへしまいられその上日比あづけくだされし青山といふ琵琶をかへしあげられしといへり

○平家一門帝都を落かゝる騷動の中に日比の御なさけを忘れず御室までまいられ其上青山をかへしあげられし事神妙也人とあるもの義理をしらざるは人外也義によつて百年の命をすつ生あるほどのも

のに命ほど切なる物はなし義のなきものは假勇者たりといふとも血氣たるべし又青山をあけられしも義と云つべしいかに主上行幸ありといへともかやうの亂世となりて樂器何のやうにかあらんいかるへき時にはいかりかなしむべきおりはかなしふをこそ仁義の勇者といふへけれ經正おしき侍かなと世はいひあへり

青山のさたの事

○抄云宇佐勅使　和氣淸丸より以來此氏代々宇佐の使に下向す天下の事神勅にまかす在原業平も宇佐の使に下向と伊勢物語にいへり經正も下向せられたるなるへし

○掃部頭貞敏　鎌足公五世繼彥卿の男右に記す

○廉妾夫　大唐文宗の時人也

○三曲　上玄石上の秘曲といへり

○村上の聖代　醍醐皇子延長四年六月二日降誕治廿一年諱成明康保四年五月廿五日崩す歲四十二

○三五夜中新月色　白居易詩也三五夜中新月色二千里外故人心是は元稹を思て此詩を送也三五とは十五夜を云算數ぞ新月とは只今山より出る月なり二千里の外故人心とは廣く千里二千里の外の故人の心もさぞといへる也元稹か居所二千里隔てたりそれへ送ると注あれどもそれはいくばくの道なれば如何

○凉風颯々たりし　凉風颯々二ッながらすゞしき心なり白氏文集に蕭颯凉風與衰鬢誰教計會一時秋といへり

一門の都おちの事

○抄云池大納言賴盛　忠盛卿三男母は池の禪尼

○八條の女院　後鳥羽院の皇女號暲子御母美福門院

○前内大臣宗盛公　淸盛公三男母は二位

○平大納言時忠　時信公男

○平中納言敎盛　忠盛卿四男母は家隆卿女

○新中納言知盛　淸盛公四男母は二位

○修理大夫經盛　忠盛卿五男

○右衞門督淸宗　宗盛公嫡男

○三位中將重衡　淸盛公五男

○小松三位中將維盛　重盛公長子母は中納言家成卿女
○新三位中將資盛　同重盛公二男母同
○越前三位通盛　敎盛卿長子
○藏頭信基　時忠卿一男
○讃岐中將時實　同次男
○右中將清經　重盛公三男
○少將有盛　同四男
○丹後侍從忠房　同五男
○皇后宮亮經正　經盛卿長子
○左馬頭行盛　清盛公嫡子基盛卿男
○薩摩守忠度　忠盛卿八男
○武藏守知章　知盛卿男母民部卿局
○能登守敎經　經盛卿二男
○備中守師盛　重盛公六男
○尾張守清定　清盛公養子中原の師元子也
○淡路守清房　同養子大納言國綱卿男
○若狹守經俊　經盛卿三男
○藏人大夫業盛　敎盛卿五男
○大夫敦盛　經盛卿四男
○兵部少輔正明　忠盛卿十男
○二位僧都專親　同七男系圖には詮眞と有
○法勝寺執行能圓　時信公養子
○中納言律師仲快　敎盛卿三男
○經誦坊阿闍梨祐圓　忠盛卿六男

○池の大納言賴盛卿も我館に火をかけ鳥羽の南の門まて出給けるがそれより引返し仁和寺の常盤殿に八條女院のまし〳〵ければ其御所にこもられ自然の事もあらば賴盛をたすけさせましませとのたまひしといへり

○今此きはになりて一門と引わかれ給ひし事仁道にあらずいかに賴朝つね〳〵懇にいひかよはしたまへばとてかく有し事はいかゞ其上今度の都入はよりともの勢にあらず義仲也もし義仲平家の餘黨ありとて仁和寺に打手をさしむけば是非なき事あるべし又かね〳〵平家の無道行末とてもたのもしからずおもはれば世をのがれ山林にも身をかくし武士の家をはなれん事こそあらまほしけれ今一門おとろへて落人となれるを見捨賴朝にこそたすけられめと一人都にとゞまり給ひし事は後代の恥辱な

るべきか
○筑後守貞能手勢三十騎ばかりにて主と引わかれ都に歸り八條の亭の焼あとに大幕うち一宿し小松殿の廟を堀すて賀茂川にながし捨しと云り
○本經にいひし趣は貞能義勢あるやうに聞えしかども東をさしてくだり宇都宮をたのみにしける事無道至極せり是も巽返第一と云つべし貞能も血氣の勇士たりかやうにみだれたる世となり落人の身になりて仁義血氣あらはるゝ事也人とあるもの能々得心すべし

福原おちの事

○抄云積善の餘慶家に盡積惡の餘殃身に及ぶ是は易の坤の卦にいへる詞也善惡共に其にとゞまると也然れども平家の餘慶はつきはてたとなり
○十善の帝　右に注す
○秋の月は下の弦　廿二夜三夜の月を下絃と云ふなり右に注す
○纜を解　文選三十一に解レ纜候ニ前侶ニ注に繼レ船索也とあり纜はつなでとよむぞ

○隅田川　下總の名所新勅撰の旅辨基法師亦打山ゆふこえくれて廬崎の隅田かばらにひとりかもねむ又駿河國清見寺の西の山あひよりながるゝ川も隅田川と云井蛙抄に都鳥こゝにもあれやいをさきのすみだかはらも名こそかはらね所の者ははたうち川といふなり
○都鳥　伊勢物語に名にしおはばいざこととはん宮古どり我おもふ人はありやなしやと此鳥うつくしく風流なるによりみやこ鳥といへり
○平家の一門福原の舊里に着て諸侍に大臣殿の給ひけるやうは十善の帝王は三種の神器を帶しましませはいかならん野の末山のおくまでも御供申て忠節をつくさんとはおもはずやとのたまへは諸侍なみだをながし雲のはてまでも御供仕御奉公をつくし奉らんと一同に申あへりといへり
○此時も上下七八千の人數也此七八千は國々のかり武者五萬にもむかふへし宗盛公良將たらは須磨の上野の一の谷に城墎をかまへみかげおもてを一の門戸として西は大藏谷をかぎり山の手に大堀をほり逆茂木を引兵庫おもてに番船數百そううかべも

し西國よりのぼる勢あらばおさへ近邊に威をふるひ京都のすきまをみて切てのぼるほどならば北國勢の長在京はかなひがたからんかしかるにいづくとさだめなく西國の方へ漂泊せられける事こそあさましけれ夫大將たるものゝ自得あるべきものは軍法の道理也兵書に云三官五行といふ事あり此事をわきまへずんばあるべからず三官と云は第一に目第二に耳第三に意也五行と云は是に手足を入ていふなり此心は千萬人の人數を大將の意ひとつを以て自由自在につかふもの也或は百里の外へ數萬の人數を出し或は近き敵をうたんとて五里三里の間に師し又は軍にとりむすぶといふとも軍法を右にかたく制法しそなへのしだいをよくさだめ十方をてきにうけてもそなへのみだれざるやうに心得べき也敵手だてをめぐらし伏人數をして思ひがけのなき所より時のこゑをあげきほひかゝるといふともおどろく事のなきやうに其備をなすべしすゝみ退く事太皷螺のこゑに能さだめをく是耳也又大旗を能まもり其旗次第に押しまはすべし是目也一言物いはずして千萬の人數をしまはし備〳〵のみだれざるやうに制法をいたす處是大將一人の意にあり是を三官といふ又手に鉾楯をもち一言のことば葉出さずしてかけ引自由になす處は足なり此二ツを入五行とはいふなり是兵法の祕術なり略しゝ之千萬の人數に其期にをよむでかけ引をしふるといふ事なし軍中のさはがしからぬ制法を大將とある者は常〳〵定め備〳〵の物頭に此旨を能得心さする事第一とすべきもの也しかるに平家の一門其外從類に至まで廿餘年此かた詩歌管絃奢異のみにして佛神にもそむき諸人にうとまれ軍法をわすれ今俄にさしあたり神をいのり人をたのめばとて何の益とならんや末代の龜鑑と云つへし

○軍勢押次第之事

一一騎打の行列道一丁に百人づゝしかれは一里に三千六百人一萬の人數は三里八丁也此人數を押行時は一日に六里ならではゆかれぬものなり

一先備其日の泊に着といへども跡備はいまだ三里の道あり夜陰に及着陣す軍勢の粮料馬草の用意第一なり

一一備に太鼓一ッ螺（カイ）二ッ大鼓一ッを人の足一足とさだむべし螺ふき出さばとゞまるべし螺の時は太鼓うちやむべし又うち出さば行べきなり

一敵と對陣して軍にとりむすび勝軍とみて馬を入べき時に至てはみだれ太鼓と定むべし

一軍以前に関をあぐへし是は敵を臆させん爲なり

一勝軍に成て又関を上べし是は軍神の祭なり

一関は本陣より始てつくるべし

一備をいくそなへにたつるといふともまるき心を用ゆ八方皆敵と心得べき也敵知略に仍て思ひの外なる所より関のこゑをあげ押來るといふとも丸き心得あるうへは少も動せす孔明が八陣の奥意是也野陣或は山陣とても大將の居所の備おなし軍用の道具は右に記レ之

一軍勢を押に卯の時に出陣せんならば丑の刻に太鼓を本陣より打出すべし軍勢兵粮をつかひ馬草飼拵ぬれは其相圖にあたるへし

一出陣の太鼓螺又は歸陣の太鼓螺大軍ならばその備〳〵の物頭能是を學び定むべし

一陣所の夜番は五十餘の輩たるべし若輩は眠のよき物なればなり

一陣屋をかくるに本陣のみゆるごとくに造べし一夜の時とてもおなじ

一軍陣の制法下々までも是をうつすべし可レ被レ守事

一使番物見の者吟味之事

一夜軍の人數立太方魚鱗に有レ利

一夜合戰に松明の拵あり

一軍陣の制法大底定あり其略レ之かやうの事諸事大將一人の意より出たり多勢の人數に進退止の事一言もいひきかせすしていく萬人もあれかくさだめぬれは陣中さはがしからぬものぞとしるべし

平家物語抄巻第七之下終

平家物語抄卷第八之上

目録

平家物語抄卷第八之上

山門御幸の事

○抄云近江源氏山本冠者義高　頼義五代山本冠者
義經四男也號ニ錦織一
○十郎藏人行家　右に記す
○矢田の判官義淸　右に記す
○勘解由小路中納言經房　鎌足公十七代權右少辨
光房卿男正三位權大納言
○撿非違使別當左衞門督實家　鎌足公十六代右大
臣公能公次男也使別當は關白の下を司達勅の輩あ
れは判官(タヽス)をさしつかはす也天長七年に此局始也非
違を撿と云義を以て也
○大膳大夫成忠　鎌足公十六代備中守忠兼男也養
子なり實は大江廣元子也
○二ノ宮　高倉院の皇子也守貞親王號ニ後高倉院一
御母は七條院贈左大臣信隆公女也貞應二年五月四
日崩す歲四十五
○儲君　日嗣君とよむ也徐晃云太子は副君なるが
故に謂ニ之儲一也又王文憲集の序の注に云儲とは
謂ニ太子一也李善云漢書に疎廣云太子は國の儲副君
と云々
又貞觀政要四云儲は音除副也太子は君之副故謂ニ
之儲君一
○三宮　惟明親王御母は少將の局宮內卿義範女也
○四宮　御母は守貞同後鳥羽院是也諱尊成
○七條修理大夫信隆　贈左
○紀伊守敎光
○書云壽永二年七月廿日の夜半ばかりに法皇は右馬
頭資時一人御供にてひそかに御所を出させ給ひて
鞍馬のおくへ御幸なる寺僧ども是は猶都ぢかき所
なればとて橫川へ入せまし〳〵それより東塔の圓
融房へ御幸なりといへり
○議して云法王一天の御あるじとして下になやまさ
れまし〳〵帝都を出さり給ふ事世くだり王法もお
とろへ又は御行跡のおろそか成によつて此御代よ
りは武家の威つのりしとはいへども是天のなせる
わざとみえたり上代にも夏の代五代王相の位を寒
促うはひ魯の哀公は三桓にまかせられ我朝の崇峻

天皇は稻目に弑せられ天武天皇は大友の皇子にをそはれよしの山にわけまよはせ給ふかゝるためしもろこし我朝かやうの事あげてばかりなししかあれば上皇の御めぐみあしきによつてともいひがたし又平家主上上皇をとり奉り西國の方へおもむかんと評議を定おろそかにゆだんして上皇を取はなちし事一門の人〳〵大なるあやまり也とりえてはゆるす事なかれと兵書にもいへりいかに木曾入洛したりとも代のあるじましまさぬにをいては木曾具し奉りし宮を御位に即奉らんか然ばその間日數も有ぬべし右の巻に評せしごとく一谷を城郭にこしらへ一門の人數一萬餘騎はかり武者五萬にもむかふべし方々へ手つかひし切てまはりなば歸京もやすかるへしかくて運命つきなば腹切てんと一圖に一門さだめしかば何のうれへかあらんや是第一大將宗盛公の臆病より出たり虎といへども籠に入ぬれば食をみて尾をふりきりんも老ぬれば奴馬におとれるといへりまして愚將なればいふにたらず

○傳云法王廿日の夜半に帝都を出させたまふ事太夫坊覺明がはかりごとより出たり木曾越前につきし時天台山をたのみし時大藏卿泰種を以て法王へひそかに奏せし也よつて法王もおほしめしよらさりしに俄に御心つかせ給ひ先鞍馬へ御幸なりしに北嶺の衆徒こと〳〵く木曾と一味の思ひをなしゝによつて又えい山東塔へいらせ給しものなり

又七月廿二日に平家の一門帝都を落さりしに同廿八日に法王都へ還幸ならせ給ふ其内木曾入洛せざりし事是又知略神妙也敵落たりとてみだりに入かはりぬれば亂妨狼藉して人數打ちり本陣のそなへあやうし敵是をはかつて取て返す事あればなり

○傳云平家都を落し日木曾は入洛せんといへりしを藏人行家大夫坊覺明と心を合とかく法皇の供奉しかるべからんとせいしけるといへり行家覺明志慮ふかき勇士也

○書云高倉の三の宮都にとゞまらせ給ひしを三の宮を法王御らんじければむつがらせ給ふとてかへし給ひ四の宮をめしよせられ御らんありければ御ひざのうへにあからせ給ひ御なつかしげにみへさせ給ふとて此宮を御位に即まいらせ給へり是後鳥羽院と申奉し御事也

○議して云三の宮むつがらせ給ひしとて四の宮を御位に即ましますいづれも幼稚の御事なれば當座の御きげんにもよるべし又四の宮は一とせおさなくましませば御心なくて御ひさの上にのらせ給ふ事もありなむまづは三の宮を御位につけまいらせたきものかしかれども帝位などの事は人間の及ぶべき儀にあらず又は法王の御心もはかりがたし又此帝王後鳥羽院も御行末も長久ならで卅八年過承久三年に後鳥羽院は隱岐國一の宮土御門院は土佐國二の宮順德院は佐渡の島に三主三所にうつされさせましませば世の轉變はいづれともはかりがたしと云つべし

○後鳥羽院御外戚修理大夫信隆卿白き鷄を手かひぬれば其家より女御后そなふるといひてかひ給ふ事その出生いぶかし鷄は天照大神磐戸にかくれたまひし時晝夜十二支の時しれざりしかば住吉明神の御はからひとして常世の國より鷄をとりよせ時をうたはせ十二支の時をしれりと神書にいへり故に常世鳥とはいへるなるべし又ゆふづけどりともいへり是は神に鷄を奉る時木綿つけて奉る一說又世中さはがしき時三關にて鷄に木綿つけて祭ことあり又曉やこゑつゝやたびなき夜あくるといへり雌が雄をもよほして時をうたふといひつたへたり鷄は種々巨細ある物なれどもしろき鷄を手かひぬれば其家に女御后出來すといへる事いかなる書にや有けんたゞおろかなるいひごとなるべし

○四の宮御位に即給ひし事紀伊守教光が所爲也しかるを後鳥羽院其恩賞もなく過させたまひしを述懐の歌三首よみて落書にしたりければ帝きこしめしてむかしをおぼしめし三位に叙せられしといへり

○議して云教光隱德をこなたよりあらはしけるは仁道にはあらざれども是世の人ごとのつね也異國にも晉の介子推文公に忠節ありしを賞なかりしかば子推が徒が云四蛇入レ穴一蛇無レ穴號ニ于中野一といふ落書をしたりければ此時文公御あやまりを悔給ひ子推をまねき給へども子推は終に山より出ざりけり子推は賢人なれば也又我朝の基俊は我子の光覺法師維摩會の導師をのぞみ法性寺忠通公をたのみ奉りければさせも草とたはふれ給ひいくとせも過ければ基俊のいはく契りをきしさせもが露を命

にてあはれことしの秋もいぬめりとよみて奉りければ忠通公あはれにおほしめしその又のとし導師はしたりけりかやうのためしもろこし我朝かぎりなし敦光二首の歌いとやさし又後鳥羽院おぼしめよからせ給し〳〵三位に叙し給ひし御事いとありがたき御めぐみなるべしめにみえぬ鬼神をもあはれとおもはせたけきものゝふの心をもやはらぐるは歌なりと貫之が書たりしは是なり敦光子推かことく山に入聖賢の道を行ひたればとて今の世に何の益かあらんや時に相應し世のつねの中道といふはかやうの事をや云つへし

那都羅の事

○抄云殿上の御札　官位の人々の書札なり勅勘の人は此札をけづる

○菊池二郎高直

○大藏種直

○安樂寺　筑前國也太宰府と云

○閑院殿　三家の其一ッなり閑院花山院中院是三家と云

○天に二ッの日なし國に二人の王なし　内外典俱に此儀を立たり世に無二一佛一國に無二二王一一佛境界に無二二尊號一と釋尊の給ふ

○文德天皇　五十五代の帝也

○惟高親王　文德第一の皇子御母は從四位下靜子紀の名虎女也年卅五にして落髮法名素覺號二小野宮一即山ぐにの小野と云所に惟高大明神と安座す

○四海の安危は掌の内に照し百王の理亂懸二心中一帝王を題し白居易が詩也四海は東南西北ぞ掌は我手のうちににぎる心ぞ理亂懸二心中一とは代の治を思ふと也

○二宮惟仁親王　清和天皇是也

○執柄　時の攝政關白を云執はとりをこなふとよむぞ柄の物ごとにゑといふ物がなければとられぬ物なり其取所を柄とは云なり職原にも執柄一座の宣旨をかうふると云り

○忠仁公　大織冠六代閑院左大臣冬嗣公の長男也號二良房一忠仁公は謚也從一位太政大臣

○染殿の后　忠仁公の御女也文德の后

○彼は守文繼體器量

是は第一惟高の御事也守文とは學文の事ぞ繼體とは位をつき給ふを云第一の皇子其上其器量あるに依て云り文選四十七の注に繼體は謂二後主一となり

○萬機輔佐の臣相　是は二の宮惟仁の外祖良房公の御事也萬機とは尙書皐陶謨に云一日二日萬機云々葵氏が注に萬機は言二幾事之至多一文選第三に言二機微之事日有二萬種一と注せり同四十三にも萬機は萬事也とあり王者の政多姿を云也時の輔佐の臣なれは御位の事定めかたく競馬相撲の勝負次第に御位と諸卿定し也

○柿本の紀僧正　人皇八代孝元天皇二十三代彈正大弼御園卿次男也弘法大師の弟子東寺の長者也盛衰記に云此眞濟天狗となり愛岩山太郎坊是也と云々此說如何

○叡山惠亮和尙　圓澄の徒也兼て稟二慈覺一此祈の時大威德の靑年大に吼と云々

○寶祚　尙書に祚は位也と注せり寶位ともいへり

○雌雄　雌はめどり雄はおどり也陰陽物ごとに有勝負也

○月卿雲客　月卿は三位已上雲客は四位五位の殿上人

○名虎右兵衞督　孝元天皇十九代正三位中納言梶長卿の一男なり紀有常父也號二有人一右京大夫正四位下此女惟高の母后なり古今にては三條町と有

○善雄少將

○大威德の法　西方に比す本地は一切怨魔菩薩なり毗沙門などを眷屬にして人をまぼりたまふ仁王經議軌の說也

○護摩　六婆羅密經第三の音義に云曰二呼麼一梵語也唐には火祭と云如二此燔柴一禮記の郊特性天子四方に巡行ありて天を祭給ふ時東の方岱山に至り柴を燒て其上に牲を加へて燒給ふ此所にいたれる事を告事あり

○尊意　姓の丹生氏平安城の人也應神天皇の後胤なり始は梅尾に居ス元慶三年に叡山に登り七歲にして出家圓珍受戒延長四年に座主天慶三年二月廿四日寂す七十五歲

○菅相丞　天照太神の御子天穗日命の御末菅原是善卿男也從二位右大臣延喜元年二月二日左降同三年二月廿五日薨五十九歲一條院正曆五年十月廿日

正一位太政大臣勅使於二安樂寺一此宣命をよみ奉りし時天に聲有て曰昨爲二北闕蒙レ悲士一今作二西都雪レ恥尸一生恨死歡其我奈今須二望足一護二皇基一天曆元年九月九日移二北野一

○同十日の日木曾左馬頭に成て朝日の將軍といふ院宣を下され越後國を給はる藏人行家備後國を給りしに兩人共に國をきらひ木曾は伊與の國行家は備前國をかへて下さるといへり

○議して云大敵の平家を帝都追おとしける事は莫大の勳功なりといへどもおぼしめし入て給はりし國をきらひ申條今度の忠節みないたずら事たりかやうの諸行にて木曾行家等が行跡法王のおぼしめしやらさりしは御おろかなり東國に賴朝あり西國に平家あり昨日けふ都に入平家おちたればとてはや天下を我物とし自由なるふるまひ田舍人のあら武者一つを以て百千のおくまでみえたりよつていくほどもなく木曾誅罰にあへり

○同十八日に平家安樂寺にまうて夜もすがら歌よみ連歌ありしといへり

○議して云平氏かやうのをこないゆへにこそ家をうしなへりみだれたる世には孔孟用にたらず干戈を專として威をふるひ國々へ勢をつかはし異議あるものをは誅罰し忠ある輩には賞祿を行ひてこそ九州二島のもの共も心ならずもしたがひつくべけれなんぞ今の詩歌管絃時に應ぜず治世の時とても詩歌は仁政のため管絃は民の心をやはらくる中だちたりしかるを平氏一門の詩歌管絃はおごり名聞のためなればかゝるありさまとなつて筑紫二嶋を浮泊せり末代の人能鑑と云ふべし

○文德天皇天安二年惟高惟仁御位あらそひによつて公卿大臣僉議あつて競馬相撲の節會を始て其雌雄にまかせて帝位をさだめ給ひしといへり

○上古の事を末代の愚人として評ずる事おそれありといへども仁政の道理は昔今一也まつ惟高の尊は文德第一の王子にて其比御年廿にあまり給ひ其上文學詩歌の道に長しまし〳〵器量世にすぐれ帝位をふみたまふともいふとも何のそしりかあらんと世の人いへり又惟仁のみには其時分九歲にならせましませば行末の御器量いまださたかならず其上第二の王子也御あにの惟高のみこ御位に即給はんに

何のわざか有べきなれども第二の王子惟仁のみこは執柄家忠仁公の御女染殿の后の御腹にてましませば大臣公卿是をさだめかねめづらしき節會ををこなひその勝負にまかせられし事はみな仁政の道にかなはずへつらへる也然ども當代のごとくならんにをいては節會にも及まじきに上古のやさしきは競馬相撲の勝劣とありて惟仁のみこを御位につけ奉し事殊勝とやいはん

宇佐行幸の事

○抄云高倉の宮の御子號二法圓一
○讃岐中將重秀
○天武天皇　號二清見原一第四十代
○大友の皇子　天智の御子也
○孝謙天皇　第四十六代
○大菩提心　天竺の語也此には道のきはまる者を云なり
○稱德　孝謙の重祚第四十八代
○參議長敎　少納言入道信西男也系圖には俊憲と有
○十市の里　大和の名所新古今秋式子内親王ふけにけり山のは近く月さえて十市の里に衣うつなり
○木丸殿　高麗を百濟よりせめし時すくはんとて齊明天皇土佐國朝倉に行幸ありしに於二朝倉一帝崩じ給ふ其時天智は親王也かりの行宮なれば殿を丸木にて造給ふ仍て木丸殿と云り往還の者あらためらるゝ也と風土記に有又一說に筑前國の朝倉と云り高麗への手つかひならば此說可レ用にや天智の御歌にあさくらや木の丸とのに我をれは名のりをしつゝゆくはたが子ぞ
○宇佐　豐前國稱德天皇に始て和氣清丸宇佐の使に下向の時神託の御歌　西のうみたつ白波の上にして何すぐすらんかりの此よを
○さりとてもの歌　俊成卿の歌なり
○久堅の月　久堅とは月或は空といはん枕詞ぞ

緒だまきの事

○抄云刑部卿三位賴資鎌足公十五代正二位大納言忠敎卿の男母は賀茂の神主成繼女難波飛鳥井の祖
○同子息賴經　豐後守
○緒方三郎惟義　本經傳あり
○緒環　まろき物也賤女の苧をうみてへそと云物

にまろくしたる物也
○胝（アカヽリ）　庭火の歌にあかゞりふむなしりなること我も目がありきさなること梁塵秘抄に有

太宰府落の事

○抄云駕輿丁　天子の腰輿を舁役人也
○葱花鳳輦　葱花は葱臺也俗に云ぎぼうしぞ太平廣記に有鳳輦は鸞をまなびて作る鳳凰の鳴也輦は手くるまとよむを仍て鳳輦と云
○箱崎　筑前の名所譽田天皇御誕生所也拾遺神樂歌源重之いく代にかかたりつたへん箱崎の松のちとせもひとつならねば
○住吉　同筑前國に勧請
○香椎　仲哀の廟也と資綱卿は云り又一說には神功皇后と云り神名帳にあり
○宗像　神名帳に云筑前國宗像の郡宗像之社三座田心姬也或は胷肩とも書く
○玄弉三藏　大慈恩寺の玄弉本名禕姓は陳氏漢の大丘仲弓の後也子孫徙ニ於河南ㇾ故に又爲ニ洛州緱氏人ㇾと云々　唐の貞觀七年に天竺ㇾ渡り渡ニ經論凡六百五十七部ㇾ也西域記に有り天竺に十三年百三十餘國を巡貞觀十九年歸唐太宗勅して於ニ弘福寺ㇾ翻經せさしむ
○流沙葱嶺　西域記十二に云玄弉踰ニ葱嶺之危ㇾ澄ニ越沙績之險路ㇾと云々流沙は統記三十三に云東より入ニ大流沙ㇾ隨ㇾ風聚散人多迷ㇾ路往來聚ニ遺骸ㇾ以記と云々尙書禹貢に云餘波入ニ于流沙ㇾ蔡氏注に云沙州西八十里に有其沙隨ㇾ風流行故に流沙と云葱嶺は葱山の險難ぞ
○原田大夫種直
○山賀の兵藤次秀遠　筑前國葦屋城主
○紀伊の刑部大夫通資
○龍頭鷁首　淮南子に云龍舟鷁首注に鷁は水鳥也畫ニ其象着ニ船首ㇾ禦ニ水患ㇾ鷁は俗云大海の大鳥也水上難を避故に天子などのめす龍舟には書にも書又造る也又龍舟を龍頭とも云是も舟にかき或は造る也又鷁の字船ともよませたぞ
○行宮　天子居住したまふ所を云或は行在共云文選五呉都賦の注に云天子行幸して所ニ止處ㇾ也と云々

○晴嵐侵ゝ膚翠黛紅顔色漸衰　字面の如しあらしはだへをおかせばみどりのまゆずみくれなゐのかほばせもやうやくをとろうとの義也

○蒼波眼穿外土望郷涙難ゝ抑　蒼波はあをき海ぞその波目にさへぎり故郷をのぞみて涙をさへがたきと也

○翠帳紅閨にかはれるは埴生の小屋の葦簾薫爐煙にことなるは海士の藻鹽火　翠帳紅閨はみどりのとばりくれなゐのねやぞ昔の寝屋かくありしに今は土丹生のこやあしのすだれと云り土丹生は黄なる土にてゐりたるいやしき家ぞ薫爐は伽羅薫物ぞそれにことなる海士のしほやくけぶりといへり

○新中納言知盛卿の異見によつて小松の三位中將資盛卿を緒方三郎惟義が許につかはしことはりをつくされし處に太宰府へ歸らせ給ひ一門と御一所にいかにもならせ給へとて慇懃にもてなしけるといへり

○議して云惟義仁勇たりさすが昔の主君其一又は大事のまへの少事其二ことはりのために小勢にて趣給ふ其三かれ是以て今爰にてとりこめ申べきいはれなし

○惟義が次男野尻次郎惟村を太宰府へ使者につかはしける時平大納言時忠卿あひたまひそのはな豊後が義にしたがふなどゝ惡口せられしといへり

○議して曰平大納言時忠卿短才愚案の人也國司とあれは主君也主君をさん〳〵に惡口せば惟村その座にて時忠卿とさしちがへん事尤也さなくは其返答も有べし主君をさん〳〵に惡口せしにをめ〳〵と國にかへり父惟義にかたりきかせしは若武者をくしたるなるべし夫惡口といふ事は下人のふるまひ也君子は人と義絶せんと思ふ時はいかにもかんばせを能一笑して中絶に及び其根ふかし下﨟はたゝきやましあひ惡口して中ちがひ其根あさし惣じて人たるものは一言を專とせり一言にて一生の恥辱となる事あり一言にて一生の内うらみありよろこひあり然ども又天性によつて心とことと藥と各別するものあり是は人非人也

○平家太宰府をも惟義にをぢおそれて落去り同國あしやの山賀の城にこもりたまふといへり

○此山賀の城はあしやの川の中にわづかなる島あり

方半丁四方あり人數二三百ばかりにて當座のかけあひにはさも有ぬへし平氏の人〻一日もあしをためてあるべき城ならずおなじ國のうちにても岩石又はあをやぎ山なとを城郭にかまへ人數の五千も引こもり山中のけはしき嶮なんなれば地の利よくたとへ二萬三萬にてよするといふともたやすくはなるまじきか其上軍中に少にても女人ありぬれは陽氣うせて陰氣たち合戰に及んでも勝事はならざるものなるに五百人ばかりの女性を引つれなきさけぶばかりにてにげまうけのみして敵にかけあひ合戰のいとなみはなくいかんとして諸從にいたるまでたのもしくおもはんや又豐前の國門司の山などを城にかまへ又は彥山のみねなどに押うつり帝王或は女房たちをきつまり〳〵にかけやぐらをかけ逆茂木を引さて人數を打出し敵たふものを誅罰せばをのづから九州二島は味方となるべきに柳がうらの方を船にて泙泊し爰かしことにげさり平氏一門のありさまあさましとも中〳〵いふばかりなしこれたゝ宗盛公一人の覺悟より出たり我以レ一貫レ之を聖人はいへり

○小松の左中將清經は行末たのもしからずとて柳が浦にして入水せられしといへり

○議して云是武門棟梁のうへにあらず大將と有ものは命をいかにも全して思惟をめぐらし敵をほろぼさんと思ふ處を一念にかくべし上﨟も下﨟もちかくおもんはかる事はやすしとをきおもんはかりはかたし行末たのもしからずなどいひて入水などせんは無下に口惜き無勇の次第也さいへばとてせまりてのうへに命をおしむは臆病たりよつて末代までの恥辱をとる事ありみじかく命をすてんとならば敵たふものゝ陣所に押よせあるほどの知略をめぐらし十死一生の合戰し打死してんこそ將たるものゝ本意とはいふべけんや清經の所爲評するにたらず

○新中納言知盛卿長門の日代紀伊刑部大夫通資大船百餘艘平家へまいらせたりければ是にのりうつり四國にわたり阿波の民部重能をたのみ讃岐國八島に板屋の內裏をつくり給ふといへり

○議して云刑部大夫通資主從のよしみを思ひて大船いくほどか有べきみな人ごとにかくのごとしいか

にもして身をたもたんと思ふによつて後にふかくのことあり通資も頼朝の代と成て松浦の四郎に誅せられし也此時平家を我國へ引入國のざいちやう等をもよほし九州中國近國へ切てまはり手つがひし働運命つきなは腹きらんと一圖にさだむるにをいては末代までもほまれの名をのこさんに時代をみはからひかなたへつかんこなたへつかんなどしてつゐてに恥辱あり人ごとにかやうの時いにしへのうらみをいひ出し主の首を切或は反逆しいきて人にゆびをさゝれ甲斐なき世になからへ子孫をけがす事何の益かあるや我一人の咎從類けんぞくに及ぶ事能々おもふべきもの也

平家物語抄卷第八之上終

平家物語抄卷第八之下

目錄

平家物語抄卷第八之下

征夷將軍の院宣の事

○抄云左史生中原泰定
○若宮　鎌倉鶴が岡の八幡也此八幡源賴義東夷征罰の時鎭座神社考に有り
○三浦ノ介義澄　大介義明が男也
○三浦の平大夫爲嗣　桓武十代長門守平大夫爲通男
○大介義明　爲嗣が子を庄司義嗣と云此か男也治承四年八月廿七日討死す八十九歳
○和田三郎宗實　桓武十二代長尾二郎義宗が男
○比木藤四郎能員
○蘭筥　綸旨入筥也是にはかけごなし除目の時箋を入るにはかけごあり其かけごに箋をつみ出其箋をみて執筆卷物にうつし天子に上る也箋は紙札とよむ其かみ札をむすびつくる也
○狩野工藤賓經　不比等四男乙麿十四代狩野の武者所祐次男也系圖に祐經と有
○秀衡　秀鄕八代中の御舘基衡男也文治四年十二月廿二日卒す九十二歳
○佐竹冠者　號二隆義一新羅三郎義光三代佐竹昌義男なり
○名簿　簿ふたなり
○史大夫重能
○施行　しきやうと唱べし施の字ほどこすとはよませたれども二字ともにをこなふ儀ぞ
○鎌倉前右兵衞督賴朝武勇の名譽長し給へるに依て居ながら征夷將軍の院宣をくださる使は左史生中原泰定也鶴岡の八幡にて院宣を請給ひしにその請取には三浦義澄に仰付らるといへり
○此義澄は三浦大介義明が男也此義明は賴朝謀反をおぼしめしたりし始一番に御味方にまいり石橋山の合戰に賴朝打まけ給ひ安房國へひらき給ひしにその御行末おぼつかなしとて一門從類子共みな房州へさし越我身一人三浦にのこり七十九歳にて打死しけり此忠功をおぼしめしておほくのさふらひの中に今かくえらひ出されし事家の面目子孫の名譽とは是成べしたかきもいやしきも人とあるもの

は家名を思ふべき也義と理とのふたつをわきまへざるは人倫にあらす

○傳云今度院宣の御使泰定に過分の引出物を頼朝より出され給ひし事鎌倉にて相談ありてなり平家の時もつゐにかやうのおひたゝしきためしはなし是は頼朝の器量ある事を世にしらせんがため也さて又道〳〵の人足むまやぢのいたみ少もなきやうに賄賂し給ふ

○議して云今天下三ッにして其二ッをあはせんと欲す然は天下の萬民いづれか味方せんとあやぶむおりなればかく聞ゑを專と頼朝はからひたまふ事これ又知仁勇の三ッをかねたり天下國家を治るに知ばかりにてもたゝず仁のみをさきとしてもなりがたし勇をせんとしても治しがたし第一に勇第二に仁也儀禮惠は此内にこもれり第三に知也人をしり慈悲賞祿此中にあり又天下一統の代となりては勇を第三に用べし刑罰をかろく賞祿をおもく其品々事にふれあるべき儀也今天下三にわかれて互に威をふるふ其中にながく天下の大樹とならん人は頼朝卿なるへしと世以ていへり先平宗盛公は知仁勇の三ッかけたり都の守護してありける木曾は勇のみにして知仁あらずしかれば鎌倉にきすと京わらむべのいへりはたして云しごとくになれり

猫間の事

○抄云猫間中納言光高　大織冠十五代猫間中納言清隆卿男也系圖には光隆とあり

○木曾義仲平家をば西國に追おとし今京都の守護し朝日將軍と任ぜられ院參などし公家にまじらひさま〳〵野人のふるまひ其外世務にいたるまで私慾の行跡中〳〵人外至極せりといへり

○崑崙の玉とても人是をみがゝざれば其光みえず黄金とても泥土にあれはしる事なし孔子も老子に道をとひ六祖惠能もいにしへ金剛經の文應無所注而生其心と云文をきゝ悟道發明せしといへり人倫みなかくのごとしことはりなるかな義仲二歳の時より卅まで木曾の山中にあつて今始て帝都にのぼり高位にまじはり其風俗心のまゝに行ひしかばさこそおかしくもありけん其身天性の器量あれば有職のうへ或は仁道萬事立居のうへまでも人にとひき

きてこそ知べけれ勇道ばかりにして仁政道無器量なればいかんとして治世あらんやかやうのをのこと見知給はぬ法王の御心こそおろかにましませ猶間中納言光高卿いひあはすべき事をさしをき興をさまし歸り給ひしは可也蓬生二麻間一不レ撓直白砂入レ泥不レ染黒かやうのたぐひとは義仲はかはりものといはんや

水島合戰の事

○抄云新判官義康が子矢田判官義淸　　右に記

○海野の平四郎行廣

○木曾義仲平家を打はたさんとて其身は京都にありながら矢田判官義淸を大將として海野彌平四郎行廣を先として七千餘騎をさしくだしけるに平家此よしを聞新中納言知盛卿能登守敎經兩大將に人數一萬餘騎大船千餘艘にてむかはれけるに水島の渡にて源氏に行合あひたゝかひしに源氏の先かけ彌平四郎行廣打死しければ大將矢田の判官義淸やすからず思ひ小船に七八騎とりのりすゝみけるに舟ふみかへし水におぼれて死けりかくて大將はてしかば源氏七千餘騎或はうたれ又は海に入さん〳〵に打なされしといへり

○議して云木曾義仲自身にむかひなばかやうにむげにはあるまじきに京都にのぼるとひとしく女色をこと〻して高家の御むすめをうばひとりかれこれにまみえおぼれしによつて也異朝のいにしへ齊襄公魯の桓公を殺して其夫人にまみえて代をはたし晉の献公驪姬におぼれて家ほろびしかやうのたぐひかぞへがたし唐の太宗は天下を治め給ひて鄭仁基がむすめを宮中にいれたきとおぼしけれど魏徵がいさめによつてつゐにやめ給ひにき明王はかくのごとし西東に大敵あつて大事のまへに亂行のふるまひいかんとして義仲天下をたもたんや牝鷄晨する時は家亡と尙書にもいへり治世の代にさへ以てなりいはんや亂世におひてをや其上平家は中國四國のもの共大方味方にまいり人數四萬餘騎になりぬ源氏北國にて數度の軍に打かちあなどり手のうちに思ひてかくふかくはとりしもの也惣して敵をあざむくといふことなし大敵と知ながら小勢にてむかふものは猶あざむくべからず物を大事にか

けて小事はくるしからず先矢田の判官讃州へわたらんとならば小船を物見につかはし道々浦々湊々の手つがひ敵國のやうがら萬事を能はからひてこそわたるべけれ小船一艘みえたればとてまばらがけに水嶋へ押よせきけわざはしけり其上大將とあるもの丶小舟に七八人などとりのりあはてかゝりにかゝり舟ふみかへして死する事は矢田の判官第一のふかく人なり軍と云ものはにげてもかくれても始終の勝利を根本とすへし讃岐八しまには人數四五萬騎もあるらんに案内もしらず七千餘騎などにてよせたらんにいかで勝利を得けしや其上海上の軍にはせめ道具用意あるべき儀也道具の次第略之

○傳云備中國の住人瀨尾の太郎此度北國にて生どられ此度國にくだるよしをきゝ嫡子宗康ようがいをこしらへ兼康くだり次第に義兵をあげ候はんと八島へ申をくりしかば八島にて評議あつてしからば瀨尾がうしろづめして力をあはせんとて兩大將に人數一萬騎あひそへ備中へわたらんとせし時矢田の判官七千にてむかふと聞給ひ水島にためらひ給ふ所へ義清とりかけ今度の合戰は思ひの外の事也そのまゝ備中へ趣給ふべきなれども又義仲大軍にてくだるよしを聞此勝軍をおもてにして知盛教經兩大將先八島へ歸陣して一門と相談して重てむかはんとの儀なり

瀨尾さいごの事

○抄云瀨尾太郎兼康

○倉光次郎成澄　右第七卷に記

○三郎成氏　成澄弟也

○蘇子卿　名は蘇武漢の武帝天漢元年に以ニ中郎ー持レ節使ニ匈奴ー嚙レ雪咽レ旃杖レ節牧レ羝(ヤシナヒヒツジ)居ニ沙漠ー十九年と有昭帝始元六年に鴈帛書詭により漢に歸李陵に別し時の詩に双鳥倶北飛一鳥獨南翔と云々是五言の始也

○李少卿　名は李陵天漢二年に使ニ匈奴ー戰敗して匈奴に降漢ニ不レ歸仍親子三族の罪に被レ行後に無レ私との詩を漢に送帝悔たまふと云り

○韋韝毳幕以禦ニ風雨ー羶肉酪漿以充ニ飢(カキ)渴ー　漢書に云り又禮記に云り韋韝人の衣類毳幕は鳥獸の毛

にて寒氣をふせく也羶肉酪漿は食物或は汁を酒のごとくにこしらへてのむ類そ

○東織　是はあしきをり物ぞ陸奥のけふの里と云所に鳥の羽に布を織たる也はたはりせはくむねあひかたきなと歌にもよめり歌林良材集にみちのくのけふのほそぬのほどせはみむねあひかたき戀もするかな

○群に拔て　群はむらがるとよむ其むらがる勢よりぬきでゝ成登追かけたぞ

○小太郎宗康　瀬尾か子也

○五逆罪　殺父　殺母　殺羅漢　破和合僧　出佛身血

○木曾左馬頭此よしを聞やすからぬ事なりとて其勢一萬よきを卒し備中國へ馳くだる然に平家の侍瀬尾太郎兼康といふもの去夏北國にて倉光次郎成澄にいけとられしにふる兵なれはとて義仲たすけをかれしかは今度中國への下りに我國なれはさきへまいり馬草萬を用意仕らんと申けれはまことゝおもはれ倉光が弟三郎に三十騎ばかり相そへ兼康を具しくだりしに瀬尾が長子宗康百騎ばかりにてむかひにのぼり備前國三ッ石の宿にて父にあひ則あひつけられし三十騎ばかりを酒にゑひふさせ皆打ころし備前國さゝのせまりを城墎にかまへ楯こもりしに今井四郎兼平きびしく攻ければ落城して瀬尾父子我國をさしてにげゝるを倉光の次郎弟をうたせやすからす思ひ追懸けるに備中國板倉川のほとりにて追付むずとくんで川の中へ互に落入又倉光次郎にうたれにけり然ども源氏の味方行かさなつて瀬尾父子も打とりけりといへり

○生捕の事右巻にくはしくしるす主に三代ともつたはりたるものを生捕いかに奉公をつくさんといふともたすくべからず當座に切て捨べき也然どももしは人質のためになるか或は敵方のやうすをとひ虚實はかくれなき物也又は打たりし首をみしらせ用事ある時は期をのぶる事もありはやく切ては後悔有事あり品によるべし今度かねやすをさきへつかはしゞ事あやまれり父をば人質にとめ置用事あらば書にていはせその書をひらきて披見あるもの也瀬尾が子かくあればいかに反逆したきと思ひても父捨がたきゆへに是非なき事ありかねやすたす

けをかれしゆへにあつたら兵をおほくうしなはれし事義仲あやまれり又倉光次郎急に追かけしに瀨尾川中にて馬をひかへまちけるに倉光矢庭に組たる事運つきて也川中にてまちし瀨尾は水練の達したるべし我は無水練なればとおもひかへし川中にてはかまはずのりわたしさきへ打越堤にまちて組とも打ともやすかるべし倉光勇はあれども思慮なうしてうたれにけりかやうの事みな人をあなどりて也いかに瀨尾老武者といふとも水練の達者なればわかき倉光をとるべし惣じてかへり忠の輩生捕のもの或は降參人人質をとりしめざるうちは少も心をゆるさぬ大法なり

室山合戰の事

○抄云室　播磨の名所新拾遺旅大江茂重　友さそふ室のとまりの朝風に聲をほにあげて出るふな人

○吹飯浦　和泉の名所千載集戀二條院三河內侍　まちかねてさよもふけゐのうら風にたのめぬ波のをとのみぞする

○義仲備中國に下り八島へよせんとする處に都より樋口が方より飛脚をつかはし十郞藏人どのこそ院のきり入して義仲を讒奏し謀反の躰とみえ候いそぎまづ上洛あつて行家を退治し給へといひやりければ義仲げにもとおもはれ攝津國をへて都へ入行家此よしを聞て木曾と中あしくしてはあしかりなんとて丹波路を越て播磨に下平家には是を聞木曾をうたんとて多勢を引くし播磨のむろまで出張しけれども木曾とをりての跡なればのこりおほくして室山に陣を張居られけるに行家平家と一合戰して義仲と中なをりせんとて二萬餘騎ひかへたる平家の陣へ五百餘騎にてよせかゝりしといへり

○傳云十郞藏人行家は濃州すのまた合戰より賴朝にはあだまれ身のよるべなきまゝに信州に下義仲と一味して今度都にのぼりしが道すがらのありさま帝都にての行跡いはむかたなき事なれば大夫坊覺明とより合種々いさめけれども義仲同意せず其上樋口次郞兼光と行家と北國より此かた中あしくして互に讒をいひあひけり然に兩人帝都の守護にありければ行家院參していひあけられし事又は高家に祗候して義仲無禮の事などの物語諸侍にいひふ

くめしこと葉を一々にかきしるし義仲所へいひくだしゝもの也上一人より下萬民にいたるまで去五月より今はや義仲をうとまぬものはなかりけり諸侍以下は猶以うとみはやく東國より頼朝上洛あれかしさなくば一まづ北國へくだらんと思はぬものはなかりけり

○議して云帝都には樋口一人のこし置守護せさせ行家は義仲ぐしてくだるべき儀也然共行家より〳〵木曾をいさめければ其こと葉心にたがふ故なり忠言耳にさはれども行に理あり良藥口ににがけれども病を治すといふ事をしらず木曾も信濃を出し時は一人にても人數を大切に思ひしが今ははや平家は西國へ追落しつ行家あれば雨大將のごとくにして人のみる處もいかゞと思ひうとみ心出來して也高鳥盡良弓隱と韓信がころされし時の語のごとししかれども東國に大敵の頼朝あり小敵といへども西國に平家あり其上頼朝へは信濃にて長男淸水冠者義隆を人質に出し和睦せしかば是以そむきがたし何を以今帝都にして雅意にまかするや義仲の心中はかりがたしたゞおもふに木曾は始終のわきまへもなく一日片時の榮花のみはかりことゝすとみえたり又行家は義仲の威勇によつて錦のひたゝれを着て大將の號として都にはあれ其恩を捨て義仲を讒奏せらるゝ處人外たり又迚義仲人非人とみば武道をすてゝ鬢髮をそり衣鉢を行ひ世をよそにみるべきになんぞ身をたてながら木曾を惡口せらるゝ事いはれなし雪を佛につくり其莊嚴をみがくがごとし先人を讒奏するといふ事萬民ともにあしき也敵のうへにしても惡口をいふは仁道にそむけり却て行家は義仲の無道にまされりといはんか又樋口か行家の事をあまねく人に流布して木曾に告やりし事奇怪至極せりかやうの事は成ほど密々に告しらするもの也隱密の事だも天知地しる我知人しるといへいば平家はや是を聞大軍にて播磨へ出張せり木曾運命いまだつようして其さきにとをりし也行家又威勢あらば都にて樋口を殺し木曾に敵對すべししかあらば珍事出來るべし第一樋口鳴呼の者と云つべし又行家丹波路にかゝつて西國に下り木曾に對面してことはりを　つくさんとて趣しにおもはすも室山にて平家に行合合戰に及ぶ二萬

餘騎を五段に備し處へ行家五百餘騎にて切て入引つゝまれてたゝかひしに手どりにしてもたんぬべきに大將行家を打もらしぬる事時の運命とはいひながら平家方の軍兵いとあさまし行家廿七騎に打なされ高砂より船にて和泉に渡り河內國長野の城に楯こもりしかつゐに其後賴朝卿是を誅罰せられしなり

皷判官の事

○抄云壹岐守朝親

○判官朝泰

○京中には源氏の勢みち〳〵て在々所々にて押取し寺社の領知をかすめ辻切強盜あつて洛中其外里々の噪動さはがしかりしかば法皇より皷判官朝泰といふものを木曾か方へつかはし給ひ狼藉しづめ候へとありければ其御返事をば申さずして朝泰をさん〳〵にあざむきしかば朝泰かへりまいり木曾天下第一の嗚呼のものにて御座候いそき誅罰有べきと申上ければ法皇何の御わきまへもなくおぼしめしたちけりといへり

○議して云法皇の木曾を世のつねのものとおぼしめしける事をろか也しはしのほどなれば萬事御堪忍なされひそかに關東へ仰つかはされ賴朝にいそぎ打手をのぼせ木曾か無道放逸をしづめ候へと仰ありたきもの也さなくは法皇の御使は打をかせたまひ關白松どのより仰つかはさればかやうの大事は出來あるまじきもの也大家小家萬民ともに人をしるといふ事專用たり然ども大人は御まへにつかふまつる人よりはちかづき奉るものなし其人〳〵のいひなしなりよつてそのした〳〵は是を諂ならひ也しかあれば萬につきかろ〳〵しくおぼしめしたつにをいては世のそしりおほかるべし能其實否を思惟あるへし又少人は其まじはりにて人をしるべし其人〳〵の心をしるうへはうらみもなしよろこびもなし常住不變也友明數則疎有と聖人は云り

○院の御氣色あしくなりしかば今井四郎兼平木曾をいさめて降人に御まいりあれと申ければ我信濃を出しより度々の軍に敵にうしろをみせず今以いかんぞとて法住寺どのをせめにむかひけりといへり

○議して云兼平木曾をいさめし事は少仁道ありとみ

えたり義仲は人倫の道をしらず度々の合戰に一度も敵にうしろをみせずとの廣言それとはかはれり天下を治世するは四夷を誅罰し王位をおもんじ萬民を撫育し理世安民のためにこそあれ義仲は北狄の最一たり評するに及ばず

法住寺合戰の事

○抄云澆季　澆はうすらぐとよむ仁義の道もすたれたるとの義ぞ
○主水正親業　頼業が子也
○淸大外記頼業　天武天皇十三代從五位下大外記祐隆男也本名顯長
○明經道　學道に四家有明經記傳算道明法是也
○近江中將爲淸　鎌足公十八代美濃守貞淸男也
○越前少將信行　同十七代左京大夫信輔男也
○伯耆守光綱
○同伯耆判官光經
○大納言資方　官內卿有賢卿男
○右少將雅賢　資賢卿長男通家の子也
○天台座主明雲大僧正　久我大納言顯通卿子也

○豐後少將宗長　豐後守頼經男也
○八島四郎行重
○三位頼資　右に記す
○越前の法橋性意
○七條侍從信淸　鎌足公十八代七條修理大夫信隆卿男也正二位內大臣
○紀伊守敎光
○源藏人仲兼
○山本冠者義高
○次郎藏人仲頼　信濃守仲重男也
○敎躬親王
○信濃守仲重　○河內寺仲信
○木幡山　山城の名所七夕駒と云題にて徹書紀たなばたにかしつとみえて小幡山けふはからにてこゆる旅人
○富家殿　忠實公の御所也
○宰相長敎　系圖には俊憲と有
○三條中納言朝方　鎌足公十六代權中納言朝隆卿男也從二位權大納言
○範頼　義朝六男母は池田の宿の遊君也從五位下

三河守
○義經　同八男母は常磐從五位下伊豫守
○北面宮内判官公朝
○藤内判官時成
○宮内所公茂
○梶原平三景時　桓武十三代梶原五郎景清男
○師家公　鎌足公十八代松殿基房公の男御母は太政大臣忠雅公御女也號二天王寺一
○御修法　金剛界胎藏界を被レ行也眞言院の御修法と云弘法大師大唐の内道場に准じて宮中に眞言院を立て金胎を隔年に正月八日より十五日まで天下の祈禱に被レ行也此御修法は常の御祈念也
○漢の王莽　第一卷に注す
○義仲が云たとへば都の守護してあるものゝ馬一疋づゝ飼てのらざるべきか田どもゝおほきにかゝりて秣にせんにあながちに法王の御とがめ給ふべきやうなし兵粮もつきぬれば冠者ばら共が西山東山のかたほとりにて入とりもせんは何かくるしかるべき宮々大臣の御所へもまいらばこそいかさま是は鼓判官が凶害とみえたりその鼓うちやぶつて捨よとて七千餘騎を七手にわけて法住寺へ押よせ風上に火をかけ攻やぶり公家武家法中家ともいはず打とり其首どもを六條河原にかけならべ其翌日鬨をあげたりと云り
○議して云かゝる御大事を何の御思慮もなく粗忽に法王のおぼしめしたち給ふ事御ふかくにかりなし縱法王のおほせなりとも其中に物なれたる武士どもあまたあり木曾が人數に十倍せりといふとも公家被官或は山法師或は町人等是皆あしまとひ也えい山か又は愛宕高雄なとのやうがいに院内ともに引こもらせ給ひ嶮難のつまり〳〵に射手をそろへふせぐにをいては二萬三萬の人數にてせむるといふともいかでかやぶらるべきや味方何十萬ありても地の利もなきかゝりそめなる五條内裏其中に町屋をこめこもりたればとていかんとして片時もたまるべきや是は法王の御あやまりにあらずこもりし武士どもの不覺と云つべし武士どもの思慮なきゆへに貴僧高僧公家以下までうたせ武士とてもからき命をたすかり居城にはう〳〵にげ歸り末代までのわらひぐさとせりえい山などに引こもり三千の

衆徒一同に武士をまじへ其内日々打て出たゝかふにをいては木曾都にあしをためん事はかたかるべし其内には東國より打手のぼるべしたゝよも木曾院内ましませばせむる事はあるまじきと大やうに心得人をあなどりしゆへなりかやうの事はわかき血氣の勇者のなすわざにあらず老功の物なれたる思惟にまかすべきもの也

○皷判官か利口廣言評に及ばすかやうの臆病ものにかぎつて廣言つね〲いふもの也今度の合戰に朝親もし一陣にすゝみ打死したらんにをいては不覺人に勇ありとしるべし此後鎌倉にくだり梶原を頼み頼朝卿へことはりをつくすといへども許容なきは尤也

○七條が末の町人等にもし落人あらば打とゞめよと院より仰付られしに御味方の攝津の源氏落てとをりしを敵と心得屋の上にのぼり石にて馬人をそこなひしに武士にまされりいかにといへは武士は事にあはずして落行町人は命をおもんじてふるまへばなり

○圓慶法親王明雲大僧正流矢にあたりうたれたもふは是非なき儀也たとひ法師成とも甲冑を帶したらんを打とりたらんは子細あるまじ其御かたちをあらためずして馬にめし落給ふを打とりたらんは無下なるべし然共是の流矢なれば了簡の及ぶ處にあらず

○院落させ給ひしを武士散々に射奉りしに豐後少將宗長おりゐほしひたゝれにて是の院にてわたらせたまふそあやまちすなと申されたりければ馬よりおりかしこまる其時名のれとありければ信濃國の住人矢島四郎行重と名乗則御供仕五條内裏へ入奉りし事かやうなればすこし王法も有けるがさもあさましき田舍人の黑白もわきまへぬ木曾が同類の夷の今度の合戰の張本人とはしりながら院と聞より馬より飛ており渇仰せしはいとやさし主上は御ふねにめされ池の中にわたらせ給ひしを是へも武士どもさん〲に矢を射かけ奉しを侍從信淸紀伊守敎光これは内にてわたらせ給ふぞあやまちすなと申されしかば武士どもみな馬より飛おり渇仰して閑院殿へ行幸なし奉し是以おなじ

刑部卿三位頼資衣裝をはぎとられてあかはだかに

なりて河原にゐられしを従類の法師衣をぬきさせ供せしにいそぎもやらずして爰かしこに立やすらひ人ごとにわらはれし事歌の道とは各別せりいづくにても民屋に立入人をたのみ衣類をとゝのへたきもの也是は筑紫太宰府にて大納言時忠卿鼻豊後と緒方の四郎にいはれし人也常々うとき人也とさたしけるがいづくにても天性はうせぬものとみえたり

○書に云源の藏人仲兼法住寺殿の西の門をかため居たりしに近江源氏山本義高来て御幸も行幸もはや他所へなりぬとしらせければ其勢五十騎ばかり引率し四角八面に切てまはりしがたゞ八騎に打なされし其中に加賀坊といふものと馬をのりかへて其日出られしに加賀坊も打死して馬ばかりいたづらにかけまはりし其時仲兼家の子に次郎藏人仲頼といひしもの此はなれ馬をみて藏人仲兼馬をのりかへられし事はしらて主の仲兼打死せられしと心得其はなち馬の出し河原坂の勢の中へたゝかけ入打死したりといへり

○議して云加賀坊か馬口こわきとて主に口のこわき馬をのせし事加賀坊あやまれり然其打死しけるこそ勇すくれたりもしその合戰に主の仲兼うち死し加賀坊生てのこりなば國にかへりても腹きらんより外の事なし定て主の仲兼は馬の達者にてこそあるらめ惣じてのり心しらざる馬には軍陣にては無益なり其上いかに馬の達者なれはとて馬かゆる事なかれ馬の毛かいぐによりかやうのあり又軍陣にてはいかにも豊柔なる馬に乗べし口のこわき馬はとつて出るもの也尻こみ又は物におどろく馬いづれにてもくせある馬には乗べからずふかくおほきもの也はなれ馬をみて主の打死と心得ただ一騎敵の中へかけ入打死せし仲頼たぐひなき勇士たり惣じて合戰に入みだれてたたかふといへども主を大事として前後をはなれざるものは馬のりにてもかちたちのものとてもこれを第一とすべしまぢらに抜がけをし一身のはたらきあつて首いくつとりたりしよりも主のまへをはなれざるは抜群の忠節たりよつて馬まはりの抜懸を第一にせいす一身のはたらきは名をあげ家をたてんが爲なれば主を思ふにあらず高名の心其品々によるべし是非もなき仕

合にはよりけれども軍陣にて主をやみ〳〵とうたせ其死所もわきまへず我身無事にして國に歸り人におもてをあはせんや仲頼がふるまひいはんかたなし

○書云木曾か狼藉しづめんとて鎌倉より範頼義經兩大將として六萬餘騎さしのぼせられけるに都にはいくさ有て仙洞も内裏もみな悉やけほろびにしと聞尾張の國にて頼朝よりの下知をまち居られしに都より宮内判官公朝藤内判官時成兩人して子細をのべければ範頼義經鎌倉の下知次第にまかりたつべしといへりければ兩使鎌倉へくだられし也

○範頼義經若武者なれば此一左右にまかせ押てのぼるべき處に鎌倉の下知にまかすべきと延慮ありし事神妙也さすが關東八ヶ國の老功の武士とも評議のうへなれば也天下の實否なれば能聞ととけ下知をうくる事第一也いかに院内の御くるしみをいそぎすくはんとて命をうけずして攻のぼり自然少の闕如あつても代官の越度たれば也

○書云木曾西國へ使者を立ていそぎのぼらせ給へひとつに成て關東へ馳下頼朝を打べしといひつかはしければ平家一門の人〳〵みなよろこびあへりける處に新中納言知盛卿のいけんに申されけるは今更木曾なんとにかたらはれていかでか都へのぼらせ給ふべき甲をぬぎ降人と成て義仲にくだれと返事ありしと云り

○議して云木曾平家にのぼらせ給ひひとつにならんと使者を立てける事骸のふかくたるべし義仲一世の勇は此事にてむそくせり此以前信濃にても頼朝卿に和睦をこひ北國を切てのぼりしにそのいきほひにまかせ人數あまたつきたりしかば平家はゆへなく追おとしたり第一の大敵は頼朝となど心得ざりし帝都にて義仲仁道を專とし萬民を撫育せば今までつきまとひし人數いかで仁義を存せざらんやしからは鎌倉より打手攻のほるといふとも濃洲邊へ打て出一戰の功を天運にまかすべし義仲行跡によつて日本の諸侍の心もはかりがたからんたゞ木曾は頼朝卿のためには能代官と云ふへし又平家も此時都へ切てのぼり義仲を誅罰せんに何の仔細あらんやしかるを一の谷に城郭をかまへ十萬ばかりの人數に籠城をせんとせり天下當世の有さまはみ

な白衣になりて頼朝卿にあたふるにことならすむかし異朝三國の末に陳梁ひとりほろびて隨の廣文帝一統となりしもかくてそあらめとをぼえたり

○書云關白松どのゝ仰にしたがひ押籠奉し四十九人の官途をみなゆるし奉り其上松殿基房公の御子師家卿二位中納言にてまし〳〵けるを木曾がはからひとして大納言大將をへずして攝政内大臣正二位になしたてまつりしといへり

○師家公の攝政内大臣を時の人くちびるをひるがへしけり是しかしながら基房公の御あやまりより出たりとかく人は末代を本意とすべきなり義仲のあらゑびす四十九人の官職をとゞめしに基房公の仰にまかせ本官せしはきえがたのともしび光をますにことならす

平家物語抄卷第八之下終

平家物語抄卷第九之上

目録

平家物語抄卷第九之上

小朝拜の事

○抄云院拜禮　元日群臣拜禮有

○小朝拜　元日辰の時に天子大極殿にて行せたまふ群臣再拜す奏賀奏瑞とて二人庭に進て祝し申事有去年國々より嘉瑞どもを記して今日奏するなり神武天皇即位の時宇摩志摩治尊天瑞を奏せしより始る也小朝拜は群臣の拜禮ばかりなり

○四方拜　元日寅の時天子天地四方山陵を拜したまふ仁和五年に始ると宇多天皇の御記にあり又皇極の御時雨の祈に南淵にて四方を拜し給へば五日洪水と日本紀に有但是は八月一日也

○節會　政事の惣名ぞ

○腹赤　肥後國よりのぼる第三卷に注す

○吉野の國栖　天武天皇に始同

○青陽の春　春は東陽也色は青し仍て云り

○寒苦鳥　大論に有天竺雪山に鳥雌雄有寒夜に雌は寒苦必死となく雄は夜明造栖となく雌はさむふしてくるしみながら死す雄は夜あけは巣つくらんとなく然れとも夜あけぬれはあたゝかになり又は喰をもとむるにわすれて夜になれは又なく也此心を連歌にいひしことはのすゑもとをらずといふ句に雪の山ふたつの鳥の夜なきて平家方の人〳〵夜の衣もうすくしてくるしみたるとの義也

○東岸西岸柳遲速交南枝北枝梅開落已異　是は朗詠に保胤詩也此意は柳の絲も東と西とはをそきとはやきとましはると也南枝北枝も南は陽氣なれはあたゝかにしてはやくひらきておなしえたなれどもはやくちるなり北は陰氣にてをそくさくとの義也月令に云春は從レ東來る故に東岸を初にをき西岸を爲レ次又坤元錄に云大庾嶺梅花南枝先開とあり大庾嶺は梅の名所ぞ

○詩歌管絃　詩は漢歌は倭管絃は糸類

○鞠　劉向別錄に云蹴鞠は黃帝に始以諫二武士一又魏略に云鞠は蚩尤頭を表す或は云起二戰國一又曰帝習二兵勢一と云々日本へは皇極に渡る然ども女帝に仍て不レ用天智より用神書に云鞠の神は猿田彥の命也仍て申のとき申の日始と云々飛鳥井難波冷泉

鞠の家なり又四本の陰と歌にいへども昔は五本或は六本と云り三時抄には三本かゝりと有四本は柳櫻松楓也中比より家には松はかり也二樂院の歌に鞠の塲は七間眞中四方也木と木のあいは二丈六尺是を以て大小に用

○小弓　本弓の余半弓楊弓の類

○扇合繪合　扇に畫書て合する也繪合と云は一枚繪或は卷物に色々の繪書て也中比鳥羽の僧正覺猷繪の達人にてざれたる繪書出され勝繪と云傳たり此卷物東寺に有り

○草盡虫盡　是も手ずさび也草合の歌にまけわざのはづかしげなる朝がほをかゞみ草にもみせてげるかな芜又蕣と書萍の一名又欵冬の一名又朝顔の一名と云り昔大和の樒原と云所の人山城の井手にある女にかよひけるに女の親せいしければ男今よりは逢事なるまじきとておとこの鏡を籬のもとに埋てけり其後おとこまれ〳〵井手にきてみければは其籬より山吹と朝顔とか出たりおとこ是をみてさては女二心ありとて猶中絶にけりと也仍て云り藻鹽草にあり

○書云壽永三年正月一日の日院の御所は大膳大夫成忠が宿所なりければは御所の躰然るべからずとて拜禮もをこなはれずといへり

○拜禮は年始の禮儀なればさしをかせ給ふへき事にあらねども木曾が狼藉により世中にが〳〵しき折なればにやをこなはれずとみえたり是いかんといへば義仲が咎にあらず法王の御心より出たり鼓判官がいひなしをとりあげさせまし〳〵いはれざる御謀反をおぼしめしたちおほくの人をうしなはせ給ひ末代までのあざけりとなり帝都のあさましき有さま其上今院内ともに御身をくるしめさせましませばいさめ奉る輔佐の臣もなきがゆへ也上一人やすんせんとあれば下萬民のくるしみとなれるといへるは是なり天道のなすわざとはいひながら大家小家によらず其をこなひをたゝしくし仁道のわたくしなきうへに災出來時は天命と知べし又小事にてもいでくる時は我身のをこなひをかへりみべき事也仁義五倫の道をうしなひ我身一人やすんぜんとのみ心得其身ほろぶ時は其身より出たる咎なり是天命にあらずとしるべし世間世務治世身躰行

跡萬事に付惡をなさず善をほどこし世をも人をもむさぼらず直なるを以て人倫とはせりかくのごときの道理を人としてしらざるは人外たり三歳の嬰兒もしるといへども八十の老翁もをこなひがたしといへり假又此道をしりたる人も其身やすきに居する時は驕にほだされて是をうしなふならひあり生れながらにしてしる人なししらざる事をは其道〳〵をわきまへたる人にうかゞひ我身ををろかにかへりみる事第一也人ををろかにみなし我身かしこしとおもへる人は其身一代愚者の第一也とするべきものなり

○古云平家は讃岐國八島にて春をむかへ主上わたらせ給へども四方拜節會以下まで事やめて都の春のいにしへを戀かなしみしといへり

○主上は外戚の平家にいざなはれさせまし〳〵御心ならぬ鄙の御住居なり帝王幼主の御時八萬機のまつりごと攝政として是をとりをこなはせ給ふ攝政わたらせ給はねばいかんとしてまつりごとをもとりをこなはせ給はんや是みな平家の惡行より出たりむかしの雲の上をこひ今身のあやうきをなげきあへり君子はやすきに居て危をわすれずあやうきことをわするゝ時は愁ちかきにありといへり今平氏の一門かくのごとし今とても武道の計略をめぐらし去年の冬敵の透間をはかり都に切てのぼりなば一度帝王の還幸もなし奉るべし何を以ても大將宗盛公愚將第一なれば評するにたらず倩（ツラ〳〵）保元平治より此かた世の轉變をみるに保元に崇德院の御謀反は左馬頭義朝武勇のほまれをあらはさんがためなり平治に信賴卿反逆の時義朝の武勇は平相國淸盛公の幸となれり其後平氏の驕は後白河の法王の御をこなひのたらざるより出たり又今度義仲帝都にのぼり院内を攻奉り無道至極の名を末代にのこしける事は法王朝親が事をもちゐ給ひて也廿餘年此方平家の惡行法王の不德木曾か不道皆つゞめて右兵衞佐賴朝卿のためとなれり保元のむかし父義朝卿親族をはなれ他にことなりし忠勤をいだされしに莫太をとりし淸盛には高官賞錄ををこなはれ義朝にはさまでの賞もなかりしかば是を欝憤したてまつり平治に信賴卿にかたらはれゆへなく其身をほろぼせりその餘慶のこりけるが廿餘年うか

りし春秋をくらし今頼朝卿天下の武將とあふがれ給ひけるにや是とても法王の御まつり事をろかにましくしゆへなり或は不足或は過分其慮ありよくく思慮あるべきものなり

宇治川の事

○抄云信太の三郎先生義敎　六條の判官爲義三男母は大夫重俊女也系圖には義憲と有

○梶原源太景季　平三景時嫡子也

○佐々木四郎高綱　宇多天皇四代佐々木の祖從四位下兵庫介成頼五代の孫佐々木秀義四男也後に高野に住す

○足柄　相摸の名所後撰の旅眞靜法師あしからのせきの山路を行人はしるもしらぬもうとからぬかな

○箱根同名所千載雜下橋俊綱ともしゝて箱根の山にあけにけりふたよりみよりあふとせしまに

○浮島が原　駿河の名所新勅撰雜四後京極攝政あしからのせきちこへ行しのゝめに一むらかすむ浮島か原

○ねつたび　妨の字也ねたましき也そねむ義あり詩に曰不分煙水風波ゝ面と有

○野路　近江の名所俊頼歌又もこん野路の玉川萩越て色なる波にやとる月影

○篠原　同名所玉葉旅安嘉門院四條打時雨ふるさと思ふ袖ぬれて行さきとをき野路のしのはら

○宇治橋　藤原淸輔河水久澄と云ことを年へたるうぢのはし守こととはんいく世になりぬ水のみなかみ

○勢田の橋　續後撰戀四橋俊綱わするなよせたの長橋なからへは猶世中に住もわたらば

○比良高根　近江の名所後拾遺雜春源藤經比良の山高根のあらし吹なへに花をよせたるしがのうら波

○志賀　同名所千載雜中平康頼おもひきやしかの浦波立かへり又あふみともならん物とは

○長等　同名所後撰雜二よみ人しらずめづらしきむかしながらの山の井はしづめるかげぞくちはてにける

○畠山庄司二郎重忠　桓武十五代畠山重能男

○足利又太郎忠綱　　右に記す
○橋の小島が崎　　新後拾遺雜春攝政太政大臣袖ふれし昔おぼへて橋の小島がさきの山吹の花
○篦撓形　　俗に云詞也箭をたむる物は道法と云
○大串の二郎重親
○長瀬判官重綱
○木幡　　拾遺旅人丸山城の小幡のさとに馬はあれどかちよりぞゆく君をおもへば
○伏見　　後拾遺雜五橋頼綱都人くるればかへる今よりはふしみのさとの名をもたのまし
○稻毛三郎重成
○田上　　近江の名所拾遺雜四清原元輔月影の谷上川に清ければ網代のひをのよるもみえけり
○書云同正月十一日木曾義仲院參して平家追討に西國へ發向すべきよし奏聞す同十三日に既に首途すと聞えしにかまくらより木曾が狼藉しづめんとて範頼義經大將として六萬餘騎さしのぼせけるが既にいせみのにつきしと聞へしかば木曾大に驚き宇治せたのはしを引てふせかんとて軍兵をさしつかはす折ふし勢こそなからめせたへは兼平八百餘騎宇治へは仁科高科山田の次郎に五百餘騎一口へは信太三郎義敎三百餘騎にてむかはせけるといへり
○議して云此段いといふかし去年十一月に六七萬騎の人數尾張につき京都の風俗を聞居て逗留せしといへるに義仲わづか五千あまりの人數にて京都に猶豫して西國へ使者をつかはし平家にのぼり給へ一味せんなといひ今又平家追討のために西國にくだらんなといふ事はいかゞ去年の七月平氏帝都を追落し時つゞいて攻にくたりなはたやすからんいまは平家には勢つき義仲はいきほひ微なり是はたゞ法王の御はからひとみえたり木曾都にありなは都鄙のさはきとならんとよつて平家追討に西國におもむけと仰られしか人數みな落うせて五千はかりの人數にて平氏をうちに西國におもむかんと奏聞せしは平家と一味せんとの儀か木曾心はかりかたし又かまくらよりの勢近國につきしと聞大に驚しといへる事いかゞ隱密にて打にのほらはこそ大軍其かくれ世にあらじ木曾入洛以後鎌倉に人を付をき風俗を日々にきかん事こそ尤なれ又いかに大河ありとてはつかの小勢にて宇治せたにして大軍

をふせかんとせし事おぼけなき儀也先いくさといふものは負へき處を能はかれば勝ものなり人をあなとり我はかりかしこしとおもひ此知略は入しるましきなとゝあさてにかゝつて必まくるとしるべし大敵とあらそふ時は難所を引うけて地の利をかたくし敵をなやます謀第一也今義仲の身にしてならは一旦は帝都を守護し朝日の將軍と任せられ天下のほまれはとりつ去年の冬人數を引ぐし北國にかゝつて本國信濃に歸り嶮難の地に引入威をふるふにをいてはたやすくは成ましきか道のほども一度義仲にしたかひし事なれは何のわさはひもあるまし其上人數五千とも引つれしに手さすものも有まじき也落着の所を木曾をろかにしてしらすたゝ義仲は都にて腹切らんと一圖にきはめられしとみえたり勇のみにして始終のわきまへなきには是も可也と云つべし

○鎌倉殿に生食(イケヅキ)磨墨(スルスミ)とて名馬二疋ありけるに梶原景季生食を所望申けるに磨墨をつかはされ所望もせさる佐々木四郎高綱に生食を下されける然は梶原浮島か原にして諸大名の馬ともをみて磨墨にまされる馬なしと自慢し居ける所へ生食を牽來りたり梶原たれの御馬そととひけれは佐々木四郎高綱の馬也とこたふ其時景季腹立し高綱におほしめしかへられし事は無念なり所詮高綱とさしちかへ鎌倉殿に損させ奉らんとまちける所に佐々木何心もなう來れり景季先こと葉をかけてみはやと思ひいかに佐々木生食はいかんとして所望ありたるやといへは佐々木やかて心得内々貴方の御のぞみありしだに給はらざりし御馬なれは我等ごとき中々思ひよらずとぞんじ罷立けるあかつき御馬やの別當に申合あまりほしくぞんぢぬすみとりてまかり候ぞといらへければ其時景季腹をすゑ笑て我もさやうにいたさん物をと打つれてのぼりけりといへり

○評して云梶原血氣也鎌倉殿にうらみありとてゆへなき佐々木とさしちかへ鎌倉殿に損をかけおもひしらせ奉らんとぞんぢ居ける事返〱も不忠の仁也たとへは我にまさりし忠臣はあらしと思ふともかやうの事あらは我身をかへりみて我忠節かれにをとれりとしるべししかれは今度上方西國にて諸軍勢にぬきんて忠功をつくし佐々木にまさらんと

おもふ所こそ仁とは云つべけれもし爰にて佐々木心得すして不慮の事あらは鎌倉殿の御恥辱といはん其一不忠第一其二末代家の仇敵とならむ其三咎なき高綱を打其四大事のまへの殺害其五人のあざける其六末代までの短氣血氣の名を得る其七佐々木か一黨梶原一家確執に及ん其八鎌倉殿天下草創の事として大軍を指のぼせ給ふに路次のさまたげ其九かれといひこれといひ末代の人かゝる事はよく〳〵思慮あるべき儀也

○鎌倉にて御暇乞のために佐々木登城しければ頼朝いかがおぼしけん生食を佐々木にくだされけり高綱あまりのかたじけなさに今度上方にて宇治せたの橋を引定てふせきこん高綱いきてありと聞しめし候はゝ先陣は高綱とおほしめされさふらへと廣言を申上御前をまかりたちのぼりしといへり

○議して云功をなさゞる以前の廣言は無益也もし人にさきをせられし時はいかんぞくびりて死飢死ても益なし假又天下にほまれある大剛をなしゝといふとも人にかたる事なかれもし人其時の事とひしとてもいかにも我身を卑下し大やうにかたりなすは心おくゆかし功に陪していふは鳴呼かましいにしへの名將は功をなし名とげてしりぞくは天の道なりとて越の范蠡は陶朱と名をかへて五湖の江にあそび漢の四皓は商山に入今の佐々木心はそれにもをとるましと思へりとも師いぜんの廣言は人のあざけりたるべきにや天下第一のおほへありとても廣言過言は人のにくむ最一たり能々つゝしむべきものなり

○かくて宇治川にのぞみ梶原さきにすゝみしをはるびをしめ給へとて其隙にさきへ打いれ一番にむかひの岸にあがり名乘けるといへり

○高綱御前にて申上しこと葉をたがへじと一番に打入けるは尤勇士たり又早川を一文字にわたりけるは名馬の德也梶原眞さきに心がけ佐々木よりさきにすゝみし事をいはゞ高綱にはまさりたりのためがたになり少跡になりしは馬のわざなるべし高綱より川端まではさきにすゝみたれば也然ども佐々木が謀を以て跡に成し也はるびをしめざるは若武者ゆへなり

○大將義經川端に打出人々の心をみんとやおもはれ

けん淀一口へやむかふべき又河内路へやまはるべき水の落あしをやまつべきとの給ふ處に畠山次郎重忠鎌倉にての沙汰をいひ先瀨ふみ仕らんとて五百餘騎打入わたしゝといへり

○傳云鬼一といふ兵法の術者に義經相なれて軍法の術は悉く傳受せしなれば大河をわたす法以ていふにをよばず筏流橋みな持參せり船は所におほければ舟筏の組やうは案の內にあり

○議して云川端にのぞんでみなぎる水をみていかゞせんと義經の給ひしは諸卒の心をみんためなり夏秋は水おほく冬はなき物なりいにしへ治承には五月に足利忠綱わたしゝ事聞及び義經得心せり比は正月なれば五月雨の比よりは拔群水をとるべしと內々心におもはれけれども用意はせられけり諸將少にてもおくれなば義經さきをせんとをもはれけれども若武者の勇士ども打入〳〵わたしければ義經さきをかくるにおよばず畠山重忠是も一番と同じ又重忠の烏帽子子大串重綱馬を川中にてをしながしかちたちに成て重忠にとりつき岸にあがるとひとしくかちたちの一番と名乘し事大剛の勇士第一也合戰の場にては物いはれぬもの也其上馬を水中にて押ながされいきもつきあへず名乘といふ事は成がたきふるまひぞかし又木曾方の防やう軍法にそむけりよつて則時にやぶられし物也まへに馬のかけ場を卅間或は五十間ほどあけて川を越來るをまつもの也然るに川岸にて是をふせぎし事仁科高科山田次郎をろか也半渡を打といふ事をしらざるか治承の宇治はし合戰の所に委しるすなり

○せたをば稻毛三郎重成がはからひにて田上の供御の瀨をこそわたしけれ

同正月廿日參河守範賴せたの東の岸に打のぞみ川のおもてをみわたせば西の川岸におりて五丁ばかりに逆茂木を引所々にかけやぐらをあげ其中に傘平大將として家々の笠じるしをさし兵雲霞のごとく並居てつるびきして待かけたり其時稻毛三郎所のものをさ一人とらへ此川に瀨やあるとたづねければ是は自餘の川とはかはり湖水ながれにて候へば瀨と云ふ事は是なく候爰より五十町下田上黑津といふ里の上に大日山とてさぶらふがその山の麓に供御の瀨と申幡五尺ばかりに四町餘りに石を

たゝみたる瀬御座候ふかさは人のひざまでにて候其中に三尺ばかりの飛越一所御入候と申せば重成只一人かの案内者をめしつれ行みければ脛をかゝげてわたるほど也それをわたり石山へんまでの道をみて水練の達者なればかのをのこと二人石山のまへをこし立歸り範頼に此よしかくと申上ければ斜ならずおぼしめしさらば汝夜のほどこされ候へとありしかば御うけを申評定す道のほどせばく難所にて候へは人數三千給はり候へとて日くれにせたを出供御の瀬をぞわたしける中の飛越には杜を二本ゆりたて材木をわたしかけ馬人のこりなく夜のほどにこし石山のみねにのろしをぞあげたりける其相圖の狼煙をみるとひとしくせたよりは近江國の浦〳〵のふねを引よせをきければ舟五さうづゝ組合うへに板をしき三萬餘騎の人馬三千餘艘のふな筏にとりのり西の岸につき逆茂木をきりやぶり打あかれは供御の瀬を越ける三千餘騎北内島川のさとより引つゝみせめけるほどにいかに武勇の兼平も思ひよらざるうしろより多勢襲かゝればかなはずして膳所をさして敗北すかくて夜はほのほのと明にけり

○議して云供御の瀬を搦手よりわたさんとは兼平思ひよらすとみえたり是兼平思慮か不足せりこれをこえんとしるなれば石山の海道心兒の瀬のほとりに逆茂木を引射手の達者五十人ばかりすぐりふせぐにをいては何千騎よするといひてもおもてにたつものは四五人より外はむかふ事ならざれば中々かなふまじきか又東國勢山に入國分の里に出る事は難所なれば日數をふるべししからば相圖の狼煙はいたづら事としるべしかやうの時は所のものに能たづぬるにはしかじ稲毛三郎物なれたる勇士なれいかやうの事も在所のものにひそかに能たづね聞搦手にまはりしものなり又せたの西の岸島川のさとの上下五丁餘に逆茂木を引所々にかりのやぐらをかけしはふな筏にてこさば松明をなげいれんためならんと東國勢其用意せられけれどもそれもなく片時のほとにやぶられけり鎌倉勢大軍にて押のぼるに何の不情もなくをかんは無下なるべしと名聞のために小勢を以て宇治せたへはむかひしとみえたり木曾は勇のみにして知略といふ事はかけ

たり家に生れたるものは是非なしかやうのあらゑのこに味方として一命をすてんはいとくちおし

河原合戰の事

○抄云越後中太家光
○那波太郎廣純
○鹽屋五郎惟廣
○勅使河原五三郎有直
○一陣破殘黨不レ全　三國史にあり
○大將軍九郎義經　右ニ記ス
○安田三郎義定　滿仲六代逸見冠者淸光男
○畠山庄司重忠　右ニ記ス
○佐々木四郎高綱　右ニ記ス
○梶原源太景季　右ニ紀ス
○澁屋右馬允重資
○竹馬の昔　白居易詩に竹馬春風如二昨日一白髮千鏡我是誰
○粟田口　山城の名所古今うきめをばよそめとのみぞのがれ行雲のあはたち山の麓に　あやもち歌也

○中有の旅　俱舍論第八云死生の二つに有二中五蘊一名二中有一此身死未來の生を未レ受間に人は人の形を受たるを中有とは云也仍て人死て四十九日の間中有なるに依て佛事善根をなす又或說に中有と云事はなきぞ極惡極善に中有なし地獄に落者と上天の果報をうくるものとはなきなり然は何にあらんや
○義經軍をは軍兵共にせさせ混甲(ヒタカブト)五六騎院の御所六條殿へ馳まいりしといへり
○傳云義經宇治をわたすとひとしく人をのぼせ法王のましますの御所をみせしと也仍て五六騎まづかけつけたり
○義經第一の心がけ也もし義仲など人質のためにこもるにをいてはゆゝしき大事なるべしせめん事はたやすかるべけれとも法皇のましまさはいかんがせんや假木曾にてあらずとも徒黨のものとても此御所にこもり腹きらんとせばいかゞ是以法皇の御あやまり至極せりもし又義仲法皇をとり奉り北國の方に趣においてはうきめをなされん事疑なし東國勢近國に參着すと聞しめさば夜にまぎれて難所

にしのばせ給ふべき儀也又義經申上られしこと葉にせたよりの人類はみえ申候はずうぢははやせめやぶり先是まで參申候とのゝひやう少過言かましく聞ゆみな人の耳におそるゝひやう也

○木曾六條高倉なる所に始てみそめし女ありけるに打よつて最後の名殘をおしみ出もやらざりければ今まいりしける越後の中太家光といふもの敵既に河原まで責入候何とてさやうに打とけて渡らせ給候やらんとすゝめけれども猶出やらざりしかばしかれば我等は前だちて待まいらせんとて腹かき切て死ければさてば我をすゝむるならしとて出にけりといへり

○越後の中太が木曾をすゝめて先立死せし事は人の成がたき事なれども逆切に思ひ腹きらんとならば義仲の最後を見とゞけ追つゞき打死せんにはおとれりといはんや又義仲はいづくにてもけふの日はすぐすまじとおもはれけるにやうき世の思出と名殘はおしみしとみえたりされども中太が死けるをみて驚出たるは天姓の生れつき勇なりと云つべしかゝる最後のきはには稀成べきふるまひ也

○木曾は自然のこともあらば法皇取奉つて西國に落下り平家と一ッにならんとて力者廿人揃てをきけれどもはや義經參てきひしく守護しければ今はかなはじと河原をのぼりに落けるがうたれんとする事度々にをよべはかくありとしらば兼平をばせたへはやるまじき物をと後悔しあまたの軍中を切ぬけ粟津をさして落けるか人數みなちり〲に成て四の宮河原にては主従七騎に成にけりといへり

○議して云義仲法皇をとり奉つて平家と一ッにならんと常々ぞんし力者廿人こしらへて置しかども今はかなはずといへる事兵書に云守事は急に行べしといへるは是なり卅日をそし去年の冬かく思ひたち法皇を取奉り信濃に引入飛彈國をやうがいにかまへいれ奉りしにをいてはたやすくはやぶりかたからん又兼平をせたへはやるまじきと後悔せられける事猶をろかなり落着の所をわきまへざるゆへ也たゞ木曾は女宮にをぽれけふ〲と過しくらしつるとみえたりかやうの亂國となり大敵をとりひしがんとおもふ大將などの好色或は金銀寶物やうの物を心にかけては亡事歴然たりとしるべきなり

木曾のさいこの事

○抄云巴　此女後に和田次郎義盛嫁し朝夷那三郎義秀を生りとぞ
○欵冬　姓不ㇾ知
○土肥次郎實平　桓武八代孫常宗男
○御田八郎師重　系圖末ㇾ知
○粟津　近江の名所後拾遺春上權僧正靜圓あはづ野のすぐろのすゝきつのぐめは冬たちなづむこまぞいはゆる
○三浦の石田の次郎爲久　桓武天皇十二代孫三浦三郎爲景男也
○木曾巴欵冬といふ女二人ぐせられけるが山ぶきはいたはりあるとて都にとゞまり巴は粟津までぐし最後の時いづかたへも落ゆけ我死しての後最後まで女をぐしたりと人のいはんは口おしかるべしとありければ巴さらば御暇乞のためとて能武者を打とりわかれにけりといへり
○議していはく義仲二人の美女をめしつれ軍ごとにおもむかれける事法にそむけり大將一人の行ひを以て萬人諸卒の制法をなすかくのごとく大將法にそむく時は諸軍勢みなそむく物也女を軍中にいましむるに五つの法あり遊女のたぐひ軍中にある時は魚肉酒宴兵粮の費一又士卒女にほだされてまもりをおこたる二或は喧嘩口論のもとい其三又敵國より軍中の躰をうかゞひしらんための謀あらん其四又女色を事としては是にひかされ進退心にまかせぬ事有是五つなり其上軍陣に女ある時は兵氣うせて心をとろへ血氣をうしなふといへりゆへに齊の李將軍はかたく是をいましめしといへり項羽烏江のたゝかひの時も后虞氏をひきつれもろともに死せし事今の世までの嘲となれり木曾もいみしとおもはれねはこそ巴は落候へといへるなるべしいかなる女勇とても大將とある人はあるまじきわざなり此巴それより鎌倉に下り居たりしを和田の義盛ひそかに妾として男子一人生り是朝夷那三郎義秀なりと家の系圖にみえたりいにしへより女の勇者おほしといへとも是用ゆるにたらす貞女のほまれをのこしたらんには拔群にをとれりその道々によれは也

○兼平せたにて敗北して五十騎ばかりに打なされ旗をまきて木曾殿の行衞おぼつかなしとてのぼるほどに打出の濱にて義仲に行あひ互によろこびあひて我勢のちり〴〵になり行しにしらせんが爲なれば汝がしるしをあげてみせよとありしかば尤なりとてまきたりし旗をさしあげければ爰かしこより馳あつまり又三百騎になりぬ此勢にては最後に一合戰心よくせんとて一條次郎六千餘騎が中へ義仲兼平眞さきかけて名乘から大勢の中をかけやぶり義仲兼平二騎になりてあはつの松原にて三浦の爲久射落し首を給はりける其時兼平は木曾殿に心しつかに腹きらせ奉らんとふせき矢を射けるか義仲うたれ給ふよしを聞今は何せんとて太刀をくちにくはへ馬よりさかさまに落てつらぬかれて死しけりといへり

○議して云兼平木曾殿の行衞おぼつかなしとてのぼりし心ざしならびなき勇士也然ども兼平勇の忠はあれども諫言を奉る程の知畧なしとみえたりいかに義仲知仁の二ッかけたる人也とも隨分いさめて其上はちからなき事也信濃にて反逆を思ひ立しより落着は頼朝と不快にせばかくあらじと始終をわきまへずしてたび〴〵の軍に分骨をつくしおほくの人を打うたせかくむざ〴〵とほろびし事知仁勇をかねざるゆへとしるべし又義仲大將の身として雜兵に名乘かけ打死せんとせられし事是も法にあらず良將は死所をしらせずといへり大將とあるものはいかに成ぬるらんうたかはしきやうに死する事を本意とこそいへ是はたゞ諸侍のわざと云つへし義仲帝都にのほるとひとしくはや天下は我物と心得慮もなく後日のわざはひをもかへりみざる事あげてはかりなし第一に威をかるべき法皇にはうとまれ第二に諸人のにくむ所第三に人をあなどるゆへに水島の合戰などにも打負第四に女色第五に慈悲心なし第六に無禮第七に忠不忠をわきまへず第八に不ㇾ知事をも人に問事なし第九に惡逆のみして善事はかけたり第十に諸法度をしらず善惡をわきまへずかくのごときの行跡にてはいかんとして天下を一日もたもたんや仁道をおこなひかみをうやまひ諸大名に禮をあつうし諸民をあはれび我身のやすんぜむことをおもはず國民のゆたかにあ

らん事をのみ欲せば天下のものもをのづから思ひつき天道の加護もあるべければ鎌倉と兩雄のあらそひとなつて天命の期と成べきを無道悪事を專とす仍て諸大名みな落うせて却て賴朝卿に屬す然はたゝかはざるさきに自滅をまねくとしるべし

樋口のきられの事

○抄云樋口次雄兼光

○名草　紀伊の名所後撰戀に讀人しらず跡みれは心なぐさのはまちどり今は聲こそきかまほしけれ

○乞食頭陀　頭陀は天竺の語也是も乞食と翻ず

○鳥羽　山城の名所詞花秋好忠山しろの鳥羽田のおもをみわたせばほのかにけさそ秋風はふく

○茅野太郎光廣

○諏方の上の宮　大巳貴命の御子都味歯八重事代(ツマハヤヘコトシロ)主(ヌシ)命信濃安座

○茅野大夫光家

○新攝政　基房公の御子師家也

○本の攝政　基實公の御子基通公也

○粟田の關白　大織冠十一代法興院の兼家公の二男道兼公也世に號ニ七日關白一

○養虎の憂　千里の野邊に如ニ虎放一と漢書に有

○虎狼の國衰　秦をさしていへり六國をほろぼし天下一統にせしゆへ號ニ始皇帝一

○蜂のごとくにおこり　項籍本紀如淳が曰蜂起猶レ言レ蜂午也右に記す

○沛公　沛の豐邑中陽里の人也姓は劉氏字は季父は太公母は劉媼也其始秦を傾と項羽と一同し密に會盟の時項羽の老臣范增と云者謀に楚の懷王の孫を號ニ義帝一仰ニ主君一沛公項羽兄弟契をなし一日もはやく咸陽に入者天下の爲ニ守護一約諾し沛公は起レ自レ沛項羽は楚より出然處に項羽に七十日先て沛公入ニ咸陽一然ども沛公志慮ふかく美女をもあひせす不レ貪ニ寶王一却秦の三世子嬰を守り函谷の關を堅し項羽をまつ其後八ヶ年の間項羽と戰つゐに滅ニ項羽一爲ニ漢祖一木曾義仲智謀のつたなきとの儀也

○項羽　下相人也字は羽爲ニ覇王一沛公に三月遲く入ニ咸陽一降子嬰害し咸陽を燒其煙三月不レ絕と云り

○咸陽宮　關中記に云秦の孝公都ニ咸陽ー今の渭城是也始皇都ニ咸陽ー今の城南是也山南曰レ陽水北を亦曰レ陽其城在ニ渭水北ー又在ニ九嵕諸山南ー故に名ニ咸陽ー

○函谷關　史記曰山形如レ函故稱ニ函關ー右に注す

○難波潟　攝津の名所古今戀二貫之津國のなにはのあしのめもはるにしげき我戀人しるらめや

○生田の杜　同名所千載秋下刑部卿範兼みなと川うきねのとこに聞ゆなり生田のもりのさほしかの聲

○須磨　同名所新千載秋上津守國道心あらばすまのせきもりうちもねじよひ〳〵ごとの秋の月かげ

○今井があに樋口次郎兼光は十郎藏人行家をうたんとて五百餘騎を率し河内國長野の城へ越たりしがそこに　ては打もらし紀伊國名草に落たりと聞て是へ越けるが都に軍ありと聞えしかば打捨てのぼるほどに淀にて落くだるものにあひければ義仲も兼平もうたれ給ひけりと申けるよつて五百よきもみな落うせてわつか卄騎ばかりにて都にのぼる此よし聞え有ければ鎌倉勢樋口うたんとて大勢馳むかふ樋口が郎等茅の太郎光廣といふものは一番に打死す樋口は兒玉等の中へ降人になり出しかとも院の御けしきあしくして洛中をわたされつゐにきられしといへり

○茅野太郎光廣が打死書のとをり比類なき勇士なり弟の七郎一條次郎殿の手にあり是がまへにて打死し古郷にありける二人の子どもにかくありつるとしらせて弓とりの名をつげとの心ざし最切也又行家をうたんとて樋口に五百餘騎を相そへ河内の國へつかはしゝ事大なるあやまりなり大事をさしをき小事は目にかくる事あるべからず大功の心ざしあらん人は是第一也としるへし樋口都にあればとて今度の合戰勝べきにはあらねども其大底はかくのごとし又樋口いかに兒玉黨方より慇懃をつくせばとてをめ〳〵と降人に出し事一世の勇は血氣にほこる處也義仲内にて四天王といはれしほどのもの軍中にてふか入し生捕れし事は是非なし降人として繩手にかゝり洛中をわたされ首をはねられしは人類にあらずといふべしもし又たすけられたればとて人におもてをむけられんやかやうの心より

末代の名をけがし子孫までの恥辱とはなれりこれ仁義の道をしらざるゆへ也又兒玉の人〴〵も義をしらざるもの也我内へ降人となりはしり入たらんものを無下に出しゝ事本意にあらず身にかへて成ともことはりをつくしかなはざる時にいたらば樋口に腹をきらせ其首は獄門にかけらるゝとも仔細なし兒玉黨は樋口かためには却て仇と云物なり

○平家は讃岐國八島を出て攝津國に押わたり一の谷を城郭にかまへ東は生田の森を大手の木戸口とし都合其勢十萬餘騎にてひかへたりといへり

○議して云人數十萬餘騎にて籠城の用意と心得しよりはや負としるべき也さきむずる時は人をせいしをくるゝ時は人に制せらるゝといふ事をしらず五百騎千騎の人數にて多勢をあざむかん時は地の利にかゝつてたゝかふ物也今度木曾中途にさまよひしつゐゑに五六萬騎引率して山崎の岡よりやきたて都に切てのぼり義仲を誅罰し京都をやきはらひ法皇内をとり奉り八島へ御幸行幸をなし都の燒跡に人數を備鎌倉勢宇治せたをわたしせめのぼらば伏見竹田へんに人數二萬ばかりふせぎ宇治の勢襲のぼる時横相にかゝりたゝかふべし又せたよりの勢山しなをさしてのぼりなば東山の南北に一萬ばかりひかへさせ都の勢東川原に打て出双方もみ合たゝかふにをいては大方は平家勝軍にちかゝるべきにさはなくしてをづ〳〵一の谷まで上り敵よせきたらばふせいでみんなとゝありてはたとへ日をへても落着は平家の負とたれか是をみざるべきや萬人の心かくのごとくなれば味方は猶以也きほひとをくれとにて軍の勝負はあるもの也其上主上女房達をば八島にをきまいらせ人數わづかのこし守護したてまつらせ武士たるものは都へせめのぼり猛威をなし知略をめぐらしなば鎌倉勢は美濃尾張にひかへ頼朝の義を請にかなたこなたして日數ふるべし其内には諸大名の心も變ずるやからもありぬべし是みな大將一人の知略にあり平家日比の惡行によつて天罰人法にそむき家ほろびん事時いたりぬとみえたり

六ヶ度合戰の事

○抄云賀茂冠者義嗣　爲義十二男

○淡路冠者義久　同十一男
○平八兵衛爲員
○讃岐七郎義範
○河野四郎越智通信
○安摩六郎忠景
○西宮　天照太神御連子蛭子夷三郎
○吹飯浦　和泉の名所清正あまつかぜふけゐのうらにゐるたづのなどか雲井にかへらざるべき
○園邊兵衛忠康
○臼作次郎惟隆
○日比は平家にしたがひし筑紫中國の武士とも平氏を背く源氏に心をひき矢一ッ成とも射て是をおもてにして源氏方にまいらんとせし輩どもを能登守教經せめにむかはれしに違負にして皆落にけりといへり
○議して云門脇中納言父子三人の手柄にあらす强敵をしたかへ或は知謀をめぐらし敵をほろぼし又ははれわざの高名はほまれのおぼゑと云つべしにげまうけの敵名聞軍なれば何の益とかいはんや又淡路國に押よせ賀茂冠者義嗣を打とり淡路冠者を生捕にせられし事心ばせの處は一ッの中にはすぐれたりかやうに所々の蜂起する事は平家の不道よりをこるといへる事をしらざるものなり一言にても大將宗盛公に諫言を奉り小敵は成次第にし大敵の鎌倉を誅罰の計略をめぐらす事を專とすべき事也もし又大敵とたゝかふ妨とならん時はしか也それも大底は手あてを置べし方々わづかの小敵に郎等の一人にてもうたせ鎧に肩ひかせ給ふ事無益の働と云つべしたゞ萬事を抛鎌倉の大敵と一戰の功あらんにをいては小敵はせむるにたらず大行は細謹をかへりみずといへるは是なり
○賀茂冠者義嗣淡路冠者義久城郷をかまへ籠城し教經に攻やぶられ一人はうたれ一人は生捕れしといへり
○議して云義嗣義久勇のみにして思惟なし賴朝卿義兵をあげ給ふと聞え有し時鎌倉へ下一味して戰功をつくし家門をとりたて日比の欝志を遂たきものなるにさはなくして敵のまのまへにわづかのかきあげ城にこもりやみ〳〵とうたれしもの也賴朝は甥なれは兄弟として一軍を起し源氏一流の大將と

あふがれんとせしとみえたり大將をたてゝ謀をめぐらし功ならん事をしらざるゆへにかくほろびしもの也

平家物語抄卷第九之上終

平家物語抄卷第九之下

目錄

平家物語抄卷第九之下

三草のせいぞろへの事

○抄云塔婆　天竺の詞也此には支提叉方墳と云也舍利を安置し恭敬し禮拜す報謝の謂也
○大外記中原師直　人皇第三安寧天皇第三の皇子磯城津彥命の後也勝良八世の孫大外記師淸男也
○周防介師純　本經に師直子とあれども師直男四人あり其中に不見其上中原氏の中に師純と云はなし如何
○兵部少輔正明　忠盛卿十男
○二位僧都專親　同七男系圖には專眞と有
○梶井宮　後白河の御子承仁法親王也御母は丹波の局仁操僧都女なり
○西塞　天一神の方也
○道虛日　一日　六日　十二日　十八日　廿四日　晦日　此日出行に凶日也簠簋に有
○武田太郞信義　逸見冠者淸光次男
○加賀見二郞遠光　同三男
○同小二郞長淸　遠光男也號小笠原
○山名二郞教義
○同三郞行義
○梶原平三景時　五郞景淸一男右に記す
○源太景季　同景時嫡男
○同二男景高　二男
○同三郞景家　三男
○稻毛三郞重成　小山田別當有重長男
○榛谷四郞重朝　同有重二男
○同五郞行重　同三男系圖には行平と有
○小山四郞朝政　秀鄕八代下野大椽政光長男
○中沼五郞宗政　同二男號淡路守
○結城七郞朝光　同三男
○左貫四郞大夫廣綱　秀鄕十一代孫太郞廣光男
○小野寺禪師太郞通綱
○曾我太郞資信
○中村太郞時經
○江戶四郞重春
○玉井四郞資景
○大河津太郞廣行

○庄三郎忠家
○同四郎高家
○勝大八郎行平
○久下次郎重光
○河原太郎高直
○同二郎盛直
○藤田三郎大夫行泰
○安田三郎義定　右に記す
○大内太郎惟義　満仲六代大内四郎義信男正四位
武蔵守昇殿
○村上判官代康国
○田代冠者信綱　鎌足公十七代狩野介宗茂女の子
也或は宗茂妹也
○土肥二郎實平　右に記す
○同遠平　同子也
○三浦介義澄　三浦大介義明男
○同平六義村　同義澄男
○畠山重忠　右に有
○同長野三郎重清　重忠舎弟
○佐原十郎義連　三浦大介六男

○和田小太郎義盛　三浦義澄子板木四郎義宗男也
○同二郎義茂　同次男
○同三郎宗實　同三男
○佐々木四郎高綱　右に有
○同五郎義清　高綱舎弟號ニ隠岐守
○熊谷二郎直實
○同小次郎直家
○平山武者所季重
○天野二郎直經
○小河二郎資能
○原三郎清益
○多々羅五郎義春
○同子息光義
○渡柳彌五郎清忠
○別府小太郎清重
○金子十郎家忠
○同與一親範
○源八廣綱
○片岡太郎經春
○伊勢三郎義盛

○佐藤三郎兵衛嗣信　父の系圖未見母は奥御舘清衡四男丑十郎清綱女也一本に秀郷八代孫正衡男出羽庄司正信子也

○同四郎忠信

○武藏坊辨慶

○二月四日平氏の人〳〵は入道相國の忌日とて佛事を遂をこなひ男女の君達歎悲しみあへり此次に除テ目をこなはれて僧も俗も皆加階せられしと也中にも門脇中納言敎盛卿大納言に官著あるべしとありければ述懷の歌を奉り辭し申されたりといへり

○亂世の中にも先祖亡魂の追善は孝行の道なれば尤しかなり又敎盛卿大納言を辭し申されし事善道には聞え侍れと武士の道には心よはし官加階は骸のうへの本意たり此恩厚には一方の大將をのぞみ君達を引くしいかなる堅甲利兵成ともむかはん處は打やぶり運命つきなば腹きりてんと思ひ切たる心底はなくして世中をうらみ我身をかこち述懷の歌なと詠じ何の功もなく入水せられし事口惜き次第也人として仁義の勇者は稀成ものなり其道一ッにてもあるをとりへとせり勇のみにて仁道なき人又勇なしといへども知略に達せる人是は軍になれざる人は不及或は善惡に付主君に諫言を奉る人是は仁義禮智の道を得心せざる人は成がたし或は正直なる人是には勇もあるものなりいづれにても用所によつてとりえはあるものなるに此門脇殿は智仁勇の三つはかけたる人とみえたりいかんといへば保元平治より此かたいづくにて勇道ありとも聞えす又清盛入道心のまゝに世務をとりおこなはれしに一度諫言をいれられし事もなし然は智にもあらす又平治の亂逆の時少納言入道信西の子息中將成憲六波羅をたのみまいれりしにをめ〳〵と信頼か方へ出されし事是又仁道にあらずたとへ清盛重盛熊野まうでの留守なればとて池の大納言門脇中納言仁義を存ぜは一命にかけても出す道にあらず天下の嘲哢となれり

三草合戰の事

○抄云中納言爲綱

○狩野介茂光　鎌足公十六代狩野四郎大夫家次か四男

○高砂　播磨の名所新拾遺春上爲氏高砂の尾上の雲は色そへて花にかさなる山櫻かな

○源義經一萬餘騎にて三草山の東につき小野原の在家に火をかけ大續松として夜打に平家の陣へをしよせられけれは平家にはあすの合戰をゆたんしてねふり居たる事なれは矢の一つをも射ずして敗北し五百騎うたれて大將だちも爰かしこと命からからに落られけるといへり

○平家方のいくさたち軍用の躰をろかなりとも中々云にたらず源氏は一萬餘騎平家は三千餘騎なれば夜打夜込といふ物は小勢のかたより大勢をあさむく謀なるに却て大勢より小勢の陣へ夜込にせらるる事やある小野原の在家に火をかけ野も山もひるのごとくにあかゝりけるに油斷していねぶり居ける大將たちの心又侍大將どもの心中にてはいかんとして勝利をえんや源氏三草山の麓に着陣すときかは物見をつかはしをきて陣の備をかためざるさきに押よせ人馬のつかれにのつてこそ勝事はあらんさなくは源氏よせきたらは道に出むかひ双方の山に人數を伏置三方より射すくめ關をあけは三千の人數は三萬とも聞ゆへししからはいかにたけき鎌倉勢も途にまよはんか軍といふ物は知略を以て勝利はある物也平家方のいくさたちのつたなさあさましき次第いふばかりもなかりけり

老馬の事

○抄云安藝の右馬助能行

○越中の前司盛俊

○昆陽(コヤ)　攝津の名所金葉の冬藤原仲實しなかどりゐなのふしはら風さえてこやの池水こほりしにけり

○川邊の螢と詠　伊勢物語にはるゝ夜のほしか川邊のほたるかも我すむかたのあまのたく火か

○吉野　新勅撰春下家隆けふみれは雲もさくらにうづもれて霞かねたるみよしのゝ山

○初瀨　新古今有家はつせ山入相の鐘を聞たびにむかしのとをくなるぞかなしき

○傍若無人　右に注す

○義重法師

○皓々たる　あきらかなる儀なり

○峨々たる　けはしき儀也
○印南美野　播磨の名所後撰戀六大中臣能宣をみなへし我に宿かせいなみのゝいなといふともこゝをすきめや
○鷲尾庄司武久
○同三郎義久
○大臣殿人〳〵のもとへ九郎義經三草の手責破て亂入よし聞え候山の手大事なるほとにむかはれ候へと使をつかはし給へはみな〳〵辭せられしかは能登殿兄弟に仰付むかはれしと也又兄の三位通盛卿は北の方小宰相の局に名殘おしみ出もやられざりしかは弟の能登守にいさめられ出給ひしといへり
○讓して云山の手へむかはれよとありしに人〳〵辭し申されける事はいかゝ教經申されしことく軍にむかはんに其手此手とさりきらひある事は第一は君命をかろんず其一又は强敵或は嶮難とておそれんか其二武士の家に生れ一言にも立居にも臆したる事なきやうにたしなむべし其三然るに平家の一門又侍中にいたるまで辭したるといふ事はいかゞ又通盛卿北方に名ごりおしみしといへる事かくのごときの行跡にていかてか合戰の計畧はあらんや軍陣に趣時妻子をわするゝ事第一とすへし然とも打死のうへは是非に不及又大臣殿山の手大事とおもひ給はゝ始より要害をかまへ所々にやぐらをあげきびしく守護せさせたきものなるに其きはになり誰かれむかはれよなと有し事愚將のゆへ也
○九郎義經一萬餘騎を二手にわけ七千餘騎は搦手につかはし我身は三千餘騎にて一谷のうしろ鵯越をおとさむとて獵人を案内者として落し給ふといへり
○さためて案内者の獵人たやすく人馬共に越ばこえなんといひしもの也大將の身にてかやうの嶮難は無益の事也侍などの廿人卅人忍びなとに入て火をはなつ事は有べし然ども兵書に大軍に難所なしといへる事を義經つたへ給ひをもむかれしとみえたり城をおとし或は敵對して勝利を得るは大將の計畧によつて也此嶮なんを落しせめやぶられしは義經の知畧とはいひながら大將のうへにてはきらふ事也

一二のかけの事

○抄云篠目　東雲とも書夜の明方也

○蓬(キタナシ)　顔延年が此使レ洛曰蓬心既已矣注に郭象か云蓬非二直達者一とあり莊子に猶レ有二蓬心一と云々直達心なきは蓬也

○熊谷父子拔懸して夜半はかり一ノ谷の木戸口へよせ一ノ谷の先陣と名乘し處に平山季重同成田五郎かれこれ六七騎はせきたりありけるに城中よりかけ出たゝかひけるか六七騎にかけたてられて平家の侍とも城内へ引取しといへり

○議して云熊谷拔がけせんと思ひし時平山は打こみの軍をこのまぬものなればさためて拔がけせんとみせに人をつかひける事はいふかしき儀也數萬の味方の中よりたゝ父子拔かけして高名するか打死せんかを思ひさためて出るからは他の人にかまひあるましき儀也但は平山がはや出たるにをいては行ましきといへる心か直實が心中はかりがたし然ども大勢の事なれば平山にかぎるべからず何ものか拔がけせんやはかるに及がたしかやうに拔がけして何ほとの高名ありといふとも軍法を背第一なれは賞はをこなはぬものなりもし又打死したるうへには子孫をたてぬ大法也當座は法度を背制法なれは萬人のうへの聞たるへし後には何ともなく傾知を行べきもの也熊谷父子平山成田等か高名は血氣の勇者味方の禍と云つべし平家の侍ども弱兵ゆへに安穏にて濟しもの也五十騎とも打て出引つゝみ打かさなくは城戸をひらきをびき入八方より射とるべしかゝる處へ七八騎などにて押よせやみやみと打死したらんは一ッはみかたのよはり二には末代までの恥辱三には勝利をわきまへざる所四には軍法を背五には小智の働血氣の勇と云つべし大智の勇といふは人數よくつかひ智略をめぐらし敵のはかりごとを察しわが計略を敵にはかられず寢てもおきても始終の勝處をよく勘を第一とす物がしらとあるものは是をよく思惟すべし又其下々の侍は敵味方對陣して今合戰はじまらんとする時一足にてもさきにすゝみ一番に鑓をいれん事入みたれての合戰に組打よりも是はまされり高名といふに其品々おほし大將とあるもの是をよくわきまへ

賞祿を善惡のなきやうに行べきものなり

○惡七兵衞熊谷平山を打とらんとて出けるを越中次郎兵衞御大事是にかぎるべからずとてせいしければとゞまりしといへり

○議して云御大事是にかぎるべからずとの心ならば始に打出しは心ならずして出けるか七八騎强敵なるに仍てこと葉に理をつくして聽したると云つべし

○季重と成田五郎と朋友のまじはりふかきによつていひ合出けるに成田五郎季重を出しぬきがけぬけむとせしかば季重其氣色をみて馬をかけぬけ季重成田よりはやく城戸口に着しといへり

○議して云成田五郎義をしらすゆへに馬のあしをそくのりをくれしもの也死せば一所にといひ合人を出しぬくといふ事は人倫の道をそむけり人とあるもつとも義によつて百年の命をうしなふ[illegible]義のなきものは勇あらずといへり

○平山は城内へ入首とつて出たり熊谷は子息小次郎手負たるはかりにて首とられは一二のかけをあらそひしといへり

○議して云一番に熊谷父子城戸口へよせし事は歷然せり首とりしは武運の幸也平山一二をあらそはずして直實父子の心ざしを感じなは莫太熊谷にはまさるへき歟かやうの事侍のうへに軍陣にてあるもの也能々得心すべし

二度のかけの事

○抄云河原太郎高直

○同二郎盛直

○鎌倉權五郎景正　　桓武十三代權守景成男也

○河原太郎高直同二郎盛直先掛せんとて只二人逆茂木を越大勢の中へ入兄の太郎箭にあたりて死けるを弟の盛直兄を肩にかけて逆茂木をこゑんとせし處を弟も又射ころされしといへり

○かやうの拔がけは右に評するがごとく味方のよはりとなつべし又兄の盛直若に見せうたせて古鄕に歸りたればとていくほどの事かあるべきといひて今兄が死骸を肩にかけて逆茂木をこゑんとして射ころされし事はいひしこと葉にもにず非なり逆死せんと思ひきはめ其上兄をうたせてのうへは死を

かぎりに切あひてしなざるは無下にくちおしき次第也よつて人はつねに廣言過言はいふべからず其期にいたりては心の違事おほしと本性の時心得べき也

○河原太郎次郎兄弟先掛せし事を梶原平三是を聞是は味方つゞかざるゆへにこそうたせたれとて人數五百餘騎にて押よせ逆茂木を引やぶり責入けるに次男平次先を蒐すゝみければ平三使をたて後陣をまちて一度にかけよまばらがけは無益なりとせいしければ歌をよみ捨て先蒐しけるによつて平次うたせてはかなふまじとてかけ入大勢と戰ひかけやぶつて引て出けるに嫡子源太ふか入してみえざりければ源太うたせては何にかはせんとて又かけ入名乘て攻入けるに源太はたかき岸をうしろにあて郎等二人左右にたてかちだちに成て敵五人と切あひ居たりかぢ原是をみて馬より飛ており五人の敵を三人生捕二人に手負て味方の陣へぞ引とりけるといへり

○議して云かゝるおりから歌などよみすて平次さきをかけし事わか武者には似合たり尤勇あり平次さきをかけしによつて親景時平次をうたせしとすゝみし事尤可也此時味方の三萬餘騎かぢ原うたすなとて一同に攻入なは生田の一陣は責やぶるべしかやうの時は味方の大勢先陣をそねみてかならずうしろつめなきものなり其時大將の下知專一也然ども刻限の見はからひある物なれば一やうにはさだめがたし景時も味方つゞかざるによつて引とりしとみえたり强敵ならは梶原は一人ものこらずうたるべしゆへに大將の下知なくとも平三五百餘騎にて逆茂木を打やぶりかけいらは味方の多勢一同に攻かゝるべき儀也軍法の制法も事により時にしたがひて也河原太郎兄弟がごときの拔がけは軍陣にては非也かぢ原先がけは味方つゞくべき儀也源太景季みえざれば景時二度のかけ尤と云つべし軍のさきをかくるも子ともかためといはれし事は主君を大事とおもはざるやうに聞え侍れと勇士の道を嗜も一つは又家のため子孫のためなれは尤可也かくのごときの事はめん〳〵の身のうへになしてみ給へ嫡子源太が行末しらずして其まゝ堪忍は成がたからんか義也勇也仁なりといはんかへるも引も

おりにこそよりとて源太打つれて引取し事良將と云つべし

坂おとしの事

○抄云武智の武者所淸敎

○山彥　　こだまとよむ也

空谷響（コダマ）　和名には古太萬源氏蓬生にこだまなどけしからぬものども所々にたちあらはしといへり

○かくて大手生田の合戰追つまくつつ勝負もみえわかざる處に九郎よしつねは鵯越に打あかり人馬をやすめておはしけるが此勢にやおそれけん鹿三つ平家の陣所へ落きたりたるを淸敎といふもの其鹿を射取けれは越中前司せいしけりといえり

○越中の前司せいしける事尤可也鹿落來りしはいかさま上の山に敵ありとて平家の陣所噪動しける事愚將ゆへ也兵書云兵野に伏時は歸鴈翅を亂といへり其始より上の山に物見をかざるをろか一つ鹿のきたりし時敵やありなんと察しながら油斷したる其二此時防にむかひし平家方の一萬の人數を三手にわけ一丈ばかり堀切て柵二重つけ所々にやぐらをかけ三方よりさしつめ引つめ射るにをいては源氏三千余騎は一人ももらさじ其三かやうの知略は一つもなく味方の多勢をたのみたるばかりにてむざ〳〵とやぶられにけり又義經三千餘騎を率し人馬共に難所を落し一谷を責やぶられしは天運といふべきにや是十死一生といふ物也大將などのかやうの事は大きにあしく弱敵によつて也日數へて落さる城郭或は多勢大敵をあざむく謀などには敵の思ひよらざる嶮岨に忍びを入狼煙をあげて勝利を得るにはよろしかやうの事は法なき儀也たゞ平家の運命つきはてゝ義經の幸と云ふべし此時もし平家方に計畧をめぐらし爰にて三千餘騎悉うちとりなば源氏方のよはり以の外なるべし又能登守敎經高砂より舟に乘讃岐の八島に渡り給しといへる事いといぶかし此表にて討死せられしは必定せりとみえたり東鑑に委あり

盛俊さいごの事

○抄云越中前司盛俊

○猪俣小平六則綱

○人見四郎　號二其康一利仁將軍七代從五位下竹田左衛門賴基男也

○新中納言知盛卿生田表の惣大將として東に向て戰給ふ處に源氏方の兒玉黨より昔のよしみによつて使をたてうしろ一谷の煙を御らん候へと告たりければ其時平家方惣人數敗軍せりといへり

○かほとまで平家方の軍用のつたなき事是いぶかしき儀也夫軍をおこすには先陣と本陣と其間千里をへだつといふともあひじるしをたて或は又かいかねを以て片時のうちに諸事につき先陣後陣相違なきやうにわりふを合する事第一なるに道のほどわづかの間にて本陣のやぶれたるをしらざる事はいかに又十萬よきの人數にて鎌倉勢五萬よきに對し逆茂木を引籠城のやうにまち請し事もいかに逆引うけてたゝかはんとならば生田までは出張過たり福原へ引請山の手にふせ人數五千ばかり須磨の上野に五千和田の松原に五千濱の手に三千福原の南北に一萬はかり五段ほどに備合戰の最中に八方より鬨を作て押よせ戰にをいては平家方に勝利あらんか然るに何の計略もなく襲來る敵をふせがんとばかりの手だてにては假一旦一往利を得る事ありといふとも落着は平家方の負べき所爲なり其上山の手の要害思慮なうして本陣第一にやぶれけるうへは是非の沙汰に及かたし

○越中前司盛俊豬俣小平六にたはかられやみ〳〵とうたれしといへり

○小平六盛俊にくみふせられ降參をこひ命をつがれ互にへだてなきやうに物語をして人見四郎がかけ來るをみてよもみつがてはをくましきと又盛俊に取てかゝり首とりしは小平六則綱勇すぐれたる兵盛俊に組ふせられ既に末期にいたつて知略のことは及かたきふるまひなりさて味方のつゞくをまち請し事猶以賢勇たり又盛俊小平六がたばかりのこと葉につきゆるしける事末代の恥辱たりもしやの心にて則綱をたすけし物かと人の察する處一ッ又山の手の侍大將としてやみ〳〵とやぶられ通盛兄弟以下皆打死の事なるに何の面目に生のこりける其二逆死せん命ならは一人にても敵をほろぼし末代に名をのこさん其三子孫みな落うせ死生しれず年老いつの期をかまつ其四此度の合戰に則綱に始

て參會したることそ幸なれ我首とつて勳功にせよとて腹をきらざる其五なり侍は死期を專一とす盛俊が最後一生のほまれ皆いたづら事とせり

忠度のさいごの事

○抄云岡部六彌忠純

鎌足公十七代岡部權守泰綱男也

○光明遍照十方世界念佛衆生攝取不捨　是觀無量壽經の文也光明遍照とは彌陀の光に色光心光とて二やう有色光とは佛の御身より光を放てあまねくてらし給ふ也十萬は東西南北四維上下合て也世界は十萬國土ぞ又心光とは十万の國土にあらゆる念佛の衆生を遍てらし給ふ光明のうちへ彌陀の御心をそへて念佛の行者をてらし給ふを心光とは云也攝取とはをさめとる也彌陀の誓には我をたのむものはもらす事なく極樂へをさめとり給ふ故に攝取と云り不捨とは念佛の行者をはとこしなへに御心をはなち給はざれは不捨といへり

○岡部六彌太あれはといひしに味方そとの給ひしてと葉恥辱たり此節に至ては返し合尋常に討死と究給ふべき也又死期に郎等の一人もなくかり武者はかりにて皆落ちり供せざる事は常々慈悲なき故也しかれは武道の心がけはなかりし物としるべし又未期まで短尺をつけられしは數寄たる道なれは也然とも歌道には諸道といひて仁義禮智を內にふくみ國を治め民をあはれみ家をとゝのふる根源たり然るに此忠度の歌道は奢意の名聞と云つべしいかんといへば國を治る氣量あらは常々武勇に達したらんものを扶助しをきなさけをかけ自然の時は死所のしれざるやうに嗜を良將とす主馬の前後には供せんもの廿八卅人なくてはかなはざらん事なるに是一人もなし其家に生れ其道の疎略たり一を以て十みなしれり月花にたはふれ戀慕哀傷の心をのべ述懷懷舊神祇釋敎をいひても道のなき人の歌は佛神にかなはず道しれる人の歌はめにみえぬ鬼神の心をもやはらげたけきものゝふにもあはれと思はせずといふことなしと貫之もかけり是我朝の風俗として國を治め民をあはれふ政事の第一といふは歌也此道理を世々の人わきまへずして歌といふ物はたゞ目前の心を慰する中だちとばかり心得事

非なり

しげひらいけどりの事

○抄云後藤兵衛盛長

○湊川　攝津の名所千載秋下道因法師みなと川夜ふねこぎ出るおひ風にしかの聲さへせとわたる也

○扇を顔にかざし　唐に入棺の左右に扇をひろけて棺をかくすなり惣別扇は昔はいみたるとみえたり扇ゆゆしと歌にもよめり大和物語にもいへり公任集に扇をはゆゝしとのみそ思ひこしけふはかひあるかたみなりけり扇ゆゝしとはいみたる詞也扇は蝠の羽をみて作出すと河海に云り箑とも書く

○本三位中將重衡は乳夫子後藤兵衛盛長と只二人西をさして落行給ひしに庄四郎高家梶原源太景季二騎に追つめられ盛長は落うせ重衡は生捕れしといへり

○三位重衡卿臆病至極の愚將たりいけとらるゝといふ事は入みだれての戰に深入し多勢にとりこめられうしろよりいたかれなとするか或はいた手おひ行歩かなはさるか又はまろひし處を敵おりかさなるか其品々によつて侍の恥辱にならざる事也是はただいかにもして落延命たすからむとはかり心得たる成へし引かへし討死するか又は馬上にて成とも切腹するかの二をわすれ其上盛長か落けるを日比はさしも契らざりしなどたのまれし事中〳〵評儀に及ばざる次第也かやうの期に至て郎等をたのむ事なかれ後を思ふ事なかれ命は塵埃とおもへといへり又盛長は人外也かやうのものと重衡つねにみしり給はぬ事をろか也不所の行跡により儀をしらさるものはみゆるもの也儀のなきものは勇なしとしるべし

あつもりさいごの事

○抄云熊谷發心　承元二年九月十四日出家と東鑑に有一谷の合戰は元暦元年二月七日也二十四年後なり

○狂言綺語の理と云ながら遂に讃佛乘の因となる白氏文集に以㆓狂言綺語之誤㆒爲㆓讃佛乘因㆒と云り狂言とは狂したる語ぞ綺語とは詞に花をさかせて色々に云なす事ぞ此たはふれ事も讃佛乘の因となる

ぞと也讃佛とは佛をほむるとよむ也有がたきをしへにひかれて佛の因となるとの義也是則煩惱即菩提の心ぞ

○敦盛としたけばあつはれ能大將にてあらん沖の舟を心さし海に打入給ふに熊谷まぢかく追かけ叶まじき處を察し馬を引返したまふは勇第一也引返しさまに熊谷を一矢射たきもの也しかれとも馬の達者にあらされは成がたし其上若武者なれば也波うちぎはにて組ふせられ名乘給へといひけるに先わどのは何ものぞとてつゐに名乘給はざる事是又賢才かぎりなし又熊谷あつもりをみまいらせとしのよはひ我子の直家と思ひ合あはれたすけはやと思ひしもいとやさし然ともかやうの時は組とひとしく首をとる物なりわかき子の事を思ひ老たる親のうへを思ひなとし猶豫あれは不覺の事おほし先第一には父經盛卿の不覺也かやうの若武者には立居につけ究竟の侍を五人七人は付置もの也さありとてもかくのごときの落足にはいかやうにならんもの定がたしわかき子息あらん人々は常々心得べき儀也

濱軍の事

○抄云土屋五郎重行

○河越小太郎重房

○監物太郎賴方

○泰山府君　陰陽師家に云是祭の名なり閻羅天子五道大神泰山府君、天官、地官、水官、司命、司祿、本命神、開路將軍、土地、靈祇、家親、丈人、此十二神を祭也一々に備物相定と云々

○平家の君達業盛經正淸房經俊以下皆討死いづれも若武者には可也新中納言知盛卿子息武藏守知章父をうたせしと中にへだゝりて組討し立上り給ふ處を敵が童又知章をうつ其童を郎等の監物太郎打とり其まゝ深手おひ監物太郎もうたれけるを知盛これを見捨て落延沖の舟にのり給ふ事子息知章の死期をしらで後に聞給ひて落給ふ事もことはりと云つべしいかに君の御行衞一門の大事を思へはとて目のまへにて我子をうたせ郎等をうたせて我身たすかり給ふ事は勇士の道にあらず船中に入有のまゝに語なげき給ひしは少珠勝也然ども子の勇をい

ふほど身の恥をあらはすに似たり又知盛卿乗給へる馬を民部重能人の物になさんよりは射ころさんといひしを知盛卿せいしとゞめられしは尤也射ころさんといひし重能か心いかんぞや知盛の命をたすけし馬なればいかにもして舟にのせたきものにあらずや

おちあしの事

○抄云清衛門公長

○本田二郎親經

○佐々木の木村三郎成綱　宇多天皇八代馬淵五郎廣定男也

○玉井四郎資景

○蘆屋の沖　攝津の名所伊勢物語にあしのやのなたのしほやきいとまなみつけのをくしもさゝずきにけり

○繪島　淡路の名所千載雜上藤原家基さよちどり吹井のうらにをとづれてゑじまがいそに月かたふきぬ

○備中守師盛卿は船くつがへしうきぬしづみぬせられしを本田次郎親經熊手にて引上首をぞ取たりける十四歳なれは生捕にもしつべけれとも親經慈悲ふかき勇士なれは後のわさをあはれび郎等にいひつけ御首をうたせしとなり越前の三位通盛は山の手をやぶられ落給ひしを佐々木の三郎成綱是を射平家の一門うたれ給ひし人〳〵に侍一人も供したるはまれなりいかんとなれば廿餘年此かた詩歌管絃のみにて武道をわすれ奢を専とせしゆへなり武道を心がけんとならば勇士とあるものに常になさけをかけをくべき事第一とすべきものなり治世の時にいづれを勇士とみたつる事は五倫の道をたゞし仁義あるもの是勇士なりと心得べし

小宰相の事

○抄云見田瀧口時員

○兼言　かねてやくそくする儀也

○六道四生　六道は地獄餓鬼畜生修羅人道天道是也四生は此中に胎生濕生卵生化生是也生をうくるに四ッのしながあるぞ

○妹背　夫婦の儀ぞ又妹兄是は兄弟の義も有古今

になかれてはいもせの山の中におつる吉野の川のよしやよの中妹背山は紀伊の名所也妹山と云と兄山と二ッ有此二つの山の中を吉野川流也昔此山をあねをとゝ親死てろんじ其中あしく成て中に川をなかしへだてたりと也仍て兄弟の儀にも用ゆと藻塩草に云り畢竟字注に付ていはゞ妹は女背は男也仍て夫婦の中と心得べきなり

○南無　是は天竺の語也唐には歸命と云也佛をうやまひ頼みをかくる意則口に南無と出る也

○千尋底　尋とは八尺を云千尋は八百丈也八の字は大底なりたゞ事の外ふかき海の底ぞ

○忠臣は二君に不レ仕貞女は二夫に不レ見　文選三十八に忠臣は不レ事二二君一貞女は不レ見二二夫一と云り

○頭刑部卿範方　鎌足公十六代右大辨爲隆卿男也正四位下左馬頭系圖には憲方と有

○小宰相　憲方卿女母は源朝臣安藝守敦經女也上西門院の女房

○安元　高倉院三ッめの年號ぞ

○細谷川　備中の名所新千載三善資連思ひたつ吉備の中山とをくともほそたに川のをとづれはせよ

○小野小町　敏達天皇九代出羽守良實女也一本當澄或は常澄奥州於二玉造野一死

○富士の煙　西行法師風になびく富士の煙の空にきえて行衛もしらぬ我思ひかな

○むねの中のけふりはふしのけふり袖の上のなみたはきよみがせきの波と云々　平祐擧歌にむねはふし袖はきよみがせきなれや云々

○越前三位通盛の侍に瀧口時員といふものに常々三位いひをかれしとて三位の打死を見捨のがれて北方に宰相の許に行通盛の最後を北方にしらせたてまつりしといへり

○議して云時員が心さし忠にあらず君命も事によりたる物なりとをくはかる事はかたしちかくはかる儀はやすしといへ共忽に主の打死を見捨てはかへらぬ法也此事は北方に告たりといふとも専なき儀也のこり居て家を二度とりたて敵をほろぼす計略はかたき義の忠臣と云つべし叉かやうの軍陣にて是非ふるさとに歸り此ありさまをかたり告よ爰にて死たるよりも忠功ならんといはゞ歸りて一々語

つたへ其上にて腹をきらんは可也とすべし又北方小宰相の七日の間まちくらし身をなげ給ひしは貞女也世の人毎にさまをかへ菩提をとふらふはならひ也七日のうちもしやとまち給ひし事は猶以神妙也人間の七情も日をふれはうすくなる事は常なるにあはれふかき執着なりといつゝべし

平家物語抄卷第九之下終

平家物語抄巻第十之上

目録

平家物語抄卷第十之上

くびわたしの事

○抄云壽永三年　安德二つめの年號此年元曆ニ開元
○大夫判官仲賴　文德天皇十一代判官康季男
○堀河大納言忠親　鎌足公十六代從三位權中納言忠宗卿男也正二位內大臣建久六年三月十二日薨
○先帝　安德也
○戚里の臣　安德の母后建禮門院の父は清盛公也帝の母后の父を外戚と云其一門なれば云り戚はやからとよむなり
○帝闕　北闕同
○穢土　けがれたるつちとよませたぞ此娑婆の事ぞ
○閻浮愛執　閻浮は須彌の南にある國を云日本も其中ぞ愛執は愛着心也寵愛の心がはなれずして思ひのつなにつながれてと也
○壽永三年二月七日一の谷にて討とりし首同じく生捕本三位中將重衡卿十三日に都に入しを卿相の首

大路をわたされし例なきと仰出されしに範賴義經奏聞せられけるは第一は朝敵第二は父祖の怨敵なれは一命をかろんじ亡し奉る是をわたされざらんにおいては自今以後何のいさみかあらんやと頻に申上られしかはさらばとて大路をわたされけるといへり
○議して云物ごとの例といふ事は始あるを以例とす又是を始として末代の例とならん公卿のせん議ををし返し範賴義經かさねて申上られしは無道には侍れども是又尤なりと云つべし昔より源平兩家互に威をふるひ朝家の御かためとして勅命に應じ夷狄を對治すといへども其中に父祖の怨敵なれは其恥を雪と思ふ一念こもれり王法の妨國土萬民の仇をしづめしには一重まさりたれば兩人の申分尤可也といはん歟
○小松の三位中將惟盛いたはりありとて八島にとゞまり妻子のことのみあんじくらしたまへるといへり
○今度の一の谷の合戰は源平の雌雄天下のあらそひ是一也惟盛は平家の棟梁たりたとへいかやうのい

たはり有といふ共一谷に越是非と思はれんや一陣やぶれて殘黨いかんがせんかやうの心中にてはいかんとして軍に智略をめぐらし勝利を得べけんや大將として天下をあらそひ國をたもたんと思ふほどの人妻子のうへなとを思ひて心よはき事は中々なろかなる儀也大將一人の器量其下萬人に及ぶならひ也國家を治め身をやすんじ妻子をあはれまんとならば强敵をほろぼす計略を第一とすべし平家の一門いづれもかくのごとくいとあはれなる次第なり

だいり女房の事

○抄云小八葉の車　大八葉小八葉とて車に有
○藏人左衞門定長
○御坪召次花方
○平左衞門重國
○大納言の佐　鳥飼中納言惟實卿女也
○木工右馬允知時
○末の露もとの雫のためし遍昭歌に末の露もとの雫や世中のをくれさきだつためしなるらん
○いぶせき　欝の家也
○民部卿入道親範
○重衡卿生捕にせられ都に上り土肥次郎實平にあづけられしに重衡其むかし去女房に物いはれしに其女房今一度みたきとてあづかりの實平にの給へは實平なさけあるものにて女房をむかへにつかはしあはせしといへり其後重衡南都にてきられ給ひしと聞其女房はさまをかへかの菩提をとぶらひしと也又八嶋への院宣同意せられしといへり
○議して云縱其女房重衡の二度歸京せられしを聞見もしみえたきといふともそのとらはれ人となり繩手かゝりしありさまにてまみえて何の益かあらんましてこなたよりよひとり密々のふみも守護の武士にあけてみられなとせられける事いとくちおしかやうの心にてこそ生捕にはせられし也天命につき生捕にせられ世人に面縛耻辱すといふとも末代の名をけがさんや侍とあるものゝ心得べき事なり又内裏女房のさまをかへ浮世をいとひしも執着にひかれてあはれたのもしき道理には聞え侍れど道にあらず重衡北方大納言典侍のうへにてこそ貞女の

ほまれあり是はかりの契りなればいかんぞ又餘の人になれむつびてもかくあらん是皆世間女性の心儀にあらずをろかなる心より出たり又八嶋への院宣に同じ奉り書狀をそへられし事是猶末代の耻辱也重衡仁義の道をしり給はずと云つべし

やしまいんぜんの事

○抄云籠鳥戀レ雲　文選二十一に習々籠中鳥と有又古語に籠鳥一日送ニ千日ヲ一と云り

○安德天皇幼帝なりといへども我朝の御あるじ也然るに其帝の三種神器を重衡一人にかへ都へ渡御なし奉るべき事はいかんぞやをろかなる院宣也

うけ文の事

○抄云堯舜　震旦二代の聖主也右に注ス

○東夷北敵　爰にては北敵は義仲を云東夷は賴朝をさして云り

○平將軍貞盛　右に記

○將門　同

○夫日月爲ニ一物ノ不レ晴ニ其明ヲ一　草木國土萬物を照し給ふとの義なり

○明王は爲ニ一人ニ不レ狂ニ其法ヲ一　非ニ一人之國ニ一爲ニ萬民ノ一也との儀也

○以ニ一惡ヲ一不レ捨ニ其善ヲ一以ニ小瑕ヲ一莫レ覆ニ其功ヲ一　善多則小惡可レ免其功莫大ならば小瑕は可レ除と也瑕は玉のきずぞ清盛義祖貞盛より此來保元平治までに捨ニ身命ヲ一忠節かぎりなしと也

○母儀二位どのゝ歎は女性なれば尤也新中納言知盛卿の異見義にあたれり又院宣の御使花方に大納言時忠波方といふやきじるしせられし事禮をそむけり何ものにてもあれ院の御使也院はぬし／＼あがめ奉る帝王の祖父にてましますいかんぞや勅使院使高家の使者あふぎ奉るべき儀尤いふに及ばず主君の使者猶以也もし又かやうの我氣に應ぜざる使者は猶つゝしんであふぐべき事專一也然るに今度時忠の所爲小人愚者のふるまひ也

かいもんの事

○抄云法然房　釋源空姓は漆氏作州稲岡の人父は時國母は秦氏長承二壬子年四月七日生十五歲登ニ叡

山ニ源光資として受㆓台敎㆒建永二年二月讃州に配せらる居五年建暦二年正月廿五日寂す八十歳釋書に委有

○須彌の高さ十六萬由旬と佛說に云り又一說八萬四千由旬と云十六里或は三十里

○火穴湯　大焦熱地獄の事なり

○三世の諸佛　過去現在未來の佛ぞ

○九品に分　彌陀の願九品有右に注

○十惡五逆　十惡は殺生偸盜の類五逆は殺父殺母右に注

○專稱名號至西方念念稱名常懺悔　是淨土經の文也意は大方本經に云り但懺悔と言事佛說に若欲懺悔者端坐思實相と有又唐の善導廣懺悔とて一卷の書を作れり又戒儀法則と云書に今對佛前皆懺悔と有又一切我今皆懺悔共說り又金光明經の中に懺悔品に云所詮今まで作し惡業を敎至て後悔を正に順㆓道理㆒不㆓敢作㆑非故に懺悔と云又懺は名㆓修來㆒悔は名㆓改往㆒日々に所㆑作不善法鄙而惡㆑之故に名て爲㆑悔往は日に所㆑棄一切善法今日已に去て誓願して勅修故に名て爲㆑懺と云々

○利劒即是彌陀(リケンソクゼミダ)號是も同經の文也彌陀の名號を唱れは其名號が劒と成て惡業がづた／＼になるぞと也魔緣ちかづかずとは以是を云り魔と云者は惡を好善殺す者也曇鸞の釋に云り

○一聲稱念罪皆除　是も同經文也一聲なりとも彌陀を念すれば罪みなのぞき給ふぞとの儀ぞ

○行住坐臥時處諸緣　ゆくにもゐるにもざしてもふしても時も處も諸／＼の緣を不㆑嫌念じよと也

○三業四威儀　三業は身意口又煩惱業苦也四威儀は喜怒憂思也よろこびいかりうれいおもひ此中にも只單命を期せよと也

○松陰と云硯　今智恩寺有百萬遍と云

○本三位重衡卿黑谷法然上人を請じ戒うけ給しといへり

○議して云重衡愚痴闇鈍文盲第一の人とみえたりかくのごときのありさまとなり戒をたもつなどいふ事武士の道にあらず其上自力はいふに及はす他力はすゝめの方便にまかすべし華嚴阿含(アゴン)方等(ハウ)般若法華涅槃一切の餘敎の中一句をみても成佛せずと云事なし又聖人の一言にても向處に自得しさりし惡

を顧時は善道也善道に歸する時はいかんぞ迷期あらんや生は天地陰陽のめぐみによつて也滅は本來に歸す春は花咲秋は實のる國土萬物かくのごとし此道理をわきまへずして今何の戒法女童にひとしといはん歟

かいだりくだりの事

○抄云蟬丸　延喜の皇子と云說は非也醍醐帝は仁和元年に降誕寬平は十年にして開元昌泰にうつる昌泰に御歲十四にして卽位也又昌泰は三年にして開元有て延喜にうつる然れば古今集は延喜五年に紀貫之同友則壬生忠岑凡河内躬恒等詔をうけ撰し十三年に奏覽す延喜五年には帝二十一の御時也古今集奏覽二十九歲の御時ぞ然るに蟬丸歌人と云ヒ琵琶の博士也年記相違せり其上盲と云事猶誤れり後撰集の歌の詞書に相坂の關にてゆきゝの人をみて是やこのゆくもかへるもわかれつゝしるもしらぬも相坂のせきとよめり其上古今にも相坂のあらしの風はさむけれど行衞しらねばわびつゝぞふる此上何首も有或說に仁明の時の道人也と云り常に不剃髮世人相坂の曰翁姓不詳又長明が無明抄に關の明神は此蟬丸鎭坐なりと云り

○博雅三位

○相坂　近江の名所古今雜躰忠岑君が代にあふさか山の石淸水こかくれたりとおもひけるかな

○勢多の長橋　近江の名所玉葉秋の下左近大將實泰さきだちて渡る人だにみえぬまで夕霧ふかしせたの長はし

○野路　同詞花俊賴又もこんのぢの玉川はぎこえていろある波にやどる月かげ

○志賀　同續古今賀大納言忠信かぎりなきときしも君にあふみなるしがのはま松いくよふりなん

○鏡山　同古今雜上大伴黑主かゞみ山いざたちよりて見てゆかんとしへぬる身は老やしぬると

○比良の高根　同拾遺雜春源有經ひらの山高根のあらし吹なへに花をよせくるしがのうら波

○伊吹　同後拾遺戀一藤原實方かくとたにえやはいぶきのさしもぐささしもしらしなもゆるおもひを

○不破　美濃の名所後撰別藤原淸忠今はとて立か

へり行古郷のふはのせきやにみやこわすかな
○鳴海　尾張の名所後拾遺戀の三增基法師かひなきはなを人しれすあふことのはるかなるみのうらみなりけり
○八橋　三河の名所古今旅在原業平から衣きつゝなれにしつましあればはる〳〵きぬる旅をしぞおもふ
○蜘手　蜘の手八ッあるにより云といへども是は古注の説なり只あなたこなたへ渡したると心得べき也八ッはしと云にはおもしろけれども歌の理にかなはずくもでに物を思ふと云時も數を定ていふべきにあらず
○濱名橋　遠江の名所後拾遺の旅大江廣經東路のはまなのはしをきてみれば昔こひしきわたりなるらん
○赤土の小屋　丹小屋とも書いやしきいゑを云也
○佐夜の中山　同遠江の名所新古今西行法師年たけて又こゆべしとおもひきや命なりけりさやの中山
○甲斐の白根　後拾遺冬紀伊式部いづかたと甲斐の白根はしらねども雪ふるごとにおもひこそやれ
○清見が關　駿河の名所玉葉秋下平宗宣清見かた波路の霧は晴にけり夕日にのこるみほの松原
○富士　同後撰戀六朝賴ふじの根をよそにぞ聞し今は我思ひにもゆる烟なりけり
○足柄　相模の名所後撰旅眞靜法師あしがらのせきの山路を行人はしるもしらぬもうとからぬかな
○こゆるぎのもり　同名所古今雜上藤原敏行玉だれのこがめやいづら小余ろぎのいその波わけ沖に出にけり
○書に延喜第四の皇子蟬丸關のあらしに心をすましとかけり
○蟬丸を延喜第四の皇子とかける事いぶかし蟬丸姓不レ詳古今集に蟬丸の歌九首いれり此集は延喜五年四月十五日より撰ず其時延喜帝廿一歲也然れば時代相違せりたゞ蟬丸といふ道人相坂に居住ありとみへたり又一說に盲といへり後撰集に是やこの行もかへるもの歌のまへ書にゆきゝの人をみてといへり然は盲とは云がたし相坂のあらしの風はさむけれと行ゑしらねばわびつゝぞふる是も蟬丸の

歌也古今集にあり歌人也今の闕の明神也と神社考には云り

せんじゆの事

○抄云般湯は夏臺に被レ囚　史記ニ云夏の桀不レ務レ徳而武ニ傷百姓ニ百姓弗レ堪迺召レ湯而囚ニ之夏臺ニ桀無道不徳にして湯を夏臺と云牢獄にをしこめて置たぞ正義に夏臺は獄云獄とは此籠ぞ然るに湯は獄より出て仁道を修められしに依て諸侯悉く歸伏しけり故に遂に兵を卒して夏の桀を伐て天子の位に登其代を般と云り

○文王羑里に被レ囚周の本記に云帝紂乃囚ニ西伯於羑里已上羑里は地の名在ニ河内ニ蕩陰羑水出焉前漢書の地理志に在ニ亳州ニ一には曰レ般名レ獄羑里と云史記には牖里に作るぞ或は牖城共有崇侯虎と云佞人讒言に依て西伯を羑里に囚せられたぞ美女奇物善馬を献じたれはゆるされたぞ羑音酉也又文選四十一の注に紂以ニ甚賢ニ畏レ之拘ニ囚於羑里ニと云々是も文王の子武王紂を伐て周に歸ス

○狩野介宗茂　鎌足公十七代工藤茂光男也

○十王　秦廣王、初江王、宋帝王、五官王、閻羅王、變成王、泰山王、平等王、都市王、轉輪王

○髪は袙長　袍共帯裝束の下がさねをあこめと云法師の下童も袙と云色はかきりなしと詞林に有髪の長袙長といへるは下重のえりぎはまでとみえたり今の禿と云なるべし源氏に袙姿といへるは別の義也と萬水にいへり然れども是も衣紋すがた也とみえたり

○羅綺爲ニ重衣ニ妬ニ無レ情於機婦ニ　菅相丞の詩也らきはうすき衣なれどもおさなき舞人のためにはおもき衣のやうにおもひて此衣を織たる婦をねたむとの儀也機は衣を織はたぞ

○朗詠　朗はほからかとよむ詠はうたふ也

○十悪　右に注す

引攝はひきましうるぞ

○五常樂　平調の樂也

○燈闇數行虞氏涙　燈闇とは高祖と戰て項羽討まけて虞氏と云后別をなげきて泪流ゆへに燈もくらきやうにあるぞ數行とは泪かいく筋もながるゝぞ本詩は燈闇數行虞氏涙夜深四面楚歌聲と有橘相公

詩也
○馬如何が思けん　項羽本紀に騅不レ逝騅不レ逝虞兮虞兮可ニ奈何一此騅と云馬は一日に千里行馬なれども運つきぬればゆかずと也虞兮々々若(ナンヂ)を如何がせんとて虞氏にまはせて自刎云て吾とくびきりて死たぞ兮はなき字ぞ虞氏も俱死たぞ
○齊院次官親義　鎌足公十六代從五位下齊院次官親實男也系圖には親能と有
○杜丹　深見草又廿日草共云杜丹は日中が盛なればば曇たる日は猫を花につなぎて盛をしる猫は日中には目のくろまなこ糸ほどにほそくなるものぞ
○賴朝卿重衡に御對面の時重衡の言語分明の次第也又白拍子千手のまへを賴朝卿よりなぐさめのためにつかはされしに重衡輿に乘ぜられし事はかゝるとらはれ人の身にては益なき儀也京鎌倉耻をさらしはらわたのたゝん事は世人おしはかるよりも其身は胸ももえなんになんぞ數盃の酒ゑんにをよび朗詠せられしはいかんぞ其上に琵琶などひき給ひし事殿中にての問答むそこせり賴朝卿にあひ給ひて後は無言にてありたきもの歟京都にて内裏女房にあひ今又かまくらにてかやうのふるまひ生捕にせられし事出家のいとま是みな相應せり侍とあるものは肉身骨をすりびしほにせらるゝといふとも末代の名を穢さぬ事を第一とすべきもの也又千手のまへ白拍子の身にて重衡のわかれをかなしび發心せしはまことに心ぼそくあはれなる次第と云つべし

よこぶえの事

○抄云與三兵衞重景
○鳴戸　金葉戀の下權僧正永縁おもはんとたのめし人のむかしにもあらずなるとのうらめしきかな
○和歌浦　紀伊の名所新千載雜上爲氏なをかけてあるかひもなきわかのうらに年ふる老の波のうたかた
○吹上　同古今秋下菅原右大臣秋風の吹上にたてるしら菊は花かあらぬか波のよするか
○衣通姫　人皇二十二代允恭の后也應神の御子雅(マサ)淳(ヌケ)毛二派(フタマタノ)皇女也玉津島の明神是なり
○齋藤左衞門茂頼　河邊左大臣魚名公十三代左衞

門尉以成男也系圖には以賴と有
○瀧口時頼　以頼が子也建禮門院に横笛刈萱とて名を得たるはしたもの二人有此横笛に相なれしを父せいしければ十八歳にて於嵯峨往生院出家す法名阿淨于時横笛尋行しに不逢其夜高野に登仍て横笛は大井川に身をなげ死す本經には法花寺に有と云り
○西王母　漢武帝の時の人也西は氏名は王母常に青雀を愛す遠近によらず王母至る所へ先青雀二鳥飛行
○東方朔　同時の人也字曼倩平原の厭次の人也得仙術
○嵯峨　山城の名所後撰雜一行平さかの山みゆきたえにしせり川の千代のふるみちあとはありけり
○梓弓　梓の木にてしたる弓又巫の持弓を云也伊勢物語にあつさ弓まゆみ槻弓年をへて我せしかごとうるはしみせよ
○法華寺　尼寺也
○晉の七賢　嵆康阮籍阮咸向秀王戎山濤劉伶是也
○漢の四皓　角里先生綺里季夏桂公園公史記高祖本記に有右第三卷に注す七賢住家を竹林といひ四皓は商山に居す
○小松の三位中將惟盛一門の中を忍び出高野山にまいれりし事侍の塵芥たり第一は平氏武門の棟梁第二には父の名をくだし第三には王命に背第四は一門を捨第五は仁義を不知第六は妻子に溺第七は臆病皆心命をおしむ一つに依てかくのごとし又瀧口入道が事不孝第一五常を背五倫の道しらざるものは人外と云べし評するに不足然れども發心を遂菩提のみちを行ひすましたるは又殊勝といはん歟釋氏には是をたて修行道心を事とせり聖人のをしへは孝行を專とし家をたてほぞをつぐ事を第一とす天地人の三才は末世未來永刧までもはてしなく捨ざる處まで知ぬべし

平家物語抄卷第十之上終

平家物語抄卷第十之下

目錄

平家物語抄卷第十之下

高野のまきの事の條

○抄云　堂塔巡禮天竺より有る事也釋尊誕生所又は得道轉法輪入涅槃の所なと八所を巡禮すと金剛頂經に說り是を巡八聖跡と云

○中納言資澄

般若寺觀賢　姓は奏氏讃州の人也延喜十九年に醍醐の座主延長三年に僧正同年六月十一日化す

○內供淳祐　姓不ㇾ詳

○薩埵　是天竺の語也唐には大道心と云也意は一念の間も衆生を利益し自身に心を明むを云ぞ菩薩も同じ是等の薩埵或は人間に生じ或は非情草木と顯れ飛花落葉の折を敎たもう是皆利益を經說に云り

○發ニ無比誓願ー隣ニ邊里異域ー　ならびなきちかひの願をおこし吾日域に有て五十六億七千萬歲龍花の曉を待玉ふと也

○普賢願　金剛手菩薩又金剛薩埵共云成佛果し玉ひし時は師子奮金剛智如來と云也是彌勒一躰也

○肉身澄ニ三昧ー　三昧とは一心不亂の心也吾肉身一心にすみわたりたるとの儀也

○慈氏下生を待　慈氏は彌勒の事也下生經に云今釋迦佛日は涅槃に入當に其夜に出世して即於ニ其夜ー成ニ無上道ーと云々釋迦は涅槃に入玉ひぬれば彌勒佛の出世を待て其時出んとの儀ぞ菩薩處胎經に五十六億七千萬歲の數あげて有也

○摩訶迦葉鷄足洞籠　迦葉尊者は佛第二の御弟子也佛入滅四十五年後鷄足山に入鷄足山は王舍城の西にありと云り摩訶は大也と釋す

○惟盛瀧口入道への物語に大臣殿も二位殿も他の大納言のやうに二心もあるかとうたがひ給ふけしきなれば八島にありてもせんなしとてのかれきたりたりといへばうたがはしきけしきみ給ふこそことはりなれ是ぞ天下のかなめといひし一の谷へは出給はず常住物思ひかほなれば軍評定に立いらず然ば何を以か惟盛ともいはれんや我身のとがをばさしをき人をうらみかこつ事は人非人のならひとしるべし惟盛も我もの思ひかほなれば得心せらし

とみえたり妻子などを思ひ身の一大事をよそにせんは勿躰なき儀也大人小人にかきるべからず

これもりの出家の事

○抄云雪山の鳥　寒苦鳥也右に注す

○東禪院の智覺上人

○與三左衞門景康

○鎌田兵衞正淸　秀鄕七代鎌田權守道淸男也平治二年正月三日於二尾州宇津美一舅長田忠致討レ之

○除目　右に注す

○流轉三界中恩愛不能斷葉思入無爲眞實報恩者

此文の心は三界は欲界色界無色界也人間の妄執により是を流轉する也隨レ緣流二轉五道一宗鏡錄云眞如本覺不レ守二自性一但隨レ緣轉ず如レ曰二法身流二轉五道一矣此意也地獄餓鬼畜生人道天道修羅合二鬼畜天一也此流轉の所今恩と愛とを切事あたはず也棄恩入無爲眞實報恩者とは恩をすて無爲に入てまことの恩を報ぜよと也是華嚴經の文なり

○穴賢　つつがなきと云事より出たり右に注す

○平將軍貞盛　右に傳あり

○山伏修行　山伏は役行者(エンノギヨウジヤ)大峯葛城に三十年行しよりはじまる仍て山伏と云其流を以て年每に峯入するなり順逆と云て春秋入也中比大蛇有て入事不レ成然を醍醐寺の聖寶逆に入り大蛇を殺し大峯をひらく本山は順當山は逆也然とも今は皆逆也三井寺の行尊僧正大峯にて櫻の花のさきたるを見てもろともにあはれとおもへ山さくら花より外にしる人もなしとよめり是は順の峯入也順は夏也

○藤代　紀伊名所續後撰旅僧正行意藤代のみ坂をこえてみわたせばかすみもやらぬ吹上のはま

○岩代　同有間の王子の歌岩代の濱松がえを引むすび眞幸あらば又かへりこん眞幸はまことのさいはいと云心ぞ

○湯淺權守宗重

○同七郎兵衞宗光

○惟盛ぐせられける重景石童丸申分をつくし出家せし事人の郎等侍たるものゝ能手本なるべし武里下﨟の身にて猶以也かれら三人のものかやうの愚將につかへて何のほまれもどらす一生をはたしゝ事不運と云つべし又惟盛舍人武里に是より八島に越

もし運命をもひらき玉ひなば唐皮小烏は六代につたへ給はれなと申せとのたまひし事はをろかなるいひごとかな鐵太刀などいふ物は亂世の時もちいん爲なり惟盛の行跡には袈裟一鉢入へきがいと口おしき心中かな

くまのさんけいの事

○抄云磐田川　紀伊の名所續千載爲家五月雨は行さきふかし岩田川わたるせごとに水まさりつゝ

○本宮證誠殿　本宮は速玉之男神新宮は泉津事解(ヨモツコトサカ)之男神那智は飛龍權現本地千手觀音是三所也

○音無川　拾遺戀二元輔をとなしの川とぞついになかれ出るいはて物思ふ人のなみだは

○一乘修行の岸　一乘は法華を云利益ふかきゆへにをとなし川によそへて一乘修行の岸とはいへり

○六根懺悔　六根は眼耳鼻舌身意懺悔は右に注す

○巖松高聳嵐破㆓妄想夢㆒流水清流浪滌㆓塵埃垢㆒作者不㆑知字面のごとしいはほのそびへたる所の松風にみだりなる夢がやぶるゝとなり二の句はながれのきよき水の波はちりあくたのあるをすゝぐと也

○補陀落山　天竺觀音のまします所也那智山をも補陀落山と云新古今神祇えのもとの明神の御歌ふたらくの南のきしに堂たてゝ今ぞさかへん北の藤なみ

○靈鷲山　天竺釋迦の道場也此山の形鷲に似たればいへり又一説には鷲おほく有仍て云り

○九品右に注す

○安元　高倉院三つめの年號

○青海波　盤渉調の樂也

○惟盛熊野にまうで其むかし父重盛公の事など思ひ出又は都にとゞめ置玉ひし妻子のうへなど祈申されけるといへり

○夫神は非禮を不㆑受心正路なるを以佛神同躰とせり和光同塵の心をしらざるゆへ也父卿の事を思ひ出られは八島に歸り一門と心を合いかにもして今一度會稽の恥を雪計略をめぐらし及ばぬまでも心をつくされは孝行の道理もあるべきにかやうに心よはきふぜい不孝第一仁義禮智の道はかけたる人也

これもりの入水の事

○抄云一葉の船　韻會の船の注に云黄帝見ニ水浮葉ニ方爲レ舟故に一葉と云黄帝は昔異朝の三皇の其一人也臣下の貨狄船を作り始たるとも韻會にあり

○蒼海　蒼はあをき也あをき海ぞ哥にもあをうなはらなどよめり

○蘇武か胡國の恨　十九年胡國に居す傳右に記

○生者必滅會者定離

生あるものはかならずめつすあふものはさだまつてはなるゝならひぞ

○驪山宮の秋の夕　唐の太宗の時内裏をはなれての宮殿をりさんと云所にたてられたぞ其後玄宗皇帝揚貴妃と倶に此宮殿にて秋の月をながめ玉へどもそれもはかなき世のためしに成たりとの儀なり

○甘泉殿　是は漢の武帝李夫人と云妃を寵愛し玉ひしか共甘泉殿にして李夫人死たり武帝是をなげき玉ひ夫人がすがたを畵にあらはし甘泉殿にかけてみ玉へども不レ言不レ笑かやうのはかなきためしをいへり

○等覺十地猶生死の掟に隨ふ　是釋尊の事を云り等覺十地とは生ながら佛の號を得たるを云等覺妙覺とて有妙覺と云ば彌陀などのやうなる不生不滅の佛を云なり等覺の位に至りし三世兩達の釋氏も生死のおきてをはまぬかれ給はぬとの儀也等覺はひとしきさとりとよませたぞ

○第六天の魔王　名ニ阿修羅觀佛ニ三昧經第一に云時に虚空中有ニ四天刀輪ニ自然にして而下當ニ阿修羅ニ耳鼻手足一時に墮落すと云々日月を掌にせんと云により天帝と合戰無ニ止事ニ

○欲界の六天　四天王天、忉利天、夜摩天、都卒天、樂變化天、他化自在天、此六天には飲食婬欲等のある所なれば欲界とは云なり此上の天は次第云々に欲色からすきと佛説なり

○伊豫入道頼義　源頼信男也右に記

○安倍貞任宗任右に記

○十二年が間人の頭を斬頼義の九年の戰義家の時三年合てなり

○終焉　程子曰君子のは曰レ終小人は云レ死

○七寳　黄金瑠璃硨磲碼碯珊瑚琥珀眞珠等也

○初無三悪趣の願　三悪趣の願とは地獄餓鬼畜生此三を彌陀如來の先救玉ふ也華嚴經に說り

○得三寶忍の願　三寶は佛法僧也佛在世にして佛法を說玉ひし法ありといへども僧と云者なくしては其法しらず僧法をうけ傳て人間悉く濟渡す仍て三寶と云也得三寶忍とは其三寶を衆生しのびうるねがひとの儀也是彌陀如來の次第の願なり

○設我得佛十方衆生至心信樂欲生我國乃至十念若不生者不取正覺　無量壽經の文也意設我とはもし我佛を得てんばと也十萬衆生至心信樂とは佛は彌陀を云り十方衆生は世界のあらゆる人間ぞ其人間いたりたる心にてしんじねかつて也欲生我國乃至十念とは我國に生れむとほつせば即十念をいたせと也我國とは極樂淨土を云り十念をいたせとは我名を十遍唱へ念じよと也若不生者不取正覺とはもし我を賴て極樂に生れざる者あらば正覺をとらじと也彌陀如來の誓願ぞ彌陀如來の法藏比丘の時の誓也

○六十萬億那由多恒河沙の御身を縮　那由多恒河沙とは算數の一十百千萬億よりよみあげていくらとも聲のかけられぬ所を那由多と云其かけられぬ所を恒河のあらゆる沙の數を六十萬億合せたほどぞと廣大にしてはてしもなき儀を引て云り其かぎりなき彌陀の光明なれば一天世界國にみち〳〵たる中にひとつにつつめ玉ふとの方便ぞ是淨土門の至極也

○觀音勢至無數聖衆化佛菩薩圍遶
觀音勢至其外數かぎりなき菩薩樂を調來迎引接ましますぞと也

○還來穢國度人天　此意は還來はかへりきたるとよむぞ穢國とはけがれたる國ぞ此娑婆を云り度人天は人道より天道に至り都卒の內院に生するぞ今維盛のあまりに執着ふかきに依て聖のすゝめなり佛にさへなれば自由自在にて又此娑婆に來て妻子をすくはむと意のまゝなりとの儀也

○惟盛三のお山の奉幣ことをはり濱の宮より舟にのり山なりの島にあがり松の木をけづり假名實名年月日時を書しるし其沖にして入水せられけるに重景石童丸もつゞいて海にぞ入にける武里もいらんとせしを瀧口入道せいしとゞめ御ゆいげんをとゝ

け奉らぬは無下なりといはれければ是非なくとゞまり八島にわたり一門の人〳〵に此よしかくと申せしといへり

○惟盛卿入水し玉ひし事武門の棟梁たる人の本意にはあらねども今の臨終のありさまは誠にあはれ也又重景石童丸二人のふるまひは軍陣にて眞さきかけ打死したらんより抜群まされりかやうのものをこそ武士とはいふべけれ一の谷にて一門の人々數をつくし打死し玉ひしに郎等の供したるは稀なるに惟盛卿の入水にはかくのごときなれはつねになさけふかき人にみえたり大家小家によらず一僕の侍にても能其僕をみたてなさけをかくべき事第一とすべし

○傳云惟盛卿はかくのごとく入水したりと披露して熊野の山中檜原(ヒハラ)といふ里の長の聟君となり重景石童丸をもめしつれ一生無事にして年老かの山中にて身まかり玉ひしと也其内世の轉變もあらば父祖の恥をもすゝがんと心おかけ玉へども頼朝公人道を行ひ天下一統の代となりにければ是非なく過しゝといひつたへたり高野にて聟と此事を相談し濱のみやにて船にのりたまひし時舎人武里は能便船ありければやしまへつかはし舟は石童丸仕りしと也此時武里御供せんといひしを聖せいしけると後にさたしけりとかや

三日平氏の事

○抄云悉太太子(シッダ)檀特山(ダントクセン)に入　悉太十九歳にして檀特山に入玉ひ阿羅々迦摩羅の二人の仙人に十二年仕へ玉ふ名義集には悉太を一切義成と飜譯す右に委注す檀特山を天竺には彈多落迦(ダンダラキャ)と云ふ

○車匿舎人金泥(コンデイ)　無位無官の輩也禁中の金泥所と云は無官の者の居する所也

○外渡船の櫂の雫　伊勢物語に我うへに露ぞをくなるあまの川とわたる舟のかひのしづくか

○右兵衛佐頼朝正下の四位し給ふ從下の五位より五階を越給ふ　五階をこえ給ふとは從五位の上正五位下正五位上從四位下從四位上此五階をたゝみて正下の四位に任ぜらるゝ總別官加階ははしのこをのぼるごとくにたゝむなり五階越るは頼朝の冥加なり

○彌平兵衛宗清
○饗應　もてなすとよむぞ
○平太入道定次
○維盛卿都へとゞめおき玉ひし妻子の方へははやくおとづれはなくて武里を先八島へつかはし入水せられしことを一門に知しめ玉ひし是以評するに傳のごとく熊野の山中へ入玉ひし所分明也よりとも卿の代となり天下一統に治りければ大方の里〳〵は神領寺領地頭あり山中のおく〳〵に人里ありといふ事しれず人家五十家百家ある所其數いくばくともなし谷の梯一つ引ぬれば十萬の人數も及かたし人とあるもの其期にせまりぬれば種々の思付出くる物なり油斷すべきにあらず
○五月四日池大納言頼盛卿關東へ下玉ひし事　彌平兵衛宗清は御一門未西國にましませば心くるしく安堵仕らず其上侍共の思はん處もいかゞ成とていなひ申ければ頼盛卿もはづかしく思はれなどさらば落とゝまりし時其むねをば申さゞりしとのたまへば御とゞまりをあしと申には候はず今日本の將軍とあふがれたまふ頼朝も命あるによつて也何さまにも私儀は重ねて罷下こんとて供をばせざりけりと云へり
○池大納言頼盛卿のことは右に評するごとくいかに命おしきといへばとて一門に引はなれとゞまるべき儀にあらず西海にて一門ことごとくほろび玉ひし時ふしぎに命のがれなどし都に立歸り鎌倉より懇切をつくされはさまなとかへ山居の行ひなどはせめていかゞあらんそれにても頼朝卿懇の事なればば命は捨玉ざりしとさがにくき人の口なればいはんいかに鎌倉よりいそぎ下玉へとあればとて今はや關東へくだり玉ひし事は心つよき人體也頼朝卿崇敬の事なれば諸大名も引出物をば出しつらんよくそ請てはのぼり玉ふその上むかしの本領少も相違なく拜領せられし也是ぞ大盗賊人とは云ふべしせめては朝三暮四の助のみにして幽閑寂寞の住居などにては是非なからんか頼朝卿池の禪尼の厚恩をふかく信じ頼盛卿へ今かくありし事は天下をたもつべき器量の天性なり人とあるもの生るゝとひとしく五つの道はそなはりてあり仁者なれば直路也義あれば時にのぞんで命をすつ禮あればうやま

ひあり知あれば重欲をおもはず信あれば物をやぶらず大底是人のつねなるなり六根にまよひ心と身と各別して末代に名をけがす侍は猶以此道をよくまもるべきなり大家小家によらず是をおろそかにせば國も家も身も心もおさまる事あるべからず彌平兵衞宗淸今の申分は仁者のやうに侍れども仁にあらずと云つべし一門都落の時頼盛卿とゞまらんとのたまふとも諫言を奉り西國へ一所に落くだり一門と共に戰功をなすべきにおちとゞまり居て今安堵の身となりて一門のうへを思ひ侍中のおもはん處いかゞなどいふ事却て主にちじよくをあとふるもの也義にあらずたれもかくはいひたきものなり口利切なるべししかれども此度の下向を辭退したりしは百歩にけたるものあるに五十歩にげたるがごとしといはんか

○平太入道定次　伊賀伊勢兩國の徒黨をもよほし近江國へ打て出しといへり

○主君のよしみをわすれず黨をもよほし近江國まで出張したりしは切なる武士とはいへども計略をしらずかくのごとく世かたふきたち源氏の代とあまねくなりしに千二千の人數にていかんとしてしばしも命をたもたんやせめておもひたゝんとならば忍び／＼と成とも八島に馳くだり一所になりて力をもあはするかさなくはしづまり居て頼朝の上洛をまち主の仇を報ずるか命さへすてんにをいてはいかやうの知畧もとをるべし是皆少智の働と云つべし大智の功にあらず身を全して時節をはかり始終の勝劣をかんがへ本意を遂せん事をしらず人數千二千の大將たらんものは是をよくわきまふべし時代いたらざる時は天運をよはずとしるべし此定次か所爲は凡下の義士といはん歟

ふぢ戸の事

○抄云足利藏人義兼　義家三代判官義康男也

○北條四郎義時　平貞盛將軍七代北條四郎時政男也號二江馬小四郎一

○土屋三郎宗遠

○天野藤内右衞門遠景

○比氣藤内朝宗

○同藤四郎義員

○八田四郎朝家　鎌足公十五代八田權守宗綱男也
系圖には知家とあり
○安西三郎秋益
○大胡三郎實秀
○中條藤次家長
○一品房章玄
○土佐坊正俊　童名金王丸（コンワウマル）
○室の泊　新拾遺旅大江茂重友さそう室のみなと
のあさ風に聲をぞあけて出る舟人
○惟盛卿入水のよしを頼朝卿聞給玉ひてあはれ打む
かひても來たり玉はゞ父内府の御事をわすれざる
の間たすけまいらせん物をとの玉ひしといへり
○頼朝卿此こと薬思惟ふかし世間への聞へ又平家一
門或は侍中にても少のよしみをいひ降參のためにも
なれり惟盛きたり玉へばとてよもたすけ玉はじ
子息の六代さへ文覺上人先非をつくし日頃の奉公
忠節をいひたてやうやく申請玉ひしまして其父を
や頼朝卿命を續かやうに成玉ひしは前車の覆なれ
ば後車の誡をよく御身のうへにしり玉へし
○七月廿八日都には新帝御即位ありけり同八月六日
除目をこなはれて蒲冠者範頼三河守九郎冠者義經
左衛門尉になり則使の宣旨をかうふり判官になし
玉へり
○兩人の大將官加階の事辭退あるべき儀也平家悉く
ほろぼし頼朝卿の仰に官加階も成べきに今はや鎌
倉へもうかゞはず其上諸事のおこなひ血氣のみな
れば行末安全なるべからず此官加階は却て身の禍
となるべきものなり
○源氏の大將三河守範頼九月十二日に三萬餘騎を引
率し播磨のむろに着陣せられけるに平家數千艘の
舟にて備前の兒島へ八島より押わたりしよしを聞
範頼備前國へむかはれしに兒島と備前との間一里
ばかりの海をへだて源氏方に舟一艘もなかりけれ
ばたゞいたづらにまもり居けり是藤戸のわたりと
いへり
○議して云讃岐の八島をせめんとて播州室にいたれ
りし定て爰には舟用意あらんなれども備前の兒島
へ敵押わたりしとて其したくもなくとりあへず範
頼備前まで三日路をへてよせられし事はいかゞ三
萬の人數を押にはよのつねの三日路は六日になら

では行がたし一日に五里ならではゆかれぬもの也きうにをさんとすれば軍勢のつかれおほし先陣もし敵に行ちひたればとて人馬つかれ其上兵粮馬草なくては合戰ならざるもの也いかんとなれば軍法をさだめず人數まはらに押時はもし敵にあひての備しところにして必負わざをするものなり路次の行列雜兵人促小荷駄のあゆみにいたるまで次第をさだめ一陣より後陣まで嚴重に制法を究途中にて敵にあふといふとも一戰の功あるごとくに押へき儀也

軍中制法人數押次第之事

一物見　物なれたる武者五人或は七人嶮難の地にてはたかき峰これは敵の伏兵をみん爲也或は谷道川沼池かやうの所をうかゞふべし總別敵國にいらんとては其國の書圖を能々勘へ思惟すべし

一先陣より後陣にいたるまで一備に大旗一本づゝ其旗次第に諸軍勢進退すべし太鼓螺に付行留あり三官五行の事まへの巻に記す一番の太鼓に起二番の太鼓に兵粮をつがひ三ばんに出陣人數出そろひし時螺を吹たて太鼓をしげくうち大旗出るとひとしく押太鼓を打いだすなり太鼓一つに人の足一つづゝ進退を定む總人數とゞめん時は螺を吹出べしもし物見より敵ちかきにありと告しらせば太鼓を打やめ一陣の備を專にすべしかくのごときのいひあはせを物頭能定め其下〳〵にいひきかすべし先陣より後陣まで何里ありといふとも片時の間にしれるごとくにわり符をあはすべし

一備一つに小旗一つ先陣に一文字二陣二文字三陣三文字四陣四文字いづれも少そなへにてもかくのごとくしるし付べし絹の數半也

一物見のさし物のしるしいちやうにすへし其下にめん〳〵の紋たるべし

一物頭のさし物も一やうにして其下にめん〳〵の紋を付べし

一一ばんに物見二番に弓（同弓大將又横見）三番鎗（同鎗大將同横見）四番楯同奉行五番騎馬（組頭は跡）六番軍用人促七番小荷駄（同横見奉行）

右騎馬の中へ人促まじゆべからず八番横見もし沓かけ用事ある時はかたはらへ馬を引入列のごとく乘込べし何十備にてもかくのごとく也

一本陣の跡備は軍用の人促小荷駄雜兵皆過騎馬同組頭横見其次鎗大將次に鎗其次弓大將其次弓次物見組其次に幡同奉行是殿也先陣と後陣とは各別也
一唐の一軍といふは一萬二千五百づゝをいふ王は六軍とて七萬五千也總して寺社町人百姓によらず知行するもの百石に騎馬一騎に人一人づゝ出る也其外はめん〳〵の分限次第なり日本のは武士まで也
一今度鎌倉勢範賴にさしそへられたる人數三萬の備十五段也然は一組に二千づゝ也是に弓二百張鎗百本騎馬百廿五騎づゝ此騎馬は唐の一軍を表せりとみえたり物見物頭の騎馬は其外也今度の兩大將は軍奉行也賴朝卿自身の出陣なれば本陣の守りは六軍なり然は騎馬七百五十騎也是唐の六軍也先祖賴義義家二代奧州對陣かくのことしと書に記せり
一路次の行列諸事制法違背の族其罪過其品々に過錢或は切腹又は誅罰然とも大底はゆるすがよろしといへり
一敵川を越來る時は一丁二丁ほど前に懸場をのこし先陣岸につき着勢過半乘來る所を三所にまちうけ一度につきかゝり川に追入へし然は川中につゞきたる後陣の勢と一つになり散亂たる物也又こなたよりこさん時敵かけ場をのこしまたんならばかみ下より三所に越へし其備を敵味方能々思惟すべし其上多勢無勢のはからひ敵の旗色さはかしからばこなたより越へし押しづまりまたは越爭無益と心得へし諸事其見合第一也
一軍の知畧物頭より外にもらすべからず事のもれやすきは禍のなかたちといへり
一敵嶮難にひかへ味方のよする足場あしき時はよすべからず敵をおひき出す計略すべし
一大川小川によらず所の者に錄をあたへ案內を聞へし大河とてもあさきもあり小川とてもふかきもあり淺深を能勘べし
一敵の謀を能さつしみる事第一也敵の慮にのる時は其軍負なり我知略に敵乘する時は心のまゝに打もの也良將は己を全して心をくだき知謀を以て勝利を得る也
一敵軍嶮難をへて押來り野陣にても宿陣にても備のまうけなきうちには味方小勢なりといふとも是を討べし

一寒夜に大雪をしのぎ來らん敵は急に打べし火を燃食せざる所をうかゞへ先陣を申請一かと手からをあらはさん事とおもひみだりによすべからず寒夜に身こゞえ手足はたらかす弓ひかれず却て敵のとりことなれり

一一きがけにかゝるべからす是を能制すべし

一敵の大將緩々として士卒の苦辛をしらず酒宴に長し怒たのしむは臣下に勇士ありといふとも亡べきしるしとす

一敵軍押太皷を擊よせ來るといふとも柏子しどろにして旗左右にみだれて人馬さはかしきは味方勝べきしるしなり

一敵と對陣し久しく互に人數をいださす守り相長陣の時は油斷すべからず夜討の用心專一也敵の疲をかゞひ夜々に忍びを入是を打べし

一敵足輕を出しよは〳〵としてかる〳〵しく引はおびき出さんと心得人數を出すべからず

一敵陣ひそかにしづまり人數をいたさゞるは伏兵の相圖をまつとしるべし

一山野にて鳥獸出さはぐは伏兵ありと知べし森林にてもおなじ

一敵軍馬のいなゝき日々にすくなきは內つかれたるとしるべし

一冑さし物あふむくはつかれ武者としるべし

一備々まはらにして進退思ひ〳〵にみえはきうに戰ふべし

一敵陣左右うしろをかへりみさし物しとろなるは跡の同勢をたのむと心得べし是弱敵なり鎗さきのあかるもの也

一時うつり人馬食せずつかれたりとみへば押よせて打べしよつて上戶は吸筒下戶は餠燒飯を腰につくべし馬の飼最也

一敵陣の備地形あしくたけすの勢なきは急に打べし

一弱敵强敵によらず引つゝむけしきをみせて引塲の能方を一方あけて責かゝるべしいかなる勇士も味方にひかされては臆病かみつくものなりとかく我人數のそこねざるやうに思惟すべし

一敵陣の先勢押來るに跡備つゞかざるは打べし嶮難の山路など越來るに跡の人數何ほどへたてたりといふ事物見のはからひ尤專也

一敵陣をみるに武者なりさし物以下うつぶき人馬しづまりたるは大將をおもんじ守り鎗さきのうつぶきみゆるは强敵としるべし

一爰かしこむらたちたる人數は縱多勢なりといふとも敗北する事也すくく小勢にても備をたつるは心得べし

一物見たかき所にあがりみるに土けぶりたつは騎馬のあしなみ大軍と知へしけぶりに色黒きは歩兵なり

一終日戰て勝負未決あひ引に引時心得べし敵引返し襲來る事あり味方よりも其つかれをうかゞふべし

一左はしりぞき右の備みださゝるはかゝらせんとの知略也人數出すべからず

一野陣宿陣によらず上下の安居扶持方以下に付奉行をさだめ出陣のまへに渡し長陣たらは三十日つゞのせわたすへし

一敵陣に忍ひを入强弱下々の沙汰をうかゞふべし

一夜合戰夜打に相ことと葉を能定へし峰と問時は谷水と問は浪白黒長短重半かやうに二字つゝきたるかよし其中に上下能いひなれたるをよしとすあひしるしは白きをよしとす

一組子左右の進退組頭の下知を能まもらせ多勢無勢によらすかけひき押まはり自由なる所を第一とすへし

一對陣の時惡口いふ事なかれ侍の上になき事也非なるものには是をおこなひ惡道には善道を以報せんとすれば天のめぐみあり

一大敵を防には難所に引入嶮難を前にあてまつべし

一軍陣の用具鍛冶番匠鍬鋤百名に一丁宛蓆松竹幕澁紙莚繩緒繩

一船軍の用具　竹繩歩板熊手但柄は長短鎌同打かき同

一陣小屋　本陣東にあらは東西ながくかくべし本陣北にあらば南北ながくかくべし火事喧譁口論噪動の時小屋を出るとひとしく本陣の方をはやくみん爲也總がまへのもがりの内五六間四方をあけ其中に小屋をかくへしもがりの門四方自由に人馬まはることくにして城戸四方にあくべし城戸はひらきにしてうへのかもゐなくかくべし是はさし物長道具のかまひなきやうにとの儀也小屋は前うしろへ出るやうに幕を打へしやねは竹を七尺に切跡さき

に穴をあけ繩をとをし一間に五本つゝたゝみひろぐるやうにこしらへ澁紙にて覆へし萬事無造作なるを專一とすべし
一夜打の道具堀川はしの事四卷目に委記す
一軍陣の備は傳々數多あり地形によりたてやうしなしなおほし大將物頭思惟第一也縱思ひよらざる方より伏兵おそひかゝるといふとも動轉せざるやうに心得備へし孔明か八陣といふもみな心一也
一物見の高名は無益也足輕を三人五人つかふべし物見三段四段にしてやうすを告へし敵の物見きたらはいかにもふして其跡を能みる事尤也是をうたんとする事なかれ
一敵出張して對陣せん時地の利を能うかゞふべし敵の陣地の利よく味方の地形あしき時は人數を出すべからす引請て合戰すべし
一敵も來りやすく味方もすゝみやすき所にて敵に近く時は少にても高き所に備ふべしみだりにすゝむべからずもし又敵備をまうけず人數まはらなる時は押かゝつて打べし
一敵のそなへかたき時は味方にも能そなへ時刻をうつしつゐへを見るべし
一兩陣の間に難所あらは味方はやく是をとれもし又敵はやく是をとらはひかへてむかふ事なかれ嶮難の地へ押かけては味方うたるゝ事必定せり
右大方かくのことし口傳
○源氏方に船なうしていたづらにまもり居ける處に佐々木三郎盛綱所の案內者をもとめ能々見置かれ鹽になるとひとしく七八騎海へ馬を乘入わたしける程に總人數一同に打入わたりければ平家こらへずして八島へ皆にげ歸りけるといへり
○議して云所のものにたつねてあさからはわたさんとおもふ心盛綱比類なき勇士なり海のおもて廿餘丁ばかりの所をわたさんとおもひし心がけ只ものにあらず此所干瀉のやうなりとみへたり土肥次郎せいすれども耳にも聞いれざればつゞいてわたりしも尤切なる勇士なりさて範賴見たまひて佐々木うたすなとて總人數打入てわたされし事も尤可也と云つべし奇代のためしなき事とは是なるべし又平家のふせきやうおろかなる次第なり舟を一めんにおもてにたてゝ射ける事非なり双方に舟をうか

べて半丁ほどへだてゝ的にして射るならば事の外うつべきに川岸などにての防やうをみかなり然ども三萬の人數海に入わたしきほひすゝんで來たる人數はいかなる勇士も是を防事は成がたからん歟

○佐々木盛綱案內しつるおとこを又人にやかたらんとおもひ殺したりといへり

○議して云此案內しつるおとこを殺したるは盛綱不道なりもし又人にやかたらんとうたがはしくは我內に置宿所へ歸すまじきなり一陣をわたしすまして後かやう〳〵とありのまゝに大將へもいひあけ人にもかたりなば思惟ふかき勇士とこそいふべけれ一には不道二にはなさけをしらす三には海なり川にあらす總人數押つゞきたればこそせめやぶりたれかやうの海をわたすといふ事はあるまじきとて跡勢つゞかざる時は犬死すべし四には我一人海をわたりし先手といはれんとなりかのおとこをころしなば人しるまじきとの胸中たりこれ又侍の義にあらず侍のうへに虛言といふ事なししかれども天下草創の時など利あらん第一ならば虛言も表裏あるべきかこれとはかはれり五には死生しらず時にのぞんでいのちをすつるは義士たり時とも死するは主のためには却て仇なり人とあるものはかやうの事を能わきまふべきものなりいのちを全して功をなすを第一の勇士とすべし

大じやうゑのさたの事

○抄云大嘗會　右に注す

○御禊　大嘗會の御前齋也右に注す

○幄屋　かりやとよむ也まへに幔を引大禮の時其役の公卿兀子に居す也

○龍の旗　天子即位の時の旗なれば龍の旗とはいふなり天子を龍に比するなり日光月光の大旗五本有略ㇾ之

○治承　高倉院四つめの年號

○養和　安德初の年號

○春は東作の思を忘秋は西收の營に及ばず　春はたがへし秋はおさしる民の事ぞ春は東也西は秋とす故に云り

○十月三日の日新帝の御禊の行幸あり

○かやうに亂世の時大嘗會などをこなひ給ふ御事是

皆法王の御所爲たり船車かざらず衣服紋なしといへる事をまして本朝の時に應ぜず

又範頼室高砂にやすらひ遊女をあつめいたづらに日を送り給ふ事軍法をそむけりかやうの大將とあるもの制法を第一とすべし大將一人の行跡下萬民に及ぶものなり一に敵をほろぼす計略二に民の費を思三に諸軍勢の安居を專一とすべし四に大將一人やすんぜん事を捨五に軍勢の狼藉を制し六に女を愛する事七に酒宴遊興八に軍評定の外の交九に喧嘩口論十に諸事の事物頭に可言理十一禮義を厚嗜へき事十二身躰に應ぜざる花麗十三役儀をかく事其外軍用を第一とすべしかくのごときの制法もなく其上三河守鎌倉より上洛して尾張國に逗留の時諸將と爭事有て二月一日より三月六日まで頼朝卿勘氣せられし事あり今時分おりからなれば頼朝卿しりぞいて時をはかり給ふとみえたり落着は身をほろぼすべき範頼の所爲也大人小人にかぎらす身を治め其家をとゝのへ國都を守る器量ある人は微妙の一あるものとしるべし

平家物語抄卷第十之下終

平家物語抄卷第十一之上

目錄

平家物語抄卷第十一之上

さかろの事

○抄云大藏卿泰經

○元暦二年二月三日の日義經平家責におもむかれける時大名小名を宿所にあつめて陸は駒の蹄のかよはんほと海は櫓械のたゝん所までせめ行へしそれに少も子細を存せん人〳〵は是より鎌倉へくだるべしとのたまひけるといへり

○義經のいひぶん聞えず其爲にこそ諸大名はのぼせられたり今さらなるいひごとかな去年一谷をやぶられけるに少はや高慢の心ありとみえたりかやうの出陣には諸大名にかぎらず萬民をなつけ隨分戰功をはげみ申べきと眞實に存るやう專一也諸人の心にも嗚呼がましくおもはん處不可也人の和を第一とすべし判官佐目牛八まんに願書をこめられし事殊勝なり

○八島には上﨟衆を始奉りいかなるうきめにかあはんと歎給けるに新中納言知盛卿都にていかにもならせ給へと申けるに我身ひとつの事ならねば心よはく憧出て今日はかゝるうき目をみる事の口おしさよとの給ひけるといへり

○議して云知盛愚將たり往事はとかずといへり其上軍陣にて悔る事第一の制法也諸人の心臆すればなり廿餘年以來萬民をくるしめし其天罰によつて今責を請給へば他の所爲にあらずといふ事をしられず然とも一門の中にてはせめての人とみえたり都にて未威のつよき時ともかくも果給ひなばかほどに耻辱はあるまじきか但又軍中に氣を窟し死せる孔明何の益かあるいける仲達たゝかはずして勝利を得しかばおしむべき物は命也といはんか此二道を評するに今平民一門の上にていはんならば知盛卿の異見にまかせて帝都にしてともかくも成果給ひなば第一可也といふべしいかんとなればかく四夷八蠻一同に起一家を背愁敵となるうへはいづくへ行給へばとて安穩ならんや廿餘年以來奢意によつて萬民のにくむ處甚以今一門に歸す其上武道をわすれたり然ば何を以て利せんや此道理をわきまへば知盛卿異見可也といはん又頼朝卿のうへにて

いはんはしりぞいて道心修行の身と成ても命を全して仁道を行諸人をなつけ王命をうけ今一度平家を亡し父祖の仇を報じ會稽の耻をすゝがんとおもへる處第一なりといはんさればみじかく究と長慮と今源平兩家の命目前世間の風躰にてみえたりと云つべしめん〳〵身の上に成ては心のまよひによつて不知事至極せり諸事に付我を背くは我あしきと顧國郡に惡人あるは我直路にあらざるによつて也としるべし

○範賴義經兩大將二月二日に都を立て平家責に下向せらる渡邊福島神崎に至て軍の評定あり東國勢船軍はいまだ調練せずいかゞあらんと評議せり

○船軍未調練せずといへる事いかゞ陸の軍船軍とて調練不調練といふ事有べからず生れながらにして知事なし只つねに士をなつけ千萬人の心を一同するごとくにをこなはゞ戰に勝ずといふ事なし其中に思惟(シユイ)あり海の軍には風と鹽の滿干との二をうかがふべし風にむかひ鹽にさゝへられては舟の働自由ならざるとしるべし敵は風下になし味方は風上に船をたつる事專也是鬼一法師が書にいへり

○此時梶原が云船はおもてへばかりすゝむ物なれば艫舳に櫓をたてちがへわい梶を入かけ引まはり自由なるごとくにせばやと申ければ判官聞給ひ先門出のあしさよ軍には一足も引まじきと思ひても事にしたがひ時によりしりぞく事もありふかく(ホンイ)かはざる以前にはやにげまうけせんとはいかゞ人々のふねには逆櫓成ともわい梶なりとも入給へ義經は只もとのごとくたるべしとの給へば梶原重ていはく能大將はかけ引をして身を全して勝利を得るを良將とはいへりさやうの片趣は猪武者とてこのまずといふ其時判官の云猪は不レ知軍には只平責にして勝たるぞ能といへり東國の諸大名目ひき鼻ひきわらいしと也

○議して云判官のこと葉不道たり眞爲の評議也能事もあしき事も先請て善惡を定むべき也人とある物に當座恥辱をあたへ給ふやうなれば梶原赤面したるは尤也是第一には軍評定の妨第二に諸士の心不和第三に鎌倉への聞え第四に重て評議の時萬事心底に含あり第五に諸大名荒男とみん處第六には梶原一人にあてゝの給ふやうなれとも人〳〵の舟に

はといへれば諸大名の耳におそる第七には鬼一法師に軍法を能學びて高慢ありとみえたりことはりなるかな若年より奥州に居住して仁義禮智の道を聞給はず天性勇あつて短氣とみえたり
又梶原逆櫓をたてんといふ事不道たり能事ならは昔より今までにたてざる事有まじや何事もその道々にたづぬべし船人是非はわきまへんものなり
又判官軍には平ぜめに責て敵を亡すを勝とすといへる事しからは知謀計略はいらざるものか人數をそこなはず力を全して勝事を得るを名將とはいへり義經のいひふん嗚呼がまし謀をさきにして戰事を後にすとはいへり
○二月十六日の丑(ウシ)の時に義經ふねいだせと有ければ水主梶取ども順風にては候へども普通に過たる大風にて候へは沖はさそ波あらからんと申ければむかふ風に渡らんといはゝこそ順風にかせつよしとてわたるましきかいなといはんものは射ころせとありけれは爰にて射ころされんも沖にて舟くつかへし死せんも時刻にこそとて二百餘艘の中より只五艘ぞ出にける三日路の處を三時はかりに馳つき十七日の明かたに阿波の國にいたりたまひぬ
○二百餘艘の中より大將義經の舟田代の冠者後藤兵衛金子ふな奉行(ブギヤウ)只五艘出しに諸勢の舟出ざるは是はや不和ゆへなり大將をかろんするものなり賴朝卿出船にをいてはかくはあらじいかに武勇第一の判官も我舟出したらは諸勢もつゞかんと察せられたる成べし軍法を能稟學せられし義經なれはかやうの事は一騎の拔懸とおなしもし强敵にて物見を出し置人數まちかけたらんにをいては一人も安穩にてはをかじ平家弱敵なるゆへによしつねの幸となれり源氏の天運途にのれりとみえたり

かつうら合戰の事

○抄云坂西近藤六親家
○櫻間介能遠
○二月十七日の朝旦に判官勝浦に著給ひしに其所遠淺なりければふかき所にて馬を追おろし舟に引付およかせて馬の足たち鞍つめひたる所にてひたひたと打乘舟をなきさにつけ騎馬五十七騎歩立(カチダチ)二百八十三人少休息して坂西の近藤六親家といふ平家

がた百騎ばかりにてひかへたる所へ矢庭に切てかゝり給へは親家少もさゝへずして二丁はかり引しりぞきたゝかはんけしきもなかりしかば義經此ありさまをみ給ひて伊勢三郎義盛をめされ是は忽降參せん弱敵とみえたりとありければよしもり只一騎向て源氏既に三萬餘騎にてむかへり忠功をいたし一所懸命の地を安堵いたせといひければ則降參し冑をぬがせ親家をめしつれ來りたり

○義經ふかき所にて馬をおろし鞍つめひたる所にて打乘給へる事是一ッの手だて也遠淺に舟すはり波なとあらくしては必舟そこなふ物也然は兵糧をうしなふ其一ッ叉馬をおろしひしめく時敵矢しりをそろへて射むにをいては味方おほくうたるべし其二味方噪動するをみて敵に氣をのまるゝ其三一騎にてもうたるれは味方の心臆する其四軍はいきほひにて勝負あり其五かれこれ以て判官其はからひ尤切也軍に敵の強弱をみること專也旗の手のなびきしどろにしてむらだちさはぐ時はよはきとしるべし旗の手そろひ鑓をふせ軍中いかにもしづまり居けるは强軍と心得べし義經軍法を能く學び給ひし故にや親家即時に降參したり則其人數を引つれ白旗に赤旗たてさせ櫻間介(サクラマノスケ)能遠か城へをしよせ給ひしに赤はたをみて國中に反逆人ありとみて皆落ちりぬとみえたり能知謀と云つべし

大さかごへの事

○抄云傳内左衛門敎能

○檢非違使五位の尉源義經

○田代の冠者信綱

○金子の十郎家忠

○同與一親範

○伊勢の三郎義盛

○後藤兵衛實基　實遠が男也右に記す

○同新兵衛尉基清　實基養子隨身仲清が子也

○佐藤三郎兵衛嗣信

○同四郎兵衛忠信

○判官親家を案内者として八島へ越られけるに二日路のみちを夜のうちに行十八日の朝高松の在家に火をかけ鬨をあげられけるに平家動轉し取あへず舟にのり給へりといへり

○議して云平家の一門愚將ともいふにたらず一谷をおち八島へわたるとひとしく浦々山々に物見を置渡海の舟の出入をもみさらん事はいかに其上伊與のかたへ傳內左衞門に三千餘騎をさしそへつかはされし事はいかんぞや大敵の鎌倉勢のよせん事をさしをき小敵をしたがへんとせられし事は何の益かある義經大坂越をこゆると物見を出し告しらは人數左右の山にかくし置前後峯々よりおろしかけ引つゝんで打にをいてはたとへ判官樊噲張良が術をつくすといふとも打取事たやすかるべし宗盛臆病第一の愚將たるによつて軍中の智謀といふ事をしり給はざればまして諸軍勢は猶以かくのごとし假又あはてさはいて舟に乘給ふとも源氏の人數の多勢無勢はみゆへし義經の人數雜兵かけてわづか四百騎ばかりなれば陸にあがり合戰に及ぶといふともなどか勝利をえざらんに平家方の軍法のつたなさ中〳〵いふばかりもなかりけり

つぎのぶさいでの事

○抄云鞍馬　山城の名所拾遺雜春安法々師おぼつかなくらまの山のみちしらで霞のうちにまどふけふかな又暗部(クラフ)山とも云古今春上貫之梅の花にほふ春べはくらふ山やみにこゆれどしるくぞありける
義經鞍馬寺の師匠は禪林坊阿闍梨覺日也

○鈴鹿　伊勢の名所新千載神祇藤原朝村(トモムラ)すゝか山いまは關こえて思ふ事なりもならずも神にまかせむ

○一日經書　頓寫とて多勢相あつまて一部を書たつるを云也大方法花の頓寫を以て本とす

○後藤兵衞實基先內裏を燒はらひし事能智略なり敵の氣をとるとはかやうの事をいふ也

○宗盛公能登殿はおはせぬか陸にあがり一軍したまへかしとの給へばうけたまはり候とて越中の次郎兵衞を先として五百餘騎小船に乘惣門の汀にをしよせたゝかひ給ひしといへり

○議して云能登殿の師たちつたなし內裏の燒あとへ打あがり五百餘騎を三手に分て戰給はゞ平家方よりも惣人數うちあがるべししからはいかにたけき判官もおなじく士卒も十倍したる多勢にはかなふべからず船より陸へ何ほどの精兵の達者射給ふといふとも勝負あらんや十騎廿騎射おとしたるばか

り也又盛續雜言不道せり敵に氣をあげさせんとてもしは雜言もある事なれども此軍においてさらに益なしことに雜言過言は下列の所爲也又嗣信射おとされしを首とらんとて菊王丸舟より飛でおりしを忠信兄の首をとられじと是を射ける事尤勇士也兄を射ける能登どのを射んとすれば兄の首をとらるゝなり先さしあたりたる菊王を射ける事可也そのうちに軍をはりぬれば是非をはかるにをよはず又嗣信最期(サイゴ)のこと葉勇士の第一と云つへし侍は一代のほまれ死期一にありといへり又判官嗣信に大夫黑をひかれし事萬人の諸士を辱給ふ名譽なり唐の太宗髮を切灰に燒魏徵か藥に加へ軍中にて手負の血を吸しにことならず尋常居をやすんずるのみにあらずかやうの主君には士卒の命は塵埃よりもかろくおもはざるべけんや

那須の與一の事

○抄云那須太郎資高
○同與一宗高
○鏑　文選二十七に鏑箭とあり
○とよめく　響と書
○かくて源平相引にして軍をやめにける處に平家の方より小船一艘こき出しにけるよき小袖きたる女房楫取一人のせ舟のおもてに扇をたて漕出たり判官み給ひてあれはいかにとありければ後藤兵衛實基射させよとにや候らんさりながら謀にてもさふらはん大將一覽あるを射たてまつらんとの計略もさふらはんと申ければ射んずるものは誰か有らんとの給へば那須の與一宗高に射させられ候へと申ければ與一をめしけり與一も辭退しけれども判官あらき仰なりければ與一扇を射けりといへり
○議して云かやうのものは射ておとしたらんよりはいさらんはまされりもし射そんする物ならば源氏方の恥辱たり其上おほき味方の中よりえらばれ出射そんするにをいては其ものは腹切らんより外の事なし然ば味方の益一ッも是なし又與一扇を射ける時目をふさぎ佛神を拜しける事尤可也かやうの晴わざには胸うちさはぎ心かはる物也兵書に知息(シテイキ)といふ事あり晴わざの時は常住の心を持べしとの心也與一心をしづめ目をふさぎ祈念したるはさす

がの武士也又實基謀と察したる處是物なれたる勇士也

弓ながしの事

○抄云尫弱　尫の字には多の義あれども一には足なへまかりたる貌を癃疾とてわづらひの方にも取ぞ弱はよはきなり

○かくて與一扇を射おとし源平ともに感じける時又・その舟より武者一人あふぎのありし處に立て長刀をふりかたけて舞ければ伊勢の三郎與一にさゝやき是をも射給へといひければ與一心得中ざしにて射たりければかの舞しおとこの眞たゞ中を射とをし舟のうちへたふれふしにけりといへり

○敵は一騎にても亡すを以て利とはすといへどもこれ又葉武者の事なればなさけなしと云族も有けり

○譏して云射おとしたる事まされりいかんといへば軍陣にて心よはき事を第一のいましめとす第二に組ふせたりとも若武者ならば子のうへを思ひ老武者ならば親の事をぞんじたすくべきか第三矢にても打物にても矢ごろよく鑓下にて誰か哀憐をたれんや第四敵對ものは千萬人にても怨也第五かのおとこを與一射るとひとしく平家の陣にはしづまりかへつて是を愁傷す敵のなげきは味方のよろこび也第六敵とあれば親人とても害し或は百姓等にてもみな燒亡し人をなやますならひ也第七是をあはれひかれをころすまじきとおもはゞ軍陣といふ事は有まじきか然は此おとこ射たらんは陣中の法にあるべけんや治世の代には哀愍納受をたれ君をあがめ民をあはれび人を害する事ふかくつゝしむべきものなり

○平家これを無念にや思ひけん武者三人渚にあがり源氏の勢をまねぎければ源氏の陣より武者五騎かけ出て戰ける其中に美尾屋の十郎馬を射させて歩立に成て平家の侍惡七兵衛景清とわたし合けるに景清は長刀美尾屋は小太刀なればかなはじとてしりぞきけるを景清追かけ長刀をば弓手に持甲のしころをとりければ引きされ双方へわかれけるといへり

○景清美尾屋を手とりにせんとて追かけたりとみえたり長刀にてもろすねをなぎなば美尾屋はまろび

必定うたるべし手とりにせんと思ひし景清が心中勇には侍れど右に平家方の舞しをのこを與一射殺しけるかはりに打とりしはまさりなんか又其時源氏方ののこり四人のもの馬をおしみてかけさりけるとはいかゞ馬はいつのためにおしみけるぞや此時四人のもの引つゝんて打なば景清は打取へしかやうの事軍中にて味方のあやうきをみつがざる儀は第一の制法とす

○平家このよしをみて景清うたすなとて二百餘騎なぎさにあがる源氏又是をみて義經をさきとして八十餘騎一同にかゝりければ平家の勢馬にあてられじとてみな舟にのりければ源氏は馬のふとはら鞍づめひたる所まで乘こみせめ戰ふその時判官弓をとりおとし是をとらんとし給ふに熊手鎌を以て判官に打かけ／＼しけるを太刀にてきりはらひ／＼つゐに弓をとり渚に打あがり給ふといへり

○平家景清をすくはんとて二百餘騎なぎさにあげし時一同に千騎ばかりも打あげ十死一生の合戰に及びなば利をえん事もあらんに童子の礫うちあひのやうに五人十人或は百二百づゝ打あがりかゝる事はよはくしりぞく事ははやく舟をたのみとしてはいかでか勝事のあらんや是みな大將をろかなればなり

又義經弓を敵にとられじと熊手鎌を切はらひつゐに弓をとり給ひし事良將にあらずかやうの入みだれ戰ふ處へ大將とあるもの士卒とまじはり戰ふ事第一非なりもし大將うたれなば士卒千萬ありとても心／＼になり敗北せん事疑なし能大將は楯をつかせせめて歩立の五十七十にて成とも本陣をかたくして下知をなし命を全し勝事を千里の外までも思惟をめぐらすを良將とはいへり又弓小兵なりとて恥辱にあらず總別大將とあるものは大兵何の益かあらん大將は弓射る事なし軍陣の武道具なれば也大將は能人數備の下知をなし制法を置仁道を行ひ諸士をなづけ敵を亡し國士を治めぬれば敵にとられし弓も國もみな我ものとなる然に判官が弓小兵をわらはれん事は無念の次第なりといはれし事小知薬武者の胸中とおなじ義經のやう成大將は大知にあらず士卒のたのむべきにあらずあすの軍にしれず

○源平たがひに相引に引平家は沖に出源氏は群高松の野山に陣をすへ居給ふに諸卒みなつかれて甲を枕にし鎧着ながら前後もしらずふしたりけるに其中に判官と伊勢の三郎よしもりとはもし夜打にやよせんずらんとまもり居けり又平家方より今夜の夜打こそ一定利を得めとこしらへける處に越中の次郎兵衛と海老の次郎と先をあらそひ其夜もむなしく明にけりといへり

○義經義盛夜打の心がけ尤勇也然ども陣のかけやう少非なりうしろの山にあがり三所に陣を張大かゞりを所々にたかせ時かはりに番を置夜打の要心ありたきものなり又次郎兵衛と海老の次郎と先陣をあらそひし事是大將の愚將ゆへなるによつてなりたゞ兩人名聞(ミャウモン)の勇をみせんとして主君のためを存ぜず先かけならんとて大切はなるまじきかみな臆病至極の冠者ばらの所爲なり

志渡合戰の事

○抄云六日の菖蒲會に不逢花　是何共不ㇾ知但端午の祭と云事有五日天皇武德殿に出御有て宴會を行はれ群臣に酒を給ふ人々皆あやめの葛をかく群臣に藥玉を給ふ五色の糸を用て臂にかくれは惡鬼を拂と云也又簠簋(ホキ)に云五月五日菖蒲の結粽は巨旦が鬢髮也依て簷にもさすと云歌にもけさみれば玉のうてなもなかりけりあやめのねのみしげりのみして但は五日の菖蒲は六日にはいらぬといへる心は然ども六日の菖蒲會にあはぬ花とあれば不ㇾ得ㇾ心

○住吉の神主津守長盛　國基四代の孫從五位下國盛男也從四位下後白河の上北面

○神功皇后新羅を責させ給ふ　人皇十五代也仲哀の后なり仲哀は三韓を攻給ふとて長門國にして崩し給ふ其時神功皇后御腹に應神懷胎まし〳〵三韓を治し給ひ歸朝有て筥崎にして御誕生也委は愚童訓にあり

○平家は八島を落おなじ國志渡の浦に居給ひけるを判官つゞいてせめにむかはれけるに其時平家人數一千餘騎渚にあがり源氏は無勢なるぞ引つゝみ打取とて戰けるか又源氏の勢二百騎ばかりをくればせにはせ來るをみて源氏の勢何十萬騎かあらんとて又舟にとり乘けるといへり

○義經の知謀によつて平家又戰事なうしてまけたり源氏無勢なりといふ事を平家みたるによつて判官是を察し給ひ人數を少のこし置軍はじまらんとみし時くろけふりをたてゝ跡より襲かゝりしかば平家是をみて何十萬騎かあるらんとて皆舟へ逼入ける也勢の多少によらずかやうの計略を以て軍は勝利あり大臣殿愚將たれば八島にて源氏は無勢なる物をとて後悔し又今日も源氏方のはかりしに乘じて也今平家十萬の人數を持鐵城にこもりたりとも攻やぶらるべし軍法をしらざれば也先八島にて源氏よせん事は必定なるに所々に物見をもをかずわづかの人數にて判官むかはれしに驚噪し船に取乘し其一又大敵をさしをき小敵をうたんとて傳內左衛門に人數さし越其二又能登どのゝ軍立ふねに乘ながら陸にむかつて矢をはなちたるばかりにて何の勝負を決せんや其三景淸うたすなとて雜兵二百騎ばかり陸にあがり却て舟へ追こめられ是何の益かある其四判官弓を取落し給ひし時熊手鎌を打たてしほどならはまぢかき所なるに假是を大將としらざるとも一矢にて射落さて安穩にかへしゝ其五又せめて其夜々打に成ともよせしかば打はたすべきに次郎兵衛海老の次郎がせんぎによつて是やみぬ其六さて八島にもえたまらず志渡のうらまでしりぞきし其七さて今日の合戰に敵のはかりしに乘てわづかの跡勢をみて皆舟に逼乘し其八戰每に大將といふ事なくして葉武者ばかりにしては百人あれば百人の心なるによつて只一人におなじ其九いづくのうらへ成とも敵をみぬ所あらばにげゆかんと思給ふ其十合戰の計略はなくて人數さへ多ければよしとばかりの心其十一かれをみこれを聞につけても平家勝べき事一ツもなしたゝかはざる先に負あり遠慮なき時はちかき憂ありといへるは是也強敵をとりひしく知略一ツもなきによつて也

○又傳內左衛門三千餘騎にて豫州より八島に歸陣せし道にて伊勢の三郎十六騎にてむかひたばかりしに降人に成て出しといへり

○傳內左衛門儀士にあらず義盛がいひぶん假實なりと心に思ふといふとも父重能をみぬ以前にはいかゞ又虛實ばかりがたきと思はんならば此所に宿陣し待申べし父をめしつれ給へ重能に對面つかまつ

り分別を究め降人にもまかり出べしと申たきもの也其うへに虚言と聞なは志渡のうらのうしろ詰をし一戰に及ふべき處儀士也假又父重能降參せんといふとも教能勇士たらば主君の命をおもむじ今さらよはきを捨べきにあらず此三ヶ年平家にしたがひ我舘にをき申其功をむなしうし今更源氏につきたればとて何の益かあらん末代の名こそおしけれと一偏に教能そんじなば勇士のほまれをとらんか家をたて身をやすんぜんとするも時代によれり名をはけがすことは侍のうへにはなき事と知べし

だんのうら合戰の事

○抄云熊野別當湛增　右に記す鎌足公九代忠平公四男左大臣師尹公の子別當始長快の男湛快子

○若王子の御正體

○金剛童子　矜迦羅忿奴形魔を降伏す本地大日

○門司關　續千載旅承覺法師旅人の心づくしの道なれやゆきゝゆるさぬもじのせき守

○判官八島の合戰に打かち周防の國へ押渡り兄の參河守とひとつになり給ふ平家は四國を追をとされて長門國壇の浦にぞつきにける爰にくまのゝ別當湛增は平家重恩の者也けるが源平の雌雄をみんとて神前に七日こもりしに只白旗につけとの御示現なり猶いふかしくやおもひけん白き鷄と赤き鷄と七つがひ合勝の方へまいらんとて神前にして闘諍をみければあかき鷄みなまけにける仍て源氏の味方に參りけりといへり

○湛增平家の重恩を請今更源氏に合力せし處仁道にそむけり然れども神職の事なれば代々の家をうしなはむことをはかりて權現の御告をかうふりし也平家の恩を請たるゆへにや示現のうへに又雞を合大事にかけたりとみえたり一とせ高倉の宮御謀反の時平家の方人してこれより御むほん露顯しければ此度源氏に味方せざるにをいては別當職は忽にはなたるべし然といへども仁義の道はうしなへり先根元は湛增は源爲義子なるを堪快養子として家をつがせし也然ば源氏に味方すべき事なれども此家を平家宗敬せしによつて重恩は得たり恩を報せんとすれば家をうしなう家をたてんとすれば仁道にそむけりいかんがせん

○議して云いにしへ治承の比高倉の宮御謀反の時湛增平家の味方として熊野にて源氏方と合戰し都へ御謀反の事を注進しけり是莫太の忠節也日比の恩は是にて報ず湛增も猶あきたらずや思ひけん權現の示現の一往をいぶかしみ闘鷄までうかゞひ源氏へはつきたりさて源氏の代となり家の別當職を子に讓我身世間のまじはりをやめ隱居せんは是仁道といはんか

○去程に源平の矢合廿四日にさだめらるゝ其時梶原先陣をのぞみ申けるに判官是をゆるし給はざれは既に同士軍にならんとす

○此以前逆櫓の遺恨あるによつて義經も梶原も互に和せざるもの也義經先梶原に先陣をさせみ給ふべき義なり双方の非儀の中に梶原か非儀は莫太まされり先義經の非儀はかゝる大事のまへの小事を堪忍なき事一かゝる大敵を對治せんには諸卒をなつけ勝事を專一とすべき事二又判官は鎌倉殿の御代官なり代官は時の大將たり大將の位なきは制法をかろんずる處あり是三太刀の柄に手をかけ給ふ其四今日梶原に先陣させ給はざる處五也又梶原が非儀は渡邊にて猪武者といひし第一同十六日に大將舟を出し給ふに諸卒梶原におそれてやうやく廿二日にをくれはせに志渡につきし事第二今日又天性此とのは侍の主にはなりがたき人也と打むかひていひし事第三常々義經をかろんじ辨口す第四又鎌倉どのより別に主君はなきといひて太刀の柄に手をかけ一門一所になり同士軍せんとしける事第五又軍評定の時東國の諸大名をもをしのけ利口たてをいひおそらくは我一門にまさる弓取ならびてもあるまじきとおもてにたて廣言の事第六又判官は今度東國よりのぼられし大將なり大將をかろんずるはかまくらどのをおそれざる處第七此條々を判官も無念に思ひ給ひ時々は梶原をあざむき給ふものなり又梶原も頼朝の御意はよし何條小冠者と胸中に存ずるものなりよつて今日の先陣をもゆるし給はぬとみえたり東國の諸大名も梶原がふるまひ尾籠せりとみなさゝやきいひあへり又よしつねのも若年なれば短氣なりよき大將とある人は軍中制法を定諸大名にかぎらず諸軍勢になさけのふかく太刀かたなをぬかずして位のおもきやうに身持の

あるを良將とはいへり

とを矢の事

○抄云堅牢地神　右に注す

○仁井紀四郎親清

○淺利與一義成　逸見の冠者淸光男

○同廿四日卯の刻に源平入みだれ合戰に及ぶ新中納言知盛卿天竺震旦我朝にも雙なき名將勇士といへども運命盡ぬればちから及はずと軍兵をいさめ給ふといへり

○平氏一門の中にはせめての大將と云つべし大將の一言によつて諸卒の勵あるものなれば也惡七兵衛景淸越中次郎兵衛盛續此二人勇士のふるまひ也然ども兩人ともに其期をのがれ盛續は伯耆國にてやみやみとうたれにけり景淸は主君のために仇を報ぜんとかなたこなたに忍びかくれけれどもつゐに其益もなくはてにけり平家の侍ども卅余人其時の期をのがれしかどもいつれもみなこゝかしこにて殺されしが景淸一人名をのこしけるなりとをくおもんはかる事はかたしとはいへども其場にて主君と共に打死したらんはしかじ卅余人命をのがれし侍ども皆臆病の族也

○義經まづさきがけて戰たまふといへり

○大將とあるものゝ先懸非なり流矢のおそれ思ひの外の事ありては益なし

○和田小太郎義盛は陸に上遠矢射けるといへり

○船軍に陸にあがりて遠矢に敵の舟へ射られし事はいかゞ勝負はいかゞ決せんや其上味方にあたる事も有べし夫弓といふ物は指矢にはあたりもこまやかにその達者によつて矢つがひもはやし三丁半四丁餘の遠矢にはあたるは天命也又矢を射のへんとするには切筒捨拳(キリドウステコブシ)といふ事あり指矢五ッの内には一つならでは射られまじ然は何の益かあるやたゞ射延を高慢して射たるなるべし軍の事にはあらずや

○平家方より仁井紀四郎が射ける矢を判官み給ひて淺利の與一と云勢兵をめして此矢射かへせとありければ此矢は篦もよはく矢束もみじかく候とて與一が自身の矢を仕らんとていけれは四丁余を打こして仁井紀四郎親清が眞たゞ中を射とをしけると

いへり

○議して云是は此書の筆法たるべしもし又紀四郎にあたりなば天命なるべし一丁半二丁のうちの指矢にてはあたるへし打あげ遠矢のあたるといふ事あるべからず又さし矢の四丁餘射るといふ事はむかし今是ありかたしかやうの矢を射又射かへしなどある事敵味方の勢兵をあらはしたるなり軍の假粧（ケシヤウ）といふ物也さらに勝負にかゝはる事なし

平家物語抄卷第十一之上終

平家物語抄卷第十一之下

目録

平家物語抄卷第十一之下

先帝の御入水の事

○抄云鯀（イルカ）魚也許渾か詩に江鯀吹ㇾ浪夜還ㇾ風と有
又南越志に江鯀似ㇾ猪居ニ水中一
○小博士晴信　安部清明六代孫
○鈍色　服衣也あさぎ色花田染と云り
○十善戒行　右ニ注す
○萬乘主　右ニ注す
○粟散邊土　右ニ注す
○山鳩色の御衣　天子の御衣也極﨟に是を給り著す
○大梵高臺の閣上釋提喜見の宮の內　是は梵天の帝釋宮喜見城と云是に譬て云り日本一州の主なれば喜見城のたのしみもひとしとの儀ぞ
○槐門棘路の間に九族を靡　是は大臣を槐棘と云仍て槐門棘路と云り九卿とは九しを云り晉の百官志云古は天子諸侯みな名ニ執政大臣一曰ニ正卿一自ㇾ周始て有ニ三公九卿一本は无ニ卿字一梁より卿と云本朝には八卿あり中務 式部 治部 兵部 刑部 大藏 宮內 民部是を八省の官と云也然とも漢朝に准て九卿とは云也儀禮云漢には十二卿を置正卿は三公也九卿は大常 光錄 衞尉 大僕 廷尉 鴻臚 宗正 少府 司農是九卿也
○白旗一流虛空より飛來り判官の舟の舳にとゞまりしといへり
又是占方（ウラカタ）に吉凶をみんためといへり然ども不ㇾ詳風上へ射あげ其旗のとゞまりたる方吉也といへり又敵のために不吉なる事をかきて敵陣へおつるやうに射上る事もあり是皆計畧たり味方諸卒をいさめんがためとみえたり實なき儀也
○鯀といふ魚一二千はふて平家の舟のかたへむかひけるを宗盛小博士をめして吉凶うらなはせられしといへり
○宗盛愚將のゆへ也此占假吉也といへばとて勝べき軍にあらずいかんといへば味方はみな敵となりうしろ矢を射或は落うせたれ又下知をなし合戰を挑む大將はなし何を以て利を得んや日比の惡行身にせまり天運のつきはてたる處をしらざるほどの愚

將たればいふにたらず今滅期に至て占といへる事はいかゞ其上躰につねにも五百千ほどつゝつれてみゆるものなりめづらしき事にあらず

○阿波民部重能此二三ヶ年平家をもてなし忠節をつくしけれども子息傳内左衛門は生捕にせられ源氏方にあれば今は是までとや思ひけん忽に心を變じ源氏とひとつに成にけり此時知盛卿重能を切てすてんとのたまひしかども大臣殿ゆるし給はざればちからをよはず今知盛卿後悔せられしといへり

○八島などにて心かはりとみえば腹きらせたらんは可也今此所に至て重能を切給へばとて何の益なし國侍は猶疑をなし立のくべし軍の勝負いまだ決せざる時は切てすつる事尤なるべし又唐船に羽武者をのせ敵是をせめん時引つゝみうたんとの計略重能敵に成しゆへ相違せんとおもはれば又それを引かへし謀なしたきもの也總じて知謀の密談は物頭の外はしらざる事第一の制法といふは是也

○新中納言知盛卿御座舟にのり見くろしき物をば海に入戲などいひ艫舳にかけりまはり掃除せられしといへり

○かやうに末期となりしづめたる行跡さすが也つねつね少の心がけも有て廣言過言は皆血氣のなす處也死期ひとつにてみゆる物也知盛卿もよき大將とはみえ侍れども天性小智にして大智にあらずいかにといへば今一門の運命是迄とみきはめ給へる處は至極せり然ども此度は十死の戰をなし知謀あるべき事也是小智ゆへ也としるべし敵味方三千餘艘の舟入みだれての戰なれば兵船にみづからとりのりよき侍を五十人ばかり引卒し白旗をさし敵船にまぎれ入鎌倉の兩大將を打取なば此軍はやぶれぬべし判官一人成とも打取にをいては末代のおぼえたるべししかるを何のはかりごともなく入水し給ひし事は大智にあらざるゆへと云つべし其枝葉は細謹たり其根元を絶事第一也

のと殿さいごの事

○抄云渡部源五右馬允眤（ウマノゼウムツル）　融公十六代右兵衛尉名（ナヅク）が男也

○凡夫　愛レ妻思レ子凡とす惜レ命貪レ欲夫とす

○堀彌太郎親經

○能登守敎經　是は一谷にて被レ討首大路を被レ渡被レ梟ニ獄門ニ東鑑首帳に有然ども云傳て如レ此

○安藝の大領實康

○同太郎實光

○一門の人〻みな〻海に入給へども大臣殿父子はさもし給はず然るを平家の侍どもはしりよりとをる躰にて大臣殿を海へつき入奉りければ御子息右衛門督殿もつゞいて飛入給ふに人〻は鎧のうへにいかりなどを持入給ふによつてしづみ給へり大臣殿は恐(ナマジヰ)に水練の上手にてうきぬしづみぬし給ひしを伊勢の三郎父子共に生捕ける處を飛彈の三郎左衛門景經此よしをみて引上義盛が舟に切てかかりさん〴〵に戰けれどもかなはずして景經つゐにうたれにけりといへり

○飛驒の三郎左衛門景經勇はあれども知なし乳母にての事なれば片時も左衛門督のまへをばはなれまじ自害にても入水にてもすゝめて同心なきにをいては淸宗をさしころしなばいかに臆病第一の宗盛公成とも覺悟は有べしそれさなきにをいては宗盛をも害し海に入景經もつゞいて腹切なば莫大の忠節たるべきか海につきはめしも持たる太刀にて害したるも罪はおなじ生捕しをみて切てかゝりしは時こそあれをくれたる儀也さすが平家の棟梁たる人の繩手にかゝり京鎌倉までわたされ末代の恥辱をあたへし事は第一は臣下の恥也十惡のいましめとはいひながら是は十善たるべき歟

○能登殿矢種もつきければ長刀にて艫舳にかけりそのゝち判官の舟に乘くまんとし給へども義經ならびの舟に乘うつり給へば今は力なしとて安藝の太郎次郎兄弟を左右の脇にはさみ入水し給ひしといへり

○能登殿の最期比類なき働也然ども此勇を合戰始になし給はゞ大將一人は打取給はんに專なき事なり謀をさきにし戰事を後にすといへるは是なり

ないし所のみやこ入の事

○抄云伊賀平內左衛門家長

○龍田川　家隆卿たつた川紅葉ばとづるうす氷わたらば是も中や絶なん

○一人海底に沈　安德天皇なり

○百官卿相　百官は下官卿は三位已上相は大臣なり

○朱買臣か錦を着ざる事を歎　後漢の朱買臣は武帝に仕へて古郷會稽郡に錦をきて歸りし也今平家の囚人は古郷へはかへれども錦をきて歸る事はさてをきなみだにて歸るとのなげき也

○王昭君か胡國に赴し恨

大明一統志に云昭君は郡人王擴が女入ニ漢の液庭一元帝以後宮人多使下ニ畫工毛延壽一圖中其形上召幸宮人多賂レ畫-工昭君獨不レ賂ニ延壽一故に毀ニ其形一及ニ單于願レ婿レ漢昭君以レ圖當レ行元帝見レ之悔恨乃殺ニ延壽一籍ニ其家一昭君入レ胡於レ馬-上彈レ琵-琶悲歌哀怨後に死して葬レ胡中其塚の草獨青人爲レ之立レ廟と云々昭君は郡人是は歸州の柿歸縣の王擴と云人の女ぞ漢の液庭とは內裏の事也宮人多に仍て毛延壽と云畫師に後宮の女房を畫にうつし御覽してめさるゝ也昭君生つき美人なるに仍て延壽に賂せず故に其形あしくうつす元帝十六年竟寧元年に胡國の王呼韓耶單于と中和して宮女を一人胡國へ被レ遣時畫を取出し昭君が形あやしきに仍て行に定めらるゝ其時暇乞に昭君を御覽しをしみ給へども綸言なれば不レ變して被レ遣也仍て毛延壽被レ罪昭君は毒を吞程なく死す胡國の草は白昭君が廟の草は漢朝の如く青しと云り昭君か在所柿歸今は興山縣と云也十七歲にして內裏に入十九歲にして胡國に渡是まて帝に不レ見

○源八兵衛廣綱

○藤判官信盛

○勘解由小路中納言經房　鎌足公十七代右中辨光房卿男

○檢非違使別當實家

○高倉宰相中將泰通　鎌足公十五代正二位大納言成通卿男也正二位權大納言

○權右中辨兼忠

○榎並中將公時

○但馬少將敎能

○伊豆の藏人大夫賴兼三位賴政三男也

○石川判官代能兼　義家三代藏人武藏守義基男也系圖には義兼と有

○左衛門尉有綱

○片岡太郎經春

○太政官の廳

○新中納言知盛卿今は是まで也とて伊賀の平内左衛門家長もろともに鎧二領づゝかさね海に入給ふといへり

○平氏一門百六十人の中に知盛卿と能登守教經此二人はおしき大將たり然ども大智の勇にあらざれば大功をなし給ふ事もなく果給ふもの也能登殿は天性健には生れつき給へども時代に應じて智をしり給はず知盛卿は智勇ありといへども宗盛公の臆病愚將によつてをのづから智勇もうつもれかくれたりとみえたり凡國家をたもつほどの人智仁勇の三ツをかねそなへざれば其家とゝのほりかたしまして平氏此廿餘年雅意にまかせ上一人より下萬民をなやまし寺社のをこなひまつり事をみだりし其天罰今日はたし一門こと〴〵くほろびしもの也あるひは其庶子〳〵末〳〵に一兩輩仁道ある人ありといふとも家の棟梁にひかれて其智を覆ならひは是非なき儀也其畢竟落著の所を慮世をすて山に入事もなりがたきもの也とみえたり躬恒が歌に世をすてゝ山に入人山にても猶うき時はいづちいぬらんとよめり又かけ落の侍共卅餘人の內越中次郎兵衛上總の五郎兵衛飛彈の四郎兵衛惡七兵衛是等は世に聞え有しもの共也其期をのがれし事人非人評するにたらず此中に景淸一人は勇たりといはんか

一門大路わたされの事

○二宮　高倉院の二宮守貞親王號㆓後高倉㆒八十五代後堀河院の御父也

○らうたく　勞亮(ラウタク)と書源氏にらう〳〵しうと云り

○花山院中納言兼雅
鎌足公十七代從一位太政大臣忠雅公男母は中納言家成卿女也從一位左大臣

○藏人頭親宗　魚名公六代孫民部少輔親光男也

○宗盛公父子其外一門大路をわたされけるに六條東洞院にて法皇御車にてえいらんあれば公卿殿上人にいたるまで車をたてならべ見物ありしといへり

○法皇のえいらん有しによつて公卿殿上人まで車をたてならべ見物ありし事は前代未聞の御ひかことと云つべしかやうの御行ひゆへに此御代よりして

王法はをとろへしなり平家日比なさけなくわたり奉し御欝志の御本意によりえいらん有しとみえたり平家ないがしろにあたり奉る御事をは清盛所爲とおぼしめすに仍てなりみな法皇の御をこなひより出たり高きもいやしきも人のあしきはわかあしきと思ひかへし直路を専とせんにいかでか人あしく思はんや是みな世間のつねなる事をしらすいとあさまし

平大納言の文の沙汰の事

○抄なし

○平大納言時忠卿大事に密せらるゝ文どもの入たる箱を判官にとられ是もし頼朝卿見給ひなばゆへなく害せられんものもおほかるべしいかゝはせんと子息讃岐中將に相談ありしかば姫君を一人判官につかはされ然るべきと申されければ廿一になりたまふ姫君を義經にみせたまへば判官これを愛し給ふ事いと甚しよつて此箱をふうのまゝ時忠卿へ返し給ひしかば其まゝやき捨られしと也

○義經大納言時忠の聟君と天下のものに嘲哢せられし事評するにたらず生あるものことに婬食男女（インシイナンニヨ）のみちのはなれざる事はならひとはいへども人は萬物の靈なれば色欲におぼれぬれば必身の禍となるといふ事をしりながらいかんぞや功をおもてにして心の欲するまゝに行ものはちかき愁ありといへるは是なるへし高鳥つき良弓かくるといふ事を以てよく〱つゝしむべきもの也

○平家亡し後都鄙遠國無爲なるにつけて是みな判官の所爲なりと世人いひあへりといふ事を頼朝卿聞給ひ我よくはからひ兵をのぼせたればこそ容易平家は亡たれ判官がいかでか世をばしづむべきと頼朝卿のたまひしと也

○頼朝卿をろかなるの給ひ事かなかりにも大人の一言はつゝしみ給ふべき儀也世にひろく是をいひなすならひなれば也まへなる狐のいきほひはうしろの虎の威なりといふ事をたれかしらざるべけんやたくみなること葉をろかなること葉たはふれのこと葉實にても虚言がましきこと葉大人小人其位のこと葉さしあひあることば下卑たること葉其品々あるべき儀也又讃岐中將平大納言に姫君を一人判

官にまいらせられ其上にて此箱を申請給へとありし事かしこき知略成べし後の禍を思惟するは長久の上によつて也是はとらはれの身にて明日のうへもしれずけふの難をのがれん爲なれば也

ふくしやうきられの事

○抄なし

○大臣殿の若君八歳になり給ふを宿所にむかへ守護の武士共にむかひ色〳〵の過し事をいひ出しなげきかなしひ名殘おしみ給ふといへり

○宗盛公かやうの御心ゆへにこそ生ながらとらはれて京かまくら恥をさらし給へ評するに不及生どられ給ひしは第一は臆病ゆへ第二には天命につき第三は心虚ゆへなり其むまれつきをろかなるゆへに諸事のをこなひみな一を以てしれり貴賤によらず恩愛の道は思ひきられぬは世のならひとはいひながら今かゝるありさまと成てさすが平家の棟梁として父子共に生捕にせられ末代の恥辱といひ當座嘲となれる事いと口惜き次第いふにたらず大將の命をおしむといふも時代によれり

こしごえの事

○抄云大内山　續拾遺雜春後嵯峨院今は又霞へだてゝ思ふかな大うち山の春のあけぼの

○關の清水　續後拾遺戀四大僧正實超袖ぬれしせきのし水のおもかげも越てわすれぬ相坂のせき

○廣基　阿保親王十二代從四位下惟光三男也號ニ因幡守ト法名學阿系圖には元と有

○雪ニ會稽恥辱ヲ　右に注す

○骨肉同胞儀已絶宿運極似レ空乎　骨肉同胞はほねしゝ同じむつきの中にそだてられし兄弟もすでにたえたりと也兄弟は宿縁にて生れたるにそれもむなしきになるとの儀也

○故亡父尊靈不ニ再誕一誰人申ニ披愚意悲歎一　父義朝二度生れて此なげきを申ひらき給はん事はしらずたれ人か今の義經がうれへを仰上給はんと也平治二年に義經は三歳也

○孤　幼无レ父を云

○鯨鯢　男くじら女くじら也

○甲冑　右にも注す甲は鎧冑はかぶと也

○野心　文撰四十二云北狄野心と有翰が云野心は謂ニ野獸之心一善が云左氏傳に令尹子文が云諺云狼子野心と云々狼子はおほかみ也

○積善餘慶及ニ家門一　積善家には有ニ餘慶一と云事易坤卦に云り善をつむ家にはよろこびがのこる物ぞ今此讒言をゆるし給はゞ榮花永子孫につたはらんとなり

○元暦二年五月七日大臣殿父子を具足し判官鎌倉に下給ひおなじく廿三日に下着せり道すがらも大臣殿いかやうにもして命ばかりはたすけ給ふやうにと判官にのたまひしと也判官鎌倉へ着給ふとひとしく梶原種々頼朝卿へ讒奏しけれ鎌倉には軍勢をあつめられ金洗澤に關をすへ大臣殿父子をば請取判官は腰越にこそをかれけれ判官爰にいたつて相違せり今度の勳功には九州或は西海道又は山陰南海道の惣追補使にもなされんと思ひ給ひしにこはいかゞとて數通の起請文又は申狀をさゝげ給ふといへどもさらに御許容なうしてつゐに對面にもおよばず都へ歸りのぼり給ふ

○判官のうへを梶原讒言とはいひながら義經不道の條々

一鎌倉を打立しより舍兄範頼へ無禮にして不和なる事

一同諸軍勢に敬心これなく雅意にまかせ給ふ事

一軍評定の時諸臣の異見をうけず却て其人を惡口し又は一笑し我心の欲する所にまかせ一がいに定給ひしかは諸臣は口を閉居ける仍て和せずゆへに梶原とも口論せり

一渡邊福島を出給ひし時平家弱敵に仍て利を得しなり强敵にをいては源氏末代までの恥辱たるべし然ども是は判官の師を察し思ひよらざる時節をはかり給へば其益もあらんかしかしながら惣大將とはいひがたし

一五位尉に補せられし時頼朝卿へ一言のうかゞひもなく官位にすゝみ檢非違使になり給ひし事

一本三位重衡卿範頼の手にをかれしを此方へ給はり候へ給はらずば自身むかへにまいらんと既に闘諍にをよばんとす

一今度平氏を亡しゝ後諸大名の前ともなく世に又武士はなきやうに高慢し廣言せらるゝ事

一西國にて合戰の内我手のもの丶手柄は莫大に鎌倉へいひつかはし諸大名の高名はをろそかに書やり給ひし猶以範頼の手の大名小名かくのごとし仍て範頼の書狀とは各別なる事有是兄弟或は目付衆又は諸將と不和なる故也又は私曲之事

一一谷を攻やぶり歸京ありしに河越太郎重房がむすめ麗美のよしを聞引とり寵愛し其上に大納言時忠卿のむすめを嫁し文ともの入たる箱などを返し又は洛中をめぐりし白拍子靜をめしをき色欲を專とし奢意を事とし給事

一諸大名西國より歸陣し鎌倉に下りけるにいづれにも對面なく一禮もなくして關東へ各下向しける事

一洛中無爲におさまるといへども判官の侍といへば諸國の武士おもてをあはする事も成がたく其いにしへ太政入道の時のごとし仍て西國大名は義經の下知なくてはかなはざるとせしものなり東國の侍に土肥次郎實平河越重房田代冠者信綱金子十郎家忠後藤兵衛實基此外一人も判官參候する人なかりし也ゆへに京童のことくさに東は頼朝西は義經といひしもことはり也判官も仁道をおこなひ功をしりぞき給はゞいかんとしてほろび給はんや假兄弟といひても子といひても不道をほろぼすは國土萬民のためなれば頼朝卿のは尤也忠功もしたしみも我仇とならんものは免宥すべきにあらず然といへども大忠の家をはすつる事なかれとあれば今度はいかやうにもしてなだめをかるべき事なれども義經つねの勇士にあらずその上平家こそほろびぬれ奥州の秀衡をはじめ佐竹以下鎌倉へしたかはざる大名數多おほし又は諸國の落居もいまたしれずよつて判官一人の身の上にせまり諸大名の制法のためとなれり

大臣殿ちうばつの事

○抄云大原本性房堪豪

○忉利天の億千歳　此天の壽命億千歳といへども是も限有て一度は滅すまして南閻部提百歳也何も死期に及ては同じとの儀ぞ

○東父西母　東方朔西王母が事ぞ得ニ仙術一乘レ霞分レ雲壽はつゐに終ぞと也

○秦始皇奢を極　莊襄王の子也十三歳にして即位

其年より魏の畢萬趙の趙襄韓の宣子齊の陣敬仲楚王燕の太子丹此六國を合咸陽に都を立阿房宮とて大殿を造中興第一の王也是も人間のならひ三十六年の在位にて崩し驪山に葬也

○漢武帝　前漢六世の帝也文成と云道士を將軍になし不死の藥をもとむ然ども蓬萊と云島なきに依て文成が僞あらはれて被罪是も在位五十五年にして崩し杜陵に葬也

○釋尊未レ免ニ栴檀煙一　七十九歳拔提河の邊にて入滅初卷に注す

○天人猶逢ニ五衰日一　天人常の榮花ならひなしといへども是も死期になれば頭上の花しほれ腋の下より汗出身の光もきえまたゝきもせぬ兩目もみえずたのしみつき身散亂して死する也是を五衰とは云り右に注す

○我心自空罪福無主觀心無心法不住法　字面のごとし我心をのつからむなしむなしければ罪もさいはひも主なし主なければ觀心もなし觀心なければ法も不住の法と云り是般若經の四句の文也

○彌陀如來五刧が間思惟して　芥刧磐石刧とて譬有芥刧と云は四十里四方の物にけしを入天人三年に一度つゝ下り其芥を一粒づゝ取て皆取つくしたる所を一刧とは云又磐石刧と云は四十里四方の岩を天人三年に一度づゝ下て天の羽衣を以て其磐石をなでつくしたる所を一刧と云也此刧五ツ合せたる間衆生をたすけ給はん方便を思惟ましくしとと也

○億々萬刧が間生死に輪廻し寶の山に入て手を空しうせん寶の山に入て手を空しうせんとは今此佛法の世に善惡をわきまへたる人間と生れ惡業を作り菩提の道をしらぬものは或は又人間に生れ又は畜類鳥獸となり萬刧が間六道に輪廻せんと也

○橘右馬允公長

○慚愧　涅槃經十七卷に云慚は者自不レ作レ罪愧者不ニ敎レ他作一慚者内に自羞耻愧者發露して向レ人慚者羞レ人愧者羞レ天と云々諸惡事耻我もなさず人にもなさせざるを云也

○堀彌太郎親經

○檢非違使　違勅の者をたゞす官也仍て云

○信賴　平治の亂の張本人也初卷に記

○六月九日判官はつゐに賴朝卿の御對面もなくして大臣殿父子を請取帝都に歸りのぼり給ふ同じく廿三日近州篠原の宿にて大臣殿父子斬奉り則父子の首三條を西へわたされ西洞院鷹司獄門の左の樗木に梟られけり

○鎌倉にて賴朝卿に對面ありし躰道すがらも命をおしみ給ひしありさま臨終のこと葉かれ是評するに不足又橘右馬允公長平家相傳の侍とし太刀どりになりし事一命ほどおしきものはなきとみえたり七十以上古來稀也といへりさればとて百年をもたもつべきか片時も生あるほどは面縛恥辱ある事を思ふべけんや片時も命ある事をうらみとおもはざる人とはいひがたからんか

平家物語抄卷第十一之下終

平家物語抄卷第十二之上

目　録

平家物語抄卷第十二之上

しげひらのきられの事

○抄云狩野介宗茂工藤茂光男也
○伊豆藏人賴兼　賴政卿三男なり
○山科　山城名所古今戀讀人不ㇾ知　山しなの音羽の瀧のをとにたに人のしるべく我こひめやも
○鳥飼中納言惟實
○五條大納言國綱　大織冠十六代從五位上右馬助盛國男母ハ散位公長女也系圖には邦と有
○大納言佐局　惟實卿女也重衡妾
○木工右馬允知時
○袖の括を解て御手にかけ　佛の御手に糸をかくる事は昔天竺祇園精舍の戌亥に無常院と云一院有其本尊は阿彌陀也其佛の左の手に五色の糸を付て念佛申人の左の手にひかへて唱へし也仍て終焉の時如ㇾ此する也此心を歌になむあみた佛のみ手にかゝる糸ねがふ心はたゝ一すちに
○調達が三逆　惡人提婆が事也右に注す
○天王如來の記別に預
是法華の文也天王如來は釋尊の事也記別に預とは佛弟子さとりひらきて未來の世に名を何と云佛に成べしと時節までしり又何と云國に生出んと說て別々に佛は知給ひおほせ出さるゝを記別とは云也提婆惡業に依て生ながら無間に墮落せしも却て佛果の因なりと記別し給ふ事を云り
○王命を蔑如せん　勅命をないがしろにいかでかせんと也
○理非佛陀の照覽に有王命と云父命と云此理非は佛に照覽あるべしと重衡云り
○唯圓教意逆即是順　淨土經の說也たゞまとかにをしふる意は逆すなはち順になるぞと也
○一念彌陀佛即滅無量罪　無量壽經に乃至一念と說り一念とは常にも思ひ又は臨終に一念に彌陀をたのめばはかりなき罪が即滅する儀也
○九品託生　九品右所々に注す彌陀の誓九品にわかつ上品に三つ中品に三つ下品に三つ合て也託生とは此九品につき生ぜんとの儀也
○大佛の聖俊乘坊　號ニ重源ー黑谷源空の徒也東大

寺爲ニ建立ニ一輪の車に乘て諸國を勸進す

○本三位中將重衡卿は去年より狩野介宗茂にあづけられて伊豆國におはしけるが南都の大衆申うくるによつて伊豆藏人賴兼におほせて奈良へぞわたされけるしかれは此卿の北方醍醐の日野と云所におはしけれは守護の武士をたのみ日野へ立より北方にあひ給ひしと云り

○かやうの有さまにて妻子なとにあひ後生の事をもいひをきたきなどとの給ふ事心よはしさすがに太政入道の子として一方の大將たる身のかゝる心にしてこそいけどられ京鎌倉恥をばさらし給へ最期に妻子などみる事侍のうへにはなき事也まして大將とある人也一には末代の恥二には人のみる所女房童子などはかゝるおりには人めをおもはぬ物なれば也三には最後のみだれ四には世人のことくさとなる處五には守護の武士の氣づかふ處かれといひこれといひ其上此卿京都にて內裏女房にあひかまくらにて千手のまへにたはふれ今又最期に及ぶ日北方にあひ給ふ事大將のうへにはまして侍とあるものゝみをよびきゝごりにすべき事は是なるべし

○南都の大衆此卿を申請堂塔を引わたし般若坂に首をかけしといへり

○重衡佛敵にあらず法敵にあらず何のいましめぞや佛敵法敵は大衆也僧徒の身として鎧を着し忍辱の躰を穢經釋を抛弓鋒を持人を害せん事釋氏の敎にありや否や末代といふともかゝる賊徒とならんにをいては是を對治せんに破滅に及ばん事疑あるべからす假武家より給はらんといふとも沙門の身に應ぜずいにしへ治承の比高倉の宮たのみ給ひし時は窮鳥懷に入思ひをなし一旦はかくのとをりと太政入道に厚禮をつくしなばなどか是を燒ほろぼさんやさはなくして關白のおほせをもそむき入道の使者を却て陵礫し我咎を顧事なうして世の仇となりしうへは其身より出たる咎なりとしるべし重衡卿は父命也伽藍の破滅は天罰也仇をば恩にて報ずといへりまして沙門の事なればにや是末代までの南都の瑕瑾也と云つべし

○重衡臨終に佛を拜したきといへれば知時彌陀を一躰とりよせ砂にすへ奉り御手の糸を重衡卿にひか

へさせ奉りさられ給ひしといへり
○知時日比の恩顧により重衡卿の最後をみとゞけんとて南都まで行しは義士たりかやうの専途をみる人稀也又重衡卿あまりに罪業ふかきに佛躰を拜したきとの給ふ事は愚癡をろかなるゆへ也右にも戒を請給ひし所にも評するがごとく釋氏最初圓融の法にも三界唯一心心外無別法心佛及衆生と說方等經には色即是空空即是色迷悟不二或はねはん經には見佛性者不名衆生又は觀無量壽經には一向專念無量壽佛法華に無二亦無三或は直指人心見性成佛としめし濟渡會得の方便いづれの一句をみきゝても即身即佛人佛一躰とあれば成佛せずといふ事なしかやうの道理をわきまへずして末期に佛をおがみたきなどゝ闇鈍なるふるまひ中〳〵ゆひかひなき儀と云つべし

大地しんの事

○抄云六勝寺　後白河比勝の字の寺六ッ有右三卷に記す
○九重の塔　法勝寺に有九品を表せり塔婆と云は天竺の語也此には支提と云又方墳とも云舍利を安置し遠近より恭敬し禮拜報謝のため也
○四大種　佛說に須彌の四洲とて四方に國有と云り
○世の滅するなど云事　邵公節が云十二萬九千六百年にして改と也物の成就する事　一萬八百年づゝ十二合也然は此算數にすれば半分にあたるぞ
○主上　後鳥羽院也
○天文の博士　唐名を司天と云
○天慶　朱雀院二ッめの年號ぞ
○十善の帝王　右所々に注す

こんかきのさたの事

○抄云圓覺寺　北白河にあり爲義代々の本願なり
○勝長壽院　鎌倉に有頼朝卿建立
○左少辨兼忠
○去ぬる治承の初文覺上人伊豆に配流の時頼朝に謀反すゝめんとてすゞろなる髑髏を白き布につゝみ是は其方の父の頭也とて頼朝にみせられければそれより頼朝卿上人をふかく信じ院宣などをうか

がひむほんを起し平家をほろぼし給へり今又義朝のかうへ鎌田兵衛がくび東山圓覺寺に納て有しを堀出し鎌倉に持參せられしと也此くびは義朝不便にし給ひける紺掻のおのこ平治に獄門より盜み納けると也しかあれば頼朝卿勝長壽院と號して一寺を建立し佛事をいとなみ孝をつくし給ひしと也

○治承にむほんをすゝめんとて父の頭とて頼朝にみせしは心底のふかきとをりをみせんとの謀はいみしとも云つべし圓覺寺に納廿餘年過しを今ほり出し紺掻をめしつれ上人下給ひし事はいかゝかやう〳〵の事と頼朝卿へいひあげそれかまくらに納道場をもたてんとならば其時はほり出すべし今此上人の所爲功德(クドク)とも善根とも菩提とも又忠節ともいひがたし頼朝卿此仔細をきゝ給ひ圓覺寺にて敎養をいとなみ給はゝ贈官贈位もおなしかるべし是たゞ上人身の上の名聞とみえたり又頼朝卿一寺をたて給ひ敎養ありしは孝行第一殊勝千萬せり廿餘年過王法の仇父祖の怨敵を亡し天下一統の代と治め給ひしうへは日々夜々千僧萬僧を供養ありてもあきたらざる事ども也

平大納言のながされの事

○抄云平大納言時忠　贈左大臣時信公男右に記す
○藏頭信基　時忠卿長男
○讃岐中將時實　同次男
○兵部少輔正明　平忠盛卿十男
○二位僧都全眞　同七男
○法勝寺執行能圓　時信公養子
○經誦坊阿闍梨融圓　忠盛卿六男
○中納言律師忠快　門脇中納言敎盛卿三男
○侍從時家　時忠卿三男
○宰相時光　時忠舍弟也
○志賀　近江の名所續古今賀權大納言忠信かぎりなき時しも君にあふみなるしがのはま松いくよへぬらん
○唐崎　同名所古今物の名伊勢なみの花沖からさきてちりくめり水の春とは風やなるらん
○眞野　同續後撰秋下後鳥羽院下野吹おろすひらの山風さむからんまのゝ浦人衣うつなり
○交田の浦　同名所續拾遺戀四高階宗成つゐに又

うき名やたゝんあふことはさてもかたゝのうらのあた波

○怨憎會苦　あたはます〳〵にあふぞ

○愛別離苦　人間の八苦の中ぞ生あるもの丶かならず有ならひ也

○平大納言時忠流刑のおりとなり愛別離苦のかなしみをなげき給ふ事

○此卿血氣第一にして愚癡文盲の人とみえたり智者はまどはす勇者はおれず仁者は愁へす夷狄患難貧賤むかふ處に自得するを仁者とはいへり人間と生れ八苦をのがれん事いかてあらんや其上朝敵の身として楚のとらはれ人となり日比より思ひまうけ給はざる事納言の位にのぼりしほどの人あまりにをろかなる所爲といはんや七情は人間のならひとはいひながら其人によるべきかのがれざる道にまとはざる處を聖人はをしへ給へり

土佐ばうきられの事

○抄云土佐房正俊　姓不レ知童名金王丸

○礒前司が女靜　白拍子也淡路の者也所の名なり今はあやまりしづきと云本はしづか也然ども五音同じ

○鎌倉殿と判官と不和に成しかば付置給へる大名ども丶みな關東に下今は都には鎭西のものども少々のこりゐける去ほとに頼朝卿大名を打手にさしのぼさは宇治せたの橋を引帝都のさはぎともなるべきなればひそかに謀て打べしとて土佐房正俊をのほせたまふに判官是を聞つけ正俊をめしけるに全く其儀にさふらはずとて起請文を書當座の害をのがれ其夜判官の宿所へ夜うちによせしかども却てさん〳〵に打なされ土佐房いけどられ六條河原にてきられしといへり

○傳云鎌倉にて此打手の事土肥次郎實平三浦の義村和田の義盛北條時政梶原景時此ものどもにひそかに評定ありしに景時すゝみ出謀て夜討に然べくさふらはんと再三申ける時さては誰をかさしのほせんとありしかば土佐房よろしかるべきと梶原達て申あげしによつてのほせられしと也人こそおほきに梶原土佐房をえらび出し事仔細あり平家ほろびて後鎌倉にて義時の亭に小大名より合ける時梶原

景季と正俊と口論しそれより梶原一門と正俊と不和になり互にあたを存しかは景時はらくろに是を思ひかやうにはからひしもの也こと葉にはいださざれども小大名のせつみなかくのとをりにてといへり

○議していはく土佐房が謀たらず手のもの騎馬七十三騎雑兵かけて人數三百餘たり此勢にて今判官をうたん事智畧をめぐらし謀ならでは成がたからん然に白晝に京都に上り判官の宿所ちかき五條油の小路に参着し却てさとられいかでか打事を得んや起請をかき當座の害をのがれしは尤可也又靜がみせに越しがふろ二人を宿所の門前にて切殺をきなどせし事非也都ちかき醍醐伏見の里又は坂本へんに宿し判官の舘のやうす能うかゞひ思ひよらざる所へ夜討によせ風うへに火をはなち引かごみ打果すにをいてはいかにたけき義經成とも打事たやすかるべし是正俊か知畧のなきゆへに其身も恥をさらし鎌倉殿までの恥辱となす其一又頼朝卿もかやうに是非うちはたすへきと定め給ふ物ならは都へ返しのぼせ給ふ御あやまり其二大臣殿父子誅罰もいまた也鎌倉の騒動もいぶかしく思ひたまはゞ判官にもあひ給ひおくふかく色にたてずいかにもかしつきて伊豫國をあらため越後越中などを知行すべきと御書をなし下し大臣殿父子をめしぐし誅罰せさせ其國へ入部あらん時道の旅宿にて打はたさるべきに何の仔細はあるまじき其三帝都のさはぎをかへりみ給はず判官を都のしゆごと置給ふ其四大臣殿誅罰の後は鎌倉へ引よせ義經の行跡を見給ひ其上の沙汰にをよぶべき事其五今度義經の忠節は莫太の勳功たり假非義私曲の讒者ありといふともまことある功をすてうたがはしき咎を刑罰ある事仁政にあらず其六又判官の行ひ惡事重疊せりとの聞えあらば制法を仰付られ其禁を破り奢意にまかする時是非のさたに及ぶまじき其七梶原が讒奏といひなから今度西國へたちし諸大名其外北條時政以下まて判官をあたまずといふ事なし仍て天下一統平均に治りし制法はじめ六十餘州の鑑となり給へり武道には長したりといへども仁政にあらざれはなり勇あるものは必仁あらずといへるはこれなるべし

判官みやこおちの事

○抄云北條四郎時政　桓武十三代從五位下時方男也關東執權
○大田太郎賴基　滿仲六代大田次郎賴遠男
○緒方三郎惟義　右記ス
○信田三郎先生義敎　爲義三男
○備前守行家　同十男
○土佐房きられしをみて足立新三郎いそぎ鎌倉に下此よしかくと申ければ賴朝卿大きにおどろき給ひ參河守範賴を打手に上り給へとありければ辭し申されけり仍て其方も九郎と一味とみえたりとの給ひ賴朝卿御承引なくてつゐに範賴も切腹ありけりといへり是東鑑と少相違也
○平家追討に上洛ありし時不道なる事おほしゆへに賴朝卿此仁一國にても一郡にてもまもるべき人にあらずとおぼしめし入給へるとみえたり平家の一門ほろびん間は諸事宥免ありし也先尾張の國にて一條次郎忠賴とあらそひ有て既に喧嘩にをよばんとせしに畠山重忠是をなだめ事なかりし也鎌倉どの此よしを聞給ひ二月の始より三月にやうやく勘氣をゆるされし是一木曾義仲宇治せたの橋を引ふせぎしに宇治の手は義經早速に乘やぶりしに大手のせた表はいたづらにまもり居稻毛三郎かはからひにてぐごの瀨を乘わたしゝに仍てせたの手はやぶれたり其上宇治は水はやくふかしせたは中一所ふかきまでにて水あさし三萬餘騎うち入一同にわたさんにをいては何の仔細あらむや宇治の搦手に一日をくれたり是二ツ又八島へわたらんとて播磨の室高砂に長途して遊君遊女を愛しいたづらにおほくの軍勢日を送りゐける是三備前の兒島に平家よせたりし時何の用意もなくわづかの海をへだて數日まもり居ける時佐々木盛綱案內者を以て一番に乘入兒島をせめやぶりし此外三河守の手のもの高名したる所なし是四又範賴の人數一宿し或はとをりし道々亂亡狼藉人民のなやみ其はかりなし大將一人の氣より出たり是五天姓此範賴卿勇にあらず智にあらず仁にあらずゆへに其身冥加なかりしもの也今度義經の討手一往辭せられしは道也右の非儀重疊せしによつて也然どもさのみよりとも卿

に對して咎なきによつて子息二人は出家になし範圓賴源はなだめをかれしもの也
○判官の討手として北條の時政六萬餘騎鎌倉殿よりさしのぼせらるゝよし聞えければ十一月二日の日義經院參して院の廳の御くだしぶみを給はり一先鎭西の方へも落行候はゞやと申あげられければ諸卿宣儀あつて義經都にありなば帝都のさはぎともまかりなりなん御くだしぶみをつかはされ然るべきとて是を頂戴し同三日の早天に義經みやこをひらかれけり
○夫宣旨院宣といふは朝敵を對治せられん時國々の諸侍萬民にいたるまで此宣に應じ夷狄を打べしとの儀也然ば今の院宣は鎭西のもの共判官にしたがひ賴朝をそむくべしとの院宣也然ども又今判官に御くだし文つかはされずして帝都の騷動ともなりなばいかゞ
議して云院宣をなしくだされ帝都おだやかならんにをいては假末代に變じ夕にかはる院宣也といふ共よろしからんかいかんとなれば夷狄を亡し給ふも帝都其外國土靜謐の爲也判官又朝敵にあらす兄弟不和の事也假遠國にて判官威をふるひ國士の仇とならん時は賴朝卿に院宣をなしかれをほろぼされん事なるべし今の判官は國士のあたにあらず廳のくだし文なされぬにをいては判官が心はかりがたし然ば王法として亂世を求させ給ふにおなじ此院宣にをいては可也と云つべし
○判官緒方三郎をたのみ給ひしに菊池次郎高直は日比の敵にて候へばかれを給はらば味方にまいり鎭西への御供仕らんと申ければ高直をからめ惟義にたびければ則高が首を切惟義判官にたのまれしといへり
○議して云是義經の非儀也緒方三郎が申分眞實にあらずいつまでも味方せんと判官を大切におもはゞ菊地とも日比いからる遺恨ありとも和睦してもろともに供せんこそ眞切の味方とはなるべけれかやうのものは又賴朝より判官を打ていたせ忠節請によるべしとあらば判官を打ていたさんは緒方なるべし日比忠切の菊地を少なりとてすて大の緒方の不道人をたのみ給ふ事評するにたらずとをきをはからざればちかき愁ありとは是なるべし

又判官今かゝる落人となり十餘人の女房共をぐして下給ふ事大きなる非也かやうの行跡ゆへより身をはたし給へるものなり

○爰に攝津源氏に太田の太郎頼基我領内を落人をとをし矢一ついぬにをいては頼朝卿への聞え世のあざけりいかゞとて手勢わづか六七十騎にて河原津にして判官と戰ひ我身手負郎等あまたうたせ引しりぞきしといへり

○頼基勇あつて智なし尤我門前を落人のとをりけるに門戸を閉ゐたらんは嘲たるべし然ども五百餘騎わづか六七十騎にて廣場にして戰にいかで勝事を得んや大軍に小勢を以てたゝかふには難所を前にあつるかさなくば山どりをして敵の人馬自由ならざる謀をめぐらすべし命を全して敵をなやます計略あるを良將とはいへり其上都ちかき國なれば鎌倉への忠節は內證を以ていかやうにも成べき儀なり

又判官もいかに落人の身なればとて向風に舟を出しくだらんとせられける事運の末天罰とみえたりそのいにしへ治承の始木曾義仲と頼朝卿不和に成し事も藏人行家ゆへ也然るによりとも卿にあたまれし行家義教をもてなし雅意にまかせ奢意を專とせられければ誰か是を逆心せざらん人とみざらんや判官身よりなせる天命と云つべし

○おなじく七日の日時政六萬餘騎にて上洛しあくる八日に時政院參し義經行家義教以下追討の院宣を申上られしに院宣を下されければ朝にかはり夕へに變ずる世なりけりと世の人あざむきあへり

○まへに議するごとく判官に廳の御下文くだされしは帝都安全の爲なれば也然ともかやうの事世變化して武家の天下となり王法おとろへん瑞相なり

吉田大納言の沙汰の事

○抄云吉田大納言經房鎌足公十七代右中辨光房卿男母は中納言俊忠卿女也正二位

○八條中納言長方

○孤　幼無レ父云云鰥寡孤獨是天下の四窮民也

○三事の顯要を兼帶して　三事とは參議の職事也職事は有職の役ぞ

○錐袋を透す　是は野相公の詩に碧玉寒蘆錐脱

レ袋ニ此意を云り春角組蘆は袋の中より錐の出るやうにみゆるとの儀ぞ水中より生出たるはかくれなきと也

○頼朝卿日本の總追捕使を給はるべしと吉田大納言經房卿を以て奏聞せられけるに諸卿僉議あつて頼朝卿の旨にまかせて總追捕使に補せられけり

○頼朝卿廿餘年田舍に相馴て隣國の風俗をみ聞給ふに國司或は侍等土民にいたるまでみな私慾におほはれ世務公事等に明理あるもの非儀を蒙り或は權柄内縁にまかせ變化し嚴重の沙汰といふ事一つも是なしゆへに怨をむすびうらみをふくみ時をうかがふ族おほしかくては遠近にかぎるべからず亂逆徒黨のものたゆまじければとて國々に守護をすへ庄園に地頭を置六十餘州遠國波島にいたるまで一毛もかくれたる事なきやうに天下平均とはなせり又吉田大納言經房卿は天性仁義禮智の道を事とし世を諂事なく人を貪す檢非違使の別當職たりし時も一紙にても人物をうけず依估姦曲の沙汰にのらずよつて公家武家共に此人を崇敬せらるゆへに頼朝卿も是をおもんじ敬禮して其身の官職もとゞこほらず大納言に經あがり給ふ信あれば德あり德あれば天にかなふといへるは是なり

六代の事

○抄云遍照寺　廣澤の汀に舊跡あり

○大覺寺　今に有同

○長谷の觀音　江州高島の郡三尾山木を以て比丘道明德道作ニ十一面觀音像一を釋書に有即開基

○鷄人曉を唱　右に注す殿守鳥甲を着て火あやうしとゝなふ仍て雞人と云良香詩に雞人曉唱聲驚ニ明王眠一

○高雄山　山城の名所新勅撰釋教高辨上人きよたきのせゞの岩なみたかお山人もあらしの風ぞみにしむ

光仁帝受ニ八幡大神託一建立也初は名ニ神願寺一天長二年に改號ニ神護國祚寺一元亨釋書に有

○高師山　遠江の名所續古今旅爲氏猶しばしみてこそゆかめ高師山ふもとにめぐる浦の松原

○受領神付給はずば　領の字靈に作べき歟

○一業所感　佛教の心は善惡の業に依て報を感得

するを云也倶舍論に一業一引生と云へるも是なり

○佛　昔はほとけとはいはずしてほどをりけと申ける後にをりをのけてほとけと云ならはせり

○狩野工藤三郎親俊　狩野の系圖に不レ見

○北條四郎時政鎌倉殿の御代官として京都の守護しておはしけるに平家の公達男子とあらんはみなたづね出し殺害せられけるに中にも小松の三位中將惟盛卿の御子息六代をむかへとられしに六代の乳母高雄文覺上人をたのみければ文覺坊六波羅にきたり給ひ是非此人をば申うけん廿日のいのちをまち給へとて上人鎌倉にくだり申宥六代命をつがれけるといへり

○沙門の身としては人をたすくる道理はありといへども此人は末／＼の平氏とはかはれり家門の棟梁たり上人頼朝を切に思ひ給はゞ申請給ふべきにあらず我一代のうちはさせる事あらじと思ひても死後に末代あやうし然に頼朝卿のうへを思ふべけんや其上後の禍とならんものをたすくるは却て惡也善にあらず又は平氏の棟梁さへたすけ置給ならば此後末／＼の公達がのつて此縁を以て申請むにゆるし給はざらんにをいてはそのうらみおほかるべし是又仁政にあらず上をうやまひ萬民をあはれび仁恩をほどこし政道たゞしきにをいてはいかなる敵の孫／＼といふとも何の怨(アダ)かあらんやとはいひながら天下一統の代とおさまるうへは怨敵(ヲンデキ)の子孫は根をたち葉をからすにはしかじといへり虎は皮のためにころされ鷲は羽翅ゆへにとられ諸鳥は肉を以て害せられ鶯は聲を持て籠に入といへば敵の孫々とて害せらるゝに恨といかてか思ふべけんや上人日比頼朝卿への忠勳をいひたてられけるによつてもだしがたくてなだめ給へるとみえたりかやうの人をたすけをかれんは虎を野にはなち龍を淵にいれをくにひとしといはん歟

はせ六代の事

○抄云尾張國熱田　玉葉神祇さくら花ちりなんのちのかたみには松にかゝれる藤をたのまん是熱田明神の御歌也と

六代きられの事

○抄云柿衣同袴　柿色なり仍て云り
○笈　第二巻に注す
○呉王劒客を好みしかば疵を蒙輩不ㇾ斷　文選に
あり呉王兵を好て朝夕劒をふり戰をならはしむ仍
て疵をつくもの多きなり
○楚王細腰を愛せしかは宮中に飢て死する女多有是
同文選に有楚王好色にめでほそきこしを好みしか
ば宮女朝夕の食をひかへすぐし餓死する者多し上
にしたがふ下といへる儀ぞ
○二宮　高倉院の二皇子右に記す
○建久　後鳥羽院三めの年號
○毬杖冠者　後鳥羽院を文覺惡口也毬杖の注右注ニ
す
○隱岐國へ遷されさせたまふ　上皇後鳥羽院御謀
反に依て北條義時天下の執權として隱岐に奉ㇾ遷
新院土御門院は土佐今上順德院佐渡の島
○安判官資兼
○岡部權守泰綱　鎌足公十四代岡部淸綱が男也
○六代十六にして出家し文覺上人弟子として高雄に
おはしけるか元久年中に文覺坊事ありて隱岐國へ
るざいせり此時六代は三位坊といはれけるがさる
人の子なりさる人の弟子なりとて年三十にあまり
て鎌倉にて誅せられしと也
○かやうの怨敵などの子孫もだしがたき仔細によつ
て死罪を宥られては都ちかき所などには居ざるも
の也遠國の山ふかき寺にこもり居ものなり其上文
覺上人は頼朝卿御尊敬あれば一天下の武家公家と
もにうやまひましませば寺門盤昌し堂塔殿客榮花
かぎりなし故に上人もあらぬ事にかゝり三位坊も
害せられし也一心不亂の沙門といはれいかにもし
て命を全して時分をうかゞひ父の怨を報ぜんとお
もはさらんや仍てかやうの人は殺害するがつねな
り三位房時刻とはいひながら都ちかき富貴の寺に
ゐられけるは慮あさきゆへ也と知へし

平家物語抄卷第十二之上終

平家物語抄卷第十二之下

目　錄

平家物語抄卷第十二之下

女院御出家の事

○抄云東山麓吉田　玉葉神祇從三位爲實すべらきのたのむ宮井と成にけりたゞ山かげの名ごりばかりに

○中納言法印慶惠

○蒼波路遠寄二思於西海千里雲一白屋苔深落二涙於東山一庭月一　作者不レ知蒼波はあをきなみぞ白屋苔深とはぬしなき家には苔ふかきぞ庭の月に涙が落となり

○文治　後鳥羽院二めの年號ぞ

○長樂寺　阿證坊印誓

○御菩提　菩提は天竺の語也此には道心ぞ

○桃李の御粧　もゝなしの花のよそほひ也

○芙蓉　蓮の事ぞ

○翡翠の簪　翡翠と云ふ鳥の羽いつくしきを花やかなるに似せてしたるかんざし也方秋崖が詩にも愛ニ惹釵頭一翡翠の翅と云りかんざしのうへにひすいのうつくしきなりをはなやかにしたをあいするとの儀也

○壁背殘燈影幽終夜窓打暗雨音　是は白氏文集に秋夜長夜長無レ眠天不レ明耿々殘燈背レ壁影蕭々暗雨打レ窓聲是は上陽宮を題しての詩也玄宗皇帝天寶五年より楊貴妃を寵愛して餘の后達はなきがごとくして上陽宮に押籠置たぞ上陽宮は皇城の西南に有仍て后達を上陽人とは云也秋の夜はことに長きにねぶらざれば天も猶をそくあくると也耿々とはあきらかなり壁に背ける燈の影とはともしびかべにはくらき物なり蕭々とは閑寂也くらき夜に窓を打雨の音はさびしきと也仍て上陽宮にとぢられたりけんかなしみと本經に云り

○盧橘　垂仁天皇の御時語を請間守と云臣常世の國に渡り七種の菓物を取り三年と云に歸來帝に献す橘は其七種のうちの第一也其菓を袖に入しうつり香やますと云り伊勢物語にさ月まつ花たちはなのかをかけはむかしの人の神の香ぞする昔をしふ古事に云り

○仙家より歸て七世の孫に逢けん　晋の王質と云

者仙家へ行碁をみて碁圍の不レ滿に歸りければ七世の代と云り碁をみし時斧をつきゐたるに其柄朽たりと也又日本にては浦島が子仙家に入古鄕に歸しに五百餘歳過しと云り此類ぞ

小原へのじゆきよの事

○抄云綵衣監使宮門守だにもなし　綵衣は六位の裝束ぞ監使は官人の事也宮門を守るとはとのへもり也此殿守もなきぞと也

○冷泉大納言隆房　魚名公八代大宮の大納言隆季卿男正二位此北方は女院の御連枝也

○七條修理大夫信隆　鎌足公十七代左京大輔信輔男也正三位贈左大臣此北の方同

○玉鉾の道　異國には鉾を道のしるしに立置也仍て云道といはん枕詞也

○方丈　一丈四方也然は疊四疊半昔維摩の室如レ此此内へ釋迦の御弟子五百人を請す仍て今號二方丈一維摩經に有

○大原　山城の名所後拾遺冬和泉式部こもりつめて槇のすみやくけをふかみ大原山の雪のむらぎえ

○天子聖靈成等正覺一門亡魂頓證菩提　天子聖靈は安德の御事ぞ成等正覺とは成佛の儀也然るに等正覺を成すると云いはれは先等と云はひとしきと讀也其ひとしき謂は諸の佛の覺は同きさとり也覺とは一切の夢さめて是非取捨なく何の心もなきをさとりとは云也然るに迷の夢とは夢には月花をみてさむれは花も月もなし此夢のごとくにまよへる人は此理を不知さとれる人は是をしる也まして成佛の人は即成等正覺也然れは聖靈亡魂頓證菩提との儀なり靈は死せる人の玉しゐ也それをうやまひて聖の字を付て聖靈とは云也頓證菩提とははやく佛のさとりを得せしめ給へと云事ぞ

○八功德水　八功德水は甘冷軟輕（カンレイナンキヤウ）淨不臭不損喉飲已不傷腸とあり功德池は是を云り

○女院は御かざりおろさせ給ひ幽閑寂寞の御住居にて吉田にましますといへども事とひまいらする人もなく冷泉隆房卿の北の方七條修理大夫信隆卿の北の方の外はたれ御とふらひ奉る人もなしといへり

○此兩人の北方は御連枝たちなれば尤也他の人は鎌

倉どのへの聞えをつゝしみ又は人口をおそれ其上いにしへのよしみをわすれざるものはまれなるもの也これたゞ頼朝卿の御あやまりと云つべしたれの御むすめにてもましませ國母の御事也一寺をもたていれまいらせともしからざるほどのまいないはよりとも卿のさたに及ぶへき儀也

○女院みやこちかき御住居みちゆき人の人めもしげければとて小原の寂光院とかやにいらせまし〱ける御宮づかへは大納言のすけ阿波の內侍只ふたりぞつかうまつりけるといへり

○市場の中にても海邊にても山のおくとても心のおさめによりうき世の塵埃をのがれずといふ事なしそのまことの道に入ぬれば住所にはよるべからず然とも女院の御身にてはおくふかき山路に入尊靈の御菩提をもとぶらひ給はんとおぼしめしたちし御事はいと殊勝にも侍るならし夫出家といふにしなしなありかたちばかりを出家として世間名聞を事とし寺舍を結講し檀徒を謟(ヘツラウ)あり是を形行の出家といふ又羅漢果の出家として親俗をはなれ小乘の法をたて未來永刧をねがひ或は五戒十戒五十戒二百五十戒五百戒を持六時を懃行(ゴンギヤウ)をつとめ身心をくだくもあり又眞行の出家として一衣一鉢一所不住一心不亂の出家も有又大乘の出家として自力自得して國家安全長久のいのりを專と行もあり又以心傳心悟道發明して卽身卽佛三世一躰と觀ずるもあり又他力方便の說をとゝし一心三昧に行もあり又主君或は妻子にはなれ愁歎のやみにまよひ其亡魂の菩提を修せんと一向に行もあり是を報恩出家といふ今建禮門院の行躰は報恩出家といふべきにや

小原御幸の事

○抄云北祭　賀茂祭也四月二日酉也其前の日上卿陣に著て六府を召て警固をさだむ當日の使は近衞の中つとむ葵葛縵(アフヒカヅラノタスキ)をかくる賀茂松尾の社司禁中其外諸家へ葵をたてまつる欽明天皇の御宇に始る十一月も北祭と云說あれども是は臨時の祭也本北祭と云は四月也

○淸原深養父(フカヤフ)　天武天皇七代豐前守房則男也從五位下藏人雜色補陀樂寺(フダラクジ)の舊跡市原に有と云り

○甍破ては霧燒二不斷香一扉落ては月挑二常住燭一

面のことしかはらやふれて霧ふだんの香となりと
字ぼそおちて月常燈のごとしと也
○綠羅垣翠黛山　綠羅はみどりのうすきかきぞ翠
黛の山とは遠山をまゆすみにたとへて云へり
○瓢簞屢空草顏淵巷　滋藜藋深鎖雨原憲樞濕
意は顏淵と云は孔子の第一の門弟也此人一物をだ
にたくはへず水をもひようたむにてのみける也陋
巷にありとていやしきちまたに居たる人也又原憲
と云賢人は繩樞とて繩帷布の內に居たぞ顏淵かへ
うたんの中には水さへなくして草の巷に居たる也
藜藋深鎖とはあかざと云草おひしげりてとざす程
也との儀ぞ雨原憲か樞を濕とは原憲が宅はもれて
なはの帷布よりつたひてとぼそうるほすと也原憲
も孔子の門弟也今建禮門院御住居かりそめなるに
よせて云り
○五戒十善の御果報盡て殺生偸盜邪婬の三つは身業
の罪妄語綺語惡兩舌の四つは口業の罪貪欲嗔恚愚
癡の三は意上の罪此十惡を翻して再犯さるを十善
とは云也五戒は十惡の中に有過去にて此戒を保し
果に依て十善の帝と生給ふ此十善の位に上中下有

右注す
○欲智過去因見其現在果欲知未來果見其現在因
因果經の文也意は過去の因をしらんとほつせは其
現在の因をみよ未來の果をしらんとならば其現在
の因をみよと也因果の二つを現在にて皆しれとの
儀ぞ過去は生れぬさき現在は生れたる娑婆未來は
後生ぞ三世一たいの心を云りかく佛の敎給ふは今
現在にて過去の因をはたし未來たすかれと佛は說
給へり
○難行苦行　悉達太子十九歲の時檀特山に入給ひ
三十の御歲まで十二年の間の仙人に仕給ひし事を
云り
○紀伊二位　少納言入道信西が妻也法皇の御乳母
なり阿波內侍が母也
○來迎の三尊　彌陀觀音勢至なり彌陀は十刧正覺
の佛觀音はをとをしる心也慈悲ふかき佛にて人間
の苦音を聞給ひて色々に御身を變してまよひをた
すけ給ふ也勢至とはいきほひいたる心也いづくへ
もいたつて衆生を救ひ給ふ也來迎はまよひの衆生
を來りむかひて八億四千の罪を滅し光明の內にひ

つにつゞめ給ふ儀也
○普賢　右に注す大日の會座にしては金剛薩埵釋迦の會座にしては號ニ普賢一
○善導和尚　淨土の祖師也梁の武帝の貴會僧也
○蘭麝　名香也聖武帝の御時日本に渡
○諸行の要文　諸行無常是生滅法の四句の文なり
○大江定基法師　平城天皇七代參議左大辨齊光二男從五位下參河守長保六年に入唐其先寛和二年六月に出家法名寂昭號ニ圓通大師一
○笙歌遙聞孤雲上聖衆來迎落日前　是は寂昭法師清凉山の麓にて西方を拜しての語也笙歌は管絃の音ぞ孤雲とは一つの雲と云心聖衆は極樂の佛菩を云也まよひをはなれてさとりに至り給ふ事を聖衆とは云ぞ
○綾羅錦繍の粧　あやのうす物にしきのぬひ物ぞ
○花筐　はなをつみて入かご也
○羊躑躅　羊此花をみて親の乳ぶさに似たるとてをとると云也仍て羊をとるゝと書と云り又杜鵑花とも云此花の咲時郭公來る故に云也郭公を杜鵑と書
○閼伽の水　閼伽は水の梵語也閼伽はかりも水也
○文治二年卯月廿日あまり女院御とふらひのために法王寂光院に御幸ありしと也
○まへのとしの春より建禮門院吉田にまし／＼しといへどもつゐに法王より御とぶらひに御入をつかはさせ給はざりし御事はいかゞ下々の人／＼は世をはゞかり御をとづれなさゞりし事もありなん法王何の御はゞかりかあらんや是御あやまりと云つべし然ども今はる／＼と小原まで御幸ありしはせめてむかしをおぼしめし出給けるにや
○女院は保元二年丁丑八月廿二日に誕生ありて十五歳にて入内同女御十六にて后妃廿二にて皇子御誕生廿五にて院號かうふらせ給ひ建禮門院と號したてまつる廿九にて西海より都へ還御ありて同五月一日御出家同九月に寂光院にいらせ給ひ建久二年辛亥二月十四日御歳みそじ五とせにしてをはらせ給ひけるとかや

六だうのさたの事

○抄云非想の八萬劫猶遂ニ必滅憂一　此非想天と云は三十三天の上天也此天には日月の光なし身より

光を放壽命此の一年を一日にして八億萬歳なり是も其後は滅するかぎりが有ぞとの佛說なり

○欲界の六天未レ免ニ五衰之悲ニ欲界の六天又五衰所々に注す欲界の六天は梵天の下に有り

○喜見城の勝妙の樂中間禪之高臺之閣夢の裏の果報又幻の間の樂旣に流轉の無窮　喜見城の勝妙の樂とは梵天帝釋王の樂を云り中間禪の高臺の閣とは帝釋の宮殿ぞ是を中間禪と云はまた此上非想天非々想とてあり仍て中間禪とは云り此壽命は此界の一年を一日にして十萬年の壽命也然ども是かぎりありて終あり其上たのしみ多きに仍て後生を不レ知仍て天地の內流轉する事きはまりなきぞとなり此說諸經にあり

○五障三從　五障は法花經に一者不得作梵天王二者帝釋三者魔王四者轉輪聖王五者佛身云何女身是也又三從は女に三ッの家なしとて幼なき時は親の家に居年たけて夫の家に居老ては又子の家に居是を三從と云り

○六根　眼耳鼻舌身意是也生出たる所は佛躰なれ共年長行にしたがひて此六根故に罪を作也

○拜禮　元日の朝拜ぞ

○更衣　四月一日櫻いろにそめしたものとをしければ衣かへうきけふにそ有ける

○佛名　十二月十九日より廿一日まで三日の間に有三世の諸佛の名號を唱へて六根の罪を滅する意也佛名經にとかるゝ心は功德量なきと也寶龜五年十二月より始る承和の比は每年有佛名三日の間は諸國殺生禁斷の由格に云り

○六欲四禪の雲上　六欲とは欲界六天を云り四王天忉利天夜摩天都卒天樂變化天他化自在天是也此六天には飲食婬欲等ある所なれば欲界とは云るなり然れどもたのしみきはまりなき所なればたとへていへり四禪とは此欲界の上に四ッの天有初禪天第二禪天第三禪天第四禪天是を四禪と云色界の中に有

○春は南殿櫻　紫宸殿の前に右近橘左近櫻とて有是も昔は梅にて有しを仁和の御時櫻に植かへ給ひし也

○九夏三伏の熱日　源順詩に九夏三伏之暑月竹含ニ錯午之風ニ九夏とは夏三月の九十日を云三伏と

は六月の節に入て始の庚を曰ニ初伏ト中庚を曰ニ中伏ト後庚を曰ニ末伏ト是極熱熾盛の日也

○玄冬素雪寒夜　是も右の詩の二句に玄冬素雪之寒朝松影ニ君子之徳ト玄冬とは冬の水の色は黒きに依て玄冬と云り素雪は白き雪也

○長生不老　長生殿不老門とて内裏に有

○蓬萊不死の藥　蓬萊と云所に不死の藥有とて昔秦始皇徐福と云者に尋させ漢の武帝は文成に求さしむ然れども求えずして徐福は日本へにげ去文成は被罪なり

○四苦八苦　生苦老苦病苦死苦愛別離苦五盛陰苦求不得苦怨憎會苦是也初の四つは四苦と云合て八苦也

○帝釋の諍　佛説には今見ゆる天の上に又天あり其天の主を帝釋と云四天王も日月も此帝釋の臣也此威勢の上にも羅睺阿修羅と云敵有て日々に戰有此軍の根元は舍脂婦人を吾妻にせんとの諍也と佛説也

○萬乘の主　孟子曰萬乘國注に云萬乘は謂ニ天子ト

○粟散邊土　四輪王の國の外は皆粟散邊地也右に注す

○無間阿鼻の焔の底　無間の深さ百六十億里と云阿鼻地獄と云はとこしなへに焔もえ上ると也

○玄弉三藏　河南の洛陽の人也姓は陣氏潁川の陣仲弓が後也渡天して十三年百卅餘國を廻貞觀十九年に歸唐す太宗勅して弘福寺にして翻經せし也

○日藏上人　洛城の人延喜十六年二月金峯山の入ニ椿山寺ト時十二歳也天慶四年の秋三七日の間息終て冥途往地獄をみて歸也釋書にあり

○藏王權現　宣化天皇三年に出現

女院御わうじやうの事

○抄云德大寺左大將實定　左大臣公能公男也正二位左大臣

○本願訛給はずば　我順次往生の願心決定也必來迎し給へと深く信詞ぞ無量壽經に如是大願誠諦不虛超出世間と說り

○建久二年二月　後鳥羽院三ツめの年號也安德の入水は文治元年三月廿四日建久二年まで七年

○龍女が正覺の跡を追ひ法華經提婆品に八歳龍女即

身成佛と說り此意は龍宮城に娑竭羅龍王と云有其息女八歲時龍宮にして法花經を文珠の說給ふ時當座に悟を得靈鷲山に詣て女人の身なれども佛果を得と申上たり舍利弗等いかでか女人の身として成佛せんと疑はれけれど法花の心は男女の隔なく即身成佛なれば女身ながら速に成佛せり是を法花に女言以汝神力觀我成佛復速於此矣速於此と意は龍女以寶珠獻佛佛即受く然に龍女佛になる事はこれよりもはやしと云事也女身成佛と云法花の文分明也其後男子に身を變すると云相をもみせたり是佛になれば自在の故也此經文の心を云り

○韋提希夫人　無量壽經に云如是我聞一時佛在王舍城耆闍崛山中與大比丘衆千二百五十人俱菩薩三萬二千文珠師利法王子而爲上首爾時王舍大城有一太子名阿闍世隨順調達惡友之敎收執父王頻婆娑羅幽閉置於七重室內制諸群臣一不得往國大夫人名韋提希恭敬大王澡浴淸淨以酥蜜和麨用塗其身諸瓔珞中盛蒲桃漿蜜以上王爾時大王食麨飮漿求水漱口畢已合掌恭敬向耆闍堀山遙禮世尊而作是言大月揵連是吾親友願興慈悲授我八戒時月揵連如鷹隼飛疾至王所日日如是授王八戒世尊亦遣尊者富樓那爲王說法如是時間經三七日王食麨蜜得聞法故顏色和悅畧之此經の心は天竺佛在世の時頻婆娑羅と云國王其太子に阿闍世とて惡人有其友は惡人達多也此達多がすゝめに依て父王を籠に押入食を止時に王の夫人韋提希身のかざりようらくを麨蜜にして入也王其蜜をなめてつゐに飢ず時に耆闍堀山にむかひ釋尊を拜す其時目連は王のしたしき友なりければ鷹のごとくに飛來籠の中に入王に食をあたへ八戒を授らる世尊も富樓那を遣し法をとかしむ三七日過てみせければ常よりも顏色よし其後是母韋提希の所爲なりと聞劍をぬき持母を害せんとす時に月光と耆婆と云二人の臣下劔に取付昔より父を殺したる王一萬八千人有然とも母を殺たる者なしと云て劔をうばひければ殺事止にけり是も後には佛の敎に依て佛果菩提に入しとの佛說也

平家物語抄卷第十二之下終

平家物語考證

全


國學院大學出版部印

平家物語考證凡例

一此書雖多異本至其實否則國史及諸家歷記足衡斷焉不俱（俟イ）以他異本讐對但所載遠鄙之細事委巷之偶談其說諸本雖或異亦各難決眞僞故專從當時之刻本而異本盡略焉

一此書載故事禮節者直引典籍以註之或其事多端者折其意而解之若其不詳者雖稗管小史可證者釆備矣考間附以今按矣猶（於イ）未考得者暫闕焉或雖一言一事近於古者則悉註之庶幾兒童爲存肄　王制之階梯矣未敢爲君子洽聞也

一此書所載錯亂虛妄甚夥矣或拾綴古今而附會髣髴者或事蹤可取而年月齟齬者不可勝計也今悉從其文而舉舊記之全章以示其差謬焉又不逐一贅其辨也見者察焉

一本書雖不載其事便覽其時勢者亦從類以附舊記文

一此書載漢唐故事者都卑近也因不委註焉唯崇文之簡者而已

平家物語作者事

兼好法師徒然草曰後鳥羽院の御時信濃前司行長稽古のほまれありけるか樂府の御論義の番にめされて七德の舞をふたつわすれたりけれは五德冠者と異名をつきにけるをこゝろうきことにして學問をすてゝ遁世したりけるを慈鎭和尚一藝あるものをは下部までもめしをきて不便にせさせ給けれは此信濃入道を扶持し給けり此行長入道平家物語をつくりて生佛といひける盲目にをしへてかたらせけりさて山門の事をことにゆゝしくかけり九郎判官の事はくはしくしりて書のせたり蒲冠者のことはよくしらざりけるにやをほくの事ともしるしもらせり武士の事弓馬のわさ（從イ）は生佛東國の者にて武士に問きゝてかゝせけり彼生佛か生れつきのこゑを今の琵琶法師はまなびたるなり

大系圖曰民部少輔時長書二平家物語一其一人也

按行長者中山中納言顯時卿孫治部大輔行隆子下野守行長此人歟徒然草稱二信濃前司一大系圖脫二此官一歟如此之類不レ少也時長者彼顯時卿孫修理大夫時光子也共葉室庶流而已按レ之此書不レ出二一人之手一歟大系圖稱二其一人一又成異說稱二隨一一則時長行長共揮（權イ）二筆力一者矣猶可レ考レ之

又曰或云此書依二桂大納言光賴卿記一書レ之此說不レ然矣考光賴卿 長寬二年八月十四日 出家承安三年正月五日薨 此書委註二嘉應以後事一則知レ不レ出二彼卿記一矣

定俊按ニ平家物語ハ安元治承ノ間ダ源平興亡ノ事實ヲ記錄スシカシ只文章ニ風流ヲ專ラトシテ詳ニ考ヘタル書ニアラズ事實モ證據ニ成カタシシカレドモ故溪雲院內府ノ談ニ平家物語ハ文ノ巧ミナルコト源氏物語ニモ蹤ヲ接スベキ文章ナリトイヘリ尤モ物語ノ中ニ多ク朝儀典故ヲ引トイヘドモ偏ニ衰世ノ事ヲ聞ニマカセテ書タレバ差誤スルコトノミナリ人物ノ褒貶黜陟モ經理ヲ用ヒザレバ異端曲說ノ外俗說私意ニワタリテ後世ヲアヤマルコト無キニアラズ本書ノ凡例ニ云ガゴトク兒童王制ヲ肄フノ階梯ニシテシカリ

是物語ニ異本アリ八坂本長門本等コレナリ長

門本ハ大略源平盛衰記ニ同ジ今用ル所ノ本書ハ京師流布ノ本ナリ又流布ノ本ニツイテ數品アリ寫本アリ印本アリ數品ノ本ヲ聚メテ校正スルニ文字ノ訛リ假名ノ違ヒ隔別ノ好本ナシ古ヨリ是ノ物語ハ家記實錄等ノ如ク秘藏セズ故ニ舊本ハ絕テ見ヘズ或ハ琵琶法師ノ暗ニ記シタルヲ以テ書記セルユヘニカ今ノ印本眞書草書トモニ訛リ多シ

琵琶法師ノ平家ヲ傳ル者一部十二卷ニ通ズルヲ一部平家ト云其上ニ鏡劒ノ卷トイフ事アリ大秘事ト稱シテ謾ニ唱ヘズ故ニ其ノ文段ヲ知ラズ又流布ノ物語ニ鏡劒ノ段ヲ闕ク或云太平記ノ劒ノ卷ハ本平家物語ニ屬スト猶考ベシ物語ノ始終崇德院天承年中ニ始テ順德院承久以後ニ終ル凡前後百餘年ノ事ヲ記セリ又大系圖行長カ名下ニ平家物語ノ作者タルコトヲ記セズ時長ガ名下ニ平家物語作者隨一ト記セリ時長ハ行長ガ從弟ナレバ共ニ一書ノ功ヲ成セルナルベシ發起スルモノハ時長ナルニヨツテ隨一ト稱スルカ又太平記ニ高師直ガ贊僧眞都覺一ヲシテ平家ヲ歌ハシムルコトアリ是時スデニ平家ヲ人ノ玩ビトセリ兼好ハ正シク當時ニヲイテ博識ノ譽アリ考ナキ事ヲ徒然草ニ書引ズベカラズ行長モ作者ノ一人ナルベシ

平家物語考證卷之一

目録

平家物語考證卷之一

松堂閑人四醉生編
洛陽後學源道格集
羽林中郞將藤原定俊補

きをんしやうしやの事

○きをんしやうしやのかねのこゑ
祇園精舍見賢愚經
補衆經音義曰祇園或言祇陀或言祇洹皆訛也應言逝多云々祇園精舍圖ニ詳ナリ又阿含經ニ打鐘ノ偈アリ洪鐘震響覺群生聲徧十方無量土云々鐘ノ聲ニ諸行無常ノ響アルコトヲイマダ考ヘス三千威儀云擊鐘五事七法五無常聞鐘聲生善云々
○諸行無常のひゝきあり
諸行無常見涅槃經聖行品
○しやらさうじゆの花の色　娑羅雙樹見華嚴音義
補翻譯名義云娑羅此云堅固
○盛者必衰のことはりをあらはす　此語未及管見
但興衰之儀見出曜經無常品

補雙樹四枯四榮ノ事宗鏡錄ニ詳ナリ
○しんのてうかう　秦趙高　秦二世本紀
○かんのわうまう　漢王莽　漢列傳
○梁のしうい　梁周伊　梁書及通鑑綱目等
無ㇾ所ㇾ見按可ㇾ作ニ朱异ㇾ歟异仕ニ梁武帝ㇾ阿諛用ㇾ事卅年納ニ侯景之叛ㇾ遂亡ㇾ梁焉今此書作者類ニ趙高ㇾ擧ㇾ之矣詳見ニ梁書列傳ㇾ
○たうのろくさん　唐安祿山　唐列傳
○承平の將門　日本紀略曰天慶二年十二月廿七日發亥下野國豐田郡武夫奉ニ於平將門幷武藏守從五位位下興世王等ㇾ謀反虜ニ掠東國ㇾ三年正月一日任ニ東海東山山陽道等追補使以下十五人ㇾ其中東海道使從四位上藤原忠舒東山道使從五位下小野維幹山陰道使正五位下小野好古九日乙亥以ニ武藏介源經基ㇾ叙ニ從五位下ㇾ依ㇾ申ニ東國凶賊平將門謀反之由ㇾ也十九日乙酉勅以ニ參議修理大夫藤原朝臣忠文ㇾ任ニ右衛門督ㇾ爲ニ征東大將軍ㇾ二月八日甲辰天皇御ニ南殿ㇾ發ニ遣征東大將軍參議右衛門督藤原朝臣忠文ㇾ賜ニ節刀ㇾ廿五日信濃國馳驛來奏云凶賊平將門今月十三日於ニ下總國幸島ㇾ合戰之間爲ニ下野陸奥軍士

平貞盛藤原秀郷等被討殺之由三月五日辛未藤原秀郷飛驛言上殺害平將門之由九日以下野掾藤原秀郷叙從四位下以常陸掾平貞盛叙從五位下已依討平將門之功也十八日甲申征東大將軍解狀云與世王爲藤原公雅被殺了四月廿五日庚申藤原秀鄕差使平將門首五月十五日庚辰征東大將軍參議右衞門督藤原忠文入洛返上節刀古事談曰仁和寺式部卿宮御許に將門參入具郎等五六人云々出御門之時貞盛又參入不相具郎等則參御前申云今日郎等不候尤口惜事也郎等ありせは今日殺してまし此將門は天下に可引出大事者也と申けり將門逆亂者天慶二年十一月始披露云云領東八ヶ國奪官鎰任國司行除目大臣以下文武皆以點定但所闕者曆博士計也又献書狀於太政大臣許其狀云將門討滅一國罪科可及百縣因之待朝議之間虜掠坂東諸國畢伏檢昭穆將門柏原天皇五代之孫也縱永領半國豈謂非運哉昔振兵威取天下者皆史書所見也將門天之所與既在武藝而公家頗無褒賞被下譴責之符省身多恥面目何施推而案之甚以幸也將門少年之日奉名符於太政大臣殿下數十年之間我致勤公之誠然相國攝政之世不意擧於此事歎念之至不可勝言將門雖萠邦君（傾國イ）之謀何奉忘舊主貴閣且賜察之幸也以一貫萬將門謹言

天慶二年十二月十五日　平將門 上

謹々上太政大臣少將閤賀息下

同三年正月廿二日善相公息定額僧沙門淨藏爲降伏將門於延曆寺首楞嚴院三七日修大威德法然間將門帶弓箭現立燈盞伴僧弟子等見奇之又鏑聲出自壇中指東去畢爰淨藏云既知將門降伏又公家被行大仁王會淨藏爲待賢門導師此日京洛騷動云只今將門之輩既入洛云云爰淨藏奏云將門之首只今可持參也云云爰絕入宮人聞此言忽蘇生果如其言

二月八日天皇出御南殿賜征夷大將軍右衞門督藤原忠文節刀下遣於坂東國即以參議修理太夫兼右衞門督藤原忠文爲大將軍刑部大輔藤原忠舒右京亮同國幹大監物平清基散位源就國司經基等爲副將軍二月一日下野押領使藤原秀鄕常陸掾平貞盛等率四千餘人兵 或說一萬九千人 於下野國

與將門合戰之間將門之陣已被討靡迷于三兵手遁身四方中矢死者數百人也同十三日貞盛秀鄕等至下野國征襲將門而將門率兵隱島廣山始自將門之舘至士卒之宅皆悉燒廻同十四日未刻於同國貞盛爲憲秀鄕棄身命馳向射合于時將門忘風飛之步失梨老之術即中貞盛之矢落馬秀鄕馳至其所斬將門之頸以屬士卒貞盛下馬到秀鄕前合戰章云現被天罰中神鏑云々其日將門伴類被射殺者一百九十八人云々誅將門之勸賞藤原秀鄕叙從四位下兼賜功田永傳子孫更追兼任下野武藏兩國守平貞盛叙從五位上任右馬助

又源經基叙從五位下兼任太宰大貳

　補葛原親王裔鎭守府將軍平良將子

○天慶の純友　日本紀略曰承平六年六月某日南海賊徒首藤原純友結黨屯聚伊豫國日振島設千餘艘抄刧官物私財爰以紀淑人任伊豫守令兼行追捕事賊徒聞其寛仁二千五百餘人悔過就刑魁帥小野氏彥秋茂津時成等合三十餘人束手進交名歸降即給衣食田畑行種子令勸農業號之前海賊天慶四年五月十九日戊寅征南海賊使小野好古飛驛言賊徒虜掠太宰府內仍以參議右衞門督藤原朝臣忠文任征西大將軍又任副將軍軍監以下七月七日乙丑傳賊徒藤原純友並重太丸頭或云橘遠保誅純友八月七甲午征罰使右近少將小野好古入京

古事談曰天慶二年十一月廿二日(一イ)有勅遣內供奉十禪師明達於攝津國住吉神宮寺爲降西海賊藤原純友二七箇日令修毘沙門天調伏法引卒廿口伴僧(門徒イ)于時海賊純友等遂以捕得　純友追討記云伊與掾藤原純友居住彼國爲海賊之首唯所受性狼戾爲宗不拘禮法多率人衆常行南海山陽等國々濫吹爲事暴惡之類聞彼威猛追從稍多押取(奪イ)官物燒亡官舍以之爲其朝暮之勤遙聞將門之謀反之由亦企逆亂漸擬上道此頃東西二京連夜放火依之男送夜於屋上女運水於庭中純友士卒交京洛所致云々爰備前介子高風聞此事爲奏聞其旨十二月下旬相具妻子自陸路上道純友聞之將爲害子高令郎等文元等追及攝津國兎原郡須岐(酒イ)驛文元等放矢如雨遂獲子高(アイ)載耳割鼻奪妻將去也子息等爲賊被殺畢公

家大驚下固關使於諸國且於純友給嚴密官符兼預榮爵叙從五位下而純友野心未改猾賊彌陸讚岐國與彼賊軍合戰大破中矢死者數百人介藤原國風軍敗招警固使坂上敏基竊逃向阿波國也純友入國府放火燒亡收公私財物也介國風更向淡路國注於具狀飛驛言上經二ヶ月招集武勇人歸讚岐國相待官軍之到來于時公家遣追捕使左近少將小野好古爲長官以源經基爲次官以右衛門尉藤原慶幸爲判官以左衛門志大藏春實爲主典即向播摩讚岐等二ヶ國作二百餘艘船指賊地伊豫國艤向於是純友所儲船號千五百艘官使未到以前純友次將藤原恆利脫賊陣竊逃來着國風之處件恆利能知賊徒宿所隱家幷海陸兩道通塞案內者也仍國風置爲指南副勇悍者令擊賊大敗散如葉浮海上且防陸路絕其便道且追海上認其泊處遭風波難失其所賊所向相求之間賊徒到太宰府更所儲軍士出壁防戰爲賊被敗于時賊奪取太宰府累代財物放火燒府畢寇賊郡內之間官使好古引率武勇自陸地行向慶幸春實等皷棹自海上赴向筑前國博多津賊即待戰一擧欲決死生春實戰酣祖亂髮取短兵振呼入賊中恆利遠方等亦相隨遂入截得數多之賊賊陣更乘船戰之時官軍入賊船着火燒船凶黨破悉就擒殺所取得賊船八百餘艘中箭死傷者數百人恐官軍威入海男女不可勝計賊徒主伴相共各離散或亡或降分散如雲純友乘扁舟逃歸伊豫國爲警固使橘遠保被擒次將等皆國々處々被捕純友得捕禁固其身於獄中死

補藤原氏中納言長良裔太宰少貳良範子

○かうわのぎしん　百練抄曰堀河院康和三年七月七日可追討對馬守源義親之由宣下依横行鎭西寃陵州民也同十二月八日配流前對馬守義親於隱岐國依太宰府訴也

鳥羽院天仁元年正月廿九日但馬守正盛隨身源義親並郎從四人首參洛廷尉於川原請取義親去年配流隱岐國而留出雲國切略人民奪取官物仍遣追討使也先之諸卿定申任康平貞任之例被行之

補清和源氏義家子

○平治の信頼　百練抄曰二條院平治元年十二月九

日夜右衛門督信頼卿前下野守義朝等謀反放二火上皇三條烏丸御所一奉レ移二皇上西門院(統子)於一本御書所一同廿六日遣二官軍於大內一追二討信頼卿以下輩一官軍分散信頼兵乘レ勝襲來合二戰于六條河原一信頼 朝臣等敗北信頼至二于仁和寺一遣二前常陸守經盛一召二取信頼一斬レ首其外被レ誅者多

補中關白道隆裔大藏卿忠隆子

○葛原親王九代のこうゐん　桓武天皇第五皇子葛原親王(一品式部卿)　高見王(無官無位)　高望王(上總介始而賜平姓)　良望(陸奥守鎮守府將軍改國香常陸大)　貞盛(陸奥守鎮守府將軍)　維衡(權少將上總介帶刀)　正度(少納言越後武藏守)　正衡(內匠頭)　正盛(但馬讃岐權守)

已上九代也

○諸國のじゆりやうたりしかとも　諸國史(吏イ)。稱二之受領一任四箇年也國司有二五等一守介椽目史生此也其職務字養百姓勸二課農桑一糺二察所部一貢二舉孝義富國利民有二合格違格之制一治一否上有二黜陟一雖レ爲二一方之重寄一准二之京官一則爲二賤劣一也

○殿上の仙せきをいまたゆるされす　仙籍とは聽二昇殿一をいふ也詳に左にしるす杜甫題省中院壁詩曰腐儒衰晚謬通籍又漢元帝紀曰令レ從レ官給事宮司馬中者得レ爲二大父母父母兄弟一通籍應劭註曰爲二尺竹牒記二其年紀名字物色一懸二之宮門一案省相應乃得入也又通略曰入レ館登二瀛洲一叩名二于仙籍一(通略於五車韻瑞見之追可尋本書)今案我朝之制聽二昇殿一以二其名字一註二殿上日給之簡一惣二稱之通籍仙籍一强不レ依二漢唐故事一者。此藏人頭稱二仙籍一亦居二此職一者必聽二昇殿一仍通二稱之一歟

てん上のやみうちの事

○しかるにたゝもりいまた備前のかみたりし時鳥羽院の御願得長壽院を造進して三十三間の御堂をたて一千躰の御佛をすへ奉らる供養は天承元年三月十三日なり(盛衰記に長承五年とす)

天承元年可レ作二二年一也天承二年(長承元年也)三月九日中右記曰今日白河千躰觀音堂供養習二禮堂一(備前權守忠盛造營)也　中央間安二置丈六觀音像一其左右奉レ立等身正觀音像五百躰像一中奉レ納千躰小佛一十三日 同記曰今日千躰觀音堂供養可レ被レ行也(下略)又曰得長壽院額名長尾宮撰中關白殿令レ書レ額給

○勸賞には闕國を給へきよし仰くたされける折ふし

但馬の國あきたりけるをそ下されける上皇猶御感のあまりに内の昇殿をゆるさる

按此段妄談也唯聽二内昇殿一之一何爲レ賞也天承二年三月十三日中右記曰國司忠盛被レ下二遷任宣旨一又聽二内昇殿一

按是歲但馬守者源有賢也不關國是歲五節舞姫宰相中將宗能獻レ之諸國所レ課之内下仕裝充二但馬國一而有賢辭レ之事見二中右記一焉況賜二忠盛遷任宣旨一則不レ任二但馬一必也

又按本朝之制大極殿爲二外朝一紫宸殿爲二内朝一清涼殿爲二内寢一清涼殿南軒號二之殿上一焉士大夫以上得レ侍二此所一者爲二昇殿之人一謂二之殿上一侍臣或稱二雲客一又指二殿上一謂二雲上一大納言公任卿曰人不レ得レ昇二此地一故稱二雲上一今忠盛不二英雄一而以上皇宮之侍臣爲二帝之左右一可レ謂二尤殊遇一

補古ヘハ諸國司一任四箇年也其吏務ニツイテ功過ヲ考ヘ黜陟ノ法ヲ立ツ功アレハ賞シ過アレバ罰ス當時國司ヲ以テ有チニ賞賜ノ器トス可怪ナリ中世以來國吏貪汙ニシテ官物ヲ闕怠ス朝議優容シテ責ルコトナシ習テ常トス一ニ國史ヲ以テ膏腴ノ職トス故ニカクノ如シ

○清涼殿ハ宸儀常居ノ地ナリ貴權トイヘドモ輙スク出入スベカラズ皇子椒親及ビ輔弼ノ臣ハ特ニ禁ノ限ニアラザルノミ昇殿ヲ以テ殊禮トスルニハアラズ

○おなしき年の十一月廿三日五節とよの明の節會の夜忠盛をやみうちにせんとそ議せられける

本朝月令云五節舞者淨御原天皇之所レ制也相傳云天皇御二吉野宮一日暮彈琴有レ興試樂之間前岫之下雲氣忽起疑如二高唐神女一髣髴應レ曲而舞獨入二天矚一他人無レ見擧レ袖五變故謂二之五節一云々其歌云乎度綿度茂邑度綿左備須茂可良多萬乎多茂度邇麻岐底乎度綿左備須茂

或問本朝月令說不レ足レ信歟吉野山神女儀日本紀無二所見一且此歌詠大概出萬葉集山上憶良之吟而今爲二白鳳一故事可レ恠焉愚答曰此言甚善愚竊疑彼天武帝者實簒奪之主也臣子掩二其跡一神二其事一而有二此說一歟且善相公稱弘仁承和好色爲二選納之使一則其妄談虛說不レ待レ言而明也夫秦皇漢氏迷二神仙一先儒謗レ之果而仙娥有下現二前岫一者上則魑魅狐狸

之所爲矣雖レ然善相公猶用ニ神女之說ニ我朝爲ニ故事ニ尤久彼唐宋如元夜張燈實閭里兒戲而已延爲ニ萬乘之觀ニ至ニ宋朝ニ殊爲ニ熾盛ニ韓范目馬諸賢猶不ニ改ニ正之ニ如ニ七夕鵲橋之會ニ亦和漢爲ニ風俗ニ如ニ五節ニ者遊嬿一箇之微事其何足レ恠哉幸後世此儀斷絕及ニ再興ニ之儀則不レ可レ無ニ此辨ニ至ニ辰日宴會ニ者用ニ敎坊女樂ニ而可也

五節儀詳見江家次第

按五節帳臺試者十一月中丑日也御前試者翌寅日也豐明節會者辰日也（已上支干有二時用下支干）此篇稱ニ五節豐明節會ニ者似無レ謂矣但自丑ヨ辰至日舞姬參入侍臣夜々會殿上淵醉等因而窺ニ其間ニ欲レ讎ニ忠盛ニ者乎必不レ實矣凡十一月中卯日（支干有二者次支干也）帝御ニ神嘉殿ニ親行ニ新嘗祭ニ此國家之大禮人臣猶恭敬嚴肅之時也左右近臣豈懷レ刄傷殺害レ之意哉乎且天承二年中右記至無ニ所見ニ焉亦無ニ一事之髣髴ニ則爲ニ虛譚ニ可レ知焉

○身をまつたふして君につかへたてまつれといふ本文あり

此本文未レ及ニ管見ニ

補唐柳玭が盡中所事而不レ能レ保ニ其身ニ斯亦不レ足レ言トイフ文ノ趣意カ

○大きなるさやまきを用意して　按太刀の鞘をつくるは厚朴をけつり革の袋に納て漆にてぬりさかわを入てかたむる也刀はさかわなきによりて直にさやをほそき革にてまきかためてうるしにてかたむるゆへにさや巻といふ也

○又忠盛のらうとうもとは一門たりし平の木工のすけさたみつか孫新の三郎太夫家ふさか子にて左兵衞尉家貞といふ者あり

家貞系圖（愚所レ貯之本）有ニ相違ニ愚本所載越前守正度之子駿河守貞季々々子筑前守度季々々子家貞也家貞與忠盛再從兄弟也尙可レ考焉

○うすあをのかりきぬ　本朝制五位以上用レ綾公卿及聽ニ禁色ニ輩用ニ有文綾ニ（不聽ニ禁色ニ者用ニ無文綾ニ）六位者用レ絹七位以下用レ布故男子無ニ貴賤有位無位ニ惣ニ稱ニ常服ニ爲ニ布衣ニ此自ニ出身之始ニ無レ有ニ階級ニ仍通ニ稱布衣ニ也然叙ニ五位以上ニ者件衣用ニ綾織物等ニ既以聽ニ其制ニ也但雖下官至ニ丞相ニ位窮中一品上祭服猶用レ布仍稱ニ淨衣ニ者布也此用ニ神古質素儀ニ意歟凡此服雖レ用ニ帛綾ニ猶以ニ根本之名ニ稱ニ布衣ニ也唐吳融

閱卿卜居詩

六戴抽毫侍禁闈可堪衰病決然歸　五陵年少如相問
阿對泉頭一布衣　以ニ此詩一可レ見レ之布衣儀能通也雖ニ大臣已上一解ニ官位一者必用ニ布衣一矣稱ニ狩衣一者天子狩獵日群官至ニ山口一撤ニ位袍一代ニ布衣一故號ニ狩衣一也凡布衣雖レ有ニ綾絹布等之差一至レ色者無ニ貴賤之分一依ニ老弱一分ニ其差一依ニ四時一異ニ其色一又不レ依ニ四時一而通ニ用其色一其說詳見ニ裝束物具抄一夫殿上小庭者禁密之地也至ニ于此地一者皆著ニ位袍一家貞召ニ着常服一亂入之故貫首等咎レ之但忠盛闇討爲ニ虛談一則家貞亂入亦虛也又云薄青狩衣者縹薄色布衣也

補桃華蘂葉薄青（タテ白　ヌキ青）

○もよきおとしのはら卷

補甲冑ヲ縫ヲ威ストイフ字義解シガタシ兵庫式ニハ縫ニ作ル

○つるふくろつけたる　つる袋は弦卷なり

補軍防令弓弦袋一口云々

○殿上の小庭　無名門之西神仙門之東下侍之北殿上小板敷之南庭稱ニ之小庭一

補禁秘御抄等ニ詳ナリ

○貫首　藏人頭也以レ爲ニ藏人所之頭一稱ニ貫首一

補卿籍ヲ本官トイフシカレハ藏人頭ハ仙籍ノ首トイフ義カ

○うつほはしらよりうち　宇津保柱者筥樋也雖ニ秘說一註レ之

信實朝臣歌に　寄樋戀

しのふわけてうつほはしらにかゝる樋はもるてふ水の口やなからん

以此歌可知之

○すゝのつなの邊に　自ニ殿上横敷坤隅柱一至ニ校書殿一引ニ蘇芳之綱一付レ鈴稱ニ之鈴綱一藏人召ニ小舍人一之時引レ之通信也件鈴綱始二條院御宇之由見ニ禁秘御抄一天承中未レ可レ有ニ此綱一也作者見ニ後世之儀一推爲ニ之辭一是亦此段爲ニ虛譚之一證一也

○忠盛又御前のめしにまはれけるに　帳臺試之夜貫首以下殿上人各爲ニ舞曲一也

永曆元年十一月十五日山槐記云舞姬昇了發ニ歌笛一了頭辨候ニ大師局戶外殿上人皆列ニ立後町廊一先阿音次鬢佐々良次萬歲樂各亂舞次雲客列入ニ殿馬道一

頭辨舞次予舞了如レ元歸下次舞姫退下

按是歲忠盛立ニ此舞一否不レ知其實否中右記依不レ詳也

○柏子

補文獻通考云柏版長潤如レ手胡部次爲ニ樂節一蓋以代レ抃也云々コノ柏子ト云ハ抃ニテモ手版ニテモアレ樂節ヲ云

○伊勢へいしはすかめなりける　古人能通ニ音律一當席作ニ歌曲式爲レ新歌一用ニ古調一皆定事也此歌當席爲ニ曲調一者歟考ニ延喜主計寮式一伊勢國調用無ニ陶器一但雖レ有ニ此物一以ニ其麁惡一不レ載ニ調庸一乎上古無ニ此器一而中世有レ之乎不レ知レ之假令雖レ無ニ此物一歌意不レ有レ害瓶子本盛レ酒之器也勢州之所レ作甚麁惡不レ勝ニ貯酒一可レ用ニ醯甕一也其意以爲ニ忠盛腐鯖一薄劣非下聽ニ昇殿一之器上比レ不レ勝ニ其用一而嘲ニ其凡鄙一矣忠盛眼目眇々字訓似ニ醯甕之訓一瓶子聲通ニ平氏一故云稱忠盛住ニ伊勢國一仍云伊勢平氏者眇日也假伊勢瓶子者醯甕之音訓也

補眇說文一目小也

○しゝんてんの御ご

補紫震殿ノ北庇ヲ御後ト云

○こしの刀をは主殿つかさにあつけ置てぞ出られける

主殿司者侍ニ殿上一而爲ニ侍臣驅役一之女官也此女官專侍ニ殿上一致不レ伴ニ徊於南殿御後一（南殿北面廂賢聖障子北稱之御後）而今此書謂於ニ紫震殿御後一預ニ腰刀於ニ主殿司一按レ之不ニ殿上一之主殿司而有下得ニ此名一他女官上依爲ニ秘說一不レ註レ之

補禁秘御抄主殿司六人近代十二人云々

○しろうすやうしゆせんしのかみまきあけのふてともへかきたる筆のぢく

此歌稱ニ雜藝一本朝歌曲神樂東遊風俗催馬樂等披講朗詠白柏子今樣雜藝等也惣稱ニ之郢曲一所謂郢曲之名不レ知ニ其故一也而此曲等多失ニ其傳一至ニ神樂一者全存レ之然有ニ源家藤家兩流一藤家流斷絕（大納言定能卿所傳也）源家流者一條左大臣（雅信公）傳ニ今綾小路持明院兩家一專稱ニ家傳一者也東遊者多忠節子孫至ニ于今日一傳レ之攝津守久富稱ニ其傳一至ニ風俗催馬樂一者皆斷絕披講亦詩頌聲斷絕僅存ニ和歌一頌聲朗詠者雖レ有ニ古譜九十八首一得ニ其傳一者只四首而已所謂嘉辰令

月二星適逢東岸西岸柳已上三首於新撰朗詠一首德是北辰合四首也白柏子只一曲水宴曲耳今樣亦斷絕雜藝者二首存之愚披講朗詠白柏子雜藝等習前宰相基輔卿彼卿自筆譜貯家庫然彼譜以附曲節皆用假名古譜又如此仍不知正字以今案解之しろうすやうは白薄樣也今越前國土產稱鳥子牋有厚薄樣々今俗稱薄樣者甚薄上古稱薄樣者厚薄樣々中以其中者爲薄樣歟察之對厚樣而得薄樣之名歟鎌倉右大臣實朝公所携之萬葉集表紙用厚樣紙由見仙覺奥書然實不見其牋薄樣者昔行成大納言所書和歌之薄樣存在故備前守宗恆朝臣家件牋鳥子牋之中者也今俗稱行成紙之少薄歟薄樣者染爲紫紅等色或有施泥繪者也不染者爲白薄樣也しゆせんしの紙先考內相君命曰しせんしの紙と覺てあり基輔卿所授之譜こせんし也引聲謠之時ごうと引也依曲節也所詮三說皆不通不知其物也まきあけの筆者筆管有卷者其類歟ともへかきたる筆のちく者蒔繪管也巴者渝州記閬白水東南流三曲如巴字故名三巴渝州記不見之正字通載此說又字彙者註三巴記之以巴字和訓爲鞆繪者何乎按之畫鞆形故稱鞆繪歟和名鈔云蔣魴切韻云韝音卑和名止毛楊氏漢語抄日本紀等用鞆字俗亦用之本文未詳在臂避弦具也愚按韝者左弓小手也右爲韘件韘韝之圖載吉部秘訓抄其圖聊如不分明仍先年議宗恆朝臣造之今蓄小家去年十月遷幸日愚爲卿相將奉劍璽其時韘韝附弓携之件鞆形其頭圓而尾長尾者懸臂之處也察之以上鞆相并其頭則如三巴之文西園寺家車用此文也蓋雜藝文句以紙筆之具爲其言者歟頭注曰唐李遠送人入蜀詩云巴江學字云今案鞆繪頭圓尾長者巴水之形歟

愚釋雜藝詞今按臆說其當否未可知矣　愚少年之昔有爲俗談者雖一時之詠言今思之偶有感仍謾記焉夫丹波國者去京城西北二日程非不近王畿而山巒重疊村落鄙僻也殊邑其邊隅者極陋士人只知耕耡樵斧而少戠器用品目頭注云識字以上皇御名憚之但本朝無此制然猶憚之從古文用戠字下皆效之凡閭里民俗構草舍設石佛而請僧守之稱之惣堂每有凶喪及追遠之志則以齋食於此僧有筆墨及事疑難者亦求決於此僧爰一富民有女姿色頗美也嫁京師商家一日新壻贈婦家以白鑞堤婦翁得之以爲必珍器也而不知其爲用遍詢比

隣ニ無ニ善知者一少長咸言生涯未レ嘗レ見レ如レ是者遂一村群聚而恠議焉一老進曰是非試ニ惣堂之尊宿一誰得レ辨レ之乎衆素崇ニ此僧一如ニ羅什南獄一也因從ニ其議一禮請レ之僧至望レ之容貌魁偉鬚眉皓潔趺跏座ニ上席一衆羅拜請曰邑土磽确四時無レ暇田疇終日盡年少有歷覽他鄉故多暗ニ事物一有下華洛贈ニ一珍器一者上擧レ邑無ニ知者一冀尊宿許一覽俞レ之僧曰某捧ニ鉢於諸州一無下不レ到之地上苦學積年所ニ物色ニ不レ爲レ少矣所レ疑或必辨矣翁喜而奉提置ニ座右一僧見レ之所レ未レ嘗レ見也又不レ解其形象唯熟觀嗟嘆頻久矣漸先謂曰以衰朽殘年今見ニ此物一懷舊之淚難レ禁少時又云惟到ニ肥陽長崎一始見レ之經ニ數年一又見ニ之於京師一幷今兩三焉嗚呼得レ之其何因緣乎哉賞玩不レ釋レ手如ニ引滿不發一衆庶跱足摩肩爭欲レ聞ニ其說一於レ是卒然作爲ニ其說一曰此是福神巾也得レ之則閭邑繁榮稼穡豐饒此翁之富貴不レ可レ言尤可ニ珍重自愛一焉衆大信伏時有ニ一老一詰云其爲ニ神物一貴重實聞命而其爲ニ形象一甚不ニ尋常一其鈎屈繫レ巾口者何乎僧答云汝不レ知乎被ニ巾於頭上一以レ之撐頤下以便ニ俯仰一又問有ニ旁突出一而洞通ニ巾中一者何乎曰被レ之則塞レ耳由設レ之以通ニ其聞一又問何不レ具ニ左右一曰礙就ニ枕席一由除ニ一方一也衆然諾以爲ニ佛菩薩再來一俱仰レ之彌深僧亦漫然散ニ其才一矣嗚呼知者以不レ知レ爲不レ知レ實也哉如ニ彼僧一不レ知而枉作ニ其說一辨レ之益精而其違益遠如 愚此註釋亦恐レ不レ異ニ彼僧一愚所レ習甚少所レ學甚淺況典籍之乏何以免レ釋鐺提而爲ニ神巾一乎只不レ限ニ此章一終篇皆然矣來者察焉

補定俊按ニしせんしの紙こうせんし紫染紙紅染紙ナルベキカ延喜圖書式云紅花大四斤三斤染紙二百張云々紫草小十斤染紙百二十張半紅紫ノ染紙カクノゴトシトリワキ風流ノ染紙紅紫ヲ以テ首トスベシ白うすやうトイフニ對シテ紫せんし紅せんしニテモアルベキカカク云モ鐺提ヲ神巾ト爲ノ嘲ヲ招クノ臆說ナルベシ

○まさあけの筆　補今ノ有馬筆ノ類カ

○太宰權帥すゑ仲の卿　季仲者小野宮之一族淸愼云六世裔權中納言經季卿男寬治元年十二月八日補ニ藏人頭一嘉保元年六月任ニ參議一承德二年十二月任ニ權中納言一康和四年六月廿三日兼太宰權帥長

治二年十一月一日停中納言權師十二月廿八日配流周防國依日吉訴也同三年二月移配常陸國

()花山院のさきの太政大臣忠雅公　京極關白（師實公）之曾孫花山院左大臣（家忠公）孫中納言（忠宗卿）二男愚二十世祖也母參議家保卿女仁安三年八月十日任太政大臣元暦二年二月十五日出家（法名理智覺）建久四年八月廿六日薨長承二年九月一日父卿黄門君薨于時相國君十三歳歟花山院者近衛南東洞院東一町本名東一條弟又稱小一條也花山院家記云此所往古靈地遷都以前之舊跡也聖德太子攝政之時衆星飛降現于靈石上其後有宗像大神之告閑院左大臣（冬嗣公）居于此祭宗像大神小一條宗像是也貞信公貞保親王亦居于此花山院御時此所爲皇居自是以小一條號花山院京極大殿以此地被進于左大臣（家忠）仍（家忠公）子孫號花山院世居于此弟應仁大亂爲焦土亂後構居其舊地至信長公時猶不故之遷居于土御門内裏東舊地爲民屋吉部秘訓抄云建久二年三月廿八日今日相國禪門密談（花山院根元事）元是彼法皇御所爲板棟門四角植萩築垣土棟

殖罷麥四條宮令傳給（先是不被示之）京極大殿康平之頃令作此舍屋給當爲任所稱近衛殿云々屋大殿御領也地四條宮御領也仍予被宮造進宇治法定院爲其替給件地當世無回祿之（輩）所只此亭也予尋申云有七星位之由承之如何彼答云大殿被仰有行云此亭不可有火事難之由相存如何有行云所存同前云々件七星位有棟木云々依此事示否不知之

故中の御門の藤中納言家成卿其時はいまたはりまのかみにておはしけるかむこにとりてはなやかにもてこなされしかは

家成卿者左大臣魚名公裔參議從三位修理大夫家保卿三男母近江守藤原隆宗女典侍從三位悦子也大治五年十月廿七日任播摩守後花山院左相君（忠雅公）母儀家成卿女也家成卿保延四年十一月十七日任權中納言久安五年七月廿八日轉正仁平四年五月七日依病出家同廿九日薨四十八歳此卿居中御門北烏丸東仍稱中御門中納言爲鳥羽院執權執國政富如陶朱驕過石崇

吉部秘訓抄云建久三年六月十七日向相國禪門（梁田口忠）

公久不ニ謂申一之故也或古事或世事談話成藪其次被談曰故家成卿四度有ニ物合一最後有ニ薫物合一親昭公卿十許輩列座當日朝五條亭南庭新立三間四面檜皮葺屋有勢家八百人分左右一方五節一方祭使供物毌屋庇調度已下七珍萬寶不レ知ニ邊際一一方出ニ毛車一一方獻ニ網代車一或置レ鞍餘十疋引レ之或引下不レ置レ鞍馬上如レ此事不レ可レ勝レ計爲家主沙汰公卿侍臣已下有ニ引出物馬一（公卿置鞍）中將公親奪ニ取顯輔卿分馬一退下是雖ニ侍臣爲ニ聳世響應之氣鬱念之故云々

○それ雄劒をたいして公宴に列し兵仗を給て宮中を出入するはこれ格式のれいをまもる綸命のよしある先規なり

北山羽林要抄云殿上侍臣不レ帶ニ劒笏一者爲ニ要籍驅仕一也然外衞佐等任意不レ帶レ之至ニ于近衞一次將帶劒上殿無レ妨仍宿侍之時副ニ於宿物一持ニ上之一自余不レ能ニ持上一（或說檢非違使又持上云々）按中務以下雖ニ帶劒之官非一勅ニ授之一公卿輩不レ帶レ劒而昇殿近衞將以ニ典禁軍一帶劒昇殿無レ妨此爲ニ禁衞一帶レ之爲レ私不レ帶レ之故也況忠盛爲ニ受領一帶レ之仍爲レ無レ謂也賜ニ兵仗一者執柄以下大臣蒙ニ此宣旨一而具ニ隨身一（以勅書示賜之由也）此宣下事凡護携ニ劒戟一者國典之所レ禁也至ニ大臣者以レ重ニ其人分一禁軍之兵士使レ具其禦左右大臣賜左右番長各一人左右近衞各三人合賜八人關白左右府生各一人左右番長各一人近衞六人合十人也或有レ賜ニ内舍人ニ隨身之例稱レ之隨身兵仗宣也

補劒履上殿ハ異邦ニモ人臣ノ殊禮トス本朝ニ勅授帶劒ノ制アリ故ニ讓位ノ後殊ニ詔シテ曰牛馬輦車勅授等本ノ如シト又兵仗ヲ賜ノ制軍防令ニ見タリ

格式者弘仁貞觀延喜三代之制度也格皆斷絕僅類聚三代格六七卷今存焉弘仁貞觀式泯亡延喜式存焉綸命者禮記緇衣曰王言如レ糸其出如レ綸王言如レ綸其出如レ綍故大人不偶游言註王言之出雖小弘之而大也よしあるは由緒ある也

補律令格式ノ目隋唐トモニ同ジ本朝律十卷令十卷弘仁格十卷式四十卷貞觀格十二卷式二十卷延喜格十二卷式五十卷

○はやく殿上の御ふたをけつつてけつくはんちやうにんおこなはるへきかと

凡殿上日給簡註ニ侍臣之名字一有ニ罪過一時削ニ其名一

停二昇殿一此稱二除籍一禁秘御抄云侍臣等有二罪過一之時及二除籍一頭藏人承レ仰仰二藏人一々々削レ簡藏人非藏人同レ之殿上受領在二彼簡一同削レ之

けつくはんちやうにん　傳寫之失歟けくはんと書へし解官也解官停任者同事也然古來連續而稱之

禁秘御抄云罪淺深被レ定有二解官停任一之由職事仰二上卿一輕レ罪時或被レ止二兼官許一所謂伊通爲隆口論之時皆止兼官不止參議

康治二年正月十二日台記云法皇幸二鳥羽一行二心經會一之間少將成雅朝臣山城前司賴輔鬪諍相共取二本鳥一成雅自拔レ劒切二破賴輔面一血流云々（午レ時申刻）殿上人成レ群見物云々

十四日藏人左少辨源師能來（略）忿着冠直衣相逢師能仰云去十二日於二院陣一鳥羽少將成雅朝臣山城前司賴輔鬪諍成雅拔レ劒切二破賴輔面一了所レ犯不レ輕之上諸大夫以上品格者刄傷人古今未レ有成雅早可レ被二解官一余承二諸之一師能云法皇帝（爲政故加帝也）宣云解官停任同事也然而以二解官一爲二重愼一可レ仰二下解官一之由也又宣云被二解官一之人自然止二昇殿一然而於二此事一者未レ曾レ有早々可二削籍一仍先參內削籍了乍兩官可レ解歟答云攝政仰云先年兩官可レ解之由宣下後重法皇帝可二一定一即遣召二大外記師安朝臣一仰レ之師安云普通事不レ書二宣旨一此事如何余云希有レ之事也書二宣旨一可レ懲後代之亂臣賊士者師安書二宣旨一下二二省一余云如二古記一（備忘者）雖二管領一下二二省一是外記之外亦下二二省一歟師安云是古禮也近代只外記下二二者一也（二省者文官者或仰武官仰兵）師能送レ使者云重法皇帝仰云乍二兩官一可二解官一也

從四位下行右近衞權少將兼尾張守源朝臣成雅

內大臣宣奉　勅件人者十二日於二太上法皇御所邊一手自刄傷散位藤原朝臣賴輔訪レ之前代未レ曾レ有二之犯一也宜レ令レ解二却見任兩官一者

康治二年正月十四日大炊頭兼大外記助教中原朝臣師安奉

鱸の事

○その子ともみな諸衞のすけになる昇殿せしに殿上のまじはりを人きらふにおよはす

忠盛之一男淸盛公大治四年正月六日五位（待賢門院御給）元院非藏人同廿四日左兵衞佐同六年正五位上（労）長承四年

正五位下八月廿一日從四位下（父忠盛搦進海賊賞兵衞佐如元十八）保延二
年四月七日中務大輔（父讓）同三年正月卅日兼肥後守（造進熊野本宮賞）同六年十一月十七日從四位上（中宮白小六條行啓三條殿賞廿三）
久安二年二月一日正四位下（朝覲行幸賞院御給廿九）同二日安藝守
兼大輔保元元年七月十一日播磨守（元安藝守勲功三十九）同三年八
月十日任太宰大貳
二男家盛（一本四男久安六年卒）　從五位下右馬助
三男敎盛（補任三男）　中納言
四男賴盛（補任五男）　大納言
五男經盛（補任二男）　修理太夫
六男忠度　薩摩守
補忠盛ノ子官途ニアツカル者凡六人淸盛大治四年左兵衞佐家盛右馬助ヲ以テ早沒ス敎盛左近將監賴盛保元二年右兵衞佐經盛安藝守忠度左兵衞佐ヲ兼ヌ本文一ニ諸衞佐トイフハ大概ヲイフノミ

○有明の月もあかしの浦なれば
鳥羽上皇問ニ明石浦之景色一忠盛詠ニ此歌一以答言月影波光之美無レ可レ比焉
月もあかしとは月のあかきとうけたる秀句なりあかきとは明なる也波はかりこそよると見えしかどは波の濱にうちあくるをよるといへり倚の字なり和歌のことはによせかへるなといへりかへるとひひきかへる波なり波のよるに夜の字をもたせたり有明の月のあきらかなるあかしのうらはひとへにひるのことし只波のよるを夜といふへきと也波はかせにしたかへはうら風になみのよるとつゞけたる也見えしかは見えしかな也見えしのしの字過去のしの字也見えてありしの意なり

○金葉集　金葉集十卷六百餘頁有四季賀別戀雜及連歌之部天治元年依白川院綸言木工頭俊賴撰焉載此歌詞書云月のあかゝりけるころあかしにまかりて月をみてのぼりたりけるに都の人〳〵月はいかにとたづねければよめる　平忠盛朝臣
凡撰集者承聖武天皇之勅右大辨大伴家持撰レ之古今之和歌千三百十五首載之又有左大辨橘諸兄公撰レ之說焉是撰集之始也延喜五年勅紀貫之等撰ニ古今和歌集一爾來代々有ニ撰集一永享年中撰ニ新續古今集一自ニ古今集一至ニ新續古今集一號ニ之二十一代集一永享以後遂無ニ撰集一也又不レ蒙レ勅而私撰集號ニ之打聞一

萬代集藤葉集類不レ可レ勝レ計

○またせんとうにさいあいの女房をもつて　上古有下人妻給ニ仕於院一內者上如二禁中女御更衣一者以二帝王之妾一故無レ採ニ擇嫁レ人者一尙侍以下非ニ當御一者故不レ避下爲ニ人妻一者上後世掌侍命婦皆被ニ寵幸一因而深避焉忠度母系譜不レ能レ考蓋忠盛之妾矣

補外內ヲ嚴ニスルハ古今ノ大禮ナリタトヒ嫡妻故アッテ宮中ニ處ストモ豈掖庭ニ入テ寢處ヲ共ニセンヤ況ヤ野合ノ交リヲヤ非禮ノ至リ辨スルニ及バズ

○つまに月いたしたる扇　往昔蝙蝠の羽を摸して扇をつくる紙を用るものをかうふりの扇と稱する也紙のいろさま〳〵あり紅紫香丁子等なり或は泥繪をかきあるひは綵色をほどこす凶喪のときは縹の紙を用ゆほねは厚朴を用あるひは竹を用ゆ黑漆朱塗蒔繪等あり凶喪の扇は墨を用ゆ骨數禮記ののするところ七骨九骨十骨等なりこれを夏の扇とす冬の扇は檜を用ゆこれを檜扇と稱す綵色をほどこさゞるをつねとす檜板二十五枚糸を以て是を括るいとのあまりを糊を用て紋をおす少年の人はあるひは繪をかく泥繪也宇治左府香染を用ゆ幼年の人婦人杉を用ゆ杉の板目を用ひざるを横目の扇と稱す板目を用るを杉目の扇と稱すまつつる事をゑかいて色々の糸を以てこれを括て糸のあまりを梅花のかたちに結て扇に卷て持之たゝし高年檢官の人此扇を持事あり法勝寺の一切經會八條相國實行公八十有餘此あふきをもてり

○これはいつくよりの月かけそや　たはふれていへるなりいつくよりいてたる月ぞ扇の出るところ不審なりといへり忠盛の扇たる事を知てわさとおほめひていへり此扇もとより月を畫けり其上扇を月に比する事あり止觀云月隱重山兮擧扇喩之又樂天詩引秋生手裡藏月入懷中

○雲井よりたゝもりきたる月なれは　月の雲間にあらはるゝをもるゝといふ又木の間にもいへり木の間よりもりくる月の影みれはと云へり又影のさすをもると云もあり但おほくは物の間よりさすをもると云へり雲よりもるとは云へし此歌雲井よりもるといへるは和歌において通せず古人のことはかやうのたくひ多したゝもりをか

くし題によみ入たり朧（おぼろ）けは月のくもれる事也おほ
〳〵としたる也源氏物語花宴ふかき夜のあはれを
しるも入月のおほろけならぬちきりとそ思ふ岷江
入楚云おほろけとは少縁と書りおほろけならぬは
少縁ならぬ也此歌のおほろも同しこゝろ也かりそ
めの事にてはいはしとなり

○にるを友とかや

補字書ニ合志曰友トアリ似ルヲ友トイフ至文未
勘ヘズ今ノ俗語ニ似タルモノヲ夫婦ニナルト云事
アリ當時モカクノ如キ俗語アリテヒキ用ヱルモ
ノカ

○保元元年七月に宇治左府世をみたし給ひしとき

百練抄云保元元年七月二日禪定仙院崩ニ于鳥羽安
樂壽院一十一日新院（崇徳）左大臣等有ニ謀反之聞一主上渡ニ
御東三條一官軍清盛義朝等襲ニ白河仙居一（前齋院御所）與ニ
新院軍兵一合戰院方軍兵爲義已下無レ程敗績院駕ニ
御馬一逃去左大臣頼長騎馬脱出之間中ニ流矢一白河
仙居燒ニ拂之一十四日左大臣病レ薨葬ニ大和國般若
野五三昧一後日遣ニ瀧口一令レ實ニ檢死骸之實否一廿四
日新院自ニ仁和寺寛遍法印房一奉レ配ニ讃岐國一去（十二日御）
（出家）廿九日源爲義已下被レ行ニ斬罪一嵯峨天皇以降所
レ不レ行之刑也信西謀也八月三日兼長師長教長等郷
已下配流十月一日皇嘉門院御出家

補頼長ハ忠實第二ノ子父ニ從テ宇治ノ別莊ニ居
レリ依テ號トセリ

○平治元年十二月信頼義朝の謀友の時もみかたにて
賊徒を討平けたりし

百練抄云平治元年十二月九日夜右衛門督信頼卿前
下野守義朝等謀反放ニ火上皇三條烏丸御所一奉レ移ニ
上皇上西門院於一本書所一十七日少納言入道信西
首廷尉於ニ川原一請取渡ニ大路一懸ニ西獄門前樹一件
信西於ニ志加良木山一自害前出雲守光保所ニ尋出一也
廿五日夜主上中宮偸出ニ御清盛朝臣六波羅亭一上
皇渡ニ御仁和寺一廿六日遣ニ官軍於大内一追ニ討信頼
以下輩一官軍分散信頼兵乘レ勝襲來合ニ戰于六條河
原一信頼義朝等敗北信頼至ニ于仁和寺一遣ニ前常陸守
經盛一召ニ取信頼一斬レ首其外被レ誅者多永暦元年正
月九日前左馬頭義朝幷郎從正清等首廷尉請取懸ニ
東獄門前樹一

○つきのとし正三位に叙せらる　永暦元年六月廿

日敍二三位一本正四位下越二二階一八月十一日任二參議一九月二日任二右衞門督一二年正月廿三日補二檢非違大別當一九月十三日任二權中納言一應保二年兼皇后宮權大夫八月廿日敍二從二位一長寬三年八月十七日任二權大納言兼兵部卿一

○牛車輦車の宣旨をかうふつて乘なから宮中を出入す

蒙二牛車宣旨一者得二駕レ牛而出二入大內十二門一

治安元年七月小右記云大外記文義云一日牛車宣旨畢尋二前例一欲二宣旨書一之間者太相府於二朔平門一乘レ車出レ從二上東門一攝政關白人外牛車輦車出二入自二待賢門一而任意用二上東門一如何者能可レ尋二知前例之承一下二宣旨一之人納言公任卿明日可レ問昨日可レ被二取遂一故殿御記並檢非違使類聚聽二輦車等一之矣若依二此事一歟廿九日記云牛車宣旨事問レ遣二按察二返報云車事一日仰云攝政關白可レ聽レ出二入宮中一者外聽二上東待賢等門一云々相尋可令書下者見類聚輦車事聽出入宮中牛車者聽出入上東門云々非是自レ入徵（特）二牛車無レ便レ出二入他門一歟一條左府始用二上東門一後任意用二待賢門一也彼時人有レ所レ申云々

輦車者不レ駕レ牛也有レ網而人挽レ之

久安六年或秘記云此日三位蒙二輦車宣旨一退出 略 五位諸大夫十二人挽レ輦承保元年御曆用二宇治殿輦一之由所見也仍問其輦於禪閤張命曰不レ知何輦但所レ在二鴨院一倉町之輦車歟件輦法成寺入道相國輦云々傳在二宇治殿一歟即借二件輦一豫加二修理一所レ用也其形左右有レ廂前後無レ廂物見所レ爲二連子上一青畫唐草圓文左右赤畫同文赤色簾蘇芳帷裳上白轅鵄尾加壽常事也

蒙輦車宣旨者至二於中衞一而下焉春華門而下レ之說見二于小右記一

太政大臣は一人に師範として四海に儀刑せり

職員令云太政大臣一人師範一人儀刑四海經邦論道燮理陰陽無其人則闕

○昔周の武王の舟にこそ白魚はおとり入たるなれ

史記周本武王東觀兵至二盟津渡河中流一白魚躍二入王舟中一武王俯取以祭

○九代の先蹤をこえ給ふ　見于上

かふろ事

○清盛云仁安三年十一月十一日年五十一にてやまひにをかされ存命のためにとて則出家入道す法名をは淨海とこそつき給へ

清盛出家日時相違

公卿補任曰仁安三年二月十一日因レ病出家一五十法名淨蓮改淨海號六波羅入道太政大臣仁安三年二月九日或秘記云參ニ東宮一自ニ去二日一前大相國惱ニ寸白一云々一昨頗以減氣自ニ昨日一又增氣云々事外六借云々天下大事歟○十一日參ニ東宮一前大相國申時許出家云々所惱重故歟今夜八條女院可レ被レ渡ニ新所一云々而依ニ大相國危急一延引畢六條東洞院云々猶々前太相國所勞天下大事只在ニ此事一也此人夭亡之後彌以衰弊歟○十五日參ニ東宮一今日上皇御下向本開ニ明日之由一而俄有ニ御下向一依ニ相國危急一歟即密幸ニ六波羅第一云々○十七日未刻許參ニ東宮一相ニ合女房一談ニ讓位事等一昨日俄出來事云々上皇有ニ思食事一御出家事歟且因レ之令レ急給又前太相國入道所惱已危急雖レ不レ增ニ日項一非レ更レ有ニ減氣一且彼人夭亡之後天下可レ亂依ニ如レ此事一事頗急思食事歟云々○三月十三日大相國入道所勞不ニ減氣一經ニ日數一云々仍着レ使相訪返答云不食逐レ日陰增云々無ニ其憑一自平愈者可ニ參啓一云々

○花族　稱ニ公達一也謂ニ執柄子弟一至ニ納言一已上之人而素不レ爲ニ人之臣一僕者也

職原抄曰公達者三家等華族也稱ニ三一家一者中院具平親王子孫源氏也不云土御門流雅定大臣以後有中院號　閑院九條右大臣師輔公十一男公季大臣子孫也彼大臣號閑院太政大臣當時雖爲三流惣云閑院也　花山院京極關白息家忠大臣稱花山院右大臣仍其子孫云華山院也　此外大炊御門流家忠大臣弟經實大納言子孫也雖別流世存花山一家之由　以ニ此三流一爲ニ華族公達一也但當時雖ニ皇子皇孫一賜レ姓昇ニ大臣大將一若執柄息中雖レ不レ遂ニ先途一令ニ相ニ續將相一者即又清華勿論事歟近代依無ニ其人一三家頻成ニ英雄之思一者也將又雖レ不レ至ニ將相一經ニ歷近衞次將一昇ニ納言已上一家々又公達之例也於下不ニ放埒之輩一者上隨分皆稱レ雄乎

補異邦ニ清華ト云ハ得第ノ後顯要ノ任ヲ歷ルヲ云ナリ本朝ニ稱スルハ族譜ノ貴キヲ以テ稱スルナリ

○平大納言時忠　桓武天皇裔贈左大臣兵部權大夫平時信之一男

補時忠ハ清盛ノ妻從二位時子ノ弟ナリ

○人非人　法華

補舍利弗問經ニハ八部ヲ人非人トス八部ハ天龍夜叉等也法華會義ニハ老少貴賤ヲ人中ニ收メ地獄鬼畜ヲ非人中ニ收ム又五種ノ黄門ヲ人非人ニ攝スル說アリ

○烏帽子のためやう　六波羅樣の事不考得ねふりのひた柳さびの類歟

三光院故實淸譚云但雖立烏帽子佐比各別（柳佐比之類也）又佐比有種々之品（柳佐比之類）皺御氣色之皺閑院末枝形（西園寺）鞦皺（園）

補伊勢宗五記ニ烏帽子をも二三日前よりさてひたいによくためあはせ候へし云々

○衣文のかきやう　是亦不可考今專高倉樣を用ゆ是花園の餘流なり天仁以前裝束打梨とてゐにらかなりしと也花園左大臣有仁公容色美麗風流を好む裝束おほく糊を用ゆ此を如木と云これより三角一面及び袖のひた等の說あり花園左大臣の說大炊御門左府經宗德大寺左府に傳ふ德大寺の流中世に至て斷絕す大炊御門の流高倉永季につたふ永季より代々今に至て其傳をうしなはす

補束帶ノ衣紋ハ考證ニ詳ナリ又宗五記ニ云一垂ひたれにしたにかたひらのしろきを腰より上にのりをこはくしてきかさねてゑもんを取也ト云々按ニ上ニ烏帽子トアレバ是ノ衣紋モ狩衣直垂ノ類ニテモ有ヘキ歟

○かみをかふろにきりまはし

補漢ニ髡鉗ト云ニ同シ

○直垂　直垂一名二物あり一つは衣服なり一つは衾なり台記に直垂と稱す中右記兵範記にひたれと稱す衾の裁縫久壽三年山槐記に見えたり直垂は領大頸有て胸に紐あり端袖あり大袖と端袖とのぬいめおよびかたのぬいめみな筋組を以て此を結ふ袴前後の腰二つなり股斷の際組あり此を結ぶ定れる色なし今おほくは精好を用ゆ又布を用るあり上古鎧を着る時鎧の下に是を着る文治以前宮家是を着事所見なし武官皆着之錦を用る事此書に見えたり但中山太政大臣賴實を直垂を着て院に參する事明月記に見えたり足利家將車たる頃應永々享以後官家これをもちゆるなり薩戒記親長卿記等に所見あり

補直垂ハ襖ナリアヲト訓ズ戎服ナリ衣服令ニ武官禮服衣襖トアリ今時折烏帽子ヲ着ルトキハ大紋ト稱シ侍烏帽子ヲ着ル時ハ素襖ト稱ストモニ布直垂也又襖ノ字モフスマト訓ズルトキハ直垂トタガヒニアヤマレルカ

○禁門を出入するに姓名を尋ねらるゝにおよはす京師の長吏これかために目をそはむとみえたり

陳鴻長恨歌傳云富埒王室車服邸第與大長公主侔而恩澤勢力則又過之出入禁門不問京師長吏爲之側目云々

我身の榮花の事

○嫡子重盛內大臣の左大將　安元三年正月廿四日轉左大將時大納言正二位元右大將年四十

補以下考證公卿補任ニヨル

○次男宗盛中納言の右大將　同年正月廿四日兼右大將權中納言從二位

○三男知盛三位中將　同年同日敍從三位中將如元

○嫡孫維盛四位少將　嘉應二年十二月晦任右近衛少將承安三年三月九日敍從四位下少將如元

○昔奈良の御門の御とき神龜五年朝家に中衞の大將をはじめをかる

續日本記云神龜五年八月中衞府置二大將一人一（從四位上）少將一人（正五位上）將監四人（從六位上）將曹四人（從七位上）府生六人番長六人中衞三百人（號日來舍人）使部以下亦有レ數其職掌常在二大內一以備二周衞一事並在レ格

○大同四年に中衞を近衞にあらためられしより此かた

職原抄云元者近衞中衞也平城天皇御宇大同二年勅以二近衞一爲二左近衞一以二中衞一爲二右近衞一唐朝殊重二此職一統二領諸宿衞一禁軍故也本朝又爲二重任一

○文德天皇の御時は左に良房右大臣の左大將右に良相大納言の右大將これは閑院の左大臣冬嗣の御子なり

承和九年七月廿五日大納言良房兼右大將齋衡元年八月廿八日右大臣良房轉二左大將一權大納言良相同年九月廿三日任二右大將一良房者忠仁公也良相者西三條右大臣也

○朱雀院の御宇には左に實賴小野宮殿右に師輔九條殿貞信公の御子なり

天慶元年六月大納言實頼任右大將八年十一月廿五日以右大臣兼左大將同日大納言師輔兼右大將實頼者淸愼公也師輔者九條右府也貞信公太政大臣忠平公也

○後冷泉院の御時左に敎通大二條殿右に頼宗堀川殿御堂關白御子なり

寬仁元年四月三日權中納言敎通兼左大將寬德二年十一月廿三日權大納言頼宗兼右大將寬仁者後一條院年號也寬德者後朱雀院年號也此書稱後冷泉院御時者永承中敎通以右大臣兼左大將頼宗以內大臣兼右大將故也敎通公號大二條關白頼宗公號堀河右大臣實乃頼宗兄而敎通弟也頼宗公母者西宮左大臣高明公女也敎通母者一條左大臣雅信公女也法成寺攝政以雅信女爲嫡妻因而敎通之昇進超於頼宗者乎御堂關白者法成寺道長公也當稱御堂攝政矣按道長公正曆中以權大納言蒙內覽宣旨一條三條兩代以左大臣內覽長和五年正月廿九日爲攝政寬仁元年三月十六日讓攝政於頼通公而遂不蒙關白詔此書及榮花物語稱關白者皆以失焉

○二條院の御宇に左に基房右に兼實月輪殿法性寺の御子也

永曆元年八月十四日內大臣基房兼左將應保元年八月十九日權中納言兼實兼右大將法性寺關白者忠通公也基房稱松殿又稱菩提院也兼實稱後法性寺關白又號月輪禪閤

○禁色　紫緋及有紋綾爲禁色

保安元年十二月二日中右記云顯頼先着無文裝束申慶次禁色宣旨被下之後着改綾裝束是謂右衞門權佐顯頼補藏人奏慶賀未被禁色宣旨以前着無紋袍既被禁色宣旨而後改着有紋綾裝束也

補朝野群載

藏人蔭孫正六位上高階朝臣敦遠

　宜聽着禁色衣服

應德三年二月十日

　藏人左衞門權佐藤原朝臣奉

○雜袍　嘉承二年四月廿六日中右記云關白殿若君道時朝臣同日參內頭中將通時朝臣於伏座仰下禁色雜袍也書紙予於奥座奉之抑先例不加雜袍今度有議

被二相加一也五月以二前日一次不レ宜歟無二吉日一仍仰下歟但或人難申
云猶六月許進可レ有也是宿仕之時被レ下二雜袍宣旨一又無雜歟是可
レ然

如此記則指二宿裝束一爲二雜袍一歟宿裝束者衣冠也

後二條關白寬治五年三月朔日記云予着二宿裝束一
謂二之衣冠一

元永二年十一月九日[十一日イ]長秋記云中納言問二下官一云侍
從明日裝束如何下官答云五節殿上人不レ待二雜袍宣
旨一直着二直衣一云々不レ知二子細一可レ被二尋問一時儀
者也仍以レ侍尋レ遣二藤中納言許一返事云尋常儀三
ケ日間所レ着二束帯一也者着二束帯一令候給何事有哉
不レ待二雜袍宣旨一着二直衣一事不二知給一者也中納言又
問二下官一答云只依レ被レ命着二束帯一可レ被レ候也是尋
常儀也着二直衣一事不レ輕覺但丹波前司季房朝臣五
節昇殿不レ待二宣旨一着二雜袍一云々下宮又如レ此共
非二吉例一不レ可レ被二准據一重相尋可レ有二左右一事也
者後日以二此旨一申二左大臣殿一仰云猶三ケ日着二束
帯一參事尋常儀於汝者三月昇殿初參三ヶ日已過畢而
及二五節一着二束帯一事無二便宜一又着二衣冠一無指故仍
觸申故大殿之處雜袍宣旨不レ可レ被レ借只今着何事
有哉隨レ可レ被レ下二其宣下一也者仍隨二被命一所レ令二
着用一也於季房朝臣時事者不レ知二子細一者

此記指二直衣一爲二雜袍一

禁秘御抄云後冷泉院御時俊通雅忠類聽雜袍着紅梅
直衣

此御抄指紅梅直衣爲雜袍

侍中群要云行事着二青色一註云節會行幸不レ着二雜袍
雜色下重等一仍可レ着二紅下重白下重等一然而至二青
色一所レ着也

此抄指二青色一爲二雜袍一〇按以上諸說衣冠直衣青
色等惣爲二雜袍一以レ此觀レ之則香直衣亦雜袍矣蓋
雜參錯也言錯雜之服非位袍束帯之服也束帯者有
官無官都着レ之故稱二日裝束一

補朝野群載

右京權大夫從四位下源朝臣俊頼
宜聽着雜袍
寬治元年八月廿七日
藏人左衛門權佐藤原朝臣奉

定俊案ニ文武天皇大寶元年ニ服制ヲ定ム一位ハ黑
紫三位以上ハ赤紫四位ハ深緋五位ハ淺緋六位ハ深
綠七位淺綠八位深縹初位ハ淺綠ナリ品位ヲ進ムト

キハ服色ヲ賜フ賜服ノ詔ヲ得ザルトキハ互ニ禁色
ナリ四位ハ紫ヲ禁色トシ六位ハ緋ヲ禁色トスルガ
如シ

○れうらきんしう　補綾羅ハ品位ニ依テ許可ヲ蒙
ルモノナリ錦ハ綾ニ準スタトヒ風流トイフトモ其
人ニヨツテ可否アルベシ又トヘバ織成文ヲ第一ト
シ繡モノ是ニツグ繪クモノ又是ニ次グ結花又是ニ
次グ精粗ノ次第カクノ如シシカレドモ是文ハ平氏
ノ族多ク卿大夫ノ任ニ處ス故ニ綾羅ノ冠服ヲ列ス
ル事ヲ云錦繡ハ文ノ序ニ書ルノミ

○櫻町の中納言　少納言入道通憲四男
補成範藤原氏參議正三位勢讎ノ裔

○御臺盤所　臺盤者具食之案也呼ニ人妻一稱ニ臺盤
所ニ蓋取下婦人事ニ饋食一之儀上又稱ニ御臺一者畧也
補易家人六二在中饋ト程傳婦人居中而主饋者也
云々

○后にたゝせ給ふ　諱德子
補淸盛第二女母從二位平時子

○院號かうふらせ給ひて　院號宣下見于下

○准三后の宣旨をかうふらせ給　准三后者准ニ於
三后一也太皇太后帝祖母皇太后帝母皇后帝妻謂ニ之三后一
比ニ擬於三后一以賜ニ年官年爵者一也爵即從五位下官
即諸國丞若ニ內官一也貞觀中忠任公始蒙ニ此宣旨一
宣旨者職事承ニ勅命一而出ニ於陣一告ニ之上卿一上卿命ニ
外記一書レ之而賜ニ其家一稱ニ之宣旨一又上卿命レ辨而
傳レ官史使ニ官務書一レ之者加ニ傳宣之字一以示レ傳レ命ニ
於辨一也命ニ外記一者公卿以下諸國受領任官之類也
命レ官者僧官之類也一々不レ能ニ毛擧一或上卿旣退食
則職事書ニ勅旨一而遣ニ於上卿之私第一稱ニ之口宣案一
而上卿又書レ之而遣ニ於外記之私第一稱ニ之消息宣
下一或職事承ニ勅命一而書レ之直給ニ其人一者稱ニ綸旨一
又詔勅宣命者上卿奉レ勅而令ニ內記書一焉凡大事爲
レ詔小事爲レ勅雖ニ同數ニ命于內外一今且分ニ辨之一則詔
書者用下之制ニ詔於天下一如中大赦改元上是也勅書者
用ニ之誥ニ命於其人一如下太上天皇尊號及給中大臣兵
伏上是也宣命者用ニ之施ニ告於百司一如ニ即位宴會任
大臣及異邦來聘一是也又神社祭文用ニ宣命一焉詔勅
宣皆用ニ黃紙一但伊勢宣命縹紙賀茂宣命紅紙是先規
也宣旨用ニ白紙一稱ニ之白麻口宣案一綸旨用ニ宿紙一即
紙屋紙也

補寛子清盛第三女攝政基實ノ室ナリ定俊案ニ后トハ天子匹配ノ稱ニシテ坤儀ノ號ナリ良房男子ヲ以テ人臣トシテ坤儀ノ號ヲ受ク賜受トモニ名正シカラズ禮ニ於テ大ニ戻レリ後世釋氏ノ徒准三后ノ號ヲ蒙ル可笑

○又按ニ人主ノ號令ヲ出スヲ詔ト云勅ト云宣命ト云位記ト云内記局コレヲ掌ルスナハチ翰林ノ任也日々紫宸殿ニ御シテ大小ノ政事ヲ親ラス直チニ玉音ヲ發シテ威ヲナシ福ヲナス上代ノ制ナリ後世親政ノ制スタレテ紫宸ニ御セズ故ニ宣旨ヲ家ニ賜ヒ太政官ヲ歷ズシテ直チニ綸旨ヲ下ダス皆後世ノ事ナリ甚シキモノハ口宣案ヲ受テ白麻ニ及バザルアリ嘆ズベシ

○北政所　凡寢殿男子以二南面東面一爲レ居女子以二北面西面一爲レ居因官人妻無二貴賤一通呼稱二北方一特關白妻稱二北政所一母稱二大政所一言政所者此亦事二内治一之義猶稱二臺盤所一後世呼二官人妻一稱二北向西向一者古之遺言矣補二關白一後有二政所一始レ之儀別補二家司一職事詳見二于文治或秘記一

○平家知行の國

補國司ハ一任四箇年ナリ封戶ハ官ニ依テ定制アリシカレバ莊園ノ外別ニ知行ノ地アルベカラズ誇張ノ虛詞ナルベシ

○庄園　位田職田封戶之外功臣報勞之地后妃湯沐之邑其子孫受傳妄稱二私領一而設二庄園之名一爾來私貪買二田地一名以二庄園一者甚多矣延久之初置二記錄所一也亦以停二廢庄園一爲二第一義一然猶不レ能二禁止一焉終延爲二武家之領地一後世封建皆原二于此一者乎

補字書ニ田舍ヲ莊トイフ又園トハ田園ナリ貴權巨富ノアマリ貧民ノ田ヲ兼幷シテ幾萬頃ニイタル貧民ハ卓錐ノ地ナクシテ傭耕スルノミ而シテ其地ニ廬室ヲ造テ退隱遊憩ノ所トス故ニ莊園ト云高貴ノ莊園トイヘドモ必ズ券書アリ後世若干貫ノ地ト稱スルハ田ヲ買ノ價錢ナリ

○やうしうのこかね

補書禹貢揚州貢金三品

○けいしうの珠

補書禹貢荊州貢璣

○こくんのあや

補通典等ヲ按ルニ唐代丹楊餘杭諸郡並ニ綾ヲ貢

ス

○しよつこうの錦

補大明一統志引華陽國志云夷里橋南立錦官猶合浦之有珠官云々

○きよれうしやくはの織物

補魚龍ハ漢書ニ魚龍蔓延文戲アリ爵馬ハ舞馬ヲ訛レルカ唐書ニ舞馬百匹御盃上壽ト云コレナルヘシ

妓王事

○水干に　連阿抄云藤三位永綱卿葛袴事腰ヨリ長サキビスヨリ五寸ハカリ餘ル廣サ長サノ半分ナリ但三分バカリマサリモスル上下同色ノ水干ナラバ三四寸モヒロシ上下水干ハ幽玄ナル間ナリ上ハ布衣ノ前後ノ短キモノナリタリクビニヒボアリタリクビナラバ右ノ紐ヲ肩ヨリ後ニ付テ左ノ紐ヲバ頸紙ノ折フセタルサキニ付テ左ノ袂ヨリ取出テ前ニスチカヘテユフヘシ馬ニ乘時ハ右ノ紐ヲモ後ヨリ前ニ同樣ニユフヘシ鞠ノ時又如此

一袷ノ寸法ハ前後ヘノ厚サヲ袷ト云リマヘノ廣サハアツサヨリモ今二三分狹シ此ハ袷形ノ事也ナカラヲリ也頸紙ヲハ其マハリニアテヽカキ形ノ間ハ三分ガ一ヨリ一寸三四分バカリ廣シ此ハ袷形ノタチメ也又ヒシロヲオキテ頸紙ヲハカラフベシ年少ノ人又次第ニ可計頸紙ハ耳ノピクニアタルホドヨシカタムキテアツヘシ月形ハ後一寸マサル前ノカキスツル分一寸セバシ

補禮服ニアラズ遊燕ノ服ナリ三光院內府記云攝家淸華平生着用之色不相定當家ハ織物ノ水干着用之由見舊記候壹形之間ハ諸家着用元服以後ハ不用之候大臣ノ孫子ハ元服以後着用勿論候

○白柏子

補白柏子ノ謠歌ハ今狂言ノ花子ノ小歌ニ曲節相似タリ故ニ狂言ノ徒花子ノ小歌ヲ秘曲トセリ

○遊女

補本朝文粹大江以言見遊女詩序云中略天下衒賣女色之者老少提結邑里相望云々盖以遊行爲其名所謂以信名之也云々

○一しゆのかげにやとり云々

補說法明眼論ニ出タリ

○一向せんじゆ
補無量壽經云一向專念無量壽佛又散善義云專念專修
○聲を尋て向給ふ
補般舟讃尋聲救苦刹那間
○長かうだう
補百練抄承元四年三月二日今日被レ供二養六條殿内長講堂一依上皇有二御幸一

二代のきさきの事

○永暦應保の頃よりして院のきんしゆ者をはうちより御いましめありうちの近習者をはゐんよりいましめらる
百練抄云永暦元年二月廿日院仰二清盛朝臣一搦二召權大納言經宗別當惟方卿於禁裏中一三月十一日前大納言經宗入道惟宗卿等配流
應保元年九月十五日右少辨時忠已下解官是彼妹少辨殿（建春）（上西門院女房）誕二上皇々子一（高倉）之旨世上吹々之說云々廿八日右馬頭伊隆左中將成親已下上皇近習之輩解官
同二年五月八日能登守重家朝臣除籍解官是去比自レ院可レ搦二召雅賴邦綱等朝臣一之由有二證言一依レ出二於彼人口一也六月廿三日資賢卿通家朝臣時忠範忠之配流不レ勘二罪名一人傾レ之是奉レ咒二咀主上於賀茂社一之由露顯之故也
○故近衞の院の后太皇太后宮と申しは大炊のみかとの右大臣公能公の御むすめなり
太皇太后藤原多子宇治左大臣賴長公養子實大炊御門右大臣公能公女久安六年正月十日入内同年六月立后保元元年十月廿七日爲皇太后同三年二月三日爲太皇太后
按再爲レ后者諸記無二明文一僅有二大系圖一永暦元年正月又入内二條院之文眞僞難レ辨矣考レ之應保元年八月十一日山槐記云午時許右大臣（正二位右近大將公能也）於二大炊御門北高倉東亭一薨自去月廿五日爲二祈年穀奉幣一上卿參内其後所勞更發不食云々春秋四十七可レ悲云々太皇太后宮出二御禁裏一權大夫公保卿參上行々啓事宮司一兩供二奉御車一唐云々渡二御姉小路富小路亭一云々皇后宮又自レ院有二行啓一云々見二此記一則其事實也
○御ゑん書あり

補江家次第執聟ノ下當日初有消息書要樣凡人與主上異云々

○則天皇后は唐の大宗の后　按則天在太宗之時爲ニ才人一非ニ皇后一而今言ニ皇后一者假ニ其事一粧ニ文詞一乎

○十善の戒業

補十善法界次第ニ出タリ又長阿含經云普勸人民修十善道云々

○御入内の日宣下せられける　女御入内之儀別可考文治六年承元三年或秘記尤詳

○れいけい殿

補麗景殿ハ弘徽殿ノ東宣耀殿ノ南ニアリ

○朝政をすゝめ申させ給ふ

補年中行事秘抄云毎日平明奉御梳中略午二刻御紫宸殿政訖還幸云々

○彼紫宸殿の皇居には賢聖のしやうしをたてられたり伊尹第五倫虞世南太公望角里先生李勣司馬手なか足なか馬形の障子鬼の間李將軍かすかたをさなからうつせるしやうしもあり

補今著聞集云南殿の賢聖障子は寛平御時始てかゝれけるなり其名臣といふは馬周、房玄齡、如晦、魏徵自東一、諸葛亮、蘧伯玉、張良、第五倫同二、管仲、劉禹、子産、蕭何同三、伊尹、傅說、太公望、仲山甫同四、李勣、虞世南、杜預、張華自西四、羊祜、揚雄、陳寔、班固同三、桓榮、鄭玄、蘇武、倪寛同二、董仲舒、文翁、賈誼、叔孫通自西一等なり此人々の影をかゝれける彼麒麟閣の功臣を圖せられたる詩をおはれけるにやはしめは色紙形に銘をかゝれたりけりされは道風朝臣の申文にも七度けがせるよしのせたり其銘何比よりかゝれすなれるにか當時は見えす色紙かたはかりそ侍める承元に閑院の皇居やけてすなはち造内裏ありけるに本は尋常の式の屋に松殿つくらせ給たりけるを此度あらためて大内に摸して紫宸清涼宣陽校書殿弓場陣座など宴次の所／＼たてそへられける土御門の内裏のかゝりける所とぞ聞えし地形せはくて紫宸殿の間數をしゞめられけるとき賢臣の影も少々とゞめられにけり建長の造内裏の時少々又用捨せられける委しく尋で注へし大内にては此障子をみなはなちをかれて公事のときばかりぞ立られける御秘藏の義にて侍けるにや建

暦に閑院にうつされて後はすべてとりはなたるゝ事なし又鬼間の壁に白澤王をかゝれたる事は昔彼間に鬼のすみけるを鎮られける故にかゝれたる事とは申つたへたれどもたしかなる說をしらず又淸涼殿の弘庇についたち障子をたてゝ昆明池を圖せられたり其裏に野をかきて片かたに屋形有又近衞の鷹つかひたるをかけり是は雜藝に侍るさが野に狩せし少將の心とぞ彼少將といふは大井河のほとりに住ける季綱の少將事にやかの大井の家をいでゝさが野に狩しけるをうつしけるにこそ又萩の戸のまへなる布障子を荒海の障子となつけて手なが足長などかきたり其北うらは宇治の網代をかけり淸少納言が枕草子に此障子の事も見えたり一條院以往に書れたるとこそ大かた淸涼殿のから繪にもみなかきならはせる事とも侍り渡殿にはね馬よせ馬の障子を立て又おなし渡殿の北邊朝がれゐのまへに馬形の障子侍り陣座の上に李將軍か虎を射たる障子をよせかけ校書殿に養由基が猿を射たる障子を寄立たり是みないつれの御時よりといふ事をしらす由緒かたく〵おほつかなし閑院に大内を移されてのちよせ馬の障子ならびに李將軍養由か障子などさたなかりけるを四條院御とき西園寺相國禪門修理せられける時頭中將資季朝臣申起て立られたりといと興ある事也此障子の繪本とも鳴居殿の御倉にぞ侍なる建長造內裏のとき繪所の預前加賀守有房繪本をもたざりければ取出してかゝせられけり昔彼馬形の障子を金岡が書たりける夜〵〵はなれて萩の戸の萩をくひければ勅定ありて其馬をつなぎたるていをかきなされたりける時はなれすなりにけりと申つたへ侍るは誠なりける事にや

額打論の事

○大藏の大輔いきのかねもりかむすめのはらに今上一のみやの二さいにならせ給ふかましく〵けるを太子にたてまいらせ給ふべきと聞えしほどに同じき六月廿五日にはかに親王のせんしかうふらせ給ふ

乘盛當作善盛

百練抄云永萬元年六月廿七日於㆓關白第㆒定㆓立太子事㆒（今上第二皇子去年誕生母故左大臣實能公女實大藏大輔藤原善盛女）繼母中宮（育子）養爲

レ子廿五日讓ニ位於第二親王順仁一二歲先雖レ可レ有ニ立坊一依ニ主上御不豫一危急俄有ニ此儀一二歲例今度始レ之

補儀注江家次第諸家日次等ニ詳也

○じゆぜん

補儀注江家次第諸家日次等ニ詳也

○有職の人〳〵

補按ニ有職ハ非職ニ對ス職事ヲ帶セザルヲ非職ノ殿上人ト云ガゴトシ又博洽ニシテ宮中ノ故事ニ熟セル徒ヲ有職ノ人トス今ニ至テ有職者ト稱スルモノ是ナリ

○とう帝のれいを云々

補上皇政ヲ專ニス故ニ幼稚ヲ便アリトス前段ニイフカ如キ宮中院中ノ乖戾アラン事ヲ憂テナルヘシ

○同じき七月廿七日上皇つゐにほうぎよなりぬ御としニ十三

百練抄云七月二十八日新院崩二十三葬香隆寺北

○廣りうしのうしとられんたいのゝおくふなおか山

補廣隆寺緣起朝野群載ニ見タリ蓮臺野ハ上品蓮臺寺の邊ニアルヲ以テ名ヲ得タリ船岡山夫木集をときくいつきの宮のありす川たゝふなをかのあたりなりけり　躬恒か歌なり

○東大寺

補拾芥抄云聖武天皇神龜五年始造之

○興福寺

補同云藤原不比等和銅三年造山階寺是也

○延曆寺

補同云延曆七年始建立云々

○園城寺

補同云大津王子建立

○西金堂衆

補興福寺ノ西金堂ナリ盛衰記ヲ按ニ堂衆ト申ハ本學匠ノ召仕ケル童部ノ法師ニ成タルヤ若ハ中間法師ナトニテ有ケルカ云々

延曆寺ノ堂衆ト稱スルモノカクノ如シ南都ノ堂衆モ盛衰記土佐房ガ段ヲ見ルトキハ同シキ類ヒナルベシ

○うれしや水云々

補此ノ歌ヲ延年ノ曲ト云猿樂ノ謠ニ延年ノ時ノ

和歌アレナル山水ノ落テ巖尾ニ響クハナルハ瀧ノ水ト云今ニ天王寺ノ僧徒毎年正月ニ延年ヲ舞コトアリ

清水炎上の事

○同しき廿九日の午のこくはかり山門の大衆おひたたしう下洛すと聞えしかは

百練抄云永萬元年八月九日延暦寺僧下洛燒ニ拂清水寺ヲ是二條院御葬禮夜諸寺念佛僧群參之時興福寺僧打破ニ延暦寺額板ヲ之故云々

○一院山門の大衆に仰せて平家ついたうせらるべしと聞えしかば

此事諸實錄無所見

○清水寺

補拾芥抄丈六千手延鎮大師

○火坑變成池歷功不思儀

補二句トモニ法華經普門品偈文ナリ

○院中のきりもの

補按ルニきりもの截物カ有勢ノ人其怕ルヘキコトカ刀劍ノ銛鋭ニシテ近ツクヘカラサルカ如シ或ハ刃利(ハキ)ナド、モ云同シ意ナルヘキカ

○建春門院その時はいまた東の御かたと申ける

贈左大臣平時信女諱滋子

○同じき十二月廿四日にはかに親王のせんしかうふらせ給ふ

百練抄云永萬元年十二年廿五日上皇若宮憲仁被下親王宣旨 五歲高倉院母故時信女

○あくればかいげんありて仁安と號す同じき年の十月八日の去年しん王のせんしかうふらせ給ひし皇子とう三條にて春宮にたゝせ給ふ

百練抄云仁安元年十月十日以ニ憲仁高倉親王ヲ爲ニ皇太子六歲於ニ東三條第ニ有ニ此事ニ先上皇奉レ相ヲ具親王ヲ御幸供奉人折レ花

○御そく位あり

補即位ノ禮江家次第等ノ書ニ詳ナリ

○二月十九日に御位をすべりて新院とぞ申ける

仁安三年二月九日或秘記云今日有御讓位事詳于前段淸盛出家之下

○その頃の叙位除目と申も偏に此時忠の卿のまゝなり

敍位者敍ニ百官五位以上之爵一也六位以下則列見之日敍焉除目者諸國之目以上諸司之丞以上任レ之也凡敍位除目其儀制節目動作進退有ニ秘說一有ニ故實一世所謂四箇大事之其兩事也特除目品節尤繁故難レ知而難レ習既難レ習而又難レ熟焉

此書言時忠內賴ニ戚親之權一外假ニ平相國之威一專進ニ退官階一按仁安嘉應安元治承中諸家之實錄未レ嘗レ見ニ時忠檀權於黜陟一者今所レ記可レ疑矣

補敍位トハ文事ニ位ヲ授ケ武事ニ勳ヲ授ク功德ヲ賞擢スルノ政ナリ除目トハ內外ノ官ニ就テ其人ヲ撰ブノ政ナリ政事ノ第一ニシテ天下ノ大事ナリ古ヨリ四箇ノ大事ト云ハ所係ノ大ナルヲ以テ大事ト稱ス威儀節目ノ謂ニハアラス

てんかののりあひ

○さたもり

補平貞盛國香子陸奥守從四位下

○ひてさと

補藤原秀鄉河內守村雄子武藏守從四位下

○賴義

補源賴義鎭守府將軍賴信子伊豫等八箇國受領從四位下

○義家

補賴義子下野等七箇國受領正四位下

○嘉應二年十月十六日に小松殿の次男新三位中將資盛その時はいまた越後の守とて生年十三になられたるか

嘉應二年七月三日或秘記云今日法勝寺之八講初也有ニ御幸一攝政被レ參ニ法勝寺一之間於ニ途中一越前守資盛（重盛卿嫡）乘ニ女車一相逢而攝政舍人居飼等打ニ破彼車一事及ニ恥辱一云々攝政歸レ家之後以ニ右少辨兼光一爲レ使相ニ具舍人居飼等一遣ニ重盛卿之許一任レ法可レ被ニ勘當一云々亞相返上云々十六日記云或人云昨日攝政被レ參ニ法成寺一而二條京極邊武士群集伺ニ殿下御出一云々是可レ弱ニ前駈等一之支度云々仍自レ殿遣レ人被レ見之處已有ニ其實一仍御出被レ止了云々末代之濫吹言語不レ及悲哉生ニ亂世一見ニ聞如レ此之事一宿業可レ憾々々是則乘逢之意趣云々

○越前の守とて云々

補資盛仁安元年十一月從五位下十二月越前守

○下馬の禮儀云々

補彈正式五位已上逢三位以上下馬云々式文カクノ如シ資盛不遜ノイタリ非禮ノ甚シキモノナリ

○きたる廿一日殿下御出あるへかんなり云々

同二十一日記云此日可レ有二御元服議定一申刻着二束帶一參二大內一云々 或人云攝政參給之間於二途中一有レ事歸給了云々予驚遣レ人令レ見之處事已實攝政參給之間於二大炊御門堀河邊一武勇者數多出來前驅等悉引ヲ落自ヲ馬了云々神心不レ覺是非不レ辨此間其說甚多攝政殿不レ被レ參今日議定延引之由光雅來示上皇御下向之後可レ被レ仰二定日一云々人々退出余退出之次參二攝政御許一閑院第資長卿外敢無レ人以二兼光一申入不レ被レ逢則余歸レ家凡今日事不レ能二左右一不レ知二道路以ヲ目只恨生二五濁之世一悲哉々々廿四日記云今日攝政被二參內一又重盛卿參內武者甚多云々入レ夜藏人右衞門權佐光雅送二消息一云明日於二院殿上一可レ有二僉儀一未刻可レ參上皐今夕明旦之間可二入御一云々依レ有二世間之恐一申二可レ參之由一了哀哉云々

按源平盛衰記殿下來逢爲二重盛之所爲一以二嘉應之記一觀レ之則盛衰記之說近レ實乎

○直廬　在二禁中一而攝政關白休息處謂二之直廬一其處不二常定一天元五年廉義公賴忠以二職曹司一爲二直廬一如レ此例不レ可レ勝レ計

○今度は待賢門より入御あるへきにて中の御門をにしへ御出なる

待賢門者宮城東面之門也以レ在二陽明郁芳兩門之中間一故此門外東達謂二之中御門大路一也聽二牛車一人攝關者除二陽明藻壁兩門一之外雖レ出二入何門一無レ憚焉大臣者不レ得レ出二入待賢門一別蒙二宣旨一而後得レ出二入此門一凡牛車輦車用二上東門一是知足院入道所レ語二中御門右大臣一也見二于中右記一

○ひた甲

補混ハ同ナリ一同ニ皆甲冑ヲ着ルヲ云

○隨身十人のうち右の府生たけもとかもとへりをきられてけり

隨身者隨レ兵也以レ供二給於其身一謂二之隨身一皆近衞府之官人也攝政關白給二十人一左右府生各一人左右番生各一人左右近衞各三人大臣給二八人一左右番生各一人左右近衞各三人又有下攝關給二內舍人一之例上又太上天皇給二十四人一左右將曹各一人左右府生各

一人左右番生各一人近衛八人凡王制有二兵禁一非二
武備禁衛之臣一則不レ得三帶レ劍捉二杖一如二六府及內舍
人瀧口隼人一者即以レ爲三其下任帶二兵劍弓箭一上其餘悉
禁焉特大臣則重二其人一故給二近衛府之兵士一以備二
其警衛一所謂隨身兵仗宣下是也攝關及大臣辭二兵
仗一則返二納之本府一

○御車そひには

　補車副攝政關白六人

○いなはのさいつかひ

　補さいつかひノ文勢解ガタシ恐クハ牛かひヲ訛
マレルカ又此ノ間ニ脱文アルヘシ盛衰記ニハ御
車副二人トアリシカレハ御車副ニハ因幡ノ某牛
飼鳥羽ノ國久丸ト云文勢ナルヘシ

しゝのたにの事

○同しき廿五日院の殿上にて御けんふくの御定はあ
りける

　見于嘉應二年定能卿記

○十一月九日の日かねせんしをかうふらせ給ひて同
しき十四日太政大臣にあからせ給ふやかて同しき
十七日よろこひ申のありし

　十一月當作十二月

　或秘記云十二月九日此日太政大臣兼宣旨也勅使左
衛門督實國卿云々其儀如レ恒藤中納言資長卿傳二獻
錄事一了有二大饗定一云々兼光書二定文一公卿三條大
納言實房以下五六人參候云々十四日記云此日有二
任太政大臣事一內辨左大臣云々大饗尊者又同云々
十七日此日攝政任二太政大臣一之後被レ申二慶於所
々一前駈之中無二殿上人一先例多殿上人相交勤二前駈一
今度纔一兩人還可レ見苦一仍停止了云々

　補太政大臣ヲ以テ加冠ヲ役スルナリ

○正月五日の日主上御けんふくあり

　當作正月三日

　補天子冠禮記江家次第等ニ詳ナリ

○同しき十三日朝覲の行かう有けり

　補承安三年正月十三日朝覲行幸アリ若クハ訛テ
嘉應三年トスルモノカ

　續日本後記嘉祥三年正月四日朝覲太后冷泉院云
々儀注西宮記諸家日次等ニ詳ナリ

○入道相國の御むすめ女御に參らせ給ふ御とし十五

歲法皇御猶子のきみなり

承安元年十二月十四日或秘記云此日院姬君入內也入道相國女法皇御養子永久例云々但彼者自ニ誕生之昔一有ニ撫育之禮一隨又主上御孫也仍於レ儀無レ妨今度已可レ爲ニ姉妹一歟尤有レ忌如何

○妙音院殿そのころはいまた內大臣の左大將にてましくけるか大將をしヽ申させたまふ事ありけり云々

按師長辭ニ大將一者治承元年正月廿四日也其言德大寺花山院競望者亦爲ニ虛談一或秘記云廿五日早旦人傳云除書雖レ有ニ延引之儀一忽以被レ行レ之鷄鳴之後有レ召午刻儀了執筆中宮大夫云々申刻見ニ聞書一權大納言邦綱左大將重盛右大將宗盛此外雖ニ甚多一不レ能ニ具注一抑去夜俄內大臣被レ上ニ大將辭狀一其使本所無ニ用意一仍自レ院被レ催ニ遣左近衞少將源有房朝臣一云々日出之後參內云々爲レ任ニ右大將一卒爾被レ仰下可レ獻ニ辭狀一之由上仍太以周章云々內府可レ被レ昇ニ太相一之由此兩三年謳歌須下除目以前被上レ行ニ任大臣一若獻ニ大將辭狀一之後心閑有ニ次第昇進一歟世間作法每事如レ此

補公卿補任治承元年正月廿四日師長辭ニ左大將一重盛任ニ左大將一宗盛任ニ右大將一三月五日師長任ニ太政大臣一重盛任ニ內大臣一六月五日重盛辭ニ左大將一實定任ニ左大將一

○大はんにや

補八部ノ般若經アリ卷帙多キモノヲ大品般若ト云

○甲良の大明神　武內之神也在ニ寶殿之傍一稱ニ上高良一在ニ極樂寺傍一稱ニ下高良一下高良者武內住吉兩座也

○鳩八まん大ぼさつ云々

補元亨釋書行敎傳夢太神曰師見我所居覺便起見ニ東南男山鳩嶺上一現ニ大光一云々

○ときのけんけうきやうせい法印

補紀氏ノ系圖ヲ考ルニ匡淸ハ後世ノ人ナリ中坊慶淸カ猶考へし

○神祇官にして御うら有　神祇官御占

補神祇官御占朝野群載等ニ評ナリ

○賀茂の上の社に七夜つヽけて參られけり　上社者事代主神也下社者玉依姬健角命也

本朝文集云御祖多々須玉依媛命始遊二川上一時有二美箭一流來依レ身即取レ之挿二床下一夜化二美男一相副既知二任身一遂生二男子一不レ知二其父一云々 立天神御子乃上レ天也于レ時御祖神等戀慕哀思夜夢二天神御子一云々造二葵楓蘰嚴飾一待レ之山本坐二天人御子一稱二別雷神一

○吒幾爾

補宇賀耶陀羅尼經云現吒枳尼天形福壽施衆生

○神人しらつえをもつて

補此文ノ意社法ニ任セテ行フベキ由宣下アリ故ニ社司杖ヲ以テ決罰スト見ヘタリ杖ニ所司ノ所決ト令文ニ出タリ其僧形ナルヲ以テ杖決ニ及バス項ヘ杖ヲアテヽ杖決ノマネビヲナシ一條以南ニ逐出スナリ一條以南トハ左經記ヲ按ズルニ寛仁元年賀茂行幸中略南限一條大路以北北極郡界神領トストアリシカレハ神領ノ內ヲ逐出スナリ

○德大寺殿はしはらく云々

補按スルニ實定ハ長寛三年八月納言ヲ辭ス是時ハヂメテ辭スルニ非ズ

○新大納言なりちかの卿

補藤原魚名裔中納言家成子

○俊寛そうつ

補村上源氏大納言雅俊孫木寺法印寛雅子

○澄憲法印

補南家少納言通憲子中納言成範弟

○さるかくつかまつれ　猿樂者江家次第所レ稱散猴是也今二舞胡德樂取瓶子是又散猴也 台記作二散樂一凡上世稱二猿樂一者皆俳優也 後世俳優稱二猿樂一者亦此謂乎

補猿樂ハ散樂ナリ散樂百戲ノ其ノ一ナルベシ宇治拾遺ノ時長ガ猿樂ト云ハ鄙俚ノ事ニシテタヾ聊爾ノ戲レトミヘタリ東鑑等ニ猿樂ト稱スルハ酣飮ノ後一曲ヲ謳フコトヽ見エ歌舞トモニ全キハ後世ノ事ナルヘシ

○北面のものともおほくよりきさてけり　北面者白河院以來中別置士其伺二候於殿北面一者稱二之北面侍一如二禁中瀧口侍一者乎上北面者諸大夫之品秩也又按二明月記一有二東西之號一則疑水無瀨殿有二東面侍一者乎

鵜川合戰の事

○多田藏人行つな
補六條王裔攝津守頼盛子
○弓袋のれう
補古キ射法書云布の長さたかはかりに八尺五寸計上下のうつたれを一尺二寸計のけて伏縫にすへし云々
○大饗れこなはる
補大臣大饗トハ新任ノ大臣政官ヲ饗スル事ヲ云江家次第幷諸家ノ記ニ詳ナリ
○大炊のみかとの右大臣經宗公　右大臣當作左大臣
○爲俊盛重
補二人トモニ藤原氏閑院左大臣冬嗣ノ裔ナリ爲俊ハ出雲守章俊子白河院御寵童今犬丸盛重ハ筑後守國仲子白河院御寵童
○季より季のり師光成景
補文德源氏右大臣能有裔季範ハ大夫判官康季ガ子鳥羽院北面季頼ハ季範ガ子崇德院北面康季ハ白川院北面最初ノ隨一ナリ師光ハ藤原氏中納言家成子本ト小舍人童成景ハ盛重ガ子鳥羽院御寵童
○こんてい童　健兒童
補健兒童延喜兵部式云諸國健兒云々此文段若クハ小舍人童ヲ訛レルカ
○かくこしや　格勤者
補格勤職原抄云凡稱侍看親王大臣以下諸家恪勤之名也云々
○師光は左衞門の尉成景は右衞門の尉とて二人一度に靱負のてうになりぬ
左右衞門稱靱負左右衞門尉多補檢非違使尉
○撿非違使五位のてうまてへあかりて　非明法道而叙留者殊恩也
○追儺のちもく　周禮方相氏之術也
補追儺ハ除目ノ時ニアラズ臨時ノ除目カ但翌年ノ夏目代ヲ任國ヘ遣ストキハ安元二年ノ春ノ除目ナルヘシ
○神社佛寺權門勢家の庄領を沒倒してさん〳〵のこととともにてそありける

權門勢家之庄領者即新立二庄園一也按師經雖二放惡一
以二延久之政法一論レ之則唯沒三入庄領之一事二不レ可二
全非一矣

○目代にふせらる

補目代ノ事朝野群載等ニ出タリ新國司裝束ノ暇ノ中先ヅ子弟等ヲ遣シテ交替ノ官物ヲ勘校セシムルナリ

○國府

補國司政ヲ行フノ官舍ナリ又國中ノ軍國國府ニ番直スルヲ在廳ト云

○白山　洞院家伊呂波字類抄云白山者山獄之神秀者也介ニ在美濃飛彈越前加賀五箇國之境一矣其高不レ知二幾千仭一其周遙亘二數百里一天地積陰夏有レ雪譬如二葱山嶺一故曰二白山一夏季秋初氣溫雲消四節之花一時爭開側聞養老年中有二一聖泰澄大師一是也初占二靈堀一奉二榮權現一以降効驗被于遐邇利益及于幽顯參詣其塲之者百日斷葷腥來至其砌之者一里禁涕唾依二信心之淸淨一有二感應之揭一焉云々

補延喜神名帳加賀國石川郡白山比咩神社

○さらは山門へうつたえんとて　白山者山門之末寺也因而訴之

百練抄云久安三年四月七日天臺僧綱以二越前白山一可レ爲二延暦寺末一之由訴申無二裁許一同五月四日覺宗入滅之後以二白山一可レ爲二延暦寺末寺一之由被二仰下一事

○まうとゝ中は

補古事談云日吉客人宮者白山權現云々依二或人夢相一造二小社一所レ奉二祝居一也而慶命座主之時無レ指二證據一者無レ詮小社也又可二御產一者可レ被レ示不思議云々件夜又座主之夢有二託宣之旨等一後朝小社上許白雪一尺許積タリケリ六月云々其後靈驗揭焉云々

○浦島か子の七世の孫にあへりし　萬葉

補万葉詠水江浦島子一首語多不載又浦島ガ故事日本紀雄略天皇本紀ニ出タリ

○胎内のものゝりやうせんの父をみし

補羅云尊者ハ耶輸ノ胎ニ在リシ時釋氏出家ス後ニ靈鷲山ニヲイテ成道ノ釋迦佛ニ値遇ス

○此ノ段ノ文意分明ナラズ客人ノ社ハスナハチ白山ノ神ナリ白山ノ神ト客人ノ神ト豈二ツアラ

ンヤ父子ト稱スル所以其義ハカリカタシ

○大藏卿ためふさ卿

補ニ藤原爲房内大臣ニ高藤裔公卿補任ヲ按スルニ左少辨爲房寛治六年左遷阿波權守日吉社神人幷山僧等訴也云々

太宰の權帥季仲卿

補前段殿上闇討ノ下ニ詳ナリ

願立の事

○かも川の水すごろくのさい山法師これぞわか御心にかなはぬものと白河の院も仰なりけりとかや

愚讀此言戲論云當時鴨河汜溢嶽徒奸兒聖主勞慮賢臣屈謀威以天下而不レ能ニ善制一焉元龜中彈正忠平信長一炬滅ニ叡岳ニ三塔悉焦燼爾來山徒寂乎無レ聞豈又欲レ勿ニ放縱一而得乎寛文中内膳正源重矩築ニ小堤一治ニ水道一而鴨河不レ溢京畿至レ今三十餘年信長雖猛於一世威非風動天下重矩雖勤於役事才非濬決澮川而其役費比於築法成寺九層浮屠則百分之一也然各善其事而有益民猶異當時妄恐冥譴動事厭禳而座禳其災者夫永保主者萬國之主以不慥其意爲言則可謂知憂之道矣然徒知其憂而不思所以安之者婦人女子之術也巧博局者應意而得采先采而施術無不適意嗚呼永保主雙陸猶且不知自拙況於治天下何責焉哉

補定後按ニ鴨川ノ水古ハ暴溢シテ京師ニ及ブ故ニ防鴨河使ノ官アリ中古ニ暴水アツテ萬里小路ヨリ以東コト〴〵ク漂没ス故ニ萬里小路ヲ東邊ニ定メテ堤ヲツキ柳ヲ栽フ今ニ俗萬里小路ヲ稱シテ柳ノ馬場ト云コレナリ其後封疆ヲ京極ノ東ニ移サルヽトイヘドモ五條大路ヨリ以南ニ東朱雀ナク六條坊門以南ニ京極ナシ古ヘノ東京ヲ以テ見ルトキハ東南ノ一隅亡滅セルノミ凡水ノ勢ハ縈廻スルヲ以テ便リアリトシ奔流直下スルトキハ必暴溢ノ災アリ古ヘ一條大路ヨリ九條大路ニ至テ街陌平正ニシテ迂曲ナラズソノツヘ鴨川ノ東涯佛寺民廬別莊ノ類ヒ南北簷ヲ接ス故ニ霖潦急雨ノ時水勢直下ニシテ奔流ス左右其ノ害ヲ被ラザルコトアタハズ今ノ東畔ノ堤防ハ水勢ニ従テ迂曲縈廻ス暴水ノ害絶テキカズ又凡僧徒ハ樹下石上トイヒ乞食露座ト云ヒ蘭若淨施ト云ヒ一身ノ保養節儉カクノ如シ延暦寺ノ如キハ富ヲ

稱スルトキハ萬戸ニスギ貴キヲ稱スルトキハ公卿ヲ蔑如ス况ヤ良源無度緣ノ宣ヲ賜ヒシヨリ以後天下ノ亡命無頼ノ淵藪タリ沓ヲキハメ慾ヲ逞フスー ツモ意ノ如クナラサルトキハ兵ヲアゲテ闕ヲ犯ス根本ノ地カクノ如シ枝葉マタ州郡ニ瀰蔓ス人主初メハ佛ニ淫スルノ蔽ニ起テ當時ニ至ツテハ勢ヒ制スベカラザルニ至ル淸盛ハ豪勇ノ士ナリシカレドモ後來宮闕ヲ福原ニ遷シテ諸寺ノ暴亂ヲ避ク已ムコトヲ得ザルナリ白河上皇雙陸篭子ノ意ニ任セザルヲ以テ譬フ因循姑息ノ至リ嘆息スベキノ甚シキナリ

○されは江帥匡房卿の申されし山門の大衆日吉の神輿を陳頭へふりたてまつてそせうをいたさは君はいかかと御はからひ候へきと申されけれは法皇けにも山門のそせうはもたしかたしとそ仰ける

按匡房卿毎搤腕而遊談揮毫而論辨至今俚俗呼ニ豪雄一自負者稱ニ江帥一者而其言尩弱不明如レ此實堪レ惟焉

補大學頭成衡子

○ゐんし嘉保二年三月二日の日美濃守源の義綱朝臣

當國しんりうの庄をたをすあいた云々

粲山徒之咒咀及北政所祈願都無所考

補頼義子義家弟○延久ニ新立莊園ヲ停廢セラル故ニ延久以後ノ國政カクノ如シ

○山のくちうしや

補三代類聚格云以元慶寺有勞三綱幷久住僧等預階業又云久住伽監傳燈無倦云々

○後二條の關白殿

補師通ハ京極關白師實子

○大和けんし中務の權の少輔

補頼治頼俊子系圖中務丞ニ作ル

○しはてんがく

補今之賀茂ノ祉ニ芝田樂トイフ事アリ田樂故事談永長元年季中卿記云七月十二日參内祈年穀奉幣定也今日有ニ殿上人田樂車一三十餘人云々朝野群載洛陽田樂記云永長元年之夏洛陽大有ニ田樂之事一不レ知ニ其所一起初自ニ閭里一及ニ於公卿一云々

按ニ田樂ハ田舍ノ樂ナルベシ田植水口祭等ノ時黎庶ノ皷ヲ打チ笛ヲ吹キ踊躍スルノ事ニ起ルトミヘタリ

○ひとつもの
補按ニ一物トハ射藝ノ曲節ナルヘキカ庭訓往來ニ三三九ノ手挾八的等ノ曲節トイヘリ東鑑ニ三三九四六三以下作物トアリ又流鏑馬以下作物射樣ト又猿樂ノ謠ニ弓ハ三物トヤランヲ射ソロヘトイフシカレバ草鹿圓物小串八的等ミナ作物ノ類ヒカ流鏑馬笠懸等ハ一人ニアラズ故ニ作物ヲ射モノハ隊ヲナサズシテ一人特ニ射藝ノ曲節ヲナスカ一物トイフ或ハカクノ如ナルベシ

○一ちやく手半の云々
補飜譯名義集ニ詳ナリ

○大宮のしたとの
補百練抄云嘉祿元年稻荷旅所燒亡大行事則正改易ノ間下殿ニ參籠シテ燒死云々シカレバ下殿ハ參籠ノ人ノ所居トミヘタリ

○かたわう人
補俗ニイフ片輪トハ支離缺裂不具ノ形貌ヲ云コレハ癈殘ノ病人下殿ニ參籠シテ平復ヲ祈ルモノカ

○法華問答講　法華講也朝夕兩座講各一巻而凡八巻及加開結二經講讀五日讀之八講第三日稱中日講提婆品因又稱五巻日又有三十講者其次第可追考焉其論講問答之式威儀進退之法詳見ニ于玉葉一安元荒暦應永岐沼加津幾（キヌカツキ）永正等之記

○御心のたけさりのつよさ
補義綱國司トシテ新立莊園ヲ沒倒ス延久ノ善政ニシテ過失ニアラズ久住僧ガ不從ヲ以テ殺サル自ラ敗ヲ取ルナク社司寺官勢ヲ挾テ陣頭ニ訴フ師通賴治ニ命ジテ禦シム大衆マタキタルトキハ撿非違使ニ命ジテ追ハシム師通ノ果斷敵スベカラズ物語ニ心ノ猛サ理ノ强サト云此一事ニ於テハ誠ニアタレリ

○萬とくゑんまんの世尊
補戒疏云衆德悉圓名爲滿云々

○十地くきやうの大士
補四敎儀等ニ詳ナリ菩薩ノ十地ヲ云

○りもつの方便
補四箇ノ法用ニ八相成道ハ物語ノ終リト云々

御こし振の事

○國司加賀守師高るざいにしよせられ目代こんどうはん官もろつねをきんごくせらるべきよしそうもんたびく\におよぶといへども御さいきよなかりければ云々

百練抄云治承元年三月廿一日天台大衆可レ參ニ陣頭一之由風聞之間内大臣（重盛）已下參内可レ差ニ遣武士一之由被ニ仰下一其根元加賀守師高目代燒ニ拂白山一之間彼山大衆相ニ具神輿一向天台訴詔之故也同廿八日院武者所藤原師經（加賀國目代國司緣者也）配ニ流備後國一依ニ天台訴一也

同四月或秘記云去晦日依ニ山僧訴一加賀目代師恒被レ配ニ流備後國一云々

○日吉のさいれい

補年中行事秘抄云四月中申日日吉祭長久四年六月八日權中納言資平着右伏召大外記師任被下每年立内藏寮幣宣旨云々定俟按ニ延喜神名帳近江國滋賀郡日吉神社舊事記云大山咋神此神者坐近淡海比叡山云々故黃門定基卿ノ物語ニハ山王二十一社ハ大巳貴ノ二十一名ナルヘキカト猶考ヘアルヘシ

○安元三年四月十三日の辰の一てんに十禪師權現客人と八王寺三しやの神輿をかざり奉つてぢんとうへふりあけ奉る

百練抄云治承元年四月十三日延暦寺衆徒相ニ具七社神輿一參内欲レ入ニ陣中一之間武士相防流矢誤中ニ十禪師神輿一未レ曾レ有之例也神人宮仕等同中レ矢亡レ命然間衆徒棄ニ神輿一逃去仍召ニ祇園別當澄憲（降イ）一可レ奉レ迎ニ神輿一之由被ニ仰下一臨レ夕祇園所司神人參人奉レ迎レ之同日或秘記云自ニ去夜半一台山衆徒參レ洛（歎イ）集會祇陀林寺即欲レ參ニ陣口一之間爲ニ官兵一破ニ射殺一東西分散神輿等棄ニ置路次一云々件神輿射ニ立矢一云々古來雖レ有ニ衆徒騷動一未レ無ニ其矢中ニ神輿一之例一尤可レ懼々々

○さかり松

補一乘寺村ノ邊ニアリ

○されつゝみ

補著聞集ヲ按ルニ法住寺ノ邊トミヘタリ

○梅ただ

補一條京極ニ梅忠ノ社アリ

○柳はら

補今上立賣北室町ニ柳原ト云フ所アリ
○東北院
補拾芥抄一條南京極東
○源三位頼まさ
補頼政ハ三河守頼綱孫兵庫頭仲政子治承二年十二月從三位ニ叙ス是時ハ散位正四位下ナルベシ
○はふくさづく
補省授トモニ嵯峨源氏ナリ
○ぬいどのゝぢん
補拾芥抄云朔平門謂之縫殿陣云々
○となふ
補唱嵯峨源氏源五郎敎子
○きちんのひたゝれに
補キチンハ麴塵ナリ雜事抄云タテ靑ヌキ黃
○小櫻を黃にかへしたる
補小櫻或古書云總絲テ五色ニ打交タルヲ云又黑キニ耳ノ糸五色ノ啄木或ハ小櫻ヲ韋ニ染付テ威スト云々
○しやくとう作りの太刀
補熱銅ニアラス生銅ノ赤色ナルヲ云

○攝津のりつしや
補豎義ヲ歷タル僧ヲ豎者ト云得第ノ僧ナリ

内裏ゑんしやうの事

○ゆうへにをよむて藏人左少辨兼光に仰て院の殿上にて俄に公卿せんさあり
兼光者參議眞夏裔中納言資長子
同十四日愚昧記云昨日神輿等仰ニ祇園別當澄憲ニ令レ移ニ祇園ニ云々澄憲固辭云於ニ祇園輿ニ者依レ爲レ重止可レ奉レ移至ニ日吉神輿ニ不レ能ニ奉移ニ云々而憖可奉レ移レ之由有ニ院宣ニ依奉レ渡了云々予退出之後於ニ殿上ニ有レ定云々
○保安四年四月に神輿入洛のときは座主に仰て赤山の社へ入奉る
四月當作ニ七月ニ百練抄云保安四年七月十八日天台衆徒爲レ先ニ神輿ニ欲レ亂ニ入京中ニ公家遣ニ武士ニ相ニ禦于垣川邊ニ之間棄ニ神輿ニ退散又山僧等籠ニ祇園内ニ仍遣ニ越前守忠盛左衞門尉爲義ニ追却之間互合戰神殿内多ニ損レ命者ニ後日造ニ改神殿ニ奉レ移ニ御躰ニ
○又保延四年七月に神輿入洛の時祇園の別當に仰て

祇園の社へ入奉らる

七月當作四月百練抄云保延四年四月廿九日天台大衆爲レ先ニ神輿一參陳訴ニ申賀茂社領下司日吉社五月五日馬上事一蒙ニ裁許一歸レ山

○きをんのへつとう

補祇園別當紀氏歷代任之

○てうけんに仰せ

補紀氏系圖祇園別當ノ下ニ澄憲ト云名見ヘズ又安居院法印澄憲祇園ノ別當タルコト系圖等所見ナシ

○むかしより山門の大衆神輿を陣頭へふり奉ることは去ぬる永久より以來治承まては六かとなり

百練抄云永久元年閏三月廿九日天台大衆向ニ清水寺一代ニ損堂舍一是先日興福寺大衆參洛之時陵ニ礫祇園社人一滅ニ亡荒町一故也

按百練抄云久安三年六月廿八日天台大衆日吉祇園神人等舁ニ神輿一下洛訴下申中務大輔清盛朝臣於ニ祇園社一鬪亂事上又云嘉應元年十二月廿三日延暦寺衆徒奉レ具ニ日吉神輿一參ニ大內一是權中納言成親卿知行尾張國目代右衞門尉政友與ニ神民一不慮鬪亂事出來爲ニ訴申一也下略然則以ニ神輿一來レ訴者永久保安保延久安嘉應及治承都六度乎

○同しき十四日の夜半はかり山門の大衆又おひたゝしう下洛すときこえしかは主上夜中ようよにめして院の御前法住寺殿へ行幸なる

或秘記云四月十四日寅刻人告云山僧又以下向依レ恐ニ其事一忽行ニ幸法住寺殿一云々余敢不ニ信受一之間大夫史隆職告送同狀縱夷狄雖レ致ニ謀反一天子空奔ニ皇后一乎可ニ彈指一之世也其臨幸之體又以非ニ直之事一歟供奉之輩或直衣或衣冠主上賀ニ腰輿一關白兼不レ被レ聞レ之依ニ卒爾之告一遲參御倚子時管殿上雜具等積ニ雜役車渡之鎰鈴等一人夫負レ之凡禁中周章上下男女奔被偏如ニ內裏炎上之時一云々中宮行啓大進基親之外更無ニ他人一云々佛法王法滅盡期至歟五濁之世天魔得ニ其力一是世之理運也惣非ニ言語之所一及非ニ筆端之可一盡夢歟非レ夢歟言而有レ餘歎而無レ益不レ能ニ左右一云々

○大衆の中所法皇御はからひあるへしと聞えしほどに山門の上から等しさいをしゆとにふれんとて登山すと聞えしかは大衆にし坂本にをりてみなをつ

かへす
治承元年四月十五日或秘記云今曉依二院宣一僧綱等企二登山一衆大怒皆以逐散各逐電歸參申二此旨一云々

○たとうがみ

補手疊紙ハ懷紙(フトコロガミ)ニ別也手疊紙ハ陸奥紙ヲ用フ急遽ノ簡札等ニ備ヘンガタメナリ

○同しき廿日の日花山院權中納言忠親の卿を上卿にて國司かゝの守師高を解官せられをはりのいと田へながさる

花山院權中納言忠親卿即中山内大臣忠親公也京極關白師實公曾孫花山院左大臣家忠公孫權中納言忠宗卿子也致仕而後閑二居於中山別野一

按治承中稱花山院中納言者後花山院兼雅公也忠親爲二中少將一之日雖レ稱二花山院一然大中納言之後稱二堀河一考二舊記一師高配二流之一上卿爲二忠親一亦無レ疑焉時忠親既權大納言檢非違使別當也不レ當レ稱二花山院一吉記愚昧記皆稱二堀河一然則此書稱二花山院中納言一者以二其爲二門族一乎

或秘記云大夫史隆職注送云安元三年四月廿日宣旨(上卿別當)加賀守藤原朝臣師高宜レ解二却見任一仰二外記一加賀守藤原朝臣師高仰二諸司一除レ名追二位記一令レ配二流尾張國一依レ奉レ射二神輿一給二獄所一從平判官利家(字平次)同家兼(字平五)田使俊行(字難波五郎)藤原通久(字加藤太)同成直(字早尾十郎)同光景(字新二郎)已上被レ仰レ官

○きんごくせらる

補禁獄ト云獄定ト云按ニ禁獄ハ枷杻ヲ帶スルカ獄定ハ枷杻ヲ帶セズシテ散禁スルモノカ

○同しき廿一日の夜のいぬのこくはかりひくちとみのこうぢより火出來つて京中おほくやけにけり

或秘記云亥刻上方有レ火樋口富小路邊云々曉更人告云夜前火猶未レ消京中人屋多以燒亡及二内裏一(閑院)云々余騷起見レ之火勢彌盛其焰靡二乾方一閑院有レ危歟然而依二疾厚一不レ能二相扶一遣レ人令レ見二實否一歸來云於二閑院一者免了雖レ然火勢熾盛禁中大途爲二焰下一仍忽幸二正親町東洞院邦綱卿第一(駕二腰輿一關白騎レ馬出二御西洞院西門一)云々中宮同渡御(乘二悉牛一云々)子細追可二尋記一依二大衆事一駕二腰輿一卒爾行幸爲二物忙一之由世上謳歌今以符合歟燒亡所々大極殿以下八省院一切不レ殘會昌門應天門朱雀門神祇官(八神御正躰燒失)民部省(圖帳倉庫不二燒亡一)主計寮主稅寮式部省眞言院(兩界曼陀羅同以燒亡)主水司大膳式大學寮(孔子

（御影奉㆑取㆓出之㆒）勸學院等云々公卿家關白（錦小路大宮）內大臣源大納言（在㆓西京㆒云々以上三人當時不㆑居㆓彼之家㆒也）二位大納言（三條西洞院）中宮大夫二位中將（已上四條大宮町內兩方作之云々）藤大納言（三條油小路）藤中納言（綾小路西洞院）別當（三條堀河）源中納言（三條猪熊）堀河宰相（綾小路堀河）大宮權大夫（在㆓西京㆒不住之家也）左大辨（六角大宮）五條大納言（二條油小路直廬也）已上公卿十四人此外殿上人已下不㆑知㆓幾多㆒凡東宮小路南六角西朱雀以西北大內併以燒亡古來未㆑曾㆑有㆓如㆑此之事㆒云々炎上中間辻風度々吹來雜人等迷惑多以燒損云々五條以南之火焰及㆓八省諸司㆒之條未曾有凡餘煽之爲㆑體非㆓直之（也イ）事㆒歟火災盜賊 大衆兵亂上下騷動緇素奔走誠是亂世之至也非㆓人力之所㆒㆑及天變雖㆓頻呈㆒法令敢不㆑改致㆑殃招㆑禍其不㆑然哉熒惑入㆓太微㆒涉㆑旬涉㆑月熒惑是火精也太微即宮城也華洛成㆓灰燼㆒變異之騷可㆑謂㆓揭焉㆒歟故殿常仰云末代天變咎徵速疾是不㆑施㆑仁不㆑行㆑德之所㆑致也云々先賢之語誠矣此言廿九日辰刻猶未㆑消（略）訪㆓二位中將及源納言等㆒各報云以㆓在命㆒爲㆑事云々納言文庫六宇之內三宇全猶於㆓其殘㆒雖㆓引出㆒輪破令㆓燒失㆒了云々隆季卿文書不㆑殘㆓一紙㆒燒失了云々又隆職文書多以燒了宮中文書拂底歟凡實定隆季資長忠親雅賴俊經皆富㆓文書㆒家也今悉遭㆓此災㆒我朝衰滅其期已至歟可㆑悲々々 又尹明文書六千 餘卷燒亡了云々今夜還㆓御閑院㆒云々

同三十日愚昧記云未刻許參㆓向殿㆒示給云勸學院廟堂燒了是爲㆓博陸大事㆒歟定㆓彼恩慮㆒歟冬嗣影也件堂一切不㆑開㆑鈎在㆓別當家㆒也而俊經家充燒了仍向㆓仁和寺㆒此院事不㆑用㆑意不㆑能㆑取㆓出影㆒歟保延二年八幡火事之時內殿御影奉㆑出了 外殿御影燒給了件事准㆓據哉余尋申云件度何樣候乎示給云雖㆑造㆓外殿㆒不㆑安㆓御影㆒歟云々件勸學院冬嗣草創也而其後誰哉奉㆑造冬嗣影安置也云々

○千稱殿　六條坊門南西洞院東

○紅梅殿　五條坊門北西洞院東

○蚊松殿　姉小路北堀川東

○鬼殿　三條南西洞院東

○高松殿　姉小路北西洞院東

○鴨居殿　二條南室町西

○東三條　二條南町口西

○閑院　二條南西洞院西

○堀川殿　二條南堀河東

○朱雀門　大内南面中央之門
○應天門　八省朝堂院正南面之門
○會昌門　謂之南内門也南對應天門
○大極殿　八省之中堂
○豐樂院　在八省院之西
○朝所　在于外記廳
○大極殿は清和天皇の御宇貞觀十八年にはしめて燒たり

伴善男之逆亂燒之事見于宇治拾遺

補伴善男ガ放火セルハ應天門ナリ大極殿ノ燒亡トハ別ナリ三代實錄云貞觀八年閏三月十日乙卯夜應天門火延燒ニ棲鳳翔鸞兩樓ニ又十八年四月十日丁巳是夜子時大極殿災延燒ニ小安殿ニ云々

平家物語考證卷之一終

平家物語考證卷之二

目錄

平家物語考證卷之二

松堂閑人四醉生　編
洛陽後學源道恪　集
羽林中郎將藤原定俊補

座主なかしの事

○治承元年五月五日の日天台座主明雲大僧正公請を停止せらる

恒例臨時之法席必與ニ于請召一之僧謂ニ之公請一而自有ニ常限一矣毎修ニ內法一事則豫上卿着陣定ニ請召一若有ニ公請僧辭故一者則又以限ニ外僧一而充ニ講員一謂ニ之闕請一

補按唐代ニ擧士ヲ試ムル有司ヲ座主ト稱ス天台座主モ其門下ノ學ノ成否ヲ試テ擧達スル故ニ座主ト稱スルカ○天平十七年行基ヲ始テ大僧正トス○公請ハ公ヨリ召請スルノ義ナリ延喜玄蕃式ニ詳ナリ

○如意輪の本尊をめしかへひて御持僧を改易せらる

是朝家護身佛皆繪等身之像也常附ニ託之於僧舍一以祈ニ平安一謂ニ之ニ御持僧一如意輪乃台家所レ修始ニ於法勝坊尊意一矣眞言家修ニ普賢延命法一空海爲レ始持ニ園城寺一修ニ不動法一其始未レ考焉以上謂ニ之長日三壇法一

安元三年五月十一日或秘記云前座主明雲可レ被レ勘ニ罪名一云々頭右中將光能朝臣宣下左大臣以レ史被レ下右中辨經房哉云々　官旨狀

安元三年五月十一日　宣旨

前延曆寺座主僧正明雲條々所犯事

一故大僧正快修爲ニ當山座主一間相ニ語惡僧等一令レ追ニ拂山門一事

一去嘉應元年就ニ美濃國比良野庄民等一結ニ構訴訟一發ニ當山之惡徒一令下亂ニ入宮城一致中狼籍上事

一近日大衆烽起事次第超ニ過彼嘉應狼籍一先以ニ一且意趣一催ニ三塔凶徒一外構ニ制止之詞一內成ニ騷動之企一蔑ニ爾朝章一欲レ滅ニ佛法一或以ニ凶徒一亂ニ入陣中一數箇處放レ火或對ニ警固之輩一合戰或帶ニ兵具一可ニ下洛一之由令ニ執奏一誠是朝家之怨敵偏爲ニ叡山之惡魔一者歟　仰下ニ知明法博士等一就ニ彼條條所犯一令レ勘ニ申明雲所當罪名一

藏人頭右近衞中將藤原光能奉

又昨日明雲知行寺院所知悉以沒官云々其宣旨狀如レ此

左辨官下ニ延曆寺一

應レ令レ停ニ止前座主僧正明雲知行寺務一事

文殊樓三箇所　觀心院七ケ所　五佛院三箇所　實相院四箇所　時明院二箇所　法性寺東北院一ケ所　大緣房領二ケ所　圓融房　圓德院領三ケ所　同院丈六堂領五箇所　佛眼院領西南院　惠心院七箇所　法親王家領五ケ所

右權大納言藤原朝臣實房宣奉レ勅件寺院等任ニ法文ニ宜令レ停ニ止明雲知行一者寺宜ニ承知一依レ宣行レ之

安元三年五月十日

大史小槻宿禰在判

少辨藤原朝臣在判

補止觀第二云大梵深遠觀世音破天道三障〇御持僧禁秘御抄云東寺一長者多候夜居ニ之山寺一各一人必可レ候ニ三壇不斷之御修法一阿闍梨也云々

〇ゐんやくを返し奉つて　座主之印鑰也

補按ルニ印ハ天台座主ノ印ナリ鑰ハ下文ノ寶藏ヲ開見スル鑰ナリ

〇同しき十一日鳥羽の院の七の宮覺快法親王天台座主にならせ給ふ

安元三年五月十日或秘記云座主事去七日以ニ光能朝臣一被レ仰ニ七宮一云々

七宮即覺快法親王也

〇大僧正行玄

補京極關白師實子

〇明日十二日前座主所識をゞつしゆせらるヽうへ云々

百練抄云五月十三日朋雲重相ニ副延尉等一譴責山大衆可ニ奪取一之由依レ有ニ其聞一爲ニ守護一被レ加レ之僧正使廳使等大略同座云々天台大衆蜂起奉レ舁ニ上神輿於講堂一仍洛中警（驚イ）〇レ目偏如ニ軍陣一

〇水火のせめにをこなはるへき

補盛衰記ヲ按ルニ訊鞫ノ所以ハ乱行ノ倡首ヲ推問セラルヽ也水火ノ責ノ事太平記冷泉爲明ノ下ニモ見ヘタリ但シ文勢ハ是ニ殊ナリ物語ニ井ニ蓋ヲシ火ニ水ヲ灑クト云トキハ水火ヲ以テ直チニ其人ニ迫ルニアラス若クハ其ノ居處ニ就テ爨汲ヲ絶ツヲ云カ

○同しき十八日太政大臣以下の公卿十三人參內して陣の座につき前の座主罪科の事議定有云々

同廿日或秘記云 大相國及參議一兩在座相次人々着座奧座中間漏濕不能入居仍納言兩三人（忠親成範實綱等也）着端座次頭右中將光能朝臣下罪名勘文於大相國紙（有禮）仰云三ヶ條仰詞幷法家勘文可被定申者（此仰詞頗不聞付歟如何） 太相國給申之間光能退下了次相國委見了如元加禮紙授余（相國及余者在奧座也） 余置笏於右（座下也）取勘文如形開見次第見下也至于最末長方許見了卷之取笏候大相國密示予云 先可召硯歟余云左右只在御意即被仰可召硯之由、（見下文書）（之間可被仰可召硯之山上也） 長方仰官人召之次大相被示云可被讀申長方讀之訖又取笏候大相又示余云今可定申歟余諾相國被仰云可被定申長方定申之逆上定申了相國被仰召硯可被書之由此間隆季卿及余退出了不見此後事定趣見定文抑取條之間人人所爲不同大相余忠親實守宗家實家等稱明法博士隆季成範長方等稱法家是非未辨可尋今日參入公卿太政大臣、余、中宮大夫隆季、中納言宗家、忠親、成範、實綱、參議朝方、實家、實守、長方已上十一人也抑太政大臣奉行加此何度例哉是關白下知云々未知其故奇異之中奇異也今日大相國上卿之間每事未練似不存知如何云々後聞相國上卿事院宣云々關白不被知云々是光能未練之令然歟大都無左右可被行流罪之由無令申之人歟長方申云衆徒依訴訟企參陣被相禦之間自然及合戰僞不可謂謀反加之奉敎一乘於公家奉授菩薩戒於法皇令還俗流罪之條何樣可候哉且可在勅定云々忠親宗家隆季余大相等同之但隆季申云天台戒和尙處死罪之條爲圓宗之瑕瑾歟云々余又同之也他人申狀其詞微々不能聞得之子細見定文但朝方申狀似可有罪科歟如何云々

○ちんのさにつき

補古ヘハ公卿政事ヲ相議スルニ宜陽殿ヲ用フ宸儀里內ニ御セラルヽ時ハ近衞ノ陣ヲ借テ議政ノ所トス

○八條中納言長方

補內大臣藤原高藤裔權中納言顯長子公卿補任ヲ考ルニ安元二年十二月右大辨尋テ參議ニ任ス養

和元年中納言ニ任ス

○しさい一とうをけんして

補律條ヲ按ルニ本邦ノ刑凡テ吾等死流徒杖死ニ斬絞ノ等アリ流ニ遠近ノ等アリシカレハ死刑ニ次クモノハ遠流ナリ故ニ一等ヲ減シテ遠流ニ處スヘシトナリ

○けんみつけんかくして

補華嚴法華等ニ依テ修學スル者ヲ顯教トシ大日經等ノ三部ニ依テ學フ者ヲ密教トス顯密ノ意宋高僧傳ニ見ヘタリ

○大せうめきやう

補法華經ヲ云乘トハ運載ノ義ナリ大乘ト云小乘ト云學者ノ器ノ大小ニ就テ教ヲ施ス事殊ナリ法華ハ一佛乘ノ教ナル故ニ尤大乘ト稱ス妙トハ台宗ノ諸書ニ十妙等ノ說アリ考ヘシ

○ほさつしやうかい

補菩薩聖戒梵網經ニ詳ナリ又天台菩薩戒疏等ノ書アリ

○度緣　事物紀原云僧略史曰度牒自二南北朝一有之見高僧名籍限局必有二憑由一憑由即今祠部牒也唐會要曰天寶六年五月制僧尼令祠部給牒則僧尼之給牒自二唐明皇一始也 按紀原所引僧史略省文也詳本書

按僧尼者不レ織不レ耕爲二素食之民一實王者所二深禁一也然人情沈淫佛氏亦尚矣不レ能二盡禁止一因與二度牒一以不二妄許二出家剃髮一雖二王子公孫一不レ得二度牒一者不レ免二登壇受戒一遂又後世有レ免レ無二度緣之宜旨一爭レ今則其制既給焉僅存堂塔落成之日導師賜レ度者及皇親灌頂之日免レ無二度緣等之宣旨一可レ謂二告朔之餼羊一哉偶得二東福寺之故牒一紙一註二之左一

治部省書

城州路東山東福禪寺童行士思本貫係本州乙國縣人事俗姓秦見年十四歲投禮當寺住持士雲長者爲本師賜甚紙度牒剃髮受具者

右被太政官符儞左大臣宣奉

勅件度者姓秦宜治部省與剃度牒至准勅故牒

正和二年四月八日左大史小槻宿禰清時給

參議郎兼治部郎從四位下行神朝臣康光　判

典主宰事官　闕

鴻　臚　丞　從六位下行藤原朝臣定行　判

鴻臚少卿　闕
典客郎中署令　從四位上行平朝臣高廣　判
治部主事　闕
治部郎中　正五位上行江朝臣公經　判
治部侍郎　正四位行源朝臣光房　判
右疊ニ黄唐紙五葉ニ縦一尺五寸三分横二尺二寸二分御請印三所一貼治部尙書一貼年號一貼給字皆太政官印也所レ載大書悉印字但正和二四八之五字及小書花押用筆墨而位階字頗損失

○そうをつみずる習とてとぶんを召かへし云々

補僧尼令云凡僧尼有レ犯准ニ格律令ニ徒年以上者還俗云々度緣ノ式延喜玄蕃式ニ詳ナリ定俊按ニ本書ニ引ク所ノ東福寺ノ度牒玄蕃式ト大ニ異ナリ官名ヲ書スルニ唐名ヲ用ヒ又僧綱ノ署ナシ眞僞辨マヘ難シ然トモ太政官印ヲ貼スルトキハ僞書ト云ヘカラス只度牒ノ舊制ノ失セル者カ

○大納言の大輔藤井の松枝と云俗名をこそ付られけれ

凡有罪而還俗者必別命姓字

補明云ニ俗名ヲ授ケ又大納言ノ大夫ト云號ヲ被シムト其ノ義考ヘガタシ凡ソ僧中ノ假名ヲ稱スル大納言ノ子タル人ハ父ノ官ヲ以テ大納言ノ豎者或ハ律師僧都トモ云ヘシ然レトモ大夫ノ號僧中ニ稱スベカラス況ヤ還俗配流ノ人ステニ僧名ヲ奪却ス何ソ僧中ノ假名ヲ稱センヤ若クハ傳聞ノ訛リテ從テ記セル者カ此後大谷寺ノ源空罪セラルヽニ只姓名ヲ授テ別號ニ及ハス

○具平親王より六代の御すゑ久我大納言顯通卿の御子なり

具平親王土御門右大臣師房六條右大臣顯房久我太政大臣政實權大納言顯通及明雲共六代也

○天王寺　洞院家字類抄云本朝文集云法號荒陵寺荒陵郷荒陵東建立故以處村字寺名發願四天王故名曰ニ四天王寺ニ敬田院東西捌町南北陸町東百濟郡堺南堀河西荒陵岸北三修中小道乾南建ニ立施薬院ニ艮角建ニ悲田院ニ北中間建ニ療病院ニ是三院在ニ寺外敬田院ニ斯地内在レ池號ニ荒陵池ニ其底深青龍恒居處也以ニ丁未歳ニ如レ建玉造岸上改ニ點此地ニ鎭ニ祭青龍ニ癸丑歳壞移ゝゝ釋迦如來轉法輪所爾時生長者身供養如來助護佛法以ニ是因緣ニ起ニ立寺塔ニ此地敷七寶

故青龍恒寺護麗水東流號ニ白石玉ニ出レ水以ニ慈悲心ニ欲レ之爲ニ法藥ニ矣

○六勝寺　法勝寺　拾芥抄云白川承暦元、十二、十八供養白河天皇

字類抄云承保二年九重塔幷藥師堂供養應德二ー乙丑八月廿九日庚寅供養常行堂天永二ー始被行三十講承暦二ー始置大乘會○尊勝寺拾芥抄云法勝寺西堀河帝康和四七廿一供養行幸○圓勝寺又云大治三三十六供養行幸待賢門院○最勝寺又云尊勝寺東文永元十二十七供養鳥羽院字類抄云鳥羽院御宇元永元ー供養保安三ー十二月十五日於當寺被始行灌頂以大僧正寬明爲大阿闍梨○成勝寺拾芥抄云保延五十六供養行幸崇德帝字類抄云保延五七月廿五日供養○延勝寺拾芥抄云久安五三廿供養行幸近衞院

　按明雲園城寺之僧也仁安中補延暦寺座主園城寺僧補延暦寺座主例尤多矣不能毛擧

○さはかりの智者の云々

　補按ニ王應麟カ所謂ル離合識ト云ニ同シ

○同三月十五日御拜堂有　座主拜堂之儀裴見江家次第及吉部秘訓抄（建久四月三月二十四日）

○方一尺のはこあり　未詳

　補按ニ今台僧ノ玄旨ヲ相承スル者紅葉ノ箱トテ釋氏遺衣ヲ納タル箱ヲ授受ス若クハ此ノ如キ事ヲ謬リ書セルカ

○追立の官人しら川の御坊へ行向て　安元三年五月廿二日或秘記云隆職宿禰告送云去夜前僧正明雲被レ配ニ流伊豆國ニ了上鄕別當右少辨光雅等奉行也云々可レ爲ニ此儀ニ者素不レ可レ被レ及ニ仗儀ニ歟政道之躰後鑒有レ耻可レ憐之世也

百練抄云五月廿一日前座主明雲配ニ流伊豆國ニ公卿定文依レ不レ叶ニ時議ニ不レ被レ下レ之今夜出ニ本房ニ經ニ廻一切經谷邊ニ云々

　補山城名勝志ニ土人云三條北白河橋東二町許云々

○あはたロ

　補和名抄愛宕郡有上下栗田鄕、

○一切經のへつ所

　補山城名勝志ニ土人云今栗田口神明社南谷是也云々按ニ是所ヲ一切經谷ト云又別所ト云ハ今寺院ノ掛所ト稱スルモノ也高畠ノ本房ノ掛所ナル

ニ依テ一切經ノ別所ト云ナルベシ

○根本中堂　延暦寺中堂也在二比叡山東塔一號二一乘止觀院一桓武天皇延暦七年營造

補元亨釋書最澄傳云延暦四年澄上二叡山一縛二草舍一讀二法華金光明等諸大乘經一七年於二山頂一創二一宇一名曰二一乘止觀院一今之中堂所謂延暦寺也自刻二等身藥師佛像一安レ之云々

○十二神將のうち金毘羅大將のひたり御足のしたにふませ奉り

中堂本尊藥師佛也藥師有十二神將可追註

補十二神將ノ名藥師本願經ニ詳ナリ

○金毘羅大將

補藥師本願經ニ宮毘羅大將ニ作ル

○七千屋しや

補同經云此十二藥叉大將一一各有藥叉以爲眷屬云々

○文殊樓　貞觀十八年六月十五日

補三代實錄貞觀十八年六月十五日故延暦寺座主慈覺本願文殊五間影樓一基云々太政官處分以爲下誓護二朝庭一之處上

○おつ立のうつし

補按ニ爵使ノ名目諸書ニ所見ナシ武士ヲ誤レルナルベシ禁秘抄配流ノ條下ニ檢非違使ノ向彼家或具武士被遣之云々

○澄憲法印　武智麿裔少納言入道信西子號安居院法印

○一心三觀の血脈相せうをさつけらる　可追註

補按ニ三觀トハ空假中ノ三觀ナリ即空即假即中ト云トキ一心ヲ離レスシテ三觀ナリ是ノ意止觀等ノ書ニ詳ナリ又台宗僧今ニ到テ玄旨相承ト稱シテ授受スル事アリ

○馬島比丘

補傳燈錄第十二祖

○龍樹菩薩

補傳燈錄第十四祖

○粟散邊地　可追註

補仁王般若經云中下品善粟散王云々

○義眞和尚

補元亨釋書云釋義眞相州人從二傳教大師一入唐云々天長元年詔任延暦寺座主座主之職始於眞

○延暦のころほひ皇帝は帝都を立て大師は當山によぢのぼりて四明の教法を此所にひろめ給ひし

補宋僧知禮住山ノ名ヲ以テ四明ト號ス是ヨリ台宗山家山外ト學派ヲ殊ニス

○五障の女人　可追註

補法華提婆品ニ詳ナリ

○一乘とくじゆ

補法華經云唯有一乘法無二亦無三云々法華經ハ、一佛乘ノ法ニシテ菩薩乘聲聞乘ニワタラザルヲ云

○七社の靈驗　日吉社也大比叡號大宮小比叡號二宮聖眞寺客人宮八王子十禪寺三宮以上七社也又王子宮下八王子早尾行事已上共十一社也其實所祀大巳貴神也

○彼月氏の靈山　可追註

補西域記云宮城東北行三四里至姞栗陁羅矩咤此云鷲峰云々

○此日域の叡岳も帝都の鬼門にそたちて　可追註

海外經曰東海中有レ山焉名曰二度索一上有二大桃樹一屈蟠三千里東北有門曰二鬼門一萬鬼所レ聚也天帝使神人守レ之一名二鬱壘主閲領萬鬼一若害レ人之鬼以二葦索一縛レ之射以挑弧投虎食也

補拾玉集慈鎮和尚ノ歌

わか山は花のみやこのうしとらに鬼ゐる門をふたくとぞきく

○此所に壇場をしむ　鄭玄禮祭法註曰封土曰壇除曰墠漢書音義築土高曰壇除地平坦曰場

○追立の鬱使兩送使ちり〳〵に皆にけさりぬ

安元三年五月廿三日或秘記云入傳云前座主下向之間大衆於二勢多邊一奪取登山了云々凡非二言語之所一及偏天魔之所爲歟一宗滅亡之時已至哀而有レ餘素被レ遣二東國一之條希異事也此條宣下之時深以傾レ之云々職事無二覆奏一今有二此事一偏招二災禍一之沙汰也不レ能二左右一賴政朝臣知二行伊豆國一仍下向之間可レ付二國兵士一之日去夜半被二仰下一然而殊恐二山僧濫行一可二守護一之旨不レ被レ召二仰之一仍遣二異樣郎徒一兩一敢不レ存下可レ奪取一之由上云々今日召二賴政一有二勘責之仰等一云々以二此趣一披陳云々若兼承二此由一者一身爭受取哉須レ辭申一也一切無下可レ用意一之仰上之間忽現早絕但此事誤而不レ誤云々此上堅二東

西坂下ニ可レ被レ攻ニ叡山一云々
補延喜刑部式云凡流移罪人者省申レ官遞請ニ左右兵衛一爲ニ部領一即授ニ省符一路次差加ニ防授一令レ達ニ前所一云々是時ハ頼政ガ子仲綱伊豆守ナルニヨツテ頼政ニ命シテ部領セシムト見ヘタリ兩送使誤レリ領送使ニ作ルベシ

○珠瓔
補金剛項瑜伽念珠經木槵子經等ニ詳ナリ又名義集鉢基莫此云數珠

○國分寺　字類抄云天平十三年巳諸國立レ之或神龜四年云々ニ可レ尋レ格云毎國造レ之僧寺必令レ有ニ二十僧一其寺名爲ニ金光明四天王護國之寺一尼寺一十尼寺名爲ニ法花滅罪之寺一兩寺相去宜其僧尼毎月八日必應轉讀最勝王經毎至月半誦戒羯磨見天平十三年二月十四日日本紀云光仁天皇寶龜十一年庚申諸國々分寺二十口僧令住即日供米五升六合依宣旨定畢弘仁格云毎年安居奉講仁王般若經事奉勅今聞消禍長福護持國上者斯經最居先是以天竺城中興行此業國家治平災難不起宜下知諸國分寺安居之內制於最勝王經奉講件經庶令天下安和朝庭無事自今以後立爲恒例其七道諸國分寺准此
補近江ノ國分寺ナルヘシ勢多ノ邊ニアリ江次第伊勢公卿勅使ノ條下ニ國分寺前勢多橋不下馬云々

○ゐんせん宣旨
補宣旨官符ト云ベキニ院宣ヲ先ニスルハ院中政務ノ故ナリ

○三台槐門の家を出て　久我家官多至于大臣故云爾

○圓宗　圓鈍宗旨也指天台
補四教ヲ擧クルトキハ藏通別圓トイフ法華ハ圓極ノ教ナルカ故ニ天台ヲ圓宗ト稱ス

○顯密兩しうをまなひき　台宗兼顯密以三摩耶戒爲密以法華爲顯

○兩所山上
補兩所トハ大小ノ比叡ヲ云ヒ山上トハ三塔ノ諸尊ヲ云カ又盛衰記ニ兩所ヲ三聖ニ作ル大小比叡幷聖眞子客人八王子ヲ云カ

○香染の御衣　可追註
東寶記曰僧正四人着香法服袴横皮云々

補海人藻屑ヲ按スルニ僧中ノ服色香色ヲ最貴トスト見ヘタリ又三光院內府記法躰裝束ノ下香ノ重子衣香ノ袈裟トアリ塞驢嘶餘云香色トハ經紅緯黃也云々

○物語ニ明雲ヲ稱スルニ無雙ノ碩德第一ノ高僧ヲ以テスシカルニ離山ノ時キ文殊樓ヲ顧ミテハ欷歔シ僧徒ニ對シテハ涕泣ス兒女子ノ如ク然リ祐慶カ跋扈ヲ怕レテ勅命ヲ謹マス山ニ歸ル是レ凶逆ニ黨セルナリ豈ニ西光ヲ以テ無罪ヲ誣フトセンヤ

○わらんつ　藁沓也和名秒云史記註云屩居灼反與蹻同字亦作屩和名和良久豆草履也

○西塔の住侶　叡山有三塔東塔西塔橫川是也

○阿闍梨

補名義集此曰軌範

○長柄輿

補海人藻屑駕柄輿是用田舍乎當時板輿ト云物ナルヘシ又塞驢嘶餘ニ山中ノ木ニカマフ故四方輿ノ屋禰ヲ除テ下ハカリヲ板輿ト云ト云々

○大講堂

補朝野群載講堂者天長之朝廷給稻九萬束所被肇造云々

○佛法王法牛角　可考

補輪王ノ御世ニ十善ヲ以テシ佛陀ノ救衆二十戒ヲ以テス故ニ牛ノ角ノ左右ニ相對シテ優劣ナキガ如シト云フコトナルヘシ對待ノ義ヲ以テ牛ノ左右角ニ比ス據ヲ知ラス或ハ互角ノ字ヲ誤レルカ

○螢雪のつとめ　車胤孫康之故事

一行あしやりの事

○一行あしやり　按一行傳在高僧傳而此書所載無考

補宋高僧傳善無畏カ條下ニ相似タル事跡アリ若シコレヲ誤レルカ

○くはら國

補西域ニ吐火羅國アリ隋唐ノ時通ス

○九ようまんだら

補日月五星羅睺計都是ヲ九曜トス曼陀羅畫ト爲ス

西くはうかきられの事

○叢蘭しけからんとすれ共秋風是をやふり　劉勰新論曰蘭蓀欲茂秋風害之賢哲欲正讒人敗之尙可考

○新大納言成親卿以下近習の人〻に仰て法皇山せめらるへしと聞えしかば
治承元年五月廿九日或秘記云京中帶二兵器一往還之輩可レ搦二取之一又台嶽末寺庄園仰二諸國司一被レ注二進之一是爲二停廢一歟又近江美濃越前三ヶ國各可レ注二申國內武士一之由被レ仰二國司一云々又昨日以二僧綱等一令二登山一被レ仰下可レ進二明雲一之由上又被レ問二謀叛之意趣一云々僧綱等今日登山了云々人傳云昨日禪門相國參院有二御對面一云々大畧堅二東西之坂一可レ責二台山一之議一定了云々然而入道內心不レ悅云々所惱猶不レ減偏是風痺也

○多田藏人行綱　多田滿仲七代孫攝津守賴盛子號多田太郎正五位下伯耆守補藏人故或號六條藏人

○家の子らうとう
補家ノ子トハ令文ニ云トコロノ家人ナリ其品良民ニ次ケリ本主ノ推擧ヲ得テ朝官ニ任ス今マ譜代ノ家僕ト云モノナリ郎黨トハ其身ノ材藝カ或ハ親故カニ就テ召置テ家僕ニ列スルヲ云今マノ渡リ者ト云モノナリ家人ニ比スレハ疎ニシテ賤ナリ

○中門のらう
補古ヘ寢殿ノ制中門ノ廊車寄等アリ今ノ寢殿ト稱スルモノ多クハ主殿客殿等ノ造作ナリ玄關待合等ノ結構アリ別ニ寢殿ノ圖式アリ考フヘシ今世纔カニ桃花坊ノ所居寢殿ノ古制ヲ存ス

○とりはかまし
補奴袴ノ下括ナルヲトリアケテ走リ出ルヲ云是ノ時世ハ文武トモニ奴袴ノ下括ヲ用フ東鑑等往々ニ所見アリ今ニ到テ直垂ノ下引袴ヲ用フ

○新大納言成親卿以下近習の人々此一門ほろほして天下みたさんする謀叛の企あり云々
按是時雖清盛私斷貶謫猶悉請院宣以裁焉詳見安元之記

○法皇あゝはや云々
補按ルニ上皇即位ノ始メ保元ノ亂アリ尋テ信賴ヲ過寵シテ平治ノ變アリ是時平氏ノ族富貴ヲ極

ムトイヘトモイマタ罪愆ナシ然ルヲ又成親等ニ命シテ凶器ヲ動サン事ヲハカル驚愕シテ辭ノ答フヘキナシト宜ナル哉

○雜色

補良賤混雜シテ仕フルヲ云勤勞ノ後チ各ソノ色目ヲ分テ高卑ヲ定ム

○ないきよけなるほうい　なよ〳〵として淸けなる布衣なるへし

○西光法師　本少納言入道信西之恪勤者也

治承元年六月朔日 或秘記云人傳云今曉入道相國座ニ八條第ニ召取師光法師（法名西光法皇第一近臣也加賀守師高父）禁錮之被問年來之間所積之凶惡事並今度配流明雲及讒邪萬人於法皇如此了聞非常不敵事云々又今且招寄成親卿同以禁錮殆及面縛云々武士充滿洛中雲集禁裏但院中寂寞云々緯絕常篇不遑記錄猶院近臣等悉以可搦取云々今日院中猶被行御八講云々○二日記云刎西光頸了又成親卿流遣備前國相副武士兩三人云々或云西光被尋問之間可危入道相國之由法皇及近臣等令謀議之由承伏又注申預其議定之人々交名云々隨彼狀可捕搦之輩太多云々或云成親於路可失之由云々又左大將重盛卿申請云々此間說縱橫也難取實說歟○三日記云京中騷動上下諸人皆以成怖畏但院中無參入之人之由禪門太以怒云々仍昨日人々少々參入云々院中上下形氣如存如亡失色損容云々或有流淚之輩云々大衆一昨夕下垂松邊以使者示送入道許云令代敵給之條喜悅不少若凡有可罷入之事承可支一方云々院中近習之人々皆悉令逃散妻子資財等只一身許愁祇候云々事變改滅只片時之間也悲哉々々余自去夜所惱又倍增不知爲術○四日記云人傳云去夜亥刻入道之許搦召之輩六人云々

法勝寺執行僧都俊寬基仲法師山城守中原基兼檢非違使左衞門尉惟宗信房同平佐行同平康頼

已上法皇近習之輩各渡前庭見之云々又預給等徒等令禁固之於木工頭成房者雖召寄自院再三令乞請給仍放免云々猶以如夢

已刻大夫史隆職示送云去夜有被仰下之事上卿源大納言定房職事頭權中將光能朝臣被行停任

事ニ也云々　山城守中原基兼右(左イ)衞門督(少將イ)平佐行使平康頼惟宗信房同

已上四(五歟)人宜レ解ニ却見任一云々

件事入道申レ院自レ院以ニ親宗御教書一仰ニ遣光能朝臣一被レ催ニ上卿一之處皆悉申レ障及ニ天曙一釣ニ出定房卿一被レ行レ之云々

○御つほのうち

補凡ソ殿舍ノ前庭環スニ垣ヲ以テシ花木ノ栽アル所ヲ壺ト云禁中ニ於テハ梅壺藤壺等是ナリ又按ニ壺ト壼ト字形相背タリ壼ヲ誤テ酒器ノ壺ニ作レル壼ハ爾雅宮中巷郭璞曰月巷閤間道

小松けうくんの事

○素絹

補海人藻屑云僧絹衣者山門三井寺方用之無端補衣單衣也云々蹇驢嘶餘云素絹ハ坂衣トテ公界へ不出也坂ノ上下ノ用又ハ武者ノ時太刀ヲ可差爲メソ慈惠ヨリ初ルナリ

○ひしり柄の刀

補伊勢宗五記刀のつかを糸にても革にても卷事陣中にての事なりゑほしのときはしかるへからすと云々按ルニ僧ヲ聖トイフナレハ柄ニ裝リノナキ刀ヲ云ナルへシ宗五記ニ依レハ陣中ノ外常ニ佩ル刀ハ柄ニ飾リナシト見ヘタリ

○抑御へんは平治にもすてに誅せらるべかりしを内府が身にかへて申うけくひをつき奉りしはいかに

成親平治元年與右衞門督信頼之叛逆重盛以爲姻家救免之

○其躰冥途にて娑婆世界の罪人を或は業の秤にかけ或は淨頗梨の鏡に引向てつみの輕重にまかせつゝ阿防羅刹が呵責すらんも是にはすきしとそみへし

可追註

補十王經五官王廳有秤量舍

補同經閻魔王光明王院有大鏡臺名淨頗梨鏡

補十王經訪羅ニ作ル

○蕭樊とらはれて韓彭にかきすされたり云々

見于史漢今畧之

○嫡子權亮少將維盛　東宮權亮也

○大臣中門のくちにて御車よりおり給ふ　皆管誤

乎凡雖私第同秩以上來會則不得乘車而出門况重盛

何於嚴父家入車於中門耶必於門外下車矣
○そゝろひてそ見えたりける　そゝろくは後水尾院詠歌大概御抄に不意と書給へり猶可考
補按ルニ或ハ戰慄ノ義ヲ云カ
○地獄にて罪人共が地藏菩薩を見奉るらんもかくやと覺えてあはれなり
延命地藏經曰我每日晨朝入諸定入諸地獄令離苦
○修理大夫顯季白河の院にめしつかはれ參らせしより此かた
魚名公裔顯季子家成甚得寵於天仁主財累鉅萬官至中納言家成子乃成親也
○北野の天神は時平の大臣の讒奏にてうき名を西海の浪にながし
菅公貶黜畧見于大鏡及神皇正統紀等而當時官符宣旨悉焦滅不能詳考焉
○西宮の大臣は多田の滿仲の讒言によつてうらみを山陽の雪によす
粗見大鏡
○延喜の聖代安和の御門の御僻事　醍醐天皇及冷泉院也

○刑のうたかはしきをは輕せよ功のうたかはしきをおもんせよ
書大禹謨
○さかの皇帝の御時右兵衛の督藤原の仲成を誅せられてよりこのかた
可追註
補類聚國史日本記畧等ヲ考ルニ弘仁元年九月太上天皇擬ニ遷都於平城ニ人心騷動帝命固ニ三關ヲ繫ニ右兵衛督藤原仲成於右兵衛府ニ上皇奔ニ東國ニ帝遣ニ坂上田村麿文室綿麿道ニ邀ヘ之上皇旋レ宮作レ僧尙侍藤原藥子自殺帝命ニ左近衛將監紀淸成ニ射ニ殺仲成於禁所ニ云々
○積善の家には餘慶あり　易文言傳
○小松殿
補長門本平家物語曰六波羅ノ東大道ヲ隔テ辰巳角ト云々按ルニ今ノ滑谷道小松谷ノ邊ナルヘシ
○雲林院　字類抄云每年三月廿一日仁明天皇忌日轉四卷金光明經安居一夏之間講妙法蓮華經先是僧正遍照奏言雲林院是仁明天王皇之第七皇子常康親王舊居也去貞觀十一年二月十六日天皇仙化之後親

皇剃除頭髮此院求爲精舍三綱供斷應和四年正十九
被下官府之由見于格
○樂つきてかなしみ來る江相公の筆の跡　後相公
願文曰生者必滅釋尊未免栴檀之烟樂盡哀來天人猶
逢五衰之日

少將こひうけの事

○丹波少將成經
補成經嘉應二年丹波守承安元年右少將同四年丹
波重任
○法住寺殿　可追註
補山槐記云永曆二年四月十三日今日院有レ御ニ移
レ徙于法住寺ニ云々按ルニ舊蹤ハ大和大路ノ東
シ七條八條ノ間ニアルヘシ
○うへふし　是成經直宿院中也通霄近侍御座而不
眠謂之宿居即上臥是也於禁中藏人直宿事見于後醍
醐院日中行事
日中行事云うへふしうけたまはる藏人は鬼間に
たゝみを敷て侍るなり云々
○少將も宰相の車のうへに乘てぞ出られける

凡乘車者門外税牛而輦車於車寄繫軛於榻自車寄以
版橋干車軫蹈之而入車内長者在前少者在後降則繫
轅於車寄又蹈版而自前降矣女子用屛風几帳等或於
地上升降則皆用榻又二人同車則共自後升而降則尊
者自前卑者自後矣
地上升降之儀
應永三十三年四月廿五日等持寺八講薩戒記云今日
予同乘ニ勸修寺納言車ニ下車之時予先自ニ後方ニ下用榻
次納言自ニ前方ニ下車於ニ轅内ニ則取レ裾不レ可レ然歟
越レ軛之後可レ取歟昇ニ沓脱ニ之時先向予氣色於ニ地
上ニ脱沓昇ニ沓脱ニ此儀尤可レ然已次人在ニ地上ニ之時
上﨟昇殿之時乍着沓不レ可レ昇ニ沓脱ニ之由見ニ御記ニ
也予乍着沓昇ニ沓脱ニ依無ニ下﨟ニ也退出之時予先下
レ地乘車之時納言於ニ地上ニ脱沓踏榻乘車此儀又可
レ然准ニ前儀ニ也予又於ニ地上ニ脱沓昇依無ニ下﨟ニ不
レ可レ脱也然而此所儀納言座程近仍脱沓如此儀雖
レ無ニ殊進退ニ爲レ後記レ之
女子升車之儀
承元三年三月廿三日玉蘂云先レ是女房童女乘レ車北對東西面妻戸簟車余出居東面指入車寄北間時房仲家出衣屑月出之云々　殿上人二人讚岐前司能

季右少將資家等寄車童女車上簾 白本不懸下簾着懸之時前下簾ナバ簾に卷加テ不下也後下簾下入於車內左右さなに指はさむなり 各隨乘了畧次輦御車畧次擡御車非イ
仍內府余參進車寄下先引懸打板即引下敷高麗端帖
一枚敷打板上即立屛風几帳 次姬君乘車初御前故殿御女也乘車後

同下車之儀

同玉蘂云輦御車余即少御車後入中門後昇中門外簀子內府相共參進御車寄所豫件間南北供燈灯臺打敷 置几帳屛風打板帖等內府余相共懸板其上敷高麗端帖一枚 立屛風几帳先初御前下次姬君下先是御乳母冷泉殿儲候御車寄內 次帖屛風几帳放打板挽出御車 次姬君居晝御座謂廂座 女房於西面北小門下車

○此宰相と申は

補敎盛ハ忠盛ノ四男母ハ少納言藤原家隆女

○源大夫の判官季貞

補清和源氏安藝守季遠子

○高野こ川

補拾芥高野紀伊國號金剛峰寺粉河寺同國等身千手云々

けうくんの事

○銀のひるまき

補按ルニ盛衰記ニモ所々蛭卷シタル長刀トイフ事アリ銀ヲ以テ其柄ヲ飾ル蛭ノ纒ヘルカ如シヨッテ云カ今ノ左卷トイフ類ナルヘシ

○貞能

補筑後守平家貞子

○木蘭地　僧尼令義解云木蘭者黃橡也

○緋をとしの鎧　或云實を薄にして紅の糸を以てをとすを緋をとしと稱す實に薄を用ひすして紅の糸を以てをとすを赤糸鎧と云といへり未其實非をしらす

補軍器書ニ朱札ニ紅糸ヲ緋威ト云金札ニ紅絲ヲ絲緋威ト云

○平右馬助　名忠正清盛之叔父也

○鳥羽の北殿

補百練抄云寬治元年二月五日上皇遷御鳥羽離宮營作甫就之故也云々

○故刑部卿　即忠盛也

○まれ御幸　此名目未考和歌にまれの御幸と詠することあり此意か

○きせなか　鎧也

補軍器書云着背又云着背長

○腹帶　和名抄云唐韻云纏（其良反和名波良於比）馬腹帶也

○烏帽子直衣　大臣着ニ烏帽子直衣一其常也參議以下於私第着レ之而又不以見長者或尊長以下皆着レ之相會則雖ニ淺宮ニ亦着レ之乎

補凡ソ文武百官ノ冠服是服ヲ第一トス大禮ニコレヲ用フ朝服コレニ次ク毎日大臣以下百察事ヲ執ルノ服ナリ直衣衣冠ハ官中宿直ノ服ナリ私事ニハ狩衣ヲ服ス門族ノ貴キニ誇ヲ優遊閑曠ノ形儀ヲ表ス故ニ烏帽子直衣等ノ服アリ

○大文の指貫　指貫即奴袴也以ニ滕指ニ貫於袴下一之義也大紋指貫者表生絹色瑠璃紋三重襷裏練絹年少人夏月着レ之及ニ秋涼一即紫苑色表紫裏縹而壯年以後當暑不レ更ニ指貫一按此歳小松内府年四十不レ當レ着レ之疑此書誤矣

凡指貫從ニ年歯宮秩一而各異也侍臣未レ聽ニ禁色一者幼年着ニ無紋綾色深紫一（稱ニ之濃色一）弱冠半色（經淺紫緯素絲者）比壯薄色（紫色至淺者也）年既過四十則用ニ縹色一也聽ニ禁色一者幼年着ニ浮紋龜甲一弱冠浮文烏襷此壯堅紋藤丸或半色年漸四十則着ニ堅紋縹色一遂年而色薄既及ニ老年一則附色（織而染之者也）次白綾堅紋（謂之宿德服）尤衰年則用ニ白練絹或白生絹一也又辨官者不レ着ニ浮紋烏襷一雖ニ年少一着ニ縹色一參議中將者雖レ過ニ壯年一猶用ニ烏襷一中納言實躬爲ニ參議一中將時年三十六著ニ堅紋烏襷一是也○又按有ニ年少一而用ニ質色一官尊而用レ文也色者守治左大臣年十八爲ニ内大臣一之時着ニ縹色堅紋一雖ニ年少一官貴故也竹林院左大臣年廿一爲ニ中納言一之日着ニ堅紋烏襷一雖ニ官漸尊一未レ至ニ相將一而年僅弱冠有レ志官達一故也如レ是之類不レ可ニ枚擧一今折ニ衷舊記一以註ニ其梗概一不レ可下以ニ一端一爲ニ定率上矣

補指貫ハ奴袴ナリ貴賤通用ノ服ナリ騎歩ニ便リスルカ爲メニ括絲ヲ用ヒ奔走ニ便リスルカ爲ニハ行滕ヲ以テコレヲ束ヌ綾縠絹布人品ニ隨テ別アリ色様マタ同ジ織紋ニ雲立涌烏襷等ノ様アルハ殊ニ細故ノミ老少ノ色ヲ別ツバ聊カ其ノ宜キニ從フナリ此ノ如キ類ヒスベテ王制トイフニハアラス家々ノ故實ト稱スヘキナリ

○指貫のそば取て　緗幅裳也歩於庭中之禮也

或秘記云

或秘記云定俊秘記ノ全書ヲ考ルニ此殿ノ解釋ニ應セル文ナシ其ノ故ヲシラス○補下括樞攝シテ趨歩スルノ容ヲ云

○さやめき　さやめくなり

○へうする

補表スルカ表示ノ義ナリ評ズルカ評議ノ義ナリ

○内には五戒をたもつて　天台四敎儀云五戒者不殺不盜不邪淫不妄語不飮酒

○太政太臣の官にいたる人の云々

補太政大臣トイフモ弔民伐罪ノ日ニ於テ何ソ甲冑ヲ帶セザルベキヤ禮義ニ背クトハ云ヘカラス幸ニ承平日久シテ貴人甲冑ヲ親カラスルニ及ハサルノミ

○三世の諸佛解脫同相ノ法衣　可追註

補四分律云三衣者三世如來並著如是衣云々

○世に四をん候

補心地觀經ニ父母衆生國王三寶ヲ四恩トス又國王父母師友擅越ヲ四恩トス釋氏要覽ニ出タリ

○普天の下王地にあらすといふ事なし　詩小雅北山之篇

○穎川の水に耳をあらひし　許由　高士傳

○首陽山にわらひを折し　伯夷叔齊

補伯夷叔齊史記ニ傳ヲ載タリ

○蓮府　南史曰王儉用庾杲之爲衛將軍長史蕭緬與儉書曰盛府元僚每難其選庾景行泛綠水依芙蓉何其麗時人以儉府爲蓮花池○南齊書曰時人呼儉府爲入芙蓉池○國史補曰南朝相府因瑞蓮製曲號相府蓮客對于司空頤語

○槐門　周禮秋官面三槐三公位焉註槐之言懷也懷來人

○旁若無人

補晉書苻秦王猛旁若無人

考證云重盛諫爭其父者實否無所考按ルニ玉葉山槐記等ノ諸書ニ重盛諫爭ノ事蹟ヲ載セス然トモ治承三年重盛薨シテ後千年ヲ踰ザルニ上皇ヲ鳥羽ノ宮ニ遷シ諸大臣ヲ貶謫スルトキハ是時諫爭ニヨツテ變ニ及バザルナルヘシ

○聖德太子十七ケ條御憲法に人皆心あり心各しゆ有

云々
憲法第十曰絕忿弃瞋不怒人違人皆有心心各有執彼是則我非我是則彼非我心非聖彼必非聖賢愚共是凡夫耳是非之理詎能可定相共賢愚如環無端是以彼人雖瞋還恐我失我獨雖得從衆同擧
按重盛諫爭其父者實否無所考
○千顆萬顆の玉にもこえ　菅三品花光水上浮序曰瑩日瑩風高低千顆萬顆之玉染枝表裏一入再入之紅

ほうくはの事

○蕭何は云々
補前漢書本傳ニ詳ナリ
○袈裟　可追註
補名義集云具云迦羅沙曳此云不正色
○周の幽王褒姒　事見于史記本紀
○烽火　漢書注文潁曰邊方避寇作高土櫓々上作桔皐々々頭兜零以薪草置其中常低之有寇即火然擧之以相告曰烽火多積薪寇至則即然之望其煙曰燧師古曰晝則燔燧夜則擧烽○按本邦置烽制因唐制焉見于軍防令

新大納言被流の事

○公卿の座　在于寢殿對賓客之座也
補寢殿圖式ニ詳ナリ
○御はしをたにも云々
補凡飲食ノ禮先ヅ箸ヲ取テ飯ノ上ニ立テ汁器湯器ニ分チ入テ食スルナリ
○西のしゆしやく
補東朱雀ニ對シテ西朱雀トイフナルヘシ然トモ朱雀門大路ナレハウチマカセテ朱雀街トイフヘシ
○雜色　稱士者皆有官位世籍矣雜色者有官無官良家賤民相雜故名焉
○牛飼　或稱牛童御牛之隷奴也
○鳥羽殿　可追註
補扶桑略記云公家近來九條以南鳥羽山庄新建後院凡卜ニ百餘町一焉近習卿相侍臣地下雜人等各賜ニ家地一營ニ造舍屋一宛如ニ都遷一云々是時寬治元年ナリ
○洲濱殿　按天永以後太上皇常御ニ于鳥羽南北離

宮ニ因而近臣多賜ニ邸舍ニ成親之洲濱殿亦是類乎

補凡ソ池ノ形チ曲折迂回ニシテ景致アルヲ洲濱池トイフ今マ俗ニ盃ノ案ヲ島臺トイヒ洲濱トイフ又豆飴ヲ洲濱トイフミナ形狀ノ相肖ルヲ以テナリ

○鳥羽の南の門出て云々

補保元物語云鳥羽の南に門へ遣り出す草津にて御舟にのせ奉る云々今ニ下鳥羽ニ草津ト云所アリ

○二ツ瓦三ツ棟につくりたる舟　可考

補凡ソ舟ヲ造ルニタトヒ御座舟ニテモ瓦ヲ以テ茨クコトナシ木ヲ刻ミテ瓦ノ形ニ擬スルナリ又殿舍ノ造制ニモ二ツ瓦ト云フ名目ナシ定俊按ルニ二ツ甍ナルヘシ下モ三ツ棟トイフニ對スルナリ甍ヲ誤テ瓦ニ作ルナランカ

○かきすへやかた舟　可考

補樓船ニアラス小艇ノ上ニ聊カ屋ヲ造レル舟ナリ今ノトリヲキ屋形舟ノ類ナルヘシ

○新大納言は死さいに云々

補考證ニ引トコロノ秘記ノ文ニ成親於路可失由云々又左大將重盛單申請云々物語ノ文ト相符ス

○一とせ山もんのそせう云々

補盛衰記ヲ考ルニ成親中納言ノ時尾張守ヲ兼ヌ目代下向ノ時山門領平野庄ノ神人ト相諍フ故ヲ以テ小僧等嗷訴ニ及フト云々公卿補任ニハ越前權守ヲ兼ヌトアリ

あこやの松の事

○日本は昔三十三ヶ國にてありしを中頃六十六ヶ國にわけられたり

可追註

補舊事記云惣任國造百四十四國ト下ニ載スル所ハ百三十五國アリ日本紀ヲ按スルニ崇神天皇ノ時キ四道將軍ノ勅アリ成務天皇及ビ孝德天皇ノ時キ國郡ノ政アリ何レノ時ニカ舊事記ニ載スル所ノ百餘國ヲ併セテ三十三國トシ又分ッテ六十六國トスルヤ國史ヲ考ルニ國郡ノ廢置代々ニ其制アリ一日ノ政ニハアラズ物語ノ文俗諺ニ從フナルベシ吉備ノ國ヲ分ツテ三國トス仁德天皇ノ時キ吉備中國ノ名アリ出羽國ハ和銅五年ニ陸奥

國ヲ割テ之ヲ置ハ或ハ大寶元年ニ之ヲ置ト云々
○されば實方の中將奥州へ流されし時　古事談云
一條院御時實方與ニ行成一於ニ殿上一口論之時實方
取ニ行成之冠一投ニ弃小庭一退散云々行成卿無ニ繆氣一
靜喚ニ主殿司一取ニ寄冠一擺レ砂着レ之云左道にいます
る公達哉云々主上自ニ小蔀一御覽じて行成は召仕つ
べき者也けりとて被レ補ニ藏人頭一（子時備前介前兵衛佐也）實方を
ば歌枕みてまいれとて被レ任ニ陸奥守一云々於ニ任
國一逝去云々
補左大臣藤原師尹孫侍從定時子母左大臣雅信女
○當國の名所あこやの松をみんとて　又云實方經
廻奥州之間爲見歌枕毎日出行或日あこやの松みに
とて欲出之處國人申云あこやの松と申所この國中
に候はねと申之時老翁一人進出申云君はいつべき
月のいてやらぬ哉（此歌みちのくのあこやの松に
あこがくれて）と申古歌を思食て被仰下候歟然は
件歌は出羽陸奥未界之時所讀之歌也被堺兩國之後
者件松出羽國方に罷成候やと申けり
○太宰府より都へはらかのつかひの上るこそかち路
十五日とはさためたなれ

行程十五日之說可考
補官曹事類云供ニ腹赤魚一事始自ニ昔大足彥天皇
御代一歟肥後筑後風土記於ニ長渚濱一得レ之棹人釣
レ之其名曰ニ鱒魚一（麻須）又公事根源云其後聖武天皇
ノ御時天平十五年正月十四日太宰府ヨリ是ヲ奉
ケルヨリシテ年毎ノ節會ニ供スベキ由定置タル
也元日ニ是ヲ供ス遲參ナレバ七日ニ是ヲ供ス行
程ノ事延喜主計式云太宰府行程上二十七日下十
四日海路三十日云々腹赤ノ御贄ニカギリテ行程
十五日ト云說未ダ考へ得ズシカレドモ江家次第
等ノ說ニヨレバ行程ニ遲速アリト見ヘタリ遲參
ニテ元日ニ供スル事ヲ得ザレバ八日ニ供ストア
リ

新大納言の死去の事

○執行　掌其寺院之雜務者也
○男はゑほしもさす云々
補男子ノ髻ヲ露ハニスルハ禮ノ懲ル所ナリ冠ヲ
着ケザル時ハ烏帽子ヲ着ク古ヘハ夜ル寢ニ就ク
トイヘドモ烏帽子ヲ脫セズ女子ハ髮ヲ下タルヲ

禮トス卷アグルヲ賤トス是ノ時モ京師ノ男女風俗カクノ如キト見ヘタリ故ニ男子ノ頂ヲアラハシ女子ノ髮ヲマキ上ゲタルヲ怪シキ事トヲモヘリ

○いわうか島

補本草綱目引博物志云西域硫黃出且彌山去高昌八百里有山高數千丈晝則孔中狀如煙夜則如燈光云々又云倭硫黃亦佳按ルニ硫黃劉イワウト讀ス硫ノ別音未ダ考ヘ得ズ

○すみぞめの袖にぞ云々

補遺教經云著壞色衣又僧尼令ニハ木蘭色靑碧皁黃等ノ色ヲ出セリ皁ハ黑色ナリ僧ヲ緇徒ト云トキハ黑色ヲ以テ衣色トスト見ヘタリサレドモ純黑ニアラズ深灰色ナルベシ海人藻屑ニ袈裟ヲ染ルニモ薄墨ヲ入ルヽト云○盛衰記ニ成親備中國安養寺ノ僧ヲ請ジテ出家受戒ス六帖抄ト云歌雙紙ヲ布施スト云ヘリ往年庭瀨ノ鄉民田ヲ耕ストキ古キ雙紙箱ヘ雙紙ノ入タルヲ堀出セリ文字蝕剝メ讀ムベカラズワヅカニ和歌ノ字樣ト見ヘタリ若クハ成親ノ僧ニ施セル物ナルベキカ邊裔ノ野外ニ在ベキ物ニアラズト語リ傳フ

○雲林院の邊にしのびておはしける　雲林院見于前しのぶは忍の字也但和歌にをいて艱難をしのび隱るゝ意あり忍ぶ山しのびてかよふ道もかな人のこゝろのおくもみるべく又したふ意なるものなり君勢のぶくさにやつるゝ古鄉は松虫のねぞかなしかりけるしのばれんものとはなしに小くら山のきはの松ぞなれてひさしき

補忍ハ忍耐ノ義ナルベシ物語ニスギ行ク月日ヲアカシカ子暮シ煩フト明シカ子暮シ煩フ乃チ忍耐ノ意ナリ本書ニ艱難ヲシノビ隱ルヽト云義此ノ一節ニヨク當レリ

○はかなき筆の跡　はかなきはいふかひなき意なり

源氏河海抄云無墓又無計或量　無道(ハカナシ)日本紀

○御けんさんに入てけり　來會者列註姓名而呈主人謂之見參今此書以相見爲見參者因循以失實矣

補見ハ見在ノ義參ハ參來ノ義節會ニ大臣外記ノ見參ヲ召スト云コレナリ只今誰々參集セリト姓名ヲ錄メ告報スルヲ云經遠マヅ信俊ガ一面ヲ得

テ其ノ姓名ヲ錄メ成親ニ告グ成親召テコレニ見エルナリ

○水ぐき

補藻鹽草水くきのあと是も筆也夫木集思ふ事水くき川にかきながしみなとわたりの人にみせばや　法性寺入道

○そこはか　そことところなり

○しは〳〵との給ひて　しは〳〵はしばらく也

○かたみこそ今は中々あたなれ　伊勢物語にかたみこそ今はあだなれこれなくは忘るゝ時もあらましものを闕疑抄云あたは仇なり此物語にては仇とよみ古今にてはあだとにごりてよむといふ說あり御說にあながちさは有まじき歟古今にも仇あだ兩說あり其中にあだを用なり又定家卿の歌にかたみこそあだの大野の萩の露うつろふいろはいふかひもなし此歌を仇とよみたれば女の簾中よりあらおそろしやといへるとかたりつたへたり此詞書にも女のあだなるとあればにごりてよむべきにや

補かたみハ遺留物ナリ

○そのさいこの有さまやう〳〵にぞ聞えけるやう〳〵は樣々なり

○ひしをうへて

補蒺黎ノ制種々アリ武備志ニ詳ナリ

○ほたいゐん

補盛衰記ニ雲林院ノ菩提講ニ忍參リ出家シテ戒ヲ持チ云々按ルニ雲林院ノ邊ニ菩提講トイフ佛寺アリ本ト菩提講ヲ修行セシ地ナルニ依テ直ニ寺院ノ名トス

○あかの水　補名義集阿伽此曰水

○五すい

補天道ノ五衰ノ相法苑珠林等ニ詳ナリ

とく大寺いつく島まうての事

此段實否不可考恐否乎

治承元年十二月廿七日或秘記云今夜有ニ小除目一於レ陣被レ行レ之左大將藤實定 右近將監多節近（遠イ）此外無他事（事イ）同廿八日記云以ニ左馬助國行一（余家職事）示レ慶之由於ニ實定卿之許一報云今度慶賀兼不レ存之間東西不レ覺令レ仰ニ畏申一故可ニ參拜一云々件卿才能相兼家又不レ凡多年沈淪人以憐レ之而去春還ニ補亞相一今冬拜ニ

任將軍一借之不レ弃レ入當二此時一有レ憑者歟

補實定治承元年三月五日大納言ニ還任ス同年六月五日重盛左大將ヲ辭ス同年十二月廿七日實定ヲ左大將ニ任ス實定ノ大納言ヲ辭スルハ永萬元年ナリ竊按ルニ二條院崩シテ後チ皇后ノ故ヲ以テ上皇ト能カラス依テ官ヲ辭スルモノカ右大將競望ノ故ヲ以テストス云ハ年月大ニ相違セリ重盛任大臣ノ次ニ還任ヲ命シ重盛ノ替リニ左大將ヲ任ス事實見ルベカラズトイヘトモ清盛其沈淪ヲ憐テ竊カ援引セルモ或ハシカラン

○いつく島

補延喜神名帳安藝國佐伯郡伊都伎島神社

山もんめつはうの事

○去程に法皇は三井寺の公顯僧正を御師範として云々

見干下

補花山院皇子清仁親王曾孫源顯康子

○大日經金剛頂經蘇悉地經　可追註

補眞言ノ三部コレナリ空海唐ノ惠果ニ受ル所ノ者ナリ高僧傳不空ノ條下ニ三部ノ經ヲ受ルノ文アリ

○九月四日三井寺にて御灌頂あるべきと聞ゆ

按此歳九月之諸記悉湮滅無據考且天王寺灌頂之事百練抄亦無二所見一

灌頂華嚴經曰轉輪聖王所生天子母是正后身相具足其轉輪王令此太子坐白象寶妙金之座張大網幔建大幢幡然香散花奏諸音樂取四大海水置金瓶内王執此瓶灌太子頂是時即名受王職位墮在灌頂刹玉數菩薩受職亦復如是諸佛智水灌其頂故名爲受職具足如來十種力故墮在佛數

治承二年正月廿日山槐記云延暦寺衆徒蜂起三塔會合催二末寺庄園兵士一是爲レ燒二園城寺一云々法皇來月十日於二園城寺一以二前權僧正公顯一爲二大阿闍梨一可レ令レ受二傳法灌頂一給仍來月一日可レ有レ御二幸平等院一寺也然而叡山衆徒欝レ之可レ令レ受二天台灌頂一給者於二延暦寺一可レ有二御灌頂一也又於レ寺被レ遂二其事一者被寺自二往昔一宿意也依二此賞一被レ立二戒檀一歟不レ如只依レ有レ寺有二此事一速可レ燒二拂園城寺一之由議定此事風聞及二叡聞一然而不レ進二奏狀一仍降不レ被

仰子細事已火急之由聞食今日辰刻許以右大將(宗盛)遣入道大相國攝津富原亭被仰合又召延曆寺僧綱等以右中辨經房朝臣(院近習人奉行御灌頂事)被仰子細於僧綱蜂起何故哉疑申戒壇事歟全不可其儀此事於奉致障礙者以山不可令用御早企登山可申仰旨於衆徒之由被仰含々々

同二月五日或秘記云園城寺僧於延曆寺可受戒之由被仰下頗有承伏之氣仍可被仰可遣(進)請文之由之處爲山門被成妨事等如本可被返付者(曾カ)中可進請文之由云々因玆御幸必定停止云々山門(僧イ)僧今朝猶可燒三井寺云々王化已廢誠是亂世之至也可悲々々○同七日記云頭中將定能朝臣來語云御灌頂一定停止了法皇還御本所(日來爲御加行御當御所也)者又云三井寺僧強不對捍請文只山僧不論是非依此御灌頂事一定可燒寺之由風聞因之御幸停止了候由重被仰山上了云々

補高僧傳不空ノ條下云乾元中爲帝受轉輪王位七寶灌頂云々

○山門には堂衆學生不快の事出來て云々　此事見長承二年七月廿一日中右記云今日山大衆合戰中堂衆之間三四房燒之偏是佛法滅相也凡山上學衆與中堂衆合戰云々

○廿三日記云天台僧侶不顧憲章爲宗狠戾之條綸旨屢下禁制至重而近日中堂衆中依致濫吹山內騷動之由已其有聞宜仰源助令(後カ)注申張本兼又令被寺所司召進其身者則以消息下知左少辨顯業源助者是中堂之上﨟云々

治承二年十月四日或秘記云大夫史隆職來門外(依物忌也)使人問山門衆徒事學生方申狀雖被仰可有沙汰之由不及始終而間今日已合戰學生方兵士爲攻堂衆等燒拂大津在家等了云々然而堂衆等敢以不傾動云々

百練抄云治承二年十月四日天台學徒與堂衆合戰學徒皆逃去又多死者恆例佛神事悉以退轉云々

○堂衆學生

補良源ニ無度緣ノ宣ヲ賜ヒシヨリ亡命無賴ノ徒ラ事ヲ出世ニ託メ自安ノ計トス學生等如何トモスル事能ハズ佛法ノ興盛ヲ貪テ佛法モ亦衰フ

○學生のしようなり　しようしうは所從なり

○中間法師

補海人藻屑ヲ按ルニ中間法師承仕ヲ兼ト想フニ出世禪侶等ハ少ヨリ佛敎ヲ習テ登壇受戒シ課試得第ノ後チ官位ニ預ルモノナリ又侍法師中間法師等ハ一旦家ニ在テ俗事ヲ帶セル人出家ノ後カクノ如キ名目アリ或ハ位秩アリシ人ヲ侍法師トシ位秩ナキ人ヲ中間法師ト云カ猶考フヘシ

○佛に花參らせし云々

補海人藻屑云力者花摘ヲ兼ヌト云々

○行人

補今ニ至テ葛河行者等專ラ苦行ヲ事トスルモノナリ

○さうい坂

補早尾坂ナリ東坂下ニアリ

○石弓

補砲ナリ武備志ニ詳ナリ

○十二禪衆

補太平記十四禪侶ニ作ル元亨釋書圓仁ノ傳ヲ考ルニ建總持院擇ニ七僧修持誦云々

○四けう五時

補天台四敎儀等ノ書ニ詳ナリ

○とをく天ちくに佛跡を云々

補佛跡ノ事佛國記西域記等ニ詳ナリ又撰集抄ニモ此ノ如キ文アリ

○天台山

補智者大師ノ所居浙江省天台縣ニ屬ス

○五臺山

補文殊菩薩ノ所在山西省五臺縣ニ屬ス

○白馬寺

補洛陽ニ有リ漢ノ摩騰竺法蘭ノ所居

○玉泉寺

補終南山ニ有リ唐ノ靜藏ノ所創

○七大寺

補拾芥抄ニ詳ナリ

○八しう九しう

補律、倶舍、成實、法相、三論、天台、華嚴、眞言、以上八宗淨土ヲ加テ九宗トス

○天狗　按浮屠之徒曰天狗是魑魅之類也或曰野狐者獸之妖恠山鷲者鳥之妖恠天狗即山鷲也今猶叡岳有見ニ深夜宿ニ于樹上一者或曰遠州今切時々見ニ山鷲一多集ニ海濱一食レ魚大如レ鴻矣未レ知レ是否

補台記愛宕護山天公ニ作ル又愛宕山緣起天竺日良唐土善界日本太郎坊有九億四萬餘天狗神頭鬼面被毛戴角云々鞍馬寺ニ藏ル所ノ天狗ノ像ヲ見ルニ瞋目隆鼻形チ修驗者ニシテ兩翼アルモノナリ本書ニ山鷲ノ說ヲ載ス或ヒハ然ラン

○阿耨多羅三藐三菩提　傳教之歌也　可追註
補新古今釋教部ニ入ル阿耨多羅三藐三菩提名義集云無上正徧等覺

○八日はやくし
補拾芥抄十齋八日藥師如來云々

○卯月はすいしやくの月　日吉祭例之義

○しめなは　舊事本紀云天兒屋命太玉命以日御繩廻懸其後界以端出之左繩矣
注連之義始于此爲穰不潔施此繩以界隔内外之意也

善光寺ゑんしやうの事

○善光寺　異ナシ　字類抄云期佛像日本國度至經歲積卅貳佰伍拾陸歲之中京底流轉年數五十歲信濃國請降經ニ年員ニ一百六十六歲佛云々推古天皇十年壬戌四月八日信濃國人若麻績東人上洛下向日奉レ傳ニ此佛ニ自負而下時京大和國之高市郡小治田宮路次宿々敢不レ離レ背國々司々聞此歲（國カ）彼每宿免田下着ニ本國麻績村ニ造レ寺奉居四十一之禮拜供養皇極天皇元年壬寅時京大和國高市郡明日香川原宮長老東人水内宅庇奉レ渡ニ此佛ニ即作ニ草堂ニ號本善堂是也奉居既畢夙奉レ見レ佛不ニ見給ニ驚而還レ宅儼然在レ庇萬人流涙隨喜靈驗其一改レ宅作レ寺善光寺是也

○彼如來は昔中天竺舍衛國に五種の惡病起て人倫おほくほろひし云々
補日本紀ヲ按ルニ欽明天皇十三年百濟聖明王獻釋伽佛金銅像一軀尋テ難波堀江ニ流棄セラルナ四年河內國泉郡茅渟海中ニ聲アリ雷ノ如シ光彩日色ノ如シト帝溝邊直ト云者ヲ遣メ其ノ故ヲ求メシム溝邊直海中ヨリ樟木ヲ得テ奉ル帝畫工ニ命シテ佛像二軀ヲ造ラシム吉野寺ノ放光樟像ナリト云々善光寺ノ緣起ニ請觀音經ノ趣意ヲ引テ月蓋長者ノ故事ヲ記セリ金光改元ノ說モ緣起ニ出タリ本多善光カ名モ同シク緣起ニ出ツ緣起ノ文章甚鄙俚ニシテ所引ノ故事史書ニ依ラス取ニ

足ラザルモノナリ故黄門定基卿ノ戯談ニ本朝最初ノ佛像ハ金銅ノ釋伽佛ナリ阿レノ時ニカ彌陀佛ニ變ゼラレシ怪シムベキ事ナリト云々

○年號を金光と號す　國史無所見

康頼祝の事

○熊野　字類抄云崇神天皇御宇崇熊野本宮尙先御ニ此處ニ次景行天皇御宇卅九癸酉始崇ニ熊野新宮ニ

或云五十八年

證誠殿　兩所西御前中御前

若王子　禪師宮

聖宮　兒宮

子守宮　一萬十方

勸請十五所　飛行夜叉

米持金剛童子

新宮

那智

或曰秦始皇使方士徐福求ニ不死之藥於ニ蓬萊山ニ徐福來ニ于熊野浦ニ住而不レ歸後人爲立レ社即熊野社是也甚謬矣按舊事本紀云伊弉册尊葬ニ於紀伊國熊野之有馬村ニ焉土俗祭ニ此神之魂ニ者花時以レ花祭復用ニ鼓吹幡旗歌舞ニ而祭矣

又按所レ載之祝文不レ類ニ古體ニ可レ疑矣蓋或中世以來熊野爲ニ兩部之社ニ因如レ此乎

補延喜神名帳云熊野早玉神社熊野坐神社紀伊國牟婁郡又按ルニ秦徐福ガ留テ還ラザルハ熊野ニハアラズ今ノ八丈洲ナリト呉ノ孫權ガ寇セル夷洲亶洲トイフコレナリ

○御へいかみも云々

補今紙ヲ裁截シテ杖頭ニ插ミ神前ニ奉ルヲ幣トイフ是レ紙幣ヲ謬レルモノナリ上ニ插メルハ紙ナリ連續シテ下ニ垂レタルハ木綿ヲ謬レルナリ取アヘズ紙ト木綿トヲ奉ルハ倉卒ノ奉幣ナリ奉幣ノ制延喜式等ニ詳ナリ上差ノ矢ヲ奉ルモ時ニ取テノ奉幣ナリ幣紙ニカキルヘカラス

○いあたれる　惟當也

○かけまくも忝なく　凡祝文有此辭

○大りうこんけん

補盛衰記ノ祝詞ニハ大靈驗ニ作ル眞書ノ物語ニハ大領現ニ作ル草書ノ物語ニハ大リヤウコンケ

ン二作ル本書是ニ依ル盛衰記ヲ是トスヘシ熊野ノ神ノ靈驗ノ大ナルヲ賛美セル詞ナリ

○飛瀧大薩埵

補眞書ノ物語飛瀧大薩埵ニ作ル瀧盧東切吳音ノ讀レツ草書ノ物語ニヒレウト書セルニ依テ本書ニ瀧ヲ龍ニ作ル改ムベシモト那智權現ヲ稱スル詞ナリ大薩埵ト云ハ本地觀自在薩埵ナレバナリ

○うつのひろまへ　嚴廣前

○三業相應

補身口意ノ三業ヲ云瓔珞經等考フベシ

○衆病しつじよ

補藥師本願經第七願曰衆病悉除身心安樂云々

○南方ふだらく

補大明一統志ヲ考ルニ補陀洛迦山寧波府定海縣ニ屬ス補陀洛迦此ニハ海島ト飜ス詳ニ普陀山志ニ見ヘタリ

○青れんしびのまなしり

補金光明經讃嘆品其目脩廣淸淨無垢如青蓮華映水開敷

○さをしかの御みゝをふり立て　卜部流さを鹿の傳と稱して大秘說とすはなはだいはれなし凡和訓古語枕詞ありまつそのことをいはんとして緣あることをその首にかうふらしむ古歌の體是なり千早振神代久方の月足引の山の類なりさをしかのやつ此義におなしいにしへ聰の字八耳聰と號す一に八言をきくのこゝろなり神明の德を賛して八耳聰と稱するなり八の字倭訓つのゝ假名を含むよつてまつさをしかのつのと稱す言の緣をもつて文華をなすなりさをしかのつのゝ事中臣秡の文なり彼秡專ら枕詞を用ゆ又舊事本紀雄計皇子亡名して播磨に在て縮見屯倉首の家に歌舞する時其辭曰牡鹿の角奉吾儛者云々是皆古語なりト部家の說いふにたらす故に不記之

○むすぶはや玉

補兩所權現字類抄ニ出ル所ノ西御前東御前ナリ神名帳早玉神社夫木集梗棱法親王ノ歌

なきのはにみかける露のはや玉を結ぶの宮や光そふらん

そとはなかしの事

此段可追註

○そとば

補名義集窣堵波此云方墳又圓塚

○くれな井のはかま

補女房飾抄親ノ時濃袴義ノ時ハ生ノ紅ノ袴ト云々

○千手のちかひ云々

補千手陀羅尼經ニ詳ナリ

○廿八ぶしゆ

補金光明經ニ詳ナリ

○なぎのは

補千早振くま野の宮のなきのはをかはらぬ千代のためしにそひく定家又玉葉集君か代を神もさこそはみくまのゝなきの青葉のときはかきはに

○あじのぼし

補阿字ノ梵字　阿

○しやかつら龍王

補名義集娑竭羅此云鹹海

○柿本の人丸は島かくれゆく舟を思ひ

補古今集羈旅部

ほの〴〵とあかしのうらの朝霧に島かくれ行舟をしそ思ふ

補柿本人麿奈良帝ノ時釆女猿澤ノ池ニ溺死セシ時人麿駕ニ従テ猿澤ニイタリ和歌ヲ作ル拾遺集ニ出タリ又萬葉集ニ載スル所ノ和歌持統天皇文武天皇兩朝ノ事ト見ヘタリ姓氏錄云柿下朝臣天足彥國押人命孝昭天皇之子之後也敏達天皇御世依家門有柿樹爲柿本臣氏

○山邊の赤人はあしへのたつを詠給ふ

補萬葉集第六神龜元年冬十月幸于紀伊國時山部宿禰赤人作歌

若浦爾鹽滿來者潟乎無美葦邊乎指天多頭鳴渡拾芥抄云聖武天皇時人姓氏錄山邊公ニ作ル垂仁天皇皇子鐸石別命之後云々又日本紀文武天皇十三年十二月山部連等賜姓曰宿禰云々○按ルニ物語ニ和歌三神ノ中人麿赤人ヲ擧テ衣通姬ニ及バザルハ何ソヤ二者ノ次ニ住吉ノ神ヲ擧テ三神ノ數ヲ合スルナルベシ住吉上中底筒之男ノ神スナハチ和歌ノ三神ナルガ故ナリ

○住吉の明神はかたそきの思ひをなし

補新古今集神祇部
夜やさむき衣やうすきかたそきのゆきあひのまより霜や置らん住吉ノ御歌ト云々又奥儀抄ニハかたしきとあり兩說なり

○三わの明神は杉立るかとをさす

補古今集第十八
わか庵はみはの山本戀しくはとふらひきませ杉たてる門よみ人しらすトアリ歌林良材集顯昭法師云三輪の明神の御歌と申說あれとたしかにしりかたしたゝ三輪の山の邊に住ける人のよめるなるへし云々

○昔すさのおのみこと云々

補八雲ノ神詠日本紀古事記等ニ出タリ後世神道家ノ徒神詠ニ因テ八雲ノ傳ナド云說ヲヲコス八ハ少陰金數ト云ヲ以テ土金ノ傳アリ又神詠四箇ノ八ノ字有ルヲ以テ四千九十六ノ數ヲ周易ニ符會ス或ハ法華ノ四妙ヲ借テ神詠ヲ解釋シ三十二相ノ無見頂相ヲ除テ三十一ノ數ニ合ハスハ後來ノ妄說悉ク取ニ足ラス只神古淳素ノ風致ヲ以テ窺見スヘシ

そふ事

○いにしへかんわう云々

補漢書ヲ按ルニ蘇武中郎將ヲ以テ匈奴ニ使スヨツテ拘留セラル征討ノ將ニアラス武帝天漢元年ナリ李陵カ戰ヒ敗レテ匈奴ニ降ルハ天漢二年ナリ物語ノ年紀前後セリ蘇武刖ルヽ事史ニ見ヘス蘇武カ漢ニ歸ルハ昭帝始元六年ナリ是時匈奴稍衰弱ニシテ漢ト和親ス故ニ武歸ル事ヲ得タリ物語ノ故事ヲ引用セル史書ニ依ラス傳聞ニ任セテ記セルノミ

平家物語考證卷之二終

平家物語考證卷之三

目錄

平家物語考證卷之三

松堂閑人四醉生 編
洛陽後學源道格 集
羽林中郎將藤原定俊 補

ゆるしふみの事

○七日の日彗星東方に出つしゆうきとも申す又赤氣共申す

治承二年正月七日山槐記云今曉巽方彗星出天文參陣付藏人勘解由次官基親奏レ之去年二月十(廿イ)四日出其後不レ出今曉又出也以權大夫(光能)曰レ尋無レ事時例被行之時御祈之後可レ有ニ沙汰一也依此事爲ニ御使一參院所ニ歸參一也

後日聞今夜以後又不レ出云々泰親朝臣稱ニ彗星一子息等幷時晴非ニ彗星一客氣云々天喜四年七月廿八日彗星見ニ于東方一之由主計頭師任朝臣奏聞陰陽以ニ章親朝臣一奏ニ客氣一由先例有ニ相論事一歟抑依ニ日數之長短一定ニ咎徵之輕重一宗明說數日見爲レ輕兩日見爲レ重云々師遠依之勘申漢書志云彗星其出久者爲ニ其事大一也云々同申云以ニ久見一爲レ重歟以ニ早沒一可レ爲レ重之由未レ習レ傳天仁三年五月彗星出見之時匡房卿申レ院云件星早沒之時災少久見之時災多此間若早沒者可レ爲ニ公家之御慶一之由令レ申云々然者今度雨夜見其災可レ少歟但宗明說可レ尋事歟凡彗星者希代之變除レ舊布レ新之象也本文所レ載兵喪水旱疾疫謀反飢饉等之類隨ニ行度一有ニ其徵一

補彗似鏡反又息遂反春秋哀公十三年冬十一月有星孛于東方公羊孛者何彗星也其言于東方何見于旦也漢武帝建元六年八月長星出于東方是爲蚩尤旗云々按ルニ歷代天文志孛(彗ト)ト赤氣ト品ヲ別ニス然レトモ彗ニモ赤白黄等ノ諸色アリ

○六月一日の日中宮御ちやくたい有けり　治承二年六月一日山槐記云左衛門督(時忠中宮權大夫)召ニ寄陰陽頭在憲朝臣於ニ奧亭一中宮御着帶日內々被ニ尋問一云々今月廿八日宜之由申云々同十七日記云今日被レ發ニ遣奉幣使於ニ安藝國伊都岐島社一(無先例今度如之)是中宮御產御祈云々(當ニ九ケ月來廿八日可レ有ニ着帶一也)藏人中宮大進基親申沙汰也中宮大夫(隆秀第三大納言)權右中辨親宗朝臣參陣行事中宮亮重衡朝臣(殿上人)爲使云々(殿上四位如何之由有(難イ)但有據例云々。)衛士持幣一人後

聞廿日使ニ出京一云々　同廿五（六カ）日記云　中宮有ニ千度御秡一云々於ニ御前一無ニ此事一被レ憚ニ禁裏一（閑院）歟點油小路面小屋（宮侍左兵衛尉則清宿所）被レ行レ之召ニ陰陽師十人一縫殿頭賀茂宣憲朝臣主税助安倍時晴朝臣陰陽助賀茂濟憲朝臣掃部頭安倍季頭朝臣天文博士安倍業俊朝臣圖書頭賀茂在宣朝臣權曆博士賀茂憲定前天文博士安倍隆茂陰陽　大允安倍泰茂　左京權亮清科範時備ニ御贖物十前一納ニ長櫃一運レ之召使相副有宮侍上日輩結番取レ之自ニ臺盤所方獻ニ女房事一了陰陽師各賜レ祿（各長絹）云々　以ニ權少僧都實全一被ニ始行ニ藥師法一件御修法幷千度御秡毋儀二品內々所レ被レ致ニ沙汰一也是御產御祈云々　廿七日記云　中宮造立如意輪觀音像於ニ六角堂一內々奉レ供ニ養之一又被レ調ニ進御帳一云々　廿八日記云中宮（德子御年廿二（四イ）六波羅入道太政大臣二女母贈左大臣時信公女二品時子尼）御姙懷當五ヶ月仍有ニ御着帶事一初度也予レ時閑院爲　皇后中宮傳聞內大臣重盛大夫隆季土御門大納言（邦綱有大將宗盛雖參入被候閑所方去之進御帶後參入）權大夫時忠左三位中將（知盛被候臺後所計直衣（ホノマヽ））宮司（權亮維盛朝臣）大進基親（己上東帶）權大進（元綱長冠令入亮重衡朝臣爲奉幣使參伊都岐島權大進宗賴大夫進尹範不進云云）殿上人等兩三人參入毋儀二品被候又獻ニ御帶之後一右大將北方被レ參云々大進基親（東帶持笏或人云後稍不持之由如雖何持不可有難事也）例

大進爲ニ御使一也或着ニ衣冠一然而依レ爲ニ五位藏人一着ニ束帶一歟此人妻敎盛卿女去年逝去雖レ爲ニ周忌內一其服過了於レ予不レ關仍爲ニ御使一歟如何云々略御着帶之後典藥頭和氣定成朝臣（衣冠男主税頭定長相具參入）持參仙治子（二七粒其栞樣藥袋也納折櫃不居土高坏）自ニ臺盤所方一獻レ之中將局取之縫ニ付御帶左方一又御藥幷禁物禁忌注ニ一通一（假名書之）（有立紙）副進之權大夫於ニ御前一談（讀イ）ニ申之一定成朝臣陣邊占宿所自ニ今日一可レ伺候云々　閏六月十九日記云中宮御產御祈僧正房覺始行金剛童子供二品沙汰云々同十月十一日入道太相國被レ候ニ御前一大夫又被レ申ニ定孔雀經法日次一自ニ（未イ）來廿一日一可レ被ニ始行一之由有レ仰云々廿四日記云自ニ明旦一可レ被ニ始行ニ孔雀經法一仍殿上北庇平頭敷板敷曳燭自ニ仁和寺宮一令レ獻ニ法橋長尊一給今夜祇候可レ見ニ御壇所一云々每日御祇自ニ今日一前權僧正公顯參勤云々廿五日記云自今夜被ニ始行ニ孔雀經法一歟

○孔しやく經

補高僧傳義淨條下云於東洛內道場譯孔雀經云々

○變成男子のほう

補愛染明王ヲ本尊トス

○御物のけ
補按ルニ物ノ氣物ノ怪兩字トモニ義通ス沉魂滯魄ノ怪ヲナス妖祟鬼撃ノ類ナルヘシ當時人疾アレハ醫藥ニ心ヲ用ヒス專ラ僧ニ依テ厭禳ヲ求ム

○神子
補寃鬼ノ巫覡ニ凭ルヲ云史記　夫傳使巫視鬼者視之

○讃岐院の御つゐかう有て崇德天皇と號し宇治の惡左府贈官贈位をこなはれて太政大臣正一位をゝくらる
此事在于治承元年九月今言爲祈中宮之産難行之者誤矣
治承元年玉葉云七月廿九日讃岐院々號幷宇治左府贈官贈位等事來月三日可被行此事云々

○されは早良の廢太子をは崇道天皇と號し井上の內親王を皇后の職位に復す
補日本後紀ヲ按ルニ延暦十九年ニ早良親王ヲ崇道天皇ト追稱シ廢皇后井上內親王ニ皇后ヲ復ス

○冷泉院の御物くるはしうましまし花山の法皇の十善の帝位をすへらせ給ひしは基方の民部卿か靈なり
補南家參議菅根子官正三位大納言ナリ女子村上天皇ノ女御トゾ廣平親王ヲ産リ廣平ノ太子タル事ヲ得ザルヲ怨ミテ憂死ス

○三條の院の御めも御覽せられさりしは寬算供奉かれいとかや
補大鏡云寬算供奉の御物のけにあらはれて申けるは御くひにのりゐてさうのはねをうちおほひ申たるにうちはふきうこかすおりにすこし御覽するなりと云々寬算は嵯峨源氏從三位淮ノ子

○ひじゆうのしや
補按ルニ常赦トハ徒罪以下ヲ赦サル或ヒハ大辟以下ヲ赦サル故殺謀殺等マテモ赦サルルハ大赦ナリ八虐私鑄錢ニ至マデコトゴトク赦スハ非常ノ赦ナリ

○入道相國のゆるしふみ書てそたふてける　凡大赦用詔書今言淸盛輿赦書者可疑矣
補按ルニ赦詔下ルトキハ偏ク天下ニ頒布ス是時況ヤ非常ノ赦ナリ詔書薩摩ノ國ニ到ルトキハ國司管內ノ流人ヲ催ガシテ悉ク途ニツカシムヘシ

稽留スヘカラス清盛別ニ私ノ書ヲ遣スハ俊寛ヲシテ途ニツカシメントナリ清盛私憾ヲ以テ詔制ニ戻ル不臣ノ罪大ヒナリ

あしずりの事

○丹左衛門のせう

補丹治比氏カ丹波氏カ左衛門尉タル人ナルヘシ

按ルニ凡ソ同官ノ人ヲ呼分タン爲ニ氏ヲ上ニ被ラシム藤左衛門源左衛門ナト云類ナリ又同官同氏ノ人ヲ呼分ン爲ニハ太郎次郎ノ行ヲ首ニ被ラシメ或ハ莊號在名ヲ以テ呼分ツナリ

○禮紙

補本紙ヲ外ニ同シキ紙ヲ一枚卷カサネタルヲ禮紙ト云其ノ事ヲ重ンスルカ故ナリ常ノ書簡ニテモ立文ノ時ハ禮紙アリ折文ニハ禮紙ナシ又同紙ヲ用ヒ別紙ヲ用フル輕重ノ品アリ

○九國の地までつけてたべ

補雜ャ拾遺ト云書ニ俊寛カ九州ノ地ニテ終レル事ヲ記セリ猶考ベシ

○松浦さよ姫かもろこし舟をしたひつゝひれふりけんも是には過しとぞ見えし

歌林良材集云

（萬九）遠つ人まつらさよひめつまこひに日禮ふりしよりおへる山の名

右欽明天皇御時大伴佐堤比古遣唐使にてもろこしへ渡りける時其妻さよ姫名殘をおしみて松浦山にのぼりてきぬのひれをふり其舟をまねきしによりてそれより其山をひれふる山となつけ侍りその事を山上憶良かよめる歌なり彼人追和の歌萬葉集にあまたあり松浦山は肥前國にあり

○壯り息りかかいかんせんへはなたれけんかなしみ

補早離速離は觀音勢至ノ因位ナリト云說觀世音菩薩淨土本緣經ニ出タリ但此經古ヨリ僞造ナリトス用ユルニ足ラス

御さんのまきの事

○十一月十二日のとらのこくより中宮御さんのけましますとて京中六原ひしめきあへり

治承二年十一月十二日山槐記云寅刻自中宮召使走來告御產氣候之由則馳參候寢殿東面大夫時忠被示

日御氣色已頻可奉仕御裝束歟

○六はら池殿

　補頼盛ノ亭ナリ

○法皇も御幸なる關白殿をはじめ奉て太政大臣以下の卿相雲客すべて世に人とかそへられ官加階に望をかけ所帶所職に帶する程の人の一人ももるるはなかりけり

　同日山槐記云法皇密々自西面北門方有臨幸被奉加持云々公卿以下擧首群參關白參給暫令候寢殿西廊北一間簾中給大臣達被候其南間諸卿相重群居中門廊三ケ間殿上人等無所于堂上仍立中門外便宜庭上

○先例も女御后御さんの時に臨て大赦ありき大治二年九月一日の日待賢門院御産の時大赦をこなはるゝ事有けり今度も其例とて非常の大赦をこなはれて

　同日山槐記云有免物事七佛藥師法被行之時有此事而二七ケ日空過無其沙汰之間忽此儀出來頭權大夫光能仰予仍召基廣仰曰勘文只今可持參之由可遣仰明基之許者頃之持參勘文兼日可致用意之由仰含所清書也予所之付頭權大夫曰依可祗候宮中不能參內可被催他上卿也者頭權大夫覽勘文於殿下其次申上卿事被仰云於此宮可仰下不可催上卿者予申云可被免散禁許有其例可被免獄囚上卿猶可參內也勘文令大夫奏覽法皇即返給仰云關白可被計免散禁許也頭權太夫申此旨於殿下々々有御爪點權太夫授予重犯兩三人申許之其次令申殿下云此事尤早速可被仰下事也奏內裏之間及遲々歟且下知官人如何頭權太夫申殿下歸來云且下知何事之有哉仍召明基於南階下々勘文仰云依爲中宮御產御祈被七佛藥師法免給歟明基退候東遣水邊注出囚等賜奉行官人等令免之合十三人也此後召取勘文付頭權太夫々々馳參內裏奏覽了即歸參返下不被合黑點又不書端書仍示權太夫令書之下明基今度免物大概依七佛藥師也但其沙汰臨御產期已混合之儀歟依御產被行非常赦事保安三年一品宮天治元通仁同二君仁大治四御室保延三八條院同五近衞院等歟大治二年法皇降誕給之時有免物尤爲吉例

也宮人等自今朝祇候非使廳催或祗ニ候本宮ニ之輩或依ニ禪門命ニ所參也右太夫尉康綱左尉章貞盛澄右尉基廣左志資成（本宮屬）右志明基重成等也已上皆着布衣爲令拂東方雜人召ニ盛澄基廣ニ令レ候ニ遣水邊ニ明基又持ニ參勘文ニ之後在ニ此所ニ自余候ニ西中門ニ左尉季貞（立烏帽子）在ニ東泉邊ニ禪門近習者也不レ加催他廷尉等

○御さん平安皇子御誕生ましまさば八幡平野大原野なんとへ行啓あるべきよし御立願有せんけん法印うけ給て是をいひやくす

又云有御立願事太夫於御前被書御願書（檀紙有裏紙無懸紙）

書樣（無御）

立申大願事

一可參詣石清水事

一可參平野社事

一可參日吉社事

右大願所立申如件

治承二年十一月十二日

賜ニ御願書於法印全玄ニ大進基親被ニ磬臺幷榼一授ニ法印ニ々々提レ磬入ニ簾中ニ（驗者候所也）啓ニ白御願書ニ歸ニ出返ニ磬於基親宿ニ

○神社は太神宮をはしめ奉て廿餘ケ所佛寺は東大寺興福寺以下十六ケ所へ御じゆ經有

又云行御誦經用白布（禪門百段二品五十段被獻云云）着召使幷諸人從者等奉神社佛寺等

神社四十一ケ所

石清水　賀茂上下　松尾　平野　稻荷（三所田中）　春日　大原野　大神　大和　龍田　住吉　日吉　梅宮　吉田　廣田　祇園　北野　貴布禰　石上（冷泉院內）　崇神院　宗形　大將軍堂　京極寺　今熊野　白川熊野　今日吉　法興院惣社　法成寺惣社　宇治離宮　北野今宮　橘逸勢　穀倉院內八幡　朱雀院石上　法輪一居士　木島　今西宮　東光寺

佛寺七十四ケ所

東大寺　興福寺　長谷寺　東寺　西寺　延曆寺中堂　東塔　西塔　橫川　無動寺　園城寺　上醍醐　下醍醐　仁和寺　圓宗寺　法勝寺　尊勝寺　最勝寺　成勝寺　延勝寺　圓勝寺　法金剛院　蓮花藏院　寶莊嚴院　歡喜光院　證金剛院　得長壽院　金剛心院　蓮花王院　最勝光院　十一面堂　佛頂堂

多武峰　淨妙寺　妙香院　法性寺　極樂寺　法興院　法成寺　平等院　東北院　尊勝金剛院　六波羅密寺　同地藏　觀音寺　長樂寺　中山　河崎觀音院　修學院　法界寺　河原院　祇陁林　今天王寺　清閑寺　珍皇寺　石山　石間　穴太　鞍馬寺　勸修寺　石藏　嵯峨釋迦堂　法輪寺　雲林院知足院　靈山寺　常光院　圓明院

○御誦經の御使には宮の侍の中に有官の輩是をつと
云々

山槐記云以御衣劔等被奉諸寺諸社侍有官輩持御誦經物渡南庭出西中門御衣等美麗誠壯觀也劔者謂門被獻歟

補諷誦ノ使ナリ御衣御劔白布等ハ諷誦ノ布施物ナリ

○狂紋のかりきぬ

補伊勢宗五記云日やうもんとは縱ハ三色にて染たる事にて候二色を三色四色に染分たるはくるしからずひやうもんは御きんせいなりと云々

○東の臺より

補對ナルベシ寢殿ノ左右ニ小殿アルヲ對ノ屋ト云妾媵ノ類ヒ貴重ナリトイヘモ正殿ニ居ル事ヲ得ズ故ニ對ノ上ヘト稱スルコレナリ

○小松の大臣云々銀けん七つひろふたにおかせ御馬十二疋ひかせて參せらる是は寛弘に上東門院御さんの時御堂殿の御馬參せられしその例とそ聞へし

補銀釼ノ劔ナリ三代實錄ニ金銀裝ノ劔ヲ賜フ事アリ

補衣筥ノ蓋ナリ凡ソ柳筥ニ佛經等ヲ載スルハ硯筥ノ蓋ナリ又履ヲ載スルハ履筥ノ蓋ナリ

山槐記云内大臣被レ奉ニ馬於諸社一臨ニ其時一引ニ立西門外侍等一相具參向所々云々但太神宮御馬被レ付ニ在京之禰宜一伊津岐島御馬又被レ付ニ在京神主一云々

大神宮二疋内宮一疋　石清水一疋　賀茂二疋下社一疋上社一疋　松尾一疋　平野一疋　稻荷一疋
春日一疋　日吉一疋　伊津岐島一疋

土御門大納言又被レ引ニ馬於太神宮一二疋石清水一疋云々如レ此之時輙不レ被レ奉ニ太神宮一也而近年如レ此於ニ内府公一有ニ父子儀一寛弘御堂被レ奉ニ御馬於諸社一其儀相叶至ニ于亞相一者懇志之餘歟

○七佛藥師の法

補詳ニ藥師本願經ニ見タリ

○金かうとうしのほう

補眞言僧ハ産生ニ必用ル法ナリト

○五大こくうざう

補瑜祇經ノ所說ニ依テ白色黃芭青色赤色紫色五色ノ虛空藏アリ

○六觀音

補止觀ニ詳ナリ千手觀音聖觀音馬頭觀音十一面觀音准胝觀音如意輪觀音是ヲ六觀音トス

○一字きんりん五たんの法

補金剛界ノ法ヲ一字金輪ノ法ト云一印一名ナリ五壇ノ法ハ五大尊ノ法ヲ云

○六字加輪

補或ハ六字訶梨帝母ニ作ル六字ト加輪トハ兩ノ法ナリ一法ニアラズ

○八字文殊

補八字ノ眞言ヲ用フ故ニ名ク

○普賢延命

補普賢ハ顯密ニ通ズ發心ニシテ爾モ金剛薩埵ナリ故ニ延命ノ益アリトス

○こまのけふり

補護摩ノ法空海ノ作セル建立護摩軌ト云書ニ具ナリ

○佛所の法印に仰せて御身等身の藥師ならびに五大尊の像を作り始らる

山槐記云被レ奉レ造ミ御佛等於ニ中門南釣殿廊ニ有ニ供養ニ（作所局御讀經所也 御所無其所之故也）

等身十一面（號伊津岐島御正躰右兵衞督沙汰佛師行命於常兒院造之）（御衣木尊加持幷供養御導師權少僧都眞弘悟出纏中勤之右中辨經房朝臣取被物中務少輔季信裝物）

次等身不動（白川殿御沙汰佛師明圓御衣木加持幷供養導師同上）

次等身六字（白川殿女房冷泉局沙汰佛師同上加持幷導師同上）

已上二躰同時供養右京大夫泰經朝臣取被物左衞門權佐光長取褁物

次等身藥師幷不動（內大臣沙汰佛師同上加持幷導師權大僧都雅寶）

補佛工系圖云康祐康俊弟子號東佛所云々佛工ノ中于首タル者ヲ佛所ト云專ラ佛像ヲ造ル次ナル者ヲ佛師ト云座光等ヲモ幷セテ製造ス○五大尊

拾芥抄等ニ詳ナリ

○僧伽ノ句

補本尊ノ名ニ賛美ノ詞ヲ加ヘテ擧揚スルコトヲ云故事談云法性寺入道殿おこり心地少將阿闍梨房覺奉レ祈落之時僧伽の句云南無熊野三所權現五躰王子云々後日件事申出也人ありければ被レ仰云如レ然之僧伽の句ハ近來ハ御子驗者とて劣なる事なり平等院僧正都芳門院奉祈生々度始謂言なり一乘寺の尼一品宮奉祈生々度なとは四十九市摩尼寶殿都史多天上彌勒菩薩とこそあけられけれ

○千手經

補千手陀羅尼經一卷

○みなすいしやうの御しゆすをおしもませ給へは云々

補溪嵐拾葉抄ヲ按ルニ念珠ハ名ヲ算ルノ具ナリ推援ムコト法ニアラス懇祈ノ時手ノ搖クニ従テ自然ニ摩挲スルナリト

○御産平安のみならす皇子にてこそまし〳〵けれ云々小松の大臣はいそき中宮の御かたへ参らせ給ひて金錢九十九文皇子の御枕にをいて天をもつては父とし地をもつては母と定め給ふへし

山槐記云未二點皇子降誕（女房春日局奉懸大轉局抱御腰洞院局近候御傍云々）令奉着御替帶給云々（不解本御帶其上令着給云々）内大臣誦祝詞三返（以天爲父以地爲母領金錢九十九令兒命）被置錢於皇子御帳御枕上（件錢九十九文納方三寸許白生絹袋也以白糸爲括御産以前自禪門被獻之大夫取之被傳内府皇子渡御以前被置白御帳内也）

○桑の弓よもきの矢

補内則云國君世子生云々射人以桑弧蓬矢六射天地四方云々

くきやうそろへの事

○御乳には前右大將宗盛の卿の北のかたと定られたりしかとも去ぬる七月になん産をしてうせ給ひしかば平大納言時忠の卿の北のかたぞ御乳には参らせ給ふ

山槐記云御乳母大夫時忠室家（號洞院局故從二位權中納言顯時卿女也本儀前右大將宗盛卿室家可被參云々而去八月卒去仍此人所被參也）先例降誕之後令參入歟而此人且爲奉扶御産間事自去八月所被參入也

○富士の綿

補東鑑文治五年被奉綿千兩於仙洞是駿河國富士

郡濟物也云々

○法皇の御けんしや　古今無其例

○御さんの時御殿の棟よりこしきをまろはかす事あり皇子御誕生には南へをとし皇女誕生には北へおとす是は北へおとされたりけれはいかにもさはきあけおとしなをされたり

山槐記云自日陰間上轉甑破三分兼破之以麻假結之落後爲令破也召使持之兼在棟化隨其告可落之由說仰云而誤落北方不足言事也仍更取上之侍所司盛光相副令落之件甑自社所有大原渡內膳大炊令用之後渡廳於廳破結少屬安倍資成相具召使進寄令取之出西中門

徒然草云御產の時こしきおとす事はさたまれる事にはあらす御胞衣とゝこほる時のましなひなりとゝこほらせ給はねは此事なし下さまよりことをこりてさせる本說なし大原の里のこしきをめすなりふるき寶藏の繪にいやしき人の子をうみたる所にこしきおとしたる所をかきたり

本草綱目故甑蔽之附方引千金方曰胎死腹中及衣不下者取炊蔽戶前燒末水服卽下

按以千金方觀レ之則徒然草之說有ニ相類一因暫採錄焉然　本邦用レ甑者厭禳之術而胞衣不下則自屋上轉之以散其氣實異於千金方治法也術家有別說乎倘可考焉其取甑於大原野者盖以爲藤氏皇后也今皇后爲平氏而取於大原野者或因循于舊例歟

○掃部頭時晴といふ老しや有云々　此事山槐記反或秘記無所見

○反倍　陰陽家之義不知其說

補一云禹步北斗七星ノ象ニ比シテ歩ヲ移スヲ云ト

○關白松殿　諱基房法性寺關白第二子號菩提院關白

○太政大臣妙音院　諱師長宇治左大臣賴長第二子

○左大臣大炊御門　諱經宗京極關白師實公孫大納言經實子

○右大臣月輪殿　諱兼實法性寺關白第三子號後法性寺關白

○左大將實定　仁義公公季八世孫大炊御門右大臣公能子號後德大寺

○源大納言定房　具平親王六世孫薄雲中納言雅兼子也中院右大臣雅定養爲子赤松黨之祖也

○三條大納言實房　仁義公八世孫八條相國實行孫三條內大臣公敎第二子號三條入道左大臣

○五條大納言邦綱
　補内舍人藤原良門裔左馬助盛國子
○藤大納言實國　實房兄
○按察使資賢　敦實親王裔宇多源氏左大臣雅信七代孫爲大納言兼按察使資賢多材藝善長蹴鞠騎馬郢曲深達龍笛和笛琴箏
○花山院中納言　予曩祖左相公曾孫粟田禪公嫡子後花山院是也
○源中納言雅頼　雅兼第四子定房兄
○權中納言實綱　三條内府嫡男實國實房等之兄
○藤中納言資長　參議眞夏十二世孫權中納言實光嫡子號日野民部卿
○池中納言頼盛　忠盛第二子清盛弟
○左衞門督時忠　桓武天皇裔葛原親王十三世孫贈左大臣時信嫡子官至大納言
○別當忠親　予曩祖天承納言君第三子號中山内府
○左宰相中將實家　實定弟
○右宰相中將實宗　仁義公八世孫按察使大納言公通嫡子坊城内府是也
○新宰相中將通親　具平親王七世裔久我内大臣雅通嫡子土御門内府是也
○平宰相敎盛　忠盛第三子頼盛弟
○六角宰相家通　堀河右大臣頼宗五世孫按察使大納言重通嫡子實難波中納言忠基第二子號六角中納言
○堀河宰相頼定　大納言經實孫中納言經定嫡子
○左大辨宰相長方　内大臣高藤十一世孫大八條中納言顯長嫡子號八條中納言
○右大辨三位俊經　參議眞夏十三世孫參議左大辨顯業第二子號大福寺宰相
○左兵衞督重孝　少納言入道信西四男所謂櫻町中納言是也
○右兵衞督光能
　補關白道長裔民部少輔藤原忠成子
○皇太后宮大夫朝方
　補勸修寺流中納言朝隆子
○左京大夫長敎
　補南家流中納言成範弟補任修範ニ作ル
○太宰大貳親宣
○新三位實淸
　補坊門流右京大夫信輔子系圖親信ニ作ル

補左大臣魚名裔從三位長輔子
○大宮大納言
補中御門流中納言家成子

大たうこんりうの事

此段事實無所見
○抑平家あきのいつくしま云々
補古事談云六波羅太政入道安藝國司之時重任之切に被レ造二高野大塔一之間材木を手自被レ持けり其時着二香染一之僧出來云日本國と大日如來は伊勢太神宮と安藝之嚴島なり太神宮はあまり幽玄なり汝適爲二國司一早可レ奉二仕嚴島一云々守奇レ之貴房をは誰とか申と問けれは奥院の阿闍梨となん申と云てかきけつやうにうせにけり此僧をは國司の外餘人不レ見レ之其後神拜之比詣二嚴島一巫女に託宣して云君は可レ至二從一位太政大臣一云々能盛後藤太とてこともにありけるを同託宣云汝も可レ爲二當國守一云々果不二相違一云々
○さつしやう
補雜掌ハ國衙ノ文書等ヲ沙汰スル者ナリ朝野群載ニ詳ナリ遠藤親方モ安藝國ノ雜掌ナルヘシ
○ゑちせんの氣比の宮
補延喜神名帳越前國敦賀郡氣比神社七座
○猶にむをのへられて
補諸國司ニ重任アリ延任アリ重任ハ年限ヲ累ス八箇年ナリ延任ハ或五年六年限數ナシ一任四箇年ノ限ヲ延引セルナリ本ト任限ヲ累子任限ヲ延ルハ循良ノ吏ヲ民ノ仰慕スルニ依テ任ヲ重スルナリ又ハ才幹ノ吏ヲシテ其任ヲ延テ國務ヲ經理セシムルナリ後世ノ如キハ其ノ膏腴ニ就テ土木ヲ役センカ爲ナリ大ニ前世ノ意ヲ失ス
○御ほう殿
補御正躰ノ神寶ヲ鎭坐セシムル故ニ寶殿ト稱ス
○ひんつらゆふたる
補ビンヅラハ總角ナリ結束ノ法装束抄ニ詳ナリ上ゲビンヅラアリ下ゲビンズラアリ但シ是ニ云トコロハ上ゲビンヅラナルヘシ

らいから事

○白河の院御さい位の時京極の大殿の御むすめ后に

立給ふ事ありけり賢子の中宮とて御さいあひありしかは

中宮諱賢子實六條右大臣顯房公長女母權中納言源隆俊卿女京極關白師實公養爲ㇾ子延久三年入太子宮同五年爲女御承保元年爲中宮應德元年九月廿二日崩年廿八贈太皇大后

○主上この后の御はらに皇子誕生あらまほしう思めして其ころ三井寺にうけんの僧と聞ゆるらいかうあしやりをめして云々

按賴豪阿闍梨之事極虛談也

承和四年八月廿五日水左記云今上一宮（敦明親王）於花山院近日令煩給是御𢧐瘡後痢病云々就中昨今重苦給云々有種々御祈禱云々自長多仁法印御許爲使行慶被訪御心地之趣答申宜御坐由了

土左守長季以書狀訪此間事等誠雖細々不能縷記―廿六日記云御心地苦給其體似邪氣僧侶兩三讀經祈念聞申案內於法印即被入坐讀心經被祈申織單衣黃朽葉一領送大智房闍梨許是前日御祈布施也件御祈今日滿七日了雖然尙御心地苦給殊加祈念能々可祈申之由示送了先之以書狀訪良眞僧都所惱答於今者無治沙之由已刻許令參山禪師於貴布禰社是聊有爲其祟事之故也奉御帳料絹幷帽額錦等禪師於寶前讀誦法華經一部祈申歸云々又以賀茂神主成經奉紅色單衣一領唐鏡一面有菖於同社又書出去十三日所立申願可奉造二尺藥師佛像一躰狀並同廿日所奉始丈六藥師如來像一躰又可曳千像供事等與今日所立申於貴布禰社可供養心經千卷事乖（元ノマヽ）又可勸修神樂事前後相並注載一紙請明胤令讀之今拭辨說之舌頗陳祈請之趣又可奉造千手觀（ホイ）音像一躰之願只今所立申也雖不載願書只令申其旨事了有布施（略）陰陽頭道言來予問云自寅時許御心地苦給如何何占云尙疫氣候歟明日明後日間乎復御歟者此間僧徒一兩唱錫杖始驚自長仁多法印御許以書狀被訪御心地事答申自今朝又苦給之旨了及秉燭懺法如常又以僧三口齊覺成昭圓禪令讀理趣經有布施各絹二疋相次又唱錫杖（禪）入夜召佛師覺助弟子令作始二尺千手觀音像白重下襲一領給佛師了以俊章爲行事又去十九日朝方所奉作始三尺千手觀音像於此家中可奉作之由仰了令陰陽師三人修鬼氣祭　九月二日記云和泉守宗基來云明日欲罷申之處若宮御惱未宜御云々仍所憚思給也者

予云若宮御惱不宜御云々相尋可左右也者未尅許永義闍梨於御前誦法花經此間神氣附人忽然云祇園貴布禰等御祟云々三日記云奉黄牛一頭於祇園御前御心地之間有御祟之故也略午刻許遣喚賀茂神主成經稱只今來之由未刻許成經來貴布禰御躰搽金銅並銀龍等附件成經奉貴布禰是此御心地之間有其祟之故也同六日記云參博陸殿若宮御心地殊令苦給大略馮少御歟人々濟々良久歸家未尅許奉十列走馬於祇園是御前御心地間令致祟給之由有其告之故也申初參博陸殿先之博陸參內給良久歸給此間諸山僧等滿尊勝陀羅尼咒予奉見若宮御躰更無可令存給之氣色博陸並上皇后宮大夫御乳母等悲歎之氣不可陳盡見者心肝如春酉剋許女房等揚鳴咽之聲戌終御非常御年四歲哀哭之至言語道絕予依不可觸穢忩退出

以此記觀之則本書之說不可信

補式部卿守合裔伊賀守有家子園城寺ノ僧ナリ實相房阿闍梨ト號ス賴豪ガ法力ニ依テ皇子ヲ誕シ又怨憤ニ依テ皇子殞スト實ニ婦女小子ノ妄談ノミ虛實ハ辨ヲ待ズシテ明ナリ

○かいたん

補天下ニ三戒壇ヲ置テ僧尼ヲ度セシム大和國東大寺ヲ第一トス東國ハ下野國藥師寺西國ハ筑紫觀世音寺是ヲ三戒壇トス其後興福寺延曆寺各戒壇ヲ設ク

○一階僧正

海人藻屑云一位二位ヲ言一品二品ト事ハ不經次第ノ加階直ニ至其位言也如言一階僧正云々按ルニ藻屑ノ說ニ依ルトキハ越階昇進ヲ云ナリ越階ハ一位二位ニハ限ルヘカラス物語ノ一階僧正ト云ハ一階ハ法印大和尙位ヲ云ナリ某ノ僧正ト稱スベキヲ越階ノ特恩アルヲ以テ一階僧正ト稱スルモノカ

○良眞大僧正　補光孝天皇裔讚岐守源是輔子

十二月八日の日皇子東宮にたゝせ給ふ傳には小松の內大臣大夫には池の中納言賴盛の卿とそ聞えし

治承二年十二月十五日或秘記云朝間雪降午後天晴此日有レ冊ニ命立太子一又云傳ニ從一位藤原朝臣經宗大夫正二位平朝臣宗盛一

補盛衰記ヲ按ルニ十二月八日皇子親王宣下十五日立太子ト云々盛衰記ノ月日舊記ニ同シ物語ハ

相違セリ又公卿補任ヲ考ルニ翌年正月宗盛大夫ヲ辭ス權中納言藤原兼雅大夫ヲ兼ヌ

少將都かへりの事

○三そんらいかう

補觀無量壽經ニ詳ナリ

○釘貫せさせ

補榮花物語ニ卒都婆くきぬきいとおほかる中に云々墳墓ノメグリノ垣ヲ云鳥井釘貫ト聯ネ云トキハ瑞籬ヲモ釘貫ト云ナルヘシ

○挑季不言春幾暮煙霞無跡昔誰栖　菅三品山中有仙室詩丹竈道成仙室靜山中景色月花低石床留洞嵐空拂玉案抛林鳥獨啼桃李不言春幾暮煙霞無跡昔誰栖王喬一去雲長斷早晩笙聲歸故溪

○ふるさとの花のものいふ世なりせは云々

補後拾遺集春部出羽辨

○鷄籠の山

補本朝文粹紀齊名詩序僕夫待衢鷄籠山之欲曙

○宰相の中將まて

補建久元年參議ニ任ス右中將如元云々

ありわうしまくたりの事

○なをは有王とそ申ける

補盛衰記ヲ按ルニ僧都ノ當初世ニ有シ時幼少ヨリ召仕ケル童ノ三人粟田口邊ニ有ケルカ兄ハ法師ニ成テ法勝寺ノ一ノ預也二郎ハ龜王三郎ハ有王トテ二人ハ大童子也云々

○もろこし舟のともつなは云々

補歷史ヲ考ルニ遣唐使ノ發遣ハ四五月ノ際ナリ商沽ノ船モカクノ如クナルヘシ

○諸阿修羅等故在大海邊

補名義集阿修羅翻無端正云々四種ノ阿修羅アリ法苑珠林法數等考ヘシ

○法勝寺の寺むしき

補法勝寺ハ白河院ノ御建立承暦元年供養行幸アリ法勝寺ノ總檢校ハ仁和寺御室之ヲ兼ラル又別當ハ天台座主之ヲ兼ヌル事明雲ノ條下ニ見ヘタリ執行ハ寺中ノ雜務ヲ掌ル者ナリ

○順現順生順後業

補四種業報法苑珠林ニ詳ナリ

○もがさ
補續古事談云もかさと云病は新羅國よりおこりたり筑紫の人魚かひける船はなれて彼國につきて其人うつりやみてきたれるとそ

○人の親のこゝろはやみにあらねども子をおもふみちにまよひぬるかな
中納言兼輔之歌也
補後撰集雜部

○白月黑月
補西域記云初一日至十五日爲白十六日至三十日爲黑

○茶毘
補名義集此曰焚燒

○やかて十二のとしあまになり
補系圖ヲ按ニ俊寛カ子俊玄法眼ニイタリ玄カ子眞仙權僧正ニイタル女子二人アリ長ナル者中宮權亮源雅妻トシカレハ物語ノ文系圖ト相違アリ

○ならの法花寺
補大和國ノ國分尼寺ナリ法華滅罪寺ト稱ス

つちかせの事

○同しき五月十二日の午のこくはかり京中につち風夥しう吹て人屋おほく顚倒す
按此事在于治承四年今誤爲三年之事
治承四年四月廿九日明月記云未時許雹降雷鳴先雨三聲之後霹靂猛烈北方煙立揚人稱燒亡是飈也京中騷動云々拔レ木揚ニ沙石一人家門戸並車等皆吹上云々古老云未レ聞下如レ此事上前齋宮四條殿殊以爲其最北壺梅樹露レ根仆件樹懸レ簷破壞權右中辨二條京極家又如此云々同五月一日記云參齋宮訪申健御前奉レ抱ニ姫宮一心中又不レ存可レ存レ命之議云々檜皮分散庭上破損非口可宣
補本書ニ明月記ヲ引テ治承四年四月廿九日ノ事トス長明方丈記コレニ同シ物語ノ年月甚謬レリ南越志ヲ按ルニ颶風常以五六月發仆屋偃樹云々

醫師もんたうの事

○いはたつ
補紀伊國ノ名所ナリ和歌多ク詠セリ

○しやうゑの下にうす色の云々

補淨衣ノ制絹布兩樣ナリ薄色ハ桃花蘂葉ニタテ紫ヌキ白撰塵裝束抄喪服ノ條下ニ狩衣平絹鼠色云々薄色ノ衣ノ白キ狩衣ヲ隔テヽ水ニ濡タルカ凶服ニ似タリト云ナルヘシ

○越中のせんじ

補通鑑綱目漢高帝紀上撃二黥布一時爲二流矢一所レ中行道疾甚呂后迎二良醫一入見曰疾可レ治上嫚罵之一曰吾以二布衣一提二三尺一取二天下一此非二天命一乎命乃在レ天雖二扁鵲一何益罷レ之云々

○延喜の御門はさはかの賢王にて渡らせ給ひしかとも異國の相人を都の中へいれられたりし事を末代迄も賢王の御あやまり本朝のはちとこそ見えたれ

大鏡勘文云古老云 延喜御時異國相者參來 天皇御二于簾中一聞二御聲一云 此人爲二國主一歟多上少下之聲也叶二國躰一云々天皇恥給不二出御一次先坊（保明太子）左大臣（時平）右大臣（菅家）三人列座依二勅令一相云第一人（先坊）容貌過レ國第二人（時平）賢慮過レ國第三人（菅家）才能過レ國各不レ叶二此國一不レ可レ久歟爰貞信公爲二淺薦公卿一遙離列候給相者申云彼侯人才能心操容貌叶レ國定久奉公歟者左大臣善成公曰按レ之古賢皆載二此註一頗有レ疑殆保明太子（本名崇篤）者延喜三年誕生同四年二月十日立太子二才同廿三年三月十日薨廿二聖廟者昌泰四月正月廿五日遷二太宰權帥一給然者前坊誕生以前御遠行也列坐之條以參差傳記之誤歟相者參來臨者實事歟愚按外國之客或入二廷內一侍二宴會一未レ可レ爲レ失而天子面遇接之者 寛平皇帝所レ戒也 寛平遺誡曰外蕃之人必可二召見一者在二簾中一見レ之不可二直對一耳李環朕已失レ之愼レ之 蓋親王以下至二諸臣一則不レ憚二相見一矣三代實錄云仁明天皇嘉祥二年渤海國入二覲大使王文矩一望二見光孝天皇一（高明親王）在諸親王中拜起之議謂所親曰 此公子有二至貴之相一其登二天位一必矣

○かのきばがいしゆつ

補名義集耆婆此曰能治

○たとへ四部の書を云々

補醫針案摩咒禁ノ四部ヲ云カ

○たとひ又五經のせつに云々

補延喜典藥式ニ大素經新修本草小品明堂八十一難經ヲ五種ノ醫經トス

○八月一日の日りんしう正念にちうしてうせ給ひぬ

百練抄云治承三年八月一日入道内大臣重盛公薨入道前大政大臣嫡子武勇雖軼時輩心操甚穩也去頃參熊野有祈請

むもんのさたの事

○大臣さうの時もちゆるむもんの太刀なり　延喜彈正式云凡畫餝太刀五位以上聽レ之畫餝太刀者劒鞘施蒔繪也凶喪之時用（待カ）下黑漆無二蒔繪一者上五位已上皆然矣此書所レ言是乎但持レ言下葬二大臣一之時帶レ之者上不詳

燈籠の事

此段無可註者

○東山の麓四十八けんの精舍

補盛衰記ヲ按ニ重盛常居ノ地ニ就テ十二光佛ヲ安置スト今マ京極綾小路淨教寺ノ佛堂ヲ傳テ燈籠堂ナリト云實否未ダ知ズ然ドモ五條東洞院ノ故地ヲ今ニ燈籠町ト稱ス

○大念佛

補融通大念佛ナリ大原僧良忍ノ所創ニシテ自他融通唱名ノ義ナリ良忍ハ天仁中ノ人ナリ重盛ノ時世ニ當テ傾信ノ徒多カルベシ婦女ヲ命ジテ行道唱名セシム佛事ヲ以テ娼戲ノ如クス可笑シカレドモ古ヘ藤原道長ノ佛事ヲ修スルニモ此ノ如キ事アリ榮花物語ニ見タリ

金わたしの事

・此段實否不考得

○安元の春の比云々

補文献通考日本ノ條下云淳煕三年其國人泛海遭風飄至明州無口食詔給之又有百人行丐於市至臨安支給津遣往明州養贍候有便船發向本國云々南宋淳煕三年ハ本邦ノ安元二年ナリ重盛ノ金ヲ育王山ニ施ス是此ノ事ト見ヘタリ然ドモ通考ノ大飄流ノ事ノミニシテ前後ニ他ノ事ヲ見ズ

○鎭西よりめうてんといふ云々

補按ルニ市舶ノ綱首ナリシカレハ市舶ノ便ニ憑テ財施ヲ遺スナルベシ宋國史ノ其事ヲ載ザルモ是故ニヤ

○佛照禪師德光
補明高僧傳五燈會元等德光カ傳ヲ載ス

法印問答の事

○同じき十一月七日の夜の戌刻ばかり大地おびたゞしううごひてやゝ久し
百練抄云治承三年十一月七日戌刻大地震
○當道三經
補朝野群載ヲ按ルニ陰陽得業生請書黄帝金櫃經一部周易一部ト曾テ安家ニ陰陽道三經ノ目ヲ尋ネシニ金櫃經周易ノ外三經ト云目ナシト云リ
○いかづちのおちかゝりたりしかとも云々
補續故事談云祇園の松燒失の時うらをこなはるゝに陰陽師泰親うらなひて申て云六月壬子日內裏燒失有べし六月廿六日壬子土御門內裏やけにけり希有の事と人いひけり本文に云うらは十にして七あたるを神とす泰親がうら七あたる上古にはぢすとぞ○百練抄承安四年六月廿二日雷落泰親朝臣宅
○同じき十四日入道相國いかゝは思日なられたりけんすせんきの軍兵をたなびいて都へかへり入給ふよし聞へしかば京中何ときゝ分たることはなけれども上下さはぎあへり
治承三年十一月十四日或秘記云今日入道相國入洛宗盛卿去十一日首途令レ參ニ嚴島ニ而自レ路呼還相共上路武士數千騎人不レ知ニ何事ニ凡京中騷動無双今夜出仕雖レ非レ無レ所レ恐爲レ勤ニ公事ニ出仕不レ可レ有ニ橫災ニ之由深存レ忠仍レ企ニ參仕ニ之處果以無爲凡洛中人家運ニ資財於東西ニ誠以物忩亂世之至也
○十五日入道相國朝家をうらみ奉るべき事必定と聞えしかば法皇大におどろかせ給ひて故少納言信西のしそくしやうけん法印を御使にて入道相國のもとへつかはさる
百練抄云十五日世上閙嗷々武士滿ニ洛中ニ入道大相國奉レ怨ニ公家ニ率ニ一族ニ可レ下ニ向鎭西ニ之由風聞上皇以ニ法印靜賢ニ自今以後萬機不レ可レ有ニ御口入ニ之由被レ仰ニ遣之ニ又云或記云上皇與ニ關白ニ可レ令レ滅ニ平家黨類ニ之由有ニ密謀ニ之由有ニ其聞ニ其上師家卿超ニ二位中將ニ任ニ中納言ニ其儕云々
○惣別

補總別ハ佛書ノ會釋ニ出ヅ總想念處別想念處ナド云ガ如シ總別ニ付テト云トキハ總ジテ云トキモ分別シテ云トキモカクノ如シト云心ナリ

○淨海が中所ひか事か云々

補定俊按ルニ保元平治ノ際重盛功ナシト云ヘカラス然トモ社稷ヲ安シ宗廟ヲ奠ルモ人臣當下ノ務ニシテ分外ノ事ニアラス豈誇張スベケンヤ叉令文云右大臣以上若散一位喪皇帝不視事三日ト然レハ定限三日ノ外君上何ノ諱避スル事アランヤ越前國莊務ノ事上皇ノ收公セラルヽモ功臣ニ於テ恩禮ヲ闕キ清盛カ言語ニ發スルモ不遜ノ至リナリ中納言闕ノトキ清盛基通ヲ汲引ス上皇却テ基通ノ子師家ヲ擧任セシム師家時ニ八歲基通ハ二十歲互ニ世家ノ胤ヲ以テ方幹ヲ擇ハス顯官ニ處セン事ヲ望ム失ハ同シ基通ハ稍可ナルノミ八歲乳臭ノ小兒ヲシテ納言ノ任ニ居シム失ノ叉失セルモノナリ清盛權勢ヲ負テ君上ヲ蔑ロニシ甲兵ヲ輦下ニ動ス罪譴辭スヘカラス然トモ本ト院中ノ政務ハ舊制ニアラス名實大ニ戻レリ加之今上英明ニシテ傑出ノ主ナリ萬機ヲ親ラセテメン事ヲ仰望ス清盛忠志ナキニアラズ上皇サキニ信賴ヲ寵シテ平治ノ亂アリ尋テ叉成親ヲシテ變ヲ釀セシム禍亂止マルベカラス清盛ガ跋扈モ巳コトヲ得サルナリ天下ノ危難ヲウレヘテ不臣ノ名ヲ蒙ル大不幸コレニ過タルハナシ然トモ重盛ヲシテ存セシメハ此ノ如クナラズシテ調護スベシ父子ノ間優劣ミルベシ

大臣流罪の事

○同じき十六日入道相國此日頃おもひ立給へることなれば關白殿をはじめ奉りて太政大臣以下の卿相雲客四十三人が官職をとゞめてをひこめ奉らる中にも關白殿をば太宰の帥にうつして鎭西へとぞ聞へし

同十五日或秘記云世間物忩無レ極云々無レ聞ニ實說一子刻人傳云天下大事出來云々不レ聞ニ委事一之間寅刻大夫史隆職注送云

關白藤原基通　內大臣同　氏長者同止ニ關白一　藤基房止ニ權中納言中將等一　同師家上卿權中納言雅賴職事中宮權亮通親詔書　宣命等權辨兼光作レ之

云々余披見此狀之處仰天伏地猶以不信受夢歟非夢歟無所辨存此事由來者法皇收公越前國（故入道内大臣知行國維盛朝臣傳之）幷被補白川殿倉領（前大舍人頭兼盛）已上兩事法皇過怠云々　三位中將師家超二位中將基通任中納言師家年僅八歲古今無例是博陸之罪科也凡此外法皇與博陸同意被亂國政之由入道相國舉緣云々然之間昨日夕禪門率數千騎隨兵入洛之後天下鼓騷洛中遽動敢不可云今日及昏黑中宮東宮兩宮忽欲幸八條亭自被奉相具可赴鎭西方之由風聞已兩宮行啓供奉諸司出車已下參集禁中騷動云々爰禪門使重衡朝臣奏内裏云近日愚僧偏以棄置見朝政之躰不可安堵世間蒙罪科之後悔而可無益不如賜身暇隱居邊地仍爲奉具兩宮所催儲行啓也者忽遣勅使被仰此儀可被行之狀即以召上卿已下有詔書宣命等之沙汰云々（其實自今旦右將軍及若州等數遍往還内々議定之後被進使云々）國家之敗由官邪誠哉此言

天皇我詔旨良方度勅御使乎親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食度宣從二位藤原朝臣者功臣乃子孫（度志）天朝恩乎可蒙支人奈留爾依天内大臣乃官爾任賜布度勅乎衆聞食度宣

治承三年十一月十五日

上卿源中納言（雅頼）作者權右中辨兼光

詔朕以渺身之冲昧謬受聖人之大寶臨衆海而涇渭難辨只任利涉於元凱之舟理政道而安危易迷宜憑扶持於聖賢之救内大臣藤原朝臣苗緒于功臣藻鑒于衆庶姬旦曲阜之風遺韵傳家漢霍博陸之月餘輝照性漑帝之載非公存誰夫萬機巨細百官總已皆先關白於内大臣然後奏下一如舊典庶叩无二之聖永施含一之德布告遐邇俾知朕意主者施行

治承三年十一月十五日

十六日記云卯刻隆職宿禰來余密召簾前問世上事申旨如風聞件男殊有其恐仍所對面也於外人者不可然凡召仰家中男女令禁高聲雜言等今且奉書於前博陸報狀云年來無事故申承本意候尙此仰銘心肝先世之宿報不能左右今一度不見參候こそ口惜候へ云々披此狀之處神心如屠此人年來之間無會釋事甚多雖然執筆已下事多奉彼脣吻臨此時今一度面拜中心所

庶也而下官依二此事一自含二怨心一歟之由有レ所二推察一歟忽行二向彼第一者疑似有二謀議一爲二自他一無用之上路頭武士遍二滿上下一容易不レ能二往還一就レ中彼殿邊武士守護云々仍旁有レ恐之故乍レ思不二參謁一猶如二禽獸一悲哉悲哉

申刻定能卿來院 邊事如二只今一者無二聞事一猶於二世間沙汰一被二停止一了 昨日以二法印靜賢一爲二御使一兩度被レ陳二子細一云々其後頗克似二和氣一然而猶又有下可レ被レ搦二召院近臣等一之由謳歌上云々 凡近日之巷說縱橫無レ極難レ存二一定一歟 抑此關白之時家貽二瑕瑾一職付二大庇一於二亂代一者天子之位攝錄之臣太以無レ益云々新博陸許遂レ使季長朝臣爲レ遁二不說之恐一也是諂諛之甚也今夜明雲還二任僧正並天台座主等一云々

前僧正明雲

還任 上卿權中納言左少辨光雅等奉二行之一

還二補座主一 大內記業實草進　宣命勅使小納言惟基

覺快親王

辭二退座主一 口宣也

治承三年十一月十六日

天皇我詔旨止山中乃法師爾白佐倍宣勅命乎白僧正法師大和尙位明雲波年﨟高幾上仁覺快法親王乃辭退代爾重天慈覺大師乃門徒仁之天眞言止○親顯イ乃業乎兼習利故是以座主仁重天任賜布事乎白佐倍止宣勅命乎白

治承三年十一月十六日

十七日記云人傳云前博陸逐電人不レ知二其行方一云々但謬說歟又云一昨日任大臣之儀無二宣制一只昨日朝外記持二宣命及詔書一參二新博陸第一關白自出逢レ之受二取之一云々

今日有解官除目等載左

治承三年十一月十七日解官

太政大臣藤原朝臣　權大納言按察使資賢

春宮大夫藤原兼雅　右衞門督平賴盛

權中納言藤原實綱　右近衞權中將藤隆忠

參議右兵衞督太后宮太夫藤光能　太宰大貳藤原親信

越前守藤季能　右近衞權中將藤定能

大藏卿右京太夫伊豫守高階泰經　右中將平親宗

右近權少將伯耆守平時家　右近權少將源資時

陸奧守式部權大輔イ○權少將藤原範季　大膳大夫平信業

藏人右少辨宮中大進平基親　左衞門佐相模守平

業房
美濃守藤定經　右馬頭藤原定輔
加賀守平親國　出羽守藤原顯經
左馬權頭平業忠　阿波守藤原孝貞
河內守源光遠　淡路守藤原知光
周防守藤原能盛　但馬守源信賢
甲斐守藤原爲明　大藏大輔中原宗家
佐渡守中原尙家　檢非違使佐大江遠業
平扶行　藤信盛
上總守藤爲保
右少將源雅賢　左衛門佐常陸守高階經
仲
除目
右中辨藤原兼光　權右中辨藤原光雅
左少辨藤原行隆　大藏卿藤原隆兼
修理大夫平經盛兼　東宮大夫藤原忠親
大膳大夫藤原濟綱　右近權中將藤原隆房
右衛門督藤原實家　右兵衛督藤原家通
加賀守藤原保家
治承二年十一月十七日

正二位藤原基通　從二位藤原良通
從三位藤原賴實中將兼女家　從四位下藤光雅
穀倉院別當淸原賴業
殿下
兵仗事　正二位事　已上業實奉之
勅授帶劒事　輦車事
一座　已上知業奉之
上卿藤大納言
治承三年十一月十一日
十八日記云寅刻隆職注ニ送聞書一解官輩卅九人除目又被レ行此中將被レ敍ニ從二位一凡不レ得ニ其意一中將賴實被レ敍ニ三品一凡解官除目敍位等在レ右今夜又關白被ニ配流一其間無ニ指沙汰一而官申ニ驚之一仍被レ任ニ太宰權帥一有ニ宣命一云々又太政大臣師長解官被レ追ニ越關外一了云々
今日又有ニ除目一
天皇我詔旨止勅大命乎親王諸臣百官人等天下公民衆聞食止宣
從一位藤原朝臣基房坐レ事天太宰權帥爾退給不天下之人此旨乎聞天見懲倍志止勅不大命乎衆聞食止宣

治承三年十一月十八日

除目

右少辨源兼忠　　東宮權大進藤時光
尾張守平時宗兼　　三河守平知度
相模守藤範能兼　　上總介藤忠清
常陸介平宗實　　美濃守源則清
越前守平通盛兼　　伯耆守平忠度
周防守平範經　　土佐守藤成定兼
淡路守平清房　　讚岐守平惟時
伊豫守藤隆成　　左衛門尉藤景尚
同忠綱

治承三年十一月十八日

從五位下藤忠清　　源則清
檢非違使　宣旨　　同忠綱
藤景尚
藏人行隆
辭退權中納言雅賴
流人太宰權帥藤原基房有宣命配流本國
平業房伊豆
被追却關外人々
資賢　雅賢　資時　信賢

以上上卿三條大納言十八日頭辨奉

敕風雲合契則一天平以有道魚水度〇(張イ)功忽四海靜以無波誠憶哲後之化皆依良佐之力〇(ホイ)內大臣藤原朝臣智韜淵謀神叶岳峰己稟累業博陸之長嫡忽居百官惣己之重任桂石協用家門之風傳聲珪璧檀譽邦國之光添〇(月イ)映仍賜左右近衛府生各一人近衛各四人以爲隨身兵仗庶幾夯衛卒於霜仗之間增榮輝於星階之下普告遐邇俾知朕意主者施行

治承三年十一月十八日

作者大內記藤原業實

十九日記云卯刻隆職又注送聞書件事等續加昨日記前關白被逗留鳥羽南邊云々仍自被〇(被〇御書イ)祈御〇事云々自松殿被出之間子細粗以傳聞悲淚數行非言語之所及自今日百ケ日奉幣於春日社是日來之願也略

廿日記云天晴卯刻入道相國送書於賴輔入道之許遣而見之其狀云二位中將殿令任權中納言幷右大將給候之由所承及候也而聞書令書落候了云

々以此旨可令申給恐々謹言

十一月廿日　　静海

謹上候理權太夫入道殿

余披見此狀之處先仰天之外無他事生涯之恥辱於身（諸イ）極了萬事不及沙汰之間此事出來爲被○塞余之欝歟須固辭也而若辭遁云者忽可當絞斬之罪加之聊中心有所存仍只悅（恐イ）思之由自書返報遣了不知子細之人不知身之恥○存致望之旨歟何爲々々惣言之不堅辭之條諂諛之甚也只可失生涯之期也先是隆職注送聞書被行除目云々子細在右

午刻許人傳云法皇御幸鳥羽是爲伐頼盛卿（至六波羅）云々御所近々故所渡御也云々未刻人傳云已寄六波羅合戰云々　凡夢歟非夢歟未覺悟又云伐頼盛事諸無實也

○かゝらん世にはとてもかくても有なんとて鳥羽の邊ふる川といふ所にて御出家有御年三十五

同廿一日或秘記云　前博陸今日出家云々

廿二日記云前關白昨日出家入道大原聖人（世謂本覺房）奉授戒云々今且被下向了云々其人上下男女七八人許云々其室同心出家以髮切被獻之爲令知出家之一定也云々聞此等事悲淚難抑者也

傳聞頼盛卿所領等併以沒官云々　又業房配伊豆國之間於路頭遂電了云々僅本府者一兩相具下向之間此事出來云々　又頭中將通親朝臣已欲懸其殃而希有雖免猶懷怖畏云々又聞太政大臣去十九日出家云々　又資賢一族初越會坂關趣東國之方而忽遣山崎之方可赴西海云々後聞相國不出家云々抑一昨日除目隆季卿任帥云々太宰帥者親王所任之官也仍他人無補之納言已上知行宰府之時被任權帥參議以下所被任大貳也而前關白任權帥赴配所隆季令任正帥希代之例也隆季已任正帥蒙親王之宣旨歟是職事等有若亡之所致也外記又不驚申歟但如此之亂世不可及是非左右事歟

廿四日記云前博陸昨日自河尻被向福原云々

（下略）廿六日記云傳聞前博陸自福原被向淡路國了共人只一人殘輩皆追上了武士等相具將去了云々

○をんるの人の道にて出家したるをは云々

補系圖ヲ按ルニ基房但依出家移住備前國云々

○左大臣曾我の赤兄　日本紀天武天皇元年八月斬ニ右大臣中臣連金於淺井田根一是日左大臣蘇我赤兄等悉配流云々

補左大臣石川麿ノ弟

○右大臣豐成　續日本紀孝謙天皇天平寶字年六月甲辰勅曰右大臣豐成者事レ君不忠爲レ臣不義私附ニ賊黨ニ潛忌ニ内相一知構ニ大亂一無ニ敢奏上一及ニ事發覺一亦不ニ肯究一若怠延レ日殆滅ニ天宗一嗚乎宰輔之任豈合レ如レ此宜下停ニ右大臣一任中左降太宰員外帥上

補六月甲辰ヲ七月戊午ニ改ムヘシ左大臣藤原武智麿第一子號難波大臣又號横佩大臣

○左大臣魚名　續日本紀桓武天皇延暦元年六月乙丑左大臣正二位兼大宰帥藤原朝臣魚名坐レ事免ニ大臣一其男正四位下鷹取左ニ遷石見介一云々已卯太宰帥藤原朝臣魚名到ニ攝津國一病發不レ堪レ進レ途勅宜下待ニ病愈一然後發遣上

補太政大臣藤原房前第五子

○右大臣菅原　大鏡云右大臣はさえ世にすくれてめてたくおはしまし御心おきても事の外にかしこくおはしまし左大臣は御としもわかくさゑもことの外におとり給へるによりて右大臣の御おほへことのほかにおはしましたるに左大臣やすからすおほしたるほとにさるへきおはしける右大臣の御ためによからぬこと出來て昌泰四年正月廿五日太宰權帥になし奉りてなかされ給ふ云々○參議是善第一子村上天皇天暦元年北野ニ祠ル

○左大臣高明公　大鏡云式部卿の宮こそは冷泉院のつきにまつ春宮にもたち給ふへきに西宮とのゝ御むこにておはしますによりて御おとゝのつきのみやにひきこされさせ給へる程なとのことゝもいといみしく侍りそのゆへは式部卿の宮みかとにゐさせ給ひなはにしの宮とのゝそうによの中うつりて源氏の御さかへになりぬへければ御をちたちのたましゐふかく非道に御おとゝをはひきこしまうさせ奉らせ給へるそかし中略その程にしの宮なとの御心ちよないかゝおほしけんさてそかしいとおそろしくかなしき御ことゝもゝ出きにしかはかやうに申も中々いと／＼ことおろかなりや云々

補榮花物語云さたいしんとのにけびいしうちかこみて宣命よみのゝしりてみかとをかたふけた

てまつらむとかまふるつみによりてたさいてんのそつになしてなかしつかはすといふことをよみのゝしる云々
公卿補任安和二年三月二十六日貶太宰權帥即日入道請留不許准俗赴任所云々
○内大臣藤原の伊周公　大鏡云花山院の御ことゝいてきて御つかさ位とられさせ給ひて只つくしの權帥になりて長德二年丙申四月廿四日にこそはくたり給ひにしか御とし廿三云々
○補中關白道隆一男
○故中殿の御子云々
補基實號六條關白又中殿
○天祿三年十一月一日の日一條の攝政謙德公うせ給ひしかは云々
補伊尹ハ右大臣師輔ノ一男一條ノ攝政ト號ス薨ジテ參河公ニ追封シ謙德ト諡ス兼通ハ師輔ノ二男堀河ノ關白ト號遠江公ニ追封シ忠義ト諡ス從二位從三位ニ作ルベシ兼家ハ師輔ノ三男依病出家スヨツテ諡ナシ所居ヲ捨テヽ佛寺トス法興院ト稱ス伊尹薨ジテ弟兼通權中納言ヨリ直ニ內大臣ニ任ジ關白トス翌年正月正三位ニ叙ス
○長寬二年八月に召かへされて本位にふくし次のとし正二位して
公卿補任云長寬二年六月廿七日自土佐國被召還閏十月十三日復本位從二位廿七才又云長寬三年八月十七日正二位臨時
○仁安元年十月に前の中納言より權大納言にあかり給ふ折ふし大納言あかさりければかすの外にそくはゝりける大納言六人になる事これはしめ
師長仁安元年十一月三日任權大納言是時大納言藤原忠｜源雅通藤公通平清盛源定房已上五人今任師長共六人也同十一月十一日淸盛任內大臣大納言又爲五人
補大納言職員令四人其後權官ヲ置ク三條院長和中正二員權三員合テ五人トス本書ニ云トコロノ六人藤原忠雅源雅通正官タリ自餘ハ權官タリ
○山階の大臣三守公　武智麿曾孫安房守眞作第六子贈正一位
補三守承和五年右大臣ニ任ズ七年薨ズ後山科大臣ト號ス初天長五年前中納言ヨリ大納言ニ任ズ

○宇治の大納言隆國　左大臣高明公孫大納言俊賢
第二子年月可考
補治暦三年前權中納言ヨリ權大納言ニ轉ズ
○次第のせうしん
補文武ノ擧人官達ノ路各別ナリ然ドモ將相ノ任
ニ至テハ德ヲ以テ選ムベシ次第昇進ノ定格ト云
コト有ベカラズ
○太政大臣まできはめ云々
補玉葉治承元年三月五日乙巳此日有ニ任大臣事一
以ニ内大臣師長一任ニ太政大臣一云々隆職注ヨ送昨
日任大臣宣命一云々此詞兼日大内記不レ得レ案云
々欲稱朝元老之由卽其齡未及四旬欲書累代奉公
之由又其父謀叛人也其身蒙レ罪之人也欲レ載下仕ニ
數代之朝一之由上者是又無實也歸洛昇進之後不
レ歷ニ幾程一進退惟谷云々
○つみなくしてはい所の月をみんといふことを心有
きはの人の願ふ事なれば
古事談云顯基中納言者後一條院寵臣也天皇崩御之
後忠臣不レ仕ニ二君一と云て七々聖忌之後登ニ天台楞
嚴院一落髮入道云々尋常之時常詠ニ白樂天詩一古墓
何世人不レ知ニ姓與名一化爲ニ道傍土一年々春草生又
云あはれ無罪配所の月を見ばや云々住ニ大原山一決
定往生人也法名圓照
補大納言俊賢ノ一男隆國ノ兄
○唐の太子賓客白樂天潯陽の江のほとりにやすらひ
けん
琵琶行
補是時江州司馬タリ文獻通考云唐太子賓客四人
掌調護侍從規諫
○あつたの明神
補延喜神名帳尾張國愛智郡熱田神社日本紀景行
天皇本紀云初日本武尊所佩草薙横刀是今在尾張
國年魚市郡熱田社也云々
○ひはひき
補傳玄琵琶賦曰漢遣烏孫公主嫁昆彌念其行道思
慕故使工人裁箏筑爲馬上之樂風俗通曰推手前曰
批引手却曰把
○清濁を分てりよりつを云々
補凡ソ音ノ高キヲ清トシ音ノ低キヲ濁トス呂律
ハ六律六呂ナリ黄鐘ヲ律トシ大呂ヲ呂トス又本

朝ノ曲調平調黄鐘調盤渉調ヲ律トシ壹越調雙調ヲ呂トス何ノ據ト云コトヲ知ス

○瓠巴琴をたんせしかは魚鱗おとりほとはしり虞公歌をはつせしかは梁塵うごきうごく

補列子云瓠巴鼓琴而鳥舞魚躍劉向別錄漢興以來善歌魯人虞公發聲淸哀拂ニ動梁塵ニ云々

○風香調の內には花ふんふくのきをふくみりうせんの曲の間には

補三五要錄ヲ按ルニ風香調ハ琵琶ノ調子ノ名ナリ笛ノ黄渉調ニアタル又樂府雜錄ニモ風香調ノ名アリ流泉ハ三五要錄ニ流泉ノ曲アリ今斷絕ス

○ねかはくは今生世ぞく文字のごうきやうけんきぎよのあやまりをもつて

洛中集記云白居易以所作文章移置香山寺經藏序曰願以今生世俗文字之業狂言綺語之誤飜爲當來世々讃佛乘之因轉法輪之緣

○すけ時

補資賢四男後白川院近習

○高階泰經

補天武天皇ノ皇子高市親王裔若狹守泰重子

○藤原のもとちか

補平基親ナリ藤原ニ作ルハ誤レリ參議親範子

○まさかた

補資賢一男左少將通家子

○はかせの判官

補明法博士ニシテ撿非違使判官ヲ兼ル者ナリ

行隆のさたの事

○中山中納言顯時卿　坊城大藏卿爲房孫因幡守長隆子

法皇御遷幸の事

此段與舊記所載略相似而此書附說甚多矣

治承三年十一月廿日或秘記云々既見于前

百鍊抄云治承三年十一月廿日太上法皇渡ニ御鳥羽殿ニ非ニ尋常儀ニ入道大相國押申ニ行之ニ成範脩範等卿法印靜賢女房兩三之外不ニ參入ニ閇ニ門戶ニ不レ通レ人武士奉レ守ニ護之ニ

○御りきしや

補力者僧中ノ召仕フ者ナリ僧形ナリ海人藻屑云

力者兼花摘ト僧形ノ中尤微賤ナル者也
○あませ一人
補從二位藤原朝子武智麿裔紀伊守兼永女少納言入道信西室後白川院乳母號尼前云々
○十六洛叉
補洛叉名義集此曰十萬又三界義等ニ詳ナリ
○けんらう地神
補金光明經ニ詳ナリ
○きうだい
補三光院内府記宮躰下ハ指貫上ハ如袍着袈裟又海人藻屑裘代俗直衣也
○供御
補帝皇所須ノ諸物一切供御ト稱スベシ何ゾ飯一事ニ限テ供御ト稱センヤ然ドモ所須ノ最要ナレバ供御ト云カ海人藻屑云内裏仙洞ニハ一切食物異名ヲ付テ召サル、事アリ飯ヲ供御ト云々
○清涼殿のいしはいのたん
補禁秘御抄石灰壇（四季御屏風三尺南第一間毋屋御簾下以東爲面）
故黄門定基卿私説石灰壇以塗築壇其高同板敷是准地上有御拜處也

せいなんのりきうの事

○百行の中には云々
補孝經子曰昔者明王之以孝治天下云々
又孝經玄宗御製序曰雖五孝之用則別而百行之源不殊
○唐堯は老おとろへたる母をたつとひ
補帝王世紀云帝嚳納陣豐氏女曰慶都生放勛又河圖曰慶都與赤龍合生帝堯於伊祁云々慶都老衰ノ後チ帝堯尊事ノ事未考
○君ハ舟臣ハ水
補荀子ニ出タリ
○大宮の大相國　伊通公
補關白道長裔權大納言宗通子
○三條の内大臣　公教公
補太政大臣藤原實行子
○葉室の大納言　光頼
補大藏卿藤原爲房曾孫民部卿顯頼子
○中山の中納言　顯時

補前ニ見ヘタリ
已上四子當時頗有才名凡治承中經宗兼實二公以下實定實房資長忠親雅頼朝方實守家通實宗長方定能信範等之十餘卿總皆知禮儀習故事之臣也今唯擧光頼顯時成頼親範者惟時長爲葉室之籍族因特稱其祖乎
○成頼　補光頼弟
○親範
補従三位平範家子號毘沙門堂入道
〔民部卿入道親範は小原の霜にともなひ宰相入道成頼は高野の霧にましはつて一向後世ほたいの外はまた他事なし
公卿補任云親範民部卿近江權守承安四年六月五日依病出家卌八承久二九廿八薨八十四成頼承安四年正月五日出家依菩薩心也光頼卿一回法名知成號高野宰相入道建仁二年十月薨六十七空親
補小原大原ニ作ルベシ毘沙門堂記云於大原極樂院出家法名圓智號想蓮房
○せいむは一向主上の御はからひ
補淸盛奏シテ政ヲ聖斷ニ歸シ尋テ福原ノ莊居ニ退ク是後皇帝心ヲ政事ニ止メテ萬機ヲ親ラス禪位ノ後モ帝ノ幼稚ナルヲ以テ大小ノ政ヲ決制ス玉葉山槐記等ニ見タリ聖壽ノ短促ナル惜哉
○大寺のかねのこゑ
補安樂壽院勝光明院何レノ寺ヲ指カ
○氷をきしる車の跡
補和歌ニ詠スル竹田河原ノ淀車ナルベシ
○御賀の目出たかりし
補玉葉安元二年三月四日己酉天晴此日公家被奉賀太上法皇五十賓算於東山御所南殿有此事世謂之法住寺殿云々

平家物語考證卷之三終

平家物語考證卷之四

目錄

平家物語考證卷之四

松堂閑人四醉生　編
洛陽後學源道格　集
羽林中郎將藤原定俊　補

いつくしま御幸の事

○同廿日の日春宮御はかまきならひに御まなはしめとてめてたき事ともありし

治承四年正月廿日或秘記云此日皇太子有ニ魚味着袴等事一三歳着袴爲ニ吉例一之上來月依レ可レ有ニ讓位事一所レ被ニ忩行一也魚味當ニ十五ケ月一（當于五ケ月イ）世俗云廿ケ月食レ之云々然而先例不ニ必然一事

補百練抄云治承四年正月廿日東宮於ニ内裏一有ニ魚味着袴事一有ニ勸賞一同時被レ行ニ兩事一無レ例而有レ議レ被レ行

○二月廿一日主上ことなる御つゝかもわたらせ給はさりしをしおろし奉りて春宮せんそあり是も入道相國よろつ思さまなるかいたす所なり

讓位之儀詳見于山槐記○按此事諸記自去年有其說出於叡慮乎平相國之所爲乎未考得焉

補踐祚ノ儀註江家次第並諸家記ニ詳ナリ

○神しほうけん内侍所

補讓位ノ時劒璽渡御ノ義アリ近衛次將コレヲ奉ス但シ上皇新帝宮ヲ別ニスルトキハコノ儀アリ大内ニハコノ儀ナシ淸和天皇陽成天皇ヘ讓位ノ時染殿院ヨリ輦ニ御シテ東宮ニ還ル劒璽ヲ以テ自ラ隨フ賢所ハ溫明殿ニ在テ動座ノ儀ナシ光孝天皇受禪ノ日親王公卿三種ノ神器ヲ奉シテ行在ニ詣ス治承ノ儀ト相同シ○神璽禁秘御抄云自神代于今不替云々筥中鏡一稈物動返々不可傾○寶劒同云御劒者神代有三劒其一也○内侍所同云自神代爲神鏡如神宮奉仰爲伊勢代官被留置也云々

○かんたちめちんに集て云々

補固關並勅授如舊等ノ儀ヲ云ナルヘシ

○御位ゆつりの事とも云々

補大臣讓位ノ宣命ヲ奏シ納言宣制ノ儀アリ

○御たからもの共

補江家次第等ニ殿上ノ雜物ヲ渡サルヽ儀アリ

○五條内裏

補拾芥抄五條南烏丸東山槐記ヲ按スルニ前大納言邦綱卿家云々

○かん院殿

補東鑑ヲ按ルニ西洞院ノ西堀川ノ東二條ノ南押小路北拾芥抄冬嗣大臣家云々

○けい人のこゑ

補唐王維詩絳幘雞人送曉籌云々本朝内豎時簡ヲ奏スル是ナリ

○瀧口のもんちやく

補禁秘御抄云瀧口於北陣申之參御湯殿北次於殿上口申之云々日中行事ニ詳ナリ

○あはれいつしかなる讓位かなとぞ人々さゝやきあはれける云々

以下諸卿之雜談無所見

○しうの成王三さい

補通鑑前編等ヲ考ルニ周成王ハ殷紂壬辛二十七祀癸酉ヲ以テ生ル武王崩メ嗣立ノ時十三歲ナリ物語ノ文十ノ字ヲ脫セリ

○しんのほくてい

補通鑑綱目ヲ按ルニ東晉穆帝諱聃康帝ノ子即位方三歲云々物語二歲ニ作ル誤レリ

○近衞院

補帝王系圖永治元年十二月七日受禪時三歲

○六條院

補同云永萬元年六月廿五日受禪時二歲

○きやうほう

補字彙襁褓負兒衣織縷爲之廣八寸長一尺以約小兒於脊

○攝政をうて位につき

補禮明堂位昔者周公朝諸候于明堂天子負斧依南鄉而立云々按ルニ物語ニ負テトハ斧依ヲ負フノ義ヲアヤマレルナルベシ

○ほこう抱て朝にのぞむ

補晉穆帝ヲ指スナルベシ

○こかんの孝章皇帝は

補按ルニ章帝ハ十八歲ニシテ即位ス物語ニ云トコロハ和帝ノ子殤帝ナルベシ即位ノ時生テ始百餘日ナリ漢殤ハ短祚ニシテ不吉例トモ云ベキカ周成王ヲ不吉例トイフベカラズ

○入道相國夫婦ともに外祖父外祖母とて准三后の宣

旨をかうふり
百練抄云治承四年六月十日入道前太政大臣亜三位
時子被下准三宮勅畢
○年官年しよく
補眞書ノ物語年官年爵ニ作ル拾芥抄御給部云太
上天皇諸司允一人諸國掾一人目一人一分三人爵
一諸院宮官爵同之又職原抄云准三宮大臣者毎年
給官爵々即從五位下官乃椽若內官也如三宮之儀
○凡ソ院宮ヨリ始メテ親王大臣參議以上年給ノ
官アリ除目ノ時コレヲ任ス三合二合等ノ例アリ
年給ノ官ヲ以テ各ソノ所親或ハ家人ニ授與シテ
私恩トス甚シキ者ハ虛名ヲ稱シテ公廨ヲ私シス
ルニ至ル五節ヲ献ズル翌年參議諸國ノ掾一人ヲ
賜フト此ナリ中世以來還官ノ法密ナラズ故ニ此
ノ如シ其ノ源ト薦擧ニ出ヅ家人所屬ノ中才能ア
ル者ヲ選デ薦達スルナリ論語ニ所謂仲弓爲季氏
宰問政子曰擧賢才曰焉知賢才而擧之曰擧爾所知
云々又東漢ノ光武三公ヲシテ茂材一人廉吏一人
ヲ擧セシム下モ中ニ千石ニ至マデ各薦擧ノ制ア
リ本朝ノ親王公卿ヲシテ薦擧セシムル意コレニ
同ジ後世ノ如官爵ヲ以テ其所眷ニ私シスルニハ
非ズ
○上日の者をめしつかひ
補淸盛准后宣ヲ被リテ院宮ト同ジク殿上人藏人
等ヲ召仕フヲ云西八條ノ所居ニ就テ殿上上日ノ
制ヲ立ツルナリ古ヘハ諸官男女貴賤トナク上日
ノ制アリ限數アツテ時服ノ給ニアヅカル中世以
來只殿上ノ上日ノミニシテ自餘ノ上日ニ及バズ
○ゑかき花つけたる
補前ニモイフ如ク織繡ニ及ハサル者ハ繪ヲ以テ
シ絲花ヲ以テシテ衣服ヲ飾ルナリ
○ほうこう院の大入道殿云々
補正曆元年五月五日兼家依病入道法興院准三后
任人賜爵之儀擬三宮以不改云々是ヨリ先寛和二
年攝政ヲ以テ准三后タリ
○同じき三月上旬に上皇安藝の嚴島へ御かうなるべ
しと聞えけり帝王位をすべらせ給ひて諸社の御か
う始にはやはた賀茂かすかへこそ御幸はなるべき
にはるはると安藝の國までの御幸はいかにと人ふ
しんをなす

百練抄云 治承四年三月十九日 新院御二幸安藝伊都岐島一脱履之後未レ幸二他社一最前御二幸當社一人以成レ奇然而有二殊御願一之上入道太相國申行之故也

補百練抄永暦元年二月廿六日云召二諸卿於院一令レ定下申皇居並日吉社先二於八幡賀茂一可レ有二御幸一又四月御熊野詣可レ有レ憚哉事上三月廿五日上皇始參二詣日吉社一御遜位之後始神社御幸也云々

○山門の大衆いきとほり申けるは云々入道相國の北の方二位殿の宿所八條大宮へ御幸なる

此事似而非者也

治承四年三月十六日 山槐記云 申終衍着二直衣一自二東山一參二新院一土御門北東洞院東 源大納言定房 東帯大納言隆季前大納言邦綱藤大納言成範新宰相中將通親已上直衣 參入早晩參着帥大納言被レ示曰明日伊都岐島御幸延引問二其子細一無二分明答一見二其氣色一有二天下不二穩事一歟稱有忽事退出新宰相中將密語曰延暦園城興福寺衆徒可レ奉レ迎二取法皇一之由支度云々去九日已成二此儀一猶不レ得二其隙一之間本寺僧徒有二密告一去夜京中騷動前右大將宗盛差二中宮亮通盛一但馬守經正奉二鳥羽一守二護法皇御所一左兵衛督知盛直衣 參二入此御所一仍御幸延引也者抑新院明夕可レ有レ御二幸八條二品入道大和守室亭一云々

○からの御車うつしの馬

補唐庇ノ車ヲ云車ノ圖式ニ詳ナリ上皇女院等駕御ノ車ナリ又鞍具ニ唐鞍和鞍アリ唐鞍ヲ摸シタルヲ移ノ具ト云

○前右大將宗盛の卿をめして云々　新院御幸鳥羽殿之事無所見

○亂聲をそうし

補亂聲ハ笛曲ノ名ナリ振鉾ノ亂聲アリ新樂ノ亂聲アリ其外林邑高麗等ノ亂聲アリ是ノ時奏スルハ振鉾ノ亂聲ナリ

○幔門

補延喜大藏式諸門懸屏幔云々

○縁道

補縁道ヲシキ筵道ニ作ルヘシ長筵ヲ鋪ノ義ナリ掃部式ニ詳ナリ

○はしかくれの間

補階藏ニ作ルベシ又日隱トモ云殿ノ正面ノ階ノ上ニ差出タル廂ヲ云ナリ階藏ノ間トハ南ノ庇ノ

中央ノ間ヲ云

くはんきよの事

按還御路頭之事實及卿大夫迎駕者無所見惟宰相中將實守迎駕事見于山槐記

○座主

補神宮寺ノ座主ヲ云カ今マ熱田ノ社ニモ座主ト稱スル僧アリ

○卯月一日衣かへ

補後醍醐院年中行事抄云四月ついたち御衣かへなれば所々御しやうそくあらたむ云々

○たんはのかみきよ國

補系圖淸定ニ作ル實ハ中原師元子

○ゑちせんの少將

補公卿補任平資盛仁安元年越前守治承二年右權少將四年四月八日從四位上新院御幸福原賞

○同廿二日新帝の御即位有大極殿にて行はるべかりしかとも一年炎上の後はいまたつくりも出されず大極殿なからん上は大政官の廳にて行はるべきかと公卿せんきありしかは九條殿申させ給ひけるは大政官の廳は凡人の家にとらはくもん所たいの所なり大極殿なからん上は紫宸殿にてこそ御即位は有へけれと申させ給へは紫宸殿にてそ御即位は有けり

治承四年二月十五日山槐記云藏人頭左中辨經房朝臣送書云去十三日書今日到來 來四月可レ有二御即位事一任二治曆例一於二太政官廳一可レ被レ行二其儀一歟 而彼時其庭依レ狹少壞懷イ二南門一改二立民部省北垣地イ一擬二會昌門一云々仍三四月之間破二立門一否之由被レ相二尋在憲泰親等朝臣一之處申狀如レ此副頼業眞人勘申狀 以何爲二指南一哉 若就二在憲朝臣申狀一難レ被レ立直者裝束之儀定違例歟 何樣可レ被レ行哉治曆之度夏間難レ被二立門一之由豫有二議定一遂及二七月一畢且遂彼例七月可レ有二御即位一歟而無宜日云々 兼又康保之例雖レ非二規摸一若於二紫宸殿一可レ被レ行二此儀一歟且是官廳舍屋多以無二實造營一非レ無二其煩一歟件加二斟酌一宜二之計一言上御在綸云々

如此仍上啓如件

二月十三日　　左中辨經房

謹上　春宮大夫殿

禁忌壞門立門事

右二八月本文云刑德陰陽保合門戸故凶三月節以後伏龍在門白日犯之凶夏三月之間土公在門犯之凶仍件月壞門立門例不覺悟候也爲之如何抑見參之時如合申候長元年中四月修補陽明門延曆弘仁貞觀被修補諸門云々　保安四年癸卯即位之時被修補陽明待賢門了不被准據壞門立門之例候歟近則高勝寺諸門三月葺殿打金物云々又保元年中白河千躰阿彌陀堂四足四月造立之雖然於佛寺者不可准入門之由沙汰切了又堀川北門二條殿東門正月立柱三月以後被造之禁忌沙汰出來共即被壞弃云々不經數日因之案三月以後壞門立門之事一切不可候之由所令存候也加之先達皆可憚之由所勸申也言上如件

二月十二日　　陰陽頭賀茂在憲

禁忌月被立門例

村上天皇

應和九年二月十六日庚辰立內裏殿舍並諸門

一條院

長保二年三月廿六日癸卯立內裏並諸門

寬弘三年三月十日壬子立內裏殿舍並諸門

後一條院

寬仁元年二月廿三日庚寅立內裏殿舍並諸門

後朱雀院

長久二年二月十一日庚寅立內裏殿舍並諸門

後冷泉院

天喜二年四月十一日甲辰立內裏殿舍並諸門

後三條院

延久三年三月五日庚寅立內裏殿舍並諸門

堀川院

承德二年四月十日戊子內裏殿舍門廊立柱上棟

行事

民部卿俊明卿參議季仲卿已下參着

右宮城十二門也外被立內裏諸門事雖禁忌月不憚之先例如此仍注進之狀如件

二月十二日　　大膳權大夫安倍泰親

三四月間被立諸門例

長保二年三月廿六日癸卯今日內裏舍廊門竪柱上棟大納言時仲卿已下着行事所

寬弘三年三月十四日壬子今日內裏殿舍門廊等立柱上棟權中納言俊賢卿已下着行事所

承德二年四月十日戊子今日內裏殿舍門廊竪柱上棟
權大納言俊明卿以下着行事所
予申云
被改立太政官南門禁否事
右來四月於二彼官一可レ被レ行二御即位儀一仍可レ有二
件造作一之處二月以後壞門立門有二禁忌一之由在
憲朝臣雖二注申一泰親朝臣賴業眞人等勘下申被
レ立二內裏諸門一之例上且長治元年堀川院造門之間
有二此沙汰一彼時道言朝臣等申云貞觀十年二月
立二應天門一是中門儀也者就レ之案レ之如二泰親朝
臣申狀一宮城十二門外不レ可レ憚歟今件門准二會昌
門一是又可レ謂二中門一也然者任二治曆儀一被レ改二立
之一條何事之者有哉
於紫宸殿可被行御即位儀式哉否事
右康保例旁不快不レ可レ有二此儀一歟太政官舍屋多
以雖無實□曆例被立後房之外如外東廳强非至要
雖レ不レ被二造營一□有哉猶於二被官一可レ被レ行二此
儀一歟
已前兩條以此等趣可令洩奏給之狀如件
二月十五日　春宮大夫忠親

同日或秘記云晚頭參內左衞門陣之外頭辨經房朝臣
來逢余過二其前一之間居レ地相共參內於二鬼間一之邊一
示地有下可二申上一之事上之由天余相逢聞レ之御即位之
間條々有下被二尋問一之事上爲レ申二其事一參上之間也
云々在憲泰親等申狀及外記例並三通與レ之其狀在左被二
尋問一事等
一於二何處一可レ被レ行二御即位一哉事
一若於二官廳一被レ行者可レ改二立南門於民部省北垣一
而七月以前有二禁忌一之由在憲朝臣令レ申仍欲レ延二
七月一又無二吉日一爰泰親朝臣禁忌月被レ立二內裏諸
門一其例不レ可二勝計一宮城十二門之外更無レ憚之由
令レ申但治曆例依二此憚一七月被レ立レ門了今度可レ被
忌避一哉否事
一若可レ被レ忌者狹少之地可レ縮二行大儀一事
若可レ有二延引一者七月中無二吉日一又難レ及二八月以
後一歟事
余於二紫宸殿一可レ被レ行之由申了經房注二付折紙一後
日可レ給之由令レ申折紙狀見十八日記經房退出了也十八日記云
外記來催二來廿一日讓位可レ參之由一定能卿來談御
即位之所事注二折紙一遣二頭辨之許一了有下可二奏聞一

之報
同四月廿二日山槐記云陰晴不定今日皇帝於紫宸殿即位
標書代々皆於大極殿有此事而治承元年四月廿八日八省燒亡之後備前國奉大極殿被國依爲前大納言邦綱卿沙汰雖致土木之營未及立柱只材木少在龍尾壇云々 仍任康保例於紫宸殿可被行歟 將依治暦跡於大政官可被行歟之間去二月被問人々抑本無異儀於大政官可被行云々 然者以南門雖立民部省小垣可備其儀之處二月以後壞門有忌正月無沙汰空過之間豫議出來也諸卿申旨頭辨經房朝臣以消息云々區分任右大臣定被用南殿也於非大極殿之所即位例陽成院於豐樂即位貞觀大極殿燒亡冷泉院於紫宸殿即位雖有大極殿依御惱恐云々後三條院於太政官即位八省豐樂院及内裏康平燒亡
補九條殿右大臣兼實官廳ヲ公文所躰ノ所トシテ紫宸殿ヲ以テ禮ニ當レリトスル適論ト云ヘシ然レトモ秘記ノ文ニ依ルトキハ官廳ノ狭少ニシテ門ノ改造スルコト禁忌ニアタレルヲ以テ紫宸殿ヲ用フヘシト云トキハ禮儀ノ論ニアラス

○中宮ハ弘徽殿より仁壽殿へうつてやかて高みくらへ參らせ給ふ
同記云藏人頭重衡朝臣云中宮自弘徽殿令昇仁壽殿御路自弘徽殿南戸副瀧口築垣北面至于承香殿西戸 搆長橋經同殿内入御仁壽殿其間我并左兵衛督知盛卿取几帳又女房二人同取之四本各可取角也然而牢藏不法着御高御座間又如此

げんしそろへの事

○茂仁親王
補以仁ニ作ルベシ親王ト云ベカヲズ未タ宣下ノ儀ナシ

○天照太神四十八世の正流
補帝系ヲ以テ數フルトキハ天照太神ヨリ後白川院ニ至テ四十七世ナリ故ニ以仁ヲ四十八世トス授受ヲ以テ數フルトキハ神武帝ヨリ後白川院ニ至テ七十七代ナリ依テ以仁ヲ七十八代ニ當ルト

云ナルベシ

○宮にて渡らせ給ふ

補親王ノ宣ヲ得サルヲ云○凡ソ專ラ宮中ト云トキハ皇帝ノ所在ヲ指ス上皇女院ノ所在ハ院宮ト稱ス皇太子ヲ東宮ト稱ズヲシ任セテ宮ト稱スルハ中宮東宮ナリ准三后ハ是ニ例スベシ諸親王ヲ總シテ宮ト稱スルハト謂レナシ源氏物語榮花物語等ニ親王ヲ某ノ宮ト稱コト婦女ノ常談ノミ幼稱ノ時ハ皇子ト稱シ宣下ノ後ハ某ノ親王家ト稱スベシ

○れうしを下され云々

補公式令ヲ按ルニ皇后太子ノ命書ヲ令旨ト云ベシ親王ハ諸公卿ト同シク官守アル者ナリ官ニ付テハ諸臣ト同ジク解ト云ヒ移ト云ヘシ私ニ其人ヲ尊尚スルニ於テハ教トモ云ベキカ

○出羽のせんみつのふ

補系圖云頼光玄孫光國子

○たゝの藏人行つな

補同云頼光曾孫頼綱子

○多田次郎ともさね

補同云多田三郎和實

○てしまのくはんしやたかより

補同云知實弟高頼號能瀨三郎

○太田の太郎よりもと

補同云頼光弟頼親ノ裔頼賢子

○むさしの權のかみ入道よしもと

補同云義家六男義時第三子

○うのゝ七郎親治

補同云頼光弟頼親裔對馬守親弘子

○山本かしはきにしこり

補同云義光孫義業第二子山本遠江守義定義定ノ孫義兼ヲ柏木ト號ス義兼ガ弟義高ヲ錦織ト號ス

○山田次郎しけひろ

補同云泉太郎重滿子一名重忠

○かうへの太郎しけなを

補同云滿仲弟滿政裔重遠子

○泉の太郎しけみつ

補同云河邊重直子重滿

○うらのゝ四郎しけとを

補同云滿政裔佐渡守重宗孫信濃守

○あしきの次郎しけより
補同云河邊重直弟作葦敷
○きたの三郎しけなか
補同云滿政裔佐渡守重宗子
○かいてんの判官代しけくに
補同云重長子高松院判官代
○矢島の先生しけたか
補同云重隆八島先生時成子
○へんみのくはんしやよしきよ
補同云刑部丞義光子號武田冠者
○たけたの太郎のふよし
補同云義光曾孫淸光子
○かゝみの次郎とをみつ
補同云淸光子信濃守
○一條の次郎たけより
補同云信義子
○いたかき三郎かねのふ
補同云忠賴弟
○へんみの兵衛ありよし
補同云兼信弟左兵衛尉

○たけたの五郎信光　補同云有義弟伊豆守
○やすたの三郎よしさた　補同云遠光弟遠江守
○大內の太郎これよし
補同云義光曾孫大內四郎義信子
○をかたのくはん者ちかよし
補同云義光曾孫佐竹冠者昌義子作岡冠者
○ひうかのくはんしやもりよし
補同云義光子義淸弟左兵衛尉
○こたてわき先生よしかたかしなん木曾のくはんしやよしなか
補同云義朝弟近衛院坊中帶刀長義賢第二子母遊女
○さきの右兵衛のすけよりとも
補同云義朝第三子母熱田大宮司藤原季範女
○したの三郎先生よしのり
補同云義朝弟伊豆守作義憲
○さたけのくはんしやまさよし
補同云義光孫信濃守作昌義
○九郎くはんしやよしつね
補同云義朝第九子母九條院雜仕常盤

○六そんわう
補同云經基天德五年賜源姓號六孫王依爲第六親王子也
○多田の新ほちまんちう
補同云經基第一子母橘繁古女正四位下鎭守府將軍住攝津國多田郡法名滿慶
○國はこくしにしたかひ庄ハ預所にめしつかはれ
補國中の人民國司ノ命ニ隨ヒ莊園ノ居民領所ノ驅使ヲ受ク常ノ事ナリ怪ムニ足ラス預所領所ニ作ルヘシ
○あこ丸大なこん
補關白道長裔右大臣俊家子號阿古丸
○すくれたる相人の上手にて云々
補按ルニ帝皇ノ相日角龍顏ノ類ヲ云カ以光身皇親ノ貴ヲ以テ匹夫ノ賤ニ下サレ死ソノ所ヲ得ス首足區分ス惟長カ相法ノ中ラザル天地懸隔ナリスグレタル相人ノ下手ト云フベシ
○此三位入道も云々
補東鑑ヲ按ルニ賴政ガ以光ニ逆ヲ勸ルコト四月九日ノ夜ノ事ナリトス
○新宮の十郎よしもりをめして云々
補東鑑ヲ按ルニ義盛補八條院藏人名字改行家
○れうしの御使
補東鑑ヲ按ルニ令旨ノ文前伊豆守正五位下源朝臣仲綱宣奉最勝王勅稱云々
○くまのの別當たんぞう
補系圖ヲ考ルニ湛增ハ左大臣師尹裔左中將實方曾孫

いたちのさたの事

鼬之事無所見
○とは殿にはいたち云々
補鼬說文如鼠赤黃色而大食鼠者云々コノ怪ハ五行志ニ所謂ル鼠妖ナルヘシ漢昭帝元鳳元年九月燕有黃鼠銜其尾舞王宮端門中其月燕王旦謀反伏辜云々鼠妖ノ應セル本邦異邦タマ〳〵相符合セルコト見ツヘシ
○法皇をは鳥羽殿を出し奉り都へ還御なし奉り八條烏丸の美福門院の御所へ入奉る
百練抄云治承四年五月十四日法皇自鳥羽殿還御八條坊門烏丸俊盛入道之亭〇同日山槐記云及深更自鳥羽奉渡法皇於八條坊門烏丸西亭云

々〇或秘記云 戌刻鳥羽法皇出ヨ御京ニ以ニ內藏頭季能朝臣家ニ爲ニ御所ニ云々 乘ニ八葉御車ニ扈從車二兩武士三百騎許圍ヨ繞前後左右ニ云々

諸記所載如此未知孰是矣

〇つる藏人

補按ルニ鶴ハ童名ナルヘシ阿古丸大納言松君侍從ト云類ナリ諸家傳同シク鶴藏人ニ作ル

〇入道相國大に怒て

補眞書ノ物語ニ入道相國聞モアヘス急キ都へ馳上リ云々然レドモ廿六日ノ山槐記云今夕入道大相國自福原入洛ト五月十五日ニ淸盛京師歸テ以光遠流ノ事ヲ特議スト云ハ非ナリ諸記ニ載スル所以光流刑ノ議ハ上皇ノ宸斷ニ發セラルヽト見ヘタリ

〇上卿には三條の大納言實房職事には頭辨光雅とそ聞へし武士には源太夫の判官兼綱ひたかふと三百餘騎宮の御所へぞ向ける

按此以下至卷末未有錯乱虚實各段欲引實記而辨證之則記文支離不便於觀時勢因采山槐記或秘記可證事實者從其日次而悉錄于此

治承四年五月十五日山槐記云高倉宮一院御子故高倉三位腹新院御兄也有ニ配流ニ事只今撿非違使兼綱大夫尉 光長向ニ三條北高倉西亭ニ武士等圍レ之者後聞今日可レ有ニ免物ニ之由被レ下仍官人等着冠參陣大內三條大納言實房依レ召參內實者無ニ免物ニ被レ仰ヨ下宮御事ニ仍官人忽召ニ寄烏帽ニ於ニ陣邊ニ着レ之晩頭參ヨ向彼宮ニ之處皆閉 門無ニ答之人ニ仍光長令レ踏ニ開高倉西北門ニ之間左兵衞尉信連射レ之被レ疵者有兩三人 宮不ニ御座ニ早以令ニ遁出ニ給畢云々今夜猶武士圍レ之女房所裸形東西馳走可レ悲々々抑彼宮御名以仁也而仁字有レ憚之由有ニ沙汰ニ改ニ仁字ニ爲ニ光字ニ被ニ仰下ニ云々 宮乘ニ張藍ニ摺レ之輿レ之將幣如ニ物詣人ニ令レ向レ寺給云々 或云着ニ淨衣ニ御騎馬於又乘馬者二人御共人凡四五人云々未レ知ニ一定ニ歟渡ヨ御平等院ニ寺也 自ニ今夜ニ新院被ニ始行ニ五壇法ニ云々不動大僧正禎喜仁和寺宿所在點 降三世法印全玄山宿所在檢非違使季眞宅 軍茶利法印覺成仁和寺宿所在八條面堂東廊 大威德法印勝賢醍醐宿所在同堂西面 金剛夜叉大僧都兼毫仁和寺宿所在同方 壇所在御所中連壇次第巡行塗之中壇不立中云々 後聞御願之起玉躰安穩之由云々〇或秘記云今夜三條高倉宮第二子 配流云々件宮八條女院御猶子也 此外縱横之說雖レ多難

取信十六日或秘記云 隆職宿禰注送三條宮配流事其狀如此

源以光（本御名以仁忽賜姓改名云々）

宣處遠流早令追出畿外

高倉宮配流事被仰下之狀如此但不被作官符者配流人不作官府何例哉然者不可被仰上卿也

始維光王可配土佐國之由宣下云々而後被改仰取只今奉行史申旨如此云々

傳聞高倉宮去夜 撿非違使未向其家以前竊逃去向三井寺彼寺衆徒守護可奉將登天台山兩寺大衆可企謀友云々 又件宮子若宮（候八條院之女房腹也自所生之時女院被養育即祇候其宮中）即 遂電之由有其聞仍武士等打圍彼女院御所搜求其中先是於女院御一身者奉出賴盛卿家（即件卿妻參上奉相具）了云々即件若宮奉求出女院還御云々素被隱置太以愚歟 愚意案之我國之安否只在于此時歟伊勢太神宮正八幡春日大明神定有神慮之御計歟於一身者中心無過所憑只佛神三寶而已 後聞八條院渡御他所謬說也乍奉居女院賴盛卿父子參入不殘一所令搜求云々

山槐記云傳聞高倉宮猶不御坐仍破塗籠見之全不御座有辛櫃二合一合有鏁一合不入得御裝束開蓋云々 宮御坐三井寺云々 衆徒不奉出不用宣旨云々宮御子若宮八條院奉養平中納言（賴盛）奉仰奉責武士如雲如霞數刻令怪借給武士亂入門內仍被出之被奉寺宮（一院御子也） 即出家云々

十七日或秘記云天晴傳聞昨日巳刻許八條宮（圓惠法王是也）以使者示宗盛時忠等卿云々高倉宮所御坐三井寺平等院也可被出京之由所沙汰也云々者因茲時忠卿爲彼御迎進人（內匠助某實名可尋） 又宗盛卿武士五十騎着副彼使遣之即八條宮下 法師原三人相具之秉燭首途子刻到彼寺但不入寺中群集小關外先以示○鐙之下法師達參御迎之狀即歸來云今日々沒以前大衆卅人許相率渡御京御所雖早可被歸云々仍別當使并武士等參八條宮先申此由宮被答云可被出洛之由衆徒相議所申也而忽思變已凶徒等切我房了 其事無隱於今者非力之所及自上任法可有沙汰云々聞此狀示事之次第於宗盛時忠等卿其後重沙

汰之趣不聞大略武士之卑陋不足言事歟凡昨日朝彼宮遂電之由聞進至福原了其使今日可歸京其後毎事可有沙汰云々以使者遣邦綱卿之許昨今依所労子今不參院爲謝其恐也其次示送云高倉登山可被引籠無動寺之由風聞仍被申彼山撿校七宮之處不可與力之由件寺住僧等進請文了仍七宮之邊不可有殊恐云々或者云散在于諸國國之源氏末胤等多以爲高倉宮之方人又近江國武勇之輩同以與之云々凡此間巷説縱横眞僞知難

○山槐記云關白師（隆季）前大納言（邦綱）別當（時忠）新宰相中將（通親）被候新院兩亞相大理於閑所高倉宮事儀定關白被候寢殿東西廂中右中辨兼光朝臣（氏院別當）奏關白仰遣消息於興福寺別當權僧正玄縁權別當權少都藏俊許其狀趣園城寺衆徒輩猥背勅命延暦寺衆徒又可同心之由風聞此事定牒送專寺歟不可同意云々此旨安房守定長所來語也予依有輕服事此間不出仕七夕召園城寺僧綱十人（前大僧正覺讃僧正房覺權僧覺前權僧正公顯法印實慶權大僧都行案權少僧都眞圓法眼寛忠）七人度入（覺讃實慶能白不度）云々本寺可仰衆徒之由被仰云々

十八日山槐記云今日園城寺僧綱等依新院仰向專寺可奉出高倉宮之由觸衆徒云々左右未聞

十九日或秘記云傳聞昨日所被遣園城寺之僧綱之中房覺僧正一人其夜歸洛（他僧綱等不出京云々）彼宮猶不可奉出之由大衆申切凶徒七十人許其中律上房尊上房此兩人爲張本云々此由今日奏院云々山門不可與方之由頻被制抑仍如只今不然云々々但惠光房慶一類猶可與由云々或説園城寺牒遣南都云々此條未聞一定又八條宮可被付傳摩使云々

廿日或秘記云雨下人傳云所留寺之僧綱示子細於衆徒云々各可奉出宮之由承諾仍昨日八條宮爲御迎被進人（有職二人並房官等被相副云々）就彼宮在所欲奉出之處宮作色云汝欲搦我更不可懸手云々爰着甲冑惡僧七八人出來退散彼有職已下殆及陵礫云々仍空以歸洛事躰不可叶僧綱等之制止云々又云在京武士等懼悚無極云々昨今物忌也

廿一日或秘記云朝間天晴午後雨下今日可攻園城寺之由被仰武士等明後日可發向云々前大將宗盛卿已下十一人所謂大將頼盛敎盛經盛知盛等卿維盛資盛清經等朝臣重衡朝臣頼政入道等云々人

語云大衆一同不可奉出之由議定申了宮曰衆徒縱雖於我於此地可終更不可入人手云々此意氣無衰損太以甲云々見者莫不感歎云々此間親昵彼宮之輩及雖一度參入之人知音等併被尋搜人多可損亡云々但於余者涓塵無此恐者也佛天可有知見歟園城寺佛法滅盡時至矣可悲々々但又所詮可依人之運報歟不若免非道之横災不顧恥辱病死末代之人以之可爲望歟

廿二日或秘記云雨下時天晴去夜半頼政入道引卒子息等（正綱宗頼不相伴）參籠三井寺已天下大事歟余驚此事相扶病參院今夕行幸于當時之院御所既渡御其東御所云々攝政被參即被參內了其後上皇出御被仰天下事等又謁女房若州類恩無極歟小時余退出之間邦綱卿於門下令見消息一通予披之處山大衆三百餘人與力了之由山僧之消息也驚思無極即余退出入夜半自南都人來云奈良大衆蜂起已欲上洛云々凡不能左右又前將軍以下京中武士等偏以恐怖運家中雜物令逃女人等大畧可逃降之支度歟太不吉之想也疑彼一門其運滅盡之期歟但王化不空深可憑歟抑今日行幸日次不宜尤以不審今日滅日也過今夜明曉宜歟如何○山槐記云今曉源三位入道（頼政）卒男伊豆守仲綱以下五十餘騎向三井寺參高倉宮云々間可蒙罪之由仍逃去云々行舜律師來云昨日朝園城寺僧綱等超如意嶺逃歸衆徒全不用勅定不可奉出宮云々又云戌尅自大內行幸八條坊門櫛笥二品亭云々略行幸之間東北方有火頼政入道（近衛南河原東）云々曉逃去不令爲見其跡自令消火云々

廿三日或秘記云天晴申尅源納言來談世上事官兵引卒洛中諸人可下向福原之由近日謳歌即可有行幸御幸不殘一人可被相具之由云々南都大衆來廿六日可入京之由風聞凡世間事非立向事歟不遇之者只仰天道憑神明信三寶疑謹愼許歟

廿四日或秘記云人傳云南都衆徒可寄責前將軍家云々仍彼家中大騷云々山槐記云今夜丑刻說頼政入道菩提壽院堂放火云々如河原家自令燒之歟

廿五日或秘記云昨日座主登山山僧可攻三井寺

之由爲相語云了過半有承諾之由風聞參女院御方禪門明日可上洛之由云々

廿六日或秘記云天晴入夜雨下卯一點人告云奈良大衆已上洛云々又云衆徒僻事也唯坐三井寺宮賴政入道相共去夜半許逃去向南都依得其告武士等追攻云々至于辰時其說縱橫未有一定已剋余着直衣參上皇宮（八條坊門大宮日來御所依爲內裏去廿二日所渡御此亭也）先是公卿五六人參候余直參御所上皇出御先內々以女房被尋仰云園城興福兩寺衆徒殆謀叛危國家仍末寺庄園併可停廢歟如何余申云於今者偏謀反之地也左右只在勅定但事已大事也一身難計奏可被問參入之卿又可被召遣左大臣歟者仰云尤可然又可遣召左府云々午刻檢非違使季貞爲前大將使參院時忠卿相逢申云賴政黨類併誅殺了切彼入道兼綱並衆徒十餘人首了於宮者慥雖不見其首同伐得了其次第寅刻許得逃者之告即檢非違使景高（飛彈守景家嫡男）同忠綱（上總守忠清一男）等已下士卒三百餘騎遂責之于時敵軍等於宇治平等院羞（着餐イ）喰之間也依引宇治川橋忠清以下十七騎先打入河水敢無深遂得渡暫合戰之間官軍不得進得其隙引而降去官軍猶逐之於綺河原打取賴政入道兼綱等了其間彼是死者太多蒙疵之輩不可勝計敵軍僅五十餘騎皆以不顧死敢無乞生之色甚以申也云々其中無逃兼綱之矢前之者宛如八幡太郎云々小時平等院修行良俊來使者申云殿上廊內自殺之者三人相殘其中其有無首之者一人疑者宮歟云々王化猶不墮地逆賊遂被禽殺了非啻王化之不空又是入道相國之運報也可恐々々

未刻左大臣參入暫而重衡維盛等朝臣（重衡乍着甲冑參上依仰也維盛改着衣冠）參候御前像語申戰場之子細件兩人先會合大將之家景高等寄向之後猶可分遣大將軍一兩之由議定欲奏事由之間此兩人無左右馳向之間於一坂之邊見敵軍之首等相共歸來云々此後數刻女房又來云兩寺事猶如何余申云於今如風聞得勝了兩寺末寺庄園不可及停廢所以何者依僧徒之凶惡沒官社寺之所領於理不可然只可被懲肅惡徒也今日入道相國可被上洛云々其後每事可有議定歟是內々所申也者良久明日可有定巳刻可參入之由被仰下又行隆仰

左大臣已下人々皆悉退出余同退出參女院御方中子細歸宅○山槐記云去夜半高倉宮出園城寺令向南都給日來延曆寺衆徒有同心之疑而昨朝座主僧正明雲登山制止此事一向承伏聞此旨忽被向南都云々又日來有同心之聞之間其告飛驒守景家上總守忠清等發向宇治之間宮先渡橋給彼方甲兵引橋景家責寄於橋上合戰之間忠景又追來件類十餘騎候時打入馬於河中橋上方有步渡瀨或又雖除淵以馬筏郎等二百餘騎渡河於平等院前合戰景家得賴政入道頸忠清得兼綱大夫尉頸平等院廊自害者有三人其中一人着淨衣無頸有疑賴政男伊豆守仲綱死生不詳又宮逃入南都給云々藏人頭重衡朝臣左少將維盛朝臣追向宇治各不構城郭之前直可進責者忠清等云臨晚着南都之條可有思慮若人々不知軍陣之子細所被示也不可然者仍相具首卅余廻各在前右大將宗盛亭八條北高倉東予着直衣馳渡新院八條坊門南大宮西主上ル西町公卿五六輩殿上人十餘人參入予參入之後多以參入七條邊武士有五十餘騎門外無武士合戰間事一定未聞其說區分午剋維盛

朝臣衣冠依重服着橡袍自東門方重衡朝臣着冑自西門方參入維盛朝臣所語子細大概如右已刻比叡山衆徒參御方在祇園隨仰可發向之由申云々暫可候之由被仰下下略又云今夕入道大相國自福原入洛云々

後聞被切頸輩

檢非違使左尉平景高飛彈守景宗女切七人

賴政法師　源仲宗八條藏人帶刀先生義方子　源嗣宗佐知源左

內藤太守助內藤上几守貞男　小藤太重助同男

安房太郎下總國住人　宗藤次兼以予子

檢非違使藤原忠綱切四人

後聞此頸非淸々不交戰場宮云々

兼綱大夫尉賴政甥　源義淸足利判官代義康子

唱法師長七入道　源制チハル字源八競養子實馬允貞政男

美乃國住人

左兵衞尉源重淸切五人

源加クハウ字坊門源次　不知名四人此內法師一人

同廿七日或秘記云此日於院殿上被定兩寺凶徒罪科之趣余參直衣着上皇宮今日於官廳被行百座仁王會云々而余不知此事着直衣先是左大臣已下皆衣着束帶仍余密々參御所中略余問仰詞於左大

臣云々
示云源以光巧謀叛逃籠園城寺彼寺凶徒同意之召之間避其所赴南都興福寺惡徒又以與力未遂前途之於路次雖誅殺頼政入道以下軍兵等彼以光漏其內歟世之所疑若移住南都歟但此條不分明者彼兩寺衆徒謀反事何樣可被斗行哉即大臣見遣座下仰可被定申之由左宰相中將通親朝臣發語自下藹定申如恒取條之詞或爲先園城寺或爲先興福寺案事理須依寺之次第也仍余爲先興福左大臣同之各定申趣不書之如此之定式職事注折紙今日不然 通親發語申云
園城寺事如風聞者衆徒退散云々付師主緣者等尋召張本可有沙汰者興福寺事與謀反之賊同意其罪不輕何況其人移住哉早遣官軍可被攻彼寺其上末寺庄園併可被停廢者
實宗卿申云
園城寺事同之歟體不聞及
興福寺事頂被遣官兵也但一宗磨滅之條可有思慮仍先可被召張本惜申之時可被遣官軍歟

頼定 實守 實家 朝方 雅頼 忠親
宗家 實房 已上八人同
隆季卿申云
園城寺事尤召張本可有沙汰就中日來被召置之輩候云々被尋次第無其隱歟早付彼輩尋與力張本之輩可有沙汰歟
興福寺事日來再三經沙汰了而凌礫長者使氏既有官別當已下及耻辱謀反非一罪科惟重加之於今者一切不拘於制止任法可有沙汰之由別當權別當其所申也其上不可及異儀歟然者若可被追討者雖片時可被忩遣也彼寺兵强之地也徒經日數定其勢萬倍者歟所謂從賢而遲不加愚而速以之思之必可被忩追討也此上事可在勅定
余申云
園城寺事同師大納言定事
興福寺事與力於逆賊欲奉危國家凌礫長者之使不通往反之路謀反之至罪涉絞斬可被遣追討使之條尤可然但以宣旨若院宣一且可被尋子細歟所以何者若被遣官兵者社

寺悉可爲灰燼一宗之磨滅更不可疑縱雖不
進宣旨請文追歸其使經次第之沙汰被遣
官軍爲後鑒可宜歟爲之佛法亡滅之條有
御思慮之由也何況源以光移住彼寺之條未分
明云々只依同意之過怠不顧滿寺之破亡
遣追討使可被攻敗者更非此限若依賊徒
之在否可有追討之有無者聞食彼之左右可
被進退歟是理之所致也縱塞路次難禁往
反彼人憖於逃籠者爭不達其趣哉謀反者凶
惡徒黨之所令然也滿寺僧綱以下併不可與事
歟今明之間自有所風聞歟今日遣使者明日
午上可歸洛其後被遣官兵敢不可及懈
怠仍先被遣使隨其趣可及追討之沙汰者
歟此上宜在
聖斷者
左大臣同余申狀但此上誰有被申旨等意趣不
過之仍重不能記錄
爰隆季卿重申云各議定之上委披露沙汰之趣重可
被評定之由內々御氣色所候也凡此事條々委細
有其沙汰而都不可叶之由其儀藏俊等申切了

仍何故可被遣使哉此條一切不可候事也縱遣
御使通何路可達誰人哉勿論云々先忠親聞
此語而問行隆云昨日事以後猶塞其路又追歸
御使歟如何行隆申云不然此事等皆昨日以前事
也云々隆季重云此條無取據事也不可依昨日
之前後謀叛之由申切了於今者不可有異儀更
不能被遣使者云々先可被遣宣旨院宣歟
之由余所申出也而隆季不甘心殆欲不達
天聽辭甚非常偏守形勢不知王法破滅强稱
此子細極以奇恠仍余作色云昨日事以後衆徒之心
爭不變哉彼宮移住之由縱雖無其疑一旦可被
仰聞子細也何況其條已不分明不尋彼之在
否暗被追捕之條非思慮之所及只爲被磨滅
法宗一宗歟是又何益哉者左相同稱此趣隆季有
不悅之色即行隆參御所奏議定之趣（奏聞之後示入道相國歟）
歸來云各暫可被候彼宮被誅伐之由只今自南
都所申長者也猶有不審事等被相尋之間也
云々爰左相府目余咲云塞往還之路不通音信
之由承之處今言上此趣如何就之案之彌不知
逃隱之實否被發軍兵之條可謂庶大亂者歟

隆季不レ言行隆歸參了數刻之後來仰二左大臣一云園城寺事付下被レ召二置之一惡徒上且尋二搜張本一可レ有二其沙汰一興福寺事任二兩丞相定申狀一先遣レ使者且仰二謀叛之子細一尋二以光之在否一隨レ狀可レ被レ遣二官軍一者即左大臣已下退出了余參二御所一見參之後退出又云今日定隆季通親等申狀可レ謂レ不レ知レ恥可二彈指一〱只察二權門之素意一不レ知二朝家之巨害一雖レ然已不レ被レ用二其申狀一可レ嘲　今日參入公卿左大臣

余大納言　隆季　實房　宗家　中納言 忠親雅賴前官然而被レ免二本座宣旨一了

朝方　實家　參議　實守　賴定　實宗　通親

今日仁王會未レ竟有下伐二得被宮一之聞上法驗不レ空彼天慶將門夕講未レ終之間得二斬首之告一經王之功力古今所レ同以可レ貴云々

○山槐記云 略行隆云只今自南京已講 失名 申送攝政云賴正子二人 失名 舍人男一人落來件舍人申云宮着藍摺水干小袴生小袖給於加幡河原被打取給了者被相尋件事之處無見知宮之人件元服人在不取之小車中之由所承也 餘者同或秘記

廿七日山槐記云今夜々半園城寺方燒亡及曉天云々或又大津云

廿八日山槐記云亥剋園城寺方有火

卅日山槐記云今夕被行追討並御祈賞中御門大納言宗家　藤宰相定能　參陣行之頭辨經房朝臣宣下云々

從三位平清宗　前右大將追討　源以光　並賴政　法師賞

從五位下藤景高　同忠綱　追捕源以光賞

刑部丞藤爲家忠清讓　左衞門尉藤原光安景高讓

右衞門尉藤景安忠清讓　左兵衞尉藤忠定

左兵衞尉藤友綱景爲讓　左兵衞尉藤則綱景高讓

權少僧都良雅轉法輪法賞　實海五壇法賞勝賢讓

實全御祈賞

權律師勝遍同賞御祈兼高讓

東大寺修造之事同法中壇賴喜讓　全賀追申請

覺成同　實全申以天台本房妙法房宰迄

中宮御祈可詔　阿闍梨二口

六月十九日或秘記云邦綱卿告送云昨日左大臣以下參二近邊一之公卿等參二會院御所一被レ尋二問園城寺僧徒一可レ被レ行二罪科一之趣各任二定申旨一被二宣下一云々僧綱廿七人解二却見任一沒二官所領一云々隆職示送云雖レ有二此沙汰一未レ被レ下二宣旨一

廿二日或秘記云隆職注送云三井寺僧徒罪科之趣被

レ下ニ宣旨一了其狀如レ此
園城寺惡僧等違ニ背朝家一忽企ニ謀反一仍門徒僧綱
已下皆悉停ニ止公請一解ニ却見任並綱位一又末寺庄
園及彼寺僧私領仰ニ諸國宰吏一早々收公但於ニ有
レ限寺用一者爲ニ國司沙汰一直付ニ直家一所司經ニ其間
用途一莫レ令ニ退轉一
治承四年六月廿日
又無品圓惠法親王宜レ令レ停ニ止所帶天王寺檢校
職一云々

信連合戰の事

事實詳于上 山槐記或秘記五月十五日之記
補按此以下至卷末云々悉錄于此定俊考證ニ引ト
コロノ秘記山槐記ノ事實本書ヲ證スベキ者ハ逐
段ノ下ニ重テ引用ス
○女はうしやうぞくに出立せ給ひて云々
補山槐記官乘張藍摺之輿之將幣如物詣人又云着
淨衣御騎馬
○小えたと聞えし御ふえ
補拾芥抄樂器笛部云小枝蟬折

○もえきにほひ
補萠黃匂ハ白キ絲ニモエギノカスリ色アルナリ
○衞府の太刀　野太刀也
○三條をもてのそうもん
補山槐記皆閉門無答人仍光長令踏開高倉面北門
云々
○別當せん
補別當宣ノ式朝野群載ニ詳ナリ
○長兵衞せうはせへの信つらか候ぞ云々
補山槐記左兵衞尉信連射之被疵者有兩三人云々
又東鏡長兵衞尉信連取太力相戰光長郎等五六輩
爲之被疵云々
○せつとうかとう
補賊盜律ヲ按ルニ威力ヲ以テ劫奪スルヲ强盜ト
シ私密ニ掠取スルヲ竊盜トス
○先年所に有し時
補所トハ院ノ武者所ヲ云カ
○大はん衆
補古ハ諸國ヨリ軍團ノ兵士ヲ簡テ京師ニ上ル兵
部試ミテ諸衞ニ分配ス中世以來軍團ノ政スタレ

テ後チ諸國ノ土豪僕從多キ者ヲ召シテ瀧口武者所ニ候セシム此ヲ大番衆ト云大衆ト八年ヲ數ヘテ交替スル者ナリ故ニ時ヲ分チ日ヲ分チ番直スルヲ小番ト云

○源氏の世になりて云々

補東鑑文治二年四月條下云右兵衛長谷部信連者三條宮侍也云々感ニ先日武功ニ態爲ニ御家人ニ召仕之由被レ仰ニ遣土肥二郎實平之許ニ信連自ニ國司ニ給ニ安藝國檢非違所幷庄公ニ畢不ニ見放ニ之由

高くらの宮をんさやうしへ入御の事

○清見原の天皇大友の皇子にをそはれさせ給ひてよし野山へいらせ　ひけるにこそ乙女のすかたをはからせ給ひける

補日本紀ヲ按ルニ天武天皇東宮タリシ時天智天皇崩スルニ臨テ鬢髮ヲ剃除シ吉野ニ入トアリ水鏡等コレニ同シ若クハ日本武尊ノ故事ヲ誤レル者カ

○三井寺へ入せおはします　見于上

補或秘記云傳聞高倉宮去夜檢非違使向其家以前竊逃去向三井寺云々

きをほか事

此一段舊記全無所見未知其實否但賴政奔于園城寺爲實而爲十六日之事者非也

○抑此源三位入道賴政ハ云々

補東鑑云入道源三位賴政卿可レ討ニ滅平相國禪門ニ清盛由日者有ニ用意ニ事然而以ニ私計略ニ太依レ難レ遂ニ宿意ニ相ニ具子息伊豆守仲綱等ニ潛ニ參于一院第二宮之三條高倉御所ニ云々

○なをは木のしたとそ云れける

補盛衰記ヲ按ニ小松内府ノ仲綱ニ贈ラレシ馬ヲ木下丸ト云說モアリト云々時長等當時ノ虛談ヲ傳聞ヒ任セテ書タルナルベシ

○中宮の御かたへ參らせ給ふに

補本書ノ前ニ引ハ所ノ山槐記ヲ考ルニ中宮弘徽殿ヲ御在所トストスト見ヘタリ

○衞府の藏人

補系圖ヲ考ニ仲綱藏人ノ時衞府ヲ兼ヌルコトナ

シ

○傾城

補前漢書外戚傳李延年歌曰一顧傾人城

○きのふの御ふるまひ還城樂にこそ似て候ひしかとそ申されける

按還城樂唐玄宗誅韋后而還宮作此曲樂書泯亡雖不可考竊惟其舞必象振旅今伶宮執蛇舞者不似制曲之起原可疑而此書所言亦如是則五百年來既然乎

補還城樂或ハ懸蛇樂ニ作ル能ク舞人ノ容ニ相應セリ疑クハ散樂雜伎ノ長蛇ヲ弄スルノ類カ

○同じき十六日の夜に入て源三位入道頼政嫡子伊豆守仲綱次男源太夫の判官兼綱六條藏人仲家其子藏人太郎仲光已下ひたかふと三百餘騎たちに火かけ燒上て三井寺へこそ參られけれ

詳見于上廿二日或秘記山槐記

補賴政ガ三井寺ニ奔ルコト物語十六日ニ作ル盛衰記廿日ニ作ル東鑑十九日ニ作ル或秘記山槐記廿二日トス百錬抄コレニ同ジ廿二日ヲ以テ是トスペシ

○混甲三百餘き

補山槐記五十餘騎ニ作ル

○きをほの瀧口

補嵯峨源氏瀧口昇子

○狂紋の狩衣　諸裝束抄未見此名可問傳聞之士

補キクトヂシタルト云トキハ狩衣ニテハアルマジ直垂ナルベシ

○いか物つくりの太刀

補俗ニ少年任俠ノ者ヲ呼デイカツ者ト云怒者ナルベシ任俠者ノ佩フベキ太刀ノ製造ナリト云コトナランカ

○大中くろの矢　鷲羽の中くろや

○瀧口のこつほう

補禁秘御抄瀧口條下云藏人一人於左近射場試能射例也云々

○たかの羽てはいたりけるまとや　瀧口負所の矢鏃皆いたつきを用ゆ今上指にいたつきを用るは瀧口の故實ならん

山門へ牒狀の事

延曆興福之兩寺與黨園城寺之說往々見諸記

○かいかねならひて
補鐘ヲ打チ法螺ヲ吹テ大衆ヲ喚集ムルナリ
○夏臈得度乃戒場
補類聚三代格ニ五階三階ノ僧品アリ考ベシ
○院せんとかうして出し奉るべき由云
補山槐記十八日下云園城寺僧綱等依新院仰向專寺可奉出高倉宮之由觸衆徒事々十九日或秘記云昨日所被遣園城寺之僧綱之中房覺僧正一人去夜歸洛彼宮猶不可奉出之由大衆申切了
○もんせき二に相分云々
補門跡トハ門徒一跡ト云義ナリ延暦寺ニ大塔梨本ノ兩門跡アリ南都ニ一乘院大乘院ノ兩門跡アリ各門ノ僧徒所主ヲ分テ相混ゼズ今ノ世門跡ト云僧官ノ如シ然レドモ僧官ニハアラズ一門跡ヲ統領セラルヽ僧ニシテ一宗一方ノ棟梁ナリ
○はやく年成のいこんを忘れ云々
補天元以來延暦園城ノ二寺相諍コト久シ元亨釋書等ニ詳ナリ

南都牒狀の事

○當山の末寺てありなから
補圓珍は延暦寺座主義眞ノ門人ナリ三井寺ヲ賜テ傳法灌頂ノ道場トス
○入道相國天台座主明雲大僧正に衆徒を靜らるべきよし宣ひけれはさすいそき登山して大衆をしつめ給
見于上廿五日或秘記廿六日山槐記而言淸盛使明雲制山徒者非乎必出於廷議者也
○北國のをりそのへきぬ
補令ヲ按ニ美濃絁六尺五寸八丁成疋長五丈二尺ト他國ノ絹絁ニ方レハ一尺ヲ餘ス又今世ノ加賀幅廣絹ナド云フ類ナルベシ
○往來のために
補往來トハ音信訪訊ノ義ナリ物語ノ文意未絹ヲ以テ書信ノタメニ寄與フト云コトナルベシ然レドモ此事妄談ナリ淸盛コノ時福原ニ在テイマタ京師ニ至ラス
又南都への狀に云
○唐會昌天子以軍兵滅佛法時淸涼山衆致合戰防之
唐武宗會昌五年秋七月詔毀天下佛寺僧尼竝歸俗○

補通鑑綱目不載清涼山防戰事
補通鑑綱目唐武宗會昌五年條下云毀ニ天下佛寺ヲ僧尼並勒歸レ俗五臺僧多亡奔ニ幽州ニ盧龍節度使張仲武封ニ二刀ヲ付ニ居庸關ニ曰有ニ遊僧入レ境則斬レ之

○被配流無罪長者　指基房公

なんとへんてうの事

○受領のむちをとる

補執鞭ハ家僕ニ列スルヲ云論語曰雖執鞭之士吾亦爲之

○馬臺之讖文　野馬臺詩

○ちくふをさく

補文献通考云漢文帝二年初與ニ郡守ニ爲ニ銅虎符竹使符ニ云々本朝文粹平兼盛奏状舊吏頻受ニ竹符ニ之任云々諸國司ノ任ヲ受ルヲ云ナリ○百練抄云廿五日攝政（基通）遣ニ有官別當忠成於南都ニ是爲レ制ニ衆徒謀叛ニ也而大衆剝ニ取衣裳ヲ追出院雜色二人切ニ本鳥ヲ此ノ事ヲ物語ニハ南都炎上ノ下ニ載タリ

大衆そろへの事

○いわ坂さくら本

補巖坂ハイマタ考ヘズ櫻本ハ吉田山ノ東ノ麓ナリ

○松坂より云々

補松坂ハ今ノ粟田口日岡街道ナリ

○さゝほうし

補揷放ウシナルベシ

○其勢わつかに十七き云々

補天武天皇ノ本紀ヲ按ニ從者二十餘人女孺十有餘人也即日到菟田吾城云々

○孟昭君

補故事史記本傳ニ詳ナリ

○山内のすとう刑部としみつ

補藤原魚名ノ裔刑部烝義通子

はしかつせんの事

事實詳于上

○平部院に入れ奉り

補或秘記云于時軍等於宇治平等院差殯之間也云々按ルニ軍綸ニ就ノ時ナリ以光ノ夜ヲ使シテ三井寺ニ奔ル八十五日ナリ已ニ十餘日ヲ隔ツ物語ノ文甚タ謂レナシ○宇治橋ハ今ノ橋ヨリ西ニ有ルベシ今ノ河道ハ伏見城ヲ築ク時改メ作レリ

○大將軍には左兵衛の督ともり云々

補秘記等ノ文ニ依ルニ以光南都ニ逃ルノ事狀ヲ得テ檢非違使景高等先ツ兵ヲ率テ宇治ニ至リ以光賴政等ガ首級ヲ得テ凱施ス途ニシテ重衡維盛ノ二將繼デ至ルニ遇テ相共ニ皈テ捷ヲ奏スト見ヘタリ

○都合其勢二萬八千よき

補秘記三百餘騎トス又敵軍ヲモ物語ニハ一千五百餘人ニ作ル秘記五十餘騎トス實錄ナリ

○按ルニ若干騎ト云中ニモ歩兵アルヘシ若干人ト云中ニモ騎兵アルベシ軍防令云使弓馬者爲騎兵隊餘爲歩兵隊云々歩騎總テ三百餘員ト云コトナルヘシ其ノ中チ將校ハ騎乘ナリ卒伍ハ歩兵ナリ古ヘ近衛八百人ニシテ騎乘ノ官二十六員ナリ騎兵ノ多カラザル此ノ如シ

○射ける矢ぞたてもたまらす云々

補秘記ヲ按ルニ兼綱カ射ヲ能クスルコト八幡太郎ノ如シト物語ニハ園城僧都渡邊黨ノ能射ヲ擧テ兼綱ニ及ハス

○長絹のよろひ直垂

補海人藻屑ヲ考ニ凡絹有四種謂長絹平絹細絹麁絹云々又後世長絹ト云テ兒童ノ服アリ實ハ水干ニシテ白絹ヲ用フ故黃門云長絹ノ名目舊記ニ所見ナシ直チニ水干ナリト云々按ニ長絹ノ水干ナルベシ今賴政ガ着セルモ老年法躰ナルヲ以テ白絹ノ直垂ニソ戎服セルナルヘシ

○しながはをとしの鎧

補軍器圖ニ四名革ニ作ル又品革ニ作ル

○かちのひたゝれ

補褐ナリ字書云黃黑色

○五まいかふと

補軍器圖ニ三枚甲五枚甲ノ製アリ

○ゑひら

補壺胡籙ニシテヤヽ大ナリ古法平胡籙ニハ廿一筋壺胡籙ニハ七筋ナリ軍器圖ニハ十二ノ矢十六

ノ矢廿五ノ矢ト云々然レハ廿四ノ矢ニ上差ヲ加テ廿五トスル者カ

○貫脫て

補今賤者ノ用ルツナヌキト云モノナルヘシ其ノ狀千靴ニシテ底ニ鐵釘ヲ貫綴セルモノナリ

○一條二條のくち

補延喜左京京式曰北極大路十丈宮城南大路廣十七丈云々

○くもてかくなは十文字云々

補蜘蛛手角繩十文字ハ刀劒ヲ舞スノ形ナリ蜻蜓返水車ハ身躰ノ輕捷ヲ云劒舞ノ事武備志ニ圖ヲ載タリ

○橋の上のたゝかひ手痛候云々

補秘記ニハ橋上ノ戰見ヘズ山槐記云被方甲兵引橋景家責寄於橋上合戰之間云々

○足利又太郎忠つな

補藤原秀鄕裔足利太郎俊綱子云々忠綱ガ宇治川ノ先鋒タルコト秘記山槐記ニ出ズ東鑑養和元年ノ下云足利又太郎忠綱加平氏渡宇治川敗入道三品頼政卿之軍所奉射宮也云々

○ちゝふあしかゝ中違て云々

補東鑑云小山與足利雖有一流之好依爲一國之兩虎爭權威云々按ニ小山田ハ平氏ニテ秩父ノ一族ナリ小山ハ藤原氏ナリ然ルヲ物語ニ誤テ秩父ト云モノカ又下文ニ云所ノ大胡大室ミナ足利ノ一族ナリ

宮の御さいごの事

事實見于上

○さりうの矢

補古射法ノ書ヲ考ニ切符ニ作ル中黑ト同シク賞翫ノ儀ナリト云々

○れんせんあしけ

補字彙ニ驛所謂連錢驄又驄ハ馬青白色今俗ニ蘆毛ト云

○宇治のあしろ

補延喜內膳式云山城國近江國氷魚網代各一處其氷魚自九月迄十二月三十日貢之云々按ニ弘安中僧叡尊奏シテ宇治ノ網代ヲ停廢ス今ソノ形狀ヲ知ラス梁堰ノ類ナルヘシ又氷魚ハ麪條ノ類ヒ小

魚ナリ今宇治川ニ此ノ如キ魚モ絶テナシト云藻鹽草云あしろすに打あけらるゝあさひをこまかにくたく氷とそみる

○埋木の花さく事も云々

補頼政ハ昇殿ヲ免サレ雲上ノ交ヲナス埋木ト云ニハアラズ又三品ヲ賜テ月卿ニ列ス英華開カズト云ヘカラス上ノ句ノ詞甚タ謂レナシ下ノ句ニハ死シテ所ヲ得サル哀ムベシトス此ノ詞實ニ適當セリ頼政ガ自裁セシ舊蹤ナリトシテ今ニ平等院ノ佛堂下ニ小叢アリ俗ニ扇ノ芝ト云然レドモ秘記山槐記トモニ殿上廊自殺ノ者アルコトヲ記セリ或ハ後來謬傳ナルモノカ

○光明山の鳥井のまへにて云々

補光明山ト云寺ノ鎮守ノ華表ナリ宇治ヨリ南都ニ行ノ路次ナリ山槐記云宮於加幡河原被打取給了云々光明山華表ノ地スナハチ加幡村ノ並近ナリ

○しとみの本より云々

補蔀ハ上ヲ格子ト云ヒ下ヲ蔀本ト云

わか宮御出家の事

事實見于上　十六日記

○五百人かくひ切て云々

補文ノ誇張ナリ山槐記ニ載ル所十六級ナリ又太刀長刀ノサキニ貫クトハ嘉保元年中右記云陸奥守源義綱朝臣隨身降人幷頭入洛云々先頭二散位平師妙同男師季高刺長戟末付赤小幡注其姓名云々古ヨリ此ノ如シ

○御子乃宮たち

補八條ノ女院ニ就テ以光ノ諸子ヲ搜索スルコト十六日ノ秘記ニ見タリ

○八條の女院

補鳥羽院ノ皇女准三后ナリ

○むかし通乘と云し相人

補古事談ニ洞昭ニ作ル帥ノ内大臣ヲ相セシハ廉平ト云相人ナリ洞昭ニアラズ

○けん明親王具平親王

補兼明ハ醍醐天皇ノ皇子具平親王ハ村上天皇ノ皇子

○すけ仁親王

補無品輔仁親王後三條院第三皇子有仁公卿補任云元永二年八月十四日賜姓源氏列人臣同日叙從三位任右近衞權中將

○大なごんさだむの卿

補源定ハ嵯峨天皇第六皇子公卿補任云天長九年正月七日叙從三位元無位云々系圖云號四條大納言或號楊梅

○てうふくの法承て云々

補十五日ノ山槐記云自今夜新院被始行五壇法云々又卅日ノ記云今夕被行追討並御祈賞云々

○三位の侍從

補公卿補任云從三位平淸宗五月卅日叙侍從如元文卿追討源以光並賴政卿法師等賞山槐記ノ文コレニ同シ

○まさしい太上法皇の王子を射奉るたに有にあまつさへ凡人になし奉るそあさましき源茂仁とは此高倉の宮の御事なり

按源以光叛逆邪謀實人々可得殺之賊也豈假以王子皇孫而論之乎況勅賜姓貶名何得不爲匹夫哉

ぬえの事

按此段言賴政以和歌而聽昇殿者無所考其叙從三位亦依淸盛之薦非由和歌而進矣仁平之妖鳥應保之鵺皆虛談也

○しゆつくかいの和歌云々

補賴政家集雜部云大內守護なから殿上ゆるされぬ事を思はぬにしもなかりける比行幸なりて侍けるに大宿直なるに家にかくれゐて侍るに月のあかゝりけれは丹後の內侍のもとへつかはしける

○猶三位を心にかけつゝ

補此歌家集ニ見ヘズ家集雜部云從下なる事を歎き侍る比よめる

思ひきや雲の梯をりしよりしもか下にてあらん物とは

○仁平のころほひ云々

補按ルニ怪鳥ノ故事物語ニハ仁平ノ間ノコトナリトス盛衰記ニハ平治二年ノ事トス又異說ヲ擧テ仁安元年ノ事トス虛談ナルコト决セリ

○其ときの将軍よし家朝臣

補古事談云白川院御寢之後物にをそはれ御座ける比可然武具を御枕上に可置と有沙汰て義家朝臣に被召遣けれはまゆみの黒塗なるを一張進たりけるを被立御枕上之後をそはれさせ御座さりけれは御感ありてこの弓は十二年の合戰之時や持たりしを有御尋之處不覺悟候由申けれは上皇頻有御感けり

○鳴絃する事

補射藝ノ傳並ニ眞言宗ニ鳴絃ノ法ト云事アリ

○其時はいまた兵庫頭云々

補補任ヲ按ニ頼政兵庫頭ニ任スルハ久壽二年ナリ仁平中ニアラス

○ほろの風切

補ほろの風切諸鳥ニアリ鷲羽ヲ第一トス

○ふたへのかりきぬ

補二重織物ノ狩衣ヲ云カ是時頼政ガ着用スベキニアラズ

○山鳥の尾をもつて

補射法書云鋒矢ノ羽ハ四ツダテ也羽ハタカノ羽也小羽ハ山鳥ノ引尾ヲ付ル也ト云々

○其時はいまた左少辨にて

補雅頼ハ保元元年左少辨ニ任ズ仁平ノ比辨官ニアラズ

○矢叫をこそしてんけれ

補射法書云鋒矢ノ矢音ハヒヤウヅバト云又云大的ノ矢音ノ事ハタト云矢拍子ノ事生物ニ射アテヽサケブヲ云

○ぬえといふけてう

補鵺字書云怪鳥按ニ射法書ニ禁中ニ目ノ三ツアリシ墓艮ノ方ノ地ノ底ニ居テ君ヲ惱シ奉ル又云禁中ノ艮ノ方ニ白犬伏シテアリシヲ見テ禁中モ震動シケレハト云々古ヨリ此ノ如キ怪異ノ虚談多アリト見エタリ

三井てらゑんしやうの事

或秘記山槐記五月廿六日七月十九日同廿二日或秘記及五月廿七日同廿八日山槐記並見于上可考

○日比は山門の大衆云々

補山槐記廿六日下云比叡山衆徒參御方祇園隨仰可發向之由云々

○しかるを南都三井寺同心して云々
補考證ニ引ク所ノ廿七日ノ秘記ニ詳ナリ
○同五月廿七日云々
補山槐記ニ只園城寺ノ方ニ火アルコトヲ記セリ追討ノ事蹟詳ナラス東鑑廿七日條下云官兵等燒拂宇治御室戸是三井寺衆徒依搆城郭也云々
○けうたいくはしよう
補今昔物語云智證大師比叡山ノ僧トシテ千光院ト云フ所ニナム住給ヒケル 中略 我カ門徒ノ佛法ヲ可傳置キ所カ有ルト所々ニ求メ行キ給フニ近江ノ國志賀ノ郡ニ昔シ大津ノ皇子ノ起タリケル寺アリ金堂ハ瓦ヲ以テ葺ケリ二階ニシテ裳層ヲ造タリ其內丈六ノ彌勒在マス寺ノ邊ニ僧房有寺ノ下ニ石筒ヲ立テタル一ノ井有一人ノ僧出來テ此寺ノ住僧也ト名乘テ大師ニ告テ云是ノ井ハ一ツ也ト云ヘトモ名ハ三井ト云大師其故ヲ問フ僧答テ云ク是ハ三代ノ天皇生レ給ヘル產湯水ヲ此井ニ汲タレハ三井トハ申也大師カク聞テ彼ノ有ツル僧房ニ行テ見レハ人氣モナシ但シ荒タル一ノ房アリ年極テ老タル僧一人居タリ僧ノ躰ヲ見ニ貴ク見ル定テ樣有ムト思テ老僧ヲ呼出テ語ヒ給フ老僧大師ニ語テ云ク我此ノ所ニ住シテ既ニ百六十年ヲ經タリ彌勒ノ出世ニ至マテ可持寺也ニ此寺可持人無カリツルニ今日幸ニ大師來然ルリ給ヘリ然レハ此寺ヲ永ク大師ニ讓リ奉云々隣ナル房ニ行テ此ノ事ヲ問ニ僧有テ云ク此ノ老僧ヲハ敎代和尙トナム申ス人ノ夢ニハ彌勒ニテナム見ヘ給フナルト云々
○くはんちやうたう
補元亨釋書圓珍傳云仁和十年以ニ近州三井園城寺一爲ニ傳法灌頂道場一賜レ珍安ニ置唐地傳來佛像經籍一云々
○しよてん五めう
補出家功德經云生自在天上受種々五欲妙樂云々
○龍神三ねつ
補三界義等ニ詳ナリ
○としたてん
補名義集云覩史多此云知足
○井花水
補本草綱目水ノ部ニ詳ナリ

平家物語考證卷之四終

平家物語考證卷之五

目録

平家物語考證卷之五

松堂閑人四醉生編
洛陽後學源道格集
羽林中郎將藤原定俊補

都うつりの事

○二日の卯の刻に行幸の御こしをよせたりければ云々

治承四年六月二日或秘記云天晴卯刻行幸於入道相國福原別業法皇上皇同以渡御城外之行宮往古雖有其例延暦以後都無此儀誠可謂希代之勝事歟敢無知由緒之人疑可被攻南都（大衆猶蜂起故無和平云々）之間可有不慮之恐歟又餘黨猶不休爲禦被怖畏歟云彼云是不可及洛中之恐事歟或説可有遷都云々縱雖可然忽臨幸如何事躰可謂物恠必有其徵歟又云留洛陽之輩中有可蒙刑之者云々凡異儀紛紜巷説縱横緇素貴賤以仰天爲事只天魔謀滅朝家可悲々々遷幸儀（以見物之傳説注之）

自八條通至草津武士數千騎二行並轡夾幸洛先入道相國駕屋形輿　次女車一兩　次女房輿二（二品及攝政之室家云々）

次行幸（鳳輦）供奉人々　公卿四人

左大將實定　別當時忠　宰相中將（實守　通親）

近衞司　左中將泰親朝臣　右中將隆房朝臣

職事頭前亮重衡朝臣　頭辨經房朝臣等也

隆房朝臣着狩裝束（褐衣布帶白狩袴（浮線綾云々）葉脛巾狩胡籙螺鈿野劔有尻鞘）　是城外之儀云々太以不被甘心如此事可依時宜事也後聞隨身狩衣小袴烏帽云々

次攝政（乘車前駈二人殿上人二人騎馬在車後）

次内侍所

藏人左少辨行隆　左少將有房朝臣等候之各騎馬云々

次御竈神

上卿右衞門督實家　辨右少辨兼忠各乘車但辨依仰自草津歸京云々

次御幸

公卿　帥大納言隆季　前大納言邦綱

殿上人左少將通資朝臣　同時實朝臣

右中辨兼光朝臣已上可レ從二行粧一
中務權大輔經家朝臣　右京權大夫信行朝臣
安藝守在經已上京出許云々或說在經可レ參二福原一云々
次出車二兩
次前大將宗盛卿駕二手輿一
今夜就二大物一　明曉御二福原一
內裏平中納言賴盛家
上皇禪門之別庄
法皇平宰相敎盛家
攝政安樂寺別當安能房云々
參入輩多以無二宿所一如レ座（立イ）二道路一云々
三日記云付二使（便イ）脚一送二書於院女房及邦綱卿之許一
四日記云今日以二使者一觸下白地可二參入一之由於邦綱上人々多參入云々　○六日記云遣二邦綱卿許一使者歸來云雖二白地一無二御宿所一者御參不レ可レ叶如二只今一一切無二其所一猶相尋且又伺（伴イ）二形勢一自レ是今一兩日之間以二飛脚一可レ令レ申云々又云去四日夜主上自二賴盛家一遷二御禪門別庄一本上皇御所也則居替給云々家主賴盛叙正二位了奉レ超二右大將殿一不レ可レ說々云々余全不レ爲レ苦物狂之世不レ足レ論二是非一勿論云々

そつのすけ殿

補大納言平時忠ノ妻太宰帥藤原顯時ノ女

○同じき四日の日賴盛家のしやうとて正二位し給ふ九條殿の御子右大將良通の卿加階こへられさせ給ふ

見于上

○又福原へ御幸なし奉り四面にはた板して口一つあきたる內に三間の板屋を作てをしこめ奉る

此事無レ所レ考或秘記曰以二平宰相敎盛家一爲二法皇之宮居一則此一節恐爲二虛談一乎

○かのとのとりの年云々

補神代卷ヲ按ルニ何レノ年ニ葺不合尊崩シテ神武天皇ノ寶祚ヲ繼玉フト云コト考フベカラズ神武天皇ノ本紀ヲ考ルニ十五ニシテ太子ニ立トアルトキハ是時葺不合尊ノ統御ト見ヘタリ此ノ後甲寅歲殆メテ東征ス是時神武天皇四十五歲ナリシカバ是ノ中間二十年ノ間ニ尊崩シテ天皇位ヲ繼ゲルナルベシ○古事紀云神倭伊波禮毗古命與其伊呂兄五瀨命二柱坐高千穗宮云々按ルニ高千穗ハ宮崎郡ニ屬セルモノカ

○五十九年といひし云々

補按ルニ神武天皇己卯ノ年五十歳ナリ

○神武天皇よりけいかう天皇まで十二代は大和の國都々に都を立て他國へは終にうつされず

補日本紀綏靖天皇元年都二葛城一是謂二高丘宮一安寧天皇二年遷二都於片鹽一是謂二浮孔宮一懿德天皇二年遷二都於輕地一是謂二曲峽宮一孝照天皇元年遷二都於掖上一是謂二池心宮一孝安天皇二年遷二都於室地一是謂二秋津島宮一孝靈天皇遷二都於黑田一是謂二廬戸宮一（實孝安天皇百二年）孝元天皇四年遷二都於輕地一是謂二境原宮一開化天皇元年遷二都於春日之地一是謂二率川宮一崇神天皇三年遷二都於磯城一是謂二瑞籬宮一垂仁天皇二年更都二於纒向一是謂二珠城宮一景行天皇四年更都二於纒向一是謂二日代宮一又五十八年幸二近江國一居二志賀一三歳是謂二高穴穗宮一

○せいむ天皇元年に云々

補古事記ヲ考ルニ近淡海ノ志賀高穴穗宮ニ坐トアレバ景行天皇ノ所都ヲ改メズシテ都スルナリ新ニ都ヲ立ルニハアラズ

○ちうあい天皇二年に云々

補日本紀仲哀天皇二年興二宮室于穴門一而居之是謂二穴門豐浦宮一穴門拾芥抄云弘仁九年改二長門國一

○ちくせんの國三かさの郡云々

補日本紀神功皇后攝政元年十二月生二譽田天皇於筑紫一故時人號二其產處一曰二宇瀰一也

○其後神こう皇后は云々

補磐余大和の名所ナリ藻塩草十市郡云々迦留同シク大和ノ名所ニシテ萬葉集ニ天飛ヤ迦留ノ社ノト云是ナリ高津攝津國ノ名所ニシテ和歌ニ詠セリ今カウヅト云是ナリ日本紀云神功皇后三年都二於磐余一是謂二若櫻宮一古事記云品陁和氣命坐二輕島之明宮一治二天下一也日本紀云仁德天皇元年都二難波一是謂二高津宮一又云履中天皇元年即二位於磐余稚櫻宮一反正天皇元年都二於河内丹比一是謂二柴籬宮一古事記云男淺津間若子宿禰命坐二遠飛鳥宮一治二天下一也飛鳥ノ飛鳥トハ枕詞ナリ日本紀安康天皇三年十一月雄略天皇命二有司一設二壇於泊瀬朝倉一即二天皇位一遂定レ宮云々二十一年遷都ノ事諸記ニ所見ナシ日本紀云繼躰天皇五

年遷ニ都山背筒城ニ十二年遷ニ都弟國ニ又云宣化天皇元年遷ニ都于檜隈廬ニ入野筒城ハ今ノ綴喜ナリ弟國ハ今ノ乙訓ナリ檜隈ハ大和ノ名所ナリひのくまの入野の宮のト古歌ニ詠セル是ナリ日本紀云孝德天皇大化元年十二月遷ニ都難波長柄豐崎ニ云々又云齊明天皇二年九月遂起ニ宮室ニ天皇乃遷號曰ニ後飛鳥岡本宮ニ云々又云天智天皇六年遷ニ都于近江ニ云々大津宮古歌ニ多ク詠セリ又云天武天皇元年九月自ニ嶋宮ニ移ニ岡本宮ニ是歲營ニ宮室於岡本宮南ニ即冬遷以居焉是謂ニ飛鳥淨御原宮ニ云々又云持統天皇六年四月鎭ニ祭藤原宮地ニ云々奉ニ幣于四所伊勢大倭住吉紀伊大神ニ告以ニ新宮ニ云々續日本紀元明天皇和銅元年詔畧曰方今平城之地四禽叶レ圖三山作鎭龜筮並從宜レ建ニ都々城ニ云

○しかるをくはんむ天皇の御宇云々

補續日本紀延曆三年相ニ山背國乙訓郡長岡村地ニ爲レ遷レ都也

○十年といひし正月に云々

補日本後紀延曆十二年正月甲午遣ニ大納言藤原小黑麻呂左大辨紀古佐美等相ニ山背國葛野郡宇太村之地ニ爲レ遷レ都也沙門賢璟亦奉レ勅相レ之云々

○此地の躰を見候に左靑龍

補靑龍　白虎ハ四方列宿ノ名ナリ和銅ノ詔ニ四禽叶圖ト是ナリ又或說ニ云平安城ハ左ノ方ニ流水アリ最ヲ靑龍ト名ツク（按ニ鴨川ヲ云ナルベシ）前ノ方ニ澤田アリ是ヲ朱雀ト名ツク（鳥羽田ノ類ナルベシ）右ノ方ニ大道アリ白虎ト名ツク（朱雀大路ヲ云カ北海ヨリ南海ニ達スルノ大道ナリ）後ノ方高山アリ玄武ト名ツク（比叡愛太子等ノ山ヲ云ナルベシ）又吳子云龍頭者大山之端必左靑龍右白虎前朱雀後玄武

○かもの大明神に云々

補日本後紀延曆十二年二月遣ニ參議治部卿壹志濃王等ニ告ニ遷都於賀茂大神ニ

○ゑん曆十三年十一月廿一日云々

補又云十三年十月丁卯此日遷都云々

○土にて八尺の人形をつくり云々

補大和本紀云延曆十三年二月都移ニ西京ニ皇法不レ絕限迄末代此京外不レ可レ移ニ勅制坐ニ而以レ土

造二八尺人形一永守二王城一云介二東山頂埋一給若有二王城事一時必可二動一搖云々是名二將軍塚一又田邑傳記云弘仁二年五月薨葬二於山城國宇治郡栗栖村一有レ勅調修甲冑兵杖劒鉾弓箭糒鹽介二合葬一向二城東一立二窓之一其後若可レ有二國家之非常天下之災難一者件卿塚內苑如二打鼓或雷電一云々

按ニ今ニ東山長樂寺ノ峰ニ將軍塚ト云傳フル地アリ又疑クハ田村將軍ノ塚ヲ稱スルカ一決シ難キ事ナリ世ニ將軍塚ノ鳴動ト稱スルハ地動ナルベシ又按ニ延喜神祇式ニ新宮ノ鎭祭ニ太刀弓矢ヲ用フル事アリ此ノ如キ事ヲモ附會セルカ

○此京をは平安城となづけて云々

補日本後紀延暦十三年詔曰子來之民謳歌之輩異口同辭號曰平安京

○嵯峨の皇帝の御時

補尙侍藥子ノ亂第二卷ニ出タリ

○五畿七道もたより有云々

補定俊按ニ畿內五州ノ地河內和泉ハ狹少ニシテ論ズルニ足ラズ昔シ難波ノ都アリトイヘドモ瀕海ノ地ニシテ怒潮暴濤ノ畏レアリ諸樂ノ都トイヘモ炎旱ノ時ハ井泉枯涸ノ憂アリ今ノ京都ハ右件ノ憂ナクシテ東ニ湖水アツテ東海北陸ノ漕運ヲ便リシ南ニ淀川アツテ西海山陽ノ漕運ヲ通ズ物語ニ稱スル所此ノ如シ

○今は辻々をほり切つて車などのたやすう行通ふ事もなく云々

按此段言舊都荒癈者實不然是時都臣大半猶在舊都矣

補古へ大路ヲ十丈トシ小路ヲ四丈トスル車ノ行キチガフ爲メナリ

新都の事

○しんとの事はじめ云々

補上卿以下百練抄ニ同ジ奉行ノ辨左中辨經房ト左少辨行隆ト兩人ナリ物語ニ行隆ヲ前官トス誤レリ

○一條よりしも五條までは其所有てそれよりしもはなかりけり

同年六月十五日或秘記云巳刻着二直衣一隨身二人同相從先參內謁二女房一（主上御寢云々）以二藏人兼時一招二頭辨經

房朝臣一昨日可レ被ニ尋問一之三ヶ條示ニ子細一畢
一左京條里不足事
右南行及ニ五條一東行及ニ洞院一西大路不足之條可ニ何樣一哉其地狹少者若可レ被レ縮ニ宮城一歟
申云須下依ニ地形之廣狹一被上レ定ニ條里之進退一不足之條暗難ニ計申一如レ被ニ注下一者減於ニ平安城一殆可レ謂ニ過半一歟隨而被レ縮ニ宮城一何難之有哉若可レ被レ縮者其町數尤可レ有ニ議定一歟南北五町東西四町如何
一右京平地不レ幾事
右宮城西有ニ小山一隔ニ件山一可レ被レ用ニ其地一隔レ山之條如何加之平地不レ幾山谷相交被レ用ニ右京一不レ可レ及ニ其難一歟
申云如レ被ニ仰下一者山谷相交高下不レ等云々專難レ用ニ京都之地一歟但非ニ大山一非ニ源谷一漸々成レ功者蓋同ニ平地一哉又常時於レ不レ可レ及ニ事之妨一者忽雖レ無ニ其沙汰一何事之有哉如レ此事隨ニ便宜一可レ被ニ相計一歟
一大嘗會事
右任ニ式文一今年可レ被レ行之處朝日以前宮城若雖ニ出來一者於ニ何處一可レ被レ行幸遷都大嘗會彼是共大營也同時被ニ遂行一者諸國煩多民力定疲歟何樣可レ被ニ進退一哉
以ニ前條一々姝如ニ斟酌一可下令ニ斗言上一給上者依ニ新院御氣色一言上如レ件以ニ此旨一可下令ニ申上一給上經房恐惶頓首謹言
申云謂ニ大祀一謂ニ遷都一共是國家重事也相並被レ行者國費多歟暫還ニ御舊都一被レ遂ニ大嘗會一之後一向有ニ遷都之沙汰一尤宜歟且是表ニ神事之不下輕欲ニ遷都之無上レ煩之故也但遷都事必可レ被ニ忩行一者又以勿論雖レ須ニ延ニ行大祀一禮式以來曾無ニ此例一仍新宮之造營併難レ終ニ其功一者撰(擇イ)可レ備(修イ)ニ禮儀之所々成ニ不日之功一可レ被ニ果遂一如ニ其業不レ可レ叶者縱雖レ無レ例延引之外如何
經房云外記勘申云七月以前即位之主明年被レ行ニ大嘗會一(共イ)之例大同弘仁是也云々
申云若是撰式以前事也不レ足レ爲レ例者歟
又云於ニ離宮一被レ行ニ大嘗會一如何是新都造營難レ叶仍當時御在所等少々造ニ加舍屋一被レ行如何云々
申云於ニ離宮一被レ行ニ大祀一之條縱雖レ有ニ古昔之

例一專難ニ遷行一歟　此外經房有ニ語旨等一次參ニ新院一依レ召參ニ御前一頃之退下謂ニ女房等一此間時忠卿參上於ニ御前一召ニ經房朝臣一仰下被レ改ニ和田都一以門小屋野可レ爲ニ其地一早遣ニ木工寮一可レ打ヨ定其他一和田之京町數狹少難儀萬端衆人不ニ甘心一萬民有ニ菅色一於ニ小屋野一者頗有ニ便宜一云々但愚心案レ之不レ如レ無ニ遷都一女房等語云遷都萬人莫レ不ニ歎息一或有ニ流レ涙之族一云々上皇不レ被レ仰ニ是非一云々又開相少納言宗綱被ニ拷問一之間申ニ種々事等一云々又行隆來示云都地改ヨ定小屋野一了此旨可レ申之由禪門所レ申也云々

○行事官

補遷都行事所ノ官事ヲ云

○公卿せんき有しかとも

補百練抄コレニ同ジ但シ印南野ハ水ナキニヨツテ罷ラル

○いこくには三條の廣路を云々

補文選西都賦ニ出タリ三條ノ廣路ヲヒライテ十二ノ洞門ヲ立タリトハ宮城ノ制ニシテ都城ノ制ニアラズ十二門ノ名拾芥抄ニ出タリ縱横ヲノヲノ三條ノ廣路アリ又通親ノ持議ニヨツテ先ヅ里内ヲ造ルト云コト諸記ニ所見ナシ

○五條ノ大納言國つなの卿云々

補百練抄ヲ按ルニ今年十一月十一日遷幸福原新造内裏入道大相國所造進也云々國綱内裏造進ノ事所見ナシ

○いにしへかしこき御代云々

補日本紀仁德天皇元年都ニ難波一是謂ニ高津宮一即宮垣室屋弗ニ堊色一也桷梁柱楹弗ニ藻飾一也茅茨之蓋弗ニ割齊一也云々

○けふりのとほしきを見給ふ云々

補同四年詔曰朕登ニ高臺一以遠望之烟氣不レ起ニ於域中一以爲百姓既貧而家無ニ炊者一云々又詔云自レ今之後至ニ于三載一悉除ニ課役一息ニ百姓之苦一云々

○そしやう花の臺云々

補吳起春秋曰楚靈王立建ニ章華之臺一云々伍擧曰今君爲ニ此臺一七年國人怨焉財用盡焉年穀敗焉百姓煩焉

○あはう殿をおこいて云々

補史記秦本紀曰二世皇帝元年四月復作ニ阿房宮一

云々七月戊卒陳勝等反故荆地
○ばうしさらす云々
補淮南子云堯之有ニ天下一也茅茨而不レ剗採椽而不レ斷大輅不レ畫云々
○たうの太宗の云々
補通鑑綱目ヲ按ルニ唐太宗九成宮ニ幸シテ馬周諫シテ飛山宮ヲ作テ魏徴諫ム又大明一統志ニ楊大年ガ談苑ヲ引テ云驪山絕頂有ニ翠微寺一本唐武德初之太和宮也貞觀勅名ニ翠微宮一太宗嘗避ニ暑其上ニ又于ニ此地一上仙云々物語ニ民ノ費ヲ憚テ驪山ニ幸セサルコトヲ云飛山宮ヲ誤レル者カ

月見の事

○六月九日の日新都の事はしめ云々
補按ルニ百練抄ニ依ルトキハ六月九日ハ點地ノ初ナリ秘記等ニヨルトキハ十五日ニ至テ點地ノ議ナヲ一決セスト見ヘタリ十一月十三日ヲ遷幸トス百練抄十一日ニ作ル
○人々名所の月をみんとて云々
補須磨ハ攝津明石ハ播磨淡路追門ハ淡路繪島モ同シク淡路ナリ白良吹上若浦ミナ紀伊ナリ住吉難波ハ攝津ナリ高砂ハ播磨ナリ上ニ擧クル所ミナ月ノ名所ナリ
○近衞かはらの大宮云々
皇太后多子大炊御門右大臣公能女宇治左大臣養爲子卽第一卷所稱二代后是也
補近衞院ノ后是時太皇大后ト號ス實定ノ妹ナリ
○源氏のうちの巻にはうはそくの宮の御むすめ秋の名殘をおしみつゝひはをしらへてよもすから心をすまし給ひしに云々
源氏橋姫巻あなたにかよふへかめるすいかいの戸をすこしをしあけて見たまへは月おかしきほとにてりわたれるをなかめてすたれをみしかくまきあけて人〱ゐたりすのこにいとさむけに身ほそくなへはめるわらはひとりおなしさまなるおとななとゐたりうちなる人ひとりははしらにすこしゐかくれてびはをまへにをきてはちをてまさくりにしつゝゐたるに雲かくれたりつる月のにはかにいとあかくさし出たれば扇ならてこれしても月はまねきつへかりけりとてさしのそきたるかほいみしく

らうたげに匂ひやかなるべしそひふしたる人はことのうへにかたふきかゝりている月を返すはちこそありけれさまことにも思をよひ給御心かなとてうちわらひたるけはひ今すこしをもりかによしつきたりをよはすともこれも月にはるゝ物かはなとはかなきことをうちとけの給かはしたる御けはひともさらによそに思ひやりしにはにずいとあはれになつかしうおかし

○まつよひの小侍從

補紀氏石清水別當成清カ女弟ナリ

○物かはの藏人　　令德大寺家有稱物加波諸大夫者即其裔也

補藤原經尹南家ナリ系圖云皇后宮大進懷經子號物加者云々或說ニ物加者ト稱セシ前ハ上壇ト稱セシト云

もつけの事

此段總無所見

○へんけの者

補變化ノ者トハ妖魅ノ其ノ本形ヲ改メテ他ノ形ヲ爲スナリ俗ニ狐狸ノ形ヲ婦人小兒ニ變スルナト云類ナルベシ一舍ニ滿ルノ人面又ハ髑髏ノ自然ニ生シテ堆積セル事天地ノ間決シテ無キ事ナリ物語ノ作者兵革ヲ記スルガ爲メノ張本ナルベシ

○ちやうたいより出て云々

補清盛早晨ニ臥内ヨリ出テ寢殿ノ妻戶ヲ開キ前庭ヲ見ルノ義ナリ寢殿ノ母屋ニ帳ヲ置キ衾枕ヲ具フル裝束抄等ニ詳ナリ

○つほの內

補寢殿階下ノ地ナリ泉石ノ所ニハアラズ梅壺梨壺ナト云カ如シ

○くろき馬のひたい云々

補爾雅ニ的顙ト云是ナリ又望月ハ牧ノ名好馬ヲ出ス所ナリ牧ノ名ヲ以テ命セラルヽカ又的顙ニ依テ形容セルモノカ

○むかし天智天皇云々

補日本紀天智天皇元年夏四月鼠產ニ於馬尾ニ釋道顯占曰北國之人將附ニ南國ニ蓋高麗破而屬ニ日本ニ乎云々

○源中納言からいの卿のもとにめしつかはれける青侍かみたりける夢もおそろしかりけり

按此事有ニ聊相類者一壽永中齋院次官親能以與頼朝匿ニ雅頼家一因使邏索ニ搜於雅頼家一恐以レ此而附會者乎

○節刀

有秘説

補軍防令云凡大將出征皆授ニ節刀一義解云凡節者以ニ犛牛尾一爲レ之使者所權也今以ニ刀劒一代レ之故曰ニ節刀一云々又節刀ノ義禁秘御抄ニ出タリ

大庭かはや馬の事

○同じき九月二日の日相模の國の住人大庭の三郎景親ふく原へはや馬をもつて申ける云々

或秘記可考（九月十一日之記見于下）又詳見于東鑑（治承四年四月九日二十七日六月十九日二十四日七月十日八月二日四日六日九日十日十七日二十日二十二日二十三日二十四日二十五日二十六日等之記）

補鎭守府將軍平忠道裔平太景義子

○はや馬

補急速大事馳驛申奏スト云是ナリ公式令等ニ詳ナリ伊豆ノ國衙ヨリ進奏セズシテ景親ヨリ變ヲ告ル所以ハ清盛私ニ景親等ヲ遣シテ仲綱等ガ遺孽ヲ捕ヘシムソノウヘ目代スデニ戰沒ス故ニ景親ヨリシテ告報セルナリ

○北條の四郎時政

補肥前守平維將裔四郎時家子

○伊豆の國の目代

補東鑑ニ散位平兼隆ニ作ル伊豆國ノ流人トス目代ノ事ナシ然レドモ秘記ニ陵礫所司先使ノ文アリ目代ニテモアルベキカ

○土肥土屋おかさき

補土肥二郎實平ハ笠間押領使平常宗孫土屋三郎宗遠ハ實平カ弟岡崎惡四郎義實ハ莊司平義繼ガ子

○畠山

補莊司平重能カ子重忠

○みうらの大介

補岡崎四郎義實カ兄義明○按ルニ大介ト稱スルコト兩義アリ新任ノ國司大介ト稱スルコト朝野群載ニ出タリ見任ノ國司大介ト稱スルコト本朝文粹ニ出タリ朝野群載ニ出ル者ハ曾任ノ守イマ

ダ國ニアルカ故ニ遁避シテ大介ト稱スルカ又本朝文粹ニ出ル者ハ仕限已ニ滿ルヲ以テ新司ヲ避ル故ニ大介ト稱スルカ總テ公事ニ推シマカセテ用フヘキ事ニハアラズ唐名ヲ用フル類ヒナルベシ次郎義澄ハ賴朝將軍ニ任セラル丶時同介ノ除書ヲ賜フ父義明モ嘗テ相模介タルヲ以テ父子同官ヲハカンタメニ義明ヲ大介ト稱スルナルベシ例ハ千葉胤正ヲ新介ト稱スルカ如シ守ノ別名ニテハアルヘカラス

○河こへ

補太郎平重賴畠山重忠カ再從兄弟ナリ

○稻毛

補三郎平重成畠山重能カ從弟ナリ

○小山田

補五郎平行平上ニ同ジ

○江戶

補太郎平重長上ニ同ジ

○葛西

補平武常秩父將恆が子

てうてきそろへの事

○小山田の別當有しけ

補畠山重能が叔父ナリ別當ハ莊園私官ノ名

○うつの宮の左衛門ともつな

補粟田關白道兼裔宇都宮座主宗圓孫

○昔日本いはれみことの御宇

補神日本磐余彥尊ナリ日本紀神武天皇己未年春二月高尾張邑有ニ土蜘蛛一其爲レ人也身短而手足長與ニ侏儒一相類皇軍結ニ葛綱一而掩襲殺レ之云々

○大石の山丸

補按ニ日本紀雄略天皇十三年播磨國人文石小麻呂ト云者伏誅ノ事アリ疑ラクハ是ノ事ヲ謬レルカ

○大山の王子

補大山守皇子ヲ云カ紹運錄應神天皇第二子又日本紀ヲ按スルニ應神天皇晏駕ノ後太子ニ於テ不利ヲ謀ル太子誘テ溺殺ス

○山田の石河　非朝敵事見孝德天皇紀

補日本紀ヲ考ニ蘇我倉山田石川麻呂孝德天皇ノ

朝ニ右大臣タリ讒ヲ被テ自殺ス

○もり屋の大臣　非朝敵事見陽明天皇紀

補日本紀ヲ按ルニ大連物部守屋ハ用明天皇崩殂ノ後欽明天皇ノ子穴穗部皇子ヲ援立ス蘇我馬子諸皇子ヲ誘テ穴穗部及守屋ヲ殺シ泊瀨部皇子ヲ立崇峻天皇之ナリ

○曾我入鹿　事見齊明紀

補蘇我入鹿皇極天皇四年伏誅ス逆賊ナリ事ハ日本紀ニ詳ナリ

○大友のまとり

補日本紀ヲ按ニ仁賢天皇十一年帝崩シテ太子イマタ立ズ大臣平群眞鳥窺覦ノ志アリ大伴金村連太子ニ告シテ眞鳥ヲ誅セシム

○文屋の宮田　以下至藤原仲成見續日本紀恐皆非ニ朝敵ニ矣惟惠美押勝實爲ニ朝敵ニ

補仁明天皇承和十年散位從五位上文室宮田麻呂謀反配ニ流於伊豆國ニ云々續日本後紀ニ詳ナリ

○きいつせい

補承和九年春宮坊帶刀伴健岑但馬權守橘逸勢謀反逸勢流ニ於伊豆國健岑隱岐國ニ云々續日本後紀ニ詳ナリ

○ひかみのかわつき

補續日本紀桓武天皇延曆元年ニ詳ナリ謀反ニヨッテ伊豆國三島ニ竄セラル

○ゐみのをしかつ

補續日本紀廢帝天平寶字八年ニ詳ナリ道鏡カ寵ヲ嫉テ叛ス乃チ伏誅ス

○さはらの皇子

補早良太子桓武天皇同母弟ナリ延曆四年藤原種繼ヲ殺スノ故ヲ以テ淡路ニ流サル

○井かみの皇后

補續日本紀ヲ按ルニ皇后ノ所生他戸親王ノ儲位ヲ失セルヲ怨テ厭禳ス左道ヲ以テ罪セラル光仁帝ノ后ナリ

○いよのしんわう

補平城天皇大同二年中務卿伊豫親王潜謀不軌幽於川原寺仰藥而死云々日本紀略等ニ詳ナリ

○藤原ひろつき

補式部卿宇合ノ子續日本紀ニ詳ナリ

○藤原仲成

補宇合ノ孫田麻呂ノ事事蹟前ニ見タリ

○平將門藤原純友　見于第一卷

○あへのさたとうむねたう

補今昔物語ヲ按ルニ安倍頼長ト云者アリ父ヲ忠良ト云父祖相繼テ會ノ長ナリ頼良後ニ名ヲ頼時ト改ム貞任宗任ハ頼時カ子ナリ征戰ノ事跡今昔物語ニ詳ナリ

○前のつしまのかみ源のよしちか

補前ニ詳ナリ

○宇治左府　按法性寺關白通憲入道可爲朝敵乎否

補頼長知足院關白忠實子系圖云依レ被レ申ニ行亂逆一世人号ニ惡左府一

○惡衞門のかみ

補信頼前ニ詳ナリ

○かうへをこく門にかけらる

補中右記ヲ按ルニ平師妙梟頭於西獄門前樹上云々

○昔はせんしをむかつてよみければ云々

補宜制ニヨッテ枯木花ヲ發シ實ヲ結ブ事本朝ノ故事イマタ考ヘズ羯鼓錄ニ唐玄宗羯鼓ヲ擊テ春光好ノ曲ヲ奏セラレシカハ柳杏發拆セリ玄宗指笑テ此事不喚我作天公可乎ト云コト見タリカクノ如キ事ヲ誤レルモノカ又飛禽ノ服從スルコトハ下ノ鷺ノ故事ナルヘシ

○延喜の帝神せんゑんへ行幸なつて

補勅宣ニヨッテ飛鳥ヲ捕フルコト神泉苑ノ故事所考ナシ姓氏錄云垂仁天皇皇子譽津別命年向ニ三十一不ニ言語一于レ時見ニ飛鵠一問曰此何物爰天皇悅レ之遣ニ天湯河桁一尋求詣ニ出雲國宇夜江一補〔捕カ〕貢レ之天皇大喜即賜ニ姓鳥取連一云々又鵁鶄ヲゴイサギト訓ス頭ニ赤毛冠アルヲ以テ五位鷺ト稱スルカ賜緋ノ詔ニヨッテ始テ稱スルニハアルマジ續日本後紀仁明天皇承和十四年十月辛亥授ニ双丘東墳從五位下一云々天皇遊獵之時駐ニ蹕於墳上一以爲ニ四望地一故有ニ此恩一又曰壬子双丘下有ニ大池一池中水鳥成レ群車駕臨幸放ニ鶻隼一拂レ之云々按ルニ彼此ニ依テ附會シテ説ヲナスナルヘシ

かんやう宮の事

見于史記

○又いこくに云々

補史記ヲ考ルニ太子丹ハ燕王喜ノ子ナリ秦ニ質タリ秦王遇スルニ禮ナシ故ニ歸ランコトヲ請フ烏白頭馬生角ノ事燕丹子ニ出タリ機發ノ橋ヲ作ルニ機發セストアリ龜ノ助ヲ得ルコトハ普ノ毛寶カ故事ナリ荊軻田光等ハ史記刺客傳ニ出タリ荊軻カ田光ヲ薦ムルニアラズ田光ガ荊軻ヲ薦ムルナリ秦舞陽ハ燕ノ國ノ勇士ニシテ年十三ト刺客傳ニ出タリ白虹貫日太子畏之ト魯仲連ノ傳ニ出タリ咸陽宮阿房宮史記ニ因テ記セリ長生殿ハ唐ノ驪山ノ宮ノ名不老門ハ漢ノ洛陽ノ門ノ名ナリ始皇琴ヲ皷セシムルコト史記正義ニ出タリ

○されは今の頼朝も云々

補燕丹ヲ頼朝ニ比シ始皇ヲ清盛ニ比スルナルベシ

もんかくのあら行の事

○しかるにかの頼朝は云々

補系圖云平治元年十二月廿七日信頼卿大逆父義朝與同對于官軍合戰之間相隨父在戰場凶賊敗破之間義朝赴東國沈落永曆元年二月九日一身假形於商人赴東國方之處於不破關々河原爲頼盛郎等彌平兵衛棟清被囚虜上洛出六波羅畢其後屬清盛繼母池尼公偏可被免刑戮之由頻愁申云々依之被減一等被定流刑畢同三月廿日進發配伊豆國比留島

○たかをのもんかく上人

補元亨釋書ニ傳ヲ載タリ

○わたなへの遠藤左近の將けんもちとを云々

補元亨釋書ニ藤原氏ニ作ル按ルニ其祖先藤氏ニシテ遠江ノ受領タルモノカ又渡邊黨ナルトキハ嵯峨源氏ナルベシ又盛衰記ニ文覺在俗ノ時源渡ガ妻ヲ害シテ佛法ニ原ツクトイヘリ今ニ鳥羽ノ郷ニ戀塚トテ渡ガ妻ノ首ヲ埋ミシ塚ナリト云其傍ニ僧源空ノ追薦ノタメニ書スル所ノ六字名號ノ碑アリ然トモ其來由詳ナラズ

○しゆ行といふは云々

補佛家ニ所謂苦行練修ノ法ナリ遺教經ニ持戒苦行云々又梵綱經云不燒身臂指供養諸佛非出家菩

薩云々昔コレ法ヲ信スルガタメニ身體ヲ愛重セサルヲ云也

○なちこもり

補拾芥抄云那智如意輪堂云々古歌ニモ多ク那智ゴモリヲ詠ゼリ

○那智瀧　廣幅十三歩懸流七十餘歩常籠二雲霧一不レ得レ見二其絶頂一又有下觀レ瀧臺上者云瀧六十歩人登二此臺一則濺沫猶沾衣文覺潜二處于此潭底一者未レ可レ信或曰別有二淺流一文覺所二潜處一矣眞僞都不レ可レ知

○慈救三洛叉　不動直言也以二一萬遍一爲二一洛叉一

○八人のとうし云々

補大日ニ於テハ四佛四菩薩ト稱シ不動ニ於テハ八大童子ト稱ス別名同體ナリ

○大聖不動明王の御使にこんからせいたか云々

補不動明王矜羯羅制吒迦ノ說底哩三昧耶經ニ出タリ

○大峯

補大峯ト金峯山トハ一ナリ大峯ハ總名ニシテ種々ノ別名アリ拾玉集我山をまたぬ身ならばさしこえて大みねまでもゆかましものを

○かつらき

補延喜神名帳云葛木一言主神社按ニ葛木山ハ役小角經歷ノ地ナリ今修驗道ニ葛木ノ行者ハ中絶スト云々

○高野　洞院家伊呂波字類抄云弘仁七年建レ之弘法大師御入定地也號二金剛峯寺一是也件處委注仍略レ之

又云本朝文集云金剛峯寺者弘法大師御建立紀伊國伊都郡正南丹生大明神御領山地密教相應之處修禪入定之砌也抑弘法大師者是讃岐國多度郡屏風浦人也父者佐伯氏昔征二毛敵一被レ班レ士矣母者阿部氏夢見下天竺聖人來ヨ入二胎中一懷妊寶龜五年甲寅誕生也五六歲之間以二泥土一作二佛像一以二草木一建ヨ立堂一自夢見レ坐二八葉蓮花之中一諸佛共語雖レ然不レ語二父母一何況他人乎父母崇レ之號二貴物一云々大師告二諸弟子等一曰吾有二劫世之思一明年三月之中也金剛峯寺付眞然大德件寺創造未レ畢但大德自力不レ厚二實惠一大德可二功加一云々吾初思也一百歲之間住（イ本）レ世流ヨ布密教一汲ヨ引蒼生一雖レ然禪師等所持至葉也吾

願又足也仁仁等當知吾忘命於寸波中尋法於千里外纔所傳道教護之安鎮國家撫育萬民云々承和二年三月十五日又云五癡入定來廿一日寅尅自今以後不用人食仁仁等莫悲泣又勿着素服吾入定之間往知足天而參仕慈尊御前五十六億餘之間往知足後慈尊下生之時必隨從而可見吾舊跡此峯勿等閑顯者丹生山王所領勸請官持大神所囑吒也冥者古佛舊基召集兩部諸尊所安置也見跡必知其躰威聞音則棄彼慈瞋者也吾末世資十萬親雖不知吾顏見一門長者及此峯寄宿者可必察吾法擬陵遲尅吾必災緇徒禪僧之中興此法非我執其弘法計耳則承和二年乙卯三月廿一日寅時跌坐結六日定印奄然入定兼日十四日四時行法其間弟子等共唱彌勒寶號唯以閉目无言語爲入定自余如身于時生年六十二歲夏臈四十一雖如世人不喪送而嚴然安置則准世法及七々御忌弟子併以拜見顏色不衰鬢髮更長因之剃除懃衣裳疊石壇側人可出入之許云々

○粉河　本朝文集云紀伊國那賀郡粉河寺千手觀音者靈驗無比勝利有聞故老傳云同郡有一獵師名曰大伴孔子古獵爲業山林爲棲即點幽谷點踞木時々爲生計夜々窺猪鹿于時當于左眼近有光明其光赫烁宛如大笠心愼奇特漸行其所隨行號光去歸來亦如宛屢見此事及三四夜即○芟夷荊棘結構草廬爰心中至心發造寺作佛之願不經幾程有一童男行者暫成寄宿之語孔子許諾行者喜悦語家主孔子曰擅越生前願作何善根若有所願者吾當助成答曰吾有一願草堂中欲造佛像而無佛工未遂其願行者曰我是佛工當遂汝願獵師云吾爲法界衆生兼亦吾息男船主住奧州軍曹爲其歸鄉安穩欲造佛像也者行者隨喜相共行向彼草廬爰行者示云我七日內可作佛像其中間勿來見若造顯畢者吾往汝宅可見新佛即佛工閉戶檀越歸宅其第八日曉忽有打戶聲往見草堂千手觀音像見以出現更無佛工於是悲喜兩端滴淚數行不絕云々

○金峰山　四辻左大臣義成公曰金峰山の金剛藏王は彌勒出世のとき地にしくべき金を守護し給神なり金剛藏といふ是なり又彌勒は一生補處の菩薩釋

迦大師の付屬をうけて第十滅劫の始に下生して三會に說法し給ふべきゆへに當來導師といふなり

○白山　見子前

○立山　伊呂波字類抄云顯給本緣起越中守佐伯有若之宿禰仲春上旬之比爲ニ鷹獵之一登ニ雪高山一之間鷹飛空失畢爲レ尋ニ求之一深山之次熊見射殺然間笑立作登ニ於嵩山一笑立熊金色阿彌陀如來之躰巖石之山ト上名一叢腰弓二叢肩字三叢頸名四叢中頭烏瑟五叢時有若發菩薩提心切弓切（契イ）髮成沙彌法號慈興其師藥勢聖人自大河南者藥勢之建立三所上本宮中光明山下報恩寺慈興聖人建立者自天河北三所上葦峅寺根本中宮横安樂寺又高禪寺又上巖山之頂禪光寺千柿也

下岩峅寺今泉也鷲巖殿溫岐蓮臺聖人建ニ立圓城寺一胎蓮聖人建ニ立件寺一一王子眞高權現依之康和元年造ニ草堂一中宮座主永源與ニ所司等德滿聖人一相語建立烏瑟之峰坤方一有レ限見ニ顯現八大地獄惣一百三十六義句一

○富士嵩

補延喜神名帳云富士郡淺間神社云々按ニ富士山モ同ジク役小角經歷ノ地ナリ

○伊豆箱根

補按ニ伊豆權現祭ル所忍穗耳尊箱根權現祭ル所彥火々出見尊

○信濃の戶隱

補拾芥抄云影光寺古佛遊行所云々戶隱明神祭ル所手力雄命

○出羽のはくろ

補按ニ羽黑山出羽國最上郡羽黑權現祭ル所倉稻魂神本堂十一面觀音云々

くはんしん帳

○神護寺　伊呂波字類抄云高雄寺元者號ニ神願寺一其後弘法大師改ニ神護寺一當寺者應神天皇御願寺云々荒廢中絕之後和氣淸麻呂八幡大菩薩有ニ示事一與隆又經ニ年序一之後爲ニ弘法大師聖跡一傳ニ眞言第二番一也元慶八年此寺有ニ行幸一之由見ニ日本紀一今高雄寺是也

○是はむかしせうとく天皇云々

補類聚國史ヲ按ニ景雲中和氣淸麿八幡大神ノ詫

宣ニ依テ延暦年中ニ建立スル所ノ寺ナリ初メ神願寺ト稱ス天長年中改メテ神護寺トス

○わけの清丸

補和氣氏系圖云垂仁天皇ノ裔平麿ノ子

○勸進帳をひろげて云々

補募緣ノ簿書ナリ揭讀スル所ハ簿書ノ序引ナルベシ

○沙彌

補釋氏要覽此譯云息慈云々

○眞如廣大云々

補眞如ノ說起信論等ニ詳ナリ生佛ハ衆生ト佛ヲ云立ノ字盛衰記斷ニ作ル謂ハ本然ノ理ハ一ニシテ聖凡ノ名モナキナリ

○法性隨妄雲云々

補眞如ノ自性ヲ守ラズシテ一念ノ妄相ニ隨フヲ云

○十二因緣之峰云々

補十二因緣ノ說四敎儀等ノ書ニ詳ナリ謂ハ一念ノ無明ヲ本トシテ形アリ形アレバ慾アリマスマス無明ヲ薰成シテ生々相續ヤムコトナキナリ

○本有心蓮

補大日經疏ニ出タリ考ヘシ

○三毒四慢

補三毒ハ貪嗔痴ヲ云法界次第ニ詳ナリ四慢ハ涅槃經ニ七慢ニ作ル成論ノ大慢ヲ加ヘテ八慢トス

○佛日早沒

補法數等ノ書ニ佛前佛後等ヲ以テ八難トス

○狂象重淵

補重淵ヲ盛衰記ニ跳猿ニ作ル跳ヲ踔ニ作ルヘシ狂象踔猿トモニ遺敎經ニ出タリ

○三途四生

補法數等ニ詳ナリ三途ハ火血力ヲ云四生ハ胎卵濕化ヲ云

○無二顯章

補法華經云唯有一乘法無二亦無三云々

○聚沙爲佛塔

補法華經方便品ニ出タリ

○治承三年三月日

補百練抄ヲ考ルニ承安三年四月廿九日高尾上人文覺賜檢非違使依狂氣也五月十六日被流伊豆國

云々物語ノ年月大ニ相違ナリ

文覺なかされの事

○すけたかの卿
補宇多源氏宮内卿有賢ノ子
○わごん
補和琴ハ六絃ナリコトサギト云物ヲ以テ掻鳴ス
左手ノ丘指ヲ以テ按シテ調ニ合ス
○風ぞく
補風俗ノ歌ヲ云拾芥抄ニ出タリ
○さいばら
補催馬樂ノ歌ヲ云今マ集一卷アリ音節抑揚ノ詳
ナル其傳中絕スト云
○てうしもたがひ云々
補凡ソ宮商角徵羽變徵變宮ノ七音ヲ備フルヲ調
ト云黃商鐘仲呂羽ト云コレナリ今マ伶官ノ所謂(元ノマヽ)
ル一越平調双調等ハ調子ノ名ナリ律ノ名ニハズ
燕樂調ノ說事林廣記ニ見ヘタリ
○すけ行判官
補盛衰記ニ平判官ニ作ル
○安藤武者
補系圖ヲ按ルニ安藤ハ魚名ノ末流ナリ
○はたらく所のちやうをかうして云々
補按ルニ右宗刀脊ヲ以テ文覺カ右手ヲ打ツハタ
ラク所ハ左手ナリ手ヲチヤウト云コトイマタ考
ヘズ然トモ手水ヲチヤウツト云ヒ手斧ヲチヤウ
ヲノト云ヒ手シテ物ヲ擲スルヲ手ヒ(チヤウカイ)ト云フ是時
文覺ガ手ヲ拷打スルヲ稱シテ賤惡ノ餘リ俗語ニ
隨テチヤウヲ拷ズト云ナルベキカ
○三かいはみな火たく
補法華經譬喩品ニ出タリ
○法便
補放免ニ作ルベシ檢非違使廳ノ賤隷ヲ云放免ト
ハ奴婢ノ稱ヲ放免シテ良民ノ例ニ從フヲ云ナリ
○あのゝつ
補和歌ニ詠スル所ノ安濃ノ湊ナルベシ

伊豆院宣の事

此段全虚談也
○天のあたふるを云々

補前漢書韓信傳ヲ按ルニ蒯徹カ韓信ニ說ク所ノ語ナリ

○三官ともにとゝめられて

補公卿補任ヲ按ルニ三官トハ參議皇大后宮權大夫右兵衞督ナリ光能解官ノコト治承三年十一月ニシテ基房ト同時ナリ

考證ニ此ノ段ヲ以テ虛談ナリトス東鑑ヲ按ルニ石橋山合戰ノ條下云以件令旨被付御旗横上云々專ラ以光ノ令旨ニ依テ兵ヲ起スコト見ルベシ

富士川の事

○去程に右兵衞の佐殿もほんのよししきりに風聞有しかは福原には公卿せんき有て今一日も勢のつかぬさきにいそきうつてをくたさるへしとて大將軍には小松權亮少將維盛副將軍には薩摩守忠度侍大將には上總守忠淸を先として都合其勢三萬餘騎

治承四年九月三日或秘記云傳聞謀叛賊義朝子年來在ニ配所伊豆國ニ而近日事ニ凶惡ニ去比凌ニ礫所司之先使ニ（時忠卿知行之國也）凡伊豆駿河兩國押領了又爲義息一兩年來住ニ熊野邊ニ而去五月乱逆之刻赴ニ坂東方ニ了與力彼義朝子大略企ニ謀叛ニ歟宛如ニ將門ニ云々凡去年十一月以後天下不レ靜是則偏以ニ亂刑ニ欲レ鎭ニ海內ニ之間夷戎之類不レ怖ニ其威勢ニ動起ニ暴虐之心ニ將來又不レ可ニ鎭得ニ事歟依ニ大亂ニ得ニ王家ニ之至必以ニ仁惠ニ服レ遠者也今則刑戮猥而仁義永廢天下之災殊擧レ足可レ待 ○同九日記云關東有ニ反逆之聞ニ去五日大外記大夫史等依レ召參院有ニ評議ニ可ニ追討ニ之由頭辨宣下左大將被レ成ニ官符ニ維盛忠度知度等來廿二日可ニ下向ニ云々但群賊纔五百騎許官兵二千餘騎已及ニ合戰ニ凶賊等逃ニ入山中ニ了之由昨日（六日也）飛脚至來云々然者大將軍等發向若有レ後ニ子事ニ歟云々者（已上光長札） ○同十一日記云大夫史隆職注送宣旨如レ此

治承四年九月五日　宣旨左大將左中辨伊豆國流人源賴朝忽相ニ語凶徒凶黨ニ欲レ虜ニ掠當國隣國ニ云々叛逆之至既絕ニ常篇ニ宜レ令ニ下右近衞權少將平維盛朝臣薩摩守同忠度朝臣參河守同知度等追ニ中討被賴朝及與力輩上兼又東海東山兩道堪ニ武勇ニ者可レ令レ備ニ追討ニ其中拔ニ下有ニ殊功ニ輩上可レ加ニ不次賞ニ者

傳聞近曾爲レ追ニ討仲綱息ー（素住ニ關東ニ云々）遣ニ武士等ー（大庭三郎景親云々是禪門私所レ遣也）而件仲綱息逃ニ脫奧州方ニ了然之間忽賴朝之逆亂出來仍合戰之間逐ニ籠賴朝等於筥根山ニ了因レ玆被ニ追落ニ之由風聞歟而其後上總國住人介八郎廣常幷足利太郎（故利綱子云々）等餘力其外隣國有勢之者等多與力還欲下殺ニ景親等ニ了上之由去夜飛脚到來事及ニ大事ニ云々但實否難レ知如レ此事浮說偏多歟又熊野湛增猜事ニ惡逆ニ別當範智與力了云々○十三日記云筑前守貞俊來云罷ニ入東國追討使之中ニ來廿二日可ニ發向ニ云々信濃國已與力了云々○同十九日記云傳聞筑紫又有ニ叛逆之者ニ禪門私遣ニ追討使ニ了云々又熊野事追レ日熾盛然而未レ及ニ其沙汰ニ云々

補惟盛サキニ右少將ヲ以テ春宮權亮ヲ兼ヌ今年二月讓位ニヨッテ權亮ヲ罷ラル是時ハ少將惟盛ト云ベシ權亮ハ所兼ノ官ニアラズ

○九月十八日に新都を立て明る十九日にはきう都につきやかて同しき廿日の日東國へこそおもむかれけれ

同廿三日或秘記云右少將維盛朝臣已下追ニ討關東凶賊ニ之使等入洛（一昨日出ニ福原ー昨日宿ニ小屋ー今日入ニ故京ー）來廿七八日之間可レ有ニ首途ー但以ニ一昨日ー爲ニ出門ー爲ニ吉日ー之故云々

同十月一日記云傳聞去月晦比熊野湛增之舘其弟湛覺攻戰相互死者多未ニ落居ニ云々又近江國住人之中有ニ被レ召之者ー相禦之間度々合戰云々凡近日在々所々莫レ不ニ乖背ー以レ武治ニ天下ニ之世豈以可レ然哉誠亂代之至也○同十七日傳聞追討使於ニ遠江國ー爲ニ彼國住人ー被ニ射落ニ云々後聞謬說云々○廿九日傳聞坂東逆賊黨類餘勢及ニ數萬ー追討使尫弱無レ極云々誠我朝滅盡之期也可レ悲々々

補出軍ノ日次物語ト百練抄秘記等相違アリ

○金ふくりん

補覆輪類聚雜要抄伏輪ニ作ル

○いかけ地

補類聚雜要抄沃懸ニ作ル按ニ伏輪ハ金裝ナリ沃懸ハ金塗ナリ

○せんそたいらの將軍さた盛云々

補按ルニ將門追討ノ時發遣ノ將軍ハ藤原忠文等ナリ貞盛ハ常陸椽ナリ秀鄕ハ下野押領使ナリ二人トモニ國兵ヲ率テ將門ヲ討ス京師ヨリ發遣ス

ルニハアラズ
○むかしは朝てきをたいらけに云々
補軍防令云凡大將出征皆授節刀云々
○內へん外へん云々
補按ルニ內辨外辨トハ辨ヲ辨ニ作ルヘシ辨ハ警蹕ノ意ナリ三畧ニ軍幕未辨將不言倦ト是ナリ內辨トハ日月華門ノ中近衞ノ陣ヲ云外辨トハ承明門ノ外ヲ云諸衞警蹕ノ處ナリ內辨ニシテ事ヲ行フハ第一ノ大臣ニシテ當日ノ上卿ナリ自餘ノ王卿ハ外辨ニ止テ召ヲ待テ門ヲ入ルナリ延喜太政官ノ式ニ宴會ノ時大臣侍殿上行事ト云コレ內辨ノ義ナリ
○忠義のせちゑ
補盛衰記中儀ニ作ル凡ソ節會トハ王臣會同ノ禮ナリ延喜式ヲ按ルニ節會ニ大儀中儀小儀アリ初位以上預ルヲ大儀ト云ヒ六位以上預ルヲ中儀ト云大夫以上預ルヲ小儀ト云延喜近衞式ヲ考ルニ將軍賜節刀ハ小儀ナリ中儀ニアラズ
○承平天慶
補純友ガ亂ハ承平六年ニ起テ天慶四年ニ亡プ將門カ亂ハ天慶二年ニ起テ同三年ニ亡プ
○今度はさぬきの守平の正もりか云々
補百練抄ヲ考ルニ天仁元年但馬守平正盛隨身源義親前對馬守並郎從四人首參洛云々中右記因幡守平正盛ニ作ル
○すゝ斗給はつて云々
補百練抄ノ文物語ニ同ジ又中右記ヲ按ルニ平正盛因幡守トシテ任國ニアリ其ノ比近ナルヲ以テ命シテ追討セシム京師ヨリ發遣セシムルニ非ズ鈴バカリヲ給ノ故實正盛ガ例ニテハアルマジ節刀ヲ賜ハラザルノ例ナルベシ驛鈴ハ因幡ノ國衙ニ會ヨリ給シ置ク所ナリ
○將軍は三つのそんぢ有云々
補尉繚子云將受命之日忘其家張軍宿野忘其親援抱而皷忘其身云々
○十月十六日にはするかの國淸見かせきにそつき給ふ云々
此以下之事實實記所載悉錄于此焉覽者以之可考此書之實否
十一月一日或秘記云傳聞追討使維盛朝臣已下被

追歸一了已欲レ赴ニ近江地一之間山僧可ニ相禦一之由風聞仍更向ニ伊勢地一了云々凡逆黨之餘勢不レ知ニ幾萬騎一東山東海之諸國併以與力官軍之勢本五十餘騎被ニ追落一之間僅不レ過ニ三四百騎一云々凡不レ能ニ左右一往昔以來追討使空被ニ追返一之例未ニ曾聞一事也於レ今者重不レ及ニ相防一歟依ニ一人之惡逆一上皇令レ懸ニ其餘殃一歟可レ悲事也佛天定有ニ冥助一歟云々又聞態野湛增彌乘レ勝云々鎮西謀叛之者又以不レ能ニ征伐一積惡之所レ令レ然因果時至歟不レ與ニ其惡一之病士只所レ仰ニ三寶神明之護持一也

同四日記云傳聞追討使不レ向ニ伊勢一只忠清許赴ニ伊勢一了他人可ニ入京一云々五日又傳聞追討使等今日入ニ晩景一入レ京知度先入僅廿餘騎維盛追入又不レ過ニ十騎一云々先去月十六日着ニ駿河國高橋宿一先レ是彼國目代及在勢武勇之輩三千餘騎寄ニ甲斐武田城一之間皆悉被ニ伐取一了目代以下八十餘人切レ頸懸ニ路頭一云々同十七日朝自ニ武田方一以ニ使者一（相ニ副消息一）送ニ維盛館一其牒云年來雖レ有ニ見參之志一于レ今未レ遂ニ其思一幸爲ニ宣旨使一有ニ御下向一雖レ須ニ參上一程遠（云々）隔ニ一日一洛峻輙難レ參又渡御可レ有レ煩仍於ニ浮島原一（甲斐與ニ駿河一之間賀野云々）相互行向欲レ遂ニ見參一云々忠清見レ之大怒使者二人切レ頸了同十八日富士川邊構ニ假屋一明曉（十九日）可ニ寄攻一之支度也而之間計ニ官軍勢一之處彼是相並四千餘騎作ニ平定陣議定已了各休息之間官兵之方數百騎忽以降落向ニ敵軍城一了無レ力ニ于拘留一所レ殘之勢僅不レ及ニ一二千騎一武田方四千餘云々依レ不レ可レ及ニ敵對一竊以引退是則忠清之謀略也於ニ維盛一者敢無下可ニ引退一之心上云々而忠清立ニ次第之理一再三敎訓士卒之輩多以同レ之仍不レ能ニ默止一自レ赴ニ京洛一以來軍兵之氣力併以衰損適所レ殘之輩過半逐電凡事之次第非ニ直也事一云々今日着ニ勢多一先以ニ使者一（馬允滿季）示ニ子細於禪門一云々禪門大怒云承ニ追討使一之日奉ニ命於君一了縱雖レ曝ニ骸於敵軍一豈爲レ恥哉未レ聞下承ニ追討使一之勇士徒赴ニ歸路一事上若入ニ京洛一誰人可レ合レ眼哉不覺之恥貽レ家尾籠之名留レ世歟早自レ路可レ暗レ趾也更不レ可レ入レ京云々然而竊入レ洛寄ニ宿檢非違使忠綱之宅一云々於ニ知度一者先以入レ洛仕ニ禪門之八條家一云々大略以ニ傳說一記レ之定有ニ遺漏一歟但是供ニ奉軍陣一之輩說也子細雖レ多難レ及ニ短毫一者也同十一月六日

山槐記云或者云追討使右少將維盛朝臣今曉入ニ舊都六波羅ニ九月十八日着ニ駿河國ニ同十九日賴朝黨營ニ于不志河ニ逆レ使不レ知ニ其狀ニ維盛朝臣門(關カ)ニ所爲於忠景ニ之曰兵法不レ斬レ使者然而此條私合戰之時事也今爲追討使不レ可レ及ニ返答ニ哉先問ニ彼方子細ニ可レ斬者維盛朝臣從ニ此言ニ令ニ痛問ニ使者ニ云軍兵有ニ數萬ニ敢不レ可レ爲ニ敵對ニ者問レ此後斬首了或雖ニ此事ニ云々官兵纔千餘騎更不レ可レ及ニ合戰ニ兼又諸國兵士內心皆有ニ賴朝ニ官兵互恐ニ異心ニ暫逼留者欲レ閑ニ塞後陣ニ云々忠景等聞ニ此事ニ無ニ欲レ戰之心ニ之間宿傍池鳥數萬俄飛去其羽音成レ雷官兵皆疑ニ軍兵之寄來ニ夜中引退上下競走自燒ニ宿之屋形中持雜具等ニ忠度知度不レ知ニ此事ニ追退歸忠景向ニ伊勢國ニ元師維盛朝臣入京着ニ近州野路ニ之時有ニ五六十騎ニ云々此事或威之兵法引退隨レ事無難之故也或又謗レ之近日門々戶々虛言甚多此事定少實歟然而閭巷說隨レ聞及ニ粗注ニ後日頭辨(經房)示送曰東國追討事平中納言(賴盛)平宰相(敎盛)可ニ下向ニ之由隨レ有ニ沙汰ニ先伊勢守淸綱定安自ニ海道ニ可ニ下向ニ云々又鎭西武士自レ船可レ遣云々薩摩守忠度朝臣參河守知度筑前守貞俊大夫尉忠綱留ニ參河國ニ右少將維盛朝臣在ニ近江國ニ之由所レ聞也新都有ニ歎息氣ニ

○十五そくにおとつてひくは候はず

補古射法書云矢束に十五そくなどゝ云へからすくせまひにまふ事は一向虛言也云々

○大名

補此ノ時ノ大名ト云ハ土豪ニシテ名田ヲ多ク兼併セルヲ大名ト云ヒ少キヲ小名ト云名田トハ所帶ノ田ニ名ヲ付テ某ノ名ト云フ莊ヲ某ノ莊ト云ニ同ジ所帶ノ主ヲ名主ト云此名今ニ殘レリ

○同しき廿四日の卯の刻に云々

補水鳥ノ羽音ニ駭テ官軍ノ敗亡セルコト東鑑ニ廿日ノ夜ニ作ル山槐記十九日ノ夜ノコトトス

○するかの國をは云々

補東鑑ニ安田三郎義定ヲシテ遠江國ヲ守護セシメ武田太郎信義ヲ駿河國ニ置ト云々

○落書

補匿名書ヲ云本朝文粹ニ櫻島忠信が落書を載たり

五節のさた事

○同しき十一月八日の日大將軍權の佐（亮カ）少將惟盛福原へ歸りのぼり

見于上

○鳥羽殿の寶藏に五畿内一の惡盜二人迯籠りたりしを云々

補忠清カ盜ヲ捕フルコト別ニ所考ナシ盛衰記ニモ是ノ事實ヲ載セス然レドモ秘記等ニモ忠清ヲ稱シテ第一ノ勇士トス又百練抄ヲ考ルニ治承三年十一月前越中守盛俊搦强盜トアリ

○しもくをこなはれて云々

補公卿補任ヲ考ルニ惟盛治承五年六月十日右近權中將ニ轉ジ補藏人頭トアリ

○うちの民部卿たゝふん云々

補忠文式部卿宇合裔參議枝良子云々古事談云天慶三年二月八日天皇出二御南殿一賜二征夷大將軍右衛門督藤原忠文節刀一下二遣於坂東國一云々

○きよしうの火のかげは寒して浪をやきゑきろのすゝの聲はよる山をすく

漁舟火影寒燒レ浪驛路鈴聲夜過レ山杜荀鶴秋夜宿二監江驛一詩也

○忠文重藤にもけん賞有へきかと公卿せんき有しかば云々

補古事談云忠文卿勸賞沙汰之時小野宮殿（關白）疑勿質依レ被レ定レ申不レ被レ行云々其時九條殿刑疑ヲハ勿質賞疑許セトコソ侍レト被レ申ケレド遂不レ被レ行依二畏申一此詞後日奉二富家之券契一云々又拾芥抄富家殿ノ條下云民部卿忠文家也小野宮有故不參云々○按ニ忠文ニ重藤ヲ相並テ稱スルトキハ若クハ忠文ノ子備後守滋望ヲ誤レル者カ

○終にひしにゝこそしにゝけれ

補將門カ亂ハ天慶三年ニシテ忠文ノ卒ハ天暦元年ナリ亂後六年ヲ經テ卒ス食ヲ絕テ死スルニアラズ

○九條殿の御末はめてたふ云々

補貞信公忠平ノ長子實頼ヲ小野宮ト稱ス第三子師輔ヲ九條ト稱ス小野宮トハ所居モト惟喬親王ノ宅ナレバナリ

○同じき十一日入道相國の四なん云々

補重衡ハ清盛第五子ナリ是ヨリ先キ治承三年左近權中將ニ任シ今年正月藏人頭ニ補セラル

○同じき十三日ふく原には內裏つくり出されて云々

補百練抄十一日ニ作ル

○大嘗會行はるへかりしかとも　大嘗會之儀見ニ于三箇重事抄貞觀式延喜北山抄江家次第及諸賓記ニ可ニ追註一

補神祇令云凡天皇即位惣祭ニ天神地祇一義解云謂即位之後仲冬乃祭下條所謂大嘗每世一年國司行事是也

○御けい有

補延喜神祇式云凡天皇十月下旬臨幸川上爲禊

○さいちやう所をつくりて云々

補延喜神祇式云凡在京齋場者預分設兩處悠紀在左主基在右云々

○神ふく神具をとゝのふ

補貞觀儀式延喜神祇式ニ詳ナリ

○れうびだう

補リウビダウト稱ス泊宅編云唐含元殿前龍尾道自平階地凡詰曲七轉由丹鳳門北望宛如龍尾下垂於地焉兩垠欄檻悉以青石爲之故謂之龍尾道云々本朝コレニ依テ大極殿ノ前砌ヲ龍尾道ト稱ス

○廻りう殿

補貞觀儀式幷延喜神祇式ニ詳ナリ御湯ヲ供スル事江家次第ニ出タリ

○大しやうくはん

補大嘗官ナリ眞書ノ物語宮ニ作ル大嘗宮ヲ作ルコト貞觀儀式幷延喜神祇式ニ詳ナリ

○神せんをそなふ云々

補江家次第ニ見タリ按ニ祭ル所ノ神祇ハ宸儀歷世ニ親ク示授ス或ハ攝政ノ儀アルヲ以テ攝籙ノ諸家孫子ニ秘授ス他ノ人臣ノ知ル事ニアラズ

○大こく殿にて大れい有

補巳午日ノ節會大極殿ニテ行ハル

○せいしよたうにて御神樂有

補清暑堂ハ豐樂院ノ後殿ナリ御神樂江家次第ニ見ヘタリ

○ふらく院にてゑんくはい有

補豐樂院ニシテ悠紀主基ノ節會アリ

○新しやうゑ

補公事根源云用明天皇二年四月より新嘗の事ははじまる大かたは神代より事おこれり云々

○五節

補公事根源云中の丑の日をは五節帳臺試といふ常寧殿にて主上御覧あり云々百練抄を考るに五節は新都にて行はる

○さら都の神さくはんにて云々

補古ハ宸儀神嘉殿ニ幸シテ事ヲ行フ神嘉殿ナキ時ハ神祇官ニシテ事ヲ行フ

都かへりの事

○さしもよこかみをやぶられし太政の入道殿さらは都かへり有へしとて同じき十二月二日の日俄に都かへり有けり

續古事談云六波羅の太政入道福原の京たてゝみなわたりゐて後事のほかにほどへて古京と新京といづれかまされると云さだめをせむとて古京にのこり居たるさもある人ともみなよびくだしけるに人みな入道の心ををそれて思ばかりもいひひらかざりけり長方卿ひとりすこしも所をかすこの京をそしりてことばもおします散々にいひけりさてもとの京のよきやうを云てつゐにその日の事彼人のさだめによりて古京へかへるべき儀になりにけり後に其座に有ける上達部の長方卿にあひてさてもあさましかりしことかなさばかりの悪人のいみじと思てたてたる京をさほどにはいかにいはれしぞいひをもむけて歸京の儀あればこそあれいふがひなくはらだちなばいかゞし給はましと云ければ此事我思にはにさる儀なり入道の心にかなはんとてこそさは云しか其故はひろく漢家本朝をかんがふるによからぬ新儀をこなひたるものはじめに思立おりはなか／＼人にいひあはすることなしそのしわざすこしくやしむ心ある時人にはとふなり是も彼京事外にゐつきて後兩京のさだめをゝこなひしかばはや此事くやしうなりにけりといふ事をしりにきされればなじかはことばをおしむべきとぞいはれけるまことに其後に人にこえられんとしける時もこの入道よきやうに申て長方卿はことの外に物おぼへたる人なりたやすく人に超越せしむへからずとて後までもて方人をせられける也梅小路中納言

の雨京さだめとてその時の人の口にありけり
續古事談所載恐非二長方之言一矣按長方治承中正直之士也嘗宥下議二明雲一之罪狀上而不レ畏二法皇之怒一又義仲欲下狹二法皇一而降中于平氏上之日長方難二其議一事遂罷以レ此觀レ之則豈希二淸盛之旨一漫事辨佞者哉若果信二續古事談所下載則實奸曲之士也蓋續古事談欲三稱二其才一而忘レ害二其人一尤不レ足レ信矣
補百練抄云十一月廿三日俄自二新都一可レ還二幸舊都一云々廿六日着二御舊都一萬民有二悅色一依二東國逆亂一忽有レ議所レ歸レ都也主上入三御五條皇居一

○新院いつとなく御なうのみ云々
補百練抄云 七月廿九日新院御 不豫己累レ月天下政務一向不レ可二聞食一之由被二仰下一云々

○いそき福原をいてさせおはします中宮一院上皇も御幸なる
治承四年十一月山槐記云可レ有レ還二御舊都一之由閭巷說歟定訛言歟○同廿四日記云自二福原一行二幸寺江邦綱卿家一法皇御二座御船一新院御 法服云々房云云○廿五日記云陰晴不レ定風烈今日出二御寺江一可レ着二御木津殿一云々而依レ風留二御船於唐崎一云々彼日新宰相中將通親云本儀雖レ着二御木津一不レ可二下御一云々○廿六日記云陰晴不レ定風烈今日出二御木津殿一行二幸五條東洞院亭一新院御二幸御車六波羅賴盛卿家號二池殿一法皇御二幸御輿六波羅入道相國亭號二泉殿一去六月二日俄遷二御福原亭一被レ棄二置平安京一依二天台衆徒訴申幷東國逆亂一俄又有二還御一也

○各の宿所もなければ八幡賀茂嵯峨うつまさ西山東山のかたほとりについて云々
按是時從二福原一之公卿不レ過二五七人一殿上侍臣諸司屬官或雖レ及二數百人一平安第舍豈盡荒廢乎今言レ寓二宿于寺社一者乃文詞之潤色矣

○同しき廿三日近江源氏のそむきしをせめんとて左兵衞督知盛薩摩守忠度つかう其勢三萬餘騎近江の國へ發向す
治承四年十一月卅日山槐記云今日於二新院一六波羅池殿西面被レ議二定東國逆亂事一爲二頭左中辨經房朝臣奉行一昨日有レ召仍未刻着二束帶一參入人々又漸參入左大臣依二承仁王會之由一着二束帶一之由被レ示左大將實定直衣去五月於二新院一被レ議二園城寺亂逆事一之日同被レ行二仁王會一左府如二今日一被レ着二束帶一而右府着二直衣一無便之由右府被レ申左府今日大將無二其詞一師隆季束帶中御門大納言宗家束帶左大辨長方束帶等也此外應レ召之人右府被レ申二所

勞之由前中納言（雅頼）在福原皇太后宮大夫雖參入依檢校參仁王會又此外三條大納言（實房束帯）藤中納言（成範布衣）左京大夫（修範布衣）雖參入以前各退出天台座主明雲參入非殊召依江州騷動不審自去夜祇候近邊之由被示之前權僧正公顯參入爲御使昨日向園城寺去夜歸參今日又依召參入云々及晩陰頭辨仰左大臣云東國凶黨逆亂已及近江國有同心之聞而又去夜近江凶徒等來着大津濱歸去了云々此間事何樣可被計仰哉各相議可申者左大臣同左大辨又被示頭辨云仰詞被示左大辨者頭辨進寄左大辨座下示之左大辨申云追討外不可有異議其上又被行德政自有歸伏之心歟（次イ）又如法可有御祈禱其詞甚多然而大概如此歟予申云被遣追討使之條理之所當也尤雖可然一兩國同意之時若頼朝黨已發向近江國者不廻時刻可被遣追討使如風聞東國只各同心不從勅宣然者彼等餘勢雖經日數不可増減於官軍者被召集諸國軍兵之間彌可加其力暫不遣追討使先遣官使可被尋問發起之由緒歟若有申旨偏不背勅命者其時隨狀可被計行歟速被責江州者美濃國以下加力可有扶心尤可有思慮事也於御祈禱者諸社諸寺尤可被行也兼又諸宗被行大法者也中御門大納言被同予其上御祈可被行仁王經法毘沙門法之由被申帥被申云此間事可被行之次第可有御祈事内々再三申入了其外無可申之事被行德政事尤可然事也然而事已及火急雖被行善政難達彼等之聞然而可然之事一兩歟將兩三歟可被計行於追討條者武勇之輩左右也此上只在勅定左大將被申云先被追討近江國之條不可及異議彼國凶徒不幾歟一國降了者濃州以下定歸伏歟者左大臣被申云大略同左大將被定申承平康和被奉寄一郡於神宮先跡已存尤可有其沙汰者各被申之詞甚（某イ）雖多詳不覺悟只注大概頭辨參御前奏聞歸來仰聞食了之由於左大臣人々退出

同十二月一日記云醫博士信康來曰伊賀伊勢軍兵寄近江斬柏木入道同兄判官代山本兵衞尉三人首之由唯今脚力來者後斬首事無實云々〇同二日記云今日左兵衞督知盛卿爲追討使發向近江國

至二于駿河國一次第可レ攻云々京中在家稱二別當宣一立レ楯或被レ遣二置立一云々○同十三日記云後聞今日近江國凶徒爲二官兵一被レ攻二落馬淵城一斬首二百餘人云々

補百練抄云十二月二日東國追討使左兵衞督知盛已下發向云々

奈良炎上の事

○有官の別當たゝなり

補有官別當ナリ拾芥抄云勸學院依二長者宣一以二氏辨一爲二別當一又有二六位有官無官別當一

○きつちやうの玉

補毬打ナリ古ヘ五月五日武德殿ニシテ打毬ヲ命ゼラル西宮抄ニ出タリ按ルニ騎乘ニシテ毬ヲ打ナリ今マ正月ニ小兒ノ玉ヲ弄スル其遺法ナリ

○やまとの國のけんひしよ

補本朝文粹三善淸行意見云諸國檢非違使掌下糺二境內之奸濫一禁中民間之凶邪上云々國中追捕及斷罪一向委二此檢非違使一云々

○大將軍には頭中將重衡中宮亮通盛都合其勢四萬餘騎なんとへ發向す云々

治承四年十二月廿五日山槐記云依レ討二南都凶黨藏人頭重衡朝臣一率二數千軍兵一發向今夜宿二宇治一云々○廿六日記云天陰雨雪降後聞重衡朝臣今日逗二留宇治一依二雨雪一不二發向一云々○廿七日記云後聞南都追討使重衡朝臣宿レ狛先陣阿波國住人民部大夫成良軍兵向二泉木津一爲二一陣一與二衆徒一合戰矢放一兩依二日暮一不レ戰○廿八日記云未刻當二南方一有レ煙若是官兵放二火南都一歟入レ夜猶有二火光一閭巷云官兵於二泉木津一合戰攻二渡河南一衆徒放二火在家一又云官兵自二河內國一越二未曾地之間一爲二衆徒一被二攻却一死者甚多凡南都兵勢盛云々後聞官兵燒二木津一於二奈良坂一合戰良久不レ落遂又被二攻敗一籠二興福寺一合戰猶不レ禦二得衆徒一皆退散官兵放二火所々在家一其間東大寺興福寺爲二灰燼一云々官兵所爲歟惡徒所爲歟不二分明一此事正月一日所レ風二聞京中一也其間子細粗注二元日暦一于時東大寺別當法務大僧正禎喜仁和寺人也興福寺別當權僧正玄緣者廿四日依二腫物一入滅權別當權少僧都藏俊去秋比入滅兩別當闕之間也氏院別當右中辨兼光朝臣也後日宿曜師大威儀師珍賀

所レ送之堂舍燒亡記曰治承四年十二月廿八日爲ニ官兵ニ被ニ燒失ニ所々

合

興福寺内堂卅八宇　塔三基

金堂　講堂　東金堂　西金堂　南圓堂　北圓堂

御塔

鐘樓　經藏　寳藏等　四面廻廊　三面僧房　南大門　中門　中宮御塔　觀自在院　東圓堂　一乘院

唐院ニ松陽堂　東北院　傳法院ニ北院　觀禪院ニ西院　五大院ニ圓城院　松院堂　大乘院三　塔一

發志院　中院ニ新院　二階堂　北戒檀已上堂舍

修南院　勅使房　北政所　醬殿　松室　東院　大湯屋　南戒壇　轉法院　莊嚴院　一言主宮　惣宮

妙見　北院二所　五道房　大窪　北戒壇　布留明神攝所　竈殿

以上九所神社此外僧房不レ知レ數無法號堂少々在之

同寺外

花巖院　花林院　相應院已上堂

上乘院　金剛院　隨心院　安養院

竹林院　灌頂院　西北院　淨古院

松林院　聖敎院　多門院　御所

眞乘院　宿院　孝養院　木殿

法雲院　敎王院　蓮光院　十理院

院御塔　春日御塔　佐保殿　梨原

菩提院内

本堂　惠心院三　淨名院　藥師院

圓明院　堂如院　彌勒院二　黃薗

龍花院内

八角堂

元興寺邊

玉花院

東大寺内

大佛殿　講堂　食堂　四面廻廊

三面僧房　戒壇　無勝院　安樂院

眞言院　藥師堂　東南院

八幡宮　氣比　氣多

已上三ヶ寺兩院内外堂舍僧房在家不レ知レ數燒失了御佛一躰不レ奉ニ取出一也是依レ恐ニ官兵一也

所殘

興福寺内小房二宇

東大寺内堂舍少々寶藏僧房少々龍花院内本堂已下
堂舍少々僧房在家三分之二
新藥師寺邊本堂幷僧房在家
禪定院内　堂塔僧房
野田邊　僧房任家少々
已上是等許所㆓燒殘㆒也
於㆓春日御社㆒官兵一切不㆓入來㆒也
後聞興福寺金堂釋迦眉間銀釋迦小像自㆓灰中㆒求出
其像其躰不㆑見云々
後日或僧侶書與此起請
東大寺
封五千戸　東西寺二千戸　闕大臣所爲即殺罪
三百戸新藥師寺　依同寺御此分度也
水田一萬町
以前捧上件物遠限日月窮未來際敬納彼三寶分依㆓
此發願㆒太上天皇沙彌勝滿諸佛擁護法藥重質萬病
消除壽命延長一切所願皆使㆓滿足㆒令法久住拔濟群
生天下大地人民快樂法界有情共成道以㆓代々國王㆒
爲㆓我寺檀越㆒若我寺興復天下興復我寺衰弊天下衰
弊復誓其後代有㆓不道主㆒至㆓邪賊之臣㆒若犯若破障
而不㆑行者是人必得㆓破辱十方三世諸佛一切賢聖之
罪㆒終當落㆓大地獄㆒無數劫中永無㆓出離㆒後十方一
切諸天梵王帝釋四天大王天龍八部金剛密跡護法護
塔大善神王及普天率土出有大威力天神地祇七廟尊
靈幷佐命立功大臣將軍之靈等共起大禍永滅子孫若
不㆑犯㆓觸敬勤行㆒者世々累福紹隆子孫帶也塵城早
登覺岸
天平勝寶元年潤五月廿日
奉勅　正一位行左大臣太宰帥橘宿禰諸兄
右大臣從二位藤原朝臣豐成
大僧都法師行信
勅　藏俊云神筆云々議以有靈匪直也筆
同廿九日記云閭巷云南都衆徒甚强官兵猶中彼加勢
云々後聞此事極僻事也追討使藏人頭重衡朝臣歸參
凶徒首四十九持參付奈幾刀指法師一人搦取持參云
々
補公卿補任ヲ考ルニ通盛治承三年十月兼中宮亮
十一月更任越後守云々
然レバ是時越前守ナルベシ
○ほうし甲

補五條ノ袈裟ヲ以テ頭ヲ裹ムヲ甲袈裟ト云

○ふく井の庄のげし

補莊園ノ役使ニ給シ置ク者ナリ惣檢校別當寄人等ノ目アリ朝野群載等考ヘシ

○焦熱大焦熱等

補地獄ノ名ナリ三界義往生要集等考ベシ

○佛法さいしよのしやかのさう

補水鏡云敏達天皇八年と申し十月に新羅より釋迦佛をわたしたてまつりしかは御門悅給て供養したてまつりき山階寺の東金堂におはしますはこの佛なり云々

○しねんゆしゆつの觀世音

補盛衰記ヲ考ルニ傳法院ノ修圓僧都ト云僧須賀多ノ池ノ邊ノ田中ヨリ湧出セル十一面ノ像ヲ奉持シテ安置スト云々

○常在不滅

補常在靈鷲山法華經ニ出ヅ又涅槃經云如來常住無有變易

○寶報寂光

補天台宗ニ云所ノ四土ノ目ナリ四教儀等考ベシ

○烏瑟

補名義集云烏瑟膩沙此云佛頂

○白毫

補三十二相ノ一ナリ法數等書考ベシ

○滿月ノ尊容

補面輪滿月八十種好ノ一ナリ法數等考ベシ

○八萬四千のさうかう

補觀無量壽經ニ出タリ

○四十一地のやうらく

補梵網經ニ出タリ

○十惡

補法數等考ベシ

○法相

補彌勒菩薩ヲ祖トス解深密等ノ經ニ依ル

○三ろん

補文殊菩薩ヲ祖トス中輪百論十二門論ニ依ル

○うてん大王の云々

補優塡模佛ノ故事佛國記等ニ出タリ又名義集優塡此言出受毘首羯磨此言種々工業閻浮提此言勝金

○ほんしやく
補梵王帝釋ヲ云
○龍神八部
補法華經等ニ出タリ
○冥官冥衆
補十王經ニ出タリ

平家物語考證卷之五終

平家物語考證卷之六

目錄

平家物語考證卷之六

松堂閑人四醉生　編
洛陽後學源道格　集
羽林中郎將藤原定俊　補

新院崩御の事

○治承五年正月一日の日内裏には東國のひやうかく南都の火災によつて朝拜とゝめられて云々

朝拜當レ作ニ小朝拜一朝拜者寛弘以後既絕矣百練抄云養和元年正月一日無ニ小朝拜所々拜禮一節會無ニ出御一止ニ舞樂國栖奏一依ニ南都火事一也今日武官公卿或帶ニ弓箭一或垂纓帶ニ鎊大刀一

補是ノ時大極殿燒失シテイマタ造ラスソノウヘ蕃客ノ朝貢モ絕テナク諸國ノ朝集モ式ノ如クナラス寛弘以後朝拜ノ行ハレザルハ是ノ故ナリ

○ふかくもそうせす

補元日宴會三献立樂年中行事抄ニ萬歲樂地久賀殿長保樂ヲ出セリ

○吉野のくずも參らす

補公事根源云一献に國栖歌笛を奏す是は吉野の國栖人の事なり云々日本紀應神天皇ノ下ニ詳ナリ按ニ長承保延ノ比ホヒ國栖人ハ參レ𪜈歌笛ハ形ノ如クナリト今ハ一向ニ斷絕シテ只伶官一人南階ニ近ツイテ双調ノ音取ヲ奏ス國栖代ト云國栖ノ里ハ吉野ノ近邊ニメ厚紙ヲ出ス所ナリ

○藤氏の公卿一人もさんせられす

補藤氏ノ公卿不參ノ事明月記玉葉ニ所見ナシ中右記ヲ按スルニ氏寺有事トキハ廢朝ニ准スヘキ說アリ

○殿上のゑん醉

補年中行事ヲ按スルニ正月三日ナリ藏人頭以下臺盤ニツイテ勸盃アリ朗詠今樣ヲ謠フコトアリ

○四代の帝王思へは子なり孫なり　二條院高倉院皇子也六條院安德天皇者皇孫也

愚按保元以來法皇信佞人用姦邪平治大乱不待言論而著矣白山之訴成親之謫皆法皇自招而已縱雖有伊霍之臣鳥羽之閑居何免之特不可尤淸盛者乎

○はんさのせいむ

補書ノ皐陶謨云一日二日萬幾

○同しき五日の日南都の僧綱解官せられて公請を停止し所職をもつしゆせらる

百練抄云養和元年正月四日東大興福兩寺門徒僧綱已下可下解ニ却見任一沒中收所領上之由宣下○又云同八日八省御齋會以下南京僧被ㇾ止ニ公請一仍以ニ延暦寺僧一可ㇾ爲ニ講師一哉又御齋會可ニ延引一歟之由被ㇾ問ニ人々一以ニ成實三論一重令ㇾ勤ニ講師一

○御さいゑ

補延喜玄蕃式云凡毎年起正月八日迄于十四日於大極殿設齋講說金光明最勝王經

○成法已から

補百練抄云成實ニ作ル御齊會藥師會ノ最勝會興福寺維摩三會ノ講師ヲ經タル僧ヲ已講ト云

○花林院の僧正やうゑん

補永圓内舍人良門裔大藏大輔永相子

○きく度にめつらしければ郭公　此歌見ニ金葉集一人其稱ニ初音一僧正則可ㇾ謂ㇾ有ニ名譽一然此歌風體不ㇾ好矣學ニ二條家流一者如ㇾ此歌乃惡ㇾ觸ニ于耳一爲○俗呼ニ臭香一稱ニ聽香一故近世好ㇾ事之徒有ㇾ因ニ此歌而名ニ栴檀木一以ニ初音一者言毎ㇾ燒之奇香新異猶ㇾ聽ニ杜鵑之初聲一矣

○上皇はおとゝし法皇の鳥羽殿におしこめられてわたらせ給ひし御ことこそ高倉のうたれさせ給ひし御ありさましもたやすからぬ天下の大事都うつりなと申事に御なうつかせ給ひて御わづらはしう聞え給ひし　上皇自去年有温疾事見于或秘記追可註

○同じき十四日六波羅院殿にて新院つゐに崩御成ぬ

百練抄云養和元年正月十四日太上天皇崩ニ于六波羅頼盛亭一（御年廿一號高倉院）奉ㇾ葬ニ清閑寺一

補百練抄コレニ同シ定俊按ニ上皇ノ德ヲ讃美スルコト物語ノ文過度ニアラス後三條院以後不世出ノ主也玉葉山槐記等ニ於テ見ツヘシ上法皇ヲ以テ父トシ下清盛ヲ以テ臣トス上皇ソノ間ニ處シテ心力ヲ勞スルコト許多ナラン惜哉重盛早ク卒シテ良輔ヲ失ス上皇英志アリトイヘトモ孤リ如何トモスヘカラス以光ヲ戮シ僧徒ヲ罪ス一ニ上皇ノ英斷ニ決ス這般ノ事何ソ心ニ介々トシテ病ヲ成ンヤ上皇崩殂シテ軍國ノ事マス々々爲ス

ヘカラス悲哉

○三明六通云々

補法數等ノ書ニ詳ナリ

○けんしゆつへんけ

補仙道ヲ修シ及ヒ役小角等ノ類ヲ指ナルヘシ

○せいかんし

補拾芥抄佐伯公行建立

○てうけんほうゐん云々

補詠スル所ノ和歌新古今ニ載タリ

○又ある女ほうの云々

補新續古今哀傷部高倉院かくれさせ給ぬときゝて年比みなれ奉ける事などかず／＼おもひ出て

建禮門院右京太夫

こうようの事

○北のちんに云々

補朔平門ヲ北ノ陣ト云フ高倉院在位ノ始メ大内ニ御ス依テ北ノ陣ニ假山ヲ命セルナルヘシ櫨蝦手ハ二物ニシテ皆ヨク紅葉スルモノナリ

○殿もりのとものみやつこ　掃部司布設洒掃をつかさとる是を殿もりの宮つことい ふ源公忠朝臣歌に殿もりのとものみやつこ心あらば此春ばかり朝きよめすな

補殿モリハ主殿司ナリトモノミヤツコハ延喜式伴部ニ作ル主殿ニ在テハ殿部トモ云ヒ掃部ニ在テハ掃部ト云ヒ主水ニ在テハ水部ト云フ伴ノ御奴ト云ベキナリ官ノ奴婢ヲ駈使スルナリ

○あさきよめすとて

補延喜主殿式云毎日早朝頭率僚下掃治御前及宮掖所々云々

○縫殿の陣　在朔平門

補北陣ニ同シ縫殿寮ニ近シ故ニ或ハ縫殿ノ陣ト云

○ふきやうの藏人

補六位ナリ職原抄ニ奉行禁中細々公事ストモ云モノナリ

○林間に酒をあたゝめて紅葉をたく　樂天題仙遊寺詩

○御方違　詳見清明簠簋

○鷄人曉をとなふこゑ明王のねふりをおどろかす

都良香漏刻詩鷄人曉唱聲驚明王之眠鳧鐘夜鳴響徹暗天之聽○王維詩絳幘鷄人送曉籌王洙曰雞人宮中司曉者曉籌曉漏也東坡云佘來黃門聞人歌如鷄唱與朝堂中所聞雞人傳漏微相似

○あんきのせい代云々

補續古事談云延喜御門もさむくさゆる夜は御衣をぬきて夜御殿よりなけいたし給ける云々

○上日の者　瀧口之上日也藏人所置於武勇之士謂之瀧口士冊屬藏人所○禁秘御抄云瀧口員廿人無有官大略同所衆但白地不昇殿公役躰同但御船公役必瀧口也着布衣且募候砌九條關白制申但非雜熟遠所勅使等公役隨仰奉仕無定樣又栽草木樣雜役皆例也無官或内舍人將曹志等補之院宮親王公卿侍臣等皆擧申頭下知藏人々々仰出納召付若有試藏人一人於左近眹場試能射例也天德四年七人召加之又於弓場試時公卿侍臣等試之此等古例也凡學生試猶弓場試也

○堯の世の民は堯の心のすなをなるをもつて心とする故に皆すなを也云々

補說苑曰禹見罪人下車問而泣之左右曰夫罪人不順道故然ハ君王何痛之至此也禹曰堯舜之民皆以堯舜之心爲心今吾爲君百姓皆以其心爲是以痛之

○かたましきもの朝にあつてつみををかす　朝字當作市

葵のまへの事

○上とう　わうはめ乎

○そのかみゑいやうに云々

補眞書ノ物語謠詠ニ作ル全文ハ未考杜子美兵車行ニ信知生男惡反是生女好生女猶得嫁比鄰生男埋沒隨百草云々

○忍ぶれど色に出にけり云々

補平兼盛カ所詠拾遺集戀ノ部ニ出タリ

○君が一日のおんのために妾が百年の身をあやまつ

樂天銀瓶引

○むかし唐の太宗云々

補通鑑綱目云帝聘鄭仁基女爲充華冊使將發魏徵聞其嘗許嫁士人陸爽遂上表諫云々

こからの事

○こから

補重範左兵衛督タリ因テ小督ト稱スルカ重範ノ季女タリ

○そも此女はうと申は櫻町の中納言重教卿のむすめ

治承四年四月十二日山槐記云今日初齋院禊ニ東河ー入ヨ御紫野院ー御年四歳新院第一御女内親也母權中納言成範卿女號ニ小督殿ー即新院女房也生ニ此宮ー之後不レ參去年冬爲レ尼生年廿三ー有ニ子細ー歟不レ知ニ其由ー前治部卿光隆卿奉養之中御門南京極西前中宮權大進重賴宅爲ニ卜定所ー去年三月廿六日燒亡仍遷ニ御冷泉室町西左少將有妹室ー其後入ニ御左近殿今日禊ニ東河ニ云々入ニ本院ー給也云々

○たかふさ

補隆房藤原魚名裔大納言隆季ノ子

○たん正の大ひつ中國

補職原抄彈正大弼相當從四位下禁秘御抄云高倉院御時仲國夙夜奉公着衣冠云々山槐記源仲國

○かたおり戸

補按ニ明月記云小門折戸云々片折戸アリ兩折戸アリトモニ門扉ニアラスシテ引立タル戸ナルヘシ民舍卑狹ノ戸ナリ

○御書あそはひて云々

補禁秘御抄云料紙女房許多薄樣云々

○りやうの御馬

補左右馬寮ヲ云延喜式云八月附牧監等貢上云々

○おしかなく此山里とゑいしけん　此歌不見于二十一代集

補盛衰記在原業平ノ歌トスソノ山里ニ作ル歌苑抄をしかなく此山里のさかなれば悲しかりける秋の夕暮某僧

○釋迦堂　造營之始末考得

永延元年八月十八日小右記云法橋上人位奝然申請云以愛太子山號五臺山大淸凉寺建立一伽藍置白旃檀釋迦尊像云々

○法輪寺

補拾芥抄云虛空藏大井川西廣隆寺末又緣起ヲ按ルニ元ハ木上山桂井寺ト云後道昌僧都改メテ智福山法輪寺トスト云々

○かめ山

補本朝文粹菟裘賦云龜緖之嚴隈龜緒便龜山也猶如龜緒云々

○想夫戀　かな書なり一說云小夫蓮

補或相府蓮ニ作ル王倹カ故事ニ依ルト云々
給芥抄云平調
○こしよりやうてうぬき出し
狗朝葛曰横笛和訓ヤウテウヤウテフト書ヘシ
○女房の装束一かさねそへてそ出されたる　古者
有賜使者之禮女御入内等賜使者之儀乃如此
書所言也只在嵯峨民屋而行此禮者不合事
情恐慮談矣今聊註賜御書使之儀侍中群要云
賜御書之後暫置日記辛櫃上（以扇敷下若殿上無人令主殿司守或置所御膳棚上以小舎人令預之）於直廬理鬢髮整衣服了取御書
退出陣中之間令持小舎人（小舎人令着表衣也）前行至
門乘車（若無自車乘在門之車令相觸車主又路間以御書指夾車前梓立穴也）參其所於
中門邊自取御書參上本家儲座召之勅使進就
簾前（以藤可懸菌瑞故實也）獻入御書頃之女房自簾中出盃（肴物可然之五位取）童女出來行酒（銚子提等之類）爾後給御返事授祿
（后宮祿者下地再拜自余無拜）隨仰歸參（御返事祿等入車）陣中之間御返事令
持小舎人立後祿物令持從者在後於昇殿之
所自取御返事以祿懸肱參上（祿落置使所若參書御座方可置年中行事障子邊參朝干飯方者置巴稱馬障子邊令通見自大盤所）獻御返事了退去而已此
儀初度御書若年首事也當時無酒祿等但陣中御書
自持從殿々之上往反有祿者即以自持不具小
舎人凡御書使路頭雖逢大臣不下車云々而今
樣令隱御書猶下云々
○めぶ　馬部馬寮之屬官也
補延喜式負名入色之者補之云々
○きちやう　吉上也庶人之奴隷謂之吉上
補禁秘御抄云馬部吉上諸記ヲ按ニ陣ノ吉上トア
ルトキハ陣ニ屬スルノ賤者ナルヘシ
○女房のしやうそくをはねうまの障子にうちかけ
て
巴爾馬障子或謂馬形障子以其畫馬而名焉以
木狹立之乃追伊太天障子也而又非俗所用之追
伊太天者見禁秘抄○使者以所賜之衣懸障
子者見侍中群要註上
○南にかけり北にむかふ寒温を秋の雁につけかたく
南翔北嚮難付寒温於秋雁是乃後江相公代九條右承
相答呉越王之書
○天にすまは比翼の鳥地にあらは連理の枝とならん
樂天長恨歌
○かなしみいたつてかなしき老て後子にをくれたる

よりもかなしきはなし云々
後江相公喪ニ息澄明ニ而四十九日願文云悲之又悲莫レ悲ニ於老後ニ子恨而更恨莫レ恨ニ於少先ニ親雖レ知ニ老少之不ニ定猶迷ニ前後之相違ニ云々

○一乘妙典　法華經也

○りやうあん
補尚書曰王宅憂亮陰註云陰默也居憂信默三年不レ言疏云禮記作ニ諒闇ニ鄭玄以爲ニ凶廬ニ論語作ニ闇陰ニ孔氏曰諒信也陰默也

めくらし文の事

○ひめ君の生年十八歳云々
補玉葉云或人云禪門女參ニ法皇ニ之間有ニ種々事等ニ云々

○木曾の次郎義仲　系圖云號木曾冠者昇殿征夷大將軍左馬頭伊豫守正五下元暦元正廿一於粟津被レ討了

○帶刀先生よしかた　六條判官爲義子系圖云號ニ帶刀先生ニ近衛院坊中母六條太夫重俊女久壽二八十六於ニ武藏國大藏館ニ合戰爲ニ惡源太義平ニ被レ討畢
補東宮帶刀ノ長ヲ云系圖云近衛院坊中帶刀長久壽二年八月十六日於武藏國大藏合館戰爲惡源太義平被討畢

○木曾の中三かねとを
補木曾續日本紀岐蘇ニ作ル元明天皇和銅六年ニ始メテ岐蘇路ヲ通ス兼遠ハ義仲カ乳母ノ夫ナリ中原氏ノ故ニ中三ト稱ス

○田村
補刑部卿坂上苅田麿ノ子ナリ

○利仁
補藤原氏魚名ノ裔民部卿詩長ノ子ナリ

○よこ將軍
補鎮守府將軍平維茂號余五將軍今昔物語云丹波守平貞盛ト云ケル兵ノ弟ニ武藏權守重成ト云カ子上總守兼忠カ太郎也其ヲ曾祖伯父貞盛カ甥并ニ甥カ子ナトヲ皆取集メテ養子ニシケルニ此ノ維茂ハ甥ナルニ亦中ニ年若カリケレハ十五郎ニ立テ養子ニシケレハ字ヲ餘五君トハ云ケルト云

○知頼

補系圖致頼ニ作ル上總介良兼孫號平太夫

○ほうしやう

補藤原保昌ハ武智麿裔右京太夫致忠ノ子

○頼光

補源滿仲ノ子

○義家

補源頼義子系圖云父頼義朝臣參ニ詣八幡宗廟一於ニ社壇一賜ニ三寸靈劍一之由蒙ニ感夢之告一且晨於ニ其枕牀一得ニ一柄小劍一云々妻室懷胞即令レ出ニ生男子一畢今義家朝臣是也仍七歳春於ニ祖神社壇一依レ加ニ首服一號ニ八幡太郎一

○かうつけの國には

補盛衰記云義賢ハ武藏國多胡郡ノ住人秩父次郎大夫重澄カ養子也云々

按ニ多胡郡ハ上野國ナリ武藏國ニアラス

ひきやくたうらいの事

○よこ將軍　平正盛（繁カ）十五男義茂（盛カ）號餘五將軍見今昔物語追加考

○城の太郎

補平助永ハ維茂ノ後城九郎助國ノ子又城四郎長茂初名ハ助茂

○同しき七日の日大臣公卿家々にしてそんせうたらにならひに不動明王かき供養せらる

補百練抄云治承五年二月六日神社佛寺諸家及五畿七道諸國顯ニ不動明王像一寫ニ尊陀羅尼一可ニ供養一之由被ニ宣下一

○そんせうたらに

補義記科註等考へし

○同しき十一日よしもと法師かヽうべ都へ入つて大路をわたさる

補百練抄云同九日逆徒義基法師首幷生虜等廷尉請取向ニ獄門一

○りやうあんにそく首を云々

補百練抄云天仁元年正月廿九日但馬守正盛隨身源義親幷郎從四人首參洛云々任ニ康平貞任之例一被レ行レ之

○同しき十二日鎭西より飛脚到來云々

同十五日或秘記云傳聞鎭西謀反之輩逐日與盛燒拂太宰府了云々

○うさの大宮司
補延喜神祇式云凡八幡神宮司以大神宇佐二氏補之云々

○鎭西
補按ニ續日本紀天平十五年置鎭西府同十七年復太宰府云々海西ノ諸州ヲ鎭西ト稱スルコト是ニ始レリ唐憲宗元和元年ノ告勅ニ高階眞人遠成ヲ鎭西府ノ大監ト稱ス然レハ天平十七年以後太宰府ト稱スルハ本名ニシテ鎭西ト稱スルハ諸官ノ唐名ヲ假リ用フル類ナルヘシ

○あさみあはれけり
補按ニ淺ムルトハ事ノアサ／＼シキヲ云ナリ行先ノ憑ゲナキコトヲ云ナルヘシ

○河野
補越智氏ナリ

○道前道後
補按ニ備前ニ上道郡アリ備中ニ下道郡アリ然ハ備前備中ノ境ヲ云カ

○紀の國の住人熊野の別當湛増は平家重恩の身なりしかたちまちに心かわりて源氏に同心のよし聞えし
湛増之事見治承四年九月以後往々或秘記（註第四卷）

入道逝去のこと

○同じき廿三日院の殿上にて俄に公卿せんぎ有云々
百練抄云閏二月六日於二法皇御所一議二定關東反逆事一左大臣以下參入先遣二院宮一可レ被レ尋二子細一之由定二申之一

○入道相國違例の心ちとてとゝまり給ひぬ明日廿八日重病をうけ給へりと聞えしかは京中六波羅ひしめきあへり云々
百練抄云閏二月四日入道太政大臣（清盛公法名靜海）薨（年六十四）天下走騷日來有レ所レ惱身熱如レ火世以爲下燒二東大與福一之現報上八日葬禮寄レ車之間東方有二今樣亂舞聲一（廿人許聲）以レ人令レ見レ之間二最勝光院中一云々○同四日或秘記云入レ夜傳聞禪門薨去云々但實否難レ知可二尋聞一也○五日記云禪門薨去一定也云々大夫史隆職來云々召二前間二雜事一語云今日參レ陣左少辨行隆密語云去夜法皇宮武士群集之由有二風聞一人以爲法

皇輿ニ前幕下ノ有ニ變異之心ノ誠是天下衰亡之至也云々昨日朝禪門以圓實法眼ノ（滅ニ國家ノ之濫觴天下賊也）奏ニ法皇ノ云愚僧早世之後萬事仰ニ付宗盛ノ了毎事仰合可レ被ニ計行ノ也云々者勅答不レ詳爰禪門有ニ含レ怨之色ノ召ニ行隆ノ仰云天下事偏前幕下之最也不レ可レ有ニ異論ノ云々非ニ啻東國之冠ノ又有ニ中夏之亂ノ歟云々小時退下了

○前の右大將宗盛の卿云々

補百練抄右大將宗盛卿可レ爲ニ五畿內並伊賀伊勢近江丹波等國惣管ニ之由被ニ宣下ノ天平之例云々

○千手非

補千手非又云獨股水此水ヲ山王院千手觀音ノ閼伽トス故ニ千手水ト名ク

○むかし法藏そうつ云々

補東大寺ノ僧ナリ元亨釋書ニ詳也

○たゝ思をく事とては云々

補按ニ清盛死ニ臨テ猶懸ニ征討ヲ託ス輪廻昇沉ノ事ハ聊カ屑トセス其ノ豪勇ナル事見ツヘシ

○あつち死

補アツチ死カ煩悶扇動ノ形狀ヲ云ナルヘシ

○四手の山

補十王經死天山ニ作ル

○三つせ川

補十王經ニ出タリ葬頭河所渡有三一山水瀨二江深淵三有橋渡云々

○くはうせん

補孟子下飮黃泉

○中う

補中有ノ相阿含經ニ見タリ

經の島の事

○さうそうの夜云々

補百練抄云六日今夜故入道大相國八條坊門第炎上

○又六はらの南にあたつて人ならは二三十人はかりかこゑしてうれしや水なるはたきの水といふ拍子を出ひてまひおとりとつとわらふこゑしけり

百練抄可考見上

○れいしせんほう

補按ニ懺法ニ數種アリ是ノ云所ハ法華懺法ナル

ヘシ例時トハ日々朝夕ノ奠ニ懺法ヲ唱フルヲ例
時ト云
○日吉の社へ參り給ひしにも當家他家の公卿おほく
ぐぶして攝籙の臣の春日の御參詣云々
補攝政ト錄尙書トヲ併セ稱スルナリ
○うじ入
補宇治入ヲ云明月記云治承四年三月五日關白始
入宇治給云々過門前給殿上人十餘人
○經の島ついて上下往來の舟の今の世にいたるまで
わつらひなきこそ目出度けれ
治承四年三月五日山槐記云日向國辨濟使右官掌職
直曰輪田泊石掠造築役事賜ニ使路諸國ニ官符到來
可レ出ニ請文ニ之由仰了爲ニ後代ニ被案文並請文案召
取續曆
太政官府
廳下知管內諸國雜物運上船梶取水手下向時人別
三箇日勒仕攝津國大輪泊石掠造築役事
右得ニ入道前太政大臣家今日解狀ニ併謹考ニ案內ニ
輪田崎者上下諸人經過無レ絕公私諸船往還百レ數
而東南之大風常扇朝暮之逆浪難レ凌是則無レ泊之
所レ致也爰近年占ニ攝州平野之勝池ニ爲ニ遁世退老
之幽居ニ依ニ其境之相近ニ間ニ此崎之爲ニ要方今仕ニ
數代之聖座ニ飽ニ殊私之朝恩ニ遂登ニ相國之官ニ更
入ニ菩提之道ニ寤寐所レ思者四海之靜謐造次所レ求
者萬國之歡欣是以老爲レ救ニ諸國之歎ニ一爲レ除ニ
諸之怖ニ殊勵ニ私力ニ雖レ築ニ新島ニ波勢常嶮石掠
不レ全自非レ疑ニ國々之功力ニ者爭得レ致ニ連々之營
築ニ乎伏尋ニ舊記ニ粗訪ニ故事ニ延喜聖代下綸旨仰ニ
山陽南海之兩道ニ修ニ輪田船瀨之舊泊ニ聖代之政
尤足ニ因准ニ然則下ニ知畿內河內和泉攝津並山陽
南海兩道諸國ニ不レ分ニ庄公ニ不レ論ニ權勢ニ令レ致ニ
不日之勤規ニ禦ニ逆風之難ニ其人夫者田一町別島
二町別各宛ニ一人ニ可レ被ニ雇召ニ於ニ其時節ニ者各
可レ依ニ申請ニ但幡磨造小安殿備前造大極殿已以
ニ營大功ニ不レ可レ准ニ他國ニ宜レ除苗支配庄園至ニ
于東西海南道國々ニ者當國大小雜物運上之時其
船梶取水手下向之次槌任ニ先例ニ役經ニ三日ニ望請
官裁被レ下ニ宜旨ニ於ニ件國々ニ任ニ延喜例ニ被レ修ニ
築彼石掠ニ者海無ニ行路之怖ニ畏ニ不レ開ニ官物私財
之損失ニ永絕者右大臣宣奉レ勅依レ請者府宜承知

依宣行之符到奉行 正五位上行左少辨藤原朝臣
修理左官判官正五位下
治承四年二月廿日

日向國誰（雜カ）掌調成安解申請 官符事壹紙（被裁下知管內諸國雜掌運上船梶取水手下向時人別三箇日勤仕攝津國大輪田泊石椋造築役事）右去二月廿日下太宰府之太政官符今日到來 併倩得入道前太政大臣家解狀偁輪田崎者上下諸人經過無絕公私諸船往還有數而東南之大風常扇朝暮之逆浪難凌是則無泊之所致也云々聖（望カ）請官裁被下宣旨於件國々任延喜例被修築彼石椋者海無行路之怖畏不聞官物私財之損失永絕者右大臣宣奉勅依請者仍所請如件謹解
治承四年三月五日 雜掌調成安

慈心坊の事

按此段爲承安二年之事則當平家繁榮之始也平相國甚信佛仍此僧構虛誕以徼媚者乎蓋清盛者有功而寡惡良源者直惡而無善自良源僧正而後山徒世事傲暴而不知施自他之利益矣清盛公有平治安社稷之功而又和田崎之築造爲得便焉若果清盛爲良源之蘇生則如頼友奸邪者又爲何化身乎清盛公之得失於大統紀年詳論云

○慈惠僧正
補延暦寺座主良源ナリ官大僧正ニ至ル慈惠ト諡ス元亨釋書ニ傳ヲ載タリ

○ゑんまわう
補閻魔羅名義集此云靜息

○二人のしゆそう
補從僧ノ持物ハ三衣筥香爐筥ナリ蓋ヲ捧ズルコト今從ヲ尊貴ノ僧ノ威儀トス十人ノ化僧トハ是モ同ク十大弟子ト稱シテ僧中ノ行粧ニ列ス供養等ハ考ベシ

○やく王ほさつ云々
補藥王勇施二菩薩多聞持國十羅刹等皆法華經ニ出タリ

○それ法花は云々
補三世ノ諸佛トハ過現未ノ諸佛ヲ云出世ノ本懐トハ方便品云如我昔所願今者已滿足云々衆生成佛ノ直道トハ天台大師略法華ノ偈云衆生皆已成

佛道云々一念信解ハ信解品ヲサス五重展轉ハ隨喜功德品ヲサスナリ

○とそつの內院云々

補彌勒上生經ヲ考ヘシ

○かの達た

補提婆達多名義集此云天熱法華經提婆品考ヘシ

きおん女御のこと

此段可考

○きをん女御とて

補續世繼云賀茂社司重助女又東鑑云鳥羽院御寵祇園女御源仲宗妻云々

○ちから御だう有

補蓮華寺ヲ云カ盛衰記祇園ノ事トス

○打でのこづち

補古ヨリ打出ノ小槌ヲ大黑ノ持物トス然トモ大黑經ニ小槌ノ事見ヘス一說ニ大黑ヲ大巳貴命ナリト云トキハ鳴鏑ヲ符會セルモノカ今山崎ノ寶寺ニ打出ノ小槌ト稱スル物アリ打出ト小槌トヲ分テ二物トス節分ト云狂言ノ謡ニ蓬萊ノ島ナル鬼ノ持タル寶ニハ隱蓑笠打出ノ小槌トアルトキハ古ヨリ鬼ノ持物タルナルベシ

○せうし法師　掌佛前之燈華者也

補承仕法師塞驢斷餘共御持佛堂ノ事ヲ司ナリ莊嚴ヲ仕御具ヲ取沙汰スルナリ妻帶出家隨意云々

○いとがさか

補絲鹿山紀伊ノ名所ナリ夫木集

靑柳のいとかの山の櫻花みやこの外に錦をそみる

○十二のとしけんふくして

補眞書ノ物語ニ元服シテノ字ナシ公卿補任大治四年正月左兵衛佐長承四年八月從四位下父忠盛摘進海賊賞左兵衛佐如元十八云々

○天智天皇はらみ給へる女御を大職冠に給ふ

此事決虛誕

補今昔物語云后ヲ讓リ給フ其ノ后本ヨリ懷姙シテ大臣ノ家ニシテ産ル所謂ル多峯ノ定惠和尚ト申ス此レナリ云々

○多武峯の本願定惠和尚　鎌足公子母車持國子君之女與志古娘即不比等同母弟也

すのまた合戰の事

○同じき廿日の日五條の大納言邦つなの卿もうせ給ひぬ入道相國とさしもちきりふかうおはせしか同日に病付て同し月うせ給ひけるこそふしきなれ

治承五年閏二月廿三日或秘記云申剋人告云邦綱卿入道已入没畢者即遣㆑使弔㆑之棟範出逢云此未剋許一定了臨終神妙悦思不㆑少以㆓黑谷上人㆒爲㆓善知識㆒云々件上人出家戒師也邦綱卿者雖㆑出㆑自㆓卑賤㆒其心廣大也天下諸人不㆑論㆓貴賤㆒以㆓其經營㆒偏爲㆓身之大事㆒因㆑玆衆人莫㆑不㆑惜但平禪門滅㆓亡藤氏㆒此人頗與㆓其事㆒歟故有㆘蒙㆓神罰㆒之疑㆖歟可㆑恐云々

補公卿補任云閏二月三日依㆓所勞㆒出家同廿三日薨六十云々

○同しき廿二日前の右大將宗盛の卿院參して院の御所を法住寺殿へ御幸なし奉るべきよしそうせらる

同廿五日或秘記云此日法皇渡㆓御法住寺御所㆒公卿侍臣供奉云々愚按今度御幸不㆑可㆑被㆑整㆓威儀㆒只密々可㆑有㆓還御㆒也如㆑此事無㆓申行之人㆒歟後聞公卿七人殿上人八人供奉云々

○應保元年云々

補山槐記云永曆二年四月十三日乙卯今日院有㆑御㆓移徙于法住寺㆒又云應保元年八月二日今夜院法住寺西御所御渡

○新日吉

補公事根源云永曆元年十月十六日後白河院日吉ノ御躰ヲ東山之新宮ニウツシ申サル是ヲ新日吉ト云應保二年四月卅日始テ祭有

○新熊野

補百練抄云應德二年三月四日熊野新宮遷宮日時定云云

○先故建春門院のおはしける云々

補百練抄云承安三年十月五日上皇幷建春門院御㆓移徙新御堂御所㆒云々建春門院ハ安元二年ノ崩ナリ

○大ゑきのふようひえうの柳

補長恨歌ノ一句ナリ大液ハ漢ノ宮池ノ名未央ハ漢ノ宮ノ名蕭何カ造ルナリ

○南内西宮

補南園西宮ナルベシ長恨歌ニ西宮南園多秋草云一
云

〇三月一日の日南都の僧綱みなゆるされて本官にふくす末寺庄園一所も相違あるべからざるよし仰下さる

同廿日或秘記云午刻藏人左少辨行隆爲ニ院御使一來臨余依レ疾不ニ出逢一以ニ季長朝臣一稱ニ此旨一行隆云依レ爲ニ大事一以レ人不レ可レ申只參ニ御緣邊一可ニ申入一云々者仍招ニ簾前一（長押下蹲踞）謁レ之行隆傳レ仰云東大興福兩寺惡徒依ニ謀反事一被ニ追討一了其後寺領及僧徒領併收公之由被レ下ニ宣旨一了嚴刑雖レ宥之故也其趣忽雖レ不レ可レ變恒例佛事等併退轉無ニ過怠一之禪侶等悲ニ歎此事一就中東大寺大佛御身雖レ全御首燒損遠近見聞之輩莫レ不レ驚レ眼雖レ如レ形可レ造ニ掩假佛殿一之由寺僧等欲ニ結構一之處寺領等沒官之間無レ力ニ於經營一云々云レ彼云レ是聞召歎下レ少因レ茲寺領並等僧領等如レ本可レ被ニ返付一哉若然者宣下之趣似レ無ニ始終一又惡徒等濫行向後不レ可レ絕仍暫不レ可レ及ニ此沙汰一歟兩箇之間思慮可ニ量奏一抑於ニ興福寺事一者長者定被ニ計申一歟然而且爲ニ御存知一所レ被ニ尋仰下一也者余申云先衆徒惡行累世積年遂依ニ謀叛之聞一被レ遣ニ追討使一是皆依ニ惡僧之所行一被レ施ニ嚴肅之刑罰一也敢非ニ佛像正教之過失一又非ニ禪侶堂舍之擁怠一然者僧徒之所領猶可レ依ニ罪之輕重一何況於ニ佛寺之領一哉然而已被レ下ニ沒官之綸旨一不レ歷ニ幾旬月一忽改易之條雖レ有ニ輕忽之難一已被レ補ニ山階寺別當權別當一了其上被レ返ニ付寺領一更有ニ何禪一哉重案ニ事情一關東鎭西之謀反事已大事也如レ此之時祈ニ請佛法一可レ待ニ彼効驗一之處都無ニ此沙汰一殆似レ致ニ魔滅一今被レ返ニ付寺領等一者三論法相之侶必專ニ丁寧之祈禱一四海八埏之民定休ニ辛苦之煩費一歟但除下惡僧等巧ニ無道一所ニ掠領一之公田人領等上之外可レ被ニ返付一歟至ニ于向後一濫行不レ可レ絕之條者召ニ彼兩寺門僧綱已下一殊可レ被レ誡ニ將來一歟此上左右且可レ有ニ時議一者行隆又云近日猶南都僧等與ニ力謀反一之由粗有ニ其聞一此條如何余云猶於レ有ニ此儀一者又忽何及ニ寬宥之沙汰一哉勿論之事歟但尋ニ捜眞僞一事實者任レ法可レ有ニ沙汰一歟者余問云兩寺營作事無ニ其沙汰一歟如何行隆云先只可レ被レ付ニ寺領一否議定了之後定及ニ如レ此之巨細一歟如ニ只今一者未レ

及其沙汰云々即歸參寺

○同じき三日の日大佛殿事はじめ

補百練抄是歲六月廿六日造東大寺定被下知識詔書

○同じき十日の日美濃の國の目代はや馬をもつて都へ申しけるは源氏すでにおはりの國までせめ上り道をふさびて人を一向とをさぬよし申たりければ平家やかりてうつ手をさしむけらる大將軍には左兵衞のかみ知盛云々

養和元年閏二月十五日或秘記云今日追討使藏人頭正四位下平重衡朝臣相具院廳御下文（先日景高持向之由風聞謬說）云々所發向也今日宿宇治來十九日可着美濃尾張之境云々隨兵萬三千餘騎云々雖爲重喪中陰之內依前幕下命不顧先父之追慕歟重衡堪武勇之器量之故殊應此撰云々愚按重衡者其身向南都滅亡東大興福兩寺法相三論二宗者也四所明神七堂三寶定與冥罰歟因茲乍在父喪忘哭泣之禮赴合戰之場果以可報後逆罪者也造意之禪門已當其罰下手之重衡豈免彼殃哉天然之理得而可知努力云々同三月十三日天晴傳聞去十日官兵等欲渡墨俣（スノマタ）之間遮尾張賊徒等越來五千餘騎也而重衡舍人男（金石丸高高名者也云々）告之因茲相防自巳刻至申刻以合戰賊黨等千餘人被梟首其後三百餘人溺川水亡滅了大將軍等多以伐取了猶官兵等渡墨俣河襲殘賊等云々是去夜飛脚到來稱申云々十郎藏人行家（本名義俊云々）被疵入河了定夭亡了歟然而不入梟首之中云々余案之重衡無爲無事歸洛者誠社罰殆似有疑者歟始終定有樣難莫言云々

○水えきをうしろに云々

補眞書ノ物語水驛ニ作ル按ニ水澤ヲ誤レルナルヘシ

孫子曰絕水必遠水客絕水而來勿迎之於水內令半渡而擊之利云々　尉繚子曰背水陣爲絕地云々

しはかれこゑの事

○越後の國の住人城の太郎助長越後の守に任せらるゝ朝をんのかたじけなきに木曾追討のためとて其勢三萬餘騎信濃の國へはつかうず

同(月三)十七日或秘記云傳聞秀平爲レ責二頼朝一軍兵二萬餘騎出二白河關外一因レ玆武藏相模武勇之輩背二頼朝一了仍頼朝歸二住安房國城一了云々又越後城太郎助永病死了云々但此等事難レ取レ信如レ此浮說先々皆以虛誕也然而後日爲レ存二知眞僞一隨二聞及一注レ之 又七月十日或秘記見下可二併考一

○しはかれたるこゑ

補眞書物語に喘涸ニ作ル喘ハアヘクナリ是ハ欬嗽シ涸タル聲ヲ云ナルヘシ

○ついに死にけり

補東鑑云九月三日越後守資永號二城四郎一任二勅命一驅二催當國軍士等一擬レ攻二木曾冠者義仲一之處今頓滅是蒙二天譴一歟盛衰記ニ中風ニテ死スト云實事ナルヘシ

○同しき七月十四日改元有て養和とかうす

七月十五日或秘記ニ云今日隆職示送云去夜有二改元一云々其狀如レ此

改元

養和

參仕公卿

左府　左大將　帥大納言　堀川中納言　前源中納言　右兵衛督　右宰相中將　左宰相中將　新宰相中將

詔書大内記業實草レ之

被レ下二中務權少輔伊經一

吉書　上卿左府

官方加賀國年料米解文　左少辨作レ之

藏人方内藏寮申二臨時公用料一請奏　頭辨作レ之

年號等

大應　弘保已上式部大輔俊經朝勘レ之

久承　養和　應曆已上文章博士敦周勘レ之

○筑後の守貞能肥後の守になつて筑前肥後兩國を給て鎭西のむほんたいらけに其勢三千餘騎鎭西へ發行す

此ニ藏實否可考

養和元年三月廿七日或秘記云見二聞書一知盛任二參議一親信卿給二周防一藏人巡時經經房子任二肥後一頗不便歟安房國謀反之者掠二領其外一無二他計略一日來所レ期藏人巡年云々而被レ任二肥後一如何云々

補按ニ百練抄是歲四月肥後國住人藤原高直可ニ

追討ノ之由宣下又東鑑壽永元年四月條下云貞能爲ニ平家使者ノ此間在ニ鎭西ニ而申ニ下官使ノ相ニ副數輩私使ノ稱ニ兵粮ノ廻ニ國郡ノ成ニ水火之責ノ庶民悉以爲レ之費仍肥後國住人菊地次郎高直爲レ去ニ當時之難ノ令ニ歸伏ノ之由申レ之云々又元曆二年貞能鎌倉ニ歸降之時前筑後守ト稱ス貞能肥後守ニ任スルニアラス只鎭西ノ叛者ヲ追討スルノミ若クハ筑前肥後兩國ヲ賜ハルト云トキハ押領使ヲ授クル者カ

○入道松殿々下備前の國より上らせ給ふ

治承四年十二月十六日山槐記云松殿自ニ備前ノ令ニ入洛ノ給自ニ陸地ノ歸給云々翌日所レ聞也令レ坐ニ毋儀三品家中御門北油小路東給了云々

○妙音院の太政大臣殿尾張の國より御上洛

歸洛之年不詳尙可考

○かわらをん

補賀王恩拾芥抄大食調按ニ宋代ノ樂曲ナリ

○秋風樂

補拾芥抄盤涉調按ニ唐ニ秋風高ノ曲アリ此ヲ云カ

よこた川原合戰の事

○八月七日官の廳にして大仁王會行る

此事無所見

補古事談將門條下云公家被行大仁王會云々仁王經ニ三譯アリ晉ノ法護ノ譯姚秦鳩摩羅什ノ譯梁ノ眞諦ノ譯

○九月一日の日純友追討の例とて伊勢大神宮へくろかねのよろひ甲を參らせらる勅使は祭主神祇の權の大夫大中臣の定隆みやこを立て近江の國甲賀の驛より病付て同しき三日の日伊勢の里宮にしてついに死ぬ

九月十六日或秘記云大外記賴業來語云去十一日例幣之次欲レ被レ奉ニ鐵冑於太神宮ノ而依レ不ニ調出ノ於ニ神祇官廳ノ細工等所レ作也彼日不レ能レ進同十四日被レ奉レ進了但不レ被レ載ニ例幣宣命ノ又無ニ別宣命ノ又殊儀不レ聞只付ニ神祇官ノ被ニ送遣ノ了云々是天慶之例被レ進ニ件冑ノ之由神宮注進官文書之中無ニ所見ノ云々○廿一日記云傳聞被レ献ニ冑於太神宮ノ之勅使神祇大副定隆祭主親隆嫡子於ニ途中ノ頓死云々未曾有事也

補百練抄云九月十三日金銅鎧被ㇾ進二太神宮一依二天慶例一也云々

補百練抄神祇少副定隆ニ作ル是ノ時ノ祭主ハ神祇大副大中臣親忠ナリ

補江家次第伊勢公卿勅使ノ篠下ニ野州河ヲ渡リテ甲賀ノ驛ニ宿シ次ノ日鈴鹿ニ宿スト云フ今ノ水口ノ邊ナルヘキカ甲賀山ハ和歌ノ名所ナリ

○五たん法承て云々

補五大尊ノ法ヲ修スルナリ百練抄云十月廿七日法印覺算於二東坂下一頓死自二去廿一日一爲ㇾ調二伏東賊一於二日吉社一被ㇾ行二五壇一法降三世阿闍梨也云々

○大行事のひかん所

補山王七社ニ彼岸所アリ當時ハ御供所ト兼用ス春秋ノ彼岸ニ佛會アリ

○太元法

補公事根源云小栗栖常曉律師承和五年ニ入唐シテ花林寺ノ元照トイフ人ニ逢テ此大元師法ヲツタフト云々

○同しき十二月廿四日中宮院號かうふらせ給ひて建禮門院とそ申ける

補養和元年十一月廿五日或秘記云此日中宮職院號定也左大臣左大將已下公卿十許輩參陣云々右大將遲參且是幼年者候二定座一無二便宜一之故只今參二新女院一也女院之儀依二重喪一全無二別事一攝政左大臣已下參入數刻不ㇾ被ㇾ仰二院司一之間非二院司一之人々退出大將同退出畢奉ㇾ號二建禮門院一云々

○二月廿一日太白昴星をおかす

補壽永元年二月廿三日或秘記云午剋泰親朝臣來云比火星犯二歳星一近日又金星犯二同星一共常變也但火星之變治承三年大亂之時變也云々又云此間金星欲ㇾ犯二昴宿一若如ㇾ存犯ㇾ之者殊勝大事之變也仍兼所ㇾ由也古文不快云々

補文獻通考ヲ按ニ太白入昴大臣戮死天下兵起云々

○天文ようろく

補文獻通考ヲ按ニ經籍考天文要錄ト云書目ヲ出サス天文錄天文要集等ノ書ヲ云フカ

○四月十五日前の權少僧都顯眞日吉の社にして如法に法華經一萬部轉讀いたさるゝ事ありけり

百練抄云四月十五日前權少僧都顯眞勸進貴賤上下自二去月十五日一三七日一心精進轉二讀如法經一法皇令レ列二人數一給昨日結願歟於二天臺三塔法華堂一書二寫金泥如法一日經一今日於二日吉社一供養上皇（後白河）昨日臨幸有二舞樂一希代之大善也上下拭二隨喜之淚一法皇御登山之間京中謬說風聞洛中騷亂重衡卿率二軍兵一參二御迎一仍俯還レ御

○廿二しやへくわんへいし

補玉葉ヲ按ニ諸社ヘ御祈願アルヘキ事アリ幣使發遣ノ事見ヘス

○きゝんしつゐき

補百練抄云養和二年五月廿七日改元依二飢饉兵革病事三合一也

○同しき五月廿四日に改元ありて壽永と號す

五月廿七日或秘記云此日改元也左大將卿公卿七八人許參入被用壽永（俊經卿擇申云々）改元奎不叶物宜事歟

○城の四郎すけもち云々

補或秘記ニ是戰ヲ養和元年七月ノ事トス物語及東鑑壽永元年ノ事トス秘記ヲ正トスベシ東鑑等ハ傳聞ノ誤リナルヘシ百練抄平助職任越後守養和元年八月十五日ノ事トス

○九月二日の日越後の國の住人城の四郎長もち木曾追討のためにとて越後出羽會津四郡のつはものの共を引率してつかう其勢四萬餘騎信濃の國へ發向す同しき九日當國横田川原に陣をとる

此一截爲二壽永元年之事一者非也既見二養和元年一或秘記養和元年七月一日或秘記云飛光相語云越後國勇士（城太郎助永弟助職國人號二白川御館一云）欲レ追二討信濃國一（依二故禪門前幕下御命一也）六月十三四兩日雖レ入二國中一敢無二相防之者一殆多二請レ降之輩一於レ下僅引二籠城等一者上可レ無レ煩二于攻落一仍各成二乘レ勝之思一猶欲レ襲二攻散在之城等一之間信乃源氏等分二三手一（キソ黨一手サコ黨一手甲斐國武田之黨一手）俄作レ時攻襲之間疲二嶮岨一之旅軍等不レ及レ射二一矢一散々敗亂了大將軍助職兩三所被レ疵脫二甲冑一棄二弓箭一僅相二率三百餘人一（元勢萬餘騎云々）逃二脫本國一了殘九千餘人或被二伐取一落レ自二嶮岨一終レ命或交二山林一晦レ跡凡無二再可レ戰之力一云々然間本國在廳官人已下爲レ遂二宿意一欲レ凌二礫助元一之間欲レ引二籠藍津（アイヅ）之城一之處秀平遣二郎從一欲二押領一仍逃二去佐渡國一了其時所二相伴一纔四五千人云々是事前治部卿光隆卿（知二行越後國一之人也）今日稱二借

說ニ於ㇾ院所ニ相語一也云々後聞逃ニ脱佐渡國一謬說也

引ニ籠本城一云々

○同しき十六日前の右大將宗盛の卿大納言に還着して

壽永元年九月四日或秘記云此日臨時有ニ除書一前大納言兼右大將平宗盛還ニ任大納言一可ㇾ任ニ大臣一之料云々

○十月三日の日内大臣に成給ふ同しき七日よろこび申のありしに公卿には花山院中納言をはしめ奉て十二人扈從してやりつゝけらる藏人の頭のちかむね以下殿上人十六人前駈す

十月三日或秘記云以ニ權大納言平宗盛卿一任ニ内大臣。同十二日記云此日内大臣拜賀中略内大臣扈從公卿十二人殿上人十五人云々三位中將資實扈從可ニ彈指一云々

○藏人の頭のちかむね

補平親宗大納言時忠ノ弟

○正月五日の日てうぎんの行幸ありし　正月五日當ㇾ作ニ二月廿一日一

補玉葉ヲ考ニ正月廿七日朝覲行幸ニ作ル

○二月廿一日宗盛公從一位を給ふやかて其日内大臣をは上表せらる

二月當ㇾ作ニ正月一且宗盛上表二月廿七日也此書言即日辭ニ内大臣一者亦誤矣

平家物語考證卷之六終

平家物語考證卷之七

目錄

平家物語考證卷之七

松堂閑人四醉生　編
洛陽後學源道格　集
羽林中郎將藤原定俊　補

北國下向之事

○本曾のくわんしや義仲云々
補東鑑治承四年條下云木曾冠者義仲避ニ上野國ニ赴ニ信濃國ニ是有ニ自立志ニ之上彼國多胡庄者爲ニ亡父遺跡ニ之上雖レ令ニ入部ニ武衛權威已輝ニ東國ニ之間成ニ歸往之思ニ如レ此云云又元暦元年條下云志水冠者雖レ爲ニ武衛御聟ニ亡父已蒙ニ勅勘ニ被レ戮之間爲ニ其子ニ其意趣尤依レ難レ度可レ被レ誅之由云々按ニ東鑑壽永二年之記闕タリ考フベカラズ然レトモ前後ヲ以テ見ルトキハ物語ト相應ス清水冠者義重系圖義基ニ作ル

○馬の草かひに付て云々補
孫子ニ所謂ル必依水草ト云是ナリ又延喜馬寮式云毎年四月十一日始飼青草云々然レハ明年四月ノ比ヨリ出軍アルヘシトノ催ナリ

○北國へ討手をさしむけらる云々以上大將軍六人しかるべき侍三百餘人都合其勢十萬餘騎四月十七日の辰の一點に都を立て北國へこそ赴かれけれ
壽永二年四月廿三日或秘記云征討將軍等或以前或以後次第發向今日皆了云々

○かた道を給つて云々
補按ニ片道ヲ給ルトハ驛馬駄餉等ノ供給ヲ云ナリ古ヘハ諸國ニ軍團アツテ兵食ノ備ヘ虧ルコトナシ後世ハ軍團ノ制廢シテ兵食ノ設ケ豫ジメ備ハラス故路次諸國ノ租税官物ニテモ掠奪シテ粥糧ニ供スルナリ百練抄ニ追討使ノ條下近日京中狼藉多シト云モノ是ナリ

○けんもんせいけの云々
權門勢家ノ莊園ヨリ奉スル正税調庸等ヲ云

○しかから崎三川尻云々
補志賀辛崎御津河等ミナ名所ナリ湖西ノ通路ナリ古ヘ北陸ニ行ク者コノ道ヲ用フ

竹生島まふでの事

○竹生島
補拾芥抄云竹生島近江其巖石皆能水精本朝五奇異ノ一トス又云示現上建立千手等身等云々又緣起ニ景行天皇ノ時湖中自然湧出ノ池ト云々

○かのしん皇かんふあるひは八とうなんくは女をつかはしあるひは方士を不死の薬をもとめにつかはしてほうらいを見ざればいなや歸らしといひていたづらに舟の中にて老天水はう〳〵としてもとむる事をえざりけん云々
補童男丱女ヲ遣トハ秦皇ノ故事ナリ方士ヲ使トハ漢武ノ故事ナリ

○ある經の文にいはく云々
補何經ノ文ト云コト所考ナシ或ハ華嚴經ニ出ツト云然トモ新舊譯トモニ此文見ヘス曾テ竹生島ノ僧徒ニ問ヘモ所出ノ經ヲ知ラス最勝王經云大辨才天女依ニ高山頂ニ茸レ茅爲レ室結レ草爲レ衣坐ニ廻一足ニ又云或在ニ山巖深際處ニ或居ニ坎窟及河邊ニ云々按ルニ續谷響集云辨才天經凡有五本本邦中古杜撰者所造云々然レハ辨才天經ニ僞造ノ者多シ證スルニ足ラス最勝王經金光明經ヲ以テ證トスヘシ

○それ大へんくとく天はわうこの如來法身の大士也妙音辨才云々
補續谷響集ニ大日經ヲ引テ云美音天亦名妙音天即辨才天異名云々

○ほつせまいらせて云々
補施ニ二種アリ財ヲ人ニ與フルヲ財施ト云法ヲ人ニ敎フルヲ法施ト云大藏法數等ニ詳ナリ

○ゐ待の月
十七夜月也補藻塩草ニ十七夜ヲ立待ト云十八夜ヲ居待ト云

○上玄石上
補古事談云村上聖主明月之夜於清涼殿晝御座玄上を水牛角の撥にて引證して只一所御座けるに如影之者自空飛參て孫庇に居ければ彼は何者そと問之處申云大唐琵琶博士廉承武に候只今此そらを罷通事候つるか御琵琶の撥おとのいみしさに所参入也恐くは昔貞敏に授貽曲の侍を奉授云

々聖主有叡感之氣御琵琶を令差置給たりけれはかきならして是は廉承武之琵琶に候貞敏に二給候之內に候と申けり終夜御談話ありて上玄石上をは奉授云々

○白龍けんして

補宇賀神將白蛇示現經ト云アリ是ノ所緣ニ依テ白龍ノ所現ヲ云ナルヘシ幾ナラサルニ十萬ノ甲兵ヲ覆沒ス白龍ノ現スル何ノ瑞ソヤ

ひうち合戰

○越前の國火うちか城をそかまへける云々

壽永二年五月一日或秘記云傳聞去月廿六日官軍攻ニ入越前國ニ云々

○平泉寺長吏齊明いきし

補平泉寺ハ白山ニ屬スル寺ニシテ天台宗也本尊藥師佛泰澄ヲ開創トス齊明ガ系圖ニ白山平泉寺ノ長吏トアリ延喜玄蕃式云威儀師六人云々海人藻屑等ニ詳ナリ僧中ノ威儀ヲ掌ル者ナリ齊明ハ藤原氏魚名裔武者所實信子

○とかしの入道

補富樫藤原氏鎭守府將軍時長ノ別流

○いなつの新助

補新介實澄系圖上ニ同シ

○齋藤太

補系圖上ニ同シ越前權介爲賴ノ後

○林の六郎

補系圖上ニ同ジ從五位下光家ノ子

○かけ南山をひたし云々

補白氏文集幷ニ新撰朗詠ニ出タリ

○むねつち

補天竺ニ無熱池アリ三界義等ニ出タリ

○こんめい池

補昆明池ハ漢武ノ穿ツ所ナリ按ニ德政ノ舟ヲ汎ルトハ關中記云堯時理水訖停船此池云々是ノ故事ヲ云カ

○平家やかて加賀の國へ打てへ云々

同十二日或秘記云傳聞去三日官軍攻ニ入加賀國ニ合戰兩方多ニ死傷之者ニ云々

本曾のくわんしよ

○白はた

補系圖ヲ按ニ貞保親王白幡ヲ賜フ事アリ依テ清和帝ノ後胤白幡ヲ以テ標トス

○くりから谷

補今倶梨伽羅峠ト云所ナリ不動ノ像ヲ安置セル寺アリ

○かたそ木

補歌林良材集云かたそきと云は神のほくらのつまに刀の樣にてたてる木也又千木とも云也舊事紀首書ニ豐受太神宮御鎭座秘記ヲ引テ云組目與利上謂ニ千木組目ト與利下謂ニ搏風ト

○くろほろの矢

補鷲ノ黒ホロヲ云

○ゑびらのほうたて　不レ知ニ箙之古制有ニ鋒立ホウダテ乎否ニ矣凡器物左右建木謂ニ之鋒立ト

補箙ニ鋒立將棊頭矢賦等ノ名目アリ軍器ノ圖ニ詳ナリ

○この覺明と申は

補東鑑云木曾左馬頭義仲朝臣右筆有ニ大夫房覺明者ニ元是南都學侶也義仲朝臣誅罰之後歸ニ本名ニ號ニ信救ト得業云々

○歸命頂禮

補南無ハ梵語ナリ中華ニ飜譯シテ歸命ト云故南無歸命ト云ハ重言ナリ五戒威儀經云歸命頂禮七所八會盧舍那佛歸命頂禮ノ出所可見

○八幡大菩薩

補水鏡云延暦元年五月四日うさの宮託宣し給やうわれ無量劫のなかに三界に化生して方便をめくらし衆生をみちひく名をば大自在王菩薩となむいふとのたまひき

○三身之金よう

補續古事談云江帥申けるは大菩薩は釋迦の三尊なり又云阿彌陀の三尊云々

○三所のけん扉　三所者社家說應神天皇神功皇后姫大神以上三社也未レ知ニ是非ニ猶可レ考

補中御前西御前東御前ヲ云三所ハ垂迹ナリ權ナリ三身ハ本地ナリ實ナリ故ニ權扉ト云ナルベシ

○箕裘　禮學記

補良冶之子必學爲レ裘良弓之子必學爲レ箕云々禮學記ニ出タリ

○和光

補老子經ニ出タリ

○そう祖父前陸奥守云々

補義家―義親（義家第二子）―爲義（義親第四子 義家養爲子）―義賢（爲義第二子）―義仲（義賢第二子） 系圖云七歳春於ニ祖神社壇ニ依レ加ニ首服ニ號ニ八幡太郎ニ云々

○ゐいしのかいをもつて云々

補前漢東方朔ノ傳ニ出タリ

○蟷螂か斧を怒て立車に向ふ　莊子

○上矢のかふら

補古射法書云鏑ノ目ノ事八ツ目云々二ツトモモタス一ツコシラヘテ持也云々今ニ至テ諸衛ノ胡籙上差ノ鏑ヲ用フ

○昔神皇后云々　此事可考

補日本紀ヲ按ニ神功皇后ノ新羅ヲ征セラルヽ時靈鳥ノ瑞ナシ神武天皇撃ニ長髓彥ニ連戰不レ能レ取レ勝時忽然天陰而雨レ氷乃有ニ金色靈鵄ニ飛來止ニ于皇弓弭ニ云々或ハ此ノ故事ヲ誤ルカ

○賴義の朝臣云々

補今昔物語ヲ按ニ賴義厨河ヲ攻ルトキ遂ニ王城ヲ禮シテ自ラ火ヲ取テ誓テ此レ神火也ト云テ此ヲ投ク其時ニ鳩出來テ陣ノ上ニ翔ル賴義此ヲ見テ泣々此ヲ禮ス其時ニ忽ニ暴キ風起テ城ノ内ノ屋共一時ニ燒ヌト云々

くりからおとしの事

壽永二年五月十六日或秘記云官軍前鋒乘レ勝入ニ越中國ニ木曾冠者義仲十郎藏人行家及他源氏等迎戰官軍敗績過半死了云々○同六月四日記云傳聞北陸官軍悉以敗績今曉飛脚到來官兵之妻子等悲泣無レ極云々此事去一日云々早速風聞雖レ有レ疑六波羅之氣色事損云々○五日記云前飛驛守有安來語云官軍敗亡之子細四萬餘騎勢帶ニ甲冑ニ之武士僅四五騎許其外過半死傷其殘皆悉棄ニ物具ニ交ニ山林ニ大略爭ニ其鋒ニ甲兵等併以被ニ伐取ニ了云々盛俊景家忠清等（已上三人彼家第一之勇士等也）各小帷ニ前ヲ結天本鳥ヲ引クタシ天逃去希有雖ニ存命ニ不レ伴ニ僕從一人ニ云々凡事體非ニ直之事ニ誠蒙ニ天之攻ニ歟敵軍纔不レ及ニ五千騎ニ云々彼三人郎等大將軍等相ニ爭權盛ニ之間有ニ此敗ニ云々今日自レ院有レ召

爲レ被レ定ニ北陸官軍敗績事一也然而稱レ病不參雖レ非レ重不レ及ニ稠人之出仕一之故也

○くらみつの次郎

補倉光ハ藤原氏魚名ノ裔ナリ

○かゝみくら

補裝束抄鏡地之和鞍ニ作ル

しのはら合戰の事

○加賀の國しのはら

補和歌の名所ナリ

さねもりさいこの事

○長井の齋藤別當

補長井ハ莊園ノ名齋藤ハ藤原氏越前權介爲賴ノ裔別當ハ莊園私官ノ名

○あか地の錦のひたゝれ云々

補錦襖ヲ着シ金裝ノ刀ヲ帶スルハ諸衛將督ノ服ナリ實盛無位ニシテ此ヲ用フ僭ナリ

○きりうの矢

補古射法書云征矢ハ切符中黑いつれもま羽を付へしと云々

○あつはれ己は云々

補くむてうすよト云ニ種々ノ説アリ或云軍上手ヨ又云ク組テ打ツヨト按ニ兩説トモニ穩ナラサルカ日本一ノ剛ノ者ト組ム上手ヨト云事ナルベキカ上手下手ノ名ハ本ト相撲ヨリ出タル名ナレハ組ト云緣ニテ上手ヨト云ナルベシ

○近年御領に付られ云々

補武藏國長井ノ莊ハ宗盛ノ莊園ナルベシ實盛ヲシテ私莊ノ別當タラシムルナリ

○錦のひたゝれを御めん候へかし云々

補宗盛ノ實盛ニ緋錦襖ヲ賜フコト故黃門定基卿ノ談ニ軍服ハ若クハ常式ヲ用サルカ無位ノ實盛ヲシテ緋錦襖ヲ許容セラルト云々今按ニ錦ハ綾ニ同シ五位以上ハ綾ヲ用フ緋ハ禁色ナリ宗盛何ソ私ニ禁色ヲ許容センヤ庶人ハ素襖ヲ用フ布ヲ以テ制ス軍服トイヘトモ常式ナキニアラス宗盛ノ許容セルモ過失少シキナラス實盛死ヲ決シテ命ヲ授ク勇士ト稱スベシ易簀ノ志ニ乏キ惜カナ

○昔のしゆはい臣は云々

補前漢書本傳ニ詳ナリ

○なかれをつくして云々

補此ノ語呂氏春秋ニ出タリ

けんはうの事

○かつさの守忠清ひたの守かけ家云

補盛衰記ニ忠清北國ニシテ戰死スト云或秘記ニ忠清景家等北國ノ敗ニ希有存命スト云東鑑ニ忠清元暦二年斬ニ遭トアリ物語及ビ盛衰記トモニ誤レリ

○六月一日の日云々

補百練抄云六月十一日藏人右衞門權佐定長奉レ勅召ニ祭主親俊於殿上口一仰云兵亂平者可レ行ニ幸太神宮一之由可ニ祈請申一之由被レ仰ニ下之一此後召ニ官寮一令レト下申行ニ幸太神宮一之吉凶上神宮行幸天平十二年十一月天皇行ニ幸伊勢太神宮一被レ祈ニ申太宰小貳廣繼謀反事一

○殿上の下口

補殿上ノ下ノ戸ノ口ヲ云禁秘御抄等ニ詳ナリ

○太神宮ハ云々

補御鎮座傳記日本紀ニ出タリ

○日本六十よしう云々

補延喜神名帳云天神地祇惣三千一百三十二座大四百九十二座小二千六百四十座冥道トハ陰陽家ノ祀ル所泰山府君妙見ノ類ヲ云

○右近衞の少將云々

補廣繼カ事跡前ニ出タリ系圖云身有七能異常人得龍駒京洛鎮西朝夕往反云々

○天平十八年六月十八日云々

補系圖云天平十八年丙戌太宰府觀世音寺供養之日玄昉僧正爲ニ導師一乘ニ腰輿一之時自ニ大虚一有レ聲来ニ其身一忽然失亡云々後日其首落ニ興福寺唐院一云々按ニ續日本紀ノ年月系圖ニ同シ死ニ於徒所一世相傳云爲ニ藤原廣繼靈所一レ害云々

○唐人かけんはうと云云々

補韻書ヲ按ニ玄還音通セス昉ト亡トモ音異ナリ世俗ノ謬傳ナルベシ

○帝御祈の爲に云々

補帝王系圖云二品有智子内親王齋院ノ始云々

○朱雀院の御時も云々

補是ノ所文義分明ナラス將門純友カ亂ハ朱雀院ノ時ニ當レリ例ト云ヘカラス其上石清水臨時ノ祭ハ村上帝天暦五年ニ始レリ朱雀院ノ時ニアラズ

きそ山もんてう狀

○二のまひ

補安摩二ノ舞ハ散樂ナリ

山もん返てうの事

○金輪せい主

補四輪王仁王般若經ニ出タリ

○しくはん十せう

補止觀十乘摩訶止觀ニ詳ナリ

○ゆか三みつ

補瑜伽論彌勤所造三密ハ身口意ノ三密ヲ云

平家山もんへのれんしよの事

○一門公卿十人同心れんしよ云々

補百練抄云七月八日平氏公卿十人（前内大臣宗盛以下）以ニ連署ニ起請送ニ叡山ニ准ニ藤氏興福寺ニ以ニ延暦寺ニ爲ニ平氏氏寺ニ准ニ春日社ニ以ニ日吉社ニ爲ニ氏社ニ之

○圓頓

補圓ハ圓滿圓融ノ義頓ハ漸ニ對スルノ義台家諸書考ヘし

○しやな

補遮那名義集此云遍照

○しゆ三位行兼ゑちせんの守

補公卿補任ヲ按ニ通盛養和元年越前守ヲ辭ス散位從三位ト稱スヘシ

○しゆ三位行けん右近衛の中將

補從三位行右近衛中將ト稱スベシ兼官補任ニ所見ナシ

○正三位行右近衛中將けんいよの守

補伊豫權守ナリ

○しけひら

補但馬權守ナリ

○清宗

補清宗受領ノ兼官ナシ右衛門督ヲ以テ侍從ヲ兼ヌ

○經盛

補備中權守ヲ兼ヌ

○とももり

補知盛從二位權中納言ナリ征夷使左兵衛督等ノ兼官ナシ

○のりもり

補受領ノ兼官ナシ

○むねもり

補散位從一位ト稱スベシ凡ソ位貴ク官賤トキハ行ノ字ヲ用フ官貴ク位賤トキハ守ノ字ヲ用フ唐ノ制行守試ノ三等アリ本朝行守ノ二等ノミ

主上の都落の事

此以下至二卷末一安德皇帝播遷之事實採二或秘記所一レ載而錄二于此一以備二考證一

壽永二年七月一日或秘記云賊徒今日可二入洛一之由兼日風聞然而無二其事一傳聞貞能議申云不レ可レ遣二追討使一只於二勢多邊一可二相待一云々〇二日記云右大辨親宗爲二院御使一來雖二物忌一依レ爲二勅使一呼二入之一依二疾厚一隔レ簾謁レ之仰云賊徒可二入洛一之由風聞其事若實者可レ有レ行二幸院御所一歟而內侍所御京外之條如何兼又仙洞定物騷歟其故平家武士等爲二守護一定候二御所邊一歟而賊徒打入者縱於レ君無二害心一與二守護之武士一爲レ決二雌雄一致二狼藉一者也已可レ爲二戰場一此條如何兩條可二計奏一者申云賊徒亂二入花洛一之程事別段事也院內同居之條可レ被レ隨二有樣一也若有二行幸一者賢所各別之儀不レ可レ候二京外一之條一切不レ可レ有レ憚是尋常之時之儀也仙洞狼藉事臨レ期左右也兼日之案不レ可レ叶此條已大事也短慮難レ及歟者親宗云左大臣同有二此問一不レ及二他人一彼丞相申云內侍所差二副所司一可レ令レ御二座溫明殿一歟賊不レ可レ奉レ取二內侍所一之故也云々此申狀聊有二所存一歟然而余不二甘心一有二行幸一者劍璽可レ被レ奉レ具賢所許雖レ奉レ離レ君可レ無レ詮之故也〇同日記云傳聞賴朝忽不レ可レ出只木曾冠者十郞等分二手於四方一可レ寄之由議定云々〇三日記或云秋節以前賊徒可二入京一或云待二關東之勢一九十月之頃可二入洛一云々閭巷縱橫之說彼是難レ知今日依二浮說一武士騷動〇廿一日記云午刻追討使發向三位中將

資盛爲大將軍肥後守貞能相具向多原方經予家東小路（富小路）家僕等密々見物其勢千八十騎云々（髓計之云々）而見在之勢僅千騎有名無實之風聞人々所察歟（以之可イ）今夜法皇臨幸法住寺殿事火急之時可有行幸之故云々○廿二日記云卯刻人告江州武士等已入京六波羅邊物騷無極云々又聞入京非實說而地武士等登台嶽集會講堂前云々日來登上之僧綱等併下京但座主一人不下京云々無動寺法印同以下下京又聞十郎藏人行家入大和國住宇多郡吉野大衆等與力云々仍資盛貞能等不趣江州相待行家之入洛云々貞能去夜宿宇治今朝欲向多原地之間有此事仍止彼前途相待此入洛云々又聞多田藏人大夫行綱日來屬平家近日有同意源氏之風聞而自今朝忽謀反横行攝津河內兩國張行種々惡行河尻船等併點取云々兩國衆民皆悉與力云々又聞丹後（波イ）追討使忠度其勢非敵對之間歸大江山了云々凡一々之事非直事歟今日上皇宮卿相參集有議定之事云々予同雖有其召依疾不參今日可有行幸同宮之由雖有其儀依爲復日延引明後日可臨幸云々○廿三日記云六波羅之邊歎息之外無他事云々今旦法皇渡御法住寺御所云々依世間物忩也○廿四日記云此一兩日江州武士登台嶽今夜可有夜打之由風聞仍忽行幸法住寺御所給及曉天云々依此邊有恐余女房相共渡法性寺家○廿五日記云寅刻人告云法皇御逐電云々此事日來萬人所庶幾也而於今之次第者頗可謂無支度歟子細追可尋聞卯刻重聞一定之由仍女房等少々遣山奧小堂之邊余法印相共（他僧達同之）向堂（最勝金剛院也）候佛前此間定能卿來尋出幽閉之所密々隱置了及巳刻武士等奉具主上向淀地方了在鎮西云々前內大臣已下一人不殘六波羅西八條等舍屋不殘一所併化灰燼了一時之間煙炎滿天昨者稱官軍縱追討源氏等今者違（遣カ）省等（寺カ）君指邊土逃去盛衰之理滿眼滿耳悲哉生死有漏之果報誰人免此難恐而可恐愼而可愼者也攝政自然遁其難（缺イ）逃去雲林院（信範入道堂邊）方了云々或人告云法皇御登山了人々未參候之有秘藏云々平氏等

皆落了之後定能卿參山了付ニ件卿ニ申ニ參入如何之由ニ了申刻落武者等又歸レ京敢不ニ信用ニ之處事已一定也貞能稱ニ一矢可レ射之由ニ云々或又奉レ具ニ主上及劒璽賢所等ニ欲レ趣ニ鎭西ニ而不レ可レ無ニ臣下ニ仍爲レ取ニ具可然之公卿ニ也云々怖畏雖レ無レ限忽不レ及ニ計略ニ仰レ天任レ運奉レ念ニ三寶ニ之處歸京之武士等以ニ此最勝金剛院ニ可レ構ニ城郭ニ之由下人來告仍遣レ人令レ見之處已少々來趣云々非レ可ニ同居ニ非レ可ニ退却ニ仍周章相ニ伴女房少々（其殘隱ニ山奧少堂ニ了）向ニ日野邊ニ之處源氏已在ニ木幡山ニ仍忽宿ニ稻荷下社邊ニ猥藉不レ可ニ勝計ニ然而參ニ社頭ニ奉ニ法施ニ了自然之參詣可レ謂ニ結緣ニ歟此邊猶レ有ニ怖畏ニ云々仍明曉欲レ向ニ日野ニ今朝此事以前法印被レ歸ニ白川房ニ了今之間送ニ使者ニ云可レ來ニ我房ニ今夜相具欲ニ登山ニ者依レ有ニ路次之恐ニ不ニ行向ニ寄宿家之爲レ躰凡卑之至未ニ曾有身無ニ一過ニ今遇ニ如レ此之難ニ宿業可レ悲（同廿六日以下之記錄第八卷）

○木曾すでに北國より云々

補百練抄云七月廿二日源氏軍兵已着ニ東松本ニ相ニ率大衆ニ登山云々

○方々へうつてをさしむけらる

補百練抄云廿一日新三位中將資盛卿已下爲ニ追討使向ニ宇治ニ其勢三千餘騎

○ていと名利の地云々

補白氏文集曰帝都名利場鷄鳴無ニ安居ニ

○去程に法皇をは云々

補百練抄云廿四日天皇俄行ニ幸法住寺殿ニ（上皇御所）內侍所同渡御夜半上皇密々出ニ御法住寺殿ニ臨ニ幸叡山ニ院中男女不レ知レ之失レ度

○內侍所

補禁秘御抄云白河院仰曰內侍所神鏡飛出欲レ上レ天而女官懸ニ唐衣袖ニ奉ニ引留ニ依ニ此因緣ニ女官奉ニ守護ニ云々

○ゐんやく

補印ハ令ニ所謂天子內印方三寸ト云是ナリ天皇御璽ノ文アリ鑰ハ禁秘御抄云節刀鑰天曆帝付實劒帶取不離御身云々

○ときのふた

補三代實錄等ニ內竪奏時簡ト云是ナリ

○けん上すすか

補玄上ハ琵琶ノ名鈴鹿ハ和琴ノ名ナリ禁秘御抄ニ詳ナリ

○ひの御さの御けん

補禁秘御抄云御劒在ニ御座南端一ト云是ナリ

○近衛司御つなのすけ

補藻鹽草ニ依ルトキハ近衛司ハ左右ノ大將ニシテ御綱佐ハ中將ナリ又近衛司ハ近衛ノ官人ニシテ御綱佐ハ大舍人ヲ云ナルベシ是時左近衛ノ大將ハ藤實定ナリ右近衛ノ大將ハ藤良通ナリ二人トモニ京師ニ留ツテ車駕ニ供奉セス

○北山の邊ちそくゐん

補吉記云壽永二年七月廿五日丁亥主上御乘車殿下同令ニ扈從一給而自ニ途中一西ヘ轅逐電物忩之間武士等不レ知ニ此旨一云々誠是氏明神冥助歟先令レ落ニ着信範入道知足院一給次令レ伺ニ西林寺一給

これもり都をちの事

○齋藤五齋藤六

補系圖ヲ按ルニ實盛カ子盛房一人ノミ

せいしゆりんかうの事

○へいけい

補睥睨釋名曰城上垣謂之睥睨

○いちくらの邊に云々

補莊子ニ出タリ

○畠山の庄司しけよし云々

補篠原合戰ノ條下ニ是三人大番役ニテ折節在京シタリケルヲ大臣殿汝等ハフルイ者ナリ軍ノ樣ヲモヲキテヨトテ今度北國ヘ被向タリト云々治承ヨリ壽永マテ召籠ラル丶ト云コト物語ノ自語相違ナリ

たゞのり都おちの事

○五條の三位俊成の卿のもとに云々

補異本ノ物語五條京極ト云々俊成ハ正三位ナリ安元二年九月依レ病出家法名釋阿云々

○せんしうの御さた云々

補拾芥抄云壽永二年二月日被レ下ニ院宣三位中將資盛卿一奉ニ近古以來和歌ニ可ニ撰進一云々

○鐙の引あはせより云々
補歌巻ヲ懷中スルヲ云引合ハ軍服ノ圖ニ出タリ
○せんと程遠云々
補後江相公夏夜於ニ鴻臚館ニ餞ニ北客ニ詩序ノ文ナリ
○千さいしうを云々
補拾芥抄云々千載集文治三年九月廿日依ニ後白河院宣ニ入道俊成卿奏レ之云々

經まさの都おちの事

○仁和寺の御室の御所云々
補色葉字類抄云眞然仁和年中建立依レ之號ニ仁和寺ニ元亨釋書寛平上皇禪居側室俗曰ニ御室ニ
○青山持せて云々
補今倫臣太秦宿禰廣經ガ家ニ青山ノ摸セル琵琶アリ面影ト云
○すはいのとうきやう云々
補童形ニ持幡童中童子大童子等ノ品アリ蹇驢嘶餘云出世院號堂上ノ息或ハ養子淸僧ナリ坊官妻帶坊號出世同輩ナリ侍法師妻帶坊號皆貴所門跡ニ給仕スルノ者ナリ
○大納言の法印云々
補系圖ヲ按ニ葉室光頼ノ子ニ行慶ト云僧見ヘヌ或光頼卿ノ養子ト云々

青山のさたの事

○うさのちよくし
補朝野群載宇佐宣命云先々御代々乃例仁三年仁一度此神寶造錺天奉出給へ利云々
○むかし仁明天皇の云々
補大系圖云貞敏藤原氏兵部卿麿曾孫刑部卿繼彥第四子掃部頭本朝琵琶灌觴之師也承和年中遣唐使在唐十五年對ニ于大唐廉承武ニ令レ傳ニ琵琶曲ニ弘通當朝畢多渡ニ秘曲ニ我朝琵琶祖也禁秘御抄玄上條下云掃部頭貞敏渡唐之時所レ渡琵琶二面其一歟云々按ニ玄上牧馬ヲ一雙ノ名物トス貞敏所渡ノ二面カ物語ニ三面ト云ハ玄上牧馬ニ青山ヲ加ヘテ三面トスルモノカ盛衰記ニ二面ト云トキハ玄上青山ヲ指ト見ヘタリ

一もんの都おちの事

○池の大納言の頼盛卿も云

補百練抄云頼盛卿一類留ニ京都ニ云々

○せきとの院

補按ニ古ヘ山崎ノ南ニ關アリ是ニ就テ官舍ヲ建ツ關戸院ト云フ今ハ絶タリ土人關戸町ト云是邊ナルベシ

○玉の御こし

補葱花輦ヲ云裝束抄云葱花ヲ金ニテ打テ御輿ノ上ニ居ルナリ

○主ト後あはせに云々

補東鑑元暦二年七月條下云前筑後守貞能者平家一族故入道大相國專一腹心者也而西海合戰不レ敗以前逐電不レ知ニ行方ニ之處去比忽然而來ニ于宇都宮左衛門尉朝綱之許ニ云々朝綱强申請云屬ニ平家ニ在京之時聞下擧ニ義兵ニ給上事欲ニ參向ニ之刻前内府不レ免レ之爰貞能申ニ宥朝綱並重能有重等ニ之間各全レ身參ニ御方ニ攻ニ怨敵ニ畢云々仍今日宥ニ宥御沙汰ニ所レ被レ召ニ預朝綱ニ也

ふくはらおちの事

○しんらはくさいかうらいけいたん

補新羅百濟高麗ハ東夷ノ諸國ナリ東國通鑑ニ詳ナリ契丹ハ北狄ノ名隋書唐書等ニ詳ナリ

○をしのかわら玉のいしたゝみ

補鴛鴦瓦長恨歌ニ出タリ玉甃華淸宮アリ楊妃外傳ニ出タリ

平家物語考證卷之七終

平家物語考證卷之八

目錄

平家物語考證卷之八

松堂閑人四醉生　編
洛陽後學源道格　集
羽林中郎將藤原定俊　補

山門御幸の事

此篇首數段之事實或秘記所載悉錄于此

壽永二年七月廿六日或秘記（廿五日以上之記見第七卷末）云拂曉欲向日野之間依切塞其路不能首途此間昨日歸京武士等無成而又逃去了歸京之本意未知其詮武勇之尫弱所行之尾籠奇異之至取喩無物辰刻歸法性寺已刻定能卿送札云御參事奏聞了早可有御參入道關白同所被參入也云々楚忽出立未刻登山（烏帽直衣）前駈共人相并八人各騎馬在車前（季經經家參會坂下）侍四五人申終就西坂下（自九條牛三頭也）手輿遲引之間暫經程酉刻輿々舁等到來（無動寺法印沙汰也）即乘輿登西坂共人皆悉步行（坂口五六町猶騎馬）前駈等步輿前於路頭逢源納言（相具其息兼忠）舁居輿退共人謁談納言云神璽寶劍内侍所賊臣悉奉盜取了而無左右可追討平氏之由被仰下之條甚不便先可有劍璽安全之沙汰仍奏聞此旨有勅許以親宗御教書遣多田藏人太夫行綱之許了此事猶荒沙汰也仍内々可被仰遣女院若時忠卿（件卿伴賊云々）之許之由重以奏聞可然之由有仰云々即過了戌刻到東塔南谷青蓮院先是院主法印被座自無動寺只今被渡云々件房傳領之後未渡今日依爲吉曜即用移徙之由所被談也余暫休息之後參法皇御所（圓融房是座主房也）路之間前駈等取松明前行其程四五町許也余烏帽子直衣乘手輿以定能卿入見參依召參御前暫祗候粗申所思了劍璽及源氏入京之間事也雖有和說之恐蓋是存忠於納否者在叡慮勅定曰依聞可被引率西海之由所密行也云々余奉問兩條之不審一者神璽紛失事（去治承四年之頃被盜取之由有其聞）一者三條宮存否事仰云兩事共不知眞僞但風聞之旨共以不實歟（璽不失宮不存由也）小時退出了○二十七日記云天晴依風病發動今朝不參御所

定能卿來又定長爲二御使一來云 前內大臣以下追討事內々雖レ被二仰下一猶可レ給二證文一而 宣旨歟廳御下文歟如何余云人主已伴レ賊宣旨之條已謀書歟廳御下文可レ宜定長又云若可レ爲二法皇之詔書一歟余云此事雖レ爲二大事一不レ似レ被レ下二攝政詔一歟只廳御下文可レ宜余問云劒璽之沙汰如何定 長云主上劒 璽共可レ有二還御一之由定長書二御教書一相二具主典代景宗一可レ遣二平大納言之許一余云此事甚尫弱沙汰歟縱雖レ遣二御教 書一於二御使一者可レ被レ止如二召使兩三人一可二差 遣一歟凡此劒璽事以二別奇 謀一尋二彼緣邊人一可レ被二誘語一歟事雖レ似レ有レ私安穩出來事甚難レ有之故也余又云於レ今者義仲 本皆 行家 十郎 等停二止士卒之狼藉一早可二入京一歟 其後 早速可レ有二還御一不レ然者京 都濫吹 敢不レ可レ止此等之趣早可二奏聞一定長歸了 未刻定能卿告云速々 依レ無二日次一今日俄還御 明日復日明後日御衰日至二晦日一之條甚可二憚忌一之故也 即以出御余御幸之後同以出山 戌刻到二法性寺一依レ爲二歸忌日一宿二僧房一法皇同依二歸 忌日一還二御蓮 花王院一云々 今度可レ參二中堂一之由相存之處 日次不レ宜之 上事卒爾 之間空以下洛所願成就之時可レ散二此恨一之由中心祈願了ト廿八日記云天晴今日義仲行家 等自二南北一 義仲北 行家南 入京云々晚頭左少辨光長來語云 召二義 仲行家等於○花王院御所一被レ仰二遣追討事一大理 於二殿上緣一仰之彼兩人跪レ地承レ之依レ爲二御所一也參入之間彼兩人相並敢不二前後一爭權之意趣以レ之可レ知兩人退出之間頭辨兼光仰下京中狼藉可二停止一之由上云々今朝定能卿來法印昨日下レ京○廿九日記云天晴申刻相二伴大將一參院以二定長一申入歸來示二暫可レ候之由一數刻之後定能卿來云被レ始二御念誦一了 早可二退出一云々仍退出直歸二九條亭一先レ是女房等歸了○卅日記云天晴早旦泰經卿送二書於季長朝臣許一曰今日於レ院可レ被レ議二定大事一巳刻可二豫參一者午一點着二冠直衣一參二蓮華王院一先レ是左大臣大納言實房忠親中納言長方等在二御堂南廊東面座一 依二風吹一垂レ簾 余同加二彼座頭一辨兼光 朝臣奉レ仰來仰二左大臣一云條々事可二計申一者 其事三ヶ條具載レ左

一、仰云今度義兵造意雖レ在二賴 朝一當時成 功事義仲行家也且欲レ行レ賞者賴朝之欝 難レ測欲レ待二彼上

洛又兩人愁賞之晚歟兩ケ之間叙慮難決兼又三人勸賞可有等差歟其間子細可計申者人々申云不可被待賴朝參洛期加彼賞三人同時可被行賴朝賞若背雅意者隨申請改易有何難哉於其等級者且依勳功之優劣且隨本官之高下可被計行歟惣論之第一賴朝第二義仲第三行家也賴朝（京官任國加級左大臣云於京官者參洛之時可任余云不可然同時可任長方同之）義仲（任國叙爵）行家（任國叙爵）但以國之勝劣任之尊卑可差別云々實房卿云義仲從上行家從下宜歟

一、仰云京中狼藉士卒巨萬之所致也各可減其勢之由可被仰下之處不慮之難非無所恐爲之如何兼又縱雖被減人數無兵粮者狼藉不可絕其用途又如何同可令計奏者人々申云於今者餘黨之恐定不及成群歟被減士卒人數可謂上計兵粮事頗有異議忠親長方等云各賜一ケ國可充其用途余難曰勸賞任國之外更賜國之條如何兩人云其用訖者被任他人有何難余云理可然但彼等定含收公之恨歟只沒官地之中擇可宛給歟不然又以一ケ國可分賜兩人歟但此條頗爲諠嘩之基歟猶賜沒官之所可宜左大臣云兩方之儀各可然可在勅定（頗被同餘議歟）

一、仰曰神社佛寺及甲乙所領多在關東北陸於今者各遣其使可致沙汰之由可被仰本所歟

一、同申云不可有異議早可被仰者

兼光問人々申狀參御所了其後經數刻此間余問左府曰若被行勸賞者除目儀如何左府曰此事難題也一昨日議定之時雖被問可有除目否於其間儀者未及其沙汰但所存者於院殿上可被行於下名者如春秋除目於官外記廳可被下余曰於廳可被下下名者只於陣可被行除目歟凡以宣旨官符被施行事等皆被改廳御下文了斯即爲院御沙汰成宣旨請印宮符之條不可然之故也何至下名可破其儀哉惣院殿上除目甚不甘心左府云此事自本希代之權議也然而依無他計存此儀余云於勸賞者只內々仰其人新主踐祚之時可被載除目歟左府云諸國多以有闕

併口宣之條不穩便余云於他任人者暫可被相待歟長房卿云抑被相待主上還御之條尤以不定立王事以何時可期哉余云事之肝心只在是左府云就勅問可評定也此條不被尋問進申之條可無便歟如此議定之間兼光皈來云勸賞除目其儀如何宜令計申者忠親卿云准據之例可被問外記歟左府稱善即以兼光問之歸來申云賴業師尚等申云如諸社行幸御幸等賞先被仰其人後日被載除目宜歟又嘉承攝政詔先帝崩御新主未御以法皇詔於仗下被下了然者以新儀於殿上被行又可在御定但初儀穩便歟且是時中任參議例也（圓融院大井河逍遙依舞賞被仰下任參議之由後日被載除目此事見小野宮記被記意以上皇宣被任參議之條甚難之）人々皆以此儀爲是左府又被執同之兼光皈參了即出來云各議奏之趣皆以可然早此定可被行者於今者各可有御退出者余即退出了

攝政今日下京云々數日在山上人以爲奇歟（下略）

八月三日記云今日午刻頭辨兼光爲御使來云解官事法皇勅歟又內々可被仰歟問大外記兩人之處賴業申云只可載宣奉勅不可有法皇字師尚申云只內々被仰外記追可被成宣旨云々申云師尚申狀穩便歟猶可有宣旨者可載法皇勅也只奉勅之條不甘心此次申京中幾外狼籍可被止之子細立條之理令申了是和說也更不存可被用之由只爲存忠也〇同六日記云京中（閑イ）物取追捕兼日陪增天下已滅亡了山嶇巖穴無可因之所三界無安之金言誠哉此言又云此日參院以定能卿申入以頭辨兼光被仰下云立王事所思食煩也先可奉待主上還御哉將又且雖無劍璽可奉立新主哉之由被行御卜之處官寮共申可被奉待主上之由而猶此事依所思食重被問官寮各數人（官二人寮八人）申狀彼是不同但吉凶半分也此上事何樣可有沙汰哉可計申者申云先次第沙汰頗以依違歟先有議定人意不一決偏可訪占卜之由議奏之時可有御卜也而遮以被行御卜今又被乖彼趣之條太以無其謂卜者不再三云々而及度々之條又以不可然而於今者偏可被用卜者重隨良將吉神等之

趣可有斟酌歟但愚案之所及立王于今懈怠愚心所煩（傾イ）思也其故先京華猥藉于今不止是人主不御坐令然也是一次須被急征討之處平氏等奉具主上及三神已赴海西不立主有征伐於議有妨是二次我朝之習不得劍璽踐祚曾無例而繼躰天皇爲臣下被迎之時如國史文書之踐祚甲申天皇移樟葉宮辛卯得璽符鏡劍即位云々往古雖無讓位即位之分別如今文者即位以前已稱天皇又謂踐祚即被移皇居其後得劍璽即位云々然則准據尤可合之由所存也是三凡天子之位一日不可曠政務悉亂云々于今遲々之條萬事違亂之源也早速可有沙汰不可有異議者左大臣同參候云々非一所兼光參上小時歸來云所申可然就中爲征伐可奉立人主之條事之肝心也仍早可有立王之事云々先愚案次第之沙汰悉以違亂散々凡不能左右云々未曾有之事也天下滅亡只此時也可悲云々〇九日記云傳聞去六日有懈官一百餘人云々時忠卿不入其中是被申可有還御之由（之イ）候故也云々朝務之尫弱以之可察可憐云々〇十日記云天晴依昨日召申刻着直衣參院先是左大臣內大臣在西對代南庇座余同加其座昨日催之時申依所勞參入不定之由仍予參入以前大略議定了云々兩府粗語其趣各云兼光爲奏聞評定之趣參御所了未歸來之間也云々此間三人交語兼光猶不來仍左大臣召藏人觸余參入之由於兼光暫之兼光來仰左府曰條々聞召了但親王宣旨事垂可計申者左大臣被目余曰可被下親王宣旨之間儀歟將彼宣旨可有否之儀歟兼光曰兩條共可定申者余云任光仁天皇例雖無親王宣旨何事之有哉且宣下之間無便宜之上寳龜例爲最吉者左右兩府同之此事余參入以前兩府被申可有親王宣旨之由云々而今爰其儀被問余儀也此後兼光問條々事於余兩府以前申畢事等也

一、皇居事

申云大內如何閑院又宜歟兩府云閑院可宜之由申且爲吉所之故也云々余云善但內心所思強不可謂吉歟

一、大刀契鈴印等在内府奉渡閑院之間緣事諸司可供奉歟事
申云可供奉
一、漏刻陰陽寮可供奉歟事申狀同前
一、御倚子多在蘭林坊是大嘗會之時御物也大略螺鈿也可被用彼歟將可被新造歟事
申云累代之物出來之間可被借用舊物專不可及新造
一、時簡事
申云新造無異議抑被勘日時之間可有議歟寬和二年例（一條院受禪）於新主宮被勘可被渡御倚子時簡日時准彼例者新造日時又可同歟（此事兼人々可被申歟余令申之時人々有可然之氣也兼光又甘心）
一、傳國璽宣命於何所可被宣下哉事
申云院殿上歟仗座歟可在時議左大臣曰院殿上無異議内府曰爲當日事猶於仗座可被宣下歟余此事不思得仍不示左右退案之内府議可然
一、藏人瀧口所衆等任例可被渡歟事
申云可然

一、可被渡御裝束歟事
申云多所被渡也但今度不可然内府曰御笏許可被渡余云可然
一、劒璽事可被召諸道勘文否事
申云可然但如當時儀者立王可被待劒璽賢所等之儀也然者遂紛失之時可及如此之沙汰歟兩條可在勅定兩府云猶可被召諸道勘文余不言
一、勘文事内々以御教書可下知歟將可仰上卿歟事（此事始所仰也）左大臣云御教書可宜他人不言余追案之君可仰上卿歟
一、若宮渡御議事（此事始所問也）
内府云法皇渡御高松殿例不可外求余及左府云善此後左大臣退出兼光云除目事猶於院殿上移仗座議可被行之由左大臣作次第内々給兼光經奏聞之處其定可行之由有御定余云無異議内府云猶於殿上如朝覲行幸賞可被行也余云行幸賞者不可似此儀只如殿上定可被行也内府同之（頗似無意趣）内府又云猶可申破左府議也兩人一同之由早可奏

移二仗座一之儀專可レ見二苦一之故也余云此事不レ可レ然愚意之所レ及經二奏聞一於レ用捨一者可レ在二勅定一於レ余者全不レ可二執申一若恭レ達二天聽一者尤可二奏聞一兼光云具奏聞了余云彌以不レ可レ及二沙汰一云々內府又諾其後暫以言談余先退出了又云今日院參以前大外記賴業來談二世上事一上御沙汰違亂之上源氏等惡行不レ止天下忽欲二滅亡一可レ悲云々拭二紅淚一摧二丹心一賢哉云々小時退出了今日除目俄延引只被レ行二勸賞許一云々經房書レ之實房下二外記一（但非二除目一之儀一云々）〇十一日記云雨下見二去夜聞書一義仲（從五位下左馬頭越後守）行家（從五位下備後守云々）〇十二日記云雨下傳聞行家稱レ非二厚賞一忿怨且是與二義仲賞一懸隔之故也閇門辭退云々一昨日夜所レ遣二時忠卿許一之御教書返札到來其狀云京中落居之後可レ還二幸劒璽已下寶物等一事可レ被レ仰二前內府一歟云々事躰頗似レ有二嘲哢之氣一又貞能請文云能樣可二計沙汰一云々當時在二備前國小島一船百餘艘云々或說云鎮西諸國補二宰吏一云々大略天下之躰如二三國史一歟西平氏東賴朝中國已無二劒璽一政道偏

暴虎與二尫弱一也甚似レ無二其憑一歟征伐遲引院中諸人懸二心於關國及庄園等一君又貪二着此欲一上下逢境歡喜無レ比不レ知二天下之亡弊一不レ顧二國家之傾危一如二嬰兒一如二禽獸一可レ悲云々〇十四日記云入レ夜大藏卿泰經爲二御使一來（先レ是有レ召依レ疾申二其由一仍所レ來也）余隔レ簾謁レ之泰經云踐祚事高倉院宮二人（一人義範女腹五歲一人信隆卿女腹四歲）之間思食煩之處以外大事出來了義仲令日申云故三條宮御息宮在二北陸一義兵之勳功在二彼宮御力一仍於レ立二王事一者不レ可レ有二異議一之由所レ存也云々仍重以二俊堯僧正一（與二義仲一爲二親昵一之故）被レ仰二子細一云我朝之習以二繼躰守文一爲レ先高倉院宮兩人御座乍レ置二其王胤一強被レ求二孫王一之條神慮難レ測此條猶不レ可レ然云々義仲重申云於二如レ此之大事一者源氏等雖レ不レ及二執申一粗案二事之理一法皇御隱居之刻高倉院恐二權臣一如レ無二成敗一三條宮依二至孝一亡二其身一爭不レ思二食忘三其孝二哉猶此事難レ散二其欝一但此上事在二勅定一云々者此事如何可二計奏一者申云於二他朝議一者不レ顧二事之許否一每レ有二諮詢一述二愚款一至二王者之沙汰一者非二

人臣之最昔法皇御宇之始近衞上皇御事之後以誰可爲主哉之由鳥羽院被問仰此法性寺入道相國即奏次我君御事從彼言踐祚已了彼時猶依恐冥鑒兩三度不言是悲只請勅斷叡問及再三之時以道理奏達朝之重臣國之元老猶恐重事之不輕壓不能自專況區々之末生不肖之愚臣得而不可言上偏任叡慮須被行御占之由雖可令計奏其條猶有恐只以叡念之所欲可令存天運之令然之由御歟者泰經退出了○十五日記云天晴晩頭光長來畧此次語云平家餘勢非幾百餘艘舟カ當時在備前國小島云々鎭西悶母字闕仍不能適鎭西可領南海山陽兩道之由雖結構定不叶歟云々○十六日記云長光入道來談古事等今夕有受領除目於院殿上行之上卿民部卿參議右大辨親宗書之無清書儀云々召外記下之又有解官等云々任人之躰殆可謂物狂可悲云々○十七日記云申刻頭辨兼光送札云明日可參院神鏡劍璽等諸道勘文之間事並他雜事等可被豫議也云々者稱疾不參今日法印被來或人云入道關白被申院云

經東宮傅之人不任攝錄云々此事不被信受之處以兩人說聞之可奇云々○十八日記云終日雨降今日議定之趣追可尋記之定無異議歟近代之作法而已靜賢法印以入傳云立王事義仲猶欝申云々此事先始以高倉院兩宮被卜之處官寮共以兄宮爲吉之由占申之其後女房丹後御愛物遊君今ハ號六條殿夢想云第弟イ四宮四宮信隆卿外孫也位イ有行幸持松枝給行イ之由見之奏法皇仍乖卜筮可奉立四宮之樣思食云々然間義仲推擧北陸宮仍入道關白攝政左大臣余四人應召三人參入余依疾不參被三人各被申云北陸宮一切不可然但武士之所申不可不恐仍被行御卜可被從彼趣松殿ハ一向不及占可被仰子細於義仲云々余只奉勅定之由申了仍折中被行御占之處今度第一四宮依夢想事也第二三宮第三北陸宮官寮共申第一最吉之由第二半吉第三始終不快以占形遣義仲之處申云先以北陸宮可被立第一之處被立第三無謂凡今度大功彼北陸宮御力也爭默止哉猶申合郎從

等ニ可レ申ニ左右一之由申云々凡勿論云之事歟不レ能ニ左右一云々凡初度卜筮與ニ今度卜筮一被レ立ニ替一二之條一甚有ニ私事一歟卜筮者不ニ再三一而此立王之沙汰之間數度有ニ御卜一神定無ニ靈告一歟小人之政萬事不ニ一決一可レ悲之世也

今旦大將送レ札云去夜夢想春日大明神告仰云不審中事（余運事日來之間之中心疑レ之乞ニ其告一云々）更不レ可レ有レ疑即夢中思レ之信伏無レ極云々幼少之心底思ニ此事一尤可レ憐云々此夢又可レ信云々○十九日記云陰晴不定早旦問ニ昨日定子細於兼光明臣許一（國行奉書）注送旨如レ此參入公卿八人

左大臣　實房　忠親　成範　雅賴　長方　通親
親宗

神鏡事

左大臣　皇后宮大夫　前源中納言

如ニ諸道勘申一可レ被レ存ニ如在之儀一然者立ニ濱床一設ニ御座一可レ儼ニ恒例臨時之神事一忽不レ可レ及ニ御辛櫃一歟兼又可レ被レ祈ニ申諸社竝山陵一

堀川大納言　八條中納言　源宰相中將

神鏡忽不レ令（至イ）ニ紛失一暫御羇中被レ行ニ如在之議一還似レ有ニ其恐一女官等候ニ內侍所一可レ致ニ祈請一歟凡可レ被レ申ニ伊勢以下諸社一歟且行ニ德政一且致ニ祈請一者定令ニ還座一歟但任ニ勘文之趣一可レ存ニ如在之禮一者任ニ天德之例一召ニ年料辛櫃一可レ被レ奉レ安ニ置內侍所一歟神鏡縱不レ御何可レ弃ニ內侍司一哉

民部卿　親宗朝臣

事出ニ不慮之外一更無ニ可レ准之例一但如ニ諸道勘文申一致ニ如在之禮一專可レ令ニ祈請一歟御辛櫃已下任レ例可レ奉ニ作儲一先於ニ明後日一者召ニ大藏省辛櫃一以ニ驛鈴一可レ付レ之歟

劒璽事

已上諸卿一同申云於ニ踐祚一者忩可レ被ニ遂行一一日曠レ之庶務悉亂云々其後被ニ祈請一者何不レ令ニ還座一哉

源中納言

其趣同上但無ニ劒璽一者行幸之夜頗可レ無ニ禮儀一以ニ累代御劒一暫可レ爲ニ御護一歟

源宰相中將

後漢光武晉元帝即位之後經レ年得レ璽彼既爲ニ明

時一何不二因准一乎但於二本朝一者敢無二其類一歟

固關事

於二新帝仗座一上卿召二外記一傳二仰警固事一又三關便成二宣旨一可レ付二本國一之由可レ被二仰下一

宣命事

嘉承之例頗雖二相似一偏難二准據一彼者自二皇太子一・有二登極事一此者即日定二皇太子一可レ奉レ授二帝位一然者太上天皇詔二天皇太子并踐祚前主不慮脫履攝政如レ舊事等ヲ可二書載一於二院殿上一奏二清書可一レ傳二給中務一之由可レ仰二外記一

時簡事

自二院廳一仰二所司一令レ作レ之伊經染筆（天）可レ相二具新宮御物等一

御讓位日時定事

或勘或不レ勘今度不レ令二勘申一何事有哉

先主尊號（作イ）事

尤可レ候之由一同議定若無二其儀一者定有二兩主之疑一歟

踐祚夜內侍事

如レ例理髮二人可二祗候一歟

御即位事

其所官廳其月十月可レ宜紫宸殿儀安和治承甚以不快十月例上者光仁天皇近者法皇御時是也

二代同輿事

全不レ可レ有二其憚一雖レ無二先規一攝籙之例尤可二相准一歟早以二皇后宮一可レ准二母儀一者

新帝渡二御內裏一御裝束事

常御直衣二藍織物御指貫生御單衣等可レ宜抑雖下幼主不二着袴一之例上六條院頗以不快明後日必可レ有二御着袴一奉レ結二御腰一人攝政被レ參者頗可レ及二大儀一院外戚公卿一人參二簾中一偸可レ候二此事一皇后宮大夫得二其便一歟

大刀契行列事

如レ舊不レ可レ有二相違一

此日頭辨送レ札（院宣）問二新主御名字可否一（副二勘文一）永仁尊成云々（式部大輔俊經卿撰二申之一）余請文伏如レ此

御名字事

近代多雖レ被レ用二仁字一中古以往不二必然一尊字後三條院成字天曆聖主件兩字已彼二代之御諱也加之六府三事允治即是非二禹之功一哉帝王之功始猶

レ爲云々今已可レ謂二草創之主一尤可レ被レ尊二大功一歟

右愚意所レ及大概如レ斯永字又無二殊難一歟左右宜在二聖斷一以二此等趣一可レ被二計披露一之狀如レ件

八月十九日　　右大臣

壽永二年八月廿日壬子記云天晴此日有二立皇事一（高倉院第四宮御年四歳母故三位修理大夫信隆卿女）兼日頻有二其沙汰一先以二高倉院兩宮一（三宮四宮）被二卜筮一（以二三宮一立二第一一）之處官寮共申二一吉之由一其後女房有二夢想事一（子細見二先日記一四宮可二立給一之由也）又義仲引下級坐二加賀國一之宮上（子細見二先日記一）如レ此之間更又有二御卜一（今度以二四宮一立レ一加賀宮立二第三一云々）又卜二申一吉之由一第二半吉第三不快云々以二卜形一遣二義仲一之處大忿怨申云先次第之立樣甚以不當也依二御歳次第一者以二加賀宮一可レ立二第一一也不レ然者又如レ初可レ被レ爲レ先二兄宮一事躰似二矯餝一不レ思二食知一故三條宮至孝之條太以遺恨。云々然而一昨日重遣二御使一（僧正俊堯木曾之定使也）數遍往還愁申下可レ在二御定一之由上仍其後一決云々今日之事依レ爲二新儀一左大臣造二進次第一就二彼趣一可レ行云々問二刻限於兼光一之處申二秉燭之由一然而人々已參院云々仍酉刻右大將着二束帶一（蒔繪劔無文帶例讓位螺鈿有文也然而無二宣命宣制之儀一又非レ晴仍可レ爲二無文一之由人々存知之上新造次第載二此由一云々）先參院以二西中門廊一爲二公卿座一（二行敷レ疊不レ立二臺盤簡等一）于レ時御名字定間也大將着座之後經房發語此事兼一切不レ存之間進退雖レ失レ度左大臣頻被レ目仍無二所存一只申下同二其人一之由上畢（同二道親一云々）

定趣

左大臣　皇后宮大夫　左大辨等申二尊成可レ被レ用之由一

右大將　實宗　長方　通親等申二永仁宜之由一了

兼光聞二人々申狀一參二御所一了云々

次有二傳國宣命一奏聞事外記内記（大内記光輔也）等注反レ自レ砌外記敬屈稱唯大臣大咎被レ仰二可レ居之由一然而賴業不レ居又參上之時猶不レ居云々其後人々引率參二閑院一先レ是若宮於二院御所一密々御着袴之後（實房卿結レ腰）渡二御閑院一（秉燭以後）殿上人衣冠前駈云々公卿徘二徊對南廣庇邊一此間大刀契鈴印等（共在二大内一）被レ渡レ之緣事所司供奉如レ例其後經二數刻一殆及二二時許一云々子終主上出御攝政着二御前一（以二東對西面一爲二御座一）補二藏人一（先朝一臈）又仰二公卿一昇殿勅授等皆如レ例先攝政拜之後公卿昇殿拜又如レ例左大臣已下納言等皆退出家通卿爲二上卿一云々是皆大將口狀也子細

見左大臣次第續左不得劒璽踐祚之例希代之珍事也仍續加之下略○廿八日記云天晴申刻院別當式部權少輔範季爲御使來自院被發遣公卿勅使之間條々御不審事可計奏云々

一奏公家召馬事可被下宣旨歟將聽御下文歟事

申云可被尋寛治天承例無所見者只聽御下文宣歟

一神璽之外五色幣可被獻哉否事

申云可被獻此事或人內々申云忌部等參入猶有恐云々余申云中臣可參何憚忌部可有金銀幣何憚五色哉範季服膺

一自進發之日至歸京御行法不可退而御拜如何

申云行法以前可有御拜

一神璽御覽之間神馬誰人可爲儱哉事

申云可召府之中候院之輩

一宣命御署所可載阿闍梨家哉事

申云可被載

余和說申云脫蹝屣イ之後雖有發遣勅使之例皆是非御出家太神宮事其齋殊密以法躰下宸筆書宣命奉幣帛有御拜之條曾無例又乖理今已踐祚之後猶自公家可被立歟若有別御願者付加祭主可被祈申又可被奉可然之僧徒歟此事雖有恐偏恩冥鑒所申也範季云已被始神寶畢忽默止如何余云被渡公家行事所尤可爲善政若又猶有進物之御志者非幣物之外物付祭主若御使之僧徒等密々奉納等何難之有哉者後聞依予申狀被行御占猶申被立吉之由仍被立了云々○卅日記云自今夜法皇令入公卿勅使御精進屋給明後日發遣明日爲前齋之故也

○壽永二年七月廿四日の夜半計云々

補百錬抄云廿四日夜半上皇密々出御法住寺殿臨幸叡山

○右馬のかみすけとき

補資賢第四子系圖云正四位下右馬頭後白川院近習云々

○東塔のみなみ谷圓ゆうほう御所になる

見上七月廿六日或秘記

補蹇驢嘶餘ヲ按ニ圓融房曾テ梶井堯胤親王ノ所

居トナル是ヨリ梶井門跡ノ住房トス

○聖德太子のみらいき

補太平記ニ未來記ノ事ヲ出セリ其實ハ橘正成ノ詐略ニ設タルヤ又作者ノ華詞ナルヤ考フヘカラズ古事談云天喜二年九月廿日聖德太子御廟近邊坤方爲レ立ニ石塔一引レ地之間地中有レ似ニ筥石一堀ニ出之一筥也長一尺五寸許廣七寸許有ニ身蓋一開見之處御託文也仍天王寺奏ニ聞事由一件御託文狀云吾爲ニ利生一出ニ彼衡山一入ニ此日域一降ニ伏守屋之邪見一終顯ニ佛法之威德一於ニ處々一造ニ立四十六箇之伽藍一化ニ度一千三百余之僧尼一別ニ紀法花勝鬘維摩等大乘義疏一斷惡修善之道漸以滿足矣下石文也今年歳次辛巳河內國石川郡磯長里有ニ一勝地一尤足レ稱レ美故點ニ墓所一已畢吾入滅以後及ニ于四百卅余歳一此記文出現哉爾時國王大臣發ニ起寺塔一願ニ求佛法一耳上石文也按ニ此ノ如キ故事アルニ依テ未來記ト云說アルモノカ

○法皇天台山に渡らせ給ふと聞えしかは御迎に馳參らせ給ふ云々

略見或秘記

○入道とのとは前のくわんはく云々

補入道關白ハ基房ヲ云當殿ハ攝政基通ヲ云太政大臣ハ闕タリ花山忠雅前ノ相國タリ左大臣大炊御門經宗ナリ右大臣九條兼實ナリ大納言以下公卿補任考ヘシ

○同しき廿八日法皇都へ還御なる　當作廿七日見上七月廿七日或秘記可レ考

○木曾五萬餘騎て守護し奉る云々　見上七月廿八日或秘記

○山本冠者よしたか

補盛衰記錦織冠者義廣ニ作ル共ニ近江源氏ニシテ義光ノ末葉ナリ系圖ヲ按ニ山本冠者ハ義經ナリ義高ハ錦織冠者ト稱ス○冠者トハ元服ノ後チイマタ官秩ナキ人ヲ指テ云ナリ貴賤ニ通ズ

○攝津國河內のけんし

補多田賴經ノ後ヲ攝津源氏ト稱シ賴任ノ子孫ヲ河內源氏ト稱ス

○かけゆの小路中納言つねふさ

補經房ハ勸修寺家右中辨光房ノ子

○別當左衞門のかみさねいゑ

補實家ハ德大寺ノ流左大臣經宗ノ弟

○主上ならひに三種の神器事故なふ都へ返し入奉るへきよし西國へ仰せ下されけれとももちひ奉す
或秘記可考見上
○高倉の院の皇子は主上の外三所おはしましき云々
往々見或秘記注上
○淨土寺の二位との
補百錬抄壽永元年十二月四日院女房丹後局淨土寺堂供養云々玉葉ヲ按ニ女房丹波御愛物遊君云々山槐記コレニ同シ物語丹波ヲ謬テ丹後トスル者歟
○七條しゆりのたいふ
補信隆中關白道隆裔右京大夫信輔子正三位
○人の家にしろい雞を云々
補是故事所出未ダ考ル事ナシ陰陽家ニ所傳ヲキカス文献通考象緯篇云箕一名天雞後宮后妃之位云々若クハ此ノ如キ說ニ依レル者カ
○二位との丶御せうと云々
補能圓ハ内大臣高藤ノ裔皇后宮亮藤原顯憲ノ子八條二位時子ノ異父兄ナリ
○女はうのせうと紀伊守敎みつ云々
補能圓ノ妻ハ刑部卿範兼ノ女範子紀伊守範光ノ女第ナリ
○一こゑは思ひ出てなけ時鳥おひそのもりのよはのむかしを
新古今和歌集第三夏部載此歌詞書曰
百首歌奉し時夏歌中に民部卿範光
ほと丶ぎす猶一こゑは思ひ出よ老その杜の夜半のむかしを
此歌は後拾遺集大江公資かあつまちの思出にせんほと丶きす老その森の夜半の一こゑといふ歌を本歌として詠せり東野州常緣範光か歌を釋して老その森を以て老年を歎するの義とす敢て翼戴功を陳する事を注せす既に百首の和歌を獻することゝ新古今集に分明なり殊に況や範光外戚に列するを以て建久正治以後權臣たり述懐の意なきこと顯然なり
○かこのうちも猶云々
補夫木集幷寂蓮十題百首ニ出タリ
○朝をんかうふりて云々

補範光建仁元年從三位ニ叙シ同三年權中納言ニ任ズ承元元年從二位ヲ以テ出家ス

なとらの事

○同しき十日の日木曾右馬の頭になつてゑちこの國を給る云々

見上七月廿日及八月十一日或秘記

○あさひしやうくん

補玉葉幷東鑑元曆元年征夷大將軍ニ任セラルヽ事アリ朝日ノ號所見ナシ

○木曾越後をきらへは伊よをたぶ云々

補玉葉ヲ按ニ義仲越後守行家備後守トアリ系圖義仲伊豫守行家備前守トアリ改任ノ事東鑑ニ見タリ

○同しき十六日前の內大臣宗盛公以下平家の一族百六十人が官職をとヽめて殿上の御ふたをけつらる云々

見上八月九日或秘記

補藏人殿上人ノ上日宿侍ヲ署スル簡ナリ日中行事朝野群載等ニ見ヘタリ殿上ノ御簡ヲ削ルトハ昇殿ヲ停ルナリ

○太宰府

補推古天皇本紀ニ筑紫太宰ト出タリソノ先何レノ代ニ始メ置レタルコト所見ナシ今府ハ絕テナシ筑前國ニ宰府ト稱スル小村アリ

○岩戸諸卿大くらのたね直

補岩戸盛衰記完(宍ガ)戸ニ作ル東鑑ニハ少貳種直トアリ大藏ハ姓ナリ諸卿トハ誤レリ少貳ヲ都督少卿ト稱ス少卿ナルヘシ

○あんらく寺

補菅公ノ詩ニ觀音寺只聽鐘聲トハ安樂寺ヲ云ナリ今ニ天神ノ祉ニ傍近ナルハ安樂寺ナリ三戒壇ノ觀世音寺ハ別ノ所ニアリ金葉集つくしにまかりて安樂寺にてよみ侍りける神垣に昔我みし梅の花ともに老木と成にけるかな經信

○同しき廿日の日都には法皇の宣命にて四のみやかん院殿にて位につかせ給ふ

見上或記八月廿日

○むかし文德天皇天安二年八月廿三日かくれさせ給ひぬ御子のみやたちあまた御位にのそみをかけてましまし〳〵けれは內々祈とも有けり

此以下甚虛談也據二伊勢物語一則惟喬雖レ爲二庶兄一不レ得レ時而遂爲レ僧故後人有二角觝競馬之說一乎都皆非也今按二三代實錄一曰天皇諱惟仁文德天皇第四子也母太皇太后藤原氏太政大臣贈正一位良房朝臣之女也嘉祥三年歲在庚午三月二十五日癸卯生二天皇於太政大臣東京一條第一十一月廿五日戊戌立爲二皇太子一于レ時誕育九月也考レ之嘉祥三年即文德天皇即位初年也此年十一月惟仁既立爲二皇太子一則惟高豈有レ爭レ位乎

補文德天皇晏駕ノ時儲位已ニ定テ數年ナリ位ノ爭ヒナキコト知ルヘシ嫡ヲ廢シ庶ヲ立ルコト禮ノ禁スル所ナリ大鏡ニ實賴ノ語ヲ引テ儲位ノ狐疑アルコトヲ載タリ惟喬出家ノ後業平其ノ閑栖ヲ訪テ雪フミワケテ君ヲミントハト云トキハ帝或クハ紀氏ノ寵ニ依テ儲ヲ定ルノ日疑二アリシモノカサレトモ後來淸和帝ノ惟喬ニ於ル猜忌ノ情ナク優禮和親共ニ闕ルコトナシ

○木わらの王子

補大原ヲ誤マルモノカ

○四海のあんきは云々

補白氏文集ニ出タリ淸和帝即位ノ時惟喬十一歲ナリ物語ノ文過譽ト云ヘシ

○二のみや惟仁しんわう

補淸和天皇ハ文德天皇第四子ナリ二ノ宮ニアラズ

○かきの本の紀僧正云々

補元亨釋書ヲ按ニ眞濟ハ弘法ノ門人ナリ惠亮ハ圓澄ノ門人ナリ物語ニ云フ所ノ諍位ヲ祈禳スルコト釋書惠亮ノ傳ニ載タリ

○なとら

補系圖云紀名虎右兵衞督中納言梶長子

○よしを

補伴長男カ事跡三代實錄ニ詳ナリ

○尊意智けんを云々

補元亨釋書尊意姓丹生氏平安城人云々智劍ハ金剛界大日佛ノ手印ヲ云○諍位ノ事二僧祈禳ノ事

皆世俗ノ妄談ニシテ行長等臺僧ノ奇異ヲ書シテ慈圓ニ媚諛スルノ一事ノミ

をた卷の事

○高倉の宮の御子の宮を御めのと讃岐の守重秀か御出家せさせ奉りくし奉つて北國へおち下りたりしを木曾義仲上洛の時主にしまいらせんとて還俗せさせ奉りくし奉りて都へ上りたるをそ位にはつけまいらせんすらん

詳見或秘記註上

補帝王系圖云茂仁親王ノ子書寫眞性安井道尊櫻井法顯

○けんそくの宮云々

補唐ノ則天武后宣宗等ヲ云ナルヘシ

○天武天皇いまた春宮の御時大友の皇子におそはれさせ給ひてひんはつをそり吉野のおくへにけこもらせ給ひたりしか大友皇子をほろほしてつゐに位につかせ給ひき

大友皇子襲二天武天皇一事叉虚妄也舍人親王修二日本紀一雖三爲レ父隱二其惡一然萬世不レ可レ掩二之大惡一焉得三強欺二天下後世一乎蓋天武天皇詐讓二其位一而實弑二近江天皇一矣大統紀年詳辨焉天智天皇辛未十年冬十月庚辰天皇疾病彌留勅喚二東宮一引二入臥内一詔曰朕疾甚以二後事一屬レ汝云々於レ是再拜稱レ疾固辭不レ受曰請奉二洪業一付二屬大后一令二大友王一奉レ宜二諸政一臣請願奉二爲天皇一出家修道天皇許焉東宮起而再拜便向二於内裏佛殿之南一踞二坐胡床一剃二除鬢髮一爲二沙門一於レ是天皇遣二次田生磐一送二袈裟一壬午東宮見二天皇一請下之二吉野一修中行佛道上天皇許焉東宮即入二於吉野一大臣等侍送至二菟道一而還十一月丙辰大友皇子在二内裏西殿織佛像前一左大臣蘇我赤兄臣右大臣中臣金連蘇我果安臣巨勢人臣紀大人臣侍焉大友皇子手執二香爐一先起誓盟曰六人同レ心奉二天皇詔一若有レ違者必被二天罰一云々於レ是左大臣蘇我赤兄臣等手執二香爐一隨レ次而起泣血誓盟曰臣等五人隨二於殿下一奉二天皇詔一若有レ違者四天王打天神地祇亦復誅罰三十三天證二知此事一子孫當絶家門必亡云々壬戌五臣奉二大友皇子一盟二天皇前一

○參議長教

補公卿補任修範ニ作ル

○あさの衣は云々

補拾玉集衣うつとをちの里のつちの音にね覺の人や袖ぬらすらん慈鎮

○かの木のまるとの云々

補木丸殿ハ筑前國朝倉山ナリ

○宇佐のみや

補延喜神名帳豐前國宇佐郡八幡大菩薩宇佐宮云々

○さりともと思ふ心も云々

補千載集秋部皇太后宮大夫俊成

○九月十三夜は云々

補保延元年中右記云今夜雲淨月明是寛平法皇今夜明月無双之由被仰出云々仍我朝以九月十三夜爲明月之夜也

○刑部卿三位よりすけ

補頼輔ハ難波ノ流權大納言忠教ノ子○頼輔豐後ノ國司タルコトハ公卿補任ニ見ヘス周防權守ヲ兼トアリ但シ頼輔私ノ莊園タル者カ

○緒かたの三郎これよし

補緒方ノ系譜ヲ按ニ大神朝臣ヲ以テ姓トス大神ハ元ト大國主神ヨリ出タリ依テ大三輪ノ故事ヲ誤ヲ緒方ニ符會セルナルベシ

○をだまき　舊事本紀曰大己貴神乘天羽車大鷲而覓妻妾下行於茅渟縣娶大陶祇女子活玉依姫爲妻往來之時人非所知而密往來之間女爲姙身之時父母疑怪問曰誰人來耶女子答曰神人狀來自屋上零入來座其寢臥耳爾時父母忽欲察顯續麻作綜以針釣係神人短裳而明且隨絲尋覓越自鑰穴經茅渟山入吉野山留三諸山當知大神則見其綜遺只有三縈號三輪山謂大三輪神社矣

○たかちをの明神の神たいなり　無所考矣疑瓊々杵尊乎

補古事記等ニ所謂高千穗之久士布流多氣ト云是ナリ神道百首あまくたる天の村雲袖ふれて移せる水やたかちほの嶺兼邦

此和歌ニ依ルトキハ瓊々杵尊ナルヘシ物語ニ依ルトキハ大巳貴命ヲ祭ルモノカ

大宰府おちの事

壽永二年九月五日或秘記云早旦或人云平氏黨類餘勢全不レ滅四國幷淡路安藝周防長門幷鎭西諸國一同與力了舊主崩御之由風聞虛說也云々當時在二周防國一但國中無下可レ用二皇居一之家上仍乘レ船泛二浪之上一云々貞能以下鎭西武士菊地原田等皆以同心鎭西已立二內裏一隨二出來一可レ入二關中一云々明年八月可二京上一之由結搆云々是等皆非二浮說一也

○いとくすのはかま

補絲葛ノ袴カ東鑑ニ絲葛云々

○ひをくゝりの直垂

補緋緒結ノ直垂カ裝束抄ニ緒ハ打紐ナリ前ニテムスヒテサグルト云々天永三年二月中右記ニ殿下忠實將監近末ニ紅ノ比多々禮ヲ給フコト見ヘタリ又治承二年山槐記少將維盛朝臣鷹狩ノ時着用ノ事アリ

○住よしはこさき云々

補延喜神名帳筑前國那珂郡住吉神社三座同郡八幡大菩薩筥崎宮一座香稚宮ハ式外ナリ神功皇后ヲ祀ル宗像郡宗像神社三座

○ねとり

補樂曲諸調トモニ音取アリ

征夷將軍院宣の事

此段以賴朝任將軍爲壽永二年之事者大誤矣建久三年七月廿日東鑑云大理飛脚參着去十二日任二征夷大將軍一給二其除書一差二勅使一欲レ被レ進之由被二申送一云々同廿五日記云勅使廳官肥後介中原景良同康定等參着所レ持二參征夷大將軍除書一也兩人各着二衣冠一任レ例列二立于鶴岡廟庭一以二使者一可レ進二除書一之由申レ之被レ遣二三浦義澄一々々相二具比企左衛門尉能員和田三郎宗實幷郎從十人一各甲胄詣二宮寺一請二取彼狀一景良等問二名字一之處介除書未レ到之間三浦次郎之由名謁畢則歸參幕下御束帶豫出二御西廊一義澄捧二持除書一膝行而進レ之千萬人中義澄應二此役一面目絕妙也亡父義明獻二命於將軍一訖其勳功雖レ剪レ鬢難レ酬二于沒後一仍被レ抽二賞子葉一云々除書云中畧

征夷使　大將軍源賴朝

從五位下源信友

左衛門督通親參陣參議兼忠卿書レ之

將軍事本自雖被懸御意于今不令達之給而法皇崩御之後朝政初度殊有沙汰被任之間故以及勅使云々又爲知家沙汰點武藏守亭招勅使經營云々○廿七日記云將軍家令招請兩勅使於幕府給於寢殿南面御對面有獻盃加賀守俊隆大和守重弘小山七郎朝光等從所役前少將三河守相模守伊豆守等候其座及退出期各給鞍馬（葦毛鹿毛）左衞門尉祐經朝重等引之兩客降庭上請取之一拜之後退出云々○廿九日記云景良康定歸洛先從將軍家馬十三疋桑絲百十疋越布千端紺藍摺布百端令餞送之給云々朝光爲使節

壽永二年十月一日或秘記云傳聞先日所遣賴朝許之院廳官此兩三日以前歸參與巨多之引出物云々賴朝載折紙申三ヶ條事云々○二日記云或人云賴朝所申之三ヶ條事一平家所押領之神社佛寺領慥如本可付本社本寺之由可被下宣旨平氏滅亡爲佛神之加護之故也云々一院宮諸家領同平氏多以虜掠云々是又如本返給本主可被休人愁（怨イ）云々一歸降參來之武士等各宥其罪不可被行斬罪其故何者賴朝昔雖爲勅勘之身依全身命今當伐君御敵之任今又落參輩之中自無如此之類哉仍以身思之雖爲敵軍於歸降之輩寬宥罪科可令存身命云々此三ヶ條載折紙言上云々一々之申狀不齊義仲等歟○四日記云及晚太夫史隆職來密々持來賴朝所進合戰注文并折紙等院御使廳官所持參云々件折紙不異（違イ）先日所聞然而爲後代註置之

一可被行勸賞於神社佛寺事

右日本國者神國也而頃年之間謀臣之輩不立神社之領不顧佛寺之領押領之間遂依其咎七月廿五日忽出洛城散亡處所守護王法之佛神所加冥顯之罰給也全非賴朝微力之所及然者可被行殊賞於神社佛寺候近年佛聖燈油之用途已闕如無先跡寺領如元可付本所之由早可被宣下候

一諸院宮博陸以下領如元可被返付本所事

右王侯卿相御領平家一門押領數所然間領家忘其沙汰不能地忍早降聖日之明詔可拂

愁雲之餘氣擭灾招禍之計何事如之哉頼朝尙領彼領等者人之歎相同平家候歟宜任道理有御沙汰者

一雖姧謀者可被寬宥斬罪事

右平家郎從落參之輩縱雖有科怠可被助身命所以者何頼朝蒙勅勘雖座事更不露命今討朝敵後代又無此事哉忽不可被行斬罪但隨罪之輕重可有御沙汰歟

以前三ケ條事一心所存如此早以此趣可令計奏達給仍註大槪上啓如件

合戰記不遑具註

同十三日記云大夫史隆識來談世上事等院廳官々史生泰貞（先日爲御使向頼朝許去頃歸洛）重爲御使可赴坂東云々

○征夷將軍

補職原抄文屋綿丸以來有征夷將軍之號云々院宣トハ誤レリ除書ナリ東鑑ニ詳ナリ

○つるかおか

補東鑑ヲ按ニ治承四年十月鶴岡ノ社ヲ小林郷ニ奉還ストアリ頼義ノ勸請ハ由比ノ郷ナリ新編鎌倉志ニ詳ナリ

○三浦介とはなのらすして云々

補按ニ佐ノ字ヲ避ルニアラス是ヨリ先キ義澄イマタ相模介ニ任セス是時ニ任セラル丶ト見ヘタリ

○らんはこ

補蘭箱ハ諸家日次等ニ覽箱ニ作ル按ニ蘭箱及覽箱トモニ文字穩ナラス若クハ蘭筒ヲ誤ルモノナランカ

○しやきん

補按ニ金ニ錬金砂金アリ砂金ハ灰吹金ナルベシ

○さいゐんのしくわん

補勸盃ノ儀ヲ云ナリ齊院次官藤原親能盃ヲ勸ム散位ノ五位一人瓶子ヲ取ナルベシ親能ハ權中納言長良ノ裔ニシテ齋院次官親實カ子ナリ

○狩野くとう

補祐經ハ南家ナリ伊豆國押領使維職五代ノ後チ狩野ハ總號ニシテ工藤ハ支出ナリ大宮トハ近衞川原ノ太皇大后宮ヲ云ナルベシ祐經ハ后宮ノ侍ニシテ一﨟ナルモノカ又祐經カ父祐繼瀧口タリ

祐經モ瀧口ニシテ一臈タル者カ

○あつわたのころも云々

補泰定カ止宿ノ科ナリ厚綿ノ衾ナルベシ

○紺あいすり云々

補泰定雜用ノ設ナリ紺ハ紺ソメノ布ナリ藍榻ハ藍ニテ模樣ヲ榻リ染タルナリ今ノ地白形染ナリ

○内外にさむらいあり云々

補東鑑ヲ按ニ鎌倉ノ營ヲ創ムル時十八箇間ノ侍所アリ其後チ又隔心ナキ家人ヲ撰テ寢所ノ近邊ニ候セシム

○高らいへりの云々

補凡ソ疊ノ縁ハ高麗縁ヲ上トス紫縁コレニ次ク黄縁又コレニ次ク

○またおくひてひらか云々

補按ニ百練抄養和元年八月藤原秀衡陸奥守ニ任ス源隆義常陸介ニ任スルコト年月分明ナラス後來頼朝奥州征伐ノ時モ佐竹四郎ト稱ス是ヨリ先キ佐竹ステニ頼朝ノ爲ニ逐レテ跡ヲ晦アスルコト東鑑ニ出タリ

○これまで名薄云々

補名薄ヲ奉ルトハ家人ノ禮ヲ取ナリ名薄ノ書樣ハ官位姓名ヲ署シ年號日月ヲ書スルナリ諸家ノ日次ニ見ヘタリ

ねこまの事

○猫間ノ中納言光高　堤中納言兼輔九代裔中納言清隆子也

補盛衰記云七條坊城壬生邊ヲバ北猫間南猫間云々系圖ヲ按ニ光隆ハ内舍人良門裔權中納言清隆ノ子清隆猫間ト號ス

○かうし　飯器也

補按ニ飯羹椀ニ蓋アルヲ合子ト云蓋ナキヲ片椀ト云侍中群要ニ殿上ノ合子ヲ枕ニスト云是ナリ

○合子のいふせさに

補合子ノ飯ヲヒニテワケ汁器ニ漬シテ食フヘキナリ合子ノ大キナルヲ憚テ食セスト云物語ノ妄談ナリ

○ねこおろし

補ヲロシ下食或ハ退ト書ス餘食ヲ云ナリ

○佊にほういとり

補布衣ハ狩衣ナリ冠狩衣ヲ着スルコト雑袍ノ宣ナクテハアルマジキ事ナリ院參ナレバ烏帽子ノキハト云コトナルベシ

○てがた　在車ノ鉾立(ホウダテ)別可圖

補九條家洞院家車ノ圖アリ

水嶋かつせんの事

以下敘段之事實或秘記所載畧錄于此

九月五日或秘記云近日京中物取今一重陪增一塵之物不レ能レ持二出途中一京中之萬人於レ今者一切不レ能二存命一義仲院御領已下併押領日々陪增凡緇素貴賤無レ不レ拭レ涙所レ憑只頼朝之上洛云々彼賢愚又暗以難レ知只我朝滅亡其時已至歟法皇敢不レ知二國家之亂亡一近日被レ始二大造作一云々院中之上下歎息之外無二他事一歟誠佛法王法滅盡之秋也○同十九日記云北陸宮加賀明日可レ有二入洛一今日就レ寺云々○廿日記云人傳云義仲今日俄逐電不レ知二行方一郎從大騷院中又物忩云々○廿一日記云傳聞義仲一昨日參院被レ召二御前一勅云天下不レ靜又平氏放逸毎事不便也云々義仲申云可二罷向一明日早天可レ向云々即院手取二御劒一給レ之義仲取レ之退出昨日俄下向云々○廿三日記云人傳云行家ヲ可レ遣二追討使一之由自レ院再三被レ仰二義仲一云々不レ申二左右一俄以逃下爲レ籠二行家一云々○廿五日記云傳聞頼朝以二文覺聖人一令レ勸二發義仲等一云々是追討懈怠幷掠(摂イ)二京中一之由云々即付二件聖人一陳遣云々

同十月十四日記云平氏去八月廿八日入二鎭西一了放レ火以外云々肥後國住人菊地豐後國住人臼木御方等未二歸服一云々○十七日記云傳聞義仲隨兵之中少々超二備前國一而彼國幷備中國人等起レ勢皆悉伐取了即燒二拂備前國一歸去了云々又聞義仲無レ勢云々○廿三日記云或人云義仲ニ可レ賜二上野信濃一不レ可レ虜二掠北陸一之由被二仰遣一了又頼朝之許ヘモ件兩國賜二義仲一可二和平一之由被レ仰了云々此事依二或下﨟之申狀一俊堯僧正一昨日參院御持佛堂時云々申二此由法皇一稱レ善即從二僧正諫言一忽被レ降二此綸旨一了云々此條愚案一切不レ可レ叶凡國家滅亡之結願只在二此事一可二彈指一々々在二朝廷一之王侯卿相緇素貴賤併顧レ私不レ在レ公實是愚而猶愚也非レ國者無レ建レ家非レ君者無レ建レ親思二身之安全一先可レ廻二國家靜謐之籌

策之處各恐左右敢不讓言又皆無謀重事之量歟可悲云々○廿八日記云傳聞頼朝去十九日出國來十一月朔頃可入京是一定説云々又義仲去廿六日（或廿八日即今日也）出國來月四五日之間可入洛與頼朝爲决雌雄云々因玆院中已下天下之人皆以遽云々人皆有所言歟可恐云々

閏十月二日記云申刻頭辨兼光來余謁之語云平氏始雖入鎭西國人必依不用逃出向長門國之間又不入國中仍懸四國了貞能ハ出家シテ留西國了云々此由自周防伊豫兩國進飛脚令申云々又私義仲送使於兼光之許其男説如之無相違其上申云自前內府之許送使者於義仲之許云於今者偏可歸降只欲乞命云々此上神鏡劒璽無事之障難奉迎取事第一之大事也次第沙汰又以乖説歟○同十三日記云及晩大夫史隆職來談世間事平氏在讃岐國云々或説女房船奉具主上并劒璽在伊與國云々但此條未聞實説云々○同十四日記云申刻人告云平氏兵強前陣之官軍多以被敗了仍自播磨更義仲赴備中之由風聞隨又以御使被制上洛申承了由而忽以上洛

今夕明旦之間可入洛之由昨日夕飛脚到來其後院中之男女上下周章無極恰如交戰場其事漏聞之間京中之人去夜今朝之間運雜物於東西遣妻子於邊土萬人失色一天騷動不可云敢云々○十七日記云静賢法印密々告送云昨日義仲參院申云平氏一旦雖乘勝始終不可及不審鎭西之輩不可與力之由仰遣了又山陰道武士等併在備中國更不可及恐云々又賴朝弟九郎（不知實名）不知實名爲大將軍率數萬之軍兵企上洛之由所承及也爲訪其事所欲上洛也若事爲一定者可行向爲不家者非此限今兩三日之內可承其左右云々者已上義仲申狀也只今不可及外聞竊所告申也云々○十八日記云及晩範季來談世上事此次件男云四方皆塞中國之上下併可餓死此事一切不可疑於西海者雖非謀叛之地平氏在四國不令通之間又同事也加之義仲之所存若偏應幾賴朝殆以彼被欲殺義仲歟之由成僻推歟將有告示之人歟如此之間奉怨法皇兼又疑御逐電事依之忽棄敗績之官軍所迷上洛也然而忽討平家事不可叶平氏獨存者西國

之運上又不レ可レ叶仍且爲レ令レ討二平氏一且爲レ協二義仲之意趣一法皇起レ自二叡慮一早可レ令レ赴二西國一給也只先可レ有レ臨二幸播磨國一然者南西國等之住人等皆向レ風可レ示來一也其時發二鎭西等之勢一可下誅二伐平氏一了上以後可レ有二還御一也此外凡無二他計一云々即以二此旨一示二泰經一云々甘心凡示二靜賢法印一靜賢又以服膺然而未此旨不レ達二天聽一云々余案レ之所レ立之次第其理可レ然歟但若有レ臨二幸西國一者偏被レ釣二具義仲等一違二乖頼朝一之由決定令レ存歟此天下猶雖二一日一頼朝有下可二執權一之運上歟之由素可二愚案一也然者偏被レ變二彼頼朝一之條尤可レ有二思慮一歟愚意所存只以二道理一被二仰聞一彼是祈二請佛神一強不レ恐二此勇士一以二正道一被レ行二天下一者衆災可レ消也只先猶可レ討二平氏一之由被レ仰二義仲一以二別使者一又頼朝之許可レ被レ仰二遣子細一也無二左右一御下向之條猶非二王者之翔一歟然而不二口外一者也範季等之儀可レ謂二小人之謀一可レ悲之世也○十九日記云或人云來廿六日可レ有二御遠行一云々是昨日範季意見歟將又義仲奏レ具二院已下一爲レ宗公卿等一可レ向二北陸一之由風聞此兩事之間歟凡不レ能二左右一云々法皇自二今日一三ケ日雖レ可下參二籠今比叡一御上依二天下物騷一忽以還御云々凡院中近臣周章無レ極云々不レ知二何事一○廿日記云今日靜賢法印爲二院御使一向二義仲之家一仰云其心不レ悦之由聞食子細如何不レ申二身暇一俄可レ下二向關東一云々此事等所二驚思食一也云々者申云奉レ怨レ君事二ケ條其一ハ被レ召二上頼朝一事雖レ申下不レ可レ然之由上無二御承引一猶以被二召遣一了其二ハ東海東山北陸等之國々所レ被レ下之宣旨云若有下不レ隨二此宣旨一之輩上者隨二頼朝命一可二追討一云々此狀爲二義仲生涯之遺恨一也云々又於下下二向東國一之條上者頼朝上洛者相迎可レ射二一矢一之由素所レ申也而已以差二數萬之精兵一令レ企二上洛一（其身不レ上）仍爲二相防一欲二下向一更不レ可二驚思食一抑奉レ具レ君可レ臨二戰場一之由議申之旨聞食返々恐申無レ極無實也云々（已上義仲申狀）靜賢歸參欲レ申二此由一之處依二御行法之間一不レ能二申入一然間義仲重以二使者一示二送靜賢之許一云猶々關東御幸之條殊恐申早可レ承二執奏之人一云々件事昨日行家以下一族源氏等會二合義仲宅一議定之間可レ奉レ具二法皇一之由其議出來而行家光長等一切不レ可レ然若爲二此議一者可レ違二背一之由執論之間不レ遂二其事一

以件ニ不細一行家令レ密ニ達天聽一云々義仲申ニ無實一定以詐僞歟爲ニ恐々一兼又義仲殊有ニ申請事一云々可レ討ニ賴朝一之由賜ニ一行之證文一欲レ見ニ東國之郎從等一云々此事已大事也不レ能ニ左右一云々又傳聞平氏黨類出ニ九國一向ニ四國一之間甚尫弱而今度官軍敗績之間平氏得ニ其衆一勢太強盛於レ今者輒不レ可レ得ニ追伐一云々而義仲等稱ニ甚安平之由一是又僞言云々天下滅亡只在ニ今來月一歟○廿一日記云義仲所望兩條可レ討ニ賴朝一之由申ニ賜御敎書一事並宣旨之趣非ニ御定一者奉行之人聊可レ有ニ勘發一之條其以不レ許云々此上今一重令ニ攀緣一歟云々凡此兩條之望太以不當無ニ許容一之條尤有ニ其謂一歟或云平氏已來ニ備前國一凡美作以西併靡ニ平氏一了殆及ニ播磨一云々

○廿二日記云傳聞今日義仲參院又聞賴朝使雖ニ來ニ伊勢國一非ニ謀叛之儀一先日宣旨云東海東山道等庄土有ニ不レ服之輩一者觸ニ賴朝一可レ被ニ沙汰一云々仍爲レ施ニ行其宣旨一且爲レ令レ仰ニ知國中一所レ遣ニ使者一也云々而國民等惡ニ義仲郎從等之暴虐一寄ニ事於賴朝之使一切ニ塞鈴鹿山一射ニ義仲行家等之郎從一了云々因ニ之義仲郎從等遣ニ伊勢國一了

○廿三日記云早旦人告今夕明旦之間法皇可レ幸ニ南都一云々疑者可下引ニ寵吉野一給上歟但未ニ一定一云々 略 午刻靜賢法印來語云去夜義仲參院以ニ靜賢泰經等一傳奏云々其申狀云先奉レ取レ院可レ引ニ寵北陸一之由風聞以外無實無レ極之恐也此事所ニ相伴一之源氏等指ニ行家已下一歟所ニ執奏一返々恐申早可レ承ニ證人一也云々次平氏當時無ニ追討使一尤不便以ニ三郎先生義廣一欲レ令レ討又依レ恐ニ平氏之入洛一院中之緇素洛下之貴賤運ニ資財一隱ニ妻子一太非ニ隱便一早可レ有ニ御制止一此三ヶ條也云々仰云先可レ奉レ取レ院之條全非ニ源氏等之執奏一只々世間普依ニ申事一所ニ聞食一也然而全以レ無ニ御信用一不レ及ニ沙汰一云々次義廣追討使事雖レ被ニ仰切一賴朝殊存ニ意趣一之者歟云々者靜賢又云實ニモ可レ奉レ具レ院事不レ可ニ必然一事歟無ニ事理一又無ニ其要一事也只每事不レ許ニ忿怨一之間若逃ニ寵北陸一歟其時存ニ意趣一之輩云ニ武士一云ニ院近臣一自報レ怨歟然者定物騷歟云々 武士之中ニハ華數重隆殊結ニ意趣ニ云々又院近臣如ニ泰經一同內々旨怨云々 雖レ然其怨不レ及ニ他人一歟云々又云彼宣旨之趣ニ事定長傳レ宣兼光宣下云々被レ問ニ兼光一之處申改直了而以ニ不レ直以前之宣旨一聞及歟全不レ可レ被レ

用事也以其由可被仰義仲之由兼光申云々良久歸出了又聞義仲郎從等多遣伊勢國美濃國等了京中無勢云々平明語云平氏再可繁昌之由有衆人之夢想等云々範季申云昨日謁義仲如申狀者無謀反之儀云々入夜定能卿來談世上院中事等南都臨幸事未聞及云々〇廿四日記云傳聞義仲重申院曰以義廣可追討平氏之由申請不許之條未得其意猶枉欲遣義廣兼又賜備後國於彼義廣以其勢可討平氏云々仰云全非不許之儀件男聞食尫弱之由仍不可叶之由思食故不被仰左右也而猶可宜之由於計申者不可及異儀云々國事又思食了但忽不可被任宰吏云々〇廿六日記云傳聞義仲猶可討平氏之由有院宣懇領狀云々又聞義仲觸無動寺衆徒云爲討賴朝可赴關東可相伴云々衆徒不承引云々〇廿七日記云入夜武者來云源氏武者也源義兼號石川判官代故兵衞尉義時孫判官代義基子也爲討平氏行家來月一日可進發爲伴彼明日先可向河內所領云々其次語云義仲與行家已以不和果以不快出來歟返々不便云々其不和之由緒者義仲向關東之間可相伴之由觸行家行家辭遁之間日來頗不快之上此兩三日殊以𠯁々然間行家來月朔日必定下向義仲又爲不被奪其功於行家相具可下向之由風聞云々如只今者卿相雖不惡其實必相互指彈歟云々又云於行家者不可立合賴朝之由內々令議云々

同十一月三日記云傳聞賴朝上洛決定延引了其弟九郎冠者副五千騎勢可令上洛云々然而猶以不定云々〇四日記云傳聞賴朝上洛決定止了代官入京也今朝云々今日着布和關云々先奏事由隨御定可參洛義仲行家等於相防者任法可合戰不然者過半事不可有之由仰含云々又聞平氏一定在讃岐國云々〇七日記云傳聞於義仲固可被征伐之由殊用心鬱念之餘如此承及之由令申院云々仍被入院中警固之武士申了云々行家己下皆悉勤仕其宿直而義仲一人漏其人數之間殊成奇之上及有中言之者歟行家明夕必定下向云々賴朝代官今日着江州云々其勢僅五六百騎云々忽不存合戰之儀只爲供物於院之使云々次官親能廣季子並賴朝弟九郎等上洛云々〇八日記云今日備

前守源行家爲追討平氏進發見物者語云其勢二百七十餘騎云々太爲少如何之今旦義仲已打立只今如亂逢事院中已下京都諸人毎家皷騒抑神鏡劍璽無事奉迎取之條朝家第一之大事也而君臣共無此沙汰仍余竊以此趣含行家了（余無親昵之緣然而偏依思社稷招或僭具以聞達了中心之誓上天可鑒耳）〇十日記云傳聞賴朝使於供物者着江州了九郎猶在近江云々以證憲法印爲御使遣義仲之許賴朝使入京不可然之旨存之由云々雖有不悅之色愁領狀歟於無勢者强不可相防之由令申云々〇十三日記云閑巷說云秀平可退討賴朝之由有院宣之旨義仲示遣秀平之許秀平以件證文付康貞進覽了云々但此條定浮說歟云々追可尋聞之今日行家赴鳥羽畢云々〇十四日記云申刻頭辨兼光爲院御使來召籬前謁之（普通之禮冝首可招上長押上歟兼光依爲家司不正其禮耳）仰云神鏡劍璽出雖在外吾朝之大事莫過於此仍試遣御使誘以勅命如何此事天下有變之時人々議奏豫雖有其沙汰自然遂旬月而去九月之頃前内大臣上書於法皇其狀云於臣全無奉背君之意事出不圖周章之間於舊主者且爲遁當

時之亂奉具蒙塵外土了然而此上事偏可任勅定云々如此狀者彌表和親之儀可被奉迎彼三神歟而義仲追討之時官兵敗績臨此時被遣御使者邊民之愚恐存依士卒之尫弱諂諛之由歟此條如何能思量可計奏者申云此事舊主蒙塵之節速可有此儀而延而及于今懈緩之條悔而無益況於有彼漏達之趣乎被遣御使之條不可及異儀抑彼報奏之旨密而可有豫儀遠境之間御使更歸參之後重有其儀者擁怠之處自有變易歟仍智慮所及然有議定可被含命御使也者兼光云攝政被申云御使之上以手跡可被献女院爲避疑殆也左府被申云御使可有二人也云々予云此儀共可然抑撰器量可被獻其人者兼光退歸了〇十五日記云及晩宰相中將來語院中事武士守護遂日不懈云々院中上下或不受或甘心雨樣云々又云賴朝代官（九郎）可入落哉否頻有豫儀大略所進物幷使者等可歸國之樣有此沙汰然間又儀出來以澄憲重被仰遣義仲許之處其勢不幾者可被許入京之由愁水伏云々又云只今主典代景能來入（所被遣賴朝之許御使也）此一兩日入洛云

々仍問ニ賴朝報奏趣ニ之處大畧不レ及レ申ニ御返事ニ専有ニ不レ悅之色ニ於ニ子細ニ者申ニ始御使ニ廳官康貞了今仰只同前也早可ニ歸參ニ云々敢無ニ饗應之氣ニ殆可レ謂攀緣ニ歟云々○十六日記云今日院可レ臨ニ幸南殿ニ御用心之躰萬ニ部於ニ日來ニ今日之出仕指合歟云々○廿七日記云傳聞平氏付ニ室泊ニ了云々同十二月二日記云又聞去廿九日平氏與ニ行家ニ合戰行家軍忽以敗績家子多以被ニ伐取ニ了忽企ニ上洛ニ云々又聞多田藏人大夫行綱引ニ籠城內ニ不レ可レ從ニ義仲命ニ云々

○矢田の判官代

補義清ハ清和源氏足利陸奥判官義康ノ子上西門院八條院等ノ判官代云々

○朝のつかひ船

補按ニ朝諜ニ作ルヘシ說文軍中反間也郭璞云游偵是ノ時ハ游偵ノ義ナリ

せのおさいこの事

○國府

補國府ハ國司ノ廳ナリ今マナヲ鄉村ノ名ニ殘レリ

○かきのひたゝれ云々

補東鑑ニ長佐六郎カ家僕與柿ノ直垂ヲ着ト由槐記當色柿染云々然レハ柿染ノ服賤者ノ所用ナルカ直垂ノ紐ハ宗五記ニ革ヲ用ヒ或ハ紙縒ヲ用フ

○ぬのゝ小袖に云々

補按ニ絹絁ハ庶人ノ所用ニアラス布ヲ用フベシ今木綿衣ヲ布子ト云本布ナルユヱナリアツマヲリ綿衣ノ裾ヲ引折テヒヲリト云例ニテ小袴ヲ着ズシテ小袖ノ妻ヲ折ハサムナルヘシ襭ツマバサムト訓ス字彙云以衣衽貯物而扱之於帶間也

○山かつほ高ゑひら

補山廬穗ト云名目所見ナシ馬上ニテ付ルヲ細廬穗ト云高箙同ジク所見ナシ尻籠箙ト云アリ此ヲ云フカ

○西國道の一里

補令ヲ按ニ五尺爲步三百步爲里又拾芥抄等ニ六町ヲ一里トスル法アリ古ヘモ里法ニ長短アリ今關東ノ諸國三十六町ヲ一里トシ關西ノ諸國五十町ヲ一里トス江源武鑑ヲ考ルニ天文十九年將軍

家ヨリ諸國守護ニ仰四十町ヲ一里ト定メシルシニ大塚ヲ築クトアリ是時ニ今ノ里數定マレルモノカ

つゝみ判官の事

○おこの者

補山槐記ニ忠親内大臣公敎ノ直物ノ上卿タルヲ見テ可謂嗚呼トアルトキハ麁暴ヲ付テ云ト見ヘタリ

○むかへつふてゐんぢ

補尙飛礫東鑑等ニ出タリ

法住寺合戰の事

同十一月十七日或秘記云平旦人告云院中武士群集京中騷動云々不レ知二何事一頃之又人云義仲可レ襲二院御所一之由風二聞院中一又自レ院可レ被レ討二義仲一之由傳二聞彼家一兩方以二詐僞一有二告言之者一也依二如レ此浮説一彼是鼓騷敢不レ可レ云云々若乖二勅命一之者隨二罪之輕重一被レ行二罪科一者例也又縱雖レ有下不レ服二王化一之者上虜二領一州一引二籠外土一粗有二先蹤一未レ聞三洛中咫尺之間有二如レ此之亂一此事計也義仲忽無下可レ奉レ危二國家一之理上只君搆レ城集レ兵被レ驚二衆之心一之條專至愚之政也是出レ自二小人之計一歟果以有二此亂一王事之輕不レ足レ論二是非一可レ悲々々及二午後一聊落居云々攝政依レ召參入今夜可レ被二宿候一云々是依レ爲二御愛物一殊應レ召也他公卿近習兩三輩之外無二參入之人一云々可二彈指一々々々長方卿一人參入悲泣而退出云々以二主典代景宗一爲二御使一被レ遣二義仲一其狀云謀叛之條雖レ静二申告言之人一稱二其實一於レ今者不レ及二適申一歟若事爲二無實一者速任二勅命一赴二西國一可レ討二平氏一縱又乖二院宣一雖レ可レ防二賴朝之使一不レ申二宣旨一一身早可レ向也乍レ在二洛中一動奉レ驚二聖聽一令レ騷二諸人一太不當也猶不レ向二西方一逗二留中夏一者風聞之説可レ被レ處レ實也能思二量可二進退一云々其報奏之趣未二聞及一余以二使者一國行令レ進レ院示二送定能卿一云依二所勞一不二早參一物騷子細委可レ被二告示一云返事之趣大途如二風聞一及レ晩左少辨光長來語之旨又同前也此夜八條院還二御八條殿一云々疑者明曉可レ被レ攻二義仲一歟云々不レ能二左右一也義仲其勢雖レ不レ幾其衆太然レ勇云々京中之征伐古來不レ聞

若有二不慮之恐一者後悔如何小人等近習之間遂至二于此大事一君之不レ見レ士之所レ致也日本國之有無一時可レ決歟無二犯過一之身只奉レ仕二佛神一耳〇十八日時記云早旦伴二大將一欲三參二院一之間爲二泰經卿奉行一有二只今可レ參之仰一申二承了之由一即相共參院于レ辰刻也以二泰經卿一被二仰下一云世上物騷逐日倍增然間浮言多出來御所警固過レ法義仲又似レ無二伏レ命之意一事已及二大事一仍昨日以二主典代景宗一爲二御使一被レ仰云爲二征伐一可レ向二西國一之由度々被二仰下一而于レ今不二下向一又可レ防二賴朝代官一之由令レ申云々然者早可三行二向一而兩方共不二首途一已欲レ敵レ君其意趣如何若無二謀叛之儀一者早可レ赴二西海一者義仲報奏云先可レ奉レ立二合君一之由一切不二存知一因レ茲度々書二進起請一了今被二責下一之條生涯之慶也於レ下二向西國一者賴朝代官引二率數萬之勢一可レ入レ京者一失可レ射之由素所レ申也彼不レ可レ被レ入者早可レ下二向西國一云々此上賴朝代官事何樣可レ被レ仰乎兼又依二此騷動一可レ有レ行二幸於院一歟將忽不レ可レ然歟此等條々可レ令二計申一者申云先院中御用心之條頗過レ法是何故哉偏被レ敵二對義仲一也太以見苦非二王者之行一

若有二犯過一者只任二其輕重一可レ被レ加二刑罰一又如レ被二仰下一者申狀已穩便歟然者先被レ遣二可レ然之御使一且被レ尋二問浮言之次第一且被レ搦二發所行之不當一若指二申告言之輩一者任レ法可レ被レ行二刑罰一先被レ罷二當時敵對之儀一尤宜歟義仲若伏レ理有二和顏一者何不レ赴二征伐一縱雖レ可レ有二罪料一出境之後有二沙汰一者不レ可レ有二當時之怖畏一歟洛中咫尺之間被レ敵二對君一之條當時後代朝之恥辱國之瑕瑾何事過レ之哉若又猶不レ肯レ受二勅命一者彼時任レ法可レ有二科斷一歟如二今之沙汰一者王化如レ無甚以見苦歟於二賴朝代官條一者勢少者可レ入之由義仲申旨先日有二風聞一更不レ可二變申一歟又率二巨多之士卒一者可レ停二止之由可レ被レ仰二彼代官一歟行幸之條忽不レ可レ然歟者泰經參二御前一了其後人々多以參集左大臣以下大略無二殘人一歟以二定長卿一暫被レ仰二暫可レ候之由一仍祗候及二未剋一定能卿密々來告云只今以二御車一密々行幸成了院不レ知食云々頃之定長來問云不レ圖之外有二行幸一以二此亭一可レ爲二皇居一歟將又猶以二閑院一可レ爲二皇居一歟可レ計申一者申云以二此御所一爲二皇居一者行幸之條太害〔奇イ〕仍只殿上以下事可レ在二閑院一歟者定長

云左大臣被レ申旨同前云々（左大臣已下公卿在二上達部座一余早參之間在二寢殿東北廊之間一故不レ能レ加二彼座一）及二申刻一祗候殊無下被二尋問一事上仍觸二泰經一退出了（略）攝政自二今夜一被レ參二宿院御所一云々仁和寺宮八條宮鳥羽法印等皆自二日來一候レ候二院中一云々

○笠しるし

補東鑑ヲ按ニ下河邊行平胄ノ後ニ笠標ヲ付ク頼朝云ク此ノ簾袖ニ付ル歟尋常ノ儀ト云々

○いくさは十一月十九日の朝なり

同十九日或秘記曰天陰時々小雨早旦人告云義仲已欲レ襲二法皇宮一云々余不二信受一之間暫無音以二基輔一令レ參レ院令レ尋二子細一午剋歸來云已參上之由雖有二其聞一未無二其實一凡院中之勢甚爲レ少見者有二興違之色一云々光長又來爲レ參レ院退出了然間義仲軍兵已分二三手一必定寄之由風聞猶不二信用一之處事已實也余亭依レ爲二大路之頭一向二大將之居所一了不レ經二幾程一黑煙見レ天是燒二拂河原之在家一云々又作レ時兩度于レ時未刻也或云爲二吉時一云々及二申剋一官軍悉敗績奉レ取二法皇一了義仲士卒等歡喜無レ限即奉レ渡二法皇於五條東洞院攝政亭一了武士之外公卿侍臣之中レ矢死傷之者十餘人云々夢歟非レ夢歟魂魄退散萬事不覺凡漢家本朝天下之亂逆雖レ有二其數一未レ有如二今度一之亂上義仲者是天之誡二不德之君一使也其身之滅亡又以忽然歟憖生見二如レ此之事一只可レ恥二宿業一者歟可レ悲云々

○つゝみはふくわんともやす

補藤原知兼ハ東鑑ヲ按ニ大夫尉ト云後チ壹岐判官ト稱ス建仁元年頼家ノ條下云召二舞女微妙一有二舞曲一知康候二皷役一云々尼御臺所云知康成二獨歩之思一太奇怪也伊豫守義仲襲二法住寺殿一依レ致二合戰一卿相雲客及二恥辱一其根元起二於知康凶害一也云々玉葉百練抄等ニ義仲ガ狼籍ヲ禁止セラルヽ使ハ主典代景宗トアリ知康ニハアラズサレトモ東鑑ニ依ルトキハ知康カ辨佞ニシテ亂ヲ構成スル事明ナリ

○昔は宣旨をむかつてよみければ

補前に見へたり

○攝津國けんじ

補多田豐島等ヲ云系圖云法住寺合戰保行信雅兄弟討死云々

○爰に主水の正親業は云々今井の四郎兼平をつかゝりよつひいてしやくひのほねを兵つはといて馬よりさかさまにおとす

同廿二日或秘記云又聞大外記賴業子直講近業中ニ流矢ニ失レ命云々但未レ聞ニ一定一仍問ニ遣父眞人之許一

廿四日記云以レ侍外記大夫政職遣ニ大外記賴業之許一弔ニ其子親業安否一去十九日於ニ戰場一夭亡之由有ニ風聞一之故也

補射法書云矢音ノ事鋒矢ハひやうづばといふ

○しなの源氏

補村上二郎判官代安信ヲ云カ

○あふみの中將爲清

補高階爲清治承三年近江守ニ任セラル盛衰記近江前司ニ作ル

○越前少將信行

補七條修理大夫信隆ノ弟

○はうきのかみ光つな云々

補光長ハ清和源氏出羽判官光信ノ子是時光長及子判官光經トモニ討死系圖ニ詳ナリ

○はりま少將雅方もよろひ立烏帽子にて軍の陣へ出られたりけるか樋口の次郎兼光か手にかゝつていけとりにこそせられけれ

同廿日或秘記云或人云雅賢被ニ搦取一了又資時被（伐イ）ニ捕取一了云々但不レ知ニ一定説一後聞兩人共搦取在ニ武士之許一云々

補宇多源氏左小將通家ノ子

○明雲大僧正圓慶法親王も御馬よりいおとされて御くひ取れさせ給ひけり

同廿二日記云傳聞座主明雲合戰之日於ニ其場一被ニ切殺一了又八條圓惠法親王於ニ花山寺邊一被ニ伐取一了又權中納言賴實卿着ニ直垂折烏帽子等一逃去之間武士等不レ知下爲ニ卿相一之由上引張天欲レ斧レ頸自雖レ稱ニ其名一衣裳之躰非ニ尋常之人一仍稱ニ貴種一也猶可レ打レ頸之由各令ニ沙汰一之間下人之中有ニ見知之者一稱ニ實說之由一仍忽免レ死武士等相共送ニ父大臣之許一云々大臣憂喜相半與ニ纒頭於武士等一云々

補徒然草云明雲座主相者にあひ給ひてをのれもし兵杖の難やあるとたつね給ひけれは相人まことに其相おはしますと申いかなる相そと尋給ひけれは傷害のおそれおはしますましき御身にて

かゝりにもかくおほしよりて尋給ふ是すてに其あやふみのきさしなりと申けりはたして矢にあたりてうせ給ひけり

○ふんこの少將むね長

補難波流ナリ刑部頼輔孫

○ゑちせんの法橋性意

補系圖ヲ按頼輔ノ兄ニ僧ナシ弟ニ僧アリサレトモ性意ト云名ミヘス叔父ニ靜意ト云僧アリ此ヲ云カ

○七條の侍從のふ清

補修理太夫信隆ノ子

○やかて閑院殿へ行幸なし奉る

同廿二日記及レ晩隆職來語云主上御二閑院一

○源の藏人仲兼

補宇多源氏皇后宮大進光遠ノ子

○山本くわんしや云々

補系圖山本判官義弘ニ作ル

○かわちの日下たう

補姓氏錄ヲ考ニ河内國ニ日下部氏アリ其ノ餘裔カ

○次郎藏人仲頼

補宇多源氏信濃守仲舒ノ子

○攝政殿都をは軍におそれさせ給ひて宇治へ御出有ける

同十九日記云攝政未二合戰一之前被レ逃二宇治之方一了云々○廿一日記云今日申刻攝政自二奈良一前駈六人共七八人濟々威光云々思案不二甘心一忍テ可レ被二入京一歟

○松殿の姫君とり奉て云々

補義仲基房ノ女子ヲ姦スルコト諸記幷ニ東鑑等所見ナシ系圖ヲ考ルニ基房ノ女子四人長ハ參議高能ノ妻次ハ後京極良經ノ室季ハ從三位公朋ノ妻ナリ仲女ヲ西御方ト稱ス八條院ノ女房ナリ若クハコノ女子ニ穢通セルモノカ

○同廿三日三條の中納言朝方の卿已下四十九人か官職をとゝめてをひこめ奉る

同廿九日記云花山大納言頗成レ恐之由示二送大將女房之許一云々仍送二札訪之報狀一云雖レ不レ入二解官之中一被レ沒二官所領一又被レ停二止出仕一云々尤不便事也晚頭大夫史隆職註二送解官等一

解官
中納言藤朝方　參議右京大夫同基家
太宰大貳同重(實イ)清　大藏卿高階泰經
參議右大辨平親宗　右中將播磨守源雅賢
右馬頭源資時　肥前守同康綱
伊豆守同光遠　兵庫頭藤章綱
越中守平親家　出雲守藤朝經
壹岐守平知親　能登守高階隆經
若狹守源政家　備中守源資定
左衛門尉知康(大夫尉)　此外衛府廿六人云々

○かはのくわんしやのりより
補義朝六男系圖蒲生冠者ニ作ル

○九郎くわんしやよしつね
補系圖云義朝九男童名牛若丸

○あつたの大ぐし
補參議巨勢麿の裔四郎大夫季兼ノ流

○北面に候ける宮内判官公朝藤内判官時成此事を訴へんとておはりの國へはせ下り此よしかくと申けれは範頼義經これは公朝の關東へ下らるへきて候そ其故は子細を存せぬ使は返してとはるゝ時ふしんの殘にとその給ひける

同十二月一日記傳聞去廿一日候㆓院北面㆒之下﨟二人(公友也)到㆓伊勢國㆒造㆔示亂逆次第於㆓頼朝代官㆒(九郎并齋院次官親能等也)即差㆓飛脚㆒遣㆓頼朝之許㆒待㆓彼歸來㆒隨㆑命可㆓入京㆒當時九郎之勢僅五百騎其外伊勢國人等多相從云々又和泉守信兼同以合力云々
補東鑑江判官ニ作ル

○木曾西國へ使者を立ていそき上らせ給へ一ッに成て關東へはせ下り兵衛のすけうつへき由いひつかはしたり云々

同十二月二日或秘記云傳聞義仲差㆑使送㆓平氏之許㆒(在㆓播磨國室㆒泊㆒云々)乞㆓和親㆒云々○五日記云又義仲差㆑使示㆘可㆓同意㆒之由於㆗平氏㆖云々平氏不㆓承引㆒云々

○松殿の御子師家公其時はいまた從二位の中納言にてましくけるを木曾かはからひにて大臣攝政になし奉る

同十一月廿日或秘記云傳聞入道關白自㆓去夜㆒參㆓宿五條亭㆒義仲迎寄云々○廿一日記云又義仲內々示云世間事申㆓合松殿㆒毎事可㆑致㆓沙汰㆒云々頗靜

賢不レ詳歟 ○廿二日記云 早旦大夫史隆職告送云權大納言師家任ニ內大臣ー可レ爲ニ攝政ー之由被ニ仰下ー了○廿三日記云傳聞內大臣非ニ解官ー借用云々凡闕官ハ三也所レ謂死闕轉任辭退也 借官始レ之于ニ當今禪門之計ニ可レ然也 ○廿七日記云 略 然而又 萬事松殿押沙汰云々 傳聞任大臣事 天下皷騷禪門頗有ニ恥色ニ云々 ○廿八日記云 傳聞任大臣之次第先入道關白以ニ少將顯家ー爲レ使被レ觸ニ內大臣ー云々希異之又奇異更非ニ言語所ヲ及者歟

補松殿關白基房ノ子

○同十二月十日の日法皇を五條內裏を出し奉て大膳太夫成忠か宿所六條西洞院へ御幸なし奉る

按或秘記雖レ有下可レ有ニ御幸ー之說上遂無ニ其事ー矣

同十二月七日或秘記云 及レ晚宰相中將告送云 來十日義仲奉レ具ニ法皇ー可レ向ニ八幡邊ー自レ彼爲レ討ニ平氏ー可レ赴ニ西國ー云々 ○八日記云 略 當時御所 五條殿恠異頻示仍 欲レ有レ遷ニ御八條院ー之處義仲 不レ受之間忽八幡御幸之儀出來了云々

○其日除目說をこなはれて 同十二月十日記云此夜被レ行ニ臨時除目ー

參議藤俊經 藤隆房即任ニ右武衛ー 藤兼光
右大辨兼光 左中辨光雅 右中辨行隆
權光長 左少辨源兼忠 右少辨平基親
右中將忠良
義仲辭ニ退左馬頭ー 又被レ仰ニ下天台座主ー俊堯僧正云々

平家物語考證卷之八終

平家物語考證卷之九

目錄

平家物語考證卷之九

松堂閑人四醉生　編
洛陽後學源道格　集
羽林中郎將藤原定俊　補

小朝拜

○院の拜禮もおこなはれず院の拜禮なかりければ內裏の小朝拜もおこなはれず
壽永三年正月一日或秘記云拂曉四方拜如㆑常今日無㆓院拜禮㆒（院御所不㆑及㆑改㆓鋪設㆒云々）又無㆓小朝拜㆒爲㆓代始㆒而依㆓日次不㆒㆑宜也畧抑依㆑爲㆓御忌月㆒不㆑奏㆓音樂幷國栖笛聲㆒此事先帝御時被㆓宣下㆒了當今又可㆑同而重可㆑有㆓宣下㆒哉否大將成㆓不審㆒問㆓遣大外記師尚許㆒之處事理重不㆑可㆑被㆑仰之上延久元年例又不㆑然云々今日又不㆑被㆑仰云々然而諸司存而不㆑奏也
補九代略記村上天皇天曆元年正月一日戊子王卿參太上天皇朱雀院栢梁殿拜禮云々
○小朝拜　古者皇帝御㆓大極殿㆒群官蕃客盡賀㆓正朔㆒謂㆓之朝拜㆒而又王卿以下殿上侍臣列㆓立于淸涼殿東庭㆒而拜㆓宸儀㆒謂㆓之小朝拜㆒夫朝拜者百官同行㆓其禮㆒如㆓小朝拜㆒者特王卿侍臣得㆓拜列㆒焉故延喜中勅停㆓小朝拜㆒以見㆓王者無㆑私之義㆒也尋延喜十九年群臣固請曰雖㆑停㆓廷臣之拜㆒今尙有㆓親王之拜㆒臣子之道不㆑可㆑有㆑異矣於㆑此復㆓其禮㆒事見㆓西宮記㆒

○せちゑ
補凡節會ト稱スル時ハ王臣會同ノ禮ナリ元日ノ宴會ハ皇太子親王公卿及ヒ諸國朝集使諸蕃賀正使等ニ宴ヲ賜フナリ

○四方拜
補公事根源云仁和五年正月寅の刻に天地四方屬星山陵を拜し給由宇多の御門の御記にのせられたれとを濫觴とは見へずまた皇極天皇雨を祈給とて南淵の河上に行幸有て四方を拜し給ければ雨五日迄降けるよし日本記にのせられたれば是などをやはしめとも申べからん云々
按ニ天地ヲ拜シ山陵ヲ拜セラルヽハ禮ト云ヘシ屬星ヲ拜セラルヽハ陰陽家ノ事ニシテ正禮ニア

ラス

○かんくてう

補雪山寒苦鳥ノ事法華直談等ニ見ヘタリ考フヘシ

○東岸せいかんの柳ちそくをましへなんしほくしの梅開落すてにことにして

東岸西岸云 柳遲速不レ同南枝北枝之梅開落已異乃慶保胤春生逐地形之序文也

○まり

補蹴鞠の事水鏡皇極天皇の條下に云三年と申し三月に天智天皇乃中大兄王子と申し法興寺にてまりをあそはし給し云々

按ニ中世以來蹴鞠ヲ賞セラル濟政頼輔等ノ達藝名ヲ專ニス上世ハ打毬ヲ尙テ蹴鞠ヲ尙ハス打毬ハ講武ノ一事ナリ蹴鞠ハ閑曠ノ遊戯ノミ

○小弓

補小弓結番ノ事源氏物語等ニ出タリ故黃門ノ物語ニ今ノ揚弓ナルベシ別ニ小弓ト云物ハ有ヘカラスト云々按ニ藻鹽草ニ小弓ノ外ニ雀弓ト出セリ小弓ノ別名カ但シ尺素往來ニハ揚弓ヲ出セリ庭訓往來ニハ揚弓雀小弓ト並出セリ上世ハ一物ニシテ後世ニ二物トナルモノカ

古歌ニ　秋のいねのおさまれる世のうれしさは
春のあそひのまりこ弓にて

○扇合

補古キ物語諸家日記等ニ詳ナリ

○ゑあはせ

補源氏物語ニ繪合ノ卷アリ須磨明石ヲ繪ニシテ合タル事ナリ

○草つくし

補闘草ノ戯ヲ云諸家日記等ニ詳ナリ

○虫つくし

補禁秘御抄云松虫鈴虫類人々進レ之或被レ召ニ賀茂社司ニ云々 陳氏花鏡ニ虫ヲ多ク撰ビ聚ルコト見ヘタリ異邦ニモ虫ヲ賞スルコト同シ

宇治川の事

以下三段之事蹤或秘記所載都錄于此

同正月五日或秘記云前源中納言來 畧 語云賴朝之軍兵在二墨股一今月中可レ入二洛一之由所レ聞也 ○六日

記云或人云坂東武士已越墨俣入美乃了義仲大懐怖畏云々○九日記云傳聞義仲與平氏和平事已一定此事自去年秋比連々謳歌有樣々異說忽以一定了去年月迫之比義仲鑄一尺之鏡面奉顯八幡（或說熊野）御正躰裏鑄付起請文（假名云々）遣之因玆和親云々○十日記云人告云明曉義仲奉具法皇決定可向北陸公卿多可相具云々是非浮說云々○十一日記云今晚義仲下向忽停止依有物告也云々來十三日平氏可入京預院於彼平氏義仲可下向近江國云々○十二日記云傳聞平氏此兩三日以前送使義仲之許云依再三之起請存和平義之處猶奉具法皇可向北陸之由聞之已爲謀叛之儀然者同意之儀可用意云々仍十一日下向忽停止今夕明旦之間可遣第一之郎從（字樋云々）即召返院中守護兵士等了云々○十三日記云今日自拂曉至未刻義仲下向東國事有無之間變々七八度遂以不下向是可遣近江之郎從以飛脚申云九郎之勢僅千餘騎云々敢不可敵對義仲之勢仍忽不可有御下向云々因之下向延引云々平氏一定今日可入洛之處不

然之條有三之由緒云々一ハ義仲奉具院可向北陸之由風聞之故二ハ平氏遣武士於丹波國令催郎從等仍義仲又遣軍兵令相防然間平氏一定和平了仍事一定已後遣脚力可引退之由仰遣之處猶企合戰平氏方郎從十三人之首已梟了云々因玆置心遲怠三ハ行家出逢渡野邊テ一箭可射之由令稱云々因此事遲々縱横之說雖難取信依非浮說記之○十四日記云人傳云明後日義仲奉具法皇可向近江國云々事已一定也云々○十五日早旦人告云御幸停止了依御赤痢病也云々義仲獨可向云々或云不可向云々隆職來語云（略）又云義仲可爲征夷大將軍之由被下宣旨云々○十六日記云自去夜京中皷騷義仲可遣近江國之郎從等併以歸洛敵勢及數萬敢不可及敵對之故云々今日奉具法皇義仲可向勢多之由風聞其儀忽變改只遣郎從等如元警固院中可祗候又分遣軍兵於行家許可追伐云々凡自去夜至今日未刻議定變々及數十度如反掌京中周章無物于取喩然而及晚頗落居關東武士少々付勢多○十九日記云昨今天下頗又物騷武士等

多向西方爲討行家云々或又在宇治爲防田原地手云々義廣（三郎先生）爲大將軍云々○廿日記云卯刻人告云東軍已付勢多未渡西地云々相次人云田原手已着宇治云々詞未訖六條川原武士等馳走云々仍遣人令見之處事已實義仲方軍兵自昨日在宇治大將軍美乃守義廣云々而件手爲敵軍被打敗了東西南北散了即東軍等追來自大和大路入京（於九條河原邊者一切無狼藉尤冥加也）不廻踵到六條末了義仲勢元不幾而勢多田原分二手其上爲討行家又分勢獨身在京之間遭此殃先參院中可有御幸之由已欲寄御輿之間敵軍已襲來仍義仲奉棄院周章對戰之間所相從之軍僅三四十騎依不及敵對不射一矢落了欲懸長坂方更歸爲加勢多手赴東之間於阿波津野邊被伐取了云々東軍一番手九郎軍兵加千波羅平三云々其後多次群參院御所邊云々法皇及祗候之輩免虎口實三寶之冥助也凡日來義仲支度燒拂京中可落北陸道而又不燒一家不損一人獨身被梟首了天之罰逆賊宜哉云々義仲執天下後經六十日比信賴之前蹤猶思其晩今日卿相等雖參院不被入門中云々入道關白以顯家爲使者兩度上書共無答又甘攝政乘顯家車參入被追歸了可彈指云々○廿二日記云風病聊有減仍恐參院以定長被尋問事五ヶ條

一無左右可被討平氏之處三神御座彼手此條如何可計奏者兼又相副公家之使者於追討使下遣如何云々申云若可有神鏡劒璽安全謀者忽追討不可然遣別御使可被語誘歟又賴朝之許同遣御使可被仰合此子細歟被副御使於追討使之條甚無取據歟

一可被渡義仲首哉否如何申云左右共不可爲事之妨但理之所出尤可被渡歟

一賴朝之賞如何

申云可被仰依請之由歟然者又若存無恩賞之由歟睛被行被仰其由何事有哉於其官位等事者非愚案之所及者

一賴朝可上洛哉否事

申云早可令上洛殊可被仰下於參否者不可知食早速可遣召也者

一御所事如何
申云早々可レ有レ渡二御他所一其所八條院御所外
無二可レ然之家一歟
定長語云昨日左大臣左大將皇后宮大夫堀河大納言
押小路中納言左右大辨等參入有二議定一各申狀大概
同二下官申狀一但平氏追討之間事左大臣左大將猶
不レ知二劒璽一可二追討一之趣歟是則叡慮如レ此云々
他事定能卿密示レ之各被レ從二形勢一也不レ可レ然云々又被レ渡レ
首事長方云若被レ渡二遠國之賊首一事歟云々此事不レ可レ然也又
賞事左大將云任下討二惡美大臣一之時例上被レ叙二三
品一可レ宜云々此事又過分也此外事一同云々退出了攝政內
大臣各如レ元之由被二仰下一了云々天雖レ不レ棄國
后棄レ之末世受生之恨尋二宿業一欲レ報而已〇廿三
日記云範季朝臣來語云平氏猶可レ被二追討一之由被二
仰下一了云々神鏡劒璽事猶不レ被レ重歟此條神慮有レ
恐爲レ之如何云々
〇かまの御さうし
補系圖云於遠江國蒲生御厨出生云々曹司トハ古
ヘ鳥曹司職曹司等アリ物語ニハ曹司ズミナト、
アリ曹ハ廣韻局也今ノ部屋任ト云ナルベシ

〇あしからをへて行も有云々
補足柄山ヲ越ルモノハ梅澤ヨリ沼津ニ出ヅ箱根
山ヲ越ルモノハ小田原ヨリ三島ニ出ヅ浮島カ原
ニシテ同ジク海道ニ到ル
〇のり口に引せ云々
補左ノ片口ヲ引テ云
〇白くつははけ
補金銅鏡ノ轡ニアラズシテ常ノ轡ヲ用フルナリ
〇八寸の馬
補爪際ヨリ取カミマデ三尺八寸ノ馬ナリ唐尺ニ
依ルトキハ六尺奇ノ馬ナリ周禮ニ六尺以上爲馬
ト云トキハ選ニ中ルノ馬ナリ
〇水のそこには亂杭うつて云々
補孫呉ノ晋ヲ拒グニ江底ニ鐵鎖鐵錐ヲ用ルガ如
シ
〇たんのたう
補丹黨ハ丹比等ノ支族ナルベシ紀淸兩黨ナド云
類ナリ
〇馬のゆかみ
補ユヒガミナルベシ

○のためかた
補按箭採形ナルベキカ箭幹ノ直ナルヲ採撓シテ屈曲セシメタル形ヲ云カ

○きよれうのひたゝれ
補魚綾ハ桃華蘂葉山鳩色云々

河原かつせんの事

○しげとうの弓の云々
補射法書云重籐の弓は國司ならではもつまじき物也何も軍陣弓は本重籐尤可然也又云弓に鳥折の事是も天智天皇の時はしまる也敵鳥に成て身方を惱す時弓にて打落す也さるによりてうち筈一尺四五寸計の間也云々按ニ寶永年中新造ノ内裏ヘ遷幸ノ時故黄門參議左中將ヲ以テ後陣ニ供奉セラル弓ノ鳥打ノ本ヲ紅梅ノ薄樣ニテ卷キテ持タル或人イカヽ申ス物ソト尋子ケレハ此モ藤ト云ナリ平家物語ニハ大將軍ノシルシト書キタレドモ大將ニハカギラス誰ニテモ卷キテ持ベシト云々

木曾のさいごの事

○からあやおとしのよろひ
補名目古キ軍器ノ書ニ出テタリ

○いしうちの矢の
補射法書云石打と云は鵰の羽也云々

○あはつ
補粟津近江和歌ノ名所ナリ

○木曾殿うち甲をいさせ云々
補東鑑云於二近江國粟津邊一令三相模國住人石田次郎誅二戮義仲一云々

ひくちのきられの事

○今井かあにのひくちの次郎云々
補東鑑云九郎主搦二進木曾專一者樋口次郎兼光一是爲二木曾使一爲レ征二石川判官代一日來在二河内國一而石川逃亡之間空以歸京於二八幡大渡邊一雖レ聞二主人滅亡事一押以入洛之處源九郎家人數輩馳向相戰之後生虜云々

○四つか

補四塚ハ九條朱雀ニアリ羅城門ノ舊跡ナリ
○又死さいにそさためられける云々
補東鑑云此兼光者與武藏國兒玉之輩爲親昵之間彼等募勳功之賞可賜兼光命之旨申請之處源九郎主雖被奏聞事由依罪不輕遂以無有免許云々
○同しき廿二日新攝政殿とゝめされさせ給ひてもとの攝政還着し給ふ
廿二日我秘記云及秉燭右衞門督（家通）着伏座藏人左衞門權佐親雅來仰可令前内大臣攝行政事左近大將藤原朝臣如舊可還任内大臣之由上卿移外座召大外記賴業仰云（宮人不候以奏時令勅歟）不（上卿被）被下詔書（爲違去年例云々）又不被仰攝政停止事（被上卿執申云々而被憚去年例云々）不被下氏長者宣旨（爲三公之上首之上先年被下了）故云々其後於近衞亭覽吉書（參院給之後有此事束帶）先外記（覽今日宣旨）次官方（光雅朝臣）次藏人（頭中將通資朝臣）次政所（棟範）次又官方（基親）未及夜半事訖云々
補公卿補任云攝政師家壽永三年正月廿二日止職云々同云基通正月廿日如元爲攝政幷藤氏長者
○むかし粟田の關白はよろこひ申の後只七ケ日たに有しそかし
大鏡云左大臣道兼このおとゝはこれ大入道殿の御三郎あはた殿とこそはきこへさすめりしか長德元年五月二日關白の宣旨かふらせ給ひて同し月の八日うせ給ひにき大臣のくらひにて五年關白と申て七日そおはしましゝそ云々○補榮花物語ニ粟田關白薨逝ノ事ヲ書タル卷ヲ見はてぬ夢と題ス粟田ハ道兼山莊ノ地ナリ拾遺二條右大臣の粟田の山里の障子のゑに旅人の紅葉の下にやとりたる所今よりは紅葉のもとに宿りせし惜むに旅の日數へぬべし
惠慶
○其間にせちゑもちもくも云々
補百練抄元曆元年正月一日節會不進腹赤贄依西國賊乱也云々又玉葉云壽永三年正月一日節會如例云々七日早且見敍位聞書云々又壽永二年十二月京官除目等アリ
○同しき廿四日云々
補東鑑廿六日ニ作ル
○ひくちの次郎は云々
補東鑑云囚人兼光同相具之被渡訖云々

○あゐすりのひたれ
補監ニテ模様ヲ摺タル布直垂ナリ兼光ハ本ヨリ位秩アル者ニアラス染色ノ直垂ニ烏帽子ヲ着スルニ及バス物語ノ華詞誤リナルベシ

○つてに聞云々
補史記前漢書等ニ詳ナリ

○去程に平家は云々
補東鑑云平家日來相二從西海山陰兩道軍士數萬騎一構下城郭於攝津與二播磨一之境一谷上群集云々
按ニ平氏ノ將校名ヲ着スモノ多クハ山陽南海ノ豪傑ナリ物語ノ記スル所ロ適セリ東鑑ハ傳聞ノ謬リナルベシ

○らんじやうす
補亂聲ナリ樂曲ニモ亂聲アリ軍防令ニ鼓及ビ大小角ヲ出セリ鼓吹ノ具ナリ

○一ちやうの弓のいきほひ云々
補三尺劒光氷在レ手一張弓勢月當レ心許渾ノ詩ニシテ朗詠集ニ出タリ

○赤はた
補按スルニ軍防令義解云將軍所レ載日纛幡又兵書曰赤幢常在二大將一不レ得二動搖一赤者火也火土之母故軍主長服赤幢云々然レハ古ヘ受命ノ將帥赤色ノ幡ヲ用フルモノカ平氏ノ祖先曾テ將校タル者赤幡ヲ用フ依テ後世子孫沿テ用フルナルヘシ

六ヶ度かつせんの事

○かものくはんしや
補盛衰記掃部冠者ニ作ル爲義五男掃部助頼仲ガ子ナリトス系圖ヲ按ニ頼仲カ子ニ源秀ト云アリ是ヲ云カ

○あはちのくわんしや
補盛衰記爲義四男左衛門尉頼賢カ子トス系圖ヲ按ニ爲義十一男爲家ヲ淡路冠者ト稱ス又頼賢カ子義房ト云アリ是ヲ云カ

三くさせいそろへの事

以下之事實或秘記所載都錄于此
同正月廿九日或秘記云又聞西國事被レ追二討使一事一定也今日巳下向（去廿六日出門）云々其上猶靜賢可レ遂二使節一之由有レ仰靜賢辭退云々其故被レ遣二御使一者令

休彼畏攫之心為三神安穩入洛也而遣勇者征伐之上何及尋常之御使道哉理不叶又難遂使節之故也云々所申尤有理歟凡近日之儀如反掌不便云々

同二月一日記云 昨今追討使等皆悉下向云々 先追落山陽道之後漸々可有沙汰云々〇二日記云或人云向西國追討使等暫不遂前途猶逗留大江山邊云々 平氏其勢非尫弱鎮西少々付了云々下向之武士殊不好合戰云々 土肥二郎實平次臣親能寺（此兩人頼朝代官也相副武士等所令上洛也）或御使被誘仰之儀甚甘心申云々而近臣小人等（朝方親信親宗等觸少辨北面下﨟）一口同音勸申追討之儀是則法皇之御素懷也 仍流掉無左右事歟此上左大臣又被執申追討之儀云々凡此條甚理雖可然不被重神鏡劔璽之條神慮如何天意又不主者歟〇三日記今日行家入洛其勢僅七八十騎云々依院召也頼朝又免勘氣云々〇四日記云源納言示送云平氏奉具主上着福原了九國未付四國紀伊國等勢數萬云々來十三日一定可入洛云々官軍等分手之間一方僅不過一二千騎云々天下大事大略分明云々〇六日記云或人云 平氏引退一谷赴伊南野云々 但其勢二萬騎云々 官軍僅二三千騎云々 仍可被加勢之由申上云々 又聞平氏引退事謬說云々 其勢不知幾千萬云々 〇八日記云未明人走來云自式部權少輔範季朝臣許申云此夜半許自梶原平三景時許進飛脚申云平氏皆悉伐取了云々其後午刻許定能卿來語合戰子細一番自九郎許告申（搦手也先落丹波城次落一谷云々） 次加羽冠者申案內（大手自濱地寄福原云々） 自辰刻至己刻猶不及一時無程被責落了 多田行綱自山方寄最前被落山手云々大略籠城中之者不殘一人但素來船之人々四五十艘許在島邊云々 而依不可遁沒放火燒死了疑內府等歟云々所伐取之輩交名未注進仍不進云々劔璽內侍所安否同以未聞云々

〇二月四日の日云々

補東鑑二月四日ノ條下云 今日迎相國禪門一廻忌景修佛事云々

〇けふまてもあれは云々

補此ノ歌集ニ見ヘス慈鎮和尚ノ歌ニ同シキ下ノ句アリ若シ是ニ依テ符會セルカ

〇大外記中原のもろなをか子云々

補中原の系圖ヲ按ニ大外記師直カ子ニ師純ト云者ナシ師方ト云アリ大外記タリ補任之年月ハ詳ナラス

○兵部の少輔まさあきら

補尹明ハ武智麿裔東宮學士知通ノ子ナリ系圖ニ鎮西御座藏人トアリ是ノ時ノ補任ナルモノカ

○昔將門東八ヶ國をうちしたかへて云々

詳見第一卷

○二位の僧都せんしん

補系圖ヲ按ニ詮眞淸盛ノ弟也

○人しれすそなたを忍ふ云々

補新古今雜部ニ出タリ承仁法親王ノ詠ナリ

○西ふさかり

補簠簋内傳云日之塞方五日西云々深因レ之

○たうこ日

補又云道虛日六日出行深凶云々

○大手の大將軍云々

補兩將ノ帥ル所ノ將士ノ名東鑑ト異同アリ兵ノ數物語ニハ義經ノ部下一萬餘騎ニ作ル東鑑二萬餘騎ニ作ル

三草かつせんの事

○平家のかたの大將軍云々

補東鑑云平家聞二此事一新三位中將資盛卿小松少將有盛已上七千餘騎着二于當國三草山之西一按ニ播磨ノ名所ニ三草河アリ此ノワタリカ

○此田代のくわんじやと申は云々

補系圖云田代冠者信綱工藤介茂光息女子也非二實子一云々

らうはの事

○是や昔河邊の螢云々

補伊勢物語はるの夜の星か川邊の螢かもわかすむかたの海士のたく火か

○らうはに手つなむすんて云々

補春秋後語云桓公伐二孤竹一春往冬還迷失惑レ道管仲曰老馬之智可レ用乃放老馬而隨レ之遂得レ道

○わしおのしやうし云々

補鷲尾系圖ニ平氏トス況ヤ莊司ト稱スルトキハ物語ノ獵師ト云ハ誤レリ

一二のかけの事

○くれなゐのほろをかけ

補軍器圖云伊豫守頼義貞任宗任退治之時相催ス兵士共ニ七人武羅ヲ掛サセタルヨシ記錄ニ見ヘタリ云々武羅ヲホロト訓シホロノ起緒トス猶考ヘアルヘシ

○おもたかをへしほ云々

補慈姑ノ花葉ヲ藍ニテ摺タル摸様ナリ摺トハ今ノスリコミナリ糊ヲキニテ染ルハ後世ノ事ナリ

○ふしなはめのよろひ

補軍器書云楷縄目紺糸ニテ紅ヲ交ヘ威ナリ

○しけめゆひのひたゝれ

補目結ハ今ノ鹿子ナリ滋目結ハ總鹿子ナルヘシ

○二引兩

補ニ引兩トハ兩ノ字或ハ龍ニ作ル龍ノ形ヲ模セリト云尺素往來ニ量ニ作ル各字義穩ナラス量ノ字ニ依テ按ニ亘ノ字ナルヘキカ二引ワタシト云コトヲ誤レルモノナランカ

○小村このひたゝれ

補村濃ト云トキハ紫ヲ以テ段々ニ染ルナリ又村紺ハ藍ヲ以テ染ルナリ

二とのかけの事

○けゝをはき　可考

補京都本願寺ノ煤取ニ下々ト云履ヲハクコトアリ其制藁ヲ以テ織成ス常ノ藺履ニ比スレハ稍闊大ナリ高貴ノ所用ニアラスシテ下々ノ所用ナルモノカ

○私のたう

補私ハ姓ナリ凡ソ某ノ黨ト稱スルハ一姓ノ族類ナリ豪傑タル者ハ別ニ稱號ヲ立ツ高家ト云是ナリ

もりとしさいこの事

○こ玉たうの中より云々

補兒玉ハ藤原氏閑院冬嗣ノ流公卿補任平知盛永暦元年武藏守ニ任ス

○ゑつ中のせんしもりとし

補東鑑ニ盛國ガ子ト云々又山槐記ヲ考ニ盛俊越

中ノ重任タリ凡前司ト稱スルハ未得解由ノ吏ナリ任終歸京ノ後解由アル吏ハ功過ヲ考テ秩ヲ進メ内外ノ官ニ任ス未得解由ノ吏ハ選ニ預ラズ散位ヲ以テ退去ス盛俊平氏ノ親ニシテ勇幹ノ名アリ他ノ未得解由ノ例ニテハアルマジ恐ラクハ昇殿或ハ三品ヲ仰望スルモノカ

○身ふせうなるに云々

補盛俊重任ノ國司ナリ大夫ナルコト決セリ侍ト云ベカラズ昇殿ヲ得ザルヲ以テ快々タルモノカ

たゝのりさいこの事

○くはうみやうへむせう云々

補觀無量壽經ニ出タリ

○りよしゆくの花云々

補二十一代集幷ニ忠度百首等ニ是歌所見ナシ

あつもりさいこの事

○くまかへかほつしんの心は出きにけれ

補東鑑ヲ按ニ建久三年熊谷直實久下權守直光ト莊地ノ境ノコトニ依テ相論ス直實ガ訴ヘ利アラズ直實忿怒シテ僧トナルトアリ敦盛ガ死ヲ哀ムニアラズ

○なをは小えはたとそ云々

補拾芥名物笛部ニ載タリ

はまいくさの事

○けんもつ太郎

補東鑑武藤資頼ガ兄ナリトス

○新中納言とももりの卿は云々

補按ニ知盛敵中ヲ脱シテ行在ニ詣ス男知章從者頼賢トモニ戰死ス知章孝子ノ名ヲ全シ頼賢忠臣タルコトヲ得タリ知盛目ノアタリ臣子ノ難ヲ見テ救ハズ身ヲ脱シテ逃ル懦夫ト云ベキヤ曰然ラズ宋ノ文天祥ガ所謂ル宗社存一日則盡臣子一日之責ト是時官軍覆敗ストイヘドモ皇帝ナヲ恙ナシ何ゾ臣子ノ難ヲ援ガタメニシテ一身ヲ捨ンヤ知盛勤王ノ志ヲ以テ處シガタキニ處ス忠臣ト云ベシ

○此馬院の御ひさう云々

補玉葉等ノ諸記ニ此事所見ナシ

○泰山府君
補陰陽家ノ祀ル所ナリ長壽ヲ祈ルガタメニス祭文等朝野群載ニ出タリ博物志曰泰山一曰天孫言爲天帝孫也主召人魂魄東方萬物始成故知人生命之長短

おちあしの事

○あしやの沖
補蘆屋攝津國和歌ノ名所ナリ
○あはちのせと
補淡路迫門和歌ノ名所ナリ
○ゑしまかいそ
補同國和歌ノ名所ナリ山家集ちとり島ゑしまの浦にすむ月を波にうつしてみる今宵かな

小さいしやうの事

○一つはちす
補般舟讃ニ見ヘタリ
○しろきはかま
補夫ノ喪ニ處スル服ナルベシ
○ねりぬきの二つきぬ
補此モ凶服ト見ヘタリ二衣ハ表着一重ナリ
○忠臣ハ二君に云々
補史記王蠋カ傳ニ出ツ忠臣不事二君烈女不更二夫
○此女ほうと申は云々
補勸修寺家ナリ參議爲隆孫刑部卿憲方ノ女祖父ノ官ニ依テ小宰相ト稱スルカ
○見そめたりし女はう也
補消息ノ和歌ニ就テ婬奔ノ事ヲ記ス物語ノ華詞ナリ細谷河ノ和歌ハ納幣ノ贈答ノミ實ニ此ノ如キ事アルニアラス
○小野の小町
補系圖ヲ按ニ篁ノ孫出羽守良眞ノ女

平家物語考證卷之九終

平家物語考證卷之十

目録

平家物語考證卷之十

松堂閑人四醉生 編
洛陽後學源道格 集
羽林中郎將藤原定後 補

くびわたしの事

壽永三年二月十日 或秘記云入レ夜藏人右衛門權佐定長來仰院宣云平氏首等不レ可レ被レ渡旨思食而九郎義經加羽範賴等申云被レ渡二義仲首一不レ被レ渡二平氏首一之條太以無二其謂一何故被レ惜二平氏一哉之由殊欝申云々此條如何可二計申一者申云論二其罪科一與二義仲一不レ齊又爲二帝外戚等一其身或昇二卿相一或爲二近臣一雖レ被レ遂二誅伐一被レ渡レ首之條可レ謂二不義一近則信賴卿頸所レ不レ被レ渡也加レ之神璽寶劒猶在二殘之賊手一無爲歸來之條第一之大事也若被レ渡二此首一者彼賊等彌令レ動二怨心一歟仍旁不レ可レ被レ渡二其首一將軍等只一旦申二所存一歟被レ仰二子細一之上何强執申哉賴朝定不レ承二申此旨一歟此上左右可レ在二勅定一者定長云被レ問二左大臣内大臣忠親卿等一各申下不レ可レ被レ渡之由上一同云々以下錄二下段一

○十一日記云及二晩頭一參院平氏誅罰之間人々多參入云々余依二所勞一于レ今所二遲々一也八條院御同宿也以二定長一入二見參一仰云彼岸之間依二念誦無一レ暇仍不レ謁所勞之由聞食雖二不參一同事也世上事迯二成敗一了雖二自今以後一被二尋仰一事無二纖芥一可レ令レ申也抑平氏首事計申旨可レ然又人々問二申不レ可レ被レ渡之由一而將帥等殊欝申其上强又可レ及二慥惜一仍仰二可レ渡之由一了云々申二畏承了之由一云々又聞平氏之許遣二書札一通二音信一之人不レ可二勝計一王侯卿相被官貴賤上下大都洛人無二殘輩一就レ中院近臣甚多云々余雖レ聞二此事一敢不二相驚一一切無二此恐一故也以レ之思レ之貞直之道庶而猶可レ庶者歟○十三日記云此日被レ渡二平氏首二其數十云々公卿頸不レ可レ被レ渡之由雖レ有二其議一武士猶欝申云々如何通盛卿首同被レ渡了可二彈指一之世也○十九日記云傳聞平氏歸二住讃岐八島一其勢三千騎許云々被レ渡之首中於二敎經一者一定現存云々又聞資盛貞能等爲二豐後住人等一乍レ生被レ取了云々此說日東雖二風聞一人不二信受一之處事己實說云々

○平氏のくび共うけとり云々

補軍將凱旋ノ日撿非違使ニ首級ヲ授ルコト士記中右記等ニ出タリ東洞院ハ西洞院ナルベキカ左獄ハ近衞西洞院ニアリ

たいり女はうの事

同二月九日記云今日三位中將重衡入京着二竭直垂小袴一云々卽禁二固士肥二郎實平頼朝郎從爲レ宗者也許一云々

○十日記云定長又語云重衡申云書札副二使者一重衡郎從云々遣二前内府之許一乞レ取劒璽一可レ進上一云々此事雖レ不レ可レ叶試任二申請一可レ御覽一云々餘者錄二上段一

○廿九日記云九郎爲レ追二討平氏一來月一日可レ向二西國一之由有レ議而忽延引云々不レ知二何故一或人云重衡所レ遣二前内大臣許一之使者此兩三日歸參大臣申云畏承了於二三ケ寶物並主上女院八條殿一者如レ仰可レ令二入洛一於二宗盛一者不レ能レ參入賜二讃岐國一可レ安堵一御供等ハ淸宗ヲ可レ令二上洛一云々此事實若因レ玆追討有二猶豫一歟

三月一日記云定長語云重衡所レ遣之使者左衛門尉重國歸參又有二消息之返事一申狀大畧庶二幾和親一之趣也所詮源平相並可レ被レ召二仕一之由歟此條頼朝不レ可レ承諾一然者難レ治事也但此上於二別御使來之時一奉二子細一重可レ申二所存一云々

○こ八ようの車の云々

補裝束抄云淺官外記史等之輩モ小八葉ヲ用ルナリ但シ下輩ハ物見切サル事也云々

○木蘭の直垂　木蘭地見第二卷直垂見第一卷

○赤衣　朱綾赤衣事也色紅に黄けあり綾しゝら文不同裏平絹色廷尉彈正ハ黄裏五位外記史ハ蘇芳裏也夏ハ薄物色文等冬は同官外記は入らむとて袍の左右のらんのありを中へおし入てぬいて當職の程は着なり他官盡

○おつほのめしつき

補院宮ニ召次所アリ召次ハ内竪ニ同シ花形丸ハ小舍人童ニテ御壺ニ伺候スルモノカ今犬丸カ類ナルヘシ

○三位中將の使は平三左衛門重國　見或秘記三月一日記註上

○末の露もとの雫云々

補末の露もとの雫や世の中のおくれ先たつためし成らん

見于詠歌大概
○民部卿入道ちかのりのむすめ
補親範ハ從三位平範家ノ子ナリ系圖ヲ考フルニ親範ニ女子見ヘス

やしまゐんせんの事

○ろう鳥の雲をこふる云々
補未考得

うけ文の事

○それ日月は云々
補按ニ平氏答報ノ書物語東鑑各別ナリ玉葉ノ記スル趣キ又殊ナリ事實ヲ論スルトキハ東鑑ヲ正トスベシ物語ノ所記モ文詞甚正シク健カナリ作者ノ僞造トハ見ヘス玉葉ノ記スル所ハ只傳聞ノミ然トモ是時八島ヘ院宣ヲ下スト云ニハアラズシテ重衡ヲシテ朝儀ヲ達セシムルモノカ何レカ是ナルコトヲ知ラズ

かいもんの事

○くろ谷のほうねんはう
補元亨釋書云釋源空姓漆氏作州人云々源空ハ名ニシテ法然房ハ所居ノ名ナリ
○こつじきつたの行
補佛書ニ次第乞食等ノ法アリ頭陁ハ料擻ト翻ス萬事ヲウチハラヒテ執着セザルノ義ナリ
○しゆみ
補須彌名義集唐言妙高
○みちん
補少數微塵等名義華名嚴經等ニ詳ナリ
○うけかたき人身
補四敎儀等ニ云ク修中品善者ハ人中ニ生スト云々
○せうみやうをもつて云々
補阿彌陀經云執持名號云々
○せんせうみやうから云々
補專稱名號至西方ノ文禮讃日中偈
○ねんねんせうみやう云々
補念々稱名常懺悔ノ文般舟讃
○りけんそくせ云々

補利劔即是彌陀號ノ文同上

○三こう四いぎ

補身口意ノ三業行住坐臥ノ四威儀ヲ云佛書ニ詳ナリ

○件の硯は云々

補今マ知恩寺ノ秘藏トス

かいたうくたりの事

○去程に本三位中將重衡の卿をば鎌倉の前の兵衛の佐賴朝しきりに申されければさらば下るべしとて土肥の二郎實平が手より九郎御そうしの宿所へわたし同じき三月十日の日梶原平三景時にぐせられて關東へこそ下られける

元曆九年三月十日或秘記云今日重衡下ニ向東國一賴朝所ニ申請一云々

同三月二日東鑑云三位中將重衡卿自ニ土肥次郎實平之許一渡ニ源九郎亭一實平依レ可レ赴ニ海西一也○十日記云三位中將重衡今日出京赴ニ關東一梶原平三景時相ニ具之一是武衛依下令ニ申請一給上也

○ゑんき第四皇子云々

補按ニ仁明天皇第四皇子人康親王出家シテ山科ニ退隱ス故ニ四宮河原ノ名アリ蟬丸トハ此ヲアヤマルカ又博雅ノ三位ノ盲人ニ琵琶ヲ習シハ木幡山ノ故事ナリ相坂ニハ非ス

○わらやのとこの云々

補新古今雜部　世の中はとてもかくてもおなじことみやもわら屋もはてしなければ　蟬丸

○せたのからはし云々

補按ニ和歌ニ詠スルハ多ク勢多ノ長橋トアリ唐橋ト稱スル例イマタ考ス欄干擬寶珠備ハレルヲ唐橋ト稱スルトキハ其結搆ニ就テ云ナルベシ乘盛家集御調物たえず備ふる東路の勢田の長はし音もとゞろに

○ひばりあがれる云々

補野路ニ雲雀ノ讀合セイマタ考ヘズ勢多ニハ雲雀ノ讀合アリ所ツヽキナレバ野路ニ用フルモノカ

○霞にくもるかゝみ山

補拾玉集春と見る霞なりけり鏡山こゝに波うつ志賀の明仄　慈鎭

○いふきのたけ
補膽吹山近江和歌ノ名所ナリ
○ふはのせきや云々
補人すまぬふはのせきやの板ひさしあれにしのちはたゝ秋の風　此和歌新古今雜部ニ出タリ
○いかになるみのしほひかた
補不破ノ關ハ今ノ關ガ原ヨリハ北東ニアリ關ノ藤川今ニ名ヲ殘セリ其ヨリ株瀨川ヲ渡リ尾張ノヲリ津ニ到リ熱田ヲ過テ鳴海ニ行ク古ノ驛程ナリ常盤井入道歌ニ打渡す今かしほひになるみ潟ト云コレナリ
○はまなのはしを云々
補濱名ノ橋ニ松入江古歌ノ讀合セナリ堀川百首永緣ノ歌ニ今はみな橋柱さへくちはてゝはまなはかりを聞渡るかなトアレハ是時濱名ノ橋ハ絕タルナルベシ
○池田の宿云々
補池田ノ里遠江ノ名所ナリ公卿補任宗盛平治元年遠江安云々按ルニ平治元年十二日廿七日勳功ノ賞トシテ遠江守ニ任ス時ニ十三歲ナリ遙授ナルコトシカリ又翌年正月淡路守ニ任ス當國ノ守タルヿ僅ニ二十餘日ナリ物語ノ說信シカタシ
○さよの中山にかゝりたまふにも又こゆへしともおほえねは
西行法師之歌ニ
としをへて又こゆへしとおもひけりいのちなりけり佐夜の中山
○手こし
補手越崎駿河の名所ナリ
○かいのしらね
補雪さへぬ甲斐の白根を越ゆくはこやみよしのの春の曙　名寄
○こゆるきの森
補相摸國小余綾磯名所ナリ
○こいそ大いそ
補名寄ニ大いそのこいその浦のうら風に　ト云此ナリ
○やつまつ
補八松ナリ　やつ松の八千世の陰に面なれてとかみか原に色もかはらし　名寄

○とかみか原
補名寄相摸ノ名所ナリ
○みこしかさき
補同上

せんしゆのまへの事

壽永三年三月廿七日東鑑云三品羽林著伊豆國府境節武衛令坐北條給之間景時以專使伺子細早相具可參當所之由被仰仍件參但明旦可遂面謁之由被仰羽林云々○廿八日記云被請本三位中將（藍摺直垂引立烏帽子）於廊令謁給仰云且爲奉慰君御憤且爲雪父尸骸之耻試企石橋合戰以降令對治平氏之逆亂如指掌仍及面拜不屑眉目也此上者謁槐門之事亦無疑歟者羽林答申曰源平爲天下警衛之處頃年之間當家獨爲朝廷之計昇進者八十許輩思其繁榮者二十餘年也而今運命之依縮爲囚人參入上者不能左右携弓馬之者爲敵被虜強非耻辱早可被處斬罪云々無纖介之憚奉問答聞者莫不感其後被召預狩野介云々○同四月八日記又云本三位中將自伊豆國來着鎌倉仍武衛點郭內屋一宇被招入之狩野介一族郎從等每夜十人令結番守護之○廿日記雨降終日不休止本三位中將依武衛御免有沐浴之儀其後及秉燭之期稱爲慰徒然被遣藤判官代邦通工藤一﨟祐經幷官女一人（號千手前）等於羽林之方剩被副送竹葉上林已下羽林殊喜悅遊興移剋祐經打鼓歌今樣女房彈琵琶羽林和横笛先吹五常樂爲下官以可爲後生樂由稱之次吹皇麞急謂往生急凡於事莫不催興及夜半女房欲歸羽林暫抑留之而盃及朗詠燭暗數行虞氏淚夜深四面楚歌聲云々其後各歸參御前武衛會問酒宴次第給邦通申云羽林云言語云藝能尤以幽美也以五常樂謂後生樂以皇麞急號往生急是皆有由歟樂名之中廻忽者元廻骨大國葬禮之時調此樂云々吾爲囚人被誅條存在旦暮由之故歟又女房欲歸之程猶詠四面楚歌句彼項羽過異之事折節思出歟之由申之武衛殊令感事之體給依憚世上之聞吾不臨其座爲恨之由被仰云々武衛又令持宿衣一領於千手前更被送遣其上以祐經邊鄙士女還可

レ有二其與一歟御在國之程可レ被二召置一之由被レ仰云々祐經頻憐二羽林一是往年候二小松內府一之時常見二此羽林一之間于レ今不レ忘二舊好一歟

○ゐんたうは云々

補成湯夏臺ノ囚文王羑里ノ故事史記及帝王世記等ニ見タリ

○其ていめいとにて云々

補十三經ニ見タリ

○めゆひのかたびら

補カタビラハ一重ノ下着ナリ布絹ヲ用フ裝束雜事抄ニ白キカタビラ老少トモニ用フト云コレナリ

○そめつけのゆまき　いまきともいふゆかたびらなり

補染色ノ湯卷ナリ榮花物語ニ御ゆとのゝいまきト云コレナリ

○かみはあこめたけ

補女童ナレハ髮ノ長カラヌヲ云ナリ衵ハ裳ヨリカミ着ルモノナレバ腰ヨリ上ニ髮ノ末ノアルヲ云フ

○はんさうたらひ

補髮ヲ洗フガタメナリ楾ハ手洗ニ入ルベキニハアラネトモ沐スルタメニ具シテ來ルナリ盥等ノ具類聚雜要抄ニ見タリ

○あれは手こしの云々

補盛衰記白川宿ノ長著ノ娘トス

○羅綺の重衣たる情なきことを機婦にねたむ

菅家題ニ春娃無ニ氣力一詩之序羅綺之爲二重衣一妬ニ無情於機婦一管絃之在二長曲一怒レ不レ闋二於伶人一朗詠集註云言羅綺者薄織之綾也美人力微猶爲二重衣一是機女無レ情而可レ謂二厚織一也又曰伶人主レ絃長久舞女彌可レ痩

○十惡といふとも猶ゐんせうす　後中書王讃極樂寺文雖二十惡一兮猶引攝甚二於疾風一披二雲霧一雖二一念一兮必滅應喩ニ之巨海納二涓露一

○五しやうらく

補五常樂平調

○わうしやう

補皇麞平調按ニ天寶ノ樂曲ナリ黃麞ニ作ルベシ

○てんしゆをねちて云々

補轉手ハ軫ヲ云千手箏ヲ彈ス重衡琵琶ヲ取テ律ヲ和スル也

○ともしひくらふしてはすかうくしがなんだ

橘相公賦項羽燈暗數行虞氏涙夜深四面楚歌聲○項羽本紀曰漢王與楚王爭天下八年項羽勢盡隱垓下漢王軍四圍項羽々々夜深起飲帳中有后名曰虞項羽歌曰我力拔山氣蓋世於時不利威勢廢虞姫兮其奈何汝歌數回駕騅逃去漢騎追之項羽切漢二將遂到江東自刎而死

○中人

補重衡曾テ藏人頭タリ依テ中人ト稱スルカ是時ハ三品羽林ナリ

○先年あの人々を云々

補平家花摘ト云古キ草紙アリ據ロアツテ撰スルモノカ猶考フベシ

○千じゆの前は中々思ひのたねとや成にけりやかてさまをかへられすみそめにやつれはててしなのゝ國善光寺に行ひすましてかの後世ほたいをとふらひける

文治四年四月廿五日東鑑云今曉千壽前卒去年二十四其性大穩便人々所惜也前左三位中將重衡參向之時不慮相馴彼上洛之後戀慕之朝夕休不憶念之所積若爲發病之因歟之由人疑之云々

補叉云御臺所御方女房號千手前

よこふえの事

○わか吹あけ衣通姫の神とあらはれ給へる玉津島の明神

有秘説

○日前國懸社　古語拾遺曰素盞嗚神奉爲日神行甚無狀云々于時天照大神赫怒入于天石窟閉盤戶而幽居焉爾乃六合常闇晝夜不分云々於是從思兼神議令石凝姥神鑄日像之鏡初度所鑄少不合意是紀伊國日前神也次度所鑄其狀美麗是伊勢大神也云々爾乃太玉命以廣厚稱詞啓曰吾之所捧寶鏡明麗恰如汝命乞開戶而御覽焉仍太玉命天兒屋命共致其祈禱焉于時天照大神中心獨謂比吾幽居天下悉闇群神何由如此歌樂聊開戶而窺之爰令天手力雄神引啓其扉遷座新殿云々天祖天照大神高皇產靈尊乃相語曰天葦原瑞穗國者吾子孫可王之地皇孫

就而治焉寶祚之隆當下與二天壤一無窮上矣即以二八咫鏡及草薙劒二種神寶一授二賜皇孫一永爲二天璽一所謂神靈劒鏡是也矛玉自從即勅曰吾兒視二此寶鏡一當レ猶レ視レ吾與同レ床共レ殿以爲二齋鏡一

○高野の御山

補延喜神名帳云紀伊國名草郡日前神社國懸神社

補拾芥抄云金剛峯寺紀伊國弘法大師入唐之時遥擲二置三鈷一之地也大師此處入定期二慈尊出世一

○齋藤たきくち時より

補魚名ノ流左衛門尉以頼カ子

○さうし

補諸記ヲ按ニ雜仕ザフシ樋洗ヒスマシハ女中ノ賤隷ナリ

○せいわうほ

補集仙錄曰王母者龜山金母也云々

○東方朔

補前漢書ニ傳ヲ載セタリ

○せんちしき

補三種ノ善知識アリ法數等ニ詳ナリ

○さかのわうしやうゐん

補往生院念佛房ハ源空ノ門人ニシテ念佛宗ノ一派ナリ黑谷上人傳ニ見タリ三寶寺ト云小房今ニ殘レリ時頼法師ガ畫像アリ所隱ノ房ナリト云

○布衣

補布衣ハ狩衣ナリ六位ハ布ヲ用フ五位ハ絹ヲ用フ時頼ハ瀧口ノ時ナリ布狩衣ヲ着セルナルベシ

○立ゑほうし

補三光院記云立烏帽子ハ堂上一同着候地下不着用候云々風折立烏帽子同事ナリ三光院ノ記スル所ハ後世ノ義ナリ物語ニ於テ見ルベシ

○ひんをなで

補鬢ブクヲ出スナリ鬢ブクヲ出サヾルハ輕服ノ儀ト云々

かうやのまきの事

○昔ゑんきの御門云々

補元亨釋書觀賢傳ニ延喜二十一年ノ事トス

○ひはた色の御衣

補釋書ニ紫色トス共ニ非ナリ香染ノ衣ナルベシ

○中納言すけすみの卿

補公卿補任ヲ考ルニ延喜中納言資澄ト云人ナシ

橘澄淸ト云人アリ是ヲ云カサレドモ奉使ノ事釋書等ニ見ヘス

○けいそくのほら

補雞足山大明一統志雲南ノ條下ニ出タリ

○御入定は云々

補空海卒去ノ事續日本後紀ニ詳ナリ

これもりの出家の事

○ひじりかきやうき云々

補繩床ニ踞スルハ觀念靜坐ナリ又遺敎經云初夜後夜亦勿有廢中夜誦經以自消息云々

○しけかけか父云々

補景康打死ノ事平治物語ニ詳ナリ

○るてん三かいちう云々

補四句ノ文淸信士度人經ニ出タリ得度ノ時必ズ戒師ノ授クル文ナリ

○そもそもからかはといふ云々

補唐皮小烏ノ名義盛衰記ニ出タリ怪異ノ說信シ難シ猶考ヘアルベシ

○千里のはまの云々

補千里岩代トモニ紀伊國ノ名所ナリ　末遠きちさとの濱に日のくれて秋風をくる岩代の松　藻鹽草

くまのさんけいの事

○いはた川

補岩田川紀伊國ノ名所ナリ

○おとなし川

補音無川並瀧同上

○六こんさんけ

補法華懺法ニ六根懺悔ノ段有

○神のくら

補神藏山紀伊國ノ名所ナリ

三熊野の神倉山の石たゝみのぼりはてゝも猶いのるかな　續古今

○さのゝ松原

補佐野岡紀伊國ノ名所ナリ

○花山の法皇云々

補榮花物語永延元年ノ下ニ花山院ハこその冬山にて御受戒せさせ給てそのゝちくまのにまいら

せ給てまたかへらせたまはさんなり云々

○あの殿のいまた四位の少將云々

補玉葉云 安元二年三月四日 公家被レ奉レ賀ニ太上法皇五十賓算於東山御所ニ（世謂ニ之法住寺殿ニ云々） 公卿補任ヲ考フルニ是時重盛大納言ノ右大將ナリ宗盛ハ權中納言左衞門督ナリ知盛左中將ナリ重衡ハ左馬頭中宮亮ナリ維盛嘉應二年任ニ右近權少將ニ承安三年叙ニ從四位下ニ是時四位少將ナリ又玉葉云維盛（青海波云々）女院ヨリ關白殿ヲ御使ニテ云々 是事玉葉所見ナシ

○うち衣

補蹇驢嘶餘云裏衣ハ凡僧着之云々ウツラ衣ト訓ンス又云ウツラ衣トハ重子ノナキヲ云ナリト云々

これもり入水の事

○中にもふさいは云々

補太子傳ノ鈔ニ出タル語ナリ聖德太子ノ膳手妃ト永訣ノ下ニアリ經論ニ本據アリヤ未考ヘス

○りさんきうの秋の云々

補驪山宮ハ唐玄宗楊妃ヲ云甘泉殿ハ漢武李夫人ヲ云フ赤松子梅福ガ長生モ限アルヲ云等覺ハ佛地ニ亞グ者十地ハ法雲地ヲ云菩薩ノ極位ナリ等覺トイヘトモイマタ一分ノ無明ヲ脫セズ故ニ生死アルトナリ

○第六天のまわう云々

補四敎集解云欲界六天者一四天王天二忉利天三夜摩天四兜率天五化樂天六他化自在天云々魔事ノ說摩訶止觀等考ベシ

○源氏のせんそいよの入道云々

補古事談長明發心集等ニ出タリ

○七ほうのたうを立ん事云々

補賢愚經ニ出タリ

○又人有て百千さいか間云々

補僧祇律ニ出タリ

○始む三あくしゆのくわん云々

補無量壽經ニ詳ナリ

○みた如來六十萬おく云々

補觀無量壽經ニ詳ナリ

○かねうちならし

補按ルニ鉦皷ヲ撃テ佛名節スル事經釋ニ所據ヲ見ス或云空也上人ニ始ルト松尾明神ヨリ鉦ヲ感得スト云々市屋道場金光寺ノ縁起ニ出タリ六波羅密寺ノ空也ノ像モ鉦ヲ頸ニ掛タリ○參考大平記ヲ按ニ熊野人ノ口碑ヲ引テ曰紀州牟婁郡有二名藤縄一要害處是維盛伴爲レ入レ海逃匿之地也云々子孫在二紀州一以二小松一爲レ氏

三日平氏の事

○昔しつた太子云々

補名義集悉達唐言頓吉

○しやのくとねり云々

補名義集引西域記云太子出家令車匿牽犍陟犍陟馬名又云車匿本是守馬奴名

○四月一日の改元有て元暦と號す

元暦元年四月十六日或秘記云此日有二改元事一去年雖レ有二其議一依レ爲二即位以前一不レ被レ遂云々然而天下猶未レ靜之間即位又難レ被二怱行一踰レ年之後已及二數月一仍且依下亂逆不上レ可レ止即位以前所レ被レ行也愚意猶未二甘心一（中略）改二壽永三年一爲二元暦元年一云々依二代始一無二赦令一上卿左大臣云々

俊經卿　大應　弘治　大喜
兼光卿　元德　文治
光範朝臣　元暦　恒久　範寛
業季朝臣　顯實　應暦

○其日除目をこなはれて鎌倉の前の右兵衛の佐頼朝正下の四位し給ふ

同三月廿五日或秘記云自二今夜一被レ始二行春除目一執筆左大辨經房○廿八日記云見二聞書一全無二別事一可レ爲二大除目一之由兼日謳哥而依二頼朝申狀一被レ止二珍事等一了云々頼朝叙二正四位下一若是所望歟將又推被レ行歟然者同可レ被レ任二直官一歟

補百練抄云源頼朝叙二正四位下一（本從五位下）天慶秀郷自二六位一叙二四位一之例也云々

○同しき三日の日崇德院を神とあかめ奉らる云々

百練抄云元暦元年四月十五日賀茂祭也崇德院幷宇治左府廟遷宮也件事公家不二知食一院中沙汰也仍不レ被レ憚二神事日一也

○むかし御かつせん有し云々

補保元物語云新院ハ齋院御所ヨリ北殿へ遷ラセ

給云々白河殿ヨリ北河原ヨリ東春日ノ末ニ有ケレハ北殿トソ申ケル

○五月四日の日池の大納言頼盛の卿關東へ下向云々

十六日池の大納言頼盛卿關東へ下着

考二或秘記一頼盛赴二鎌倉一者在二壽永二年冬一與二此書及東鑑一異矣

壽永二年十月十八日或秘記云傳聞頼盛卿逐電京中又鼓騷云々

同十一月六日記云或人云頼盛已來二着鎌倉一唐綾直垂立烏帽子侍二人子息皆悉相具各不レ持二腰刀劒等一云々頼朝白糸葛水干立烏帽子對面郎從五十人許群二居頼朝後一云々其後頼盛宿二相摸國府一去二頼朝城一一日之行程云々以二目代一爲二後見一云々能保宿二惡禪師家一云々去二頼朝居一一町許云々此事爲二修行者説一雅頼卿所二注送一也

元暦元年六月一日武衞招二請池前亞相一給是近日可レ有二歸洛一之間爲二餞別一也右典厩並前少將時家等在二御前一先三獻其後數巡又相互被レ談世上雜事等小山小四郎朝政三浦介義澄結城七郎朝光下河邊庄司行平畠山次郎重忠橘右馬允公長足立右馬允遠元八田四郎知家後藤新兵衞尉基清等應レ召候二御前簀子一是皆馴二京都之輩一也次有二御引出物一先金作劒一腰時家朝臣傳レ之次砂金一裹安藝介役レ之次被レ引二鞍馬十疋一其後召二客之扈從者一又賜二引出物一武衞先召二彌平左衞門尉宗清一（左衞門尉季宗男）平家一族也是亞相下着最初被二尋申一之處依レ病遲留之由被二答申一之間定今日令二下向一歟之由令二思案一給之故歟而末二參著一之旨亞相被レ申レ之太違二亭主御本意一云々此宗清者池禪尼侍也平治有レ事之刻奉レ懸二志於武衞一仍爲レ報二謝其事一相具可二下向給一之由被二仰送一之間亞相城外之日示二此趣於宗清一處宗清云令レ向二戰場一給者進可レ候二先陣一倩案關東之招引爲レ被レ酬二當初奉公一歟平家零落之今參向之條尤稱二恥存之由一直參二屋島前內府一云々

○六月九日の日池の大納言頼盛の卿都へかへり上り給ふ

同六月五日東鑑云池前大納言被二歸洛一武衞令レ辭二庄園於亞相一給上逗留之間連日竹葉勸二宴醉一鹽梅調二鼎味一所レ被レ献レ之又金銀盡レ數錦綉重レ色者也

○大納言になし返さるへきよし云々

補公卿補任云五月日自關東入洛六月五日還任

○同しき十八日肥後守定能か伯父平太入道定次をさきとして伊賀伊勢兩國の官兵ら近江の國へ打て出たりければ源氏發向して合戰いたす云々

元暦元年七月八日或秘記云傳聞伊賀伊勢國人等謀叛畢云々伊賀國者大内冠者（源氏）知行云々仍下ニ遣郎從等一令レ居ニ住國中一而昨日辰刻家繼法師（平家郎從號平田入道一）是一爲ニ大將軍一大内郎從等悉伐取了又伊勢國信兼（和泉守也）已下切ニ塞鈴鹿山一同謀叛云々因ニ此事一院中物忩取レ喩無レ物泰經作レ色只今事可ニ出來一之趣也云々凡不レ能レ左ニ右世間一也可ニ彈指一云々○廿日記云傳聞昨日伊賀伊勢謀叛之輩出ニ逢近江國一與ニ官兵一合戰官軍得レ理賊徒退散爲レ宗者伐取了云々天下大慶何事如レ之哉

○廿一日記云傳聞謀叛大將軍平田入道（家繼法師）被ニ梟首一畢其外兩三人爲ニ大將軍一者被レ伐畢云々忠淸法師家資等籠レ山畢云々又官軍之內大佐々木冠者（名不知）被レ伐畢凡官兵之死者及ニ數百一云々又見東鑑（七月五日十八日及八月二日三日之記）

藤戸の事

○同しき廿八日都には新帝の御即位有けり神璽寶劔内侍所なくして御そく位のれい人王八十二代是はしめとそ承はる

元暦元年七月廿八日或秘記云此日有ニ即位事一依ニ治暦四年例一於ニ太政官正廳一被レ行レ之抑相ニ待劔璽歸來一可レ被レ遂ニ行即位一哉否猶豫被レ問ニ人々一依ニ攝政及左大臣等一申下不レ備ニ劔璽一踐ニ天子之位一異域雖レ有レ例我朝曾無上蹤然而依下叡慮并識者等不レ知ニ天意一不上測ニ神慮一可レ被レ行只以レ目耳

○西川しり藤戸云々

補藤戸ハ播磨ノ名所ナリ

○かのおとこをさしころし云々

補是所ノ石今ニ醍醐三寶院ノ前庭ニ在ト云

○同しき八月六日の日除目をこなはれて大將軍蒲の冠者範頼三河の守九郎冠者義經左兵衛門尉になるすなはち使の宣旨を蒙つて九郎判官とぞ申ける

元暦元年六月廿日東鑑云去五日被レ行ニ小除目一其除書今日到來武衛令レ申給任人事無ニ相違一所レ謂權

大納言頼盛侍従同光盛河内守同保業讃岐守藤能保
參河守源範頼駿河守廣綱武藏守同義信云々○同廿
一日記云武衛召聚範頼義信廣綱等有勸盃次被
觸仰除目事各令喜悦歟就中源九郎主頻雖
望官途吹擧武衛敢不被許容先被擧申蒲冠
者之間殊悦其厚恩云々
同八月六日或秘記云源中納言來數刻言談又略云明
日可有除書九郎可任官者
同八月十七日東鑑云源九郎主使者參着申云去六日
任左衛門少尉蒙使宣旨是雖非所望之限依
難被黙止度々勳功為自然朝恩之由被仰
下之間不能固辭云々此事頗違武衛御氣色範
頼義信等朝臣受領事者起自御意被擧申也於
此主事者内々有儀無左右不被聽之處遮企
所望歟之由有御疑凡被背御意事不限今度
歟依之可為平家追討使事暫有御猶豫云々
○同し九月十二日大將軍三河の守範頼平家追討のた
めとて西國へ發向す
同八月八日東鑑云參河守範頼為平家追討使赴
西海午剋進發旗差（旗卷之）一人弓袋一人相並前行次
參州（著紺村濃直垂加小具足駕栗毛馬）次扈從輩一千餘騎並龍蹄所謂
北條小四郎　足利藏人義兼　武田兵衛尉有義
千葉介常胤　境平治常秀　三浦介義澄
男平六義村　八田四郎武者朝家　同男太郎朝重
葛西三郎清重　長沼五郎宗政　結城七郎朝光
藤内所朝宗　比企藤四郎能員　阿曾沼四郎廣綱
和田太郎義盛　同三郎宗實　同四郎義胤
大多和次郎義成　安西三郎景益　同太郎明景
大河戸太郎廣行　同三郎　中條藤次家長
工藤一萬祐經　同三郎祐茂　天野藏内遠景
小野寺太郎道綱　一品房昌寛　土佐房昌俊
以下也武衛構御棧敷於稻瀨河邊令見物之給
云々
○九月十二日記云參河守範頼朝臣去朔日使者今日
參着獻書狀去月廿七日入洛同廿九日賜追討使
官符今日（九月一日）發向西海云々
九月三日或秘記云早旦範季朝臣來示不思議事參
河國司範頼（件男幼稚之時範季為之養育仍殊相親云々）上洛間件事答不聞
不知之由頗有疑殆然而事跡顯然猶不可不
信歟

○近江の國の住人佐々木三郎盛綱かねてあんないは知たり云々

同十二月七日平氏左馬頭行盛朝臣引二率五百餘騎一軍兵一構二城郭於備前兒島一之間佐々木三郎盛綱爲二武衛御使一爲レ責二落之一雖二行向一更難レ凌二波濤一之間濱潟案レ轡之處行盛朝臣頻招レ之仍盛綱勵二武意一不レ能レ尋二乘船一乍レ乘レ馬渡二藤戸海路一（三町餘）所二相具一之郎從六騎也所レ謂志賀九郎熊谷四郎高山三郎與野太郎橘三橘五等也遂令レ著二向岸一追二落行盛一云々

○昔より馬にて川をわたすつはものおほしといへ共馬にて海を渡す事天竺震旦はしらず我朝には希代のためしなりとて備前の小島を佐々木にたまふ鎌倉殿の御教書にも載られたり

同十二月廿六日東鑑云佐々木三郎盛綱自レ馬渡二備前國兒島一追二伐左馬頭平行盛朝臣一事今日以二御書一蒙二御感之仰一其詞曰自レ昔雖レ有下渡二河水一之類上未レ聞下以レ馬凌二海浪一之例上盛綱振舞希代勝事也云々

大嘗會の沙汰の事

○同しき廿八日都には又除目をこなはれて九郎判官義經五位の丞になされて九郎太夫判官とぞ申ける

十月廿四日東鑑云因幡守廣元（九月十八日任）申云去月十八日源廷尉叙留今月十一（五イ）日聽二院内昇殿一云々其儀駕二八葉車一扈從衛府三人共侍廿人（各騎馬）於二庭上一舞蹈撥二劒笏一參二殿上一云々

○十月三日の日新帝の御禊の行幸ありけり

三日當レ作二廿五日一○元暦元年十月廿五日大嘗會御禊也

○同しき十八日大嘗會かたのことくをこなはる

當十一月十八日○元暦元年十一月十八日或秘記云此日踐祚大嘗會也

平家物語考證卷之十終

平家物語考證卷十一

目錄

平家物語考證卷之十一

松堂閑人四醉生編
洛陽後學源道格集
羽林中郎將藤原定俊補

さか櫓付かつ浦合戰の事

百練抄云文治年元年正月十日甲午爲レ追二討平氏一檢非違使左衞門尉源義經發二向西海一了

同二月十六日或秘記云傳聞大藏卿泰經卿爲二御使一向二渡邊一是爲レ制二止義經發向一云々是京中依レ無二武士一爲二御用心一也云々然而敢不二承引一云々泰經已爲二公卿一依二如レ此小事一輙向二義經之許一太見苦云々○同日東鑑云關東軍兵爲レ追二討平氏一赴二讃岐國一廷尉義經爲二先陣一今日酉刻解纜大藏卿泰經朝臣稱レ可レ見二彼行粧一自二昨日一到二廷尉旅館一而卿諫云泰經雖レ不レ知二兵法一推二量之一所レ覃爲二大將軍一者未二必競一一陣一歟先可レ被レ遣二次將一哉者廷尉云殊有二存念一於二一陣一欲レ棄レ命云々則以進發尤可レ謂二精兵一歟

○大夫の判官

補職原抄檢非違使條下云六位尉叙二五位一時多者去レ之明法道者必叙留其外輩依二殊恩一令二叙留一也云々

○三河守範頼も同日に都を立て是も津の國神崎にて兵舟そろへて山陽道へをもむかんとす

按範頼去年九月軍二于播州一事既見二前卷一而又此段言與二義經一同發二京師一者相齟齬按東鑑此時範頼遊二軍於周防豐後兩國一然則此段爲レ誤矣

○十日の日伊勢石淸水へ云々

補玉葉ヲ考ルニ伊勢石淸水奉幣之事所見ナシ

○同しき十六日渡邊福島兩所にてそろへたりける舟共のとも綱すてにとかんとす打ふし北風木をおつてはけしう吹きたりけれは舟共みなうちそんせられて出すにおよはす云々

同十八日東鑑云廷尉昨日自二渡部一欲二渡海一之處暴風俄起舟船多破損士卒船等一艘而不二解纜一爰廷尉云朝敵追討使暫時逗留可レ有二其恐一不レ可レ顧二風波之難一云々仍丑刻先出二舟五艘一卯刻著二阿波國勝浦（椿イ）一（當行程三箇日也）則率二百五十餘騎一上陸召二當國住人近藤六

親家ニ爲ニ仕承一發ニ向屋島一於ニ路次桂浦一攻ニ櫻庭介良遠一（散位成良弟）之處良遠解レ城逐電云々

大さかこへの事

同十九日東鑑云廷尉（義經）昨日終夜越下阿波國與ニ讃岐一之境中山上今日辰刻到ニ于屋島内裏之向浦一燒ニ拂牟禮高松民屋一依レ之先帝令レ出ニ内裏一御前内府又相ニ率一族等一浮ニ海上一廷尉（著ニ赤地錦直垂紅下濃鎧一駕ニ黑馬一）相ニ具田代冠者信綱金子十郎家忠同餘一近則伊勢三郎能盛等一馳ニ向汀一平家又抑レ船互發ニ矢石一此間佐藤三郎兵衛尉繼信同四郎兵衛尉忠信後藤兵衛尉實基同養子新兵衛尉基淸等燒ニ失内裏並内府休幕以下舍屋一黑煙聳レ天白日蔽レ光于レ時越中二郎兵衛尉盛繼上總五郎兵衛尉忠光（平氏家人）等下レ自レ船而陣ニ宮門前一合戰之間廷尉家人繼信被ニ射取一畢廷尉大悲歎屈ニ一口衲衣一葬ニ千株松本一以ニ秘藏名馬一（號ニ大夫黑元院御廐御馬也行幸供奉時自ニ仙洞一給レ之毎向ニ戰場一駕レ之）賜ニ件僧一是撫ニ戰士一之計也莫レ不ニ美談一云々

同三月四日或秘記云隆職注ニ送追討一之間事一自ニ義經許一申ニ上狀一云々去月十六日解纜十七日着ニ阿波國一十八日寄ニ屋島一追ニ落凶黨一了然而未レ伐ニ取平家一云々

同三月八日東鑑云源廷尉（義經）飛脚自ニ西國一參着申云去月十七日僅率ニ百五十騎一凌ニ暴風一自ニ渡部一解纜翌日卯刻着ニ于阿波國一則遂ニ合戰一平家從兵或被レ誅或逃亡仍十九日廷尉被レ向ニ屋島一訖

つきのふさいこの事

○さる事あり云々

補大系圖云自ニ十一歲一住ニ鞍馬寺一一和尙東光坊阿闍梨賢日弟子善琳房覺日坊自ニ幼日之時一頻嗜ニ武藝一云々於ニ鞍馬寺一相ニ語東國旅人一諸陵助重頼令ニ約諾一承安四年三月三日曉天（于時十六歲）竊立ニ出鞍馬山一赴ニ東國一下ニ着奧州一寄ニ宿秀衡館一云々

○からまきそめ

唐のまきそめ歟

補伊勢宗五記云すわうはかまからまきひやうもんは御きんせいなりと云々又山槐記卷染狩衣云々

○いぬい

補居樣ニ犬居鶴居筒居等アリ犬居トハ左右ノ膝ヲ前ニ屈シテ地ニ踞スルヲ云

なすの與市の事

○柳の五衣

柳衣者表白裏青也

○みなくれなひの云々

補紅色ノ蝙蝠扇ナリ朝曦ノ赤色ニ相比ス別ニ日出ノ樣ヲ畫クニテハアルマシ

○船のせがい

補按ルニ船ニ就テセカイト云名目ナシカラカイト云モノアリ又セチガイト云モノアリ兩者ノ一ナルベシ

○なすの太郎

補系圖ヲ按ニ那須清和源氏

○あしゞろの太刀

補舊記ニ白太刀ト云アリ足トハ帶取ヲ云シカレハ帶取ヲ白皮銀ニテ作リタル太刀ナルモノカ

○うみきりふ云々

補羽ニ波ノ如ナル後アルヲ云

○ぬためのかぶら

補射法書云鏑の目の事八ッ目其後は五ッ目其後三ッ目當世は二ッ目也三方にぬたをのこすなり角にてくる物なり二ッとも〻たす一ッこしらへて持なり云々

○まろほやすつたる云々

補若クハ老海鼠ノ形ヲスツタルモノカ

○日光のこんけん

補延喜神名帳下野國河内郡二荒山神社

○うつのみや

補續古事談云宇都宮は二荒の別宮なり狩人鹿の頭を供祭物にすとそ

○なすのゆせん大明神

補延喜神名帳云下野國那須郡溫泉神社

弓なかしの事

○だらし

とらしなりみとらしのあつさの弓と萬葉集にあり

志と合戰の事

○六日のしやうぶゑにあはぬ花

補年中行事秘抄五月條下弘仁近衞式云菖蒲蓬艾雜花三日平旦申內侍司設南殿前云々又云五月六日競馬幷騎射云々

○いさかひはてゝのちきりきかな

補梶棒ノ稍短キ者俗ニ乳限木ニ作ル文字ノ出處未考

○住吉の神主津守の長盛都へ院參して去ぬる十六日の丑の刻斗當社第三の神殿よりかぶら矢のこゑ出て西をさしてまかり候ひぬと奏聞せられたりければ法皇大きに御かんありて御劒以下種々の神寶を長盛して住吉大明神へ參らせらる

百練抄云文治元年二月十九日住吉社司言上云去十六日子刻自第三神殿流鏑指西方出了者即付使被獻御劒已下寶物了諸社又如此同廿日或秘記云範季朝臣示送云自住吉社進奏狀云去十六日自寶殿神鏑指西方飛去畢（神官聞之云々）實希有事也昔被征討將門之時住吉大明神合力之由有證據等今又如此神明未棄國歟但無德之世猶以難憑歟爲之如何

○つもりの長盛

補姓氏錄云津守宿禰火明命八世孫大御日足尼之後也

○昔神くう皇くうと云々

補古事談云住吉大明神託宣云昔伐新羅之時吾爲大將軍日吉爲副將軍云々續古事談同之

たんのうらかつせんの事

○紀伊の國住人熊野別當湛增は平家重恩の身なりしか云々

三月九日東鑑云參河守自西海被獻狀云略熊野別當湛增依廷尉引級承追討使去比渡讃岐國今又可入九國之由有其聞四國事者義經奉之九州事者範頼奉之處更又被抽如然之輩匪啻失身之面目已似無他之勇士士人之所思尤爲恥云々○十一日記云被遣參州御返報湛增渡海事無其實之由被載之○廿一日記云甚雨廷尉爲攻平氏欲發向壇浦之處依雨延引爰周防國在廳船所五郎正利依爲當國舟奉行獻數十艘之間義經朝臣與書於正利可爲鎌倉殿御家人之

由云々〇廿一日記云廷尉促ニ數十艘兵船一差ニ檀浦一解纜云々自ニ昨日一聚ニ乘船一廻ニ計云々三浦介義澄聞ニ此事一參ニ會于當國大島津一廷尉曰汝已見ニ門司關一者也今可レ謂ニ案內者一可ニ先登一者義澄受レ命ニ進到于壇濱奧津邊一（去ニ平家陣一三千餘町）于レ時平家聞レ之掉レ船出ニ彥島一過ニ赤間關一在ニ田浦一云々

〇にやくわうし

補若一王子ハ天照太神ヲ祀ル所ナリ

〇たうせん

補唐船ハ兵船ニアラズシテ乘輿及高貴ノ所乘ナルヘシ尋常ノ海舶ニ異ニシテ唐樣ヲ摸シテ造作セルヲ云山槐記ニモ淸盛伊都岐島ニ詣スル唐船ヲ用フトアリ

〇もんしのせき

補豐前ノ國門司長門ノ國赤門トモ二名所ナリ

遠矢之事　先帝御入水の事

同廿四日東鑑云於ニ長門國赤間關壇浦海上一源平相逢各隔ニ三町一艚ニ向舟船一平家五百餘艘分ニ三手一以ニ山峨兵藤次秀遠幷松浦黨等一爲ニ將軍一挑ニ戰于源氏之將帥一及ニ午刻一平氏終敗傾二品禪尼持ニ寶劍一按察局奉レ抱ニ先帝一（春秋八歲）共以沒ニ海底一建禮門院（藤重御衣）入水御之處渡部黨源五馬允以ニ熊手一奉レ取レ之按察局同存命但先帝終不レ令レ浮御ト若宮（今上兄）者御存命云々前中納言（敎盛號ニ門脇一）入水前參議（經盛）出ニ戰場一至ニ陸地一出家立還又沈ニ波底一新三位中將（資盛）前少將有盛朝臣等同沒レ水前內府（宗盛）右衞門督（淸宗）等者爲ニ伊勢三郞能盛一被ニ生虜一其後軍士等亂ニ入御船一或者欲レ奉レ開ニ賢所一于レ時兩眼忽暗而神心惘然平大納言（時忠）加ニ制止一之間彼等退去訖是尊神別體朝家總持也（略）澆季之今猶顯ニ神變一可レ仰可レ恃焉

〇いるかといふ魚

補字書ヲ按ルニ鮃一名江豚許渾金陵ノ詩ニ江豚吹浪夜還風ト云三躰詩ニ出タリ

〇にふいろの二きぬ

補鈍色（ニビイロ）ハ凶服ナリ尼媼ノ服也

〇山ばと色の御衣

俗稱青色御袍曰山鳩御衣

〇ふんたんのあらきなみ

補分段生死變易生死四敎儀考ヘシ

○殿を長生と名付云々

補拾芥抄云長生殿少納言入道結構本以ニ大藏省長殿注ニ長生殿歟又不老門ハ豐樂院ノ北面ノ門ナリ

能登殿さいこの事

○御すゝり御やき石

補女院海ニ沒セラルヽトキ深ク沈マンガ爲ニ石器ヲ抱持セラルヽナリ燒石ト云者椒房ノ調度ニ所見ナシ若シクハ鏡筥ヲ謬レルモノカ

○あきのかうを云々

補安藝ハ郷ニアラズ土佐ノ國ノ一部ナリ郡ニハ大領少領アリ郡司ト云是ナリ

ないし所の都入の事

○其中に越中の次郎兵衞云々

補東鑑ヲ按ニ建久四年三月ノ條下ニ平家與黨越中次郎兵衞尉盛繼已下隱ニ居近國ニ之由有ニ風聞早可ニ追討之由被レ仰ニ兵衞尉泰清ニ云々盛繼ハ丹波國ニシテ害ニ遭ノ由其舊蹤丹波國ニ有ト云又建久三年正月ノ條下ニ上總五郎兵衞尉忠光伴テ眇目トナリ賴朝ヲ刺ントス果サスシテ害ニ遭フトアリ景清ハ節ヲ守テ報讐ヲハカル後ニ瞽者トナルト俗ニ言傳フ景清ノ草紙ト稱スルモノアリ舊キ草紙ナリ實否ハ考ル所ナシ飛彈景高ハ北國敗軍ノ時戰死ノ由父景家ハ僧トナルノ事先キニ盛衰記等ニ出タリ

○侍には源太夫のはんくわん云々

補東鑑ヲ考ルニ季貞ノ子源太宗季ト云者矢ヲ作ルニ巧ナルヲ以テ鎌倉ノ家人ニ列スルトアリ又諏方大夫盛澄騎射ニ堪タルヲ以テ死ヲ免サルト云々又菊地原田山鹿等ノ所領沒入セラルヽ事見ヘタリ

○北の政所ろうの御方云々

補北政所ハ攝政基實ノ妻又女弟ハ攝政基通ノ妻ナリ何レヲ指モノカ二者トモニ清盛ノ女子ナリ廊御方ハ花山院兼雅家女ナリ同シク清盛ノ女子ナリ帥典侍大納言時忠ノ妻太宰藤原顯時ノ女

○四月三日の日九郎大夫の判官義經源八廣綱をもつて院御所へ奏聞せられけるは云々

四月四日東鑑云平家悉以討滅之由去夜源廷尉義經使馳申京都今日又以源兵衛尉弘綱註傷死生虜之交名奉仙洞云々

同日或秘記云早旦人告云於長門國誅伐平氏等了云々未刻爲大藏卿泰經奉行義經伐平家了由言上其間有可被仰合事可參入之由被仰下之灸治無術之間相勞今兩三日之間可參之由申了相次頭辨光雅朝臣來臨余如例隔障子謁之依灸治不能衣服之故也光雅仰云院宣云追討大將軍義經去夜進飛脚（相副札）申云去三月廿四日午刻於長門國團合戰（於海上合戰云々）自午正至晡時云伐取之者云生取之輩不知其數此中前內大臣右衛門督清宗（內府子也）平大納言時忠全眞僧都等爲生虜云々又寶物等御座之由同所申上也但舊主御事不分明云々次第如此此上事何樣可被行哉先生虜等事如何次三種寶物歸來之間事又如何此兩條殊可計申云々者余申云生虜等事短慮難及只在叡慮三種寶物歸來事自戰場歸洛之間事偏爲武士之沙汰公家不可知食歟只不事問無左右奉相具三神可歸洛也其後始可達天聽其來着之所鳥羽御所可宜歟豫得其告先法皇可渡御也其後奉迎取劒璽神鏡更可被告申公家也其時忽促車駕臨幸奉爲先劒璽還幸內裏次第尤穩便歟故何者先公卿次將等參戰場事太不叶物議還可爲擁怠之恙仍武士等無左右奉相具可參洛也次入御內裏之次第次將奉持之公卿步行供奉之條偏可似讓位之儀頗有憚此外又無他計仍爲奉迎三神有行幸之條於儀可謂崇重靈器於禮又穩便歟次可來着鳥羽給之由令申故者武士等奉具不備威儀令入洛中給之條尤非穩便歟仍可有行幸鳥羽之由所申也愚案之所及大概如此者光雅云上皇宮劒璽渡御如何余云此儀可然但劒璽渡御之時避正居可御他屋也是恐思食之儀也想非院御所之條者還又可無便隨宜之儀何難之有哉又云歸京之間海陸其路如何余云以無恐可爲先可被尋知案內輩也

○同しき五日の日北面に候藤判官信盛をめして內侍所しるしの御はこ一定返り入せ給ふか見て參れと

て西國へつかはさる云々
四月五日東鑑云大夫尉信盛爲二勅使一赴二長門國一征伐已顯二武威一大功之至殊所レ思也又寶物等無爲可レ奉レ入之由依レ被レ仰二義經朝臣一也
同十一日或秘記云大外記賴業持二來神鏡神璽跡御之間勘草一〇廿日記云午刻頭中將通資朝臣爲二院御使一來問云神鏡等已下着二御渡邊一之由義經自レ路二進飛脚一去夜至來云々御入洛之日可レ被レ擇二日次一仍被レ問二陰陽家一之處明日廿一日幷廿五日等爲二吉日一之由所二注申一也而明日事率爾而儀之間自有二御後悔一歟仍被レ延二引行廿五日一如何兼又建禮門院幷前内府同以所二相具一也彼人々事何樣可レ有二沙汰一哉可二計申一者余申云先被レ忌二日次一之條可レ依二入御之儀一也若有レ行二幸城南一者何強及二日次之沙汰一哉於二内裏一被レ奉二受取一者尤可レ被レ擇二日次一歟但縱雖レ可レ被レ擇二日時一於レ入三御諸司一者全不レ可レ及二異儀一徒御二逗留城外一之條一切不レ可レ候事也凡者今日評定了明日入御何有レ煩哉然而件條若難レ叶者不レ論二日之吉凶一早速可レ入二御諸司一也其後擇レ日可レ有二次第之沙汰一歟兼又生虜等事偏在二叡念一左右不レ能二計申一者頭中將退出了〇廿一日記云申刻許頭中將通資朝臣送レ札云今日於レ院璽鏡入御事可レ有二議定一可二豫參一者秉燭之後着二直衣冠一參入經家朝臣來二門下一云人々皆束帶也云々余以二件朝臣一示二頭中將一云昨日可レ有二仗議一之由有レ命之時上表之後未二返給一之上依レ病加二灸治一盛爛不レ能レ着二朝服一仍難レ參二仗儀一於レ院有二内々議定一者非二禍人一之時及二夜漏一可レ參二候閑所一之由申了而不レ被レ仰二裝束事一只被レ示下送於レ院可レ有二議定一由上仍存二内儀之由一參入之處人々皆束帶仍不レ能レ候レ座欲二罷出一者歸來云相二觸左府一之處全不可レ有レ憚之由被レ申云々余猶云一切不レ能レ候レ坐旁無レ便歟者可レ被レ入二見參一已罷出了者即廻レ轅欲二退出一之間經家又走來云只候二別座一可レ預二其儀一之由有二別御定一者仍銷レ魂竊以參入候二上達部座一左大臣已下公卿十餘人候二殿上一即頭中將通資朝臣下二官外記勘文於左大臣一仰云官外記勘二申神鏡神璽跡坐之間事一就二勘文趣一可二定申一者左大臣見二勘文一了更招二頭中將一被レ與レ余余不レ能二披見一返了其後次第見了至

左大辨兼光前披勘文此間左大臣仰可讀申之由即兼光卿讀申之（先官次外記）官勘文皆悉讀之於外記勘文者取要略之依大臣命也於據勘所者皆讀之皆悉讀申了取笏候大臣仰可定申之由兼光發語取條云官外記勘申神鏡神璽還御之間事云々（已上大畧同前歟體不覺）皆悉定申了（至左大臣也）其後頭中將（定間居南簀子聞人々定申旨也）來余前余申所存了（人々定申之間余於二間竊聞之）參御所又次通資朝臣歸來仰左大臣云猶一同可定申云々人々議定太狠籍也定了余又申存旨如初其後頭中將仰內覽之後可被仰左右人々早可退出之由仰之仍人々退出依見證待人々退出最末退出了人々定申趣（大概注之定有識事歟取要注之）左大臣實房卿忠親卿等申云爲武士之沙汰可入御諸司（官朝所）自被以吉日調威儀（次將爲奉持神璽）可入御大內諸衞諸司之外上卿參議各一人可候不可及皆參者

內大臣實家卿等申云遣當時在內裏之內侍所御幸櫃於鳥羽奉納神鏡暫以武士守護之待吉日可入御閑院大內不可然又內侍所御神樂召人可被用御祈之時御神樂所作人云々

雅賴經房道親等申云臨幸城南可被受取又可被報賽山陵諸社云々（重仰云城南臨幸不可然就入御之儀可申者各申云）（差遣諸司諸衞上卿參議等於鳥羽可被奉迎云々）

兼光申云諸司諸衞上卿參議等相具年料辛櫃參鳥羽可奉迎云々

宗家雅長一申狀不聞及仍不記之

余申云可臨幸鳥羽之由先日定申了是入御之儀爲新儀之上叡感之餘爲奉忩迎臨幸便宜之離宮被奉受之條頗可然之由存思給之故也而可被忌日次之由有其沙汰者然者此儀頗可違歟其後吉日若在今明者無異儀如承者廿五日七日之間云々仍其間御逗留城南之條一切不可然仍此儀不可叶於今者雖一日早速先可有入御諸司也其儀參議次將已下諸司諸衞御迎可參也是天平勝寶元年被奉迎八幡之時參議年足以下參入之由見國史今當近將之參議尤當其仁歟爲武士之沙汰入御諸司之條凡以不可然太可然太可無便歟其後以吉日可被奉受取里內之儀不可然歟尤可被用大內也件日大臣以下諸卿可皆參也於南

殿受取之可有宣命宣制之儀歟（但寶劍不御頒似遺恨仍宜命之趣如何可在時歟）縱雖無宣制猶於南殿可被受取也其後有遷幸內侍所移御之後可被行御神樂歟者

以泰經卿密々被尋問事等

一 建禮門院御事如何其御所京中歟城外歟將又不知食只可爲武士之家歟

申云被付武士事一切不可候古來女房之罪科不聞事也可然片山里邊可被坐歟

一 前內府事如何義經申云相具可入京歟將又可留置河陽之邊歟死生之間事可被仰合賴朝歟私申遣了飛脚未到進退惟谷者此上如何可計申

申云此事更不可思食煩也被仰追討之由可梟首之由雖無疑爲生虜參上其上可賜死之由難被仰我朝不行死罪之故也保元有此例時人不甘心仍今度無左右可被處遠流也而其國可有用意於南北西之三方者不可然可被遣東海東山等之遠國也沙汰之趣無難而叶賴朝之雅意歟被遣御使徒經數日之條太以見苦歟又事似有私之故也泰經太以甘心

一 賴朝賞事可被仰依請之由將暗可被行歟

其賞如何申云理須暗被仰也而彼意趣難知歟仍被仰依請之由如何但其賞上階之上都督若衞府督等之間歟此賞等定無不快之思歟仍被行之條宜歟但可在叡念者泰經奏事之由賴朝賞事猶暗被仰事有猶豫可被仰合云々他事等有御甘心云々〇廿三日記云々中刻頭中將通資朝臣來依穢於緣謁之傳院宣云神鏡入御事任定申旨可被差進諸司諸衞也而公卿可相具哉上卿參議各一人歟將公卿不可參歟又職事一人可參候歟五位藏人歟又自諸司入御大內之間儀可計申又祗候前後之內侍前行內侍不可持物歟事又入京之日供奉人騎馬步行事申云

可參御迎人事

先日子細議奏了辨宮職事各一人諸衞諸司等無異儀其上可被副公卿一人也兼近將之參議宜歟上卿之條不可必然歟且如此事可

追先例而彼天平勝寶元年例尤宜歟但又難
被副上卿一人全不可有難
職事誰人可參哉事頭中將參可宜歟入御内裏
儀事
公卿可皆參也又於南殿可令受取給須
有宣制之儀之處寶劒不御頗以遺恨宣命之
趣如何但不可依寶劒之有無歟假令雖無
宣制之儀必於南殿可被受取也行返節刀
之時例尤可相准歟其後臨幸内侍所奉遷
納本辛櫃之後可有御拜其後供神膳可
被行御神樂歟其召人被用公卿如何似
淸暑堂之儀可憚哉否宜在勅定者抑自諸
司入御内裏之間神璽近將可奉疊歟可納
辛櫃歟可有儀歟又忌部供奉此事如何
内侍事
前行内侍可空手歟將可先璽歟可被止
一人事專不可然也
入京日供奉人騎馬步行事
洛外騎馬京中步行可宜歟
廿五日此日神鏡神璽御入洛云々兼忠爲行事仍
問雅賴卿返札如此
元曆二年四月廿三日頭中將通資朝臣奉狀曰來廿
五日神鏡可令入御朝所其間事可令奉行
給者依御氣色執達如件
四月廿三日　　　　　左中將在判
謹上　權辨殿
逐申　大藏省辛櫃二荷候
神殿御裝束殊可令尋沙汰給以吉日渡御本
殿御裝束同任例可有沙汰候也所調置御
辛櫃無後綱早々可令尋沙汰給入御諸司
之時以大藏省辛櫃可被渡候也同可令下知
給内々且可申遣卿許也定其沙汰者候歟
同廿四日記云雅賴相具行事辨參朝所雖非奉
行者口入雖有其憚爲敎示兼忠密參也史
生盛安官掌爲久相具入官東門令開朝所之新
造廟（大嘗會時主上御所料所新造也）點定賢所御所了於朝所本屋
者寸法高廣其隔等不可叶於卒爾之造作之上
新造廟尤有便宜之故也以西第三間母屋一間
南庇一間合二壺可爲神殿北壁腋戶也西東每
間有妻戶南有蔀不及新隔如溫明殿西向戶

懸レ簾可レ開之由下知了第二間南妻又可レ懸簾又
爲二女官祇候一疊兩三帖可レ仰二掃部寮一爲二安御一
辛櫃床可レ令レ造之由等行事辨下二知官掌一了今成
宣旨一令レ付也退出之後頭中將奉狀又到來
明後日廿五日可レ有二賢所御入洛一可下令二參向一給上
者依二
御氣色一執啓如レ件
四月廿三日　　　左中將在判
謹上　權辨殿
逐申候
毎事令二沙汰具一給乎着二御草津一也未明可レ令レ
參給一歟之由候
行事辨奉了由令二返答一了

○同しき廿五日内侍所しるしの御箱鳥羽につかせ給ふと聞えしかは内裏より御迎に參らせ給ふ人々勘解由の小路中納言經房の卿云々

廿五日或秘記云雅頼密々相二具行事辨一參二向草津一船侍五人辨侍一人在レ後行事辨相二具源並裏無等一是爲レ備二歩行一也史生盛安官掌爲久等今朝沙二汰具幄幔等一參二向草津一了云々

酉初參二着高畠橋下方一不レ幾付二御船一二艘河市古帶船也中程懸二隔簾一爲二神殿一之女房一人在二御船一稱二內侍一不レ知二誰人一去二御船一岸上北方立レ幄東西行　爲二上卿參議辨等座一東方差退立レ幄向北行　爲二職事次將等座一上卿 權中納言藤原 經房參議左中將藤原泰通 等 卿權右中 辨源兼忠朝 臣着二北幄坐一藏人頭左中將源通資朝臣藏人左衛門權佐藤原親雅左中將藤原公時 右少將藤原範能等 朝臣着二東幄一官掌召使兄二指坐一歟左右近將監已下參否可レ尋レ之內侍所命婦讃岐釆女也稱二云々一之博士一 女官等 參仕秉燭之後職事等入二御船中一令二博士奉一令レ移二入賢所於省辛櫃一了次泰通卿參入取 神璽一奉レ入二同辛櫃一了女官等奉二舁出一之了
駕輿丁奉レ荷二賢所一衛士奉レ荷 神璽一了此間頭中將乘車先行了
次行事辨着二深沓一行レ前
次參議蒔繪
次上卿　　次將蒔繪劒　壺胡簶
次御辛櫃以二兩面一裹レ之　以レ綱奉レ結レ之
次神璽御辛櫃同上
次藏人佐等供奉

路間或騎馬各別路云々行事辨兼忠始終歩行云々
路自ニ作路一經ニ羅城門一自ニ朱雀大路一北行於ニ六
條朱雀一有ニ院御見物一御車云々自ニ六條一東行自ニ
宮城東大路一北行自ニ待賢門一宮東門入御奉レ安ニ
朝所一隆職宿禰伺候也伺候女官交名追可レ尋注之一今夜
尤可レ有レ供ニ神物一歟爲ニ藏人方沙汰一行事辨不レ
知レ之其事不レ聞也守護諸衞交名同可レ尋ニ注之一
○廿七日記云此日神鏡神璽自ニ朝所一入ニ御大内一
先有ニ行幸一云々子細可レ尋ニ記之一自ニ今夜一即被レ
行ニ内侍所御神樂一云々

○かけゆのかうし

補經房ハ勸修寺右大辨光房ノ子實家ハ去年別當
ヲ辭ス是時家通別當タリ故ニ玉葉東鑑等ニ奉迎
ノ員ニ載セス泰通ハ右大臣藤原頼宗ノ裔大納言
成通ノ子兼忠ハ村上源氏中納言雅頼ノ子公時ハ
三條大納言實國ノ子範能ハ南家ナリ參議脩範ノ
子義兼ハ武藏權守義業ノ子頼兼ハ頼政ノ子有綱
ハ伊豆守仲綱ノ子

一もん大路わたされの事

○去程に二の宮歸りいらせ給ふと聞えしかは法皇よ
り御迎の御車を參らせらる
百練抄云廿五日若宮御入洛侍從信清相ニ具院御車一
奉迎云々

○持明院の宰相

補大藏卿藤原通基ノ子基家ナリ基家ノ妻ハ平頼
盛ノ女

○同しき廿六日平氏の生とり共鳥羽につきやかて其
日都へ入て大路をわたさる云々
廿六日或秘記云此日前内府並時忠卿以下入洛云々
各乘車上ニ車簾一着ニ淨衣一云々淸宗卿同ニ車前内府一
云々儲隆季貞以下生虜並歸降之輩騎馬在ニ車後一武
士圍繞云々前人共安ニ置義經家一抑風聞ニ者來月四
日相ニ具ニ義經可レ赴ニ頼朝之許一云々同日東鑑云今日
前内府已下生虜依レ召可ニ入洛一之間法皇爲ニ御覽一
其體密々被レ立ニ御車於六條坊城一云々申剋各入洛
前内府平大納言各駕ニ八葉車一上ニ前後簾一開ニ物見一云々右衞門督乘ニ父車後一各淨衣立烏帽子
土肥二郎實平黑糸威鎧在ニ車前一伊勢三郎能盛萠白赤威鎧在ニ
同後一其外勇士相ニ圍車一又美濃前司以下同相ニ具之一
信基時實等者依レ被レ疵用ニ閑路一云々皆悉入ニ廷尉

六條室町第ニ云々

平大納言の文のさたの事

○先のならのひめ君の云々

補大系圖ヲ按ニ從五位下時定ノ妹伊豫守義經妾云々

○世にはたゝ判官程の云々

補是年東鑑四月廿一日ノ條下云梶原平三景時飛脚自ニ鎭西一參着進ニ親類献上書狀一始申ニ合戰次第一終訴ニ廷尉不義事一云々○是時平氏敗亡ノ餘車駕返ラス將帥覆沒スイカナル羽書間諜ナリトモ豈言ニ足ランヤ恐ラクハ時忠女子ヲ献メ義經ニ媚ルノ詐畧ナルヘシ

ふくしやうきられの事

○しきかわしゐて云々

補敷皮伊勢宗五記云しきかわの役は上役也又神佛の前にてくひかみを前へなしたゝの所にてはうしろになしてか歟

こしこへの事

○元暦二年五月七日の日九郎大夫の判官義經大臣殿父子具足し奉りてすでに都を立給ふ

補五月七日或秘記云今曉左馬頭能保大夫尉義經等下ニ向東國一前内大臣父子幷郎從十餘人相具云々是非ニ配流之儀一云々

○判官よしつね云々

補百練抄云五月七日巳丑前内大臣已下生虜等下ニ遣關東一云々

○同廿三日判官鎌倉へ下つき給ふ

補五月十五日東鑑云廷尉使者景光參着相ニ具前内府父子一令ニ參向一云去七月出京今夜欲レ著ニ酒勾驛一明日可レ入ニ鎌倉一之由申レ之北條殿爲ニ御使一令レ向ニ酒勾宿一給是爲レ迎ニ取前内府一也被レ相ニ具武者所宗親工藤小次郎行光等一云々於ニ廷尉一者無ニ左右一不レ可レ參ニ鎌倉一暫逗ニ留其邊一可レ隨レ召之由被ニ仰遣一云々小山七郎朝光爲ニ使節一云々○十六日記云今日前内府入ニ鎌倉一觀者如ニ堵墻一内府用レ輿金吾乘馬家人則淸盛國入道季貞以上前廷尉盛澄經景信康家村等同

騎馬相從之經若宮大路至横大宮暫扣輿宗親先參入申事由則被仰下可招入營中之旨仍以西對爲彼父子之居所入夜因州奉仰雖羞膳内府敢不用之只溺愁涙之外無他云々

○梶原平三景時判官に先立て鎌倉殿に申けるは云々

同四月廿一日東鑑云梶原平三景時飛脚自鎭西參着差進親類獻上書狀始申合戰次第終訴廷尉不義事其詞云（寡依軍中之祥瑞今畧之）又曰判官殿爲君御代官副遣御家人等被遂合戰畢而頻雖被存一身之功由偏依多勢之合力歟謂多勢每人不思判官殿志奉仰君之故勵同心之勳功畢仍討滅平家之後判官殿形勢殆超過日來之儀士卒之所存皆如踏薄氷無眞實和順之志就中景時爲御所近士憖伺知嚴命趣之間每見彼非據可達開東御氣色歟之由諫申之處諷詞還爲身之讎動招刑者也合戰無爲之命祇候無所據早蒙御免欲歸參云々 ○五月四日記云梶原平三景時使者還于鎭西云々仍被付御書被勸發廷尉訖於今者不可從彼下知（下畧）

○九國のそうついふし云々

補系圖ヲ按ニ藤原爲頼越前總捕使タルトキハ是ヨリ先キ總追捕使ノ號アリ

○判官なく／＼一通の狀をかいて廣元のもとへつかわさる

同五月廿四日東鑑云源廷尉（義經）如思平朝敵訖剩相具前内府參上其賞兼不疑之處日來依有不儀之聞忽蒙御氣色不被入鎌倉中於腰越驛徒渉日之間愁欝之餘付因播前司廣元奉一通款狀廣元雖披覽之敢無分明仰追可有左右之由云々

按義經寄廣元書東鑑所載同此書而但此書畧文而已

○らうやく口にゝかし云々

補前漢書張良傳云忠言逆耳利於行良藥苦口利於病云々

○こわうほういん

補按金光明經並十一面神咒經ニ依テ牛玉寶印ノ義ヲ立ツト谷響集ニ見ヘタリ或人云璽ヲ略字ニ壐ニ作ル若クハ壐ノ一字ヲ謬テ牛玉ノ二字ニ作ルカト云々サレトモ牛玉加持ノ事往々ニ舊記ニ

出タリ猶考フベシ

大臣殿ちうはつの事

○去程に鎌倉大臣に對面ある云々

六月七日東鑑云前內府近日可歸洛可面謁歟之由被仰合因幡前司是本三位中將下向之時對面給之故也而廣元申云今度儀不可似以前之例君者鎭海內濫刑其品已敍二品給彼者過爲朝敵無位囚人也御對面之條還可招輕骨之謗云々仍被止其儀於簾中覽其體諸人群參頃之前內府着淨衣立烏帽子出于西侍障子之上武藏守北條殿駿河守足利冠者因幡前司筑後權守足立馬允等候其砌二品以比企能員被仰云於御一族雖不存指宿意依奉勅定發追討使之處輙奉招引邊土且雖恐思給尤欲備弓馬眉目者能員蹲踞內府之前述子細之處內府動座頻有諂諛之氣被報申之趣又不分明只令救露命給者遂出家求佛道之由云々是爲將軍四代之孫武勇禀家爲相國第二之息官祿任意然者不可憚武威不可恐官位何對能員可有禮節哉死罪更非可被優于禮歟觀者彈指云々

○猛虎しん山にある時は百獸ふるひをつ檻穽のうちにあるときは尾をふつて食をもとむ

司馬遷答任安書曰猛虎在深山百獸震恐及在檻穽之中搖尾而求食積威約之漸也

○六月九日の日又大臣殿父子うけとり奉りて都へ返りのぼられけり

六月九日東鑑云廷尉此間逗留酒匂邊今日相具前內府歸洛二品差橘馬允淺羽庄司宇佐美平次已下壯士等被相副囚人矣廷尉日來所存者令參向關東者征平氏間事具預芳問又被賞大功可達本望歟之由思儲之處忽以相違剩不遂拜謁而空歸路其恨已深於古恨云々又重衡卿自去年在狩野介宗茂之許今被渡源藏人大夫賴兼同以進發任衆徒申請可被遣南都云々

○廿三日近江のしの原の宿につき給ふ云々

廿一日東鑑云廷尉着近江國篠原宿令橘馬允公長誅前內府次至野路以堀彌太郎景光梟前右金吾清宗此間大原本性上人爲父子知識被來臨于其所々兩客共歸上人敎化急翻怨念住欣

求淨土之志ニ云々又重衡卿今日被レ召ニ入花洛ニ云々

○大ぼん王宮の云々

補梵天禪定之樂法數等ノ書考フヘシ

○てんくわうてうろ

補電光朝露ノ喩愚迷發心集等ニ出タリ

○たうり天

補名義集忉利此云三十三

○東父西母

補東父トハ神仙傳ニ載スル所ノ泰山ノ下老父ヲ指モノカ西母ハ西王母ナルベシ

○かしんしくう云々

補我心自空云々普賢觀經摩訶止觀等ニ出タリ

○同しき廿四日大臣殿父子のくひ都へ入撿非違使共三條川原に出向て是を請取三條を西へひかしのとうゐんを北へ渡してごくもんの左のあふちの木にそかけられける

六月廿二日或秘記云大藏卿泰經傳ニ院宣ニ云前内府幷其息淸宗三位中將重衡等義經相具所ニ參洛ニ也而乍レ生不入洛無骨於ニ近江邊ニ可レ梟ニ首其首ニ可レ渡ニ使廳ニ哉將可ニ弃置ニ哉可レ隨ニ院宣ニ之由賴朝卿令レ申旨義經所レ申也可ニ計申ニ者（但重衡ハ遣ニ南都ニ了云々）余申云此事左右只可レ在ニ勅定ニ者○廿三日記云於ニ前内府父子ニ者及レ晩渡ニ使廳ニ了院有ニ御見物ニ云々是左大臣申行云々

百練抄云廿三日前内大臣幷右衞門督淸宗等首撿非違使請取懸ニ獄門樹ニ法皇於ニ三條東洞院ニ御見物可レ梟ニ彼首ニ哉否事被レ尋ニ三丞相ニ云々

同日東鑑云前内大臣並右衞門督淸宗等首源廷尉家人等持ニ向六條河原ニ撿非違使大夫尉知康六位尉章貞信盛公朝志明基府生經廣兼康等莅ニ其所ニ請ニ取之ニ懸ニ獄門前樹ニ矣此事頭右大辨光雅朝臣參陣仰ニ別當ニ別（家通）當仰ニ頭辯ニ々々傳ニ大夫史隆職ニ々々傳ニ廷尉知康ニ云々

平家物語考證卷之十一終

平家物語考證卷之十二

目録

平家物語考證卷之十二

松堂閑人四醉生　編
洛陽後學源道格　集
羽林中郎將藤原定俊　補

志けひらのきられの事

○去程に本三位の中將重衡の卿を狩野の介宗茂にあづけられて云々

見六月九日東鑑　註上

○かのゝすけむねもち

補狩野ハ南家ノ庶流ナリ宗茂ハ工藤茂光カ子祖先維景伊豆國狩野ニ住ス其子維職伊豆國押領使タリ

○大津より山科とをり云々

補今ノ醍醐海道ト云是ナリ日野ハ醍醐ノ西南ニアリ

○あねの大夫三位に同宿して　逍遙院曰平家物語あにの大夫の三位に日暮してと候これはあねの大夫の三位とあるべき事にて候此大納言の典侍は邦綱の嫡女六條院の御乳母成子と申人を大夫の三位と號候然は大納言典侍の姉にて候也

○ひたいのかみを云々

補北史に爪髪ヲ信トスト云是ナルベシ

○三千五けい

補五刑は墨劓剕宮大辟ヲ云書ノ呂刑ニ五刑ノ屬三千トアリ

○ほりくび

補盛衰記ニ七ケ日ノ間ニ堀頭歟トアルハ刀鋸ヲ以テ頸ヲ鋸截シ殺ヲ云ナルベシ次鋸ヲ以テト云文アリ

○木津の邊にてきらすべしとてつゐに武士の手へかえされけり

文治元年六月廿三日或秘記云　傳聞重衡首於ニ泉木津邊一切レ之令レ懸ニ奈良坂一云々

同日東鑑云今日前三位中將重衡於ニ南都一殞頭云々是爲ニ伽藍火災張本一之間衆徒族申ニ請之一云々

○てうたつか云々

補法華提婆品等考ベシ

○ゆいゑんけうい云々

補全文ノ出所イマタ考ヘズ無行經云五逆即菩提菩提即五逆云々

○一ねんみた佛云々

補寶王論ニ出タリ

○しゆんぜうはう

補俊乘坊重源元亨釋書ニ傳ヲ載ス

○ほうかいし

補日野三位資業ノ建立ナリ寺ハ鄕村ノ間ニアリ山寺ニハアラス

○はかをは日野にそ云々

補今ニ法界寺ノ近邊ニ重衡ノ墓ト稱スル遺跡アリ

○北の方やがて云々

補寂光院ニテ女院ニ給侍スルコト下ノ段ニ見ヘタリ

大地志んの事

○七月九日午の刻はかりに大地をびたゝしうこひてやゝひさし

七月九日或秘記云午刻大地震古來往古大地震動事未レ聞下損二亡人家一之例上仍漸不レ騒之間舍屋忽欲二壞崩一仍余女房等令チ二乘事一大將同レ之引二立庭中一余獨候二佛前一舍屋等雖レ不レ仗レ地悉傾危或棟折或壁壞於二築地一一本如レ不レ殘如二傳聞一者京中之人家以顚倒又白川邊御願等或有二顚倒之所一或築地　破壞法勝寺九重塔心柱附不倒瓦以下皆震剎如二無成一云々大地所之破烈水出如レ涌云々又聞天台山中堂燈承仕法師取レ之不レ令レ消云々但於二堂舍廻廊一者多以破損其外所々堂塲悉破壞顚例云々余家前進使馬（闕歟）助同行於院八條院等申事由依二所勞一不レ能二參入一也法皇降二庭上一御二座樹下一云々者女院又乘車令レ立レ庭給云々院御所破損殊甚大路寢殿傾危不　爲二御所一之間御北對云々凡往古來今異域他鄕惣以未レ有二如レ此事一末代之至天地之惡君奇國家事炳焉者歟法皇御參籠令今熊野而依恐此事被出御ヲ今日廣基天文博士持來地震之奏案

大表　天子凶

七月動　百日内兵起

上旬動　害諸大臣云々

或人女主塡　旱魃等云々

於末來徵者次事也見當時天下損亡了凡不レ能ニ左右ニ云々主上渡ニ御御池中島ニ云々其後又南庭幄（疑カ）爲御在所云々內裏西透廊顚倒云々

○せきけん云々

補韻會唐制赤縣謂畿縣也云々按ルニ是ノ赤縣ト云ハ東西兩京ヲ指トミヘタリ

○六せうし

補拾芥抄云法勝寺尊勝寺圓勝寺最勝寺成勝寺延勝寺○地震ノ事長明方丈記是ニ同シ

○四たいしゆ

補地水火風ヲ云ノ倶舍唯識等ノ論ニ詳ナリ

○御花參らせ給ふ

補三宮東塔東谷佛頂ノ尾ニアリ登ルコト東坂本六七町計リ祭智證大師之母佐伯氏爲宮毎年四月八日許女人到于此處女人此日宮ニ供華ス故ニ俗ニ花摘ノ社ト云フ山門堂社記ニ見ヘタリ此故事ニヨツテ四月八日ヨリ僧俗𪜈ニ花ヲ佛ニ供スルコトアリ

○むかしもんとく天皇云々

補文德實錄云是日地數震京師及城南或屋舍毀壞或佛塔傾倒云々○長明方丈記云むかし齊衡の比かとよ大地震ふりて東大寺の佛のみくし落なとしていみしき事とも侍り云々

○又てんきやう二年云々

補扶桑略記云（爲天慶元）承平八年戊戌四月十五日地大震云々

こんかきのさたの事

○同しき八月廿二日高雄の文覺上人故左馬の守義朝のうるはしきかうへとてたつね出してくひにかけ鎌田兵衛かくひは弟子かくひにかけさせ關東へそくたられける

此事文治元年或秘記無ニ所見ニ但元曆元年八月十八日或秘記云大外記賴業來召ニ簾前ニ談ニ雜事ニ其次語云義朝首于レ今在ニ關國ニ而可レ被レ免レ罪其間事可ニ勸申ニ之由爲ニ恭經奉行ニ被ニ仰下ニ了橘逸勢等有ニ此例ニ云々可レ復ニ本位ニ之由可レ被ニ仰下ニ歟申ニ其旨ニ了云々（略）或人云文覺上人上洛取下在レ獄之義朝之首可レ向ニ鎌倉ニ云々○廿一日記云或說云文覺（略）取下在ニ獄中ニ之義朝首上可レ來之由仰付云々文治元年八月卅日東鑑云二品御素意偏以レ孝爲レ本之處未レ

盡ニ水菽之酬一而平治有事嚴閣夭亡給之後以每日轉ニ讀法花經一被レ備ニ沒後追福一而今極榮貴給之故今被レ企ニ一伽藍作事一可レ安ニ先考御廟於其地一之由存念御之間潜被レ伺ニ奏此由一法皇亦叡ニ感勳功一之餘去十二日仰ニ判官一於ニ東獄門邊一被ニ尋出一故左典廐首相ニ副正淸一（號ニ鎌田二郎兵衛尉一）首江判官公朝爲ニ勅使一被レ下レ之今日公朝下着仍二品爲レ令レ奉ニ迎之一參ニ向自ニ稻瀨河邊一給御遺骨者文覺上人門弟僧等奉レ懸レ頸二品自奉レ請ニ取之一還向于レ時改ニ以前御裝束一（練色水干）着素服給云々（已上）九月三日記云子剋故左典廐御遺骨（副正淸首）奉レ葬ニ南御堂之地一下畧

○こんかきのおとこ

補藍染ヲ業トスル者ヲ云今モ藍染ノ工ハ穢多ノ徒ナリ刑所ノ役ニ從フ故ニ義朝ノ首ヲモ收拾シテ圓覺寺ニ埋藏セルナルベシ庭訓往來ニ猪熊ノ紺ト云トキハ紺掻ノ居所ト文覺ノ二條猪熊ノ本房ト側比ナリ依テ相知レル者カ彈左衞門カ部下ノ名目ニ靑屋壷立トアル紺掻ノ事ナリ○按ニ俗ニ穢多ト云ハ誤レリ餌取ナリ鷹鷂ノ餌ヲ索取スル者ヲ云凡古ヘ異邦歸化ノ人祖先ノ著シキハ姓ヲ賜テ良民トス祖先ノ著シカラザルハ一ニ漢部ノ姓ヲ授テ賤トス今マアマベト云ハ誤レリ異邦ニテ屠割ヲ習タル故ニ歸化ノ後モ屠割ヲ業トス又平民甚シク避ケ嫌テ水火ヲ通セザルハ天竺ノ旃多羅ヲ賤ンズルノ意ナルベシ

○ゑんかくし

補圓覺寺拾芥抄北白河云々僧正宗叡ノ建立ナリ又保元物語ニ爲義山莊云々爲義刑死ノ後圓覺寺ニ收葬ストアルトキハ義朝ノ首ヲモ圓覺寺ニ葬ルナルベシ

○内大臣正二位をゝくらる

補系圖幷東鑑等贈官位ノ事所見ナシ勅使左少辨兼忠トアレドモ東鑑ニハ江判官公朝トアリ

平大納言のなかされの事

○九月廿三日平家の餘黨の都のうちにのこりとゝまりたるをみな〳〵國々へつかはさるべきよし鎌倉より公家へ申されたりければ云々

文治元年五月廿一日或秘記云昨日被行流罪僧俗幷九人云々

上卿通親卿請　參議兼光云々
時忠 能登　信基朝臣 備後
時實朝臣 周防　尹明 出雲
良弘 前大僧都阿波　全眞 前僧都安藝
忠快 前律師伊豆　能圓 法眼備中
行命 熊野別當

同九月二日東鑑云梶原源太左衛門尉景季義勝房成尋等使節上洛也略平家緣座之輩未レ赴ニ配所ー事若年レ居レ蒙ニ勅免ー者不レ及ニ子細ー遂又可レ被ニ下遣ー者早可レ有ニ御沙汰ー歟之由被レ申レ之次稱ニ御使ー行ニ向伊豫守義經之亭ー尋ニ窺備前前司行家之在所ー可レ誅ニ戮其身ー之由相觸而可レ見ニ彼形勢ニ之旨被レ仰ニ含景季ニ云々去五月廿日前大納言時忠卿以下被レ下ニ配流官府ー畢而于レ今在京之間二品欝憤之所豫州爲ニ件亞相聟ー依レ思ニ其好ー抑ニ留之ー加之引ニ級備前前司行家ー擬レ背ニ關東ー之由ト風聞之間如レ斯云々○同廿三日記云前大納言時忠卿下ニ向配所能登國ー云々

○出羽のせんじ云々
補系圖從四位上少納言知信ノ孫贈左大臣時信ノ

○正二位の大納言云々
補公卿補任治承三年正月正二位壽永二年正月權大納言

○けんびいしの別當云々
補公卿補任仁安三年八月權中納言使別當嘉應元年配流安元元年使別當同二年辭ニ別當ー治承三年又任ニ別當ー

○一々にひちのもとより云々
補百練抄治承三年條下云別當時忠卿切ニ强盜十二人右手ー懸ニ獄門ー希代事也

○侍從ときいへ
補東鑑壽永元年正月ノ條下云伯耆守時家初參ニ武衛ー是時忠卿息也依ニ繼母之結構ー被レ配ニ上總ー云々

○おんぞうゑく云々
補怨憎會苦愛別離苦トモニ八苦ノ一ナリ法數等考フベシ

土佐房きられの事

○こゝに土佐房正俊をめしてわそうのほつてものもうてするやうにたばかつてうてとの給へば土佐房かしこまり承はつてしゆく所へもかへらずすくに京へそのほりける

十月九日東鑑云可レ誅二伊豫守義經一之事日來被レ凝二群議一而今被レ遣二土佐房昌俊一此追討事人々多以有二辭退氣一之所昌俊進而申二領狀一之間殊蒙二御感仰一已及二進發之期一參二御前一老母並嬰兒等有二下野國一可下令レ加二憐愍一御上之由申レ之二品殊被二諾仰一仍賜二下野國中泉庄一云々昌俊相二具八十三騎軍勢一三上彌六家秀昌俊弟錦織三郎門眞太郎藍澤二郎以下云々行程可レ爲二九ケ日一之由被レ定云々

○九月廿九日土佐房都へのほりたり

同十七日東鑑云土佐房昌俊先日依レ含二關東嚴命一相二具水尾谷十郎已下六十餘騎軍士一襲二伊豫大夫判官義經六條室町亭一于レ時豫州方壯士等逍二遙西河邊一之間所二殘留一之家人雖レ不レ幾相二具佐藤四郎兵衞尉忠信等一自開二門戶一懸出責戰行家傳二聞此事一自二後面一來加相共防戰仍小時昌俊退散豫州家人等走散求レ之豫州則馳二參仙洞一奏二無爲之由一云々

○同日或秘記見レ下

○きしやうもん

補起請ト云トキハ請求スベキ事條ヲ擧起スルナリ便宜ヲ陳請スルノ類ナリ是ノ時ハ祈請ナルベシ勸請奉請ノ類ナリ神祇ヲ奉請シ禱祈シテ誓盟スルヲ云フ然レトモ祈請トハカリ云トキハ誓書ニハカギルマシキ事ナリ

○くらますおくへひきしりぞく

同廿六日東鑑云土佐昌俊幷伴黨三人自二鞍馬山奥一豫州家人等求二獲之一今日於六條河原梟首云々

○しゆつちやうのつきん

補出張ハ其形ニ就テ稱スルモノカ猿樂ノ裝束ニ長範頭巾ト云モノアリ土佐房カ戎服ノ畵ヲ見ルトキハ長範頭巾ヲ被レリ其形狀ヲ按ルニ甲袈裟ニ抹額ヲ加ル躰ナリ出張頭巾ノ名目未考ヘス

判官都おちの事

○のりよりつゐに云々

補東鑑ヲ按ルニ範賴議ニ遭フ事建久四年八月ノ條下ニ出タリ是ノ時ニ匪ス

○十一月二日の日九郎大夫の判官院參して大藏卿泰經の朝臣をもつて奏聞せられけるは云々

十月十三日或秘記云早旦季長朝臣來申云義經行家同心反鎌倉日來有內儀昨今已露顯云々雖爲巷說非浮言義經之邊郞徒之說云々　相次說々甚多賴朝失義經之勳功還有過絕之氣義經中心結怨之間又鎌倉之邊郞從親族等爲賴朝失生涯結宿意之輩漸以數積彼等內々令通義經行家等之許加之賴朝乖法皇叡慮之事太多云々　仍見事之形勢義經竊奏事趣頗有許容仍忽及此大事云々或云秀衡又與力云々於子細者雖實說不定於蜂起者已露顯也○十四日記云　世上騷動昨今殊甚京中諸人運雜物必已爲近年之流例可悲云々平氏誅伐之後賴朝在世之間忽可及大亂之由萬人不存事歟苛酷之法過秦皇帝歟仍親疎含怨之所致也世人之謂以今度天下之結顯云々○十七日記云　早旦大藏卿泰經爲院御使來門外依穢不入門內以季長傳申　去十一日義經奏聞云行家已反賴朝了雖知制止不可叶爲之如何者仰云相構可加制止者同十三日　又申云　行家謀反雖加制止敢不永引仍義經同意了其故者奉身命於君成大功及再三皆是賴朝代官也殊可賞翫之由令存之處適取浴恩之伊豫國皆補地頭不能國務又沒官所々廿余ヶ所先日賴朝分賜而今度勳功之後皆悉取返宛給郞從等了於今者生涯全以不可執思何況遣郞等可誅義經之由慥得其告雖欲遁不可叶仍向墨俣邊射一箭可決死生之由所存也云々仰云殊驚思食猶可制止行家矣其後無音去夜重申云猶同意行家了子細先度言上於今者可追討賴朝之由欲賜宣旨若無勅許者給身暇可向鎭西云々見其氣色主上法皇已下臣下上官皆悉相率可下向之趣也已是殊勝大事也此上事何樣可有沙汰乎能思量可計奏者泰經內々曰左內兩府被遣召了內府申只今可參之由左府未承返事云々　余申曰被下追討宣旨事者罪犯八虐爲敵於國家之者蒙此宣旨也賴朝若有重科者可被下宣旨何及異儀若又無指罪科者可被追討之由更以難量申但平家及義仲等之時難不起自叡念暗被下此宣旨了天下乱逆即在如此之漸然而爲避當時之難可被追彼等例哉否之條宜在聖斷敢非

臣下之寇歟者泰經重示曰此事猶能可有御思慮歟頼朝過怠企不候追討之條又不思食寄然而義經等結搆之趣可謂勿論仍只可給作宣旨之由内々有 天氣爲御存知竊所申也而如今令申御者已追討猶豫之趣也外聞之處似引級頼朝且者去年聊有申旨爲報彼芳言抑留此追討歟之由若君有御疑殆者尤無由事也隨又彼兩度不意之宣旨頼朝更不爲怨今度又可同歟仍宣下之條旁何難之有哉猶分明可令申切給歟者余云朝家大事可依私行客之由於及御疑殆者更不及申左右凡者被尋問事愚慮之所及全不憚時儀是存忠之故也而無罪之者可被追討之由爭令言上哉爲遁當時之害可被宣下哉否之條者只可在勅定事也若於有一決者更非申止之儀抑以前兩度宣旨頼朝不結怨今度可同之條頗不可似彼例歟凡此事愚慮之所及先被誘仰義經等可被問子細於頼朝也義經已有度々之勳功且依爲汝代官偏憑思食之所聞可有濫刑之由恐申旨如此之條罪科何事哉若依傍讒讒口暗加私刑者尤不便事歟又非其罪無疑必可行科斷者召下其身可致其沙汰也乍置京都差上武士可誅之由風聞狼藉之條已似忘朝章若又義經等聞謬說令驚申歟早聞食子細可有成敗之由可被仰遣也而猶乖勅命企濫吹之時處遣勅可被下追討宣旨歟不定罪科宣下之條若奈後悔何但此儀於今者難叶歟去十一日始達 天聽之寇被仰義經暫抑狼藉可被達子細於關東カリケル事歟濫行風聞之後者縱被仰遣定無承引歟誠是難治次第也今私被示之旨偏引級頼朝抑留追討之由也此條返々有恐於不思得事者少事猶難申功況大事哉是全非申止只申理之所當許也者泰經顯膺退出了云々余聞此事神心惘然天下之滅亡結局在此時歟頼朝失義經之勳功殆及害命之條事若實者義經起逆心之條一旦可然頼朝之心操以之可察歟但又義經於頼朝偏父子之義也忍申下追討宣旨欲誅滅頼朝之條大逆罪也自他其失道理天魔豈不得便乎不能左右云々亥剋人走來告云北方有作時之音余聞之事已實也未知何事然間人又告云武士打圍法皇宮云

々神心失度奉念三寶之外無他堅閇門戶待動靜之間襲院御所之條已僻事也賴朝郎從之中小玉黨（武藏國住人）三十騎許以中人之告寄攻義經家（院御所近邊）殆欲乘勝之間行家聞此事馳向追散件小玉黨了云々如此之間院御所殊驚固不知案內之輩習先例院御所有恐之由下人令稱云々凡世上之爲躰不可安堵之世也可悲云々〇十八日記云傳聞被下賴朝追討宣旨云々〇十九日記云早且隆職註進追討宣旨

其狀云

文治元年十月十八日　宣旨

從二位源賴朝卿偏耀武威已忽諸

朝憲宜前備前守源朝臣行家左衞門少尉同朝臣

義經等追討彼卿

藏人頭右大辨兼皇后宮亮藤原光雅奉

上卿左大臣云々

傳聞一昨日左內兩府參院內大臣參上被仰合追討事內大臣申云此事一身難定申可被待左大臣參者即左大臣參上被申云凡不可及異議早々可被下宣旨也其故當時在京武士只義經一人也被乘彼申狀若大事出來之時誰人可敵對哉然者任申請可有沙汰也更不可及議定云々內府同之云々經房卿參會聞此事頗傾奇云々

同廿一日記云傳聞法皇臨幸鎭西之儀都無許容云々仍義經行家等忽變件議云々〇廿二日記云傳聞宣下之後狩武士多以不承引云々〇廿三日記云人云近江武士不與義經等引退奥方云々〇廿六日記云入告云明曉一定引退鎭西法皇已下直可奉引率云々〇廿七日記云巷說等猶不止萬人同意云々或義經雖不甘心郎從等猶可引率人々之由勸申云々又不奉具院者一切不可相具之由各令申云々〇卅日記云義經等明曉決定可下向云々

十一月一日記云今曉九郎等下向延引或曰變西海之議可趣北陸云々依路次狼藉歟此夜定能卿告送云（以後業之季爲使）義經等奉相具法皇之儀都不可候之由再三言上此上强無疑殆之處猶可有其儀之由今日譴責（言審イ）於院中或又可有遷都之由有申行之輩等云々〇二日記云未剋許右少辨定長（布衣）爲法皇御使來召簾前（依憚穢緣端懸片尻）謁之定長仰院

宣一曰義經明曉可レ向ニ鎭西一其間聊有ニ申請旨一其狀云可レ奉レ動レ君之由達ニ天聽一依レ有ニ其恐一書ニ進起請一先爭(畢イ)其上不レ可レ有レ疑之由存之處院中伺候之輩猶致ニ發向之用意一云々此事都不レ可レ候事也郎從者難レ遂ニ先途一猶臨幸可レ宜由雖レ令レ申於ニ義經内心一者更不レ可レ乖ニ叡慮一敢以不レ可レ有ニ御不審一抑山陽西海等庄公共爲ニ義經之沙汰一調庸租稅年貢雜物等慥可ニ沙汰還(進イ)上之由欲レ被ニ仰下一兼又豐後武士等被レ召レ院義經行家等殊可ニ扶持一之由欲レ被ニ仰下一者件兩條可レ被ニ仰下一哉否宜レ令ニ計奏一者余申云可レ追ニ討賴朝一之由被レ下ニ宣旨一之上如レ此細々事更不可レ及ニ議定一於レ今者只任ニ申請一有ニ其沙汰一早速可レ被レ出ニ洛陽一歟者及レ晩大夫史隆職來聊有ニ申旨一入レ夜賜ニ院宣於義經等一云々

○ゐんのちやう御くたし文云々

補玉葉等ヲ考フルニ院廳ノ下文ニアラズ直ニ賴朝追討ノ宣旨ナリ

○明日三日の卯の刻に都にいさゝかのわつらひもなさすなみかせをもたてすして其勢五百餘騎そくたられける

十一月三日或秘記云辰刻前備前守源行家伊豫守兼左衞門尉(大夫尉也從下五位)同義經(爲殿上侍臣)等各申ニ身暇一赴ニ西海一訖是則無ニ指過怠一爲ニ賴朝一欲レ被ニ誅伐一爲レ免ニ彼害一所ニ下向一也始推雖レ申下下可レ計ニ賴朝一之宣旨上事不レ起レ自ニ叡慮一之由普以風聞之間近國武士不レ從ニ將帥之下知一還以ニ義經等一處ニ謀反之者一加レ之引ニ率法皇已下可レ然之臣下等一可レ向ニ鎭西一之由披露之間彌以乖ニ人望一(支イ)其勢逐レ日減少敢無ニ與力之者一仍於ニ京都一難レ與ニ關東之武士一是以下向云々院中已下諸家京中悉以安穩義經等之所行實以可レ謂ニ義士一歟洛中之尊卑無レ不ニ隨喜一若如ニ以前風聞一者王侯卿相一人而不レ可レ全レ身然則人別爭有レ失ニ生涯之果報一哉因レ玆ニ此濫吹一歟可レ悅云々京中所ニ殘留一之武士等少々爲レ追ニ義經等一下向云々

○爰につの國源氏太田の太郎賴基此よしをきゝて鎌倉殿と中たかふてくたり給ふ人をさうなふ我門の前を通しなは鎌倉殿のかへりきこしめされんする所もあり矢一ツいかけ奉らんとて手せい六十餘騎河原津といふ所に追ついてせめたゝかふ云々

十月卄日或秘記云或云攝州武士太田太郎巳下搆ニ

城墩ニ九郎十郎等若赴ニ西海ニ者可レ射之由結構云々又九郎所從紀伊權守兼資爲レ點ニ定船ニ先以下ヲ遣件男ニ爲ニ太田ニ等被レ打了云々○十一月四日記云今日武士等追ヲ行義經ニ云々傳聞昨日於ニ河尻邊ニ子與ニ太田ニ合戰義經得レ利打破通了云々

○明日四日の日大物の浦より舟にて下られけるかおりふし西の風はけしう吹けれは判官の乘り給へる舟住よしのかたへ打あけられて云々

十一月八日或秘記云傳聞義經行家等去五日夜乘船宿ニ大物邊ニ追行之武士等寄ヲ宿近邊在家ニ手島冠者并範季朝臣息範資等爲ニ大將軍ニ云々件範資雖レ生ニ儒家ニ其性受ニ勇士ニ加レ之蒲冠者範頼親昵之間催ヲ具在京之範頼之郎從等ニ行向云々未ニ合戰ニ之間自ニ夜半ニ大風吹來九郎等所レ乘之船併損亡一艘而無レ全船過半入レ海其中義經行家等乘ニ小船一艘ニ指ニ和泉浦ニ逃去了云々於ニ家光ニ者梟首了豐後武士等之中或爲ニ降人ニ來ニ範資之許ニ或又作レ生被ニ補取ニ了云々鎭西武士等伐ヲ取義經等ニ之由風聞尤謬說次第如レ此云々　件範資今日上洛所ニ談說ニ云々已是爲實說也仍隨ニ聞及ニ記レ之

○それより吉野山へそこもられけるよし野法師にせめられてならへおつなら法師にせめられて又都へかへりのほり北國にかゝつてついにおくへそくだられける

補義經ノ始終東鑑ニ詳ナリ

○同しき七日の日北條四郎時政六萬餘騎をあひくして上洛す

同十一月廿四日或秘記云傳聞頼朝妻父北條四郎時政今日入洛其勢千騎云々近國等可レ爲ニ件武士進止ニ之由閭巷謠歌

○法皇やかて院宣をそ下されける

同十一月十二日或秘記云入夜光長參上有ニ申事等ニ義經行家等可レ奉レ召之由被レ下ニ院宣ニ云々其狀云

被ニ院宣ニ併源義經同行家巧ニ反逆ニ赴ニ西海ニ之間去六日於ニ大物濱ニ忽逢ニ逆風ニ云々漂沒之由雖レ有ニ風聞ニ亡命之條非レ無ニ狐疑ニ早仰ニ有勢武勇之輩ニ尋ヲ捜山林川澤之間ニ不日可レ令レ召ヲ還（進イ）其身ニ當國之中至ニ于國領ニ者任ニ此狀ニ令ニ遵行ニ於ニ庄園ニ者觸ニ本所ニ致ニ沙汰ニ事是嚴密也曾勿ニ懈緩ニ者院宣如レ此悉レ之謹狀

十一月十二日　大宰權帥經房奉

和泉守殿

件札遣ニ和泉守行輔許一狀也被レ下ニ諸國一御教書皆如レ此云々件兩將昨日ハ蒙下可レ討ニ賴朝一之宣旨上今日ハ又預ニ此院宣一世間之轉變朝務輕忽以レ之可レ察可ニ彈指一云々

吉田大納言のさた

○日本國のそうついふし

補百練抄八月廿八日條下云源二位依レ申請可レ令レ補ニ諸國守護一之由被レ下ニ院宣一云々又東鑑文治二年七月七日條下云諸國地頭職事平家沒官領並梟徒隱住所處之外於ニ權門家領一者一一停止之由所レ被レ申ニ京都一也○上世ハ諸國ニ軍團ヲ置テ國司ヲシテ兵權ヲ統シム事アルトキハ調發シ事ナキトキハ農事ニ服セシム中世軍團ノ法廢レテ行ハレズ權豪ノ宗族等兼併ノ田園ヲ以テ鄉保ニ跨居ス兵事アルトキハ國衙ノ號令ニ服ス功アル者ハ位ヲ賜ヒ官ヲ授ク大ナルハ高家ト云ヒ小ナルハ黨ト稱ス又國司ヲ以テ兵ヲ領スル者ハ押領使總追補使等是ナリ京都ヨリ別ニ差遣セラルヽ者ハ檢非違使追討使是ナリ粮食ヲ徵スニ定制ナシ故ニ甚シキ時ハ掠奪ニ至ル賴朝平家ノ沒官領及ヒ兵燹ノ諸國ニ守護ヲ置キ地頭ヲ命ジテ兵事ヲ領セシム田一段コトニ粮米五升ヲ收メテ軍食トス國衙ハ吏務ヲ掌トルノミ

○むりやうき經云々

補十切德品云譬如健人爲王除怨々既滅王大歡喜賞賜半國之卦云々

○よし田の大納言

補經房神樂岡ニ山莊アリ傳ヘテ定房ニ到ル吉田ノ內府ト稱ス

○三事のけんよう

補職原抄云自ニ廷尉佐一補ニ藏人一兼ニ辨官一此爲ニ至極之朝獎一所レ謂三事兼帶頗選中之選也云々○公卿補任ヲ考ルニ安元三年補藏人頭養和元年參議元曆元年權中納言建久九年權大納言ニ任ス是時權中納言ナリ

六代の事

文治元年十二月十七日東鑑云小松內府息丹後侍從忠房後藤兵衛尉基淸預レ之亦北條殿任ニ關東仰一屋

嶋前内府息童二人越前三位通盛卿息一人被ニ搜出一之於ニ遍照寺奥大覺寺北菖蒲澤ニ房ニ權亮三位中將惟盛卿嫡男ニ字六代令乘輿被レ向ニ野地一之所神護寺文覺上人稱レ有ニ師弟昵一申ニ請北條殿一云須レ啓ニ子細。於鎌倉一待ニ其左右一之程可レ被ニ宥置一云々前土佐守宗實小松内府息 左府猶子也是又被レ申ニ二品一暫可ニ免許一之由被ニ仰遣一依レ之兩人者被レ閣レ之於ニ屋島内府息等ニ者梟首云々

同廿四日記云文覺上人弟子某爲ニ上人飛脚一參申云故維盛卿嫡男六代公者爲ニ門弟一之處已欲レ被ニ梟罪一彼黨類悉被ニ追討一畢如レ此少生者縱雖レ被ニ赦置一有ニ何事一哉就レ中祖父内府於ニ遺邊一被レ盡ニ芳心一且募ニ彼功一且被レ優ニ文學一可ニ預給一歟云々彼者爲ニ平將軍正統一也雖ニ少年一爭無ニ成人之期一哉尤難レ測ニ其心一但上人申狀又以非レ可ニ默止一進退谷之由被レ仰云々使者僧懇望及ニ再三一之間暫可レ奉レ預ニ上人一之旨被レ遣ニ御書於北條殿一

○六代御せんとて云々

補正盛ヨリ六代ニ當ルヲ以テ童名トスルカ實ハ六代ナリ僕從ノ輩ハ貴テ御前ト稱ス

○へんせうしのをく云々

補拾芥抄遍照寺廣澤僧正造地云々菖蒲谷ハ大覺寺ノ奥ニアリ

○はせのくわんおん

補今昔物語ヲ按ルニ德道上人神龜四年ノ所創本尊十一面觀音

○ふたへおり物のひたゝれ

補小松内府ノ孫ナル故ニ二重織物ヲ用フルナリ直垂ニテハアルマシ半尻若シクハ水干ヲ着セルナルベシ

○たかし山

補遠江國和歌ノ名所ナリ夫木集

ふしのねは爰をかきりの名殘にて高師の山に歸りみるかな

又濱名橋本ヲ讀合タリ今ノ潮見坂ノ邊ナルベキカ

○千本の松原

補駿河國ノ名所ナリ鴨長明海道ノ記ニ出タリ

六代きられの事

○文治五年の春の比云々

補東鑑建久五年四月條下云故小松内府孫子（維盛卿男）六代禪師自ニ京都一參向所ㇾ帶ニ高雄上人文覺書狀一也偏依ニ恩化繼命一之間於ニ關東一更不ニ存巨一惡剏且於ㇾ遂出家遁世一哉之由屬ニ因幡前司廣元一申ㇾ之云々系圖云法名妙覺

○そのころ主上は云々

補帝王正統錄ヲ按ルニ後鳥羽院第二ノ皇子須徳院也卿ノ局脩明門院ヲ云ナルベシ諸記三位ノ局ニ作ル

○こわうけんかくを云々

補前漢書馬廖傳ニ出タリ

○建久十年正月十三日頼朝の卿年五十三にてうせ給ひしかは文覺やかてむほんをこされけるか云々

建久十年二月十五日明月記云巷說公卿七人可ㇾ滅亡ニ不ㇾ知ニ誰人一文覺上人（年來依ニ前大將軍歸依一其威光充ニ滿天下一諸人追從僧也）夜前搦非違使可ニ守護一之由被ニ宣下一云々別當相ニ具官人一參院夜半許廷尉三人承ㇾ之云々○三月十三日記云文覺上人夜前流罪定了○同廿二日記云被關東金吾三人不ニ請取一自ㇾ路追上左右可ㇾ隨ニ勅定一申ㇾ之或云斬罪

補百練抄正治元年正月十三日前右大將頼朝卿薨（年五十三）依ニ所勞一去十一日出家

○おきの國へそなかされける

補百練抄同年三月十九日文覺上人配ニ流佐渡國一

○三位のせんしきられてのち云々

補盛衰記東鑑トモニ六代斬ニ遭ノ事ミヘス

○平家物語灌頂卷

補按ニ華嚴經等ニ轉輪王四大海水ヲ汲テ頂ニ灌ク事アリ釋徒此ニ依テ宗學の秘要ヲ授受スルヲ灌頂ト稱ス女院ノ剃染シテ世ヲ遁レ上皇ニ對シテ六道ヲ談シ崩殂ノ時作佛ノ祥アルヲ以テ此物語ノ肝要トス故ニ灌頂ト名クルナルベシ

女院御志ゆつけの事

○さうはみちとをし云々

補橘直幹ノ詩ニ蒼波路遠雲千里白霧山深鳥一聲トアリ此兩句ニ依テ西海東山ノ字ヲ加テ作レル詞ナルベシ

○文治五年五月一日の日御くしおろさせ給ひけり

文治元年五月一日東鑑云今日建禮門院令ニ落飾一御云々

○御かいの師には云々

補吉記ニ戒師大原本城房云々今ニ御衣ノ幡長樂寺ニアリ然トモ直衣ニアラス黄櫨染ノ御袍ナリ

○女院は十五にて云々

補百練抄承安元年十二月二日入道太政大臣女爲ニ上皇御猶子一參入今日被レ定ニ入内事一公卿補任云承安二年二月十日女御從三位平徳子爲ニ中宮一

○郭公花たちはなの云々

補此歌新古今夏部ニ見ヘタリ

○七世のまこに云々

補普王質カ故事述異記ニ出タリ

小原へのみゆきようの事

○あれたる御所も云々

補長門本ノ物語ニ野川御所ト云ヘルナルヘシ○小原トハ誤レリ大原ナリ山城國愛宕乙訓ノ二郡ニ大原山アリ何レモ名所ナリ新勅撰大原はひらの高ねの近けれは雪ふる程を思ひこそやれ

○たれはくゝみたてまつる云々

補東鑑文治三年二月二品以ニ沒官領内二ケ所ニ可レ被レ避ニ于建禮門院一之由有ニ其沙汰一是攝津國眞井島屋兩莊也元者八條前内府知行云々按ニ女院出家ノ後チ頼朝兩莊ヲ奉シテ供御料トス親戚ノ眷顧ヲ受ルニアラズサレドモ供御料ノ議ニ及バサルノ間親戚ヨリシテ窮困ヲ援ルモノカ

○文治元年長月のすゑにかのしやつ光ゐんへ入らせおはします

補寂光院ハ草生村ニアリ誰ガ開創ト云コトヲシラス

○山里はものゝさびしき云々

補古今集山里は物のさびしき事こそあれ世のうきよりはすみよかりけり

○七ちうほうしゆ八くとくすい

補阿彌陀經ニ出タリ

おはら御かうの事

○法皇は文治二年の

補玉葉等無所見

○かのきよはらのふかやふか云々
補系圖房則ガ子ト云々
○ふたらく寺
補給芥抄云補陀洛寺千手本願延昌僧正淸原深養父建立
○をのゝくはうだいこうくうの云々
補太后諱胤子宇多帝女御醍醐帝ノ母后ナリ中納言藤原高藤ノ女諸陵式太后陵下ニ宇治郡ヲ注ス今マ上皇ノ經歷セル小野ハ愛宕郡ナリ物語ニ名ノ同シキヲ以テ誤レルナルベシ（編者曰此條考證誤レリ理由此編ノ終ニ記載ス）
○いらかやふれては
補未考得
○いけ水にみきはの云々
補此歌千載集春部ニ見ヘタリ
○しのふまし里のわすれ草
補藻鹽草ニ大和物語ヲ引テ忍草忘草ヲ一物トシ又二物トス一決セリ
○瓢簞しば〳〵むなし草顏淵か巷にしけし云々
直講中文曰瓢簞屢空草滋顏淵之巷藜藋深鎖雨濕原憲之樞

右京太夫家集曰女院大原におはしますとはがりきゝまいらすれどさるべき人にしられてはまいるべきやうもなかりしをふかき心をしるべにてわりなくたつねまいるにやう〳〵ちかつくまゝに山道のけしきよりまつ涙はさきたちていふかたなきに御いほりのさま御すまゐことからすべてめもみあけられずむかしの御ありさまみまいらせさらんだに大かたの事から如何かこともなのめならんましてゆめうつゝともいふかたなし秋ふかき山をろしちかきこすへにひゞきあひてかけひの水のおとづれしかのこゑむしのねいづくもの事なれとためしなきかなしさなりみやこぞはるかのにしきをたちかさねて候し人々六十よ人ありしかと見わするゝさまにおとろへたる墨染のすかたしてわづかに三四人はかりそさふらはるゝその人々にもさてもやとばかりそわれも人もいひ出たりしむせふ涙におもほれてすべて事もつゝけられず
いまやゆめむかしやゆめとまよはれていかにおもへどうつゝとそなき

あをゝ見しむかしの雲の上の月かゝるみ山のかげぞかなしき

花の匂月の光りにたとへても一かたにはあかさりし御おもかげあらぬかとのみたとらるゝにかゝる御事を見たてまつりながらなにの思かいてなき都へとてさればなにゆへかへるならんとうとましう心うし

○ゐんくわきやには云々

補欲知過去因見其現在果云々此文因果錄ニ出タリ

○かやしやう

補伽耶城名義集此云山城

○あはのないし

補系圖ヲ按ニ信西ガ女子阿波内侍ト稱スルナシ又盛衰記ニ信西ガ孫辨入道貞憲ガ娘トアリ是モ同ジク系圖ニ所見ナシ

○五しきのいとを

補四分律行事抄瞻病送終篇ニ詳ナリ

○せんたうくはしやう

補善導續高僧ニ出タリ

○九てうの御書

補善導所述ノ五部九卷ヲ云カ

○しやうみやうこし

補維摩經ニ出タリ

○大江のさたもと

補參議齊光子三河守法名寂昭

六たうのさたの事

○ひさうの八まんこう云々

補三界義等ノ書ニ詳ナリ

○よつかいの六天

補同上

○色〳〵の衣かへ

補四月十月ノ朔ヲ云年中行事抄ニ詳ナリ

○佛みやう

補十二月十九日ヨリ三日ナリ年中行事抄ニ詳ナリ

○なんてんの櫻

補左近陣ノ櫻ヲ云

○いつみをむすむで云々

補禁秘御抄云近日東庭潺湲任贄流上古或風流樣々也云々

○ゐこくのけんさう三さうは云々

補玄奘三藏續高僧傳ニ出タリ

○わかてうのにちさう上人は云々

補日藏元亨釋書ニ傳ヲ載タリ

女院御わう志やうの事

○りうによがしやうかく

補法華經提婆品ニ出タリ

○いだいけふにん

補觀無量壽經ニ出タリ名義集韋提希此云思惟○故黃門定基卿ノ物語ニ大原寂光院女院御庵室ノ後山ニ叢祠アリ村氓相傳ヘテ靈劍ヲ藏メシ祠ナリト云樵牧ノ從甚タ怕テ近ツク事ヲ得ズ若シ汚穢ノ徒誤テ側近ニ到ルトキハ必ズ祟リアリトス恐ラクハ女院寶劍ヲ提ヘ來テ是ノ所ニ鎮藏セル者カ

○小野皇太后　後冷泉天皇中宮皇太后准三宮小野皇后ト號ス關白藤原敎通ノ女御名歡子ナリ舊迹ハ此后御閑居アリシトコロナドヲ指セルニヤ又ハ御陵墓ニヤ小野皇后ヲ考證シ宇多帝女胤子ノ御事トナセルハ誤ナリ

平家物語考證卷之十二終

平義器談

全

國學院大學出版部印

平義器談序

いかなる人のしわざにや有けむ平家物語義經記の中より武器の名とも少しばかりかゝげ出して書集たる草紙あり是を多賀常政のぬしより求め獲たる時しも睦月の末つかた巡るも永き春の日のつれ〳〵なる慰に彼武具の事ひとつ〳〵考へて其よしを記しぬ我もとより愚にて才みじかく物しらねば辨へ得ざる多し又誤りも少からじ是人に示さん爲に書しにもあらず唯筥の底に藏置て蠹といふ虫の喰物になさんとおもふのみされども平義器談と題號を書てあなもの〳〵しと獨ごちて打ゑみぬ此草紙にかゝげし外にも彼ふたつの書に武具の名ともおほく見えたればそれをもこゝにつけて補ひ增ばやとは思へどもものくさてさてやみぬ

明和八辛卯年正月　　伊勢平藏貞丈識

平義器談上　平家物語

鎧之部

小櫻を黄にかへしたる鎧の事

小さくらと云は染革の名なり藍にて染て小き櫻の花形をいくらも並て白く染出したる革なり此革を細く裁て威したるを小櫻革威と云なり東鑑にも小櫻革威とあり小櫻革威と云ては長きゆゑ革の字略して小櫻威とも云なり盛衰記抔にも小櫻おどしといへり糸威に小櫻おどしといふ名はなきことなり（近世の說に糸威とするは妄說なり）小櫻おどしのさま飛彈守惟久が畫し奥州後三年合戰の繪卷物に見えたり白石先生の京都にて見し古鎧の威毛を寫せし繪圖にも見えたり此小櫻革を黄に返したる革にて威したる鎧を云なり此小櫻革を黄に染返せば藍の所は萌黄になり白き櫻の形は黄色になるなり小櫻を黄に返したる鎧のさまも後三年合戰の繪白石の威毛の繪圖にも見えたり是又糸威にはなき事なり近世威毛の說に革威綾威練貫威の差別をも知らずして是も糸おどしの事に云妄說有證據もなき事なり

凡古代の鎧の威毛の名は糸威ならば唯糸の色ばかり革おどしならば只革の色ばかりをもつて何威と名を付たる物なり古代の鎧の札は皆わりこざねなり札の色は皆黑漆なり古鎧を見て思ひ合すべし又飛驒守土佐粟田口などが畫きし古書を見るに其彩色外の物には金銀泥を以ていろどれども鎧の札をば皆黑く書たり黑札は古代の常式なり金銀朱札などは適百一ッの事なりされば古代の威毛は何おとしにても札は黑き割小札なり札の形と札と色は威毛にかゝはらぬ事なり近世の威毛說は札の形と糸の色と此三品を取合て何おどしといふ說あり甚まぎらはしくして覺えられもせぬにや又其說の如くなる威毛の鎧は古書などにも曾て見ず又威毛の名も古書にも見へざる新名多し又近世の說に此何威の鎧はいにしへ何天皇何將軍何といふ鎧師の威させて何方の合戰に着し給ひしよりはしまるなどゝいふ說もあり又四姓のおとし毛とて源平藤橘の鎧の色を藤原良房公定め給ひしなどいへる說も有是等の諸說皆妄說なり國史實錄等にもかつて見ざる事なり或は師說と稱し秘傳と號するといへども證據なき古記實錄に見えざる事は唯其一家の師

説と云ものにて天下の公説にはあらざるべし文盲短才の門弟子は尊信すべけれども文明廣才の君子は腹をかゝへて大笑ひすべし耻しき事なり近世は鎧師の家にも故實たえて前に記したる類の妄説を書あつめて我家に傳來の細説古實に如レ此と書て人を欺く輩もあるにや鎧のみにも限らず武具の故實近世は妄説多しとぞ妄説の中にもいつしか云傳へし新敷妄説ありいつしか言傳へし淺はかにてたやすく見えやすからんがあたらしきは少したくみにして人をまとはし易し心得べきなり

黒皮おとしの大あらめに金ませたる
鎧の事

黒皮は黒革也皮革韋(ヒカクキ)の三字各異なれとも俗には差別なくこれを用ゆ 黒皮威は黒き染革を細く裁ておとしたるを云なり大あらめといふは札を細かにわらずして札頭を大きくするなり參考保元物語京師本杉原本等にかなまぜの鎧とあり又は平家物語に黒革威の大荒目(アラメ)金(マカネ)まぜたる鎧と見えたり此類ひなり凡大あらめと名づくる事は革二三枚もかさね鐵などをまじへて札甚厚くなりて常の鎧のごとく毛引には威されぬゆゑ綴(トヂ)革をふとくしてあらくとづるゆゑ大あらめとはいへるなるべしめとは間(マ)なりめとまと五音相通にて大荒間といふ事なり義經記(キケイキ)に黒革を二寸に切て一寸はたゝみておとしたる鎧とあるも大あらめの事をいへるなり其綴革のふときを是にて知るへしつら／＼數篇の古記を見るに大あらめの鎧は甚重きゆゑ常の人の着る物にあらずしてすくれて力量つよき猛士の着する鎧なるにや古記によみて思ひ合すべし

品川おどし鎧の事

品川とも書品革四名革此奈革などゝも書これ皆假字なり本字は齒朶(シダ)革(カハ)也藍革に齒朶といふ草の葉をふたつ両方より撓めて形を圓くしたる紋を白く染出したる革なり彼紋をいくらも並べて染るなりされはした革なれどもしたかはと云憎き故しな革と云習せりたとなは五音相通なり たとな五音相通すにあらす横道の訛なり 此品革を細く裁て威すを品川威と云なり盛衰記に此奈革に紋にしだをそめ付たりけると有 一本に此奈の字を一ツに見誤たる歟紫革と寫したり誤なり 齒朶と云草 本名鳳凰草一名裏白 正月の祝に用る物なり品川威の繪は白石の古鎧の圖にも見えたり又四名革支那革品川の字に就て妄説多し取に足らず

赤皮おどしの事

赤皮は赤革也(皮革章俗に通用)赤皮威は茜革(アカネクサ)にて染たる革にて威たる鎧なり是を赤威とも云なり赤威の名東鑑盛衰記等に見へたり或は赤威肩白の鎧又赤糸威抔の赤にも皆草染なり茜をあかねと云心は赤根なり根を煎して赤染にするなり威毛の名に赤といふは總してあかねの略語なり

からあやおどしの事

綾に唐の綾有倭の綾あり唐の綾にて威たるなり盛衰記にもえぎの唐綾を疊で坐紅(ヘツコ)に威したる鎧と有綾は薄き物なる故革程の厚さに疊て威すなり近世の說に唐綾威を糸威の事に云亦說有

あかおとしの鎧の事

赤革威の略語なり既に赤革威の條にしるす

あらひ革の鎧の事

薄紅に染たる革にて威したる鎧なり薄紅の革を洗革と云事は緋の革を洗ひ禿(ハゲ)したる心なり參考保元物語京師本杉原本半井本等に義朝が幼少の子供がころされし時兵とも袖をぬらす中にも波多野十郎が赤革威(京師本には緋威)の鎧の袖洗革にや成ぬらむといふ見えたり(印板の平治物語には此事なし)これ涙にて赤革威緋威の革洗はれて色うすくなりてあらひ革になりぬへしといふ心なり近世の說に洗革と云は革のこはらぬ藥を水に入て洗たる革なりといふ妄說あり

からかはの鎧の事

是は平家重代の鎧なりはじの匂ひに白く黄なる蝶を裾金物に打て糸威にはあらて革威なり裏をかへして見れば札の間々に虎の毛虎の革にて威したる故に唐革といふ盛衰記見えたり又平治物語にもはじ匂ひの鎧蝶の裾金物打たるよし見えたり

腹卷之部

黒糸威の腹卷に白金物打たるに胸板せめ黒糸威の腹卷二領かさねたる事

黒糸おとしは黒き糸威なり白金物は凡白といへるは銀をいふ眞銀もあり又燒付たるも有裾金物胸金物等銀にてしたるなり古書には皆銀の事を白といふなりしろかねと云事なり古物太刀刀の飾りも鎧の金物も大體金銀燒付なり眞の金銀にては重きゆえなり胸板せめとはわだかみと胸板とを取合て相引の緒をしめ

たるいふなり

甲之部

高津の打たる甲の事

高つのは牛ノ角の如くなる角をなかくして甲の前立物にするを云角の先高くする故高角といふ鷹角と書は悪し甲に高角鍬形を打事唯かさりのみにあらす利用ある事なるべし愚其利用の考あれどもいまだ證據とすべき古書の文を見ざる故しばらくさし置て妄に記す

ぼうし甲の

帽子冑なり盛衰記太平記等にも見えたり詳かならず飛彈守惟久が後三年合戰繪土佐光信が一谷合戰繪などに冑の體丸く打延なるやうに見えて星も筋もなきに鏁にてしころを作りたる冑を着たる體見えたり其しころ和らかにて帽子のごとくなれば此物かならず帽子冑といひしにや又今世鎖頭巾といふものなるべし太平記に畑六郎左衛門尉時能帽子冑に鎖着てと見えたり是鏁頭巾をかぶり鏁帷子を着て上下一對に出立なるべし

五枚冑の事

しころの五枚あるをいふなり

太刀之部

衛府の太刀の事

左右近衛府左右兵衛府左右衛府是は衛府と云役所の事あり其衛府は皆武官なる故其官人皆太刀を帯するなり其太刀を衛府の太刀と云又野劒とも平鞘の太刀とも毛拔形の太刀革緒の太刀ともいふなり其繪圖は裝束圖式に見えたり衛府をゑふといはずしてゑうと引ていふ習なり太刀をゑうといふ音はやうといふにちかし近世の人ゑうの太刀を陽の太刀と心得て糸卷の太刀を陰の太刀といひ習はせり故實なき事なり

古は糸卷の太刀といひしをさや卷の太刀と云は非なり太刀にさや卷といふ事はなし鞘卷は腰刀とて鍔もなきみしかき刀なり壺井義知は公家の有職のものなりしが裝束要領抄に糸卷の太刀の事を鞘卷の太刀と記せりいかに故あるかさだかならぬ事にや

ながふくりんの太刀の事

長覆輪長伏輪長幅輪などゝ書なり東鑑保元平治物語盛衰記などにも見えたり鞘の芝引股寄の金物を石突まてつゝけて峯のかたより刃のかたまておし通し長くつゞけたるをいふなり鶴岡八幡所藏の兵庫鏁の長覆輪の太刀あり

あじろの太刀の事并弦袋つくる事

あじろの太刀とは寫し誤りなり平家物語にはあじろの太刀とあり其製詳かならずおもふに太刀の總躰の金物皆金又は赤銅にして二ッの足ばかりを銀にて作りたるを云なるべし前にもいふごとく白とはしろかねをいふなりあしとは帶取を通す所の金物を云なり弦袋は今の弦巻といふ物の事なり今は水口細工の葛を菅にて組たる物多しいにしへは革にて作りたるを用ひしと見えたり盛衰記長谷部信連が詞に內侍所の御貌を學びて弦袋を給りて左右の兵衛府赤皮左右の衛門の府藍皮これをもつて知へしあるひは古も葛にて組て用しなり弦袋の形今の物と形少し替りたり太刀に弦袋付し躰は土佐光長が年中行事の繪飛彈守惟久が後三年合戰繪等に見えたり弦袋の緒に帶取を通して太刀の足間にさげたる躰なり又前の緒に弦袋を造り付にして帶たる躰も見えたり近世の人弦袋は即弦巻なる事を知らずして金襴錦純子などの類にて小兒の守袋のやうなる袋を縫造りて弦袋とてもてはやすはをかしき事なり布帛綾錦にてぬひたる物ばかりを袋といふにあらず類聚雜要抄に尺袋と云ものあり是は物さしを入る箱なり又常にもやり戸を入置所を戸袋といひ物をさめ置棚を袋棚といふ此類にて袋の名稱を考ふへし

幸麿云ふくろを府藏にやあらん歟らとろと通音なれはらをろといふにや

直方云幸麿の說あやまれり

刀之部

ひじり柄の刀の事

此刀の名盛衰記にも見へたり其製詳ならす或人の說にひじりとは僧を云刀の柄に鮫皮をかけさるを聖柄の刀と云僧は魚類を用ひさる心なりといへり此說道道は能聞えたれとも證據もなき說なれば用ひかたし凡刀といふは今時大小とて腰さしにそへてさす刀の事にはあらす今の刀といふ物は古は打刀ともいひし

ものなり鐔刀の名は三光院内府記宗五記に見えたりまた東鑑盛衰記太平記等にも打刀見えたり古代刀とはかりいひしものは鞘巻ともさうまき腰刀とも腰のものともいひし物なり みな名の辭あれ共これを略す 其長さ甚みしかき物なり刃六七寸より八九寸迄なり木曾の巴か内田三郎家吉が首を取し腰刀は七寸五分と盛衰記に見へたり柄巻かすはなし目貫なり鮫かけたるもあり唐木にて柄鞘をして備金入たるも有軍中には人の好みにより手だまりのためにに柄を巻事も鐔をはいれす鞘尻は丸くせす方に切る折かね栗形あり小刀かうかいをさし長きさけ緒を自ら鞘尻にいぬまねを付るも有付さるも有古記に載する所悉く記すに遑あらす古の武士常に此腰刀を帶す今の世脇さし差かことし太刀打刀なとは常には供の者に持するなり室町殿の時代まて大小をさすといふ事なし其時代の風俗猿樂の家に殘りて猿樂か大名のまねをするに狂言師腰刀をさし太刀打刀なとは供の者に持せて出るなり舊記に刀と記したるを見て今の世の大小の事とおもひては文義違ふへし

矢之部

鷹羽のまと矢の事

矢の羽に鷹といふは鷲の羽なりこの羽にてはきたる的矢をいふなり

ほろの風切たる矢の事

是は落字あり平家物語にはほろの風切はいたる矢とありこれは何鳥の羽ともなけれは眞羽の事なるべし鳥の両翼の下に連りたる羽をほろといふ其羽の中に風切と云羽あり此風切の羽にてはきたる矢をいふ

直垂の部

むくらん地の直垂の事

むくらん地とやいふなりむとも五音相通なり僧尼令義解謂二木蘭地黄橡一也と有胡曹抄にも叉おなし黄赤にして少黒みを兼たる色なり平家物語に土肥次郎實平はむくらん地の直垂に小具足計してとあるを是れは直垂とはかりあれども鎧直垂なり鎧直垂といへばとて異やうの物にあらず常の直垂は裁縫替る事なし但袖一幅を半にして袴と足のくろぶしの上にある程

に短く切て袖にも襴にもくゝり緒あり常の直垂のきくとぢは緒を結びてとぢつくるなり鎧直垂にはきくとぢにふさをおしひらめ菊の花のごとくにしてつくるゑりにも袖にも袴にもきくとぢ有菊とちしけくもあらきも有菊とちなきも有盛衰記に巴は袴を出ける時は紺村紅に千鳥の鎧直垂を着したりけるか闘寺合戰には紫隔子織付たる直垂に菊とちしげくして萠黄おとしの腹巻に袖つけてとあり又鎧直垂に四のくゝりといふ事あり鎌田草紙なとに見えたり是兩袖袴の兩袖の括りを云なり大塔宮湯川庄司に給りしもの義輝將軍の毛利元就に給りしもの其子孫に傳へて今も世にあり

長絹の鎧直垂の事

長絹はもと絹の名なり惠命院僧正宣守の記し給ひし海人の藻芥といふ書に凡絹有二四種一謂二長絹平絹細絹鹿絹一是也とあり東鑑にも長絹幾疋といふ事所々に見えたり今の世にはこれなき絹なり其長絹といふ絹にて縫しを長けんの直垂といひしなるべし直垂のみにもかきらず長絹の狩衣古今著聞集に見え長絹の衣（僧衣なり）太平記に見え長絹の袈裟平家物語に見えたり

しかれは絹の名なる事を知るべし扨長絹の直垂も常の直垂に裁縫替る事なし扨きくとちに總を付るなり西三條裝束抄に元服以前これを用ゆ菊とちとて黑き總あり地は絲にても紗にても色は白しと後には長絹たえて紗などをもる事になりしなるべし元服巳前とは常に童形の着する事をいふ色は白しとあれども軍中には成人の輩隨分着て色も何色をも用るなり後三年合戰繪の中武者老者ともに皆鎧の下又は鎧ぬきたる形様々の色の長絹の直垂着たる躰を畫たり總の色大かた紫なり總二ッづゝ付たる胸紐もあり

かちのひたゝれの事

かちはかち色なりかちん色ともいふ藍を濃く染て黑く成たるを云なりいにしへ播磨國餝磨の里にて布をかち色に染て貢しなり是をしかまのかちとはいふなり夫木抄の歌に信實朝臣

播磨なるしかまにつくるあゐはたけ
いつあなかちのこそめをかみむ

又同し抄に中務親王のみこ

しかまなる市女かもてるかち布の
色ふかくのみ人を戀つゝ

又かち色を勝の義にとりなして軍中に用ひて祝とする事あり勝色(カチイロ)ともいふ盛衰記に明恭しかまのしかちの鎧直垂に紺の頭巾と有總してかちの直垂と諸書に見えたるはかち布の直垂なり

魚りやうのひたゝれの事

魚綾魚陵魚龍などゝ古記に見えたり胡曹抄に魚綾と名を書と註に山鳩色とあり此御説の如くなれば魚陵は染色の名と聞ゆれ共恐らくはたかへるにや平治物語に練色の魚綾のひたゝれとあり練色とは白くしてすこし薄く黄ばみたる色なり練色といひて次に魚陵とあるを見れば魚陵は織文の名なるべし増鏡(マスカガミ)文永四年からあや魚陵などにて二階つくられて又同五年魚綾の山吹のかりぎぬあをき魚陵の袴と有盛衰記にもねり色の魚りやうの直垂とあり又同書に薄襖(アフ)の生絹魚陵の直垂とあり薄襖(ウスアフ)は薄青なり（諸の装束抄に青の字のかはりに襖の字を用ひたることあり襖は装束の名なり色の字に用るは誤なり）これはその色をいふ生絹はすゞしにて其地を練らざる事をいふ扨次に魚りやうといひたるをみればこれまた魚陵は織文の事にて色の事にはあらず又鎌倉年中行事に魚龍貫白薄色の練貫と有貫白薄色とゝに織物なり此二色の先に魚龍といひたるは是また織物なるゆへなるべしこれらを合せ考るに色のことにはあらず織文の事と思はるゝなり壷井義知か説に魚陵は御料(キヤウリヤウ)なり　天子着御の御料と云ことなるべしといへり是胡曹抄の山鳩色といふ御説によりて文字をかきかへて説をつくりたるならんか用ひかたかるべし或説に魚陵は魚浪なり浪に魚の形を織たる物なるべしといへ共證據もなき推量の説なれば用ひがたし扨魚陵はいかやうの織物ぞと云に詳かならず知ざるをしらざるとするにしかし

鞍之部

かしはきにみろく打たる金覆輪の鞍の事

みろくとは寫し誤なり平家物語にはみゝつくとあり又平治物語にもかしは木にみゝつくすりたる鞍見えたり柏木にみゝつくのとまりたる形を鞍の文に付たるなり打たるといふは鞍の文を金銀にて造りて鞍に打付るを云是を打物と云なり東鑑（文治五年六月六日の條）御馬葦毛白鞍村金獅子丸打物と有金覆輪とは鞍の山形の端に金の細き薄金をふせたるなり

いかけ地の鞍の事

いかけは今に云いつかけといふものなり沃懸(ヨクケン)と書なりいかけ地は鞍のみに限らず太刀の鞘又は手筥文匣(ブンコ)硯箱などの類もいかけ地にする也何にても其器を一面に金粉をひまなく沃ぎ懸るをいかけ地と云なり其いかけ地のうへに色々の蒔繪をする也沃懸と書てそゝぎかゝると讀む古の言葉にはそゝぎかくる事をいかくるといひしにや源氏物語にまきはしらのまき火とりをさへさといかけとありまた清少納言枕草紙にしろき水いかけさせよともいはぬにとも有右何れもそゝぎかゝることをいかけといへりいかけ地といふは金粉をひまなくそゝぎかくるゆゑいかけ地といふなり夫木抄の歌仲正

おもしろや風のまきゑにふりかれて
庭にひまなき花のいかけ地

幸鷹云いかけは振懸ならんふりの反ひなればひかけならんをひといと横道の訛りしていかけと誤りつらん熟よく〳〵考ふべし

かゞみくらの事

鞍の前後の外に金にでも銀にても赤銅にても薄きのべ金をはりて山形の端に覆輪をかけたるを鏡鞍と云なり武州金澤稱名寺に藏めし諸鞍日記と云書に御幸(ミユキ)鞍(クラ)の事移しの形にて赤銅を外に打て掛て覆輪を掛たり此金に各が紋を打て付たり(中略)鏡鞍とも云とあり鏡といふ事鞍のみにも限らず鏡鐙鏡轡手鏡轡と云物あり錺抄其外古記に見えたり近世常の鞍に鏡轡手を付てこれ鏡鞍なりといふ人あり甚誤れるにや鏡くらといふもの別にあり右に記したるが如し

箙之部

えびらのほうたての事

ほうたてといふは箙の下の箱の所の事を云方立(ホウダテ)とも鋒立(ホウダテ)とも書なり平家物語に箙のほうたて打たゝきときをとつとそつくりけるといふも箱の所を打たゝきて音を發するなり又同物語に箙のほうたてより小硯にたふ紙とり出しとあるも箙の箱の所のうしろに押はさみたる小硯疊紙を取出したるなり

近世製作の箙に引出しの箱を仕込て硯を入るもありまた梅干を入て箙の梅とは此事なりなといふ妄說有箙に引出しの箱を仕込事なし武田信豐が箙の傳に引出しの箱あり古製とは異なり

平義器談卷之上終

平義器談下 義經記

鎧之部

嫡孫　平　貞　春　訂

黒革威の鎧の事 前にしるす

紫すそこの鎧の事

紫の色を裾の方ほと濃する故の名なり袖草摺を四に分て上を白く二段は至極薄き紫にして次をは中の薄紫にして下をは常の本紫におとすなり糸威なり古書にも多く見えたり或説に上を中の薄紫次を常の本紫下をは紺色におとす紫裾紺といふといへり用ゆるにたらず妄說なり

ふしなはめの鎧の事

ふしの文字し文字を濁りていふは非なりすみて云へしふし繩目とは染革の名なり其革紺うす青白の三色を三重にならべて九折(ツヾラヲリ)の形を一面に染たる物なり右三色を幕の手繩の色に比して繩をふせたることくなるゆゑ伏繩目(フシナワメ)といふ又繩目の色革とも云往古坂東より出たると見えたり盛衰記に新大納言成親法皇(白河院)の御前にてたはふれてや、いかに親信(防門中納言于時兵衛佐)○(左京大夫信輔朝臣子異名號坂東太郎)坂東には何事か有と申されたりけるに兵衛佐とりあとへす繩目の色革こそ多く候へと答たりけれは大納言顏の氣色すこし替りて物を宣ざりけり此大納言は平治の亂逆の時信賴に同心して六波羅へ召れしに烏摺り直垂着て高手小手に縛られて恥をさらしたりし事をおもひ出て繩目にそへて申たり云々伏繩目の鎧のさま後三年合戰の繪又白石の古鎧威毛の繪圖にも見えたり近世糸威の事にいふ妄說あり

ひやうし鎧の事

詳ならす義經記に草摺のしどろなるひやうし鎧の札(サネ)よきにとあり是擧たる詞にて威毛なとの事にあらす是は辨慶が馬にのりて土佐坊を召にゆく時の有樣をいへるなり草摺のしどろなるといふによりて見れば馬の歩むにつれてひやうしよく草摺の鳴音あるをいへるにや古の鎧は草摺の裏より革をも布をもあてねば馬のあゆむにつれて草摺をどりて音あるべし

もよぎおとしの鎧の事

萠黃糸威なり糸の字を略していひたるなり萠黃糸の鎧とも云なり赤革威を赤威と云例に同じ

きしら地の鎧の事

白革に紋を黄に染出したる革をもつて威したる鎧を云なりきしら地は染革の名なり藍白地といふに推しるべし此威毛も古書にも見えたり

ひおとしの鎧の事

緋に染たる革にて威たるを云なり續世繼物語に匡衡かやうはものゝふのあけのかはしてひおとしとかはしたるきてと見えたり緋威火威と書なり日威と書たる例なし又緋の糸にて染たるをば糸の字をそへて糸緋威といふなり糸の字をそへて云ば革の緋威にまぎれぬためなり又ひをとしと赤威の差別は緋は紅花にて染る赤は茜根にて染る緋は花やかにて火のもへ出る如くなる故に火威とも書なり赤はすこし黒み有樣にて萌出るごとく光彩なし並考ふべし近世何の緋威彼の緋威といふ品多し皆札の色を樣々にして名を付たるものなり皆古代これなき新作なり取に足らず又平家物語宇治川合戰の時伊豆守仲綱が伊勢武者は皆緋おとしの鎧きて宇治のあじろにかゝりける哉と詠し歌わろく心得て氷魚威と云ことを妄說したるも有

黒皮を二寸に切て一寸はたゝみて威したる鎧の事

是は前の平家物語の大あらめの鎧の條にて考ふべし是大あらめ鎧の事をいへるなり黒皮を廣さ二寸に裁て兩方五分つゝ裏へ折返せば一寸に成なり此革にて大あらめの札をとづるなりとぢ樣今世のすかけの如し

卯花威の鎧の事

是は糸おとしなり卯の花はうつ木の花なり白く葉萌黄なるにかたどりておとすなり一段は白く一段は萌黄に段々色をかへても威し又上半分は白く下半分は萌黄にも威すなり此二樣におとしたる鎧古書にもおほく見えたり

黒糸威に裾金物ひらく打たる鎧の事

黒き糸にて威すなり裾金物ひらく打といふは裾金物は花鳥龍虎鳥獸獅子などの類ひを金物に高く彫あげたるも有すかしたるもあり是等は皆其物の形高く有なり彫上す透さず金物を平にしたるはすそ金物のひらきなり

腹卷之部

萌黄おとしの腹卷の事

萌黄糸威なり前にいふことし腹卷は背にて合する物なり委細下の文はらまきに袖付る條に記へし

黒糸威の腹卷の事

黒糸おどし前に見えたり

さかおもだかのはら卷の事

さかおもたかは威毛の名なりおもたか威は澤瀉と云水草の葉の形のごとく上細く下廣く股をひらきたる形を糸の色をかへて威すなり此おもだかの形を逆さまにしたるを逆おもたかとは云なりおもだかの色も地の色も定まらず何色の糸にてもするなり二色三色も交てもおもたかを威すなりおもたか威も逆澤瀉も其様後三年合戰の畫白石の古鎧威毛の圖等にも見えたり近世おもたかおとしも逆澤瀉も妄説多し

しきたいの腹卷の事

又しきたへとも有義經記にしきたへと云腹卷着こめにしてとあるを見ればしきたへばおとし毛の名にはあらず腹卷の名と見えたり詳かならす

ふし繩目の腹卷の事并袖付てといふ事

ふし繩目の事前に記すごとく腹卷も上古より有ものなり扶桑略記に後醍醐天皇延長六年戊子十二月五日大原行幸時諸衛官人褐衣腹卷行縢を着し供奉せし事見えたり其久しき事を思ふべし是を腹卷といふ事は元來鎧の下に着し腹を厚く保護するための物なれば腹卷と名付し成へし鎧の下に着すべき爲に作りたる物ゆへ草摺も細かにはりて七間にしたるは鎧の草摺に障るまじき爲なり（式正の鎧の草摺は脇楯の草摺ともに合て四枚なり）又鎧の下に着すべき物なる故はらまきには元來袖はなき物なり又元は背板もなきなり（背板を臆病の板といふ）腹卷に袖付てといふ事は右にいふごとく腹卷には元來袖はなきものなるが故腹卷を鎧の代りに着する時には鎧の袖を取て付るなり盛衰記平家物語義經記其外古き書に腹卷に袖付てといふ事ありかぞて記に違あらず讀て辨ふべし鎧は元來袖あるもの故鎧に袖付てといふ事はなきなり後代に及ては腹卷に袖をも作りそへ背板も出來たり又平治物語に黒糸威の腹卷に左右の小手をさしてとあり又同書に腹卷に小具足さしかためとあり腹卷には元來小手も臑當もなきものなり是によつて鎧の代りに腹卷を着るには鎧の小手臑當を用るなりしかる間小手をさしてともいひ小具足さしかためとも云

なり鎧にはかくのごとくいふに及ざるなり腹巻に小具足とは小手臑當をさしていふなり又或説に腹巻はまづ腹の方よりあてゝ後背板にて合するものなれば腹巻といふといへり此説も其ことわりなきにもあらず腹當といふものは別なり

甲之部

白星の五枚甲に鍬形打たる事

白星の甲は星甲の星を銀にて包みたるを云白とはしろかねを云五枚はしころ五段重ねたる也くわかたはくわゐと云水草の葉をそばつらより見る形に作るなりくわゐかたを略してくわがたといふなりされば文字には慈姑(クワヰ)形と書べき事なれども其詞に付て鍬(クワ)の字を假て鍬形と書なりくわがた用る事はくわゐを加への義にとり加增の意にて祝ひとするなり又祝の儀餝(カザリ)の爲等のみにあらず鍬形高角などに利用有事なり其考あれどもいまだ其證據とすべき文を得ざれば妄に記さず近世の説にくわがたは澤瀉(オモダカ)の葉の形也おもだかは勝軍草といふゆゑこれを用ふといへりおもだかを勝軍草といふ事古書に曾て見ざる事にて妄説なり白膠(ヌルデ)木を勝軍木と云により夫に比して鎧におもたか威などの有より思ひ付て勝軍草と云名を作り出したる成べし白膠木と勝軍木と名付ると云事さへ慥なる古書には見えず聖德太子の守屋と戰ひ給ひし時白膠木にて四天王の像を刻て頭髮の中に置て祈願して戰ひ給ひしかば終に軍に勝たまひしといふこと日本記元亨釋書古今著聞集等に見えたれども勝軍木と名付られしといふ事は見えずされどもこれは聖德太子の故事あることなれば後に勝軍木と云習はしたるも僻(ヒガコト)ならずおもだかの事は何の故事もなく證據も更になき妄說なり又おもだかは葉細長く股の切れやうもふかくしてくわかたには似ざる物なりくわゐはよく鍬形に似たる物なり彼二品の葉を並べ置て何れかくわかたに似たるを比(クラ)べ見ば其是非はおのづからわかるべき事なり

三枚甲の事

しころを三枚にかさねたるかぶとの事なり

太刀之部

黑塗の太刀に熊の皮の尻鞘入たる事

黒漆の太刀なり名目抄曰黒漆太刀六位用之錺抄曰諸聞書之金具等披椿吉服制具也装束無文紫或藍革云々剱柄白作女如常重服同黒鞘金物黒漆白革装束柄黒作女云々平家物語に云あれ少将引出物せよと宣へば畏て赤地の錦の袋に入たる御太刀持て参りたるを少将是は當家に傳はる小烏といふ太刀やらんと嬉しけに見給へばさはなくして大臣葬の時用る無文の太刀也と云々是等の文を合せ考ふれば黒漆の太刀無文なるは凶事の時帯する太刀なり無文とは金具に彫物などもなく帯取を包たる革も無文の染革白革等を用るを云金具も皆黒塗なり本文にいへる黒塗の太刀に熊の革の尻鞘入たるは吉野法師横川覺範か大刀也凶事にあらざる時なれば無文にはあらざるべし尻鞘は虎豹鹿熊等の毛皮にて袋を作りて鞘に懸るなり濕にあへは太刀さびる故雨露を防ん爲に尻鞘を用るなり

いかもの作りの太刀の事

嗔物作りとも怒物作りとも書なり太刀の躰いかめしく見ゆる故の名なり太平記劍の巻に山法師の歌に

奈良法師栗子山までしぶりきて
いかものゝぐをわきそとらるゝ

此いか物の具といふ事なりいか物作の名も此意なり諸聞書條々といふ書にいかもの作りといふ事今の人しらず虎の皮の尻鞘を懸て足は兵庫鎖に七足なり柄のかふと金を余の太刀よりも甲高なるなり武者の時はく太刀也と有兵庫鎖りに七足とは太刀の足を常の如にせずして鎖を七筋付る也兵庫鎖りと云は兵庫寮の官は武器を作りて官庫に納るを云なり寮といふは官舎なり（武家には役屋敷といふ）其寮の内に武器品々を造る細工人ありて造るなり鎖も兵庫寮の官工の作りたるは上手にて皆故兵庫鎖とて名物なり七足とは其帯取を通す所の足（帯取を通す所の金物を足と云）に三ツ連ねたる鎖を一ツ足にて七ツ宛付る其七ツの鎖を一ツに取て帯取を通ず事を云なり柄も鞘も皆銀の薄がねにて包なり是に尻鞘を入るなり

つかしやうそくの太刀の事

詳かならすつかはつるの寫し誤にはあらざるにや鶴装束なるべき歟金具に鶴の彫物あるなるべきや鳩作りの太刀にも金具鳩の彫物有此類ならむや

こがね作の太刀の事

ふち甲金目貫切羽はゞきかねあし芝引もゝよせせめかね石突總金具皆金にて作りたるを云なり

しんせい作りの太刀の事

詳ならず太刀にもかぎらず鐔にもしんせい作りあり蒙古襲來の繪の詞にしんせいくつわをはけて云々

刀之部

赤木の柄の刀の事

赤木とは蘇芳木の事なり刀の事は前の平家物語のひじり柄の刀の條に委細に記す赤木の柄に銀の筒金まきたる刀又は盛衰記に見えたり花櫚木の管に銀の筒かね入たる刀あか木の柄にどうかね入たる刀曾我物語に見えたり赤柄のまふたきに貝すりたる刀古事談に見えたりまた赤木柄の刀承久記にも見えたり柄に鮫皮かけざるには筒金を入るなり

弓之部

ぬりこめとうの事

藤をしげく卷たる弓を藤ともに漆にて塗こめたるをいふ雨露を防ぐ爲にぬる是軍弓によろしきなり

おひ重藤の弓の事

詳かならず小笠原武田等の九張弓の傳に追重藤はまた負重藤とも書なり其製上の藤十八太く細くつかふなり下の藤五ッ廣くつかふ黒塗にして藤は赤くぬるなりとありて繪圖に藤の寸法あり是を略す古代のおひ重藤といひし弓かくのごとくなる物なりし哉さだかならず

重藤の弓の事

藤をしげくつかふ事は濕にあひてはなれざらしめんが爲なり武田小笠原等の傳には弓を黒くぬり弭上に三十六所藤を卷弭下二十八所藤をまく三十六禽二十八宿にかたどる上下にかふら藤千段卷日輪卷月輪卷矢摺引目たゝき等の藤あり東山殿の頃もかくのごとくなる製なり夫より以前古代に重藤といひしもの斯の如くなりしか覺束なし古代には數定めもなく唯しげく藤を卷しを重藤といひしにはあらずやとおもはるゝされども證據なければ詳ならず

ふしきの弓の事

詳ならずふしまきの文字を寫し落したるにはあらざるか又は丸木の弓の所々にふし有を態と好みて作りしをいへるならむか

ふし卷の弓の事

盛衰記に節卷(フシマキ)弓と書たり藤卷にはあらずして文字すみて讀へし前ぶし（内の方なり）外ぶし共にふしの上を藤にて卷たるを云なり前ぶしはかり卷はわろしと云なり

白木の弓の事

漆ぬらず藤をも卷ざるをいふ

二所藤の弓の事

武田小笠原等の傳に藤を二所ツヽ寄て卷を二所藤と云古代の二所藤も斯の如くなりしや覺束なし

いとつつみの弓の事

麻糸を松の葉程のふとさによりてうら弭(ハズ)より本弭まで透間もなく糸を並べて卷なり糸の下に麥漆(ムギウルシ)を付て卷て扱うるしにて能ぬりて後其上に上下のかぶら藤千段卷矢摺藤其間々に花粧藤を卷なり相摸國大住郡矢名村といふ所の民家に先祖より傳へしとて糸つヽみの弓持傳へたるを予聞及びて求得たり虫はみて用にはたヽねども其古製を見る事を得たりき其製右にしるしぬ長さは五尺六寸程あり是馬上の弓なるべし馬上に弓の長きは害ある事東鑑に見えたる大庭(オホバ)平太景能か云し詞にて知べし右の糸つヽみの古弓上下の弭常の弓よりはそりたり弓の丈短き故なるべし又彼弓の虫はみたる所の糸をはかして見れば下に麥漆つかひたる事はしられたり軍弓には勝れたる製なり

丸木の弓の事

槻檀柘はつげなりつきは槻なり今けやきといふはけやけきなり

上古梓(アヅサ)弓檀(マ)弓柘(ツキ)弓などヽいひしは丸木弓なるべし延喜式兵庫寮式に弓造るべき料物を糸革漆等の事まで載られたれども竹の事にべの事は見えず上古はかの木弓より外には弓なきによりて木弓の事をたヾ弓と計いひしが後には木竹合せし弓出來たる末の世に至りて夫に紛れぬ爲に昔の木弓の事を丸木弓といひてわかちを立たる詞なるべし上古は木弓なりし故あら木白木杯といふ名あれば今の世迄も傳へたりあら竹白弓とはいはぬなり義經記を記せし頃ははや木竹合せたる弓もあり丸木弓も猶有たればこそ只弓といはずして丸木弓と記したれ常の弓に紛らすまじき爲の詞なり予か友山岡氏の許に古き丸木弓あり長サ六尺六寸四分ばかり也丸く削りて外のかたは少しひらみ有樣なり黑漆にぬりて弣(ユヅカ)の内の方を四角にぬり殘

して木地にして小刀の先などにて書たる様に細く二行に康正元年乙亥七月と書たり其木理を見るに樫の木のごとし是槻弓なるべし但樫と槻とは似たる物なりといふ康正は義政將軍の御代なり此頃木竹合たる弓專有たれども猶丸木弓もありしと見えたり伊勢物語の歌に

あづさ弓ま弓つき弓年を經て
我せしかことうるはしみせよ

と詠たるも丸木弓は木なる故あら木のほどはうるはしくひかれぬものなりされば年を經れば弦なれてうるはしくひかるゝゆゑ年を經てといひうるはしみせよと詠るなり夫木抄の歌に定家卿

けふみれば弓きるほどに成にけり
植し岡へのつきの片えだ

又顯季卿

關守が弓にきるてふつきの弓
盡せぬ戀に我おとろへぬ

是槻の枝を切て弓に造る事をいへるなり

木竹合せたる弓は何れの時代より始りしか詳ならず六孫王經基より始る杯と云説あれと國史物語に見へす證據なければ用ひかたし夫木抄の歌に六帖題信實朝臣梓弓すゑまでとほすふせ竹のはなれかたくも契る中かなといへるは此ふせ竹は木竹合せたるを云なるべし

矢之部

石打のそやの事

是は眞羽の石打をいふなるべし眞羽とは鷲の羽なり石打とは尾の羽の一下重る羽を云尾を左右へ廣げていはゞ左右ともに第一の羽を大石打と云第二を小石打といふなり或説に石打の羽はつよき故貴むといへり非なり石打也とて强き事もなし軍陣の習にて何にても名詮の能事を取て祝とす石打といふはいしく打の意なり熟の字なり又一說に石はかたきものなりかたきを打といふ心にて石打の羽を賞翫するなりといふ鷹の羽類にも石打と云なるべし盛衰記に鵄の石打の矢など見えたり

黑津羽の矢の事

鷲の黑羽の事なり津の字は助語なり天津風國津神などゝいふ津の字のごとし

大中黑の矢の事

鷲の羽の上下は白く中は黑きを中黑の羽といふ黑みの大なるは大中黑また黑みの小きは小中黑なり

くゝひの羽の事

はくてうの本文をくゞひと云なり鵠の字をくゝひと讀なり

きりうのそやの事

きりうはきりふなり詞にはきりうと云なり切生切符切府なとゝ書とも切文と書をよしとす文とは羽の文なり鷲の羽黒白の文の切わかれあさやかなるを云なり切文に品々あり

たかうすひやうの矢の事

うすひやうとはかなつかひ誤なりうすへうと書へしうすへうはおすめふの轉語なり鷲の羽の本と末と薄く黒きをうすへうと云なり是常のうすべうなりたかうすへうといふは右のことく本末うす黒くして眞中に一所うす黒くくま鷹の羽の文のとくなる文あるをいふなり右に云如くうすへうはおすめふなりおすめとりの羽に似たる文ある故おすめふといふなりおすめ鳥は田舍にてみなくちまふりと云鳥なりうすへうを盛衰記には護田鳥尾と書たり和名抄云鴇一名澤虞即護田鳥也和名於須賣止里又爾雅鶭鳥澤虞註云今烟澤鳥似水號蒼黑鳥常在澤中見人輙鳴喚不去有象主守之官因名云俗呼爲護田鳥相模國なとにてはみなくち鳥共いふ

ぬりのゝ矢の事

箆を漆にてぬりたる也征矢の箆をいふなり

はちばみの羽にてはいたる中指の矢の事

蜂食の羽なりくま鷹にはちくまといふ有はちくまといふは好て蜂を食ふよし正三位宣賢卿の神代抄に見へたり又云中指と云は上さしに對して云なり則とがり矢なり近世鉢の矢といふものは中差の事にあらず中差は差にさしやう有はちくまの羽には八の字の様なる文ありと云八の字の文有故はちくまと云にあらず

直垂の部

もえきのひゝれの事　かちんの直垂の事

淺黄のひたゝれの事

右三色其色をいふ別に子細なし

赤地の錦の直垂の事

是亦子細なし以上皆鎧直垂なり下にいへるも又同じ

大引兩のひゝれの事

横に筋をひくを引兩といふなり一ッ引兩二ッ引兩三

ツ引雨あり此條には唯引雨と計あるは一ツ引雨なるへし直垂の脊より雨袖へかけて大にふとく横筋を引たるをいふなるべし今時子持筋と云物の如く成べき歟

三ツしけめゆひの直垂の事

めゆひを今世にかのこと云かのこは鹿の毛に白點有に似たる故なりかのこを染るには絹をつまみあげて絲にて結ひ染れば其交目のごとくなる故古は目結と云しなり一めんにすきまなく目ゆひを染たるをしけめゆひといふ目ゆひしげ〳〵したるなり是を今世に總鹿子といふ四ツ宛よせたるを四ツ目ゆひ三ツ宛よせたるを三ツ目結といふなり三ツめゆひをしげく染たるを三ツしけめゆひといふ一ツつゝはなして遠くまばらに染たるをば鹿子めゆひと云鹿の皮の白點に似たるなり（今世目結の事を押なへて鹿の子といふはあやまりなり）

白き直垂の事

別に子細なし是又鎧直垂也今世は鎧直垂といへば錦ならてはせぬものとおもふは誤なり古へは何にてもせしなり綾にても練貫にても紗にても生絹にても布にても定りたる事はなきなり多く舊記見て知べし

烏帽子之部

折烏帽子の事并えぼしかけの事

をりえぼしはいたゝきに鱗形の形にひれを作りたるえぼしを云素襖着る時今も折えぼしを用ゆたてえぼし（よこさびの立えぼしなり）を折てひれを作りたる故に折えぼしと云えぼし掛はえぼしの緒なり或はてうつかけともいふ烏帽子掛は刀の下緒の如くひらく細くして白く黒く一寸斑に組たるを本式とす宗五記に見へたり又紫革の烏帽子かけ東鑑に見え赤革のえぼしかけ布衣記に見ゆひやうもんの烏帽子かけ曾我物語にみゆ又後三年合戰の繪に豹紋のえぼしかけ見えたり又云今時の折烏帽子はまねきを取置にす本儀はなき事なり立烏帽子を折故まねきも折つゞけたるものなり昔の折えぼしはまねき後の方へよる形なり折樣色々あるとそ今のをりやうは觀世折とかやいふなり京極折などをよしとすべしまた今世えぼしかけをひたひの上の風口といふ穴へ引込てかぶる人有しかる故えぼしゆるき落るをかしき事なり

もみえぼしにゆひ頭したる事

揉ゑぼうしは和らかなるゑぼしなりいにしへはゑぼうしこは〳〵ぬりかたむる事なくやはらかなる烏帽子なり依ていかやうにも折也野宮宰相定基卿の新井君美へ答へられし說も烏帽子はもと帽子にて和らかなるへく候昔は絹を用ひたるも候今は紙を漆にてかため申候ふるきはやはらかに候へは自由になり申候云々建保職人盡歌合にもゑぼし絹なとよめり續世繼物語に云此大將殿は（花園左大臣有仁公也保安元年右近衛大將）ことの外に衣紋をぞ好み給ひてうへの絹なとの長さ短さなとのほとなとこまかにしたゝめ給ひて其道にすくれ給へりける大かたむかしはかやうの事もしらてさしぬきもなかふみてゑほうしもこはくぬる事もなかりける成へし此頃こそさびゑほうしきらめきゑほうしなとをり〳〵かはりて侍るめれ云々烏帽子をこはく塗始し時代より以後古の和らかなるゑほうしをはもみ烏帽子と云て今のゑほうしとまきらさせじがために名を付しなるへし扨後々に至てゑほうしこはくぬりたるを用る事に成たる時代にも甲の下にこはきゑほしはかふられぬ故昔の和らかなるをかぶりて押ひらめて其上に甲をかぶりし也凡もみといふは和らかにてもめる事を云意也甲の下に用るもみゑほし一色に非ず又云古代の風俗より見れはもみゑほうし鎧直垂は軍中に甚無用の物のやうなれ共古代は禮を專としたる風俗成故之を用る也ゆひかしらとははち卷をする事也

箙之部

さかづらゑびら非つかみさしの事

さかつらゑひらは箙の中にて甚ふるき物なり後三年合戰の繪にもみゆ後稱念院殿（冬平公）の裝束抄甘露寺親長卿の職人盡歌合にも見えたりさかつら箙の製猪の毛皮にてつゝむるに藤の卷樣其外さま〳〵の文餝あり筆に盡しかたし是猪のさかつらなり又熊の皮に包て熊のさかつらと云也近世の說にさかつらは狹葛又素葛共書白き細き葛にて組たる物也と云又葛にて箙のつるをまくをさかつら箙といふ又職人盡歌合の繪の詞にさかつらかなくて柳箙にするとあれはさかつらも柳箙のことく組たる物なりといふ是等の類妄說也亦或は鬼の面を箙の方立に逆さまに彫付る共云これ亦大妄說なりいふ用るにたらすつかみさしの事予か見し本にはつみさしとありつかみさしもつみさしも詳

ならすおしていはゝ矢をさすに四四十六四六二十四なとゝ四角に並たて指またまるくたばねてさし様あり此圓くさすをつかみさしとやいふ歟

巻のはしめより終に至るまて所々に我口癖（クセ）にて妄説といひたる事却て我妄説ならんもしらす此草紙人に見すへき物ならはこそはゝかりもせめ箱の底にかくし置へき物なれはたれをかはゝかりなんや

卯正月　　　　平　貞　丈　記

平義器談巻之下終

五武器談

全

國學院大學出版部

五武器談の序

僧徒に佛具の事を問たらむに知らすと答へはいかに醫師に藥物の事を問たらむに知らすと答へはいかに武士に武器の事を問たらむに知らすと答へんは耻かしからぬかは　予か友なる多賀常政の翁は問ふ事を好む人なり五部の野史より武器の事ともをかゝけ出して予に問へり即わか道の事なからも武器の事くはしくはえ知らすさりとて知らすと答へんは耻かしこれによりて見はつり聞はつりし事とも思ひ出てけにくしく答へて耻をそいひまきらはしぬされども此書きつゝりし物をもしも物知る人の見ばさこそつまはしきすらめあなかしこ〳〵

明和八年辛卯十月十一日　貞丈書

五武器談

總目

凡例

一　此書は或人の問に答し趣なり自筆の本は問し人に贈りぬ是は人に命して寫しとめたるなり

一　此書の中に器談に記すといふは平義器談なり色談に記すといふは鎧色談なり其兩書別にあり

一　太平記に至りては本文を載る事煩しくて各その本文を畧したゞ條目を出して其名物のみをあけ談しぬ本文をは其條目に付て本書にもとむべし

一　此書と平義器談並に鎧色談とは一類の書なりこれらを參考せば武器の大躰を知るの一助ともなりなんか

保元物語武器談

伊勢平藏貞丈著

一基盛うち路へ向ふしらあをの狩衣にあさき糸の鎧にうはをりしたるゑほしの上に白星のかふとを着し切ふの矢に二所藤の弓もち黒き馬に黒くら置てそのりたりける

○しらあをの狩衣是鎧の下に狩衣を着して鎧直垂に用たるなりしらあをは胡曹抄に白襖水色とあり白青色なり白青と書へき事なれども襖の字をもあをとよむ故裝束諸抄に襖の字を假りて書たる例多し襖は色の名にはあらず裝束の名なりしかれどもあをとよむゆへ青の字の代に用ひて書なり水色は青く白きいろすなはちあさき色の事なり

○あさき糸の鎧はあさき色にて威たる鎧なりすへて古代の鎧さねはわら小札黒ぬりの札なり此事委く平義器談鎧色談に記す如し是より以下の色色の威毛も皆此定なり

○うはそりしたるゑぼしは冑の下にかふるもみゑほしなりうは折とは立ゑほしをかふりて上を折り平めたるなりもみゑほしの事は平義器談に委くしるすごとし

○白星のかふと平義器談にしるしぬ

○きりふの矢平義器談にしるす

○二所藤の弓平義器談に記しぬ

○黒くら黒漆折ぬりたるくらなり

一かちんの直垂にあいしら地の黄にかへしたる鎧着し黒羽の矢おひ塗こめ藤の弓もち黄かわらけなる馬にかひくらおひてそ乘たりけるしうの丶七郎源の親治

○かちんのひた丶れはかち布のひた丶れなり平義器談にしるしぬ

○あゐしら地の黄にかへしたる鎧は鎧色談に記しぬ

○黒羽の矢は黒つ羽の矢とも云平義器談に記しぬ

○ぬりこめ藤の弓は器談に記す（器談は平義器談なり以下皆是にならへ）

○かいくらは貝鞍なり螺鈿の鞍なり青貝のくら也

一爲朝は七尺斗なる男の目かとふふたつ切れたるかちんに色々の糸をもて獅子の丸縫たるひた丶れに

八龍と云鎧をにせて白き唐綾をもておとしたる大あらめの鎧おなしくしゝの金物うつたるを着るままに三尺五寸の太刀に熊の皮のしり鞘入五人張の弓長さ七尺五寸にてつく打たるに卅六さしたる黑羽の矢おひかぶとは郎等に持せし

○かちんに色々の糸をもて獅子の丸縫たる直垂は は地はしかまのかち布なり　ぬひ物したる直垂なり鎧直垂なり

八龍と云鎧を似せて白き唐綾をもておとしたる大あらめの鎧是は似せ物なれは眞の八龍の鎧の躰を知るべし平治物語に惡源太義平八龍の鎧着られたる事を記して胸板に龍を八つ打て付たると有此似せ物にも龍八つあるへし胸金物とみへたり大あらめのことは鎧色談に記しぬまた唐綾威の事は器談にも記しぬ

おなしくしゝの金物うつたるとは同の字は白き唐綾威を指て云なるへしそれにはむな板に獅子の金物を打たるなるへししゝの金物一本にはししのかなものとあり八龍を似せたる鎧の上に又此鎧をかさね着たるなるへし

○熊の皮のしりさや器談にしるしぬ

○五人はりの弓は四人にておしたはめ一人つるをかくるを云長さ七尺五寸と云はすべて弓のたけは七尺五寸を通例とすその主〱の手の寸にて七尺五寸なり此爲朝の弓に七尺五寸といひたるは曲尺にて七尺五寸を云なるべし爲朝の身のたけ七尺斗なるに曲尺にて七尺五寸の弓は不相應に短し短ければ弓つよしされば五人はりなり不相應にほこつまりなるは甚つよかるべし强きをいはんとて七尺五寸といふなるべし爲朝の手の寸にて七尺五寸あらは七尺五寸とことはるには及まし曲尺の定なるゆへかく云たる物なるべし（異本には八尺五寸長持の枴（アフコ）にも過たりとあり）

○つく打たるといふは弓のとつるの上矢すりの所に折釘を打なり是は矢のこふしよりはづれて矢こほれせぬ爲なり太平記にも所々に見えたり軍弓毎にかならず打にもあらず人の好によるなり古代軍には必す丸木弓を持なり丸木弓には釻を打ても弓の弱々にならず木竹あはせたる弓には釻打べからず釻打ては弓のよはらになるなり

○卅六さしたるは箙にさしたる矢の數なり上さし共にかぞふるなり黒羽の事は前にみえたり三十六さすには六々三十六とさす竪横六行なりさし樣習あり

一義朝を御前に召さる赤地のにしきのひたゝれに打ゑほし引立てわき立斗に太刀帶たり

○赤地の錦のひたゝれは地の赤き錦の鎧ひたゝれを云織紋は何と定りなし

○折ゑほしは今世侍ゑほしといふ物なり折ゑほしの事器談に記しぬ昔の折烏帽子はやはらかにて冑の下にも着らるゝなり冑をぬきて引たつれは立ゑほしにもなり又折ゑほしにてまねき斗も立らるゝなり今のごとくかくぬりたるを見ては不審なるべし

○わきたてはわいたてとも云古代の式正の鎧は右の脇は合はず右脇あきてありそのあき間を脇楯にてふさくなり着用の時鎧直垂を着て直垂の上に右脇にわいたてをあて緒を結て扨鎧を着るなり鎧をぬきたる時はわいたては右脇に付てあるなり此義朝の御前へ參りたる躰鎧をぬきて參りたる躰なり此時小手すねあては其まゝあるべし是を小具足の出立といふなり

一四郎左衞門　紺むらごの直垂月數と云鎧の朽葉色の唐綾にておとしたるを着廿四差たる大中黒の矢かしら高に負なししけ藤の弓眞中取て月毛なる馬にかゝみ鞍置てぞ乘たりける

○紺むらごの直垂は織地は何にてもあれ地色は白して所々村雲のごとく紺にそめたるなり紺の端々は際をとらず煙の如くはつして染たるなり

○月數の鎧は源家重代八領の鎧の其一つなり朽葉色は胡曹抄に青朽葉赤朽葉黄朽葉等の品みえたり惣して朽葉は今世黄から茶と云色なりそれに青みすこしあるは青朽葉少しあかみあるは赤朽葉少黄からなれは黄朽葉なり唐綾にて威すと云は綾をたゝみて糸威のごとくするなり

○廿四さしたるは箙にさす矢數なり四六廿四とさすなり大中黒は器談にしるしぬ

○かしら高におふと云は矢の頭を少し高くおふと云あまり高くあくれは矢ぬきかたきなり或説に矢尺長き故頭高にみゆるといふは非なり大男は

矢尺長し小男は矢尺短し其男相應の矢尺なる故
矢の長き故と云は非なり
○しけ藤の弓は器談に記しぬ
○かゝみ鞍は器談にしるしぬ
一三年竹の節近なるを少しおしみがきて山鳥の尾をもてはいたるに七寸五分の丸根箙中すきてのしろの有をうちくはへて
○三年竹の節近なると云は矢竹の三年經たるはかたくしてつよし節近きも竹つよし山鳥の羽を以てはくに子細もある樣にいふ說もあれとも何の子細もなし只人の好みに隨ふなり
○七寸五分の丸根と云は征矢の根の甚長事を云なり通例は一寸又は一寸五分もあり丸根と云は柳葉けんしりの類の根の中通りのしのきの角トをとりて丸みあるを云なり　是箙にさす矢なり近世團扇の形のごとくなる根に刄を付て丸根とよひ又は棒の如く先細にしたる根を丸根と名付るも有是等は古書にいへる丸根にはあらす
○箙中すきてのしろあるとは箙中の邊よりも猶過て長くのしろの有を云なりのしろとは矢の根のなりこなり箙の中に入る分ン也
一重盛生年十九歲赤地の錦のひたゝれにおもたかおとしの鎧に白星のかふとを着廿四さしたる中黑の矢負ひ二所藤の弓もて黃かはらけなる馬に乘
○赤地の錦のひたゝれ前にみえたり
○おもたかおとしの鎧は器談さかおもたかのはら卷の條に記しぬ
○白ほしのかふと器談に記しぬ
○廿四さしたる事前にしるす
○中黑の矢器談大中黑の條に記しぬ
○二所藤の弓器談に記しぬ
一伊勢國の住人山田小三郎これゆきと云は 中略 黑かわ威の鎧に同毛の五枚かふとをいくひに着十八さしたる染羽の矢おひ塗こめ藤の弓もて鹿毛なる馬に黑鞍置て乘たりけり
○黑かはおとしの鎧は器談に黑革おとし大あらめの所にしるしぬ
○同毛は鎧と同しきなり五枚かふとはしころ五枚重ねなりゐくひにきなしとはかふとを少しあふのけにかふることいふなりむかふ敵の矢も太刀

もおそれぬ故に如此かふること勇あればなり
十八さしたるは箙に矢を四四十六とさし上さし二ッなり染羽は鷲の雪白の羽を赤くも青くも何色にも染るなり
○ぬりこめ藤の弓は器談に記しぬ
○黒くら前に見えたり
一よつ引てはなつ矢か御そうしのはつふりにからりとあたつてかふとの錣に射付たり
○よつ引てといふは能引かたむるなり
○はつふるはひたゐかねの事なりひたゐにあてゝそのあまり頭の半分まてかゝるゆへはつふりと云なり半首と書なり或はかねのへいけに作りたる冑の鉢のことくなる物をはつふりと覺たる人ありその鉢中よりてうつかひにて二つにわるゝ樣にしたるもあれは半首なりとおもひあやまるは非なり二ッにわれぬもわるゝもそれは鐵鉢といふものなりはつふりにはあらずはつふりは半頰を懸る時に用ゆるなり半頰は目の下のほうあてともいふて目の下斗りに懸りて顔はあきてあるゆへはつふりにて額を覆ふなり面頰といふものは額までかゝるゆへはつふり用ゆるには及ばざるなり又はつふり懸て半頰も何もかけさる事あり此軆古畫なとにも見えたり
○はつふりにからりとあたつてかふとのしころに射付たりと云は矢かまひさしの内の方額のはつふりに中り矢の根か少し下へむけてなかれてしころの內へ射付たるなり
一大將は赤地の錦の直垂に黒糸威の鎧に鍬形打たるかふとを着し黒き馬に黒鞍置て乗たりけり
中略 清和天皇九代の後胤下野守源義朝
○赤地の錦の直垂前にも見えたり
○黒糸威の鎧は黒糸にておとしたるなり
○鍬形の事器談白ほしの五枚かふとの鍬形打たる條にくはしくしるしぬ
○黒くら前に見えたり
一黒革威の鎧たかつの打たるかふとを着精毛なる馬に乗悪七別當と名乗る
○黒革威の鎧は器談に記しぬ黒革おとしの大あらめの條にあり
○たかつのも冑の前立物なり器談に記しぬ牛角のことし
一金子十郎はしけ目ゆひのひたゝれにふしなはめの

鎧着て鹿毛なる馬に黒鞍置て乘たるが
○しけめゆひのひたゝれは器談三ツしげめゆひの直垂の條委くしるしぬ
○ふしなはめの鎧は器談に記しぬ
○黒くら前にみえたり
一木蘭地のひたゝれに紫革の腹卷黒栗毛なる馬に乘高間の四郎と名乘て
○木蘭地つひたゝれは器談むくらん地の直垂の條に記しぬもくらんちむくらんぢおなし事なり
○紫革の腹卷は紫革を細く裁てをとしたるなり
一佛の大鏑を以て兵と射玉ふか高紐に弦やせかれけんおもふやつほにさかりつゝ
○大かふとはかふら矢の大なるを云かぶらはひいらきにても角にても作る角にて作るをぬための鏑といふかふらに穴明けり穴を目と云此目に風入て鳴り音ありかふらの先にはかりまたをすけるなり
○高ひもはわたかみの上より肩の前へ出し胸板のあひ引の緒に取合てしむる紐なり今世の鎧の右脇の引合せの緒を高紐と覺たる人あり非なり高紐につるやせかれけんとは矢をはなつ時高ひもに弦の障りたるをいふなり高ひもとは有れとも高ひものかけ合せの上をおほひたるせんたんの板に弦の障たるを云なるべし
○矢つほとは矢のあたる所をいふなり矢目といふも同し
一根の井の大彌太あゐすりの直垂に卯の花おとしの鎧に星白のかぶとを着駮なる馬に乘たるか進み出し
○あゐすりの直垂は藍の葉を以て紋をすり出したるをいふなりみちのくのしのぶもじすりなともあゐすりなり又朝廷大嘗會なとの時小忌ころももあゐすりなり白地に青く紋をくゝしてするなり　模木(カタキ)に布にても絹にてもおほひて表よりすれば模木の紋の處青くなるなり此紋をするものをすり師といふ職人盡歌合の繪にも見えたり
○卯の花おとしの鎧は器談に記しぬ
○星白のかふとは白星の胄なり白星の胄器談に記しぬ
一六條判官爲義はりきぬの直垂にうすかねといふひ

一爲朝まつはたかにて合木をもてあまたの者を打伏たれとも
○合木はあふこなり枴の字又合の字はあふとよみ木の字はことよむ故枴の字にかへて用たるなりあふこは物を荷ふ棒なり水桶をになふ棒を云なるへし湯殿にてのはたらきなれはあふこを持たるなりあふこは武器にあらす

保元物語武器談終

おとしの鎧に鍬形打たるかふとを着連錢蘆毛なる馬に白ふくりんの鞍置てそのられける
○はりきぬの直垂は絹を裝束に用ゆるにうちきぬの品ありのりにて張たるまゝ用るを張きぬといふそれをうちてやはらかにつやを出すをうちきぬと云或本に長絹のひたゝれとありちやうけんのひたゝれは常のひたゝれのことくにて菊花の如くなるふさをきくとちに付るなり　張絹とあるは長絹の書あやまり歟
○うすかねは源家重代八領の鎧の一つなり古代の鎧は牛の板目革にて札をつくるを是はうすき鐵にて作りたる故うすかねと名付し成へしひさ丸の鎧は牛千頭のひさの革にて作りしといふなり革は通例の事なるにうすかねにて作りしゆへ名物とはなりし成へし
○緋威の事は器談に委しく記しぬ
○鍬形の事も器談に記しぬ
○白ふくりんのくらは鞍の前後輪の山かたの上に銀にてふくりんをかけたるなり黑ぬりにも蒔繪にも何鞍にもするなり

平治物語武器談

一白く黒くさるていなる馬二疋鏡くら置て引立たり
○白黒は二疋の馬なりさるていなる馬とは可然躰の馬といふなり別の本にさるていかなる馬とあるはうつしあやまりなり
○鏡くらは器談に記しぬ又武門百ヶ條の評にもしるしぬ
一家貞はしけめゆへの直垂にあらひ革の鎧着て太刀わきはさみ
○しけめゆひのひたゝれは器談三ッしけめゆひの條に記しぬ
○あらひ皮の鎧器談に記しぬ
一其外物の具を取出して奉る弓はいかにとのたまへは竹杫の中にふしをついて入たりければ則五十張の弓をとり出せり
○竹杫の中にふしをついて入たりけるとは杫の字杫の字の書違なり杫はあふこと云物なり荷ひ棒の事なり竹にて荷ひ棒をしてそのふしをつきぬきてその中へ弓を入てかくして持來りたるなり是清盛熊野參詣の時家貞は都の亂に依て迎にゆきたる時の事なり

一伊藤武者景綱黒糸威の腹巻の上に白張を着て雜色になる館の太郎貞康黒革の腹巻の上に牛飼の裝束して御車を仕る
○黒糸威の鎧前にみえたり腹巻にても威も同じ
○黒革威前にみえたり
一惡右衛門督信頼は赤地の錦の直垂に紫すそこの鎧に菊のすそ金物打たるに金作りの太刀を帶白甲のかふとに鍬形打たるをゐくびに着なし
○赤地の錦の直垂前に見えたり
○菊のすそ金物は草すりのひしぬひの板の兩端と中と三所に金物を打つ是をすそかな物と云袖にもひしぬひの板に金物あり其かな物に菊をほり物にして打たるなり
○金作りは總躰の金具を金にて作りたるなり
○白星のかふと鍬形幷ゐくびに着る事前にみえたり
一越後の中將成親は紺地の錦の直垂にもへきにほひの鎧おしのすそ金物打たるにながふくりんの太刀をはき龍頭のかぶとをそ着ける白蘆毛なる馬に白ふくりんの鞍置て

○紺地の錦の直垂別の子細なし

○もへきにほひの鎧の事鎧色談に記しぬ

○すそ金物の事右に見えたり

○なかふくりんの太刀器談に記しぬ器談には疑を殘して記たれとも疑なし鶴岡八幡藏の長伏輪の兵庫くさりの太刀の圖を見しに長ふくりん予考の如し

○龍かしらのかふとは前立物に龍頭を付たるなり

○白ふくりんの鞍前にしるしぬ

一大將左馬頭義朝は赤地の錦の直垂に黒糸威の鎧に鍬形打たる五枚かふとの緒をしめいか物作りの太刀をはき黒羽の矢おひ節卷の弓持て黒月毛なる馬にくろ鞍置せて日花門にそ引立たる

○赤地の錦の直垂前に見えたり

○黒糸威の鎧鍬形五枚かふと等のこと前にみえたり

○いか物作りの太刀器談に記しぬ

○ふし卷の弓器談に記すことく詳ならず按に弓の竹のふしの所は竹のこはくて節の所よりはなれやすし依て節の際上下を籐にても絲にても卷たるをいふ歟然共古軍には丸木弓を用只竹節のことく卷へし

丸木弓も木ノツケテハ子上ラヌタメニ籐を卷へシ

○追考岡本記に云フシ卷ノ弓ハ前フシ外フシ共ニ卷ヘシ前フシ斗人ノ卷ハワロシ　是又木竹合タル弓ノ事ヲ云ナリ丸木弓ハ只竹ノ節ニ似セテ卷ナルヘシ

一惡源太義平は生年十九歳練色きよれうの直垂に八龍とて胸板に龍を八ッ打て付たる鎧を着たかつののかふとの緒をしめ石切といふ太刀をはき石打の矢おひ重籐の弓持て鹿毛なる馬のはやり切たるに鏡鞍置て

○練色きよりやうの直垂の事きよりやうは織物の名也器談に記しぬねり色とはウス黄色なり装束抄などに糸偏の練の字を用火編の煉の字を用へからすキタ魚綾といふ織物を練色に染たるなり

○八龍は源家重代八領の鎧の其一ッなり高角前に見えたり

○石切といふ太刀傳來詳ならす
○重藤の弓器談に見えたり
○石打の矢器談に記しぬ
○鏡くら器談に記しぬ前にも見えたり文武門百ヶ條の評にもしるしぬ

一中宮大夫の進朝長は十六歳朽葉のひたゝれにおもたかとておもたかおとしにしたる重代の鎧に白星のかぶとをつけうすみとりといふ太刀をはき白箆に白鳥の羽にてはいたる矢負二所藤の弓持て蘆毛なる馬に白ふくりんの鞍置て

○朽葉のひたゝれの事朽葉の本色は今いふきから茶なり胡曹抄に青くち葉赤くち葉黄くち葉は前の保元物語月數の鎧の條に委しく記しぬ
○おもたかの鎧源家重代の八領の鎧の其一ッなりおもたか威器談さかおもたかの條に記しぬ
○白ほしのかふと前に記しぬうすみとりの太刀傳來詳ならず
○白鳥の羽にてはいたる矢は白わしの羽にてはきたるなりはくてうのことにてはなし白眞鳥の羽と云事なり
○二所藤の弓白ふくりんのくら前にみえたり

一右兵衛佐頼朝十三歳紺の直垂に源太かうふきぬと云鎧を着白星のかぶとの緒をしめ髭切といふ太刀を帶十二さいたる染羽の矢負重藤の弓持て栗毛なる馬にかしわみみつくすりたる鞍置て是も一所に引立たり此うふきぬ髭切は源氏重代の物具の中に殊にひそうの重寶なり八幡殿幼名を源太と申ける二歳の時院より參らせよ御覽ぜんと仰を蒙り給ひてわざと鎧をおとし袖にすへて見參に入られける扨こそ源太が產衣とは付られけれ

○紺のひたゝれの地知れず色は紺なり
○源太かうふきぬと云鎧は源家重代八領の鎧の其一ッなり此鎧小きゆへ頼朝十三歳の時着られしなり
○白ほしのかぶと前にみえたり
○髭切といふ太刀の事本書平治物語云ひけ切と申は八幡殿貞任宗任をせめられし時度々いけとりの者十人の首を切に皆ひけ共にきれければひけ切とは名つけたり奥州の住人文壽といふ鍛冶が作るなり

○十二さいたるは箙に十二筋矢をさすなり三四十二さすなり
染羽のことは前に記しぬ羽を染るに染様有りたたはそまらぬものなり
○重藤の弓前に見えたり
○かしはみゝつくすりたる鞍は器談に見えたり但器談に云ひたるはかしはきにみゝづく打たる鞍なりすりたると打たるとの違なりすりたるは螺鈿をすりたるなりあを貝にてかしはの木にみゝづくのとまりたる形をすり入たるなり
一清盛を召れけり紺の直垂に黒糸威の腹巻に左右の小手をさして打ゑほしひき立て大床にかしこまる
○紺の直垂前にしるす
○黒糸威も前に記す
○左右の小手をさしてと云ひたるは腹巻ゆへ小手をさしてといひたるなり鎧なれば小手さしてといはぬなり其子細は鎧は元來小手も備りたる物なり腹巻は根本は鎧の下に着るために作たる物なる故腹巻の小手と云ものはなし後に腹巻を鎧の代に上にも着る事になりたりその時は鎧の小手をさして着るなりされば腹巻に左右の小手をさしてとことはりたるなり又腹巻は鎧の下に着る筈の物ゆへ袖もなきものなり鎧のかはりに着る時は鎧の袖を取て付るなりされば源平盛衰記などにはらまきに袖つけてと斷りたること所々にみえたり是等の事故實しらぬ人に心もつかす讀て過るなり
○打ゑぼし引たてとは胄の下に打ゑほしをかふりたるは御前へ出るとてかふとぬきてゑほしを引立て胄にてひしけたるを引立直して參りたるなり前にもいふごとく昔のゑぼしはやわらかなりいかやうにも折るゝ又引立ればひきたつなり
一左衞門佐重盛は　赤地の錦のひたゝれにはしの匂ひの鎧に蝶のすそ金物打たるに龍かしらのかふとの緒をしめ小烏と云太刀を帶切符の矢負重藤の弓持てきつきけなる馬に柳櫻すりたるかいくら置せて乘給へり
○赤地の錦の直垂前に見えたり
○はしの匂ひの鎧は鎧色談に記しぬ
○すそ金物前にみえたり

○龍かしらの冑前に記す
○小からすと云太刀は貞盛より傳る平家重代の太刀なり
○切符の矢は器談に記しぬきりうとよむなり
○重藤の弓前に見えたり
○櫻柳すりたるかいくらは靑貝の螺鈿の鞍をいふなり
一悪源太是は聞ゆる唐革といふ鎧こさんなれ（こさんなれのこの字にこりてよむはわろしこそあれと云詞なればなり）落んところを討と下知せられければ
○唐革といふ鎧は貞盛より傳る平家重代の鎧なり
一鎌田か鞍の前輪にもつらゝゐたれば乘かねけり悪源太是を見給ひて手形をつけてのれやとの給ひければ打物ぬいてづぶ〳〵と手形を切てぞ乘たりける鞍に手形を付る事此時よりぞ初れる
○鞍の手形今も前輪に手形あり挨ずるに鞍の手形鎌田より始ると云は誤なり後三條院御時書かかせられしといふ春日神殿の餝馬の鞍の鞍に手形あり然れば鎌田以前古代よりあり來りしされはこそ悪源太手形を付て乘れやといはれしに鎌田やかて心得て手形を付しなり古代の鞍には手形あるもありなきも有しなり其時まて手形と云ことなくは悪源太も手形といふ名をはいふまし鎌田も手形とは何の事ともわきまふましむかしよりありし事なる故兩人心得たるなり
一大蛇を追て池の汀に立てけり忠盛是を見給ひてこそぬけ丸とは付られけれ　伯耆國大原眞守か作と云々
○ぬけ丸傳來詳ならすぬけ丸と名付しは忠盛の時なり當腹の愛子頼盛の讓られしよし本書（平治物語）に見えたり
○泰根云秡丸ノ本ノ名木幸ト云神劍ナリ伊勢國ノ獵夫ノ所持セルヲ忠盛乞受シナリ
一紺のひたゝれに黑糸威の鎧着て黑塗の太刀を帶黑ほろの矢負塗込藤の弓持て黑き馬に黑鞍をかけて乘給へり　太宰大貳淸盛也
○直垂黑糸威の黑くら等みな前にみえたり
○黑塗の太刀は柄さや黑ぬり金具はしやくとうなり但かな物にほり物繪樣あるへし無紋の黑ぬりの太刀は凶事の時にはくへき太刀なりされは此

黒ぬりと有は有紋の黒ぬりの太刀なり有文と云は金具金銀にてほり物あるをいふたひとりの革にも紋あり無紋といふは金具もくろぬりほり物なし帶とりの革にも紋なき藍革を用ゆるなり

○黒ほろの矢は眞羽の黒ほろなるへしほろ羽の事器談に記す

一義朝かへり見給ひてあはれ源氏はむちさしまてもおろかなるものはなきものかな

○むちさしは馬副の舍人鞭をさす者なり

平治物語武器談終

平家物語武器談

一左兵衛尉家貞といふ者ありらすあをの狩衣の下にもよきおとしの腹巻を着弦袋付たる太刀脇はさんて殿上の小庭にかしこまつてそ候けり
○うすあをの狩衣は前の白あをの狩衣に同し
○もよきおとしの腹巻は萠黄糸にて威したるなり
○弦袋は今弦巻といふ物なり今世つる袋とて別に織物なとにて袋を縫ひ作には誤りなり弦袋は太刀のあしあひに付る物なり室町殿の頃より弦袋を弦巻ともいひし故下學集に兩名を出したるなり下學集を見て兩品の物と思はんは誤なるへし
一観音坊は黒糸威の腹巻に白柄の長刀くきみしかに取り勢至坊はもよきおとしの鎧着てこくしつの太刀持て
○黒糸おとしの腹巻前に見へたりもよき威前に見たり
○白柄の長刀は柄たゝ白木にしたるなり
○こくしつの太刀は黒ぬりの太刀に同し前に記す
一唱其日の装束にはきちんの直垂に小櫻を黄に返したる鎧着てしやくとう作の太刀をはき廿四差たる白羽の矢負重藤の弓脇にはさみかぶとをぬいて高ひもに懸神輿の御前に畏し
○きちんの直垂は麹塵の直垂なり　麹塵は綾なり地モユ木にて文は黄糸なり牡丹唐草に鵲の文を織たり天子着御の物なれば庶人は用へからず其外の文あるを用ひし成へし和漢朗詠集に擲柳誰家曝麹塵と見へたり是春の柳の色を麹塵の色にみなして作れる詩なりこれにて其色を思ふべし
○小櫻を黄に返したる鎧は器談に記しぬ
○しやくとう作りの大刀は錫幷金具をしやくとうにて作なり
○廿四さす事前にしるしぬ
○白羽は鷲の白羽なり前に言たるしら鳥の羽に同し
○重藤の弓前にしるす
○かぶとをぬいで高ひもに懸とは冑をぬぎて右の方へすへらかして冑の緒を兩方の肩の上へ引越して冑の落ぬやうに冑の緒を高ひもにむすび付

器なりたかひもの事前に記しぬ

一小松の大臣はなをしに矢をふて供奉せらる嫡子權亮少將維盛は束帶にひらやなくい負てそ參られける

○なをしに矢負ふては直衣の裝束着てやなくひに矢を盛りて負れしなり是は平胡籙か壺胡籙かしれす直衣の形は裝束圖式に繪圖あり

○ひらやなくひは形箙に似たり壺胡籙は筒のことしそれに對して平胡籙と云圖は裝束圖式に見たり

一阿闍梨祐慶と云惡僧あり丈七尺計有けるか黑皮威の鎧の大荒目にこかね交たるを草摺長に着なしかふとをぬいて法師原に持せつゝ白柄の長刀杖につき

○黑かわおとしの鎧の大荒目にこかねませたるは器談にしるしぬ

○白柄の長刀前にしるしぬ

一入道板敷たからかにふみならししそけての衣のみしからか成に白き大口ふみくゝみひしり柄の刀おしくつろけて着まゝに

○ひしり柄の刀は器談にしるしぬ

一太政の入道は赤地の錦の直垂に黑糸おとしの腹巻の白金物打たる胸板せめ

○赤地の錦の直垂黑糸威前に見へたり

○白金物とはしろかねの金物といふ事なり銀金物なり

○胸板せめてといふはむな板のあひ引の緒と高ひもととり合せてしめたるをいふ

一筑後守貞能は木蘭地の直垂にひをとしの鎧着て

○木蘭地の直垂ひおどしの鎧前にしるしぬ

一腹巻の上にそけんの衣をあいて着に着給ひけるか胸紐の金物のすこしはつれて見えけるをかくさんと頻に衣を引ちかへしそし給ひける

○胸板の金物は腹巻にむなかな物打たるなるへし

一大臣葬の時用る無紋の大刀なり

○大臣葬の時用る無紋の大刀とは柄鞘黑ぬりにして文も蒔かす金具にもほり物なく黑ぬり帶取の革にも文なき藍革を用るなり大臣の葬に限らず總じて腹中凶事にはく太刀なり

一廳の下部の中に金武と云大力の剛の者もへき匂の

腹卷を着て同毛の三枚冑の緒をしめ
○萌黄匂ひの事前にしるしぬ
○三枚かぶとはしころ三枚なるをいふ
一信連が其夜の裝束にはうすあをの狩衣の下にもへぎにほひの腹卷を着て衞府の太刀をそはいたりける
○うすあをの狩衣前に見へたり
○もへぎ匂ひも前に見へたり
○衞府の太刀は器談に見へたり
一信連之を見て狩衣の帶ひも引きりて捨るまゝに衞府の太刀なれども身をば心得と作らせたるを拔合て
○衞府の太刀なれども身をば心得て作らせたるをといふは衞府の太刀は儀刀とて只見せかけ計にして身はなまくら物なり信連は武勇の志ある故身をば心得てきれものを以て衞府の太刀に作したるなり
追說
衞府ノ太刀上古ニハ儀刀ニアラズ中古ヨリ朝廷ノ武備衰テ儀刀ノ如クナリ來レルナリ

一狂文の狩衣にきくとぢ大きらかにしたるに重代のきせながひおどしの鎧着て星白のかぶとの緒をしめいか物作りの太刀を帶廿四差たる大中黑の矢負瀧口の骨法忘れしとや鷹の羽をはいたりける的矢一手を差添たる
○狂文の狩衣といふはその織文常には一色の紋を織を此狂文と云は色々に色を交へて文を織たるをいふなるべしきくとぢ大きらかにしてと云はきくとぢは菊の花のごとくおしひらめたるふさの事なり是狩衣にふさのきくとぢを付て鎧直垂にしたるなり其躰水干のごとくなるべしきくとぢの菊の花のことふさを作るゆへきくとぢといふにはあらずくゝりとぢといふ事を略してくゝとぢといふ事を叉轉じてきくとぢと云なり日本紀に菊理媛(キクリヒメ)をくゝり媛とよむに同じ・
○ひおどしの鎧前に見たり
○白ほしのかぶと前に見へたり
○いか物作りの太刀器談に記しぬ
○大中黑器談にしるす
○瀧口の骨法わすれじとや鷹の羽をはいたりける

的矢一手さしそへたるといふは瀧口のおさなき者は御免を蒙り禁庭にて的を射させて御覽ある事ありされば瀧口は箙に征矢をさして外に的矢一手さす事瀧口の面目なり此事布衣記に見へたりその事を瀧口の骨法といひたるなり矢の羽に鷹の羽といふはくま鷹の羽なり

一乘圓坊の阿闍梨慶秀は衣の下にもへぎ匂ひの腹卷を着大なる打刀前たれにさしほらし白柄の長刀杖につき

○もえぎ匂ひ前に見えたり

○打刀はつは刀とも云つかを卷つはを入たる刀なり今世にさす大小の大の事なり前たれにさしほらしといふ詞古書に間々ありほらしははふらし也放の字なりつれ〲草にはふれたれとゝいふに同じはふらかすこゝろなり俗にはふしなけるなと云も放の字なり

○前たれは前下りなり

○白柄の長刀前に見へたり

一源三位賴政入道今日を最期とや思はれけん長絹の鎧直垂にしなかわ威の鎧着しわざとかふとは着給はす嫡子伊豆守仲綱は赤地の錦の直垂に黑糸威の鎧着たり弓をつよくひかんため是もかふとは着ざりけり

○長絹の鎧ひたゝれ器談に記しぬ

○しなかわおとしの鎧器談に記しぬ

○赤地の錦のひたゝれ前に見へたり

○黑糸おとし前に見へたり

○弓をつよくひかんため是もかふとは着ざりけりといふは弓を心よくひかんとするにはかふとのまひさしなどかさまたけに成ゆへ心よく弓引んとては必ずかふとをぬくなり賴政のわざとかふとを着ざりしこと是ゆへの事なり

一筒井の淨妙時秀はかちのひたゝれに黑かわおとしの鎧着て五枚かふとの緒をしめ黑しつの太刀を帶廿四差たる黑ほろの矢負塗込藤の弓に好む白柄の大長刀取そへてし箙もといてすてゝけり貫脫て跣になり橋の行桁をさら〲とはしりける

○かちひたゝれは前のかちんの直垂に同し

○黑かわおとし前に見へたり五枚かふと前に見へたり

○黒しつの太刀の事廿四差たる黒ほろ前に見へたり

○ぬりこの藤は藤巻の弓を藤の上より漆ぬりたるなり

○白柄の長刀も前に見へたり

○つらぬきは毛沓の事なり

一足利か其日の裝束には朽葉の綾のひたゝれに赤革威の鎧着て高つの打たるかふとの緒をしめ金作りの太刀を帶廿四さしたるきりうの矢負重藤の弓持て連錢蘆毛なる馬に柏木にみゝつく打たる金ふくりんの鞍置てそ乘たりける

○朽葉色の事前にしるしぬ

○赤革おとし器談にしるしぬ

○高つの打たるかふと器談に記しぬ

○金作の太刀前に記しぬ

○きりうの矢重藤の弓等前に記しぬ

○柏木にみゝつく打たる金ふくりんの鞍器談に記しぬ

一源太夫判官兼綱は紺地の錦の直垂に唐綾威の鎧着て白月毛なる馬に金ふくりんの鞍置て次郎丸といふ大刀の剛の者もよき匂ひの鎧着て三枚かふとの緒をしめ

○紺地の錦の直垂前に記す如く子細なし

○からあやおとしの鎧器談に記しぬ

○金ふくりんの鞍金にて前後輪の上にふくりんとるなり

○もよき匂ひの鎧三枚冑等前に見へたり

一重代のきせなか唐革と云鎧をはからとに入てかゝせらる道中には赤地の錦のひたゝれにもよき匂ひの鎧着て連錢あし毛なる馬に金ふくりんの鞍置て乘給へり

副將軍薩摩守忠度は紺地の錦の直垂に黒いと威の鎧着て黒き馬のふとうたくましきにいかけ地の鞍置て乘給へり

○唐革の鎧前に見へたり

○からとは唐櫃なり古は甲冑を唐櫃に入れ置しなり唐櫃は足付たる櫃なり

○赤地の錦の直垂萠黄匂ひの鎧金ふくりんの鞍何も前に見へたり

○紺地の錦の直垂黒糸威の鎧も前に見へたり

○いかけ地のくら器談にしるしぬ
一今度は讃岐守平正盛か前對馬守源義親追討の爲に出雲國へ下向せし例として鈴計給てかの袋に入て雜色か首に懸させてぞ下られける
○鈴は驛路の鈴なり　驛々にて此鈴の音を聞て驛馬を出すなり鹿島正等寺に古の驛路の鈴今にあり金剛鈴のごとくなる物なり別に圖あり
一坂の四郎永覺と云惡僧有もよき威の鎧に黑糸威の腹卷二兩重ねてぞ着たりけるほゝしかふとに五枚かふとの緒をしめちのはのごとくにのつたる白柄の大長刀こくしつの大太刀左右の手に持まゝに
○もよき威の鎧黑糸威五枚かふとこくしつの太刀等前にしるしぬ
○ほうしかふとは器談に記しぬ
○ちの葉のことく乘たるといふはちかやといふ草の葉の如く細長くそりたるといふ事なり
　のりたるとはそりたるといふ事なり
一覺明か其日のていたらくかちのひたゝれに黑糸威の鎧着てこくしつの太刀を帶廿四差たる黑ほろの矢負塗込藤の弓脇はさみかふとを脫て高紐にかけ箙のほうたてより小硯疊紙取出し
○かちのひたゝれ黑糸威こくしつの太刀廿四さしたる黑ほろの矢ぬりこめ藤の弓高ひも等皆前に見へたり
○箙のほうたてといふは箙のはこの所をいふなり
　小硯たゝみかみは箙のほうたてにをしはさみ置たるなり委くは器談にしるしぬ
一齋藤別當實盛は存る旨有けれは赤地の錦の直垂にもへぎ威の鎧着て鍬形打たるかぶとの緒をしめ金作りの太刀をはき廿四差たるきりうの矢負ひ重藤の弓持て連錢蘆毛なる馬に金ふくりんの鞍置て乘りたりける
○此條の品〳〵皆前に見へたり
一經政其日は紫地の錦の直垂にもへぎ匂ひの鎧着て長ふくりんの太刀をはき廿四差たるきりうの矢負い重藤の弓脇はさみかふとを脫て高紐にかけ
○紫地の錦直垂子細なし此外品々皆前にみへたり
一木曾其日の裝束には赤地の錦の直垂に唐綾威の鎧着ていか物作りの太刀をはき廿四差たるきりうの矢負重藤の弓脇はさみかふとを脫て高紐にかけ十

郎藏人行家は紺地の錦のひたゝれに黑糸威の鎧着てこくしつの太刀を帶廿四差たる大中黑の矢負塗込藤の弓脇にはさみ是もかぶとを脫て高紐に掛て畏て候ひける

○此條の品々何れも前に見へたり

一平大納言時忠の卿ひをくゝりの袴いとくすのひたゝれ立ゑぼしにて

○ひをくゝりの袴不詳くゝりとはくゝり染成へし
宇治川に氷魚と云魚ありちいさく細なる魚なり其魚の形の如く細くちいさくくゝり染をしたるをいふ歟

○いとくすの直垂は糸葛にて葛布の事なるべし是は武器にあらず（今葛袴と云は糸葛のはかまの略なり）

一三浦介其日はかちんの直垂に黑糸威の鎧着てこくしつの太刀を帶廿四差たるきりうの矢負重藤の弓脇にはさみかぶとを脫て高紐にかけ腰をかゞめて院宣を請取奉らんとす

○此條の品々前に見へたり

一妹尾に催れ或はかきの直垂につめ紐し或は布の小袖にあつまをりしやふれ腹卷つゝり山うつぼ高箙に矢は少々さしかきおひ〳〵都合其勢二千餘人

○山うつぼ詳ならず只箙相成をいふなるべし

○高箙は高の字假り字なり竹ゑびら成べし是も箙相成事をいふゆへ竹の筒をつぼやなくひの樣にこしらへたるをいふ成べし
或人のもとに竹ゑびらとて駿河細工などゝもいふべく竹をかけて精工なる箙あり是は近世の物なるべし又一說たか箙とは鷹の羽の矢をさしたる箙なりとて例を引たれども此條には只箙相なる躰を言なれば竹の筒の箙の事と見るべし

一鞁判官知康は軍の行事承た御前の西のついかきの上にのぼりあがつて立たりけるか赤地の錦の直垂にかぶと計ぞ着たりけるかぶとには四天を書てぞおしたりける片手には鉾を持片手には金かう鈴をとつて

○赤地の錦の直垂前に見へたり

○かぶと計ぞ着たりけるといふ鎧は着さるなり

○かぶとには四天を書てぞおしたりけるといふ四天王の像か又は其名號が如此おす事法式にてしたるには非ず知康かおこかましき所爲なり鉾鈴

杯を持たるゝ皆おこがましき躰なり鉾は今世の鎗なり

一右少将雅方も鎧に立ゑぼし着て軍の許へ出られたり

○此條子細なし

一豊後の少将宗長木蘭地の直垂におりゑぼし着て供奉されたりける

○木蘭地の直垂折烏帽子前に見たり

一爰にきよれうの直垂にひおとしの鎧着て連銭蘆毛なる馬に金砂たてん鞍置て乗たりける武者長瀬判官代重綱と名乗

○此條の品々皆前に見へたり

一東國の武士と覺へるいかさまにも皆かさ印かい見つゝ中もはてぬ大將九郎御曹子義經

○かさしるしは元來に冑に付くしるしなり後のちは袖印をも笠しるしと云ひ其外物のしるしの總名にも云事に成たり此事武門百ヶ條の許にも記しぬ

武門古實百ヶ條は桂秋齊ガ作ナリ貞丈評ヲ作ル

一義經其日の裝束には赤地の錦の直垂に紫すそこの鎧着て鍬形打たるかぶとの緒をしめ金作りの太刀を帯廿四差たるきりうの矢負重藤の弓とりうちの本を紙を廣さ一寸計り切て左巻に巻たり是ぞ今日の大將軍の印とは見べし

○赤地のにしきの直垂鍬形金作の太刀廿四さしたるきりうの矢重藤の弓等前に記しぬ

○紫すそこの鎧器談にしるしぬ

○弓の鳥打の本を紙を廣さ一寸計に切て左巻に巻たる是を今日の大將軍の印とはみへしと云は盛衰記には薄紅の紙を切て弓の鳥打の程を左巻にぞ巻たりけるとあり古書に大將軍は必弓の鳥うちを紙にて巻べしといふ法式も見へず義經は諸軍勢にまぎれぬために紙にてしるしを巻れしなるべし裝束圖式に衛府の官人の持弓樺を白檀紙紅梅たんしうすやう等にて巻事見へたり是は弓の總躰所々を巻事にて鳥打計を巻には非ず（樺を巻と云は所々に藤の如く巻く事をいふ）此事を學びたるにてもなく只大將軍のしるしに巻たる成べし弓のしるしなり外の人々は鳥打を巻ざるに義經一人巻たるゆへ今日

の大將軍の印とは見へしといへるなりかやうの事深く說を付るは惡し

一木曾殿其日の裝束には赤地の錦の直垂に唐綾威の鎧着ていか物作りの太刀を帶鍬形打たるかぶとの紐をしめ廿四差たるいしうちの矢の其日の軍に射て少々殘りたるをかしら高に負なし重藤の弓眞中取て聞ゆる木曾の鬼あしげと云馬に金ふくりんの鞍をしきて乘たりけるか

○此條の品々何れも前に見へたり

○いしうちの矢器談に記しぬ

一樋口の次郎は降人たりしが頻に首の供せんと申ければさらばとてあいすりの直垂に立ゑぼしにてぞ渡れける

○あいすりの直垂前に見へたり

一白あし毛なる老馬にかゞみ鞍置白くつわはけ手綱むすんで打かけ先に追立ていまだしらぬ深山へこそ入り給ふ

○鏡くら前に見へたり

○白くつわは白みがきの轡なりぬりたるくつわも有ゆへ夫に對して白といふなり

一熊谷が其夜の裝束にはかちの直垂に赤革威の鎧着て紅の母衣を懸こんだ栗毛と云聞ゆる名馬にぞ乘たりける子息小次郎直家はおもだかを一しほすつたるひたゝれにふし繩目の鎧着てせいろうといふ白月毛なる馬にぞ乘たりける旗さしはきちんの直垂に小櫻を黃にかへいたる鎧着て黃河原毛なる馬にぞ乘りたりけり

○かちの直垂赤革威ふしなわめの鎧きぢん直垂に小櫻を黃にかへいたる（かへいたるはかへしたるなりしとい言通るなりこ。）鎧何れも前に見たり

○おもだかを一しほすつたるひたゝれといふは是もあいすりの直垂なり一しほすりたるは色うすきをいふあゐすり前に記す

○旗さしは馬上にてはたを持つ侍なり

○紅の母衣子細なし但近世のごとくほろ籠ほろほね拵を包む樣なる物にはあらず此事保呂考に記し置ぬ

一平山は重目結のひたゝれにひおとしの鎧きて二引雨の母衣をかけめかすけと云聞ゆる名馬にそ乘たりける旗さしは黑かわおとしの鎧に甲をゐくひに

着なしつゝさび月毛なる馬にぞ乘たりける
○ゑけ目ゆひひおとしの鎧黑革おとしの鎧前に見へたり
一小次郎は手負たるかさん候鎧つきを常にせようらかかすなゑころかたふけに內かふと射さすなとこそ敎ける
○鎧つきを常にせよとは鎧をゆりてつき上ケつき上ケするなり鎧春なり よろいつきのつきの字突又衝又付などの字を用るは非なり
○うらかゝすなとは鎧つきをすれば鎧動くゆへ矢の巾りつよからぬ故うらかゝぬなりかゝぬは不闕なりうら迄通らぬをいふなり
○內かふとはかふとの內なり又云鎧の上帶しむる時鎧をゆり上てしむるは鎧つきすへき爲なり
一越中次郎兵衛盛次好む裝束なれは小村濃の直垂に赤威の鎧着て鍬形打たるかふとの緒をしめ金作りの太刀を帶廿四差たるきりうの矢負重藤の弓脇にはさみ連錢蘆毛なる馬に金ふくりんの鞍置て乘たりける
○小村濃はこんの村濃なり小は假字なり紺村濃前にみへたり

此外の品々皆前に見へたり
一馬には乘らてげたをはき弓杖突て生田の森のさかもぎをのぼりこへて城の中へと入たりけり
○げだとは草履の事なり蘭草にて作りたるをはねのげだと言葉にて作るはわらのげだと云なり又こんからとも云
一ひおとしの鎧着て月毛なる馬に金ふくりんの鞍置て乘たりける武者一騎　人見四郎
○此條の品々皆前に見へたり
一薩摩守忠度　紺地の錦の直垂に黑糸威の鎧着て黑き馬のふとくたくましきにいかけちのくら置て乘給ひたりけるか
此條の品々皆前にみへたり
一本三位中將重衡卿は　かちに白黃なる糸をもて岩に村千鳥縫たる直垂に紫すその鎧着て鍬形打たるかふとの緒をしめ金作りの太刀を帶廿四差たるきりうの矢負重藤の弓持てとうし鹿毛といふ聞ゆる名馬に金ふくりんの鞍置て乘給へり乳母子の後藤兵衛成長は重目結の直垂にひをとしの鎧着て三位中將のさしもひそうせられたるよめなし月毛に

を乘せられたる
○かちに白黃なる糸をもて岩に村千鳥縫たる直垂是ぬひ物したる直垂なりかちは地色かちんなり白黃なる糸とは白糸と黃糸なり此外品々前に見へし

一疋に練ぬきに鶴縫たる直垂にもよき匂ひの鎧着て鍬形打たるかふとの緒をしめ金作の太刀を帶廿四差たるきりうの矢負重藤の弓持連錢蘆毛なる馬に金ふくりんの鞍置て乘たりける者一騎
○練貫今世しゝらのしめといふ物なりこれも縫物の直垂なり此外の品々皆前に見へたり

一土肥次郞實平は木蘭地の直垂に小具足計して隨兵三十餘騎引具して
○木蘭地のひたゝれ前に見えたり
○小具足は鎧に付たる小道具といふ事なり小具足の事前の保元物語に記す

一三位中將はこむらこの直垂に折ゑほし引立て
○こむらこの事前に記しぬ

一佐々木三郎盛綱はかねて案内は知りたり重目結の直垂にひおとしの鎧きて連錢蘆毛なる馬に金ふくりんのくら置て乘られたり
○此條の品々皆前に見へたり

一判官其日の裝束には赤地の錦の直垂に紫下濃の鎧着て鍬形打たるかふとの緒をしめ金作りの太刀を帶廿四差たるきりうの矢負重藤の弓眞中とり
○此條の品々皆前にみへたり

一能登殿船軍はやう有物ぞとて鎧直垂をば着給はずかち卷染の小袖に唐綾威しの鎧着ていか物作りの太刀を帶廿四差たりたかうすへうの矢負重藤の弓を持給へり
○から卷染は唐卷染なるべし卷染は今世のしほり染なり糸にて卷きて染る卷めのあとは白く成なり
○唐とは異國より渡りしを云歟此外の品々前に見たり
○たかうすへうの矢はわしの尾羽なりうすへうといふ羽は白くして本末の所少しうす黑きなり此黑みの中の通りにもある羽をたかふすへうといふなり獊器談に委敷記しぬ（うすへう本名はナスメウ也護田鳥をオスメトリト云其詞に似たり）

一能登守殿の童に菊王丸といふ大力の剛の者もへき威の腹巻に三枚かぶとの緒をしめ

○此條の品々前に見へたり

一與一　其頃廿計りの男なりかちに赤地の錦を以おほくひ端袖色へたるひたゝれにもよぎおとしの鎧着て足白の太刀を帯廿四差たるきりふの矢負うす切ふに鷹の羽割合てはいだりけるぬための鏑をぞ差添たる滋藤の弓脇に狭み冑をば脱て高紐にかけ判官の御前に畏る

○かちに赤地の錦を以ておほくひはた袖色へたる直垂はかちはかち布にて紺の黒きなりはた袖とは直垂の袖一幅半なり袖口の方の半幅をはた袖と云色へたるとはかち布の直垂の大くびゑりなりはた袖を赤地の錦にてたちかへ色とりたるなり

○うす切ふはきりふの黒みの色うすきなり

○ぬためのかぶらば鹿の角にて作りたるかぶらなり鹿角をぬたと云めと云は角のはだの皺の如き物あるを云

○足白の太刀器談に見へたり右の外品々前に見えたり

一黒き馬の太う逞しきに丸ほやすりたる金覆輪の鞍置て乗たりけるか

○金ふくりんの鞍前に見へたり

一たとへ千疋萬疋に代させ給ふべき御たらし成ともふすも爭か御命には替させ給ふべきかと口々に申けれ

○御たらしは弓の事なり本は御とらしなりとゝた五音相通する故御たらしとも云萬葉集に御執の梓弓と書てみとらしのあつさゆみとよませたる或說に天竺の具多羅樹は長さ七尺五寸ありて弓尺も同じきゆへ弓をたらしと云の說は妄說なり公事根元にも其多羅樹の故を以て御タラシトいふの說みへたり取にたらず飜譯名義集に多羅樹長さ高さ八九十尺とも尺高さ七仭（七尺を仭とす）とも見えて定りたる事もなし天竺にても日本にても樹木は年々に長していかほどの高さにもなるべし

一義盛畏り承て白旗一流給つて差まゝに手勢十六騎皆白裝束に出立て馳向ふ

此條に子細なし

一重能其日の裝束には木蘭地の直垂に洗革の鎧着て御前に畏てぞ候ひける
○もくらんしの直垂前に見へたり
○洗革の鎧器談に記しぬ
一白篦に鶴の本白鴻の羽割合て作りたる矢の十三束三伏有けるに沓卷より一束計おゐて和田小太郎平義盛とうるしにてぞ書付ける
○沓卷はくちまきなり東鑑には口卷とあり篦口を卷くゆへ口卷といふちゝつ五音相通ゆへくつ卷共云くつ卷といふ詞に付て沓の字をかり用ひて書なり
○鴻の羽はこうの黑ほろ成べし
一白篦に山鳥の尾を以作りたる矢の十四束三伏有けるにくつ卷より一束計おゐて伊豫國の住人仁井ノ起四郎親淸とうるし書にぞ書付たる
○此條子細なし山鳥の羽の事前に記す
一是は篦かよわく候矢束も少しみじかく候へば同じくは義盛が具足にてし候はんとて
○義盛が具足にて仕候はんと云此具足は道具といふ事なり鎧の事を具足といふと軍の道具といふ心なり
一敎經今日を最期とや思はれけん赤地の錦の直垂に唐綾おとしの鎧着て鍬形打たるかぶとの緒をしめいか物作りの太刀を帶廿四差たるきりうの矢負重藤の弓持て
○此條の品々前に見へたり唐綾器談に記す前にも見
一大臣殿は淨衣を着給へりし右衞門督淸宗は白き直垂にて父の御車の尻にぞ參られける
○此條武器にあらず
一壇の浦にて生捕にせられたりし廿四人の士とも皆白き直垂にて鞍の前輪にしめ付てぞ渡れけり
○此條武器にあらず
一土佐坊其日の裝束にはかちの直垂に黑革威の鎧着てしゆつちやうつきんをぞ着たりける
○しゆつちやうづきん出張頭巾首丁頭巾などゝ書なり義經記盛衰記鎌倉年中行事等に見へたり剃髮の者のかふる頭巾なり後三年合戰の繪の末に義家朝臣の馬そひの方者しゆつてうづきんかぶりたる躰見へたり紺色にて頂上の尖りたる頭巾

なり

平家物語武器談終

源平盛衰記武器談

伊勢平藏貞丈著

一家貞ハ布衣ノ下ニ萠黄ノ腹巻衛府ノ太刀佩烏帽子引入袖纐（クヽリ）シテ——子息平六家蓑ハ——布衣ノ下ニ紫威ノ腹巻着テ赤銅作ノ太刀佩テ

○萠の腹巻はとくさ絲おとしの腹巻なり

○紫威は紫革威か紫絲威か何にても紫威なるべし

○赤銅作りの太刀前に見えたり

一觀音坊勢至坊ト云悪僧アリ三枚革威ノ大荒目ノ鎧革摺長コヽメカシ

○三枚革の大荒目器談に記しぬ

一頼政ハ白キ見紋紗ノ水干ニ小袴ニ藍摺ノ帷子着テ立烏帽子ニ太刀ハキテ胡籙ヲ不負淺沓ヲハケリ

○此條さかさまなり藍摺の帷子に見紋紗の水干とあるべきなり藍摺は保元物語の解に記す

○胡籙の事前に見えたり

一敎盛朝臣ハ立烏帽子ニ冑ヲ着ス若狭守經盛朝臣ハ折烏帽子ニ冑ヲ着ス大夫尉貞能以下甲冑ヲ着ス

○此條の品々前に見えたり

一源兵庫頭頼政ハ赤地ノ錦ノ直垂ニ品皮威ノ鎧着テ五枚甲ニ滋籐ノ弓廿四差タル大中黒ノ矢負テ宿赭白毛馬ニ白覆輪ノ鞍置テ乘ル——唱ハ小櫻ヲ黄ニ返シタル鎧ニ甲ヲ腋ニ挾ミ弓ヲ平メ神輿近ク參リ寄

○品皮威の鎧器談に記此外の品々前に見たり

一戒淨坊相模阿闍梨祐慶ハ——三枚甲ヲ居頸ニ着ナシ黒皮威ノ大荒目ノ鎧ニ三尺ノ大長刀ノ茅葉ノ如クナル杖ニ突テ

○此條ノ品々前に見えたり

一相國ハ素絹ノ衣ヲ着シ尻切ハキ長念珠後手ニ取テ聖柄ノ刀サシ

○尻切ハ革の草履なり聖柄の刀前に記す

一入道ハ帽子甲ニ萠黄腹巻ノ袖付タルヲ着テ小長刀斗ニテ

○帽子冑器談に記しぬ

○萠黄の腹巻前に見えたり袖付てとは腹巻には袖なきものなり此事前に記しぬ 平治物語第十三條はらまきに左右の小手さしてと云條にしるしぬ

○腹巻を鎧の代りに着るには鎧の袖を取て付るな

り式正の鎧の袖はこはぜかけにせす紐にて付る故腹卷に付るにもかの紐を腹卷のわたかみに結付るなり紐三所にあり

一入道ハ一生絹ノ帷子ノ脇掻タルニ赤地ノ錦ノ鎧直垂ニ白金物打タル黒糸威ノ腹卷ニ打刀前垂ニ差シ

○此條の品々前に見えたり

一入道ハ小具足取付腹卷着テ

○小具足は前に記しぬ此所小具足と云たるは鎧の小具足なり但此所にてはわいたては除くなり

ハラマキニハワイタテナシ

一障子少シ引立テ腹卷ノ上ニ薄黒染ノ素絹ノ衣ヲ引掛テ出給ヒタリケルカ

○此條子細なし

一金剛左衛門俊行カ士兵衛俊宗ト云侍二人烏黒ナル馬ニ白伏輪ノ鞍置テ魚綾ノ直垂ノ下ニ火威ノ腹卷月ノ光ニ輝テ――市夜叉瀧夜叉トテ大ノ童ノミメヨキ二人滋目結ノ直垂ニ菊閉ノ下腹卷ニ矢負タリ上下ノ弭ニ角入タル滋藤ノ弓ヲソ持タリケル――是等モ皆黒糸威ノ腹卷ニ手鉾長カ持タリケル

○滋目結の直垂に菊綴して云々菊とちのこと前にいふことし此段の文鎧を以て直垂に菊とちあるもあり菊とちなきもある事を知るべし菊とちも直垂のかさりなり二ツもならべ三ツもならへて付る又一ツも付る孑りには八ツ七ツ九ツもならべて付るなり何の數をかたどる抔といふ事もなし滋目結の事は前にみえたり

○下腹卷とは裝束の下に腹卷着るをいふなり此外の品々前に見えたり

○手鉾は今世の直鎗なり後三年合戰物語に手鉾見へたり其繪に直鎗を書たり飛彈守惟久か繪なり

弭ノ字ハズトヨムナリ印板ノ本ニ弭ノ字ニツクト假名チ付ルハ大ニ誤リナリ

一或柿ノ衣に不動袈裟係タリ或ハ鵄甲ニ鎧着タリ或ハ首丁頭巾ニ腹卷着タリナントシテ

○柿の衣をはすゝかけ衣といふなり

○不動袈裟は今も修驗者の山伏のかくる金のりんほうを打或は白き房を付たるけさなり今世これをすゝかけといふは非なり

○鵄甲不詳鳳翎盔の類の形歟上卷平家ニモ見首丁頭巾器談ニ記ス

一青狩衣ノ下ニ萠黄ノ糸威ノ腹卷着テ烏帽子ノ尻盆ノ窪ニ押入テ狩衣ノ小袂ヨリ手ヲ出シ衛府太刀身

ヲハ心得テ作リタルヲ佩テ
○此條前の平家物語の註に同し
一金武ト云放免アリ究竟ノ太刀大腹巻ニ左右ノ小手指打刀抜テ向會タリ
○腹巻に左右の小手さすといふ事前にいふがことし打刀前にみえたり放免ト云検非違使ノ廳ノ下部ナリ
一左衞門尉赤皮左衞門尉藍皮是ヲ以テ侍ノ品ヲ知國王ノ御寶ナレハ可遁非分雜笠注ナリ
○此條弦袋の故實を云信連か詞なり此前の文に云弦袋といふは又後の内侍所の御貌を形れり其故に百官悉く朝に雖爲召仕衞府の官は淺官なれは地下にして致奉公眞人に紛るべきによつて内侍所の御貌を學び弦袋を賜りて左右の兵衞の尉赤皮云々弦袋の事前に記す
一信連ノ左右ノ小手腹巻着テ太刀ヲ抜
○左右の小手に腹巻着てと云々腹巻に小手さすこと前に見えたり
一大將ヨリ給ハヌ鎧着テ小槽毛ニ乘ー競ハ瀧口ノ名殘ヲ惜ミケルニヤ白羽ノ矢ヲソ負タリケル
○白羽の矢是平家物語に云瀧口の的矢一手の事なり
一乘圓坊阿闍梨慶秀ハ下腹巻ニ衣裝束長絹袈裟ニテ頭ヲ裹ミ打刀前垂ニサシ
○下腹巻前に記す打刀前に見えたり
一明春今日ハ事ヲ好ミテソ裝束シタルシカマノ褐ノ鎧直垂ニ紺ノ頭巾ニ黒糸威ノ大荒目ノ鎧一枚交ナルヲ艸摺長ニユリ下三枚甲ノ緒ヲ强クシメテ黒塗ノ太刀ノ三尺五寸アルニ練ツハ入テ熊皮ノ尻鞘ヲサシ同シ毛色ノツラヌキヲソ帶シタリケル黒塗ノ箙ニ塗篦ニ黒ツ羽ヲ以テハキタル矢ノ二十四差タルヲ頭高ニ負ナシツヽ七モチリナルマユミノシメ塗ニ塗タルニヌリ弦懸テ眞中ヲ取烏黒ノ馬七寸ニハツミタルニ黒鞍置テ熊皮ノ泥障差テソ乘タリケル同宿二十人同毛色ニ眞黒ニソ出立タル三尺五寸ノ長刀童ニ持セテ具足セリ
○シカマノ褐の鎧直垂は播磨の國餝磨の里より出る名物のかち布の直垂なりかち色は紺色を猶濃く染て黒く成たるなり俗にかちん色といふ惣じて何の書にてもかちの直垂とあるは皆シカマノかちの布の直垂と知べしかちの直垂の事猶器談

に記しぬ
○紺の頭巾は紺色の出張頭巾なるべし
○黒糸威の大荒目の鎧の壹枚まぜなるは器談並鎧色談を參考すべし
○練つばの板目革を以て作り練皮の鍔の事なりさればねりつばといふ上に地をして黒く塗りふくりんをかけたるものなり形は色々あるべし
○黒ぬり箙黒染の箙なり
○黒ツ羽は鷲の黒羽なりつの字は助語なり納器談に記す七もちりなるとは丸木弓の木に節七所ありて其節この所にて少しつゝ曲りもぢれたるなり直ならぬ故弓の力つよきなり今川貞世九州道行ふりの歌に　おひまかるまきの丸木の弓とりはすくなるよりも力こそあれと詠じ歌にて考べし
○まゆみは檀木にて削りたる弓なり是丸木の弓なりしめぬりにぬるとは漆にてかたく塗しめる心なり
○漆弦とは弦を漆にて黒くぬりたるなりせき弦を云なりぬり弦とせき弦とは少し違ひたれども此所の漆弦はせき弦を云なるべし右の外の品々前にみえたり

一慶秀ハ白帷子ノ腋カキタルニ黄大口着テ萌黄ノ腹卷ニ袖付タリ明神ハ腋カキタリケル渇ノ帷ニ白キ大口ニ洗革ノ腹卷ニ射向ノ袖ヲソ付タリケル
○白帷の腋かきたるとは腋を縫ずして闕たるなりその形直垂の如し是大帷子なり渇の帷も又是に同じ右の外品々前に見えたり
一又太郎ハ｜緋威ニ金物打未巳ノ時トソ見ヘシ白星ノ冑居頸ニ着ナシ大中黒ノ二十四差タル矢頭高ニ負滋藤ノ弓眞中取紅ノ母衣掛テ連錢蘆毛ノ太ク逞シキニ金伏輪ノ鞍置テソ乗タリケル
○また巳のときとぞ見へしは緋威の新しくはあらて又古びもせず十二時にといはゞ己の時斗の位成と云なり
○紅の母衣子細なし但しほろの形前にいふことし右の外の品々皆前に見えたり
一源三位入道ハ薄墨染ノ長絹ノ直垂ニ品革威ノ鎧着テ今日限リトヤ思ケンソサト甲ハ着サリケリ此奈革威トハ藍革ニ文ニシダヲ付タリケル嫡子伊豆守仲綱ハ赤地ノ錦ノ直垂ニ黒糸威ノ鎧着テ是モ冑ハ

着サリケリ矢束ヲ長ク引ントナリ舍弟源太夫判官黍綱ハ萠黄ノ生絹ノ直垂ニ緋威ノ鎧着テ白星ノ冑ニ蘆毛ノ馬ニソ乗タリケル

○薄墨染の長絹の直垂とはうす墨染は今世のねずみ色なりうすゝみは僧尼の着る色なり是をにび色ともいふ頼政は入道故此色を用ひしなるべし長絹の直垂の事器談に記しぬ

○品川おとしの鎧器談に記しぬ

○此奈革の字印本に紫革とするは誤なり此奈(シナ)を一ツにして紫の字と誤るなり

○萠黄の生絹の直垂といふは生絹はすゝしなり絹のねらぬを云

○シダハ今江戸にて裏白と云右の外の品々皆前に見えたり

一同七郎貞俊緋威ノ鎧ニ白キ縨係テ

○ひをとしの鎧白縨の事前に見えたり

一圓満院の大輔は赤威ノ鎧ニソリカヘリタル長刀持

○赤おとしのこと器談に記す

一朝敵鎮ル形ニソ出立ケル生衣ノ捻(ヒネリ)重ニ黄ナル大口葉早(ハツモミヂ)黄色ノ直垂ヲ着タリケル彼直垂ニハ左ノ肩ニハ八幡大菩薩ト縫右ノ肩ニハ山鳩ヲソ縫タリケル産衣ト云鎧ヲ着テ男山三度奉拜伏其後鎧ヲハ脱テ直垂ニ小袴斗ナリ一唱ハ小櫻ヲ黄ニ返シタル腹巻ヲ着セ十六差タル大中黒ノ矢ノ表ニ水破兵破ト云鏑矢二ツ差雷上動ト云弓ヲ持セタリ水破ト云矢ハ黒鷲ノ羽ヲ以テハキ兵破ト云矢ヲハ山鳥ノ羽ニテハキタリケリ早太ニハ骨食ト云太刀ヲ懐ニササセタリ

○朝敵を鎮る形にて出立けると云々朝敵鎮るには必如斯出立つ法といふにはあらず怪物を射るに朝敵を退治する如く装束物の具を厳重にしけるといふ事なるべし

○生衣(スヽシ)の捻重とはあはせの衣の事なり（衣は小袖の如し袖にひろ袖なり装束の下に着るもの也）捻重とはあはせ縫にせずして表裏の端を捻り合せて縫なり

○葉早(ハツモミヂ)黄色の直垂ははつもみちといふ色目装束抄などには見えず黄紅葉と云名はあり是はつもみぢ同物なるべし紅葉の初に黄かちなるは初紅葉なり黄紅葉もはつもみぢとよまんもひかことな

らじ胡曹抄に黄紅葉表黄裏蘇芳九十月の頃の衣(キヌ)の色なり是は衣なれども狩衣の色にも用るなり狩衣にも裏をうつもあり(物具抄ニアリ)装束要領抄に名あり狩衣の部に黄紅葉花山の院右大臣忠定公の説表黄裏蘇芳自二九月一至二五節一着之とあり直垂の色にも同じ事なり直垂にも裏打の直垂あり平家物語には二重のかりきぬとあり(二重のかりきぬと裏あるかりきぬとは少差別あり)

○鹿衣の鎧平治物語に見えたり

○小櫻を黄に返したる鎧器談に記しぬ前にも見えたり其外の事皆前に見えたり

○雷上動弓の事詳ならず水破兵破も詳ならず雷上動の事荻生茂卿の推量の説あり水破兵破予が推量の説有推量なる故略之右の弓矢椒花女といふ仙女來りて頼光の夢中に授けしといふ俗説信ずるに足らず

○骨食といふ太刀傳來詳ならず懐にさしたるとあれば懐刀なり脇ざしの刀といふものなり太の字は衍字にて刀なるべし凡刀といふは腰刀もあり脇ざしの刀もあり何れも甚疑きものなり又打刀あり鍔刀ともいふ

一盛遠村紺の直垂ニ黒糸威ノ腹巻ニ袖付テ折烏帽子係ニカケ銀ノ蛭巻二筋通シテ巻タル長刀

○紺村紺は紺村濃なりこんむらこの事前に記しぬ腹巻に袖付る事前に記しぬ

○折烏帽子係にカケト云は折ゑほしの事は前に記しぬカケニカケト云は傳寫の誤成ヘシカケ緒カケなるべし

○銀の蛭巻は銀の輪を入たるなり蛭の巻付たるかたちに似たり

一佐殿ノ御座スル處ヲ黒脛巾カヽケ○ウハゲヽハキテ

○脛巾ははゝきとよむ今はきやはんと云ゲヽは前に見たり

一紫威ノ腹巻に太刀計テハキテ乳母子ノ淵崎三郎相具シテ

○紫おとし前にしるす

一狩衣ノ上ニ腹巻着タル男ノ

○狩衣の上に腹巻着たる是上腹巻をいふなり

一兼隆紺ノ小袖ニ上腹巻着テ

○紺の小袖に上腹巻着て是も上腹巻なり腹巻は鎧

の下に着るは勿論裝束の下又小袖の間に着べき物成故にあらはして着るを上腹卷と云下に着るを下腹卷といふ

一古山法師ノ註記ト云ケルカ萠黃威ノ腹卷ニ三尺二寸ノ太刀ヲ拔テ

○萠黃おとし子細なし

一與市（眞田義貞なり）其日ノ裝束ハ靑地錦ノ直垂ニ赤威肩白ノ鎧裳金物打タルヲ着テ妻黑ノ矢負長覆輪ノ太刀ヲ帶引立烏帽子ヲ引立テ弓ヲ平メテ跪テ將軍ノ前ニ平伏セリ

○赤威肩白の鎧は鎧色談に記しぬ肩白赤威といふも同じすそ金物前に記す其外みな前に見えたり

○妻黑の矢はわしの羽のつまの黑きなりつまとは端の事なり但し羽のかしらの方の端なり

一與市カ鎧ハ裳金物ノ殊ニキラメキテ馬ノ毛モ白カリキ白キ緄ヲ掛タリツレハ驗カリツルト歟

○すそ金物並緄の事前に見えたり

一兵衞佐ハ其日ノ裝束ニハ赤地ノ錦ノ直垂ニ赤威ノ鎧着テ臥木ノ端近ク居玉ヘリ裳金物ハ銀ノ蝶ノ丸ヲキヒシク打タリケレハ殊ニカヽヤキテソ見ヘケル

○此條の品々皆前に見たり

一弓取直シテ鎧ニ幕付サセテ大音アケテ

○鎧に幕付させてといふ事知らぬ事なり傳寫の誤か板行本には右の如くあり鎧のかとくひに母衣付の穴といふあり是に據て思ふに母衣の二字を誤て一ッに合て〓と書て有しを幕の字としたるにあらざるか鎧にほろ付る事愚意の趣保侶推考に記しぬ參考盛衰記には鐙の字を鎧の字に書たり鎧に幕付ると云も心得がたし

一肌ニハ白キ帷ニ脇搔キ白キ袷ノ小袖一重木蘭地ノ直垂ニ赤皮威ノ鎧ニ白星ノ甲ヲ着廿四差タル黑ツ羽ノ箙四尺六寸ノ太刀ニ熊ノ皮ノ尻鞘入テソ帶タリケル滋藤ノ弓眞中トリ烏黑ナル大馬ニ金伏輪ノ鞍ニソ乘タリケル―綴太郎

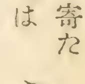
○肌には白き帷の脇搔き白き袷の小袖といふ文さかさまなり肌には白き袷の小袖に白き帷の脇搔とあるべきなり白き帷の脇闕（搔の字は假名なり）たるは大帷なり直垂の下に大帷を重ぬるなり

○赤皮威器談に記しぬ此外前に見えたり

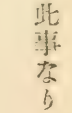
一金子十郎ーフシ縄目ノ鎧ニ三枚冑ノ緒ヲシメ冑ノ上ニ萌黄ノ腹巻打カツキテ楯ノ水マテ攻付アリ
○ふし縄目の鎧器談に記しぬ前にも見えたり其外の品々前に見えたり
一白直垂ノ袖セハキニ褻烏帽子引立テ雑色二人ニ馬ノ口ヲ引セ中間六人ニ左右ノ膝ヲオサセ太刀計ヲ腰ニ付テ右ノ手ニ鞭ヲ貫キ左ノ手ニ手綱ヲカイクリ既ニ打出ントシケリ
○もみゑほし器談に記しぬ其外子細なし
一維盛ハ赤地ノ錦ノ直垂ニ大頸端袖紺地錦ニテソタシタル萌黄匂ノ糸威ノ鎧ニ金伏輪ヲ掛連錢蘆毛ノ馬ノ太ク逞シキニ鋳懸地黄覆輪ノ鞍ヲケリ
○大くひはた袖たちふる事前に見えたり
鋳懸地は沃掛地なり器談に記しぬ黄伏輪金覆輪なり或説に金の無垢を金ふくりんと云銀の無垢は銀ふくりんと云銀の焼付は白覆輪といふといへりこの説甚うがちたる説なり用ゆべからず何にもせよ金の色なるは金ふくりんとも黄ふくりんとも云銀の色したるを銀ふくりんとも白ふくりんとも云無垢と焼付を分るに不及也古代の物無垢は少く多くは焼付なり右の外しな〴〵前に見えたり
一坂ノ四郎永覺ト云ケル悪僧褐ノ直垂ニ萌黄ノ腹巻ニ袖付ケ
○此條の品々前に見えたり
一義成ハ紫ノ取染ノ唐綾ノ直垂ニ萌黄ノ白ノ鎧着テ白蘆毛ノ馬ニ乗ル
○紫のとり染はしほり染なり犬追物の射手素襖にとり染を用る事ありとりよせてくゝり染るなり古今著聞集にあかとり染の水干見えたり赤きとり染をいふなり此外前に見たり
一青狩衣ノ上クヽリ萌黄ノ腹巻ニ細身作リノ太刀帯テ蘆毛ノ馬ニゾ乗タリケル
○細身作り太刀の身を細く作りたるなり其外前に見たり
一行家ハ赤地ノ錦ノ直垂ニ小櫻ヲ黄ニ返シタル鎧着テ鹿毛ナル馬ニ黄覆輪ノ鞍置テ乗タリ
此條の品々前に見たり
一西七郎廣助ハ火威ノ鎧ニ白星ノ冑着テ白蘆毛ノ馬ノ太ク逞シキニ白伏輪ノ鞍置テ

此條の品々前に見えたり
一赤地ノ錦ノ直垂ニ黒糸威ノ鎧鍬形打タル冑着テ連錢蘆毛ノ馬ニ金覆輪ノ鞍置テゾ乗タリ—宮部三郎家俊
○此條の品々皆前に見たり
一六人ノ大將各々色ニ裝束シテ打立給ヘリ蜀江ノ錦直垂ニ金銀ノ金物色々ニ打クヽミタル鎧着テ對面ノ爲ナレハ甲ヲハ着給ハス大中黒ノ矢ニ滋藤ノ弓持テ雪ヨリモ白カリケル蘆毛ノ馬ニ螺鈿ノ鞍置テ乗玉ヘリ
○蜀江の錦の直垂は唐土蜀の國の巴江に糸をつらして織たる錦なり蜀江の錦には金糸を交る事なし螺鈿の鞍は具くらなり青貝すりたる鞍なり
右の外品々皆前に見たり
一今城寺太郎光平ト云者アリ褐ノ直垂ニ袖ヲハ紺地ノ錦ヲ付タリ紫糸威ノ鎧ニ大中黒ノ矢頭高ニ負重藤ノ弓眞中トリ八寸ニ餘リタル大栗毛ト云馬ニ白伏輪ノ鞍置テ
○褐の直垂に袖をば紺地の錦を付たり是前にも見たる大くびはた袖たちかへたるに同じ是は袖ばかりかへたると見ゆ
一富樫次郎家經黒糸威ノ鎧ニ鴾毛ノ馬ニソ乗タリ
○此條品前に見へたり
一覺明其日ノ裝束ニハ褐ノ直垂ニ首丁頭巾裾縄目ノ鎧黒ツ羽ノ矢負テ三尺一寸ノ赤銅作リノ太刀帯塗籠藤ノ弓脇ニ狹テ
○しゆてうづきん前に見たり
○ぬりこめ藤の弓器談に記しぬ其外の事前に見たり
一三河守知慶ハ赤地ノ錦ノ直垂ニ紫スソコノ鎧ニ鹿毛ナル馬ニ乗—右兵衛佐爲盛魚綾ノ直垂ニ萌黄匂ノ鎧ニ連錢蘆毛ノ馬ニ乗テ同連テ蒐入ケリ
○紫すそご前に見ゆ器談に記しぬ其外前に見へたり
一入善小太郎安家ハ赤革威ノ鎧ニ白星ノ甲着テ糟毛ナル馬ニ金伏輪ノ鞍置テ只一騎控タリ
○此條ノ品々前に見たり
一實成ハ　赤地錦ノ鎧直垂ニ黒糸威ノ鎧ヲ着十八差タル石打ノ征矢負テ只一人進出テ
○此條の品々前に見えたり

一薩摩前司親頼薄䙊ノ生絹ノ魚綾ノ直垂ニ赤威ノ鎧着テ白蘆毛ノ馬ニ乘テ
○此條の品々前に見へたり
一義澄ハ赤威ノ鎧ニ甲ヲハ不着
○此條の品々前に見たり
一敎經ハ紺ニ白キ糸ニテ群千鳥縫タル直垂ニ紅威ノ鎧長伏輪ノ太刀ヲハケリ越中二郎兵衞嗣ハ滋目結ノ直垂ニ耳座滋ノ鎧ヲ着タリ上總五郎兵衞忠光ハ縫摺ノ直垂ニ赤威肩白ノ鎧着タリ飛彈ノ三郎兵衞景家ハ褐ノ直垂ニ大袷袖ヲ赤地ノ錦ヲタチ入タルニ黑糸威ノ鎧ヲ着セリ
○紺に白き群千鳥縫たる直垂是は縫物の紅威はひおとしなり猶器談に記しぬ
○耳座滋（ハタスソコ）ははたすそこなり鎧色談に記しぬ
○縫摺の直垂は藍擢の衣（前に見へ）に縫文をしたる成へし右の外の品々前に見たり
一行家ハ赤地ノ錦直垂ニ黑糸威ノ鎧着テサヒ鴾毛ノ馬ニ乘ム田次郎重弘ハ三遠鴈ノ直垂ニ紫威鎧着テ黑ノ馬ニソ乘タリケル
三ッ遠鴈の直垂は地不詳織物か染物か縫物歟しれす鴈を三ッつゝ寄たる紋なり遠鴈と云は如此なるは結鴈といふ



此事なり



右の外品々前に見たり
一木曾ー小袴ニ懸直垂烏帽子ニ手綱ウタセテ鬢モカヽスシテ申ケルコトハ
○小袴はくゝり袴さしぬきの事なり懸直垂の上を袴に着こめすして袴の上に打かけて着たるなり
一御方ノ笠符ニハ青松葉ヲ甲ノ鉢ニ着鎧ノ袖ニ付抔シテユヽシク輕骨也知康ー赤地ノ錦ノ鎧直垂ニ脇楯ハカリニ廿四差タル征矢負門外ノ床子ニ尻懸
○床子は床几なり四ッ足あり但たゝみ床几にはあらす其外の事前に見えたり
一知康ハ軍奉行承テ甲ヲハ不着鎧斗着テ四天王ノ貌ヲ繪ニ書テ鎧ノ胸ニ押左手ニ鉾ヲ突キ右ノ手ニ金剛鈴ヲ振テ
此條前の平家物語に見えたり
一加賀坊ト云法師武者アリ黑糸威ノ鎧ニ蘆毛ノ馬乘
○黑糸の鎧前に見えたり
一播磨中將雅賢ー滋目結ノ直垂ニ黑糸威腹卷ヲソ着

ラレタリケル
此條の品々前に見えたり
一主水正近業ハ｜狩衣ニクヽリ上テ蘆毛ノ馬ニ乘狩衣ノ下ニ腹卷ヲソ着タリケル
○狩衣の下に卷腹着事前に見たり下腹卷なり
一經正ハ練貫ニ鶴ヲ逢タル鎧直垂に萠黃糸威ノ鎧着テ
○練貫の事前に記す其外前に見たり
一義仲ハ赤地ノ錦ノ直垂ニ塗籠ノ矢負テ蒔劍ヲハケリ折烏帽子ニ黑革威ノ鎧ヲ着シ笠符ヲ左右ノ袖ニソ付タリケル
○塗籠の矢は篦を漆にてぬりたる矢なり
○蒔劍は蒔繪の太刀なり
○笠符を左右の袖に付と云は袖しるしなり袖印をも笠しるしと云なり前に記しぬ其外の事共前に見へたり
一景季カ裝束ニハ木蘭地ノ直垂ニ黑革威ノ鎧ニ三枚甲ノ緒ヲシメ滋藤ノ弓ノ中ヲトリ廿四差タル小中黑ノ矢負練鍔ノ太刀佩テ鎌倉殿ヨリ給リタル磨墨ト云名馬ニ黑塗ノ鞍置テ乘タリ高綱ハ褐ノ直垂ニ小櫻ヲ黃ニ返シタル鎧ニ鍬形打タル甲笛藤ノ弓眞中取廿四差タル石打ノ征矢頭高ニ負噴物作ノ太刀佩テ是モ鎌倉殿ヨリ玉ハリタル生唼ト云馬ニ黃伏輪ノ鞍置テ騎タリ
○小中黑の矢は大中黑の中の黑み少きなり大中黑器談に記しぬ其外の事前に見えたり笛藤の弓は笛の如し弓を黑くぬり藤を赤くぬりたるを云其外の事皆前に見たり
一重忠ハ赤地ノ錦ノ直垂ニ赤威ノ鎧着テ鬼栗毛ト云馬ニ巴摺タル鞍置糸總ノ鞦懸テ乘タリケル
此條の品々皆前に見たり糸總の鞦子細なし
一根井大彌太行親ト名乘テ褐ノ直垂ニ小櫻威ノ腹卷ニ洗革ノ大鎧重テ三尺六寸ノ大太刀ニ廿四差タル黑羽ノ征矢負テ白星ノ五枚甲ヲ猪頸ニ着塗籠藤ノ弓眞中取黑糟毛ノ馬ノ太ク逞シキニ金伏輪ノ鞍置テ乘タリケルカ
○小櫻威は器談に記しぬ（小櫻を黃にかへしたる條に）
○大鎧大太刀などは皆大男なる故用之常人の身には大なるなり
右の外皆前に見たり
一黑革威ノ鎧着タル武者（大串三郎）然ルベクハ助給ヘト云

ケレハ―又赤威ノ鎧着テ黒馬ニ劣ラシト流行者アリ鹽治小三郎維慶
此條の品々前に見たり
一長瀬判官代義員―赤地錦ノ直垂ニ黒糸威の鎧ニ銀○形ノ甲ニ白總ノ馬ニ白伏輪ノ鞍置テソ乗タリケル金作ノ太刀ヲ拔テ向ヒケル
此條の品々前に見たり
一義仲赤地錦ノ直垂ニ紅ノ衣ヲ重テ石打ノ胡簶ニ紫威ノ鎧着テ
○紅の衣といふは小袖の事にはあらず衣といふは袿の事なり衣と袙と同様なる物にて袙は足までとゝくほと短く衣はそれより少し長く足より餘るほどにするなり惣躰小袖のごとくにして廣袖なり袖の下より兩脇をば縫ふさかす脇を開ておくなり袷なり兩品ともに裝束の下に着る者なり男の着るはウチキといふ女の着るは小ウチキといふ條に賜はるは大ウチキト云
○石打の胡簶は石打の征矢を差したる胡簶といふ事なり古書に如此書たる例間々有之脱文にはあらず僻抄に府の隨身鷲尾の胡簶を帯 加文 鷹胡簶を負可なり又今昔物語に節黒の胡簶に鴈服の二ならひに征矢四十ばかりとあるも同例なりさしたる矢を以て胡簶を稱するなり
○紫おとしの事前に見たり
一貞長ハ狩衣の下ニ紺糸威ノ腹卷ヲ着シ立烏帽子ニ噴物作ノ太刀脇ニ挾デ出ケルカ太刀ヲバ御所ノ簀ニ立テ御氣色ノ次第ヲ相尋ヌ赤地錦ノ直垂ニ萠黄ノ唐綾ヲ疊テ坐紅ニ威タル鎧着テ鍬形ノ甲下人ニ持セテ後ロニアリ金作ノ太刀佩タル鎌倉兵衞佐頼朝舍弟九郎義經生年廿五歳今度大將軍ト名乗ニ合テ鎧ノ袖ニ南無宗廟八幡大菩薩と書付ケリ塞ニ軍將ノ笠璽ト見ヘタリ薄紅ノ紙ヲ切テ弓ノ鳥打ノ程ニ左巻ニソ巻タリケル―青地錦ノ直垂ニ赤威ノ鎧着備前作ノカウ平ノ大太刀帯タルハ次郎重次―菊閉ノ直垂ニ緋威ノ鎧ハ右馬允重助―蝶ノ丸直垂ニ紫下濃ノ小袖ハ河越太郎重頼―大文字ヲ三字宛書タル直垂ニ黒糸威ノ鎧ハ源太景季―三ツ目結ノ直垂ニ小櫻ヲ黄ニ返シタル鎧ノ褶金物殊ニキラメキテ見ケルハ四郎高綱―義經ハ熊ノ皮ノ頬貫ヲ履白餘ハ牛ノ皮ヲ履

○紺糸おとし子細なし
○萌黄の唐綾を疊て坐紅に威たる鎧鎧色談に記しぬ八幡大菩薩と書は袖しるしの絹に書たるなり
弓の鳥打を卷事平家物語の註に記しぬ
○カウ平の太刀は秩父が家重代の太刀なり平四寸長三尺九寸ありけるよし本に見えたり
○菊閉の直垂と云は鎧直垂に菊とぢあるもなきもあるゆへ菊綴の直垂と斷りたるなり此事前にも記したり
○小鎧は重頼十六歳なる故鎧小さきなり
蝶の丸大文字三ッつヽ書たる三ッ目結等の直垂の地染色詳ならす
○熊の皮と牛皮とにて軍將の類貫階級を立たりつらぬきは毛沓なりつらぬきにはタテアケなし其外の品々前に見たり
一長瀬判官代ト云者黒糸威ノ鎧ニ蘆毛ノ馬ニ乘テ
○黒糸威前に見たり
一勅使河原權三郎ハ木蘭地ノ直垂ニ黒糸威ノ鎧ニ白星ノ甲廿四差タル黒布露ノ矢黒漆ノ弓ニ黄駱馬ニ黒塗ノ鞍置テ乘タリケル同四郎有則ハヒラクヽリノ直垂ニ赤威ノ鎧同色ノ甲ニ廿八差タル鴇ノ石打頭高ニ負三所藤ノ弓中取テ黒駮ノ馬ニ金覆輪ノ鞍置テゾ乘タリケル
○黒漆の弓是は藤卷にして黒くぬりたるを云歟藤を卷て黒くぬりたるはぬりこめ藤と云なりひらくヽりの直垂はしほり染にてそのしほりの大なるをひらくヽりと云歟ひらとは廣きを云なるべし
○三所藤弓武田小笠原等の説に寄らは三所つヽ藤にてよせて卷たるなり右の外品々前に見たり
一巴ハ都ヲ出ケル時ハ紺村紅ニ千鳥ノ鎧直垂ヲ着タリケルカ關寺ノ合戰ニハ紫隔子ヲ織付タル直垂ニ菊閉滋クシテ萌黄糸威ノ腹卷ニ袖付テ五枚甲ノ緒ヲシメ三尺五寸ノ太刀ニ廿四差タル眞羽ノ矢射殘リタルヲ負重藤ノ弓ニセキ弦カケ連錢蘆毛ノ馬ニ金覆輪ノ鞍置テゾ乘タリケル——甲ヲ脱長ニ餘ル黒髮ヲ後ヘサト打越テ額ニ天冠ヲ當テ白打出ノ笠ヲ着テ眉目モ形モ優ケリ
○紺村紅ハ紺村濃なり紅の字は假字なり
○紫隔子を織たる直垂菊綴滋してといふにて考へ

し鎧直垂に菊とぢあるもあり菊とぢしけきもある事を知るへし近世菊とぢの數九萬八千の軍神を表してゑりの左に九ッ右に八ッ付るなとゝ云やうなるは僞りなりとしるべし

○萠黄糸威の腹卷に袖付てといふ前にもいふ如く腹卷には袖なきものなる故袖付てと斷たるなり

○眞羽の矢は眞鳥羽なり眞鳥とは鷲の事なりワシニ大鳥小鳥あり大鳥は尾十四枚あり小鳥は尾十二枚あり

○せき弦とは弦の上を糸にて卷て漆にてぬるなり塗弦と云は糸にてまかす只ぬるなり

○白打出の笠白打出の笠は銀にて打伸たる笠成へし職人盡歌合細工の詞にナンリヤウにて打出わろきとあり天冠子細なし皆武器に非す

一木曾赤地ノ錦の鎧直垂ニ薄金ト云鎧着テ射殘シタル護田鳥ノ矢負テ歩セ出ス名乘ケルハ

○護田鳥の尾はヲスメオなり今うすへうといふ器談に記す其外皆前に見たり

一伊豫守ノ頸劍ニ貫テ赤絹ヲ切テ賊首義仲ト銘ヲ書テ髻ニ付義仲左右ノ眉ノ上ニ疵ヲ蒙リタレハ粉米ヲソヌリタリケル

○賊首の事唐土にては敵をすへて賊といふ事なれとも吾國にては吾邦の合戰には敵の首をも大將をは大將のやうに會釋する風俗なり然れとも義仲は朝敵なる故賊といふへし

○粉米を付る事我國の風俗にて首化粧とて首を洗ひ清め鐵漿を付たる首にはカネを付て生る時のことくこしらへるなり義仲眉の上に疵あるゆへそれをかくし紛らかさんために顔に米の粉をときて付たるなるへし是又首を粧ふなり

一軍將其日ノ裝束には青地ノ錦ノ直垂ニ黑糸威ノ鎧着テ鹿毛ナル馬ノ太ク逞キニ具鞍置テ乘リ給フ一説ニハ赤地ノ錦ノ直垂ニ黄返シノ鎧着テ宿鴾毛ノ馬ノ太リ逞シキカ尾髮足レルニ乘玉フ名ヲハ青海波トテ東國第一ノ馬ト云々

○黄返しの鎧は藍白地を黄に返したるなり器談に記しぬ鎧色談にも記す其外前に見えたり

一辨慶候トテ進參ス裝束ニハ褐ノ直垂ニ黑皮威ノ鎧ニ同毛ノ甲ニ三尺五寸ノ黑漆ノ太刀帶テ黑羽ノ征矢負テ塗籠ノ弓ニ好長カ取具シテ馬ヨリ下リ軍將

ノ前ニアリ
○此條の品々皆前に見へたり
一柹ノ衣物ニ同色ノ袴節巻ノ弓ニ猿皮靱鹿矢アマタ指テ半物草ヲソハキタリケル（鷲尾三郎）
○節巻は前に見へたり
○鹿矢は野矢なり鹿狩に用る矢なり日本紀に狩矢の字をシヽ矢とよみたり何羽をも用て廉相に作りたるなり羽を刈らずしてはくなり
○半物草はハンモツサウとよむあしなかのとなり
○足のうら半分ある草履なり
一烏帽子親ノ引出物トテ花憐木ノ管白金ノ筒金入タル刀ニ鹿毛ノ馬ニ鞍置テ赤皮威ノ甲冑小具足付テ給リタリケル
○花憐木の管に白金の筒金入たる刀と云は刀の柄に鞘もクハリント云フ木にて作りたるなり筒金は鞘に金の輪を二所入たるなり一所の筒金にはくりかた（下緒通し）をかねにて作り付にするなり柄も筒金入るなり此刀といふは腰刀なり器談に聖柄の刀の條に委しく記しおきぬ其外品々前に見へたり

一熊谷ハ褐ノ直垂ニ家ノ紋ナレハ鳩ニ寓生（ホヤ）ヲソ縫タリケル黒糸威ノ鎧ニ同毛ノ甲大中黒ノ征矢ニ二所藤ノ弓持テ紅ノ母衣掛テ權太栗毛ニ乘タリケル｜小次郎ハ練貫ニ澤瀉摺タル直垂ニフシ縄目ノ鎧着テ妻黒ノ征矢重藤ノ弓持テ是モ紅ノ母衣掛テ白波ト云馬ニ乘タリケリ旗差ハ秋ノ野摺タル直垂ニ洗革ノ鎧着テ鹿毛ナル馬ニ黒鞍置テ乘タリ
○鳩に寓生は熊谷が家の紋なり寓生はやどり木なりその上に鳩の二ツ飛形諸家紋樣に見たり澤瀉摺たる又秋の野摺たるは摺り繪なり藍摺衣の事なり前に記す其類なり
一重目結ノ直垂ニ赤威ノ鎧ニ二引量ノ母衣ヲ掛テ目油毛（カスゲ）ノ馬ニコソ乘タリケレ（平山秀重）
○重目結其外前に見たり
一盛嗣好裝束ナレハ紺村紺ノ直垂ニ赤糸威ノ鎧着テ白星ノ甲ニ蘆毛ノ馬ニ乘ル
○此條ノ品前に見たり
一旗差ハ黒糸威ノ鎧ニ三枚甲ヲ着タリ
○此條皆前に見たり
一兄弟二人馳來テ馬ヨリ飛下リ薬ノ下ヲハキ城戸口

ニ貴寄テ河原太郎同二郎

○わらのけとはわら草履なり藺にて作たるをゐのけといふゐこんかうとも云

一重衡ハ褐衣ニ白糸ヲ以テ群千鳥縫タル直垂ニ紫スソコノ鎧ヲソ着給ヘル馬ハ童子鹿毛トニ究竟ノ逸物早足ナリ

此條品々前に見たり

一忠度ハ赤地錦ノ直垂ニ黒糸威ノ鎧ニ甲ヲハ着給ハス烏帽子斗ニテ白鴾毛ノ馬ニ遠鴈ノ紋打タル鞍置テソ乗タリケル—忠度ハ赤木ノ管ニ銀ノ筒金巻タル刀ヲ拔儲テ座シケレハ

○此條のしな〳〵前に見たり

一通盛ハ紫地錦ノ直垂ニ萠黄ニ澤瀉威シタル鎧ニ連錢蘆毛ノ馬ニ乗テ

○此條のしな〳〵前に見たり

一業盛ハ長絹ノ直垂ニ所々菊トヂシテ緋威ノ鎧ニ連錢蘆毛ノ馬ニ乗給ヘリ

○長絹の直垂前に見たり是も所々菊とぢしてとあるは菊閉なきものあるゆへなり

○ひをとしの鎧前に見たり

一敦盛ハ紺錦ノ直垂ニ萠黄匂ノ鎧ニ白星ノ甲着シ滋籐ノ弓二十八差タル護田鳥尾ノ矢鴾毛ノ馬ニ乗リ玉フ

○此條の品前に見たり

一經正ハ赤地錦ノ直垂ニ鎧ハワサト着サリケリ身ヲ輕クシテ落給ハン料ニヤ小具足斗黄伏輪ノ太刀ヲ帯黄駱馬ニ乗侍一人モ具シ給ハス

○此條の品々前に見えたり

一重衡ハ紺村紺ノ直垂ニ練貫ノ小袖ヲ着ラレタリ折烏帽子ヲ引立給ヘリ土肥二郎ハ木蘭地ノ直垂ニ膚ニ腹巻ヲ着タリ

○此條の品々前に見たり

一櫨ノ匂ニ白ク黄ナル両蝶ヲスリ金物ニ打テ糸威ハ非シテ皮威ナリ裏ヲ返シテ見ルニ實ノアヒ〳〵ニ虎ノ毛アリ圖知ス虎ノ皮ヲ威タリ故ニ其名ヲ唐革ト申ケル

○櫨の匂鎧色談に記す

一三郎盛綱ハ黄生衣ノ直垂ニ緋威ノ鎧白星ノ甲連錢蘆毛ノ馬ニ金覆輪ノ鞍置テソ乗タリ

○黄生衣は黄のすゞしなり其外皆前に見たり

一打ヤ々々トテ鞭泥障ヲ合テ打處ニ
○打ヤ〱と鞭泥障を合て打處に云々此打や〱と云は馬を鞭うつ馬には非ず馬を乗連る事を昔は馬打といふなり騎馬を打ともいふいにしへの詞なり遠方へ馬を早めて乘る時の事をはやうちと云も同し
一辯慶黑革威ノ鎧ニ矢負太刀帶ナカラ
○此條の品前に見たり
一判官ハ紺地ノ直垂ニ紫坐濃ノ鎧ニ鍬形打タル白星ノ甲ニ濃紅ノ緥掛廿四差タル小中黑ノ征矢ニ金作ノ太刀ヲ帶重藤ノ弓眞中取黑馬ノ太ク逞シキニ白伏輪ノ鞍先陣ニ進テ
○濃紅とは紅の色を深くくろくなりたる色をいふなり其外前にあり
一木蘭地ノ直垂ニ椛(フシ)縄目ノ鎧着テ大中黑ノ矢負所藤ノ弓眞中取騧ノ馬ノ太ク逞シキニ金伏輪ノ鞍置テ判官ノ弓手ノ脇ニ進ミ出テ
○此條前に見えたり
一與一ヲ召レタリ其日ノ裝束ニハ紺村紺ノ直垂ニ緋威ノ鎧ニ鷹角反タル甲ヲ居首ニ着ナシ廿四差タル中黑ノ矢滋藤ノ弓赤銅作ノ太刀佩宿赭白馬ノ太ク逞シキニ洲寄ニ千鳥ノ飛散タル貝鞍置テ乘タリケルカ―甲ヲハ脱童ニ持セ揉烏帽子引立テ薄紅梅ノ鉢卷シテ手綱カイクリ扇ノ方ヘソ打向
○もみゑほし器談に記しぬ
○薄紅梅はうすくれなゐにはあらず紅梅と云色は赤黑き色なり其うすきをうす紅梅といふ鉢卷は白をも紅をも薄紅梅をも用定たる色なし
一黑糸威ノ鎧ニ甲ヲハ不着引立烏帽子ニ長刀ヲ以テ扇ノ散タル處ニテ家貞
○引立ゑほしの事是も甲の下にかふるなりすゝかなるゑぼしなりうしろの角引立たれは引立ゑぼしと云りへりを付てぬりたればへり塗とも云又轉してへんぬりとも云々へりぬりは是にかぎらぬ事なれどもかふとの下にかふるゑぼし是はへりをぬるゆへへりぬりともいふなり又都(スベ)てかふとの下に用るゑぼしかふとにておしつぶされても引立れは引立らるゝ故すへてかふとの下のゑぼしを引立ゑぼしと心得たる人あり誤りなり引立ゑぼしといふはなしうちゑぼしの形に似て後のかく引立たれば引立ゑぼしといふなり此ゑぼ

しかふりたる躰古書にも多く見えたり歌仙の繪などに角ある方を前になして押おりて猿樂の大臣えぼしと云形のことくしてかふりたる躰に見へたり夫も同じ烏帽子なり今公家にはすたれて用られず

一思慮貫シトテ鷲造ノ太刀ヲ給リ大少橋本

○鷲造の太刀詳ならず按るに古代鳥頭の太刀と云物あり是鷹飼のはく太刀なり銀作鴛の頸功螺鈿の劍無目貫緒云々長秋記ニ引之刀劒略記に見えたり是柄頭に鴛の首を作りたる物と見ゆ鷲造りも鳥頭のことく柄頭に鷲の首を造る物歟

一繼信ハ黑革威ノ鎧ヲ着タリケルカ　菊王丸ト云者トアリ—萠黃威ノ腹卷ニ左右ノ射韝（マキ）サシテ三板甲居頸ニ着ナシ太刀拔テ飛テ掛リ—菊王丸カ腹卷ノ引合ツト被射貫テ一足モ不引覆倒

○腹卷に左右の射藍さしてと云ことと前に云ことし射ノ字チハ除クヘシ此外品々前に見たり

○引合は鎧の脇楯と前胸と板を引合たる所なり腹卷にてうしろの合せめを云ふなり

一成良ヲ召木蘭地ノ直垂ニ洗革ノ鎧着テ大臣ノ前ニ蹲踞

○北條の品々皆前に見たり

一十三束ニ伏（ホンマ、）白篦ニ山鳥ノ尾ヲ以テ矯タリケルヲ羽本一外計置テ三浦小太郎義盛ト燒繪シタリケルヲ能ク引テ兵ト放ツ

○十三束二伏は其射手の手にて十三束二伏有にあらず凡矢の定尺は二尺七寸五分なり是は物さしの定にはあらず其人々の五寸ゆびにての定なり五寸ゆびは大ゆび人さしゆびをひろげて夫を五寸として寸を取なり一寸は人さしゆびの中兩ふしの間を用なり五分は其半分なり如此其人の手にて握るに十二束あるなり義盛は大男なるゆへ義盛か手にて十二束あるを常躰の人の手にては十三束二伏有しなりすへて十幾束幾伏と云は大男の矢束を常躰の人の手にて計りいふ詞なり其主〲の手にては何れも十二束あるなり十二束は今の定る矢束なり十二束より上は引れぬものなり

○燒繪は燒印なり其外の事共前に見たり

一黑塗ノ矢ノ十四束ナルヲ只今漆ヲチト削テ新居ノ紀四郎宗長ト書付テ舳屋形ノ前帆柱ノ下ニ立テ暫

シ固テ兵ト放ツ
○十四束の事是も前に云しに同じ十四束十五束など丶云も大男は相應に手も大なる故一束の長さも大なり其の男の手には十二束は常の人の手にては十三束も十四束も十五束も有なり十三束十四束十五束なと云は大男の矢束を常躰の人の手にて計りて云詞なり
一私ノ具足ニテ仕ヘシトテ魚綾ノ直垂ニ折烏帽子ヲ引立テ黄河原毛ノ馬ニ白伏輪ノ鞍置テゾ乗タリケル白木ノ弓ノ握太ナルヲ召寄テ白箆十四束二伏ニ誘タル切府ニ鵠ノ霜降破合テ矯タル征矢一手取添テ淺利與一
○私の具足とは私の道具と云事なり前にも記しぬ
○握太なるとはにきりの所斗ふとくしたるにはあらず惣躰もふとけれども握る物ゆへにきり太といひたるなり弦弓の形をいふなり此條の品々皆前に見たり
一年三十斗ナル男ノ木蘭地ノ直垂ニ黒糸威ノ腹巻二所藤ノ塗籠タル弓ノ眞中取リ甲ヲモ不着箙モ不負矢二ツ三ツ取添テ赤銅作リノ太刀佩テ中納言ノ海ヘ入リ給ヘルセソヒヘツト出來リ海ヲ睨テ立タリ
○二所藤の塗籠たる弓は二所藤に巻たるを塗こめ藤にしたるなり二所藤もありこめ藤もあり前に記しぬ
一貲布ノ直垂ニ長刀杖ニ突タル男
○貲布直垂とはサイミの直垂なりさいみ又さよみ共いふ糸太き布なり
一鎧取テ打懸灸治シ亂テ勞レノ折節ナレトモ鎧小具足取付テ縁ノ際ニ立出テ門ヲ開ト下知ス義經
○小具足前に見たり
一範頼既ニ立出テ小具足斗ニテ熊王丸ニ甲ヲ持セテ二位殿ニ見參シ給フ
○小具足前に見たり
一義經院ノ御所六條殿ニ參リテ大庭ニ跪キ事ノ由ヲ奏ス赤地ノ錦ノ直垂ニ萠黄ノ糸威ノ鎧ヲ着タリ
○赤地の錦の直垂萠黄糸おとしの鎧みな前にみえたり

源平盛衰記武器談終

太平記武器談

一（頼員回忠之事）太刀の目貫の堪なり程は云々此語を以て古代の目貫を考へ知べし今世の目貫はたゞ柄の上に置て飾とするまでにてなりこの穴へは別に竹釘をさして是を目釘といふなり此物古代はまふたきといふ古今著聞にも見たり古代の目貫といふものは右の如く成物にあらずかねにて作りなかこの穴をぬき通す物なる故目貫といふ目とは穴の事なり是今世の目釘の如し其目釘の如く成物の頭に鳥獸花草などの形を作り付けるなり一方の目貫は管にして一方の目貫は釘にしてかの管を柄の頭の穴へ一方よりさし貫き又一方よりはかの穴の中へ釘をさしこみおくなり今世ねち目釘といふ物の如しされどもねちに作らず唯さしこみ置なり古代目貫といひしものは今世の目釘と目貫と一ッに合せて作り付たるものなり太刀打刀なと柄を絲にて卷に古代の目貫にては柄をぬき事叶はざる故後代竹目釘を作り出し目貫目釘と二品に拵目貫をば穴より上にすへ置なり是時々柄をぬくべき爲なり

一（師資登山之事）金作りの小太刀と云々但小太刀とて寸尺の定りもなし唯尺の短きをいふなり

同（持明院殿御事六波羅之事）狩衣の下に腹卷と云々狩衣の下又直垂等の下に腹卷を着るを下腹卷と云なり源平盛衰記平家物語等所々に見たり

一（笠置軍ノ事）錦の御旗に日月を金銀にて打て付たるか白日に輝て光り渡りたる云々天子錦の御旗の事上古の書に見へず後醍醐院の御時より始る歟其時代の書に始て見たり又本書節度使下向の際にも一宮中務親王五百騎にて三條河原へ打出させ給へるに内裏より下されたる錦の御旗を指上たるに俄に風おそろしく吹て金銀して打て付たる日月の御紋地に落たりけるを不思議なりと見たり安藝國廣島の家臣湯川治左衞門が先祖紀州湯川庄司が大塔宮より賜りし錦の御旗の模形を見しに赤地錦二幅長六尺六寸五分なり上に日月を金銀にて打付たる日月の下に天照皇大神八幡大菩薩春日大明神の神號を三行に墨書す横上に紅の組緒を付て綱四ッあり大躰如斯なり又梅松論に

將軍の御座船は錦の御旗に日を出したり（月の事無之）天照大神八幡大菩薩（春日大明神是なし）金の文字に打て付られければ日に輝てきらめきたり是等を集め考て大概を知るべし然るに謠の抄に白旗の事錦の御旗と號是天子の御旗なりと見へ山名因幡守の家に傳らるゝ所の先祖天子より下されし錦の御旗といふ物も白練絹（今古くて玉子色に見ゆ）一丈幅一尺三寸五分横上に上より八寸五分下に月の丸有大サ經九寸縁一分計赤く輪を出し內に金箔を押たり其外六寸五分置て二ツ引兩あり大サともに五寸間白き所四寸五分其外眞中に摩利支尊天右に八幡大菩薩左りに愛宕山權現三行に神名あり旗長サ今存（在歟）立する所一丈もとは何程ありしや切れ失し體なりとある人の見し趣を記し置けり右何れも白旗にて白練成を錦の御旗と云傳へしなり是を案ずるに前に云如く錦の御旗といふは錦にて作り日月を金銀にて打て付らる事本式成べし然れども其頃兵亂騷動のおりなる故朝廷も事調はざる事あつて時に臨て御旗を賜るに錦無之時は白旗に日月を金銀にて付又金銀の細工も調はざる時は日月を書て夫を錦の御旗と名付て賜りしを其時の名を稱し傳へて白旗なれども今に至るまで錦の御旗と唱へ來りし成べし然るに錦の御旗といふものは錦に非ず白旗の事なりと云は誤成べし又本書筑紫合戰の條に蟬本白くしたる青竹の旗竿ありされば こそ船の上より錦の御旗を賜りたりと聞へしか實なりと見へたり錦の御旗の竿は青竹にて蟬口を白革にて包たるとなり（錦の御旗の事は人多知りたれとも竿の事は心付さる故附錄なり）

○篦かつきといふは征矢の根又は雁股とかり矢の類もなかこの本に篦の切口を受る所をつみのことくする是をかづく所なり依て篦かつきといふ又まちとも云なりまちをこふしに引かけてといふ事古物語にあり此事なり

○千檀板は鎧の右の相引の緒をおほひかくす具なり

○弦走は鎧の前むな板胸腹を一面に染革にて包なり

○胡簶はヤナクヒなり箙の事なり箙の字古訓ヤナクヒなり

○金磁頭はきたひ鐵にて打たるシントウなり是はかたき物を射碎くべき計の矢なり

○高紐は鎧のわたかみの上に有て相引の緒を取合てこはせを掛るなり今の世の具足の引合の緒を高紐といふは大なる取違ひなり冑をぬいて高く高緒に懸る事あり

○くつ卷は矢の根の際にありくつはくちなり篦の口を卷なり

六 關東大勢上洛ノ事 旗差は旗を持て馬に乘る侍なり古代は旗を歩行にて持事なきなり信玄謙信などの頃が乳付の旗を足輕の脊に負せ歩行せしなり

○厚總は薄總に對して云總の厚きと薄きの違なり又大總小總とも云總名は連著鞦なり

○纐纈の鎧直垂ノ事倭名抄錦綺類ノ條曰夾纈東宮切韻に釋氏曰 胡結及夾纈此間云加字介知 結帛爲文綵也孫愐曰纈之有夾花也按に結帛を爲文綵といへるくゝし染なり帛をくゝり寄せて糸にて堅く卷結染て糸をとけば糸の痕白くするなり後世クヽシソメト訓なり 江戸詞にしぼりぞめといふ物なり 又纈之有夾花といふは纈に華形のやうなる紋を染る成へし夾には字彙に相雜なり交り並ぶなりとあり其紋のまじはり並ぶなり纈玉篇に綵纈なり字彙に繫なり謂繫繒染爲文なり唐韻に結なり增韻に文繒なりと有結とあるは括る事を云なり纐纈ユハタモヨム古訓なりユハタハ結花形の略語か夫木抄にかしは木のゆはたそむてふ紫のあはんあはしは灰の心もと詠り 夾纈和名抄ニカウケチト讀シ字ニテしるしたり和訓ナシ俗ニキクトチトヨム事ハ非ナリ字書纈ノ字ナシ 追考今は纐纈の染様絶たるか禁中の女房の裝束に纐纈の裳といふ物あり赤地にいろ〳〵の糸をもつて花形など繡にしたる物なり昔染たる形を今はヌヒ物にする成べし

○八龍を金にて打て付といふは龍を八ツ冑の上に置たる成べし銀の磨着の臑當とは鐵の立擧の臑當に銀の薄金をのべて付て磨きたるなり

○二ふり帶とは一ふりをばはきそへといふなり太刀二腰なり

○鹽干潟の捨小舟を金具に磨たる鞍とは金のうすがねと青具とを交て文を置たるなり

○白磨の銀箸とは白く磨なり即銀を磨くなり銀箸とは銀にて箸を作りたるなり

○本滋藤の弓は弣より上を二所藤にして弣の下計を重藤にするなり是小笠原の說なり室町殿の比記せし弓馬故實といふ書に見眞中握てとは馬上にて弓持に弣をは持ずして弣より上の方眞中を持てうら弭をば馬耳二つの間になして持なり

○片小手とは弓手ばかりに小手をさすなり

○諸具足とは片小手に對して云すね當は左右共にはく事をいふ

七

吉野城軍ノ條 龍頭の冑の前立物は龍頭頸前足を作りて立るなり

古代は冑の緒といふ忍の緒と云名なし或說に冑の緒の外に小紋を付置て結ぶ是を忍びの緒といふ冑の緒切れても此忍の緒なるゆへ甲落る事なし敵に知らせぬ緒成忍の緒といふと此說新作の妄說なり

八

山徒寄京都ノ條 其頃會てなかりし五尺三寸の太刀と云々

古代太刀短し此時代より長き物はやり出し事を思ふべし

同

四月二日合戰ノ條 鎖は近世鎖帷子といふものなり

○大立擧の臑當は總じて鐵にて打なり形は甲冑名所圖に記す見べし軍器圖式にも見へたり

○膝鎧は今脛楯といふものなり源平の戰の頃までは此物の名聞へず其後出來し物成べし義經脛楯といふ製あり僞名あり義經の頃なき物なり又高舘草子に水に鴛鴦のはいたて獅子に牡丹のはいたてばかり是又義經の比の事をいへるなり然共此草子は舞曲の譜成故證とするに足らず

○猪首に着るとは甲を少しあふのけてかふる事を云矢石を恐れぬゆへ如此かふるなり

○かなさい棒は鐵の棒なりさい棒は罪人を打の笞といふ事成べし

○冑の菱縫は冑のしころの端に絲を〆〆字形に綴たるを云其形菱形なり

同

主上自令修金輪法給ノ條 笠符といふ事は笠は假り字なりかさしるといふはかさしるしなり頭に物を挾むをかさしといふ舞人の挿頭（カサシ）の花も同意なりかさししるしを略してかさしるしと云々元は甲に付るしるしなり頼朝卿文治五年奥州の泰衡日來義經を隱し置事を憤りて泰衡を征伐の爲奥州へ發向し給ふべきよしにて下河邊庄司行平に仰せて鎧を調

進せしめられしに其鎧を見給ふに冑の後に笠標を付たる此の篩(フタ)袖に付るを尋常の義とするいかゞと頼朝の尋ね仰せられしに是義祖秀卿朝臣の佳例なり其上兵の本意は先登に進む時は敵は名乘るを以て其人を知り吾が乘は後より篩を見て必ず先登の由を知る者なり但袖に付させ給ふべきやいなや御意も在るべし如此の物を調進の時は家の様を用る事故實なりと行平答申ければ頼朝の御感を蒙りしと東鑑卷九に見へたり頼朝の頃はや袖に付る事になりしと見へたり笠印といふ名すべて目印の總名と成て袖に付るをも笠しるしといふ一條兼良公のねざめの記に衣裝は富貴の第一の笠しるしなりといふ事も見へたり

九 山崎攻ヿ 花鬘子の濃紅に染たる鎧直垂の事花鬘子とは花形を折たるとんす成べし鎧直垂は錦のみに限らすとんすにても何にてもするなり

○紫糸の鎧紫糸おとしなり金物しげく打とは胸金物すそ金物を尋常よりも數多く打たるなり

○吹かへしは冑のしころ二枚の端左右を上へひねりかへしだるをいふ

○金作りの糸鞘の大刀といふは圓形の丸きには非ず一圓の事をいふなり總を金作りにして鞘をも一圓金にて包たるをいふ鞘の形を丸く削りたる事にあらず

同 六波羅攻ノヿ 青總は青きふさ鞦なり

○厚總の燃立はかりなるとは緋の鞦を云ふなり

十 稻村崎干潟ノヿ 白鞍は白とは白かねの鏡くらなり

○三ッ物四ッ物詳ならず諸當用抄 北畠家の記なり 云七ッ道具といふ事先具足同かたな同太刀同矢負ふなり同弓持同ほろをかくる同かふとを着るなり是を七ッ道具或は七ッ物といふなり他流には太刀二ふり刀なとやうあまた揃事と思ふおかしき事なり云々是によつて按ずるに三ッ物四ッ物といふは右の七ッ物を二ッに分けて具足冑母衣を三ッ物といひかたな 腰刀 太刀弓矢を四ッ物と云々非なるべし

同 長崎二郎高重藤澤合戰ノヿ 筋の帷の日月押たるとは筋を染たる大帷子に日月は金銀の箔にて押たる成べし大帷子は直垂の代りに用ひし成べし其製直垂の如くにて布にて製する源平盛衰記に 宇治合戰 慶秀も白帷子

の脇かきたるに黃大口萠黃の腹卷に袖付たり明禪は脇かきたりける帷子に白大口に洗革の腹卷に射向の袖をぞ付たりけれどあり此わきかきたる帷子は大がたびらなり是も鎧直垂の代りに用ひたるなり

○赤絲の腹卷は茜染の絲にて威たる腹卷なり

十二 公家一統御政道ノ事 帶刀タテハキト讀む帶刀の役は將軍家御出行の時太刀を佩て供奉する役なり帶刀の役にあらざる人は太刀をば從者に持せて其身は腰刀サヤマキノ刀ノ事ばかりさして供奉するなり今の世の如く大小を指といふ事は無之

○裾金物冑も鎧の袖も草摺も菱縫の板に花鳥獸の類の形を金ものにして打なり

○太刀懸とは鎧の射向の方の草摺ゆるぎの絲を不用して染革を以て草摺を胴に付る其染革を太刀かけといふ絲にては太刀の金具引かゝるべければ一枚革にて作るなり幅付[illegible]といふなり

○白箆はさらさゞるゆえ色白なり

○節陰は箆の枝をもぎ取たる痕のくぼみたる所有て其くぼみたる所をその形の如く漆にて塗るなり右のくぼみ目の所より日われる物なれば割ましき爲其所をぬるなり

鵠はくゝひとよむ今時はくてうといふ鳥なり鴈に似て大なり色白し

二番藤の弓は二所ヅヽよせて卷き叉弓を置て二所卷なり銀のつく打たるとは銀の折釘を打なり是に矢を懸て引なり戰場いそがしき時矢こぼれせざらんためなり矢は丸木弓なり 木竹合せたる弓にはつくうたれぬなり

○芝打とは鞦（ホンマヽ）の總の端をいふなり 幕のすそをも芝打といふ同意也

○雙口押させと侍十二人我馬の左右に召列たるなり侍も馬に乘り我も馬なり依之もろ口と云押は人數の押行なり

千鳥足は馬のあしなみのはら／＼と千鳥の飛ぶ羽音の如く成をいふ

十三 兵部卿宮薨去ノ事 刀は腰刀サヤマキノ刀ナリ脇差の刀鎧の引合に指したる懷劍なり 古代脇差ハ刄長サ六七寸鍔なし鞘尻丸しからかい指短き下緒を付隱劍ともいふ

十四 箱根竹下合戰ノ事 冑の眞額に插み出（ホンマヽ）は冑の前立に按本（チシクシ）をさしたるなり

同 將軍御進發大渡山崎合戰ノ事 大鎧といふは唯其人大なるか鎧も大

成をいふなり

○獅子頭の冑はかぶとのまひさしの面を獅子頭に作りたるなり此冑は古代の書に見えたり

○目の下の頬當は目の下より鼻顛までを覆ふ頬當を云なり半頬共いふなり今世是を面頬といふ非なり面頬は額までかゝるなり

○脇楯は鎧の右の脇の透間を塞ぐ具なり古代の鎧は右の脇を欠て作る歟右脇は脇楯を當るなり

○備前長刀は備前國の鍛冶の所作なり武備志にも備前刀を賞美したり異國迄も隱れなし

十五（三井寺合戰ノ事）鎗此所に始てやりといふ物見へたり上古は素鎗を手鉾と云しを後に鎗と名をよび替しなるべし後三年合戰盛衰記などには手鉾見へたり後三年繪に手鉾の形を書たり直鎗なり

按ずるに手鉾の柄を長くして遠くつきやる意にてやりといふ成べし

同（正月十六日合戰ノ事）中黑の旌旗の上の方を横に一文字に黒くするをいふ

同條蟇目からは蟇目をすける矢からなり蟇目は大成もの故細き篦をすけて射る時しなひて惡し依之蟇目にてふとき篦を用るなり

○長舟打の鏃は備前鍛冶なり

○ねた卷は沓卷より先の方を卷なり沓卷は細き糸にて卷ねた卷は太きより糸にて卷なり沓卷の上の方とは（根の方をさしみたるなり）

○手衡にせん爲とは右の矢を手に持たる儘にして突にはあらず矢を投て突なり手離劒といふ物は是より出たる物か此手突の矢は杢村か能く手練したる成べし投突にするゆへ弓をば持ざりしなり打根といふ物も手突の矢より出たるかされども是は投突せず

○あけ卷付の金物鎧のおしつけのさか板にかく大なる坐金物ありくわん有て總角を付るなり

十六（本間孫四郎遠矢ノ事）上差の流鏑矢は篦の上にさすなり此上差の矢差やう習事有なりわろくさせば征矢ぬかれず

○握太といふは握りの所をふとくしたる弓と心得たる人あり左にはあらず大兵の引弓成故弓の總體のふときをいふ握りは持所ゆへ此所まで其ふとき體を顯したる詞なり何れの書に有も此趣に

心得べし

○そり高は弓強きゆへ弦をはづしたる形そり高に成なり（そり高成弓といふは強き弓といふ詞なり）

同（新田殿湊川合戰ノヿ） 薄金の鎧義家の時に其名あり奥州後三年合戰の時かの冑は打せられしよし彼物語に見たり古代鎧多くは革なり此鎧は薄金にて作りたる故名物と成しなるべし天文の頃鐵砲渡りし以來鐵鉋を防んために鐵鎧多く成しなるべし

○鬼切鬼丸の太刀由來製作不詳

○熊野八床司云々黒糸威の鎧冑は黒糸威なり子細なし

○指の先まで鏁りたる小手とは鏁小手なり指の先までとあれどもさやうにしては物を握り難し過言なるべし

○猶弓を強く云々○白木の弓是は丸木弓の塗ざるをいふ成べし今世の木と竹を合せたる白木弓は軍中雨露なとにあへばにへはなれ損るなり古代の軍には皆丸木弓を用ひしなり

○白鳥の羽は白鷲の羽なり

百矢は矢櫃に百筋入たる用意の箭なり

箆撓は箆のたはみをため直す是なり細き木に鉾に溝を彫り刻みて夫を箆を入て撓るなりされば鉾（スチカヒノコトナリ）なる形をばのため形といふなり職人盡歌合せに

なかむとて我さへ目をそひねりぬる
　のためかたなる有明の月

（右の題矢細工なり 有明の月は斜月なり）

○黒革の鎧はくろかわをもつて威すなり

○五枚冑はしころ五枚あるなり○半頬は目の下の頬當なり　○猪の目は野猪家猪等の目に似たるにはあらず猪の字假字なり　○目とはあなの事なり或說に猪の目の形は摩利支天の印相の形なり印の目なりといへり非なり（印の諸佛の印相なり印といふは摩利支天の印に限らぬなり）その形はの字のごとくの是なり古人の物に名付るにむつかしき事なし後世に至つてむつかしき說を取付るなり扨是を物のさしに用る事いのめは火の象なり文明の義をとつて物の儕とする成べし

○鉞唐にては大將軍の執る所の物なり吾朝にても上古はしける後代に至つて不用立たまく我の

好みにて私に用之
○射向は鎧のたりをいふなり
○鎧つきは鎧着たる者掛停にて矢の多く飛至る所にて鎧をゆすりあけ／＼して鎧を働すなり如此すれは矢中りても通らぬなり鎧つきのつきは舂（ツク・ウスツク）の字なり
○鉢付の板は冑のしごろの上鉢へとり集の板なり
○横縫は横に縫たる糸なり
同（白八幡被寄條）前副は太刀を佩て其上に又はくを帯副と云
○御所作といふは金作りを云成べし下文に只今絶たる金作の太刀と云を以てしるべし
○兵庫鎖は器談に記す此兵庫鎖は金の兵庫鎖成べし御所作の兵庫鎖なり
○金作りの太刀此金作は前に云たる御所作りの事を云なり然ば御所作とは金作りの事なり
○山鳥の引尾の征矢は山鶏の引尾（ホソマヽ）にてはきたるなり征矢と書てかりまたとかりや元根などはすぐならず柳葉剱尻鳥の舌の類征矢の根に用るは皆すくなりされば直矢といふなり
○せき弦は二品あり一ツは伊勢國關といふ所より出し名物をいふ尺素往來に關弦坂弦といふ是なり坂坂は同國松坂より出し成へし職人盡歌合に松坂やつる／＼と詠る歌あり一ツには射ならしたる弦の上を糸巻て漆にて塗るなり是軍弓に用るせき弦なり

同（白山門還幸ノ事）上帯は鎧の上帯なり
同（瓜生判官心替ノ事）白覆輪の緋糸鎧は緋糸威の鎧の胸板はつれ脇下袖の冠の板等の端／＼のひねり返しのふちを銀にてふくりん取たるなり
○若一家の内と云々鐘の袖に（句を切て讀むへし）着たる金作りの太刀如此讀むべし鎧の袖に小金作りの太刀を取そへて二品をあたへたるなり但はきたる金作りの太刀といふへき（ハキ）を本文にさしたるとあるは書誤成へし　按るに着たると古本に有しを差（着ト差ト字相似たり）たると寫誤れる成べし太刀を着とも云なり

十八（春宮還御ノ事）弓杖はたゞ杖につくなり○皆紅の扇は總地紅の扇なり古代軍扇とて別に作る事無之依之扇に色々あり今世軍扇といふ如く定りたる事はなきなり常の扇なり中古以來扇を別に作て是を

神にせんとて色々の妄説あり
十九（義貞越前府城ノ㇀）かいしのきの太刀はしのきに稜を立すしのきの所少し丸みあり船を漕ぐかいと云物の如く平みに少し肉あるを云なり貝の字は假字なり櫂鎬（カイシノキ）と書べし
二十（義貞馬屬強ノ㇀）小具足は鎧をば着せず小手臑當脇楯膝鎧計着したるをいふ小具足は鎧に具したる小道具といふ事なり膝鎧前に用る事も有
同（義貞自害ノ㇀）白羽の矢子細なし　○眞向のはづれは冑の正面まひさしの端なり
廿二（畑六郎左衛門ノ㇀）帷子冑は今世鎖頭巾と云物なり猶器談に委し　○鎖は今世の鎖帷子なり
○大鎧子細なし大兵の着る鎧なり
○七ッ物詳ならず前に記せし七ッ物とは相違べき歟畑六郎左衛門か云々　○金胴は強力の士鎧の下に着するものなり鎧の胴のごとくなり鐵にて胴ばかり作りすかけに縫たる物なり是は段子繻子抔にて包たるを胴といふ袖草摺も付さる故から胴とも云からは空なり袖草摺なき故なり
○熊野打の頰當は紀州熊野にて作り出しける成るべし
○一引兩に三ッ鱗は笠符の紋なり馬の三頭に吹懸とは笠印のたけ長きなり
○鏁の馬鎧は革の馬鎧も有し故紛れぬために鏁のとは云たるなり馬鎧を上古は且裝といひしなり軍防令に見へたり馬鎧は騎戰に用ゆ
同（義助朝臣病死ノ㇀）曼荼羅を書て縨にかけと云は母衣にまんたらを書し成べし詞前後と聞ゆ古代の武士佛法を甚た尊信せし故如此の事有時の風俗なり
同（大舘左馬介討死ノ㇀）紺糸鎧は紺糸威なり
廿五（住吉合戰ノ㇀）鎗を馬の平頸に引副て云々此文を見て鑓は阿間了影より始るといふ説あり非なり是より以前三井寺合戰に鑓見えたり
廿七（左兵衛督欲誅師直ノ㇀）懷劒といふ太刀其由來製作不精詳
廿八（四條縄手合戰ノ㇀）輪違を金物に彫透したる鎧の裾金物なり
廿七（御所ヲ圍ムノ㇀）御小袖は鎧の名なり製作不詳
廿九（越後守石見引返ノ㇀）紅の母衣子細なし
○陶山か引敷の板を疊み上云々引敷の板は鎧の腹の草摺なり
同（小清水合戰ノ㇀）絹三幅を長サ五尺に縫合せて兩方に赤き

手を付たる旗は是定式に非ず自餘の勢に紛れぬ爲にしたるなり定式兩方に手を付る事なし

同 松岡城周章ノ事 ○鎧直垂子細なし　○掛羅は禪家の袈裟の事なり

師直以下被誅ノ事 打刀は近世の侍の指大小の大なり懐に着たるとは僧衣の下に隱して狭みたるなり其たけ短きを用ひしなり　△同 梶原彌七 打刀前のごとし

三十一 武藏野合戰ノ事 小手袋は今世小手の家地と云物なり小手の絹なり

○四幅袴布四幅を以て縫なり前後二幅づゝなり長サ膝の少下に至る腰板なし革の菊とぢを付着樣はまづ後の腰紐を前にて結でうしろに前腰をあて前腰を後へ廻して前にてむすぶなり後紐短く又紐長し此袴古は中間小者なとの着たるはかまなり　○四幅袴を化粧はかまとも云よし諸家當用抄に見たり今世化粧はかまといふ物はふんこみなり

○白旗子細なし

○義興冑の錣と云ゝ　○袖の三の板は三枚目の板なり

同 鎌倉合戰ノ事 ○太刀かけ草摺の横縫等前に記す

○關將監かから胴と云々から胴は前の金胴の所にしるすからをすみてよむべしにごるは惡し

同 ○脇楯前にしるす壺板は右脇胴を覆ふいたなりつほとは穴の事なり其板に穴三ッ有て緒を通すなり

同 神南合戰ノ事 大鍬形子細なし唯大成なり鍬形は器談に記す　○福間三郎と云々だびら廣は今世だんびら物と云に同じ

○三ッ鍬形は山の字の如し常に鍬形の甲に劒頭のごとくして立たるなり

同 菊地合戰ノ事 ○三人張の精兵にて此時代より鎧をためす事あり實は札の字を用へし是は鎧に威し立て後にためしたるにはあらず未だ鎧に作らぬ前に鐵札をためしたるなりためしは樣の字にあらず試字なり いにしへためしたるは矢こそ抜ぬやうにためすなり後代には鐵砲あり鐵砲にてぬけぬやうにするは鐵を厚くせされは叶はす鎧は重くては用にたゝす

同 畠山道誓上洛ノ事 白鞍の鐙くらなり

濃紅以下馬の毛を染し事尋常にあらず無益の事

なれとも此馬の毛の染やうを按ずるにたゞ染ては染りても忽に剝るなりこの染様は色々の繪の具に酣を入て染へし箭の羽を染筆の毛を染る類酣にて色をときて染れば剝ることなし

同 紀州龍門山軍ノ事 濃紅の母衣子細なし

同 ○其中に遊佐々々○金百兩と有は今世の小判百兩にては無之其時代小判はなし煉金秤目百兩の事なり小判は慶長以來の事なり古代は錢計通用す金は通用の貨泉には不用之此事武器にあらざる事なれ共記之

同 二度紀伊國軍ノ事 圓覺寺の長老より指上奉りし御袈裟なり是を母衣に掛てと云々是にて古代の母衣の製を考へし此袈裟七條のけさなり七條のけさを直に母衣に用らるべし近世の母衣の躰にて七條の袈裟直に母衣には用ひがたし保侶衣推考に顯したる圖を以て考へし

卅五 京勢重南發向ノ事 方貫(ツラヌキ)は毛沓の事なり盛衰記に大將軍義經は熊皮のつらぬきをはき自餘は牛皮をはくとあり

同 北野通夜物語ノ事 木鞘卷の刀と云は木刀の事にてはなし靑砥左衛門專ら儉約を用ひし故鞘卷の刀の鞘をぬらずして木地を用ひしなり鞘卷の刀は短刀なり腰刀の事なりつは入らず放し目貫なり

○木太刀も右のごとゝ木刀にはあらず儉約にて木地の鞘を用るなり

○弦袋は弦卷の事なり袋といへばとて帛にて縫たる袋にはあらず

叙爵(従五位下ニナル事)して弦袋を太刀に付しといふは左衛門尉などになれば公家より弦袋を申上て付るなり 此事盛衰記高倉宮ノ條長谷部信連ノ詞ニテ考ヘシ

卅八 細川相模守討死ノ事 小具足前に見えたり

○掃部助と云々刀は腰刀なりさやまきの刀の事短き刀なり今世鎧通しといふは此事草摺をはね上てさし通すには短きにあらざれば用ひがたし首をかくも短からざれば不叶なり

卅九 芳賀兵衞入道軍ノ事 鞍具足は鞍道具といふ事なり鞍ほね切付力革鐙おもかいしりかいむながい腹帶等を鞍具足と云

○連蘠鞦は總しりかいの事なり蘠の字は假り字なり本字は連著延喜式に見えたり

○岩松治部と云々紺糸鎧は紺糸威なり○白糸鎧は白糸にて威す子細無し

四十最勝講鬪ノ一及脇指の太刀は南都の大衆兼て闘諍をたくみて兵器を用意して來りし故に太刀を僧衣の内に隱して脇に指來りしを脇差の太刀といふなり太刀をはくといはずしてさすと云たるは横たへはかずして衣の内に脇にさしはさみし故わきざしの太刀といふなり別に脇差の太刀といふ物あるには非ず脇差の刀といふも（今云わきざしの事なり）懐中に脇ざしはさみし物成故わきざしの刀といふにおなじ

おほけなきわかものゝふのみちしはの
露ばかりのみしるすふること

明和九年壬辰六月　　伊勢平藏貞丈書

太平記武器談終

著作權所有
不許飜刻復製

明治四十一年六月十五日印刷
明治四十一年六月二十日發行

再版

定價金參圓也

校訂編輯者 室松岩雄
東京市麴町區飯田町五丁目八番地

發行者 目黑和三郎
東京市京橋區弓町廿四番地

印刷者 高塚慶次
東京市京橋區弓町廿四番地

印刷所 三協印刷株式會社

發行所 東京市麴町區飯田町五丁目八番地
國學院大學出版部

UNIVERSITY OF TORONTO
LIBRARY

WILLIAM H. DONNER
COLLECTION

*purchased from
a gift by*

THE DONNER CANADIAN
FOUNDATION

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 02976 4560